石村貞吉著

新註平家物語

全

修文館發行

嚴島平家納經々筐

長寛二年九月　平清盛以下一門三十二人　各一品一巻を分つて　法華經等を書寫　嚴島明神に奉納し　家運の榮福來世の妙果を祈つた　其の納經の題僉　料紙　軸首　見返の繪畫等　善美を盡すを以て　世に知られる

嚴島平家納經

記

一、本書の本文は、萬治二年版本を底本とし、多少の變改を加へたものである。

一、語釋は簡潔を主とし、その條の章句の解釋せられる程度に止めた。又成るべく重複を避けた爲に、讀者は索引に依て隨時檢索せられたい。

一、源平盛衰記を盛衰記、參考源平盛衰記を參考本、平家物語考證を考證、平家物語標註を標註等、推測し得られる程度に略稱を用ひた。

一、解釋の參考に資すべき繪畫、大事年表、系圖、地圖等は、之を一括し附錄として、卷末に揭げた。

一、本書の成るに就て、先行諸註、學友諸彥に負ふ所が少くない。今こゝにその何れもに對し、深甚なる謝意を表明する。

昭和六年十月　　著　者

新註平家物語目次

巻第三

卷第四

卷第五

巻第六

巻第七

巻第八

巻第九

巻第十

巻第十一

巻第十二

灌頂巻

新註平家物語目次終

新註平家物語

石村貞吉著

卷第一

祇園精舍

祇園精舍の鐘の聲、諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す。奢れる者久しからず、只春の夜の夢の如し。猛き人も遂には滅びぬ、偏に風の前の塵に同じ。遠く異朝を問らふに、秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の祿山、是等は皆舊主先皇の政にも從はず、樂を極め、諫をも思ひ入れず、天下の亂れん事をも悟らずして、民間の憂ふる所を知らざりしかば、久しからずして亡じにし者共なり。近く本朝を窺ふに、承平の將門、天慶の純友、康和の義親、平治の信頼、是等は奢れる事も猛き心も、皆執々なりしかども、間近くは、六波羅の入道前太政大臣平朝臣清盛公と

申しし人の有樣、傳へ承るこそ、心も詞も及ばれね。

【祇園精舍】西暦紀元前五世紀頃、中印度舍衛國に在つて、釋迦が說法したといふ有名な大寺。『祇園』祇樹給孤獨園の略、祇陀太子が樹林を供養し、給孤獨長者（須達長者が孤獨者賑恤の爲に得た異稱）が園地を寄捨したるよりの名。『精舍』寺の異稱、精錬行者の宿舍の義。**【鐘の聲】**祇園精舍中、病僧を置く無常堂の四隅に在つた鐘が、病僧臨終の際には自然と鳴つて、諸行無常以下四句を說き出し、病僧之を聞くと苦惱忽ち去り、清涼の樂を得ること三昧に入るが如くにして淨土に往生すると、祇園圖經・往生要集等に見える、その鐘の聲のこと。**【諸行無常】**涅槃經聖行品にある雪山偈（諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂）の第一句。『行』は因緣の假合に依て三世に流轉するものを云ひ、『諸行』で一切の變遷流轉するもの、即ち宇宙間の萬有を指すことゝなる。萬有は時々刻々に生滅變轉して常住することがないの意。**【沙羅雙樹の花の色】**『沙羅』梵語、高遠の義、他樹より高く抜け出で、遠くより見える意。一に堅固の義ともするが、慧苑音義には、舊翻云堅固者誤とある。龍腦香科の喬木。大唐西域記には其樹類槲而皮青白、葉甚光潤とある。『雙樹』四方に二株づゝ雙生してゐること。釋迦が拘尸那揭羅國阿利羅跋提河畔沙羅樹雙生の地で入滅した時、大聖の死に感じて沙羅樹の枝葉果幹悉く枯凋して白色に變じ白鶴の如くなつた故事に基いた句で、『花の色』は『鐘の聲』の對句として唯輕く用ひたに過ぎない。**【盛者必衰】**仁王經護國品にある四非常偈の句。盛者必衰、實者必虛。**【春の夜の夢・風前の塵】**短いこと、果敢ないことの喩。往生講式云、一生是風前之燭、萬事皆春夜之夢。**【遠く異朝を問らふに】**古く支那の事跡を調べて見ると。『異朝』外國の事、こゝは支那。**【秦**

の**趙高**】秦始皇帝の臣。帝崩後恣に二世皇帝を擁立して、一時威權を專にしたが、後三世子嬰の爲に誅せられて三族の刑に行はれた。**【漢の王莽】**前漢成帝の后の父、二歳孺子嬰を立て、國政を專にし、後之を廢して自ら帝位に卽き、國を新と號し、在位十五年に及んだが、天下大に亂れるに及で、長安諸侯の兵の爲に殺された。**【梁の周伊】**『朱异』の誤か。標註に貞觀政要君道第一に、秦二世則隱二藏其身一、拒二隔疎賤一、而偏信二趙高一、及二天下潰叛一、不レ得レ聞也、梁武帝偏信二朱异一、而侯景擧レ兵向レ闕、竟不レ得レ知也とあるを引て、「此物語を作れる作者、此事をそら覺にして記せしなるべし」とある。异は梁武帝の臣、阿諛便佞、君寵を恣にし要職に在る卅餘年、衆議を排して侯景の梁に附くを許したが、後景の梁に叛くに及んで王に咎められ、慚憤して死んだ。**【唐の祿山】**『祿山』安祿山の略。もと營州柳城の胡人。唐玄宗の寵を被り、又その寵姬楊貴妃の養子と爲つて、宮の內外に權勢を張り、終に天寶十四年范陽に叛し、自ら大燕皇帝と稱したが、間もなく其子慶緒に殺され、慶緒も亦部下の將史思明に殺されて亡んだ。父子僭位凡そ三年。**【舊主先皇】**同義重語。**【思ひ入れず】**深く考へて見ないこと。**【民間の憂ふる所】**暴政の爲に人民の困窮すること。**【本朝を窺ふに】**我國の先例を調べて見ると。**【承平の將門】**鎭守府將軍平良將三男。高望王の孫。朱雀天皇承平年中、常陸下總等の諸國を往來し攻掠を恣にしたので、同五年以來追討の宣旨を下されること再三、天慶二年十一月武藏權守興世王と謀つて僞宮を下總國猿島郡石井鄕に造り、自ら新皇と稱し文武百官を置くに及んで、翌三年二月下野押領使藤原秀鄕常陸掾平貞盛の爲に亡ぼされ首を京師に傳へられた。**【天慶の純友】**太宰少貳良範子。伊豫大掾となり任期滿つるも京に歸らず、海賊の首魁となつて官物を掠めたが、天慶二年叛して南海山陽を劫掠し、小野好

古源經基の詔を奉じ來り討つに及び、同四年捕へられ首を京師に傳へた。標註に「將門は天慶二年叛逆、純友は承平六年叛逆也、往古より平家物語類本皆前後誤書來ると見ゆ」とあるが、今昔物語にも「去る承平年中に平將門が謀叛の事出で來て、世の无レ極き大事にて有しに、程なく亦此の純友被レ罰て、此る大事共の打次き」とあつて、兩者共に承平天慶に亙るが中に、將門の方夙く京に聞えたものと見える。**【康和の義親】**源義家二男。堀河天皇康和年中、對馬守となり鎭西に横行し人民を苦め隱岐國に配流されたが、途上出雲國に止り、目代を殺し官物を掠奪し人民を殺害したので、嘉承二年因幡守平正盛命を奉じ討つて之を誅した。**【平治の信頼】**大藏卿藤原忠隆三男。平治の亂の首魁で、二條天皇平治元年十二月九日夜、天皇後白河上皇を宮中に幽し奉り、自ら大臣大將となつたが、間もなく平清盛等の爲に敗られ六條河原に斬られた。**【執々なりしかども】**それぞれ強弱長短の差はあつても、いづれも榮華を極め權勢を專にしたがといふ意。**【間近くは】**最近では。『遠く』『近く』とあるに對して云。**【六波羅の入道前の太政大臣】**平清盛の稱號。居第又は前官等を冠して人を呼ぶは當時の慣例。**【六波羅】**京都鳥邊野西方六波羅蜜寺以南一帶の總名。平氏重代の邸宅の在るところ、今の京都博物館附近を中心とし賀茂川東、小松谷西、五條松原南、七條北の地に當る。長門本云、六波羅とての丶しりし所は故刑部卿忠盛の世に出し吉所也。南は六波羅が末、賀茂河一町を隔て丶元は方一町なりしを、此相國(清盛)の時造作あり。是も家數百七十餘宇に及べり、是のみならず、北の鞍馬路より始て、東の大道を隔て丶、辰巳の角小松殿まで廿餘町に及ぶ迄造作したりし、一族親類の殿原の室、郞等眷屬の住所、細かに是を數ふれば五千二百餘宇の家云々。**【入道】**俗人の生活をしながら佛道に歸依し剃髪染衣の姿をしてゐる者の

稱。顯位のもの晩年入道となるは、當時一般の習俗。【前の太政大臣】淸盛仁安二年二月十一日太政大臣、同五月十七日上表辭任。【平】氏。【朝臣】姓(かばね)で天武天皇制定八色の姓中第二位。もと皇子皇孫は第一位の眞人姓を賜はる例であつたが、藤原氏が朝臣姓中より出て勢力を得てから、皇子皇孫に源平等の氏を賜はるに當つても、朝臣姓を賜はるを例とした。【公】三公(太政大臣・左大臣・右大臣)に任じた人に對する敬稱。【心も詞も及ばれね】想像することも、言ひ表はすことも出來ない位盛であつたとのこと。

其の先祖を尋ねれば、桓武天皇第五の皇子、一品式部卿葛原(かづらはら)の親王九代の後胤、讃岐の守正盛が孫、刑部卿忠盛の朝臣の嫡男なり。彼の親王の御子高視(み)の王、無官無位にして失せ給ひぬ。其御子高望(もち)の王の時、始めて平の姓(しやう)を賜ひて、上總介(の)になり給ひしより以來(このかた)、忽ちに王氏を出でて人臣に連なる。その子鎭守府將軍義茂(よしもち)、後には國香(くにか)と改む。國香より正盛に至るまで六代は、諸國の受領たりしか共、殿上(てん)の仙籍をば未だ許されず。

【桓武天皇第五の皇子】文德實錄(仁壽三、六、癸亥)云、桓武天皇第三子、嵯峨太上天皇兄。本文恐らくは誤。【一品】親王の位階四品中最高位。令義解云、品位也。親王稱品者別於諸王。【式部卿】式部省長官、四品以上の親王を以て任ずる例であつた。職員令云、式部省、卿一人、掌內外文官名帳、考課、選敍、禮儀、版位、位記、按定勳績、論功封賞、朝集、學校、策試貢人、祿賜、假使、補任家令、功臣家傳田事。【葛原親王】

桓武天皇第三皇子、母夫人多治比氏。延暦二十二年正月四品治部卿、大同元年五月大藏卿、三年正月彈正尹、四年九月三品、弘仁元年九月式部卿、三年正月太宰帥兼任、七年正月二品、十四年十月彈正尹再任、天長七年正月常陸太守兼任、八月式部卿再任、八年正月一品、承和五年正月上野太守兼任、十一年正月常陸太守復任、嘉祥三年太宰帥再任、仁壽三年六月四日薨去、年六十八。文德實錄云、親王少而慧了、歷覽史傳、常以古今成敗爲戒、爲人恭儉不傲於物、久在式部晴職務、凡在舊典莫不違練、擧朝重之、勅賜輦車入宮、禮儀異諸親王。【親王】天皇の御兄弟皇子皇女に對する尊號。繼嗣令に、凡皇兄弟皇子皆爲親王、以外並爲諸王、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限と見えて、初は皇子皇女は生れながらに親王と稱せられたが、淳仁天皇以降は親王宣下といふこと起り、宣下を蒙つて初て親王と稱せられることに定まつた。【九代の後胤】九代目の子孫。正盛。葛原親王―高見王―高望王―平國香―貞盛―維衡―正度―正衡―正盛　【讃岐守正盛】『守』國司の長官。職員令云、大國、守一人、掌祠社、戸口、簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢擧、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闌遺雜物、及寺、僧尼名籍事。正盛が孫は清盛。【刑部卿】刑部省長官、司法裁判の事を掌る。職員令云、刑部省、卿一人、掌鞫獄、定刑名、決疑讞、良賤名籍、囚禁、債負事。

【忠盛朝臣】正盛の子。四位以下の人名の下に『朝臣』を添へるは敬稱。【嫡男】嫡子とも云。正妻の生んだ長男。【高視王】長門本に高見王とあるのが正しい。『王』皇子皇孫の通稱。【平の姓を賜ひて】盛衰記には宇多天皇寬平元年五月十二日の事としてある。日本紀略同年同月十三日條に、賜平朝臣姓者五人とあるが、

恐らくはこの五人中の一人であらう。【上總介】『介』國司の次官。職掌『守』と同じく、守不在の時は介代て國衙の吏務を執行した。上總は常陸上野二國と共に、天長三年に親王の任國と指定され、守は太守と稱して京に止り、この三國の介は事實上守と同じで國內一切の吏務を總管した。【王氏】王家と同じで皇族のこと。もと天皇より五世までは、皇親として王號を稱せられたが、嵯峨天皇空しく府庫を費すを慮らせられて、皇子に姓を賜つて人臣に降下せられてより、皇子皇孫の賜姓降下は一の慣例となつた。【鎭守府將軍】鎭守府長官。『鎭守府』聖武天皇の頃、陸奧出羽の蝦夷鎭撫の爲に置いた官衙で、初、陸奧國宮城郡多賀城、後、同國膽澤郡膽澤城、又同國岩井郡平泉等に遷つた。【義茂】一本良望に作るのがよい。【受領】前任者より事務の引繼を受けをさめる義で、國司の赴任して實際に吏務を執る者を云。もと遙授兼任等に對して起つた名稱で、守は勿論、時には介掾等をも稱した。國香は常陸大掾、貞盛は陸奧守、繼衡は上野常陸の介伊勢陸奧出羽伊豆下野佐渡等の守、正度は常陸介出羽越前の守、正衡は出羽守、正盛は伊勢隱岐備前因幡但馬若狹丹後等の守に歴任した。【殿上】淸涼殿の南廂殿上の間のことで、公卿殿上人の伺候する處。【仙籍】『仙』禁中を仙居に擬していふ美稱。『籍』簡(ふだ)の義、殿上の間に在る日給簡のこと。長五尺三寸、上の弘さ八寸、下の弘さ七寸、厚さ六分、の形をした板で、三段に分け、上四位、中五位、下非藏人の名を記し、其下に放紙(はなちかみ)といふ紙を押し、それに藏人が出勤の日を記入した。殿上の間に昇るを聽るされ殿上人の列に入ることを「昇殿を聽る」といひ、其名を日給簡に記入されるより「ふだにつく」「仙籍を聽る」とも云。

殿上の闇討

然るに忠盛朝臣未だ備前の守たりし時、鳥羽の院の御願、得長壽院を造進して、三十三間の御堂を建て、一千一體の御佛を居ゑ奉らる。供養は天承元年三月十三日なり。勸賞には闕國を賜ふ可き由、仰せ下されける。折節但馬の國のあきたりけるをぞ下されける。上皇猶御感の餘りに內の昇殿をゆるさる。忠盛三十六にて始めて昇殿す。雲の上人是を猜みいきどほり、同年の十一月二十三日、五節豐の明の節會の夜、忠盛を闇討にせんとぞ議せられける。

【鳥羽の院】人皇七十四代。諱宗仁、堀河帝長子。保安四年正月二十八日崇德天皇に御讓位。**【御願】**御願寺といふ意。勅願に依て建立された寺のこと。**【得長壽院】**蓮華王院（俗稱三十三間堂）の南、京都下京區瓦町邊にあつた寺。蓮華王院は後白河院の御願、長寬二年創建、同く千手觀音千一體を安置した三十三間の御堂で、元曆二年の大地震に得長壽院顚倒後、合併したものゝ如くである。**【造進】**造營進獻。**【三十三間の御堂】**柱間三十三ある佛殿の義。柱と柱との間を一間と數へることは、中古建築算定の常法で、一間の廣さは、大約一丈內外で、必ずしも一定してゐない。**【一千一體の御佛】**中右記（長承元、三、九）云、堂中央間ニ安ニ置丈六正觀音像一ヲ、其左右ニ奉レ立ニ等身正觀音像各五百體一ヲ、像中ニ奉レ納ニ千體小佛一ヲ云云。**【供養】**佛を資養する爲に香花を供へること。こ

ゝは落慶（らくきやう）供養のことで、新築の佛殿落成の際に行ふ法會を云。**【天承元年】** 天承二年の誤。中右記（天承二、三、十三）に今日千體觀音堂供養可ㇾ被ㇾ行也とある。千體觀音堂は得長壽院を云。**【勸賞】**『勸』後日の功を勸め勵ます意。**【闕國】**國守缺員の國。**【但馬國のあきたりけるを】**中右記に忠盛に遷任の宣旨を賜はつたことは見えるが、何國とも明記してない。又此時但馬守は源有賢で闕國ではない。**【上皇】**太上天皇の略稱。令義解に太上天皇、讓位帝所ㇾ稱とある。もと漢高祖が其父太公を尊んで太上皇としたことより起る。太上は無上極尊の義。こゝは鳥羽上皇。**【內の昇殿】**院の昇殿に對する語。『內』內裏の義。『昇殿』清涼殿殿上の間に昇ること。中右記（長承元、三、二十二）云、備前守忠盛朝臣入來云、被ㇾ聽二內昇殿一之後、今日初供二御膳一也。此人昇殿、猶未曾有之事也。**【忠盛三十六】**長門本三十七に作るのがよい。供養の年を一年數へ誤つた結果と見える。**【雲の上人】**公卿殿上人の總稱。禁中を「雲の上」「雲居」など言ふに因んだ語。**【五節】**十一月中丑・寅・卯・辰の四日（大嘗祭の時は午日まで六日）に亙り、五節の舞姬を宮中に召され、豐明節會に五節舞を舞はしめられる公事で、丑日は帳臺の試、寅日は御前の試、卯日は童女御覽、辰日は豐明節會で、舞姬四人、受領分（國司の女）公卿分（公卿の女）各二人（大嘗祭の時は公卿分は三人）を獻じ、その裝束等に就き互に華奢を競つた。年中年事祕抄所ㇾ引本朝月令に、天武天皇吉野宮御座の時、日暮琴を彈じ興ぜられて居ると、忽ち前岫の下から雲氣起り、中から髣髴として神女出現し、曲に應じて舞つたのが、唯天皇の御眼にのみ見えて臣下には見えなかつた。その時神女が「乙女ども乙女さびすも、唐玉を、たもとにまきて乙女さびすも」と歌て、袖を五變擧げたといふので、五節舞の稱が起つたと傳へる。この舞が天武天皇の時に始まつたといふことは、奈良時代に既に信ぜられたこと（續日本紀天平十五、五、五）

であるが、神女の事は古事記雄略天皇吉野行幸の時、童女の舞御覽の條の附會であり、其歌は、萬葉集五、山上憶良の長歌、哀ニ世間難レ住歌の一節に基いたものであることは、旣に古事記傳に指摘してある。大塚嘉樹は蒼梧隨筆中に、左傳（昭公元年）に、先王之樂、所ニ以節ニ百事一也。故有ニ五節一（五聲之節）、遲速本末相及、中聲以降之後、不レ容レ彈矣とあるを引て、五節は遲、速、本、末、中聲の五聲の節ある意とし、「始め緩やかに、後は早めにして、序破急と云へるの拍子を考へて、程能きを計つて舞ひ納めるのを、中聲以て降るとて、爰に於て樂を終るなり」と解してゐる。舞の手振は詳でないが、西宮記に舞有ニ五節一、五節別一廻令ニ五廻一、江家次第に擧レ袖五變故曰ニ五節一、盛衰記に「乙女ども」の歌を五聲歌ひ、五度袖を飜すとして、「五人仙女舞ふ事、各異なる節なり、抑こそ五節と名づけたれ」とある。【豐明節會】新嘗祭の翌十一月辰日（大嘗會の時は午日）天皇其年の新穀を聞し召し、群臣にも賜はる饗宴。『豐』美稱。『明』酒を飮で顏の赤らみてりかゞやくこと。『節會』もと節日に行はれる集會の義、後轉じて御前で饗宴を賜はる式を云。此節會は初め豐樂院、後冷泉天皇康平六年豐樂院炎上後は、紫宸殿で行はれ、先づ天皇に御膳を供じ、次で群臣に饌及び白酒黑酒を賜はり、三獻の儀、五節の舞があり、宣命あり、祿を賜つて儀を畢つた。

忠盛此よしを傳へ聞て、我右筆の身にあらず。武勇の家に生れて、今不慮の恥にあはん事、家の爲身の爲心憂かる可し。詮ずる所、身を全うして君に仕へ奉れと云ふ本文有りとて、かねて用意を致す。參內の始より、大きなる鞘卷を用意し、束帶の下に

しどけなげに差しほらし、火のほの暗き方に向つて、やはら此刀を拔き出いて、鬢に引き當てられたりけるが、餘所よりは氷などの樣にぞ見えける。諸人目をすましけり。又忠盛の郎等、本は一門たりし平の木工の助貞光が孫、新の三郎大夫家房が子に左兵衛尉家貞と云ふ者あり。薄靑の狩衣の下に、萠黄威の腹卷を著、絃袋つけたる太刀脇挾んで、殿上の小庭に畏つてぞ候ひける。貫首以下奇みを成して、うつぼ柱より內、鈴の綱の邊に、布衣の者の候ふは、何者ぞ狼藉なり、とう／＼罷り出でよと、六位を以て言はせられたりければ、家貞畏つて申しけるは、相傳の主の備前の守殿の、今夜闇討にせられ給ふべき由承つて、其のならん樣を見んとて、かくて候ふ也。えこそ出づまじとて、又畏つてぞ候ひける。是等をよしなしとや思はれけん、其の夜の闇討無かりけり。

【右筆】文筆にたづさはる者。文官。【不慮の恥】思ひがけない恥辱。闇討になること。【詮する所】つまる所。【身を全うして云々】出處不明。雲州消息云、全レ身奉レ公、是臣之忠也。【本文】典據となる章句。殊に漢文に云。【鞘卷】柄を卷かず、鍔のない、長さ八九寸の短刀で腰にさすもの。栗形があり下緒をつける。上古鞘を葛で卷いて、歌に「つゞらさはまき」などと詠んだものから進化したので、鞘に刻みをつけ絲を卷いたやうに原形の名殘を止めるもの。【束帶】文武百官の公事節會等の際着用する正服。其具は、冠、袍、半臂、下襲、衵、單、表袴、大口、石帶、魚袋、劍、平緒、笏、襪、靴等で、石帶で束ねるより束帶と云。袍は位に依て

色を異にし位袍の名がある。忠盛國守で昇殿を聽るされたのであるから、五位とすれば、五位の位袍卽ち蘇芳色の袍を着用した筈である。**【しどけなげにさしほらし】**盛衰記には「隱したる氣もなく、さしほこらかし」とある。無遠慮に、自慢らしく、前下りに指したことで、態と人目につく樣にした樣子。**【ほの暗き方】**薄暗い方。**【やはら】**徐ろに。**【鬢に引當て】**物でも斬るやうな姿勢をして擬勢を張つたこと。**【氷などの樣】**研ぎすました刄の形容。**【目をすましけり】**じつと見つめたこと。**【郎等】**武家の家來。**【一門】**同族。**【木工助】**木工寮次官。令云、木工寮掌下營ニ構木作一及採ソ材事上。**【貞光】**盛衰記云、本は忠盛の父正盛の一門たりしが、正盛の時始て郎等職と成たりし木工右馬允平貞光。**【新三郎大夫家房】**長門本に進三郎大夫季房に作る。參考盛衰記に、平家諸本、或以ニ季房一作ニ家房一、蓋季房家房共是一人也とある。尊卑分脈に季房の祖父右京進正季とあるから、子孫進を家號としたものと見える。右京進は右京職判官。**【左兵衞尉家貞】**筑後守平範季四男。『左兵衞尉』左兵衞府判官。兵衞府は左右あつて、宮中閤門の守衞及行幸の供奉を掌る。**【薄青】**薄縹色。縹は薄い藍色。**【狩衣】**もと狩の時に着用したもので、袖括があつて行動に便したもの。本來布製のものなので一名布衣と云。下文『布衣の者』とあるのも、狩衣着用者の義である。貴族が着用することゝなつてから、絹綾等を用ひ、繁雜な色目の制も出來、五位以上は綾文、六位以下は無文と定まつた。こゝは恐らく無文の狩衣。**【萠黃威】**萠黃絲威の畧で、萠黃色の絲で威してあること。『威』「緒通し」の義で、細く切つた革又は絲の緒で鎧の札を綴ぢること。又威字を用ひるは、敵の目を威すの意と云。**【腹卷】**腹に卷き背で合す一種の鎧。もと鎧の下に着用するもので、本來袖なく、草摺も七つ下りで幅狹く、時に束帶、狩衣、直垂等の下に着用し、之を下腹

弦袋つけたる太刀

殿上の小庭の圖

卷と云。こゝも下腹卷して萬一に備へてゐたこと。【絃袋】一本欄袋に作るは誤。和名抄に由美都留布久路とあるもので、古くは竹木革等で作つたものをも袋と言つた。又弦卷とも云。皮又は蔓葛で環狀のものを作り、其外側の端に溝を作り、それに沿うて懸け替の弓弦を卷き急の用に應ずるやうにしたもの。盛衰記に、左右兵衛尉の弦袋は赤皮、左右衛門尉の弦袋は藍皮と見えるから、こゝは赤皮の弦袋であつたらう。この弦袋に、細く裁つた革を通してわなとし、そのわなに太刀の帶取を通し、太刀の一の足と二の足との間に付けて下げたものである。【太刀】こゝは衛府官人佩用の衛府の太刀で、文官佩用の細太刀等の儀刀よりも大きく作つたもの。野太刀、平鞘の太刀、革緒の刀ともいひ、目貫の金具が古代の毛拔二つを合せた形なので毛拔形の太刀とも云。柄を白鮫で貼り、目貫を打ち、絲を卷かないものである。【脇挾んで】太刀を佩くことを强く言ひ表はした語、佩くとは太刀の足に帶取を結んで腰につること。【殿上の小庭】淸涼殿殿上の間の小板敷の南、无名門の西、神仙門の東、下侍の北にある中庭。考證云、夫殿上小庭者、禁密之地也。至二于此地一者、皆着二位袍一、家貞召二着常服一亂入之故、貫首等咎レ之、但忠盛闇討爲二虛談一、家貞亂入亦虛也。【畏つてぞ候ひける】恭しく跪いてゐること。こゝはつくばつて殿上の模樣を窺つてゐる體。【貫首】藏人頭の異稱。位階の如何に拘らず、殿上人の首座に着するより云。【うつぼ柱】中空の柱の義。神仙門の外にある殿上南端の雨水を受ける箇樋。【鈴の綱】殿上の間の西の柱から挾書殿西廂の藏人所に引き渡した鈴のついた蘇芳色の綱。殿上から藏人が藏人所の小舍人を呼ぶ爲に用ひたもの。考證云、鈴綱始二二條院御宇一之由、見二禁祕御抄一、天承中未レ可レ有二此綱一也。作者見二後世之儀一、推爲二之辭一、是亦此段爲二虛譚一之一證也。【狼藉】不法。【六位】六位藏人。

藏人は五位三人六位四人又は五人で、六位でも殿上し宮中の雜用を務めた。【相傳の主】父祖代々仕へ來つた主君。【ならむ樣】成り行き。【えこそ出づまじ】斷じて出て行くまいと云ふ意。【是等】殿上帶劍の事、郎等伺候の事を指す。【よしなしとや思はれけむ】都合が惡いとでも思つたのであらうの意。

忠盛又御前の召に舞はれけるに、人々拍子を替へて、「伊勢瓶子は醋甕なりけり」とぞはやされける。かけまくも忝く此の人々は、柏原天皇の御末とは申しながら、中比は都の住居もうとうとしく、地下にのみ振舞ひなつて、伊勢の國に住國深かりしかば、其の國の器に事寄せて、伊勢平氏とぞはやされける。其の上忠盛の目の眇まれたりける故にこそ加樣には拍されけるなれ。忠盛何にすべき樣もなくして、御遊も未だ終らざる前に、御前を罷り出でらるゝとて、紫宸殿の御後にして、人々の見られける所にて、横だへさされたりける腰の刀をば、主殿司に預け置きてぞ出でられける。家貞待ち受け奉りて、「さて如何候ひつるやらん」と申しければ、角とも謂はまほしうは思はれけれ共、正しう云ひつる程ならば、やがて殿上までも斬上らんずる者の、面魂にてある間、「別の事なし」とぞ答へられける。

【御前の召】紫宸殿の節會の後、天皇の御前に召されて舞ふこと。辨内侍日記（寶治二、十一、十九）に「節會、露臺の亂舞などはてゝ、御前の召、常よりもいと面白く」、公事根源に、「節會の程、露臺の亂舞なり、びんだたら謡ふ。

殿上人の立ち樣などあり。昔は節會の座にて御遊ある事あり。事に堪へたる人々を、御帳の東に近く召して此事あり」とある。【拍子を替へて】笏の形した板を打て、樂曲の調子を取ることを拍子を打つと云。御前の召の亂舞につれて歌ふ、常の歌の拍子を替へて歌つたこと。【伊勢瓶子は醋甕】『瓶子』に徳利、『醋甕』に酢を入れて置く壺。伊勢產出の瓶子は、製作麁惡の爲め醋甕にしかならないといふ意に、忠盛の一族が伊賀伊勢の間に住んで伊勢平氏の名あること、忠盛の眇(すがめ)(片目よくないこと)であることとにかけて、忠盛を嘲笑したこと。【はやされける】聲を立て節をつけ歌ひ立てること。【かけまくも忝く】『かけまくも』はかけむもの延言。口にかけて申すも勿體ないがの意。【此の人々】平家。【柏原天皇】桓武天皇の別號。山城國紀伊郡柏原山陵に因むで云。【中比】當時と昔との中間を漠然と指していふ語。大凡國香貞盛頃からのこと。【地下にのみ振舞ひなつて】『地下』昇殿を聽るされない者の稱。こゝは田舍者といふ位の意。すつかり田舍者になつてしまつてといふやうな語氣。【伊勢の國に住國深かりしかば】維衡正盛忠盛等代々伊勢守となり、伊勢在住の期間が永かつたことを云。【眇まれ】眇むの轉。片目よくないこと。【御遊】歌舞の御宴。【紫宸殿】內裡の正殿。南面、九間四面。大極殿燒亡後は、朝賀、卽位、節會等、重要なる公事皆こゝに行はれ、宮中第一重要の御殿となる。母屋の中央稍北に偏して御帳を立て、中に御倚子を立つ。母屋と北廂との界に賢聖障子を立つ。南に十八級の階段がある、之を南階と云。【御後】紫宸殿北庇、賢聖障子の後方を云。拾芥抄に御後云二北庇一、禁祕御抄に御後節會日、人不レ着レ沓往反とある。忠盛は御後を經て西方淸涼殿の方へ通つて行つたのである。【腰の刀】鞘卷のこと。【主殿司】殿上の雜用をなす女官。容姿を美はしく飾り立てゐたもの。禁祕御抄云、主殿司、

六人、近代十二人、華族幽玄、逕レ日添レ時、又云、主殿司美麗姿也、公人内可レ稱ニ神妙之職ー。**【かうとも言はまほしう】**かくかくと事實を有りのまゝに言ひたく思はれたが。**【正しう】**ありのまゝに。**【やがて】**すぐにも。

【面魂】血相の變つてゐる顔附。**【ある間】**あるに因て。あるが故に。

五節には「白薄樣、こぜんしの紙、卷あげの筆、巴かいたる筆の管」なんど云ふ、樣樣加樣に面白き事をのみこそ、歌ひ舞はるるに、中比太宰の權の帥季仲の卿と云ふ人有りけり。餘りに色の黑かりければ、時の人黑帥とぞ申しける。此の人未だ藏人の頭なりし時、御前の召に舞はれけるに、人々拍子を替へて、「あな黑々黑き頭哉、如何なる人の漆ぬりけん」とぞ拍されける。又花山の院の前の太政大臣忠雅公、未だ十歳なりし時、父中納言忠宗の卿におくれ給ひて、孤子にておはしけるを、故中の御門藤中納言家成の卿、其時は、未だ播磨の守にておはしけるが、聟に取つて、はなやかにもてなされしかば、是も五節には、「播磨米は、木賊か、椋の葉か、人のきらを磨くは」とぞはやされける。上古には、加樣の事ども多かりしか共、事出でこず、末代如何在らんずらん、覺束無しとぞ、人々申しあはれける。

【白薄樣云々】五節の時御前の召に殿上人の謠ふ郢曲。綾小路俊量卿記にも見える。意義未詳。『こぜんしの紙』一本しゆぜんしの紙に作る。考證に延喜式に見える紅染紙紫染紙の類かとある。『まきあげの筆』は、

軸に色絲を卷いた筆か。『白薄樣』『こぜんしの紙』共に紙の名。『まきあげの筆』『巴かいたる筆の管』共に筆のことで、唯諸國の名産を並べ數へて調子を整へたものであらう。**【太宰權帥季仲卿】**小野宮實賴六世の裔、權中納言經季二男。承德二年十二月權中納言、康和四年六月二十三日太宰權帥兼任。『太宰權帥』太宰府長官。帥に代て府政を總監する官で、帥ある時は置かれない。又權帥の下には大貳を置かない例で、多く納言以上を以て任じた。『卿』三位以上の人名の下に付ける敬稱。**【藏人頭】**藏人の首席で殿上一切の事務を掌る職。單に頭(トウ)とのみもいふ。二人あつて、一人は左右中辨、一人は近衞中將より選ぶ例になつてゐる。**【黑き頭】**色の黑い藏人頭と頭とをかけて云。**【花山院前太政大臣忠雅】**權中納言忠宗二男。仁安三年八月太政大臣、嘉應二年六月辭任。『花山院』其居第の名。近衞南、東洞院東、今京都下立賣北、高倉西に當る地。花山法皇の御所となつたこともあり、忠雅の祖父家忠より始て花山院と號した。四面の築地の上に植ゑた罌粟が花時に錦を覆ふた樣に美はしかつたことから起つた名と云。**【中納言忠宗】**家忠の子。天承元年十二月權中納言、長承二年九月一日薨去。『中納言』職掌大納言と同く、大臣と天下の政事を議し、大臣不在の時は、太政官の政務を專行したもの。納言とは令義解に納二下言於上一、宣二上言於下一也とある義。慶雲二年四月、大納言の定員四人を二人に減じ、中納言二人を置いたのに始り、爾後增減あり八人十人にまでなつた。令外官の一。**【故中の御門藤中納言家成の卿】**『故』亡故の義で死者たるを示す語。『中の御門』家、中御門北、烏丸東に在るより云。『藤』藤原の略。『家成』參議修理大夫家保三男。大治五年十月二十七日播磨守、保延四年十一月權中納言。蔓富を以て聞えた人。**【播磨米】**播磨守にかけて云。延喜式内藏寮諸國年料供進黑米二百斛とある中に播磨國卌

石とある。【木賊】木賊科木賊屬多年草本の植物。莖の高さ二尺許、管狀で表面に並行した縱溝があり、硅酸質を含んで堅いので、木、竹、角等を磨くに用ひられる。【椋の葉】榆科椋樹屬の落葉喬木、其葉廣披針形を爲し、其面粗糙で鋸齒を有し、器物を磨ぐの用に供せられる。【綺羅を研くは】『綺』綾、『羅』薄物、共に華麗な服飾材料、『研く』著飾らせることの意。『は』歎辭。【上古】唯昔といふこと。【かやうの事】五節の際、歌舞に託し、他人の非を擧げ嘲弄すること。蓬萊抄云、四箇日之間、雲上之交、如レ賭ニ薄氷一、能可レ愼レ之。【末代】末法、末世と同意。道義の念薄く、鬪諍の絶えない時代の義。佛教で、佛滅後、時の隔たるに隨て、人心墮落し教法益行はれ難しとて、正像末の三時を說く。其最後の時を云。末法萬年は通說で、正法像法各千年、正法五百年像法千年、正法千年像法五百年等の異說がある。日本靈異記は、延曆六年を佛滅後千七百二十二年として末法に入るとし、扶桑略記永承七年條には、今年始テ入ルニ末法一ニとあり、平安中期は一般に末法の世と認められてゐた。法華玄贊云、若佛ノ正法、教行證三皆具足シテ有。若佛ノ像法、唯有ニ教行一、無ニ證果者一、若佛ノ末法、唯有ニ教在ル一、行證並無シ。【末代いかゞあらむずらむ】人心險惡の末代では唯は濟むまいの意。

案の如く、五節果てにしかば、院中の公卿殿上人、一同に訴へ申されけるは、「夫れ雄劍を帶して公宴に列し、兵仗を賜つて宮中を出入するは、皆是格式の禮を守る、綸命由ある先規なり。しかるを忠盛の朝臣、或は年來の郎從と號して、布衣の兵を殿上の小庭に召おき、或は腰の刀を橫だへさいて、節會の座につらなる。兩條希代未だ聞

かざる狼藉なり。事すでに重疊せり、罪科尤も逃れがたし。早く殿上の御簡を削つて闕官停任行はるべきかと、諸卿一同に訴へ申されければ、上皇大に驚かせ給ひて、急ぎ忠盛を御前へ召して御尋あり。陳じ申されけるは、「先づ郎從小庭に伺候のよし、全く覺悟仕らず。但し近日人々相巧まるゝ旨子細あるかの間、年來の家人事を傳へ聞くかに依て、其恥を扶けんがために、忠盛には知らせずして、竊に參候の條、力及ばざる次第なり。若し咎ある可くば、彼の身を召し進ず可きか。次に刀の事は、主殿司に預け置き候ひ畢んぬ。是を召し出され、刀の實否に依て、咎の左右行はるべきか」と申されたりければ、「此の儀尤も然る可し」とて、いそぎかの刀を召出て叡覽あるに、上は鞘卷の黑う塗つたりけるが、中は木刀に銀箔をぞ押いたりける。「當座の恥辱を遁れんが爲に、刀を帶する由顯はすといへども、後日の訴訟を存じて、木刀を帶しける、用意の程こそ神妙なれ。弓箭に携はらん程の者の謀には、最もかうこそ在らまほしけれ。兼ては又郎從小庭に伺候のこと、且は武士の郎等の習也。忠盛が咎には非ず」とて、却つて叡感に預つし上は敢て罪科の沙汰は無りけり。

【案の加く】果して。下の『一同訴へ申』へかゝる。【院中】『院』上皇方に仕へる者。『中』禁中に仕へる者。
【公卿】支那の三公九卿より出た語。『公』攝政關白大臣。『卿』納言參議の稱。【殿上人】四位五位（藏人は

六位でも）の殿上の間に昇ることを聴るされた者。天皇の御代替り毎に新に選定せられるもので、人員は一定してゐない。禁祕御抄云、殿上人、員數廿五人、具二六位一卅人、[illegible]非職小舍人在二此外一、近代童殿上希代體也、上古公卿十五六人時、殿上人及二百人一、貞觀寛平比、其後公卿及二百人一、殿上人計少尤無レ謂、況殿上人役追レ日繁多也、及二七八十人一有二何事一哉、新院御時百餘人、當時七十餘也。**【雄劍】**『雄』大の意。北山抄羽林要抄に、殿上帶劍事、侍臣不レ具二劍笏一、爲二要籍駈仕一也。然外衞佐等任意不レ帶レ之、至二于近衞次將一、帶劍上殿無レ妨とあつて、武官でも帶劍昇殿には制限があつた。文官に至ては、勅授帶劍と稱して、宣旨に依て納言參議以上に特に許されたもので、其制嚴として妄に犯すことの出來ないことであつたのである。**【公宴】**節會。**【兵仗を賜はつて】**『兵仗』武器の意。宣旨に依り弓箭を帶する隨身を召し具することを許されることを「兵仗を賜はる」又「兵仗宣下」と云。**【格式の禮を守る】**下文の『先規』へ係る句。法令のしきたりに依るといふ義。『格』詔勅官符等に依り臨時に規定される法令。『式』諸官省の事務章程。格式と併せて法令の總稱の意。**【綸命由ある先規】**特別の勅命に依て定まる從來よりの規定といふ意。『綸命』綸旨、綸言と同意で勅命を云。禮記緇衣篇云、王言如レ絲、其出如レ綸、王言如レ綸、其出如レ綍、故大人不レ倡二游言一。**【兩條】**勅授帶劍の身でもないのに帶劍昇殿したことゝ、兵仗宣下も蒙らないのに郎等を召し具し宮中に出入したこと。**【希代】**世にも稀な珍らしいとのこと**【重疊】**重複。**【殿上の御簡を削つて】**日給簡の名を削り去る意で、昇殿停止のこと。除籍とも云。禁祕御抄云、侍臣等有二罪過一之時、及二除籍一、頭藏人承、仰二藏人一、藏人削レ簡、藏人非藏人同レ之、殿上受領在二彼簡一同削レ之。**【闕官停任】**『闕官』一本解官に作るのがよい。同

義重語。官職をやめられること。【陳じ】辯解すること。【全く覺悟仕らず】ちつとも知らない。【子細あるかの間】盛衰記に「人々仔細を相摶らるゝ其聞あるによつて」とある。『子細』委細の事情といふ義で、こゝは闇討の陰謀が事實であるとかいふのごといふ意。【年來の家人】先代以來の家來。【傳へ聞くか】『子細あるか』『傳へ聞くか』と如何にも自分は關知してゐないといふ態度が面白い。【その恥を扶けんが爲に】闇討に逢ふのを助けたい爲に。【力及ばざる次第】何とも致し方のないこと。【若し咎あるべくは】若し夫れが惡いとならば。【彼の身を召し進ずべきか】家貞を差出しませうか、自分は全然知らないことであるからといふ意。【候ひ畢んぬ】候ひぬと同じ。當時の語調。【刀の實否に依て】實際の刀か否かに依て罪の有無をきめて貰ひたいといふこと。【この儀】刀の眞僞を檢査すること。【押いたり】箔を張付けることを押すと云。【當座の恥辱】一旦の屈辱。【顯す】人に示すこと。【後日の訴訟を存じて】他日問題となつて訴へられる場合を考へての意。【神妙】殊勝。【弓箭にたづさはらむほどの者】苟くも武士たる者。【且は】一方から考へて見れば。【叡感に預つし上は】御褒めに預つた上は。【敢て】格別。【罪科の沙汰】處罰の命令。

鱸

其の子共は皆諸衛(しよゑ)の佐(すけ)になる。昇殿せしに、殿上の交りを人嫌ふに及ばず。或時忠盛備前の國より上られたりけるに、鳥羽の院、明石の浦は如何にと仰せければ、忠盛畏

つて、

有明の月も明石の浦風に、波ばかりこそよると見えしか

と申されたりければ、院大きに御感有て、軈て此の歌をば金葉集にぞ入れられける。忠盛又仙洞に最愛の女房を持つて、夜々通はれけるが、或夜おはしたりけるに、彼の女房の局に、つまに月出したる扇を、取り忘れて出でられたりければ、かたへの女房達、「是は何くよりの月影ぞや、出所覺束無し」など笑ひあはれければ、彼の女房、

雲井よりたゞもり來たる月なれば、朧ろげにてはいはじとぞ思ふ

と詠みたりければ、いとゞ淺からずぞ思はれける。薩摩の守忠度の母是也。似るを友とかやの風情にて、忠盛のすいたりければ、彼の女房も優なりけり。

【諸衞の佐】『諸衞』近衞府兵衞府衞門府の總稱。『佐』次官。五位殿上人より任ずる。忠盛の子で諸衞佐となつたのは、淸盛の左兵衞佐、賴盛の右兵衞佐、忠度の左兵衞佐の外は詳でない。『皆』大凡に言つたに過まい。一本諸衞佐になりてに作る。【明石の浦】播磨國明石郡海岸。古來風光明媚の地として知られ、殊に月の名所として詩歌に多く詠まれてゐる。【有明の月も云々】『有明の月』陰暦十六日以後の月のことで、夜遲く出で殘月のありながらに夜の明け行くより云。『明し』を明石に、波の岸に『よる』を夜にいひかけ、月の光が晝の如く明くて、唯浦風に吹かれる波が「よる」だけだとの意。【金葉集】金葉和歌集十卷。第五番目の

勅撰和歌集。源俊頼、天治元年白河法皇の院宣を被て撰し、崇徳天皇大治二年に奏覽したもの。その秋の部に「月のあかかりける比、明石にまかりて、月を見て上りたりけるに、都の人々、月はいかにと尋ねければよめる、平忠盛朝臣」とあつて此歌を載せてある。**【仙洞】**上皇御所。仙人の住居に擬していふ美稱。**【女房】**宮仕の女子の、房卽ち部屋を賜はる位の身分のものの稱。**【局】**部屋をしきつて隔てることを「つぼねる」といふより轉した語。部屋。**【つまに月出したる扇】**端に月の繪のかいてある扇。**【かたへの女房達】**朋輩の女房たち。**【何くよりの月影ぞや】**『月影』月の光。扇の月の繪に因んで、是は誰の扇かといふことを戯れて言ふ詞。**【笑ひあはれければ】**忠盛のものと承知しながら、責め笑ふこと。**【雲居より云々】**『雲居』雲間、『もり』月光の透いて見えること。『朧ろ』月の緣語で容易にはの意。えらい殿上人の忘れた扇であるから、なかなか其の主はいへないと言ひながら、『たゞもり』に忠盛の名を現はして云。**【いとど淺からず】**『いとど』此事があつてから益深く思ふやうになつたとのこと。**【似るを友とかやの風情】**考證云、今の俗語に、似た者夫婦になると云事あり。當時もかくの如き俗語ありて、ひき用ゆるものか。『風情』趣。**【すいたりければ】**『すい』すきの音便。風雅の情趣を嗜んだこと。**【優】**優美風流を好んだこと。

かくて忠盛刑部卿になつて、仁平三年正月十五日、歳五十八にて失せ給ひしかば、清盛嫡男たるに依て其の跡をつぎ、保元元年七月に宇治の左府世を亂り給ひし時、御方にて先を懸けたりければ、勸賞行はれけり。本は安藝の守たりしが、播磨の守に遷つて、同じき三年に太宰の大貳になる。又平治元年十二月信賴・義朝が謀叛の時も、御方

にて賊徒を討ち平げたりしかば、勳功一つにあらず、恩賞是重かる可しとて、次の年正三位に叙せられ、打ちつゞき宰相・衞府の督・撿非違使の別當・中納言・大納言に經上つて、剩さへ丞相の位に至る。左右を經ずして內大臣より太政大臣從一位に至り、大將にはあらねども、兵仗を賜はつて隨身を召具す。牛車・輦車の宣旨を蒙つて、乘りながら宮中を出入す。偏に執政の臣の如し。太政大臣は一人に師範として、四海に儀刑せり。國を治め道を論じ、陰陽をやはらげをさむ。其の人に非ずば則ちかけよといへり。則闕の官とも名付けられたり。其の人ならではけがすべき官ならね共、此入道相國は一天四海を掌の中に握り給ふ上は、子細に及ばず。

【宇治左府】 藤原賴長。父忠實と宇治に居り宇治左大臣と稱せられた。『左府』左大臣の異稱。久安五年七月左大臣。保元の亂の張本人。**【世を亂る】** 保元の亂を起したこと。**【御方】** 淸盛、後白河天皇の召に應じ戰に參じたこと。**【本は安藝守】** 公卿補任云、淸盛保元、元、七、十一、播磨守、（元安藝守勳功、廿九）保元三、八、十六、太宰大貳。**【信賴義朝の謀叛】** 藤原信賴源義朝の平治の亂を起したこと。**【宰相】** 參議の唐名。參議は令外官。定員八人、四位以上の有才の人を任じ、朝政に參議する者。淸盛永曆元年八月十一日正三位參議。**【衞府の督】** 衞府長官。『衞府』左右近衞府、左右兵衞府、左右衞門官の六衞府、其長官は近衞府は大將、他は皆督と云つて、宮城の警衞、行幸の供奉を掌る。こゝは右衞門督。淸盛、永曆元年九月二日右衞門督。**【撿非**

牛車
輦車

違使の別當】檢非違使廳の長官。非法非違を檢按糺察する要職。「別當」は本職外の別職に當る意。此職も參議以上で衛門督兵衛督を兼ねた人を任命した。清盛、永暦元年正月二十三日補。【中納言】清盛、應保元年九月十三日權中納言。【大納言】太政官次官。大臣と朝政を議し、大臣の出仕なき時は、代て政務を專行するを得る要職。定員初四人、後八人にもなつた。清盛、永萬元年八月十七日權大納言。【丞相】大臣の唐名。【左右を經ず】左大臣右大臣とならずにの意。順を追はずに早く昇進することを云。【内大臣】令外の官。左右大臣の下に在つて、同じ職掌を有し、大臣不參の時、代て政務を執行する職。清盛、仁安元年十一月十一日任。【太政大臣】太政官の最高官。清盛仁安二年二月十一日任、同日從一位宣下。【大將にはあらねども】「大將」は左右近衛大將の事で、武官として職掌上隨身を召し具した。こゝは文官の大臣でもの意。【隨身】上皇・攝關・大臣・納言・近衛大將・中將・衛府督等に護衛の爲に隨從する左右近衛府の舍人、即ち將曹・府生・番長等の稱。上皇十四人、攝關十人、大臣大將八人、納言參議六人、中將四人、少將二人、督四人、佐二人の規定である。隨身は弓箭を帶するより「兵仗」とも云。公卿補任仁安二年從一位太政大臣平清盛條云、二月十一日宣旨云、以左右近衛府生各一人近衛各四人爲隨身。【牛車輦車の宣旨】「牛車」は牛を駕する車。「輦車」は手車又は腰車とも言つて、輿に車をつけたやうなもので、人が手で腰のあたりに揭げて舁くもの。牛車に乘りながら宮門を出入し、輦車に乘りながら中重門を出入するを許可せらるる宣旨を云。牛車は親王・攝關・宿老・大臣・僧綱等、輦車は、其他東宮・内親王・女御等に許され、貴人・老人・婦人寵遇の恩命で、特旨を以て許可あるもの、清盛に仁安二年二月十一日輦車の宣旨を賜はつたことは、山槐記に見えるが、牛車宣旨の事は今詳でない。世

俗淺深祕抄云、牛車輦車人、大略先聽輦車、後聽牛車、尋常事也。直聽牛車事、執政之外、頗不分明、執政家之牛車之人、用上東門、自餘之輩、用待賢門歟。【宣旨】『宣』宣出、『旨』勅旨の意。内侍、勅旨を奉じて藏人に傳へ、外記の手を經て宣旨とし、藏人之を受て當人に傳へるもので、詔書の中務省太政官を經て世に出るのと違つて、その手續簡單な爲に、此頃宣旨の形式多く用ひられ、詔勅は儀式にのみ用ゐられることになつた。【執政の臣】攝政關白の異名。【太政大臣は云々】職員令云、太政大臣一人、右師範一人、儀形四海、經邦論道、燮理陰陽、无其人則闕。【一人に師範】令集解に一人者天子也とある。天子を指す時はイチジンと訓むを故實とする。又令集解云、朱云、師範一人者、不必講敎先聖之典籍也。凡此人之言行、自師範一人、但儻類或時々申喩耳。【四海に儀刑】『刑』又形に作る。集解に四海者天下、義解に儀者善也、形亦法也とある。天下に師範となる意。【陰陽をやはらげをさむ】その德高く、天地も感應し、陰陽の二氣も和らぎ理まり、風雨時を得、寒暑自ら宜しく、天下和平となる意。【其の人に非ずは則ちかけよ】德高く任に堪へる人のない時は、無理に任じないで、闕員のまゝにせよの意。【則闕の官】令に无其人則闕とあるより云。官職祕抄云、太政大臣、攝政關白外、撰其人任之、所謂無其人則闕、仍謂則闕官。【けがす】職に就くことの謙辭より出た語。其器でもないのに其位に居るといふ意。【相國】太政大臣の唐名。こゝは清盛。【一天】一天下の略、『一天四海』で日本全國。【子細に及ばず】とやかく異論を申立てるまでもない、太政大臣に任せられやうとお勝手次第のことといふ意。

抑々平家加様に繁昌せられけることは、偏に熊野權現の御利生とぞ聞えし。其の故

は清盛未だ安藝の守たりし時、伊勢の國阿濃の津より、舟にて熊野へ參られけるに、大きなる鱸の、船へ跳り入たりければ、先達申しけるは、昔周の武王の舟にこそ白魚は躍り入つたるなれ。如何樣にも是は權現の御利生と覺え候。參る可しとぞ申しければ、さしも十戒を保つて、精進潔齋の道なれども、自ら調味して我が身くひ、家の子郎等共にもくはせらる。其の故にや吉事のみ打續いて、我が身太政大臣に至り、子孫の官途も、龍の雲に上るよりは猶速なり。九代の先蹤を越え給ふこそ目出たけれ。

【熊野權現】紀伊國東牟婁郡本宮村の熊野坐神社。同新宮町の熊野速玉神社、那智山中の那智神社を併せて、熊野三山又熊野三所權現と云。『權現』權化と同義。もと本地の佛が、衆生濟度の方便上、權りに垂迹の化身を現することで、兩部神道が諸神を佛菩薩の化現と見立てる事が起つてより、轉して諸神の通號として用ひられることとなつた。**【利生】**利益。衆生を利益する義。**【阿濃の津】**伊勢國安濃郡津市。古驛は今の津市南部の地と云。**【先達】**修行を積んだ修驗者。修驗者が山に入て修行する時、同行の先導をすることから起つた名稱。**【周の武王】**周武王殷紂王討伐の時の故事。史記周本紀云、武王東觀ニ兵至ニ盟津ニ(略)渡河、中流白魚躍入ニ王舟中ニ、武王俯取以祭。**【いかさまにも】**いかにも。**【參るべし】**御食べなさい。**【十戒】**佛經に、殺生、偸盗、邪婬、妄語、兩舌、惡口、綺語、嫉妬、瞋恚、邪見の十惡を禁制する戒法。其名目に就ては諸經必ずしも一定してゐない。**【精進潔齋の道】**『精進』佛道に精を盡して勵み進むことより、轉じて魚肉を食べ

ぬこと、「潔齋」身を淨め生臭きものを忌むこと。熊野參詣には、道中より精進潔齋する例ではあるが、これは目出度い事であるので、例を破て魚肉を食べるとの意。【調味して】料理して。【家の子】分家の族類。【官途】官位昇進の次第。【九代の先蹤】祖先以來の先例の意。淸盛、葛原親王よりは十一代、高望王よりは九代に當る。

禿童

かくて淸盛公、仁安三年十一月十一日、年五十一にて病にをかされ、存命のためにとて、卽ち出家入道す。法名をば淨海とこそつき給へ。其の故にや宿病たちどころに癒えて、天命を全うす。出家の後も、榮耀は猶盡きずとぞ見えし。自ら人の隨ひ付き奉る事は、吹く風の草木をなびかす如く、世の仰げる事も、降る雨の國土を濕すに同じ。六波羅の御一家の君達とだに云へば、華族も英雄も、誰肩を雙べ、面を向ふ者なし。又入道相國の小舅、平大納言時忠の卿の宣ひけるは、此の一門にあらざらん者は、皆人非人たるべしとぞ宣ひける。されば如何なる人も、此の一門に結ぼれんとぞしける。烏帽子のためやうより始めて、衣文のかき樣に至るまで、何事も六波羅樣とだに云ひてしかば、一天四海の人皆是を學ぶ。

【禿童】頭髪を短く揃へて切り、結ばずに垂らすことを禿と云。其髪容をした童女のこと。**【十一月十一日】**二月十一日の誤。**【病にをかされ】**玉葉三、仁安三、九、三云、自ニ去二日一前大相國慍ニ寸白一云云、一昨日以減氣、自ニ昨日一又增氣云云、事外六借云云、天下大事歟。**【存命のためにとて】**病氣を癒やす爲といふ意。當時剃髮受戒の功德に依つて、病苦を去り、九死に一生を得るものとして、病中受戒の例は尠くない。大提婆沙論云、出家人脫ニ庸賤事一、脫ニ現身苦惱事一。**【出家入道】**恩愛の家を出で、菩提の道に入る義。**【法名】**出家した人に授ける名。**【淨海】**玉葉保元物語「靜海」公卿補任「法名靜蓮改ニ名靜海一。」**【つき給へ】**申上るといふこと。**【宿病】**年來癒え切らない病のこと。**【天命】**壽命。**【君達】**公達とも書く。君たちの義。貴族の子女の稱。職原抄云、執柄一門及可レ然人々子孫謂ニ之公達一。**【華族英雄】**共に大臣大將を兼ね、太政大臣となれる家柄のこと。攝家に次ぐ名門の家を云。**【肩を雙べ面を向ふ】**競爭對抗すること。**【小舅】**夫又は妻の兄弟の稱。**【平大納言時忠】**平時信の子、壽永二年正月二十二日權大納言。淸盛の妻時子の兄。**【人非人】**佛經に、非人の身で人の形となり、佛の說法を聽聞したといふ天・龍・夜叉・乾闥婆・阿修羅・迦樓羅・緊那羅・摩睺羅伽の八部の鬼神を云。非人とは人に對し天龍八部夜叉惡鬼等の總稱。**【結ぼれんとぞ】**緣を結び親しまうとすること。**【烏帽子のためやう】**烏帽子の折方。烏帽子が固く塗り固められない時分は、人々思ひのまゝに折つて着ることが出來たので云。**【衣文のかき樣】**盛衰記には「衣文のかゝり」とある。裝束の折目のつけ方。裝束着用の時、皺などの折目を程よくかきつくらうことを、「衣文をとる」「衣文をかく」と云。**【六波羅樣とだに云ひてしかば】**六波羅風だとさへいへば。

如何なる賢王賢主の御政、攝政關白の御成敗にも、世に餘されたるほどの徒者などの、かたはらに寄合ひて、何となう誹り傾け申す事は、常の習ひなれども、此の禪門世盛の程は、聊ゆるがせに申す者なし。其の故は入道相國の謀に、十四五六の童を三百人洮つて、髮を禿に切りまはし、赤き直垂をきせて、召使はれけるが、京中にみちみちて、往反しけり。自ら平家の御事、あしざまに申す者あれば、一人聞出さぬ程こそ在りけれ。餘黨に觸廻し、彼の家に亂入し、資財雜具を追捕し、其の奴を搦めて、六波羅殿へゐて參る。されば目に見、心に知ると云へども、詞に顯して申す者なし。六波羅殿の禿とだに云へば、道を過ぐる馬・車も、皆よきてぞ通しける。禁門を出入すと云へども、姓名を尋ねらるゝに及ばず。京師の長吏、是が爲に目を側むと見えたり。

【攝政】天皇御幼少の時、代つて萬機の政を統べ掌る職。上古は、皇后・皇太子の一時なり給ふたに過ぎなかつたが、藤原良房が淸和天皇の外祖父を以て攝政してから、人臣攝政の事起り、爾來藤原氏の世職となつた。【關白】關り申すの義。一切の奏文を天覽に供する前に關白する職。漢書宣帝紀に諸事皆關㆓白光㆒（霍光）、然後奏御とある故事から起る。天皇補佐の職で、藤原基經以來、藤原氏の世職となり、天皇幼沖の際は攝政、御元服後は關白となるのを例とした。【成敗】取り計らひ。【世に餘されたる程の徒者】世間から捨てられてゐる位のやくざもの。【かたはらに寄合ひて】片隅に寄り集つて。【何となう】別にこれといふ事もないのに。【誹

り傾け申す】非難すること。【禪門】禪定法門に入る義。在家で剃髪入道した人の稱。こゝは清盛。【ゆるがせに申す者】氣を許して惡口する者。【洮つて】選んで。【禿に切りまはし】禿に頸のまはりの毛を切放しにしたこと。【直垂】平安末期より物に見える衣服。此頃は庶民の常服として用ひられた。【往反】往きつ戻りつして徘徊すること。【自ら】萬一にも。【一人聞出さぬ程こそありけれ】一人も聞出さない内はともかく、聞出したら最後といつた語氣。【餘黨に觸廻し】仲間の禿童に告げ知らせて。【彼の家】平家を惡口した家。【資財雜具】家財諸道具。【追捕し】もと不逞の徒を逮捕すること。轉して人の物を取上げること。こゝは家財を沒收すること。【目に見心に知る】平家の横暴を見知つてもの意。【よきて】避けて。【禁門を出入すといへども】『禁門』宮中の御門。『長吏』地方官吏の長。宮門の出入にも姓名を問ひ糺す者なく、帝都の町役人も横目で見るだけで、見て見ぬふりをするとの義。白氏文集陳鴻の長恨歌傳楊貴妃一族の驕奢專横を述べる條に、出二入禁門一不レ問、京師長吏、爲レ之側レ目とあるに據る。『と見えたり』、白氏文集に記るされてあるの意。

我身の榮花

我が身の榮花を極むるのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛内大臣の左大將、次男宗盛中納言の右大將、三男知盛三位の中將、嫡孫維盛四位の少將、都て一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領、衞府、諸司、都合六十餘人也。世には又人なくぞ見えられける。昔奈良の御門の御時、神龜五年朝家に中衞の大將を始め置かる。大同四

年に中衞を近衞と改められしより以來、兄弟左右に相竝ぶ事、僅に三四箇度也。文德天皇の御時は、左に良房右大臣の左大將、右に良相大納言の右大將、是は閑院の左大臣冬嗣の御子也。朱雀院の御宇には、左に實頼小野の宮殿、右に師輔九條殿、貞信公の御子なり。後冷泉院の御時は、左に敎通大二條殿、右に賴宗堀河殿、御堂關白の御子なり。二條の院の御宇には、左に基房松殿、右に兼實月の輪殿、法性寺殿の御子なり。是皆攝籙の臣の御子息、凡人に取つては其の例なし。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、禁色雜袍を聽り、綾羅錦繡を身に纒ひ、大臣の大將になりて兄弟左右に相竝ぶ事、末代とは云ひながら、不思議なりし事ども也。

【我が身】清盛自身。**【重盛内大臣の左大將】**安元三年正月二十四日左大將。三月五日内大臣。「左大將」は左近衞大將の略。**【次男宗盛中納言の右大將】**宗盛實は清盛三男。兄基盛早世の故に次男とす。安元三年正月二十四日權中納言右大將兼任。「右大將」右近衞大將の略。**【知盛三位の中將】**仁安三年三月二十三日中將、安元三年正月二十四日從三位。中將は近衞府次官で從四位相當官。それを三位で在職するを面目とし、特に三位の中將と云。唯位が三位職が中將といふだけのことではない。**【嫡孫維盛四位少將】**「嫡孫」嫡子の長男。維盛は重盛の長子。嘉應二年十二月三十日右近衞權少將。承安三年三月九日從四位下。少將は近衞府次官で正五位下相當官。それを四位で在職するを名譽として、特に四位の少將と云。**【諸司】**諸官。**【世には又人なく】**

平家以外の人で要職に居る者がないの意。**【奈良の御門】**聖武天皇。**【朝家】**朝廷。**【中衛大將を始め置かる】**續日本紀（神龜五、八、甲午）云、又置二中衛府一、大將一人（從四位上）、少將一人（正五位上）、將監四人（從六位上）、將曹四人（從七位上）、府生六人、番長六人、中衛三百人、使部已下亦有レ數、其職掌、常在二大內一以備二周衛一。**【大同四年】**二年の誤。**【中衛を近衞に改め】**類聚三代格（大同二、四、廿二、詔）云、中衞府者、職同二近衞一、並是禁兵牧馬、警巡斯重、東西分レ陣、夙夜在レ公、嚴肅非レ殊、理容二畫一一、自今以後、宜改近衞府者、爲二左近衞一、中衞府者、爲二右近衞一。**【兄弟左右に相並ぶ事】**兄弟同時に左大將右大將となること。**【良房】**藤原冬嗣二男。承和十五年正月十日右大臣、仁壽四年八月二十八日左大將兼任。**【良相】**同冬嗣五男。仁壽四年八月二十八日權大納言。同九月二十三日右大將兼任。**【閑院の左大臣冬嗣】**右大臣內麿二男。天長二年四月五日左大臣。『閑院』家の名。今昔物語云、基經親しき人の限をぞ寄せ給ひて、閑なる所にせさせ給ひければ、閑院とはいふなり。拾芥抄云、二條南、西洞院西一丁、冬嗣大臣家、金岡疊二水石一、公季公傳領云云。今二條油小路町以東方四十丈の地。**【御宇】**人君宇內を統御する義。御代といふこと。**【左に實頼】**忠平長男。天慶八年十一月二十五日左大將。**【小野宮殿】**實頼の家の名。小野宮惟喬親王の第を傳領したるより云。大炊御門の南、烏丸の西。**【右に師輔】**忠平二男。實頼左大將に任じた當日、其後を襲うて右大將となる。**【九條殿】**師輔の家の名。九條坊門の南、町尻東。**【貞信公】**關白太政大臣藤原忠平の諡號。太政大臣は出家せざる限は、薨後に諡號を賜はる例になつてゐた。**【左に教通】**母一條左大臣雅信の女。頼宗より三歲年下。長和六年四月十三日左大將、康平五年四月十一日辭任。**【大二條殿】**教通。二條北、東洞院東、南北二町の二條殿に居つたので云。『大』師通を後二條殿と呼ぶに對しての稱であらう。**【右に頼

宗】母源左大臣源高明の女。寛德二年十一月二十三日右大將、康平七年十二月十九日辭任。【堀河殿】頼宗の家の名。拾芥抄云、二條南、堀川東、南北二丁、昭宣公家、忠義公傳領。【御堂關白】藤原道長。寛仁三年三月出家入道して、法成寺の御堂を建てゝ居つたので御堂殿と云。內覽宣旨を蒙り、攝政太政大臣となり、權勢關白に異らなかつたので云。【左に基房】關白忠通二男。平治二年八月十四日左大將。【松殿】基房の家の名。中御門南、東洞院西。【右に兼實】忠通三男。永曆二年八月十九日右大將。【月の輪殿】兼實山莊の名。今京都泉涌寺域內より東福寺東方へかけた地にあつたと云。【法性寺殿】藤原忠通。法性寺の傍に住むより云。寺址、賀茂川東、九條南、法性寺大路の邊と云。【攝籙】攝政關白の異稱。『籙』符の義。帝王は符に依て位に卽き政を執るので、其籙を天子に代て執る義。【凡人】たゞ人の義。攝關淸華等の名家でない者を指して云。【殿上の交をだに嫌はれし人】忠盛。【禁色】天皇其他貴人の服色に紛れるを防ぐ爲に、妄に着用を禁じてある色のこと。支子(くちなし)・黄丹(皇太子袍の色)・赤(上皇御袍の色)・青(天皇日常着御の袍の色)・深紫・(親王一位の袍の色)・深緋・濃蘇芳の諸色、及び有文の綾織物を含めて云。特に宣旨に依り禁色の着用を聽るされるを『禁色を聽る』と云。普通は四五位の時この宣旨を蒙り、攝關子弟は多く元服の日にこの宣旨を蒙むる例である。【雜袍】直衣。位袍に對し色目の制限がないので云。參內は束帶に限られてゐるのを、直衣で參內することを、特に宣旨を蒙つて許されるを『雜袍を聽る』と云。【綾羅錦繡】美服の意。『綾』模樣を織り出した絹。『羅』薄織の絹。『繡』縫ひ取をしたもの。延喜式云、凡綾者聽レ用ニ五位以上朝服一、六位以下不レ得ニ服用一。又除ニ禮服並參議已上半臂五位以上幞頭一之外、不レ得レ着レ羅。【末代とはいひながら】如何に條理の亂れた末代でもの意。【不思議】珍らしいこと。

其の外御女八人おはしき。皆執々に幸ひ給へり。一人は櫻町の中納言重敎の卿の北の方にておはすべかりしが、八歳の年御約束ばかりにて、平治の亂以後引きちがへられて、花山の院の左大臣殿の御臺盤所にならせ給ひて、公達あまたまし〳〵けり。抑此の重敎の卿を櫻町の中納言と申しけることは、勝れて心數奇給へる人にて、常は吉野の山を戀ひつゝ、町に櫻を植ゑならべ、其の內に屋を建てゝ住み給ひしかば、來る年の春ごとに、見る人櫻町とぞ申しける。櫻は咲いて七箇日に散るを、名殘を惜み、天照大神に祈り申されければにや、三七日まで名殘ありけり。君も賢王にてましませば、神も神德を耀かし、花も心有りければ、二十日の齡を保ちけり。一人は后に立たせ給ふ。二十二にて皇子御誕生有りて、皇太子に立ち、位に卽かせ給ひしかば、院號蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申しける。入道相國の御娘なる上、天下の國母にてましませば、兎角申すに及ばれず。一人は六條の攝政殿の北の政所にならせ給ふ。是は高倉の院御在位の御時、御母代とて、准三后の宣旨を蒙らせ給ひて、白河殿とて、重き人にてぞまし〳〵ける。一人は普賢寺殿の北の政所にならせ給ふ。一人は冷泉の大納言隆房の卿の北の方、一人は七條修理の大夫信隆の卿に相具し給へり。又安藝の國嚴島の內侍が腹に一人、是は後白河法皇へ參らせ給ひて、偏に女御の樣でぞましましける。其の外九條の院の

雜仕常磐が腹に一人、是は花山の院殿の上臈女房にて、臈の御方とぞ申しける。

【重教】長門本成範に作るがよい。初め成憲、少納言入道信西の子。承安四年七月八日參議左兵衞督、安元二年十二月五日權中納言、壽永二年四月中納言、文治三年三月十六日薨去、年五十三。【北の方】貴人の妻の稱。當時の殿舍、南を正面とし、婦人は奧、卽ち北の方に居つたので云。【平治の亂以後】平治の亂に、藤原經宗同惟方の二人、初め藤原信賴に味方し、後、事の成らざるを知つて、帝を奉じて六波羅の平家の方に走つたが、亂後經宗等其間の事情を知つて居る成範の摘發するを恐れ、淸盛に讒し、下野國室の八島に配流せしめたので、緣も破れたのである。【花山院左大臣殿】兼雅。忠雅子。仁安三年二月十七日權中納言、養和二年三月八日權大納言、文治五年七月十日內大臣、同六年七月十七日右大臣、建久九年十一月十四日左大臣、正治二年七月十八日薨、年五十三。【御臺盤所】貴人の北の方の稱。もと盤や臺を置き食膳の用意をする處の名。後世御臺所御臺などいふは此語の略。【心數奇給へる人】風流を愛する人。【常は】常にの意。當代特有の語法。【吉野山】大和國吉野郡にある山。古來櫻花を以て知られてゐる。【櫻町】長門本云、姉小路室町の宿所に、總門の見入より西東の町かけて、並木に櫻を植通されたりければ、春の朝、遠近人の異名に、此町をば櫻町とぞ申しける。又はひたすら花に心を移し給ひて、長春の日も木下にして詠暮し、朧月夜も花の陰にて守り明されければ、櫻木中納言共申しけり。誠に此中納言櫻をふかく愛せられしかば、過行春をかなしみ、來れる春を悦び、櫻を待し人なれば、櫻待の中納言とぞ、詔には下されける。【天照大神】古事記傳云、「てる」と訓まむも誤には非ず。神名帳に阿麻氏留神社など云もあればなり。「てる」を延て「てらす」と云ふ古言の格。【名礎

ありけり】大部分は散つても、いくらか殘つてゐたといふ意。【君】當代の天皇。こゝは文を飾つて櫻の長く咲いてゐたことを面白く言つただけのもの。【后に】淸盛第二女德子。母從二位平時子。承安二年二月十日高倉天皇皇后に册立。【皇子御誕生】安德天皇の御事。諱言仁(ときひと)、治承二年十一月十二日御誕生、十二月十五日皇太子に册立、同四年三月二十一日受禪、四月二十二日御卽位。【院號】女院號のこと。天皇御母・准母・內親王等を上皇に准じ院號を奉ることで、一條天皇御母東三條院詮子より始まる。【建禮門院】養和元年十一月二十五日院號。女院號中、宮城門の名を付けるを、特に門院號と云。後朱雀天皇御母上東門院より始まる。【天下の國母】天皇御母に對する敬稱。後漢書鄧后傳云、帝曰、皇后之尊、與レ朕同體、承二宗廟一母(タリ)二天下一。【兎角申すに及ばれず】かれこれ申すまでもなく目出度いとの意。【六條の攝政殿】藤原基實。法性寺關白忠通の子。保元三年八月十一日關白、永萬元年六月二十五日攝政。『六條』其亭六條左女牛にあるより云。【北の政所】攝政關白の北方が宣旨を蒙つて稱する名。『北』寢殿の北方に居るよりの名。『政所』內政を執る政所を置く故に云。參考本云、按二系圖一、名寛子、或作二從三位盛子一。【御母代】准母とも云、御養母と同義。御生母に代つて後見する方。【准三后】准三宮、准后とも云。皇后でない御生母・准母・女御・外戚又は名臣に對し、優遇の意味で、特に宣旨を下して授け給ふ資格。太皇太后皇太后皇后の三宮に准じて年官年爵を賜はるの義で、年官は、毎年掾一人、目一人、史生三人及京官一人の俸祿を賜はること、年爵は毎年從五位下の位田の得米を賜はることを云。【白河殿】愚管抄に、「白川殿と云し北政所も、延勝寺の西にいみじく家造りて」とある。延勝寺は洛の東北白河の地にあつた寺で、六勝寺の一。【普賢寺殿】藤原基通。攝政基實長男。高倉天皇治承三年以降、安德、後鳥

羽、土御門三代に仕へて攝政關白となり、承元二年十月五日出家。普賢寺（山城國綴喜郡普賢寺村）に住し、普賢寺關白の稱があつた。法名行理、天福元年五月三十日薨、年七十四。【冷泉大納言隆房】隆季の子。土御門天皇元久元年三月六日權大納言。【七條修理大夫信隆】信輔の子。承安元年十二月八日修理大夫。○修理大夫＝修理職長官。皇居の修理造營を掌る職。【相具し】連れ添ふこと。【內侍】安藝國嚴島神社に奉仕する巫女の稱。盛衰記云、內侍は越中前司盛俊が賜て具したりけるが、一谷にして討たれて後は、土肥次郎實平が具したりけるとぞ聞えし。【女御】皇后に次ぐ職で、御寢に侍する方。其名平安初期より見え、初は四五位に過ぎなかつたが、其位置漸次向上し、皇后もその中より出で、攝關の女も此職より進み、入內後直に三位に敍せらることゝなつた。周禮天官云、女御掌下御二叙于王之燕寢一以二歲時一獻（スルコトヲ）中功事（ヲ）上。【女御の樣】女御の如く勢が盛であつたこと。【九條院】近衞天皇中宮藤原呈子。關白忠通女、實は太政大臣伊通女。久安六年六月入內、天皇崩後落飾、法名清淨觀。保元三年皇太后、仁安三年院號を蒙り九條院と申した。安元二年九月崩御、御年四十六。伊通の九條堀河の亭に御出になつたので云。【雜仕】雜役驅使の勤をする下﨟の女官。【常磐】もと源義朝の妾で、義經等の母。平治亂後清盛に寵せられたことは、平治物語に詳に見える。【花山院殿】左大臣兼雅。【上﨟女房】『﨟』僧の安居（四月十五日より七月十五日まで禁足して家に籠ること）の回數を數へる語。其の多きを上﨟と云。轉じて一般に身分の高下に云。こゝは女房中身分の高いもののこと。【廊の御方】長門本云、花山院左大臣殿の御もとに、御臺盤所の御妹にておはしければ、上﨟女房にて、廊の御方と申しけるに云云。

日本秋津島は纔（わづか）に六十六箇國、平家知行（ちぎやう）の國三十餘箇國、既に半國に越えたり。其

の外庄園田畠幾等と云ふ數を知らず。綺羅充滿して堂上花の如し。軒騎群集して門前市をなす。揚州の金、荊州の珠、吳郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶、一つとして闕けたる事なし。歌堂舞閣の基、魚龍爵馬の翫物、恐らくは帝闕も仙洞も是には過ぎじとぞ見えし。

【日本秋津島】我國古名。日本書紀神武天皇卅一、四、條云、皇輿巡幸、因登二腋上嗛間丘一、而廻二望國狀一曰、好哉乎國之獲矣、雖二內木綿之眞迮國一、猶如二蜻蛉之臀呫一焉、由レ是始有二秋津洲之號一也。【六十六箇國】職原抄云、畿內五ケ國、東海道十五ケ國、北陸道七ケ國、山陰道八ケ國、山陽道八ケ國、南海道六ケ國、西海道十一ケ國、然而云二九國二島一、除二二島一六十六箇國也。【知行の國】國務を知り行ふ國の義。莊園等の受け領する土地のこと。【半國】日本全國の半分。【庄園】王朝時代以後、權門社寺の私有地の稱。『庄』田舍の義、田園の家屋を云。『園』園林の義。位田・職田・封戶・功田・賜田・墾田・寺社施入の田等から起り、傳承久しきに亙つて、いつか私有地となり、多くは官租を出さないやうになつもたの。【綺羅】『綺』綾、『羅』薄物。美服を云。『軒』車。『騎』馬。【綺羅充滿して】以下二句、本朝文粹卷六、橘直幹、申二民部大輔一狀の堂上如レ華、門前成レ市の二句を分けて綴つたもので、平家殿中美服を纏ふ者多く、門前には來訪の馬車が夥しいとのこと。【揚州の金】『揚州』禹貢九州の一、今の江蘇浙江の地方。書經禹貢云、淮海惟揚州、厥貢惟金三品。註云金・銀・銅也。【荊州の珠】『荊州』禹貢九州の一。今の湖南湖北地方。書經禹貢云、惟荊州、厥篚玄纁璣組。註云、璣珠之類、生二

於水一【吳郡の綾】『吳郡』今の江蘇地方。『綾』其地の名產。唐書韋堅傳云、吳郡則方丈綾。【蜀江の錦】蜀は今の四川省。その主都成都の錦は精妙を以て世に鳴る。驪廬嘶餘に、蜀江の錦とは、綿に金を交たるを云なりとある。古來布帛中貴重品の隨一。以上唯外國の珍品までもといふ意。【七珍萬寶】諸種の珍寶といふ義。『七珍』七種の珍寶。無量壽經云、金、銀、琉璃、頗梨、珊瑚、硨磲、碼碯。【歌堂舞閣の基云々】歌舞を爲す大きな家や、魚が龍となる躍りや、投壺等の遊戯の具が多く集められてゐること。文選十一、鮑昭の蕪城賦に、若夫藻扃黼帳、歌堂舞閣之基、璇淵碧樹、弋林釣渚之館、吳蔡齊秦之聲、魚龍爵馬之玩、薰歇燼滅、光沈響絕とあるに據つた語で、勿論具體的の事實ではない。【基】家の土臺の義。こゝは唯句を均齊にする爲に使用したもので深い意はない。【魚龍】西域から傳はつた一種の演技で、魚が龍に變化する樣を演ずるもの。漢書西域傳顏師固注云、魚龍者爲舍利之獸、先戯於庭、極畢乃入殿前、激水化成比目魚、跳躍漱水作霧障日畢、化成黃龍八丈、出水敖戯於庭、炫耀日光。西京賦云、海鱗變而成龍卽爲此色也。【爵馬】支那上代、宴會の席上、壺の中に矢を投げ入れ勝敗を爭ふ遊戯。投壺のこと。『爵』盃の一種で、勝者が敗者に酒を飮ませる時に用ひる器。『馬』勝者の爲に立てる算。【帝闕】宮中。

妓王

太政の入道は、加樣に天下を掌の中に握り給ひし上は、世の譏をも憚らず、人の

嘲をも顧みず、不思議の事をのみし給へり。譬へば其の比、京中に聞えたる白拍子の上手、妓王妓女とておとどひあり。とぢといふ白拍子が娘なり。然るに姉の妓王を入道相國寵愛し給ふ上、妹の妓女をも世の人もてなすこと斜ならず。母とぢにもよき屋作つてとらせ、毎月に百石百貫を送られたりければ、家内富貴して、樂しい事斜ならず。抑我が朝に白拍子の始りける事は、昔鳥羽の院の御宇に、島の千歳、和歌の前、彼等二人が舞ひ出したりける也。始は水干に立烏帽子、白鞘卷をさいて舞ひければ、男舞とぞ申しける。然るを中比より烏帽子刀をのけられて、水干ばかり用ひたり。さてこそ白拍子とは名づけけれ。京中の白拍子ども、妓王が幸の目出度き樣を聞て、うらやむ者もあり、猜む者も有り。羨む者どもは、「あな目出たの妓王御前の幸や。同じ遊女とならば、誰も皆あの樣でこそありたけれ。如何樣にも妓と云ふ文字を名に付きて、かくは目出度きやらん、いざや我等も付て見ん」とて、或は妓一・妓二と付き、或は妓福・妓德など付く者もありけり。そねむ者どもは、「何條名により文字には依る可き。幸は只先世の生れ付でこそ有んなれ」とて、付かぬ者も多かりけり。

【妓王】祇王又義王に作る。白拍子の名。近江國野洲郡江部庄江部九郎時久の子で、祇王井といふ大堀を堀り、同地方の水利に便したと傳へるが、眞僞固より判然しない。【太政入道】太政大臣であつた人の入道したのを

云。清盛。【不思議の事】我儘勝手の事。【白拍子】もと歌舞の拍子の名。轉じて舞の名に云。『白』白聲といふ如く、あたりまへの義。こゝは普通の拍子といふ意。【とぢ】長講堂過去帳閉に作る。母の名。【白拍子】白拍子の歌舞を巧にする者の義。宴席に侍して酒興を添へる遊女の一種。【もてなす事斜ならず】一方ならず大事にする事。【百石百貫】『石』米十斗。『貫』錢一千文。こゝは唯米と錢とを澤山にといふ位の意。【白拍子の始り】徒然草云、多久助が申けるは、通憲入道舞の手の中に興ある事共をえらびて、磯の禪師といひける女にをしへまはせけり。禪師が娘靜といひける、此藝をつげり。是白拍子の根元也。佛神の本緣を歌ふ。其後源光行多くの事を作れり。後鳥羽院の御作もあり、龜菊に敎へさせ給けるとぞ。【水干】狩衣より轉化した上下通用の男子の私服。生平絹を水張りにして作つたといふ義。地は多く紗・精好・平絹で、色は多く白を用ひる。菊綴二つ宛、前に一ケ處後に四ケ處につけ、組紐を前は領の上角、後は領の中央につけ、前後の紐を右の肩で打違へもぢつて結ぶ。袴は葛袴を普通とし、合引の處に菊綴二つ宛左右につけ、上を着込めてはく。冠物は烏帽子を用ひる。【立烏帽子】烏帽子の原形で、折烏帽子が出來てから起つた名。【白鞘卷】柄又鞘の金具が銀(しろがね)で作つてある鞘卷。【男舞】水干に鞘卷といふ男姿で舞ふより云。【水干ばかり】白い水干ばかりといふ意。徒然草白拍子起原を記す條云、白き水干に鞘卷をさゝせ烏帽子もひき入れたりければ、男舞とぞいひける。【御前】婦人の名の下につけていふ敬稱。【遊女】歌舞音曲をかなでて酒宴の興を添へ人を慰める、今の藝者の如きもの。和名抄に遊女、宇加禮女(うかれめ)、一云阿曾比(あそび)とあるが、音樂を奏することをあそびといふより起つた名。當時攝關大臣等貴族の席にも出入したことが記録に見える。【いかさまにも】いかにも。【名に付き

て】名につけてゐるのでの意。**【何條】**どうして。**【名により文字にはよるべき】**反語。名や文字による筈はないの意。**【先世の生れ付きて】**前世からの宿緣で生れついたこと。**【有んなれ】**あるなれの訛。**【付かぬ者】**妓の字を付けない者。

かくて三年と云ふに、又白拍子の上手一人出で來たり。加賀の國の者なり。名をば佛(ほとけ)とぞ申しける。年十六とぞ聞えし。京中の上下是を見て、昔より多くの白拍子は見しか共、かゝる舞の上手は未だ見ずとて、世の人もてなすこと斜ならず。ある時佛御前申しけるは、「我天下にもてあそばるゝと云へども、當時目出たう榮えさせ給ふ平家太政の入道殿へ、召されぬ事こそほいなけれ。遊者(あそびもの)の習(ならひ)、何か苦しかる可き。推參(すゐさん)して見ん」とて、或時西八條殿へぞ參じたる。人御前に參つて、「當時都に聞え候ふ佛御前が參つて候」と申しければ、入道相國大に怒つて、「何條左樣の遊者は、人の召にてこそ參るものなれ。さうなう推參する樣やある。其上、神ともいへ、佛ともいへ、妓王が有らんずる所へは叶ふまじきぞ、とう〳〵罷り出でよ」とぞ宣ひける。佛御前は、すげなう云はれ奉りて、既に出でんとしけるを、妓王入道殿に申しけるは、「遊者の推參は常の習でこそさぶらへ。其上年も未だ少(をさな)うさぶらふなるが、偶(たまたま)思ひ立つて參つてさぶらふを、すげなう仰せられて返させ給はんこそ不便(ふびん)なれ。いか許り恥(はづ)しう片腹痛

くもさぶらふらん。我が立てし道なれば、人の上とも覺えず。縦ひ舞を御覧じ歌をこそ聞し召さずとも、唯理をまげて、召返いて御對面計りさぶらひて、返させ給はば、有り難き御情でこそさぶらはんずれ」と申しければ、入道相國、「いで〳〵さらば、わごぜが餘にいふ事なるに、對面して返さん」とて、御使を立てゝ召されけり。佛御前はすげなういはれ奉つて、車に乘つて、既に出でんとしけるが、召されて歸り參りたり。入道聽て出で合ひ、對面し給ひて、「いかに佛、今日の見參はあるまじかりつれども、妓王が何と思ふやらん、餘りに申し進むる間、加樣に見參はしつ。見參する上では、如何でか聲をも聞かである可き。先づ今樣一つ歌へかし」と宣へば、佛御前「承りさぶらふ」とて、今樣一つぞ歌うたる。「君を始めて見る時は、千代も經ぬべし姫小松、御前の池なる龜岡に、鶴こそむれゐて遊ぶめれ」と、推返し推返し三返歌ひすましたりければ、見聞の人々皆耳目を驚す。

【佛】加賀國能美郡中海村大字原の人。其地に墳墓があると傳へるが、眞僞未詳。【もてあそはる】もてはやされること。【遊者】遊女。【何か苦しかる可き】何の差支もあるまい。【推參】招かれないのに推しかけて行くこと。【西八條殿】清盛の別邸。拾芥抄京程圖には、大宮西、坊城東、八條坊門南、八條北、山槐記には、八條坊門南、櫛笥西とあり、長門本には、平相國羅門をば八條太政大臣と申き。八條より北、坊城より西方に一町の

亭ありし故なり。彼入道うせられし曉燒けにき。大小棟數五十餘に及べりとある。大凡山城國葛野郡大内村大字八條の地と云。【何條】下の『さうなら推參』云々へかゝる。【さうなう】左右なうで、かれこれとためらはず、平氣でといふ意。【神ともいへ】佛御前の佛に對して言つたまでの語。【すげなう】愛想なく。【片腹痛くも】心苦しくも。【我が立てし道】妓王も白拍子出身なので云。【理をまげて】無理ではあるが。【有り難き御情】類ひない御仁慈。【わごぜ】我御前の義。女子に親んで呼びかける詞。『わ』親愛の意を示す語。【車】牛車。【見參】對面の敬語。【聲】歌。【今樣】今樣歌の略。當世流行歌の義。もと和讃より出て、多くは七五調四句より成り、村上天皇頃から上下に行はれ、朗詠と同じく貴人の宴にも歌はれたもの。【君を始めて見る時は云々】『千代』『松』『龜岡』『鶴』等目出度い語を重ねて祝つた歌。【姫小松】落葉松。佛自身に譬へ云。【龜岡】龜山と同じで、蓬萊山の異名。こゝは池の中島を指したものであらう。增鏡(草枕)に、建治元年十月龜山殿御宴遊の際、齋宮愷子内親王が此下の二句を口吟せられたことが見え、當時愛誦せられた句と思はれる。【推返し】繰り返し。【歌ひすまし】熱心に歌ふこと。

入道も面白き事に思ひ給ひて、「さてわごぜは今樣は上手にて有りけるや。この定では舞も定めてよからん。一番見ばや。鼓打召せ」とて召されけり。打たせて一番舞うたりけり。佛御前は髮姿より始めて、眉目かたち世に勝れ、聲よく節も上手なりければ、なじかは舞は損ずべき。心も及ばず舞ひすましたりければ、入道相國舞にめで給ひて、

佛に心を移されけり。佛御前「こは何事にてさぶらふぞや。本よりわらはは推參の者にて、既に出だされ參らせしを、妓王御前の申狀に依つてこそ召し返されてもさぶらふ。はや〳〵暇賜つて、いださせ御座せ」と申しければ、入道相國「都べて其の儀叶ふまじ。但し妓王が有るに依つて、左樣に憚るか。其の儀ならば、妓王をこそ出ださめ」と宣へば、佛御前「是はまたいかでさる御事侍ふべき。共に召し置かれんだに恥しうさぶらふべきに、妓王御前を出ださせ給ひて、わらはを一人召し置かれなば、妓王御前の思ひ給はん心の中、いか計り恥しう片腹痛くもさぶらふべき。自ら後までも忘れ給はぬ御事ならば、召されて又は參るとも、今日は暇を賜はらん」とぞ申しける。入道「其の儀ならば、妓王とう〳〵罷り出でよ」と、御使重ねて三度までこそ立てられけれ。妓王はもとより思ひ設けたる道なれ共、さすが昨日今日とは思ひもよらず。入道相國、如何にも叶ふまじき由、頻に宣ふ間、はき拭ひ、塵拾はせ、出づべきにこそ定めけれ。一樹の陰に宿り合ひ、同じ流を掬ぶだに、別れは悲しき習ぞかし。いはんや是は三年が間住みなれし所なれば、名殘も惜しく悲しくて、甲斐無き淚ぞすすみける。さてしも有るべき事ならねば、妓王今はかうとて出でけるが、なからん跡の忘れ形見にもとや思ひけん。障子に泣く〳〵一首の歌をば書き付けける。

萠出づるも枯るゝも同じ野邊の草、何れか秋にあはで果つべき。

さて車に乘つて宿所へ歸り、障子の內に倒れ臥し、たゞ泣くより外の事ぞなき。母や妹是を見て、「いかにやいかに」と問ひけれども、妓王兎角の返事にも及ばず、具したる女に尋ねてこそ、さる事有りとも知つてげれ。さる程に毎月送られける百石百貫をも推止められて、今は佛御前のゆかりの者共ぞ、始めて樂み榮えける。京中の上下、此の由を傳へ聞いて「誠や妓王こそ、西八條殿より暇賜つて出だされたんなれ。いざや見參して遊ばん」とて、或は文を遣す者もあり、或は使者をたつる人もありけれども、妓王、今更又人に對面して遊び戲るべきにもあらねばとて、文をだに取り入るゝ事もなく、まして使者をあひしらふ迄も無かりけり。妓王是に付けても、いとゞ悲しくて、かひなき涙ぞこぼれける。

【この定】この具合。**【一番見ばや】**舞を一さし見たい。**【打たせ】**鼓打に鼓を打せての意。**【なじかは舞は損ずべき】**どうして舞ひそこなひをしやう。**【心も及ばず舞ひすまし】**思もつかない程、立派に舞つたこと。**【わらは】**女子が謙遜していふ自稱の語。**【申狀】**とりなし。**【出させ御座せ】**佛自身を退出させて下さい。**【都べて其儀叶ふまじ】**佛退出の事は全然許さないの意。**【其の儀ならば】**さういふことなら。**【共に召置かれんだに耻しう】**両人を一緒に召し抱へられても、寵を競ふ様で耻しいのにの意。**【自ら】**萬一。**【思ひ設けたる道】**かねて覺

悟してゐたこと。寵が衰へれば出される筈といふこと。【昨日今日とは】伊勢物語云、つひにゆく道とはかねて聞しかど、昨日今日とは思はざりしを。【はき拭ひ】今まで住んだ居室を掃除したこと。【一樹の陰に宿り合ひ】聊かの知り合でもの意。說法明眼論云、或ハ處リ二一村一ニ、宿シ二一樹下一ニ、汲ミ二一河流一ヲ、一夜同宿、一日夫妻、一所聽聞、暫時同道、半時戯笑、一言會釋、一坐飯酒、同杯同酒、一時同車、同疊同坐、同牀一臥、輕重有レ異、親疏有レドモ別、皆先世結緣。【掬ぶ】兩手で水をしやくふこと。【甲斐無き涙】泣てもかひのないことの意。【さてしもあるべき事ならねば】そのまゝ居るべき身でもないので。【今はかうとて】まうこれぎりと心をきめての意。【忘れ形見】忘れ難みと形見とを合せた語。忘れ難い形見の意。『形見』記念。【障子】今の襖障子。普通の紙の障子は、明り障子と言つて、室町時代書院造行はれて後に用ひられたもの。【萌出つるも云々】萌え出づる佛も、枯れて行く此身も、共に白拍子の身の上で、終には捨てられるのは、定つた運命であるの意。『秋』に飽をかけ、草木の枯れるのに、人に飽かれて捨てられることをかけて云。【兎角の返事にも及ばず】何とも返事しないこと。【具したる女】連れてゐた召使の女。【ゆかりの者】親類緣者。【まことや】まさかと思つたが、ほんとにさうであつたかと、驚いた意味の感嘆詞。【あひしらふまでも】程よくとりなすことさへ。【是れに付けても】世人の輕く思ふにけても。

かくて今年も暮れぬ。あくる春にもなりしかば、入道相國妓王が許へ使者を立て、、「如何に妓王、其の後は何事かある。佛御前が餘りにつれ〴〵げに見ゆるに、參つて今樣をも歌ひ、舞などをも舞うて、佛慰めよ」とぞ宣ひける。妓王兎角(とかう)の御返事にも及

ばず、涙を押へてふしにけり。入道重ねて、「なにとて妓王は兎も角も返事をば申さぬぞ。參るまじきか。參るまじくば、其の樣を申せ。淨海も計らふ旨あり」とぞ宣ひける。母とぢ是を聞くに悲しくて、泣く／＼教訓しけるは、「なにとて妓王は、兎も角も御返事をば申さで、加樣に叱られ參らせんよりは」といへば、妓王涙を押へて申しけるは「參らんと思ふ道ならばこそ、軈て參るべし共申すべけれ。なか／＼參らざらんもの故に、何と御返事をば申すべし共覺えず。此の度召さんに參らずば、計らふ旨ありと仰せらるゝは、定めて都の外へ出さるゝか、さらずば命を召さるゝか、是れ二つにはよも過ぎじ。縱ひ都を出ださるゝとも、歎くべき道に非ず。又命を召さるゝとも惜しかるべき我が身かは。一度うきものに思はれ參らせて、二度面を向ふべしとも覺えず」とて、猶御返事にも及ばざりしかば、母とぢ泣く／＼又教訓しけるは、「天が下に住まんには、兎も角も入道殿の仰せをば、背くまじき事にて有るぞ。其の上わごぜは、男女の緣・宿世、今に始めぬことぞかし。千年萬年とは契れども、軈て別るゝ中もあり。白地とは思へ共、ながらへはつる事もあり。世に定めなきものは、男女の習なり。況んやわごぜは、此の三年が間思はれ參らせたれば、有りがたき御情でこそ侍らへ。此の度召さんに參らねばとて、命を召さるゝ迄はよもあらじ。定めて都の外

へ出されんずらん。縱ひ都を出さるゝ共、わごぜ達は年未だ若ければ、如何ならん岩木のはざまにても、過さん事易かるべし。我が身は年老い齡衰へたれば、ならはぬ鄙の住居を、かねて思ふこそ悲しけれ。只我をば都の中にて住みはてさせよ。其れぞ今生後生の孝養にてあらんずるぞ」といへば、妓王參らじと思ひ定めし道なれども、母の命を背かじとて、泣く泣く又出で立ちける心の中こそむざんなれ。妓王獨り參らん事の、餘りに心うしとて、妹の妓女をも相具しけり。其の外白拍子二人、總じて四人、一つ車に取乘つて、西八條殿へぞ參じたる。日比召されつる所へは入れられずして、遙にさがりたる所に、座敷しつらうてぞ置かれける。妓王「こはされば何事ぞや。我が身に過つことはなけれ共、出され參らするだにあるに、剩へ座敷をだにさげらるゝ事の口惜しさよ。如何にせん」と思ふを、人に知らせじと、押ふる袖の隙よりも、餘りて涙ぞこぼれける。佛御前是を見て、餘りに哀に覺えければ、入道殿に申しけるは、「あれは如何に、妓王とこそ見參らせさぶらへ。日來召されぬ所にてもさぶらはゞこそ。是へ召され侍へかし。さらずばわらはに暇を賜り、出で參らせん」と申しけれ共、入道「いかにも叶ふまじき」と宣ふ間、力及ばで出でざりけり。

【つれづれげに】退屈さうに。**【涙を押へて】**泣きながら。**【其の樣】**其理由。**【計ふ旨あり】**取計ふ都合がある、

其理由如何に因てはといふ意。**【叱られ參らせんよりは】**兎角の返事をした方がよいの意を含むで云。『參らせん』敬語。**【なかなか參らざらんもの故に】**却て行く氣がないから。**【よも過ぎじ】**まさか是よりひどいことではあるまい。**【うき者に思はれ】**嫌はれたこと。**【天が下に住まんには】**此の世に住む以上は。**【男女の緣宿世】**男女の緣がある上に、前世からの宿緣が深いとの意。**【白地とは思へ共】**假初の緣だと思つても。**【ながらへはつる】**長ら經果つるで、一生添ひ遂げること。**【男女の習】**一般男女關係に見る通則。**【有りがたき御情】**類ひない御寵愛。**【出されんずらむ】**出されんとするならんの意。**【岩木のはざま】**山間僻地の意。**【かねて思ふこそ】**前以て想像してさへも。**【住みはてさせよ】**死ぬまで都に住むやうにしてくれとの意。**【今生後生の孝養】**現世にての孝行、死後の追善。**【一つ車】**同じ車。牛車の屋形、延喜式に長八尺・高三尺四寸・廣三尺二寸とあり、四人乘るを普通とし、時に六人も乘つた。**【遙にさがりたる所】**ずつと下手の場處。**【しつらうて】**當時の建築は總板敷で、室の區劃がないので、臨時に几帳屛風等で仕切つて室を作る、その事を「しつらひ」「しつらふ」と云。**【こはされば】**事の意外に驚いた樣子。**【日來召されぬ所にてもさぶらはゞこそ】**今迄呼ばれたことのない家ならとにかく、長くこゝに住んだ人を、今更急に下手の座敷へ通すは殘酷との意。**【是へ召され侍へかし】**佛御前の居る所へ御召なさいの意。**【出で參らせむ】**佛御前が此西八條殿から出やうとの意。**【力及ばで出でざりけり】**佛御前も仕方なく出ても行けなかつたとのこと。

入道やがて出で會ひ對面し給ひて、「いかに妓王、其の後は何事か有る。佛御前が餘

りに、つれ〴〵げに見ゆるに、今樣をも歌ひ、舞などをも舞うて、佛慰めよ」とぞ宣ひける。妓王參る程では、兎も角も入道殿の仰をば、背くまじきものをと思ひ、流るゝ涙を押へつゝ、今樣一つぞ歌うたる。「佛も昔は凡夫なり、我等も終には佛なり、何れも佛性具せる身を、隔つるのみこそ悲しけれ」と、泣く〳〵二返歌うたりければ、其の座に竝居給へる、平家一門の公卿・殿上人・諸大夫・侍に至るまで、皆感涙をぞ催されける。入道もげにもと思ひ給ひて、「時に取つては神妙にも申したり。さては舞も見たけれ共、今日はまぎるゝ事出で來たり。此の後は召さず共常に參つて、今樣をも歌ひ、舞などをも舞うて、佛慰めよ」とぞ宣ひける。妓王兎角の御返事にも及ばず。涙を押へて出でにけり。妓王「參らじと思ひ定めし道なれ共、母の命を背かじと、つらき道に赴いて、二度うき恥を見つることの口惜しさよ。かくてこの世にあるならば、又もうきめに逢はんずらん。今は只身を投げんと思ふ也」といへば、妹の妓女是を聞いて、姉身を投げば、我も共に身を投げんといふ。母とぢ是を聞くに悲しくて、泣く泣く又重ねて教訓しけるは、「左樣の事あるべしとも知らずして、教訓して參らせつる事の怨めしさよ。誠にわごぜの恨むるも理なり。但しわごぜが身を投げば、妹の妓女も共に身を投げんといふ。若き娘どもを先立てゝ、年老い齡衰へたる母、命生きても

何にかはせんなれば、我も共に身を投げんずる也。未だ死期も來らぬ母に、身を投げさせんずる事は、五逆罪にてやあらんずらん。此の世は假の宿なれば、恥ぢても耻ぢても何ならず、只ながき世の闇こそ心憂けれ。今生で物を思はするだにあるに、後生でさへ惡道へ赴かんずる事の悲しさよ」と、さめざめとかき口說きければ、妓王淚をはら〳〵と流いて、「げにも左樣に侍らはゞ、五逆罪疑なし。一旦うき恥を見つる事の口惜しさにこそ、身を投げんとは申したれ。さ侍らはゞ、自害をば思ひ留り侍ひぬ。かくて都に有るならば、又も憂き目を見んずらん。今はただ都の外へ出でん」とて、妓王二十一にて尼になり、嵯峨の奥なる山里に柴の庵をひき結び、念佛してぞ居たりける。妹の妓女是を聞て、「姉身を投げば、我も共に身を投げんとこそ契りしか。まして左樣に世を厭はんに、誰か劣るべき」とて、十九にて樣をかへ、姉と一所に籠り居て、偏に後世をぞ願ひける。母とぢ是を聞て、「若き娘どもだに樣をかふる世の中に、年老い齡衰へたる母、白髮を付けても何にかはせん」とて、四十五にて髮をそり、二人の娘もろともに、一向專修に念佛して、後世を願ふぞ哀なる。

【參る程では】來た以上は。**【佛も昔は凡夫なり云々】**梁塵秘抄には、「佛も昔は人なりき、我等も終には佛な

り、三身佛性具せる身を、知らざりけるこそあはれなれ」とある。我等も佛と同樣に、佛性を具有したから、凡夫のあさましさに、生死の巷に沈淪し、佛と隔つのが悲しいの意。妓王も佛も同じ白拍子の身で、違つた待遇を受けることを悲んだもの。**【凡夫】**佛教で、聖者に對し一般の人を言ふ稱。「凡」は凡常の義。大威德陀羅尼經云、以テ於ニ生死一進惑流轉シ住スルヲ不正道上故ニ名ニ凡夫一ト。**【佛】**和訓栞に浮屠家の尊と云。法華文句云。西竺言ニ佛陀一、此ニ言ニ覺者知者一、對シ迷名ケ知、對シ愚名ク覺。**【佛性】**佛となることの出來る本質。涅槃經云、一切衆生、悉有ニ佛性一。**【諸大夫】**四五位で、親王家攝關大臣家の家司となり、恪勤の功に依ては殿上を許され、稀には大中納言までも進む事の出來る家柄。**【侍】**親王攝關家の家人の稱。**【時にとつては神妙】**當意即妙であるとの意。**【つらき道】**行きにくい處。**【二度】**先には家を出され、今度は下座にすゑられ、佛を慰めさせられたこと。**【左樣の事】**下座にすゑられ、佛御前を慰めるなど、恥を受ける事。**【怨めしさよ】**自分で自分を怨みに思て云。**【何にかはせんなれば】**仕方がないから。**【死期】**壽命で自然に死ぬべき時。**【五逆罪】**害シ父、害シ母、出ニ佛身血一、害ニ阿羅漢一、破ニ和合僧一の五種の罪。此大罪を犯す者は、八大地獄中最も恐るべき無間地獄に墮つるものとせられ、大無量壽經の彌陀の第十八願に、念佛の功德に依つて、一切衆生の極樂に生れることを祈願してある中にも、是等の大罪を犯した者と、正法の誹謗者とは除外されてある程に、重大罪と認められる者である。**【假の宿】**未來永遠の世に對して云。**【恥ぢても恥ぢても何ならず】**恥を重ねても、深く氣にかけるに當らないの意。**【永き世の闇】**死後の苦惱。**【惡道】**惡業の爲に死後生れるといふ地獄道。餓鬼道。畜生道等の惡い世界。**【一旦】**一度。**【嵯峨の奥】**京の西北郊、山城國葛野郡嵯峨村。盛衰記には「西山嵯峨の往生院と云所」とある。**【柴の庵】**さ

ゝやかな家のこと。【ひき結び】蔓草などで結び合せるといふ意。粗末な家を作るにいふ語。【一向專修】『一向』ひたすら。『專修』雜修（諸の雜行をなすこと）に對する語。專心に念佛の正行を修すること。【念佛】稱名念佛の義で、南無阿彌陀佛の六字を口誦すること。念佛は、もと佛を憶念するを本義としたが、淨土敎では、特に稱名念佛を第一とし、念佛の功德に依て、滅罪・往生・見佛を得ることゝ認めた。

かくて春過ぎ夏たけぬ。秋の初風吹きぬれば、星合の空を詠めつゝ、天の戶渡る梶の葉に、思ふ事かく比なれや、夕日の影の西の山の端に隱るゝを見ても、日の入り給ふ所は西方淨土にてこそ有んなれ。いつか我等もかしこに生れて、物を思はで過さんずらんと、過ぎにし方の憂事ども思ひ續けて、只盡きせぬものは淚也。たそがれ時も過ぎぬれば、竹の編戶を閉ぢ塞ぎ、燈幽にかきたてゝ、親子三人諸共に、念佛して居たる所に、竹の編戶をほと〳〵と打ちたゝく者出で來たり。其の時尼共肝をけし、「哀れ是は云ふ甲斐なき我等が念佛して居たるを妨げんとて、魔緣の來るにてぞ有るらん。晝だにも人も訪ひ來ぬ山里の、柴の庵の內なれば、夜更けて誰かは尋ぬべき。僅に竹の編戶なれば、あけず共推し破らんこと安かるべし。今は只なか〳〵あけて入れんと思ふ也。其れに情を懸けずして、命を失ふものならば、年來賴み奉る彌陀の本願をつよく信じて、隙なく名號を唱へ奉るべし。聲を尋ねて向ひ給ふなる、聖衆の來迎

にてましませば、などか引攝無かるべき。相構へて念佛怠り給ふな」と、互に心を戒めて、手に手を取りくみ、竹の編戶をあけたれば、魔緣にては無かりけり、佛御前ぞ出で來たる。妓王「あれは如何に、佛御前と見參らするは、夢かや、うつゝか」と云ひければ、佛御前淚を押へて「加樣の事申せば、都て事新しうは侍へども、申さずば又思ひ知らぬ身とも成りぬべければ、始よりして、細々と有りのまゝに申す也。本よりわらははは推參の者にて、既に出だされ參らせしを、わごぜの申狀に依つてこそ召し返されても侍らふに、女の身の云ふ甲斐なき事、我が身を心に任せずして、わごぜを出ださせ參らせて、わらはが推し留められぬる事、今に恥しう片腹痛くこそ侍へ。わごぜの出でられ給ひしを見しに付けても、いつか又我が身の上ならんと思ひ居たれば、うれしとは更に思はず。障子に又「何れか秋にあはではつべき」と書き置き給ひし筆の跡、げにもと思ひ侍りしぞや。いつぞや又わごぜの召され參らせて、今樣を歌ひ給ひしにも、思ひ知られてこそ侍へ。其の後は、在所を何くとも知らざりしに、此の程聞けば、加樣に樣を變へ、一つ所に念佛しておはしつる由。餘りに羨しくて、常は暇を申しゝかども、入道殿更に御用ひましまさず。つくづく物を案ずるに、娑婆の榮花は夢の夢、樂み榮えて何にかせん。人身は受け難く、佛敎には遇ひがたし。この度泥

梨に沈みなば、多生曠劫をば隔つ共、浮み上らん事かたかるべし。老少不定のさかひなれば、年の若きを頼む可きに非ず。出づる息の入るをも待つ可からず。かげろふ稻妻よりも猶はかなし。一旦の榮花にほこつて、後世を知らざらん事の悲しさに、今朝まぎれ出でゝ、かく成りてこそ參りたれ」とて、かづいたる衣を打ち除けたるを見れば、尼に成つてぞ出で來たる。「加樣に樣を替へて參りたる上は、日比の科をば許し給へ、許さんとだに宣はゞ、諸共に念佛して、一つ蓮の身とならん。其れにも猶心ゆかずば、是よりいづちへも迷ひ行き、如何ならん苔の筵、松が根にもたふれ臥し、命の有らんかぎりは念佛して、往生の素懷を遂げんと思ふなり」とて、袖を顏に押し當てゝ、さめ〴〵とかきくどきければ、妓王涙をおさへて「わごぜの其れ程まで思ひ給はんとは、夢にも知らず、憂き世の中のさがなれば、身の憂きとこそ思ひしに、兎もすれば、わごぜの事のみ恨めしくて、今生も後生も、なまじひにし損じたる心地にて有りつるに、加樣に樣を替へておはしつる上は、日來の科は露塵ほども殘らず、今は往生疑なし。此の度素懷をとげんこそ、何よりも又嬉しけれ。わらはが尼に成りしをだに、世に有り難き事の樣に、人もいひ我が身も思ひさぶらひしぞや。其れは世を恨み身を歎いたれば、樣をかふるも理なり。わごぜは恨もなく歎もなし。今年は纔十七

にこそなりし人の、其れ程まで穢土を厭ひ淨土を願はんと、深く思ひ入り給ふこそ、誠の大道心とはおぼえ侍ひしか。うれしかりける善知識哉。いざ諸共に願はん」とて、四人一所に籠り居て、朝夕佛前に向ひ、花香を供へて、他念なく願ひけるが、遲速こそ有けれ、皆往生の素懷を遂げゝるとぞ聞えし。さればかの後白河法皇の長講堂の過去帳にも、妓王・妓女・佛・とぢ等が尊靈と、四人一所に入れられたり。有り難かりし事共なり。

【春過ぎ夏たけぬ】『たけぬ』盛りが過て末となつたこと。和漢朗詠集云、春過夏闌、袁司徒之家雪應路達。**【星合の空】**七月七日の夜の空のこと。此夜牽牛織女二星が出合ふといふより云。荊楚歳事記云、天河之東有織女、天帝之子也。年々織杼勞役、織成雲錦天衣、天帝憐獨處、許嫁河西牽牛、郎嫁後遂廢織紝、天帝怒責、令歸河東、但使其一年一度相會。**【天の戸】**天の川の門、又天の川の瀬戸の義。**【梶の葉】**天の戸を渡る船の梶とかけて云。梶は楮と同種の植物で、我國各地の山野に生じ、紙に製する樹。其葉は一尺許、五つに切れ葡萄の葉に似たもので、七夕祭に此葉に願ひ事を書いて、織女神に手向けると、必ずかなふと言ひ傳へる。後拾遺集秋上云、七月七日梶の葉にかきつけ侍りける、上總乳母、「天の河とわたる船の梶の葉に思ふことをもかきつくるかな。」**【比なれや】**『や』歎辭。いつか七夕になつて、梶の葉にかきつける頃になつたの意。**【西方淨土】**『西方』娑婆の西方。『淨土』淸淨土の義。阿彌陀佛の淨土を云。又極樂、極樂淨土とも云。阿彌陀

經云、從是西方過十萬億佛土、有世界、名曰極樂、其土有佛號阿彌陀、今現在說法。**【かしこに生れて】**往生の義。此世より彼國に往き生れること。**【物を思はで】**心配することもなく。阿彌陀經云、其國衆生、無有衆苦、但受諸樂、故名極樂。**【たそがれ時】**誰そ彼はと、はつきり見分けのつかない時刻。夕方。**【竹の編戸】**竹を編んで作つた粗末な戸。**【ほとほと】**輕く戸を叩く音。**【肝をけし】**恐れる樣。**【云ふ甲斐なき】**意氣地のない。**【魔緣】**欲界の第六天王。人間修道の障礙をする者。**【なかなかあけて入れむ】**却てこちらから開けて迎へやう。すぐ押せば破れる編戸をあけないと言つたところで、何の役にも立たないからといふ意。**【其れに情を懸けずして】**迎へ入れるのにも拘はらず、情なく殺すといふならといふ意。**【彌陀】**阿彌陀佛の略。**【本願】**根本の誓願。阿彌陀佛が因地（修行中）に、法藏比丘と稱し、世自在王佛の處に在つて、衆生濟度の爲に立てた四十八願の事。中にも其眼目の第十八願は、設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者不取正覺といひ、深く極樂に生れたいと願つて、十念卽ち十度念佛したものが、極樂に往生しないなら、決して佛とならないとの誓願を云。**【名號】**南無阿彌陀佛のこと。**【聲を尋ねて】**臨終の時、菩薩が念佛する聲を尋ねて迎ひに來るといふこと。善導和尙觀經散善義云、下輩下行下根人、（略）終時苦相如雲集、地獄猛火罪人前、忽遇往生善知識、急勸專稱彼佛名、化佛菩薩尋聲到、一念傾心入寶蓮、三華障重開多劫、于時始發菩提因。**【聖衆】**多くの聖者の義。聲聞・緣覺・菩薩等を云。**【來迎】**信心深き念佛行者の臨終に、佛菩薩が此世に下り來て淨土へ迎へ取る事。往生要集云、念佛功積、運心年深之者、臨命終之時、大喜自生、所以然者、彌陀如來以本願故、與諸菩薩百千比丘衆、放大光明、晧然在目前、時大悲觀世

音中百福莊嚴手、擎寶蓮臺、至行者前、大勢至菩薩與无量聖衆、同時讚歎、授手引接、是時行者、目自見之、心中歡喜、身心安樂、如入禪定、當知草菴瞑目之間、便是蓮臺結跏之程、卽從彌陀佛後、在菩薩衆中、一念之頃、得生西方極樂世界。**【引攝】**衆生を極樂に引取ること。**【相構へて】**決して。**【覺緣にては無かりけり】**魔緣ではなくて反對の佛(御前)であつたと戯れた語氣。**【加樣の事申せば】**是から後に言ひ出す事。**【こと新しう】**わざとらしい。**【思ひ知らぬ身】**人情を解しない者。**【出され參らせしを】**『參らせ』敬語。清盛に對して敬意を表していふ語。**【云ふ甲斐なき事】**意氣地のなさ。**【我が身を心に任かせず】**自分ながら思ひ通りに出來ないこと。**【思ひ知られてこそ候へ】**自身の將來もよく察知することが出來たの意。**【常は】**常にの意。**【娑婆】**梵語、忍土と譯す。諸の苦惱を受けても忍んで過すべき處の義。現世。**【夢の夢】**夢の中の夢の義。非常に果敢ないこと。**【人身は受けがたく佛教には遇ひがたし】**人界に生を受ける事も、佛教を信ずる機會を得る事も、むつかしいとの意。六道講式云、人身難受、佛法難遇。**【泥梨】**梵語、地獄の義。惡業を犯した者の、墮ちて苛責を受ける、地下闇黑の處。**【多生曠劫を隔つ共】**いくら長い時を過してもの意。『多生』六道を輪廻し數多の生を經ること。『曠』久遠の義。『劫』非常に長久な時間。**【老少不定の境】**老若如何に拘はらず、命數の定まらない境界の義。人間世界。**【出づる息入るをも待つべからず】**無常迅速で、いつ死ぬか分らぬ義。止觀輔行云、風氣依身名出入息、此息遷謝、出不保入。往生要集卷上義記云、傳聞、安養尼對今師(源信)問云、君寄何事覺無常相、答曰、示無常相雖多端、如予所存、不過春夏秋冬轉變、所謂櫻梅桃李歸根、楓葉荻華朽霜、正是盛者遷變相也、尼詠吟云、出息麗入息麗多奴世中遠麗土加仁昔波思希留哉、師

聞羞慙敢不㆑言矣。【かげろふ稲妻】陽炎電光。北本涅槃經壽命品云、是身無常念念不㆑住、猶如電光・暴水・陽炎。【まぎれ出て】忍んで出て來たこと。【かづいたる衣】中流以上の女子外出の時、衣を頭上より被るを「衣かづき」と云。其衣のこと。【様を替へて】尼姿になつて。【一つ蓮の身】佛經に、極樂に往生する者は、七寶池中の蓮華の内に生るとあるより、同じ蓮華の上に生れることを云。【それにも猶心ゆかずば】尼となつても、まだ御氣に濟まないところがあるならの意。【苔の筵、松が根】苔が筵の様にはえてゐる原や、山奥の松の根下。【素懐】平素の希望。【憂き世の中のさが】つらい此世の習はし。【身の憂き】自分の運命の拙いこと。【なまじひにし損じたる心地】半分無理に、自分からぶちこはした氣持。【日來の科】いつも咎め立て居た恨み。【今は往生疑なし】此上は、この世に殘る恨みがないから、間違なく極樂往生が出來るの意。【世に有り難き事】珍らしいこと。【穢土を厭ひ淨土を願はむ】淨土教で第一義とすること。『穢土』淨土に對する語。この世を指す。往生要集云、第一厭離穢土、第二欣求淨土。【大道心】大なる道心。『道心』求道心。【善知識】『智識』善道に導く友の義。轉じて佛道に導き入れる縁となる人又は事。こゝは佛御前を云。【長講堂】法華長講阿彌陀三昧堂の略。法華經を長日不斷に講讀し、冥福を祈る持佛堂を云。後白河法皇御創建の長講堂は、一時仙洞であつた六條殿（六條北、西洞院西）の内にあつたが、後屢火に燒け、轉々して今京都市下寺町通五條下る東側に其名を存じてゐる。寺領頗る多く、所謂長講堂領は、後世持明院方皇室の經濟の基礎をなしたので有名である。【過去帳】寺で檀徒の法名俗名等を記入し置く帳簿。こゝは後白河法皇が御廻向の爲に、上は歴代天皇より、下武人・僧尼・遊女に至るまで、記名せられたものをいひ、中に閇・妓王・妓女・佛御前等の名も錄せられ

たと云。今長講堂現存の法皇宸筆と稱するものは、後世の書寫ではあるが、宸筆の影寫であらうと言はれてゐる。【尊靈】亡靈に對する敬稱。

二代の后

昔より今に至るまで、源平兩氏、朝家に召し使はれて、王化に隨はず、自ら朝權を輕ずる者には、互に戒を加へしかば、世の亂はなかりしに、保元に爲義斬られ、平治に義朝誅せられて後は、末々の源氏ども、或は流され、或は失はれて、今は平家の一類のみ繁昌して、頭をさし出す者なし。いかならん末の代までも、何事か有らんとぞ見えし。され共鳥羽の院御晏駕の後は、兵革うちつづいて、死罪・流刑・闕官・停任、常に行はれて、海内も靜ならず、世間も未だ落居せず。就レ中永曆應保の比よりして、院の近習者をば、内より御戒あり。内の近習者をば、院より戒めらるゝ間、上下恐れをのゝいて、安い心もせず、只深淵に臨んで、薄氷を踏むに同じ。主上上皇父子の御間に、何事の御隔か有るなれ共、思の外の事ども多かりけり。是も世澆季に及で、人梟惡を先とする故なり。

【王化】王者の德化。【互に戒を加へ】平忠常の叛を源賴信が平げ、源義親の暴を平正盛が討つといふが如くに、

源平二氏互に制し合つたこと。【爲義】源義親の子で、祖父義家の養子。保元の亂に戰敗れて斬られた。【義朝】源爲義の子。平治の亂に尾張に走り殺された。【末々の源氏】源氏の末家遠系の者。【頭をさし出す者】世に顯れる者。【何事か有らん】盛衰記に、「誰かは諍ふ者有べき」とあると同義。【晏駕】『晏』おそい。『駕』車に馬を繋ぐこと。天皇崩御を忌んでいふ語。平素は晨に早く起て政治を見給ふに、今日は車駕の御門を出ることが遲いと、人民の待つ意。鳥羽法皇保元元年七月二日崩御、寶算五十四。【兵革】戰亂。『兵』武器。『革』甲冑の類。【流刑】僻地に罪人を放つ刑罰。【落居】落ち居の音讀で、おちつくこと。【就中】中に就いての義。中にも。【永曆應保】共に二條天皇年號。【院の近習者】『院』後白河法皇。『近習者』側近奉仕者。百錬抄云、應保元年九月十五日右少辨時忠已下解官、是彼妹小辨殿誕二上皇皇子一之旨世上吹々之說云云。同二十八日右馬頭伊隆左中將成親已下、上皇近習之輩解官。同二年六月二十三日資賢卿通家朝臣時忠範忠之配流、不レ勘二罪名一、人傾レ之、是奉レ呪二詛主上於賀茂社一之由露顯之由也。【內の近習者】『內』二條天皇。百錬抄云、永曆元年二月二十日院仰二淸盛朝臣一搦二召權大納言經宗別當惟方卿於禁裏中一、三月十一日前大納言經宗入道惟方卿等配流、應保二年五月八日、能登守重家朝臣除籍解官。是者比白レ院可レ搦二召雅賴邦綱等朝臣一之由、有二誰言一、依レ出二於彼人口一也。【御戒】捕縛せられること。【深淵に臨んで薄氷を踏む】非常に恐れることの喩。詩經小雅小旻編云、戰々兢々、如レ臨二深淵一、如レ履二薄氷一。【何事の御隔が有るなれ共】何も御隔のある筈はないのだがの意。【澆季】末の世。『澆』薄の義。人情浮薄の意。【梟惡】惡事。『梟』親を食ふ惡鳥。凶惡の意に用ひる。

主上、院の仰を常は申し返させおはしましける中に、人耳目を驚し、世以て大に傾け申すこと有りけり。故近衞の院の后、太皇太后宮と申しゝは、大炊の御門の右大臣公能公の御娘なり。先帝にをくれ奉らせ給ひて後は、九重の外、近衞河原の御所にぞ、移り住ませ給ひける。前の后の宮にて、幽かなる御有樣にて渡らせ給ひしが、永曆の頃は、御年二十二三にもやならせ坐しけん、御盛も少し過ぎさせおはします程なり。されども、天下第一の美人の聞ましましければ、主上色にのみ染める御心にて、竊に高力士に詔して、外宮に引き求めしむるに及で、この大宮の御所へ、竊に御艶書有り。大宮敢て聞し召しも入れず。さればひたすらはやほに顯はれて、后御入內ある可き由、右大臣家に宣旨を下さる。此の事天下に於いて、異なる勝事なれば、公卿僉議有つて、各異見を云ふ。先づ異朝の先蹤をとぶらふに、震旦の則天皇后は、唐の太宗の后、高宗皇帝の繼母なり。太宗崩御の後、高宗の后に立ち給ふ事有り。其れは異朝の先規たる上、別段の事なり。然れ共我が朝には、神武天皇より以來、人皇七十餘代に至る迄、未だ二代の后に立たせ給ふ例を聞かずと、諸卿一同に訴へ申されたりければ、上皇も然る可からざる由、こしらへ申させ給へ共、主上仰せなりけるは、「天子に父母なし、我れ十善の戒功によつて、今萬乘の寶位を保つ。是れ程の事、などか叡慮に任せざる可き」

とて、聽て御入内の日、宣下せられける上は、上皇も力及ばせ給はず。

【申し返させ】反對せられること。【傾け申す】非難すること。【故近衞院の后】諱多子。藤原賴長養女の故を以て、保元亂後、近衞河原に幽居せられた。【太皇太后】先々代の皇后に對する敬稱。保元三年二月三日太皇太后。【大炊御門右大臣公能】德大寺實能の子。永曆元年八月十一日右大臣。其邸大炊御門北、高倉東にあつたので云。【九重】皇居の別稱。天子に九門ある義より出た語。楚辭云、君之門兮九重。【近衞河原】鷹司の下、近衞東河原に在つた御所。今京都市上京區近衞殿北口町の邊と云。【前の后の宮にて】前代の皇后としての意。【色にのみ染める御心】好色の御心。【高力士】唐玄宗皇帝が楊貴妃を探し出さしめた侍臣の名。こゝは唯近侍の臣の義に轉用したもの。白氏文集長恨歌傳云、詔高力士、潛搜外宮、得弘農楊玄琰女于壽邸。【外宮】皇居以外の宮の意。【大宮】皇太后宮・太皇太后宮に對する別稱。【艶書】懸想文。【ほに顯れて】穗に出る意、外に表れ、表向のことゝなること。【入内】后女御などの宮中に參入せられること。【勝事】尋常でない事。【僉議】會議。『僉』皆の義。【震旦】支那の異稱。【則天皇后】唐太宗の才人。太宗崩後比丘尼となり感業寺に居つたが、太宗の子高宗召して再び宮中に入れた。高宗崩後中宗を廢し、自ら朝に臨み國を周と改め、後中宗の復位に及で、則天大聖皇帝の尊號を上られた。【唐の太宗の后】才人といふ女官に過ぎなかつたが、大凡に后と云。【皇帝】天子の稱號、秦始皇帝より始まる。德、三皇五帝を兼ねる義。【人皇】神代に對し、神武天皇以降歷代天皇を呼び奉る稱。二條天皇は人皇七十八代。【こしらへ】慰諭。【天子に父母なし】出處不明。盛衰記云、延喜聖主の、天子に父母なしとて、寬平法皇の仰せを背かせ給ひけるをば、御謀とこそ申傳たる。【十善の戒功】

十惡を犯さないことを十善戒と云。佛經に十善を持する戒力に依つて人中の王となるを得と說くより云。【萬乘の寶位】天子の御位。周代車戰の行はれた時代に、天子は兵車萬乘を出す規定に基くより云。『乘』車を數へる單位の名。『寶位』天子の位。周易繫辭傳云。聖人之大寶曰レ位。【宣下】御入內の日を決定發表せられたこと。

大宮かくと聞し召されけるより、御涙に沈ませおはします。先帝におくれ參らせにし久壽の秋の始め、同じ野原の露とも消え、家をも出で世をも遁れたりせば、今かゝる憂き耳をばきかざらましとぞ、御歎ありける。父の大臣、こしらへ申させ給ひけるは、「世に隨はざるを以て狂人とすと見えたり。既に詔命を下さる、子細を申すに所なし。只速に參らせ給ふべき也。若し皇子御誕生ありて、君も國母と云はれ、愚老も外祖と仰がる可き瑞相にてもや候ふらん。是れ偏に愚老を助けさせまします御孝行の御至り成る可し」と、やうやうにこしらへ申させ給へども、御返事も無かりけり。大宮、其の比何となき御手習の次に、

うき節に沈みもやらで河竹の、世にためしなき名をや流さん。

世には如何にして洩れけるやらん、あはれにやさしきためしにぞ人々申し合はれける。既に御入內の日にも成りしかば、父の大臣供奉の上達部、出車の儀式など、心ことに

出し立て參らつさせ給ひけり。大宮懶き御出立なれば、とみにも奉らず。遙に夜更け、さ夜も半になりて後、御車に助け乘せられさせ給ひけり。御入内の後は、麗景殿にぞ御座しける。さればひたすら、朝政を進め申させ給ふ御さまなり。彼の紫宸殿の皇居には、賢聖の障子を立てられたり。伊尹、鄭伍倫、虞世南、太公望、甪里先生、李勣、司馬、手長、足長、馬形の障子、鬼の間、李將軍が姿をさながらうつせる障子も有り。尾張の守小野の道風が、七廻賢聖の障子と書けるも、理とぞ見えし。彼の清涼殿の畫圖の御障子には、昔金岡がかきたりし遠山の有明の月も有りとかや。故院の未だ幼主にてましましそのかみ、何となき御手まさぐりのついでに、かきくもらかさせ給ひたりしが、有りしながらに少しも違はせ給はぬを御覽じて、先帝の昔もや、御戀しう思し召されけん、

　思ひきや憂き身ながらに廻り來て、同じ雲井の月を見んとは。

其の間の御なからひ、云ひしらず哀れにやさしき御事也。

【久壽の秋の始め】久壽二年七月二十三日近衛天皇崩御。御年十七歲。**【同じ野原の露とも消え】**同時におかくれになつたらばの意。人命の脆いことを露に譬へるは古來の慣例。**【家をも出て世をも遁れ】**出家遁世。**【うき耳をば聞かざらまし】**いやな話を聞かないで濟んだであらうとのこと。**【世に隨はざるを以て狂人とす】**出處

不明。砂石集所引行基菩薩遺誡云、俗にそむけば狂人のごとし。盛衰記云、世に隨ふを以て人倫とし、世に背くを以て狂人とすと云事侍り。**【子細を申すに所なし】**お斷り申す譯にゆかない。**【愚老】**公能卑下の自稱。**【外祖】**外祖父の略。母方の祖父。**【やうやうに】**樣々に。**【何となき御手習の次に】**あてもなくお書きになつた中に。**【うき節に沈みもやらで云々】**先帝崩御の憂き折に死にもしないで、先例もない二代の后といふうき名を、後世に流すのが悲しいとの意。一本 沈みもはてで とある。『節』竹の節。『世』竹の節を よ といふにかける。『河竹』河邊に生ふる竹。『沈』『流』共に河竹の緣語。**【如何にして洩れけるやらむ】**奧深い御所での御手すさびの歌が、どうして世間に知れたのであらうとの意。物語文の作者が密事を記す時の慣用的の言ひ方。**【供奉】**御供の行列に加はること。**【上達部】**上達部(かみたち)で、部はむれの義。公卿のこと。多く大臣を含めないでいふ例になつてゐる。**【出車】**盛儀の際美觀を添へる爲に出す牛車。出衣(いだしぎぬ)といつて、隨行の女房の華麗な衣の袖口裳の端などを車の簾の外に出し、風流を極めたもの。**【とみにも奉らず】**いそいでも御車に御乘りにならないこと。**【さ夜】**『さ』接頭語。夜のこと。**【助け乘せられ】**人に扶けられてやつとお乘りになつたの意。**【麗景殿】**宜耀殿の南、弘徽殿の東、七間四面、皇后・中宮・女御等の居住せられる御殿。**【朝政を進め申させ】**『朝政』天子が早朝政事を總攬あらせられること。平城天皇の世までは、早朝に、主上出御あつて百僚と訴狀を御覽になつたことが續古事談に見える。こゝは白樂天の長恨歌に春宵苦(テ)レ短(キヲ)日高(クシテ)起、從レ是君王不ニ早朝一とあると反對に、天皇を早くお起しして朝政を御勸めしたとの意。**【紫宸殿の皇居】**本朝文粹菅三品が小野道風の爲に書いた申狀の中に、紫宸殿之皇居、七廻書ニ賢聖之障子一、大常會之實祚ニ、兩度讀(セリ)ニ畫圖之屛風一とあるに據

つた語。『皇居』實祚の對句で、輕く御殿といふ程の事。**【賢聖の障子】**紫宸殿の母屋と北廂との間に立ててある絹張の障子。表には支那の名臣、伊尹・傅說・太公望・仲山甫・管仲・鄧禹・子產・蕭何・羊祜・揚雄・陳寔・班固・桓榮・鄭玄・蘇武・倪寬・董仲舒・文翁・賈誼・叔孫通・諸葛亮・蘧伯玉・張良・第五倫・馬周・房玄齡・杜如晦・魏徵・李勣・虞世南・杜預・張華等三十二人の像、裏には唐花を畫いてあるもの。宇多天皇寬平年中、漢の麒麟閣の功臣の圖に倣つて書かしめられたものと云。**【伊尹】**殷湯王の師として、王業を翼贊した人。**【鄭伍倫】**後漢武帝・顯宗・肅宗に歷仕し、司空と爲り、峭直私なきを以て稱せられた人。**【虞世南】**唐太宗に仕へた十八學士中の一人。德行・忠直・博學・文詞・書翰の五種人に勝れ、太宗每に之を五絕と稱したと云。**【太公望】**呂尙のこと。太公望は其號。周文王の師、武王成王にも仕へ齊國王に封ぜられた。**【角里先生】**秦時世を避け商山に隱れ住んだ、所謂商山四皓の一人。賢聖障子畫像中にないのにこゝに擧げたのは、恐らくは誤。**【李勣】**唐太宗功臣。**【司馬】**未詳。此條語を爲してゐないのは、訛脫あるが爲めか。**【手長足長】**下の『障子』へかゝる。淸涼殿弘廂北にある布張墨繪の衝立障子。荒海障子とも云。南面に荒海の邊に足の長い人、手の長い人を負ふて水中に立ち、手長の人手を伸ばして水中の魚を捕らうとしてゐる圖、北面に宇治網代の圖を畫いてある。手長足長は、山海經長臂國條に、捕ニ魚ヲ水中ニ一、兩手各握ル二一魚ヲ一、長股國條に、被レ髮ヲ一曰ニ長脚ト一とあるに據る。古今著聞集に、一條院以往に書れたものとある。**【馬形障子】**波彌馬（はねうま）の障子とも云。淸涼殿西渡殿、臺盤所、中間の臺盤の南に立てある布張衝立障子。表に馬裏に打毬の畫が畫いてある。名工巨勢金岡の畫いた馬が、每夜出でて萩の戶の萩を喰つたので、馬を繫いだ圖としたら、馬が此障子から離れなくなつたといふ傳說が、

古今著聞集に見える。【鬼の間】淸涼殿西廂南の間。南の壁に、白澤王鬼を切る圖が書いてあるよりの名と云。古今著聞集云、むかし彼間に鬼のすみけるを鎭められける故に、かゝれたる事とは申つたへたれども、たしかなる說を知らず。【李將軍が姿】古今著聞集には、「陣座の上に李將軍の虎を射たる障子をよせかけ」とある。漢武帝の時、將軍李廣が匈奴を擊て大功を樹て、虎と誤つて石を射て貫いたといふ故事を描いたもの。【小野道風】篁の孫、醍醐朱雀村上三朝に仕へ、能書を以て知られ、藤原佐理、同行成と併せて三蹟の稱のあつた人。康保三年卒、年七十一。【七廻賢聖障子】前に引いた小野道風申狀に、七廻書二賢聖障子一とあること。古今著聞集賢聖障子の條に云。初は色紙形に銘をかゝれたり。されば道風朝臣の申文にも七度けがせるよしのせたり。其の銘何比よりかゝれずなれるにか、當時は見えず。【理とぞ見えし】道風が七廻も筆を執つたと誇るのは、こんな貴重な品であるから無理はないの意。【淸涼殿】紫宸殿西、校書殿北、東面、九間四面、天皇日常の御座所で、四方拜・小朝拜・叙位・除目等の公事を行はせられる御殿。【畫圖の御障子】扶桑略記仁和四、九、十五云、午二尅、勅令三畫師巨勢金岡畫二子御所南庇東西障子一、令二直方・興基・惟範・時平朝臣等擇レ詩、弘仁後鴻儒之堪レ詩者、卽令三金岡圖二其狀一矣。【金岡】巨勢氏。貞觀年中神泉苑監、後從五位下隼人正となる。一代の名畫工。【遠山の有明の月】この圖のこと未詳。四季御屏風中の唐繪であらう。【故院の未だ幼主】近衞天皇永治元年十二月二十七日御卽位。御年三歲。【御手まさぐりのついで】おいたをなさる際にの意。【かきくもらかせ】墨か何かで繪を黑くなさつたこと。【有りしながらに】昔のまゝに。【思ひきや云々】『雲井の月』御障子の繪の月と、再び宮中で御覽になる月とをかけて云。玉葉集に此歌を載せ、初句を「知らざり

き」とし、詞書に「二條院の御時、更に入内侍りけるに、月あかかりける夜、思し出る事ありて詠る。多子」とあり、又今鏡にも「昔の御すまひも同じさまにて、雲井の月も光かはらずおぼえさせ給ひければ」とあつて此歌を載せてあるが、縮の月の事はない。**【其の間の御なからひ】**先帝との御仲。

額打論

去程に永萬元年の春の比より、主上御不豫の御事と聞えさせ給ひしが、同じき夏の始めにも成りしかば、事の外に重らせ給ふ。此に依つて、大藏の大輔伊紀の兼盛が娘の腹に、今上一の宮の二歳にならせ給ふがましましけるを、太子に立て參らさせ給ふ可しと聞えしほどに、同じき六月二十五日、俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。軈て其の夜受禪有りしかば、天下何となうあはてたる樣なりけり。其の時の有識の人人申し合はれけるは、先づ本朝に童帝の例を尋ぬるに、清和天皇九歳にして、文德天皇の御禪を受けさせたまふ。其れは彼の周公旦の成王に代り、南面にして一日萬機の政を治め給ひしに准へて、外祖忠仁公、幼主を扶持したまへり。是ぞ攝政の始めなる。鳥羽の院五歳、近衞の院三歳にて踐祚有り。彼をこそいつしかなれと申しゝに、是は二歳に成らせ給ふ先例なし。物騷しとも愚也。

【主上】二條天皇。【不豫】天子の御病氣に云。御心悦ばれぬ意。『豫』は悦の義。【大藏大輔伊紀兼盛】『大輔』は次官。『兼盛』は皇胤紹運錄伊岐善盛、百練抄藤原義盛、顯廣王記致遠法師に作る。【今上】當今の天子。二條天皇。【一宮】百錬抄今鏡等 二宮 に作る。六條天皇(順仁)の御事。【親王の宣旨】親王の稱號を許される宣旨。藏人頭仰せを蒙り、上﨟の博士に勘文を徵し、奏して嘉名の御採定を仰ぎ、頭宣旨を書いて下すこともあり、又口宣の例もある。【受禪】『禪』は讓るの義。前帝の讓を受け位に卽くこと。前帝より言へば讓位、新帝より言へば受禪。【軈て其の夜受禪】親王宣下、立太子、受禪と順を追ふのが普通であるが、危急の際なので、親王宣下の卽夜、受禪の儀が行はれたこと。それで天下あわてたる樣であつたのである。【有識】博識者の義。轉じて禁中の故事典禮に精しい人。【淸和天皇】日本紀略云、天安二年十一月七日卽二位於大極殿一、時年九歲。【周公旦】周武王の弟。武王崩後、其子成王の幼弱の爲、成王に代て攝政六年。【南面】南は陽の方角で、人君政を聽く位。周易說卦傳云、離也者明也、萬物皆相見、南方之卦也。聖人南面而聽二天下一、嚮レ明而治、蓋取二諸此一也。【一日萬機の政】萬づの政事といふ義。機の發する所が多いので萬機と云。書經皐陶謨云、兢々業々、一日二日萬機。孔安國傳云、兢々戒愼、業々危懼、幾微也、言當レ戒二懼萬事之微一。【忠仁公】太政大臣藤原良房の諡號。淸和天皇御母 明子の父。【鳥羽の院】百錬抄云、鳥羽天皇、諱宗仁、嘉承二年七月十九日踐祚五。【近衞の院】百錬抄云、近衞天皇、諱體仁、永治元年十二月七日受禪、同二十七日卽位三歲。【踐祚】天皇卽位のこと。神祇令に天皇卽位、謂二之踐祚一、義解に祚位也、福也とある。桓武天皇頃から、踐祚卽位相分れ、位を嗣がれるを踐祚、大禮を擧げ之を內外に宣示せられるを卽位といふことゝなつた。【彼をこそいつしかなれ

と申し〻に】それさへ早いことと言つたのに。【物騷しとも愚也】落ち着きがないと言つても、言ひ足りない位、落ち着きがないと言ふこと。『愚』おろそかで、不十分であるの意。

去程に、同七月廿七日、上皇終に崩御成りぬ。御年二十三。つぼめる花の散れるが如し。玉の簾、錦の帳の內、皆御涙に咽ばせおはします。軈て其の夜、廣隆寺の艮、蓮臺野の奧、舟岡山に納め奉る。御葬送の夜、延曆興福兩寺の大衆、額打論と云ふ事をし出だして、互に狼藉に及ぶ。一天の君崩御成りて後、御墓所へ渡し奉る時の作法は、南北二京の大衆悉く供奉して、御墓所の廻に、我が寺々の額を打つこと有りけり。先づ聖武天皇の御願、爭ふ可き寺無ければ、東大寺の額を打つ。次に淡海公の御願とて、興福寺の額を打つ。北京には、興福寺に向へて延曆寺の額を打つ。次に天武天皇の御願、教待和尙、智證大師の草創とて、園城寺の額を打つ。然るを山門の大衆、如何思ひけん、先例を背いて、東大寺の次、興福寺の上に、延曆寺の額を打つ間、南都の大衆、兎やせまし、角やせましと僉議する處に、爰に興福寺の西金堂衆、觀音房・勢至房とて聞えたる大惡僧二人ありけり。觀音房は、黑絲威の腹卷に、白柄の長刀くき短にとり、勢至房は萌黃威の鎧著、黑漆の大太刀持て、二人つと走り出で、延曆寺の額を切つて落し、散々にうち破り、「うれしや水、鳴るは瀧の水、日は照る共絶えず

と歌へ」とはやしつゝ、南都の衆徒の中へぞ入りにける。

【上皇終に崩御】百錬抄云、七月二十八日新院二條崩廿三。**【つぼめる花の散れるが如し】**年若く崩御のことの喩。**【王の簾錦の帳の内】**宮中いづこもの意。『玉』『錦』美稱。『帳』帳臺几帳等のとばり。**【廣隆寺】**長門本香隆寺に作るのが正しい。山城國葛野郡衣笠村大字松原にあつた寺。**【艮】**東北。**【蓮臺野】**同國愛宕郡野口村蓮臺寺附近の郊野の名。此地一帶葬地で、附近に歴代の皇陵が多い。**【舟岡山】**同郡大宮村紫野の西偏、千本通（元の朱雀大路）の北にある小丘。**【御葬送の夜】**八月七日夜。**【延暦】**近江國比叡山上の大寺。延暦七年傳教大師僧最澄開基。弘仁十四年嵯峨天皇より延暦寺の號を賜はる。天台宗總本山。京の東北に位し王城鎭護を以て任じ、堂塔軒を列ね、三千餘坊と稱した。**【興福】**大和國奈良市に在る大寺。藤原鎌足が齊明天皇三年に山城國山科の地に建てた山階寺を、鎌足の子不比等に至り、元明天皇和銅三年大和國春日の地に移したもので、藤原氏の氏寺として、勢頗る盛であつた。南都七大寺の一。**【大衆】**多數の僧徒。**【額打論】**額をかける事に關する爭。**【一天の君】**一天下の君の義。**【御墓所】**御埋葬地。**【南北二京の大衆】**南都卽ち奈良では興福寺東大寺の大衆。北京卽ち平安京では延暦寺の大衆。**【我が寺々の額を打つ】**御陵墓の四方の門に自分自分の寺の額をかけること。徒然草云、門に額かくることを打つといふは、よからぬにや。勘解由小路二品禪門は、額かくるとのたまひき。**【東大寺】**大和國奈良市にある大寺。本願聖武天皇、開基僧良辨、勸進僧行基、導師菩提仙那で、四聖建立の伽藍の稱がある。本尊金銅盧舍那佛、三年八度の改鑄を經、天平勝寶元年に成り、俗に奈良の大佛と稱するものである。南都七大寺の一。**【淡海公】**贈太政大臣藤原不比等の諡號。拾芥抄云、興福寺、

不比等和銅三年造。**【向へて】**對して。**【天武天皇の御願】**天皇に奏請したといふことはあるが、御願に據つたといふことは不明。元亨釋書云、園城寺者大友與多之所レ建也。初天智帝敕ニ太師大友氏一移ニ崇福寺一建ニ此地一、安ニ丈六彌勒像一。天皇有レ夢、又敕ニ太師一還ニ遷本地一、太師薨、其子與多承ニ顧命一、奏ニ天武帝一創レ之、亦是太師之家基也。**【教待和尚】**來歷不明の神仙的人物。園城寺に住むこと百餘歲。彌勒菩薩の化身で、圓珍が此寺に至るに及で去つたと稱せられる。元亨釋書卷十五、本朝神仙傳等參照。**【和尚】**佛語。師の稱。天臺宗「クワシヤウ」法相宗「ワジヤウ」律宗和上（ワジヤウ）禪宗「ヲシヤウ」と云。こゝはクワシヤウ。**【智證大師】**僧圓珍の諡號。圓珍は延曆寺第五世の天台座主。入唐後、貞觀十年六月園城寺を賜はり、傳法灌頂道場とし、唐より將來した佛像經籍を安置した。寂後僧正靜觀の奏聞に依り、延長五年十二月二十七日大師號を賜はつた。『大師』大師範の義。唐代より勅賜號となる。**【草創】**創立。『草』粗略の義。創造で粗略といふ意。**【園城寺】**近江國滋賀郡大津町西北三井に在り、又三井寺とも云。天武天皇二年、弘文天皇の皇子大友與多王が奏請して、父天皇の舊御所に建立されたもので、淸和天皇の世、延曆寺の別院となつた。後獨立を謀り、白河天皇頃より兩寺の確執は紛糾して解けなかつた。天台宗寺門派本山。**【山門】**延曆園城の二寺、慈覺智證二大師より門派を分ち、園城寺を寺門といふに對し、比叡山延曆寺を稱する名。『門』門派の意。**【南都の大衆】**こゝは興福寺の衆徒。**【兎やせまし角やせまし】**かうしようか、あゝしようか。**【西金堂衆】**西金堂の堂衆の義。『金堂』佛殿の名、興福寺には東西中の三金堂がある故に云。『堂衆』佛に花を供ふるなど、平日の法用を勤める者の稱。**【聞えたる大惡僧】**評判なあばれものの僧。『惡』勇猛の意。**【白柄】**白木の柄。**【長刀】**刃の幅廣く長く反つたものに、長い

柄を付けた武器。敵の人馬を薙ぎ拂ふに用ひるより薙刀とも云。【くき短にとり】柄を持つ手の間を廣くあけ、刄と前の手との間を短く取ることで、勇壯な樣子を云。【黑漆の大太刀】黑漆で柄も鞘も塗り、金具も赤銅で造つてある大い太刀。【つと走り出て】急に躍り出たこと。【うれしや水云々】叡山興福寺の僧等が、大會に舞つたといふ延年舞の歌詞の一節。梁塵秘抄云、瀧は多かれど嬉れしやとぞ思ふ、鳴瀧の水、日は照るともたへでとふたへ、やれことつとう。【鳴るは瀧の水】山城國葛野郡宇多川上流鳴瀧のことを云。【と敲へ】一本とうたり に作る。たうたり の訛で、蕩たり の意か。蕩は水の盛んな貌。

淸水炎上

山門の大衆、狼藉を致さば、手向ひすべき所に、心深うねらふ方もや有りけん、一言葉も出さず。御門かくれさせ給ひて後は、心なき草木までも、皆愁へたる色にこそ有る可きに、この騷動のあさましさに、高きも賤しきも、肝魂を失つて、四方へ皆退散す。同二十九日の午の剋計り、山門の大衆夥しう下洛すと聞えしかば、武士・檢非違使西坂本に行き向つて防ぎけれども、事ともせず、押し破つて亂入す。又何者の申し出したりけるやらん、一院、山門の大衆に仰せて、平家追討せらべしと聞えしかば、軍兵內裏に參じて、四方の陣頭を堅めて警固す。平氏の一類、皆六波羅に馳集る。

一院もいそぎ六波羅へ御幸なる。清盛公、其の時は未だ大納言の右大將にておはしけるが、大に恐れさはがれけり。小松殿、「何に依つて只今去る御事候ふ可き」と鎭め申されけれ共、兵ども騷ぎ閙る事夥し。され共山門の大衆六波羅へは寄せずして、そゞろなる清水寺に押寄せて、佛閣僧房一宇も殘さずみな燒き拂ふ。是は去んぬる御葬送の夜の會稽の恥を雪めんがためとぞ聞えし。清水寺は興福寺の末寺たるに依つて也。清水寺燒けたりける朝、「觀音火坑變成池は如何に」と札に書て、大門の前にぞ立てたりける。次の日又「歷劫不思議力及ばず」と、返しの札をぞ打たりける。衆徒歸り上りければ、一院も急ぎ六波羅より還御なる。重盛の卿計りぞ、御送には參られける。父の卿は參られず。猶用心のためかとぞ見えし。

【狼藉を致さば手向ひすべき所に】興福寺方から亂暴されたら、延暦寺方が反抗する筈なのにの意。**【心深うねらふ方】**心中に期する所があるといふ意。**【二十九日】**百錬抄八月九日のことゝす。**【午の剋】**今の正午。**【下洛】**山を下つて京に入ること。『洛』唐の都洛陽に擬へて平安京を呼ぶ名稱。**【撿非違使】**撿非違使廳の官人。**【西坂本】**叡山東麓の坂本に對する名で、山城國愛宕郡修學院村及大原村の舊稱。**【一院】**上皇二人以上あらせられる時第一の方を呼ぶ稱。こゝは後白河上皇。**【陣頭】**陣といふと同じで、宮城諸門の傍にある衞府官人の詰所、卽ち建禮門の靑馬陣、春花門の左馬陣、修明門の右馬陣、朔平門の縫殿陣、建春門の左衞門陣、宜秋

門の右衞門陣、宜陽門の左兵衞陣、陰明門の右兵衞陣、日華門の左近陣、月華門の右近陣等を云。【御幸】もと行幸と差別がなかつたが、中古以來、天皇に行幸、上皇法皇女院に御幸と申上げる。【大納言の右大將】長門本に平中納言淸盛卿とあるのが正しい。淸盛、此年正月廿三日權中納言兼兵部卿皇太后宮權大夫、八月十七日權大納言に轉任。【小松殿】淸盛嫡男重盛。其居第が小松谷（鳥部野久久目路）に在つた故に云。【そゞろなる】何の關係もない。【淸水寺】京都東山松原通淸水坂東端の寺。延曆十七年坂上田村麻呂草創、僧延鎭開基、本尊十一面觀世音、興福寺の末寺。【會稽の恥】支那戰國時代、越王勾踐が會稽山に吳王夫差の爲に苦められ、後銳意國力を囘復して夫差を破り、之を虜にして會稽山の恥を雪いだ故事に基く語。こゝは唯前に受けた恥辱といふ意。【末寺】本山に對し、所屬の寺を云。【觀音火坑變成池は如何に】觀音を信ずれば、火の坑さへも池となつて火難を免れるといふに、是は如何したことかと、淸水寺の本尊が觀音であるにも拘らず、燒き拂はれたことを、經文を引て嘲つた語。法華經觀世音菩薩普門品云、假使興二害意一推二落大火坑一念二彼觀音力一火坑變成レ池。【大門】總門。【歷劫不思議力及ばず】盛衰記には、「歷劫不思議のことなれば陣ずるに及ばず」とある。『劫』久遠の時。『歷劫』久遠の時を歷るまでもの義。『不思議』不可思議の略。人智を以てしては測り知り難いことといふ義。觀音の御利生は、永遠に亙つて、人智では測り知り難いことであるから、今度の燒亡も、その觀音利生の方便から出た事で、人力では如何もすることが出來ないといふ意で、同じ經文を以て應酬した所に妙味がある。法華經觀世音菩薩普門品云、弘誓深如レ海、歷劫不二思議一【返しの札】しかへしの札。【用心のため】一院平家追討の噂を信じて、一院に對する警戒の爲といふ意。

重盛の卿御送より歸られたりければ、父の大納言宣ひけるは、「さても一院の御幸(ごかう)こそ大に恐れ覺ゆれ。兼ても思し召し寄り、仰せらるゝ旨のあればこそ、かうは聞ゆらめ。其れにも猶打ち解け給ふまじ」と宣へば、重盛の卿申されけるは、「此の事努々(ゆめゆめ)御氣色(みけしき)にも御詞にも出させ給ふべからず。人に心付け顏に、なか〱惡しき御事也。是に付けても能く能く叡慮に背かせ給はで、人の爲に御情(なさけ)を施させましまさば、神明三寶加護有る可し。さらんに取ては、御身の恐れ候ふまじ」とて、立たれければ、「重盛の卿はゆゝしう大様なる者かな」とぞ、父の卿も宣ひける。一院還御の後、御前に疎(うと)からぬ近習者達數多(あまた)候はれけるに、「さても不思議の事を申し出したるものかな。露も思し召しよらぬものを」と仰せければ、「院中のきり者に、西光(さいくわう)法師と云ふ者有り。折節御前近う候ひけるが、進み出でゝ、「天に口なし、人(にん)を以て云はせよと申す。平家以の外に過分に候ふ間、天の御計ひにや」とぞ申しける。人々此の事よしなし、壁に耳あり、おそろし〱とぞ、各私語(さゝやき)あはれける。

【恐れ覺ゆれ】長門本畏れ多けれに作る。【かうは聞ゆらめ】こんな噂も立つたのであらう。【其れにも】そこにもといふと同じで、汝もの意。【御氣色】御態度。【人に心付け顏に】追討される程の惡事がある爲に、警戒でもしてゐる樣に、人に氣を付けさせる樣になつてといふ意。【なかなか惡しき御事】用心した爲に却て惡い

結果を起すこと。【神明】易經の語。神。【三寶】佛經で、佛・法・僧を三つの寶として貴んで言ふ。こゝは單に佛といふ意。【加護】神佛が力を加へ守護すること。【さらんに取りては】「さらむ」は「さあらむ」の約。さういふことになればの意。【立たれ】座を立て歸つたこと。【ゆゝしう大樣なる】非常に心の廣い。【不思議の事】意外の事。平家追討の御企があるといふことを指す。【きり者】君寵を恃んで萬事を切り廻す者。【西光】藤原師光の法名。家成の五男。初め少納言入道信西に仕へて侍となり、平治の亂に信西の死んだ後出家し、院に仕へ第一の近習者となる。加賀守師高の父。【法師】出家の通稱。【天に口なし人を以て言はせよ】本文不明。孟子に天不レ言、以二行與一レ事示レ之已矣とあると粗ぼ同意。【以の外に過分】並はづれて我儘なこと。【天の御計にや】平家追討の噂の起つたのは、天が見兼て人に言はせたのであらうの意。【此の事よしなし】平家の過分な振舞あることは言つても益のない事だの意。【壁に耳】何處に誰が聞てゐるかも知れないといふ意の諺。詩經小雅小辨篇云、莫レ高匪レ山、莫レ浚匪レ泉、君子無二易由言一、耳屬二于垣一。

去程に、其の年は諒闇なりければ、御禊大嘗會も行はれず。建春門院、其の時は未だ東の御方と申しける。其の御腹に一院の宮の五歳にならせ給ふのまし〳〵けるを、太子に立て參らさせ給ふ可しと聞えし程に、同十二月二十四日、俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。明くれば改元ありて、仁安と號す。同年の十月八日の日、去年親王の宣旨蒙らせ給ひし皇子、東三條にて春宮に立たせ給ふ。春宮は御伯父六歲、主上は御甥三歲。

何れも昭穆に相叶はず。但し寛和二年に、一條の院七歳にて御即位有り。三條の院十一歳にて春宮に立たせ給ふ。先例なきにしも非ず。主上は二歳にて御禪を受けさせ給ひて、纔五歳と申しゝ二月十九日に、御位をすべりて、新院とぞ申しける。未だ御元服もなくして、太上天皇の尊號あり。漢家本朝是や始めならん。仁安三年三月二十日の日、新帝大極殿にして御即位あり。此の君の位に即かせ給ひぬるは、彌々平家の榮花とぞ見えし。國母建春門院と申すは、入道相國の北の方八條の二位殿の御妹也。又平大納言時忠の卿と申すも、此の女院の御兄なる上、内の御外戚也。内外に付けて、執權の臣とぞ見えし。其の比の敍位除目と申すも、偏に此の時忠の卿の儘成りけり。楊貴妃が幸ひし時、楊國忠が榮えしが如し。世の覺え、時の綺羅、目出たかりき。入道相國天下の大小事を宣ひあはせられければ、時の人平關白とぞ申しける。

【諒闇】天子喪に在るの稱。『諒』信。『闇』默。父の喪にまことに默して居るの意。こゝは二條天皇の際の事。
【御禊】豐の御禊、河原の御祓とも云。大嘗會に先ち、十月下旬天皇親く河水に臨で御穢を淨められる儀式。禊齋は大祀一月、中祀三日、小祀一日の規定で、大嘗會は大祀の故に、一月前より行はれる。御禊の地は、葛野川・大津・松崎川・佐比川等、時に依て一定してゐないが、仁明天皇以降は、大抵二條三條の賀茂河原で行はせ給うた。【大嘗會】天皇御一代一度の御大禮で、天子親ら悠紀主基兩國の齋田より來る新穀を供へて、

天神地祇を御祭になり、且つ親らも聞し召し、臣下にも賜はる御儀式。卽位が七月以前に行はせられる時は、其年の十一月中卯日、八月以後に行はせられる時は、翌年の十一月中卯日に行はせられる。**【建春門院】**後白河天皇皇后平滋子。時信女。仁安二年正月女御、三年三月皇太后、嘉應元年四月門院號。**【一院の宮】**後白河法皇第三皇子憲仁。**【十一月廿四日】**百錬抄廿五日に作る。**【改元】**卽位又は大事ある時、文章博士、式部大輔又は然るべき公卿選擇し、御裁可を經て、決定改元する。永萬二年八月廿七日改元。百錬抄云、依ル二卽位ニ一也。**【十月八日】**十日の誤。**【東三條】**御所の名。三條北、東洞院西、烏丸東。**【春宮】**皇太子宮殿の稱。轉じて直に皇太子の御事をも指す。令義解云、春宮太子之所レ居也。令集解云、穴云、御子ノ宮ハ在二御所ノ東ニ一、故云二東宮一也。伴云、四時ノ氣ハ自レ東發ス、卽春准レ此ニ、故爲ニ東宮ヲ春宮ト一、其義无レ別也。**【御伯父】**御叔父の誤。憲仁親王は二條天皇御弟にましまし、六條天皇には御叔父の關係に當らせられた。**【昭穆に相叶はず】**長幼の倫序の亂れたといふ意。支那で宗廟に於ける靈位の席次は、太祖中央南面、次は向て右を第一位、左を第二位とし、交互に排列し、右を昭、左を穆といふ。轉じて父子の順位のことに云。**【五歲】**仁安三年の事で、御年八歲の誤。**【御位をすべりて】**御位を去らせ給ふこと。**【新院】**上皇二人以上坐す時、新に御讓位になつた方を呼び奉る稱呼。**【元服】**『元』首。『服』着用の義。冠を首に戴くといふ義。初冠（うひかうぶり）とも云。男子が髮を髻に結び冠を戴き、初て大人となるといふ意味で行ふ儀式。**【太上天皇】**略して太上皇又上皇とも申上る。讓位後の天皇の尊號。我國では持統天皇より始まつた。史記漢高祖本紀索隱注云、蓋太上ハ無レ上也、皇ハ者大ナリ二於帝ヨリ一、故尊ニテ二其父ヲ一號ス二太上皇ト一。**【漢家】**支那。**【新帝】**高倉天皇。諱憲仁。**【大極殿】**大内裏朝堂院正殿。天皇臨御政治を見そな

はし、又賀正卽位等の大禮大儀を執り行はせられた處。治承元年四月燒亡後荒廢に歸し、紫宸殿之に代つた。『大極』周易繫辭傳に易有ニ大極一、是生ニ兩儀一とあるより出たものと云。【卽位】卽位の式を擧げさせられる事。古くは踐祚卽ち卽位に外ならなかつたが、桓武天皇以降、踐祚の後、更に大極殿の高御座に着御、皇位繼承の旨を百官萬民に告知せられる式を擧げさせられ、其式を卽位式又卽位と云。【八條の二位殿】平時子。『八條』其居第を西八條第といふより云。【平大納言時忠卿】時忠この時權中納言、こゝは追稱。【內】天皇。【御外戚】時忠は天皇母方の伯父。【內外】宮中府中共にの意。【執權の臣】勢力の强い者の義。【叙位】天皇親しく五位以上の位階を賜はる儀式。村上天皇天德五年以後、每年正月五日に行はせられた。【除目】大臣以外の諸官任命の儀式。前官を除し新に目錄に記す義。地方官の除目を縣召除目と稱し、正月十一日より三日間淸涼殿で行はれ、京官の除目を司召除目といひ、初めは春に、平安末期よりは多く秋に行はれ、前者を春の除目、後者を秋の除目と云。【楊貴妃】名は太眞。父楊玄琰。唐玄宗皇帝寵妃。『貴妃』女官の稱。【幸ひし時】寵幸を得て全盛を極めた時。【楊國忠】初の名は釗、貴妃の從祖兄（またいとこ）。『國忠』玄宗より賜はつた名。【世の覺え、時の綺羅】世の評判、當時の繁榮。【平關白】關白の如くに權威あるより擬へいふ私稱。夜の關白（[illegible]）法師關白（[illegible]）の類。

殿下の乘合（てんがののりあひ）

去程に嘉應元年七月十六日、一院御出家あり。御出家の後も、萬機の政をしろしめされければ、院・內分くかたなし。院中に近う召し使はれける公卿殿上人、上下の北面

に至るまで、官位俸祿皆身に餘る計りなり。されども人の心の習にて、猶あき足らで、「あつぱれ其の人の失せたらば、其の國はあきなん、其の人のほろびたらば、其の官には成りなん」など、うとからぬどちは、寄り合ひ寄り合ひささやきけり。一院も、內々仰なりけるは、「昔より代々の朝敵を平げたるもの多しと云へども、未だ加樣の事はなし。貞盛・秀鄕が將門をうち、賴義が貞任・宗任をほろぼし、義家が武衡・家衡を攻めたりしにも、勸賞おこなはれし事、纔受領には過ぎざりき。今淸盛が、かく心のまゝに振舞ふ事こそ然るべからね。是も世末に成て王法の盡きぬる故なり」とは仰なりけれども、次なければ御戒もなし。平家も又別して朝家を恨みたてまつらるゝことも無かりしに、世の亂れ初めける根本は、去んじ嘉應二年十月十六日に、小松殿の次男新三位の中將資盛、其の時は未だ越前の守とて、生年十三に成られけるが、雪ははだれに降つたりけり。枯野の景色誠に面白かりければ、わかき侍ども三十騎計り召し具して、蓮臺野や、紫野、右近の馬場に打ち出でゝ、鷹どもあまたすゑさせ、鶉・雲雀を追立て〳〵、終日に狩り暮し、薄暮に及びて六波羅へこそ歸られけれ。其の時の御攝籙は、松殿にてぞまし〳〵ける。東の洞院の御所より御參內有りけり。郁芳門より入御有る可きにて、東の洞院を南へ、大炊の御門を西へ、御出なるに、資盛の朝臣、大炊の御門猪熊にて、殿下の御出には

なつきに參り合ふ。御供の人ども、「何者ぞ、狼藉なり。御出なるに、乘物よりおり候へ〳〵」と、いらでけれども、餘りにほこり勇み、世を世ともせざりける上、召具したる侍どもも、皆二十より内の若者どもなれば、禮儀骨法わきまへたる者一人もなし。殿下の御出とも云はず、一切下馬の禮儀にも及ばず、只懸破つて通らんとする間、暗さは暗し、つや〳〵太政入道の孫共知らず。又少々は知たれ共、そら知らずして、資盛の朝臣を始として、侍共皆馬より取つて引下し、頗る恥辱に及びけり。

【殿下】攝政に對する敬稱。儀制令に率土之内、於二三后皇太子一上啓、稱二殿下一とあつて、もと三后皇太子に對する敬稱。藤原氏勢力を得てより、攝關にも云。【乘合】乘物に乘つた者の出逢ふこと。【七月十六日】六月十七日の誤。【院内分くかたなし】院方と内裏方と區別の立たないこと。それ程院方が勢があつたとのこと。【北面】院の御所を警衛する武士で、其詰所が院の御所の北面に在るより云。上北面は四五位、下北面は六位を以て任じた。白河院の時の創設に係る。【あつぼれ】あゝどうかといつた樣な意。【其の國はあきなん】あの國は闕員となるであらうの意。【加樣の事】平家の如く專橫な事。【賴義】源賴義。前九年役に安倍貞任宗任を討ち、後冷泉天皇康平五年に之を討ち滅した。【義家】源義家。後三年の役に淸原武衡家衡を討ち、堀河天皇寛治元年に之を平げた。【受領には過ぎざりき】貞盛は從四位下陸奥守、秀鄕は從四位下武藏守、賴義は正四位下伊豫守、義家は正四位下伊豫守。【然るべからね】「ね」ずの變化。不當であるの意。【世末になつて】末法の世とな

殿上の乘合參照

つてゐ意。【王法】國王の法令。佛法に對する語。【次なければ御戒もなし】機會がないので御訓戒を加へられることもなかつた。【別して】格別。【去んじ】往にしの音便。去んぬると云と同義。【十月十六日】七月三日の誤。【小松殿次男】玉海には重盛卿嫡男とある。【新三位中將】三位中將中の新任者。資盛養和元年十月廿九日右權中將、壽永二年七月三日從三位。【其の時はまだ越前守】資盛仁安元年十二月卅日越前守、嘉應三年四月七日重任。【生年十三】資盛壽永二年藏人頭となり、其時年廿三と職事補任にあるを正しとすると、此時は十歲であつた筈である。【はだれに】斑らに。薄すらと雪の降つたこと。【紫野】今山城國愛宕郡大宮村大德寺邊一帶原野の總稱。【右近の馬場】一條大路の北大宮通。今北野神社東南の南北に通ずる巷路の處。近衞の官人が每年五月こゝで走馬の行事を行つたので云。【すゑさせ】鷹を肘にとまらせ、鷹狩することを云。【松殿】藤原基房。永萬二年七月廿七日攝政、承安二年十二月廿七日關白。【東洞院の御所】松殿。中御門南、東洞院西。【郁芳門】大炊御門とも云。大內裡外郭東面最南の門。【入御】宮中に入ることの敬語。【東洞院を南へ】「東洞院」東京極大路より西へ四條目、南北に通ずる路幅八丈の大路。それを南へ二丁大炊御門大路まで行つたこと。【大炊御門】一條大路より南へ八條目、東西に通ずる路幅十丈の道路。【御出】貴人の出行を云。【猪熊】東洞院より西へ七條目、南北に通ずる路幅四丈の小路。その大炊御門大路と交叉する地點で出會つたのである。【はなつきに】出合ひがしらに、ばつたり出會つたこと。【いらでけれども】いらいらして、無禮を責めること。【世を世ともせざりける】世間を馬鹿にして、何とも思つてゐないこと。【骨法】作法。【殿下の御出とも云はず】攝政の出行を何とも思つてゐないこと。【一切】全然。【下馬の禮儀】延喜彈正式に、凡四位已下逢三一

位ニ、五位已下逢ニ三位已上ニ、六位已下逢ニ四位已上ニ、七位已下逢ニ五位已上ニ皆下馬とあり、五位の國司が、一位の攝政に出會つて、下馬しないことは、非禮非法の甚しいもの。**【暗さは暗し】**暗くはあつたし。**【つやつや】**すこしも。**【そら知らずして】**わざと知らないふりをして。**【頗る恥辱に及びけり】**さんざんに恥をかゝせたこと。

資盛の朝臣、はふ／＼六波羅へ歸りおはして、祖父の相國禪門に、このよし訴へ申されければ、入道大に怒つて、「縱ひ殿下なりとも、淨海があたりをば憚り給ふべきに、左右無うあの少き者に恥辱を與へられけるこそ、遺恨の次第なれ。かゝる事よりして、人にはあざむかるゝぞ。此の事殿下に思ひ知らせ奉らでは、えこそ有るまじけれ。如何にもして恨み奉らばや」と宣へば、重盛の卿申されけるは、「これは少しもくるしう候ふまじ。賴政・光基など申す源氏どもに、あざけられても候はんは、誠に一門の恥辱にても候ふべし。重盛が子共とて候はんずる者が、殿の御出に參り逢ふて、乘物よりおり候はぬ事こそ、返す／＼も尾籠に候へ」とて、其の時事に逢うたる侍共、皆召寄せて、「自分以後汝等よく／＼心うべし。誤つて殿下へ無禮の由を申さばやと思へ」とてこそかへされけれ。其の後入道、小松殿には角とも宣ひもあはせずして、片田舍の侍の極めてこはらかなるが、入道の仰より外、世に又おそろしき事なしと思ふ者共、難波。瀨

尾を始として、都合六十餘人召寄せて、「來る二十一日殿下御出あるべかん也。何くにても待ち受け奉り、前驅御隨身共が髻切つて、資盛が恥すゝげ」とこそ宣ひけれ。兵共畏り承つて罷り出づ。殿下是をば夢にもしろしめされず。主上明年御元服御加冠拜官の御定のために、暫く御直廬に有るべきにて、常の御出よりは引きつくろはせ給ひて、今度は待賢門より入御あるべきにて、中の御門を西へ御出なるに、猪熊堀川の邊にて、六波羅の兵共、混甲三百餘騎待ち受け奉り、殿下を中に取り籠め參らせて、前後より一度に鬨をどつとぞ作りける。前驅御隨身共が、今日をはれと裝束いたるを、あそこに追つ懸け、こゝに追つつめ、散々に陵礫し、一一に皆髻を切る。隨身十人の內、右の府生武基が髻をも切られてげり。其の中に、藤藏人の大夫隆敎が髻をきるとて、「是は汝が髻と思ふ可からず、主の髻と思ふ可し」と、言ひ含めてぞ切つてげる。其の後は、御車の內へも、弓の弭つき入れなどして、簾かなぐり落し、御牛の鞅・鞦切り放ち、かく散々にし散して、悅の鬨をつくり、六波羅へ歸り參りたれば、入道「神妙なり」とぞ宣ひける。され共、御車副には、因幡のさい使、鳥羽の國久丸といふをのこ、下﨟なれ共、さか〳〵しき者にて、御車をしつらひ乘せ奉つて、中の御門の御所へ還御なし奉る。束帶の御袖にて、御淚を押へさせ給ひつゝ、還御の儀式のあさましさ、

申すも中々疎か也。大織冠、淡海公の御事は、あげて申すに及ばず。忠仁公、昭宣公より以來、攝政關白の、かゝる御目に逢はせ給ふ事、未だ承り及ばず。これこそ平家の惡行の始なれ。小松殿、此の由を聞き給ひて、大に恐れ騷がれけり。其の時行き向うたる侍共、皆勘當せらる。「縱入道如何なる不思議を下知し給ふと云ふとも、など重盛に夢ばかり知らせざりけるぞ、凡は資盛奇怪也、栴檀は二葉より香しとこそ見えたれ。既に十二三に成らんずる者が、いまは禮儀を存知してこそ振舞ふべきに、加樣の尾籠を現じて、入道の惡名をたつ、不孝の至り、汝獨にありけり」とて、暫く伊勢の國へ追ひ下さる。さればこの大將をば、君も臣も御感ありけるとぞ聞えし。

【はふはふ】やつと歩いて來た樣。**【相國禪門】**太政入道と云と同義。**【淨海があたり】**淸盛の一族。**【左右無う】**遠慮會釋もなく。**【あざむかる】**侮られる。**【えこそ有るまじけれ】**居られない。**【くるしう候ふまじ】**差支はありますまい。**【賴政】**源賴光玄孫、仲政子。**【光基】**源賴光玄孫、光信子。**【尾籠】**もと、をこ(痴)の當字。それを音讀してびろうと云。無禮の意。**【誤つて殿下へ無禮の由を申さばやと思へ】**間違の爲に攝政へ無禮をしたことを御詫申し上げたいと思への意。**【片田舍】**偏鄙な田舍。**【こはらかなる】**無骨な。**【殿下御出あるべかんなり】**一本此語の上に、「主上御元服の御定のために」とある。御出あるべくあるなりで、御出行ある筈といふこと。**【前驅】**騎馬で行列の先導をなす者。**【髻】**髮を集め頂に結ぶ處。**【罷り出づ】**御前を退出するこ

と。【御加冠】天子御元服の際、冠を御着せする役の人。普通加冠の役は、高位有德の人に依賴するを例とするが、天子の時は太政大臣之を勤める例になつてゐる。【拜官】官に任ずること。元服式後、宴を群臣に賜ひ、官位を進め給ふを云。【御定】決定の打合せ。【直廬】禁中に於ける攝政關白の休息所。【引きつくろはせ】行粧を美々しく整へたこと。【待賢門】大内裏外郭東面、南より第二番目の門。牛車を聽る人、及び攝政關白は、陽明藻壁兩門を除く外の門は、何門でも出入を許されたが、特別の宣旨を蒙らない限りは、大臣でも此門の出入は許可されなかつた。【中御門】一條大路の南六條目の東西に通ずる路幅十丈の大路。西のつきあたりは待賢門で、陽明郁芳二門の中にあり中御門の稱があるより、此道路の名ともなつた。松殿はこの度は北に出で此路を西へ進むたのである。【堀川】堀川を挾み南北に通ずる幅八丈の道路。猪熊小路の東に當る。【猪熊堀川の邊】中御門大路中、堀川猪熊兩路と交叉する中間の地點。【混甲】一同揃つて甲冑姿に出立つてゐること。【鬨】戰又は爭鬪の初又は終に、多人數一度に高聲を發して氣勢を張ること。其聲を發することを作る と云。【今日をはれと裝束て】正式に美々しく着飾つたこと。【陵礫】正しくは綾轢で、共に車輪のきしむことを云。轉じて踏みにじること。人を苦しめることを云。【髻を切る】當時の風習、烏帽子を被らず、髻を人に示すことを 放ち髻 といつて、深く恥辱とした。故に之を切るは無上の恥辱を與へることになる。【隨身十人】攝政の隨身は、左右近衞府生各一人、左右近衞番長各一人、左右近衞各三人、都合十人の規定。【右の府生】右近衞府生。『府生』四部官以下では最高の官で、左右各六人、近衞府の事を記錄し、上皇攝關の隨身を勤める。【武基】長門本武光に作る。【藤藏人大夫隆教】『藤』藤原の略。『隆教』長門本高範に作る。『藏人の

大夫』藏人の五位。六位藏人が六年勤務の後、巡爵と言つて五位に叙せられ、殿上を退いた者。五位の藏人は現任者で、是とは自ら別。【弭】弓の兩端、弦輪を受ける尖つた所。【簾かなぐり落し】車の簾を引き切つて落したこと。【鞅】むながきの音便。牛馬の胸のあたりにかける組緒。【鞦】しりがきの音便。牛馬の尻より背へかける組緒。【御車副】牛車の左右に附添ふ舍人。西宮記に、太上天皇八人、親王六人、攝政關白六人、大臣四人、納言二人、參議一人とある。裝束は絲毛丼に庇車には、冠、緌、衣、褄袴、葉脛巾、如木の時は、平禮、白張、下袴、紐緒、常は烏帽子、白張、藁沓を着くと云。【さい使】先使の義。新任國司か其國に下向するに先て、其國の在廳官人等に訓示させに遣す使のこと。ここは帶て其使を務めた人を云ふか。【下﨟】身分の卑い者。【御車をしつらひ】破損した車をつくらつての意。【中の御門の御所】前に東洞院の御所とあると同處。東洞院中御門兩路交叉するあたりにあるより、いづれにも云。【還御】還るの敬語。【あさましき】興のさめたこと。【大織冠】藤原氏の祖鎌足。もと孝德天皇大化三年十二月制定七色十三階の冠位中最高の冠位。天智天皇が鎌足を此位に叙せられた以外に、又此位になつたものがないので、鎌足のことを常に指して云。【昭宣公】太政大臣藤原基經の謚號。良房の養子で初て關白となつた人。【平家の惡行】盛衰記に、―「祕本云、入道相國は福原にて逆修おこなはれけるあひだなり。平大納言重盛の所爲也ときこえきと、普通に大にかはれり」―とある。又愚管抄に―「小松内府はいみじく心うるはしくて、父入道が謀反心あるとみて、とく死なばやなど聞えしに、いかにしたりけるにか、父入道が教にはあらで、不思議の事を一つしたりしなり」―とあつて、此事を重盛の意に出たものとしてゐる。【勘當】罪を勘へて法に當てるといふ法律上の語。こゝは譴責といふ位のこ

と。【不思議】不法。【下知】命令。【奇怪】不屆。【栴檀は二葉より香し】人より傑出する者は、幼時から其光が顯れるといふ事。『栴檀』南天竺末利山に生ずる香木で、纔に芽を出しかけると、香氣盛で、臭氣の甚しい伊蘭の林の四十由旬もあるのが、すつかりよい香氣に變じてしまふといはれる。觀佛三昧海經云、栴檀之一葉開、四十由旬伊蘭變。

鹿の谷

是に依て、主上御元服の御定、其の日は延びさせ給ひて、同二十五日、院の殿上にてぞ御元服の御定は有りける。攝政殿、さても渡らせ給ふべきならねば、同十一月九日の日兼宣旨を蒙らせ給ひて、同十四日太政大臣にあがらせ給ふ。軈て同十七日慶申の有りしかども、世の中は猶にが〳〵しうぞ見えし。去程に今年も暮れぬ。嘉應も三年に成りにけり。正月五日の日、主上御元服有つて、同十三日朝覲の行幸ありけり。法皇、女院待受け參らさせ給ひて、初冠の御粧如何計りらうたく思し召されけん。入道相國の御娘、女御に參らせ給ふ。御年十五歲。法皇御猶子の儀なり。

【是に依て】攝政凌辱のこと。【院の殿上】後白河院御所法住寺殿の殿上の間。【さても渡らせ給ふべきならねば】『渡る』居るの敬語。そのまゝ引籠つてのみ居られるわけにもゆかないのでの意。【十一月九日】十二月九

日の謂。【兼宣旨】けんせんじ とも云。大臣に任ぜられる人に豫ねて其旨を通ぜられる宣旨。【慶申】新任の御禮を言上すること。玉葉(壽永二、十、十七)云、此日攝政任(セラル)二太政大臣一之後、被レ申二慶於所々一、前驅之中、無二殿上人一、先例多殿上人相交勤(テ)二前驅(ヲ)一、今度纔(ニ)一兩人、還可(テ)二見苦(カル)一、仍停止(テシヌ)云々。【にがにがしう】不安の氣が濃厚で落ち着かないこと。【正月五日の日主上御元服】三日の謂。玉葉(壽永三、一、三)云、此日有二天皇御元服事一(御年十一)、加冠攝政太政大臣、理髪左大臣、能冠内藏頭親信朝臣、行事藏人右衛門權佐光雅、修理助高階仲基、裝束司藏人頭左中辨長方朝臣。【朝覲の行幸】歳首又は即位元服の後等に、天皇、上皇皇太后の御所に行幸になること。『朝覲』もと諸侯が天子に謁する義で、周禮に春見曰レ朝、秋見曰レ覲とあるより起る。我國では大同四年八月、嵯峨天皇の時より始まる。【初冠の御祇】初て冠を召した御様子。【入道相國の御女】徳子。後の建禮門院。【猶子】猶、子の如しの意で、養子のこと。養子は養父母の遺財を繼承し、猶子は之を繼承しないことだけが相違してゐる。こゝは法皇が淸盛の女を娘分として女御に參らせられたこと。

妙音院殿、其の比は未だ内大臣の左大將にてまし〱けるが、大將を辭し申させ給ふ事有りけり。時に徳大寺の大納言實定の卿、其の仁に相當り給ふ。又花山の院の中納言兼雅の卿も所望有り。其の外故中の御門の藤中納言家成の卿の三男、新大納言成親の卿もひらに申さる。此の大納言は院の御氣色よかりければ、樣々の祈を始めらる。先づ八幡に百人の僧を籠めて、信讀の大般若を七日讀ませられたりける最中に、甲良の大明神の御前

なる橋の木へ、男山の方より山鳩三つ飛び來て、くひあひてぞ死ににける。「鳩は八幡大菩薩の第一の使者なり。宮寺にかゝる不思議なし」とて、時の撿校匡清法印、此の由内裏へ奏聞したりければ、「是れ唯事にあらず、御占有るべし」とて、神祇官にして御占あり。重き御愼と占ひ申す。但し是は君の御愼には非ず、臣下の愼とぞ申しける。其れに大納言恐をも致されず、晝は人目の繁ければ、よな〳〵歩行にて、中の御門烏丸の宿所より賀茂の上の社へ、七夜つゞけて參られけり。七夜に滿ずる夜、宿所に下向して、苦しさに少しまどろみたりける夢に、賀茂の上の社へ參つたるとおぼしくて、御寶殿の御戸おし開き、ゆゝしう氣高げなる御聲にて、

　櫻花賀茂の川風うらむなよ、散るをばえこそ留めざりけれ。

大納言是に猶恐をも致されず、賀茂の上の社の御寶殿の御後なる、杉の洞に壇を立て、ある聖をこめて、吒幾爾の法を百日行はせられけるに、ある時俄に空掻曇り、雷夥しう鳴つて、彼の大杉に落ち懸り、雷火もえ上つて、宮中すでに危く見えけるを、宮人共走り集りて、是を打消す。さて彼の外法行ひける聖を追出せんとす。「我當社に百日參籠の志有りて、今日は七十五日になる。全く出づまじ」とてはたらかず。此の由を社家より内裏へ奏聞申したりければ、「只法に任せよ」と宣旨を下さる。其の時神人白杖を

持つて、かの聖がうなじをしらげて、一條の大路(おほぢ)より南へをつこしてげり。神は非禮をうけずと申すに、此の大納言非分の大將を祈り申されければにや、か〻る不思議も出で來にけり。

【妙音院殿】藤原師長。宇治左大臣頼長次男。出家後東山の家を寺に擬して、妙音堂と稱したので云。【内大臣の左大將】仁安三年九月四日左大將、安元元年十一月廿八日内大臣、同三年正月廿四日大將辭任。【德大寺の大納言實定】右大臣公能の子。長寬二年閏十月廿三日權大納言、永萬元年八月十七日辭任、治承元年三月五日還任、祖父左大臣實能、德大寺(山城國葛野郡北岡村大字谷口龍安寺境内)を營み、德大寺左大臣と號してより其家を德大寺と云。【仁人の義。其職に相當な人の意。【花山院中納言兼雅】太政大臣忠雅の子。仁安三年二月十七日權中納言。【所望】大將後任者たるの希望。【新大納言成親】安元元年十一月廿八日權大納言。「新」新任の義。【ひらに申さる】ひたすらに願ふこと。【御氣色よかりければ】御氣に入であつたから。【八幡】石清水八幡宮。山城國綴喜郡八幡町男山鳩嶺に鎭座。祭神は應神天皇、神功皇后、比賣神の三座。清和天皇貞觀元年大和國大安寺の僧行教が、宇佐八幡を勸請したもので、古來朝廷の御尊崇篤く、伊勢大神宮と相並で、二所の宗廟の稱がある。二十二社の一。明治四年官幣大社に列せられた。【籠めて】引續き入れ置くこと。【信讀】轉讀に對する語。丁寧信實に終始讀了すること。【大般若】大般若波羅蜜多經の略。唐玄弉三藏譯。總て六百卷。釋迦の晩年に於ける、鷲峯山、給孤獨園、他化自在天宮、竹林精舍の四處十六會の說法を記した經文。此經を讀誦すると、所

願成就の功德があると云。又神前讀經は、神佛混淆思想のゆきわたつた當時では、珍らしいことではなかつた。

【甲良明神】高良と書くのが正しい。石淸水八幡宮の末社で、上下二社あるが、こゝは男山山麓の下高良神社を指すのであらう。本社は筑後國高良山にあつて、祭神は高良玉垂命、藤大臣連保、武內宿禰等であると稱するが、實は阿曇連の祖綿津見神であると云。(神祇志料)『明神』支那の語を借用したもので、名神との異同に就ては、異說多く、意義判然しない。**【男山】**八幡山・石淸水山・鳩嶺・香爐山等の稱がある。今山城國綴喜郡に屬してゐるが、古くは久世郡科手鄕に屬してゐた。雍州府志云、凡男山之麓、自二河原村一以南綴喜郡也。舊記之所レ載、各然也。近世誤爲二綴喜郡一乎。**【山鳩】**狩谷棭齋の說に、古の山鳩は、今俗に雉子鳩といふもので、仙臺では今猶雉子鳩を山鳩と呼んでゐるとある。雉子鳩は、背部の羽毛赤茶色に黑色を交へ、常に雌雄共に棲むもので、我國普通に見る種類である。**【八幡大菩薩】**『八幡』八正道の幡の義。八正道を示し、衆生濟度の爲に現はれた菩薩。八正道とは、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正念、正定の八法を指し、この八法能く通じて涅槃に到ると云。『菩薩』佛に亞ぐ位。神の名に菩薩號を付けることは、神佛混淆の思想より生じ、平安初期頃よりものに見える。廿二社本緣云、大菩薩化現シテ曰ク、得道以來、不レ動二法性一、示二八正道一、垂二權跡一、皆得レ解二脫苦衆生一、故號二八幡大菩薩一。**【第一の使者】**『使者』つかはしめのことで、諸神、緣故ある鳥獸蟲魚の類を以て、神意を傳達し、吉凶成否を示す具とせられるといふ信仰より云。八幡宮は鳩を第一の使者とし、鷹猶等をも使者とし給ふと云。其理由に付き諸說あるが、伊勢貞丈は、男山には鳩多く住み鳩の峰の名あるよりの事とし、猶春日の鹿、稻荷の狐、熊野の烏等悉く其地に多く繁殖するより起つたことと說

いてゐる。**【撿挍】**寺社内の事務を監督する職。**【匡清】**長門本淨清、盛衰記舉清、如白本慶清に作る。參考本は慶清を正しとしてゐる。慶清は勝清の子。永暦元年以後、文治年中迄石淸水の祠官であつた人。**【法印】**法印大和尙位の略。最高の僧位で、僧正相當、四位殿上人に准ぜられた。**【御占】**龜卜で、龜の甲を灼いて、其裂け目の文に依て、吉凶を判斷すること。**【神祇官】**太政官及八省の上に位し、全國の神社神官を總べ、神祇の祭祀卜兆等の事を掌る官廳。卜部廿人あつて主として卜占の事に當つた。**【重き御愼】**大に謹愼して物忌をすべきこと。**【人目の繁ければ】**見る人が多いので。**【中御門烏丸の宿所】**烏丸は南に通ずる路で、其中御門大路と交叉する所に在つた邸宅。**【賀茂の上の社】**山城國愛宕郡上賀茂村鴨山々麓に在る賀茂別雷神社。山城國の一宮で、今官幣大社。下の社は同郡糺森にあり、上下兩社併せて賀茂神社と云。**【七夜に滿ずる】**七夜の豫定の期限に到達したこと。**【下向】**神佛に參詣して歸ること。**【御寶殿】**御神殿。**【櫻花云々】**盛衰記に四句散るをば吾もに作る。『櫻花』に成親、『賀茂の川風』に賀茂の神を擬し、散る花が時節が來て散るのが留められないやうに、成親の非分の望も叶へたくても叶へられないが、妄に神を恨んでくれるなの意。**【壇】**密教の修法を爲す時、諸佛を安置し祭供する方形の木又は土の壇。**【聖】**高僧又僧の義。祈禱をなす僧を指す。長門本には仁和寺の俊堯法印とある。**【吒幾爾の法】**『吒幾爾』、荼枳尼とも書く。吒幾爾天の略。夜叉鬼の一種。胎藏界曼陀羅外金剛部院南方に住し、赤黑色の餓鬼の形を成し、六月前に人の死を知り、其人の心を取つて食ふものと云。此吒幾爾の力を假つて諸願成就を祈る法。もと外道の邪法で、彼の管狐を祭ると同類。**【雷火】**落雷の爲に起る火事。**【宮中】**賀茂社中。**【宮人】**神官。**【外法】**正法を外づれた法。吒幾爾法のことを指す。**【參籠】**日夜社殿

に籠つて新請修行すること。【全く出づまじ】どうしても出まい。【社家】神官の總稱。【法に任せよ】一本法に任せて追出せよとある。社内の法規のまゝに取り行への意。【神人】じにんとも云。下級神職の名。【白杖】白木の杖。神幸等の時に非常を防ぐ爲に用ひる警杖。【項をしらけて】襟頸のあたりを打つこと。考證云、備形なるを以て、杖決に及ばず、項へ杖をあてゝ杖決のまねびをなし、一條以南に逐出すなり。【一條大路より南へ】左經記寛仁元、十一、廿三山城國愛宕郡を長く賀茂社に寄進する條云、南限二一條大路以北一、西限二東大宮大路與利以東一、東限下除二吉田社幷水□□外一上、北極二郡界一、奉レ寄。神領外に逐ひ出したことを云。【をつこし】追つ越して、追出すこと。【神は非禮をうけず】論語顔淵篇朱子註に非禮者已之私也とある義で、神は自分勝手から出た願は御受納はないの意。論語集解義疏八佾篇云、包氏曰、神不レ享二非禮一。【非分】身分不相應なこと。【不思議】意外な事。雷火等のことを云。

其の比の敍位除目と申すは、院・內の御計ひにも有らず、攝政關白の御成敗にも及ばず、只一向平家の儘にて有りければ、德大寺・花山の院も成り給はず。入道相國の嫡男小松殿、其の時は未だ大納言の右大將にてましましけるが、左に移りて、次男宗盛中納言にておはせしが、數輩の上﨟を超越して、右に加はられけるこそ、申す計りも無かりしか。中にも德大寺殿は、一の大納言にて、花族英雄、才學雄長、家嫡にてましましけるが、平家の次男宗盛の卿に加階越えられ給ひぬるこそ遺恨の次第なれ。定めて御

出家などもやあらんずらんと、人々さゝやきあはれけれ共、徳大寺殿は、暫く世の成らん様を見んとて、大納言を辭して籠居とぞ聞えし。新大納言成親の卿の宣ひけるは、「徳大寺・花山の院に越えられたらんは如何せん。平家の次男宗盛の卿に加階越えられぬるこそ遺恨の次第なれ。如何にもして平家を亡し、本望を遂げん」と宣ひけるこそおそろしけれ。父の卿は、この齢では僅中納言までこそ至られしか。其の末子にて位正二位、官大納言に經あがつて、大國數多賜はつて、子息所從朝恩にほこれり。何の不足つてか、かゝる心つかれけん。偏に天魔の所爲とぞ見えし。平治にも、越後の中將とて、信頼の卿に同心の間、其の時既に誅せらるべしかりしを、小松殿のやうやうに申して、頭をつぎ給へり。然るに其の恩を忘れて、外人もなき所に兵具を調へ、軍兵を語らひおき、朝夕は唯軍合戰のいとなみの外は、又他事なしとぞ見えたりける。

【左に移りて】重盛承安四年七月權大納言右大將、安元元年十一月廿八日大納言右大將。同三年正月廿四日左大將。**【右に加はられ】**宗盛嘉應二年十二月廿日中納言、安元二年十二月五日辭任、三年正月廿四日還任、右大將。**【數輩の上臈を超越して】**數人の上官を飛び越えて。盛衰記には「大納言の上臈八人、中納言の上臈二人、十人の位階を越えて」とある。**【申すばかりもなかりしか】**俗にいふ、あいた口がふさがらないといふ意。

【一の大納言】首席の大納言。徳大寺實定は永萬元年八月十七日權大納言辭任、安元三年三月五日還任。宗盛

右大將となつた時の一の大納言は、源定房で、實定ではない。今鏡に實定の事を「つかさも辭し給ひて籠り給へるとかや、さばかりの英雄におはするに、人をこそ越え給べきを、人に越えられ給ひければ、位にかへて越えかへし給へる、いとことわりときこえ侍り」とあるのは、永萬元年權大納言辭任の事を言つたものであるが、こゝはそれと混同したものか。**【才學雄長】**才學の勝ぐれてゐること。**【家嫡】**本家の嫡子。**【籠居】**世と交渉を絕ち家に引籠つてゐること。**【如何せむ】**仕方がない。當然の事であるからの意。**【加階】**位階昇進の義。轉じて官位昇進に云。**【所從】**家臣。**【朝恩にほこれり】**朝廷の恩寵を深く蒙る義。榮華を恣にするを云。**【天魔】**欲界第六天の魔王。佛道修行の妨をなし人心を惑亂する者。**【越後の中將】**越後守兼右中將。**【小松殿のやうやうに申して】**『やうやう』樣々。重盛の北方は成親妹、重盛の子維盛の北方は成親二女、同淸經の北方は成親五女で、姻戚關係が深い爲に盡力したのである。平治物語云。越後中將成親朝臣は、嶋摺の直垂の上に繩付て、六波羅の馬屋の前に引居られておはしけり。旣に死罪に定たりしを、重盛今度の勳功の賞に申替て預り給ける也。**【外人もなき所】**延慶本、外キ人入ラヌ所、長門本、踈き人も入らぬ所とある。關係のない人の來ない所の義。**【軍合戰のいとなみ】**擧兵の計劃。

東山鹿の谷と云ふ所は、後三井寺につゞいて、ゆゝしき城郭にてぞ有りける。其れに俊寬僧都の山莊あり。かれに常は寄り合ひ寄り合ひ、平家亡す可き謀をぞ運しける。或夜法皇も御幸なる。故少納言入道信西の子息、淨憲法印も御供仕らる。其の夜の酒宴に、此の由を仰せ合はされたりければ、法印、「あなあさまし。人數多承り候ひぬ。

唯今洩れ聞えて、天下の御大事に及び候ひなんず」と申されければ、大納言氣色かはつて、さつと立たれけるが、御前に立てられたりける瓶子を、狩衣の袖にかけて引き倒されたりけるを、法皇叡覽有つて、「あれは如何に」と仰せければ、大納言立ち歸つて、「平氏倒れ候ひぬ」とぞ申されける。法皇もゑつぼに入らせおはしまし、「者共參つて猿樂仕れ」と仰せければ、平判官康頼つと參て、「あゝ餘りに平氏の多う候ふに。もて醉ひて候」と申す。俊寛僧都、「さて其れをば如何仕るべきやらん、」西光法師、「唯頸を取るにはしかじ」とて、瓶子の頸を取つてぞ入りにける。法印餘りのあさましさに、つや〳〵物も申されず。返す返すもおそろしかりし事共なり。さて與力の輩誰々ぞ。近江中將入道蓮淨、俗名成正、法勝寺の執行俊寛僧都、山城の守基兼、式部の大輔雅綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、武士には多田の藏人行綱を始として、北面の者共多く與力してげり。

【鹿の谷】京都市上京區鹿ケ谷町。東山の首峰如意嶽の麓。【三井寺】園城寺の別稱。初、此寺中の井水を、天智、天武、持統の三天皇御誕生の際、産湯に御用ひになつたと傳へるので、御井寺と稱した。然るに僧圓珍此寺に住し、此井水を傳法灌頂の用に供するに及で、彌勒三會の曉に繼がしめるといふので、三井寺と改稱したと云。【ゆゝしき城郭】要害堅固な城。【俊寛】權大納言源雅俊の孫。法印權大僧都寛雅の子。【僧都】僧官。

僧正の次の官で四位殿上人に准ぜられる。【山莊】山地にある別莊。鹿谷町の東方十餘町の籔間、櫻門瀧の北方談合谷は、其遺址で、寄岩聳ち、京洛を見下し、風光絶佳と云。愚管抄には靜賢法印山莊とある。【少納言入道信西】俗名藤原通憲、大學頭藤原季綱の孫、加賀掾實兼の子。博學多才を以て一世に鳴つた人。『少納言』太政官の判官。職員令云、少納言三人掌下奏二宣少事一、請二進鈴印傳符一、進二付飛驛函鈴一、兼監中官印上、其少納言在二侍從員内一。【淨憲法印】靜賢又靜憲に作る。長門本云、萬事思ひしりて、引入て誠の人にてありければ、平相國も殊に用て、世の中の事など、時々云合れけり。法皇の御氣色もよくて、蓮華王院の執行になしなどして、天下の御政常に仰合られける。【天下の御大事】世間一統の大騷ぎ。【氣色かはつて】驚て顏色を變へたこと。【さつと】急に。【あれは如何に】瓶子の倒れたのを御覽になつて、驚いて仰せられた詞。【平氏】瓶子にかけ戲れて云。【ゑつぼにいらせ】しんから御笑ひになり興ぜられること。【者共】皆の者共の義。身分の下の者に呼びかける詞。【猿樂】申樂又散更とも書く、散樂の轉。正樂雅樂に對する語。種々滑稽な所作事をする今の茶番の類。盛衰記云、猿樂と申すは、をかしき事をいひつゞけ、人を笑はかし侍るぞかし。【平判官康頼】信濃權守中原頼季の子。承安四年正月撿非違使尉。『判官』四等官中の第三位。官内を糺判し書類を審査し稽失を勘考する職。撿非違使尉に限て、判官といひ、はうぐわんと訓む慣例になつてゐる。愚管抄云、康頼といふさるがうくるひ者。長門本云、もとは阿波國住人、人品さしもなき者なりけれども、諸道に心得たるものにて、君にも近く召仕はれ參らせて。【つと參りて】急に出て來て。【瓶子の多う候に】平氏の要路を占めてゐる者の多いのにかけて云。【もて】輕い意味の接頭語。【其れをば】瓶子と平氏。【與力の輩】加擔の人

る。**【近江中将入道蓮浄】**右大臣源顕房の孫、陸奥守信雅の子。左近權中將。保元亂に連坐し、僧となり、越後に流された。**【法勝寺】**六勝寺の随一。白河院勅願寺、承暦元年十一月建立。京都岡崎公園附近に在つた大寺。應仁亂以後廢絶。**【執行】**上首として事務を總轄する役僧。**【山城守基兼】**中原基兼。**【式部大輔雅綱】**延慶本に式部大夫章綱とあるのが正しい。『大輔』式部省次官。**【宗判官信房】**玉葉百錬抄に撿非違使左衞門尉惟宗信房とある。『宗』惟宗の略。**【新平判官資行】**新判官で新任撿非違使尉の意。玉葉に撿非違使左衞門尉平佐行とある。**【多田藏人行綱】**源滿仲七代の孫、攝津守頼盛の子。伯耆守藏人と爲り、攝津國多田莊に居住したので云。

鵜川合戰

抑此の法勝寺の執行俊寛僧都と申すは、京極の源大納言雅俊卿の孫、木寺の法印寛雅には子なりけり。祖父大納言は、さして弓矢取る家にはあらね共、餘りに腹あしき人にて、三條の坊門京極の宿所の前をば、人をもやすく通されず、常は中門にたゝずみ、齒をくひしばり、怒つてこそおはしけれ。かゝるおそろしき人の孫なればにや、此の俊寛も、僧なれども、心もたけく傲れる人にて、よしなき謀叛にもくみしてげるにこそ。新大納言成親の卿、多田の藏人行綱を召して、今度御邊をば一方の大將にたのむなり。此の事しおほせつるものならば、國をも庄をも所望によるべし。先づ弓袋の料にとて、

白布五十端送られたり。

【京極の源大納言雅俊】右大臣源顯房の子。天永二年正月二十三日權大納言。『京極』其邸の所在地。【木寺の法印寛雅】『木寺』喜寺とも書く、仁和寺の院家。『寛雅』法印權大僧都。法勝寺の上座。【腹あしき人】怒り易い人。【三條坊門京極の宿所】三條坊門小路と京極大路との交叉點附近にある居第。『三條坊門』二條大路より南へ二條目、東西に通ずる幅四丈の小路。『京極』左右兩京の東西兩極にあつて、南北に通ずる幅十二丈の大路。こゝは左京東京極大路。【中門】寢殿造の家で、對屋より南へ續く東西廊の內に開き、屋根だけあつて扉のない門。總門に對する名。【よしなき謀叛】甲斐のない、無駄な陰謀。『謀叛』爲政者に反抗して兵を起す罪名。八虐の一。【御邊】對等の人に用ひる對稱代名詞。【一方の大將】一方面の指揮官。【庄】莊園。【弓袋の料】弓を納れる袋を作る材料。軍陣用には多く白布のものを用ひる。

安元三年三月五日の日、妙音院殿、太政大臣に轉じ給へる替りに、小松殿、源大納言定房の卿を越えて、內大臣に成り給ふ。軈て大饗行はる。大臣の大將目出度かりき。尊者には大炊の御門の右大臣經宗公とぞ聞えし。一の上こそ先途なれども、父宇治の惡左府の御例その恐あり。

【大納言定房】中院右大臣源雅定猶子。實は權中納言源雅兼四男。永萬二年七月十五日權大納言。【大饗】大臣大饗の事。新任大臣が大臣以下殿上人を招て張る饗宴。【尊者】大饗の主賓。佛寺の食堂の首座に、賓頭盧尊

者を請することより起つた稱呼。【大炊御門右大臣經宗】一本左大臣に作るのが正しい。仁安元年十一月十一日左大臣。玉葉には此時の尊者を三條大納言實房とある。【一の上】一の上卿の略。左大臣の別稱。職原抄云、官(太政官)中事、一向左大臣統領之故、云二一上一。【先途】家柄に依て定まつてゐる官職昇進の限度。【父宇治の惡左府】妙音院師長の父宇治左大臣頼長。『惡』凶暴の意。『左府』左大臣の別稱。頼長性質嚴急、所行往々凶暴に類するより云。【御例その恐あり】先例がよくないから、左大臣とせずに太政大臣に上されたの意。頼長が左大臣の時、保元の亂の謀首となり、世を亂り身を滅したことを云。

北面は上古には無かりけり。白河の院の御時、始め置かれてより以來、衞府共數多候ひけり。爲俊、盛重、童より今犬丸、千手丸とて、是等は左右なききり者にてぞ有りける。鳥羽の院の御時も、季頼、季教父子共に朝家に召使はれてありしが、常は傳奏する折も有りなんと聞えしかども、此れ等は皆身のほどを振舞うてこそ有りしか。此の時の北面の輩は、以の外に過分にて、公卿殿上人をも事ともせず、下北面より上北面にあがり、上北面より殿上の交をゆるさるゝ者も多かりけり。かくのみ行はるる間、傲れる心共付て、よしなき謀叛にも與してげるにこそ。

【衞府共】衞府の者が多く北面になつた故に云。【爲俊】中右記に左兵衞尉平爲俊、尊卑分脈に出雲守重俊猶子とある。今犬丸のこと。中右記には千手丸とある。【盛重】筑前守藤國仲の子、兵衞尉、大夫尉、石見守となる。

千手丸のこと。尊卑分脈には千壽丸、續古事談には今犬丸としてある。【左右なき】推しも推されもしない。【季賴季敎父子】盛衰記季範季賴父子に作る。季範は源康季の子、季賴は季範の子、共に右衛門尉。【傳奏】取次で上聞に達すること。【身の程】身分相應な事。

中にも故少納言入道信西の許に召使はれける師光・成景と云ふ者あり。師光は阿波の國の在廳、成景は京の者、宿根賤しき下﨟なり。健兒童、もしは恪勤者などにてもや有りけん。さか〳〵しかりしに依つて、常は院へも召使はれけるが、師光は左衛門の尉、成景は右衛門の尉とて、二人一度に靱負の尉に成りぬ。一年信西事に逢ひし時、二人共に出家して、左衛門入道西光、右衛門入道西景とて、此れ等は出家の後も、院の御倉預にてぞ候ひける。彼の西光が子に、師高と云ふ者有り。是も左右なききり者にて、檢非違使五位の尉迄經上りて、剰へ安元元年十二月二十九日、追儺の除目に、加賀の守になされける。國務を行ふ間、非法非禮を張行し、神社佛寺、權門勢家の庄領を沒倒して、散々の事共にてぞ有りける。縦ひ召公が跡を隔つと云ふ共、穩便の政を行ふべかりしに、かく心の儘に振舞ふ間、同二年の夏の比、國司師高が弟近藤判官師經を加賀の目代に補せらる。目代下著の始、國府の邊に鵜川と云ふ山寺あり。折節寺僧共が湯を涌いてあびけるを、亂入して追ひあげ、我が身あび、雜人原おろし、馬洗は

せなどしけり。寺僧怒をなして、昔より此の所は、國方の者の入部する事なし、先例に任せて、速に入部の押妨停めよやとぞ申しける。目代大に怒つて、先々の目代は、皆不覺でこそいやしまれたれ。當目代に於ては、都て其の儀有るまじ。只法にまかせよと云ふほどこそ有りけれ、寺僧共は、國方の者を追出せんとす。國方の者共は、次でを以て亂入せんと、打合ひはりあひしけるほどに、目代師經が祕藏しける馬の足をぞ打折りける。其の後は互に弓箭兵仗を帶して射あひ切りあひ、數刻戰ふ。夜に入りければ、目代叶はじとや思ひけん、引き退く。其の後、當國の在廳等、一千餘人催し集めて、鵜川に押し寄せ、坊舍一宇も殘さず、みな燒拂ふ。

【師光】權中納言藤原家成養子。信西の乳母子。【成景】藤原盛重の子。【在廳】在廳官人の略。國司留守の時、國衙の廳に在勤し吏務を執る目代以下の官人の總稱。【宿根】宿世から定まつた根機の義。素性のこと。盛衰記には種根田舍人とある。【健兒童】兵部省に屬し、地方の兵庫國府等を守護する兵士の稱。身體强健、武藝精熟の者を選で任用する。考證云、若くは小舍人童を訛れるか。【恪勤】親王大臣以下諸家に仕へ扈從雜役に從ふ侍の稱。令義解云、恪敬也、盡力曰勤。【左衞門尉】衞門府の判官。衞門府は宮門の守護行幸の供奉を本務とする役所。『尉』初左右各二人、後增加し二十五人にまでなつた。この職に任ずる者は、必ず檢非違使に補する例であつた。【靫負尉】衞門尉の異稱。『靫負』ゆぎ負ひの約。靫は矢壺で、之を負ふは弓箭を帶す

ろ義。衞門府を靫負のつかさ、同府官人を靫負と云。**【一年信西事に逢ひし時】**平治亂に大和に走り殺されたこと。**【御倉預】**倉庫を掌る役。**【撿非違使五位の尉】**檢非違使尉は六位相當官。五位に敍せられても、尙其職にあるを名譽とし、五位尉、大夫尉、大夫判官など云。師高仁安三年正月十一日檢非違使五位尉。**【追儺の除目】**十二月晦日追儺の時に行はれる除目。不次に行はれる除目の一。小除目とも云。「追儺」年中の疫氣を拂ふ意味で、宮中で行はれる儀式。大舍人の身體長大なものを選で方相氏とし、黃金四目の假面を被り、玄衣朱裳、右手に戈、左手に楯を取り、紺布末額をつけた官奴二十人を侲子とし、陰陽師の祭文を讀み訖ると、方相氏儺聲を發し、戈で楯を擊ち、群臣桃の矢葦の弓を執て相和し相呼で、惡鬼を逐て宮城門外に至る作法。**【張行】**押し張り行ふ義。遠慮會釋なくするを云。**【權門勢家】**權勢ある豪族。**【庄領を沒倒し】**庄園領地を沒收橫領すること。**【召公が跡を隔つと云ふ共】**周召公が鄕邑を巡行し、甘棠樹下で公平に訴を聞いたので、庶民公の德を慕つて其樹を伐らず、甘棠の詩を作つたといふ故事に基いて、假令召公程な善政は出來ないにしてもの意。**【目代】**國司が任地に赴かない時に、私に其子弟又は家人を遣り、代つて國務を行はしめる者。**【補せらる】**任じたこと。**【下着】**京より地方へ到著すること。**【國府】**國衙所在地。今加賀國能美郡古河村大字古府、鵜川の西、小松町東北一里半の地。**【鵜川と云ふ山寺】**八坂本、鵜川のゆせん寺と中山寺、長門本、溫泉（うんせん）寺と云山寺、盛衰記、涌泉寺と云ふ寺とある。今加賀國能美郡黑川村大字遊泉寺の地に當り、其邊の舊名を鵜川村と稱したと云。**【雜人原おろし】**舍人等を風呂場に下つて行かしたこと。盛衰記云、彼山寺の湯屋にて目代が舍人馬の湯洗しけり。僧徒等制止して、當山草創より以來、未此所にて牛馬の湯洗先例なし。**【國方の者】**國司方の

役人。【入部】部曲に入る義。國司がその支配地に入ること。特に任官後始めて入るに云ふ。【押妨】押領妨害の義か。【次でを以て】機會に乘じ。【はりあひ】抵抗。【秘藏しける】大事に飼養してゐた。【數刻】「刻」は今の二時間を一時とし、それを上中下に三分した程の時間。【坊舍】僧侶の宿舍。

鶴川と云は、白山の末寺なり。此の事訴へんとて進む老僧誰々ぞ。智尺・學明・寶臺坊・正智・學音・土佐の阿闍梨ぞ進みける。白山三社八院の大衆、悉く起りあひ、都合其の勢二千餘人、同七月九日の日の暮れ方に、目代師經が館近うこそ押しよせたれ。今日は日暮れぬ、明日の軍と定めて、其の日は寄手こらへたり。露吹き結ぶ秋風は、射向の袖を飜し、雲井を照す稻妻は、甲の星を耀かす。目代叶はじとや思ひけん、夜逃にして京へ上る。明くる卯の刻に押し寄せて、鬨をどつとぞ作りける。城の中には音もせず。人を入れて見せければ、「皆落ちて候」と申す。大衆力及ばで引き退く。さらば山門へ訴へんとて、白山中宮の神輿を飾り奉つて、比叡山へ振り上げ奉る。同八月十二日の午の刻計、白山中宮の神輿、既に比叡山東坂本に著かせ給ふと申す程こそ有りけれ、北國の方より雷夥しく鳴つて、都を指して鳴り上り、白雪降つて地を埋み、山上洛中おしなべて、常磐の山の梢迄、皆白妙にぞ成りにける。大衆神輿をは客人の宮へ入れ奉る。客人と申すは、白山妙利權現にておはします。申せば父子の御中也。先づ沙汰の

成否(じやうふ)は知らず。生前の御悦、唯此の事にあり。浦島が子の七世の孫にあへりしにも過ぎ、胎内の者の靈山(りやうぜん)の父を見しにも超えたり。三千の衆徒踵をつぎ、七社の神人(じんにん)袖を連ねて、時々刻々の法施(ほつせ)祈念、言語道斷の事共にてぞ候ひける。

【白山の末寺】盛衰記には、白山中宮の末寺とある。『白山』は加賀越前越中美濃飛驒五國に跨る高山で、四時白雪を絶たないので云。中宮は白山と本宮との中間にあるより云。**【阿闍梨】**梵語阿闍黎耶の略。軌範の義。人に師たる僧を云。轉じて眞言密法傳授をなす者を云。**【三社】**盛衰記に、別宮、佐羅、中宮三社とある。白山七社中、本宮、金劍宮、三宮、岩本宮を本宮四社といふに對し、此三社を中宮三社と云。別宮は能美郡別宮村、佐羅は石川郡吉野谷村にあつて、別宮中宮の中間に當る。中宮は同村に在り別宮の東南四里に在る。**【八院】**盛衰記に、北の四箇寺に隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、南の四箇寺に昌隆寺、護國寺、松谷寺、蓮華寺八院とある。何れも中宮末寺で、中宮八院の稱がある。共に國府附近の能美郡軽海郷に在つたが、後廢絶して遺址さへ今は殘つてゐない。**【こらへたり】**したい攻撃をせずにゐること。**【露吹き結ぶ】**草葉の露が風に吹かれて玉のやうに丸くなること。**【射向の袖】**鎧の左の袖。弓を射る時外側に向くより云。**【甲の星】**甲の鉢に打つてある尖つた凸狀の鋲。大小鍍銀等諸種の別がある。この星のある甲を星甲と云。こゝは電光が閃いてゐる星に反映して光ることを云。**【卯の刻】**夜明け頃。**【城】**前文『館』のことで、狭少な城郭の構になつてゐること。**【山門へ訴へん】**本山の比叡山延暦寺へ訴へ出やうとのこと。白山、延暦寺の末寺となること、百錬抄久安三年四月條に見える。**【白山中宮の神輿】**八坂本、白山妙理權現の神輿、長門本、白山の早松の神輿、盛衰記、佐羅早

松神輿に作る。【振り上げ】舁ぎ上げること。【比叡山】山城近江兩國に跨る名山。平安京の東北に位し、山上延暦寺あるを以て知られる。山中東西南北の四嶺に分れ、登り路の主なる者、東坂は坂本村より中堂に至る二十八町、西坂は修學院村より四十町、之を雲母坂と云。【東坂本】叡山東麓湖畔の地、近江國滋賀郡坂本村。【山上洛中】比叡山上、平安京中。【常磐の山の梢迄】常綠樹の繁る高山の樹々の梢まで。【客人の宮】山王七社の一。白山本宮白山妙理大菩薩本地十一面觀音自在菩薩の遷座と傳へる。太平記云、客人の宮、十一面觀音の應作、白山禪定の靈神なり。然れども山王の行化を助け、北陸の崇峯を出で、東山の靈地に來る、故に客人と號す。又日吉神道秘密記云、天安二年六月十八日御遷宮。又此宮と降雪との關係に就て、古事談云、日吉客人宮者白山權現云々、依テ二或ノ人夢想一ニ造リ二小社ヲ一所レ奉ニ祝居一也。而慶命座主之時、無ニ指サセル證據一者、無レ詮ニ小社一也、又可ニ御座一者、可レ被レ示ニ不思議一云々。件夜入リ二座主之夢一ニ有ニ託宣之旨等一、後朝小社上許、白雪一尺積たりけり。【白山妙利權現】妙利は妙理の誤。【父子の御中】客人宮と中宮の神輿とが父子の間である意。白山記に、本宮、白山妙理大菩薩、東ニ有レ社號ニ兒宮ト一如意輪垂迹也、又中宮、本地如意輪、垂迹如ニ本宮一、但童形歟、兒宮云々とあり、中宮は即ち本宮の兒宮、白山妙理大菩薩の御子神と認められてゐた故に云。【沙汰の成否は知らず】訴訟の裁決が意の如く成るか否かは判らないがの意。【生前の御悦】『生前』死後に對する語で、此世の意。父子の御中と人間の如くに書いたので、此世で父子再會の御悅びと云意。【唯此事にあり】これに越したことはない。【浦島が子】丹波國餘社（ヨサノ）郡管川（ツツ）の人。雄略天皇二十二年、蓬萊山に行て、非常に長い歳月を送り郷里に歸り來つたと傳へられる神仙的人物。浦島子傳に、其歸鄕の狀を述べて、時不レ値ニ七世

之孫一、求二只茂二萬歳之松一とあるが、こゝは是の句を轉用して言つたものか。**【胎內の者】**釋迦の子羅睺羅、母耶輸陀羅の胎內に在て釋迦の出家遁世を知らず、其父たるを知らなかつたので云。**【靈山の父】**釋迦。「靈山」靈鷲山の略。摩揭陀國王舍城東北十里にあり、釋迦成道後多年こゝに說法したので云。釋迦成道後六年、家に歸つた時、耶輸陀羅六歲の羅睺羅に一の歡喜丸を持たしめ、大衆中より父を覓め出し之を奉ぜしめた際、誤りなく釋迦に奉じたと云故事に據つて云。**【三千の衆徒】**叡山の僧の概稱。僧房三千あるに據ると云。太平記云、山は戒定慧の三學を表し、三塔を建、人は一念三千の義を以て三千を員とす。**【七社】**山王上の七社。大宮、二宮、八王子、聖眞子、十禪師、三宮、客人。**【踵をつぎ、袖を連ね】**集り群ること。**【法施】**神佛に對し經を誦し法文を唱へること。**【言語道斷の事】**口に言へない程の騷ぎ。

去程に山門の大衆、國司加賀守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經を禁獄せらるべきよし、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許無かりければ、然るべき公卿殿上人は、「哀れとくして御裁斷あるべきものを、昔より山門の訴訟は他に異なり。大藏卿爲房・太宰權帥季仲卿はさしも朝家に重臣たりしか共、山門の訴訟に依つて、流罪せられ給ひにき。況や師高などは、事の數にてやはあるべき、子細にや及ぶべき」と申しあはれけれども、大臣は祿を重んじて諫めず、小臣は罪に恐れて申さずといふ事なれば、各々口を閉ぢ給へり。

【禁獄】獄屋に拘禁すること。【裁許】裁決許可。【然るべき公卿殿上人】物の判つた公卿殿上人。【哀れとくして御裁斷あるべきものを】どうか早く御裁決がある方がよいのに。【大藏卿爲房】百錬抄[illegible]に、左少辨爲房左ニ遷阿波權守一、依ニ山門訴一也とあり、こゝは追記。天永三年正月二十六日大藏卿。[illegible]大藏卿は大藏省長官。調物の出納、度量衡の檢校、官物の估價等の事を掌る。【太宰權帥季仲】公卿補任云、季仲、長治二年十二月二十八日配ニ流周防國一（依ニ日吉社訴一也）、同三年二月日移ニ配常陸國一。【事の數にてやはあるべき】物の數にも入らない、輕い身分のもので、彼是言ふにも足らないから、直ぐいづれとも御裁斷あつて然るべきだとの意。【大臣は祿を重んじて諫めず】本朝文粹慶保胤令ㇾ上ニ封事一詔云、晉平公問ニ叔向一曰、國之患孰爲ㇾ大、對曰、大臣重ㇾ祿不ㇾ諫、小臣畏ㇾ罪不ㇾ言、下情不ニ上通一、此患之大者也。

願立

「賀茂川の水、雙六の賽、山法師、是ぞ我が御心に叶はぬもの」と、白河の院も仰せなりけるとかや。鳥羽の院の御時も、越前の平泉寺を山門へ寄せられける事は、當山を御歸依淺からざるに依つて也。「非を以て理とす」と宣下せられてこそ、院宣をば下されけれ。されば江帥匡房の卿の申されしは、「山門の大衆、日吉の神輿を陣頭へ振り奉つて訴訟を致さば、君は如何御計ひ候ふべき」と申されば、法皇、「げにも山門の訴訟は默

止レ難し」とぞ仰せける。

【願立】後二條關白母北政所立願の事。【賀茂川】源を山城國愛宕郡の山中より發し、京の東偏を流れ、高野川白川を併せ、伏見の西、紀伊郡下鳥羽村に至り、桂川に入り、淀川に注ぐ。昔時河水暴溢氾濫し、京中に入ること多く、防鴨河使の官を置て備へられた程であつた故に云。【雙六】和名抄に、俗云二須久呂久一とあり、すごろくと云ふは其轉訛。厚四寸、廣八寸、長一尺二寸の木盤の局の上に、竪に十一の目があり、横に二本の線を引て、敵味方を分ける、支那傳來の遊戲中最古のもので、近世は紙を盤としたものが專ら行はれる。【賽】今のと同じく、四角六面、一より六までの目を盛り、之を二個筒に入れて振り、其目に隨て黑白の石三十を動かし、早く敵陣に入り終るのを勝とした。【山法師】叡山の僧の別稱。當時少しく意に充たぬことがあると、直に日吉神輿を振りかざして朝廷に嗷訴し、聽許されないと之を脅したので云。【御心に叶はぬもの】御意のまゝにならないもの。【平泉寺】越前國大野郡平泉寺村、白山南麓、越前下山七社と稱せられた白山の供僧院。養老元年僧泰澄開基。往時堂塔相連り、頗る盛であつたが、天正二年の兵燹に罹り廢墟となり、僅に其名を村名に止めてゐる。【寄せ】寄進の意。叡山末寺となること。百錬抄（久安二、四、七）云、天台僧綱以二越前白山一可レ爲二延暦寺末寺一之由訴申（無許容）、五月四日覺宗入滅之後、以二白山一可レ爲二延暦寺末寺一之由、被二仰下一事。仁平二、九、覺宗入滅。【御歸依淺からざるに依て云々】鳥羽院院宣中の語。長門本鳥羽院山門に下された院宣を掲げ、中に然者於二白山平泉寺一者、被レ附二山門一畢。此條依レ不レ淺二當山御歸依一、以レ非レ爲レ理所レ被二宣下一也とある。『歸依』歸順依托の義。信じ從ふ事。『非を以て理とす』無理をも理があるものとして通してや

るとの意。【院宣】院の宣旨の義。上皇の思召を院司が奉じて下知する文書。【江帥匡房】一代の碩學大江匡房。永長二年三月權中納言太宰權帥兼任。『江帥』大江の江と太宰權帥の帥とを併せて云ふ。盛衰記には、此文の上に「堀河院の御宇、寛治四年に大藏卿爲房を憐れみさゝへさせ給ひけるに」とある。【日吉の神輿】盛衰記には七社の神輿とある。【默止し難し】そのまゝ捨て置く事が出來ない。

去んじ嘉保二年三月二日の日、美濃の守源の義綱の朝臣、當國新立の庄をたふす間、山の久住者圓應を殺害す。是に依て日吉の社司、延暦寺の寺官、都合三十餘人申文を捧げて陣頭へ參じたるを、後二條の關白殿、大和源氏中務の權の少輔頼春に仰せて、是を防がせらるゝに、頼春が郎等矢を放つ。やにはに射殺さるゝ者八人、疵を蒙る者十餘人、社司諸司四方へ皆逃去りぬ。是に依つて山門の上綱等、子細を奏聞の爲に、夥しう下洛すと聞えしかば、武士・檢非違使、西坂本に行き向つて、皆追つかへす。さる程に山門には、御裁斷遲遲の間、日吉の神輿を根本中堂へ振上げ奉り、その御前にて信讀の大般若を七日讀みて、後二條の關白殿を呪咀し奉る。結願の導師には、仲胤法印、其の時は未だ仲胤供奉と申ししが、高座に上り、鐘打鳴らし、敬白の詞に曰く、「我等が菜種の二葉よりおふしたて給ひし神たち、後二條の關白殿に鏑矢一つ放ちあて給へ、大八王子權現」と、高らかにこそ祈誓したりけれ。其の夜軈て不思議の事ありけり。八

王子の御殿より鏑矢の聲出でて、王城を指して鳴りて行くとぞ、人の夢には見えたりける。其の朝(あした)關白殿の御所の御格子を上げけるに、唯今山より取つて來たる樣に、露にぬれたる樒(しきみ)一枝立ちたりけるこそ不思議なれ。

【三月二日】參考盛衰記云、蓋殺ニ聞應一之日乎、諸實錄無ニ聞應所レ殺日時一也、可レ疑。【源義綱】賴義の子、義家弟。【新立の庄をたふす】新しく起した莊園を沒收すること。後三條天皇延久二年、寛德以後新立の莊園を停止する旨の命があつたのを、名としての事であらう。【山の久住者】叡山に一定の期間山籠りして修行した者。【社司】神社の社務を掌る者。【寺官】寺内の寺務を掌る者。【申文】總て上申する書狀の稱。【陳頭へ參じ】嘉保二年十月二十四日の事。【後二條關白殿】藤原師通の孫、師實の子、師通。嘉保元年三月九日關白。二條東洞院の二條殿に住んだので二條關白といひ、二條關白教通に對して後と云。【大和源氏】源賴光の弟、大和守賴親の後裔の大和國に住した者を云。【中務權少輔賴春】中務丞賴治の誤。賴親孫、賴俊子。「中務權少輔」中務省次官。中務省は主として禁中の事を掌り、侍從獻替、詔勅文案の審署、叙位等の事を掌つた。丞は判官。【やにはに】矢を射たその場にの義。立ち處にといふ意。【上綱】各寺僧職三綱(上座、寺主、都維那)中の上座を云。【遲々】ぐづぐづしてきまらないこと。【根本中堂】比叡山東塔の一乘止觀院を云。叡山根本中心の堂の義。延暦七年傳教大師創建、大師等身の藥師佛の像を安置してある。もと藥師堂・文珠堂・經藏は各別であつて、藥師堂は其中間に在つたので中堂の稱が起つたのである。それを元慶六年圓珍が三字を合せて一堂とした後

も、僧中堂の稱を存じたものと云。【呪咀】まじなひのろふこと。【結願の導師】法會結了の日の作法を、首鉦となつて修する僧。法會の初日を開白、中間の日を中日、終了の日を結願といひ、開白の導師、中日の導師、結願の導師など云。【仲胤法印】權中納言藤原秀仲の子。【供奉】內供奉僧の略。朝廷の內道場に供奉する僧で、諸國より高僧十人を選で之に充てたと云。【高座】說法等の時、僧の着座する高い座席。【敬白】啓白の訛。佛神に立願の趣を申述べる文、又詞。【菜種の二葉】小さいことの譬喩。竹取物語にも、菜種の大きさおはせしを、わが丈立ち並ぶまで、養ひ奉りたるわが子とある。【鏑矢】角又は木の中空の球狀のものに、數筒の孔をあけたものを鏑といひ、それを普通より稍長い矢のさきに付け、其の先に雁股の鏃を付けたものを云。之を射ると風が鏑の孔に入て音を立てるので、古くは鳴鏑と云。古事記に此神（大山咋神）坐ニ近淡海國之日枝山ニ、亦坐ニ葛野之松尾ニ、用ニ鳴鏑ニ神者也、又、日吉社禰宜口傳鈔に「此の神の又の名を鳴鏑大神といふ」とあつて、こゝに鏑矢の事をいふのも、由來がある事である。【大八王子權現】七社の一。『大』美稱。日吉社神道秘密記云、八王子、俗形束帶赤袍帶ニ太刀ニ、千手國狹槌尊、八十萬神引率而天降、第十代崇神天皇御宇より鎭座所、神寶神服悉八色奉ニ納之ニ、諸國在在所所御影嚮、悉號ニ八王子ニ、以ニ御神力ニ諸人信敬事、右手笏持レ之給、以ニ御左手ニ添ニ太刀柄ニ、御齢三十有餘也。【王城】平安京。【格子】寢殿造建具の一。細い四角の木を縱横に組み合せた戸で、上下二枚を柱と柱との間にはめ、常は上は釣り上げ、下はそのまゝに置く。【樒】木蘭科の常綠灌木。葉は精圓形、花は淡黄白色でよく佛前に供へるもの。

軈て其の夜より、後二條の關白殿、山王の御咎とて、重き御病を受けさせ給ひて、打

ち臥させ給ひしかば、母上大殿の北の政所大に御歎きあつて、御樣をやつし、賤しき下﨟のまねをして、日吉の社へ參らせ給ひて、七日七夜が間祈り申させおはします。先づ顯れての御立願には、芝田樂百番、百番の一つ物、競馬・流鏑馬・相撲各百番、百座の仁王講、百座の藥師講、一搩手半の藥師百體、等身の藥師一體、竝に釋迦、阿彌陀の像、各造立供養せられけり。又御心中に三つの御立願あり。御心の中の御事なれば、人是をば如何でか知り奉るべきに、其れに何よりも又不思議なりける事には、七夜に滿ずる夜、八王子の御社にいくらも有りける參人どもの中に、陸奧の國より遙々と上つたりける童神子、夜半許りに、俄に絶え入りけり。遙に舁き出だして祈りければ、軈て立つて舞ひかなづ。人奇特の思をなして是を見る。半時許り舞うて後、山王下りさせ給ひて、樣々の御託宣こそ恐しけれ。「衆生等たしかに承れ、大殿の北の政所、今日七日我が御前に籠らせ給ひたり。御立願三つ有り。先づ一つには、今度殿下の壽命を助けさせおはしませ、さも侍らはば、大宮の下殿に侍ふ諸のかたわう人に交つて、一千日が間、朝夕宮仕申さんと也。大殿の北の政所にて、世を世とも思し召さで過させ給ふ御心にも、子を思ふ道に迷ひぬれば、いぶせき事をも忘られて、あさましげなるかたわう人に交つて、一千日が間、朝夕宮仕申さんと仰せらるゝこそ、誠に哀れに思し召せ。

二つには、大宮の波止土濃より八王子の御社まで、回廊作つて參らせんと也。三千人の大衆、雨にも晴にも社參の時、いたはしう覺ゆるに、回廊作られたらんは、如何にめでたからん。三つには、八王子の御社にて、法華問答講每日退轉なく行はすべしと也。此の御立願共は、何れも疎ならね共、せめては上二つは。さなくとも有りなん。法華問答講こそ、一定あらまほしうは思し召せ。但し今度の訴訟は、無下に安かりぬべき事にて有りつるを、御裁許なくして、神人宮仕射殺され、衆徒多く疵を蒙つて、泣く〱參りて訴へ申すが、餘りに心うければ、如何ならん世に忘る可しとも思し召さず。其の上彼等に當る所の矢は、卽ち和光垂跡の御膚に立ちたるなり。實虛言は是を見よ」とて、肩脫ぎたるを見れば、左の脇の下、大なるかはらけの口程、うげのいてぞありける。「是が餘りに心うければ、如何に申すとも、始終の事は叶ふまじ。法華問答講一定有るべくは、三年が命を延べて奉らん。其れを不足に思し召さば、力及ばず」とて、山王あがらせ給ひけり。

【山王】叡山の鎭守大日吉神社小日吉神社のこと。傳敎大師延暦寺創建の際、唐天台山國淸寺に、周靈王の王子晉が仙人となつたのを祭つて、地主山王元弼眞君と爲すに擬へて、寺の守護神として大三輪神を祭つて大比叡神とし、從來よりあつた日吉神と共に山王としたのに始まる。日吉社神道秘密記云、山王者三國名山之守

護ノ故、冀ニ山王、天笠靈鷲山之鎭守山王權現无熱池、大唐天台山之鎭守山王權現云々毘明池、我朝比叡山之鎭守山王權現云々湖水池、鷲峰守護神金毘羅神(三輪明神是也)。【御咎】俗にいふ罰に當ること。【大殿】攝政關白の父の稱。師通の父京極關白師實の北方從一位麗子。【御様をやつし】姿を目立ぬ様に變へること。【顯れての御立願】既に實行して人の知つてゐる願の條件といふ意。下文にある心中の立願に對して云。【芝田樂】芝の上で舞ふ田樂の義。田樂はもと田植の時に農作の勞を慰め、又勵す爲に、笛鼓を鳴らして躍った民間俗樂で、それに支那傳來の一足・高足等の散樂が加はつて、一種の形式を爲したもの。平安中期以降盛に行はれ、後田樂法師と稱する法師の專業となり、田樂の能とまで進展した。【番】舞曲等の段を數へるにいふ語。【百番の一つ物】一つ物の造り物を百番奉るといふ義。一つ物の造り物とは、祭禮の行列などに、一様の姿をしたものを馬に乘せて出すこと。【競馬】普通廿騎を二騎づゝ競べ、十番を限りとする。こゝに百番とあるは異例中の異例。【流鏑馬】騎射の一種。八寸四方の板を長さ三尺五寸の串に挿み、場内三處に樹てて置き、馬上で馳せながら、鏑矢で一人各三的を射る作法。十六騎を以て最も多いとしたもの。【相撲】七月の相撲節でも、初二十番のものが、後には十七番となり、臨時相撲でも十六番を極度としたもの。【百座の仁王講】百の高座を設けて仁王護國般若經を講誦する法會。百座を設けるは仁王經の所說に據ると云。日本書紀齊明天皇六年、云、是日有司奉ㇾ勅造ニ一百高座一百袈裟、設ニ仁王般若之會。【百座の藥師講】百座を設けて藥師經を講誦すること。【一搩手半】『搩』磔とも書き、造佛の時の尺度で、人の中指と大指とをひろげた長さを云。飜譯名義集に、磔は周の一尺、唐の八寸で、一搩手半は唐の一尺二寸に當り、佛陀が胎内に在つた時の身長に象ると

ある。慧琳音義云、按二一磔手一者、開レ掌布レ地、以二頭指中指一爲レ量也。【藥師】藥師瑠璃光如來の略。須彌山東方の淨瑠璃國の教主。衆生の病に應じ藥を與へる如來。其像多くは左手に藥壺を持ち右手に施無畏の印を結んでゐる。【體】佛像を數へるに用ひる語。【等身】塵添壒囊抄云、五尺は佛法漢土に傳る時の人量也、近代是を等身と云也。又各の願主の等身あるべし。【釋迦】釋迦牟尼の略。圖像右手施無畏の印を結び、左手膝の上に仰向けに置く。【阿彌陀】西方淨土の教主。圖像兩手大指と無名指とを捻し說法印を結ぶ。【參人】參籠者。【童御子】神に仕へて歌舞を奏し、又口寄せなどをする童女。盛衰記云、出羽の羽黑より上りたる身吉と云童御子。【遙に舁き出し】盛衰記云、事の樣を見よとて大庭に舁き居て是を守る。【舞ひかなづ】舞を舞ふこと。【奇特の思ひ】此上なく珍らしいと思ふこと。【山王下りさせ給ひて】山王の神がその童御子に神がかりし給うたこと。【御託宣】神意を人に憑りて宣ふこと。【衆生】佛經に人間のことを云。衆人共に生するの義。諸の人々よの意。以下御託宣の詞。【我が御前】『御前』神の事を言ふ時につけて言ふ敬語。我が處にの意。【御立願三つ】前に御心中に三つの御立願とあること。神力で之を觀破して託宣あること。【大宮】七社中第一の宮大日吉神社。近江國滋賀郡坂本村鎭座。祭神大物主神。弘仁年中傳教大師大和國大三輪神を遷し、延暦寺の守護神とし、日吉大宮權現と稱した。今官幣大社。【下殿】參籠の人々の居る處。【かたわう人】かたわの人の義。下殿に參籠して、病氣の平復を祈る不具廢疾の人を云。【宮仕】神社へ奉仕すること。【世を世とも思し召さて】世間を何とも思はず、驕りたかぶつて暮すこと。【子を思ふ道に迷ひ】後撰集、雜、兼輔朝臣「人の親の心は闇にあらねども、子を思ふ道に惑ひぬるかな」より出た語。【いぶせき事】きたなくけがらはしいこと。【あさ

ましげなる】きたならしい。【**哀れに思し召せ**】上のこその結びで、神が氣の毒に思し召すとの意。【**波止土濃**】大宮社前の溪流に架した閣道のことで、橋殿の意。日吉社神道秘密記に、山王御影嚮の次第を記し、大和三輪山より近江の大津、唐崎、石占井を經て波止土濃に至て日吉大權現となつたことを記して云、此谷川五色之波流合、其響經文也、一切衆生悉有佛性、如來常住、無有變易、此文唐崎之波音同前、依レ之尊神於二此處一有二御垂跡一、（際）建二立寶殿一、尊像有二刻彫一、奉レ成二御遷宮一。又盛衰記には八王子御前より二宮樓門まで、長門本には八王子十禪師兩社の間とある。【**廻廊**】長く折れ廻つてゐる廊下。【**法華問答講**】法華經に就て、論題を立て問答講論する事。【**退轉なく**】休まず續けること。【**疎ならね共**】おろそかならね共の義。惡くはないがの意。【**せめて上二つはさなくともありなん**】一千日朝夕の宮仕、廻廊建設の二事は、强ゐてなければなくとも差支ないの意。【**宮仕**】掃除等の雜用に從事する下級の社僧。【**如何ならん世に**】いつまでも。【**彼等に當る所の矢**】神人、宮仕、衆徒等に當る所の矢の意。【**和光垂跡の膚**】御神體を云。『和光』老子に和二其光一同二其塵一是謂二玄門一とあるを假用し、佛者が佛菩薩の威德の光を和げ、煩惱の塵に交はり、種々の身を示現する義。『垂跡』佛菩薩を本地とし、その衆生濟度の爲に種々の身を示現すること。我國では本地の佛菩薩が跡を垂れたものと見て、諸々の神々のことを云。【**實虛言は是を見よ**】眞僞の程は是を見て知れといふこと。【**かはらけの口程**】素燒の盃の口位の大さ。【**うげのいて**】穿ちとれること。肉のえぐりとれてゐること。【**始終の事は叶ふまじ**】いつまでもよいといふことは出來まい。【**一定あるべくば**】間違なく實行するなら。【**其れを不足に思し召さば力及ばず**】三年の延命で不足なら、外にし樣がない。【**あがらせ給ふ**】御子に憑つて居られた神が、天

に上り去られたの意。

母上此の御立願の御事、人にもかたらせ給はねば、たれ洩しぬらんと、少しも疑ふ方もましまさず、御心の中の事どもを、有りの儘に御託宣ありければ、彌心肝にそうて、殊に尊く思し召し、「縦ひ一日片時と侍ふとも、有がたうこそ侍ふべきに、まして三年が命を延べて給はらんと仰せらるゝこそ、誠に有り難うは侍へ」とて、御涙を押へて御下向有けり。其後紀伊の國に殿下の領田中の庄といふ所を、永代八王子へ寄進せらる。されば今の世に至るまで、八王子の御社にて、法華問答講毎日退轉なしとぞ承る。かゝりし程に後二條の關白殿、御病かるませ給ひて、本の如くにならせ給ふ。上下喜び合れしほどに、三年の過ぐるは夢なれや、永長二年になりにけり。六月二十一日、又後二條の關白殿、御髪のきはに惡しき御瘡出でさせ給ひて、打ち臥させ給ひしが、同二十七日御年三十八にて、終に隱れさせ給ひぬ。御心の猛さ、理のつよさ、さしもゆゝしうおはせしか共、まめやかに事の急にもなりぬれば、御命を惜しませ給ひけり。誠に惜しかるべし。四十にだに滿たせ給はで、大殿に先立たせ給ふこそ悲しけれ。必ず父を先立つべしと云ふ事は無けれ共、生死のおきてに隨ふ習ひ、萬德圓滿の世尊、十地究竟の大士達も、力及ばせ給はぬ次第なり。慈悲具足の山王、利物の方便

にてましませば、御とがめなかるべしとも覺えず。

【心肝にそうて】心に思ひ當ること。【有り難う】とても願つても出來ないことの意。【田中の莊】紀伊國那賀郡田中村。【永代】永久。【永長二年】八坂本等康和元年に作るのがよい。【同廿七日】廿八日の誤。百錬抄六、康和元年六月廿八日關白師通薨(卅八、腫物)。【御心の猛さ理のつよさ】果敢で理を重じ容易に主義を枉げないこと。山門の者共を賴春に命して討たせ、又撿非違使をして討たせたことを云。【まめやかに事の急にもなりぬれば】いよいよ病氣が重くなると。【必ず父を先立つべしといふ事はなけれど】必ず父が先へ死ぬときまつてゐるといふことはないが。【生死のおきて】老少不定のこと。【萬德圓滿】諸德の具足してゐること。【世尊】佛の尊號。世に尊重せらると云義。【十地究竟の大士】十地を極めた菩薩の義。菩薩の極位なる等覺の菩薩を云。『十地』無明の惑を斷ち眞如を證する十階級、歡喜地、離垢地、發光地、焔慧地、難勝地、現前地、遠行地、不動地、善慧地、法雲地。『大士』菩薩の異名。【慈悲具足】慈悲心の十分に具はるの意。【利物】『物』衆生の意。衆生を利益すること。【御とがめなかるべしとも覺えず】慈悲深い山王でも、衆生利導の手段としては、罪を咎めない譯には行くまい。師通が責罰を蒙つたのも、已むを得ない事であるの意。

御輿振(みこしふり)

去程に山門には、國司加賀守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經を禁獄せらるべきよし、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許なかりければ、日吉の祭禮を打ち留め

て、安元三年四月十三日の辰の一點に、十禪師權現、客人、八王子三社の神輿を飾り奉つて、陣頭へ振り舁げ奉る。さがり松、きれ堤、賀茂の川原、河合、梅たゞ、柳原、東北院の邊に、神人・宮仕・しら大衆・專當滿ち滿ちて、いくらと云ふ數を知らず。神輿は一條を西へ入らせ給ふに、御神寳天に耀いて、日月地に落ち給ふかと驚かる。是に依つて源平兩家の大將軍に仰せて、四方の陣頭を堅めて、大衆防ぐ可き由仰せ下さる。

【日吉の祭禮】四月中申日。**【辰の一點】**『辰』夜明けを卯とし、それより今の約二時間經過した頃。『一點』初刻。晝夜を十二時に分け、一時を四刻に分け、之を一點二點三點四點と數へる。**【十禪師權現】**山王七社の一。**【さがり松】**山城國愛宕郡修學院村字一乘寺の別名。昔枝の垂れた老松があつたのに據ると云。**【きれ堤】**京都三十三間堂附近の地名。**【賀茂の川原】**京極以東賀茂河畔の地。**【河合】**糺とも書く。愛宕郡下鴨村南の地。賀茂高野二川合流するより河合とも云。**【梅たゞ】**一條京極東に梅忠社があつたことから推すと、今上京區梶井町北邊町邊か。**【柳原】**今京都市上京區上柳原町附近。**【東北院】**今上京區北邊町清淨華院の地に當る、後東山眞如堂西北に移る。拾芥抄云、東北院、一條南京極東、上東門院御所、元法成寺内東北角也、後移之。**【しら大衆】**白大衆で、官位のない平の僧徒を云ふか。**【專當】**專ら雜務に從事する下輩の僧。壒囊鈔六、專當、下法師若輩たりと云へども、杖をつくなり。執當輿前に行也。**【一條を西へ】**一條大路を西へ向つて進むこと。**【御神寳天に耀いて云々】**神輿の金色燦爛たることを形容した語。長門本云、白玉金鏡、錦羅紅綃を飾奉る、

平家には、小松の内大臣の左大將重盛公、其の勢三千餘騎にて大宮面の陽明、待賢、郁芳、三つの門をかため給ふ。弟宗盛、知盛、重衡、伯父賴盛、敎盛、經盛などは、西南の門を堅め給ふ。源氏には、大內守護の源三位賴政、郞等には渡邊省、授を先として、其の勢僅に三百餘騎、北の門縫殿の陣をかため給ふ。所は廣し、勢は少し、まばらにこそ見えたりけれ。大衆無勢たるに依つて、北の門縫殿の陣より神輿を入れ奉らんとするに、賴政の卿さる人にて、急ぎ馬より飛んでおり、甲をぬぎ、手水嗽して、神輿を拜し奉らる。兵共も皆此の如し。賴政の卿より大衆の中へ使者を立てて、いひ送らるゝ旨あり。其の使は渡邊の長七唱とぞ聞えし。唱其の日の裝束には、きぢんの直垂に、小櫻を黃にかへしたる鎧著て、赤銅作りの太刀をはき、二十四さいたる白羽の矢おひ、滋籐の弓脇に挾み、甲をば脫いで高ひもにかけ、神輿の御前に畏つて、「暫らくしづまられ候へ。源三位殿より衆徒の御中へ申せと候とて、今度山門の御訴訟、理運の條勿論に候。御裁斷遲々こそ、餘所にても遺恨に覺え候へ。神輿入れ奉らん事子細に及び候はず。但し賴政無勢に候。開けて入れ奉る陣より入らせ給ひなば、山門の大衆は目だりがほしけりなど、京童部の申さん事、後日の難にや候はんずらん。あけて入れ奉れば、宣旨を背

くに似たり。又防ぎ奉らんとすれば、年來醫王・山王に首を傾けて候ふ身が、今日より後、長く弓矢の道に別れ候ひなんず。彼と云ひ、是と云ひ、かたがた難治のやうに覺え候。東の陣頭をば、小松殿の大勢にて固められて候。其の陣より入らせ給ふべうもや候ふらん」と云ひ送りたりければ、唱がかく云ふにふせがれて、神人・宮仕しばらくゆらへたり。若大衆・惡僧共は、「何條其の儀有る可き。たゞ此の陣より神輿を入れ奉れや」と云ふやから多かりけれ共、爰に老僧の中に、三塔一の僉議者と聞えし攝津の竪者豪運進み出でて申しけるは、「此の儀尤もさいはれたり。我等神輿を先立てまゐらせて訴訟を致さば、大勢の中を打破りてこそ、後代の聞えもあらんずれ。就中この頼政の卿は、六孫王より以來、源氏嫡々の正統、弓矢を取つても未だ其の不覺をきかず。凡そは武藝にも限らず、歌道にも又勝れたる男なり。一年近衞の院御在位の御時、當座の御會のありしに、深山の花といふ題を出されたりけるに、人々みな詠みわづらはれたりしを、此の頼政の卿、

深山木のその梢とも見えざりし、櫻は花にあらはれにけり。

とい名歌仕つて、御感に預る程のやさ男に、如何か時に臨んで、なさけなう恥辱をば與ふ可き。只神輿かき返し奉れや」と僉議したりければ、數千人の大衆、先陣より後

陣迄皆尤々とぞ同じける。

【大宮面】宮城東側大宮大路に臨む方面。**【陽明待賢郁芳三つの門】**宮城東面の門。北に陽明門、南に郁芳門、其中間に待賢門があつた。**【伯父】**叔父の誤。伯父は父の兄、叔父は父の弟。**【西南の門】**西と南との門。**【大內守護】**特に命を蒙て其任に當つた者で、一定の職ではない。**【源三位賴政】**治承二年十二月廿四日從三位。こゝは追記。**【渡邊の省】**源綱の後裔。渡邊綱五代の孫、滿の子。**【授】**省の子。**【北の門縫殿の陣】**中重門の一。朔平門を云。其北に縫殿寮あるより縫殿陣とも云。しかし、長門本に「其時の皇居は、里內裏閑院殿にて有ける に…重盛…東面の左衞門の陣を固めたり、源兵庫頭賴政は…北の陣の唐門をぞ固めける」とあつて、こゝは里內裏のことで、外郭門であつたと見える。**【急ぎ馬より飛び降り云々】**敬神の意を表したこと。**【長七唱】**一に丁七唱に作る。源五郞敦の子。授の再從兄弟。**【きぢんの直垂】**麴塵色の鎧直垂。「きぢん」は麴塵の略。萠黃の黃ばんだ色で、文樣を黃色に染め又織り出したもの。「鎧直垂」普通の直垂より、袖丈、裾共に短く、袖及び裾の端に括り緖を通して動作に便し、襟。袖。袴等に、總を押し平めて菊の花の如くにした菊綴を付ける。**【小櫻を黃にかへしたる鎧】**小さい櫻花の形を數多く染め出した染革を小櫻といひ、白地に藍の小櫻模樣あると、藍地に白の小櫻模樣あると二種がある。それを更に黃に染め、白地は黃に、藍地は萌黃になるを黃に返すと云。「返す」重ねて染めると云意。**【赤銅作りの太刀】**鐔柄鞘等の裝飾の金具を赤銅で作つてある太刀。「赤銅」金と銅との合金で、色黑く紫色を含むもの。**【廿四さいたる白羽の矢負ひ】**箙の中の櫃形に、四六廿四といふやうに配列し、矢を廿四本さすを云。「さいたる」さしたるの音便。「白羽の矢」鷲の白羽で矧いだ矢。「負ひ」「白羽

小櫻威

の矢廿四本入れてある箙を負ふこと。**【滋籐の弓】**大將軍の軍陣に用ひる弓。黒塗の弓の上に、白い籐を操りより上三十六所、下二十八所、繁く卷くより云。又その籐の位置、幅等に依り種々の名がある。**【高紐】**鎧の綿嚙(わたがみ)と前胴とを連結する紐。其紐に背にかけた兜の緒を、兩肩から引き越し、兜の落ちない様に結ぶことをかけると云。**【理運の條】**道理に叶つてゐること。**【餘所にても】**關係のない者でも。**【子細に及び候はず】**造作もない事である。**【目だりがほ】**目尻の下がつた締りのない顏の意か。山法師は無勢につけこんで入れて貰つて、目尻を下げて喜んだといふ意か。**【京童部】**京中の若い者の義。京の口の惡い者共といふこと。**【後日の難】**後で非難される種。**【宣旨を背く】**防禦せよとの勅命に違犯すること。**【醫王】**藥師如來の別名。こゝは根本中堂の本尊藥師如來を云。**【首を傾けて】**崇敬すること。**【弓矢の道に別れ候ひなんず】**神佛に背いては、其の加護を蒙る事が出來なくなつて、武士の道も捨てる様になるであらうの意。『ず』とすの訛。**【彼といひ是といひ】**防がずに入れても、防いだとしても。**【難治】**困難な事。**【固め】**防禦。**【ふせがれて】**せきとめられて。**【ゆらへたり】**躊躇して居ること。**【若大衆】**年の若い僧達。**【三塔】**東塔、西塔、横川。東塔は東塔院の義、叡山の東嶺。西塔は西塔院の義、西嶺。共に傳敎大師書寫六千部中の千部の法華經を納めてある多寶塔があるので云。横川は北嶺。その首楞嚴院に慈覺大師の如法經を納めた小塔があるので、東塔西塔と合せて三塔と云。**【三塔一の僉議者】**三塔中、僉議の時一番よく口をきく人の意。盛衰記云、三塔の僉議と申すことは、大講堂の庭に三千人の衆徒會合して、破れたる袈裟にて頭を裹み、入堂杖(にふだうづゑ)とて三尺許りなる杖を面々に突き、道芝の露打拂ひ、小石一つづつ持ち、其石に尻かけ居竝べるに、弟子にも同宿にも、聞き知られぬ樣にもて

なし、鼻を押へ聲を替へて、滿山の大衆立廻られよやと申して、訴訟の趣を僉議仕るに、然るべきをば、尤も尤もと同ず。然るべからざるをば、此の條謂れ無しと申す。**【竪者】**立者とも書く。天台宗の論場で問者の難問に答へ得たる者。釋家官班記云、東塔卅講、於二常行堂一勤レ之、西塔廿人講、兩會遂レ業、以レ之稱二竪者一。**【豪運】**盛衰記豪雲に作り、二品中務親王具平七代の孫、民部大輔憲政の子とある。憲政、尊卑分脈憲雅に作る。**【此の儀尤さいはれたり】**頼政の意見は、誠に尤なことで、よくもこんな事を考へついて言つたものだとの意。**【後代の聞えもあらむずれ】**後の世までも評判されるであらうの意。**【六孫王】**淸和天皇第六皇子貞純親王の子源經基。尊卑分脈云、依レ爲二第六親王子一、號二六孫王一、天徳五、六、十五、始而賜二源朝臣姓一。**【嫡々の正統】**嫡子より嫡子へと相續して來た正系の者。**【當座の御會】**卽席吟詠の歌の御會。**【深山木の云々】**『その梢』櫻の梢を云。山上の何の木の梢とも知れなかつた木が、花が咲て初て櫻と知れたとの意。此歌、詞花集春部に、題しらず、源頼政として收めてある。**【やさ男】**優美風流な人。**【時に臨んで】**咄嗟に起つた事で。

さて神輿舁返し奉り、東の陣頭待賢門より入れ奉らんとしけるに、狼藉忽ちに出で來て、武士共散々に射奉る。十禪師の御輿にも、矢ども數多射立てけり。神人・宮仕射殺され、衆徒多く疵を被つて、喚き叫ぶ聲は梵天までも聞え、堅牢地神も驚き給ふらんとぞ覺えける。大衆神輿をば陣頭に振り捨て奉り、泣く泣く本山へぞかへり登りける。

【待賢門】長門本には左衞門陣とある。**【狼藉】**爭鬪のこと。**【梵天】**一切衆生の生死輪廻する三界(欲界、色界、無色界)中、色界の四禪天中の初禪天を云。こゝは高い天といふ程の意。**【堅牢地神】**土地守護の神。最勝王經

疏云、由三神能令二地堅牢一、名二堅牢地之神一。【本山】自分の山。叡山。

内裏炎上

夕に及んで、藏人の左少辨兼光に仰せて、院の殿上にて、俄に公卿僉議ありけり。去ぬる保安四年四月に神輿入洛の時は、座主に仰せて、赤山の社へ入れ奉らる。又保延四年七月に神輿入洛の時は、祇園の別當に仰せて、祇園の社へ入れ奉らる。今度も保延の例たるべしとて、祇園の別當權の大僧都澄憲に仰せ、秉燭に及んで、祇園の社へ入れ奉らる。神輿に立つ所の矢をば、神人して是をぬかせらる。昔より山門の大衆、神輿を陣頭へ振奉ることは、去ぬる永久より以來、治承までは六箇度なり。され共每度に武士に仰せて防がせらるゝに、神輿射奉る事は、是始とぞ承る。靈神怒をなせば、災害衢に滿つといへり、恐し〳〵とぞ、各々宣ひ合はれける。同十四日の夜半ばかり、山門の大衆、又夥しう下洛すと聞えしかば、主上は夜中に腰輿に召して、院の御所法住寺殿へ行幸なる。中宮宮々は、御車に奉りて、他所へ行啓有りけり。關白殿を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、我も我もと供奉せらる。小松の大臣は、直衣に矢負うて供奉せらる。嫡子權の亮少將維盛は、束帶に平胡籙負うてぞ參られける。凡禁中

の上下、京中の貴賤、騒ぎのゝしる事夥し。

【藏人左少辨兼光】權中納言藤原資長の子。承安二年二月廿三日藏人左少辨。【保安四年四月】盛衰記に七月十八日とあるのが正しい。【座主】一座の主の義。こゝは延暦寺の座主、卽ち天台座主のこと。弘仁十三年五月、義眞初て之に任じ、仁壽四年四月圓仁に座主の官符を賜はつて以來、歷代勅旨を以て任命せられた。【赤山の社】叡山西麓山城國愛宕郡修學院村字赤山にある神社。東坂本の日吉神社と對して、天台の鎭守とさる。慈覺大師の遺命に依り、唐登州赤山神祠を勸請したものと云。【保延四年七月】盛衰記に四月二十九日とあるが正しい。【祇園の別當】祇園感神院の別當。『別當』諸大寺の長官。【祇園の社】祇園天王社。今京都市下京區淸井町鎭座、官幣中社八坂神社のこと。午頭天王卽ち素戔嗚尊を祭る。もと春日明神の末社、天延元年五月日吉神社の末社となる。慈惠大師傳云、蓋斯神也、素戔嗚尊、而在レ播則號二廣峯一、在レ尾則稱二午頭天王一、當二陽成院ノ御宇一、來二化京師一、且託レ兒曰、我護二祇園精舍一之神也、因以爲レ名。【保延の例】盛衰記及一本保安の例に作る。【權大僧都澄憲】少納言入道信西の子、『僧都』僧綱の一。僧正の次位、大僧都、權大僧都、少僧都、權少僧都の四級がある。澄憲承安四年五月權大僧都。【秉燭】燭をつける頃。夕方。【祇園の社へ入れ奉る】愚昧記治承元、四、十四云、昨日神輿等仰二祇園別當澄憲一、令レ移二祇園一云云、澄憲固辭云、於二祇園輿一者、依レ爲二重止一可レ奉レ移、至二日吉神輿一不レ能レ奉レ移云云、而僅可レ奉レ移之由有二院宣一、依レ奉レ渡了云云。【永久より以來治承までは六箇度】永久元年、保安四年、保延四年、久安三年、永暦元年、嘉應元年。【靈神怒をなせば災害衢に滿つ】長門本に人憤り神怒れば災害必ずおこるとある。貞觀政要君道篇云、人怨則神怒、神怒則災害必生。【神輿射奉

る事は是始】玉葉(安元三、四、十三)云、古來雖レ有二衆徒騷動一、未下無二其矢中二神輿一之例上、尤可レ懼々々。【腰輿】和名抄に和名太古之とある。手輿の義。手で腰のあたりまで舉げ舁く故に云。大嘗會御禊行幸、內裏炎上、地震其他臨時に急に遷幸の時、天皇乘御あるもの、又時に上皇皇后齋宮等使用せられる。【法住寺殿】後白河法皇御所。法住寺の北四方十餘町に及んだ。今の三十三間堂東南一町の地、其宮域、凡そ西大和大路、北七條、南八條、東溪谷の地を籠むと云。【行啓】皇太后、皇后、皇太子の御出行をいふ語。【卿相】上達部。【雲客】殿上人。【直衣に矢負ひて】北山抄に、大臣大將者雖二行幸時一、不レ帶二弓箭一(但近衞等持二弓箭一相從)とあるが、禁秘抄內裏燒亡條に、近邊有レ火之時、陣中將佐、柏夾帶二野劍一如レ法、寄二御輿一程帶二弓箭一(略)裝束直衣・衣冠・布衣無レ難、不レ聽二直衣一人着二直衣一無レ憚と見え、非常臨時の際は、格別で、大臣大將の重盛も特にこの裝束をしたとのこと。玉海に此時の事を、凡禁中周章、上下男女奔波、偏如二內裏炎上之時一とある。【權亮少將維盛】嘉應二年十二月卅日右近衞權少將、承安二年二月十日中宮權亮兼任。中宮權亮は中宮職次官。【東帶に平胡籙】次將裝束抄行幸條に、卷纓(緌)、闕腋袍、巡方帶、螺鈿野劍、弓(藤絡)、平胡籙とある。『平胡籙』胡籙即ち矢壺の一種で、木地螺鈿、丈低く平く薄い箱樣のもの、之に矢七筋乃至卅一筋を並べて盛り、朝儀行幸警固の時、武官の帶する儀式用の具。

されば其山門には、神輿に矢立ち、神人・宮仕射殺され、衆徒多く疵を蒙りたりしかば、大宮・二の宮以下、講堂、中堂、都て諸堂一宇も殘さず皆燒き拂つて、山野に交るべき

由、三千一同に僉議す。是に依つて、大衆の申す所、法皇御はからひあるべしと聞えしほどに、山門の上綱等、子細を衆徒に觸れんとて、登山すと聞しかば、大衆西坂本におり下て、皆追つ返す。平大納言時忠の卿、其の時は未だ左衛門の督にておはしけるが、上卿にたつ。大講堂の庭に三塔會合して、上卿を取つてひつぱり、しや冠を打落し、其の身を搦めて、湖に沈めよなどぞ申しける。既にかうと見えし時、時忠の卿、大衆の中へ使者を立てゝ、「暫く靜られ候へ、衆徒の御中へ申すべき事の候」とて、懷より小硯・疊紙取出し、一筆書いて大衆の中へ送らる。是を開いて見るに、「衆徒の濫惡を致すは、魔縁の所行也。明王の制止を加ふるは、善逝の加護也」とこそ書かれたれ。是を見て大衆ひつぱるにも及ばず、皆尤々と同じて、谷々におり、坊々へぞ入りにける。一紙一句を以て三塔三千の憤を息め、公私の恥をも遁れ給ひけん時忠の卿こそゆゝしけれ。山門の大衆は、發向のみだりがはしき計りかと思ひぬれば、理をも存じけりとぞ、人々感じ合はれける。同廿日の日、花山の院權中納言忠親の卿を上卿にて、國司加賀の守師高を闕官せられて、尾張の井戸田へ流さる。弟近藤判官師經をば禁獄せらる。又去んぬる十三日神輿射奉つし武士六人獄定せらる。此れ等は皆小松殿の侍也。

【二宮】山王七社の一。祭神大山咋神。近江國滋賀郡坂本村西、叡山山麓に鎮座。もと叡山の西谷横川の間の

小比叡に在り、小比叡大明神と云。傳教大師大宮創建の際、當社を山麓に遷して、貶して二宮と云ひ、大宮と併せて山王と稱したが、古く鎭座の故を以て之を地主神と云。明治四年官幣大社に列した。**【講堂】**根本中堂の西南、四王院延命院の中間に在る。天長元年義眞和尙建立、本尊大日如來、大會執行の時勅使參向の堂。**【山野に交る】**山野にわけ入り起臥すること。**【三千一同に】**全山の衆徒悉く集つての意。**【大衆の申す所】**師高師經所罰の事。**【子細を衆徒に觸れんとて】**院の思召を傳へんが爲め。**【左衞門督】**安元三年正月廿四日左衞門督、相當從四位下、宮城の警衞行幸の供奉を掌る。**【上卿】**禁中の公事に、大臣大中納言が臨時に命ぜられて、其事を奉行する者の稱。こゝは衆徒鎭撫の役。**【三塔】**三塔の大衆。**【しや】**罵詈侮辱する時に、物につけてしや馬しや首しや面など云。そ奴汝奴などの轉。**【既にかう】**今にも亂暴しやうとしたこと。**【疊紙】**たゝみがみの音便。引合紙などを橫二つ竪四つに折りたゝんで懷中し、臨時の用に使用したもの。**【濫惡】**亂暴狼藉。**【明王】**天子。**【善逝】**佛の十號の一。『逝』去るの義、彼岸に去て再び生死の世に還り來ない意。**【明王の制止を加ふるは云々】**天子の鎭撫されるのは、佛の保護を加へられるのと同じとの意。**【發向のみだりがはしきかと】**無法に押しかけて來るだけが得意かと思つたらと云ふ意。**【理りをも】**道理をも聞き分ける事が出來たのであつたの意。**【花山院權中納言忠親】**中納言藤原忠宗の子。仁安二年二月十一日權中納言、安元三年正月二十四日右衞門督兼撿非違使別當。**【尾張の井戸田】**愛知郡井戸田莊、今瑞穗村。**【近藤判官師經】**百錬抄云、安元三年三月廿八日、院武者所藤原師經(加賀國目代、國司緣者也)配ニ流ス備後ニ一、依ニ天台訴ノ一也。**【武士六人獄定】**王海(四、二十)云、依レ奉レ射ニ神輿一給ニ獄所翟一、平利家(字平次)、同家兼(字平五)、田使俊行(字難波五郎)、藤原通久(字

加藤田)、同成直(字早尾十郎)、同光景(字新次郎) 已上被レ停レ官。『獄定』入獄に決定したこと。

同二十八日の夜の戌の刻計り、樋口富の小路より火出で來つて、京中多く焼けにけり。折節巽の風はげしく吹きければ、大なる車輪の如くなる焔が三町五町を隔てゝ乾の方へすぢかひに飛び越え〳〵焼け行けば、恐しなどもおろかなり。或は具平親王の千種殿、或は北野の天神の紅梅殿、橘逸勢の蠅松殿、鬼殿、高松殿、鴨居殿、東三條冬嗣の大臣の閑院殿、昭宣公の堀川殿、是を始めて昔今の名所三十餘箇所、公卿の家だにも十六箇所迄焼けにけり。其の外殿上人諸大夫の家々は註すに及ばず。はては大内に吹き付けて、朱雀門より始めて、應天門、會昌門、大極殿、豐樂院、諸司八省、朝所、一時が内に皆灰燼の地とぞ成りにける。家家の日記、代々の文書、七珍萬寶、さながら塵灰となりぬ。其の間の弊いか計りぞ。人の焼け死ぬる事數百人、牛馬の類數を知らず。是たゞ事に非ず、山王の御咎とて、比叡山より大なる猿共が、二三千おり下り、手々に松火をともいて京中を焼くとぞ、人の夢には見えたりける。大極殿は、清和天皇の御宇、貞觀十八年に始めて焼けたりければ、同十九年正月三日の日、陽成院の御即位は、豐樂院にてぞ有りける。元慶元年四月九日の日、事始有りて、同二年十月八日の日ぞ造り出されたりける。後冷泉院の御宇、天喜五年二月二十六日、又焼けに

けり。治暦四年八月十四日に事始有りしか共、未だ作りも出されずして、後冷泉院崩御なりぬ。後三條の院の御宇、延久四年四月十五日に作り出されて、文人詩を上り、伶人樂を奏して遷幸なし奉る。今は世末に成つて、國の力も皆衰へたれば、其の後は終に作られず。

【戌の刻】日暮より今の約二時間後。盛衰記百錬抄玉葉等は皆亥の刻とある。亥の刻は戌の刻より更に今の約二時間後。【樋口】五條大路南、坊門小路北の東西に通ずる幅四丈の小路の名。今の萬壽寺通に當る。【富小路】東京極大路西、萬里小路東の南北に通ずる幅四丈の小路。今麩屋町西の街路。【巽】東南。【乾】西北。【飛び越え】百錬抄（治承元、四、廿八）云、亥刻、火起レ自ニ樋口富小路一、火焔如レ飛、八省大極殿小安殿青龍白虎樓應天會昌朱雀門大學寮神祇官八神殿眞言院民部省式部省南門大膳職勸學院等拂レ地燒亡、大内免ニ其難一、此外公卿家十餘家爲ニ灰燼一、皇居（閑院）依ニ近々一、主上駕ニ腰輿一、行ニ幸正親町邦綱卿第一、凡南限ニ富小路東一、西限ニ朱雀西一、南限ニ樋口一、北限ニ二條一、凡百八十餘町。【具平親王】村上天皇第六皇子、二品中務卿、寛弘六年七月廿八日薨、年四十六、文學を以て著はれ、後中書王の稱があつた。【千種殿】拾芥抄云、六條坊門南、西洞院東、中務卿具平親王家、保昌傳ニ領之一。【北野の天神】菅原道眞、薨後北野に天神と祀られた故に云。【紅梅殿】拾芥抄云、五條坊門北、町面（町尻西か）、北野御子家、或天神御所。【橘逸勢】諸兄四代の孫入居の子、嵯峨天皇僧空海と併び稱せられ、三筆の稱を得た能書家。【蝿松殿】拾芥抄云、蚑松殿、姉小路北、堀川東、橘逸勢家、今姉小

路北、油小路西にある多聞寺は其遺跡と云。【鬼殿】拾芥抄云、三條南、西洞院東、有佐宅、惡所云々、或朝成跡歟。【高松殿】拾芥抄云、姉小路北、西洞院東、高明親王家、今高松神明の祠のある地。【鴨居殿】拾芥抄云、鴨院、二條南、室町西一丁、南北二丁、或非二院字一、鴨井也云云、堀川院誕生所、或昔在二古井一、鴨常居云云。【東三條】拾芥抄云、一條院誕生所、或重明親王家、二條南、町尻西、南北二丁、忠仁公家、貞信公大入道殿傳領。【大內】大內裏。【朱雀門】宮城南面中央の正門。二階七間戸五間。三代實錄三、貞觀十云、長安南面皇城門、是謂二朱雀門一、又大明宮南面五門、正南曰二丹鳳門一、夫丹鳳朱雀其義是一、然則以三其在二南方一故、謂二之朱雀一乎。【應天門】八省院南面の正門。南朱雀門に對す。二階五間戸三間。三代實錄貞觀十三云、洛陽宮城門、是謂二應天門一、案禮含文嘉曰、湯順二人心一應二於天一、然則應天之名、蓋取二諸此一歟。【會昌門】八省院南面の內門。南應天門に對す。二階五間戸三間。【豐樂院】八省院の西、大嘗會・節會・射禮・競馬・相撲等饗宴を行はせられた處。【諸司八省】大內裏中の中務・式部・治部・民部・刑部・兵部・大藏・宮內の八省、及其被管の諸役所。【朝所】あしたどころの音便。太政官廳の東北にある室。もとは政務を執つた處であるが、後參議以上會食の處となる。【灰燼の地】灰や燃えさしばかりの地。燒野が原。【家々の日記、代々の文書】當時家々の日記は、儀式典例を詳細に記し、先例故實を知る證差とされ、重要文書と同樣に尊重された。玉葉四、廿九云、又以二使者一訪二二位中將及源納言等一、各報曰、以二存命一爲レ事云々、納言文庫六字之內、三字全、猶於二其殘一雖二引出一輪波令二燒失一了云云、隆季卿文書不レ殘二一紙一燒失了云云、又隆職文書多以燒了、官中文書拂底歟。凡實定・隆季・資長・忠親・雅賴・俊經、皆富二文書一家也。今悉遭二此災一、我朝衰滅其期已至歟。可レ悲可レ悲、又尹明文書六千

餘卷燒亡了云云。**【七珍萬寶さながら灰燼となりぬ】**此火事の叙事は、方丈記に據つたものの如く、類似の句多く、中にも此句は全く同文。**【山王の御咎】**玉葉（四、廿八）云、依二大衆事一、駕二腰輿一卒爾行幸、爲二物怪一之由、世上謳歌、今以符合歟。**【猿】**日吉山王の使はしめ。嚴神抄には山王權現第一の使者に猿、第二の使者に鹿とある。其理由に就いては諸説あるが、いづれも牽強で信ずるに足りない。**【手々に】**手に手にの義。各自に。**【松火】**たいまつ。松の枝の脂の多い部分、又は竹や葦を束ねて、火を點じて、路を照らす用にするのを、放火の具としたこと。**【貞觀十八年】**三代實錄（貞觀十八、四、十）云、是夜子時大極殿災、延二燒小安殿・蒼龍・白虎兩樓・延休堂及北門北東西三面百餘間一、火數日不レ滅。**【陽成院の御卽位は豐樂院に】**三代實錄（貞觀十九、正、三）云、天皇卽二位豐樂院一（大極殿未レ作故用二豐樂殿一云々）。**【同二年】**三年の誤。三代實錄（元慶三、十、八）云、大極殿成。**【天喜五年】**六年の誤。百錬抄（康平元、二、廿六）云、新造內裏幷中和院大極殿東西樓朝集堂等燒亡。天喜六年八月廿九日康平と改元。**【後冷泉院崩御】**百錬抄（治曆四、四、十九）云、天皇崩二于高陽院一（四十四）。**【文人詩を上り】**扶桑略記（延久四、四、十五）云、行二幸大極殿一、被レ行二宴會一、王公以下文人以上獻レ詩、雅樂奏二歌舞一、秉レ燭講二詩高御座東一、文人等祗候、賜レ祿有レ差。**【伶人】**樂人。

巻第二

座主流

治承元年五月五日の日、天台座主明雲大僧正、公請を停止せらるゝ上、藏人を御使にて、如意輪の御本尊を召し返いて、御持僧を改易せらる。卽ち使廳の使を付けて、今度神輿內裏へ振り奉つし衆徒の張本を召されけり。加賀の國に座主の御坊領あり。國司師高是を停廢の間、其の宿意に依つて、大衆を語らひ訴訟を致さる。已に朝家の御大事に及ぶべき由、西光法師父子が讒奏に依つて、法皇大に逆鱗ありけり。殊に重科に行はるべしと聞ゆ。明雲は、院の御氣色惡しかりければ、印鑰を返し奉つて、座主を辭し申されけり。同十一日、鳥羽の院の七の宮覺快法親王、天台座主に成らせ給ふ。是は靑蓮院の大僧正行玄の御弟子也。明る十二日、先座主、所職を沒收せらるゝ上、檢非違使二人を付けて、井に蓋をし、火に水をかけて、水火の責に行はる可き由聞ゆ。是に依て大衆猶參洛すと聞えしかば、京中又騷ぎあへり。同十八日、太政大臣已下の公卿十三人參內して陣の座に著き、先の座主罪科の事議定あり。八條の中納言長方の卿、其

の時は未だ左大辨の宰相にて末座に候はれけるが、進み出でて申されけるは、「法家の勘狀に任せて、死罪一等を減じて遠流せらるべしとは見えて候へ共、先座主明雲大僧正は、顯密兼學して、淨行持律の上、大乘妙經を公家に授け奉り、菩薩淨戒を法皇に保たせ奉る。御經の師、御戒の師、重科に行はれん事は、冥の照覽計り難し、還俗遠流を宥めらる可きか」と、憚る處もなう申されたりければ、當座の公卿、皆長方の議に同ずと申しあはれけれ共、法皇御憤深かりければ、猶遠流に定めらる。太政の入道も此の事申さんとて院參せられたりけれ共、法皇御風の氣とて、御前へも召され給はねば、本意なげにて退出せらる。僧を罪する習とて、度緣を召し返し、還俗せさせ奉り、大納言の大輔藤井の松枝と云ふ俗名をこそ付けられけれ。

【明雲大僧正】長門本に明雲僧正とあるが正しい。久我顯通の子。仁平二年二月座主、安元二年五月僧正。【公請】恒例臨時の法會講論等に御召に預ること。【如意輪の御本尊】聖體安穩等の爲め、宮中で行はれる長日三壇御修法の本尊の一。三壇の御修法とは、延命・不動・如意輪の三法を修することで、叡山は如意輪、三井寺は不動、東寺は延命の法を修し、其御本尊をそれぞれ護持僧に依託されてゐたものである。『如意輪』六觀音の一。手に如意寶珠を持し、衆生の祈願を充たしめ、又輪寶を持して法輪を轉ずるを標幟するより云。『本尊』本主として崇拜する佛像。【御持僧】正くは護持僧と書く。長日三壇御修法を附託され、聖體護持の爲に祈禱

を修する僧。禁秘抄御持僧事條云、東寺ノ長者多候ニ夜居ニ、又山寺各一人、必可レ候ニ壇不斷之御修法阿闍梨ノ也。其中驗者必可レ加、且募奉ニ護身玉體ヲ也。【改易】其職を停めて他の人と變へること。百錬抄（治承元、五、五）云、明雲解ニ却所職ヲ。【使廳】撿非違使廳の略稱。【張本】敍事の文章に於て、豫め前置を記し置て、後の地をなすこと。轉じて事件の發頭人を云。玉葉（治承元、五、五）云、座主自ニ去夕ノ付ニ使廳使ノ、是依レ被レ召ニ大衆張本ノ也。【御坊領】僧の知行する領地。【停廢】庄園を廢止し沒收すること。【宿意】かねての遺恨。【朝家の大事に及ぶべき由】一本及ぶ由に作る。朝廷を困惑させること。【逆鱗】君主の怒にいふ語。韓非子說難云、夫龍之爲レ蟲也、柔ニシテ可ニ狎レテ而騎ル也。然レドモ其喉下有ニ逆鱗徑尺ノ、若人有ニ嬰レバ之者ノ、則必殺スレ人ヲ。人主亦有ニ逆鱗ノ、說者能無レ嬰ニ人主之逆鱗ニ、則幾シ矣。【印鑰】天台座主の職印と寶藏を開く鍵。共に座主となつた人の請けるもの。【鳥羽の院の七の宮覺快法親王】久安二年三月出家受戒、初の名圓性、六年權大僧都、嘉應二年法親王、參考盛衰記云、玉海・帝王編年記・歷代皇紀並爲ニ第七子ノト、唯紹運錄爲ニ第八子ノト、按諸書蓋除ニ崇德帝ノ爲ニ第七ノ歟。【法親王】出家後親王宣下のあつた方。入道の宮とは自ら違ふ。【青蓮院の大僧正行玄】關白藤原師實の子。保延四年十月權僧正、座主、康治元年十二月僧正、久安元年十二月大僧正、叡山東塔青蓮院の開祖。【所職を沒收】玉葉所載五月十日宣旨狀に、應レ令ニ停ニ止僧正明雲知行事務ノ事として、所領の個處が載せてある。『所職』其知行地を指して云ふか。【水火の責】考證に「水火を以て直に其人に迫るにあらず、若くは其居處に就て爨汲を絕つを云ふか」とある。井に蓋をして飲料水を絕ち、火に水をかけて火食を防ぐの意。玉葉（治承元、五、五）云、座主自ニ去夕ノ付ニ使廳使ノ、家門以レ繩結レ之、房家一切無レ人、井覆ヒレ蓋ヲ、下部等昇ニ立堂上ニ、大略同ニ座云云。【十八日】廿日の誤。

【公卿十三人】玉葉云、今日參入公卿、太政大臣、余、中宮大夫隆季、中納言宗家、忠親、成範、實綱、參議朝方、實家、實守、長方已上十一人也。【陣の座】禁中で公卿列坐公事を議する座。西宮記所々座體の條に、宜陽殿(在二殿乾角一座二間)(略)件座公卿本座也、仍初着レ座時着二此座一也。凡行二諸儀式一之時、公卿着二此座一行レ之、尋常時假着二近衞陣一とし、別に左近陣座の着座の次第が擧げてある。拾芥抄に陣座、左近南殿東日華門內、右近月華門內とある。こゝは左近陣座のこと。【八條中納言長方】權中納言藤原顯長の子。養和元年十二月四日權中納言、八條堀川に住し八條と云。【左大辨宰相】一本右大辨に作るが正しい。安元元年十二月八日右大辨、同二年十二月五日參議。治承三年十月九日左大辨。大辨は太政官の判官、左大辨は中務・式部・治部・民部四省の事を管し、右大辨は兵部・刑部・大藏・宮內四省の事を管した要職。【法家】明法道の家のこと。法律專門家坂上中原兩家を云。【勘狀】法律の條々に照し、罪名を勘へ定て上申する文書。【死罪一等を減じ】笞・杖・徒・流・死五罪中、死に斬・絞、流に近・中・遠の差等があり、死罪に次ぐものは遠流であるので、死罪を宥めて次の遠流にするを云。名例律ニ云、稱レ減者、就二輕次一唯二死三流各同爲二一減一者。【遠流】延喜式刑部省條云、伊豆・安房・常陸・佐渡・隱岐・土佐等國爲二遠流一。【顯密兼學】顯敎密敎に兼ね通ずること。顯密の語は眞言宗で佛敎を判別する名稱で、密敎は秘奧深密の義、大日如來の說く所で、眞言一宗のみ之に屬し、顯敎は顯露の略說の義、釋迦の說く所で、眞言以外の諸宗は一括して之に屬するものとする。然るに天台宗中台密と稱し密敎を修ずるより、貞觀八年六月三日の太政官牒(天台座主記所載)には、天台座主には顯密兼備の者を以て補す可き旨が見える。故に云。【淨行持律】淸淨の行を修め、嚴に戒律を守て犯さないこと。【大乘妙經】法

華經。『大乘』小乘に對し、佛が根機の大なる者に說いた教の義。乘は運載の義。敎を車に譬へて云。『妙』美稱。【公家】天子。こゝは高倉天皇。百錬抄に、安元二年七月八日母后建春門院崩御、同十七日六條院崩御の際、八月十一日より廿五日まで法華經書寫に從事あらせられた事を記し、廿五日條に、今日主上令レ終ニ法華經功一給。賜ニ御衣一重於座主明雲一、其外法服二具、絹二十疋、綿百屯、以ニ預右大辨長方朝臣一送ニ遣之一、天暦頭右大辨有相之例也とある。【菩薩淨戒】菩薩の受持する淸淨の戒法。【法皇】後白河法皇。百錬抄（安元、二六、四、廿七）云、上皇爲ニ御受戒一有ニ登山御幸一、內大臣（師長）以下供奉、關白扈從、座主權僧正明雲爲ニ御戒師一。【冥の照覽計り難し】『冥』幽冥界の義。佛菩薩を云。此事を見て佛菩薩は定めて喜ぶまいといふこと。【當座の公卿】當日其座に出席してゐた公卿。【同ず】贊同したこと。【僧を罪する習ひ】僧尼令云、凡僧尼有レ犯、准ニ格律ニ合ニ徒年以上ニ還俗。又延喜式玄蕃寮條云、凡僧尼幷沙彌等、身死及犯レ罪、因レ才還俗者、收ニ其度緣一、年終申レ官毀レ之。【度緣】度牒とも云。僧尼の出家得度を認める官の證狀。死去又は還俗の時は、速に治部省に返上すべきもので、僧尼を罪する時は、度緣を召し還し、還俗の後處刑する例であつた。【大納言大輔】一本大夫に作る。考證云、凡そ僧中の假名を稱する、大納言の子たる人は、父の官を以て大納言の竪者、或は律師僧都とも云べし。然れども大夫の號僧中に稱すべからず。況や還俗配流の人、すでに僧名を奪却す、何ぞ僧中の假名を稱せんや。若くは傳聞の訛りて從て記せる者か。【藤井松枝】盛衰記藤原に作る。罪の爲に還俗させられた者は、必ず別に姓氏を命ぜられる例であつた。

此の明雲と申すは、かけまくも忝く、村上の天皇第七の皇子具平親王より六代の御末、

久我の大納言顯通の卿の御子也。誠に無雙の碩德、天下第一の高僧にておはしければ、君も臣も尊み給ひて、天王寺、六勝寺の別當をもかけ給へり。されども陰陽の頭安倍の泰親が申しけるは、「さばかりの智者の、明雲と名のり給ふこそ心得ね。上には日月の光を並べ、下に雲有り」とぞ難じける。仁安元年二月二十日の日、天台座主に成らせ給ふ。同三月十五日御拜堂あり。中堂の寶藏を開かれけるに、種々の重寶共の中に、方一尺の箱有り、白き布にて裹まれたり。一生不犯の座主、彼の箱を開けて見給ふに、黃紙に書ける文一卷有り。傳敎大師、未來の座主の名字を兼て註し置かれたり。我が名の有る所迄は見て、其れより奧をば見給はず、本の如く卷き返して置かるる習也。されば此の僧正も、さこそはおはしけめ。かゝる貴き人なれども、先世の宿業をば免れ給はず、哀れなりし事ども也。同二十一日、配所伊豆の國と定めらる。人々樣々に申されけれ共、西光法師父子が讒奏に依て、加樣には行はれけるなり。今日軈て都の內を追出さるべしとて、追立の官人、白河の御坊に行向つて追ひ奉る。僧正泣く〳〵御坊を出でつゝ、粟田口の邊、一切經の別所へ入らせおはします。山門には、「詮ずる所、我れ等が敵は、西光法師父子に過ぎたる者なし」とて、彼等父子が名字を書いて、根本中堂におはします十二神將の內、金毗羅大將の左の御足の下に蹈ませ奉り、「十二神將、七千夜叉、時

刻を回らさず、西光法師父子が命を召取り給へや」と、喚き叫んで呪咀しけるこそ、聞くも怖しけれ。同二十三日、一切經の別所より、配所へ赴き給ひけり。さばかりの法務の大僧正程の人の、追立の欝使が先に蹴立てられて、今日を限りに都を出でゝ、關の東へ赴かれけん心の中、推量られて哀れ也。大津の打出の濱にも成ぬれば、文殊樓の軒端の白々として見えけるを、二目共見給はず、袖を顔に推當てゝ、涙に咽び給ひけり。山門には宿老碩徳多しと云へ共、澄憲法印、其の時は未だ僧都にておはしけるが、餘りに名殘を惜み奉り、粟津まで送り參らせて、其れより暇乞うて歸られけるに、僧正志の切なる事を感じて、年來孤心中に祕せられたりし、一心三觀の血脈相承を授けらる。此の法は釋尊の附囑、波羅奈國の馬鳴比丘、南天竺の龍樹菩薩より、次第に相傳し來れるを、今日の情に授けらる。さすが我が朝は粟散邊地の境、濁世末代とはいひながら、澄憲是を附囑して、法衣の袂を絞りつゝ、都へ歸り上られけん、心の中こそ尊けれ。

【久我大納言顯通】右大臣源顯房の孫、太政大臣雅實の子。保安三年正月廿三日權大納言、顯房山城國乙訓郡久我に水閣を構へ、雅實之を傳領し、初て久我氏と稱した。**【無雙の碩徳】**ならぶもののない大徳。「碩」大の義。**【天王寺六勝寺の別當】**天台座主記に、明雲僧正、治承四年六月廿一日補二四天王寺別當一、同五年十二月廿九

日補二白河六箇寺別當一とあり、共に治承三年十一月座主還補後の事で、本文稍前後を誤つてゐる。『天王寺』四天王寺と云。攝津國東成郡天王寺村にある。聖德太子の創建で名高い寺。天台座主記明雲の此寺の別當に補せられた條に、山門ノ人爲二當寺別當一事、絕後經二十一代一とある。【六勝寺】洛東白河に在つた法勝寺(白河天皇御願)尊勝寺(堀河天皇御願)圓勝寺(待賢門院御願)最勝寺(鳥羽天皇御願)成勝寺(崇德天皇御願)延勝寺(近衞天皇御願)の六大寺。其址今京都上京區岡崎公園及其附近の地に當る。【かけ】兼ねること。【陰陽頭】中務省陰陽寮長官。令義解云、掌二天文・曆數・風雲・氣色有レ異密封奏聞事一。もと天文曆數のことは、賀茂氏の職掌であつたが、保憲に至り、曆道を其子光榮に、天文道を安倍晴明に傳へたので、爾來賀茂安倍兩氏の分掌となる。【安倍泰親】晴明五代の孫、陰陽頭泰長の子。但保元以降養和に至る間の陰陽頭は賀茂在憲で、泰親は其後を襲うて頭となつたので、こゝは追記。【上には日月の光を並べ】明の字の偏が日で、旁が月であること。【下に雲有り】晩年罪を受る前兆がある意。【仁安元年二月廿一日】天台座主記云、仁安二年丁亥二月十五日任二座主一、年五十三、同十九日登山、同廿一日於二白河房一請二宣命一、四月十三日拜堂、先於二圓融房一請二印鎰行政等一。【拜堂】新に大寺の住持となつた僧が、其寺院に入る時行ふ禮佛の式。こゝは新任座主が登山し、中堂の本尊を禮拜する式。【中堂の寶藏】天台座主記に、新任座主が拜堂の後、前唐院に至り一箱を開いた日を明記することが多い。こゝの寶藏はこの前唐院の事か。前唐院は大講堂の後にある慈覺大師の廟堂を云。【一生不犯】一生佛戒を犯さざる義。不婬戒を持すること。【黃紙】黃蘗で染めた紙。多く寫經等に用ひる。【傳敎大師】延曆寺の開祖僧最澄。近江國滋賀郡の人、延曆二十三年入唐し、歸て天台宗を創む。弘仁十三年六月四日寂、年五十六。清和天皇貞觀八年七月十二日、傳敎大師の號を賜はる。實に我國大師

號ある嚆矢。【方一尺の箱】天台座主記に、新任座主が前唐院に參して第一の箱を開くとある箱のこと。【さこそはおはしけめ】明雲僧正も、定て同く黄紙の一卷を見られたであらうの意。【先世の宿業】前世で作つた業因。【配所】流されて行く場處。【樣々に申されけれども】いろいろ罪を宥めやうとして言つて見たがの意。【追立の官人】盛衰記には追立の撿非違使とある。罪人を配所まで追立て行く役人。【白河の御坊】延暦寺の別院青蓮院のこと。京都粟田口町華頂山の西、智恩院の北、白河橋の東北に當る。歷代天台座主法親王御座所で、一名法義三昧院と云。仁平三年鳥羽院勅建、大僧正青蓮房行玄開基。【粟田口】京都上京區粟田口町。もと粟田鄕で、東國街道の咽喉に當り、京に入る口なるより粟田口と云。【一切經の別所】一切經谷の別院の義。粟田口明神の南方、慈覺大師居住の地。行基菩薩一切經を納めたる故に云と傳へる。【十二神將】根本中堂瑠璃壇安置の藥師像の周圍に在る宮毗羅大將、伐折羅大將、迷企羅大將、安底羅大將、頞儞羅大將、珊底羅大將、因陀羅大將、波夷羅大將、摩虎羅大將、眞達羅大將、招杜羅大將、毘羯羅大將の十二神將の像。各高さ三尺五寸、藤原道長の本願に依て作られたものと云。『十二神將』藥師如來に從ひ、其神力に依て行者を守護する者。【金毗羅大將】宮毗羅大將とも書く。十二神將の隨一。青色の像で、左手日影を差し、右手鉾を提げ居る態を爲す者。【七千夜叉】十二神將の眷屬。藥師經云、此十二藥叉大將、一一各有二七千藥叉一、以爲二眷屬一。【時刻を回らさず】直に。【法務】一山内の事務總管の重職。【爵使】武士の訛か。盛衰記云、武士に伴はれて、某秘抄配流條云、撿非違使向二彼家一、或具二武士一被レ遣レ之。【關の東】逢阪の關の東の義。東國。【蹴立てられ】追立てられることを誇張して云。【大津】琵琶湖南岸の要津、今の滋賀縣滋賀郡大津町。【打出の濱】大津町松本

石場邊の古名。萬葉集三十に「相坂を打出見れば淡海の海」とある意より起つた名。【文殊樓】根本中堂の東に在る高五丈三尺廣五丈三寸縱三丈八尺ある二重の高樓。慈覺大師の本願で、貞觀十八年六月弟子承雲の建立。一行三昧堂と云。內に文殊菩薩像を安置するが故に云。【白々として】はつきり見えること。【宿老】年功を積んだ老僧。【澄憲法印】少納言入道信西の子、安居院法印と號した。【粟津】近江國滋賀郡膳所村の地、大津町馬場の南より勢多川邊までを云。【狐心中】己心中の訛。自己心中の意に用ひる佛語。【一心三觀】吾人の心を空・假・中の三様に觀ずること。佛敎各宗に於て、其宗義に據て釋迦一代の敎法を分別判斷する敎相門、自宗の眞理を觀念する觀心門の二門を立てる。これは天台宗の觀心門。【血脈相承】法脈の相傳を父母の血脈を承け傳へるに喩へた語。各宗列祖傳來の奧旨を傳受する證として、列祖相承の名を記し、印信として弟子に傳へる文書。【釋尊】釋迦の尊稱。【附囑】敎義經文等を說き傳へること。【波羅奈國】中印度恒河流域の地。今のベナレス。【馬鳴比丘】西暦一二世紀頃の大乘論師。大乘起信論の著者。『比丘』梵語。僧の義。【龍樹菩薩】西暦二三世紀頃、南印度婆羅門の家に生れ、後佛に歸し、馬鳴菩薩の弟子迦毘摩羅尊者の弟子となり、第二の佛陀として全印度の渇仰を受け、顯密八宗の祖師と稱せられた。【粟散邊地の境】佛語、邊鄙の小國。楞嚴經云、粟散卽小國、小主散(スル)二天下(ニ)一、如(ク)レ粟多(キ)也。【濁世】五濁惡世の義。劫濁・見濁・煩惱濁・衆生濁・命濁の五濁ある惡しき世の意。穢れた世。【袂を絞りつゝ】有難さに感涙に咽んだこと。

去程に山門には大衆起つて僉議す。抑義眞和尚(くわしやう)より以來(このかた)、天台座主始つて五十五代に至るまで、未だ流罪の例を聞かず。倩(つらつら)事の心を按ずるに、延暦の比ほひ、皇帝は帝

都を立て、大師は當山に攀ぢ上りて、四明の教法を此の所に弘め給ひしより以降、五障の女人跡絶えて、三千の淨侶居を占めたり。嶺には一乘讀誦年經りて、麓には七社の靈驗日新也。彼の月氏の靈山は、王城の東北大聖の幽窟也。此の日域の叡岳も、帝都の鬼門に峙ちて、護國の靈地なり。代々の賢王智臣、此の所に壇場を占む。末代ならんからんに、爭か當山に瑕をば付くべき、こは心憂しとて、喚き叫ぶと云ふ程こそ有りけれ。滿山の大衆殘り留る者もなく、皆東坂本へ降り下る。十禪師權現の御前にて、大衆又僉議す。「抑々我れ等粟津へ行き向つて、貫首をば奪ひ留め奉るべし。但し追立の鬱使兩送使有るなれば、左右なう取り得奉らん事有り難し。今は山王大師の御力の外、又頼み奉る方なし。誠に別の子細なく取り得奉るべくば、爰にて先づ一つの瑞相を見せしめ給へ」と、老僧共肝膽を碎いて祈念しけり。爰に無動寺法師乘圓律師が召し使ひける鶴丸と云ふ童あり。生年十八歳に成りけるが、心身を苦め、五體に汗を流いて、俄に狂ひ出でたり。「我れ十禪師權現乘り居させ給へり。末代と云ふ共、爭か我が山の貫首をば、他國へは移さるべき。生々世々に心憂し。さらんに取つては、吾此の麓に跡を留めても、何にかはせん」とて、左右の袖を顔に押し當てゝ、さめ／＼と泣きければ、大衆これを怪みて、「誠に十禪師權現の御託宣にておはしまさば、我等驗を

參らせん、一々に本の主に返し給へ」とて、老僧共四五百人、手手に持たる數珠どもを、十禪師權現の大床の上へぞ投上げたる。かの物狂走り廻り、拾ひ集めて少しも違へず、一々に皆本の主にぞ賦りける。大衆神明の靈驗新なる事の尊さに、皆掌を合せて、隨喜の感涙をぞ催しける。其の儀ならば、行き向つて奪ひ留め奉れと云ふ程こそ有りけれ、雲霞の如くに發向す。或は志賀・唐崎の濱路に歩みつづける大衆も有り、或は山田・矢ばせの湖上に舟押出す衆徒も有り。是を見てさしも緊しげなりつる追立の鬱使、兩送使、散り〳〵に皆逃げ去りぬ。

【起つて】集つて。**【義眞和尚】**相模國の人。傳教大師の弟子、大師と共に入唐し、淳和天皇天長元年六月廿二日天台座主と爲る。實に初代の天台座主。同十年七月四日寂、年五十六。**【五十五代】**明雲。**【事の心を案ずるに】**事情を考へて見るに。**【皇帝は帝都を】**桓武天皇延暦十三年平安京遷都の事を云。**【大師は當山に】**傳教大師延暦七年七月叡山上に一乘止觀院創建の事を云。**【四明の敎法】**天台宗の別稱。宋眞宗の世、浙江省寧波に在る四明山に、四明大師智禮出て天台宗を中興し、天台一家の正統を繼ぐと稱せられ、爾後台教を學ぶ者多く之を宗とした故に云。**【五障の女人跡絶えて】**傳教大師が叡山山中に女人の出入を禁制したことを云。『五障の女人』女子が成佛するに五種の障礙があるといふより云。こゝは唯婦人の義。法華經提婆品云、女人身猶レ有二五障一、一者不レ得レ作二梵天王一、二者帝釋、三者魔王、四者轉輪聖王、五者佛身、云何、女身速得二成佛一。

【三千の淨侶】三千の大衆といふと同義。『淨侶』清淨な僧侶の義。【一乘】一乘經の義、法華經を云。唯一の乘物の義。人を載せて涅槃の彼岸に運ぶ唯一の教といふ意。法華經方便品云、十方佛土中、惟有二一乘法一、無レ二亦無レ三。【讀誦年經りて】讀誦すること、年久しいとのこと。法華經は天台宗で最も尊重するより云。【月氏の靈山】印度摩揭陀國靈鷲山。『月氏』西域の一國で印度の西北に在つた國名。こゝは印度にかけて云。日域の對句。【王城】摩揭陁國の王舍城。西域記云、宮城東北行三四里、至二姞栗陁羅矩吒一、此云二鷲峰一。【大聖】釋迦、【幽窟】山中の岩窟の義。釋迦一代の說法は多く此山中で說かれた故に云。【日域】日出處の義。日本。【鬼門】東北隅。陰陽道で艮即ち東北隅を邪鬼出入の門とするより云。山海經云、東海度索山有二大桃樹一、蟠屈三千里、其卑枝向二東北一、曰二鬼門一。萬鬼出入也。【帝都の鬼門】叡山は京の東北に當り、國家鎭護に任ずるといふこと。拾玉集云、天台座主慈鎭、わが山は花の都のうしとらに鬼ゐる門をふたぐとぞ聞く。又山家要略記云、比叡山爲二帝都艮一、艮者鬼門之關也、邪鬼通入之路、波旬往還之方也、故大師始禁二固其關一。【賢王智臣】天皇を始め攝關等。【壇場】壇を設けて佛を供養する處。【貫首】一貫籍中の上首の義、天台座主の別稱。【兩送使】長門本に領送使とあるが正しい。流人を配處へ護送する使。【山王大師】山王。『大師』もと佛の尊號、神佛混淆思想より神の尊稱としたもの。【肝膽を碎いて】誠心を籠めて。【無動寺】東塔根本中堂の南十町、南嶺と云。佛殿は不動堂で相應和尚開基。【律師】戒律を解する者の義。僧都に次ぎ、五位に准ぜられる僧官。【心身を苦め】神がのり移り昂奮狀態に入る前に苦みもがく樣。【五體】全身の意。【生々世々に心憂し】いついつまでも悲しい。【さらむに取ては】座主が配所へ赴かれるなら。【跡を留めても何かはせん】僧として寶座し

ても何の甲斐もないの意。【驗】託宣の眞僞を知る證據。【數珠】佛の名號を唱へる時、數を數へる珠の義。又祈念に用ひるので念珠とも云。【大床】神社の床。【物狂】神の乘り移つた童。狂態を演ずるより云。【新なる】あらたかなこと。靈驗顯著な事。【隨喜】佛語。他人の善事を見て、身心順從し歡喜を生ずる意。有り難さに感ずること。【其の儀ならば】神意さへさういふことであるなら。【雲霞の如く】多數群がることの形容。【志賀】近江國滋賀郡滋賀村。【唐崎】同村大字滋賀里の東十五町、湖畔の地。世に唐崎の一ツ松といふ一老松がある近江八景の一。【山田】同國栗太郡山田村、草津の西一里、古へ矢橋と並で大津への渡航地。【矢ばせ】矢橋。同郡老上村、湖畔の地、勢多村の北一里、近江八景の一。

大衆國分寺へ參り向ふ。先座主大きに驚かせ給ひて、「凡勅勘の者は、月日の光にだに當らずとこそ承れ。如何に況んや、時刻を回らさず急ぎ追下さるべしと、院宣宣旨のなりたるに、少しも徘徊ふ可からず。衆徒とう〳〵歸り上り給ふべし」と、端近く居出でて宣ひけるは、「三台槐門の家を出でて、四明幽溪の窓に入つしより以來、廣く圓宗の教法を學して、顯密兩宗を學びき。只吾が山の興隆をのみ思へり。又國家を祈り奉る事も疎かならず、衆徒を育む志も深かりき。兩所山上定めて照覽し給ふらん。身に過つ事なし。無實の罪に依つて、遠流の重科を蒙れば、世をも人をも神をも佛をも恨み奉る方なし。誠に遙々と是まで訪ひ來り給ふ衆徒の芳志こそ、生々世々にも報じ盡

し難けれ」とて、香染の御衣の袖を絞りもあへさせ給はねば、大衆も皆鎧の袖をぞ濡しける。已に御輿さしよせて、「とう〳〵召さる可う候へ」と申しければ、先座主宣ひけるは、「昔こそ三千の衆徒の貫首たりしか、今はかかる流人の身と成つて、爭でか止事なき修學者、智慧深き大衆達に舁き捧げられては上るべき。縱ひ上る可きなり共、藁沓など云ふ者を縛りはいて、同じ樣に步み續いでこそ上らめ」とて乘り給はず。爰に西塔の住侶、戒淨坊の阿闍梨祐慶と云ふ惡僧あり。長七尺計り有りけるが、黑革威の鎧の、大荒目に金まぜたるを、草摺ながに著なし、甲をば脫いで法師原に持たせつゝ、白柄の長刀杖につき、大衆の中を押分け押分け先座主の御前に參り、大の眼を見瞋らかし、先座主を暫し睨まへ奉つて、「其の御心でこそ、かゝる御目にも合はせ給ひ候へ。とう〳〵召さるべう候」と申しければ、先座主怖ろしさに、急ぎ乘り給ふ。大衆取り得奉る事の嬉しさに、賤しき法師原には非ず、止事なき修學者共が、舁き捧げ奉つて上る程に、人は替れ共祐慶は替らず、前輿舁いて、輿の轅も長刀の柄も摧けよと取るまゝに、さしも嶮しき東坂、平地を行くが如く也。

【國分寺】聖武天皇天平十三年諸國に令して國毎に國府附近に建立せしめられた寺。こゝは近江の國分寺で、其遺址滋賀郡石山村字國分に存じ、今尙小字に塔前・堂前・經田・藥師田等の名を傳へると云ふ。【勅勘の者】勅

命に依り勘當せられた者。【月日の光にだに當らず】禁秘抄云、勅勘、無二風情一不レ見二天氣一、閑門之外無レ他。【如何に況や】如何には、況やを强める爲に用ひただけのもの。【院宣宣旨】當時院宣の宣旨より重かつた爲に、上に記したものであらう。【三台槐門の家】大臣になる家柄。明雲は具平親王の後裔で、久我源氏の出なる故に云。『三台』三台星の略。三公の異稱。天文に紫微星を天帝とし、虛精・陸淳・曲順の三台星、左右にあつて守護するに准へて、太政大臣左右兩大臣が天皇を輔佐し奉るに喩へ云。職原抄云、三公者象二天之三台星一也。『槐門』三槐の家門の義。同く三公の家柄を云。周禮秋官に、外朝に三本の槐(ゑんじゆ)の樹を植ゑ、三公其樹下に列坐、政を執つたとある故事に基て云。【四明幽溪の窓に入】叡山に入り修行すること。『四明』叡山の異名。支那智禮大師出身の四明峰に擬へて云。『幽溪』山中の光景と教理の幽遠とをかけて云。【圓宗】圓頓宗の略。天台宗の別名。圓頓は諸法を圓融し、頓速に成佛する意。【兩所山上】兩所三聖の訛。二宮大宮を兩所、之に聖眞子を加へて三聖と云。【香染】丁子染とも云、丁子で染め、淡紅に黄味を加へた茶褐色を云。もと香木の皮で染めた故に云。僧衣中最高の色。【修學者】佛學を修め、修行する者。【藁沓】わらぐつ、わらうづ、わらんづと轉じたもの、今更に轉してわらぢと云。【住侶】止住する僧侶。【戒淨坊の阿闍梨祐慶】盛衰記云、此僧は本園城寺の衆徒にて、よき學匠也けり。倶舍成實の性相より法相天台の深義を極め、顯密兩宗に亙つて三院三井の法燈也けるが、大慢偏執の者にて、我執强き僧也。我寺山徒の爲にあざむかるゝ事、生々世々の遺恨に思けるが、妄念晴難く覺て、よくよく此寺に在はこそ此思もあれ、しかじ山門に移住せんにはと變改して、住馴し三井の流を打捨て、西塔院へ渡にける。【大荒目】大疎間(おほあらま)で、間をあらくあけて黑革の太い革で綴

ちたこと。本朝軍器考云、今のすがけなど云ふ物の如くに威せる也。**【全まぜたる】**革を重ねて間に鐵の板金を入れた厚い札のこと。此種の鎧は重いので、勇猛の人に限て着用したものである。**【草摺長に】**鎧の胴の下に前後左右に垂れてゐる部分を草摺と云。それを長く下まで垂れ下る樣に着ること。蓋し威容を張る爲めのことであらう。**【その御心でこそ】**そんな弱い御心であるから。**【人は替れ共】**舁く人が疲れて交替しても。**【先輿舁いて】**輿の前方の轅をかついでの意。**【摧けよと】**力強く握って行く形容。**【東坂】**東坂本から東塔に上る坂路。

大講堂の庭に御輿舁き居ゑて、大衆又僉議す。「抑々我等粟津に行向つて、貫首をば奪ひ留め奉りぬ。但し勅勘を蒙りて遠流せられ給ふ人を、貫首に用ひ申さん事、如何有るべからん」と評定す。戒淨坊の阿闍梨祐慶、又先の如く進み出でて僉議しけるは、「夫れ吾が山は日本無雙の靈地、鎮護國家の道場、山王の御威光盛にして、佛法・王法牛角也。されば衆徒の意趣に至るまで雙なく、賤しき法師原までも、世以て輕しめず、況や智慧高貴にして、三千の衆徒の貫首たり。徳行重うして一山の和尚たり。罪なくして罪を蒙り給ふ事、山上洛中の憤、興福、園城の嘲に非ずや。此の時我等顯密の主を失つて、數輩の學侶、永く螢雪の勤怠らん事心憂かるべし。詮ずる所、祐慶張本に稱ぜられ、禁獄流罪にも及び、首の刎ねられん事、今生の面目冥途の思出成るべし」とて、雙眼より涙をはら〳〵と流しければ、數千人の大衆も、皆尤々とぞ同じける。

其れよりしてこそ、祐慶を怒房とは謂はれけれ。其の弟子慧慶律師をば、時の人子怒房とぞ申しける。

【鎮護國家の道場】佛經に說く鎮護國家の法を修する道場。『道場』修道の處の義。寺。【牛角】牛の角の如く相並で、優劣長短のないこと。【意趣】意見。【雙なく】長門本餘山に越えとある。【一山の和尚】比叡一山の戒和尚の義。天台座主を云。戒和尚とは戒を授ける本主の僧を云。【顯密の主を失つて】顯密兼學の座主を失ふの意。【數輩の學侶】數多の學問を修める僧達。【螢雪の勤】勉學のこと。晉の車胤孫康の故事に據る語。晉書車胤傳云、夏月以二練囊一盛二數十螢火一、照レ書讀レ之。同孫康傳云、家貧無レ油、常映レ雪讀レ書。【今生の面目】生前の名譽。【冥途の思出】死後の思ひ出の種。『冥途』幽冥の道の義。來世。【怒房】いかめしく恐ろしい僧の義。

一行阿闍梨

大衆先座主をば、東塔の南谷妙光坊に入れ奉る。時の横災をば、權化の人も免れ給はざりけるにや。昔唐の一行阿闍梨は、玄宗皇帝の御持僧にておはしけるが、玄宗の后楊貴妃に名を立ち給へり。昔も今も、大國も小國も、人の口のさがなさは、跡形もなき事なりしかども、其の疑に依て、果羅國へ流されさせ給ふ。件の國へは三つの道有り。輪地道とて御幸道、幽地道とて雜人の通ふ道、暗穴道とて重科の者を遣す道な

り。されば彼の一行阿闍梨は、大犯の人なればとて、暗穴道へぞ遣されける。七日七夜が間、月日の光も見ずして行く所なり。冥々として人もなく、江浦に前途迷ひ、森々として山深し。唯澗谷に鳥の一聲計りにて、苔のぬれ衣ほしあへず、無實の罪に依て、遠流の重科を蒙り給ふ事を、天道憐み給ひて、九曜の象を現じつゝ、一行阿闍梨を守り給ふ。時に一行右の指を食ひ裁り、左の袂に九曜の形を寫されけり。和漢兩朝に、眞言の本尊たる九曜の曼陀羅是也。

【一行阿闍梨】金剛智三藏に就て密法を學び、善無畏と與に大日經を譯した眞言宗の高僧。唐玄宗開元十五年寂。大慧禪師と諡せられた。其果羅國流罪の事、この他寶物集に見える外、傳記の諸書に見えない。參考盛衰記云、其事皆無二徴據一、蓋作者之妄誕耳。**【南谷】**東塔五谷の一。五谷は東谷・西谷・南谷・北谷・無動寺谷。**【横災】**不慮の災禍。**【權化の人】**衆生濟度の爲に、佛菩薩が權りに人の形となつて、此世に化現すること。多く高僧の事に云ふ。**【玄宗皇帝】**唐六代目の皇帝。諱隆基。睿宗の子。**【名を立ち】**浮名の立つたこと。**【果羅國】**長門本火羅國に作る。西域の吐火羅國の略か。**【御幸道】**皇帝行幸の道。**【雜人】**庶民。**【大犯の人】**重罪犯人。**【冥々】**暗黑なことの形容。**【江浦に前途迷ひ】**江浦一本行歩に作るがよい。あるいて行くのに、行く手の暗くて判らぬこと。**【森々として】**樹木繁茂の形容。**【苔のぬれ衣】**僧衣を苔の衣、寃罪を被むるをぬれ衣といふにかけて云。**【天道】**天の神。**【九曜】**羅睺。計都の二星に、日・月・火・水・木・金・土の七曜星を加へた名稱。**【九曜の**

象】九曜星の精を象徴した形。【九曜の曼陀羅】九曜及び其眷屬の神像を圖したるもの。一行著梵天火羅九曜に、其神像を圖し、卷尾に梵天火羅圖一帳を載すと云。「曼陀羅」は梵語、輪圓具足の義。一切諸法の具備する意。一般には諸佛菩薩を布列した圖を云。

西光被斬

去程に、山門の大衆先座主取留め奉つたる事、法皇聞し召して、いとゞ安からず思し召しける處に、西光法師申しけるは、「昔より山門の大衆は、發向の猥りがはしき訴仕る事、今に始めずとは申しながら、今度は以の外に過分に候。能々御計らひ候ふべし。此等を御誡め候はずば、此の後は世が世でも候ふまじ」とぞ申しける。只今我が身の亡び失せんずる事をも顧みず、山王大師の神慮にも憚らず、加樣に申して宸襟を惱まし奉る。讒臣は國を亂ると云へり。實なる哉、叢蘭茂からんとすれども、秋の風是を破り、王者明かならんとすれ共、讒臣是を闇うすとも、加樣の事をや申すべき。新大納言成親の卿以下、近習の人々に仰せて、法皇山攻めらるべしと聞えしかば、山門の大衆は、「さのみ王地に妊れて、詔命を對捍せんも恐なり」とて、内々院宣に隨ひ奉る衆徒も有りなど聞えしかば、先座主は東塔の南谷妙光坊におはしけるが、大衆二心有

りと聞き給ひて、「又如何なる憂き目にか逢ふ可きやらん」と、心細げにぞ宣ひける。
されども流罪の沙汰は無かりけり。

【いとゞ安からず思召】强訴の上に、座主を奪ひ、王命を侮つた爲に。**【發向の猥りがはしき訴】**大擧入京の上、嗷訴すること。**【世が世でも候まじ】**御治世と申しても、眞の御治世とはいへないことにならうの意。**【宸襟】**天子の御心。『宸』帝居の義、轉じて天子の事を指していふ時に付けていふ語。**【讒臣國を亂る】**盛衰記には讒臣亂レ國、妬婦破レ家とある。出處不明。**【叢蘭茂からんとすれども】**唐太宗撰帝範に、叢蘭欲レ茂秋風敗レ之、王者欲レ明讒人蔽レ之とあり、貞觀政要杜讒篇にも同樣の語がある。尙古事談には、一條院崩御の後御手習の御手筥中に入れ置かれた中には、叢蘭欲レ茂秋風吹破、王事欲レ章讒臣亂レ國とあると見える。蘭の茂らうとするのを秋風の吹き折る樣に、帝王の聰明を讒臣が蔽ふて事を誤るの意。**【さのみ】**下文の『對悍』に係る。そんなに。**【王地に妊まれて】**天子の御治下に生を得ての意。**【對悍】**むかひふせぐの義。抵抗すること。**【二心】**前には明雲を途に擁し、今は院宣に從ふこと。

去程に新大納言は、山門の騷動に依て、私の宿意をば暫く押へられけり。そも内議支度は樣々なりしかども、義勢計りで、此の謀叛叶ふべし共見えざりければ、さしも賴まれたりつる多田の藏人行綱、此の事無益なりと思ふ心や付きにけん、弓袋の料にとて、送られたりける布共をば、直垂・帷に裁ち縫はせ、家の子郎等共に著せつつ、曰

うち瞬いて居たりけるが、倩平家の繁昌する有樣を見るに、當時容易う傾け難し。若し此の事洩れぬる程ならば、行綱先づ失はれなんず。他人の口より漏れぬ先に返忠して、命生かうと思ふ心ぞ付きにける。同二十九日の小夜ふけ方に、入道相國の西八條の亭に參つて、「行綱こそ申す可き事有つて、是まで參つて候へ」と、案内を云入れたりければ、入道、「常にも參らぬ者の參じたるは、何事ぞあれ聞け」とて、主馬の判官盛國を出されたり。「全く人傳には申間敷事也」と云ふ間、入道さらばとて、自ら中門の廊にぞ出でられたる。「夜は遙に更けぬらんに、如何に只今何事ぞ」と宣へば、「晝は人目の繁う候間、夜に紛れて參つて候。此の程院中の人々の兵具を調へ、軍兵催されし事をば、何とか聞し召されて候やらん」。入道、「いさとよ、其れは法皇の山攻めらる可き御結構とこそ聞け」と、いと事もなげにぞ宣ひける。行綱近う寄り小聲に成つて、「其の義では候はず、一向當家の御上とこそ承り候へ」。入道、「さて其れをば法皇も知し召されたるか。」「子細にや及び候。執事の別當成親の卿の軍兵催され候ひしにも、院宣とてこそ召されしか、康頼が兎申して、俊寛が角申して、西光が兎振舞うて」など、ありの儘にはさし過ぎて云ひ散らし、我が身は暇申すとて出でければ、其の時入道大聲を以て、侍共呼び訇り給ふ事夥し。行綱愍なる事申出でて、證人にや引かれんずらん

と怖しさに、人も追はぬに取袴(とりはかま)し、大野に火を放ちたる心地して、急ぎ門外へぞ逃げ出でける。

【私の宿意】秘密に懐抱してゐる兼ての目的。平家討滅の計劃を云。**【義勢】**擬勢の訛。虚勢を張ること。**【頼まれたりつる】**武士として頼みにされてゐたこと。**【無益】**駄目。**【帷】**片ひらの義、裏のない單の稱。こゝは、直垂の下に重ね着る、白布に糊をこわくした衣を云。**【目うち瞬いて】**盛衰記には、目うちしばだたきてつくづく案じつゝとある。形勢を觀望してゐる樣子の形容。**【傾け難し】**倒すことは困難との意。**【返忠】**内應して敵方に忠義を盡すこと。**【命生かう】**命生かむの訛。命を助からうの意。**【廿九日】**百錬抄(治承元、六、一、)云、成親已下有二密謀一之由、源行綱告二言入道相國一。**【主馬判官盛國】**平正度の孫季衡の子。『主馬判官』主馬署の首で撿非違使尉を兼ねるを云。東宮職員令云、主馬署、首一人、掌レ供二進(スルヲ)乘馬鞍具之屬一。**【人傳には申すまじき事】**直接に面會した上でなくては、言へない秘密な事といふ意。**【中門の廊】**對屋より中門に至る間の廊。**【夜は遙に】**夜は大分。**【如何に只今何事】**怪んで畳みかけて聞く語氣を描したもの。**【何とか聞し召され候やらん】**何故であると御聞きになつてゐるかの意。**【いさとよ】**いやといふ位の輕い否定の間投詞。別に何でもあるまいといふ氣持を示した語氣。**【御結搆】**御計劃。**【事もなげに】**無造作に。**【一向】**全然。**【子細にや及び候】**言ふまでもないの意。**【執事の別當】**院中の事務を總理する長官を別當といひ、執事、執權と分れて居たが、職掌は同じで、院中の雜務に當つたものの如くである。**【院宣とてこそ】**院宣といふ名の下にの義。**【兎申して】**ああ言つた、かう言つた、こんな所作をしたと、鹿谷會合の時、瓶子の倒れた一條を話したこと。**【ありの儘にはさし過ぎて】**實際

の事實以上に誇張して。【言ひ散らし】無責任に言ひ立てること。【怒なること】言はずともよい事。【證人にや引かれんずらん】證據人として引出されるかも知れない。【取袴し】袴の股立を取ること。急いで逃る用意。【大野に火を放ちたる心地】野火をつけると直ぐ燃え廣がる樣に、續いて起る大混亂を豫想した氣持。

其の後入道、筑後守貞能を召して、「當家傾けうとする謀叛の輩こそ、京中に滿ち滿ちたんなれ。急ぎ一門の人々にも觸れ申せ、侍共催せ」と宣へば、馳せ廻つて披露す。右大將宗盛、三位中將知盛、頭中將重衡、左馬頭行盛以下の一門の人々、甲冑弓箭を帶してさし湊ふ。其の外侍共も雲霞の如くに馳せ集つて、其の夜の中に入道相國の西八條の亭には、兵六七千騎も有るらんとぞ見えし。明くれば六月一日の日也。未だ闇かりけるに、入道相國安倍資成を召して、「院の御所へ參り、大膳大夫信成を呼び出いて、急度申さんずる事はよな、新大納言成親卿以下近習の人々、此の一門亡して天下亂らんとする謀叛の企あり。一々に搦め取つて、尋ね沙汰仕り候べし。其れをば君も知し召さるまじう候と申す可し」とぞ宣ひける。資成急ぎ院の御所に馳せ參り、信成を招いて此の事申すに、色を失ふ。軈て御前へ參りて、此のよし角と奏聞申しければ、法皇、「嗚呼早此等が內々謀りし事の洩れ聞えけるにこそ。さるにても、こは何事ぞ」と計り仰せられて、分明の御返事もなかりけり。資成急ぎ走り歸つて、此

の由角と申しければ、入道「さればこそ行綱は實を申したれ。行綱此の事告げ知らせずば、淨海安穩にてやは有る可き」とて、筑後の守貞能、飛驒の守景家を召して、當家傾けうとする謀叛の輩、一々に搦め捕る可きよし下知せらる。仍つて二百餘騎、三百餘騎、あそこ爰に押寄せ〳〵搦め捕る。

【筑後守貞能】筑後守家貞の子。【觸れ申せ】告げ知らせよ。【催せ】呼び集めよ。【披露】廣く告げ知らせること。【三位中將知盛】仁安三年三月廿三日權左中將。安元三年正月廿四日從三位。【頭の中將重衡】治承四年正月廿八日藏人頭。同五年五月十六日左近權中將還任。近衞中將で藏人頭を兼任するを頭中將と云。こゝは追記。【左馬頭行盛】淸盛の孫、基盛の子。治承三年正月十九日左馬頭。『左馬頭』左馬寮長官。御所の厩の馬、馬具、諸國牧場の馬の事等を掌る。【安倍資成】一本撿非違使安倍資成に作る。【大膳大夫信成】一本信業に作るのがよい。玉葉(安元二、正、卅、)除目入眼の條云、大膳大夫從四位上平朝臣信業。『大膳大夫』宮内省大膳職の長官。大膳職は内膳司に對し、臣下に下賜される饗膳を掌る。【よな】念を入れ命令する語氣。【尋ね沙汰】訊問所罰。【其れをば】成親等の企のこと。【知し召さるまじう候】御承知ではおありになるまい。反語で、定めて御承知であるに違ひないの意。【此等】成親等。【こは何事ぞ】院が近習の臣の捕縛を御憤りになること。【分明の御返事】此企を御承知とも否とも、はつきりした御返事。【飛驒守景家】藤原忠淸弟。

入道相國先づ雜色を以て、中の御門烏丸の新大納言の宿所へ、「急度立寄り給へ、中

し合す可き事の候」と宣ひ遣されければ、大納言、我が身の上とは露しらず、哀れ是は法皇の山攻めらるべき御結構の有るを、申し宥められんずるにこそ。御憤深げ也。如何にも叶間敷物をとて、ないきよげなる布衣たをやかに著なし、鮮なる車に乗り、侍三四人召具して、雜色・牛飼に至るまで、常よりも猶引繕はれたり。そも最後とは後にこそ思ひ知られけれ。西八條近う成つて見給へば、四五町に軍兵共滿ち〳〵たり。あな夥し。こは何事ならんと、胸打騒がれけれ共、門前にて車より下り、門の內へ指し入つて見給へば、內にも兵共隙はざまも無うぞ並み居たる。中門の口には恐しげなる者共數多待受け奉り、大納言を取つて引張り、「戒しむべう候ふやらん」と申しければ、入道簾中より見出し給ひて、「有るべうもなし」と宣へば、侍共十四五人前後左右に立ち圍み、大納言の手を取つて緣の上へ引上げ奉り、一間なる處に押籠め奉つてげり。大納言は夢の心地して、つや〳〵物も覺え給はず。供に有りつる侍共、大勢に押隔てられて、散々に成りぬ。雜色牛飼色を失ひ、牛・車を捨てて皆逃げ去りぬ。

【雜色】雜役驅使を勤める者の稱。**【申し宥められんずるにこそ】**法皇の御憤を緩和せんといふのであらうの意。**【如何にも叶間敷物を】**とても出來ないことであるのに。**【ない】**萎えの意か。裝束に糊のつかないしなやかなのを萎裝束と云。**【布衣】**狩衣。盛衰記には直垂、愚管抄には直衣とある。**【たをやかに】**ゆつたりと。**【牛

飼】牛飼童の略。牛車の牛を使ふ者。垂髪に狩衣袴を着、手に鞭を持つ。十七八歳の頃は勿論、年三四十の者でも、童體をなしてゐる者。【**引き繕はれ**】服裝を美しく着飾つたこと。【**はさま**】隙と同意語。【**恐しげなる者**】荒々しい者。【**戒む**】繩で縛すること。【**見出し**】内より外を見ること。【**有るべうもなし**】あるべくもなしの音便。さうするには及ばないの義。とんでもない、縛るには及ばないの意。盛衰記に「去らぬ共有なん、といはれければ、中門の廊へ入られて、繩をば附奉らざりけり」とあると同意。【**押籠め**】玉葉六、六、今旦猶寄成親卿ニ、同以禁錮、殆及ニ面縛一。【**物も覺え給はず**】人心地もしないこと。

去程に、近江中將入道蓮淨、法勝寺の執行俊寛僧都、山城の守基兼、式部の大輔正綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行も、囚はれてこそ出で來たれ。西光法師此の由を聞て、我が身の上とや思ひけん、鞭を打て急ぎ院の御所へ參る。六波羅の兵共、道にて行き逢ひ、「西八條殿より召さるゝぞ、急度參れ」と云ひければ、「是は奏す可き事有つて、院の御所へ參る。軈てこそ歸り參らめ」と云ひければ、「惡い入道めが、何事をか奏すべかんなるぞ」とて、しや馬より取つて引落し、中に縛つて、西八條殿へさげて參る。日の始より根元與力の者なりければ、殊に强う戒めて、御坪の内にぞ引居ゑたる。入道相國大床に立て暫睨まへ、「あな惡や、當家傾けうとする謀叛の奴がなれる姿よ。しやつ爰へ引寄せよ」とて、縁のきはへ引寄せさせ、物履きながら、しや顏をむず／＼

とぞ蹈まれける。「本より己らが樣なる下﨟の果を、君の召し使はせ給うて、成さるまじき官職を成し給ひ、父子ともに過分の振舞をすると見しに合はせて、過たぬ天台座主流罪に申し行ひ、剩へ當家傾けうとする謀叛の輩に與してげるなり。有りの儘に申せ」とこそ宣ひけれ。西光本より勝れたる大剛の者なりければ、ちとも色も變ぜず、惡びれたる氣色もなく、居直り、あざ笑つて申しけるは、「院中に近う召し使はるる身なれば、執事の別當成親の卿の、軍兵催され候事にも、與せずとは申すべき樣なし、其れは與したり。但し耳に當る事をも宣ふもの哉。他人の前は知らず、西光が聞かんずる所にては、左樣の事をばえこそ宣ふまじけれ。抑々御邊は故刑部卿忠盛の嫡子にておはせしが、十四五までは出仕もし給はず、故中の御門の藤中納言家成の卿の邊に立ち入り給ひしをば、京童部は例の高平太とこそ云ひしか。然るを保延の比、海賊の張本三十餘人、搦め進ぜられたりし勸賞に四品して、四位の兵衞の佐と申ししをだに、人皆過分とこそ申し合はれしか。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、今太政大臣迄成りあがつたるや過分なるらん。本より侍程の者の、受領・檢非違使に至る事、先例法例無きにしも非ず。何かは過分なるべき」と、憚る所もなう云ひ散らしたりければ、入道相國餘りに腹を居ゑ兼て、暫は物をも宣はず。良有つて入道宣ひけるは、「しやつが頭さ

うなら切るな。能々糺問して事の子細を尋ね問ひ、其の後河原へ引き出して首を刎ねよ」とぞ宣ひける。松浦の太郎重俊承つて、手足を挾み樣々にして痛め問ふ。西光本より爭はざりける上、拷問は嚴しかりけり。白狀四五枚に記せられて、其の後口を裂けとて口を裂かれ、五條西の朱雀にして、終に斬られにけり。嫡子加賀の守師高は、闕官せられて尾張の井戸田へ流されたりしを、同國の住人小胡麻の郡司維季に仰せて討たせらる。次男近藤判官師經をば、獄より引出でて誅せらる。其の弟左衛門の尉師平、郎等三人をも、同じう首を刎ねられけり。是等は皆云ふ甲斐なき者の秀でて、綺ふ間敷事をのみ綺ひ、過たぬ天台座主流罪に申し行ひ、果報や盡きにけん、山王大師の神罰冥罰を立所に蒙つて、かゝる憂き目に逢へりけり。

【囚はれてこそ出で來れ】つかまつて引ぱられて來た。**【急度參れ】**是非來い。**【何事をか奏聞すべかんなるぞ】**何を奏聞する事があらう。ある筈はないの意。**【中に縛つて】**長門本に、空にもつけず、地にもつけず、中にさげて參たりとある意。馬に乘り、縛つた西光を地につけずにさげて運んだこと。**【日の始】**最初。**【根元與力の者】**首謀者として加擔する者。**【御坪】**殿舍の間に在るつぼまつた狹い庭。**【大床】**武家で廣廂をいふ稱呼。**【なれる差】**なれの果てといふ意。縛に就た樣を詈つた語。**【しやつ】**己奴で、人を卑め罵る語。**【むずむず】**力を籠めて強く踏む形容。**【下﨟の果】**卷一鵜川合戰の條に、[illegible]賤しき下﨟とある。**【成さるまじき官職】**授けらる

べき筈のない官職。加賀守撿非違使を云。**〔成し給び〕**なし給まひの義。授けられたこと。**〔見しに合せて〕**考へてゐた通りに。**〔過またぬ〕**罪もない。**〔惡びれたる氣色〕**臆した樣子。「**與せずとは申すべき樣なし**」同意しないとは言ふ譯にもいくまい。**〔耳に當る事〕**聞捨てに出來ないこと。過分と言つたのに對して云。**〔えこそ宣ふまじけれ〕**おつしやる事は出來ない筈である。**〔出仕〕**仕官。**〔家成卿の邊に立ち入り〕**豪富の聞え高い家成あたりの家に出入したとのこと。**〔高平太〕**高足駄の平家の太郎の意。盛衰記云、朝夕に柿の直垂に縄緒の足駄はきて通給しかば、京童部は高平太と云て笑しぞかし。其を耻かしとや思給けん。扇にて顔を隠し、骨の中より鼻を出して閑道を通り給しかば、又童部が先を切て、高平太殿が扇にて鼻を挾たるぞやとて、後には鼻平太鼻平太とこそいはれ給ひしか。**〔保延の頃〕**保延元年八月十九日、忠盛が近江國船木の海賊廿六人を搦め進した功に依つて、清盛に位を賜はつたことを云。**〔四品して〕**四位に叙せられたこと。『品』位の義。もと親王の位にのみいふのを、唐風に臣下の位にも私に云。公卿補任云、長承四年八月廿一、從四下。（父忠盛召ニ搦海賊一賞、兵衛佐如レ元、十八）。**〔兵衛佐〕**大治四年正月廿四日左兵衛佐。**〔法例〕**長門本傍例に作る。傍例は先例に准ずべき例。**〔腹を居ゑ兼ね〕**腹が立て我慢のしきれないこと。**〔さうなう〕**容易に。**〔河原〕**賀茂河原。**〔松浦の太郎重俊〕**平治物語に、藤原信頼の頸を斬る役であつたことが見える。**〔手足を挾み〕**何かに手足を挾んで苦めること。**〔痛め問ふ〕**拷問すること。**〔爭はざりける上〕**爭はなかつたけれどもの意。**〔拷問〕**肉體に苦痛を與へ、實を吐かしめる、罪人糺問の法。盛衰記には、梯木に懸けて打ちせためとある。**〔白狀〕**罪人自白の事實を個條書にした書付。『白』告白。**〔五條西の朱雀〕**朱雀大路の五條大路西に當る邊。**〔加賀守師高〕**百錬

抄六九、云、流人加賀守師高、右衞門尉師親、左兵衞尉師平等被ㇾ誅、件師高在二尾張國一、入道相國仰二彼國家人等一、令ㇾ追二討之一、相互合戰、死者多。**【小胡麻の郡司維季】**長門本小熊郡司惟長に作る。『小胡麻』墨俣川東岸の地。今美濃國羽島郡小熊村邊。『郡司』郡領とも云。郡政を執る官人。**【云ふ甲斐なき者】**言ふに足らない小人。**【秀でて】**出世すること。**【綺ふ】**關係して取扱ふこと。**【果報や盡にけん】**果は業因に對する結果。報は業因に應じた報。共に其體は一で、一生の間に受ける吉凶を總括して果報と云。前世から受けて來た運命が終つてしまつたのであらうかの意。**【冥罰】**佛罰。

小教訓

新大納言は一間なる所に推籠められて、汗水に成りつゝ、哀れ是は日頃のあらまし事の洩れ聞えけるにこそ。誰漏しぬらん。定めて北面の輩の中にぞ有るらんなんど、思はじ事なう案じ續けておはしける所に、後より足音の高らかにしければ、すは只今我が命失はんとて、武士共の參るにこそと思はれければ、さはなくして入道板敷高らかに蹈み鳴し、大納言のおはしける後の障子を、さつと引きあけて出でられたり。素絹の衣の短からかなるに、白き大口蹈みくゝみ、聖柄の刀推しくつろげてさす儘に、以の外に怒れる氣色にて、大納言を暫睨まへて、「抑々御邊は平治にも已に誅せらるべ

かりしを、内府が身にかへて申し請け、頸を繼ぎ奉つしは如何に。然るに其の恩を忘れて、何の遺恨有つてか、當家かたぶけうとはし給ふなるぞ。恩を知るを以て人とは云ふぞ。恩を知らざるをば畜生とこそいへ。されども當家の運命未だ盡きざるに依て、是迄は迎へたんなり。日比のあらましの次第、直に承らん」と宣へば、大納言、「全くさること候はず。如何樣にも人の讒言にてぞ候らん。能々御尋ね候べし」と申されければ、入道云はせも果てず。「人やある人やある」と召されければ、貞能つと參りたり。「西光めが白狀取つて參れ」と宣へば、持つて參りたり。入道是を取つて推し返し推し返し二三返高らかに讀みきかせ、「あな惡や、此の上をば何とか陳ずべかなるぞ」とて、大納言の顏にさつと投げ懸け、障子を丁と引つたてて出でられけるが、猶腹を居ゑ兼ねて、「經遠・兼康」と召す。難波の次郎、瀨尾の太郎參りたり。「あの男取つて、庭へ引き落せ」と宣へども、是等左右なうもし奉らず、「小松殿の御氣色いかゞ候はんずるやらん」と申しければ、入道、「よしよし、己らは内府が命を重んじて、入道が仰せをば輕うしけるござんなれ。此の上は力及ばず」と宣へば、是等あしかりなんとや思ひけん、立ちあがり、大納言の左右の手を取つて、庭へ引き落し奉る。其の時入道心地よげにて、「取つて臥せて喚かせよ」とぞ宣ひける。二人の者ども、大納言の左右の耳に口をあてて、「如

何様にも御聲の出づべう候」と、私語いて引き臥せ奉れば、二聲三聲ぞ喚かれける。其の體、冥途にて娑婆世界の罪人を、或は業の秤にかけ、或は淨頗梨の鏡に引き向け、罪の輕重にまかせつゝ、阿房羅刹が呵責すらんも、是には過ぎじとぞ見えし。蕭樊囚はれ囚はれて、韓彭葅醢されたり。晁錯戮をうけ、周儀罪せらる。たとへば蕭何・樊噲・韓信・彭越、是等は皆高祖の忠臣たりしか共、小人の讒に依つて禍敗の恥をうくとも、加様の事をや申すべき。新大納言は我が身の角なるにつけても、子息丹波の少將成經已下、稚き者どもの如何なる憂き目にか逢ふらんと、思ひやるにも覺束無し。さばかり熱き六月に、裝束をだにもくつろげられず、熱さも堪へ難ければ、胸もせき上ぐる心地して、汗も涙も爭ひてぞ流れける。さり共小松殿は、思召はなたじものをとは思はれけれ共、誰して申すべしとも覺え給はず。

【汗水に成りつゝ】汗が水のやうに流れること。**【思はじ事なう】**思はないことはないの義で、忘れる暇なく思ひ通しにしてゐること。**【すは】**俄の事に驚いた時に言ふ詞。そらこそなどといふ語意。**【素絹の衣】**織文のない生絹で縫つた衣、其形端袖のない單で、裳の左右の脇の下に襞があり、後の中央には襞のあるのとないのとある。もと絁絹といふ下等の絹で作つた故の名と云。臚臚晰條云、素絹ハ坂衣トテ公界へ不レ出也。坂ノ上下ノ用、文武者之時、太刀ヲ可レ差爲ゾ、慈惠ヨリ初ル也。**【大口】**大口袴の略。平絹・張絹又は精好で製した褌の

口の廣い袴。法躰裝束事云、白生大口ハ大臣以下三位入道マデ着ニ用之一。**【蹈みくゝみて】**中へ蹈みこむ義。袴長に着てゐること。**【聖柄の刀】**鞘卷の一種。製作不明。考證に、按るに僧を聖といふなれば、柄に裝りのなき刀を云なるべし。武家名目抄に、柄頭の菱形なるものにて、菱切柄の約かなど、諸說がある。**【推しくつろげてさす】**前下りに無造作にさすこと。**【恩を知らざるをば畜生】**智度論云、知レ恩是大悲本、開ニ善業一初門（略）不レ知レ恩甚ニ於畜生一。又淨土見聞集云、恩ヲ知ルハコレ大悲ノ本ナリ、恩ヲシラザルヲバ畜生トナヅクトノタマへり。**【内府】**内大臣の異稱。小松内大臣重盛を云。**【運命】**命數。**【難波の次郎】**經遠、備前の住人。**【瀨尾の太郎】**兼康、備中の住人。**【ござんなれ】**にてあれといふ所へ使ふ時代語。こそあるなれの音便とも、御座あるなれの略とも云。**【喚めかせよ】**拷問して苦め、泣き叫ばせよの意。**【如何樣にも御聲の出づべう候】**如何樣にでもして聲をお出しなさい。**【娑婆世界の罪人】**現世で宗教上の罪惡を犯した者。**【業の秤】**地獄閻魔の廳に在り、亡者生前の罪業の輕重を量るといふ秤。**【淨頗梨の鏡】**業の鏡とも云。同く地獄閻魔の廳に在り、亡者生前の罪惡が悉く其儘に映し出され、當人に見せつけられるといふ鏡。**【阿房羅刹】**閻魔廳の獄卒、牛頭馬頭の惡鬼を云。五苦章句經云、獄卒名ニ阿傍一、牛頭人手、兩脚牛蹄、力壯排レ山、持ニ鋼鐵叉一又首楞嚴經云、牛頭獄卒、馬頭羅刹。**【呵責】**責めさいなむこと。**【蕭樊囚はれて】**漢の蕭何樊噲。共に漢高祖崩後讒言の爲に囚はれの身と爲る。文選李陵荅ニ蘇武一書云、蕭樊囚縶、韓彭葅醢、晁錯受レ戮、周魏見レ辜。**【韓彭】**漢の韓信彭越。共に高祖崩後讒に逢つて殺された。**【葅醢】**和名抄に說文云、葅、酒良岐、菜酢也（原文には鮓菜）とあり。にらぎはもと醋に漬けた菜を云。こゝは人の肉を鹽に漬けたことを云。**【晁錯】**漢孝文孝景二帝に仕へ、

諸侯の地を削減するに努め、後讒に逢つて殺された。【周儀】『周』絳侯周勃、漢高祖の臣。『儀』嬰の誤、魏其侯竇嬰。孝文孝景帝に仕へた人。勃は廷尉に下されて獄に投ぜられ、嬰は灌夫が丞相田蚡を罵つたために坐して棄市せられた。【加樣の事】成親が昨の權臣の身を以て、今の囚人の如く取扱はれるを云、【丹波少將成經】嘉應二年十二月九日丹波守。承安元年九月九日右近衞少將。四年正月廿一日丹波守重任。【誰して申すへしとも覺え給はず】重盛に使を遣りたくも、遣る人がなかつたこと。

小松の大臣は、例の善惡に騒ぎ給はぬ人にておはしければ、遙に日たけて後、嫡子權の亮少將維盛を車のしりに乘せつゝ、衞府四五人、隨身二三人召具して、軍兵共をば一人も具せられず、誠に大樣げにておはしたれば、入道を始め奉つて、一門の人々、皆思はずげにぞ見給ひける。大臣中門の口にて、御車より降り給ふ處へ、貞能つと參つて、「など是ほどの御大事に、軍兵をば一人も召具せられ候はぬやらん」と申しければ、大臣、「大事とは天下の事をこそいへ。加樣の私事を大事と云ふ樣やある」と宣へば、兵仗を帶したりける兵共、皆そゞろいてぞ見えたりける。其の後大臣、大納言をば何くに置き奉りたるやらんと、此彼を引あけ／＼見給ふに、ある障子の上に蛛手結うたる所あり。こゝやらんとて開けられたれば、大納言おはしけり。涙に咽びうつぶして、目も見擧げ給はず。「如何にや」と宣へば、その時見つけ奉つて、嬉しげに思はれたる氣

色、地獄にて罪人共が、地藏菩薩を見奉るらんも、角やと覺えて哀れなり。「何事にて候ふやらん、今朝よりかゝる憂き目に逢ひ候。さて渡らせ給へば、さり共とこそ深う賴み奉つて候へ。平治にも已に誅せらるべかりしを、御恩を以て頸をつがれ參らせ、剩へ正二位の大納言まで經上つて、歲已に四十に餘り候。御恩こそ生々世々にも報じ盡しがたう候へども、今度も又甲斐なき命を助けさせおはしませ。さだにも候はば、出家入道仕り、如何ならん片山里にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤を營み候はん」とぞ申されける。

【**善惡に騷ぎ給はぬ人**】吉事にも凶事にも落ち着いて居る人。【**權の亮**】中宮權の亮。【**大樣げ**】落ち着きはらつた風。【**思はずげに**】意外さうに。【**天下の事**】朝廷に關する事。【**私事**】一家一族に關する事。【**そゞろいて**】何となく落ち着かないこと。【**蛛手結うたる**】盛衰記に大なる木を打違て蜘蛛手を結とある。材木を橫に十文字に交叉し、出入の自由に出來ない樣にすること。【**地藏菩薩**】釋迦滅後彌勒出世までの間に、地獄・餓鬼・畜生・修羅・天・人の六道の衆生を敎化する大悲の菩薩で、爲に六種の形になつて現れると云。地藏の名義に就き、地藏十輪經に安忍不動猶㆓大地㆒、靜慮深密如㆓秘藏㆒とある。【**渡らせ給へば**】御出下さつた以上は。【**正二位の大納言**】三位相當の大納言を、二位で勤めるより特に云。【**さだにも候はゞ**】さうしてさへ頂いたら。【**後世菩提の勤**】死後極樂に往生するやうに佛道に入て修行すること。

大臣、「さ候へばとて、御命失ひ奉る迄の事はよも候はじ。縦ひさ候共、重盛からて候へば、御命には代り參らせ候べし。御心安く思し召され候へ」とて、父の禪門の御前におはして、「あの大納言失はれん事は、能々御思惟候べし。其の故は、先祖修理の大夫顯季、白河の院に召し使はれ參らせしより以來、家に其の例なき正二位の大納言に經上つて、剰へ當時君無雙の御いとほしみ、首を刎ねられん事、然るべうも候はず。只都の外へ出されたらんに、事たり候ひなんず。北野の天神は時平の大臣の讒奏にて、憂き名を西海の浪に流し、西の宮の大臣は、多田の滿仲の讒言に依つて、恨を山陽の雲によす。各々無實なりしか共、流罪せられ給ひにき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御僻事とぞ申し傳へたる。上古猶此の如し。況や末代に於てをや。賢王猶御誤りあり。況や凡人に於てをや。既に召し置かれぬる上は、急ぎ失はれず共、何の恐れか候べき。刑の疑はしきをば輕んぜよ、功の疑はしきをば重んぜよとこそ見えて候へ。事新しき申し事にて候へ共、重盛彼の大納言が妹に相具して候。維盛又聟也。加樣に親しう罷り成つて候へば、申すとや思し召され候らん。一向其の儀では候はず。只君の爲、國の爲、世の爲、家の爲の事を思つて申し候。一年故少納言入道信西が執權の時に相當つて、我が朝には嵯峨の皇帝の御時、右兵衞の督藤原の仲成を誅せられてより以來、保元までは、君

二十五代の間、行はれざりし死罪を始めて取行ひ、宇治の惡左府の死骸を掘おこいて、實檢せられたりし事なんど迄は、餘りなる御政とこそ存じ候へ。されば古の人も、死罪を行へば、海內に謀叛の輩絶えずとこそ申し傳へて候へ。此の詞に付いて、中二年有つて平治に又世亂れて、信西が埋まれたりしを掘りおこし、首を刎ねて大路を渡され候ひき、保元に申し行ひし事の、幾程もなくて早身の上に報はれにきと思へば、怖しうこそ候へ。是はさせる朝敵にても候はず。旁恐あるべし。御榮花殘る所なければ、思し召さるゝ事は有るまじけれ共、子々孫々迄、繁昌こそあらまほしうは候へ。されば父祖の善惡は、必ず子孫に及ぶとこそ見えて候へ。積善の家には餘慶あり、積惡の門には餘殃留るとこそ見えて候へ。如何樣にも、今夜首を刎ねられん事は、然るべうも候はず」と申されたりければ、入道げにもとや思はれけん、死罪をば思ひ留り給ひけり。其の後大臣中門に出でて、侍共に宣ひけるは、「仰なればとて、あの大納言失はんこと、左右なう有る可からず。入道腹のたちの儘に、物騷しき事し給ひて、後には必ず悔み給ふべし。僻事して我恨むな」と宣へば、兵仗を帶したりける兵共、皆舌を振つて恐れ慄く。「さても今朝經遠・兼康が、あの大納言に情なう當り奉つたる事こそ、返す返すも奇怪なれ。など重盛がかへり聞かんする所をば、憚らざりけるぞ。片

田舍の侍は、皆かゝるぞとよ」と宣へば、難波も瀬尾も共に恐れ入つたりけり。大臣は加様に宣ひて、小松殿へぞ歸られける。

【さ候へばとて】如何に清盛の怒が激しくとも。**【かうて候へば】**かくついてゐる以上は。**【思惟】**『惟』も思ふこと。**【修理大夫顯季】**成親の祖父。春宮大進隆經の子。閑院贈太政大臣實季猶子。寛治八年七月十三日修理大夫。**【北野の天神】**菅原道眞。昌泰四年正月廿五日左遷されて太宰權帥となり、延喜三年二月廿五日配處に薨去。年五十九。天曆元年六月九日山城國葛野郡北野に祀り天滿天神と號した。今京都上京區馬喰町官幣中社北野神社。**【時平の大臣】**太政大臣藤原基經子。昌泰二年二月十四日左大臣。**【西宮の大臣】**左大臣源高明。安和二年三月廿六日太宰權帥に左遷、『西宮』居第の名、四條北朱雀西に在つて、今葛野郡朱雀野村惠比須森の地と云。**【多田の滿仲】**源滿仲、六孫王經基子。攝津國多田莊に居り多田と稱した。高明廢立の意ありと讒して、之を失脚せしめた。**【恨を山陽の雲に寄す】**山陽道を經て九州に到るより云。恨を寄すとは恨めしき思をしたといふこと。**【延喜の聖代】**醍醐天皇の御代。延喜は其年號。**【安和の御門】**冷泉天皇。安和は當時の年號。**【召し置かれぬる上は】**捕縛した上は。**【刑の疑はしきをば輕んぜよ】**尚書大禹謨云、罪疑惟輕、功疑惟重。**【執權の時】**鳥羽法皇の寵を恃で威權を振つた時。**【藤原の仲成】**中納言種繼子、尚侍藥子の兄。藥子と平城上皇を奉じて事を起し、大同五年九月誅に伏した。**【死罪を始て取り行ひ】**百錬抄保元、元、七、廿九云、源爲義已下被行斬罪、嵯峨天皇以降所不行之刑也。信西謀也。**【實撿】**實地に撿査すること。百錬抄保元、元、七、十一云、左大臣賴長騎馬脫出之間、中流矢、十四日、左大臣病薨、葬大和國般若野五三昧、後日遣瀧口、令實撿死骸之實

否。【餘りなる御政】嚴急に過る政治。【死罪を行へば】保元物語云、誠に國に死罪を行へば、海内に謀叛の者絶えずとこそ申す。【信西が埋まれたりしを】信西が山城國綴喜郡田原大道寺に穴を掘つて隱れて居たのを掘り起されて、首を斬られたこと。平治物語云、中二年ありて、平治元年に我と埋隱されしかど、終に掘り發されて首を斬られけることこそ怖しけれ。【大路を渡され】大路を持ちまはつて、人目に曝すこと。【是はさせる朝敵にても候はず】成親等の輩は、賴長其他の如き朝家に反抗する者でもないとのこと。【御榮花殘る所なければ】淸盛一代の繁榮は十分であるから。【父祖の善惡】下文の語意を述べたものか。【積善の家には餘慶あり】父祖代々、善事を積んだ家には意外な慶びがあり、惡事を積んだ家には意外な禍がある意。易經文言傳云、積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃。【御なればとて】淸盛の命令があつても。【僻事して我恨むな】早まつた事して、重盛に罰せられたとて恨みに思ふなの意。【かへり聞かむずる所】後で聞くこと。

去程に大納言の侍ども、急ぎ中の御門烏丸の宿所に歸り參つて、此の由角と申しければ、北の方以下の女房達、聲聲に喚き叫び給ひけり。「少將殿を始め參らせて、少き人人も皆取られさせ給ふべき由承りて候へ。急ぎ何方へも忍ばせ給ふべうもや候ふらん」と申しければ、北の方、「今は是程に成て、殘り留まる身とても、安穩にて何にかはせんなれば、只同じ一夜の露とも消えん事こそ本意なれ。さても今朝を限と知らざりつる事の悲しさよ」とて、引きかづいてぞ臥し給ふ。已に武士共の近付く山聞えしかば、

角て恥がましうたてき目を見んも、さすがなればとて、十に成り給ふ女子、八歳の男子、一つ車に取り乗せて、何地を指す共なくやり出す。さてしも有るべき事ならねば、大宮を上りに、北山の邊雲林院へぞおはしける。其の邊なる僧坊に下し置き奉り、送の者どもは、身々の捨て難さに、皆暇申して歸りにけり。今は幼き人々計り殘り居て、又事問ふ人もなくして、おはしける北の方の心の中、推し量られて哀れなり。暮れ行く影を見給ふにつけても、大納言の露の命、此の夕を限り也と、思ひやるにも消えぬべし。宿所には女房・侍多かりけれ共、物をだに取りしたゝめず、門をだに推しもたてず。厩には馬ども多く並み立ちたれ共、草飼ふ者一人もなし。夜明くれば馬・車門に立ち並み、賓客座に列つて、遊び戯れ舞ひ躍り、世を世ともし給はず、近き傍の者どもは、物をだに高く云はず、怖ぢ恐れてこそ昨日までも有りしに、夜の間に變る有樣、盛者必衰の理は、目の前にこそ顯はれたれ。樂み盡きて哀來ると書かれたる、江相公の筆の跡、今こそ思しられけれ。

【**少將殿**】成親の子丹波少將成經。【**忍ばせ**】隱れること。【**安穩にて何にかはせむ**】無事でも仕方がない。【**同じ一夜の露と消えむ**】同じ時に死ぬこと。【**引きかづいて**】褻の時上に着る小袿などの裁縫大きく衵折つて着てゐるのが、うつ伏すと自然に頭上にかぶさる樣になること。【**武士共**】逮捕の武士共。【**さすがなれば**】此儘に

してゐて耻かしく悲しい日にあふのも、どうなつてもよいとはいふものの、さすがにつらいのでと云ふ意。
【一つ車】同じ車。【やり出す】車を引き出すこと。【さてしも有るべき事ならねば】目的なしに車を進めてもゐられないのでの意。【大宮を上りに】大宮大路を北へ。【雲林院】今山城國愛宕郡大宮村雲林院にあつた寺の名。初め淳和天皇の離宮であつたのを、仁明天皇皇子常康親王傳領されて寺とし、貞觀十一年二月僧正遍昭に付囑せられたと云。【下し置き】北方及び其子達を車より下したこと。【送りの者】送つて來た召使共。【身々の捨て難さに】各自、自分の身を大切に思つての意。【暇申して】暇を乞ふて。【事問ふ人】訪ねて來る人。【暮れ行く影】暮れゆく日影。【消えぬべし】死ぬ樣な思ひがすること。【取りしたゝめず】散らばつたものを取り片附けもしないこと。【世を世ともし給はず】世間を憚らず、驕奢に耽り威張つてゐたこと。【物をだに高く云はず】慶保胤池亭記に、東の京の繁華を叙し、權家の近くに居る貧者の樣を記し、有レ樂不レ能ニ大開レ口而咲一、有レ哀不レ能ニ高揚レ聲而哭一、進退有レ懼心神不レ安とあると同意。【樂み盡きて哀來る】本朝文粹、後江相公、重明親王爲ニ室家四十九日一願文中云、生者必滅、釋尊未レ免ニ栴檀之烟一、樂盡哀來、天人猶逢ニ五衰之日一。【江相公】參議大江朝綱の事。祖父音人を江相公といふに對し後江相公と云。共に博學能文を以て世に知られた。『江』大江を唐風に略して云。『相公』宰相公の略。參議の唐名。【筆の跡】句意。

少將乞請

丹波の少將成經は、其の夜しも院の御所法住寺殿に上臥して、未だ出でられざりける

に、大納言の侍共、急ぎ院の御所に馳せ參り、少將殿を呼出し奉り、此の由角と申しければ、少將「是程の事、などや宰相の許より、今まで告げ知らせられざるらん」と宣ひも果てぬに、宰相殿よりとて御使あり。此の宰相と申すは、入道相國の御弟、宿所は六波羅の總門の脇におはしければ、門脇の宰相とぞ申しける。丹波の少將には舅なり。「何事にて候ふやらん、今朝西八條の亭より、急度具し奉れと候」と宣ひ遣されたりければ、少將此の事心得て、近習の女房達を呼び出し參らせて「夜邊何となう物騷しう候ひしを、例の山法師の下るかなんど、餘所に思ひて候へば、早成經が身の上に罷り成て候ひけるぞや。夕去り大納言斬らるべう候ふなれば、成經とても同罪にてぞ候はんずらん。今一度御前へ參じて、君をも見參らせ度候へ共、かゝる身に罷り成て候へば、憚り存じ候」と申されたりければ、女房達急ぎ御前へ參つて、此の由奏聞せられたりければ、法皇今朝の禪門の使に早御心得ありて「此等が內々謀りし事の漏れ聞えけるにこそ。去にても今一度是へ」と御氣色有ければ、少將御前へ參られたり。法皇御涙を流させ給ひて、仰せ下さるゝ旨もなく、少將も又涙に咽んで、申し上げらるゝ事もなし。良有て少將御前を罷り出られけるに、法皇後を遙に御覽じ送て「只末代こそ心憂けれ、是が限りにて又も御覽ぜぬ事もや有んずらん」とて、御涙せきあへさ

せ給はず、少將御前を罷り出られけるに、院中の人々、局の女房達に至る迄、名殘を惜み、袂にすがり、泪を流し、袖を濡さぬは無りけり。

【其夜しも】「しも」は意を強めた辭。父成親捕縛の夜は丁度といふこと。【上臥】御座所近く夜直すること。【未だ出られざりけるに】まだ院の御殿を退出しなかつた時に。【宰相】忠盛四男、清盛弟、教盛。仁安三年八月十日參議。【總門】外構の正門。【此の事心得て】捕縛されることを解しての意。【早御心得あつて】既に陰謀露顯の事を御承知になつてといふ意。【御氣色】御顏色の義。轉じて思召を仰せられることにいふ。

舅の宰相の許へ出でられたれば、北の方は近う產すべき人にておはしけるが、今朝より此歎を打ち添へて、已に命も消え入る心地ぞせられける。少將御所を罷り出でられけるより、流るゝ涙つきせぬに、今北の方の有樣を見給ひて、いとゞ爲方なげにぞ見えられける。少將の乳母に六條と云ふ女あり。「我御乳に參り始め侍ひて、君を血の中より抱き上げ奉り、おほしたて參らせしより以來、月日の重なるに隨て、我が身の年の行くをば歎かずして、偏に君の成人しうならせ給ふ事をのみ悅び、白地とは思へども、今年は二十一年、片時も離れ參らせ侍らはず。院・內へ參らせ給ひて、遲う出でさせ給ふだに、心苦しう思ひ參らせ侍ひつるに、終に如何なる憂目にか合はせ給ふべきやらん」とて泣く。少將「痛うな歎いそ。さて宰相おはすれば、さり共命計りをば乞ひ

請け給はんずるものを」と、様々に慰め宣へども、六條人目も恥ぢず泣き悶えけり。

去程に、西八條殿より使敷並に有りしかば、宰相、「今は只出で向つてこそ、兎も角も成らめ」とて出でられければ、少將も宰相の車の尻に乘つてぞ出でられける。保元平治より以來、平家の人々は、樂み榮えのみ有つて、愁へ歎きは無かりしに、此の宰相計りこそ、由なき聟故に、かゝる歎をばせられけれ。西八條近う成つて、先づ案內を申されたりければ、少將をば門の內へは入れらるべからずと宣ふ間、其の邊なる侍の許に降し置き、宰相計ぞ門の內へは參られける。何しか少將をば、武士共四方を打圍んで、緊しう守護し奉る。少將のさしも賴しう思はれつる宰相殿には離れ給ひぬ。少將の心の中、さこそは便無かりけめ。

【宰相の許へ出で】教盛の家へ退出したこと。【血の中より】長門本云、血の中にましましを取上參らせて、洗ひあげ奉りて。【白地】ついちよつとのこと。【敷並に】連りに。【出で向つてこそ】先方へ行つて見て。【車の尻】牛車の中の後方。牛車は四人左右に乘るを普通とする。門室有職抄云、御車は前は以右爲上﨟、後は以左爲上﨟。【由なき聟】よくない聟。【門の內】中門の內。【侍】侍所の略。武士の詰める室。そこへ成經を車より下して置て、教盛のみ中門の中へ入つたこと。

宰相中門に居給ひたれ共、入道出でも逢はれず。良有つて宰相、源大夫判官季貞を

以て申されけるは、「教盛こそ由なき者に親しう成つて、返々悔み候へども、甲斐も候はず。相具せさせて候ふ者の、此の程悩む事の候ふなるが、今朝より此欵を打添へて、既に命も絶え候ひなんず。教盛かうて候へば、何かは僻事せさせ候ふべき。少將をば暫く教盛に預けさせおはしませ」と申されければ、季貞參つて此の由を申す。入道「哀れ例の宰相が物に心得ぬよ」とて、頓に返事もし給はず。良有つて入道宣ひけるは、「新大納言成親の卿以下近習の人々、此の一門亡して天下亂らんとする企有り。已に此の少將は彼の大納言が嫡子也、疎うもなれ、親しうもなれ、えこそ申し宥すまじけれ。若し此の謀叛とげなましかば、御邊とてもおだしうてやはおはすべきと云ふ可し」と宣へば、季貞歸り參りて、宰相殿に此の由を申す。宰相よにも本意なげにて、重ねて申されけるは、「保元平治より以降、度々の合戰にも、御命には代り參らせんとこそ存じ候ひしか。此の後もあらき風をば、先づ防ぎ參らせ候ふべし。縦教盛こそ年老いて候ふとも、若き子共數多候へば、一方の御堅にも、などか成らでは候ふべき。それに暫く少將を預らうと申すに、御容され無きは、一向教盛を二心ある者と思し召され候にこそ。其れ程迄窘たう思はれ參らせては、世に有ても何にかはし候べきなれば、身の暇を給て、出家入道仕り、高野、粉河にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤めを營み

候はん。由なき浮世の交なり。世にあればこそ望もあれ、望の叶はねばこそ恨もあれ。如じ浮世を厭ひ、眞の道に入なんには」とぞ宣ひける、季貞參りて、「宰相殿は早思し召し切て候ぞ、兎も角も能樣に御計らひ候へ」と申しければ、入道、「いやいや出家入道までは、餘りにけしからず、其の儀ならば少將をば暫く教盛に預くると云ふべし」とぞ宣ひける。季貞歸り參りて、宰相殿に此の由を申す。宰相、「あはれ人の子をば持つまじかりけるもの哉。我が子の緣に鬱結ほれざらんには、是程迄心をば摧かじものを」とて出でられけり。

【源太夫判官季貞】安藝守源季遠の子。**【相具させて候ふ者】**連れ添はせてある者、卽ち娵。**【例の宰相が物に心得ぬよ】**いつもの樣に、宰相のものの道理の辨らないには困るの意。**【疎うもなれ親しうもなれ】**「なれ」あれの轉訛。假令緣戚でなくてもあつてもそんな事に拘はらないの意。**【おだしうてやはおはすべき】**安穩にしては居られまい。**【よにも本意なげにて】**非常に殘念さうに。**【あらき風】**强敵の意。**【一方の御堅め】**一方面の防禦。**【窘う】**不信用に。**【高野】**紀伊國伊都郡高野山金剛峯寺。弘仁七年七月弘法大師僧空海創建。金堂の本尊は藥師如來丈六金色像で空海作と傳へる。國家鎭護の道場の一。**【粉河】**紀伊國那賀郡粉河村風猛山麓の粉河寺。一に施音寺とも云。寶龜元年大伴孔子古創建、天台宗延暦寺の末寺。本尊は千手觀音で、西國三十三所札所第三番。**【由なき浮世の交】**現世の生活はつまらないことであるの意。**【眞の道】**佛道。**【思し召し切て**

候ぞ】出家の決意あるを云。【餘りにけしからず】あまりにひどい。【我が子の緣に纏結ほれ】子の絆になつてゐること。

少將待ち受け奉つて、「さていかゞ候ひつるやらん」と申されければ、「入道餘りに怒つて、敎盛には終に對面もし給はず、如何にも叶ふまじき由を頻りに宣ふ間、出家入道まで申したればにやらん、其の儀ならば、御邊をば暫く敎盛に預くると宣ひつれども、其れも始終はよかるべし共覺えず」と宣へば、少將、「さては、成經は御恩を以て、暫の命の延び候はんずるにこそ。其れに就き候ては、父で候ふ大納言が事をば、何とか聞し召されて候ふやらん。」宰相、「いさとよ。御邊の事をこそ、やう／＼に申したれ。其れ迄の事は思ひも寄らざりつれ」と宣へば、其の時少將涙をはらはらと流いて、「命の惜しう候ふも、父を今一度見ばやと思ふ爲也。夕去り大納言斬られ候はんに於ては、成經命生きても何にかはし候ふべきなれば、只一所で如何にも成る樣に申して、たばせ給ふべうもや候ふらん」と申されければ、宰相世にも苦しげにて、「いさとよ、御邊の事をこそ、樣々に申しつれ。其れまでの事は思ひも寄らざりつれ共、今朝內の大臣の樣々に申させ給ひつれば、其れも暫は能樣にこそ聞け」と宣へば、少將聞きも敢へ給はず、泣々手を合はせてぞ悅ばれける。「子ならざらん者が、誰か只今我が身の上

を指し置いて、是程までは悦ぶ可き、實の契は親子の中にぞ有りける。子をば人の持つべかりけるもの哉」と、聽て思ひぞ返されける。さて今朝の如くに同車して歸られたれば、宿所には女房・侍さし湊ひて、死にたる人の生きかへりたる心地して、皆悦び泣をぞせられける。

【始終はよかるべし共覺えず】いつまでもそのままでよいとは思はれない。【一所で如何にも成る樣に】殺さるるなら父子一所に殺される樣にの意。【思ひぞ返されける】前文『人の子をば持つまじかりけるものかな』とあるに對して云。

教訓

太政の入道は、加樣に人々數多警しめ置ても、猶心行かずや思はれけん、既に赤地の錦の直垂に、黑絲威の腹卷の、白金物打たる胸板せめ、先年安藝の守たりし時、神拜の次に、靈夢を蒙つて、嚴島の大明神より現に賜はられたりける、銀の蛭卷したる小長刀、常の枕を放たず立てられたりしを脇に挾み、中門の廊にぞ出でられたる。大方其の氣色ゆゝしうぞ見えし。「貞能」と召す。筑後の守貞能は、木蘭地の直垂に、緋威の鎧著て、御前に畏つてぞ候ひける。入道宣ひけるは、「如何に貞能、此事如何思ふぞ。保元に

平右馬の助を始として、一門半過ぎて、新院の御方に參りにき。一の宮の御事は、故刑部卿の殿の養君にてましましかば、旁見放ち參らせ難かりしかども、故院の御遺誡に任せて、御方にて先を懸けたりき。是一つの奉公。次に平治元年十二月、信賴・義朝が謀叛の時、院・內を取り奉りて、大內にたて籠り、天下闇と成たりしにも、入道隨分身を捨てゝ、凶徒を追ひ落し、經宗・惟方を召し戒めしに至る迄、君の御爲に旣に命を失はんとする事度々に及ぶ。されば人何と申す共、爭でか此の一門をば、七代までは思し召し捨てさせ給ふべき。其れに成親と云ふ無用の徒者、西光と申す下賤の不當人が申す事に、君の付かせ給ひて、動すれば、此一門滅さる可き由の御結構こそ然るべからね。此後も讒奏する者有らば、當家追討の院宣を下されつと覺ゆるぞ。朝敵と成つて後は、如何に悔ゆ共益あるまじ。暫く世を靜めん程、法皇をば鳥羽の北殿へ移し參らするか、然らずば、是れへまれ、御幸をなし參らせんと思ふは如何に。其の儀ならば、定めて北面の者共が中より、箭をも一つ射んずらん。その用意せよと侍共に觸る可し。大方は入道院方の奉公思ひ切つたり。馬に鞍おかせよ。著背取り出せ」とこそ宣ひけれ。

【猶心行かずや思はれけん】まだそれでも腹がいえなかつたと見えての意。**【旣に】**いつのまにかといふこと。

蛭卷したる小長刀

【赤地の錦の直垂】地の赤い錦の鎧直垂。大將軍着用のもの。縫文は別に定まつてゐないと見えていつも記載がない。【白金物】銀の飾り金具、こゝは胸金物のこと。『白』白金の意。銀のことにいひ、眞銀にも燒き付けにも云。【胸板】鎧の胴の前面最上部、化粧板の上の板の稱。一の板とも云。こゝはその胸板についてゐる緒と、高紐とを引締め、身にぴつたりと着たこと。【神拜】新任の國司が初て管内の主な神社に參詣すること。【嚴島大明神】安藝國佐伯郡嚴島町鎭座。祭神市杵島姬命、思姬命、湍津島姬命、相殿に國常立尊、天照大神、素盞嗚尊を祀る。安藝國一の宮。今官幣中社。【現に】現實に。【蛭卷】柄に蛭の卷き付たやうに、間隔を置て卷くこと。【小長刀】刀身の長く、柄の長いものを長刀といひ、其小型で約三尺位のものを云。【常の枕を放たず】いつも枕許に立てあつたこと。【木蘭地】黃赤色にいさゝか黑味を帶びた色。【緋威】緋色の染革で威すこと、絲の時は特に絲緋威と云。緋は紅花で染め、赤威と違つて鮮かな色をしたものと云。【平右馬の助】清盛叔父平忠正。『右馬の助』右馬寮次官。【新院】崇德上皇。【一の宮】崇德上皇第一皇子重仁親王。【故刑部卿の殿の養君】清盛父刑部卿忠盛が傅育申し上げた方。【故院の御遺誡】鳥羽法皇の御遺言。保元物語云、安藝守清盛は、多勢の者なれば尤も召さるべけれども、一の宮重仁親王は故刑部卿忠盛の養君にてましませば、清盛は御傅子なれば、故院御心を置かせ給ひて御遺誡にも入れ給はざりしを、女院御謀を以て、故院の御遺誡に任せて內裏を守護し奉るべしと御使ありければ、清盛舍弟子共引具して參りけり。【御方にて先を懸け】後白河天皇の命を奉じ、先頭に立つて働いたの意。【奉公】朝廷の爲めに御盡した忠勤といふ意。【院】後白河法皇。【內】二條天皇。【經宗惟方】共に藤原氏。初め信賴の叛に與みして天皇を大內に幽し、後信賴に背いて天皇を六波羅へ行幸さ

せ參らし、一時權勢を恣にしたが、終に共に配流せられた。百錬抄（永暦元、二、廿）云、院仰ニ清盛朝臣ニ搦ニ召權大納言經宗別當惟方卿於禁裏中ニ、又（十一、三、十一）云、前大納言經宗入道惟方卿等配流。【無用の徒者】役にも立たぬ亂暴者。【下賤の不當人】身分の賤い無法者。【暫く世を靜めん程】當分世間の靜まる間。【鳥羽の北殿】鳥羽城南離宮内の一殿。今山城國紀伊郡鳥羽村字竹の山附近、城南森の東北と云。【是へまれ】是へもあれの約。西八條へでもの意。【院方の奉公】法皇への忠勤。【馬に鞍置かせよ云々】二句語氣急迫、清盛のいらだつ氣持を描したもの。【着背】鎧の美稱。草摺長に着るよりの名と云。普通大將の着料に云。貞丈雜記云、鎧を着長と云は、鎧は腹當胴丸などよりも草摺が長き故也。

主馬の判官盛國、急ぎ小松殿へ馳せ參つて、「世は早から候」と申しければ、大臣聞きも敢へ給はず、「嗚呼早成親の卿の首の刎ねられたんな」と宣へば、「其の儀にては候はねども、入道殿の御着背を召され候ふ上は、侍共も皆打ち立つて、只今院の御所法住寺殿へ寄せんとこそ出で立ち候ひつれ。暫く世を靜めんほど、法皇をば鳥羽の北殿へ移し參らするか、然らずば、是へまれ御幸をなし參らせうとは候へ共、内々は鎭西の方へ流し參らせんとこそ擬せられ候ひつれ」と申しければ、大臣何に依て只今さる御事のおはすべきとは思はれけれ共、今朝の禪門の氣色、さる物狂はしき事もやおはすらんとて、急ぎ車を飛ばせて、西八條殿へぞおはしたる。門前にて車よりおり、門の内へ

指し入て見給ふに、入道腹巻を著給ふ上、一門の卿相雲客數十人、各々色々の直垂に思ひ思ひの鎧著て、中門の廊に二行に著せられたり。其の外諸國の受領・衛府・諸司などは縁に居溢れ、庭にもひしと竝み居たり。旗竿共引きそばめ引きそばめ、馬の腹帶を堅め、甲の緒をしめ、唯今皆打つ立たんずる氣色共なるに、小松殿烏帽子直衣に、大文の指貫のそば取つて、ざやめき入り給へば、事の外にぞ見えられける。入道ふし目に成りて、哀れ、例の内府が、世をへうする樣に振舞ふもの哉。大きに諫めばやとは思はれけれ共、さすが子ながらも、内には五戒を保つて、慈悲を先とし、外には五常を亂らず、禮義を正しうし給ふ人なれば、あの姿に腹巻を著て向はん事、さすが面はゆう辱かしうや思はれけん、障子を少し引き立てて、腹巻の上に、素絹の衣を周章著に著給ひたりけるが、胸板の金物の、少しはづれて見えけるを、隱さうと、頻に衣の胸を引き違へ引き違へぞし給ひける、大臣は舍弟宗盛の卿の座上につき給ふ。入道宣ひ出さるる事もなく、大臣も又申し上げらるゝ旨もなし。

【世は早かう候】世ははやこんなになつた。大變な世の中になつたと驚いていふ語。【聞き敢へ給はず】すっかり聞くや聞かずに。【刎ねられたんな】『たんな』たるなの訛。早合點して成親が殺されたと思ふこと。【鎭西】九州の別名。天平十五年太宰府を改めて鎭西府を置かれ、二年後に舊に復されたが、爾來九州の別稱

となる。【物狂はしき事】亂暴極まること。【入道腹卷を着給ふ上】着背の鎧はまだ着なかつた體。【色々の直垂思ひ思ひの鎧】鎧直垂鎧の威毛等の色合の一定しないこと。【縁に居溢れ】廊に並び切れないで、緣側まではみ出て居ること。【旗竿】長さ一丈二尺乃至一丈五六尺位までのもの。【引きそばめ】そばに引き寄せ置くこと。【腹帶】はらおびの約、巾一幅の布を、背より腹の下へ廻し上で結ぶもの。鞍の廻らない爲めの料。【打つ立たんずる氣色】出陣しやうとする樣子。【烏帽子直衣】冠直衣に對する語、立烏帽子に直衣を着ること。公卿の平服。【大文の指貫】大柄の文を織出してある指貫。飾抄奴袴の條に、壯年之人、夏着ニ大文薄物、或烏多須岐等一とある。烏多須岐は模樣の名。薄物は紗・絽等の薄い織物。『指貫』裾に緒をさし拔て括とした袴。直衣等の下としてはくもの。【そば取つて】指貫の股立を取ること、急いで行く樣。【さやめき】さやさやと衣ずれの音を立てること。【事の外】案外に。【世をへうする】盛衰記に世を表するとある。世を代表する意か。又八雲御抄に「あざむく、なべて物をへうするをいふ」とあり。侮り嘲る意か。不明。【內】佛敎の上よりといふ義。僧侶が佛經を內典、儒書を外典といふ。その內、外の意。【五戒】不殺生・不偸盜・不邪婬・不妄語・不飮酒。中にも不殺生戒即ち慈悲を第一とするより云。【外】儒敎の上よりいはゞの義。【五常】仁・義・禮・智・信。【あの姿】烏帽子直衣の平服を着た落ち着いた姿。【面はゆう】恥かしく顏の赤くなること。「はゆう」は映える意。【舍弟】弟。

良有て入道宣ひけるは、「あの成親の卿が謀叛は、事の數にも候はず。一向法皇の御結構にて候ひけるぞや。暫く世を靜めんほど、法皇をば鳥羽の北殿へ移し參らするか、然

らずば是へまれ御幸を成し參らせんと思ふは如何に」と宣へば、大臣聞きも敢へ給はず、はら〳〵とぞ泣かれける。入道「さて如何にや如何に」とあきれ給へば、良有つて大臣涙を押へて「此の仰せ承り候ふに、御運は早末に成りぬと覺え候。人の運命の傾かんとては、必ず惡事を思ひ立ち候也。又御有樣を見參らせ候ふに、更に現共覺え候はず。さすが我が朝は邊地粟散の境とは申しながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒屋根尊の御末、朝の政を司らせ給ひしより以來、太政大臣の官に至る人の、甲冑を鎧ふ事、禮儀を背くに非ずや。就中御出家の御身なり。夫れ三世の諸佛、解脫同相の法衣を脫ぎ捨てて、忽に甲冑を鎧ひ弓箭を帶しましまさん事、內には破戒無慙の罪を招くのみならず、外には仁義禮智信の法にも背き候ひなんず。旁々恐ある申し事にて候へども、心の底に旨趣を殘す可きにも候はず。先づ世に四恩候。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是也。其の中に最も重きは朝恩なり。普天の下王地に非ずと云ふ事なし。さればかの潁川の水に耳を洗ひ、首陽山に蕨を折りし賢人も、勅命背き難き禮儀をば存知すとこそ承れ。如何に況や、先祖にも未だ聞かざつし太政大臣を窮めさせ給ふ。所謂重盛が無才愚闇の身を以て、蓮府槐門の位に至る。加之國郡半は一門の所領と成つて、田園悉く一家の進止たり。是希代の朝恩に非ずや。今是等の

莫大の御恩を思し召し忘れさせ給ひて、猥がはしく法皇を傾け參らさせ給はん事、天照大神、正八幡宮の神慮にも背かせ給ひ候ひなんず。夫れ日本は神國也。神は非禮を受け給ふべからず。然れば君の思し召し立たせ給ふ所、道理半ば無きに非ず。中にも此の一門は、代々の朝敵を平げて、四海の逆浪を靜むる事は、無雙の忠なれ共、其の賞に誇る事は、傍若無人共申しつべし。聖徳太子十七箇條御憲法に、人皆心有り。心各々執あり。彼を是し我を非し、我を是し彼を非す。是非の理、誰か能く定むべき。相共に賢愚なり。環の如くして端なし。爰を以て縦ひ人怒ると云ふとも、却つて我が咎を懼れよとこそ見えて候へ。然れ共當家の運命未だ盡きざるに依つて、御謀叛已に顯はれさせ給ひ候ひぬ。其の上仰せ合せらるゝ成親の卿を、召し置かれぬる上は、縦ひ君如何なる不思議を、思し召し立たせ給ふとも、何の恐か候ふべき。所當の罪科行はれぬる上は、退いて事の由を陳じ申させ給ひて、君の御爲には彌奉公の忠勤を盡し、民の爲には益撫育の哀憐を致させ給はば、神明の加護に預つて、佛陀の冥慮に背くべからず。神明佛陀感應あらば、君も思し召しなほす事、などか候はざるべき。君と臣とを比ぶるに、親疎別く方なし。道理と僻事を雙べんに、爭でか道理に付かざるべき。

【事の數にも候はす】取り上る價値のない、何でもないこと。【御有樣】法體に甲冑を着用した樣。【天照大神

の御子孫】申すまでもなく皇室の事。【天兒屋根尊の御末】藤原氏。『天兒屋根尊』神皇産靈尊の御子で、天照大神に事へ、天孫降臨の際、隨從して此地に下つた神。中臣連藤原氏の祖神。【三世の諸佛】盛衰記に三世の諸佛のとあると同意。『三世』過去世・現在世・未來世。【解脫同相の法衣】解脫の印に着用する衣の義。袈裟の異稱。『解脫』煩惱の縛を解き、三界の苦を脫する義。世俗を脫離すること。『同相』一本幢相とあるのがよい。縱に長い旗で目印にするものを云。【破戒】受戒後、戒を破ること。【無慙】惡事をして悔い慙る心のないこと。

【旁恐ある申し事にて候へども】善かれ惡しかれ、いづれにしても父の行爲を批難するのは、恐れ入つたことではあるがの意。【旨趣を殘す可きにも候はず】思つて居る事を殘らず言はずにはおけないの意。盛衰記には此句の上に且は最後の申狀と存ずればとある。【四恩】長門本其他諸本に心地觀經に據て述べたことになつてゐる。心地觀經報恩品云、世出世恩、有二其四種一、一父母恩、二衆生恩、三國王恩、四三寶恩、如レ是四恩、一切衆生、平等荷負。【普天の下云々】天の徧く覆ふ所、卽ち地の續く限りは、悉く王者の領域であるの意。詩經小雅北山篇云、溥天之下莫レ非二王土一、率土之濱莫レ非二王臣一、孟子には溥を普に作る。『普』徧の義。【潁川の水に耳を洗ひ】堯時代の高士許由の故事。高士傳云、許由耕二於潁水之陽一、堯召爲二九州長一、由不レ欲レ聞レ之、洗二耳於潁水之濱一。【首陽山に蕨を折りし賢人】伯夷叔齊の兄弟が、周武王の殷紂王を討つを不義として從はなかつた故事。史記伯夷傳云、武王既平二殷亂一、天下宗レ周、而伯夷叔齊恥レ之、義不レ食二周粟一、隱二於首陽山一、采レ薇食レ之。【勅命背き難き禮儀】高士隱者でも、勅命を背くことの出來ないといふ禮儀は、心得てゐるのにの意。【所謂】『無才愚闇の身』へかゝる。【蓮府】大臣のこと。晉王儉宰相となり、蓮を愛して家に植ゑたといふ故

事より起つた稱呼。【田園奪く一家の進止】庄園等は平家一門の勝手に與奪する所であるとのこと。『進止』進退許否を勝手に取極めること。【莫大】極て大なること。これより大なるは莫しの義。【正八幡宮】もと大隅正八幡宮(今同國始良郡宮內にある官幣大社鹿兒島神宮)を云。後には他にも廣くいふこととなり、こゝは唯一般の八幡を指して云。『正』正宮の意。分社に對し本宮を指す稱。諸社根源記云、大隅國正八幡。爾ニ八流之幡一顯座、最初垂跡之地也。自レ此有ニ八幡之號一。【神國】神皇正統記云、天祖はじめて基を開き、日神ながく統を傳へ給ふ、我國のみ此事あり。異朝には其たぐひなし、此故に神國といふなり。「日本は神國なり」の語、保元物語、神皇正統記、玉葉(壽永二、十、四源賴朝奏進折紙)にも見える。【道理半無きに非ず】全然御無理とも思はれないといふ意。【四海の逆浪】國內の逆亂の意。『逆浪』逆まく浪、海の緣語。【傍若無人】人前を憚らずに自分勝手な振舞をすること。史記刺客傳云、高漸離撃レ筑、荊軻和而歌ニ於市中一相樂也。已而相泣、旁若レ無レ人。【聖德太子十七箇條御憲法】推古天皇十二年四月御制定、其條目推古紀に見える。【人皆心あり云々】憲法第十條の文。十日、絕レ忿棄レ瞋、不レ怒ニ人違一、人皆有レ心、心各有レ執、彼是則我非、我是則彼非、我必非レ聖、彼必非レ愚、共是凡夫耳。是非之理、詎能可レ定、相共賢愚、如ニ鐶无レ端、是以彼人雖レ瞋、還恐ニ我失一、我獨雖レ得、從レ衆同擧。【心各ゝ執あり】各自必ず意見あること。【彼を是し我を非し云々】このまゝでは文意通じない。彼を是とし我を非として見るべきか。憲法に彼是則我非、我是則彼非とある意。【相共に賢愚】相互の賢愚の差別をつけることは困難で、さして差違のないといふこと。【鐶】推古紀の傍訓にみゝがねとあり、耳飾にする金屬製の圓い輪を云。その鐶の圓くて端のない樣に、賢といひ愚といふのも、畢竟

同じことに過ぎないといふ喩。**【如何なる不思議】**どんな以外な企。**【所當の罪科】**適法の所罰。**【撫育の哀憐を致させ】**仁政を施すを云。**【佛陀の冥慮】**佛の思召。**【感應】**誠意に感動して、そのしるしを現はすこと。**【君と臣とを比ぶるに】**君臣の間では。**【親疎別く方なし】**親疎の別を考るべきものではない、父が親しく君が疎いといふ理由で、父に附き君に背くといふことは、あるべきでないの意。盛衰記には、君と臣とを並べて、親疎を分つことなく、君に附き奉るは忠臣の法なりとある。**【道理と僻事とを雙べんに云々】**道理と不道理とを比較すれば、不道理を捨てて道理の方に附くのは、普通一般の事であるとの意。

烽火

是は尤も君の御理にて候へば、叶はざらん迄も、院中を守護し參らせ候べし。其の故は、重盛始め敍爵より、今大臣の大將に至る迄、併ら君の御恩ならずと云ふ事なし。此の恩の重き事を思へば、千顆萬顆の玉にも越え、其の恩の深き色を案ずるに、一入再入の紅にも猶過ぎたらん。然らば院中へ參り籠り候べし。其の儀にて候はば、重盛が身に代り命に代らんと、契りたる侍共少々候らん。是等を召し具して、院の御所法住寺殿を守護し參らせ候はば、流石以ての外の御大事でこそ候はんずらめ。悲しき哉、君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、迷盧八萬の頂よりも猶高き、父の恩忽

ちに忘れんとす。痛ましき哉、不孝の罪を遁れんとすれば、君の御爲には已に不忠の逆臣とも成りぬべし。進退是窮まれり。是非いかにも辨へ難し。申し請くる所詮は、只重盛が頸を召され候へ。其の故は院參の御供をも仕る可からず、又院中をも守護し參らすべからず。去れば彼の蕭何は大功かたへに越えたるに依つて、官大相國に至り、劒を帶し沓を履きながら、殿上へ昇る事を許されしか共、叡慮に背く事ありしかば、高祖重う警めて、深う罪せられにき。加樣の先蹤を思へば、富貴と云ひ、榮花と云ひ、朝恩と申し、重職といひ、旁々きはめさせ給ひぬれば、御運の盡きん事難かる可きに非ず。富貴の家には、祿位重疊せり。再び實なる木は、其の根必ず傷むと見えて候。心細うこそ候へ。何迄か命生きて、亂れん世をも見候べき。只末代に生を受けて、かゝる憂き日に逢ひ候ふ重盛が果報の程こそ拙う候へ。唯今も侍一人に仰せ付けられ、御坪の内へ引き出されて、重盛が首の刎ねられんずる事は、最安い程の御事でこそ候はんずらめ。是を各々聞き給へ」とて、直衣の袖も絞る計りにかき口說き、さめ／＼と泣き給へば、其の座に竝み居給へる平家一門の人々、皆袖をぞ濕されける。

【敍爵】五位に敍せらるること。重盛久安七年正月一日五位(十二歲)、治承元年三月五日內大臣右大將兼任(四十歲)、名目抄云、爵ノ凡諸位總號也。但又初敍ニ五位一之時謂ヲニ敍爵一。**【併しながら】**悉く。**【千顆萬顆・一入再入】**三

品菅原文時暮春侍宴冷泉院池亭同賦花光水上浮詩序云、瑩日瑩風高低千顆萬顆之玉、染枝染浪表裏一入再入之紅。『顆』果實・玉・石等圓い物を數へるにいふ語。『入』染料に浸す度數を數へるにいふ語。一しほ二しほと云。**【其の儀にて候はゞ】**重盛が院に御方するとなると。**【少々候ふらん】**卑下した語。相當にはあるの意。**【以ての外の御大事】**案外な大事件。**【迷盧】**蘇迷盧の略。須彌山とも云。佛經にある高山の名で、大海の中央に立ち、水に入ること八萬由旬、出て居ることも八萬由旬と云。由旬は印度の里程測定の單位で、三、四、六、八十里等諸說一定しない。**【進退是窮まれり】**詩經大雅桑柔篇云、人亦有言、進退惟谷。**【申し請くる所詮】**御願する結局の所は。**【蕭何】**漢高祖の臣。漢書蕭何傳云、漢五年、已殺項羽即高帝位論功行封、群臣爭功、歲餘不決、上以何功最盛、先封爲鄼侯。**【重う警めて】**漢書蕭何傳云、何爲民請曰、長安地陿、上林中多空地弃、願令民得入田、毋收稾、爲獸食、上大怒曰、相國多受賈人財物、爲請吾苑、乃下何廷尉、械繫之數日。**【富貴の家には祿位重疊】**富貴の上に官位食祿が十分であるのは、一年に二度も實のる樹木の根が、結實過重の爲にいたむと、同じやうなことになるであらうの意、後漢書明德馬皇后紀云、常觀富貴之家、祿位重疊、猶再實之木其根必傷、

入道頼み切つたる內府は、加樣に宣ふ、世にも力なげにて、「いや〳〵其れ迄の事は思ひも寄りさうず。惡黨共の申す事に、君の付かせ給ひて、如何なる僻事などもや出でこんずらんと思ふ計りでこそ候へ」。大臣、「縱如何なる僻事出來候へばとて、君をば何

とかし參らさせ給ふべき」とて、つい立つて中門に出で、侍どもに宣ひけるは、「只今是にて申しつる事共をば、汝等は能く承らずや。今朝より是に候ひて、加樣の事共をも申し靜めんとは存じつれ共、餘りに混騷に見えつる間、先づ歸りつる也。院參の御供に於ては、重盛が首の刎ねられたらんを見て仕れ。さらば人參れ」とて、小松殿へぞ歸られける。其の後大臣、主馬の判官盛國を召して、「重盛こそ今朝別して天下の大事を聞き出したんなれ。我を我と思はんずる者共は、物の具して急ぎ參れと催せ」と宣へば、馳せ廻つて披露す。朧げにては騷ぎ給はぬ人の、加樣の披露の有るは、誠に別の子細の有るにこそとて、我も〳〵と馳せ參る。淀、羽束瀨、宇治、岡屋、日野、勸修寺、醍醐、小栗栖、梅津、桂、大原、志津原、芹生の里に溢れ居たる兵共、或は鎧著て未だ甲を著ぬもあり、或は矢負うて未だ弓を持たぬも有り。片鐙蹈むや蹈まずにて、周章騷いで馳せ參る。小松殿に騷ぐ事ありと聞えしかば、西八條に數千騎ありける兵共、入道にはかう共申しも入れず。ざやめき連れて、皆小松殿へぞ馳せたりける。弓箭に携はる程の者は、一人も殘らず。筑後の守貞能が只一人候ひけるを御前へ召して、「內府は何と思ひて、是等をば皆加樣に呼び取るやらん。今朝是にて云ひつる樣に、淨海が許へ打手などもや向けんずらん」と宣へば、貞能淚をはら〳〵と流して、

「人も人にこそ依らせ給ひ候へ。爭でか唯今さる御事候べき。今朝これにて申させ給ひつる御事共をば、早(はや)皆御後悔ぞ候らん」と申ければ、入道いやいや内府に中違(なかたが)うては、惡しかりなんとや思はれけん。法皇迎へ參らせんと思はれける心も和(やはら)ぎ、急ぎ腹卷脱(ぬ)ぎおき、素絹の衣に袈裟打掛て、最(いと)心にも起らぬ念誦してこそおはしけれ。

【思ひも寄りさうず】思ひも寄りさぶらはずの訛。**【つい立つて】**ついと立つて。急に立ち上つたこと。**【人參れ】**供の者來い。**【我を我と思はんずる者】**重盛を大切に思つてくれる者。**【物の具して】**甲冑を着、武具を帶すること。**【催せ】**催促せよ。**【朧げにては】**普通の事では。**【別の子細】**特別の事情。**【淀】**山城國久世郡淀町附近、淀川北岸の地。**【羽束瀨】**同國乙訓郡羽束師村。**【宇治】**同國久世郡宇治町附近。**【岡屋】**同國宇治郡宇治村木幡五箇莊、**【日野】**同郡醍醐村字日野。**【勸修寺】**同郡山科町字勸修寺。**【醍醐】**同郡醍醐村字醍醐。**【小栗栖】**同村字小栗栖。**【梅津】**同國葛野郡梅津村大字梅津。**【桂】**同郡桂村。**【大原】**同國愛宕郡大原村大字大原、**【志津原】**同郡靜市野村大字靜原、大原の西方の地。**【芹生の里】**同郡草生(くさふ)井出の里の邊、大原西方の地。**【溢れ】**放(はふ)れと同義。定職もなくて居る者。**【片鐙踏むや踏まずに】**片々の鐙に足をかける暇もない程、急いでの意。**【騷ぐ事】**兵を集る事。**【かう共申しも入れず】**重盛の方へ行くとも言はずに。**【ざやめき連れて】**ざわざわ音を立てながら、連れ立て行くこと。**【人も人にこそ依らせ給へ】**人にもよりけりで、あの方に限てそんな事はある筈はないの意。**【これにて申させ給ひつる御事共】**淸盛の家に來て諫めた事共。**【袈裟】**梵語迦沙曳の略。不正色の義。靑黃赤白黑の五色を避けて雜色を用ひるより云。**【心にも起らぬ念誦】**體裁だけの念佛誦經。

其の後小松殿には、盛國承て著到付けけり。馳せ參じたる侍共、一萬餘騎とぞ注しける。著到披見の後、大臣中門に出でて侍共に宣ひけるは、「日來の契約を違へずして、皆加樣に參りたるこそ神妙なれ。異國にさる樣有り。周の幽王、褒姒と云へる最愛の后を持ち給へり。天下第一の美人なり。されども幽王の御心に叶はざりける事には、褒姒笑を含まずとて、都べて笑ふ事し給はず。異國の習に、天下に兵亂の起る時は、所々に火を擧げ太鼓を打つて、兵を召す謀有り。是を烽火と名づく。或時天下に兵革起つて所々に烽火を揚げたりければ、后是を御覽じて、あな夥し。火もあれ程まで多かりけりなとて、其の時始めて笑ひ給へり。一度笑めば百の媚有りけり。幽王是を嬉しき事にし給ひて、其の事となく常は烽火を揚げ給ふ。諸侯來るに怨なし。怨なければ則ち歸り去りぬ。加樣にする事度々に及べば、兵も參らず。或時隣國より凶賊起つて、幽王の都を攻めけるに、烽火を擧ぐれ共、例の后の火に習れて、兵も參らず。其の時都傾いて、幽王終に亡びにけり。さてかの后野干と成つて走り失せけるぞ怖ろしき。加樣の事の有る時は、自今以後、是より召さんには、皆此の如く參る可し。重盛今朝別して天下の大事を聞き出して召しつる也。されども此の事聞き直しつゝ、僻事にてありけり。さらばとう歸れ」とて、侍ども皆歸されけり。實にさせる事をも聞き出されざり

けれ共、今朝父を諫め申されける詞に隨ひて、我が身に勢の付くか付かぬかの程をも知り、又父子軍をせんとにはあらね共、角して入道大相國の謀叛の心も柔ぎ給ふかとの謀とぞ聞えし。君君たらずと雖も、臣以て臣たらずんばある可からず。父父たらずと雖も、子以て子たらずんばある可からず。君の爲には忠有つて、父の爲には孝あれと、文宣王の宣ひけるに違はず。君も此の由聞し召して、「今に始めぬ事なれ共、内府が心の中こそ辱かしけれ。怨をば恩を以て報ぜられたり」とぞ仰せける。果報こそ目出たうて、今大臣の大將に至らめ、容儀帶佩人に勝れ、才智才覺さへ世に超えたるべきやはとぞ、時の人々感じ合はれける。國に諫むる臣あれば、其の國必ず安く、家に諫むる子あれば、其の家必ずたゞしと云へり。上代にも末代にも有り難かりし大臣也。

【着到】到着者の姓名を記錄すること。又その記錄。**【披見】**披き見ること。**【周幽王】**宣王の子。申后及び太子宜臼を廢し、褒姒を愛して后とし、其子伯服を太子とした。史記周本紀云、幽王爲二烽燧大鼓一、有二寇至一則擧二烽火一、諸侯悉至、至而無レ寇、褒姒乃大笑。幽王說レ之、爲數擧二烽火一、其後不レ信、諸侯益亦不レ至、（略）申侯怒與二繒西戎一攻二幽王一、幽王擧二烽火一徵レ兵、兵莫レ至、遂殺二幽王驪山下一、虜二褒姒一、盡取二周賂一而去。**【褒姒】**褒國の人。**【褒姒笑みを含まず】**出處不明、史記周本紀には、褒姒不レ好レ笑とある。**【兵を召す謀】**兵士召集の方法。**【烽火】**のろし。事ある時に、山頂等の高處に火を擧げて急を報ずる法。我國奈良平安時代の頃、

唐制に倣つて九州地方に其法を施設した。令義解軍防令云、凡烽、晝夜分レ時候望、若須レ放レ烽者、晝放レ烟夜放レ火、其烟盡二一刻一、火盡二一炬一。**【一度笑めば百の媚】**白樂天長恨歌云、回レ頭一笑百媚生、六宮粉黛無二顏色一。**【其の事となく】**別に何事もないのに。**【例の后の火】**いつもの戯れに后の爲に擧げた烽火と思ふこと。**【都傾て】**都の陷つたこと。**【野干】**狐の異名。和名抄に、狐、和名木豆禰、獸名、射干也、關中呼爲二野干一、語訛也。とある。又此條殷紂王寵妃妲己の事を交え書いたものと云。古注千字文云。投二得妲己一、付二與召公一令レ殺。召公見二其姿容一端正、一笑百美、不レ忍レ殺レ之、留經二一宿一、太公謂二召公一曰、紂之亡レ國喪レ家、皆由二此女一、不レ殺レ之、更待二何時一、乃以レ碓剉レ之、卽變作二九尾狐狸一也。**【加樣の事のある時】**今後も此度の樣に召し出す時。幽王の例の如く、今度の事に懲りずに來てくれといふこと。**【聞き直しつゝ】**糺して見たら違つてゐたこと。**【とう】**疾う。**【させる事】**天下の大事といふやうな事。**【勢の付くか付かぬかの程】**自分を慕つて武士が來るか否かの程度。**【君君たらずと雖】**古文孝經孔安國序云、君雖レ不レ君、臣不レ可二以不一レ臣、父雖レ不レ父、子不レ可二以不一レ子。**【君の爲には忠有つて】**出處不明。**【文宣王】**孔子の追諡。漢以來孔子の追諡の事はあるが、唐玄宗開元廿七年八月、文宣王と改謚され、其像を南面せしめ、王者の服を着せ、弟子の十哲にも追贈し、公侯伯とせられた。**【今に始めぬ事なれ共】**今更の事ではないが。**【辱しけれ】**こちらが氣恥かしく思はれるの意。**【怨をば恩を以て】**論語憲問篇云、或曰、以レ德報レ怨何如、子曰、何以報レ德、以レ直報レ怨、以レ德報レ德。**【果報こそめでたうて】**前世の宿緣がよい爲に、今世で大臣大將といふ高官になることは出來やうが、重盛の如くに、容姿も智慮も一代に優れることは中々出來ないの意。『至らめ』至らめどの意。

【容儀帶佩】容貌風姿、『帶佩』刀劍を佩いた様子。【国に諫むる臣あれば】古文孝經諫爭章云、昔者天子有二爭臣七人一、雖レ亡道一不レ失二天下一、諸侯有二爭臣五人一、雖レ亡道一不レ失二其國一、大夫有二爭臣三人一、雖レ亡道一不レ失二其家一、士有二爭友一、則身不レ離二於令名一、父有二爭子一、則不レ陷二於不義一。

新大納言の被レ流

去程に六月二日の日、新大納言成親の卿をば、公卿の座に出し奉つて、御物進らせけれ共、胸せき塞つて、御箸をだにも立てられず。預の武士難波の次郎經遠、御車を寄せて、とうとうと申しければ、大納言心ならずぞ乘り給ふ。哀れ如何にもして、今一度小松殿に見え奉らばやとは思はれけれ共、其れも叶はず。見廻せば、軍兵共前後左右に打圍んで、我が方様の者は一人もなし。「縱重科を蒙つて遠國へ行く者も、人一人身に副へざるべき事や有る」と、車の内にてかき口說かれければ、守護の武士共も、皆鎧の袖をぞ濡しける。西の朱雀を南へ行けば、大内山をも今は餘所にぞ見給ひける。年來見馴れ奉りし雜色牛飼に至るまで、皆涙を流し袖を濡さぬは無かりけり。まして都に殘り留り給ふ北の方少き人々の心の中、推量られて哀れ也。鳥羽殿を過ぎ給ふにも、「此の御所へ御幸成りしには、一度も御供にははづれざりしものを」とて、我が山

庄洲濱殿とて有りしをも、餘所に見てこそ通られけれ。鳥羽の南の門出でて、舟遅しとぞ急がせける。大納言「同じく失はるべくば、都近き此邊にてもあれかし」と宣ひけるこそ責めての事なれ。近う副ひ奉つたる武士を「誰そ」と問ひ給へば、「預の武士難波の次郎經遠」と名乘り申す。「若し此邊に我が方樣の者やある、一人尋ねて參らせよ。舟に乘らぬ先に云ひ置く可き事有り」と宣へば、經遠其の邊を走り廻つて尋ねけれども、我こそ大納言殿の御方と申す者一人もなし。其の時大納言淚をはら〳〵と流して、「さり共我が世に有りし時は、隨ひ付きたりし者共、一二千人も有りつらんに、今は餘所にてだに此の有樣を見送る者の無かりける悲しさよ」とて泣かれければ、猛き武士共も皆鎧の袖をぞ濡しける。唯身に副ふ物とては、盡きせぬ淚計り也。熊野詣、天王寺詣などには、二つ瓦の三つ棟に造つたる舟に乘り、次の船二三十艘漕ぎ續けてこそ有りしに、今はけしかるかきすゑ屋形舟に大幕引かせ、見もなれぬ兵共に具せられて、今日を限に都を出でて、浪路遙に赴かれけん心の中、推量られて哀れなり。

【公卿の座】考證に、在二寢殿一、對二賓客一之座也とある、來客の爲に豫めしつらつて置く室。出發に際して客あしらひにしたこと。**【御物】**食膳。**【胸せき塞つて】**『せき』も塞ること。**【御箸をだに立てられず】**考證云、凡飮食の禮、先づ箸を取て飯の上に立て、汁器湯器に分ち入れて食する也。**【預りの武士】**護送の命を受けた

武士。【**我が方樣の者**】自分の平素召し使つた者。【**人一人身に副へざるべき事や有る**】一人の召使位連れて行つてもよささうなものである。【**西の朱雀を南へ**】盛衰記には、八條を西へ、朱雀を南へとある。西の方へ朱雀大路まで行き、折れて南へ向つたこと。【**大内山**】大内裏の別稱。もと山城國葛野郡御室の北嶺の名。宇多法皇の御室に御出になつたことから轉じて云。【**餘所にぞ見給**】離れて行くこと。【**洲濱殿**】山城國紀伊郡鳥羽村字竹の山にあつた鳥羽離宮附近の地。雍州府志に今水石跡殘とある。盛衰記に、成親が多くの山庄中、特に鳥羽田中殿の山庄を愛して、私に洲濱殿と呼んだことを載せ、又長門本に、この洲濱殿は、住吉の住吉殿の模造で、應保二年二月廿一日事始、同三年竣成し、直に法皇の御幸のあつたことを記してゐる。【**鳥羽の南の門**】鳥羽殿南門の義。下鳥羽草津附近の地。保元物語崇德院讚岐潜幸條に「鳥羽の南門へ遣り出す、國司季行朝臣、御船幷に武士兩三人を設けて、草津にて御船に乘せ奉る」とある。高倉院嚴島御幸にも、草津より御乘船になつてゐる。こゝも同樣の事と思はれる。雍州府志云、草津今不レ知二其所一、疑與二古川一同處乎。古川在二下鳥羽西一、古西國遷謫人、多自二斯川一乘レ舟出二狐川一。【**同じく失はるべくば**】同じ殺害されるなら。【**責ての事**】思ひ迫つての事。【**大納言殿の御方**】成親に恩顧を蒙つた者。【**餘所にてだに**】陰ながらも。【**盡せぬ涙計**】涙だけが身に附き添ふだけであるの意。【**熊野詣**】紀伊國牟婁郡熊野神社參詣の事。當時貴族間に流行した物詣の隨一。【**天王寺詣**】攝津國東成郡四天王寺參詣のこと。【**二つかはらの三棟に造つたる舟**】構造壯麗な御座船といふこと。『二かはら』龍骨。それが二本も入れてあるとのこと。『三つ棟』舟屋形の制。三段に作つて、船首より後に至るに隨つて高く造つてあること。【**けしかる**】見苦しい。【**かきすゑ屋形船**】簡單な、屋形を据ゑた樣に置い

てある舟。【大幕】外側に引く幕。【見もなれぬ】見たこともない。

新大納言は、死罪に行はるべかりし人の、流罪に宥められける事は、偏に小松殿のやう〳〵に申されけるに依つてなり。其の日は攝津の國大物の浦にぞ著き給ふ。明くる三日の日、大物の浦へは、京より御使有りとて閙きけり。大納言、「そこにて失へとにや」と聞き給へば、さはなくして、「備前の兒島へ流す可し」との御使なり。又小松殿より御文有り。「哀れ如何にもして都近き片山里にも置き奉らばやと、さしも申しつる事の叶はざりける事こそ、世に有る甲斐も候はね。さりながらも御命計りをば乞ひ請け奉つて候ふぞ。御心安う思し召され候へ」とて、難波が許へも、「能々宮仕奉れ。相構へて御心にばし違ふな」など宣ひ遣はし、旅の粧ひ細々と沙汰し送られたり。新大納言は、さしも忝う思し召されつる君にも離れ參らせ、つかの間も去り難う思はれける北の方、少なき人々にも皆別れ果てて、「こは何地へとて行くらん。再び故郷に歸つて、妻子を相見んことも有り難し。一年山門の訴訟に依つて、已に流されしをも君惜ませ給ひて、西の七條より召しかへされぬ。されば是は君の御戒にも非ず、こは如何にしつる事共ぞや」と、天に仰ぎ地に伏して、泣き悲めども甲斐ぞなき。明ければ舟推し出して下り給ふに、道すがら唯涙にのみ咽んで、ながらふ可しとは覺えね共、

さすが露の命は消えやらず、跡の白浪(しらなみ)隔つれば、都は次第に遠ざかり、日數漸う重なれば、遠國は既に近付きぬ。備前の兒島に漕ぎよせて、民の家(や)のあさましげなる柴の庵(いほり)に入れ奉る。島の習ひ、後は山、前は海、磯の松風波の音、何れも哀れは盡きせず。

【**大物の浦**】攝津國河邊郡尼ケ崎の海岸、大河尻の碇泊處。尼ケ崎の東の大字を大物と云。【**閙き**】騒ぎ立つこと。【**宮仕**】成親に仕へるを云。【**ばし**】意味を强めていふ語。【**山門の訴訟に依つて**】嘉應元年十二月、成親の知行尾張國の目代右衞門尉政友が、山門領平野莊の神人と諍を生じたのが原因で、山門の嗷訴となり、成親備中國へ配流の事に定まつたが、間もなく成親を召還されたこと。百錬抄には、廿四日配流の事決定、廿八日召還宣下、卅日本官還任とある。【**西の七條**】西の京の七條。【**是は君の御戒にも非ず**】山門の訴訟の時さへ、法皇が配流を御許になつたことを考へると、今度の事は法皇の思召から出た所罰でないとの意。【**ながらふ**】長ら經て、長く生きること。【**跡の白浪**】船の過ぎ行く跡に殘る白い波のこと。【**民の家のあさましげなる柴の庵**】平民の住む見苦しく粗末な小家。【**島の習ひ**】島の地勢の常として。【**何れも哀れは盡きず**】風や波の音がひどく人を悲しく思はせること。

阿古屋(あこや)の松

凡そ新大納言一人にも限らず、警めを蒙むる輩多かりき。近江中將入道蓮淨佐渡の國、山城の守基兼伯耆の國、式部の大輔正綱播磨の國、宗判官信房阿波の國、新平判官資行は美作の國とぞ聞えし。折節入道相國は、福原の別業におはしけるが、同二十日の日攝津の左衛門盛澄を使者にて、門脇殿の許へ、「それに預け置き奉つたる、丹波の少將を急ぎ是へたべ、存する旨有り」と宣ひ遣はされたりければ、宰相、「さらばたゞ有りし時、兎も角も成りたりせば如何がせん。再び物を思はせんずる事の悲しさよ」とて、急ぎ福原へ下り給ふべき由宣へば、少將泣く泣く出で立たれけり。

【警めを蒙むる輩】所罰を蒙つた人々。【福原】攝津國武庫郡福原莊、今神戸市西方の地。【別業】別莊。【たべ】賜へ。【存する旨あり】考へがある。【有りし時】この間、西八條へ呼び出された時の意。【兎も角も成たりせば】罰を受けることになつたのなら。【如何かせん】仕方がないと、諦めもしやうのにの意。

北の方已下の女房達は、「叶はざらんもの故に、猶も宰相の能き樣に申させ給へかし」とて歎かれければ、宰相、「存ずる程の事をば申しつ。今は世を捨てんより外、また何事をか申す可き。縱ひ何くの浦にもおはせよ、我が命の有らん限は訪ひ奉る可し」とぞ宣ひける。少將は今年三つに成り給ふ少き人のおはしけれ共、日比は若き人にて、君達などの事をばさしも細やかにもおはせざりしか共、今はの時にも成りぬれば、さすが

懐しうや思はれけん、「少き者を今一度見ばや」と宣へば、乳母抱いて參りたり。少將膝の上に置き、髮かき撫で、涙をはらはらと流いて、「哀れ汝七歲に成らば、男に成して君へ進らせんとこそ思ひしに、され共今は云ふ甲斐なし。若し不思議に命生きて、生ひたちたらば、法師に成つて、我が後の世を能く弔へよ」とぞ宣ひける。未だ幼き御心に、何事をか聞き分き給ふ可きなれども、打うなづき給へば、少將を始め奉つて、母上乳母の女房、其の座にいくらも竝み居給へる人々、心有るも心無きも、皆袖をぞ濡されける。福原の御使、今夜鳥羽まで出でさせ給ふべき由を申す。少將、「幾程も延びざらんもの故に、今宵計りは都の內にて明かさばや」と宣へ共、如何にも叶ふまじき由を頻りに申しければ、力及ばず、其の夜鳥羽へぞ出でられける。宰相餘りの物憂さに、今度は乘りも具し給はず、少將計りぞ乘り給ふ。同二十二日少將福原へ下り着き給ふ。入道相國備中の國の住人瀨尾の太郞兼康に仰せて、備中の國へぞ流されける。兼康は宰相の還り聞き給はんずる所を恐れて、痛う緊しうも當り奉らず。道すがらも樣々にいたはり進らせけれ共、少將少しも慰み給ふ事もなく、夜晝只佛の御名をのみ唱へて、偏に父の事をぞ祈られける。

【叶はざらんもの故に】叶ても出來ない事ではあらうが。『もの故に』ものながら。**【何くの浦にもせよ】**配所は

どんな遠い海の果でもの意。**【若き人にて】**氣の若々しい人での意。**【今はの時】**今は最後と出で立つ時。**【男に成して】**元服させること。冠儀淺寡抄云、若二攝籙子息一、五六歳而加二首冠一是格別。**【君へ進らせん】**法皇の御許へ差出さう。**【若し不思議に命生て】**若し幸に死なずに。**【我が後の世を能く弔へよ】**我が死後極樂へ生れ、菩提の道へ入るやうに、よく佛に願へよの意。**【何事をか聞き分き給ふ可きなれども】**何にも分別の出來る筈はないがの意。**【福原の御使】**淸盛よりの使。**【幾程も延びざらんもの故に】**いくらも延びる譯でもないからせめての意。**【乘りも具し給はず】**一緒に車にも乘せずに。

去程に新大納言成親の卿は、備前の兒島におはしけるを、是れは猶舟著近うて惡しかりなんとて、地へ渡し奉り、備前備中の境、庭瀨の郷、吉備の中山、有木の別所と云ふ山寺に置き奉る。其れより少將のおはしける備中の瀨尾と、有木の別所の間は、纔か五十町に足らぬ所なれば、少將さすが其方の風も懷かしうや思はれけん、或時兼康を召して、「是より父大納言殿の御渡り有るなる有木の別所とかやへは、如何程あるぞ」と問ひ給へば、兼康直に知らせ奉っては惡しかりなんとや思ひけん、「片道十二三日候」と申しければ、其の時少將涙をはらはらと流して、「日本は昔三十三箇國にて有しを、中比六十六箇國には分たれたなり。さ云ふ備前・備中・備後も、本は一國にて有りける也。又東に聞ゆる出羽・陸奧の國も、昔は六十六郡が一國なりしを、十二郡割

き分つて後、出羽の國とは立てられたなり。去れば實方の中將、奥州へ流されし時、當國の名所阿古屋の松を見んとて、國の内を尋ね廻るに、求め兼て已に空しう歸らんとしけるが、道にて或老翁に行き逢ひたり。中將、やゝ御邊は舊い人とこそ見れ。當國の名所阿古屋の松と云ふ所や知りたると問ふに、全く國の内には候はず、出羽の國にぞ候ふらんと申しければ、さては汝も知らざりけり。今は世末に成りて、國の名所をも早皆呼び失ひけるにこそとて、既に過ぎんとし給へば、老翁中將の袖を整へて、哀れ君は、

陸奥の阿古屋の松に木隠れて、出づべき月の出でもやらぬか

と云ふ歌の心を以て、當國の名所阿古屋の松とは御尋ね候ふか。其れは昔兩國が一國なりし時詠み侍りし歌なり。十二郡割き分つて後は、出羽の國にぞ候ふらんと申しければ、さらばとて、實方の中將も出羽の國に越えてこそ、阿古屋の松をば見てげれ。筑紫の太宰府より都へ、腹赤の使の上るこそ、歩路十五日とは定めたなれ。已に十二三日と申すは、是より殆ど鎭西へ下向ござんなれ。遠しと云ふ共、備前・備中・備後の間は、兩三日にはよも過ぎじ。近いを遠う申すは、父大納言殿の御渡り有んなる所を、成經に知らせじとてこそ申すらめ」とて、其の後は戀しけれ共問ひ給は

ず。

【船着近うて惡しかりなん】港に近いので流罪の目的に叶はないの意。【地】陸地。【庭瀬の郷】備中國吉備郡庭瀬村。【吉備の中山】備中國賀陽郡眞金村字宮内、吉備津彦神社鎭座。『吉備』備前備中備後を一括していふ古名。『中山』その中央の山の意。【有木の別所】盛衰記に有木の別所高麗寺とある。『別所』別院の義。しかし何寺の別院とも判然しない。【瀨尾】備中國都窪郡妹尾町大福村の地。【其方の風】父の居る有木の別所の方から吹いて來る風。【三十三箇國】いつの頃の事か不明。恐らく六十六國の半數を漫然擧げたものか。【さ云ふ】こゝに云ふの意。【備前備中備後も本は一國】吉備國と云。三國に分たれた年代は未詳。藤井高尙の松の落葉に、持統天皇の頃かとある。尙元明天皇和銅六年に備前の六郡を割いて美作國を置いた。【東に聞ゆる】東國でよく知られてゐるの意。【六十六郡が一國】陸奥國五十四郡出羽國十二郡を倂せて云。【出羽の國】元明天皇和銅五年九月越後國出羽郡を割いて立てた國。延喜式等に此國十一郡とし、後由利郡を加へて十二郡となる。本文は追書。明治元年羽前羽後の二國に分たれた。【實方の中將】侍從藤原定時の子。一條院の時、宮中で藤原行成と口論し、笏を以て其冠を打落したるに、行成が徐ろに之を拾つたのを、主上が御覽になり、行成を藏人頭に補し、實方を歌枕見て參れと、陸奥守に任ぜられ、終に其地に逝去したことが、古事談十訓抄に見える。【阿古屋】山形市の東南一里、羽前國南村山郡瀧山村大字平淸水にある千歳山の舊名。此一條も古事談に見える。【やゝ】もしもしと聲を出して呼びかける詞。【舊い人】故老。【陸奥の阿古屋の松に云々】大い松に隱れて出るべき月が出ないのであるかの意。古事談には古歌とある。【筑紫】筑前筑後の古名。【太宰府】西海道

九國三島を總管し、兼て外寇を防ぎ外交を掌つた重要な役所。建置の年代は詳でないが、其一定の形を取つたのは、天智天皇頃よりの事である。其遺址今筑前國筑紫郡水城村大字國分の東、觀世音寺の西南に在る。**【腹赤の使】**元日節會の時行はれる、腹赤の奏に入用な、腹赤を奉りに京に上つて來る使。もと景行天皇筑紫行幸の時、宇土郡長濱の海人が獻上したことから起り、聖武天皇天平十五年正月大宰府より進獻し、爾來年々の恆例となる。『腹赤』官曹事類に鱒と記してより、諸書の據る所となつたが、伴信友は、贄の事で、久知父石持といひ、腹部が赤色なので腹赤とも言つたのであるとしてゐる。二條良基年中行事歌合判詞に「昔は節會の御饌などにもやがて供しけるとかや、腹赤の食ひ様とて、食ひさしたるを皆取渡して食けり、いと面嫌はしき様にぞ侍る」とある。治承五年正月以來、廢る。**【歩路十五日】**延喜式主計寮云、太宰府行程、上廿七日、下十四日、海路卅日。長門本には、筑紫より鰚の使の上るこそ、廿日の道とは聞えしかとある。**【これより殆ど鎭西へ下向ござんなれ】**此地から殆ど九州まで下つて行く程の日數ではないかの意。**【近いを遠く申すは】**近距離の地を、態と遠距離の様に言ふのは。

新大納言の死去

去程に法勝寺の執行俊寛僧都、丹波の少將成經、平判官康頼、是れ三人をば、薩摩方鬼界が島へぞ流されける。彼の島へは、都を出でて、遙々と多くの波路を凌いで行く處なり。朧げにては船も通はず、島には人稀なりけり。自ら人は有れ共、衣裳なければ、

此の土の人にも似ず、云ふ詞をも聞き知らず、身には頻に毛生ひつゝ、色黑くして牛の如し。男は烏帽子も著ず、女は髮もさげざりけり。食する物も無ければ、常に只殺生をのみ先とす。賤が山田をかへさねば、米穀の類もなく、園の桑を取らざれば、絹帛の類も無かりけり。島の中には高き山有り。鎭に火燃え、硫黃と云ふ物滿ち充てり。故にこそ硫黃が島とは名付けたれ。雷常に鳴り上り、鳴り下り、麓には雨繁し。一日片時、人の命の絕えて有る可き樣もなし。新大納言は少しくつろぐ事もやと思はれけるが、子息丹波の少將成經以下三人、薩摩方鬼界が島へ流されぬと聞きて、「今は何をか期す可き」とて、出家の志の候由を便に付けて、小松殿へ申されたりければ、法皇へ伺ひ申して、御免ありけり。榮花の袂を引きかへて、浮世を餘所に墨染の袖にぞ窶れ給ひける。

【薩摩方】薩摩國以南の諸島中、種子島が大隅管內であるに對し、薩摩の方に屬するものといふ意。【鬼界が島】貴賀非島、貴海島とも書く。薩摩南方諸島の總名。長門本云、鬼界は十二の島なれば、口五島は日本に從へり、奧七島は我朝に從はずといへり。白石、あこしき、くろ島、硫黃島、阿世納、阿世波、やくの島とて、えらぶ、おきなは、鬼界島といへり。口五島の內、少將をば三のとまりの北硫黃島に捨置、康賴をはあこしきの島、俊寬をは白石島にぞ捨置ける。(略)兎角して、俊寬も康賴も少將のましましける硫黃島へたどり着

きて、互に血の涙をぞ流しける。彼島西北十里の島也。【凌いで】骨折つて過ぎて來るといふ意。【朧にては船も通はず】尋常の事では船も來ない。【此の土の人】日本本土の人。【云ふ詞をも聞き知らず】言語も通じない。【男は烏帽子も着ず云々】當時京の風俗、男は必ず烏帽子を着、女は必ず垂髪であつたので、之を怪んで云。【殺生】漁獵。【賤が山田をかへさねば】農夫が耕作しないから。【園の桑を取らざれば】養蠶が行はれないから。【人の命の絶えて有る可き樣もなし】人間が生きて行け樣が全くない。【今は何をか期す可き】此土は何の期待する所もない。【榮花の袂を引きかへて】驕奢に耽つた昔とは打て變つての意。【浮世を餘所に墨染の袖】僧となること。『浮世』憂き世。『墨染』僧衣中最も普通に用ひられる衣の色。住むにかけて云。

去程に大納言の北の方は、都の北山雲林院(うりんゐん)の邊(へん)に忍うでおはしけるが、さらぬだに住み馴れぬ處は物憂きに、いとゞ忍ばれければ、過ぎ行く月日を明し兼ね、暮らし煩ふ樣なりけり。宿所には女房・侍多かりけれども、或は世を恐れ、或は人目を裹(つゝ)む程に、問ひ訪(とぶら)ふ者一人もなし。され共其の中に源左衞門の尉信俊と云ふ侍一人、情ある者にて、常に訪ひ奉る。或時北の方信俊を召して、「誠や是には備前の兒島におはしけるが、此程聞けば有木の別所とかやにおはすなり。哀れ如何にもして、はかなき筆の跡をも奉り、御返事をも今一度見ばやと思ふは如何に」と宣へば、信俊涙をはら〱と流して、「我れ幼少の時より、御憐みを蒙つて召使はれ、片時も離れ參らせ候はず。召され參らせ

し御聲の耳に留り、諫められ參らせし御詞の肝に銘じて、忘るる事も候はず。西國へ御下り候ひし時も、御供仕るべう候ひしか共、六波羅より容され無ければ、力及び候はず。縦今度は如何なる憂き目にも合ひ候へ、御文賜はつて參り候はん」と申しければ、北の方斜ならずに悦び、軈て書いてぞたうでける。若君姫君も面々に御文有り。信俊此の御文共を賜はつて、遙々と備前の國有木の別所へ尋ね下り、先づ預りの武士難波の次郎經遠に案内を云ひ入れたりければ、經遠志の程を感じて、軈て御見參に入れてげり。

【いとど忍ばれ】益慕はしく思つたこと。【宿所】もとの御殿。【人目を褁む程に】人の目にかゝるのを遠慮するので。【是には】夫成親は。【はかなき筆の跡】手紙のこと。【召され參らせし御聲の耳に留り】御呼びになつた御聲が耳について忘れられないといふこと。【諫められ參らせし御詞】御叱りを受けた御詞。【たうで】給びての訛、與へること。【御見參に入】面會させること。

大納言入道殿は、唯今しも都の事をのみ宣ひ出だして、歎き沈んでおはしける所に、「京より信俊が參つて候」と申しければ、大納言起きあがつて、「如何にや如何に、夢かや現か、是へ〳〵」とぞ宣ひける。信俊御傍近う參つて、御有樣を見奉るに、先づ御栖居所の物憂さは、さる事なり。墨染の御袖を見奉るに、目もくれ心も消えはてゝ、涙

も更に留らず。良有つて涙を押へて、北の方の仰蒙つし次第、細々と語り申す。其の後御文取り出でて奉る。是を開けて見給ふに、水莖の跡は、涙にかきくれて、そこはかとは見えね共、「少き人々の餘りに戀ひ悲み給ふ有樣、我が身も盡きせぬ物思に、堪へ忍ぶべうもなし」など書かれたれば、「日來の戀しさは事の數ならず」とぞ悲み給ひける。

角て四五日も過ぎしかば、信俊、「是に候ひて、御最後の御有樣をも見進らせん」と申しければ、預の武士、如何にも叶ふまじき由を申す間、大納言、「幾程も延びざらんもの故に、唯とう歸れ」とこそ宣ひけれ。「我れは近う失はれんと覺ゆるぞ。此の世になき者と聞かば、我が後の世を能く弔へよ」とぞ宣ひける。御返事書きてたうだりければ、信俊是を賜つて、「又こそ參り候はめ」とて、暇申して出でければ、「汝が又來ん度を待ち付くべし共覺えぬぞ。餘に名殘惜しう覺ゆるに、暫し／＼」と宣ひて、度々呼びぞ返されける。さてしも有るべき事ならねば、信俊涙を押へつゝ、都へ歸り上りけり。

北の方に御返事取り出でて奉る。是を開けて見給へば、早御樣替へさせ給ひたりとおぼしくて、御文の奥に御髮の一房有りけるを、二目とも見給はず、「形見こそ今はなか／＼怨なれ」とて、引き被いてぞ臥し給ふ。若君姫君も、聲々に喚き叫び給ひけり。

【御栖居所の物憂さ】住居の樣の無造作で田舍めいてゐること。【さる事】勿論。【水莖の跡】手跡。『水莖』筆。

【そこはかとは見えねども】しつかり見えないが。【日來の戀しさば事の數ならず】平素戀しく思つた事は、今のこの戀しさに比べると、何でもないの意。【幾程も延びざらんもの故に】今後左程長くも生き延びない身の上であるから。【近う失はれんと覺ゆるぞ】近日に殺されることゝ思はれる。【たうだりければ】給びたりければの轉。【賜つて】頂いて。【待ち付くべし共】それ迄待つて居ることが出來るとも。【さてしもあるべき事ならねば】終に思ひ切つての意。【御樣替へさせ】剃髮したこと。【形見こそ今はなかなか怨なれ】記念の品が思ひを增す種となつて、却て怨めしいの意。古今集、戀、題知らず、讀人知らず、形見こそ今はあだなれこれなくば、忘るゝ時もあらましものを。

去程に同八月十九日、大納言入道殿をば、備前備中の境、庭瀨の鄕、吉備の中山、有木の別所にてぞ終に失ひ奉る。其の最後の有樣やう〳〵にぞ聞えける。始めは酒に毒を入れて進らせけれ共叶はざりければ、二丈計有りける岸の下に菱を植ゑて、突き落し奉れば、菱に貫かつてぞ失せられける。無下にうたてき事共也。樣少うぞ聞えし。北の方此の由を傳へ聞き給ひて、「哀れ如何にもして、替らぬ姿を、今一度見もし見えばやと思ひてこそ、今日迄樣をば替へざりつれ。今は何にかはせん」とて、菩提院と云ふ寺におはして、御樣を替へ、形の如くの佛事營み給ふぞ哀れなる。此の北の方と申すは、山城の守敦方の女、後白河の法皇の御思ひ人、雙なき美人にておはしけるを、此の大納言有り難

き御寵愛の人にて、下し賜はられたりけるとかや。若君姫君も、面々に花を手折(たを)り、閼伽(あか)の水をむすんで、父の後世を弔ひ給ふぞ哀れなる。角て時移り事去りて、世の代り行く有樣は、唯天人の五衰に異ならず。

【八月十九日】百錬抄七月九日、公卿補任同十三日に作る。【やうやうにぞ聞えける】いろいろの取沙汰があつたこと。『やうやう』樣々。【岸】がけ。【菱】鏃の串に數本の先の尖つた條のある者。數多く地上に挿して置き、又は蒔き散らして、人や馬の足を傷ける爲に用ひた防禦上の武具。【植ゑて】地へつきさし立てたこと。【無下にうたてき事】全く無慘な事。【菩提院】菩提樹院の略。拾芥抄云、菩提樹院、神樂岡東。【御思ひ人】御寵愛の人。【閼伽の水】『閼伽』梵語、水。こゝは同義語を重ねたもの。特に佛に手向ける水に云。【むすんで】兩手ですくふこと。【天人の五衰】天人の死ぬ時に五種の衰相を現ずるを云。諸經に依て所說必ずしも一致しない。涅槃經云、釋提桓因、命將欲レ終、有二五相現一、一者衣裳垢膩、二者頭上花萎、三者身體臭穢、四者腋下汗出、五者不レ樂二本座一。

德大寺の嚴島詣

爰に德大寺の大納言實定の卿は、平家の次男宗盛の卿に大將を越えられて、暫く世の成らん樣(やう)を見んとて、大納言を辭して籠居(ろうきよ)しておはしけるが、出家せんと宣へば、御内(みうち)

の上下皆歎き悲びあへりけり。其の中に藤藏人の大夫重兼といふ諸大夫あり。諸事に心得たる人にて有りけるが、或る月の夜、德大寺殿只一人南面の御格子擧げさせ、月に嘯いておはしける處へ、藤藏人參りたり。「誰そ」と問ひ給へば、「重兼候」、「夜は遙に更けぬらんに、如何に唯今何事ぞ」と宣へば「今夜は月冱え、萬づ心の澄む儘に參つて候」と申す。德大寺殿「神妙にも參りたり、誠に今宵は何とやらん心細うて、よに徒然なるに」とぞ宣ひける。さて昔今の物語共し給ひて後、大納言宣ひけるは、「倩平家の繁昌する有樣を見るに、嫡子重盛、次男宗盛、左右の大將なり。軈て三男知盛、嫡孫維盛もあるぞかし。彼も是も次第にならば、他家の人々は、何大將に當り付くべしとも覺えず。されば終の事なり、出家せん」とぞ宣ひける。藤藏人淚をはら〳〵と流して、「君の御出家候はゞ、御內の上下皆惑者と成り候ひなんず。重兼こそ此の比珍しき事を案じ出だして候へ。たとへば安藝の嚴島をば、平家斜ならず崇め敬はれ候。是へ御參り候へかし。彼の社には、內侍とて優なる舞姬數多候ふなれば、珍しく思ひ進らせて、もてなし進らせ候はんずらん。何事の御祈誓やらんと尋ね申し候はゞ、有の儘に仰せ候ふ可し。さて御下向の時、宗徒の內侍一兩人、都まで召し具せさせ給ひて候はゞ、定めて西八條の亭へぞ參り候はんずらん。入道何事ぞと尋ね申され候は

ど、有の儘にぞ申し候はんずらん。入道は極めて物めでし給ふ人なれば、然る可き計(はからひ)も有んぬと覺え候」と申しければ、徳大寺殿、「是こそ思ひ寄らざりつれ。さらば聽て參らん」とて、俄に精進(しやうじん)始めつゝ、嚴島へぞ參られける。

【宗盛の卿に大將を越えられ】永萬元年八月十七日實定大納言辭任、治承元年正月廿四日宗盛右大將、同三月五日實定大納言還任、同十二月廿七日實定左大將といふ昇進の順序で、此條事實と相違。**【世の成らん樣】**世の成り行き。**【御內】**家族從者等。**【南面の御格子】**正面の戶を云。當時の建築は、南を以て正面とするを常例とした。**【嘯いて】**口をすぼめて聲を出すこと。こゝは詩歌など口ずさんで居ること。**【當り付く】**うまくなれるといふこと。**【終の事】**どうせしまひには出家する事であるから、少し早いが出家してしまはうの意。**【惡者】**行き場のない流浪人。**【珍らしき事を案じ出して候へ】**妙案を考へ出したの意。**【內侍】**嚴島神社に奉仕する巫女で舞姬を兼ねる者の稱。四十餘人中、八人を本所內侍、廿七人を淸所內侍と云。**【宗徒の內侍】**宗とある內侍の義。本所內侍中の重立つた者を云。**【ものめでし給ふ人】**感激し易い性質の人。**【然る可き計】**大將としてくれること。**【精進】**當時の習俗に從ひ、社寺參詣に先ち、豫め魚肉を絕ち精進潔齋すること。

實(げに)も優なる舞姬共多かりけり。「抑當社へは、我等が主(しう)の、平家の公達たちこそ御參り侍ふに、是こそ珍しき御參りにて侍へ」とて、宗徒の內侍十餘人、夜晝付き副ひ參らせて、樣々にもてなし奉る。さて內侍ども何事の御祈誓(ごきせい)やらんと尋ね侍へば、「大將を人に

越えられて、其の祈の爲なり」とぞ宣ひける。一七日御參籠有つて、神樂を奏し、風俗、催馬樂歌はる。其の間に舞樂も三箇度まで有りけり。さて御下向の時、宗徒の內侍十餘人、船を仕立てゝ、一日路送り奉る。德大寺殿、「餘りに名殘惜しきに、今一日路今二日路」と宣ひて、都まで召し具せさせ給ひ、德大寺の亭へ入れさせおはしまし、樣々にもてなし、樣々の引出物たうで歸されけり。內侍共「遙々是まで上りたらんずるに、爭か我等が主の平家へ參らで有る可きか」とて西八條殿へぞ參じたる。入道聽て出で合ひ對面し給ひて、「如何に內侍共は、只今何事の列參ぞや」と宣へば、「德大寺殿の嚴島へ御參り侍ふ程に、我等が船を仕立てゝ、一日路送り參らせて、其れより暇申しければ、德大寺殿、さりとては名殘惜しきに、今一日路今二日路と仰せられて、是まで召し具せられて侍ふ」と申す。入道、「德大寺は何事の祈誓に、嚴島へは參られけるやらん」と問ひ給へば、「大將を人に超えられて、其の祈の爲とこそ仰せ侍りつれ」と申しければ、其の時入道大に打ちうなづいて、「王城にさしも新なる靈佛靈社の、幾もましますを指し置きて、淨海が崇め奉る嚴島へ遙々と參られけることいとほしけれ。其れ程まで切ならん上は」とて、嫡子重盛內大臣の左大將にておはしけるを辭せさせ奉り、次男宗盛、大納言の右大將にておはしけるを超えさせて、德大寺を左大將にぞ成されける。哀

れ賢き計らひ哉。新大納言も、加樣の謀をばし給はで、由なき謀叛起して、我が身も子孫も、亡びぬるこそうたてけれ。

【神樂】神意を慰める爲に奏する歌舞。夜點燈の頃より始め、鷄鳴頃に終る例である。歌人和琴横笛篳篥等の召人列座し、人長闕腋の袍に太刀を佩き、賢木を持つて起つて舞ふ。【風俗】風俗歌の略。もと諸國に流行した歌謠中の曲調のよいものを選んで、貴族の歌つたもので、雅樂に用ふる歌曲の一種。【催馬樂】風俗歌の一種。もと路頭里巷の歌謠を、唐樂の樂譜に合せて譜を定め、貴族の用ふる雅樂となつたもので、最初にある其駒の句に、馬を催す語あるに依つて名づくと云。【舞樂】舞踏を主とした雅樂。總じて外國傳來の樂で、唐部を左方舞、狛部を右方舞と云。【一日路】一日航海行程。【引出物】饗宴後の贈物。もと馬を引出して贈つたことから起つた名。【列參】一緒に來ること。【新なる】あらたかなるの義、靈驗のすぐれてゐること。【靈佛靈社】靈驗顯著な寺社。【其れ程まで切ならん上は】そんなにまで一生懸命に望むことなら、どうかして其望をかなへてやりたいといふ意。【內大臣の左大將】重盛治承元年正月廿四日左大將、同三月五日內大臣、同六月五日左大將辭任。【德大寺を左大將に】治承元年十二月廿七日の事、玉葉に、件卿才能相兼、家又不レ凡、多年沈淪、人以憐ム之ヲ、而去春還ニ補亞相一、今冬拜ニ任將軍一、君之不レ棄レ人ヲ、當テ此時ニ有レ憑歟と見え、其不遇の地位にあつたことが知られる。又古今著聞集には「六月五日內大臣（重盛）程なく大將を辭し申されければ、さりとも此闕にはとたのみ深かりけれども、とかくさはりて月日を過ければ、此の望み成就せば嚴島に詣づべき由、心の中に願を立られける程に、十二月廿七日、終に左大將になられにけり。若宮の御託宣も思ひ合せられ、

嚴島の宿願もたのみ有てぞ思ひ給ひける。同三年三月晦日、嚴島に參るとて出られにけり」とあつて、實定の嚴島參詣は、大將任命の願を果す爲めのもので、二年後に行はれたものとしてある。

山門滅亡

去程に、法皇は三井寺の公顯僧正を御師範として、眞言の祕法を傳受せさせおはします。大日經、金剛頂經、蘇悉地經、此の三部の祕經を受けさせ給ひて、九月四日の日、三井寺にて御灌頂有る可き由聞ゆ。山門の大衆憤り申しけるは、「昔より御灌頂御受戒、皆當山にして遂げさせ給ふ事先規也。就中山王の化導は、受戒灌頂の爲めなり。然るを今三井寺にて遂げさせおはしまさば、寺を一向燒き拂ふ可し」とぞ申しける。法皇「是無益なり」とて、御加行計り御結願有て、御灌頂をば思し召し留まらせ給ひけり。され共御本意なればとて、公顯僧正を召し具しつゝ、天王寺へ御幸なつて、五智光院を建て、龜井の水を五瓶の智水と定め、佛法最初の靈地にてぞ、傳法灌頂をば遂げさせおはします。山門の騷動をしづめられんが爲に、三井寺にて御灌頂は無かりしか共、山門には堂衆・學生、不快の事出で來て、合戰度々に及ぶ。毎度に學侶打ち落さる。山門の滅亡、朝家の御大事とぞ見えし。

【公顯僧正】安藝權守顯康王の子。壽永元年三井寺長吏、文治六年三月天台座主。【御師範】受戒阿闍梨のこと。【眞言の秘法】眞言密敎の秘密法の義。三井寺は天台宗であるが、台密と稱して密敎を併せ傳へ、盛に弘通してゐた。【大日經】一部七卷、金剛薩埵が大日如來の說法を結集して、南天竺の鐵塔中に收めて置いたものを、龍猛菩薩が開いて人間に流布したと傳へる。胎藏界の法を明にしたもので、實に密敎根本法典の一。【金剛頂經】一部三卷、大日經と合せて兩部大經と稱せられる。金剛界の法を明にしたもので、同く密敎根本法典の一。【蘇悉地經】一部三卷、蘇悉地法、卽ち妙成就の法を明にしたもので、兩部大經と合せて三部の秘經と云。【九月四日】百鍊抄には、治承二年二月一日の事としてある。【灌頂】受戒、修道昇進、結緣等を證する爲に、香水を受者の頭頂に灌ぐ式。古昔印度國王卽位の時に行ふ禮を轉用したもので、密敎に於ては、最大最極の秘法として重要視すると云。【受戒】傳法灌頂の前に行ふ三昧耶戒を受くること。【化導】敎化示導。【加行】正行を行ふ前に、一段の力を加へて修行する意、こゝは灌頂を受くる前の準備的修行の事。【結願】加行を終了する作法。【五智光院を建て】寺記云、五智光院、治承元年後白河法皇建立、勸二進灌頂一、從レ是每歲有二結緣一、爲シテ二其料一ト、土佐國高岡莊寄附。【龜井の水】天王寺內の井。寺內の三水四石といふ七不思議中、三水の隨一。【五瓶の智水】灌頂の時、受者の頂に注ぐ水のこと。『五瓶』金剛界の五部を表する五箇の瓶で、青黃赤白黑の帶を其頂に施し、五色の帛に五寶五香五藥五穀を裹み、五色の絲を以て花に結び付け、それぞれ同色の瓶に入れ、之を以て修法壇上を莊嚴し、阿闍梨之を加持し、灌頂の時に使用するもの。『智水』五智如來の智慧を表する者。五智如來は大日・阿閦・寶性・彌陀・釋迦。【佛法最初の靈地】天王寺。四天王寺は用明天皇二年聖德太子が

攝津國玉造岸上に創建され、推古天皇元年難波の荒陵村即ち今の地に移されたもので、我國最初の大寺と云ふ。**【傳法灌頂】**傳法阿闍梨位灌頂、又は傳敎灌頂と云ふ。大日如來の覺位に登り、密法を人に傳授するに堪へる人に施す灌頂で、密敎諸儀式中最大の儀式。後白河法皇傳法灌頂の事は、十餘年を經た後の事であるが、序を以て併せ敍したものと見える。帝王編年記（文治三、八、廿二）云、法皇於二天王寺一在二傳法灌頂事一、前僧正公顯爲二大阿闍梨一、余三七日御參籠、在二御加行一、法皇自令レ受二園城寺之流眞言一給。仍於二本寺一可下令レ遂二御入境一給上之處、叡山依二支申一、天王寺金堂東、新立レ堂號二五智院一、以爲二灌頂堂一、讃衆二十人、皆是寺門僧綱在廳也。**【學生】**剃髮得度の後、叡山に止住十二年間、山を出でずに止觀遮那兩業を修學する學生。**【不快】**爭。**【學侶】**學生。專ら學問を修する僧侶。

堂衆と云ふは、學生の所從なりける童部の、法師に成りたるや、若くは中間法師原にてもや有りけん。一年金剛壽院の座主、覺尋權僧正治山の時、三塔に結番して、夏衆と號して、佛に花進らせし者共也。然るを近年行人とて、大衆をも事共せず、角度々の軍に打勝ちぬ。堂衆等師主の命を背いて、已に謀叛を企つ。速に誅罰せらるべき由、大衆公家へ奏聞し、武家に觸れ訴ふ。是に依つて入道相國院宣を承つて、紀伊の國の住人湯淺の權の守宗重以下、畿內の兵二千餘人、大衆に指し添へて、堂衆を攻めらる。堂衆日來は東陽坊に有りけるが、是を聞いて、近江の國三箇の庄に下向して、數多の勢を

率して又登山し、早尾坂に城郭を構へて立籠る。同き九月二十日の辰の一點に、大衆三千人、官軍二千餘人、都合其の勢五千餘人、早尾坂に押し寄せて、鬨をどつとぞ作りける。城の內より石弓弛懸けたりければ、大衆官軍數を盡して討たれにけり。大衆は官軍を先立てんとす、官軍は又大衆を先立てんと爭ふ程に、心々に成つて、はか〳〵しうも戰はず。堂衆に語らふ惡黨と云ふは、諸國の竊盜强盜山賊海賊等也。欲心熾盛にして、死生知らずの奴原なりければ、我一人と思ひ切つて戰ふ程に、今度も又學生軍に負けにけり。

【中間法師】雜用に使用される妻帶の法師。**【金剛壽院の座主覺尋僧正】**權大納言藤原道賴の孫、左馬頭忠經の子。明快大僧正の弟子。承保四年二月七日座主、同廿六日權僧正、東塔東谷の金剛壽院を本坊としたので金剛壽院の座主と云。**【治山】**座主として一山を治むる職に在ること。覺尋治山五年。**【結番】**順番で宿直すること。**【夏衆】**四月十六日より七月十五日まで一夏九旬の間、外出せず修行するを夏行、又夏安居と云。それに參ずる僧のこと。**【行人】**修行を爲す者の意。盛衰記云、近來行人とて山門の威に募り、切物寄物責はたり、出擧借上入ちらして、德附公名附なんどして以外に過分に成。**【大衆】**こゝは學生。**【師主】**師匠。**【畿內】**王都附近の地。聖武天皇以來、山城、大和、河內、和泉、攝津の五國を云。**【東陽坊】**西塔北谷東陽房と、盛衰記に在る。**【近江の國三箇の庄】**滋賀郡下坂本の總名を三津と云。成務天皇志賀の高穴穗宮に坐しましたので御

津の義と云。【早尾坂】叡山東坂の坂口早尾社のある邊。盛衰記云、坂本に走越えて、八王寺山のすそ、早尾坂の邊。【石弓】石を抛つ武器。和名抄、旝、和名以之波之岐、建二大木一置二石其上一、發レ機以投レ敵也とある類か。【弛懸け】はめたものをはづす意。發射すること。【語らふ】御方する。【熾盛】盛なこと。【我一人と思ひ切つて】他人に依頼せずにの意。

其の後は山門彌荒れはてゝ、十二禪衆の外は、止住の僧侶稀なり。谷々の講演摩滅して、堂々の行法も退轉す。修學の窓を閉ぢ、座禪の床を空しうせり。四教五時の春の花も匂はず、三諦卽是の秋の月も曇れり。三百餘歲の法燈を挑ぐる人もなく、六時不斷の香の煙も絶えやしにけん。堂舍高く聳えて、三重の構を青漢の内に插み、棟梁遙に秀でゝ、四面の椽を白霧の間に懸けたりき。され共今は供佛を嶺の嵐に任せ、金容を紅瀝に濡し、夜の月燈を挑げて擔の隙より洩り、曉の露珠を垂れて蓮座の粧を添ふとかや。

【十二禪衆】叡山の三昧堂で、晝夜十二時結番して、不斷經を修する十二人の僧。【止住】山中に止り住む義。【谷々の講演】谷々の僧院で行はれる說教。【摩滅】絶えること。【行法も退轉す】修行修法も行はれないこと。【座禪の床を空しうせり】座禪をする者もないこと。『座禪』床上に默坐し、心神を練り悟道を求めること。【四教五時】天台宗で立てる教相判釋。『四教』化儀の四教、化法の四教とがあつて、前者は頓教、漸教、祕密

教、不定教、後者は藏教、通教、別教、圓教を云。『五時』華嚴時、鹿苑時、方等時、般若時、法華涅槃時で、釋迦一代說法の順序を時間的に見て區別を立てたもので、兩種の四教を說く時を云。【春の花も匂はず】『花』法の華の義に擬ふ。次の『秋の月も曇れり』と對して、共に教の行はれないことに喩へ云。【三諦卽是】三諦卽是實相の義。『三諦』天台宗所立の諦理で、空諦、假諦、中諦を云。三千の諸法彼此圓融して別なきを空諦、三千の諸法本來に眞如に具するを假諦、其二つを具するを中諦と云。『卽是』圓融不二の義と說くより月にかけて云か。【法燈】闇を照らす意で、正法を譬へて云。弘仁十四年延暦寺の勅額を賜つてより、此の治承二年まで三百八十餘年。又新拾遺集、釋教、比叡山の中堂に始て常燈ともしかゝげ給ひける時、傳教大師、あきらけき後の佛の御世までも光傳へよ法の燈び。又玉葉元暦二年七月九日大地震の條に、天台山中堂燈、承仕法師取レ之不レ令レ消とあり、實際にも常燈をつゞけて來たので、それにかけて云。【六時】晨朝、日中、日沒、初夜、中夜、後夜。【不斷の香】晝夜間斷なく燒く香の義。山門堂舍記云、法花堂、弘仁三年七月上旬、傳教大師建立。實籠ニ淨行衆五六以上一、始ニ不斷香一、至ニ于今一香煙猶薫。燈火未レ滅ニ山里之間一、傳ニ燈此火一爲ニ常燈之火一。【三重の構を靑漢の內に挿み】三階造の建物が青空の中に聳えてゐること。【棟梁遙に秀でて】棟木やうつばりが高く見える義。屋根の高いことを云。【四面の椽を白霧の間に懸け】四面の椽が高く霧の中から見える意。是も同く建物の高いことを云。【供佛を嶺の嵐に任せ】佛に供養する人もなく、唯嵐の吹くまゝにしてあるとのこと。【金容を紅瀝に濡し】檐破れ瓦落ち、佛像を覆ふものなく、雨露の濡すまゝになつてゐること。『金容』佛像。『紅瀝』長門本空瀝に作る。雨露のしたゞりを云。【夜の月燈を挑げて】佛前に燈なく、月が代つて照る

のみとのこと。【珠を垂れて】珠の如くになつて垂れること。【蓮座】佛像を受ける臺、蓮瓣より成るより云ふ。

夫れ末代の俗に至つては、三國の佛法も次第に衰微せり。遠く天竺に佛跡を弔らふに、昔佛の法を說き給ひし竹林精舍・給孤獨園も、此の比は狐狼野干の栖と成つて、礎のみや殘るらん。白鷺池には水絕えて、草のみ深く蕃れり。退梵下乘の卒都婆も、苔のみむして傾きぬ。震旦にも天台山、五臺山、白馬寺、玉泉寺も、今は住侶なき樣に荒れ果てゝ、大小乘の法門も、箱の底にや朽ちぬらん。我が朝にも南都の七大寺荒れ果てゝ、八宗九宗も跡絕え、愛宕高雄も、昔は堂塔軒を雙べたりしか共、一夜の中に荒れ果てゝ、天狗の栖と成り果てぬ。さればにや、さしも止事無かりつる天台の佛法も、治承の今に及んで亡び果ぬるにや、心有る人の歎き悲まぬは無かりけり。何者の所爲にてや有りけん、離山しける僧の坊の柱に、一首の歌をぞ書き付けたる。

祈りこし我が立つ杣の引き替へて、人なき嶺と荒れや果てなん。

是は昔傳敎大師、當山草創の始め、阿耨多羅三藐三菩提の佛達に、祈り申させ給ひし事を、今思出でゝ詠みたりけるにや、いと優しうぞ聞えし。八日は藥師の日なれども、南無と唱ふる聲もせず。卯月は垂跡の月なれ共、幣帛を捧ぐる人もなく、緋の玉垣神さびて、しめ繩のみや殘るらん。

【三國】印度、支那、日本。【佛跡】佛の遺蹟。【竹林精舍】王舍城迦蘭陀竹林にあつて、釋迦の說法したといふ寺。【給孤獨園】祇園精舍の略稱。祇園精舍は祇樹給孤獨園精舍の略と云。【白鷺池】大般若經に、王舍城竹林園中白鷺池とある。【退凡下乘の卒都婆】靈鷲山に在つた退凡と下乘との二つの卒都婆。『卒都婆』梵語、塔の義。『退凡』凡人を退くる義。『下乘』車馬等の乘物より下りよとの義。上文『遠く天竺に佛跡を』云々以下、撰集抄六、玄奘三藏并眞如親王渡天事の文に據つたものの如く、其文中「白鷺池には水絶て、退凡下乘の卒都婆はかたふきて、文字きりにくち、墨かれて、其跡見えざりければ」とある。大唐西域記云、如來御世垂ニ五十年一、多居ニ靈鷲山一、廣說ニ妙法一、摩訶陀國頻婆沙羅王爲ニ聞法一故、興ニ發人徒一、自ニ山麓一至ニ峰岑一、跨レ谷淩レ巖、編レ石爲レ階、廣十餘步、中五六里、中路有ニ二小窣堵波一、一謂ニ下乘一、卽王至レ此徒行以進、一謂ニ退凡一、卽簡ニ凡人一、不レ令ニ同往ニ其山頂一。【天台山】浙江省台州天台縣西にある山。天台宗開祖、隋智者大師居住の地。【五台山】山西省五台縣にある山。一名淸涼山。華嚴經菩薩住處品に、東北有ニ菩薩住處一、名ニ淸涼山一、現有ニ菩薩一、名ニ文殊師利一、與ニ一萬菩薩一、常住說法とある淸涼山は、此地と稱せられる。【白馬寺】河南省洛陽縣にあつた、支那に於ける最初の佛寺。後漢明帝の時、摩騰竺法蘭が初て佛經を白馬に負はせて、此國に將來したよりの名と云。【玉泉寺】荊州當陽縣玉泉山に在る寺。隋開皇十一年天台宗開祖智者大師創建。初の名は一音寺。後淸泉あるに依て改むと云。大師が初て摩訶止觀を說いた處。【大小乘】大乘小乘で、佛教の說き方に依る區別。『大乘』深遠高尙、利他を主として說く、『小乘』卑近淺易、自利を主として說く、『乘』運載の義、車に譬へて云。八宗綱要云、倶舍・成實及律、此三宗皆是小乘也。法相・三論・天台・華嚴及眞言、此五宗並是大乘也。

【南都の七大寺】奈良七大寺。拾芥抄云、東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺。【八宗】拾芥抄云、律、倶舍、成實、法相、三論、天台、華嚴、眞言。【九宗】八宗に禪宗を加へて云。【愛宕】山城國葛野郡嵯峨村愛宕山上の愛宕權現。【高雄】同國同郡梅ケ畑村字高雄の高雄山神護寺。又高雄寺とも云。【天狗】もと慧星の名とも獸の名とも云。我國では天魔の類を云ひ、諸宗行者の慢心して魔業を爲す者と云。【離山】山を出て行くこと。【我が立つ杣】新古今集、釋教、比叡山中堂建立の時、傳教大師、阿耨多羅三藐三菩提の佛達我立つ杣に冥加あらせ給へとある末句に基て云。『立つ杣』入り立つ杣の義。『杣』杣山で、豫め樹木を植ゑ付けて置て、後に材木を採り出す山のこと。袋草紙に、傳教大師の歌に就て、「是中堂建立之村木取ニ入ㇾ杣給之時歌也」とある。【阿耨多羅三藐三菩提】梵語。眞正に徧く知る無上の智慧の義。佛智の勝れたるに云ふ語。『阿耨多羅』無上。『三藐三菩提』正徧知の義。【優しうぞ】殊勝。【八日は藥師の日】拾芥抄十齋日條云、八日藥師如來、此日念二此尊一スレバ除二五十劫罪一ヲ。『日』緣日。有緣の日の義。此佛が婆婆に緣のある日の意。根本中堂本尊が藥師如來であるので云。【南無】梵語、歸命の義。歸依信頼といふ意。多く佛名に冠して云。【卯月は垂跡の月】日吉神社の祭が、四月中申日に行はれるより云。『卯月』四月の異稱。『垂跡』本地佛が神として化現すること。【幣帛】神に奉獻するものの總稱。普通は布帛等。【緋の玉垣】神社の周圍に設ける外構の朱塗の垣。【神さびて】古びて神々しいこと。【しめ繩のみや殘るらん】參詣する人影のないこと。『しめ繩』しりくめ繩の略。古事記傳云、尻久米繩は今いふ志米繩なり、尻は藁の本をいひ、久米は許米にて藁の尻を斷去ずて、さながら許米置たる繩なり。

善光寺炎上

其の比信濃の國善光寺炎上の事有りけり。彼の如來は、昔中天竺舍衞國に、五種の惡病起つて人倫多く滅びし時、月蓋長者が智性に依つて、龍宮城より閻浮檀金を得て、佛・目連長者心を一にして、鑄顯し給へる一搩手半の彌陀の三尊、三國無雙の靈像なり。佛滅度の後、天竺に留まらせ給ふ事五百餘歳。され共佛法東漸の理にて、百濟國に移らせ給ひて、一千歳の後、百濟の帝齊明王、我が朝の帝欽明天皇の御宇に及んで、彼の國より此の國へ移らせ給ひて、攝津の國難波の浦にして、星霜を送らせおはします。常に金色の光を放たせ給ふ。是に依つて年號をば金光と號す。同じき三年三月上旬に、信濃の國の住人大海の本田善光、都へ上り如來に逢ひ奉り、軈て倡ひ進らせて下りけるが、晝は善光如來を負ひ奉り、夜は善光如來に負はれ奉つて、信濃の國へ下り、水内の郡に安置し奉つしより以來、星霜は五百八十餘歳、されども炎上は是始めとぞ承る。王法盡きんとては、佛法先づ亡ずと云へり。さればにや、さしも止事なかりつる靈寺靈山の多く亡び失せぬる事は、王法の末に成りぬる先表やらんとぞ人申しける。

【其の比】治承三年。東鑑 文治三、七、十七 六、信濃國善光寺、去治承三年廻祿、後有二再興沙汰一之間、殊可レ加二合力一之由、

被レ仰ニ附諸人一云云。【善光寺】長野市箱清水にある名刹。【炎上】大建築物の燒けることに云。【舍衞國】長門本等毘舍離國に作る。請觀音經にも毘舍離國とある。善光寺緣記云、抑善光寺生身如來申者、昔依ニ東天竺毘舍離國月蓋長者之召請一、來ニ現セル此土一本尊ニ御座也『舍衞國』憍薩羅國の都城の名。室羅伐悉底の訛【五種の惡病】善光寺緣起云、請觀音經取意云、自ニ左右眼一雨ニ血涙一、自ニ左右耳一出ニ濃汁一、自レ鼻黑血流、舌禁無レ言、所レ食物變成ニ麁澁一、六識閉塞猶如ニ醉人一。【人僧】俗人僧侶。【月蓋長者】善光寺緣起所レ引請觀音經云、于レ時毘舍離大城有ニ一人大長者一、名云ニ月蓋長者一、其家大富、財寶無量也。（略）百千僮僕、夙夜侍衞、無量眷屬、朝暮守護、其中有ニ五百人眷屬一、皆得ニ長者名一、象馬牛羊、輦輿車乘、不レ知ニ其數一。【智性】一本致請とあるのがよい。致請は願ひ求めることで、長者が釋迦に請ひ求めたこと。【龍宮城】海底にあるといふ龍王の宮城。同く請觀音經取意の文云、彼龍宮爲レ體、四面築ニ金築地一、立ニ銀門一、八萬四千小龍各振レ威、忿レ眼侍ニ衞門外一守ニ護外陳ニ（略）玉甍・金柱・銀椽・摩尼小尻、言語非レ所レ及。【閻浮檀金】閻浮提金とも書く。須彌山南方閻浮提洲閻浮樹林中にある河の底より出る金沙。其色赤黃で紫焰の氣を帶びた純良なる金を云。請觀音經云、龍王答云、閻浮檀金者、龍宮第一重寶。【目連長者】釋迦十大弟子の一。神通第一を以て目せられた。請觀音經には迦葉尊者の事としてある。『目連』目犍連の略。『長者』尊者の誤。【彌陀の三尊】中尊阿彌陀如來、左脇士觀世音菩薩、右脇士勢至菩薩。【三國無雙】天竺百濟日本に雙ぶもののないこと。善光寺緣起云、可レ有ニ三國傳來之意一、三國トハ者、天竺・百濟・日本也。【滅度】梵語、涅槃の譯語、煩惱を滅し、生死の海を度る義。死ぬことを云。【五百歲】善光寺緣起云、斯生身如來、於ニ天竺一利ニ益スル衆生ヲ事、五百歲也。【東漸】佛教の東方

に傳播すること。『漸』進む義。**【一千歳の後】**扶桑略記所載善光寺緣起云、月蓋長者遷化之後、佛像騰空、飛到百濟國、已經一千餘年、其後浮來本朝。**【齊明王】**聖明王の誤。**【欽明天皇の御宇】**扶桑略記廿三、十、云、百濟王聖明王始獻金銅釋迦像一體、幷經論幡蓋等、一云、百濟明王獻阿彌陀佛像一尺五寸、觀音勢至像一尺。**【難波の浦】**今大坂地方海岸。彼の物部尾輿等が論爭の結果、蘇我稻目の小墾田の家に安置した佛像を投じた難波の堀江の地は、大和國高市郡元興寺東、飛鳥川西の入江で、こゝにいふ所とは違ふ。**【星霜を送る】**歲月の經過すること。星は一年に天を一周し、霜は毎年降るので、一年を一星霜といふより、星霜を年の意とする。善光寺緣起云、守屋逆臣等入難波堀江、既及三十餘年春秋。**【常に金色の光を放たせ】**善光寺緣起云、黃金妙體、沈水底放光明、譬如灑水金、三五夜中新月如靜光。**【金光】**私年號の一。善光寺緣起には、欽明天皇庚寅の年を金光元年とし、安置靈像一光三尊如來、放眉間毫光照十方、清涼殿紫宸殿等四九三十六殿、不用珠光、內外映徹、無晝夜明闇之殊、弘徽殿等八九七十二室、不挑燈燭、表裏照曜、無帷帳珠簾之隔、依之又有改元、名金光元年とある。**【大海の本田善光】**長門本をうみの東人本太善光、善光寺緣起、伊那郡宇沼村麻績里有土民、名本田善光とある。『大海』麻績、東人は里人の訛。宇沼村は今飯沼村の地か。**【善光如來を負ひ】**善光寺緣起云、推古天皇御宇願轉二年壬戌四月八日、善光自奉負如來、下向信濃國、其比山路峰峨峨、而梢重、谷幽幽、而草深、故往還不輙、然如來晝付彼後背、夜加護善光、紫雲聳、乘雲下、雖爲路蹤不過七日夜泊、早下着伊那郡宇沼村。**【水內郡に安置】**今善光寺のある長野市の事。市は畢竟此寺の門前町の發展したものである。善光寺緣起云、夫生身如來下着伊那郡、既雖經四十一年星霜、

機縁薪盡哉、四十一年申、天豐財重日足姫天皇第三十五代皇極天皇御宇御治天命長三年、如來御託宣言、當國水内郡芋井郷本遷我、彼處利益末世衆生思食、急可遷彼處之由、告勅頻重、善光任佛勅遷水内郡。【王法衰きんとては佛法先づ亡す】元亨釋書新羅明神の條、明神御託宣云、佛法是王法之治具也、佛法若衰、王法亦衰とある。【先表】前兆。

康頼祝

去程に鬼界が島の流人共、露の命草葉の末に懸つて、惜む可しとには有らね共、丹波少將の舅、平宰相敎盛の領、肥前國鹿瀬の庄より、衣食を常に送られたりければ、其れにてぞ俊寛も康頼も、命生きては過しける。中にも康頼は、流されし時、周防の室積にて出家してげり。法名をば性照とこそ付たりけれ。出家は本より望成ければ、

　終に角背きはてける世の中を、疾く捨てざりし事ぞ悔しき。

丹波少將と康頼入道は、本より熊野信心の人々にておはしければ、如何にもして此の島の内に、三所權現を勸請し奉つて、歸洛の事を祈らばやと云ふに、天性此の俊寛は、不信第一の人にて是を用ひず。二人は同じ心にて、若し熊野に似たる所もやあ

ると、島の内を尋ね廻るに、或は林塘の妙なる有り、紅錦繡の粧品々に、或は雲嶺の恠しきあり、碧羅綾の色一つに非ず。山の氣色樹の木立に至る迄、外よりも猶勝れたり。南を望めば海漫々として、雲の波烟の浪深く、北を顧れば又山嶽の峨々たるより、百尺の瀧水漲り落ちたり。瀧の音殊に冷じく、松風神さびたる栖居、飛瀧權現の坐します那智の御山にさも似たりけり。さてこそ聽てそこをば那智の御山とは名付けけれ。此の嶺は新宮、彼は本宮、是はそんじやう其の王子、彼の王子など、王子々々の名を申して、康頼入道先達にて、丹波の少將相具しつゝ、日毎に熊野詣の眞似をして、歸洛の事をぞ祈りける。「南無權現金剛童子、願くは憐を垂れさせおはしまし、我れ等を今一度故郷へ返し入れさせ給ひて、妻子をも見せしめ給へ」とぞ祈りける。日數積つて、裁ち更ふべき淨衣も無ければ、麻の衣を身に纏ひ、澤邊の水を垢離にかいては、岩田河の清き流れと思ひやり、高き所に上つては、發心門とぞ觀じける。

【露の命草葉の末に懸つて】纔に生き殘つてゐるといふ意。『露』今にも消える意。『草葉に懸つて』其緣語。後撰集、閑院のご、我のりし事をうしとや消えにけむ、草葉にかゝる露の命は。**【肥前の國鹿瀨の庄】**佐賀市西方、佐賀郡嘉瀨村。**【周防の室積】**熊毛郡室積村の海港。**【終にかく背き云々】**どうせ捨ててしまふ世の中を、なぜ早く捨てなかつたかと、それが殘念に思はれるとの意。早く出家して居れば、こんな遠隔の地に流されること

にもならなかつたであらうより云。**【熊野信心】**紀伊國熊野權現を信仰すること。**【三所權現】**熊野の三所權現。本宮・新宮・那智神社。**【勸請】**神佛の分靈を移し祀ること。**【不信第一の人】**信仰の全くない人。**【林塘の妙なる】**『塘』堤、『妙』景色のよいこと。和漢朗詠集云、源順、白河院秋花逐レ露開序、東顧亦有ニ林塘之妙一紫鴛白鷗逍ニ遙朱檻之前一。**【紅錦繡、碧羅綾】**『繡』ぬひのしてあるもの、『羅』薄物。『紅錦繡』花の滿開の譬。『碧羅綾』青空に譬へて云。和漢朗詠集云、春生、野相公、著レ野展敷紅錦繡、當レ天遊織碧羅綾。**【雲嶺の恠しき】**雲のかゝつてゐる山の姿の趣あること。**【漫々】**廣々として遠く見わたされる樣。**【雲の波烟の浪】**波がかすんで雲や烟の樣に見える樣。**【峨々】**山の險しく峙つ樣。**【百尺の瀧水】**高い所から落ちる瀧。**【松風神さびたる栖居】**長門本には松吹く風も神さびたり、そのけいき云々とある。『栖居』たゞずまひの意で、其邊の山容水態といふこと。**【飛瀧權現】**熊野三所權現の一、那智山中の那智神社。又那智權現とも云。**【そんじやう】**それ、その、そこら等の語の上につけて、語意を强める語。**【王子】**熊野權現の末社。中古熊野參詣の盛になるにつれて、京より熊野に至る街道二十九里の間、諸處に熊野本社を勸請し、遙拜休息等に充てたもので、多くは地名を冠し、藤代王子、切目王子などといひ、總稱して九十九所王子と云。**【先達】**山伏の先達の如くに、先へ立つて行つたこと。**【金剛童子】**熊野本宮十二所權現の一、米持童子のこと。諸神本懷集云、米持金剛童子、毘沙門天王也。金剛甲冑帶、煩惱怨敵降伏。**【裁ち更ふ】**布を裁つて、衣服を作り、着替へること。**【淨衣】**白い布又は絹で作り、その裁縫狩衣と粗ぼ同じきもので、神社參詣の時着用する服。**【垢離】**神佛に祈念する時、冷水に浴し、心身の穢れを去り淸淨になること。その行をするをかくと云。**【岩田川】**紀伊國西牟婁郡岩田

村を流れるより云。下流富田浦に注ぐより、又富田川の名がある。熊野本宮參詣者、岩田村の西二里田邊町より此川に出で、垢離をとるを例とした。【發心門】本宮の總門。後廢し今其礎石を三越の地に存ずと云。熊野登口の四方の門を發心・修行・菩提・涅槃と名つけた其一。【觀ず】心に想ひ浮べること。

康頼入道は、參る度毎に、三所權現の御前にて、祝を申すに、御幣紙も無ければ、花を手折つて捧げつつ、「維當歳次、治承元年丁酉、月の竝は十月二月、日の數三百五十餘箇日、吉日良辰を擇んで、掛卷も忝なく日本第一大靈驗、熊野三所權現、飛瀧大薩埵の教令、宇豆の廣前にして、信心の大施主、羽林藤原の成經、竝に沙彌性照、一心清淨の誠を致し、三業相應の志を抽んで、謹んで以て敬つて白す。夫れ證誠大菩薩は、濟度苦海の教主、三身圓滿の覺王也。或は東方淨瑠璃醫王の主、衆病悉除の如來也。或は南方補陀落能化の主、入重玄門の大士、若王子は娑婆世界の本主、施無畏者の大士、頂上の佛面を現じて、衆生の所願を滿てしめ給へり。是れに依て上一人より下萬民に到る迄、或は現世安穩の爲、或は後生善所の爲めに、朝には淨水を掬んで煩惱の垢を雪ぎ、夕べには深山に向つて法號を唱ふるに、感應懈ること無し。峨々たる嶺の高きをば、神徳の高きに喩へ、嶮々たる谷の深きをば、弘誓の深きに準らへて、雲を分きて登り、露を凌いて下る。爰に利益の地を憑まずんば、爭か歩を險難の路に運ばん。

權現の德を仰がずんば、何ぞ必ずしも幽遠の境にましまさんや。仍つて證誠權現、飛瀧大薩埵、各靑蓮慈悲の眸を相並べ、さ小鹿の御耳を振り立てゝ、我等が無二の丹誠を知見して、一々の懇志を納受し給へ。然れば則ち、結ぶ早玉の兩所權現、機に隨つて、或は有緣の衆生を導き、或は無緣の群類を救はんが爲に、七寶莊嚴の栖を捨てゝ、八萬四千の光を和げ、六道三有の塵に同じ給へり。故に定業亦能轉、求長壽、得長壽、禮拜袖を連ね、幣帛禮奠を捧ぐること暇無し。忍辱の衣を重ね、覺道の花を捧げて、神殿の床を動かし、信心の水を澄して、利生の池を湛へたり。神明納受し給はゞ、所願何ぞ成就せざらん。仰ぎ願はくば十二所權現、各利生の翅を雙べ、遙に苦海の空に翔り。左遷の愁を歇めて、速に歸洛の本懷を遂げしめ給へ。再拜」とぞ、康賴祝言をば申しける。

【祝】祝詞。宣り說き言の約。神に對し申し上る詞。宣るは言ふの意。【御幣紙】御幣に挿む紙。御幣は神を祈る時に奉る物で、古くはぬさといつて木棉、麻をそのまゝ用ひ、後布帛を用ひ、旅行など早忽の時は、紙を切つて奉ることがあつてから、轉じて紙を切つて串に挿んで神前に捧げることゝなつた。其紙を云。【維】漢文の發語の詞。これといふのを音にゐと云。【歲次】『歲』歲星、『次』旅の意、やどると訓む。天文上、二十八宿を分けて十二次とし、歲星は一年に其一次を廻つて、十二年にして之を一周するに因て云。【十月二

月】盛衰記には十二月とある。恐らくは書寫の誤。【吉日良辰】よい日よい時。【日本第一の大靈驗】寺門傳記補錄所援熊野緣起云、額曰、日本第一大靈驗所、根本熊野三所權現。又諸神本懷集云、就レ中證誠殿(本宮)直ニ彌陀如來幸迹　御座故、殊日本第一被レ崇ニ靈社一給。【飛瀧大薩埵の敎令】『薩埵』菩提薩埵の略、菩薩と同義。那智山飛瀧大權現の本地は千手觀音菩薩で、勇猛に道を求める者のことで、佛に亞ぐ位置。『敎令』敎令輪身の略、憤怒の相を現ずるを云。那智山飛瀧大權現の本地は千手觀音菩薩で、忿怒身なるより云。希麟音義云、金剛頂瑜伽經云、諸佛菩薩、依ニ二種輪一現レ身有レ異、一者正法輪、現ニ眞實身一所修行願報得身　故、二者敎令輪、現ニ忿怒身一由レ起ニ大悲一現ニ威猛一故也。【宇豆】高くいつくしきこと。【廣前】大前と同じで、神の御前をたゝへていふ語。【信心の大施主】信心の深い施主。施主は此の法會を行ふ人のこと。【羽林】近衞府の唐名。成經は右近衞少將なるより云。漢書顏師古注云、羽林亦宿衞之官、言下其如ニ羽之疾一如中林之多上也。【沙彌】梵語、剃髮して十戒を受けたる者の稱。我國では剃髮し妻子ある者にも云。元亨釋書云、國俗剃髮不レ全ニ梵儀一有ニ妻子一者、在家　稱ニ沙彌一。【三業相應】身口意の三つの所作が一致することで、身に禮拜をしても敬重の念のない樣なことのないことを云。往生要集云、禮拜門者、是卽三業相應之身業也。【證誠殿大菩薩】阿彌陀如來の垂跡。本殿は熊野本宮第一殿、家都御子神(伊弉諾伊弉册二尊)を祀ると云。【濟度】苦海より濟つて彼岸へ渡すこと。【苦海】生死の苦の多いことを、海の廣きに喩へいふ語。【敎主】敎化の主。【三身圓滿の覺王】『三身』法身・應身・報身。『覺王』佛。彌陀は三身具足する佛といはれるより云。【東方淨瑠璃醫王の主】長門本には此上文に兩所權現者とある。藥師如來のことで、本宮第二殿、早玉宮の本地を云。藥師は東方淨瑠璃國の敎主で、誓願を發して、衆生の疾病

を救治するを以て『醫王』と云。【衆病悉除の如來】藥師如來のこと。藥師本願功德十二大願中第七願云、我來世得菩提時、若諸有情衆病逼切、無救無歸無醫無藥、無親無家貧窮多苦、我之名號、一經其耳、衆病悉除、身心安樂、家屬資具、悉皆豐足、乃至證得無上菩提、『如來』佛十號の一。如は眞如。眞如の道に乘じ、此世に來つて化を垂れる故に云。【南方補陀落能化の主】千手觀音菩薩のことで、結宮の本地。結宮は早玉宮と倂せて兩所權現の稱がある。『補陀落』布呾洛迦とも書く。印度の南海岸に在つて觀音菩薩の遊化するといふ山の名。西域記秣羅矩吒國條云、秣剌耶山東有布呾洛迦山、山頂有池、其水澄鏡、流出大河、周流繞山二十帀、入南海、池側有石天宮、觀自在菩薩往來遊舍。『能化』所化に對する語。師位に在て他を敎化する者。【入重玄門の大士】等覺の菩薩が佛果を成する前に、凡夫となつて衆生に交り、自他の隔異を取り去るに努むる時、凡夫の方を玄門といひ、この菩薩の究極する玄理をも玄門と云。已に玄理を極めた上に、重て凡事の玄門を修するより、之を重玄門に入ると云。『大士』菩薩の通稱。【若王子】若一王子とも云。本宮第四殿、十一面觀音の垂迹、觀音は娑婆世界の衆生濟度に努めるより云。【施無畏者の大士】觀世音菩薩の異稱。衆生の依怙となり、畏怖しない樣にする、卽ち無畏を施す義。【頂上の佛面】十一面觀音の頂上の佛面。【一人】天皇。【現世安穩・後生善所】此世で平安を得、死後極樂に往生すること。法華經藥草喩品云、是諸衆生聞是法已、現世安穩、後生善處、以道受樂、亦得聞法、既聞法已、離諸障礙、於諸法中、任力所能、漸得入道。【煩惱】愛慾等諸種の惑が心を煩はし身を惱すこと。【垢】心垢の意。無量壽經云、開神悅體蕩除心垢、憬興疏云、心垢者煩惱之名。【法號】念佛。【感應】衆生の善根の機緣に依て佛に感ずると、

佛も之に應じ來ること。【嶮々】谷の深く險はしい形容。【弘誓の深き】佛菩薩の廣大な誓願の意味深いこと。法華經普門品云、弘誓深キコト如レ海。【爰に利益の地を漂まずんば】こゝを功德ある地として賴めばこそ、こんな嶮岨の山道を往復するのであるの意。【幽遠の境にましまさんや】神德を仰げはこそ、こんな邊地に勸請申し上げたのであるの意。【青蓮慈悲の眸を相並べ】青蓮華の葉の如く廣大な、慈悲深い眼を並べて御覽下さいの意。法華經妙音菩薩品云、是菩薩ノ目如ニ廣大青蓮華葉一。往生講式云、青蓮ノ眦鮮ニ現ス慈悲ノ相ヲ一。【小鹿の御耳】『小鹿ノ』枕詞。もと大祓詞に、高天原爾耳振立テ聞物止馬牽ヒキ立テ弖と、馬の耳を振り立てる意に用ひたのが、朝野群載に載せる中臣祭文には、八百萬乃御神達タチハ佐乎志加乃御耳乎振立天聞食シセ止申スと、神の耳のことに轉訛したものである。【無二の丹誠を知見して】類なき眞心の程を御承知下さつて。【結ぶ早玉の兩所權現】本宮第二殿に合殿に祀つてある結宮、早玉宮を云。結宮を西御前、早玉宮を中御前と云。【機】本來心性中にあるものが、教法の爲に激發されて、活動する樣になる心の働。【有緣の衆生】佛教に緣のある衆生。【無緣の群類】佛教に緣のない衆生。『群類』衆生と同義。【七寶莊嚴の栖】七寶を以て嚴に飾つてある場所。極樂。【八萬四千の光】佛の八萬四千の相好から放つ光明。八萬四千は佛經で數多いことにいふ大數。【光を和げ】次句の『塵に同じ』と合せて和光同塵の義。觀無量壽經云、無量壽佛有ニ八萬四千相一、一一相各有ニ八萬四千隨形好ノ一、一一好復有ニ八萬四千光明一。【六道】衆生の輪廻する處。地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天道。【三有】三界と同じこと。欲有、色有、無色有。【塵に同じ】苦界の人間を救ふ爲に、淨土から神と化現して此世へ降下せられたこと。【定業亦能轉】定業、卽ち苦果を受けるにきまつてゐる業因でも、機感が厚ければ、其念力で能く其定業を轉するこ

とが出來るとの意。法華文句記云、若其機感厚、定業亦能轉、若過現淺、苦亦無ㇾ徵。【求長壽得長壽】藥師本願功徳經云、求ニ長壽一得ニ長壽一、求ニ富饒一得ニ富饒一。【禮拜袖を連ね】大勢の人が並んで禮拜したり、立派な捧げ物を差上ることは出來ないがの意。【忍辱の衣】袈裟。忍辱の心は一切の外障を防ぐより、譬へて云。法華經法師品云、如來衣者、柔和忍辱心是也。【覺道の花】こゝは唯花のこと。『覺道』大覺の道の義。さとりの開けること。『忍辱』に對して用ひたまでのこと。【神殿の床を動かし】熱誠を籠めて祈誓すること。【信心の水】信心を水に譬へ云。【利生の池を湛へたり】御利益を蒙むる用意をしてゐるといふこと。『利生』衆生に利益を與へること。【十二所權現】證誠殿、早玉宮、結宮、若一王子、禪師宮、兒宮、聖宮、子守宮、一萬宮(十萬宮)、勸請十五社、飛行夜叉、米持金剛童子。もと十二座の神宮を、兩部神道の信仰より本地を定めて、權現と稱したものである。本居內遠の熊野社神號神位の中に、此物語に常に三所權現と記し、唯此條のみ十二所權現とあるを怪で、之を追記であるとし、「實は其頃いまだ十二所の稱はなきなり。さる故に建仁の頃に北院御室の勸請ありしも、三所權現なり。もし此以前に熊野も十二所ならば、後の仁治の頃の勸請を待つべきにあらず、されば十二所の稱、仁治以前四條天皇の比に出たる事、疑なし」とある。【苦海】苦惱の多いことが海の際涯なきが如き意。人間界。【左遷の愁】配流の苦み。『左遷』官位を貶せられることで、內官の外官に轉ずるをも云ふより、配流の意に轉用する。【再拜】長門本に敬白再拜とある。此の文祝詞と稱するも、文體全く祝詞の體裁を爲さず、寧ろ願文に近いものがある。考證云、按祝文不ㇾ類ニ古體一、可ㇾ疑矣。蓋中世以來熊野爲ニ兩部之社一、因テ如ㇾ此乎。

卒都婆流

去程に二人の人々、常は三所權現の御前に參り、通夜する折も有りけり。或る夜二人參りて、終夜今樣歌ひ、舞なんど舞うて、曉方苦しさに、些と打目睡たりつる夢に、沖より白い帆掛けたる小舟を一艘汀へ漕ぎ寄せ、舟の中より紅の袴著たりける女房達、二三十人渚にあがり、鼓を打ち聲を調へて、「萬の佛けの願よりも、千手の誓ぞたのもしき。枯れたる草木も忽に、花さき實なるとこそ聞け」と、推返し推返し三返歌ひ澄して、掻き消す樣にぞ失せにける。康賴入道夢覺めて後、奇異の思をなしつつ、如何樣にも是は、龍神の化現と覺え候。熊野三所權現の內に、西の御前と申し奉るは、本地千手觀音にておはします。龍神は則ち千手の二十八部衆の其の一にておはしませば、以て御納受こそ賴しけれ。或る夜又二人參りて、通夜したりける夢に、沖よりも吹きくる凪に、木の葉を二つ、二人が袂に吹き懸けたり。何となう是を取りて見ければ、御熊野の椰の葉にてぞ有りける。彼の二つの椰の葉に、一首の歌を蟲くひにこそしたりけれ。

千葉やぶる神に祈りの繁ければ、などか都へ歸らざるべき。

【通夜】終夜誦經念佛すること。【苦しさに】疲勞の爲め。【萬の佛けの願よりも云々】梁塵祕抄には、四句を花

さき實なると說い給ふ、古今著聞集には、初句をいつれの佛のねがひより、四句を花さき實なると說きたればとある。【千手の誓】千手觀音の衆生濟度の誓願。千手觀音は、二十七面四十臂で、四十手が各二十五有の衆生を導くより云。【化現】神佛が衆生濟度の爲めに、種々の形に變し示現すること。【西の御前】本宮第二殿、早玉宮の相殿、結宮を云。【本地】化身に對し、本の佛を云。こゝは神を佛の垂迹とし、その本身の佛の意。【二十八部衆】千手觀音の眷屬の稱。一方に四部づゝで、六方に二十四部、之に四維各一部づつで、合せて二十八部と云。【御熊野】三熊野の義。熊野三山を云。【梛】羅漢松屬の常綠喬木、熊野三山に殊に多く繁茂して居たものと云。葉に就ては、本草綱目啓蒙に「葉形竹葉の如くにして短く、厚くして對生し、深綠色、冬も凋まず」とある。【蟲くひ】蟲の食つた跡。それが自然に歌の文字となつて現はれてゐたこと。【千葉やぶる云々】熱心に神に祈るから、都へ歸るやうになるであらうの意。『千葉やぶる』神の枕詞。

康賴入道は、餘りに故鄕の戀しきまゝに、せめての謀にや、千本の卒都婆を作り、阿字の梵字、年號月日、假名實名、二首の歌をぞ書き付けける。

　薩摩方澳の小島に我ありと、親には告げよ八重の潮風。

　思ひやれしばしと思ふ旅だにも、猶古里は戀しきものを。

是を浦に持つて出で、「南無歸命頂禮梵天帝釋、四大天王、堅牢地神、王城の鎭守諸大明神、別して熊野の權現、安藝の嚴島大明神、せめて一本なり共、都へ傳へて給べ」

とて、澳津白浪の、寄せてはかへす度毎に、卒都婆を海にぞ浮べける。卒都婆は作り出すに隨ひて海に入れければ、日數積れば卒都婆の數も積りけり。其の物思ふ心や便(たより)の風とも成りたりけん、又神明佛陀もや送らせ給ひたりけん、千本の卒都婆の中に、一本安藝の國嚴島の大明神の御前の渚に打ち上げたり。

【故郷の戀しきまゝに】 盛衰記には都の戀しさもさる事にて、殊に七十有餘の母の紫野と云所に在けるを思出て侍けるに、いとゞ爲ん方なくぞ思ひけるとある。**【せめての謀】**思ひ迫っての手段。**【卒都婆】**こゝは假の卒都婆のこと。塔の代りに、細長い板の上部を塔の形に刻んだものに、經文を書き墓側に立て、死者の冥福を祈る爲にするもの。**【阿字】**梵語十二母韻の最初の韻𑖀。阿字は一切の字母たるのみならず、諸法本不生、不可得の義を有し、無量無邊の功德備はり、之を持誦觀想する功德を稱へるより記したもの。**【假名】**通稱。呼び名。**【實名】**本名。名乘。**【薩摩方云々】**千載集、羇旅歌に、心のほかなる事有て、しらぬ國に侍ける時讀る、平康頼とし、三句を我は有とし、寶物集には、鬼界が島に侍りける比、いまだいきて侍るよし、風のたよりに母のもとへつかはすとて、康頼入道性照とし、第三句を人にはつげよとある。『八重の潮風』八重の潮風よりの意。**【思ひやれ云々】**まして遠隔の地にいつともなく居る身は、故郷が一としほ戀しいの意。玉葉集には、遠き國に侍りける時、都の人にいひつかはしける、平康頼とある。**【南無歸命頂禮】**『南無』梵語、歸命頂禮は共に其譯語。『歸命』佛の敎命に歸順する義。『頂禮』佛足を頭頂に戴いて禮拜する義。之を三業から見ると、

南無は口業、歸命は意業、頂禮は身業の禮拜と云。大日經疏云、重言二歸命頂禮一者、此義大同小異。重言者恭敬深至故爾也。【帝釋】『帝』天帝、『釋』梵語、釋提桓因の略。忉利天の主、須彌山頂喜見城に居て、他の三十二天を統領すと云。【四大天王】帝釋の外將として、須彌山半腹の四方に居て、各一方を護る天王。東持國天、南增長天、西廣目天、北多聞天。【王城の鎭守諸大明神】帝都守護の神。二十一社記に「王城鎭守神とて廿一社を定置かる。是圓融院一條院以來事歟。凡臨時の御祈禱等、諸國までは遼遠なる故に、此廿一社に奉幣せらるゝ也」とある。廿一社は、伊勢大神宮、石淸水八幡宮、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大神、大倭、石上、廣瀨、大原野、吉田、住吉、日吉、廣田、梅宮、祇園、北野、丹生、貴布禰の諸社。【便の風】都合よく吹き送る風。

爰に康頼入道がゆかりありける僧の、若し然る可き便もあらば、彼の島へ渡つて、其の行方をも尋ねんとて、西國修行に出でたりけるが、先づ嚴島へぞ參りける。爰に宮人とおぼしくて、狩衣裝束なる俗一人出で來り。此の僧何となう物語をしける程に、「夫れ神明は和光同塵の利生、樣々なりとは申せ共、中にも此の御神は、如何なる因緣を以て、海漫の鱗に緣をば結ばせ給ふらん」と問ひ奉れば、宮人答へて曰く、其れはよな、娑竭羅龍王の第三の姬宮、胎藏界の垂跡也。此の島へ御影向有りし始めより、濟度利生の今に至る迄、甚深奇特の事共をぞ語りける。さればにや、八社の御殿甍を

雙べ、社は海神の邊なれば、潮の滿干に月ぞすむ。潮滿ち來れば、大鳥居緋の玉垣瑠璃の如し。潮引きぬれば、夏の夜なれ共、御前の白洲に霜ぞおく。此の僧いよ〳〵尊く思ひ、靜に法施參らせて居たりけるが。漸々日暮れ月指し出でて、潮の滿ち來るに、澳よりそこはかとなくゆられ寄りける藻屑共の中に、卒都婆の形の見えけるを、何となう是を取つて見ければ、薩摩方沖の小島に我ありと書き流せる言の葉也。文字をば彫り入れ刻み付けたりければ、波にも洗はれず、あざ〳〵としてこそ見えたりけれ。此の僧不思議の思をなし、笈のかたにさして、都へ歸り上り、康頼入道が老母の尼公妻子共の、一條の北紫野と云ふ所に忍びつゝ隱れ居たりけるに、是を見せたりければ、さらば此の卒都婆が、唐の方へもゆられ行かずして、なにしに是迄傳へ來て、今更物を思はすらんとぞ悲みける。

【西國修行】關西の諸寺を巡禮修行すること。【宮人】神主。【俗】僧に對して云。世俗の人の姿したといふこと。【和光同塵】老子に、和其光同其塵是謂玄門とあるに基く語。佛菩薩が威德ある光を和げて、神となつて現はれ、人間に交り利益を示すこと。【海漫の鱗】長門本海畔の鱗とある。『鱗』和名抄に、和名以呂久都、俗云伊呂古、轉して魚類を云。【それはよな】『よな』は念を入れていふ時にいふ語。【娑竭羅龍王の第三の姫君】園城寺傳記所載嚴島明神御託宣文に、我是娑竭羅龍王第三姫宮本地胎藏界大日淸淨光世菩薩とある。嚴

笈

島神社祭神は、天照大神御子、田心姫神、湍津姫神、市杵島姫命三座で、中にも市杵島姫命を崇敬し、延喜神名式にも伊都伎島神社とある。社殿が海上に在り龍宮の感があるより、龍王の垂迹とし、市杵島姫命を其第三の姫君に擬したものか。【娑竭羅龍王】八大龍王第三番目の龍王。【胎藏界】眞言宗兩部の一。金剛界の智を主要とするに對し、理を重じ理性に一切諸法を攝すること。其名は母の胎内に吾子を攝持する如くであるといふ義。【御影向】神佛が衆生濟度の爲に出現すること。『影』本體から離れて現はれる義とも、其形の目に見えない義とも云。【渡度利生】衆生をすくひ利益を與へること。【甚深奇特の事】非常に不思議な靈驗のあつた事。【八社の御殿】嚴島道芝記云、本社三女神相殿五座。【潮の滿干に月ぞすむ】『すむ』は住む、澄むをかける。玄旨法印九州道の記云、廻廊も柱も鹽につかりて有、(略)とかく有て月に成侍れば、立出て更るまで見るに、鹽干滿日の前にかはりて、汀二三丁ばかりも遠近になりぬ。【大鳥居】創建年代未詳、數回改造され、現存のものは明治八年竣工、特別保護建造物となつてゐる。嚴島道芝記に、大鳥居一基、高さ十丈、笠木八丈餘、楠にて廻り一丈六尺、舌先より百五十間去りて、海の中正面に建つとある。舌先は廻廊から幅二丈餘、長さ十丈の屋根のない廊を沖の方へ造り出した所。【琉璃】紺碧の玉。鳥居や玉垣が海の碧綠の色と相映じて見える形容。【夏の夜なれど御前の白洲に霜ぞ置く】和漢朗詠集云、夏夜、白樂天、江樓夕望、風吹ケバ二枯木ヲ一晴天ノ雨、月照セバ二平沙ヲ一夏夜ノ霜。【そこはかとなく】何處よりともなくの意。【言の葉】歌。【あざあざ】鮮明。【笈】山伏等が修行の爲旅行する時などに、佛具・衣服・書籍・食器等を入れ、背負つて行く箱様の具。【かた】肩。上部。【尼公】尼の敬稱。

遙かの叡聞に及んで、法皇是を叡覽有りて、「あな無慚、この者共が、命の未だ生きて有るにこそ」とて、御涙を流させ給ふぞ忝き。是を小松の大臣の許へ遣されたりければ、父の禪門に見せ奉らる。柿の本の人丸は、島がくれ行く舟を思ひ、山の邊の赤人は、葦邊の田鶴を詠め給ふ。住吉の明神は、かたそぎの思をなし、三輪の明神は、杉立てる門をさす。昔素盞嗚尊、三十一字の和歌を詠み始め給ひしより以來、諸の神明佛陀も、彼の詠吟を以て、百千萬端の思を述べ給ふ。

【柿本人丸】文武天皇時代の大歌人。古今集、羈旅歌、題知らず、讀人知らず、ほのぼのと明石の浦の朝ぎりに島かくれゆく船をしぞ思ふ。注に、此歌は、ある人の曰く、柿の本の人まろがなりとある。此歌、今昔物語卷二十四、小野篁被レ流ニ隱岐國一時讀ニ和歌一語には、小野篁の作としてある。**【山邊赤人】**人丸と並び稱せられる歌人で、聖武天皇時代の人。萬葉集云、神龜元年甲子冬十月五日幸ニ于紀伊國一時山部宿禰赤人作歌一首幷短歌、若浦爾鹽滿來者潟乎無美葦邊乎指天多頭鳴渡。**【住吉の明神】**攝津國住吉郡住吉村鎭座、海路を護る神又は和歌の神として崇められる。新古今集、神祇歌、夜や寒き衣や薄きかたそぎの行きあひの間より霜やおくらん。注に住吉のお歌となんとある。『かたそぎ』木の端を片方にそいだ意で、神社の社殿にぶつちがへてある千木のこと。**【三輪の明神】**大和國城上郡三輪山鎭座大神神社の祭神。古今集、雜下、題知らず、讀人知らず、我庵は三輪の山本戀しくば、とぶらひ來ませ杉立てる門。又袋草紙云、三輪明神御歌、戀しく

ばとぶらひ來ませ我宿は三輪の山本杉立てる門、古今歌與、但上下せり、又彼集には不レ注二此出一。【素盞嗚尊三十一字の和歌】尊が櫛名田媛と婚し給ひ、宮を出雲國須賀に建て給ふた時、雲の出るのを見て詠み給ふた御歌、夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐都麻基微爾夜幣賀岐都久流曾能夜幣賀岐袁の一首を、世に和歌の初とし、古今集の序にも「人の世となりて、素盞嗚尊よりぞ三十もじ餘り一文字はよみける」とある。【百千萬端の思ひ】さまざまの感情。

蘇武

入道も岩木ならねば、さすが哀れげにこそ宣ひけれ。入道角憐み給ふ上は、京中の上下、老いたるも若きも、鬼界が島の流人の歌とて、口ずさまぬは無かりけり。千本迄作り出だせる卒都婆なれば、さこそは小さうも有りけめ。薩摩方より遙々と、都まで傳はりけるこそ不思議なれ。餘りに思ふ事には、昔も角しるし有りけるにや。

【岩木ならねば】人情もあるからの意。白氏文集、李夫人條云、人非二木石一皆有レ情。【角憐み給ふ上は】入道さへ憐れに思はれるなら、誰に遠慮もないのでの意。【口ずさび】吟誦。【餘りに思ふ事】一心に思ひつめた事。

古へ漢王胡國を攻め給ひし時、始は李少卿を大將軍にて、三十萬騎を向けらる。漢

の戰弱くして、胡國の軍勝ちにけり。剩へ大將軍李少卿、胡王のために生擒らる。次に蘇武を大將軍にて、五十萬騎を向けらる。今度も又漢の戰弱くして、胡國の軍勝ちにけり。兵六千餘人生擒にせらる。其の中に蘇武を始めとして、宗徒の兵六百三十餘人、勝り出だいて、一々片足を切つて、追つ放たる。則ち死ぬる者もあり、程經て死ぬる者もあり。其の中に蘇武は一人死なざりけり。片足をば切られながら、山に上ては木の實を拾ひ、里に出でゝは根芹を摘み、秋は田面の落穗拾ひなんどしてぞ、露の命をば過しける。田にいくらもありける雁ども、蘇武に見馴れて恐れざりければ、此れ等は皆我が故鄉へ通ふ者ぞかしと懷かしくて、思ふ事一筆書いて、「相構へて是漢王に得させよ」と云ひ含めて、雁の翅に結び付けてぞ放ちける。甲斐々々しくも田面の雁、秋は必ず越路より都へ通ふものなるに、漢の昭帝上林苑に御遊ありしに、夕ざれの空うす曇り、何となく物哀れなりける折節、一行の雁飛び渡る。其の中より雁一つ飛びさがつて、己が翅に結び付けたる玉章をくひ切つてぞ落しける。官人これを取つて、御門へ參らせたりければ、披いて叡覽あるに、「昔は巖窟の洞に籠められて、三春の愁歎を送り、今は曠田の畝に捨てられて、胡狄の一足となれり。縱ひ骸は胡の地に散らすと云ふとも、魂は二度君邊に仕へん」とぞ書いたりける。其れよりしてこそ、文をば

雁書共いひ、雁札共又名付けけれ。「あな無慚、蘇武が譽の跡なりけり。此の者共が命の未だ生きてあるにこそ」とて、李廣と云ふ將軍に仰せて、百萬騎を向けらる。今度は漢の戰強くして、胡國の軍破れにけり。御方戰勝ちぬと聞えしかば、蘇武は曠野の中より這ひ出でて、「是こそ古の蘇武よ」と名乘る。片足は切られながら、十九年の星霜を送り迎へ、輿に舁れて舊里へぞ歸りける。

【胡國】支那域外北方の蠻族の國。こゝは匈奴を云。**【李少卿】**漢武帝の時軍李陵。少卿は其の字。天漢二年匈奴と戰つて敗れ、匈奴に降つた爲め、其三族を誅せられた。**【蘇武】**漢武帝の時、匈奴に使して捕虜となること十九年、昭帝始元六年漢に歸る。武の匈奴に捕へられたのは、李陵の匈奴に降つた前年の事であり、且武は使節として行つたのみで、此條の事實前後し且錯誤してゐる。**【則ち死ぬる者】**『則』即の訛、すぐ其場で死ぬ者といふ意。**【木の實を拾ひ】**漢書蘇建傳云、武既至二海上一、廩食不レ至、掘二野鼠一、去二艸實一而食レ之。**【根芹】**芹のこと、殊に根を食ふより云。**【越路】**こゝは唯北國といふ意。**【上林苑】**漢武帝の庭園、建元三年創設、廣袤三百里、離宮七十所と云、漢書蘇武傳云、昭帝即レ位數年、匈奴與レ漢和親、漢求二武等一、匈奴詭言二武死一、後漢使復至二匈奴一、常惠請二其守者一與俱、得二夜見一漢使一、自陳道、教三使者謂二單于一言、天子射二上林中一、得レ雁、足有レ係二帛書一、言武等在二某澤中一、使者大喜、如二惠語一以讓二單于一、單于視二左右一而驚謝二漢使一曰、武等實在。**【夕ざれ】**夕さりの訛。**【一行】**一列、**【玉章】**もと文を持つて行く使にかけた枕詞、轉して手紙を云。**【三春】**初春、仲春、晩春。**【曠田の畝】**荒れた田の中といふ意。**【胡狄の一足】**蠻人の中に片足の身となつて苦勞するといふ

意。〔狄〕北方蠻族の稱。【雁札】『札』木のふだの意、後轉じて文書の意となる。【譽の跡】蘇武が敵地に在つて、君命を辱かしめない、名譽の書狀であるの意。【李廣】天漢二年三萬騎を率ゐて外征した貳師將軍李廣利の誤。李廣は天漢二年より二十一年前に既に死亡してゐる。

蘇武は十六の歳、胡國へ向けられし時、御門より下し賜はつたりける旗をば、卷いて身を放たず持たりしを、今取り出して、御門の御見參に入れたりければ、君も臣も感歎斜ならず。蘇武は君の御爲に大功雙無かりしかば、大國數多賜はつて、其の上典屬國と云ふ司をぞ下されける。剩へ李少卿は、胡國に留つて終に歸らず。如何にもして漢朝へ歸らんとのみ歎きけれ共、胡王許さねば力及ばず。漢王是をば夢にも知り給はず、李少卿は君の御爲に既に不忠なる者なりとて、空しくなれる二親が骸を掘り起して打たせらる。其の外六親を皆罪せらる。李少卿此の由を傳へ聞て、恨深うぞ成りにける。去り乍らも猶故鄕を戀ひつゝ、全く不忠なき由を一卷の書に作つて、帝へ參らせたりければ、漢王是を叡覽有つて、「さては不忠無かりけり。不便なる事ござんなれ」とて、父母が骸を掘り起して、打たせられたりける事をぞ、却つて悔しみ給ひける。

【御門より下し賜はつたりける旗】漢書云、杖二漢節一牧レ羊、臥起操持、節旄盡落。【典屬國】屬國の事を掌る役。【空しくなれる二親】死亡した父母。【六親】父母兄弟妻子。【不忠なき由】文選李少卿答二蘇武一書云、然レトモ

陵不レ死有レ爲也。故欲下如二前書之言一報中恩於國王上耳、誠以虚死不レ如レ立レ節、滅レ名不レ如レ報レ德也。**【不便なる事ござんなれ】**不憫な事をした、殘念なことをしたと悔む意。

漢家の蘇武は、書を雁の翅に付けて舊里へ送り、本朝の康頼は、波の便に歌を故鄕へ傳ふ。彼は一筆のすさみ、是は二首の歌、彼は上代、是は末代、胡國鬼界が島、境を隔て、世々は替はれども、風情は同じ風情、有り難かりし事共也。

【一筆のすさみ】書狀の章句のことを云。『すさみ』すさびの轉、心のすさぶまゝに書いたことで、思ふに任せて綴つたといふ意。**【境を隔てゝ世々は替れども】**場處は隔たり、時代は違つても。**【風情】**事情。趣。

巻第三

許文

治承二年正月一日の日、院の御所には拜禮行はれて、四日の日朝覲の行幸有りけり。何事も例に替りたる事は無けれ共、去年の夏新大納言成親の卿以下、近習の人々多く流し失はれし事、法皇御憤未だ止まざれば、世の政をも、萬づ物憂く思し召して、御快からぬ事共にてぞ候ひける。太政の入道も、多田の藏人行綱が告げ知らせ奉つて後は、君をも御窘き事に思ひ奉り、上には事なき様なれ共、下には用心して、苦笑ひてのみぞ候はれける。

【拜禮】正月元日、院又は關白家で行はれる拜賀の式。**【窘き事】**安心出來ない事。**【上には】**表面では。**【下には】**裏面では。**【苦笑ひ】**不快の氣持のこと。

七日の日彗星東方に出づ。蚩尤氣とも申す。又赤氣共申す。十八日光を益す。入道相國の御女建禮門院、其の時は未だ中宮と聞えさせ給ひしが、御惱とて、雲の上、天が下の歎にてぞ候ひける。諸寺に御讀經始り、諸社へ官幣使を立てらる。陰陽術を窮

め、醫家藥を盡し、大法祕法一つとして殘る所なう修せられけり。去れども御惱たゞにも渡らせ給はず、御懐妊とぞ聞えし。主上は今年十八、中宮は二十二に成らせ給ふ。然れ共、未だ皇子も姫宮も出來させ給はず。若し皇子にてましまさば、如何に目出度からんと、平家の人々、只今皇子誕生有る様に申して、勇み悦び合はれけり。他家の人々も、平氏の繁昌折を得たり、皇子御誕生疑なしとぞ申し合はれける。

【彗星】はゝきぼし、はうきぼしと云ふ。一定の週期を以て現はれ、其形長く尾を引て、末の方箒の如き星。天文道では、此星の出現を以て、天文の大變、亂世の兆候と認めてゐた。百錬抄（治承二、正、七）云、寅刻、彗星見ニ巽方一之由、泰親朝臣奏聞。又玉葉（治承二、正、十八）云、泰茂來云、去七日彗星見、去年十二月廿四日又見云。（略）彗星者第一之變也、去年熒惑入ニ大微一、今年彗星見、亂代之至、以レ之可レ察云々、但時晴・季弘・元廣等、申下非ニ彗星一之由上云。**【蚩尤氣】**蚩尤旗の訛、彗星の類。史記天官書云、蚩尤旗類レ彗、而後曲象レ旗、見則王者征ニ伐四方一。**【赤氣】**蚩尤旗の別名。史記五帝本紀云、蚩尤作レ亂、不レ用ニ帝命一、注、皇甫謐云、蚩尤冢在ニ東郡壽張縣闞郷城中一、高七丈、民常十月祀レ之、有ニ赤氣一出、如ニ匹絳帛一、民名爲ニ蚩尤旗一。推古紀（廿八、十二朔）云、天有ニ赤氣一、長一丈餘、形似ニ雉尾一。**【中宮】**皇后の別稱。もと三宮に通して申したが、醍醐天皇皇后藤原穩子以來、專ら在位の皇后に稱し奉ることゝなつた。**【雲の上】**宮中。**【天が下】**民間。**【官幣使】**神祇官より諸社に幣帛を奉して行く使。**【陰陽】**陰陽師等。**【術を窮め】**占筮其他諸種の術をありたけすること。**【大法秘法】**密教の修法に、普通法・大法・秘

法の三種がある。一大法は阿闍梨の外、伴僧十四人乃至廿人で修する。一秘法は灌頂已後に許される秘密の法。共に重要な祈禱の時に修する法。【たゞにも渡らせ給はず】普通の御病氣とは違つての意。

御懷妊定らせ給ひしかば、入道相國、有驗の高僧貴僧に仰せて、大法祕法を修し、星宿・佛・菩薩に付けて、皇子御誕生とのみ祈誓せらる。六月一日の日、中宮御著帶有りけり。仁和寺の御室守覺法親王、急ぎ御參內有りて、孔雀經の法を以て御加持あり。天台座主覺快法親王、寺の長吏圓慶法親王も、同じく參らせ給ひて、變成男子の法を修せられけり。かゝりし程に、中宮は月の重るに隨つて、御身を苦しうせさせ給ふ。一度笑めば百の媚有りけん漢の李夫人、昭陽殿の病の床も角やと覺え、唐の楊貴妃、梨花一枝春の雨を帶び、芙蓉の風に萎れつゝ、女郎花の露重げなるより猶痛はしき御樣也。かゝる御惱の折節に合せて、こはき御物氣共數多取り入り奉る。神子、明王の縛に掛けて、靈顯れたり。殊には讃岐の院の御靈、宇治の惡左府の御憶念、新大納言成親の卿の死靈、西光法師が惡靈、鬼界が島の流人共の生靈なんどぞ申しける。是に依つて、生靈をも、死靈をも、宥めらる可しとて、先づ讃岐の院御追號有りて、崇德天皇と號し、宇治の惡左府、贈官贈位行はれて、太政大臣の正一位を贈らる。勅使は少內記維基とぞ聞えし。件の墓所は、大和の國添上の郡河上の村、般若野の五三昧也。保元の秋掘り起

いて捨てられし後は、死骸道の邊の土と成つて、年々に只春の草のみ滋れり。今勅使尋ね來て、宣命を讀みければ、亡魂尊靈いかに嬉しと思しけん。去れば早良の廢太子をば、崇道天皇と號し、井上の内親王をば、皇后の職位に復す。是皆怨靈を宥められし策とぞ聞えし。怨靈は昔も角怖しかりし事共也。冷泉院の御物狂しうましまし、花山の法皇の十善の帝位をすべらせ給ひしは、基方の民部の卿が靈也。又三條の院の御目も御覽ぜられざりしは、寛算供奉が靈とかや。

【有驗の高僧貴僧】祈禱の效驗の著しいので有名な、有德の僧及び官位の高い僧。**【星宮】**星座、こゝは唯星のこと。陰陽道又は密教の修法で、星を祭り災を攘ふ故に云。**【御著帶】**懷妊五箇月目に岩田帶を御締めになる事。岩田帶は結肌帶の轉。山槐記六、廿八云、中宮御懷妊當二五ヶ月一、仍有二御着帶事一、初度也。本文一日とあるは誤。**【仁和寺】**山城國葛野郡花園村字御室にある。宇多天皇仁和四年八月創建。天皇落飾後此寺に遷御以來、累世親王相承け御室門跡と云。**【守覺法親王】**後白河院第四皇子。高倉天皇皇弟。北院御室と稱せられ給ふ。建仁二年八月廿五日寂、五十三歲。**【孔雀經の法】**息災の爲に孔雀經を修する眞言祈禱の大法。古事談云、仁和寺人云、孔雀法仁和寺人可レ修也。玉葉云、孔雀經法事、以二仁和寺一爲レ本。**【加持】**「加」加被で佛力の加はる義。「持」行者の心に佛力を感じ、持して捨てないといふ義。手に三股杵の印を結び、口に諸穢を禁ずる咒を誦し、心に其物體を淨めんとの一念に住し、佛に祈誓すること。**【覺快法親王】**第五十六代天台座主。鳥羽院第七皇子、

御母法印光清女、行玄大僧正弟子、養和元年十一月六日寂、年四十八。【寺】園城寺。延暦寺を山といふに對していふ語。【長吏】一寺の首長。【圓慶法親王】皇胤紹運錄等圓惠に作る。第廿六代園城寺長吏。後白河院第五皇子。母は坊門局、兵衞尉信業女。壽永二年十一月法住寺合戰の際、源義仲の爲に斬られた。【變成男子の法】觀音の佛力に依て、胎内の女子を變して男子とする祈禱。【一度笑めば百の媚】白氏文集長恨歌云、回レ頭一笑百媚生、六宮粉黛無二顔色一。【漢の李夫人】漢武帝の夫人、容色の美を以て世に聞えた。【昭陽殿の病の床】『昭陽殿』後宮の名。白樂天新樂府、李夫人云、翠娥髣髴二平生貌一、不レ似二昭陽寢レ疾時一。【梨花一枝春の雨を帶び】白氏文集長恨歌云、玉容寂寞涙闌干、梨花一枝春帶レ雨。【芙蓉】蓮の異名。【こはき】執拗な。【物の氣】神の氣に對した語、死靈生靈の祟のこと。『物』怨靈の義。【神子】祈禱の際、無心の年少の巫に、神靈をのり移らせ、種々の事を言はせて聞く、その少年の巫。【明王】不動明王。【縛にかけて】阿尾捨加持を行ふ事。阿尾捨は縛の義で、自由にさせないこと。無心の少年に咒を誦し加持をして、催眠狀態に入らせ、病人を惱す靈を招いて、此少年に乘り移らせ、咒を以て縛すと、聞くことを皆答へると云。【靈顯れたり】神子がいろいろ語り出すことを云。【讃岐院】崇德院の御追號のない時、配處の名を以て稱へ奉つた稱。【憶念】執念。【生靈】生存中の人の怨靈が祟ること。【是に依て】中宮御產の祟をなすに依ての意。然るに、百鍊抄(治承元、七、廿九)に、讃岐院奉レ號二崇德院一、宇治左府贈官位(太政大臣正一位)事宣下、天下不レ靜、依レ有二彼怨靈一とあり、大極殿の火災、明雲僧正等の爲とある。本文年代事實共に混亂してゐる。【宥め】怨を和げ慰めること。【追號】崩後時を經て稱號を上ること。【少內記維基】撿非違使別當藤原惟方の子。『內記』中務省內記局の職員、大少あり、詔勅宣命を

作り位記を書く職掌を有してゐる。玉葉には少納言惟基とある。**【般若野】**今奈良市内東大寺北御門五劫院の東徑と云。**【五三昧】**二十五三昧の略。三昧は葬場の俗名、法華三昧堂を建て死者の爲に香花を供へるより云。その三昧で二十五三昧を修するより五三昧と云。**【保元の秋掘り起いて】**保元元年七月二日、頼長の墓を掘り起して死骸の實檢を行つたこと。保元物語云、掘り發(おこ)して見れば、骨はいまだ相連りて肉少しありけれども、其形とも見え分かず、其儘道の邊に打捨てて歸りにけり。**【道の邊の土】**白氏文集云、古墓何代人ゾ、不レ知二姓與(ト)一レ名(ヲ)、化(シテ)作(ル)二路傍(ノ)土(ト)一、年々春草生(ス)。**【宣命】**漢字を並べ、純粹の國語の文脉に依て綴つた詔書。純漢文體のものを詔勅といふことになつてからは、宣命は專ら神社山陵等への告文、立后・立太子・任大臣・任僧綱等の時に用ひられることになつた。『宣』宣べ傳へる義、『命』勅命の義、詔を宣べ傳へるのが本義で、後其文書をも云。こゝは贈位贈官の旨を記した詔書。**【早良の廢太子】**桓武天皇の皇弟で皇太子となられた早良親王。延暦四年藤原種繼暗殺事件に坐して廢せられ、淡路國に遷される途上、食を廢して薨去あり、時人災厄ある毎に、太子の祟として恐れたので、延暦十九年七月崇道天皇と追號し、其墓を山陵と稱せられた。**【井上の內親王】**聖武天皇々女、光仁天皇皇后。其所生他戸親王を皇儲に立てやうとして、事の行はれなかつたのを恨み、天皇を咒咀されたといふ廉で、寶龜三年廢立、幽囚中に崩ぜられたが、同く延暦十九年七月后位に復せられ、其墓を山陵と稱せられた。**【職位】**官職位階の略。こゝは唯位のこと。**【冷泉院】**村上天皇第二子。康保四年十月十一日卽位、安和二年八月十三日讓位、寛弘八年十月廿四日崩、春秋六十二。榮華物語云、御もののけ、いとおどろおどろしうおはしませば、御門おりさせ給ふとてののしる。**【花山法皇】**冷泉天皇第一皇子、永觀

二年十月十日即位、寛和二年六月廿三日遜位、寛弘五年二月八日崩、春秋四十一。天皇退位の事は女御忯子の薨去に因ることは、諸書悉く一致してゐる。元方の靈といふこと根據不明。【基方】元方の誤、參議藤原菅根の子、其女村上天皇女御となり、廣平親王を生み參らせたが、右大臣藤原師輔の女の所生冷泉天皇の皇太子に立たれ、廣平親王の太子たるの望が絕えたのを怨で、憂死し、其靈祟をなして、冷泉天皇にまで及んだと傳へる。【三條院】冷泉天皇第二子、寛弘八年十月十六日即位、長和五年正月廿九日讓位、寛仁元年五月九日崩御、春秋四十二。大鏡云、院にならせ給ひて、御目を御らんぜざりしこそいといみじかりしか。ことに人の見奉るには、いささかかはらせ給ふ事おはしまさざりければ、そら事のやうにぞおはしましける。御まなこなども、いと淸らかにおはしましけり。いかなる折にか時々御覽ずる時もありけり。【寛算供奉】一本觀算、大鏡桓算に作る。『供奉』內供奉の略。禁中內道場に奉仕する僧を云。百錬抄長和四、六、九に故權律師賀靜贈ニ僧正一、是天皇御目不ㇾ明、以ニ心譽一加持之間、元方卿幷賀靜ノ靈現ルとあり、賀靜寛算同一人か不詳。大鏡云、桓算供奉の御物のけにあらはれて申しけるは、御くびにのり居て、左右の羽を打ちおほひ申したるに、打羽ぶき動す折に、少し御覽ずるなりとこそいひ侍りけれ。

門脇の宰相、加樣の事共を傳へ聞き給ひて、小松殿に申されけるは、「今度中宮御産の御祈、樣々に候也。何と申すとも、非常の赦に過ぎたる程の事、有る可し共覺え候はず。中にも鬼界が島の流人共を召し返されたらん程の功德善根、何事か候ふ可き」と申さ

れたりければ、父の禪門の御前におはして、「あの丹波の少將が事を門脇の宰相餘りに歎き申すが不便に候。殊更中宮御惱の御事、承り及ぶ如くんば、成親の卿が死靈など聞えて候。大納言が死靈を宥めんと思し召さんに付けては、生きて候ふ少將を召しこそ歸され候はめ。人の思を休めさせ給はゞ、思し召す事も叶ひ、人の願を叶へさせましまさば、御願も則ち成就して、御産平安、皇子御誕生有つて、家門の榮花彌盛に候ふべし」など申されければ、入道相國、日來より事の外に和いで、「さて俊寛や康頼法師が事は如何に」と宣へば、「其れも同じうは召しこそ歸され候はめ。若し一人も殘されたらんは、なか／＼罪業たるべう候」と申されたりければ、入道相國「康頼法師が事はさる事なれ共、俊寛は隨分入道が口入を以て、人と成りたる者ぞかし。其れに所しもこそ多けれ、東山鹿の谷、我が山庄に寄り合ひて、奇怪の振舞共が有りけんなれば、俊寛が事は思ひも寄らず」とぞ宣ひける。大臣歸つて伯父の宰相を呼び奉つて、「少將は既に赦免有る可きで候ふぞ。御心安う思し召され候へ」と申されたりければ、宰相聞きも敢へ給はず、泣く／＼手を合はせてぞ悦ばれける。「下り候ひし時も、是程の事、などや申し請けざらんと思ひたり氣にて、敎盛を見候ふ度毎に涙を流し候ひしが、不便に候」とぞ申されける。小松殿、「誠にさこそは思し召され候ふらめ。子は誰とても悲し

ければ、能々申し候はん」とて入り給ひぬ。去程に鬼界が島の流人共の、召し返さる可き事定りしかば、入道相國の赦文書いてぞ給でげる。御使既に都を立つ。宰相餘りの嬉しさに、御使に私の使を添へてぞ下されける。「夜を晝にし、急ぎ下れ」と有りしか共、心に任せぬ海路なれば、浪風を凌いで行く程に、都をば七月下旬に出でたれ共、長月二十日比にぞ、鬼界が島には著きにける。

【非常の赦】朝廷の吉事凶事につけて臨時に罪人を宥免して無罪とするを『赦』といひ、常赦、大赦、非常赦の三種がある。常赦は死罪以下、大赦は常赦以上、非常赦は有罪者を悉く赦すを云。**【功徳善根】**將來善果を得べき行爲。『功徳』徳は得で、功を修めて得るあること。『善根』根は餘善を生ずる意。**【なかなか罪業たるべく候】**全部を呼び歸へさないより、却て罪を作ることにならうの意。**【口入】**口添へをすること。法皇にお賴みしたことを云。**【人と成りたる者】**一人前の人間となつた者といふ意。**【所しも多かれ】**場處もあらうにの意。**【我が山莊】**自分の別莊。**【思ひも寄らず】**とても許せない。**【伯父】**叔父の訛。**【下り候ひし時】**成經が配處へ下つて行つた時。**【などや申し請けざらん】**どうして許して貰ふことが出來ないのかといふ意。**【赦文】**赦免狀。大赦には詔書を發せられる例であるから、恐らく淸盛が詔書に添えて、自分の赦免狀を認めたといふのであらう。**【私の使】**敎盛のしたてた使。**【長月】**九月の異名。

足摺

御使は丹左衛門の尉基康と云ふ者なり。急ぎ船より上り、「是に都より流され給ひたりし、平判官康賴入道、丹波の少將殿やおはす」と、聲々にぞ尋ねける。二人の人々は、例の熊野詣して無かりけり。俊寛一人有りけるが、是を聞いて、「餘りに思へば夢やらん、又天魔波旬の、我が心を誑さんとて云ふやらん、現共更に覺えぬもの哉」とて、周章ふためき、走る共なく、倒るゝ共なく、急ぎ御使の前に行き向つて、「是こそ流されたる俊寛よ」と名乘り給へば、雜色が頸に懸けさせたる布袋より、入道相國の赦文取り出でゝ奉る。

【丹左衛門の尉基康】考證云、丹治比氏か、丹波氏か、左衛門尉たる人なるべし。**【餘りに思へは夢やらん】**あんまり歸りたいと思ふから、こんな夢を見るのであらうの意。**【波旬】**天魔の別名。**【布袋】**一本文袋に作る。

是を開けて見給ふに、「重科は遠流に免ず、早く歸洛の思を成すべし。今度中宮御產の御祈に依つて、非常の赦行はる。然る間鬼界か島の流人、少將成經、康賴法師赦免」と許り書かれて、俊寛と云ふ文字はなし。禮紙にぞ有るらんとて、禮紙を見るにも見えず、奧より端へ讀み、端より奧へ讀みけれ共、二人と許り書かれて、三人とは書か

れず。去程に少將や康賴法師も出で來り、少將の取つて見るにも、康賴法師が讀みけるにも、二人と許り書かれて、三人とは書かれざりけり。夢にこそか丶る事は有れ、夢かと思ひ成さんとすれば現也。現かと思へば又夢の如し。其の上二人の人々の許へは、都より言傳たる文共幾らも有りけれ共、俊寛僧都の許へは、事問ふ文一つもなし。「されば我がゆかりの者共は、皆都の內に跡を留めず成りにけるよ」と、思ひ遣るにも覺束なし。「抑我等三人は同じ罪、配所も同じ所也。如何なれば赦免の時、二人は召し返されて、一人爰に殘す可き。平家の思ひ忘れかや、執筆の謬か。こは如何にしつる事共ぞや」と、天に仰ぎ地に伏して、泣き悲め共甲斐ぞなき。僧都少將の袂にすがり、「俊寛が加樣に成ると云ふも、御邊の父故大納言殿の、由なき謀叛の故也、されば餘所の事と思ひ給ふべからず。赦され無ければ、都迄こそ叶はず共、せめては此の船に乘せて、九國の地まで付けて給べ。各の是におはしつる程こそ、春は燕、秋は田面の雁の音信る樣に、自ら故鄕の事をも傳へ聞きつれ、今より後は、何としてか聞く可き」とて、悶え焦れ給ひけり。少將、「誠にさこそは思し召され候ふらめ。我等が召し返さるる嬉しさも、去る事にては候へ共、御有樣を見奉るに、更に行く可き空も覺え候はず。此の舟に打ち乘せ奉つて、上り度は候へ共、都の御使、如何にも叶ふまじき由を頻に申

す。其の上赦(ゆる)されも無きに、三人ながら島の内を出でたりなど聞え候はゞ、なか〳〵惡しう候ひなんず。成經先づ罷り上つて、人々にも能々(よくよく)申し合せ、入道相國の氣色(きしよく)をも伺ひ、迎に人を奉らん。其の程は日來(ひごろ)おはしつる樣に思ひ成して待ち給へ。命は如何にも大切の事なれば、縱ひ(たとひ)此の瀨(せ)にこそ漏れさせ給ふ共、終にはなどか赦免なくて候ふべき」と、樣々(やうやう)に慰め宣へ共、僧都堪へ忍ぶべうも見え給はず。

【重科は遠流に免ず】重大の罪科は、遠流の刑になつたことで、之を免除してやるの意。**【早く歸洛の思を成すべし】**早く歸京せよとの意。**【禮紙】**文書の上を、別に一枚卷き重ねる紙を云。宛名等は上卷と言つて更に其上を包んだ紙に書く。**【事問ふ文】**安否を尋ねる書狀。**【跡を留めず成りにけるよ】**住んで居らなくなつたと見えるとの意。**【執筆】**書記。**【餘所の事】**無關係の事。**【九國の地】**九州。**【春は燕】**大凡時を定て通信あること。**【さる事にては候へ共】**嬉しいのは勿論ではあるがといふこと。**【行く可き空も覺えず】**行くべき方角も判らない。行く氣がしないといふこと。**【其の程は】**それまでは。**【日來おはしつる樣に思ひ成して】**今迄過して來られたやうに思つての意。**【此の瀨】**今度の場合。**【樣々に】**いろいろに。

去程に舟出さんとしければ、僧都船に乘つては降(お)りつ、下(お)りては乘つつ、あらまし事をぞし給ひける。少將の信(かたみ)には夜の衾(ふすま)、康賴入道が形見には、一部の法華經をぞ留めける。既に纜(ともづな)解いて舟押し出せば、僧都綱に取り付き、腰に成り、脇に成り、

長の立つ迄は引かれて出づ。長も及ばず成りければ、僧都船に取り付き、「さて如何に各、俊寛をば終に捨て果て給ふか。日來の情も今は何ならず、赦され無ければ、都迄こそ叶はず共、責めては此の船に乘せて、九國の地迄」と、口說かれけれ共、都の御使、「如何にも叶ひ候ふまじ」とて、取り付き給ひつる手を引き除けて、船をば終に漕ぎ出す。僧都せん方なさに、渚に上り倒れ伏し、少き者の乳母や母などを慕ふ樣に、足摺をして、「是乘せて行け、具して行け」と宣ひて、喚き叫び給へども、漕ぎ行く船の習にて、跡は白波計りなり。未だ遠からぬ舟なれども、涙にくれて見えざりければ、僧都高き所に走り上り、沖の方をぞ招きける。彼の松浦小夜姫が、唐船を慕ひつゝ、領巾振りけんも、是には過ぎじとぞ見えし。去程に船も漕ぎ隱れ、日も暮るれ共、僧都怖しの臥處へも歸らず、波に足打ち洗はせ、露に萎れて、其の夜は其にぞ明しける。さり共少將は情深き人なれば、能き樣に申す事もやと憑みを懸けて、其の瀬に身をも投げざりし心の中こそはかなけれ。昔壯里息里が、海巖山へ放たれたりけん悲も、今こそ思ひ知られけれ。

【あらまし事】あらましき事で、荒ら荒らしい事の義。急激に乘つたり下りたりあせり悶える事を指して云。

【夜の衾】夜具。【法華經】妙法蓮華經の略。一部七卷と八卷との二種ある。七卷本は古いが、我國では平安朝

初期より法華八講行はれて、一般に八卷本が流行した。【纜】船を繫いで置く綱。【腰になり脇になり】海水が腰までつき、脇の下までつくといふやうに、漸次深みに進む樣。【日來の情も今は何ならず】こんな事をなさるなら、平素の友情も今は何の甲斐もない事であるの意。【口說】何度も言ふこと。【足摺】足を蹈みもがいて地團太踏むこと。萬葉集五に、立手杼利足須里佐家婢伏仰とある。【具して行け】連れて行け。【漕ぎ行く船の習にて跡は白波】拾遺集、哀傷、題しらず、沙彌滿誓、世の中を何にたとへん朝ぼらけ漕ぎ行く船の跡の白波。【松浦小夜姬】肥前風土記には、松浦縣篠原村の少女乙等比賣とある。宣化天皇の頃、大伴狹手彥三韓に遣はされた際、この少女と知り、少女が別を惜んで、高山の頂に登つて領巾を振つたので、其山を領巾麾山と稱したと云。萬葉集五、山上憶良の作歌に依つて有名となつた故事。【領巾】白色の栲布、羅、紗等の薄物で作り、上代婦人の頸に懸けて裝飾とした服飾具。もとは蟲等を拂ふ用としたものと云。【恠しの臥處】きたない寢所。【莊里息里】早離速離の訛。觀世音菩薩淨土本緣經に出てゐる說話中の人物で、早く父母に離れたといふので付けた名。南天笠摩涅婆吒國の梵士長那の二子で、兄七歲弟五歲の時母に離れ、飢年に父が食を求めに行つた留守に、繼母の爲に南海の絕島に棄てられて死んだが、其の願に依て、母は阿彌陀佛、兄弟は觀音勢至となつたと云。寶物集にも其概要を載せて居る。

御產の卷

去程に二人の人々は、鬼界が島を出で丶、肥前の國鹿瀨の庄にぞ著き給ふ。宰相京よ

り人を下して、「年の內は波風も烈しう、道の間も覺束なう候へば、春に成りて上られ候へ」と有りしかば、少將鹿瀨の庄にて年を暮す。

去程に同十一月十二日の寅の刻より、中宮御產の氣ましますとて、京中六波羅閧き あへり。御產所は六波羅池殿にて有りければ、法皇も御幸なる。關白殿を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、すべて世に人と數へられ、官加階に望をかけ、所帶所職を帶する程の人の、一人も漏るゝは無かりけり。先例も、女御、后、御產の時に臨んで大赦有りき。大治二年九月一日の日、待賢門院御產の時、大赦行はるゝ事有りけり。今度も其の例とて、非常の大赦行はれて、重科の輩多く赦されける中に、此の俊寬僧都一人、赦免無かりける事こそうたてけれ。御產平安、皇子御誕生ましまさば、八幡、平野、大原野なんどへ行啓有る可き由御立願有り。仙源法印承つて、是を敬白す。神社は大神宮を始め奉つて二十餘箇所、佛寺は東大寺・興福寺巳下十六箇所へ御誦經あり。御誦經の御使は、宮の侍の中に、有官の輩是を勤む。狂紋の狩衣に帶劍したる者共が、色々の御誦經物、御劒御衣を持ち續いて、東の臺より南庭を渡つて、西の中門に出づ、目出たかりし見物なり。小松の大臣は、例の善惡に付いて噪ぎ給はぬ人にておはしけれ

【二八】成經、康賴。【宰相】門脇宰相敎盛。

ば、遙に程經て後、嫡子權の亮少將維盛以下の公達の車共遣り續けさせ、色々の御衣四十領、銀劍七つ、廣蓋に置かせ、御馬十二匹引かせて參らせらる。是は寬弘に上東門院御產の時、御堂殿の御馬參らせられし其の例とぞ聞えし。大臣は中宮の御兄にておはしける上、取りわき父子の御契なれば、御馬進らせ給ふも理なり。又五條の大納言國綱の卿も、御馬二匹進らせらる。志の至か、德の餘かとぞ人申しける。猶伊勢より始め奉つて、安藝嚴島に至るまで、七十餘箇所へ神馬を立てらる。內裏にも寮の御馬に四手付けて、數十匹引つ立たり。仁和寺の御室守覺法親王は、孔雀經の法、天台座主覺快法親王は、七佛藥師の法、寺の長吏圓慶法親王は、金剛童子の法、其の外五大虛空藏、六觀音、一字金輪五壇の法、六字加輪、八字文珠、普賢延命に至る迄、殘る所なう修せられけり。護摩の煙御所中に滿ちて、鈴の音雲を響かし、修法の聲身の毛竪つて、如何なる御物氣成り共、何面を向ふ可し共見えざりけり。猶佛所の法印に仰せて、御身等身の藥師竝に五大尊の像を作り始めらる。

【池殿】淸盛の弟賴盛の邸。【關白殿】藤原基房。【太政大臣】藤原師長。【官加階】官職位階の昇進。【所帶】領地。【所職】官職。【待賢門院】鳥羽天皇中宮。諱璋子、白河天皇御猶子、實は大納言藤原公實の女。永久六年正月中宮、天治元年十一月院號、久安元年八月崩、崇德後白河兩帝御母。こゝは後白河天皇御降誕の時の事。

【八幡】石清水八幡宮。【平野】平野神社。山城國葛野郡衣笠村小北山鎭座。祭神今木神・久度神・古開神・比咩神四座。二十二社の一。明治四年官幣大社に列せられた。【大原野】大原野神社。山城國乙訓郡大原野村鎭座。祭神建甕槌命・伊波比主命・天子八根命・比賣神四座。二十二社の一。仁明天皇嘉祥三年、藤原冬嗣が、同氏出身皇妃夫人の春日社參詣の不便を慮つて、こゝに勸請したものと云。明治四年官幣中社に列せられた。山槐記には、此時の御立願は石清水社、平野社、日吉社の三社とあつて、大原野は缺いでゐる。【仙源法印】全玄法印の謨。【神社佛寺】山槐記には神社四十一ケ所、佛寺七十四ケ所とある。【御誦經の使】御誦經を仰せ付けに行く使。【宮の侍】中宮の侍。【有官の輩】別に本官を有し藏人所の衆を兼ねる者。【狂紋の狩衣】狂紋又平文と云。平文のある狩衣の義。宗五大艸紙云、ひやうもんとは、たとへば三色にて染めたる事に候、伊勢貞丈注云、三色にて染めたるとは、一つ紋の内を三色の色を以てくまどりさいしきしたる也。【御誦經物】誦經に對する布施。【御衣御劔】共に布施の料。【東の臺】長門本東の對に作る。東の對の屋の略。寢殿の東にある對屋。【南庭】寢殿正面南方の大庭。【領】衣服を數へる時の單位の稱。【銀劔】白金作の太刀のこと。裝飾の金具が銀で作つてある太刀。【廣蓋】贈物等を載せる具。もと衣筥の蓋を轉用したのに始まる。【御馬十二匹】山槐記云、大神宮二匹(內宮一匹、外宮一匹)石清水一匹、賀茂二匹(下社一匹、上社一匹)松尾一匹、平野一匹、稻荷一匹、春日一匹、日吉一匹、伊津岐島一匹。【上東門院御産の時】寛弘五年九月十一日後一條天皇御降誕の時か、同六年十一月廿五日後朱雀天皇御降誕の時か、未詳。【御堂殿】左大臣藤原道長、上東門院御父。【御馬參らせられし其例】御産部類不知記云、左府以二馬八疋一奉ス二諸社ニ一(石清水・賀茂上下・春日・大原野・吉田・梅宮・

北野)。**【大臣は中宮の御兄】**重盛の母は右近將監高階基章の女、中宮御母は平時信の女從二位時子で、異母兄妹の御間柄。**【父子の御契】**玉葉承安元年十二月二日建禮門院入内定の條に、此女御平入道娘也、而重盛爲レ子、又院爲レ子、依二永久例一有二沙汰一也とある。父、入道の時、兄代つて父となること、當時に其例尠くない。**【五條の大納言國綱】**邦綱の誤。右馬權助藤原盛國の子、安元三年四月廿四日權大納言、其第五條南、東洞院西にあるより五條と云。**【志の至か德の餘か】**盛衰記には、志の至といひながら德の餘か、然るべかずとぞ人々傾申けるとある。『德』得で所得又は利益の事を云。邦綱は豪富を以て當時に聞えた人である故に云。**【神馬】**神の乘馬の料とする意で、神社に奉納する馬。**【御寮の馬】**左右馬寮に飼養してある朝廷御料の馬。**【四手】**しだれの約、垂れ下る意。もと木綿を注連繩に付けてゆふしでと云。後紙二枚を重ねて□の如くに切れ目を切り、其中央の切れを上へ折上げ、□の如き形にして付ける。神馬には、額髮に中・左・右と三所、とり髮に五所、尾のつけねに七所、七五三の數に附ける。**【七佛藥師の法】**叡山四箇大法の一、息災又は安産の時の祈禱の修法。藥師如來の一體分身である善名稱吉祥王如來、寶月智嚴光音自在王如來、金色寶光妙行成就如來、無邊最勝吉祥如來、法海雷音如來、法海勝慧遊戲神通如來、藥師瑠璃光如來の七佛を同時に供養し、殊に藥師瑠璃光如來を主體とするより云。**【圓慶法親王は金剛童子法】**此時金剛童子法を修したのは、僧正房覺で、本文は誤。**【金剛童子法】**金剛童子を本尊として修する法で、息災産生等の祈禱に修ずる者。園城寺に於て殊に深秘とする法と云。『金剛童子』忿怒の童子形で、金剛杵を執るより云。**【五大虚空藏】**五大虚空藏曼茶羅を本尊とし、增益息災所望天變に修する修法。此曼茶羅は一圓中に虚空藏菩薩の內德を五部に配當し、中央

法界虚空藏、東方金剛虚空藏、南方寶光虚空藏、西方蓮華虚空藏、北方業用虚空藏の五尊を畫いた者。【六觀音】懐妊等の祈禱に、千手・聖・馬頭・十一面・准胝・如意輪の六觀音を本尊として修する法。【一字金輪】勃嚕唵(系)の一字を眞言とする金輪佛頂尊を本尊とし、天變怪異産生所望等の祈禱をする修法。金輪佛頂尊は、最尊最貴の尊で、此法も亦非常に貴いものとせられてゐる。【五壇の法】中央不動明王、東方降三世明王、南方軍荼利明王、西方大威德明王、北方金剛夜叉明王の五大明王を、五方の壇に莊嚴して修する法で、至尊又は國家の重大な場合の祈禱に修するもの。【六字加輪】『加輪』河臨の誤。河中二艘の船上で修し、呪咀反逆病事産婦等の爲にする法。陰陽道の禊祓に、密教の修法を混じたるものと云。【八字文珠法】唵噁尾羅吽欠者落の八字を眞言とする文珠菩薩を本尊とし、天變疾病等の息災に修する法。【普賢延命】普賢菩薩を本尊とし、增益延命の爲に修する法。【護摩】梵語、焚燒の義。護摩壇に爐を据ゑ、護摩木と稱する段木（松等の乾いた木を段々に切つた者）乳木（桑等の生で濕氣ある者）を燒き、不淨を燒き淨める法。もと婆羅門が火を燒いて天を祀る法より採つたもので、智慧の火で煩惱を燒き、眞理の火で魔害を亡す標識としたもの。【鈴】金剛鈴と云。柄と舌とがあり、修行中に振り鳴らして諸尊を驚覺し、又歡喜せしめると云ふ鈴。其柄の形に依り、五種鈴と稱し、五股鈴・三股鈴・獨股鈴・寶鈴・塔鈴の名がある。眞言ではレイと云。【竪つ】彌立つの約。ぞつとすること。【何面を向ふ可し共見えざりけり】どうして之に對抗する事が出來やうとも思へなかつた意。【佛所の法印】盛衰記には佛師法印とある。佛師は佛像彫刻師。『佛所』七條大宮、六條萬里小路等佛師所住の區坊をいふとも云。【五大尊】不動・降三世・軍荼利・大威德・金剛夜叉の五大明王のこと。

かゝりしか共、中宮は隙なく頻らせ給ふ許りにて、御產も頓に成り遣らず。入道相國、二位殿、胸に手を置いて「こは如何せん、如何にせん」とぞあきれ給ふ。人の物申しけれども、「只兎も角も好き樣に〳〵」と許りぞ宣ひける。「哀れ淨海、軍の陣ならば、さり共是程までは臆せじものを」とぞ後には宣ひける。御驗者には、房覺性運兩僧正、俊堯法印、豪禪實專兩僧都、各僧伽の句ども上げ、本寺本山の三寶、年來所持の本尊達、責め伏せ責め伏せ揉まれければ、誠にさこそはと覺えて、尊かりける中に、折節法皇は、新熊野へ御幸成る可きにて、御精進の次なりけるが、錦帳近く御座有つて、千手經を打ち揚げ打ち揚げ遊ばされけるにぞ、今一際事替つて、さしも躍り狂ひける御神子共が、縛も暫く打靜めけり。法皇仰なりけるは、「縱ひ如何なる御物氣なり共、此の老法師が角て候はんには、爭か近付き奉るべき。就中今現るゝ所の怨靈は、皆我が朝恩を以て、人と成つたる者ぞかし。縱報謝の心をこそ存ぜず共、爭か豈障碍を成す可きや。速に罷り退き候へ」とて、「女人生產し難からん時に臨んで、邪魔遮障し、苦忍び難からんにも、心を致して大悲呪を稱誦せば、鬼神退散して、安樂に生ぜん」と遊ばいて、皆水晶の御數珠を推し揉ませ給へば、御產平安のみならず、皇子にてこそましましけれ。本三位の中將重衡の卿、其の時は未だ中宮の亮にておはしけるが、御簾の中

よりつと出で、「御産平安、皇子御誕生候ふぞ」と、高らかに申されたりければ、法皇を始め進らせて、關白松殿、太政大臣以下の卿相雲客、各の助修、陰陽の頭、典藥の頭、數輩の御驗者、都て堂上堂下、一同にあつと喜び合はれける聲は、門外迄もどよみて、暫は靜まりもやらざりけり。入道相國嬉しさの餘りに、聲を揚げてぞ泣かれける。悅泣とは是を云ふべきにや。小松の大臣は急ぎ中宮の御方へ參らさせ給ひて、金錢九十九文、皇子の御枕に置きて、「天を以ては父とし、地を以ては母と定め給ふべし。御命は方士東方朔が齡を保ち、御心には天照大神入り替らせ給へ」とて、桑の弓、蓬の矢を以て、天地四方を射させらる。

【頻らせ】御痛みの頻りにくること。【胸に手を置て】案ずる樣。【物申しけれども】何か注意をしてもといふこと。【驗者】靈驗ある秘法を修する行者の意。眞言秘密の修行僧を云。【房覺】右大臣源顯房の孫、少將陸奧前司信雅の子。承安四年八月權僧正、治承元年僧正、壽永二年大僧正。【性運】昌雲の誤。民部少輔藤原忠成の子、座主快修の弟子。【俊堯】神祇伯顯仲の子、相源權大僧正弟子。【實專】實全の誤。右大臣藤原公能の子。【僧伽の句】祈禱の時、本尊を驚覺する爲に、本尊の名を稱揚贊美した文句。古事談云、法性寺入道殿發心地、少將阿闍梨房覺奉二新落一之時、僧加の句云、南無熊野三所權現五體王子云々、又云、平等院僧正(行)郁芳門院奉ㇾ新ㇾ生之度始謂言也、一乘寺の尼一品宮奉ㇾ新ㇾ生之度など、卌九重摩尼寶殿都史多天上彌勒菩薩とこそあげ

られたれ。**【本寺本山の三寶】**『本寺』『本山』同義語。末寺に對し、其所屬の本寺を云。『三寶』こゝは佛。次句と與に、驗者が佾側の句に呼かけて祈ること。**【年來所持の本尊】**驗者自身の多年持佛として崇敬する佛。**【責め伏せ】**物氣を苦めること。**【新熊野】**京都下京區今熊野町字椰木の新熊野神社。永曆元年十月後白河上皇紀州熊野權現御勸請、翌應保元年遷坐。**【御精進】**御參詣の準備の爲になさつたことを云。**【錦帳】**中宮御臥床の御帳臺を云。『錦』美稱。**【千手經】**千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無碍大悲心陀羅尼經の略。一卷。唐僧梵達磨譯。**【打ち揚げ打ち揚げ】**度々聲を張り上げて、御誦經なさること。**【今一際事替つて】**僧正等の祈禱とは一段變つて貴いとのこと。**【縛も暫く打靜め】**不動明王の縛にかゝつてゐる神子も、暫く靜まつたこと。神子等の昂奮狀態もさすがに貴さの餘り靜まつたとの意。**【今現はるゝ所の怨靈】**成親・西光・康賴・成經・俊寛等。**【女人生産し難からむ時】**千手經云、女人臨下難二生産一時上、邪魔遮障、苦難レ忍、致ニ誠稱ニ誦大悲呪一、鬼神退散、安樂ニ生。**【大悲咒】**千手經中に說いてある八十四句の陀羅尼。陀羅尼は、短句の梵文を眞言といふに對し、長句の梵文を云。**【遊ばいて】**遊ばしての音便、御讀誦になつてといふこと。**【皆水晶の御數珠】**數珠の珠が全部水晶のものを云。香木柴檀等の珠の交つてゐるのを、半裝束の數珠といふのに對し、本裝束の數珠と云。**【本三位中將重衡】**治承五年五月廿六日左近衞權中將還任、從三位。こゝは追記。近衞中將は四位相當官、三位で敍留するを、特に三位中將と稱して稱美する。その三位中將の多い時、故參の人を本三位中將と云。**【中宮亮】**承安二年二月十日兼任。中宮職次官。**【皇子御誕生候ふぞ】**玉海には、中宮大夫時忠出來、告ニ人々一云、御產成畢とある。皇子諱言仁、後の安德天皇。**【助修】**太阿闍梨の修法を輔助する伴僧。**【陰陽頭】**賀茂在憲。**【典藥頭】**和氣

定成。典藥寮長官、『典藥寮』宮内省の被管、藥物疾病治療藥園の事を掌る。【堂上堂下】長門本雲上地下に作る。【どよみて】響き亙ること。【金錢九十九文】長門本には金の吉文字の錢九十九文とある。九十九文錢を產兒の頭邊に置くことで、當時の風習。山槐記治承二、十一、十二云、未二點皇子降誕、内大臣師ニ祝詞一三反、(以レ天爲レ父、以レ地爲レ母、領ニ金錢九十九文一、令ニ兜命一)、被レ置ニ錢於皇子御帳御枕上一(件錢九十九文、納ニ方三寸許白生絹袋一也、以ニ白糸一爲レ括、御產以前自ニ禪門一被レ獻レ之、大夫取レ之被レ傳ニ内府一、皇子渡御以前被レ置ニ白御帳內一也)。【天を以て父とし云々】祝儀の詞で、天子とならせ給への義。白虎通云、王者父レ天母レ地爲ニ天子一。【方士】仙術を行ふ者。【東方朔】漢武帝時代の人、神仙の術に通し非常に長壽を保つたと傳へられる。【桑の弓蓬の矢】桑の木で造つた弓。蓬に羽を矧いだ矢。之を以て天地四方を射て、男子の出生を祝福すること。禮記内則云、國君世子生、(略)射人以ニ桑弧蓬矢六一射ニ天地四方一、注疏云、桑弧蓬矢、本ニ太古一也、天地四方、男子所レ有レ事也。

公卿揃

御乳には前の右大將宗盛の卿の北の方と定められたりしか共、去ぬる七月に難產をして失せ給ひしかば、平大納言時忠の卿の北の方ぞ、御乳には參らせ給ふ。後には師の典侍殿とぞ人申しける。法皇聽て還御有り、門前に御車を立てられたり。入道相國嬉しさの餘

りに、金一千兩、富士の綿二千兩、法皇へ進上せらる。是又然る可からずとぞ人申しける。

【宗盛卿の北方】盛衰記云、御帶進せ給たりしかば、御乳母と成給ふべかりしか共、七月に失給にければ云云。**【時忠卿の北方】**洞院局と云。從二位權中納言顯時女。**【帥の典侍】**父顯時が太宰權帥を兼ねた故に因んで云。『典侍』内侍司の尚侍に次ぐ女官の稱。ないしのすけ、又略して單にすけとも云。**【富士の綿】**駿河國富士郡產出の綿の義。東鑑（文治五、十一、八）云、被レ奉ニ綿千兩仙洞一、是駿河國富士郡濟物也。**【是又然る可からず】**後文の如く、此時失策が多かつたが、此事も餘りに禮を失したことで、よくないとのこと。

今度の御產に笑止數多あり。先づ法皇の御驗者、次に后御產の時、御殿の棟より甑を轉かす事有りけり。皇子御誕生には南へ落し、皇女誕生には北へ落すを、是は北へ落されたりければ、如何にと譟ぎ取り揚げ、落しなほされたりけれ共、猶惡しき事にぞ人申しける。をかしかりしは入道相國のあきれ樣、めでたかりしは小松の大臣の振舞、本意なかりしは前の右大將宗盛の卿の、最愛の北の方に後れ給ひて、大納言大將兩職を辭して籠居せられし事、兄弟共に出仕あらば、如何に目出たからん。次に七人の陰陽師參つて、千度の御祓仕る。其の中に掃部の頭時晴と云ふ老者有り。所從なども乏少なりけるが、餘りに人多く參り集ひ、たかんなをこみ、稻麻竹葦の如し、「役人ぞ、開けられ候

へ」とて、大勢の中を押分け押分け參る程に、如何はしたりけん、右の沓を踏み拔かれて、そこにて些立ち徘徊ふが、剩へ冠をさへ突き落されて、さばかりの砌に、束帶正しき老者が、髻放して練り出でたりければ、若き公卿殿上人は忍へずして、一度に吽とぞ笑はれける。陰陽師など云ふは、反倍とて足をもあだに踏まずとこそ承はれ。其の外不思議ども有りけるを、其の時は何とも覺えざりけれ共、後には思ひ合する事共は多かりけり。

【笑止】をかしいこと。間違つたこと。【法皇の御驗者】法皇の尊い御身で、祈禱僧の務をなさつたこと。【甑】飯を蒸し炊ぐ具で、瓦製の、形の圓い、底に細い孔のあるもの。大原より內膳職に獻し、大炊寮で使用し、後前以て之を破り、麻で假に結んで置いて、之を屋根の上へあげて落し、三つに破れる樣にする。腰氣を落すといふまじなひと云。徒然草云、御產の時、甑落す事は、定まれる事にはあらず。御胞衣とどこほる時のまじなひなり。とどこほらせ給はねば此事なし。下樣より事起りてさせる本說なし。大原の里の甑をめすなり。【落しなほされ】山槐記云、召使持レ之、傘在二棟北一隨二其告一可レ落之由被レ仰云。而誤落二北方一不レ足レ言事也。仍更取二上之一侍所司盛光相副令レ落レ之。【北の方に後れ】玉葉治承二、七、十六云、右大將宗盛室夭亡、公卿補任云、權大納言宗盛、七月十日辭二大將一、依二室家三品所一レ惱也。十二月二日如レ元兼二大將一。【陰陽師】陰陽寮職員。占筮相地の事を掌る。【千度の御祓】中臣祓詞を神前で千度誦すること。僧の佛前讀經の類に倣ふものと云。鹽尻に、

千度萬度の祓は、安德天皇前後より起つたものであらうとある。**【掃部の頭時晴】**長門本には前陰陽頭安倍時春とある。『掃部の頭』掃部寮長官、宮中の舗設洒掃等を掌る。**【乏少】**小人數。**【たかんな】**筍。和名抄云、筍、和名太加無奈。筍を籠みとは、竹の林の如く、物の多く立て籠むことを云。法華經方便品云、辟支佛利智、無漏最後身、亦滿十方界、其數如竹林。**【稻麻竹葦の如し】**稻・麻・竹・葦の密生する如くに、物の群集する形容。法華經方便品云、新發意菩薩供養無數佛、了達諸義趣、又能善說法、如稻麻竹葦充滿十方刹。**【踏み拔かれて】**踏まれて脫がされたこと。**【さばかりの砌】**長門本さばかりの御前とある。そんなに儀式ばつた庭といふ意。**【髻放して練り出て】**髻を露出しそろそろ歩み出たこと。**【反倍】**反閇とも書く。貴人の出御又は神拜の時に、必ず陰陽師に行はせる咒法。先づ陰陽師が咒文を唱へながら千鳥足に步むと、其後について同じ樣に步むことで、惡い方角を踏み破るといふ意味の咒と云。三足の反倍、五足の反倍、九足の反倍等の別がある。**【あだに】**假初に。**【後には思ひ合する事】**御誕生當時の種々の失體は、天皇御一代の御不運を暗示したものであつたとの意。

御產に依つて、六波羅へ參らせ給ふ人々、關白松殿、太政大臣妙音院、左大臣大炊の御門、右大臣月の輪殿、內大臣小松殿、左大將實定、源大納言定房、三條の大納言實房、五條の大納言國綱、藤大納言實國、按察使資方、中の御門の中納言宗家、花山の院中納言兼雅、源中納言雅賴、權中納言實綱、藤中納言資長、池の中納言賴盛、左衞門の督時忠、

別當忠親、左の宰相の中將實家、右の宰相の中將實宗、新宰相の中將通親、平宰相敎盛、六角の宰相家通、堀川の宰相賴定、左大辨の宰相長方、右大辨の三位俊經、左兵衞の督重孝、右兵衞の督光能、皇太后宮の大夫朝方、左京の大夫長敎、太宰の大貳親宣、新三位實淸、以上三十三人、右大辨の外は直衣なり。不參の人々には、花山の院の前の太政大臣忠雅公、大宮の大納言隆季の卿、己下十餘人、後日に布衣著して、入道相國の西八條の亭へ參り向はれけるとぞ聞えし。

【太政大臣妙音院】藤原師長。安元三年三月五日太政大臣。**【左大臣大炊の御門】**藤原經宗。**【右大臣月輪殿】**藤原兼實。仁安元年十一月十一日右大臣。**【三條の大納言實房】**內大臣藤原公敎子。公敎の居第、三條北、高倉東にあるより、子孫三條と稱した。仁安三年八月十日權大納言。**【藤大納言實國】**實房の兄。嘉應二年十二月卅日權大納言。**【按察使資方】**資賢の誤。宮內卿源有賢の子。承安四年正月廿一日權中納言で按察使を兼ねる。『按察使』元正天皇養老三年七月に創めて置かれ、地方官の政績を檢查し、民情を視察する職。初は諸國に置かれ、後陸奧出羽のみに限られ、それもいつか納言以上兼帶の有名無實の職となり了つた。**【中御門の中納言宗家】**中御門內大臣宗能三男。仁安三年八月十日中納言。**【源中納言雅賴】**雅兼嫡男。定房の兄。嘉應元年十二月卅日權中納言。**【權中納言實綱】**實國實房の兄。安元元年十一月廿八日權中納言。**【藤中納言資長】**藤原實光次男。永萬元年八月十七日權中納言。**【池の中納言賴盛】**淸盛異母弟。安元二年十二月五日權中納言。『池』居第の

名。今京都池殿町は其址。【左衞門督時忠】治承元年正月廿四日左衞門督。權中納言中宮大夫兼任。【別當忠親】撿非違使別當花山院忠親。【左の宰相の中將實家】德大寺實定弟、承安四年正月廿一日參議、同四月廿六日左中將。【右の宰相の中將實宗】藤原公通嫡男。應保元年十月十九日右中將、安元二年十二月五日參議。【新宰相の中將通親】源雅通嫡男。嘉應三年正月十八日權中將、治承四年正月廿八日參議。こゝは追記。【平宰相教盛】清盛弟、仁安三年八月十日參議。【六角の宰相家通】藤原重通の子、實は同忠基の子。永萬二年六月六日參議。【堀川の宰相賴定】堀川中納言經定嫡男。嘉應二年十二月卅日參議。【左大辨の宰相長方】八條中納言顯長嫡男。治承三年十月九日左大辨。此時は右大辨、追記。【右大辨の三位俊經】藤原顯業次男、安元元年十二月八日左大辨。『右大辨』左大辨の訛。【左兵衞督重教】成範の誤。藤原通憲四男。承安四年七月八日參議となる時、既に左兵衞督であつた。【右兵衞督光能】藤原忠成嫡男、治承元年三月十九日右兵衞督。【皇太后宮大夫朝方】藤原朝隆嫡男、治承元年九月六日皇太后宮權大夫より轉任。【左京の大夫長教】脩範の誤。成範弟。嘉應二年十月廿三日左京大夫。『左京大夫』左京職長官。左京の司法警察等庶般の政治を掌る。【太宰の大貳親宣】親信の誤。藤原信輔四男。安元二年十二月五日太宰大貳。【新三位實淸】右京大夫藤原長輔三男、治承元年十一月十二日從三位。『新三位』新叙の三位。【大宮の大納言隆季】藤原家成嫡男、仁安三年十二月十三日權大納言。居第大宮西、四條北にあるより大宮と云。【布衣】狩衣。盛衰記には、花山院前太政大臣忠雅、前大納言實長兩人は、近年出仕なかりければ、唯布衣を着して、太政入道の宿所へ向はるとある。

御修法の結願には、勸賞共行はる。仁和寺の御室は東寺修造せらるべき也。後七日の御修法、大元の法並に灌頂、興行せらるべき由仰せ下さる。御弟子圓良法眼、法印に成さる。座主の宮は、二品並に牛車の宣旨を申させ給ふを、御室支へ申させ給ふに依つて、御弟子覺誓僧都、法印に成さる。其の外の勸賞共毛擧に遑あらずとぞ聞えし。日數經にければ、中宮は六波羅より內裏へ歸り參らせ給ふ。入道相國の御女、后に立たせ給ふ上は、哀れ疾くして、此の御腹に皇子御誕生あれかし、位に卽け奉つて、夫婦ともに外祖父、外祖母と仰がれんと願はれけるが、崇め奉る嚴島へ申さんとて、月詣を始めて祈り申されければにや、中宮やがて御懷妊有りて、御產平安皇子御誕生まし〳〵けるこそめでたけれ。

【御修法の結願】御安產御祈禱の最終日。**【東寺】**教王護國寺とも云。大宮西、九條北、壬生東、八條南、今京都市下京區九條町の地に在る。延暦十五年羅城門の左右に建てられた東西兩寺の一で、嵯峨天皇弘仁十四年僧空海に賜はり、永く眞言の道場となる。仁和寺も同く眞言宗である關係上、修造許可があつたのである。

【後七日の御修法】眞言院御修法とも云。宮中眞言院に於て、毎年正月八日より七日間、鎭護國家五穀成熟の

爲に修せられる息災增益の修法。元日より七日迄、本房で導師之を行ひ、其後七日間修ずるより後七日と云。承和元年十二月僧空海の上奏に依り、翌二年の正月始て行はれ、爾來金剛界胎藏界を隔年に交互に行ふ規定になつてゐる。【大元の法】大元帥法とも書き、同じくだいげんのほふと云。正月八日より十四日に至る七日間、治部省で大元帥明王（四面八臂の忿怒尊）を本尊として修する國家鎭護の修法。此時天子の御衣を筥に納め、緋の綱で結び、之を祈禱し、玉體の安穩を祈り奉る。此法は小栗栖法琳寺の常曉が支那から傳へたもので、仁壽二年正月八日より七日間、常寧殿で修したのを始とする。【圓良法眼】大納言藤原仲實の子、天台座主覺快法親王御弟子。此條次の覺誓と入れ違へになつてゐる。こゝは覺誓とあるべき所。玉葉治承二、十二、十三云、七佛藥師法（座主宮）賞、圓良法眼補二法印一了（件人弟子法眼云、勤二仕護摩壇一也）。【支へ】異議を申し立てること。【覺誓僧都】覺成法印の誤。仁和寺御室守覺法親王御弟子。こゝは圓良法眼とあるべき所。玉葉云、孔雀法賞、法印覺成任二大僧都一云々（御室被二申任一覺成修二護摩壇一人也）。【毛擧に遑あらず】數多くて細かいことまでは數へきれないといふ義。『毛擧』毛の如き微細なことを數へ立ること。【月詣】毎月參詣すること。愚管抄云、先は母の二位、日吉に百日祈けれども、驗しもなかりければ、入道云やう、我が祈る驗なし、今見給へ、新出てんと云て、安藝嚴島をことに信仰したりける上、はや船つくりて、月詣を福原より始て祈ける、六十日許の後御懷妊と聞ゆ。

抑平家安藝の嚴島を信じ始められける事を如何にと云ふに、清盛公未だ安藝の守たりし時、安藝の國を以て、高野の大塔修理せられけるに、渡邊の遠藤六郎賴方を雜掌に附

けられて、六年に修理終りぬ。修理畢つて後、清盛高野へ上り、大塔拜み、奥の院へ參られけるに、何より來る共なく、老僧の白髮なるが、眉には霜を垂れ、額に浪を疊み、鹿杖の兩胯なるに把つて、出で來給へり。此の僧何となう物語をしける程に、「其れ我が山は、昔より密宗をひかへて退轉なし。天下に又も候はず。大塔既に修理終り候ひたり。其れに附き候ひては、越前の氣比の宮と安藝の嚴島は、兩界の垂跡にて候ふが、氣比の宮は榮えたれ共、嚴島はなきが如くに荒れ果てゝ候。哀れ同じうは、此の次に奏聞して、修理せさせ給へかし。さだにも候はゞ、官加階は肩を並ぶる人、天下に又も有るまじきぞ」とて立たれけり。此の老僧の居給へる所に異香則ち薫じたり。人を付けて見せらるゝに、三町計りは見え給ひて、其の後は掻き消す樣に失せ給ひぬ。是れ只人に非ず、大師にてまし〳〵けりと、彌尊く覺えて、娑婆世界の思出にとて、高野の金堂に曼陀羅を書かれけるが、西曼陀羅をば常明法印と云ふ繪師に書かせらる。東曼陀羅をば清盛書かんとて、自筆に書かれけるが、八葉の中尊の寶冠をば、如何思はれけん、我が首の血を出だいて、書かれけるとぞ聞えし。其の後都へ上り、院參して、此の山を奏聞せられたりければ、君も臣も御感有りけり。

【嚴島を信じ始められける事】古事談云、六波羅太政入道安藝國司之時、重任之功被レ造二高野大塔一之間、材

木を手自被レ持けり、其時着ニ香染一之僧出來云、日本國中大日如來は伊勢大神宮と安藝嚴島也。大神宮はあまり幽幻也。汝適爲ニ國司一、早可レ奉ニ仕嚴島一云云、守寄レ之、貴房をば誰とか申と問ければ、奥院の阿闍梨となむ申と云て、かき消樣に失てけり。此僧をば國司の外餘人不レ見レ之、其後神拜之比、詣ニ嚴島一、巫女託宣云、君は可レ至ニ從一位太政大臣一云々。**【安藝守たりし時】**久安二年二月二日安藝守、保元元年七月十一日播磨守。**【安藝の國を以て】**安藝の國費を以て造ること。**【高野の大塔】**紀伊國高野山金剛峰寺の金堂の東北にある根本大塔のこと。弘仁十年弘法大師の建立。十六間四面、高さ十六丈、銅瓦葺の多寶塔で、塔内に金剛界の五界を安置してあつたと云。五回炎上し、天保十四年閏九月炎上後は再建されない。其の二度目の炎上は久安五年五月雷火に罹つたもので、久壽三年四月造畢供養をした。平忠盛淸盛が造營に關したのは、其度の事である。**【渡邊の遠藤六郎賴方】**民部卿藤原忠文の子公時、遠江守に任じてより遠藤と稱し、公時の子爲方攝津守となり、攝津國渡邊に居り、渡邊の遠藤と云。**【雜掌】**國司の廳の職員で、國雜掌と云。四等官の下に屬する役。國衙の文書を沙汰する者。**【奥の院】**弘法大師の廟所。紀伊續風土記云、大渡橋より摩尼山の峰を限り東西凡二十町餘、千本槇の邊より楊柳山の北を限り南北凡二十町餘、周圍六十許町餘の際、奥院の界畔なり。**【霜を垂れ】**眉毛の白いこと。**【浪を疊み】**皺のよつてゐること。**【鹿杖】**鹿の角のやうに、地につく方が二またに分れてゐる杖。**【密宗をひかへて退轉なし】**眞言祕密の教を傳へて變らないといふこと。**【氣比の宮】**越前國敦賀郡敦賀町字曙鎭座の氣比神宮。祭神伊奢沙別命外六座、當國の一の宮。今官幣大社。**【兩界の垂跡】**金剛胎藏兩界の大日如來が、神として垂跡せられてゐるとのこと。長門本云、越前國氣比の社は金剛界の神なり、(略)安

藝國嚴島の社は胎藏界の神なり、この二神は胎金兩部の垂跡なり。【さだにも候はゞ】さうさへしてくれるなら。【異香】非常によい香。【大師】弘法大師。【金堂】御願堂とも云。大塔の西南隅にある七間四面二層の堂宇で、本尊藥師如來丈六坐像・并に金剛薩埵・金剛王菩薩・普賢延命菩薩・虚空藏菩薩・不動明王・降三世明王等が安置してある。弘仁十年嵯峨天皇御願に依て創建。【西曼陀羅】金剛界曼陀羅。兩界曼陀羅を因果に分つと、金剛界は果曼陀羅で、西は果位に當るより、兩界曼陀羅を相對して懸ける時は、金剛界を西に懸けるより云。【東曼陀羅】胎藏界曼陀羅。胎藏界は因曼陀羅で、東方は因位に當り、東方に懸けるより云。【八葉の中尊】大日如來。胎藏界曼陀羅十三大院中の中央の一院を八葉院といひ、八葉の赤蓮華の上に、寶幢・開敷華王・無量壽・天鼓雷音の四如來と普賢・文殊・觀音・彌勒の四菩薩とが坐し、中臺に大日如來が坐す。卽ち八葉院の中央尊體の義。【寶冠】諸佛の冠の稱。大日如來の冠は五智寶冠といひ、五智圓滿の德を表はし、冠中に五化佛結跏趺座すと云。

猶任を延べられて、嚴島をも修理せらる。鳥居を立て替へ、社々を造り替へ、百八十間の廻廊をぞ作られける。修理畢つて後、清盛嚴島へ參り通夜せられたりける夢に、御寶殿の御戸推開き、鬢結うたる天童の出で丶、「我は是大明神の御使なり。汝此の劍を以て朝家の御堅たるべし」とて、銀の蛭卷したる小長刀を賜はると云ふ夢を見て、さめて後見給へば、現に枕上にぞ立つたりける。さて大明神御託宣有りけり。「汝

知れりや忘れりや、或る聖を以て謂はせし事は如何に。但し惡行有らば、子孫迄は叶ふまじきぞ」とて、大明神あがらせ給ひけり。有り難かりし事どもなり。

【任を延べられて】國司四年の任期を延長されたこと。之を延任と云。もと國司の重任延任は、土民追慕等の爲に行はれたものであるが、此頃は造營等臨時獻金の必要の爲に行はれることも多かつた。【鬟】みづらの訛。貴族の少年が、元服前二三年間に結ふ髮の名で、其結ひ方雅亮裝束抄に詳に見える。大要髮を頭上中央で左右に分け、兩側共に日のあたりで結ひ、下つた毛をわがねて、耳を隱す樣に結ぶのをあげびづら、又そのわがねた髮の餘りを更に下げるのを、さげびづらと云つて、少し後の風である。【天童】佛教に護法の諸天が童形と現じたのを云。こゝは神使としての童形の者。【或る聖】高野山で鹿杖にすがつて出現した僧のこと。

賴豪

白河の院御在位の時、京極の大殿の御女、后に立ち給ふ事ありけり。賢子の中宮とて、御最愛有りしかば、主上此后の御腹に、皇子誕生あらまほしう思し召して、其比三井寺に有驗の僧と聞ゆる、賴豪阿闍梨を召して、「汝此后の御腹に、皇子誕生祈り申せ。願成就せば、所望は乞ふに依る可し」と仰下さる。賴豪畏り承つて、三井寺に歸り、肝膽を摧いて祈りければ、中宮聽て御懷妊有て、承保元年十二月十六日、御產平安、

皇子御誕生有りけり。主上斜ならず御感有て、賴豪阿闍梨を內裏へ召して、「さて汝が所望は如何に」と仰せければ、三井寺に戒壇建立の由を奏聞す。「一階僧正などの事をも申さんずるかとこそ思し召しつるに、是こそ存の外の所望なれ。凡そ皇子誕生有て、祚を繼がしめんも、海內無事を思し召す御故なり。今汝が所望を達せば、山門憤つて、世上も靜なるべからず。兩門共に合戰せば、天台の佛法亡びなんず」とて、聞し召しも入れざりけり。賴豪、「こは口惜しき事にこそ有んなれ」とて、急ぎ三井寺に走り歸て、干死にせんとす。主上大きに驚かせ給ひて、江師匡房の卿、其の時は未だ美作の守と聞えしを召して、「汝は賴豪に師檀の契有るなれば、行て拵へて見よ」と仰せければ、畏り承つて、急ぎ三井寺に行き向ひ、賴豪阿闍梨が宿坊に行て、勅定の趣仰含めんとすれば、以の外に熏ぼつたる持佛堂に立て籠り、怖し氣なる聲して、「天子には戯の言なし、綸言汗の如しとこそ承つて候へ。是れ程の所望叶はざらんに於ては、我か祈り出だし奉つたる皇子なれば、取り奉つて魔道へこそ行かんずらめ」とて、遂に對面も爲ざりけり。美作の守歸り參りて、此の由奏聞せられければ、主上御歎斜ならず、賴豪終に干死に死ににけり。

【京極の大殿の女】 京極左大臣師實の女、實は右大臣源顯房長女。母權中納言源隆俊女。延久六年六月廿日

中宮册立。師實は賴通の子、其居第土御門京極に在るより京極殿と云。【賴豪】伊賀守藤原有家の子。碩學德行の名僧。【肝膽を摧いて】誠心を籠めての意。【承保元年十二月十六日】廿六日の誤。扶桑略記廿六云、辰時中宮誕ニ生皇子一。【皇子御誕生】敦文親王御事。【戒壇】授戒の壇場の義。奈良時代以降、大和東大寺・下野藥師寺・筑紫觀世音寺に戒壇を設け、三戒壇と稱したが、弘仁十四年延曆寺にも戒壇を設けられ、後朱雀天皇以後、三井寺にも戒壇設置の希望深く、朝廷の意見も許可に傾いたが、叡山の僧徒抗論して之を妨げ、果すことが出來なかつたのである。【一階僧正】順序を經ず、直に僧正に進むこと。海人藻芥云、一位二位ヲ一品二品ト云事ハ、不レ經ニ次第加階一、直至ニ其位一ヲ云也。如レ言ニ一階僧正一。【存の外の所望】意外な希望。【祚】天子の御位。【山門憤つて】三井寺はもと叡山の別院であつたが、後勢を得て叡山に下らず。戒壇の事に就ても懸案となつてゐたので、今若し三井寺に戒壇建立を許可せらるると、山門の憤激を買うことを恐れられてのこと。『山門』叡山。【兩門】山門と寺門。寺門は三井寺。【天台の佛法】兩門共に天台宗の中堅なるより云。【干死】絕食して死ぬこと。【江帥匡房】大江成衡の子。『江』大江の略。『帥』永長二年三月太宰權帥となつた故に云。延久六年正月廿八日美作守。【師檀の契】師僧と檀越との關係。師僧は檀越の仰いで師とする僧。檀越は施主。こゝは輕く師弟の關係といふ意。【拵へて見よ】なだめて見よ。【持佛堂】本堂の外の僧房中に持佛を安置する堂。『持佛』護持の本尊で、身近に安置し朝夕祈念する佛像。【天子には戲の言なし】史記晉世家云、成王與ニ叔虞一戲、削ニ桐葉一爲レ珪、以與ニ叔虞一曰、以レ此封レ君、史佚因請三擇レ日立ニ叔虞一、成王曰、吾與レ之戲爾、史佚曰、天子無ニ戲言一、言則史書レ之、禮成レ之、樂歌レ之、於レ是遂封ニ叔虞於唐一。【綸言汗の如し】

勅命の變更の出來ないことは、汗の一度出てて再び體内に返らないやうなものであるの意。前文「願成就せは所望はこふに依る可し」とあるに對して云。『綸言』勅命。

去程に皇子御惱付かせ給ひて、打ち臥させ給ひしかば、樣々御祈共有りけれ共、叶ふ可し共見えさせ給はず。白髪なる老僧の、錫杖を以て、常は皇子の御枕に彳むと、人の夢にも見え、現にも又立ちけり。怖しなども愚也。承暦元年八月六日の日、皇子御年四歳にて遂に隱れさせ給ひぬ。敦文の親王是也。主上斜ならず御歎有りて、其比又山門に有驗の僧と聞えし西塔の座主良信大僧正、其の時は未だ圓融坊の僧都と聞えしを、内裏へ召して、「こは如何に」と仰せければ、「何も加樣の御願は、吾が山の力でこそ成就する事では候へ。されば九條の右丞相師輔公も、慈慧大僧正に御契申させ給ひてこそ、冷泉院の皇子御誕生は候ひしか。安い程の御事候」とて、山門に歸つて、百日肝膽を摧いて祈られければ、中宮聽て百日の内に御懷妊有つて、承暦三年七月九日の日、御産平安、皇子御誕生有けり。堀川の天皇是なり。怨靈は角昔も怖しかりし事共也。

【御惱】病氣の敬語。【錫杖】出家の持つ杖。上部は錫、中部は木、下部は牙又角で作り、頭部に塔婆の形を作つて、之に數箇の鐶を付け、之を地に衝くと音を發する樣になつてゐる。之をついて行くと、毒蟲の害を免れるものと稱せられる。【敦文親王】扶桑略記云、八月六日癸未今上第一皇子敦文親王薨、年僅四歳。上自二一人一下

至ルマデ二庶人ニ一莫シ不ル患ヘ二赤鮑瘡ヲ一矣。親王公卿五位已上逝去之者多矣。【西塔の座主良信大僧正】西塔一本西京に作る。『良信』良眞の誤。兵部丞源通輔子。明快前大僧正弟子。永保元年十月二十五日天台座主（卅六代）、同三年十月一日權僧正、應德三年六月十六日大僧正、西の京に住し、西京の座主と稱せられた。西京三條南、萬里小路東、今葛野郡西院村大字山之內、其居住の遺址と云。【慈慧大僧正】第十八代天台座主良源の謚。近江國淺井郡岳本鄕の人、木津氏、康保三年八月廿七日天台座主、（治山十九年）天元二年十二月廿一日僧正、同四年八月廿日大僧正、永觀三年正月三日寂、年七十四。寬和三年二月十六日謚號を賜はる。【冷泉院の皇子】後には冷泉院と申上る皇子といふ意。村上天皇第二皇子。御母皇后藤原安子、九條右大臣師輔女。天曆四年五月廿四日御降誕。【安い程の御事】皇子御誕生の祈禱の事。【堀川天皇】白河天皇第二皇子、御母中宮賢子。

今度さしも目出たき御產に、非常の大赦行はれたりといへ共、此の俊寬僧都一人、赦免無かりけるこそうたてけれ。同十二月八日の日、皇子東宮に立たせ給ふ。傅には小松の內大臣、大夫には池の中納言賴盛の卿とぞ聞えし。去程に今年も暮れて、治承も三年に成りにけり。

【皇子東宮に】十二月八日親王宣下、同月十五日立太子。【傅には小松內大臣】左大臣經宗の誤。東宮職員令云、傅一人、掌下以二道德一輔中導スルコトヲ東宮ヲ上。【大夫には池の中納言賴盛卿】大納言宗盛の誤。東宮職員令云、大夫一人、掌下吐二納シ啓令ヲ一宮人ノ名帳ヲ考叙宿直ノ事上。

少將都還

正月下旬に丹波の少將成經、平判官康頼入道二人の人々は、肥前の國鹿瀨の庄を立つて、都へとは急がれけれ共、餘寒も未だ烈しう、海上も痛く荒れければ、浦傳ひ島傳ひして、二月十日比にぞ、備前の兒島には著き給ふ。其れより父大納言殿の御渡り有んなる有木の別所とかやに尋ね入りて見給へば、竹の柱、舊りたる障子などに書き置き給ひつる筆の遊びを見給ひて、「哀れ人の信には、手跡に過ぎたる物ぞなき。書き置き給はずば、爭か是を見る可き」とて、康頼入道と二人、讀みては泣き、泣きては讀む。「安元三年七月二十日出家、同廿六日信俊下向」共書かれたり。さてこそ源左衛門の尉信俊が參りたるをも知られけれ。傍なる壁には、「三尊來迎便有り、九品往生疑なし」共書かれたり。此の形見を見給ひてこそ、さすが欣求淨土の望もおはしけりと、限りなき歎の中にも、聊頼もしげには宣ひけれ。其の墓を尋ねて見給へば、松の一村ある中に、甲斐々々しう壇を築たる事もなく、土の少し高き所に向ひ、少將袖掻き合せ、生きたる人に物を申す樣に、泣く／＼掻き口說いて申されけるは、「遠き御守と成らせおはしましたる事をば、島にても幽に傳へ承つて候ひしか共、心に任せぬ憂き身なれ

ば、急ぎ事參る事も候はず、成經彼の島へ流されて後の便なさ、一日片時の命も有り難うこそ候ひしか共、さすが露の命は消えやらで、此の二年を送つて、今召し返さるゝ嬉しさも、さる事にては候へ共、父大納言殿の正しう此の世に渡らせ給はんを、見參らせても候はゞこそ、さすが命の長き甲斐も候はめ。是までは急がれつれ共、今日より後は急ぐ可し共覺えず」とて、搔き口說いてぞ泣かれける。誠に存生の時ならば、大納言入道殿こそ、如何に共宣ふ可きに、生を隔てたる習ひ程、恨めしかりける事はなし。苔の下には誰か答ふ可き。只嵐に噪ぐ松の響計り也。其の夜は康賴入道と二人、墓の廻を行道し、明けゝれば新しう壇築き、釘貫せさせ、前に假家造り、七日七夜が間、念佛申し、經書いて、結願には大なる卒都婆を立て、「過去聖靈、出離生死、證大菩提」と書いて、年號月日の下には、「孝子成經」と書かれたれば、賤山賤の心無きも、子に過ぎたる寶なしとて、袖を濡さぬは無かりけり。年去り年來たれ共、忘れ難きは撫育の昔の恩、夢の如く幻の如し。盡き難きは戀慕の今の涙なり。三世十方の佛陀の聖衆も憐み給ひ、亡魂尊靈も如何に嬉しとおぼしけん。「今暫く候ひて、念佛の功をも積むべう候へ共、都に待つ人共の心元なう候ふらん。又こそ參り候はめ」とて、亡者に暇申しつゝ、泣く泣く其をぞ立たれける。草の陰にても、名殘惜しうや思はれけん。

【餘寒】立春後の寒氣。【七月廿日出家】百錬抄には成親七月九日備前に薨ずとあり、公卿補任には七月十三日難波に薨ずとある。【三尊來迎便あり】阿彌陀佛・觀世音菩薩・勢至菩薩の三尊が、臨終に際し、淨土より迎へに來て下さることを、賴みにして居るとのこと。【九品往生】九品の淨土に往生すること。『九品ハ彌陀ノ淨土ノ九階級、上品上生・上品中生・上品下生・中品上生・中品中生・中品下生・下品上生・下品中生・下品下生。行者ノ行業の差に隨つて、往生の品位にも自ら差異があるとしたもの。【一村】一と群の義。【甲斐甲斐しう】殊更にといふ位の意。【袖かき合せ】形を正した樣。【遠き御守】地方の役人となること。備前配流の事を忌んで云。【生を隔てたる習】人が死んで彼世此世と隔つてしまつた時の樣。【苔の下】地下の意。千載集、雜歌、病ひありて、東山なる所に侍りけるを、よろしく成て後、いかゞと人のとひて侍りける返事によめる。大江公景、とりべ山君たづぬとも朽ち果てゝ、苔の下には答へざらまし。【行道】行道誦經の意。經文を口に誦しながら廻り行くこと。一種致敬の式。【釘貫】柵の類。柱を立て並べ、横に貫(横木)を入れたもの。【過去聖靈】死者の靈に對する敬語。【出離生死】此世を去り生死の苦惱を逃れること。【證大菩提】大なる佛の正覺を證得せよの意。【孝子】死んだ父母に對しいふ語。喪に服してゐる子の意。禮記云、祭稱二孝子孝孫一、喪稱二哀子哀孫一。【子に過ぎたる寶なし】萬葉集五、山上憶良、銀母、金母玉母、奈爾世武爾、麻佐禮留多可良、古爾斯迦米夜母、【三世十方の佛陀の聖衆】縱は三世に、横は十方に互り、淨土に在る無數の佛菩薩。『三世ハ過去世、現在世、未來世、『十方ハ東西南北四維上下。【念佛の功を積むべう】此處に止つて、念佛を多く唱へて功德を積みたいがといふ意。【草の陰にても】草葉の陰でもの意。

同三月十六日、少將鳥羽へ明うぞ著き給ふ。故大納言殿の山庄洲濱殿とて鳥羽に有り。其れに立ち寄り見給へば、住み荒して年經にければ、築地は有れ共蓋ひもなく、門は有れ共扉もなし。庭に立ち入り見給へば、人跡絶えて苔深し。池の邊を見廻せば、秋の山の春風に、白浪頻に折懸けて、紫鴛白鷗逍遙す。興ぜし人の戀しさに、只盡せぬものは涙也。家はあれ共、欄門破れて、蔀遣戸も絶えてなし。爰には大納言殿の兎こそおはせしか、此の妻戸をば角こそ出入り給ひしか、あの木をば、自らこそ植ゑ給ひしかなんど云うて、言の葉に付けても、只父の事をのみ戀ひしげにこそ宣ひけれ。三月中の六日なれば、花は未だ名殘あり。楊梅桃李の梢こそ、折知り顏に色々なれ、昔の主はなけれ共、春を忘れぬ花なれや。少將花の下に立ち寄りて、

桃李不レ言春幾暮、煙霞無レ跡昔誰栖。

故鄉の花の言ふ世なりせば、如何に昔の事を問はまし。

此の古き詩歌を口ずさみ給へば、康頼入道も折節哀れに覺えて、墨染の袖をぞ濡しける。暮るゝ程とは待たれけれ共、餘りに名殘惜しくて、夜更くる迄こそおはしけれ。更け行くまゝには、荒れたる宿の習ひとて、古き軒の板間より、洩る月影ぞ隈もなき。

築地

鶏籠（けいろう）の山明けなんとすれ共、家路（いへぢ）は更に急（いそ）がれず。さてしも有る可き事ならねば、「迎に乗物ども遣して、待つらんも心なし」とて、少將泣々洲濱殿を出でつゝ、都へ歸り上られける人々の心の中、さこそは嬉しうも又哀れにもありけめ。

【明うぞ】まだ日のある内に。【築地】ついひぢの略。柱を立て板を張つて芯とし、外側に土を盛り瓦で屋根を葺いた土塀。【蓋】屋根のこと。【秋の山】鳥羽殿中の假山。特に秋景色の賞美すべきより云。【折り懸けて】折り返し寄せかけること。【紫鴛白鷗逍遙す】水鳥の悠々として遊んでゐること、本朝文粹云、源順、遊二白河院一賦二秋花逐レ露開一詩序、東顧レバ亦有二林塘之妙一、紫鴛白鷗逍二遙ス朱檻之前ニ一。【興ぜし人】この風景を賞翫した人。成親。【欄門】盛衰記羅門に作る。恐らくは羅文の訛。羅文は立蔀や板垣などの上に、細い木を菱形に組んだものを云。装束の文に多いので、菱形を羅文といつたものと稱せられる。【蔀】格子の裏に板を張つたもので、格子の外を掩ひ、日除け又風雨を防ぐ用としたもの。後には蔀の事を格子とも云。【遣戸】引戸。左右へ引て開閉する戸。【兎こそおはせしか】あゝして居られた、かうして出入をされたと追想すること。【妻戸】端戸の義。殿の四隅にあつて外へ兩開きに開く戸。主客共に出入の戸口。【言の葉】口辯の言葉。【中の六日】中旬の六日の義。十六日。【楊梅】やまもも、常綠喬木、花は單性小形、雌雄異株。【折知り顔に】春の季節を知つてゐるかのやうに咲き誇ること。【昔の主はなけれ共】拾遺集、贈太政大臣菅原道眞、こち吹かば匂おこせよ梅の花、主なしとて春を忘るな。【桃李不レ言春幾暮云々】桃や李の花は昔ながらに咲いても、物を言はないから、春の何邊訪れたかを知ることが出來ない。もやや霞は春毎に棚引ても、其跡が殘らないから、昔誰れが

栖んだかを知る由がないの意。和漢朗詠集云、山中有仙室、菅三品、丹竈道成仙室靜、山中景色月華鮮、石床留洞嵐空拂、玉案抛林鳥頻啼、桃李不言春幾暮、煙霞無跡昔誰栖、玉葉一去雲長斷、早晩笙聲歸故溪【故郷の花の言ふ云々】後拾遺集、春部に、世尊寺のもゝの花をよめる、出羽辨として、此歌を載せる。古今著聞集十訓抄に、菅家の作とするは、恐らくは誤。【折節哀れに覺えて】是等詩歌の意が、この場合の事情に適つて、そゞろ悲しく思つたこと。【暮るゝ程とは】日が暮れてから京へ入らうと、日の暮れるまでと待つてゐたがの意。【荒れたる宿の習】和漢朗詠集、雜、君なくてあれたる宿の板間より、月の漏るにも袖は濡れけり。古今六帖には、初句君まさでとある。【鷄籠の山】支那の山名。呉地記に、鷄籠山在呉縣西三十里、以形似鷄籠因名とある。こゝは鷄の鳴く音を籠めた山の意に用ひ、山村の曉といふ程の義。本朝文粹、紀齊名、陪中書大王書閣賦望月遠情多詩序云、既而酒軍在庭、兎園之露未晞、僕夫待衢、鷄籠之山欲曙、愧侍望月之席、獨少凌雲之詞云爾。【迎ひに乘物ども】京から迎として途中まで車など出して待つてゐること。

康頼入道が迎にも乘物は有りけれ共、今更名殘の惜しきにとて、其れには乘らず、少將の車の尻に乘つて、七條河原までは行く。其れより行き別れけるが、猶行きもやらざりけり。花の下の半日の客、月の前の一夜の友、旅人が一村雨の過ぎ行くに、一樹の陰に立ち寄りて、別るゝ名殘も惜しきぞかし。況んや是は憂かりし島の栖居、船の

中、浪の上、一業所感の身なれば、先世の芳緣も淺からずや思はれけん。少將の母上、靈山におはしけるが、昨日より宰相の宿所におはして待たれけり。少將の立ち入り給ふ姿を、只一目見給ひて、「命あれば」と計りにて、引き被いてぞ臥し給ふ。北の方はさしも美しう花やかにおはせしか共、盡きせぬ物思に痩せ黑みて、其の人とも見え給はず。六條が黑かりし髮も白く成りたり。少將の流されし時、三歲で別れ給ひし稚き人も、今は長しう成つて髮結ふ程也。其の傍に三つ計んなる少き人のおはしけるを、少將、「あれは如何に」と宣へば、六條、「是こそ」と計り申して涙を流しけるにこそ、「さては我が流されし時、心苦しげなる有樣どもを見置きしが、事故なう育ちけるよ」と、思ひ出でゝも悲しかりけり。少將は本の如く院へ參らせ給ひて、宰相の中將迄上り給ふ。康賴入道は、東山雙林寺に我が山庄の有りければ、其れに落ち著いて、先づ角ぞ思ひ續けける。

故鄕の軒の板間に苔むして、思ひし程は洩らぬ月かな。

やがてそこに籠居して、憂かりし昔を思ひやり、寶物集と云ふ物語を書きけるとぞ聞えし。

【猶行きもやらざりけり】別れても行きかねて、躊躇逡巡してゐたとのこと。**【花の下の半日の客】**花下で半日

酒席を與にした人。**【一業所感の身】**同一の業で同一の果を感じた身の上。同じ苦勞をした身。**【芳緣】**因緣。『芳』美稱。**【靈山】**靈鷲山の略。佛家で天竺の同名の山に擬していふより起る。京都鷲尾町、東山栗田以南の一高峯。山中正法寺一名靈山寺がある。**【宰相の宿所】**門脇宰相敎盛の家。**【命あれば】**新古今集、哀傷、源爲義の朝臣身まかりにける又のとし、月を見て、能因法師、命あればことしの秋も月は見つ別れし人に逢ふ夜なき哉とあるに據つた句。命があつてお前には逢ふことが出來たが、夫成親に逢ふことは、永遠に出來ないと歎いたこと。**【六條】**少將の乳母。**【長しう成つて】**成人して。**【心苦しげなる有樣】**北の方姫君のこと。**【宰相中將迄】**壽永二年八月廿五日右少將還任、元曆二年六月十日右近衛中將、建久元年十月廿六日參議兼右近中將。建仁二年三月十八日薨。四十七歲。**【雙林寺】**沙羅雙樹林寺、法華三昧無量院とも云。京都下京區鷲尾町に在る。傳敎大師開基。今本堂の傍に康賴の墓がある。**【故鄕の云々】**軒の板間にさへ苔がついて、思つた程にも月が漏らないと、荒れた樣を詠じた歌。『板間』板と板との間。**【そこに籠居して】**吾妻鏡(文治二、閏七、廿二)云、前廷尉平康賴法師、浴二恩澤一、可レ爲二阿波國麻殖保々司一之由、所レ被レ仰也。又同(四、八、廿)云、前廷尉康賴入道亦捧二訴狀一。**【寶物集】**一卷本、二卷本、三卷本、七卷本等の諸本がある。諸種の寶物中、佛法のみが獨り寶物とすべきものなることを、往生要集に基いて說いたもの。宮内省圖書寮藏本は、康賴自筆本と認められてゐるが、惜しいかな、前後が殘缺である。

有王が島下(ありわうがしまくだり)

去程に鬼界が島の流人共、二人は召し還されて都へ上りぬ。今一人殘されて、憂かりし島の島守と、成りにけるこそうたてけれ。僧都の稚うより不便にして召し使はれける童あり。名をば有王とぞ申しける。鬼界が島の流人ども、今日既に都へ入ると聞えしかば、有王鳥羽まで行き向つて見けれ共、我が主は見え給はず。如何にと問へば、「其れは猶罪深しとて、一人島に殘されぬ」と聞いて、心憂しなども愚也。常は六波羅邊に佇みて聞きけれども、何赦免有る可し共聞き出さざりければ、僧都の御女の忍うでおはしける所へ參つて「此の瀨にも洩れさせ給ひて、御上りも候はず、今は如何にもして彼の島へ渡つて、御行方をも尋ね參らせばやと存じ候。御文賜つて參り候はん」と申しければ、姫御前斜ならずに悅び、軈て書いてぞ賜うでげる。暇を請ふ共よも赦さじとて、父にも母にも知らせず、唐船の纜は、卯月五月に解くなれば、夏衣立つを遲くや思ひけん、三月の末に都を立つて、多くの波路を凌ぎつゝ、薩摩潟へぞ下りける。薩摩より彼の島へ渡る船津にて、有王を人怪め、著たる物を剝ぎ取りなどしけれ共、少しも後悔せず、姫御前の御文許ぞ、人に見せじと、髻結の中には隱しける。

【憂かりし島の島守】つらい島の番人。【不便にして】目をかけて、可愛がつてなどいふ意。【有王】盛衰記六、僧都の當初世に有し時、幼少より召仕ける童の三人、栗田口邊に有けるが、兄は法師に成て、法勝寺の一の

預なり、二郎は龜王、三郎は有王とて、二人は大童子なり。【唐船】支那へ渡航する商船。遣唐使の航路は、朝鮮沿岸を傳はり山東の一角に上陸すると、肥前松浦郡値嘉島を經て揚子江方面に至ると、多褹・夜久・奄美諸島を經て揚子江方面に至るとの三路があつたが、商船も大體此航路に依つたものの如くで、こゝも第二の航路に據つたものと見える。【卯月五月】遣唐使は三四月の交に、難波の三津浦（大阪市南區三津寺町）より乘船し、瀬戸内海を西下、筑紫博多に出て、六七月の頃に出帆するのを例とした。こゝも定て難波出帆の日時を指したものであらう。【夏衣立つを遲くや思ひけん】夏となるのを待遠に思つたか、三月の末に都を出たといふこと。「夏立つ」衣を裁つの意と、夏の來ることとをかけて云。【多くの波路を凌いで】瀬戸内海を經、九州路へ行つたこと。延喜式云、太宰府海路卅日、薩摩國（去レ府）行程上十二日、下六日。【船津】港。港名未詳。「津」果つの義。船の果てる處。【恠め】恠しく思つたこと。【髻結の中に】髮を結ふ髻結の中に卷き込め置くこと。

さて商人(あきんど)船に乘つて、件(くだん)の島へ渡つて見るに、都にて幽(かすか)に傳へ聞きしは、事の數ならず、田もなし、畠もなし、里もなし、村もなし。自(おのづか)ら人は有れ共、謂ふ詞をも聞き知らず。有王島の者に行き向つて、「物申さう」と云へば、「何事」と答ふ。「是に都より流されさせ給ひたる、法勝寺(ほつしようじ)の執行(しゆぎやう)俊寛僧都と申す人の、御行末や知つたる」と問ふに、法勝寺とも、執行共、知つたらばこそ返事はせめ、只頭(かしら)を掉(ふ)つて「知らぬ」と云ふ。其の中に或者が心得て、「いさとよ、左樣の人は三人是に有りしが、二人は召し返されて

都へ上りぬ。今一人殘されて、あそこ爰よと迷ひ歩きしが、其の後は行方をも知らず」とぞ云ひける。山の方の覺束なさに、遙に分け入り、嶺に攀ぢ、谷に下れ共、白雲跡を埋んで、往來の道も定かならず。晴嵐夢を破つては、其の面影も見えざりけり。山にては終に尋ねも逢はず、海の邊に著いて尋ぬるに、沙頭に印を刻む鷗、澳の白洲に集く濱千鳥の外は、跡問ふ者も無かりけり。或朝磯の方より、蜻蛉なんどの如くに瘦せ衰へたる者、よろぼひ出で來たり。本は法師にて有りけりと覺えて、髮は虛樣に生ひあがり、萬の藻屑取り付けて、荊を頂いたるが如し、節見れて皮ゆたひ、身に著たる物は、絹・布の分も見えず。片手には荒海布を持ち、片手には魚を貰うて持ち、步む樣にはしけれ共、はかも行かず、よろ〳〵としてぞ出で來る。都にて多くの乞丐人は見しか共、かゝる者は未だ見ず。諸阿修羅等、故在大海邊とて、修羅の三惡四趣は、深山大海の邊に有りと、佛の說き置き給ひたれば、知らず我餓鬼道などへ、迷ひ來たるかとぞ覺えたる。早彼も此れも次第に步み近づく。若し加樣の者にても、我が主の御行方や知つたると、「物申さう」と云へば、「何事」と答ふ。「是に都より流され給ひたりし法勝寺の執行俊寛僧都と申す人やまします」と問ふに、童こそ見忘れたれ共、僧都は爭か忘れ給ふべきなれば、「是こそ其よ」と宣ひも敢へず、手に持てる物を投げ捨てゝ、

沙の上にぞ倒れ臥す。さてこそ我が主の御行方とは知つてげれ。

【傳へ聞きしは事の數ならず】話に聞いたどころでなく、大變であるの意。【自ら人は有れ共】もとより人は居るには居るがの意。【謂ふ詞をも聞き知らず】詞が通じないこと。【物申さう】物申さんの轉。御聞したいことがある。【いさとよ】否とよといふ義。そんな人は知らないがといふ意。【山の方の覺束なさに】山の方に居られる様に思はれるのでの意。【白雲跡を埋んで】和漢朗詠集云、愁賦、紀齊名、山遠雲埋行客跡、松寒風破旅人夢。【晴嵐】青嵐の訛か。青嵐は青葉を吹く風のこと。晴嵐は晴れた日の山氣で、夢を破るとあるに相應しない。【沙頭に印を刻む鷗】沙の上に鷗の足跡が印文の様についてゐること。和漢朗詠集云、題洞庭湖、後江相公、沙頭刻印鷗遊處、水底模書雁度時。『鷗』遊禽類、體の大きさ鳩位、嘴の先が鈎狀に曲がり前三趾に蹼を具へ、羽の色は種々ある。【澳の白洲に集く濵千鳥】沖の方にある洲に集つてゐる千鳥。『千鳥』涉禽類。體鷸に似て小さく、嘴は蒼黑色、背青黑く、腹は白い、冬季水邊に群り飛び廻る。【跡問ふ者】尋ねて來る者。【蜻蛉】とんぼう。其體の細いのを人の痩せたのに喩へ云。【よろぼひ】よろめきながら歩くこと。【虛樣】上方。頭髪が延びてもまだ結ふまでにならぬこと。【節】關節。【ゆたひ】たるんでゐること。【絹布の分も見えず】ぼろぼろで、絹とも布とも見分けのつかないこと。【荒海布】褐色藻類、黑釆屬の海藻。黑褐色で三尺餘に達する莖部と、上部に羽狀に分裂し、表面に皺襞の多い葉狀部を有してゐる。乾して食用とする。【はかも行かず】はかどらぬこと。【乞丐人】乞食。『丐』求め願ふ意。【諸阿修羅等故在大海邊】『故在』居在の誤。法華經法師功德品偈云、諸阿修羅等、居在大海邊、自共言語時、出于大音聲、如是說法者、安住

、此間ハ、遙聞二是衆聲一、而不レ壞二耳根一。【修羅の三惡四趣】法華經の前文の解釋。『修羅』阿修羅の略。常に帝釋天と戰鬪を爲す神で、其宮殿は大海の邊又海底にあると稱せられる。『三惡四趣』三惡道四惡趣。道は因に從て名づけ、趣は果に從つて云。三惡道は惡業に因つて往來する處、地獄道、餓鬼道、畜生道を云、四惡趣は三惡道に修羅趣を加へて云。修羅は餓鬼又は畜生中に攝せられゝば三惡趣の中に含まれ、三惡趣の外に立てれは四惡趣となるより云。【餓鬼道】餓鬼の業因を作つたものの行く處。『餓鬼』飢渴の苦を受ける鬼。

僧都聽て消え入り給ふを、有王膝の上に掻き乘せ奉り「多くの波路を淩ぎつゝ、遙々と是迄尋ね參つたる甲斐もなく、如何に聽て憂き目をば見せんとは、せさせ給ひ候ぞ」と、さめ〴〵と掻き口說きければ、僧都少し人心地出で來、扶け起され、「誠に汝多くの波路を淩ぎつゝ、遙々と是まで參つたるこそ神妙なれ。只明けても暮れても、都の事をのみ思ひ居たれば、戀しき者共の面影を、夢に見る折も有り、又幻に立つ時も有り、身も痛う疲れ弱つて後は、夢も現も思ひ分かず、今汝が來れるをも、只夢とのみこそ覺ゆれ。若しこの事の夢なりせば、覺めての後は如何せん」。有王「こは現にて候也。さても此の御有樣にて、今まで御命の延びさせ給ひたるこそ、不思議には覺え候へ」と申しければ「いさとよ、是は去年少將や判官入道が迎の時、其の瀨に身をも投ぐべかりしを、由なき少將の、今一度都の音信をも、待てかしなど慰め置きしを、

愚に若しやと賴みつゝ、存へんとはせしか共、此の島には人の食物も、絶えて無き所なれば、身に力の有りし程は、山に上つて硫黃と云ふ物を取り、九國より通ふ商人にあひ、食物に代へなどせしか共、日に副ひて弱り行けば、今は左樣の業もせず。加樣に日の長閑なる時は、磯に出でて網人釣人に、手を摺り膝を曲めて魚をもらひ、汐干の時は、貝を拾ひ、荒海布を取り、磯の苔に露の命を懸けてこそ、憂きながら今日までは存へたれ。さらでは憂き世を渡るよすがをば、如何にしつらんとか思ふらん。僧都是にて何事をも謂はゞやとは思へ共、いざ我が家へ」と宣へば、有王「あの御有樣にても、家を持ち給へる不思議さよ」と思ひ、僧都を肩に引き懸け參らせ、敎に隨つて行く程に、松の一村ある中に、より竹を柱とし、蘆を結ひ、桁梁に渡し、上にも下にも松の葉をひしと取り懸けたれば、雨風忍る可うも見えず。有王「あなあさまし、元は法勝寺の寺務職にて、八十餘箇所の庄務を司り給ひしかば、棟門平門の內に、四五百人の所從眷屬に、圍繞せられておはせし人の、親りかゝる憂目に合はせ給ふ事の不思議さよ。業に樣々あり、順現、順生、順後業と云へり。僧都一期が間、身に用ふる所、皆大伽藍の寺物佛物ならずと謂ふ事なし、去れば、彼の信施無慚の罪に依つて、今生にて早感ぜられけりとぞ見えたりける。

【人の食物も絶えて無き所】盛衰記には、三人居つた時は、成經の舅教盛が一年に二度舟を渡したので、一人の衣食の料を三人に分けたが、成經歸京の後は、其事もなくなつたとある。【網人釣人】網をうち、又は釣をして魚を採る者。【手を摺り膝を曲めて】懇願する様。【磯の苔】盛衰記には、岩の苔をむしりて、潮に洗つて食物としとある。【さらでは云々】かうでもしないで、外に此世を過す便宜が、どうして得られると思ふかの意。【より竹】岸に流れ寄つた竹。【結ひて】結ひ束ねて。【桁】外まはりの柱の上に亙す材木。【梁】棟と打ちがへに桁の上にわたし、棟を受け屋根を支へる用を爲す材木。【ひしと】ぴつしりと。【取りかけたれば】取りかけたれどの意。ぴつしりかけてはあるが、雨風が防げるとは、見えないとのこと。【寺務職】一寺の寺務總轄をなす職。【庄務】寺領の庄園に關する事務。【棟門】屋根が、普通の家の棟のやうに作つてある門。【平門】板葺の屋根で、棟に飾がなく平めに作つてある門。【眷屬】配下の人。【親り】目前。【業】身・口・意の所作に依り作り出す善惡の行爲。其善惡如何に因り苦樂の果を生ずるので、之を業因と云ひ、其過去の世にあつたのを宿業、現世にあるのを現業と云。【順現】順現業。現生に業を造り、現生に於て果を受ける者。【順生】順生業。現生に業を造つたのが、次生で果を受けることになる者。【順後業】現生に業を造つたのが、二生以後に於て、果を受けることになる者。【一期】一生涯。【伽藍】梵語、僧伽藍摩の略。寺。【信施無慚】信施を受けながら、之を償ふ功德もせずしかも心に慚ぢずにゐること。『信施』信者の布施の義。

僧都こは現にて有りけりと思ひ定めて、「去年少將や判官入道迎の時も、是等が文と謂ふ事もなし。今又汝が便にも、角共謂はざりけりな」と宣へば、有王涙に咽び俯し

て、暫しは御返事にも及ばず。良有つて起き上り、涙を押へて申しけるは、「君の西八條へ出でさせ給ひし後、官人參つて、資財雜具を追捕し、御內の者共搦め取り、御謀叛の次第を尋ね問ひ、皆失ひ果て候ひき。北の方は少き人を隱し兼ね參らさせ給ひて、鞍馬の奧に忍うで御渡り候ひしにも、此の童計りこそ、時々參つて御宮づかへ仕り候ふなり。何れも御歎の愚なる方は候はね共、中にも稚き人は、餘りに戀ひ參らさせ給ひて、參り候ふ度每には、「如何に有王よ、我れ鬼界が島とかやへ、具して參れ」と宣ひて、むづからせ給ひしが、過ぎ候ひし二月に、疱と申す事に、失せさせおはしまし候ひぬ。北の方は其の御歎と申し、又是の御事と申し、一方ならぬ御物思に思し召し沈ませ給ひて、打ち臥させ給ひしが、去んぬる三月二日の日、遂にはかなく成らせ給ひて候ひぬ。今は姬御前計りこそ、奈良の姨御前の御許に、忍うでおはしける。其れより御文賜つて參つて候」とて、取り出だいて奉る。僧都是を開て見給へば、有王が申すに違はず書かれたり。奧には、「などや三人流されてましますの、二人は召し還されて侍ふに、何とて一人殘されて、今迄御上りも侍はぬぞ。哀れ高きも卑しきも、女の身程言ふ甲斐無き事は侍はず。男の身にても侍はゞ、渡らせ給ふ島へも、などか尋ね參らで侍ふ可き。此の童を御伴にて、急ぎ上らせ給へ」とぞ書かれたる。「是見よ有王よ、

此の子が文の書様のはかなさよ。己を伴にて、急ぎ上れと書きたる事の恨めしさよ。俊寛が心に任せたる憂き身ならば、爭か此の島にて三年の春秋をば送る可き。今年は十二に成ると覺ゆるが、是程にはかなうては、爭か人にも見え、宮仕へをもして、身をも扶く可きか」とて泣かれけるにぞ、人の親の心は闇にあらね共、子を思ふ道に迷ふとは、今こそ思ひ知られけれ。「此の島へ流されて後は、暦も無ければ、月日の立つをも知らず、只自ら花の散り葉の落つるを見ては、三年の春秋を辨へ、蟬の聲麥秋を送れば夏と思ひ、雪の積るを冬と知る。白月黑月の替り行くを見ては、三十日を辨へ、指を折つて數ふれば、今年は六つに成ると覺ゆる稚き者も、早先立ちけるござんなれ。西八條へ出でし時、此の子が行かんと慕ひしを、軈て歸らうずるぞと慰め置きしが、只今の樣に覺ゆるぞや。其れを限とだにも思はましかば、今暫くもなどか見ざらん。親と成り子と成り、夫婦の緣を結ぶも、皆此の世一つに限らぬ契ぞかし。今は姫が事計りこそ心苦しけれ共、其れは生身なれば、歎きながらも過さんずらん。さのみ存へて、己に憂き目を見せんも、吾が身ながら強顏なかる可し」とて、自ら食事を留め、偏に彌陀の名號を唱へ、臨終正念をぞ祈られける。有王渡つて二十三日と申すに、僧都庵の中にて遂に終り給ひぬ。歲三十七とぞ聞えし。有王空しき姿に取り付き奉り、天

に仰ぎ地に俯し、心の行く程泣きあきて、「聴て後世の御供仕るべう候へ共、此の世には姫御前計りこそ渡らせ給ひ候へ。後世弔ひ進らすべき人も候はず、暫し存へて、御菩提を弔ひ進らすべし」とて、臥所を改めず、庵を切り懸け、松の枯枝、蘆の枯葉をひしと取り懸けて、藻鹽の煙と成し奉り、荼毘事終へぬれば、白骨を拾ひ頸に懸け、又商人船の便にて、九國の地にぞ著きにける。

【是等が文】『是等』家族の人々を云。**【追捕】**沒收。**【御內の者共】**所從眷屬。**【鞍馬の奥】**鞍馬山の奥。山は京を北に去る三里、山城國愛宕郡鞍馬村に在る、其半腹に鞍馬寺がある。**【此の童】**有王。**【御宮仕】**御奉公。**【御歎の愚なる方は候はね共】**御悲になることは、いづれも變りはなかつたがの意。『愚』おろそか。**【痘】**疱瘡。和名抄云、皰瘡、唐韻云、皰、面瘡也、此間云二裳瘡一。**【是の御事】**俊寛の事。**【有王が申すに違はず】**末の子や妻の死去などの事を指すのであらう。**【奥】**手紙の終の方。**【人にも見え】**人の妻となる事。**【人の親の心は闇に】**後撰集、兼輔朝臣、人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな。**【蟬の聲麥秋を送れは】**麥秋が終り、蟬の鳴く聲を聞くと、初て夏の來たのを知つたとのこと。和漢朗詠集云、夏、李嘉祐、千峯鳥跡合二梅雨一、五月蟬聲送二麥秋一。『麥秋』秋は百穀の熟する時の意で、麥の熟する時を云。四月。禮記月令云、孟夏之月(四月)、靡草死、麥秋至。仲夏之月(五月)、鹿角解、蟬初鳴。**【白月黑月】**印度の暦法、朔日より十五日までを白月、十五日より晦日までを黑月と云。大唐西域記云、月盈至レ滿謂二之白分一、月虧至レ晦謂二之黑分一、或十四

日、十五日、月有ニ小大一故也。黑前白後、合爲ニ一月ト。【臨終正念】臨終の際、心平靜にして妄念なきこと。
【空しき姿】遺骸。【心のゆく程】思ふ存分。【庵を切り懸け】庵を壞つて、其上に積み重ねたこと。【藻鹽の烟】海藻を燒いて水に溶かし、その上澄みを釜で煮つめて製した鹽を藻鹽と云。その藻鹽を取る時と同じく、煙としたとのこと。海近い處の故に云。【荼毘】梵語、焚燒の義。火葬。

其れより僧都の御女の、忍うでおはしける御許に參つて、有りし樣を初めより細々と語り申す。「なか〳〵文を御覽じてこそ、いとゞ御思は勝らせ給ひて候ひしか。件の島には、硯も紙も無ければ、御返事にも及ばず。思し召されつる御事共は、さながら空しうて止み候ひぬ。今は生々世々を送り、他生曠劫をば隔て給ふ共、爭か御聲をも聞き、御姿をも見參らさせ給ふべき。只如何にもして御菩提を弔ひ參らさせ給へ」と申しければ、姫御前聞きも敢へ給はず、臥し轉びてぞ泣かれける。聽て十二の歳尼になり、奈良の法華寺に行ひ澄して、父母の後世を弔ひ給ふぞ哀れなる。有王は俊寛僧都の遺骨を頸にかけ、高野へ上り、奥の院に納めつつ、蓮華谷にて法師に成り、諸國七道修行して、主の後世をぞ弔ひける。加樣に人々の思ひ歎きの積りぬる、平家の末こそ怖しけれ。

【なかなか文を御覽じてこそ】手紙を御覽になつてから、却てあなたを思ふ情は、強くおなりになつたの意。

【思し召されつる事】俊寛の上京、對面のこと。【さながら空しうて止み候ひぬ】まるで駄目になつてしまつたの意。【法華寺】法華滅罪寺の略。大和國添上郡佐保村大字法華寺にある尼寺。東大寺の總國分寺たるに對し、總國分尼寺であつた。天平十三年光明皇后御創建。【奥の院】蓮華谷の東、奥院谷にある。高野山東の端。【蓮華谷】高野山金剛峯寺東十七町許にある谷。【七道】東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海の七道。

飇（つじかぜ）

去程に、同五月十二日の午の刻計り、京中に飇夥しう吹いて、人屋多く顚倒す。風は中の御門京極より起つて、坤の方へ吹いて行くに、棟門平門吹き拔いて、四五町十町計り吹き持て行き、桁、長押、柱などは虚空に散在し、檜皮・葺板の類は、冬の木の葉の風に亂るゝが如し。夥しう鳴りどよむ音は、彼の地獄の業風なり共、是には過ぎじとぞ見えし。只舍屋の破損するのみならず、命を失ふ者も多し。牛馬の類數を知らず打ち殺さる。「是只事に非ず、御占有る可し」とて、神祇官にして御占有り。「今百日の中に、祿を重ずる大臣の愼み、別しては天下の大事、佛法王法共に傾き、竝に兵革相續すべし」とぞ神祇官、陰陽寮共に占ひ奉る。

【同五月十二日】治承四年四月廿九日の誤。【飇】旋風。つむじ風。【坤】西南。【吹き拔いて】吹き飛ばして。【長

押〕鴨柄の上、又は敷居の下に横にわたした村木。〔虚空に散在し〕空中に吹き散ること。〔檜皮云々〕風に飄るゝ如しまで、方丈記と同文。此條の文方丈記に據るか。〔檜皮〕檜の皮の外皮を去り、厚さ四五分の厚さとし、檜皮葺の屋根を葺く料とする者。〔葺板〕板葺の屋根を葺く板。〔地獄の業風〕地獄に吹くといふ猛風。往生要集云、一切風中ノ業風第一。如ㇾ是業風將ニ惡業人ヲ去テ到ニ彼處ニ、既ニ到リ已レバ、閻魔王種々ニ呵責ス、呵責既ニ已テ、惡業羂縛出、向ニ地獄ニ。〔祿を重んずる大臣の愼み〕盛衰記には重祿の大臣の御愼みとある。高位の大臣の謹愼すべき事。〔陰陽寮〕中務省被管。天文暦數を稽へ、日月星辰の變、風雲氣色の祥を知ることを掌る。

醫師問答

同夏の比、小松の大臣は、加樣の事共に、萬心細くや思はれけん、其の比熊野參詣の事有りけり。本宮證誠殿の御前にて、靜に法施參らせて、終夜敬白せられけるは、「親父入道相國の體を見るに、惡逆無道にして、動もすれば君を惱し奉る。其の振舞を見るに、一期の榮花猶危し。重盛長子として、頻に諫を致すと云へども、身不肖の間、彼以て服膺せず。拔葉連續して、親を現し名を揚げん事難し。此の時に當つて、重盛苟うも思へり。憖に列して世に浮沈せん事、敢て良臣孝子の法に非ず。如かじ、名を遁れ身を退いて、今生の名望を投げ捨てゝ、來世の菩提を求めんに。但し凡夫薄地、是非に惑へるが故に、志を猶恣にせず。南無權現金剛童子、願はくは子孫繁榮

絕えずして、仕へて朝廷に交る可くば、入道の惡心を和げて、天下の安全を得しめ給へ。榮耀又一期を限つて、後昆恥に及ぶ可くば、重盛が運命を縮めて、來世の苦輪を助け給へ。兩箇の求願、偏に冥助を仰ぐ」と、肝膽を摧いて、祈念せられければ、燈籠の火の樣なる物の、大臣の御身より出で、はつと消ゆるが如くして失せにけり。人數多見奉りけれ共、恐れて是を申さず。大臣下向の時、岩田河を渡られけるに、嫡子權の亮少將維盛已下の公達、淨衣の下に薄色の衣を著て、夏の事なれば、何となう水に戲れ給ふ程に、淨衣の濡れて衣に移りたるが、偏に色の如くに見えけるを、筑後の守貞能是を見咎めて、「何とやらん、あの御淨衣の世に忌はしげに見えさせましまし候。急ぎ召替へさる可うもや候ふらん」と申しければ、大臣、「さては我が所願既に成就しにけり。敢て其の淨衣改む可からず」とて、岩田河より熊野へ、別して悦びの奉幣をぞ立てられける。人恠しと思へ共、猶其の心をば得しめ給はず。然るに此の公達、程なく黲て、誠の色を著給ひけるこそ不思議なれ。其の後大臣下向の時、いくばくの日數を經ずして、病付き給ひぬ。權現既に御納受有るにこそとて、療治をもし給はず、況して祈禱をも致されず。

【同夏の比】 山槐記 治承三、五、廿五 重盛出家條云、日來不レ食云々、去二月東宮御百日出仕、其後籠居、三月被レ參二熊野一、

中二後世事一云々、其後又不レ食、遂日枯槁云々。【加樣の事】法皇・成親・俊寛等の事。【不肖】不才の意。史記索隱云、鄭玄云、肖似也、不似、言不レ如レ人也。『不肖の間』不肖の爲。【彼】淸盛。【服膺せず】淸盛が諫に從はない事。中庸朱注云、服猶レ著也、膺胷也、奉持著二之心胷之間一、言能守也。【枝葉連續】父子相續の意。【親を現し名を揚け】古文孝經開宗明誼章云、立レ身行レ道、揚二名於後世一、以顯二父母一、孝之終也。【苟うも】かりそめにの意。謙辭。【慾に】自ら欲しもしないのに。【列して】重臣の列に列すること。【世に浮沈せむ事】世俗に交り交渉を重ねて行くこと。【薄地】諸の苦に逼られる地位、卽ち凡夫の境界を云。『薄』逼の義。【志を猶恣にせず】世を捨て出家することの、まだ出來ないこと。【榮耀又一期を限て】平家の繁榮が淸盛一代だけの事で、子孫は恥を受ける事になるならの意。【後昆】子孫。『昆』後の義。【苦輪】四苦八苦等の諸種の苦が、輪の如く廻轉して已まいといふことより云。【兩箇の求願】淸盛の惡心緩和と重盛壽命短縮との二願。【冥助】神の御助け。【薄色】紫の薄い色。濃色は紅に、薄色は紫にいふは、當時一般の呼び方。盛衰記には薄靑とある。【色】喪服。運歩色葉集に、喪衣(イロ)中陰之時着也とある。其色は鈍色（にぶいろ）といつて薄墨色である。薄紫の衣が濡れて、上の白の淨衣に透いた樣が、全くこの薄墨色と同じに見えたとのこと。【忌しげに】緣起が惡い意。喪服の色に似たことを指して云。【別して】特に。【悦びの奉幣】所願成就を喜ぶ捧げ物を、使に持せてやること。【其の心をば得しめ給はず】其の眞意を知らしめられなかつたの意。【誠の色】重盛薨去し、實際に喪服を着ることになつたこと。

其の比宋朝より勝れたる名醫渡つて、本朝に徘徊（やすら）ふ事有りけり。折節入道相國は、

福原の別業におはしけるが、越中の前司盛俊を使者にて、小松殿へ宣ひ遣されけるは、「所勞彌大事なる由、其の聞有り。兼ては又宋朝より勝れたる名醫渡れり。折節是を悦とす。仍て彼を召し請じて、醫療を加へしめ給へ」と宣ひ遣されたりければ、大臣扶け起され、盛俊を御前へ召して對面有り。「先づ醫療の事、畏りて承り候ひぬと申す可し。但し汝も能く承れ。延喜の御門は、さばかりの賢王にて渡らせ給ひしか共、異國の相人を都の中へ入れられたりし事をば、末代迄も賢王の御誤、本朝の恥とこそ見えたれ。況んや重盛程の凡人が、異國の醫師を王城へ入れん事、全く國の恥に非ずや。漢の高祖は、三尺の劍を提げて天下を治めしに、淮南の黥布を討ちし時、流矢に當つて疵を蒙る。后呂太后良醫を迎へて見せしむるに、醫の曰く「此の疵治しつべし。但し五十斤の金を與へば治せん」と云ふ。高祖曰く「我れ守强かつし程は、多くの鬪に逢うて疵を蒙りしか共、其の痛み無し。運既に盡きぬ。命は則ち天に在り、扁鵲と云ふ共何の益か有らん。然らば又金を惜むに似たり」とて、五十斤の金を醫師に與へながら、遂に治せざりき。先言耳に在り、今以て甘心す。重盛苟も九卿に列し、三台に昇る。其の運命を謀るに、以て天心に有り、何ぞ天心を察せずして、愚に醫療を痛はしうせんや。所勞若し定業たらば、醫療を加ふる共益無からんか。又非業たらば、療

治を加へず共、助かる事を得可し。彼の耆婆が醫術及ばずして、大覺世尊、滅度を跋提河の邊に唱ふ。是則ち定業の病、癒さゞる事を示さんが爲也。治するは佛體也。療するは耆婆也。定業若し醫療に拘る可う候はゞ、豈釋尊入滅有らんや。定業猶治するに堪へざる旨明けし。然れば重盛が身、佛體に非ず、名醫又耆婆に及ぶ可からず。縦ひ四部の書を鑑みて、百療に長ずと云ふ共、爭か有待の穢身を救療せん、縦ひ又五經の說に詳にして、衆病を癒すと云ふ共、豈先世の業病を治せんや。若し彼の醫術に依つて存命せば、本朝の醫道無きに似たり。醫術効驗なくば、面謁所詮なし。就中本朝鼎臣の外相を以て、異朝富有の來客に見えん事、且は國の恥、且は道の陵遲也。縦ひ重盛命は亡ずと云ふ共、爭でか國の恥を思ふ心を存ぜざらん。此の由を申せ」とこそ宣ひけれ。盛俊泣く／＼福原へ馳せ下り、此の由を申しければ、入道相國「國の恥思ふ大臣、上古に未だ聞かず。況して末代に有る可し共覺えず。日本に相應せぬ大臣なれば、如何樣にも今度失せられなんず」とて、急ぎ都へ上られけり。

【越中の前司盛俊】主馬判官平盛國の子。前越中守。**【宋朝】**此時南宋第二代孝宗淳熙六年に當る。**【徘徊ふ】**滯留する。**【延喜の御門】**醍醐天皇。**【相人】**人相見。古事談云、延喜御時、猶入相者參來、天皇御ニ于御簾中一、令レ聞ニ御聲一云、此人爲ニ國主一歟、多レ上少レ下之聲也、叶ニ國體ニ一云云、天皇恥給、不レ出給ニ云々。**【漢高祖云々】**

史記高祖本紀云、高祖擊レ布時、爲二流矢所一レ中、行道病、病甚、呂后迎二良醫一、醫入見、高祖問レ醫、醫曰、病可レ治、於レ是高祖嫚罵曰、吾以二布衣一提二三尺劍一取二天下一、此非二天命一乎。命乃在レ天、雖二扁鵲一何益、遂不レ使レ治レ病、賜二金五十斤一罷レ之。**【三尺の劍】**長い劍の意。**【淮南の黥布】**淮南王黥布。『淮南』淮水の南、安徽省の地。『黥布』英布の異稱、布壯年罪を得て黥せられてより後、黥布と改めた。**【守】**自分の心の守。**【强かつし】**强かりしの訛。**【命は則ち天に在り】**人の壽命は全く天の計らひで、如何なる名醫も如何ともなし難いとのこと。**【扁鵲】**戰國時代の名醫。渤海郡の人。姓は秦、名は越人。**【先言耳に在り】**古人の言をよく聞て知つてゐるといふこと。**【甘心す】**十分に思ふこと。尤だと思つてゐるの意。**【九卿】**禮記王制に、天子三公九卿二十七大夫八十一元士とある。周の制、家宰・司徒・宗伯・司馬・司空・司寇・少師・少傅・少保を云。我國では公卿の異稱に云。**【三台に昇る】**内大臣になつたことを云。内大臣の職掌、他の大臣と同じきより、三台と稱したので、三台はこゝでは大臣といふ程の意。**【天心】**天の御心。**【痛はしう】**煩はすといふ意。**【定業】**定まつた業の結果として受ける運命の義。**【非業】**前世の業因でもないのに、現世の災厄として受ける苦難。**【耆婆】**中天竺摩揭陀國王舍城の名醫。**【大覺世尊】**釋迦の尊號。大に覺悟し世に尊重されるの意。**【跋提河】**阿利羅跋提河の略。摩揭陀國拘尸那揭羅城の西北三四里の地を流れ、釋迦の涅槃に入つた娑羅雙樹林は、其の西岸に近い地點と云。**【四部の書、五經の說】**共に醫書を指すと見えるが、不明。令義解醫疾令に教二習本草・素問・黃帝針經・甲乙一、博士皆案レ文講說、如下講二五經一之法上。義解に、新修本草廿卷、素問三卷、黃帝針經三卷、甲乙經十二卷とある。この本草以下、或は四部の書か。又典藥寮式に、凡應レ讀二醫經一者、大素經限二四百六十日一、新修本草

三百十日、小品三百十日、明堂二百日、八十一難經六十日、又凡大素經准ニ大經一、新修本草准ニ中經一、小品・明堂・八十一難經並准ニ小經一とある。是等の五書、或は五經か。**【有待の穢身】**凡夫の肉體といふ義。『有待』衣食の供給を待つて立つものといふ義。**【先世の業病】**前世の惡業に依つて受ける病。摩訶止觀云、業病者、或專是先世業、或今世破レ戒、動ニ先世業一、業力成レ病。**【面謁所詮なし】**面會しても甲斐のないこと。**【鼎臣】**大臣の義。『鼎』鼎の三足に三台を准へて云。**【外相】**内心に對し、外部の相貌といふ義。**【且は】**一方よりいはゞ。**【道】**醫道。**【陵遲】**陵は丘で、其漸次に低くなるを陵遲と云ふより、何でも漸次に衰退することに云。**【日本に相應せぬ大臣】**優れた大臣の意。外國崇拜の心理より云。

七月二十八日、小松殿出家し給ひぬ。法名は淨蓮とこそ附き給へ。軈て八月一日の日、臨終正念に住して失せ給ひぬ。御歳四十三。世は盛とこそ見えつるに、哀れなりし事共也。入道相國の、さしも横紙を破られしにも、此の人のおはして、樣々に宥め宜ひつればこそ、世は今日迄も穩しかりつれ。此の後天下に如何計りの事か、出で來んずらんとて、上下皆歎き合へり。又前の右大將宗盛の卿の方樣の人々、「世は唯今大將殿へ參りなんず」とて、勇み悅び合はれけり。人の親の子を思ふ習ひは、愚なるが先立つだにも悲しきぞかし。況んや是は當家の棟梁、當世の賢人にてましませば、恩愛の別れ、家の衰微、悲んでも猶餘り有り。去れば世には良臣を失へる事を歎き、家には武略の

廢(すた)れぬる事を悲む。凡そは此の大臣(おとゞ)、文章麗(うるは)しうして、心に忠を存し、才藝勝れて、詞に德を兼ね給へり。

【小松殿出家】公卿補任は本書と同日、玉葉山槐記等には、五月二十五日とある。【淨蓮】靜蓮とも、又一本照空、證空ともある。【失せ給ひぬ】百錬抄・愚管抄・公卿補任等、本書と同日。玉葉には、七月廿九日、今曉入道內府薨去とある。【御歲四十三】四十二の誤。【世は盛とこそ】まだ盛りの年であつたのにの意。【横紙を破られ】無理を通すこと。紙を横裂きにするのは困難なのを、無理に裂くといふ意。【方樣の人々】關係者、從屬者。【世は唯今大將殿へ】この世の權勢は、今にも宗盛方へ移るであらうの意。【當家の棟梁】平家の棟とも梁ともすべき、一番大事な人材。【文章】品格といふ程のこと。論語公冶長篇云、子貢曰、夫子之文章可二得而聞一也、朱註云、文章、德之見二乎外一者、威儀文辭皆是也。【詞に德を兼ね】詞の中にも、德の高いことが表はれてゐること。論語憲問篇云、子曰、有レ德者ハ、必有レ言。

無文(むもん)の沙汰

天性此の大臣(おとゞ)は、不審(ふしん)第一の人にて、未來の事をも兼て悟り給ひけるにや。去んぬる四月七日の夜の夢に、見給ひたりける事こそ不思議なれ。喩(たと)へば或る濱路を遙遙と歩み行き給ふ程に、傍に大なる鳥居の有りけるを、大臣夢の中に、「あれは如何なる御

鳥居やらん」と問ひ給へば、「春日大明神の御鳥居なり」とぞ申しける。人群集したり。其の中より、大なる法師の首を太刀の鋒に貫き、高く差し擧げたるを、大臣、「何者の頸ぞ」と宣へば、「平家太政入道殿の惡行超過し給へるに依つて、當社大明神の召し取らせ給ひて候」と申すと覺えて夢覺めぬ。當家は保元平治より以降、度々の朝敵を平げ、勸賞身に餘り、帝祖太政大臣に至り、一族の昇進六十餘人、二十餘年の以來、富加階天下に肩を雙ぶる人も無かりつるに、さては入道の惡行超過し給へるに依つて、當家の運命の末に成るにこそと思し召して、御涙を流させ給ふ。折節妻戸をほと〳〵と打ち敲く者出で來たり。大臣「何者ぞ、あれ聞け」と宣へば、瀨尾の太郎兼康が「今夜餘りに不思議の事を見候うて、申し上げんが爲めに、夜の明くるが遲う覺えて參つて候、御前の人を遙に除けられ候へ」とて、人を除けて對面有りけり。大臣の御覽ぜられける夢に、少しも違はず、具に語り申したりければ、「さてこそ兼康は、神にも通じたる者哉」とぞ、大臣も感じ給ひける。

【不審第一の人】一本不思議の人とある。不思議なことの多い人の義。**【春日大明神】**奈良市奈良町春日野鎭座。武甕槌神・伊波比主命・天兒屋根命・比賣神を祀る。藤原氏の氏神、興福寺の鎭守として、古來上下の尊崇厚かつた。今官幣大社。其鳥居は神社の西、春日野の入口に在つて、春日鳥居と稱せられる一種の形式を持つたも

ので、笠木二つ重り柱脚の開いた朱塗のもの。【帝祖】天皇の祖父の義。淸盛安德天皇の外祖父たることを云ふ。

【神にも通じたる者】靈界の事にも心の通じてゐる者。

其の朝嫡子權の亮少將維盛、院へ參らんとて出で立たれけるを、大臣呼び奉つて、「人の親の加樣の事申すは、嗚呼がましけれ共、御邊は人の子には勝れて見え給へり。あれ少將に酒進めよ」と宣へば、筑後の守貞能御酌に參る。「是をば少將にこそ賜ぶべけれ共、親より先には、よも賜はらじ」とて、大臣三度酌んて、其の後少將殿にぞ差されける。少將又三度受け給ふ時、「あれ少將に引出物せよ」と宣へば、畏り承つて、赤地の錦の袋に入れたる御太刀持つて參りたり。少將、是は當家に傳る小烏と云ふ太刀やらんと、嬉し氣に見給へは、さはなくして、大臣葬の時用ふる無文の太刀也。其の時少將以の外に氣色替つて見え給へば、大臣淚をはら〳〵と流いて、「其れは貞能が僻事には非ず。大臣葬の時帶いて伴する無文と云ふ太刀也。日來は入道殿如何にも成り給はゞ、重盛帶いて供せんとこそ存ぜしか。今は重盛、入道殿に先立ち奉らんずれば、御邊に賜ぶなり」とぞ宣ひける。少將兎角の返事にも及び給はず、淚を押へて宿所に歸り、其の日は出仕もし給はず、引き被いてぞ臥し給ふ。其の後大臣熊野へ參り下向して、幾くの日數を經ずして、病付きて失せ給ひけるにこそ、實にもと思ひ知られけれ。

【親より先にはよも賜らじ】親より先にはまさか受取られまいの義。【三度酌んで】三度飲むを一獻といふ、酒を飲む作法。【小烏といふ太刀】もと源家の重寶として、源爲義が義朝へ傳へたのを、義朝滅亡後、平家に傳來したものと云。平家物語劍卷に、目貫に烏が作り入れてあるからの名とある。本朝軍器考には、大寶三年天國といふ銘があると傳へ、倭訓栞には、伊勢氏に傳へるものは、もと一尺ばかりは普通の平作りで、末は兩刄できつさきか尖つたものとある。【無文の太刀】黑漆無文、金具にもほり物なく、帶取の革も無文藍革を用ひた太刀。普通凶事に用ひるもので、必ずしも大臣葬に用ひると限つたものではない。【以の外に氣色替つて】非常に驚いて顏色を變へたこと。【僻事には非ず】凶事に用ひる太刀を出したのは、貞能の間違へたのではない。それには理由があるといふ意。【兎角の返事にも及び給はず】何とも返事が出來ないでの意。

燈籠

總て此の大臣は、滅罪生善の志深うおはしければ、當來の浮沈を歎き、六八弘誓の願に準へて、東山の麓に、四十八間の精舍を建て、一間に一つづゝ、四十八の燈籠を掛けられたりければ、九品の臺目の前に耀き、光耀鸞鏡を琢いて、淨土の砌に臨みぬるが如し。毎月十四日十五日を點じて、大念佛有りしかば、當家他家の人々の許より、眉目よく若う壯ん成つし女房を請じて、一間に六人づゝ、二百八十八人の尼衆と定め

て、彼の兩日が間は、一心不亂の稱名の聲怠らず。誠に來迎引攝の悲願も、此の所に影向を垂れ、攝取不捨の光も、此の大臣を照し給ふかとぞ覺えたる。十五日の日中を結願として、大念佛有りけり。大臣行道の中に交つて、西方に向ひ手を合せ、「南無安養世界の教主、彌陀善逝、三界六道の衆生を、普く濟度し給へ」と廻向發願し給へば、見る人慈悲心を興し、聞く者感涙をぞ催しける。其れよりしてこそ、此の大臣を燈籠の大臣とは申しけれ。

【滅罪生善】現世の罪障を消滅し、後世の善根功德を生ずること。往生要集云、滅罪生善、共生二極樂一。**【當來の浮沈】**未來の不幸。**【六八弘誓の願】**釋迦が因位の法藏比丘の時、世自在王佛の許で立てられた四十八の大願のこと。『弘誓』弘大な誓願の意。**【四十八間の精舍】**盛衰記に、「大臣の常に住給ひける所をば、東へ十二間、南へ十二間、西へ十二間、北に十二間の尾を立て、四方に四十八の間を點じ、一方の十二間に十二光佛を一體つゝ立て奉りたりければ、四方に四十八體の十二光佛おはしけり」とある。十二光佛は阿彌陀佛の十二光佛を云。後世京都市馬町通東南、小松谷正林寺西方土中より、燈籠堂の文字ある石を掘り出したと云。**【九品の臺】**九品の淨土に往生した聖衆の坐する臺。觀無量壽經に上品上生は金剛臺、上品中生は紫金臺、上品下生は金蓮華、中品上生は蓮華臺、其他は蓮華の中に生るとある。**【光耀鸞鏡を瑩いて】**莊嚴の樣、鏡のぴかぴか光るが如きこと。『鸞鏡』鏡。往生講式云、莊嚴鏤二七寶一、光耀瑩二鸞鏡一、下學集云、鸞ハ五色ニシテ似二鳳凰一、多二青

色一向レ鏡則見レ影鳴舞、故或名レ鏡曰レ鸞。**【淨土の砌】**淨土といふこと。『砌』其地、又其處の義。**【十四日十五日を點じ】**拾芥抄に十五日は阿彌陀佛の日とある。十四日は其逮夜に當るので並び數へたのであらう。『點』點定の義。きめること。**【大念佛】**考證云、融通大念佛なり。大原僧良忍の所創にして、自他融通唱名の義なり。良忍は天仁中の人なり、重盛の時世に當て、傾信の徒多かるべし、婦女を命して行道唱名せしむ云々。**【尼衆】**比丘尼衆の義か。女子の信徒。**【一心不亂の稱名】**心を他に散らさずに、熱心に念佛すること。**【來迎引攝の悲願】**彌陀四十八願中の第十九願、念佛の行者を臨終の際に來接する願。觀無量壽經第十九願の文に云。設我得レ佛、十方衆生、發二菩提心一、修二諸功德一、至心發レ願、欲レ生二我國一、臨二壽終一時、假令不下與二大衆一圍繞現中其人前上者、不レ取二正覺一。『悲願』佛が衆生濟度の爲に、大慈悲心を起して立てた願の故に云。**【攝取不捨の光】**おさめ取つて捨てたまはぬ佛の光。觀無量壽經云、無量壽佛有二八萬四千相一、一一相各有二八萬四千隨形好一、一一好復有二八萬四千光明一、一一光明遍照十方世界、念佛衆生、攝取不捨。**【安養世界】**彌陀の淨土の異稱。義寂無量壽經疏云、安レ心養レ身故曰二安養一。**【彌陀善逝】**阿彌陀佛のこと。**【三界六道の衆生】**生死輪廻して、三界六道の間を彷徨する一切の衆生の義。**【廻向發願】**自己所修の功德を廻らして、それに依て極樂往生の願を起すこと。

金渡

大臣又如何なる善根をもして、後世弔はればやと思はれけるが、吾が朝には如何な

る大善根をし置いたり共、子孫相續いで、重盛が後世弔はん事有り難し。他國に如何なる善根をもして、後世とぶらはれんとて、安元の春の比、鎮西より妙典と云ふ船頭をめし上せ、人を遙に除けて對面有り。金を三千五百兩召し寄せて「汝は聞ゆる大正直の者なればとて、五百兩をば汝に得さす。三千兩をば宋朝へ渡し、一千兩をば育王山の僧に引き、二千兩をば御門へ進らせて、田代を育王山へ申し寄せて、重盛が後世弔はすべし」とぞ宣ひける。妙典是を賜つて、萬里の煙浪を淩ぎつゝ、大宋國へぞ渡りける。育王山の方丈、佛照禪師德光に逢ひ奉つて、此の由申しければ、隨喜感歎して、聽て千兩をば育王山の僧に引き、二千兩をば御門へ進せて、小松殿の申されつる樣を、具に奏聞せられければ、御門大に感じ思し召して、五百町の田代を、育王山へぞ寄せられける。されば日本の大臣平の朝臣重盛公の後生善所と祈る事、今に有りとぞ承る。入道相國、小松殿には後れ給ひぬ。萬づ心細くや思はれけん、福原へ馳せ下り、閉門してこそおはしけれ。

【妙典といふ船頭】 盛衰記には妙典といふ唐人とある。伴信友の比古婆衣に、育王山黄金施入狀の初に、奉書寫自筆法華妙典一部十卷とあるを引て、法華妙典とあるを人名と混同したものとし、又船頭は唐人の寫誤としてゐる。**【育王山】** 阿育王山の略。支那五山の一。今浙江省寧波府にあると云。玉葉（壽永二、正、廿四）東大寺勸進

聖人重源語中に云、又云謂二阿育王山一者、卽彼王八萬四千基塔之其一、被レ安二置彼山一件塔四方皆俯透云々、其上奉レ納二金塔一、其上銀塔、其上金銅塔、如レ此重々被二奉納一云々。【田代】田地。「代」は一構の內をいふ語、田も畔で限られてゐるより、一枚を一代と數へる。拾芥抄田籍部に、五十代を一段卽ち三百六十步、十代を七十二步とある。一代は七步二分卽ち七坪二分に當る。【方丈】住持の居室、一丈四方の室の義。轉して住持を云。法苑珠林に、吠舍釐國郊外に維摩居士の故宅があり、唐顯慶年中、勅使王玄策が笏を以て其廣さを計つた所が、唯十笏程に過ぎなかつたので、方丈の室と言つたことより起つた名稱。【佛照禪師德光】南宋孝宗淳熙三年、詔命に依り靈隱寺に住じ、其冬召されて佛法の大意を說いた。佛照禪師は其時賜はつた號と云。【御門】南宋孝宗皇帝。【閉門】引籠つて人に逢はずに居ること。

法印問答

同十一月七日の夜の戌の刻計り、大地夥しう動いて良久し。陰陽の頭安倍の泰親急ぎ內裏へ馳せ參り、「今度の地震、占文の指す所、其の愼み輕からず候。當道三經の中に、坤儀經の說を見候ふに、年を得ては年を出でず、月を得ては月を出です、日を得ては日を出でず。以の外に火急に候」とて、涙をはら〳〵と流しければ、傳奏の人も色を失ひ、君も叡慮を驚かさせおはします。若き公卿殿上人は、「怪しからぬ泰親が泣き樣

哉、只今何事の有る可きか」とて、一度に咄とぞ笑ひ合はれける。去れ共此の泰親は、晴明五代の苗裔を請けて、天文は淵源を窮め、推調掌を指すが如し。一事も違はざりければ、指の神子とぞ申しける。雷の落ち懸りたりしか共、雷火の爲に狩衣の袖は燒けながら、其の身は恙も無かりけり。上代にも末代にも有りがたかりし泰親なり。同十四日、入道相國如何は思ひなられたりけん、數千騎の軍兵を靡いて、都へ歸り入り給ふ由聞えしかば、京中何と聞き分けたる事は無けれ共、上下騒ぎ合へり。又何者の申し出だしたりけるやらん、入道相國朝家を恨み奉るべしと云ふ披露をなす。關白殿も、內々聞し召さるゝ旨もや有りけん、急ぎ御參內有りて、「今度入道の入洛は、偏に基房亡す可き由の結構にて候へ、終に如何なる憂き目にか逢ひ候はんずらん」と奏せさせ給へば、主上聞し召して、「足下に如何なる目にも逢はんは、偏に吾が逢ふにてこそ有らんずらめ」とて、龍顏より御淚を流させ給ふぞ忝き。誠に天下の御政は、主上攝籙の御計らひにてこそ有るに、こは如何にしつる事共ぞや。天照太神・春日大明神の神慮の程も量り難し。

【占文】占のおもてに出た文句。【其の愼み輕からず】大事變の前兆で、重く謹愼すべきとのこと。【當道三經】陰陽道で重んずる三經。書名未詳。新猿樂記に、陰陽先生賀茂道世金匱經・樞機經・神樞靈轄等之無レ所レ不

レ奔とあれば、金匱經、樞機經、神樞靈轄の三書を云ふか。標注云、坤義經、明道經、星宿經、是天支の用る所也。【坤儀經】盛衰記金貴經とある。金貴經は金匱經の寫誤か。【年を得ては年を出でず云々】年で言へば今年内、月で言へば今日中、日で言へば近日中、といふことで、事の非常に急迫してゐる意。盛衰記には「此は日を得ては日を出でずと候へば、遠は七日、近は五日、三日に御大事に及ぺし。法皇も遠き旅に立せおはしまし、臣下も都の外に出給べし」。又「去共七日の地震、十三日迄は七箇日に當る。其間異ることなし」とある。實に淸盛入洛は十四日に起つたのである。拾芥抄地動部云、内經云、十一月十二月、不レ過二百日一有レ兵。【火急】火の付く程急であるとの義。非常に急なこと。【傳奏】奏上を取次ぐ役。院の御所の職員。【晴明五代の苗裔】安倍晴明は花山一條天皇頃の人で陰陽道の大家。晴明―吉平―時親―有行―泰長―泰親。『苗裔』末孫。苗は草木の生ずる胤、裔は衣の裾で末の義。【天文】天文道のこと。日月星辰等を觀て時變を察すること。【淵源】本原、【推調】長門本調を條に作るに從ふべきものか。推考する條目の義。【指すの神子】正しく指し示すこと、神子の如きとの意か。【數千騎の軍兵】玉葉治承三、十一、十四云、今日入道相國入洛、宗盛卿相共上洛、武士數千騎、人不レ知二何事一、凡京中騷動無レ双、誠以物忩亂世之至也。【靉いて】雲や霞の樣に長く續いてといふこと。【何と聞分けたる事はなけれ共】上京の理由を確と知つたわけではなかつたがの意。【偏に吾が逢ふにてこそ】某房の苦しめられるのは、全く法皇が苦みに御逢ひになると同じ意味であるの意。【龍顏】天皇の御顏。こゝは法皇に云。漢高祖の故事。史記漢高祖本紀云、高祖沛豐邑中陽里人、姓劉氏、母曰レ媼、其先劉媼嘗息二大澤之陂一、夢與レ神遇、是時雷電晦冥、父太公往見、則見二交龍於其上一、已而有レ身、遂產二高祖一、隆準

而龍顔、美ニ鬚髯一、左股有ニ七十二黑子一。

同十五日、入道相國、朝家を恨み奉るべき事、必定と聞えしかば、法皇大に驚かせ給ひて、故少納言信西の子息靜憲法印を御使にて、入道相國の許へ遣さる。仰せ下されけるは、「近年朝廷靜ならずして、人の心も調らず、世間も未だ落居せぬ樣に成り行く事を、惣別に付けて歎き思し召せ共、さて足下に有れば、萬事は賴み思し召されてこそ有るに、縱ひ天下を靜むる迄こそ無からめ、剩へ嗷々なる體にて、朝家を恨み奉る可しと聞し召すは何事ぞ」と仰下さる。法印勅定を承つて、西八條の亭に行き向ふ。入道對面もし給はず、朝より夕に及ぶ迄待たれけれ共、無音なりければ、去ればこそと無益に思ひ、源大夫の判官季貞を以て、勅定の趣云ひ入れさせ、暇申してとて出でられければ、其の時入道、「法印呼べ」とて出でられたり。

【惣別に付けて】大體に就ては。【嗷々たる體】物騷がしき樣。兵を率ゐて入洛の事を云。【無音】挨拶もせず、捨て置くこと。【去ればこそと無益に思ひ】世の噂さ通り不臣の心ある上は、話すも無益と思つたこと。

喚び返して、「やや法印の御坊、淨海が申す所は僻事か。先づ内府が身罷りぬる事、當家の運命を計るに似て、入道隨分悲涙を押へてこそ罷り過ぎ候ひしか。御邊の心にも推察し給へ。保元以後は、亂逆打ち續いて、君安い心もましまさゞりしに、入道は

只大方を執り行ふ計りでこそ候へ。内府こそ手を降ろし身を碎いて、度々の逆鱗をば、静め参らせ候ひしか。其の外臨時の御大事、朝夕の政務、内府程の功臣は、有り難うこそ候へ。爰を以て古を按ずるに、唐の太宗は、魏徴に後れて、悲みの餘りに、昔の殷宗は夢の中に良弼を得、今の朕は覺めての後賢臣を失ふと云ふ碑の文を自ら書いて、廟に立てゝだにこそ悲み給ひけるなれ。我が朝にも、間近う見候ひし事ぞかし。顯頼の民部卿が逝去したりしをば、故院殊に御歎有りて、八幡の行幸延引有つて、御遊無かりき。惣て臣下の卒するをば、代々の御門、皆御歎ある事でこそ候へ。其れに内府が中陰に、八幡の御幸有りて御遊有りき。御歎の色一事も是を見ず。縦ひ内府が忠をこそ、思し召し忘れさせ給ふ共、などか入道が悲みをば、御憐なくては候ふべき。縦ひ入道が悲みをこそ、御憐なく共、などか内府が忠をば、思し召し忘れさせ給ふ可き。父子ともに叡慮に背き申す事、今に於いて面目を失ふ是一つ。次に越前の國をば、子々孫々迄御變改有るまじき由、御約束候ひて下し給ひて候ひしか共、内府に後れて後、軈て召し返され候ふは、何の過怠にて候ふやらん是一つ。次に中納言闕の候ひし時、二位の中將頻に所望候ひしを、入道隨分執り申ししか共、遂に御承引なくして、關白の息を成さるゝ事は如何に。縦ひ入道如何なる非據申し行ふ共、一度はなどか聞し召し入れ

では候ふべき。位階と云ひ、家嫡と云ひ、理運左右に及ばざる事を、引き違へさせ給ふ御事は、餘りに本意なき御計とこそ存じ候へ是一つ。次に新大納言成親の卿已下近習の人々、鹿の谷に寄り合ひて、謀叛を企てし事も、全く私の計略には非ず、併ら君御許容有るに依つて也。事新しき申事にて候へども、此の一門をば七代迄は、爭でか思し召し捨てさせ給ふ可きに、其れに入道七旬に及んで、餘命幾くならぬ一期の中にだに、動もすれば亡さる可き由の御結構候。申し候はんや、子孫相續いて、朝家に召し仕はれん事も有り難うこそ候へ。凡そ老いて子に後るゝは、枯木の枝無きに異ならず。今は程なき憂き世に、さのみ心を費しても、何にかはせんなれば、爭でも有りなんと思ひ成つてこそ候へ」とて、且は腹立し、且は落涙し給へば、法印怖しうも又哀れにも覺えて、汗水にこそ成られけれ。

【御坊】僧の敬稱。【手を降し身を碎いて】直接事に當つて盡瘁したこと。【唐の太宗は魏徵に後れて】白氏文集、新樂府七德舞、白氏自注云、魏徵疾亟、太宗夢與徵別、既寤流涕、是夕徵卒、故御親制碑云、昔殷宗得良弼於夢中、今朕失賢臣於覺後。【魏徵】唐太宗に仕へた賢臣。諫議大夫として上る所二百餘奏、剴切帝の心に當らざるなかつたと云。貞觀十七年薨去。帝爲に朝を罷める五日。文貞と諡した。【夢の中に良弼を得】殷の賢王高宗武丁が、傳說の土工の間に隱れてゐたのを、夢に因て知り、之を擧げて國政を委ねたと云ふ

故事。『良弼』良い輔佐。書經說命云、帝夢賚二予良弼一。【今の朕】唐太宗。【廟】死者の靈を祀る處。【間近う】最近に。【顯賴の民部卿】藤原顯隆の子、永治元年十二月二日民部卿、久安四年正月五日薨。年五十五。『民部卿』民部省長官。人口戶籍を調査し、租庸調を知り、國用を辨し、其他田畠、山川、道路等の事を掌る。【故院】鳥羽院。【八幡の行幸】石淸水八幡宮行幸の事。【中陰】中有とも云。人が死後次の生を得ざる間。死後四十九日間の稱。【御歎の色一事も是を見ず】少しも御歎の樣子が見えない。【越前の國をば】玉葉（壽永二、十、十五）云、法皇收二公越前國一（故入道內大臣知行國、維盛朝臣傳レ之）、並被レ補二白川殿倉預一（副大舍人頭兼盛）、已上兩事法皇過怠云々。三位中將師家、超テ二位中將基通ヲ任スニ中納言ニ、師家年僅ニ八歲、古今無レ例、是博陸之罪科也。凡此外法皇與ニ博陸一同意、被ル亂ニ國政ヲ之由、入道相國攀緣云々。【過怠】過失。【二位の中將】基實の長子基通。近衞中將は相當從四位下、二位にて此職に補せらるるのは希有のことで、特に二位の中將と云。職原抄云、至ニ二位中將一者、執柄息外希ナル例也。【隨分執り申ししかども】非常に骨折つて推薦したのに。【關白の息】基房の三男師家。【非據】理に合はないこと。【理運左右に及ばざること】理に適つて當然な事は、兎や角言ふまでもないこと。【私の計略】私人的陰謀。【捨てさせ給ふべきに】一本にの字がない。【七旬】七十歲。【申し候はんや】いはんや。【枯木の枝なきに異らず】たよりのないこと。

其の時は如何なる人も。一言の返事には及び難き事ぞかし。其の上我が身も近習の仁にて、鹿の谷に寄り合ひし事を、正しう見聞かれしかば、唯今も其の人數とて、召しや籠められんずらんと思はれければ、龍の鬚を撫で虎の尾を踏む心地はせられけれ共、

法印もさる怖しき人にて、些とも騒がず申されけるは、「誠に度々の御奉公淺からず候。一旦恨み申させまします旨、其の謂候。但し官位と云ひ、俸祿と云ひ、御身に取つては悉く滿足す。去れば功の莫大成る事をも、君常に御感有るでこそ候へ。然るに近臣事を亂り、君御許容有りなど申す事は、謀臣の凶害にてぞ候はんずらん。凡そ耳を信じて目を疑ふは、俗の常の弊也。小人の浮言を重くして朝恩の他に異なるに、今更又君を傾け參らさせ給はん事、冥顯につけて、其の恐れ少からず候。凡そ天心は蒼々として測り難し。叡慮定めて其の儀でぞ候はんずらん。下として上に逆ふる事は、豈人臣の禮たらんや。能々御思惟候ふべし。詮ずる所、此の趣をこそ披露仕り候はめ」とて立たれたれば、其の座に竝み居給へる人々、「あな怖し、入道のあれ程怒り給ふに、些とも騒かず返事うちして、立たれけるよ」とて、法印を譽めぬ人こそ無かりけれ。

【其の時は云々】此清盛の勢には誰でも一言の返事も出來かねるのにの意。**【其人數とて】**その陰謀の加擔者としての意。**【龍の鬚を撫で虎の尾を踏む】**非常に危いことの喩。本朝文粹、江匡衡、爲二左大臣一供二養淨妙寺一願文云、榮餘二於身一、貴過二於分一、如レ履二虎尾一、如レ撫二龍鬚一。書經君牙篇云、心之憂、危若下蹈二虎尾一涉中于春氷上。莊子列禦寇篇云、夫千金之珠、必在二九重之淵而驪龍頷下一、子得レ珠者、必遭二其睡一也、使二驪龍而寤一、子尙奚微之有哉。**【謀臣の凶害】**陰謀者の讒言。**【耳を信じ目を疑ふ】**人の言ふ事を信じて、實

際見た事を疑ふこと。【小人の浮言を重くし】取るに足らない人の、根も葉もない言に重きを置いての意。【冥顯】「冥」幽冥、神佛の道。「顯」顯露、現世君臣の義。【天心は蒼々】天帝の心は、天の蒼々として蒼で深い樣に、公平で深いとのこと。【其の儀でぞ】天の心の如く、公平に深いとのこと。【詮ずる所】結局。【此の趣をこそ披露仕り候はめ】上述の意味の事を、君に申上げ奉らうとのこと。【返事うちして】うちは語勢を強める爲に添えた語。

大臣流罪

法印歸り參つて、此の由奏聞せられければ、法皇も道理至極して、重ねて仰せ下さるゝ旨もなし。同十六日入道相國、此の日來思ひ立ち給へる事なれば、關白殿を始め奉りて、太政大臣以下の卿相雲客四十三人が官職を留めて、追籠め奉らる。中にも關白殿をば、太宰の帥に遷して、鎭西へとぞ聞えし。「かゝらん世には、兎ても角ても有りなん」とて、鳥羽の邊、故川と云ふ所にて、御出家有り。御歳三十五。禮儀能く知ろし召して、曇なき鏡にておはしつる人をとて、世の惜み奉る事斜ならず。遠流の人の、道にて出家したるをば、約束の國へは遣さぬ事にて有る間、初めは日向の國と定められたりしか共、是は御出家の間、備前の國府の邊、いばさまと云ふ所にぞ置き奉る。大臣流

罪の例は、左大臣蘇我の赤兄、右大臣豐成、左大臣魚名、右大臣菅原、かけまくも忝く今の北野の天神の御事也。左大臣高明公、內大臣藤原の伊周公に至る迄、其の例既に六人。され共攝政關白流罪の例は、是始めとぞ承る。故中殿の御子二位の中將基通は、入道の聟にておはしければ、大臣關白に成し奉らる。去んぬる圓融院の御宇、天祿三年十一月一日の日、一條の攝政謙德公失せ給ひしかば、御弟堀川の關白忠義公、其の時は未だ從二位の中納言にておはしき。其の御弟法興院の大入道兼家公、其の比は大納言の右大將にてましましければ、忠義公は御弟に加階越えられさせ給ひたりしか共、今又越え返して、內大臣正二位して、內覽の宣旨蒙らせ給ひしをこそ、人皆耳目を驚かしたる御昇進とは申し合はれしか。是は其れには猶超過せり。非參議二位の中將より、大中納言を經ずして、大臣攝政に成る事是初め。普賢寺殿の御事也。上卿、宰相、大外記、大夫の史に至る迄、皆あきれたる樣にてぞ候はれける。

【關白殿を始め奉りて】百錬抄治承三、十一、十五云、今日關白前太政大臣（基房）並權中納言師家解官。【太政大臣以下の卿相雲客四十三人】百錬抄十一、十七云、被レ行ニ除目一、太政大臣師長已下至ニ于撿非違使信盛一、卌九人解官、多是院中祇候之輩也。【太宰の帥に遷し】十一月十八日のこと。『太宰の帥』は太宰府の長官。職原抄云、爲ニ大臣一之人左遷之時、任ニ權帥一、然而不レ可レ知ニ府務一也。【鎭西】筑前の太宰府を指す。【かゝらむ世には云々】こんな亂れ

た世には、深く望みをかけることも出來ないの意。【故川】山城國紀伊郡下鳥羽村の西、雍州府志六、古西國遷謫人、多クハ斯川ヨリ乘レ舟出ニ狐川ニ【曇りなき鏡】是非の判斷の道確であつたこと。【備前國府】今上道郡高島村大字國府市場。【いばさま】湯迫。高島村の隣村と云。山槐記前治承三十二十四云、前關白自ニ淡路一已渡ニ備前一給云云。備前國者前大納言邦綱知行國也、仍申ニ請シテ禪門ニ、奉レ渡也。【蘇我赤兄】馬子の孫。天智天皇十年正月左大臣、天武天皇元年八月壬申の亂に、弘文天皇に仕へた爲に配流せられた。【豐成】藤原武智麻呂長子。天平二十一年四月丁未右大臣、天平寶字元年七月戊午、其子乙繩が橘奈良麿と共謀して廢立を謀つたことに坐して、太宰權帥に貶せられた。【魚名】藤原房前の子。寶龜十二年六月甲寅左大臣兼太宰帥、延曆元年六月事に坐して大臣を免ぜられ、太宰帥に貶せられた。【菅原】道眞。是善の子、昌泰二年二月十四日右大臣、藤原時平の讒に依り、同四年正月廿五日太宰權帥に貶せられた。【高明公】源高明。醍醐天皇第一皇子、康保四年十二月十三日左大臣、安和二年三月二十六日その女婿爲平親王擁立の嫌疑に依り、太宰權帥に左遷。【藤原の伊周公】道隆の子。正曆五年八月廿八日内大臣、長德二年四月廿四日花山院を射奉つた事に依り、太宰權帥に左遷。【中殿】中の攝政殿、又六條攝政と云。藤原基實。【二位中將基通】承安二年十月廿六日右中將、安元二年三月六日從二位。【入道殿の聟】我身の榮花の條に、一人は普賢寺殿の北の政所にとあるを云。【大臣關白】治承三年十一月十七日内大臣關白。【一條攝政謙德公】藤原伊尹。九條師輔長男、天祿元年五月廿七日攝政、同二年十一月二日太政大臣、同三年十一月一日薨去、年四十九、五日謙德公と諡す。「一條」其居第一條南、大宮東にあつた故に云。【堀川の關白忠義公】藤原兼通。九條師輔二男、天祿三年十一月廿七日關白内大臣、天延二年

二月廿八日太政大臣、貞元二年十一月八日薨去、年五十三、忠義公は其諡。居第二條南、堀川東にあつた故に堀川と云。【従二位の中納言】公卿補任に據れば、従三位權中納言である。【法興院の大入道兼家公】九條師輔三男。病の爲に出家し、其居第二條院を捨てゝ寺とし、法興院と稱したるより云。其子道長の入道に對し、大入道と稱した。太政大臣ともなつたが、出家したので諡がない。【大納言の右大將】天祿元年八月五日右大將、同三年二月廿九日大納言兼任。【内大臣正二位して】公卿補任には天祿三年十一月廿七日従三位内大臣、天延二年二月廿八日正二位とある。本文は誤。【内覽の宣旨】太政官より奏上する文書を、天皇に先つて内見するを内覽といひ、其内覽許可の宣旨を云。關白には必ず此宣旨を賜はつたものである。【耳目を驚かしたる御昇進】尋常に異つた昇進。【非參議】參議でない者の稱。三位以上で參議にならない者、前官の參議、資格は具備しながら參議にならない者等を云。こゝは第一の場合。【大外記】太政官の主典。令義解云、太政官大外記二人、掌下勘二詔奏一及讀二申公文一勘二署文案一檢中出稽失上。【大夫の史】「史」は左右大小各二人づゝあつて、外記と同じく太政官の文書勘例を掌り、諸司諸國の庶務を取扱ふ職。正六位上相當の役、従五位下で勤めるを、史の大夫又は大夫の史と云。

太政大臣師長は司を停めて、東の方へ流され給ふ。去んぬる保元には、父惡左大臣殿の縁座に依つて、兄弟四人流罪せられ給ひにき。御兄右大將兼長、御弟左中將隆長、範長禪師三人は、歸洛を待たずして、配所にて終に失せ給ひぬ。是は土佐の畑にて、九還の春秋を送り迎へ、長寛二年八月に召し還されて、本位に復し、次の年正二位し

て、仁安元年十月に、前の中納言より權大納言に上り給ふ。折節大納言明かざりければ、員の外にぞ加へられける。大納言六人に成る事是始め。又前の中納言より權大納言に上る事も、後山階の大臣躬守公、宇治の大納言隆國の卿の外は、是始めとぞ承る。管絃の道に達し、才藝勝れておはしければ、次第の昇進滯らず。太政大臣迄窮めさせ給ひて、又如何なる罪の報にや、重ねて流され給ふらん。保元の昔は、南海土佐へ遷され、治承の今は、又東關尾張の國とかや。本より罪無くして配所の月を見んと云ふ事をば、心有る際の人の願ふ事なれば、大臣敢て事共し給はず。彼の唐の太子の賓客白樂天、潯陽の江の邊に徘徊けん。其の古へを想像り、鳴海潟汐路遙に遠見して、常は朗月を望み、浦風に嘯き、琵琶を彈じ、和歌を詠じて、等閑がてらに、月日を送り給ひけり。或時當國第三の宮熱田の明神に參詣有りて、其の夜神明法樂の爲めに、琵琶ひき朗詠し給ふに、所もとより無智の境なれば、情を知れる者なし。邑老村女漁人野叟、頭を低れ、耳を欹つと云へ共、更に淸濁を分けて、呂律を知る事なし。去れ共胡巴琴を彈ぜしかば魚鱗躍り迸り、虞公歌を發せしかば、梁塵動き搖く。物の妙を窮むる時には、自然に感を催す理なれば、諸人身の毛竪つて、滿座奇異の思をなす。漸う深更に及んて、譜香調の內には、花芬馥の氣を含み、流泉の曲の間には、月清明の光を爭ふ。一願はく

は今生世俗文字の業、狂言綺語の謬を以て」と云ふ朗詠をして、秘曲を彈き給ひしかば、神明感應に堪へずして、寶殿大に震動す。」平家の惡行無かりせば、今此の瑞相をば爭でか拜む可き」とて、大臣感涙をぞ流されける。

【東の方】盛衰記云、參河國へとは披露ありけれども、實には尾張國井戸田へ流罪とて都を出され給へり。【惡左の大臣殿】惡左府賴長。【緣座】家族親族の罪に依て罪せらるること。「座」罪。【配所】兼長は出雲。隆長は伊豆。範長は安藝。【畑】土佐西南部の大郡、幡多郡を云。師長の配所は同郡入野村宮地山と云。【九還の春秋】保元元年より長寬二年に至る九年間。【召し還され】公卿補任云、前中納言從二位藤師長(廿七)、長寬二年六月廿七日自二土左國一被二召返一、閏十月十三日復二本位從二位一。【次の年正二位】永萬元年八月十七日正二位。【權大納言に上り】公卿補任云、仁安元年十一月三日權大納言、元前權中納言。【員の外】令制の定員外の義。こゝは權大納言のこと。【大納言六人】官職秘抄云、令曰大納言四人、格云慶雲二年省二二人一、寬平遺誡云大納言二人、正權勿レ過二三人一、其後安和二年始爲二三人一、永觀元年增二四人一、長和二年增二五人一、仁安元年增二六人一(加二師長一。)【後山階の大臣躬守公】續日本後紀等、藤原三守に作る。巨勢麿の孫、阿波守眞作の子、承和五年正月十日右大臣、同七年七月七日薨、年五十六、贈從一位、號二後山科大臣一。公卿補任云、天長五年三月十九日大納言、天皇以二舊德一拜レ之、元前中納言、頭書云、自二前中納言一任二大納言一初例、大寶元年大納言三人之後又有二此例一。【宇治大納言隆國】左大臣源高明の孫、權大納言俊賢の子、晩年暑を避けて、五月より八月まで平等院一切經藏の南の山ぎはの南泉坊に籠居し、宇治大納言の稱があつた。公卿補任治曆三年條云、權大納

言二月六日任、元前權中納言、自二前中納言一任二大納言一例。【管絃の道】奏樂の道といふ程のこと。風俗通云、竹曰レ管絲曰レ絃。【東關】近江國逢坂關以東諸國の義。【罪無くして配所の月を見ん】源權中納言顯基の詰。古事談にはあはれ無罪配所の月を見ばや、發心集には朝夕琵琶をひきつゝ罪なくして罪をかうぶりて、配所の月を見ばやとなん、ねがはれけるとある。顯基は宇治大納言隆國の兄、長元八年十月十四日權中納言に任じ、翌年四月十七日後一條天皇崩御の時、同廿二日出家、法名を圓昭といひ大原山に住した。【心有る際の人】風流を解する程の人。【唐の太子の賓客白樂天】『太子賓客』唐の東宮附の官。定員四人、侍從規諫講學等の事を掌る。『白樂天』名は居易、樂天は其號。唐代有名な詩人。【潯陽の江の邊】元和十五年秋、白樂天、事に坐し九江郡の司馬に貶せられた時に作つた、有名な長詩琵琶行冒頭の句、潯陽江頭夜送レ客、楓葉荻花秋瑟々の句に基いて云。『潯陽』江南道江州郡、今江西省九江府德化縣の地。樂天江南に貶せられ、後太子賓客の官に任じたのであるが、こゝは追記。【鳴海潟】後世陸地となり、舊形を詳にしない。今尾張國愛知郡鳴海町を經て海に注ぐ、天白川の川口一帶が江灣であつた時の稱。【朗月】ほがらかに晴れわたつた月。【浦風に嘯き】海より吹て來る風に、詩歌など吟ずること。【等閑がてらに】慰み半分に。【當國第三の宮熱田の明神】尾張國の三の宮熱田神宮。今名古屋市南區熱田に在る。祭神日本武尊、草薙劍を御神體とする。今官幣大社。尾張國の一宮は眞清田神社、二宮は大縣神社、中古國司奉幣の順序に依つて云。【法樂】もと神社に誦經を捧げること。後詩歌奏樂を獻ずるに云。凡て神意を慰める爲にすることを云。【無智の境なれば情を知れる者なし】土民等が無智で情趣を解する者がないの意。【邑老】村方の老人。【野叟】百姓。【清濁を分けて】音の高低など

を聽き分けること。考證云、凡そ音の高きを淸とし、低きを濁とす。【呂律】音樂の調子。支那に六呂六律と云、我國では、曲調・平調・黃鐘調・盤涉調を律、壹越調・雙調を呂とする。【胡巴】瓠巴の寫誤。楚國の琴の名手。列子湯問篇云、瓠巴鼓シテ琴ヲ而鳥舞ヒ魚躍ル。又荀子勸學篇云、昔者瓠巴鼓シテ琴ヲ而流魚出聽ク。【虞公】漢代唱歌の名手。劉向七略別錄云、楚漢興以來、善クスル雅歌ヲ者、魯人虞公、發スレバ聲ヲ淸哀、遠ク動カス梁塵ヲ。【梁塵】うつばりの上の塵、妙音の爲にそれが動くとのこと。【諧香調】風香調の訛。琵琶の調子の名。【花芬馥の氣を含み】花の香の香ばしい樣に、何ともいへず琵琶の調子のよいこと。【流泉の曲】仁明天皇の朝、掃部頭藤原貞敏が唐から傳へたといふ琵琶の祕曲。【月淸明の光を爭ふ】其曲の妙なことは、月の光の淸く明るいのに劣らないといふ意。敎訓抄には、月淸明の光をうかぶ、盛衰記には月擧ク淸明ノ光ヲとある。【願はくは今生世俗文字の業云々】和漢朗詠集に、香山寺白氏洛中集記、白樂天、願クハ以テ今生世俗文字之業、狂言綺語之誤ヲ、飜ヘシテ爲ニ當來世々讚佛乘之因、轉法輪之緣一とあるを指す。白氏文集には誤を過、飜を轉、當を將に作る。世俗文字、狂言綺語共に詩文のことを謙して言つた語。讚佛乘は佛法讚歎の義。轉法輪は敎法を講說する義。願はくは此世で世俗的の詩文を作つた罪を轉じて、後世永遠に佛法を讚歎講說する因緣にしたいといふこと。【祕曲】祕して容易に人に傳へない曲。【惡行】妄に朝臣を配流したことを云。

按察(あぜつ)の大納言資方の卿、子息右近衞の少將兼讚岐の守源の資時、二つの官を停(とど)めらる。參議皇太后宮の權の大夫(だいぶ)兼右兵衞の督藤原の光能、大藏卿右京の大夫(だいぶ)兼伊豫の守高階(たかしな)の康經、藏人の左少辨兼中宮の權の大進(だいしん)藤原の基親、三官共に停めらる。中にも按察の大納言資方の卿、子

息右近衛の少將、孫の右少將雅方(まさかた)、是三人をば今日聽て都の中を追ひ出ださる可しとて、上卿(しやうけい)には藤大納言實國、博士の判官中原の範貞(のりさだ)に仰せて、其の日聽て都の中を追ひ出ださる。大納言宣ひけるは、「三界廣しと云へ共、五尺の身置き所なし、一生程なしと云へ共、一日暮し難し」とて、夜中に九重の中を紛れ出で丶、八重立つ雲の外へぞ赴かれける。彼の大江山や、生野(いくの)の道に懸りつ丶、始めは丹波の國村雲(むらくも)といふ所に、暫しは徘徊(やすら)ひ給ひしが、其れより終には尋ね出だされて、信濃の國とぞ聞えし。

【按察の大納言資方】資賢の誤。治承三年權大納言按察使兼任、十一月十七日解官配流。**【右近衛の少將兼讃岐の守源資時】**玉葉に十一月十七日解官、讃岐守右近權少將資時とある。**【參議皇太后宮の權の大夫兼右兵衛の督藤原の光能】**忠成の子。治承元年九月六日皇太后宮權大夫、同三年十月九日右兵衛督兼任、翌十日參議、十一月十七日解官。**【大藏卿右京の大夫兼伊豫の守高階の康經】**泰經の誤。泰重の子。治承二年十一月廿四日大藏卿、右京大夫伊豫守兼任、同三年十一月十七日解官。**【藏人の左少辨兼中宮の權大進藤原の基親】**親範の子。治承三年十月九日右少辨、藏人中宮大進兼任。同十一月十七日解官。「左少辨中宮權大進」誤。「藤原」平の誤。**【二つの官、三官】**本官並に兼官を云。**【右少將雅方】**雅賢の誤。源通家の子、資賢の孫。嘉應二年七月廿六日右少將、治承三年十一月十七日解官。**【博士の判官】**明法博士兼撿非違使判官。官職祕抄に、明法博士、得業生居二諸司一者任レ之、以二廷尉一爲レ最とある。廷尉は撿非違使判官の唐名。**【大納言宣ひけるは】**資賢のこと。**【三**

界】凡夫の生死往來する世界。欲界、色界、無色界。**【一生程なし】**人の一生の短いこと。**【九重】**こゝは京のこと。**【八重立つ雲の外】**地方といふこと。「八重立」雲の幾重も重なる義。九重に對して云。**【大江山】**山城國乙訓郡大枝村と丹波國桑田郡との界にある山。**【生野】**丹波國天田郡上六人部村大字生野。大江山生野共に京より丹後へ赴く通路。金葉集、雜部、和泉式部、保昌に具して丹後の國に侍りける頃、都に歌合のありけるに、小式部の内侍歌よみにとられて侍りけるを、中納言定賴局の方にまうできて、歌は如何せさせ給ふ、丹後へは人遣はしけんや、使はまうでこずや、いかに心もとなく思すらんなど戯れて立けるを引止めてよめる。小式部内侍。大江山生野の道の遠ければ、まだふみも見ず天の橋立とあるに據つた句。故に彼のと云。**【丹波の國村雲】**多紀郡村雲村の邊。

行隆の沙汰

前の關白松殿の侍に、江大夫の判官遠成と云ふ者有り。是も平家に快からざりけるが、六波羅より搦め捕らるべしと聞えし程に、子息江左衞門の尉家成相具して、南を指して落ち行きけるが、稻荷山に打擧り、馬より下りて、親子云ひ合せけるは、「是より東國へ落ち下り、流人前の右兵衞の佐賴朝を憑まばやとは思へ共、其れも當時は勅勘の身にて、我が身一つをだに、叶ひ難うおはす也。其の外日本國に、平家の庄園ならぬ所や有

る。迚も遁れざらんもの故に、年來住み馴れたる所を人に見せんも恥ぢがまし。是より取つて返し、六波羅より召使あらば、舘に火懸け燒き上げ、腹搔切つて死なんには如かじ」とて、又河原坂の宿所へ取つて返す。案の如く、源大夫の判官季定、攝津の判官盛澄、ひた甲三百餘騎、河原坂の宿所へ押し寄せて、鬨を咄とぞ作りける。江大夫の判官、緣に立ち出で大音聲を揚げて「如何に各、六波羅では、此の樣を申させ給へ」とて、舘に火かけ、燒き上げ、父子共に腹かき切つて、焰の中にて燒け死にぬ。

【江大夫の判官遠成】百錬抄には前大夫判官大江遠業とある。『江』大江の略。『大夫の判官』五位の撿非違使尉。尉は六位相當なので、五位で叙留するをかく云。**【稻荷山】**山城國紀伊郡深草村深草山の北部を云。京より伏見に通ずる大路に臨み、山上の展望廣く、伏見鳥羽より淀八幡に至り、山岳悉く一眸の下に集る。其西麓に有名な伏見の稻荷神社がある。**【賴朝】**源義朝三男、平治元年十二月十四日右兵衞權佐、同廿八日解官。永暦元年三月十一日伊豆に配流。**【召使】**呼び出しの使。**【河原坂】**瓦坂。阿彌陀峰の南、八條より山科へ通ずる路。今三十三間堂門前瓦町の邊。造瓦工の住居したので其名起ると云。

抑加樣に人の亡び損ずる事を如何にと云ふに、前の大殿の御子三位の中將殿と、當時關白に成らせ給ふ二位の中將殿と、中納言御爭論故とぞ聞えし。さらば關白殿御一所計りこそ、如何なる御目にも逢はせ給ふべきに、四十三人の人々の事に逢ふ可きやは。

凡そは是にも限るまじかんなれ共、入道相國の心に天魔入り替つて、萬づ腹を居ゑ兼ね給ふ由聞えしかば、京中又騷ぎあへり。去年讃岐の院御追號有りて崇德天皇と號し、宇治の惡左府贈官贈位行はれたりと云へ共、世間は猶も靜ならず。

【前の大殿】前關白基房。「大殿」は前攝政關白の稱。小右記云、大殿、是前攝政也、世號二大殿一。**【三位の中將殿】**師家。**【二位の中將殿】**基通。**【中納言御爭論】**法印問答の條に見える。淸盛が女婿基通を中納言に推薦したのに、關白基房の子師家が年僅か八歲で中納言になつたこと。**【御一所】**一人の敬語。**【如何なる御目】**どんなにひどい日にもの意。**【事に逢ふべきやは】**ひどい日に逢はせられる筈がないの意。**【是にも限るまじかんなれ共】**此一事にも限るまいが。**【腹に居ゑ兼ね】**腹が立て抑へきれないこと。**【去年】**治承二年。但し實は元年の誤であることは、散文の條に述べた如くである。

其の比前の左少辨行隆と聞えしは、故中山の中納言顯時の卿の長男也。二條の院の御時は、辨官に加つて、さしもゆゝしうおはせしが、此の十餘年は官をも停められて、夏冬の衣がへにも及ばず、朝暮の湌も稀也。有るか無きかの體にておはしけるを、入道相國使者を以て、「急度立ち寄り給へ、申し合す可き事有り」と宣ひ遣されたりければ、行隆、「此の十餘年は官をも停められて、萬づ何事にも交らざりつるものを、如何樣にも讒言して、失はんとする者の有るにこそ」とて、大に恐れ騷がれけり。北の方已下女房

達、聲々に喚き叫び給ひけり。去程に西八條殿より、使布並に有りしかば、行隆出で向うてこそ、兎も角も成らめとて、人に車借つて出でられたれば、思ふには似ず、入道聽て出で逢ひ對面有つて、「御邊の父の卿は、入道大小事を申し合せし人也。其の子息にておはすれば、御邊とても全く踈かに思ひ奉らず。年來籠居の事も痛はしうは覺ゆれ共、法皇の御政務の上は、力及ばず。今は出仕し給へ。官途の事も申沙汰仕り候はん。さらば疾う歸られよ」とて歸されたれば、宿所には女房・侍差し湊ひて、死にたる人の生き返りたる心地して、悦泣をぞせられける。其の後源大夫の判官季貞を以て、知行し給ふべき庄園狀共、數多成し遣し、先づさこそおはすらめとて、百匹百兩に米を積んでぞ送られける。出仕の料にとて、雜色・牛飼・牛車に至る迄、淸げに沙汰し送られければ、行隆手の舞足の踏みどをも覺え給はず、こは夢やらんとぞ驚かれける。同十七日、五位の侍中に補せられて、本の如く左少辨に成し返さる。今年五十一、今更若やぎ給ひけり。唯片時の榮化とぞ見えし。

【前左少辨行隆】永萬元年二月廿三日權左少辨、八月十七日左少辨、同二年四月六日解官。**【中山中納言顯時】**長隆の子。永曆元年十月三日權中納言、應保二年四月七日太宰權帥兼任、長寬二年正月廿一日帥辭任、永萬二年八月廿七日中納言辭任。公卿補任云、仁安二年二月十四日薨、先出家、號栗田口帥、又中山中納言**【辨**

官】太政官の判官、左右に分れ、少納言局と併せて、太政官三局の稱がある。左右各大辨中辨少辨各一人あり、左大辨は中務・式部・治部・民部四省、右大辨は兵部・刑部・大藏・宮内四省を管した。【衣がへ】四月一日、十月一日に夏冬の衣を着替へること。【湌】食事。【有るか無きかの體】零落の樣子を云。【萬づ何事にも交はらざりつるものを】一切世事には關係したことがないのにの意。【布並】連りに。【出向うてこそ】出頭してみてから。【大小事を申し合せし人】何事によらず相談した人。【法皇の御政務の上は力及ばず】法皇が專ら政務を御執りになるので、どうもしかたがなかつたといふ意。【申し沙汰】取計ふといふ意。長門本には不日に日入申すべしとある。【庄園狀】庄の劵とも云。庄園の所有權を認定する文書。【先づさこそおはすらめ】第一さぞ御困りの事であらうといふ意。【百匹百兩】絹百匹金百兩。一匹は布帛二段の稱。一兩は沙金廿四銖の重さあるもの。令義解云、以二矩黍中者百黍重一爲レ銖。【出仕の料】朝廷に出仕するに必要なもの。【淸げに沙汰し送られ】立派に取揃へて送つたこと。【手の舞足の踏どをも覺え給はず】非常に喜んだことの形容。禮記樂記篇云、歌之爲レ言、長二言之一也。說レ之故言レ之、言レ之不レ足、故長二言之一、長二言之一不レ足、故嗟二嘆之一、嗟二嘆之一不レ足、故不レ知二手之舞レ之足之踏一レ之也。【五位の侍中】五位の藏人。侍中は藏人の唐名。辨官補任治承三年左少辨の條云、正五位下藤行隆、十一月十七日任、同十八日補二藏人一、經二十四年一還任。【若やき】若々しい氣持になる意、こゝは榮えたこと。【片時の榮花】行隆、權右中辨、右中辨、左中辨、右大辨を經、左大辨となり、文治三年三月十七日五十八歲で逝去した。

法皇御遷幸

同二十日の日、法住寺殿をば、軍兵四面を打ち圍んで、平治に信賴の卿が、三條殿をしたりし樣に、御所に火を懸け、人をば皆燒き亡すべき由聞えしかば、局の女房恠しの女の童に至る迄、物をだに打被かずして、我先にと逃げ出でける。前の右大將宗盛の卿、御車を寄せて、「疾う疾う」と申されたりければ、法皇叡慮を驚かさせおはしまし、「成親俊寛等が樣に、遠き國、遙の島へも遷し遣られんずるにこそ。更に御咎あるべし共思し召さず。主上さて渡らせ給へば、政務の口入する計り也。其れもさらずば、自今以後、さらでも有れかし」と仰せければ、宗盛の卿淚をはらはらと流して、「如何に只今去る御事候ふべき。暫く世を靜めん程、鳥羽の北殿へ御幸を成し進らせよと、父の禪門申し候」と申されたりければ、「さらば汝軈て御供仕れ」と仰せけれ共、父の禪門の氣色に恐を成して、御供には參られず。「是に付けても、兄の內府には、殊の外に劣りたる者哉。一年もかゝる御目に逢ふべかりしを、內府が身に代へて制し停めてこそ、今日迄も御心安かりつれ。今は諫むる者の無きとて、角はするやらん。行末とても賴もしからず思し召す」とて、御淚塞あへさせ給はず。さて御車に召されけり。

公卿殿上人、一人も供奉せられず、北面の下﨟と、さては金行と云ふ御力者計りぞ參りける。御車の尻には、尼前一人參られけり。此の尼前と申すは、軈て法皇の御乳の人紀伊の二位の御事也。七條を西へ、朱雀を南へ御幸成し奉る。「あはや法皇の流されさせおはしますぞや」とて、心なき怪しの賤の男賤の女に至る迄、皆涙を流し袖を濡さぬは無かりけり。去んぬる七日の夜の大地震も、かゝるべかりける先表にて、十六洛叉の底迄も答へ、堅牢地神の驚き噪ぎ給ふらんも、理哉とぞ人申しける。

【同廿日】治承三年十一月。**【法住寺殿】**法皇御所。**【平治】**百錬抄平治元、十二、九云、夜、右衛門督信頼卿前下野守源義朝等謀反、放二火上皇三條烏丸御所一、奉レ移二上皇上西門院於一本御書所一。**【局の女房】**局即ち部屋を賜はつて居る程の身分の女房。**【怪しの女の童】**身分の卑い、驅使の用をする童女。**【物をだに打被かずして】**非常に狼狽した樣子。婦人外出の際は必ず頂の上に被き着る衣さへ、着る暇がなくての意。**【御咎承るべしとも】**咎を御受けになることがあるともの意。**【口入】**口添して干渉すること。當時の通用語。百錬抄治承三、十一、十五云、世間騷々、武士滿二洛中一、入道大相國奉レ怨二公家一、率二一族一可レ下二向鎭西一之由風聞、上皇以二法印靜賢一、自今以後、萬機不レ可レ有二御口入一之由、被レ仰二遣之一。**【力者】**力者法師とも云。剃髮した中間の類で、黑布の出張頭巾、白布の狩衣、染小袴、脚絆の裝束をし、長刀を手にし、短刀を腰にし、馬の口につき、又輿を舁く等の力業を爲す者。**【御乳の人】**御乳母。**【紀伊の二位】**少納言入道信西妻朝子。從二位で紀伊守藤原兼永の女なる故に云。尊卑分

賑云、後白河院御乳母、號ニアマゼ一是也。【七條を西へ朱雀を南へ】七條大路を西へ進んで朱雀大路に出で、それより南鳥羽へ向はれたこと。【十六洛叉】『洛叉』梵語、億の數を云。十六億踰繕那の底の意、世界でごく深い底といふこと。

さて鳥羽殿へ御幸成つて後、御前に人一人も候はず。何としてか紛れ入りたりけん、大膳の大夫信成(のぶなり)が、唯一人候ひけるを、御前へ召して、「我は近う失はれんずると思し召すぞ、御行水(ぎやうずゐ)を召さばやと思し召すはいかに」と仰せければ、さらぬだに信成は、今朝より肝魂(きもたましひ)も身に添はず、あきれたる樣にて候ひけるが、此の仰せ承る事の忝さに、狩衣の玉襷(たまだすき)あげ、釜に水汲入れ、小柴墻(かき)毀(こぼ)ち、大床(おほゆか)のつか柱破(わ)りなどして、形の如くの御湯し出いて奉る。又靜憲法印、入道相國の西八條の亭へ行き向つて、「夕べ法皇の鳥羽殿へ、御幸成つて候なるに、御前に人一人も候はぬ由承つて、餘りにあさましく覺え候ふ。何か苦しう候ふべき、靜憲ばかり御赦(おんゆるさ)れを蒙つて、參り候はゞや」と申されければ、入道相國如何思はれけん、「御坊(おんばう)は一向事過つまじき人也、疾う〳〵」とて赦されけり。法印斜(なのめ)ならずに悦び、急ぎ鳥羽殿へ參り、門前にて車より下り、門の内へさし入り給ふに、折節法皇は、御經打ち上げ打ち上げ遊ばされける御聲の、殊にすごうぞ聞えさせおはします。法印のつと參られたれば、遊ばされける御經に、御涙のはら

〱と懸らせ給ふを見參らせて、法印餘りの悲しさに、裘代の袖を顏に押し當て丶、泣く〱御前へぞ參られける。御前には尼前計りぞ候はれける。「やや法印の御坊、君は昨日の朝、法住寺殿にて供御聞し召して後は、夕も今朝も聞し召さず。長き夜すがら御寢も成らず、御命も既に危うこそ見えさせおはしませ」と申されければ、法印涙を押へて申されけるは、「何事も限り有る事でこそ候へ。平家世を取つて二十餘年、されば共惡行法に過ぎて、既に亡び候ひなんず。されば天照太神正八幡宮も、君をば爭か思し召し放たせ給ふべき。中にも君の御頼みおはします日吉山王七社、一乘守護の御誓未だ改らずば、彼の法華八軸に立ち翔つてこそ、君をば守り參らさせ給ふらめ。されば政務は君の御代となり、凶徒は水の泡と消え失せ候ひなんず」と申されければ、法皇此の詞に少し慰ませおはします。

【鳥羽殿へ御幸】百錬抄治承三、十一、廿云、太上法皇渡二御鳥羽殿一、非二尋常儀一、入道大相國押申二行之一、成範・脩範等卿・法印靜賢・女房兩三之外、不二參入一、閉二門戶一、不レ通レ人、武士奉レ守二護之一。**【行水】**もと水で身を洗ひ淨めること。轉じて湯あみするを云。こゝは法皇大事の近づくかと思召されて、先づ身を淨め給ふこと。**【玉欅】**『玉』美稱。**【つか柱】**棟と梁との間、又は椽の下などの短い柱を云。こゝは椽の下の柱、それを割つて薪にすること。

【形の如くの御湯】いつもの通りに御湯を湧して差上ること。**【事過つまじき人】**間違を起す樣なことをしない

人。【**打上げ打上げ**】御聲を張り上げ張り上げして、御誦經遊ばされること。【**裘代**】貴人法躰の時、着用の裝束。裘は毛皮の服の義。それを絹又は布で代りに作つたといふ意で、裘代と云。其形始と素絹と同じく、唯僧綱(首立の襟)のあるだけが違つてゐる。三光院內府記云、宮體、下は指貫、上は如レ袍、着ニ袈裟ニ又海人藻芥云、僧中裘代幷鈍色の下には、尤令レ着ニ用指貫一之處、慈鎭和尙申ニ公家一被レ止レ之云々。【**供御**】御食事。【**夜すがら**】一晚中。【**何事も限ある事でこそ候へ**】何でもきりのあるもので、平家の榮華も、いつまでも續きはしまいの意。【**一乘守護の御誓**】法華一乘の道を守護されるといふ山王の御誓。【**法華八軸**】法華經八卷の義。【**立翔つて**】長門本に立ちかゝりてとある。法華經によりかゝる義で、その功德に依つての意。

主上は關白流され給ひ、臣下の多く亡び損ずる事をのみこそ、御歎有りつるに、今又法皇の鳥羽殿へ、御幸なりぬる由聞し召して、つや〳〵供御も聞し召さず、御惱とて常は夜のおとゞにのみ入らせおはします。御前に候はせ給ふ女房達、后の宮を始め參らせて、如何なる可し共思し召さず。法皇の鳥羽殿へ御幸成つて後、內裏には臨時の御神事とて、清涼殿の石灰の壇にして、主上夜毎に伊勢太神宮をぞ御拜有りける。是は一向法皇御祈の爲とぞ聞えし。二條の院は、さばかりの賢王にて渡らせ給ひしか共、天子に父母なしとて、常は院の仰せを申し返させおはしましければにや、繼體の君にてもましまさず。されば御讓を受けさせ給ひたりし六條の院も、安元二年七月十四日、御

年十三にて、終に隠れさせ給ひぬ。あさましかりし事共也。

【夜のおとゞ】晝の御座に對する語。清涼殿晝御座の北隣、朝餉間の東、二間の西に在る、主上の御寢所。禁祕御抄云、四方有二妻戸一、南大妻戸ハ一間也。御帳同二清涼殿一(東枕)、疊ノ御座敷也。御枕有二二階一、奉レ案二御劍神璽一、御帳ノ四角有二燈樓一、又帳ノ西南敷レ疊爲二女房座一。【石灰の壇】清涼殿母屋の東南、東庇の南、廣さ二間に一間の處を、土を築き上げて板敷と同じ高さとし、石灰で塗り固めた室を云。地上に准へ、天子が毎日太神宮内侍所の御遙拜を行はせられる處。【院の仰せを申し返させ】父上皇の命に從はせられないこと。百錬抄云、御在位之間、天下政務一向執行、不レ奏二上皇一。【繼體の君にてもましまさず】盛衰記には、繼體の君までもおはしまさずとある。御繼嗣の君のないことを指して云ふか。史記外戚世家索隱註云、繼體ハ謂下非二創業之主一、而是嫡子繼二先帝之正體一而立者上也。【六條院】七十九代の天皇、百錬抄（安元二、七、十七）云、新院崩御、御年十三、號二六條院一ト、二條院御子、童形。

城南の離宮

百行の中には孝行を以て先とす、明王は孝を以て天下を治むと云へり。されば唐堯は老い衰へたる母を貴び、虞舜はかたくななる父を敬ふと見えたり。彼の賢王聖主の先規を追はせまし〳〵けん叡慮の程こそ目出たけれ。其の比内裏より鳥羽殿へ、潜に御

書ありけり。「か丶らん世には雲井に跡を留めても、何にかはし候ふべきなれば、寛平の昔をも訪らひ、花山の古へをも尋ねて、山林流浪の行者とも成りぬべうこそ候へ」と遊ばされたりければ、法皇の御返事に、「さな思し召され候ひそ。さて渡らせ給へばこそ、一つの頼みにても候へ。跡なく思し召し成らせ給ひなん後は、何の頼か候ふ可き。只兎も角も、愚老が成らん様を御覽じ果てさせ給ふべうもや候ふらん」と、遊ばされたりければ、主上此の御返事を龍顔に押し當てさせ給ひて、御涙塞きあへさせ給はず。君は船、臣は水、水能く船を浮べ、水又船を覆し、臣能く君を保ち、臣又君を覆す。保元平治の比は、入道相國君を保ち奉ると云へ共、安元治承の今は又、君を困し奉る、史書の文に違はず。

【百行の中には孝行を以て先とす】白虎通云、孝道之美、百行之本也。其他類句多く諸書に見える。**【明王は孝を以て天下を治む】**古文孝經孝治章云、明王之以レ孝治ニ天下一也如レ此。**【唐堯は老い衰へたる母を貴ひ】**堯は支那古代の聖人。帝嚳の子、名は放勳、堯は謚で、唐に都したので唐堯と云。老母を尊んだ故事は詳でない。史記五帝本紀に帝堯者從ニ母所一レ居爲レ姓也とあるに依て云ふか。**【虞舜はかたくななる父を敬ふ】**舜も堯と並び稱せられる支那古代の聖人。名は重華、舜は謚、虞は國名。尚書堯典云、師錫レ帝曰、有レ鰥在レ下、曰ニ虞舜一、帝曰兪、予聞、如何、岳曰、瞽子、父頑、母嚚、象傲、克諧以レ孝、烝々乂、不レ格レ姦。**【賢王聖主の**

先規】堯舜の先例の義。高倉天皇が御孝心より、法皇の爲に御祈あることにかけて云。【雲井に跡を留めても】天子の御位に在つてもの意。『雲井』禁中。【寛平の昔】宇多天皇の御事。天皇、寛平九年七月五日御讓位、昌泰二年十月十四日御落飾、法名空理又金剛覺。大和物語云、みかど(宇多天皇)おりゐたまひて、又の年の秋、御ぐしおろし給ひて、所々山ぶみしたまひて行ひ給ひけり。【花山の古】花山天皇寛和二年六月廿二日花山元慶寺にて遜位落飾、法名入覺。大鏡云、花山院御出家の本意あり、いみじう行はせ給ひ、修行せさせ給はぬところなし。されば熊野の道に云々。【さて渡らせ給へば】さうして御在位であれば。【跡なく思し召し成らせ給ひなん後】御遁世の後。【君は船臣は水】孔子家語五儀編云、君者舟也、庶人者水也、水所以載舟、亦所以覆舟也。荀子王制篇云、傳曰、君者舟也、庶人者水也、水則載舟、水則覆舟。【困みし】ないがしろにすること。【史書の文】長門本貞觀政要の文に作る。同書災祥篇に「仲尼曰」として孔子家語と同文を載せてある。

大宮の大相國、三條の內大臣、葉室の大納言、中山の中納言も失せられぬ。今故き人とては、成賴、親範計り也。此の人々も、かゝらん世には、朝に仕へ身を立て、大中納言を經ても何にかはせんとて、未だ壯成し人々の、家を出で世を遁れ、民部卿入道親範は、小原の霜に伴ひ、宰相入道成賴は、高野の霧に交つて、一向後世菩提の外は、又他事なしとぞ聞えし。昔も商山の雲に隱れ、穎川の月に心を澄す人も有りけんなれば、是豈博覽淸潔にして、世を遁れたるに非ずや。中にも高野におはしける宰相入道成賴、

此の山を傳へ聞き給ひて、「哀れ心疾くも世をば遁れたるもの哉、角て聞くも同じ事成れ共、親り立ち交つて聞かましかば、如何計り心憂からん。保元平治の亂をこそ、あさましと思ひつるに、世末に成れば、かゝる不思議も出で來にけり。此の後天下に如何計りの事か出で來んずらん。雲を分きても登り、山を隔てゝも入りなばや」とぞ宣ひける。實に心有らん程の人の、跡を留むべき世共覺えず。

【大宮の大相國】藤原伊通、大納言宗通の子、平治二年八月十一日太政大臣、居第大宮大路に面したので大宮と云。**【三條の內大臣】**藤原公教、太政大臣實行の子、保元二年八月十九日內大臣。居第三條高倉に在るより三條と云。**【葉室の大納言】**藤原光賴、民部卿顯賴の子。永暦元年八月十一日權大納言、長寛二年正月廿一日辭任、八月十四日出家、葉室の里に籠居し、葉室大納言と云。葉室は山城國葛野郡松尾村大字下山田の地。**【中山の中納言】**顯時。**【民部入道親範】**右大辨平範家の子。嘉應三年四月十七日民部卿、承安四年六月五日病に依り、大原極樂院で出家した。法名圓智想蓮房。**【宰相入道成賴】**九條民部卿顯賴の子、光賴の弟、仁安元年八月廿七日參議、承安四年正月五日、光賴一回忌に出家、法名智成。治承三年十一月高野山に入り、高野宰相入道と稱せられた。**【商山の雲に隱れ】**漢代商山の四皓の故事。四皓は四人の有德の老人のことで、東園公・綺里季・夏黃公・甪里先生を云。秦の虐政を見て商山の山中に隱遁し、漢高祖の時に至り呂后が之を求めしめたが、出で來なかつたと傳へる。『商山』長安の南、商洛山。**【潁川の月に心を澄す】**世俗の名利を度外視し

て顧みないこと。【博覧清潔】學識宏博心情高潔なこと。【角て聞くも同じ事】遁世の身で聞ても、心苦しさは同様であるがとのこと。【心あらん程の人】識者ともいふべき人。【跡を留むべき世】出て働くべき時代。

同じき二十一日、天台座主覺快法親王、頻に御辭退有りしかば、前の座主明雲大僧正還著し給ふ。入道相國、角散々にし散らされたりしか共、中宮と申すも御娘、關白殿も又聟也ければ、萬心安くや思はれけん、政務は一向主上の御計たるべしとて、福原へぞ下られける。同二十三日、前の右大將宗盛の卿、急ぎ參內して、此の由奏聞せられたりければ、主上、「法皇の讓りまし〳〵たる世成らばこそ、只執柄に云ひ合せて、宗盛兎も角も好樣に相計へ」とて、聞し召しも入れざりけり。法皇は城南の離宮にして、冬も半過ごさせ給へば、射山の嵐の音のみ烈しくて、寒庭の月ぞ晶き。庭には雪降り積れ共、跡踏み付くる人も無く、池にはつらゝ閉ぢ重ねて、簇れ居し鳥も見えざりけり。大寺の鐘の聲、遺愛寺の聞を驚かし、西山の雪の色、香爐峯の望を催す。夜霜に寒けき砧の響、幽に御枕に傳ひ、曉氷を轢る車の跡、遙の門前に横はれり。巷を過ぐる行人征馬の忙し氣なる氣色、憂世を渡る有樣も、思し食し知られて哀れ也。宮門を守る蠻夷の、夜晝警衛を勤むるも、先の世の如何なる契にて、今緣を結ぶらんと、仰せなり

けるぞ忝き。凡そ物に觸れ事に隨つて、御心を傷(いた)ましめずと云ふ事なし。去る儘には彼の折々の御遊覽、處々の御參詣、御賀(おんが)の目出たかりし事共、思し召し續けて、懷舊の御涓押へ難し。年去り年來つて、治承も四年に成りにけり。

【明雲大僧正】僧正とあるべき所。**【還着】**再び舊職に着くこと。百錬抄には、十一月十六日前僧正明雲還二補天台座主一とあり、山槐記は十七日とある。**【福原へ下られける】**山槐記玉葉には十一月二十日。**【法皇の譲りましたる世ならばこそ】**法皇より直接に御譲を受けたことなら政務も執るが、さうでなければ、自分では執政の御志がないとのこと。**【城南離宮】**鳥羽離宮の別稱。平安城南に在る意。司馬相如長門賦に城南之離宮とあるに擬して云ふとも、又此地に城南神(眞幡寸(マハタキ)社)あるを以て云ふとも云。殿舍林泉、一時其盛を極め、北殿・南殿・田中殿・馬場殿・春の山・秋の山等の名を傳へ、宮域凡そ百餘町に及んだと云。白河上皇應德三年創營、鳥羽天皇增修あり、後白河後鳥羽二上皇こゝに御せられたが、後廢れ、後嵯峨天皇修理の事があつたが、爾來全く廢れた。今山城國紀伊郡竹田村下鳥羽村に跨る地域は、其遺址に當ると云。**【射山】**藐(はこや)姑射の山の略。莊子逍遙游に、藐姑射之山、有二神人一居焉、肌膚如二氷雪一、淖約若二處子一、不レ食二五穀一、吸(ヒ)レ風(ヲ)飮レ露(ヲ)、乘(ジ)二雲氣(ニ)一御(シ)二飛龍(ヲ)一而遊(ブ)二乎四海之外一と見え、仙人の住處を云。我國では上皇の御所を祝して申上げる。但しこゝは山名の如くに書いたもので、唯山といふ意。本朝續文粹、藤原敦光、鳥羽勝光明院供養啟白文、右九重城南、萬年縣裏、統レ山以擬二姑射一、貯レ水以摸(テ)二昆明(ス)(ニ)一、蓋是往日經始之離宮、今時遊覽之勝境也。**【跡踏み付くる人も無く】**訪ねて來る人のないこと。**【大寺】**勝光明院のこと。鳥羽上皇御建立。保延二年三月廿三日供養。今下

鳥羽村に其遺址があり、土民大寺と傳へ云。【遺愛寺・香爐峰】和漢朗詠集云、香爐峰下、白樂天、遺愛寺鐘欹レ枕聽、香爐峰雪撥レ簾看。【砧】布帛を擣つ臺。和名抄云、唐韻云、碪（知林反、和名岐沼伊太）擣レ衣石也、字亦作レ砧。【巷】街道。【行人征馬】旅人や通る馬。『征』行くの義。【宮門を守る蠻夷】隼人のこと。隼人は上古大隅薩摩地方に居住し、王化に從はなかつた勇猛な部族なので蠻夷と書いたもの。奈良時代以降平安時代にかけて、宮門の警衛を命ぜられたもので、令制には衞門府の管下に隼人司を置かれ、後兵部省に移された。【御賀】安元二年三月四日、法住寺殿で行はせられた寶算五十の御賀の事を指して云。

巻第四

嚴島御幸

治承四年正月一日の日、鳥羽殿には、相國も赦さず、法皇も恐れさせまし〳〵ければ、元日元三の間、參入仕る人も無し。され共其の中に故少納言入道信西の子息、櫻町の中納言重教の卿、其の弟左京の大夫長教計りぞ、宥されては參られける。同二十日の日春宮御袴著、竝に御魚味始とて、目出度事共有りしか共、法皇は鳥羽殿にて、御耳の餘所にぞ聞し加す。二月廿一日、主上異る御恙も渡らせ給はざりしを、押し下し奉つて、春宮踐祚有り。是も入道相國、萬づ思ふ樣なるが致す所なり。「時能く成りぬ」とて閙き合へり。神璽寶劒内侍所渡し奉る。上達部陣に集つて、故き事共先例に任せて行ひしに、左大臣殿陣に出で丶、御位讓の事共仰せしを聞いて、心有る人人の涙を流し心を傷ましめずと云ふ事なし。我と御位を儲の君に讓り奉り、藐姑射の山の中も、閑になど思し召す先々だにも、哀れは多き習ぞかし。況んや是は御心ならず、押し下させまし〳〵けん御心の中、申すもなか〳〵愚也。傳はれる御寶物共、品々司々請け取

つて、新帝の皇居五條内裏へ渡し奉る。閑院殿には、火の影幽かに、鷄人の聲も留り、瀧口の問籍も絶えにしかば、故き人々は、かゝる目出度き祝の中にも、今更哀れに覺えて、涙を流し袖を濡さぬは無かりけり。新帝今年三歳、「哀れ何しかなる讓位哉」とぞ、人々私語合はれける。平大納言時忠の卿は、内の御乳母帥の亮の夫たるによつて、「今度の讓位何しかなりと、誰か傾け申す可き。異國には周の成王三歳、晉の穆帝二歳、我が朝には近衞の院三歳、六條の院二歳、是皆襁褓の中に包まれて、衣帶を正しうせざつしか共、或は攝政負うて位に卽き、或は母后抱いて朝に臨むと見えたり。後漢の孝章皇帝は、生れて百日と云ふに踐祚有り。天子位を踐む先蹤、和漢此くの如し」と申されければ、其の時有職の人々、「あな怖ろし、物な申されそ、去れば其れ等は能き例共かや」とぞ、つぶやき合はれける。春宮踐祚有りしかば、入道相國夫婦共に外祖父・外祖母とて、准三后の宣旨を蒙り、年官年爵を賜つて、上日の者を召使ひ、繪かき花つけたる者共出で入つて、偏に院宮の如くにてぞ有りける。出家の人の准三后の宣旨を蒙る事は、法興院の入道殿兼家公の外は、是始めとぞ承る。

【元三】元日を年月日の元の意でいふこともあるが、こゝは元日、二日、三日の稱。**【櫻町の中納言重教】**成範の誤。**【左京の大夫長教】**脩範の誤。嘉應二年十二月廿三日左京大夫。**【御袴着】**男兒の始めて袴を着る祝ひの

儀式。袴の腰を結ふ人を袴着の親といひ、朝廷では天皇若くは時の大臣之に當る例となつてゐる。當日皇子下袴を着て出でられ、袴着の親、袴を御着せし、其腰を左に片かぎに結び、次に直衣を御着せし、後宴饗宴等が行はれた。玉葉（治承四、正、廿）云、三歲著袴爲二吉例一之上、來月依レ可レ有二讓位事一、所レ被二忩行一也。又百錬抄云、東宮於二內裏一有二魚味着袴事一、有二勸賞一、同時被レ行二兩事一無レ例、而有レ議被レ行。**【御魚味始】**誕生後始めて魚肉等の食物を口に含ましめる祝ひの儀式。玉葉云、魚味當二于五ケ月一、世俗云、廿ケ月食レ之云々、先例不二必然一歟。又玉蘂（承久二、四、十六）仲恭天皇御魚味祝條云、先以二木御箸一、取二御三把一、盛二阿末加津土器一（自今無レ供二御三把於呵梨底一之儀上、可レ供二朝餉御三把一也）、御箸供二燒鯛一（一箸）、次供レ雉（一箸）、次漬二御飯於御物汁一（二箸）、奉レ含レ之（一箸乍レ居レ盤供也）、儲君如レ形聞二召之一。**【御耳の餘所にぞ聞し召す】**御聞にならないこと。**【主上】**高倉天皇。**【異なる御恙】**格別の御病氣。**【押し下し奉て】**强ゐて御位より下すこと。**【春宮踐祚】**安德天皇。山槐記（治承四、二、廿一）云、今日有二讓位事一、主上御年廿、東宮御年三歲。**【時能く成ぬ】**淸盛は新帝の外祖父に當り、平家に取つては、甚都合のよい時代になつたと喜んだこと。**【神璽】**八坂瓊曲玉の別稱。三種の神器の一。倚神器の鏡劍を合せても、又印章の事をも、神璽といふこともあるが、それは自ら別である。禁秘御抄云、神璽自二神代一于レ今不レ替、壽永自二海底一求出、上以二青色絹一裹レ之、以二紫絲一結レ之如レ網。內侍持レ之間、下緒指入程緩。**【寶劍】**崇神天皇の時、草薙劍を模造せられたもので、歷代天皇の御側に御置きになる御劍。同じく三種の神器の一。**【內侍所】**崇神天皇の時、八咫の鏡を模造せられたもので、常に宮中温明殿に天照大神の御靈代として奉安してある御鏡。內侍所は、温明殿の別名で、內侍の常に守護し奉るより云。具さには內侍

所の御鏡といふべきを、唯内侍所と言つて御鏡のことを指す例になつてゐる。同じく三種神器の一。**【渡し奉る】**新帝御卽位の際、皇位繼承の信憑として、三種の神器を移御し參らすこと。但し内侍所は溫明殿に在て御動座の儀はない。劍璽は近衞次將之を奉じて内侍に渡し奉る定である。玉葉云、劍璽次將。御劍左中將泰通朝臣、御璽右中將隆房朝臣、件劍璽有二紫覆一。又云、新主出御、攝政先昇レ自二南階一、候二簀子一、次御劍、次御璽、各於二晝御座一、授二内侍一(内侍二人豫以祗二候左右一)内侍取レ之入了。**【故き事共先例に任せて】**固關警固等を云。固關は伊勢鈴鹿關・美濃不破關・近江逢阪關の三關を固め不時に備へること。警固は前日又は當日、上卿陣に就て六衞の將佐を召し、司々を固めしめること。**【左大臣殿】**藤原經宗。**【我れと】**御自身の御心から。**【儲の君】**皇太子の異稱。**【藐姑射の山の中も云々】**上皇におなりになつて、閑散に御過ごしにならうと思し召した前代御讓位の方々でもの意。**【品々司々請取つて】**江家次第御讓位條云、少納言(大舍人闈司持二鈴印一、進二今上御在所一)、少將持二供御雜器一進レ之、若御二別所一者、大臣以下令レ賫二璽劍於近衞次將一、就二新帝御所一進レ之、其儀如二行幸一、又被レ渡二殿上雜物等一、藏人加二監臨一、令レ立二日記御厨子二脚、大床子三脚、同御厨子二脚、師子形二、琵琶一面、和琴一面、笛筥一合(笛二管、尺八二)、横笛二管、狛笛、殿上御椅子一脚、時簡一枚一。**【五條內裏】**五條南、東洞院西、前權大納言邦綱居第。**【閑院殿】**高倉天皇御所。里內裡の一。もと閑院左大臣冬嗣居第。今京都市下京區二條西洞院西、東西一町南北二町。**【火の影幽かに】**土御門內大臣通親作、高倉院嚴島御幸記御讓位の條云、內裏のことどもはてて、夜もあけがたになりし程に、人々歸り參りて、何となく火のかけも幽かに、人目稀なる樣になりて、淚とゞまらぬ心地するに、院號仰せられて、殿上初め何くれ定めら

る。鷄人の聲も止り、瀧口の問籍も絶えて、門近く車のおり乘りせしも、御事のやうにぞ聞えける。【鷄人】周禮春官に鷄人掌下共二鷄牲一辨中其物上、大祭祀夜嘑レ旦以嘂中百官上とあるもの。それを我國禁中で夜間時刻を知らせる官人に借り用ひて云。侍中群要には、亥の一刻より子の四刻までは、左近衞夜行の官人、丑の一刻より寅の四刻までは、右近衞の官人が時を奏することゝしてある。枕草子云、時奏するいみじうおかし、いみじう寒き夜なかばかりなどに、ごほごほとごほめき、くつすりきて、弦うちなどして、何家の何某、時丑三つ子四つなど、あてはかなる聲にていひて、時の杭さす音など、いみじうをかし。【瀧口】禁中警衞の任に當る六位の侍で、藏人所に屬する者。其詰所が淸凉殿の東北方、御溝水の落ちる瀧口に在るより云。【問籍】とのゐ申し、名對面など云。亥の刻、殿上人の名對面の後、當夜宿直する瀧口が其姓名をなのり、藏人が取次で奏するを云。日中行事云、六位藏人一人、孫庇を北へあゆみ行きて、二間の前のはしより、第三の板敷の上に跪きて、誰か侍るといふ、瀧口弦打して各名のりを唱ふ。【故き人々】長く仕へて來た者共。【かゝる目出度き祝】新帝登極の事。【いつしかなる御讓位】まだ御幼少であるのに、早くも行はれた御讓位の意。【誰か傾け申す可き】誰も不審に思ふ者はないとのこと。「傾け」は首を傾け不審に思ふこと。【成王三歲】十三歲の誤。孔子家語云、武王崩、成王年十有三而嗣立、周公居二冢宰一、攝レ政以治二天下一。【穆帝】晋書帝紀云、穆皇帝、康帝子也、太子卽二皇帝位一、時年二歲。【襁褓】嬰兒を包む物。和名抄云、襁褓、无豆岐、小兒被也。【衣帶を正しうせざりしかども】服裝を調へ威儀を正しくしなかつたけれどもの意。【攝政負うて】「攝政」は周公を云。漢書霍光傳云、是時上年老、寵姬鉤弋趙倢伃有レ男、上欲下以爲レ嗣命二大臣一輔中之、察二群臣一唯光任二大重一可

嚮社稷、上使黄門畫者畫周公負成王朝諸侯以賜之。【母后抱いて】皇太后の事。晉書穆帝紀云、永和九年春正月甲戌朔、皇太后設白紗帷太極殿、抱帝臨軒。【孝章皇帝】孝殤皇帝の誤。後漢書帝紀云、孝殤皇帝諱隆、和帝少子也、元興元年十二月辛未夜卽皇帝位、時誕育百餘日。【有職】有識の轉訛。故事先例に明かなこと。【其れ等は能き例共かや】以上の例は目出度いものでもあるまいにの意。【准三后の宣旨】公卿補任云、淸盛仁安三年二月十一日依病出家、治承四年六月十日准三宮宣旨。【上日の者】當番として出仕する殿上人等を云。【綺書き花つけたる者】衣服の文樣を箔で摺つたり、絲を結んで花の形としたのをつけたり、いろいろ美しい飾をしてゐる人々。【院宮】上皇の御殿。

同三月上旬に、上皇安藝の嚴島へ御幸成る可しと聞えけり。帝王位をすべらせ給ひて、諸社の御幸始には、八幡・賀茂・春日へこそ御幸は成る可きに、遙々と安藝の國迄の御幸は、如何にと人不審をなす。或人の申しけるは、「白河の院は熊野へ御幸、後白河は日吉の社へ御幸なる。されば知んぬ、叡慮に有りと申す事を。御心中に深き御立願有り。其の上此の嚴島をば、平家斜ならずに崇め敬ひ申されける間、上には平家に御同心、下には法皇の何となく、鳥羽殿に推籠められて渡らせ給へば、入道相國の心も和らぎ給ふかとの御祈念の爲」とぞ聞えし。山門の大衆憤り申しけるは、「主上御位をすべつて、諸社の御幸始には、八幡・賀茂・春日へ御幸ならずば、我が山の山王へこそ御幸は成る

可きに、遙々と安藝の國迄の御幸は、何の習ひぞや。其の儀ならば神輿振下し奉つて、御幸を留め奉れ」とぞ申しける。是に依て暫く御延引有りけり。入道相國樣々に宥め宣へば、山門の大衆靜まりぬ。

【嚴島へ御幸】百錬抄 三、十九 云、新院御ニ幸安藝國伊都岐島一、脫屣之後、未レ幸ニ他社一、先御ニ幸當社一、人以成レ奇、然而有ニ殊ナル御願一之上、入道大相國申行之故也。【御幸始】讓位後始て御幸あること。高倉院嚴島御幸記云、位おりさせ給ては、加茂八幡などへこそいつしか御幸あるに、思ひまうけぬ海の果へ、浪を凌ぎていかなる御幸ぞとなげき思へども云々。【白河院は熊野】百錬抄 寛治四、正、廿二 に上皇參ニ詣熊野山一、參議保實爲ニ勅使一問ニ旅宸一、延喜例云々とある。既に寛治二年高野山、同三年延曆寺に御幸になつてゐるが、神社御幸は是を始とする。【後白河は日吉の社へ】百錬抄 永曆元、三、廿五 云、上皇始參ニ詣日吉社一、御遜位之後、始テ神社御幸也、平治逆亂之時、別有ニ御願一之故也。【叡慮に有り】天皇の御思召次第のもので、御幸始は何社と一定したものでないとの意。【上には平家に御同心】表面は平家の意を迎へさせられてのこと。【いつの習ひぞや】いつから始つた慣例であるか、全く先例もないことではないかといふ意。

同じき十七日、上皇嚴島御幸の御門出とて、入道相國の北の方二位殿の宿所八條大宮へ御幸なる。其の夜聽て嚴島の御神事始めらる。殿下より唐の御車、移しの馬など參らせらる。明る十八日、入道相國の亭へ入らせおはします。其の日の暮方に、前の右大

將宗盛の卿を召して、「明日嚴島御幸の御次に、鳥羽殿へ參つて、法皇の御見參に入らばやと思し召すは、相國禪門に知らせずしては、惡かりなんや」と仰せければ、宗盛の卿「何條事か候ふ可き」と奏せられたりければ、「さらば汝今夜鳥羽殿へ參りて、其の樣を申せかし」と仰せければ、畏まり承つて、急ぎ鳥羽殿へ參つて、此の由奏聞せられければ、法皇は餘りに思し召す御事にて、「こは夢やらん」とぞ仰せける。明くる十九日、大宮の大納言隆季の卿、未だ夜深う參つて御幸催されけり。此の日來聞えさせ給ひつる嚴島御幸をば、西八條の亭より、既に遂げさせおはします。三月も半過ぎぬれど、霞に曇る有明の月は、猶朧也。越路を指して歸る雁の、雲井に音信行くも、折節哀れに思し召す。未だ夜の中に鳥羽殿へ御幸なる。門前にて御車より降りさせおはしまし、門の內へ差し入らせ給ふに、人稀にして木闇く、物さびしげなる御住居、先づ哀れにぞ思し召す。春已に暮れなんとす。夏木立にも成りにけり。梢の花色衰へて、宮の鶯聲老いたり。去年の正月六日、朝覲の爲に、法住寺殿へ行幸有りしには、樂屋に亂聲を奏し、諸卿列に立つて、諸衞陣を引き、院司の公卿參り向つて、幔門を開き、掃部寮筵道を布き、正しかりし儀式、一事もなし、今日は只夢とのみぞ思し召す。櫻町の中納言重敎の卿、參つて御氣色申されたりければ、法皇は早寢殿の階隱の間へ御幸成つ

て、待ち參らさせ給ひけり。上皇は今年二十、明け方の月の光にはえさせ給ひて、玉體もいとゞ美しうぞ見えさせましましける。御母儀故建春門院に、痛く似參らさせ給ひたりしかば、法皇は先づ故女院の御事思し召し出でゝ、御涙塞き敢へさせ給はず、兩院の御座、近くしつらはれたり。御問答は人承るに及ばず。御前に尼前計りぞ候はれける。良久しく御物語せさせおはしまし、遙かに日長けて後、御暇申させ給ひて、鳥羽の草津より御船にぞ召されける。上皇は法皇の離宮の故亭、幽閑寂寞の御住居、御心苦しう御覽じ置かせ給へば、法皇は又上皇の旅泊行宮の波の上、船の中の御有樣、覺束なくぞ思し召されける。誠に宗廟・八幡・加茂などを指し置かせ給ひて、遙々と安藝の國迄の御幸をば、神明もなどか御納受無かるべき。御願成就疑なしとぞ見えたりける。

【嚴島御幸の御門出】嚴島御幸記云、十七日都を出させ給べきにてありしに、山の大衆なにくれと申ときこえて靜ならざりしかば、けふは八條殿へ御門出あるべしとて、八條大宮二位殿の許へ御幸あり。**【嚴島の御神事】**出發に先だつ祈誓の御神事か。**【殿下】**關白基通。**【唐の車】**唐車、唐廂の車とも云、牛車の一種、總體大きく高く、屋根、唐搏風の如く、檳榔の葉を以て葺き、庇や腰にも同し葉を總に垂れ、簾下簾等まで美々しく飾つた車。上皇・皇后・親王・攝關等乘用の者。**【移しの馬】**諸國の牧場に放ち飼つてある馬を左右馬寮に移し飼ひ

置く馬。關白にかねて賜はつた者を、更に獻上したのであらう。**【餘りに思し召す御事】**日頃非常に逢ひ度思召になつてゐたこと。**【猶豫也】**晩春でもまだ朧である意と、遠地御出發で名殘の惜まれて、涙に曇つて朧に見える意とをかねて云。**【折節哀れに】**遠路の旅に御立ちのことゝ、越路を指して行く雁とを思ひ合せての御述懷。**【未だ夜の中に】**夜の明けきらぬ中に。**【門前にて御車より降りさせ】**父法皇へ禮を盡されてのこと。**【去年の正月六日朝覲】**玉葉治承三、正、二云、天晴、此日朝覲行幸也。**【樂屋】**樂人が集つて樂を奏する爲に設けた假舍。**【亂聲】**笛太鼓を盛に囃し立てる曲。舞樂の始め又は行幸の時等に奏する例になつてゐる。**【諸卿列に立つて】**公卿が列立して奉迎したこと。**【諸衛陣を引き】**六衛府の官人が、各部署について、其詰所の陣を固め警戒したこと。**【院司の公卿】**法皇御所に出仕する公卿。**【幔門】**幔幕を張り廻した中に作つた門。横に布を縫ひ合せたのを幕、縱に布を縫ひ合せたのを幔と云。**【掃部寮】**宮内省の被管。酒掃舖設等の事を掌る。こゝは其官人の意。**【筵道】**貴人徒歩の時、裾の汚れない爲に、門より奧へ行く通路へ敷く筵(むしろ)のこと。**【一事もなし】**今日は是等の儀式ばつたことが一つもなく、誠に無造作であるとのこと。**【御氣色申】**御幸の事を申上げたこと。**【階隱しの間】**寢殿南庇中央の間。階前に柱二本を立て、階上に屋根を葺出したのを階隱しと云ふより、其奧に當るを以て云。又日隱しの間とも云。**【御母儀】**母の敬語。『儀』人の母たる模範といふ意。**【女院】**院號を奉つた皇后内親王等の稱。こゝは建春門院。**【草津】**下鳥羽の地。雍州府志云、草津今不レ知二其所一、疑(ラクハ)與二古川一同處乎。**【故亭】**古びた御殿。**【行宮】**行幸中一時御住居の假宮の稱。「あん」は行の宋音。こゝは舟中を云。**【宗廟】**祖宗を祭る御靈屋。伊勢皇大神宮の御事。

同二十六日、上皇嚴島へ御參著、入道相國の最愛の內侍が宿所、皇居になる。中二日御逗留有りて、經會、舞樂行はる。結願の導師には、公顯僧正高座に登り、鐘打ち鳴し、表白の詞に曰く、「九重の都を出でさせ給ひ、八重の潮路を分き以て、遙々と是まで參らせ給ひたる御志の忝さよ」と、高らかに申されたりければ、君も臣も皆感涙をぞ催されける。大宮・客人を始め參らせて、社々所々へぞ皆御幸なる。大宮より五町計り、山を廻らせ給ひて、瀧の宮へ參らせ給ふ。公顯僧正拜殿の柱に書き付けられけるとかや。

　雲井より落ち來る瀧の白絲に、契を結ぶ事ぞ嬉しき。

神主佐伯の景廣加階、從上の五位、國司藤原の有綱、品上げられて從下の四品、並びに院の殿上を許さる。座主尊永、法眼になさる。神慮も動き、入道相國の心も和ぎ給ひぬらんとぞ見えし。

【皇居】嚴島御幸記云、宮島の南の方、三間四面の御所造りて、障子の畫ども海の方をぞ書きたる。海の上、渚まで廊を造り續けて、潮みたば御船をさしよせん支度をぞしける。【經會】御幸記云、御經供養あり、金泥の法華經一部、壽量品壽命經、御手づからかゝせ給。【舞樂】御幸記云、內侍どもかねをのべ、舞をたちて樺

々の花を付けて、大口をきて田樂仕うまつる。八人ならびは、天人のおり遊ぶらんもかくやとぞおぼゆる。其後蘇合香、狛桙など舞ふ、さほどなる姿、眼も心も及ばず。【表白】法事の初又は終に、法事の旨趣を佛前に啓白すること、又其文。【九重の都云々】御幸記云、御導師公顯僧正參りて此由を申上げらる。九重の中を出でゝ、八重の潮路を分け參らせ給ふ御心ざしなど、聞く人も袖を絞りあへず申上ける。【大宮】嚴島明神の本社。【客人】同攝社。祭神天忍穗耳命・天穗日命・天津彥根命・活津彥根命・熊野櫲樟日命の五座。【瀧宮】同攝社。社の後方に白絲瀧があるより云。又隈岡宮とも云。祭神湍津姫命。宮島の峻嶺彌山にあり、社殿は西北に向ひ海に面してゐる。【雲井より云々】白絲瀧に因んで御幸を喜んだ歌。『雲井』空と宮中とをかける。『白絲』瀧の名と形容とをかける。絲の緣語に結ぶと云。瀧の高さ凡そ十二丈餘。【佐伯景廣】山槐記、神主景弘に作る。【從上の五位】從五位上。【國司藤原の有綱】山槐記に從五位上菅原在經（國司賞、安藝守也）とある。本文恐らくは誤。【品】位。【從下の四品】從四位下、品は親王の位階であるのを訛つて用ひたもの。事實は從五位上となつたもので本文誤。【座主】嚴島明神の別當職。彌山山麓大聖院の住職を云。【法眼】法眼和尚位の略。僧位の第二位。一本法印に作る。

同二十九日、御船飾つて還御なる。折節波風烈しかりければ、御船漕ぎ戾させ、其の日は嚴島の內、蟻の浦と云ふ所に留らせ給ふ。上皇、「大明神の御名殘惜みに、歌仕れ人々」と仰せければ、隆房の少將、

立ち歸る名殘もありの浦なれば、神も惠を懸くる白波。

夜半計りに風靜まつて、海上も穩しかりければ、御船漕ぎ出させ、其の日は備後の國しきなの泊に著かせ給ふ。此の所は去んぬる應保の比ほひ、一院御幸の時、國司藤原の爲成が造つたりける御所の有りけるを、入道相國御設けにしつらはれたりしか共、上皇其れへは御幸もならず。今日は卯月一日、衣更と云ふ事の有るぞかしとて、各都の事を宣ひ出し、詠めやり給ふ程に、岸に色深き藤の、松の技に咲き懸りけるを、上皇叡覽有りて、「あの花折に遣はせ」と仰せければ、大宮の大納言隆季の卿承つて、左史生中原の康定が梯船に乘つて、折節御前を漕ぎ通りけるを召して、折に遣はす。藤の花を松の枝に付けながら、折りて參らせたりければ、「心ばせ有り」など仰せられて、御感有りけり。「此の花にて歌仕れ、各」と仰せければ、隆季の大納言、

千歳經ん君が齡に藤波の、松の技にも懸りぬる哉。

二日の日は、備前の兒島の泊に著かせ給ふ。五日の日天晴れて、海上も長閑かりければ、御所の御船を始め參らせて、人々の船共皆漕ぎ出す。雲の波煙の浪を分き凌がせ給ひて、其の日は播磨の國山田の浦に著かせ給ふ。其れより御輿に召して、福原へ入らせおはします。六日の日は御逗留有りて、福原の所々を皆歴覽有り。池の中納言賴盛の卿の山庄、荒田迄御覽ぜらる。明くる七日の日、福原を立せ給ふとて、入道の家の賞

行はる。入道相國の養子丹波の守淸國、正下の四位、同じう入道の孫越前の少將は、四位の從上とぞ聞えし。其の日寺井に著かせ給ふ。八日の日、御迎の公卿殿上人、鳥羽の草津迄皆參られけり。還御の時は、鳥羽殿へは御幸もならず、直に入道相國の西八條の亭へぞ入らせおはします。

【蟻の浦】今有の浦と書く、嚴島港のある處。【隆房の少將】中將の誤。【立ち歸る云々】『立ち歸る』漕ぎ戻つたこと。『ありの浦』地名に、名殘もあるとかける。『恵を懸くる白波』海路の平安を守つて下さるだらうの意。御幸記には「内侍どもみぎはに出で、何となく日頃の名殘偲び思ひたる氣色なり、名殘多き由の歌仕うまつれとありしかば」と見え、此歌を載せ、初句立返り、四句神も哀を、とあり、別に波風に船を漕ぎ戻したことは見えない。【しきなの泊】敷名の泊。備後國沼隈郡千年村口無泊の別名。口無の名は、山上より見渡して出入の口が見えないので云。こゝの天覽になつた藤は、千年藤と稱へて、今に其遺蹟を存すると云ふ。【應保の比ほひ一院御幸】盛衰記承安四年三月の事とするのが正しい。『一院』後白河法皇。百錬抄(承安四、三、十六)云、上皇建春門院臨二幸安藝嚴島一、四月九日還幸。玉葉云、件社、此七八年以來、靈驗殊勝、入道相國之一家、殊以信仰、仍所二參給一也云々。【左史生中原康定】御幸記にちやう官やすさだ、東鑑(建久三、七、廿五)に廳官中原康定とある。『左史生』左辨官局大少史の下に在る職。令云、史生十人、掌下繕二寫公文一行署中文案上。【艀船】和名抄云、艇、波師不爾、小船也。【心ばせ有り】氣のきいたこと。【千歲經む云々】松壽千年の語にかけて君の長壽を祈り奉つた歌。御幸記、二句君がかざしの、五句懸るなりけりとある。【兒島の泊】備前國兒島郡藤戸村の地。古、兒

島瀉の西、水島灘に通した水道に沿うた地。**【雲の波煙の浪】**雲や煙の如くに見える遠方の波の意。漢文の熟字より出た語。**【山田の浦】**播磨國明石郡垂水村大字山田の海岸。須磨明石の中間に當る地。**【荒田】**今神戸市荒田町高田神社附近の地。御幸記云、あし(らか)たといふ賴盛の家にて、かさがけ、やぶさめなどつかうまつらせて御覽ぜさす。日暮れてかへらせ給。**【家の賞】**福原へ御幸になつたに就ての賞。**【丹波の守淸國】**五條大納言邦綱の子。**【越前の少將】**平重盛の子資盛。仁安元年十二月廿日越前守、治承二年十二月廿四日右權少將。公卿補任云、治承四年四月八日從四位上(新院御二幸福原一賞)。

同二十二日、新帝の御即位あり。大極殿にて行はるべかりしか共、一年炎上の後は、未だ作りも出されず。大極殿なからん上は、太政官の廳にて行はる可きかと、公卿僉議有りしかば、九條殿申させ給ひけるは、「太政官の廳は、凡人の家にとらば、公文所體の所也。大極殿無からん上は、紫宸殿にてこそ、御即位は有る可けれ」と申させ給へば、紫宸殿にてぞ御即位は有りける。去んじ康保四年十一月十一日、冷泉院の御即位、紫宸殿にて有りしは、主上御邪氣に依つて、大極殿への行幸かなはざりし御故也。後三條の院の延久の佳例に任せて、太政官の廳にて行はるべきものをと、人々申し合はれけれ共、其の時の九條殿の御計ひの上は、左右に及ばず、春宮踐祚有りしかば、中宮は弘徽殿より仁壽殿へ遷つて、軈て高御座へ參らせ給ふ。平家の人々、皆出仕せられけ

る中に、小松殿の公達たちは、去年大臣薨ぜられにしかば、色にて籠居せられけり。

【一年炎上】治承元年四月廿八日燒亡のこと。【太政官の廳】太政官の正廳。大内裏八省院東、宮内省西に在る。列見定考等の儀式を擧くる處。【九條殿】右大臣藤原兼實。【凡人】臣下。攝關等を指す。【公文所體】公文所といふのに當るといふ意。『公文所』庄園所領等に關する文書を納め置き、年貢米等の事を處理する處。【冷泉院の御卽位】日本紀略(康保四、十八、十一)云、天皇於二紫宸殿一卽位、依二不豫一不レ御二大極殿一。『十一月』十月の誤。【御邪氣】御病氣。御ものゝけのこはかつたこと。【延久の佳例】扶桑略記(治曆四、七、廿一)に、行二幸太政官一、未二刻天皇卽二位官廳一、大極殿未レ造故也とある。翌五年四月十三日延久と改元、こゝは大凡にいつたもの。【中宮】新帝御母、高倉院中宮建禮門院。安德天皇御卽位記云、次母后自二弘徽殿一參二承香殿東面假打橋一、至二承香殿一、入二御仁壽殿北面一云。（略）次皇上攝政奉レ抱、登二御高座一之後、次母后渡御、卽登二御高座一。【弘徽殿】内裡後宮の一。清涼殿の北にある。皇后中宮女御等の御在所。【仁壽殿】内裡の中央、紫宸殿の北、承香殿の南、綾綺殿の西、清涼殿の東に在る、一に中殿と云。内宴相撲等を行はせられた御殿。【高御座】もと大極殿にあつた玉座。拜賀・卽位・蕃客朝參等の時著御せられたもの、紫宸殿太政官廳で卽位ある時は、之を運び移して据ゑられたものと云。壇の大さ凡三間四方、下壇は黑塗で高三尺東西二丈四尺、南北二丈二尺、中壇は一丈八尺四方で、其上に濱床を据ゑ、高御座の屋形を置く。下壇四方に朱塗の勾欄があり、東西北三面に階段の設けがある。屋形の蓋は八角で總黑塗、頂上に金の大鳳形一翼、八筋の蕨手の上に金の小鳳形を据ゑ、棟の下には玉を貫いた玉旛を掛け、八面の廂の上には各三面の鏡を立てる。周圍に紫綾の帷帳を懸け廻らし、御帳内に

は錦縁、繧繝縁の帖を重ね敷き、其上に茵を敷いて玉座とする。この時の高御座に就ては、山槐記即位式の記事中に詳細に記るされてゐる。【色】喪服。轉じて喪のことを云。

源氏揃

藏人の左衛門の權の佐定長、今度の御即位に違亂なく目出度き樣を、厚紙十枚計りに書いて、入道相國の北の方、八條二位殿へ參らせたりければ、笑を含んでぞ悅ばれける。加樣に花やかに目出度き事共有りしか共、世間は猶苦々しうぞ見えし。其の比一院第二の皇子、茂仁の親王と申しゝは、御母加賀の大納言季成の卿の御娘也。三條高倉にましましければ、高倉の宮とぞ申しける。去んじ永萬元年十一月十五日の曉、御年十五にて、忍づつゝ、近衛河原の大宮の御所にて、竊に御元服有りけり。御手跡嚴しう遊ばし、御才覺も勝れてまし〱ければ、太子にも立ち、位にも即かせ給ふ可かりしか共、故建春門院の御猜に依つて、押籠められさせ給ひけり。花の下の春の遊には、紫毫を揮つて手づから御作を書き、月の前の秋の宴には、玉笛を吹いて、自ら雅音を操り給ふ。角して明し暮させ給ふ程に、治承四年には、御歲三十にぞ成らせまし〱ける。

【藏人の左衛門の權の佐定長】藤原爲隆の孫、光房五男。養和元年十一月廿八日藏人、壽永元年十二月七日右

衛門權佐兼任、同日使の宣旨を蒙る、此時は安房守、こゝは追記。【違亂なく】秩序も亂れず蹤書に行はれたこと。【厚紙】鳥子紙の厚手のもの。【茂仁親王】以仁王の誤。【加賀の大納言季成の卿の御娘】愚管抄に陸宮に高倉の三位とてをぼえせし女房とある。『季成』藤原公實の子、保元二年八月十九日權大納言、永萬元年二月一日薨去。『加賀』保安二年より數年、加賀守として彼地に在任したので云。【三條高倉】三條北、高倉西。【大宮の御所】近衛天皇の皇后で太皇太后に御座した藤原多子の御所。【紫毫】筆の異名。【玉笛】『玉』美稱。【雅音】『雅』正の義。

其の比近衛河原に候はれける、源三位入道賴政、或夜潛に此の宮の御所に參りて、申されける事こそ怖しけれ。「喩へば君は天照太神四十八世の正統、神武天皇より七十八代に當らせ給ふ。然れば太子にも立ち、位にも卽かせ給ふべかりし人の、三十迄宮にて渡らせ給ふ御事をば、御心憂しとは思し召され候はずや。早々御謀叛起させ給ひて、平家を亡し、法皇の何となく、鳥羽殿に押籠られて渡らせ給ふ御憤をも、休め參らせ、君も位に卽かせ給ふ可し、是偏に御孝行の御至りにてこそ候はんずれ。若し思し召し立たせ給ひて、令旨を下され給ふものならば、悅を成して馳せ參らんずる源氏共こそ、國々に多く候へ」とて申し續く。「先づ京都には、出羽の前司光信の子共、伊賀の守光基、出羽の判官光長、出羽の藏人光重、出羽の冠者光能、熊野には、故六條の判官爲義が末子、十

郎義盛とて隱れて候。攝津の國には多田の藏人行綱こそ候へ共、是は新大納言成親の卿の謀叛の時、同心しながら返忠したる不當人にて候へば、申すに及ばず。さりながら其の弟多田の次郎朝實、手島の冠者高頼、太田の太郎頼基、河內の國には、石川の郡を知行しける武藏の權の守入道義基、子息石川の判官代義兼、大和の國には、宇野の七郎親治が子ども、太郎有治、次郎淸治、三郎成治、四郎義治、近江の國には、山本、柏木、錦織、美濃尾張には、山田の次郎重廣、河邊の太郎重直、泉の太郎重光、浦野の四郎重遠、安食の次郎重頼、其の子の太郎重資、木太の三郎重長、開田の判官代重國、矢島の先生重高、其の子の太郎重行、甲斐の國には、逸見の冠者義淸、其の子の太郎淸光、武田の太郎信義、加加美の次郎遠光、同小次郎長淸、一條の次郎忠頼、板垣の三郎兼信、逸見の兵衞有義、武田の五郎信光、安田の三郎義定、信濃の國には、大內の太郎維義、岡田の冠者親義、平賀の冠者盛義、其の子の四郎義信、故帶刀の先生義方が次男、木曾の冠者義仲、伊豆の國には、流人前の右兵衞の佐頼朝、常陸の國には、信太の三郎先生義敎、佐竹の冠者正義、其の子の太郎忠義、三郎義宗、四郎高義、五郎義季、陸奥の國には、故左馬の頭義朝が末子、九郎冠者義經、是皆六孫王の御苗裔、多田の新發意滿仲が後胤也。朝敵を平げ宿望を遂ぐる事は、源平何れ勝劣無かりしか共、今は雲泥交を隔てゝ、主從の禮にも猶劣れり。國は國司

に隨ひ、庄は預所に召し使はれ、公事雜事に驅り立てられて、安い心もし候はず。倩當世の體を見候ふに、上には從うたる樣成れ共、內々は一向平家を猜まぬものや候。君若し思し召し立たせ給ひて、令旨を賜うづる程ならば、國々の源氏共、夜を日に續いで馳せ上り、平家を亡さん事は、時日を廻す可からず。其の儀にて候はゞ、入道も年こそ寄つて候へ共、若き子共あまた候へば、引き具して參り候ふ可し」とぞ申しける。宮は此の事如何有らんずらんと、思し召し煩はせ給ひて、暫しは御承引も無かりけるが、爰に阿古丸大納言宗通の卿の孫、備後の前司季通が子に、少納言維長と申しゝは、勝れたる相人の上手にてありければ、時の人、相少納言とぞ申しける。其の人此の宮を見參らせて、「位に卽かせ給ふ可き御相まします。相構へて天下の事思し召し捨つな」と申されける折節、此の三位入道も、加樣に勸め申されければ、「さては然る可き天照太神の御告やらん」とて、犇と思し召し立たせ給ひけり。

【源三位入道賴政】兵庫頭從五位上仲政一男、治承二年十二月廿四日從三位、翌年十一月廿八日出家。**【或る夜】**東鑑には治承四年四月九日の夜の事とある。**【喩へば】**例を擧げて詳に言へばの意。**【天照太神四十八世の正統】**『世』父子の順位で位次を數へること。父一世子二世孫三世と數へ兄弟は同世とする。神代五世、神武天皇以降後白河天皇迄四十二世、後白河天皇皇子以仁王は卽ち四十八世に當る。**【神武天皇より七十八代】**

『代』系統に關はらず、位次を數へることで、父一代兄一代弟一代とする。皇極齊明兩代を一代、孝謙稱德兩代を一代と數へ、高倉天皇七十七代、以仁王七十八代に當る。**【宮】**一般王族の稱。親王宣下もなく、唯王とのみ稱して居られたので云。**【何となく】**いつまでとなく。**【令旨】**公式令の文に據れば、皇太子三后の命を記した公文書の稱。後には皇族より出る文書に通用して云。**【出羽の前司光信】**源賴光四代の孫出羽守光國の子。『出羽の前司』前出羽守。『出羽』今の羽前羽後兩國。**【出羽の判官光長】**出羽藏人光重の子、出羽守出身の判官といふ意か。**【出羽藏人光重】**伊賀守光基弟。**【出羽の冠者光能】**光長弟。『冠者』元服したての者の意、若輩の者の通稱。**【六條の判官爲義】**源義家の子。撿非違使左衞門尉、『六條』其家六條堀川に在るより云。**【十郎義盛】**熊野の新宮に住み、新宮十郎と稱した。後行盛と改名。**【不當人】**不都合な者。**【手島の冠者高賴】**朝實弟。**【太田の太郎賴基】**源賴光の弟賴親八代の孫賴資の子。攝津國太田（三島郡三島村大字）に住した故に云。**【武藏權守入道義基】**源義家六男義時の三子。**【石川の判官代義兼】**叔父義資の稱を襲ふて云、『判官代』院の廳の役名。**【宇野の七郎親治】**源賴親五代の孫對馬守親弘の子。大和國宇智郡宇野居住。**【山本】**源義家の弟義光の孫遠江守義定。近江國淺井郡山本居住、其子義經山本の冠者と稱した。**【柏木】**山本冠者義經の子義兼、同國栗太郡柏木庄居住、柏木冠者と名乘る。**【錦織】**義兼弟義高、同國淺井郡錦織庄居住、錦織冠者と云。**【山田次郎重廣】**一本重弘。浦野四郎重遠子。尾張國春日井郡山田庄居住。**【河邊太郎重直】**浦野四郎重遠子。同國河邊庄居住。**【泉太郎重光】**一本重滿。重直子。尊卑分脈云、重滿、山田太郎號二和泉冠者一。**【浦野四郎重遠】**源滿仲の弟滿政六代の孫重實子。尊卑分脈云、重遠、生國美乃國、住國者尾張國浦野也、號二浦野四郎一**【安食次

【太郎重資】重實の子とも、重遠の子とも云。尾張國春日井郡安食庄居住、『安食』一本葦敷に作る。**【太郎重賴】**重實弟。美濃國木田鄕（稻敷郡木田村）居住。**【木太三郎重長】**源滿政四代の孫重宗の子。重實の孫時重助、重澄ともある。重賴子。**【開田の判官代重國】**重長子。高松院判官代。美濃國本巢郡開田居住。**【矢島先生重高】**重實の孫時成の子。『先生』帶刀先生の畧。**【逸見の冠者義淸】**源義光子。義光甲斐守となり、同國巨麻郡逸見鄕逸見山居住、義淸に至て逸見の冠者と名乘る。**【武田太郎信義】**義光曾孫淸光の子。同國巨麻郡武田（北巨麻郡神山村）居住。**【加加美次郎遠光】**淸光子。巨麻郡加賀美庄（巨麻郡鏡中條村三惠村）居住。**【小次郎長淸】**遠光子。**【一條次郎忠賴】**信義の子。山梨郡一條庄居住。一條庄は甲府の舊城地、其館址は一條道場一蓮寺に當ると云。**【板垣の三郎兼信】**忠賴弟。山梨郡板垣鄕（里垣村）居住。**【逸見兵衛有義】**兼信弟。**【武田の五郎信光】**有義弟。**【安田の三郎義定】**遠光弟。其館址東山梨郡神金村大字小田原の保田山妙音寺々域と云。**【大內太郎維義】**源義光曾孫、大內四郞義信子。**【岡田の冠者親義】**同義光曾孫、佐竹冠者昌義子。**【平賀冠者盛義】**源義光子。『平賀』佐久郡平賀內山等諸村の地。**【帶刀先生義方】**一本義賢に作るのが正しい。源爲義次男。『帶刀先生』東宮附武官帶刀舍人の長官。東宮の侍衞をなす者で、源平兩家の武士を以て任ぜられてゐた。**【木曾冠者義仲】**信濃木曾山中、宮越（西筑摩郡日義村）に成長したるより云。**【信太の三郎義敎】**東鑑志太三郎義廣に作る。源爲義子、常陸國信太郡信太鄕居住。**【佐竹の冠者正義】**長門本昌義に作る。源義光孫、義業子。常陸國久慈郡佐竹鄕（佐竹村）居住。**【新發意】**もと入道と同義。今道心の意にいふは後のこと。神皇正統記攝政兼家出家の條云、執政の人出家の始めなり。其の比出家の人なかりしかば、入道殿となん申けるによりて、源の滿仲出家したりしをも、

憚りて新發とぞいひける。**【宿望】**官途の昇進等、榮達に關する希望を指して云。**【雲泥交を隔て】**上下の差が甚しくて、親く交ることも出來なくなつたこと。**【國は國司に】**國では、國司に從屬するの意。**【庄は領所に】**庄園では、預所に驅使されるの意。『預所』庄園の庶務を總理し、領家に代り年貢所役等の事を預る者。**【公事雜事】**公家の用事は勿論、つまらぬ雜用迄もの意。**【賜うづる程】**たびつる程の義。下さるならばといふこと。**【御承引】**御承諾。**【阿古丸大納言宗通】**藤原道長の裔右大臣俊家の子。天永二年正月廿三日權大納言、永久三年八月十三日民部卿兼任、元久三年七月廿二日薨。今鏡云、白河院の御おぼえの人におはしき。あこまろの大納言とぞ聞え侍りし。**【季通】**宗通の子。**【少納言維長】**伊長の訛。本の名宗綱とも宗長とも云。玉葉(治承四、六十)云、相少納言宗綱。**【相構へて】**決して。**【天下の事思し召し捨つな】**政權掌握の野心を捨てるなの意。**【努と】**着々。

先づ新宮の十郎義盛を召して、藏人に成され、行家と改名して、令旨の御使に東國へこそ下されけれ。四月廿八日都を立つて、近江の國より始めて、美濃尾張の源氏共に、次第に觸れて下る程に、五月十日には、伊豆の北條蛭が小島に著いて、流人前の右兵衞佐殿に令旨を取り出いて奉る。信太の三郎先生義教は、兄なれば賜ばんとて、信太の浮島へ下る。木曾の冠者義仲は、甥なれば取らせんとて、山道へこそ赴きけれ。爰に熊野の別當湛増は、平家重恩の身なりしが、何としてか聞き出だしけん。新宮の十郎義盛

こそ、高倉の宮の令旨賜つて、既に謀叛を起すなれ。那智・新宮の者共は、定めて源氏の方人をぞせんずらん。湛增は平家の御恩を天山に蒙りたれば、爭か背き奉るべき。矢一つ射懸けて、其の後都へ子細を申さんとて、混甲一千餘人、新宮の港へ發向す。新宮には鳥井の法眼、高坊の法眼、侍には宇井、鈴木、水屋、龜の甲、那智には執行法眼以下、都合其の勢一千五百餘人、鬨作り、矢合して、「源氏の方には兎こそ射れ」、「平家の方には角こそ射れ」と、互に矢叫びの聲の退轉もなく、鏑の鳴り止む隙もなく、三日が程こそ戰うたれ。され共覺の法眼湛增は、家の子郎等多く討たせ、我が身手負ひ、辛き命生きつゝ、泣く泣く本宮へこそ歸り上りけれ。

【令旨の御使】令旨を傳達する使。**【次第に觸れて下る程に】**順々に傳達して行く中に。**【五月十日には伊豆】**東鑑四、廿七云、高倉宮令旨、今日到ニ着于前武衛將軍伊豆國北條館一、八條院藏人行家所ニ持來一也、武衛裝ニ水干一、先奉レ遙ニ拜男山方一、謹令レ披ニ閲之一給。**【蛭が小島】**長門本北條蛭ケ島に作る。今伊豆國田方郡韮山村大字寺家の東方の地。もと狩野川中の小島で、草蛭の多かつたものかと言はれる。**【前の右兵衛の佐殿】**源賴朝。**【兄なれば】**義盛の兄なればの意。**【信太の浮島】**霞ケ浦中の一島。もと信太郡、今稻敷郡に屬してゐる。**【甥なれば】**義盛の兄義賢の子の故に云。**【山道】**中仙道。**【熊野別當湛增】**別當權大僧都湛海の子。第二十一代の別當。その別當職となつたのは後鳥羽院文治三年で、治山十二年と云ふ。こゝは追記。**【天山に】**天の如く山の如くにの

意で、非常にといふこと。【矢一つ射懸て】一と軍して。【源氏の方には】源氏の方ではあゝいふ具合に、平家の方ではかういふ具合にと、互に御方の射方を誇り敵方を罵り合ふ様。【矢叫びの聲】矢を射當てた時に、射手の擧げる叫び聲。【退轉もなく】衰へずに續いたこと。【覺えの法眼】盛衰記に、大江法眼軍に負、相語ふ罷通かるゝ者は少く、討るゝ者は多かりけりとあり、參考本注に、按本書大江法眼與二行家一戰云云、大江法眼、未レ知二何人一、此云二覺法眼一、蓋因レ訓轉寫、訛作レ覺耶とある。長門本に大江法橋の名が見え、一本唯熊野の別當とのみある。思ふに大江の法眼と湛增とか敗戰したとの意か。【辛き命生きつゝ】危い命を助つて。

鼬の沙汰

去程に法皇は、成親・俊寛等が様に、遠き國遙の島へも、遷しぞ遣り參らせんずるにこそと思し召されけれ共、さはなくして、鳥羽殿にて治承も四年に送らせおはします。同五月十二日の午の刻計、鳥羽殿には、鼬夥しう走り噪ぐ。法皇御占形遊ばいて、近江の守仲兼、其の時は未だ鶴藏人にて候ひけるを、御前へ召して、「是持つて安倍の泰親が許へ行き、屹と勘へさせて、勘狀を取つて參れ」とぞ仰せける。仲兼是を賜つて、安倍の泰親が許へ行く。折節宿所には無かりけり。「白川なる所へ」と云ひければ、其れへ

尋ね行いて、勅定の趣仰すれば、泰親聽て勘狀をこそ參らせけれ。仲兼是を取つて、鳥羽殿へ馳せ參り、門より入らんとすれば、守護の武士共許さず。案内は知つたり、築地を越え大床の下を這うて、御前の切板より、泰親が勘狀をこそ參らせけれ。法皇是を披いて叡覽有るに、「今三日が中の御悅竝に御歎」とぞ勘へ申したる。法皇、「此御有樣にても御悅は然る可し、又如何なる御目にか逢ふ可きやらん」とぞ仰せける。

【治承も四年に送らせ】治承四年もこゝで御送になるといふ意。一本城南離宮にして今年は二年にならせおはしますとある。**【占形】**占のおもてに現れた象。是に依り判斷を加へて、疑を決し將來を豫測する。**【近江守仲兼】**河内守源光遠の子。**【鶴藏人】**考證云、鶴は童名なるべし、阿古丸大納言、松君侍從といふ類なり。**【勘狀】**吉凶を勘へ、其理由を述べてある書狀。**【白河なる所】**白川のある所の意。**【切板】**壒囊抄に、簀、板敷のことゝある。**【此有樣にても御悅は然る可し】**御不自由の中にも悅ばしいことは、結構と御思になること。

同十三日、前の右大將宗盛の卿、父の御前におはして、法皇の御事をたりふし申されければ、入道相國漸に思ひ直つて、法皇をば鳥羽殿を出だし奉り、都へ還御成し奉り、八條烏丸の美福門院の御所へ入れ奉る。今三日が中の御悅びとは、泰親是をぞ申しける、かゝりける所に、熊野の別當湛增、飛脚を以て、高倉の宮の御謀叛の由を都へ申したりければ、前の右大將宗盛の卿大に噪いで、折節入道相國は、福原の別業におは

しけるに、此の由申されたりければ、入道相國大に怒つて、「其の儀ならば高倉の宮を搦め取つて、土佐の畑へ遷すべし」とぞ宣ひける。上卿には三條の大納言實房、職事には頭の辨光雅とぞ聞えし。武士には源大夫の判官兼綱、出羽の判官光長、混甲三百餘騎、宮の御所へぞ向ひける。此の源大夫の判官と申すは、三位入道の次男なり。然るを此の人數に入れられける事は、高倉の宮の御謀叛を、三位入道勸め申されたりと云ふ事を、平家未だ知らざりけるに依つて也。

【たりふし】頻に。強ちに。【美福門院】鳥羽天皇皇后得子。此時法皇還御の御所、山槐記八條坊門南烏丸西亭、百錬抄八條坊門烏丸俊盛入道亭、玉葉内藏頭季能朝臣家とある。【飛脚】急用を告げに行く使者。【別業】別莊。【其の儀ならば】其の事眞ならばの意。【上卿】高倉宮配流の公事奉行の役人。【三條大納言實房】仁安三年八月十日權大納言。【職事】藏人の別稱。こゝは當日其事を取扱ふ藏人の義。【頭の辨光雅】壽永二年十二月十日左中辨、同日藏人頭に任ぜられたが、この時はまだ頭の辨ではない。長門本職事藏人左少辨行隆に作り、吾妻鏡に職事藏人右少辨行隆とある。光雅恐らくは行隆の誤。『頭の辨』辨官で藏人頭兼任の者。【源大夫の判官兼綱】源頼政弟頼行の子、頼政の養子となる。撿非違使尉は六位相當官、五位で之に任ずるを大夫判官と云。

信連合戰

去程に、宮は五月十五夜の、雲間の月を詠めさせ給ひて、何の行方も思し召しよらざりけるに、三位入道の使者とて、文持ちて忙しげに出で來る。宮の御乳母子、六條の亮の大夫宗信、是を取つて御前へ參り開いて見るに、「君の御謀叛已に顯れさせ給ひて、土佐の畑へ遷し參らすべしとて、官人共が別當宣を承つて、御迎に參り候。急ぎ御所を出でさせ給ひて、三井寺へ入らせおはしませ、入道も軈て參り候はん」とぞ書かれたる。宮は此の事如何せんと、思し召し煩はせ給ふ所に、宮の侍に長兵衞の尉長谷部の信連と云ふ者有り。折節御前近う候ひけるが、進み出でゝ申しけるは、「只何の樣も候ふまじ。女房裝束に出で立たせ給ひて、落ちさせ給ふべうもや候ふらん」と申しければ、「此の儀尤も然る可し」とて御髮を亂り、重ねたる御衣に市女笠をぞ召されける。六條の亮の大夫宗信、傘持ちて御供仕る。鶴丸と云ふ童、袋に物入れて戴いたり。喩へば靑侍が女を迎へて行く樣に、出で立たせ給ひて、高倉を北へ落ちさせ給ふに、大きなる溝の有りけるを、いと物輕う越えさせ給へば、道行き人が立ち留つて、「はしたなの女房の溝の越え樣や」とて、怪しげに見參らせければ、いとゞ足早にぞ過ぎさせおはしま

す。御所の御留守には、長兵衛の尉長谷部の信連をぞ置かれける。女房達の少々おはしけるをば、彼爰へ立ち忍ばせて、見苦しき物有らば、取り認めんとて見る程に、さしも宮の御秘藏有りける小枝と聞えし御笛を、常の御所の御枕に、取り忘れさせ給ひたるをぞ、立ち歸つても取らまほしうや思し召されけん。信連是を見付けて、「あなあさまし、さしも君の御秘藏の御笛を」と申して、今五町が内にて、追つ著いて進らせたり。宮斜らず御感有りて、「我れ死なば、此の笛をば御棺に入れよ」とぞ仰せける。「軈て御供仕れ」と仰せければ、信連申しけるは、「只今あの御所へ、官人共が御迎に參り候ふなるに、人一人も候はざらんは、無下に口惜しく存じ候。其の上あの御所に信連が候ふと申す事をば、上下皆知つたる事でこそ候へ。今夜候はざらんは、其れも其の夜は逃げたりなど云はれん事、口惜しう候ふべし。弓箭取る身は、假にも名こそ惜しう候へ。官人共に暫くあひしらひ、一方打ち破つて、軈て參り候はん」とて、只一人取つて返す。

【何の行方も】どんなことが起つてくるとも。**【六條の亮の大夫宗信】**一本佐大夫とある。六條宰相家保孫、宗保子。**【別當宣】**廳宣とも云。撿非違使別當の出す文書。勅宣に准ぜられ、之に違背する者は、違勅を以て論ぜられ、世に尊重せられたもの。**【長兵衛の尉長谷部の信連】**東鑑長兵衛尉信連、山槐記左兵衛尉信連とある。

爲連の子。『長兵衞の尉』長谷部左兵衞尉の略。次の長谷部三字は衍。**【只何の樣も候ふまじ】**別に仕樣もありますまい。**【女房裝束】**女房外出の裝束のことで、壺裝束をなすこと。衣を頭上より被り、垂髮を中に着こめ、中結をし、雨の褄をつぼ折つて前にはさみ、市女笠を被るを云。**【落ちさせ】**竊に逃げること。**【御髮を亂り】**髻を切り放ち、婦人の垂髮の如くすること。**【重ねたる御衣に】**頭上より衣を被り重ね着ること。**【市女笠】**婦人外出用の中高の塗笠。市に物商ふ市女の被るより云。**【青侍】**位の卑い侍。『青』未熟の義。**【はしたなの女房の溝の越え樣や】**女が溝を飛び越えるにしては、亂暴であるとのこと。『や』嘆辭。**【彼爰へ立ち忍ばせて】**あちらこちらに隱れさして。**【取り認め】**取り片附けること。**【小枝と聞えし御笛】**盛衰記云、小枝と聞えし漢竹の御笛。**【御枕に】**御枕許に。

信連が其の夜の裝束には、薄青の狩衣の下に、萠黃匂の腹卷を著て、衞府の太刀をぞ帶たりける。三條面の總門をも、高倉面の小門をも、共に開いて待ち懸けたり。案の如く源大夫の判官兼綱、出羽の判官光長、都合其の勢三百餘騎、十五日の子の刻に、宮の御所へぞ押し寄せたる。源大夫の判官は、存ずる旨有りと覺えて、遙の門外に控へたり。出羽の判官光長は、乘りながら門の內へ打ち入れ、庭に控へ、大音聲を揚げて、「宮の御謀叛既に露れさせ給ひて、土佐の畑へ移し參らせんが爲に、官人共が別當宣を承つて、只今御迎に參りて候。疾う疾う御出で候へ」と申しければ、信連大床に立つて、

「當時は御所でも候はず、御物詣で候ふぞ。何事ぞ、事の子細を申されよ」と云ひければ、出羽の判官、「何條此の御所ならでは、何へか渡らせ給ふべかんなるぞ。其の儀ならば、下部共參つて捜し奉れ」とぞ申しける。信連重ねて、「物を覺えぬ官人共が申し樣哉。馬に乘りながら門の內へ參るだにも奇怪なるに、剩へ下部共參つて捜し奉れとは、爭か申すぞ。長兵衞の尉長谷部の信連が候ふぞ、近う寄つて過すな」とぞ云ひける。廳の下部の中に、金武と云ふ大力の剛の者、打物の鞘を外し、信連に目を懸けて、大床の上へ飛び上る。是を見て同隷ども、十四五人ぞ續いたる。信連是を見て、狩衣の帶紐引つ切つて捨つる儘に、衞府の太刀なれ共、身をば心得て作らせたるを拔き合せて、散々にこそ振舞うたれ。敵は大太刀大長刀で振舞へ共、信連が衞府の太刀に切り立てられて、嵐に木の葉の散る樣に、庭へ颯とぞ下りたりける。五月十五夜の雲間の月の、顯れ出でゝ明かりけるに、敵は無案內なり。信連は案內者にて有りければ、あそこの面廊に追つ懸けてははたと切り、爰の詰に追つ詰めては丁ど切る。「如何に宣旨の御使をば、角はするぞ」と云ひければ、「宣旨とは何ぞ」とて、太刀曲めば躍り除き、推し直し、踏み直し、矢庭に能き者共十四五人ぞ切り伏せたる。其の後太刀の鋒三寸計り打ち折れて捨てゝげり。腹を切らんと腰を捜れ共、鞘卷落ちて無かりければ、

力及ばず、大手を播げて、高倉面の小門より跳り出でんとする所に、大長刀持ちたる男一人寄り逢うたり。信連長刀に乘らんと飛んで懸るが、乘り損じて、股を縫ひ樣に貫かれ、心は猛く思へ共、大勢の中に取り籠められて、生捕にこそせられけれ。

【萠黃匂】萠黃匂威の略。『匂』上より下、下より上、中央より端、端より中央へ、濃き色より薄い色へぼかした樣に威すこと。薫物の香が段々薄れゆくのに准へていふ名。**【衞府の太刀】**野太刀、平鞘の太刀、毛拔形の太刀、革緒の太刀とも云。衞府官人の帶する太刀の義。本は兵仗であつたが、此頃は既に儀仗の如くになつてゐた。**【三條面の總門】**三條大路に面した大門、卽ち本門。**【存ずる旨】**何か考へがあること。賴政の次男で、討ち入る氣がなかつたことを云。**【庭に控へ】**馬を庭でとめたこと。**【御所でも候はず】**御所には御出がないとのこと。**【物詣】**神社佛閣等へ參詣すること。**【廳の下部】**撿非違使廳の下級の者。盜賊逮捕、囚人拷問、流人押送等の事に使用されるもの。**【打物の鞘を外し】**刀を拔くこと。倭訓栞云、打物、打きたふより云、錘鍛の義也。**【同隸】**仲間の者。**【狩衣の帶紐】**『帶』とも切れで作つた幅一寸五分許のもの。『紐』襟の所を結ぶ紐。**【身をは心得て作らせ】**儀刀でも刀身を特に鋭利に鍛へたものを用意してゐたこと。**【面廊】**安齋隨筆云、面は家のおもて也、家の面の外廻りにある緣がはの事也、廊下の如く長くつゞく故、めんらうとも云、但しめんらうは、めんだう(馬道)の轉語なり。**【詰】**隅。**【はたと、丁と】**早く斬る音の形容。**【能き者】**强い者。**【縫樣に】**縫つた樣に。

其の後御所中に亂れ入つて捜せ共、宮は渡らせ給はず。信連計り搦めて、六波羅へ

ゐて參る。前の右大將宗盛の卿、大床に立つて、信連を大庭に引居させ、「誠にわ男は、宣旨の御使と名乘るを、宣旨とは何ぞとて切つたりけるか。其の上、廳の下部共、多く刄傷殺害したんなれば、能々糺問して、事の子細を尋ね問ひ、其の後河原に引出して、首を刎ねよ」とぞ宣ひける。信連元より勝れたる大剛の者なりければ、居直りあざ笑うて申しけるは、「此の程あの御所を、夜な〳〵物の窺ひ候ふを、何條事の有る可きと思ひ慢つて、用心も仕らぬ處に、夜半許りに、鎧うたる者共が、二三百騎打ち入りて候ふを、何者ぞと尋ねて候へば、宣旨の御使と申す。當時は諸國の竊盜强盜山賊海賊など申す奴原が、或は公達の入らせ給ひたるぞ、或は宣旨の御使など名乘り申すと、兼々承つて候ふ程に、宣旨とは何ぞとて切つたる候。凡そ信連、物の具をも思ふ樣に仕り、鐵好き太刀をも持つて候はんには、只今の官人共をば、よも一人も安穩では歸し候はじ。其の上、宮の御在所は、何くに渡らせ給ひ候ふやらん、知り參らせず候。縱ひ知り參らせて候共、侍程の者の、一度申さじと思ひ切てん事を、糺問に及んで申すべき樣なし」とて、其の後は物も申さす。幾らも並み居たりける平家の侍共、「哀れ剛の者や、是等をこそ一人當千の兵共云ふべけれ」と、口々に申しければ、其の中に或る人の申しけるは、「あれが高名は今に始めぬ事ぞかし。先年所に有りし時、大番衆の者

共の留め兼ねたりし强盜六人に、只一人追つ懸り、二條堀川なる所にて、四人切伏せ、二人生捕つて、其の時成なされたりし左兵衛の尉ぞかし。可惜男の斬られんずる事の無慚さよ」と、惜みあへりければ、入道相國いかゞ思はれけん、「さらば、な斬つそ」とて、伯耆の日野へぞ流されける。平家滅び、源氏の世に成つて、東國へ下り、梶原平三景時に附いて、事の根元一々に申したりければ、鎌倉殿、神妙なりと感じ給ひて能登國に御恩蒙りけるとぞ聞えし。

【わ男】御前とか手前とかいふ如く、卑めいふ對稱代名詞。**【居直り】**形を改めた樣子。**【此の程】**近來。**【何條事の有る可き】**たいしたこともあるまい。『何條』なんといふの約。**【物の具】**物の取揃つてゐる義。博く道具の事に云ひ、轉して甲冑武具の事に云。**【鐡好き太刀】**鍛へのよい鋭利な太刀。**【糺問に及んで】**取調を受けたからとての意。**【一人當千】**涅槃經云、人王有二大力士一、其力當レ千、故稱二此人一當千一。**【所】**長門本 本所 に作る。藏人所の所の衆であつたことか。職原抄云、所衆、六位侍可レ然之輩補レ之。**【大番衆】**諸國より三年交替で、京に出で禁闕の守護を勤める武士の稱。**【可惜男】**惜しい男。**【伯耆の日野】**伯耆國日野郡日野郷、今黑坂村附近。**【梶原平三景時に附いて】**一本鎌倉より實平に命して尋出しとある。**【事の根元】**事の起り、即ち平家の爲に配流された顚末といふこと。**【能登の國に御恩蒙り】**東鑑（文治二、四、四）云、右兵衛長谷部信連者三條宮侍也、（略）、今爲レ抽二奉公一參向、仍感二先日武功一、態爲二御家人一召仕之由、被レ仰二遣土肥二郎實平（于レ時在二西海一）

之許一云々、信連自二國司一給二安藝國檢非違所並庄公一畢、不二見放一之由云云。又 十、建保六、廿七 云、今日左兵衛尉長谷部信連法師、於二能登國大屋庄河原田一卒。

高倉の宮園城寺へ入御

去程に、宮は高倉を北へ、近衛を東へ、賀茂河を渡らせ給ひて、如意山へ入らせおはします。昔清見原の天皇、大友の皇子に襲はれさせ給ひて、吉野山へ入らせ給ひけるにこそ、乙女の姿をば假らせ給ひけるなれ。今此の宮の御有樣も、其れには少しも違はせ給ふ可からず。知らぬ山路を終夜、遙々と分け入らせ給ふに、何習はしの御事なれば、御足より出づる血は、沙を染めて紅の如し。夏草の茂みが中の露けさも、さこそは所せう思し召されけめ。角して曉方に、三井寺へ入らせおはします。「甲斐なき命の惜しさに、衆徒を憑んで入御有り」と仰せければ、大衆大に畏り悅んで、法輪院に御所をしつらひ、形の如く供御し出いて奉る。

【如意山】比叡山の一支峰、京都東山三十六峰の一。海拔一千五百六十三尺、京方面より近江へ越えるに、山中村を經て志賀大津へ出る本路の外に、此山北を繞つて、三井寺の北院へ出る岐路があると云。**【清見原の天皇】**『淸見原』淨御原の訛。天武天皇の御事。飛鳥淨御原宮に都せられた故に云。**【大友の皇子】**天智天皇の

皇子。明治三年七月弘文天皇と諡し奉る。【襲はれさせ】日本書紀には、天智天皇、位を皇弟天武天皇に讓り給はんとせられたのに、天武天皇固辭して大和吉野山へ入らせられたので、大友皇子御即位あり、後天武天皇が兵を起されたとあつて、本文と事實相違してゐる。又天皇女裝の事も、舊記に見えない。【何習はしの御事】未だ御經驗のない事。【所せう】所せくの音便、やるせなく御思ひになること。【甲斐なき命の惜しさに】生きる甲斐もない命ではあるが、夫れが惜さにの意。【法輪院】三井寺の南院中の寺。【形の如く】平素召上るのと同じ樣に。

競（きほふ）

明くる十六日、高倉の宮の御謀叛起させ給ひて、三井寺へ落ちさせ給ふぞやと申す程こそ有りけれ、京中の騒動斜（なのめ）ならず。抑此の源（げん）三位入道頼政は、年比日來（としごろひごろ）も有ればこそ有りけめ、今年如何なる心にて、謀叛をば起されけるぞと云ふに、平家の次男宗盛の卿の、不思議の事をのみし給ひけるに依つてなり。されば人の世に有ればとて、坐（すゞろ）に云ふまじき事を云ひ、すまじき事をするは、能々思慮有る可き事なり。喩（たと）へば、其の比三位入道の嫡子、伊豆の守仲綱の許に、九重に聞えたる名馬有り。鹿毛（かげ）なる馬の雙（ならび）なき逸物（いちもつ）、乘り走り心むけ、世に有る可し共覺えず。名をば木（こ）の下（した）とぞ云はれける。宗盛の卿

使者を立てゝ、「聞ゑ候ふ名馬を賜つて、見候はゞや」と宣ひ遣されたりければ、伊豆の守の返事には、「さる馬を持つて候ひしを、此の程餘りに乘り疲らかして候ふ程に、暫く勞らせんが爲めに、田舍へ遣して候」と申されければ、「さらんには力及ばず」とて、其の後は沙汰無かりけるが、多く竝み居たりける平家の侍共、「哀れ其の馬は一昨日も候ひし、昨日も見ゑて候、今朝も庭乘りし候ひつる」など、口々に申しければ、「さては惜むござんなれ、惡し、乞へ」とて、侍して馳せさせ、文などして、一時が中に五六度七八度など乞はれければ、三位入道是を聞き、伊豆の守に向つて宣ひけるは、「縱ひ金を以て丸めたる馬也共、其れ程人の乞はうずるに、惜む可き樣やある。其の馬速に六波羅へ遣せ」とこそ宣ひけれ。伊豆の守力及ばず、一首の歌を書き副へて、六波羅へ遣さる。

　　戀しくば來ても見よかし身に添ふる、影をば如何放ちやるべき。

宗盛の卿、先づ歌の返事をばし給はで、「哀 馬や、馬は誠に好い馬で有りけり。されども餘りに惜みつるが憎きに、主が名乘を金燒にせよ」とて、仲綱と云ふ金燒をして、廐にこそ立てられけれ。客人來つて、「聞ゑ候ふ名馬を見候はゞや」と申しければ、「其の仲綱めに鞍置け、引き出せ、乘れ、打て、はれ」なんどぞ宣ひける。伊豆の守此の

由を傳へ聞き給ひて、身に代へて思ふ馬なれ共、權威に付いて取らるゝさへ有るに、剩へ天下の笑はれぐさと成らんずる事こそ安からねと、大に憤られければ、三位入道宣ひけるは、「何條事の有る可きと思ひ慢つて、平家の人どもが、加樣のしれ事をするにこそ有んなれ。其の儀ならば、命生きても何にかはせん、便宜を窺ふにこそ有らめ」と宣へ共、私には思ひも立たれず、高倉の宮を勸め申されけるとぞ、後には聞えし。

【有ればこそ有りけめ】格別の事もなく過して來たのにの意。**【不思議の事】**我儘勝手の事。**【世に有ればとて】**時を得て榮えて居るからとて。**【坐に】**何の理由もないのに。**【思慮あるべき事】**考へるべきこと。**【九重】**宮中。**【鹿毛】**馬の毛色。躰毛は褐色、鬣、尾、膝以下黑色のもの。**【逸物】**群を拔いて勝れたもの。**【乘り・走り・心むけ】**乘り具合・走り具合・性質。**【勞らせんが爲】**休養させたい爲。**【さらむには力及ばず】**それでは仕方がない。**【哀れ】**それは確に、などの意。**【庭乘】**馴らす爲に、庭の內を乘りまはすこと。**【さては惜むごさんなれ】**そんなら惜んで借さないのか、よしそんならそれでよいと憤つた語氣。**【侍して馳せさせ】**侍に馬に騎つて使にゆかせること、せはしなく借りにやる意。**【金を以て丸めたる馬】**貴重な馬の意。**【戀しくば云々】**盛衰記には宗盛の强請を却ける時の歌とし、後父の諭旨に依り馬を六波羅に出すことになつてゐる。其の方が歌意によく適合する。『影』鹿毛にかける。伊勢物語云、戀しくは來ても見よかし、千早振神の諫むる道ならなくに。**【金燒】**金を燒いて、やき印を押すこと。**【仲綱め】**仲綱と烙印を押した馬を指す詞。**【はれ】**拳で打てといふこと。

【身に代へて思ふ馬】命から二番目といふ樣に、大事に思ふ馬。【權威に付て】權柄づくで。【天下の笑はれぐさ】世間の物笑ひの種。【安からね】腹の立つ事であるの意。【何條事の有る可き】大した事はあるまい。源氏は衰微してゐるからの意。【しれ事】無禮な事。【便宜を窺ふにこそあらめ】一本窺ふてこそあらめとある。平家を倒す機會を窺つてゐやうの意。【私には】自分だけの事とはせずにの意。

是に付けても、天下の人、小松の大臣の事をぞ忍び申しける。或る時大臣參內の次に、中宮の御方へ參らさせ給ふに、八尺計り有りける蛇の、大臣の指貫の左の輪を這ひ廻りけるを、重盛噪がば、女房達も騷ぎ、中宮も驚かせ給ひなんずと思し召し、左の手にて尾を抑へ、右の手にて頭を取つて、直衣の袖の中へ引き入れ、些とも騷がず、つい立つて、「六位や候、六位や候」と召されければ、伊豆の守仲綱、其の時は未だ衞府の藏人にて候はれけるが、「仲綱」と名乘つて參られたるに、此の蛇をたぶ。賜はつて弓場殿を經て、殿上の小庭に出でつゝ、御倉の小舍人を招いて、「是賜はれ」と云はれければ、大に頭を掉つて逃げ去りぬ。伊豆の守力及ばず、我が郎等の競を召して、是をたぶ。賜つて捨てゝげり。其の朝小松殿より、好い馬に鞍置いて、伊豆の守の許へ遣すとて、「さても昨日の振舞こそ、優に艷う候ひつれ。是は乘一の馬で候ふぞ。夕に及んで陣外より傾城の許へ通はれん時、用ひらるべし」とて遣はさる。伊豆の守、大臣の御返事なれ

ば、「御馬畏(かしこま)つて賜はり候ひぬ。さても昨日の御振舞は、還城樂(げんじやうらく)にこそ、似て候ひしか」とぞ申されける。如何なれば小松殿は、加様に優(いう)なる様もおはせしぞかし。此の宗盛の卿は、さこそ無からめ。人の惜む馬乞ひ取つて、剰(あまつさ)へ天下の大事に及びぬるこそうたてけれ。

【忍び】愛慕すること。【蛇】和名抄に、蛇、和名倍美、一云久知奈波、日本紀私記云、手呂知とある。關西四國地方では、今もくちなはと云。【輪】覆輪の義。裾の裏が表へ少しおめり出でたるを云。【六位や侯】六位は居るか。『六位』六位藏人のこと。【衛府の藏人】衛門府の役人で藏人を兼ねたもの。衛門府のもので撿非違使尉を兼ね、更に藏人を兼ねるを、うへの判官といつて、特に名譽の事とする。【弓場殿】校書殿東廂の東、天皇射を御覽になる處。【御倉の小舍人】藏人所の小舍人。常に校書殿に詰め、殿上人の爲に雜役に驅使せられ、納殿御物の出納を務めとする者。『御倉』校書殿母屋の納殿のこと。西宮記云、納殿（累代御物納レ之、在ニ宜陽殿一、恒例御物、納ニ藏人所一、(略)以ニ藏人雜色・出納小舍人一、爲ニ預人一、進ニ月奏一。）【賜はつて、賜はれ】受け取つて、受け取れの義。【大きに頭を掉つて】非常に恐れた表情。【其朝】其翌朝。【優に艶しう】非常に殊勝であるとのこと。【乘一の馬】乘り心地の一等よい馬。【陣外】『外』そのあたりといふ位の輕い意。【傾城】もと美人のこと、轉して遊女の稱となる。漢書外戚傳云、北方有ニ佳人一、絕世ニシテ而獨立、一顧傾ニ人城一、再顧傾ニ人國一。【還城樂】唐樂乞食調四曲の一、還京樂又見蛇樂とも云。唐玄宗韋后を誅し、宮に還つて此樂を作るとも、好

で蛇を食ふ西夷の人が、蛇を得て喜ぶ狀を描したものとも云。こゝは樂中蛇を持て舞ひ、後にその蛇を袖の中に入れることがあるより云。【如何なれば】何を隔てゝ、『人の惜む馬乞ひ取て』にかゝる。一本小松大臣はからこそゆゝしうおはせしにとある。【さこそ無からめ】それ程でなくとも。

去程に、同十六日の夜に入つて、源三位入道賴政、嫡子伊豆守仲綱、次男源大夫判官兼綱、六條藏人仲家、其の子藏人太郎仲光已下、混甲三百餘騎、館に火かけ燒き上げて、三井寺へこそ參られけれ。爰に三位入道の年比の侍に、渡邊源三競瀧口と云ふ者あり。馳せ後れて留りたりけるを、六波羅へ召して、「など汝は相傳の主、三位入道が供をばせで、留つたるぞ」と宣へば、競畏つて申しけるは、「日來は自然の事も候はゞ、眞先かけて、命を奉らうとこそ存ぜしか、今度は如何候ひつるやらん、角とも知らせられざりつる間、留つて候」と申す。宗盛卿、「是にも又兼參の者ぞかし。先途後榮を存じて、當家に付いて奉公せうとや思ふ。又朝敵賴政法師に同心せんとや思ふ。有りの儘に申せ」とこそ宣ひけれ。競涙をはら〳〵と流いて、「縱ひ相傳の好候ふ共、如何か朝敵となれる人に、同心をば仕り候ふべき。只殿中に奉公致さうずる候」と申しければ、大將、「さらば奉公せよ、賴政法師がしけん恩には、些とも劣るまじきぞ」とて、入り給ひぬ。朝より夕に及ぶまで、「競は有るか」。「候ふ」。「有るか」。「候ふ」

とて伺候す。日も漸々暮れければ、大將出でられたり。競畏つて申しけるは、「誠や三位入道は、三井寺にと聞え候。定めて夜打なんどもや向はれ候はんずらん。三位入道の一類、渡邊黨、さては三井寺法師にてぞ候はんずらん、心憎うも候はず、罷り向つて擇討なども仕る可き。さる馬を持つて候ひしを、此の程親しい奴めに盗まれて候。御馬一匹下し預り候はゞや」と申しければ、大將、「最もさるべし」とて、白葦毛なる馬の、煖廷とて祕藏せられたりけるに、好い鞍置いて競にたぶ。賜つて宿所に歸り、「早日の暮れよかし、三井寺へ馳せ參り、入道殿の眞先かけて打死せん」とぞ申しける。日も漸々暮れければ、妻子共をば彼爰に立ち忍ばせて、三井寺へと出で立ちける、心の中こそ無慚なれ。狂紋の狩衣の菊綴大きらかにしたるに、重代の著背、緋威の鎧著て、星白の甲の緒をしめ、いか物作りの太刀を帶き、二十四指いたる大中黑の矢負ひ、瀧口の骨法忘れじとや、鷹の羽で作いだりける的矢一手ぞ差し添へたる。滋籐の弓持つて、煖廷に打ち乘り、乘替一騎打具し、舍人男に持楯脇挾ませ、屋形に火かけ燒き上げて、三井寺へこそ馳せたりけれ。六波羅には、競が屋形より火出で來たりとて囂けり。宗盛の卿急ぎ出でて、「競は有るか」、「候はず」と申す。「すは奴めを手延にして、謀られぬるは。あれ追つ懸けて討て」と宣へ共、競は勝れたる大力の剛の者、矢

續早の手きゝにて有りければ、「二十四指いたる矢では、先づ二十四人は射殺されなんず、音なせそ」とて、進む者こそ無かりけれ。

【十六日の夜】山槐記玉葉百錬抄共に廿二日夜半とある。【六條の藏人仲家】『六條』八條の誤。源義賢の子、義仲の兄。【渡邊の源三競の瀧口】瀧口の武士渡邊の源三競の義。嵯峨源氏の一黨で、攝津國渡邊に在住したので、渡邊と云ひ、三男の意で源三と云。瀧口右馬允昇の子。【馳せ後れて】後れて賴政等の一行に加はれなかつたこと。【自然の事】萬一の場合。【かうとも知らせざりつる間】出發の事を知らせてくれなかつたのでの意。【兼參の者】かねて見參したことのある者。【先途後榮】將來の榮華といふ義。【致さうずる候】致さんとするにて候の約。【しけん恩】してくれた恩惠。【渡邊黨】『黨』地方豪族の族類多く、一團の兵士を有してゐる者の稱。【心憎うも候はず】恐れるには足りない。【擇討】强い敵を擇んで討取ること。【さる馬】よい馬。【最もさる可し】いかにも無理のないことだの意。【白葦毛】馬の毛色。葦毛の特に白い者。葦毛は白に黑のさし毛ある者を云。【煖廷】南鐐とも書く。質のよい銀の義。銀は白味がゝつて見えるより、馬の毛の白いのを讃稱して付けた名。【無慚】妻子を隱し置て、討死の覺悟で馳せ向つた心事を指して云。【菊綴】くゝりとぢ・くゝとぢの轉。もと縫目を綴ぢる爲めにした絲が、裝飾に轉化したもの。總を平めて菊の花の樣にし、一所に二つづつ、前に一所後に四所つける。普通の狩衣には付けないが、こゝは鎧直垂の代りに着用したので、鎧直垂に准へて付けたものと見える。【大きらかにしたる】菊綴の大きさを、普通より大きくしたこと。【星白の甲】甲の星を銀で包んだもの、『白』白金、即ち銀。【緒】甲の鉢の下部、腰と名つくる所の左右にある一對乃至二對の小

いか物作りの太刀

大中黑の矢

さい孔へ、染革の紐を一對乃至二對通して顎の下で結ぶ、其紐のこと。この緒をしめるとは、即ち甲をかぶること。**【いか物作りの太刀】**いかめしく見える樣に作つた太刀の義。柄鞘を銀の薄金で包み、三つ連ねた兵庫鎖を七筋、足に結び、虎の皮の尻鞘をかけた太刀を云。兵庫鎖とは、兵庫寮の官工が作つたものの義で、精巧なるより特に重んぜられたものである。又一說に由加物作りの義で、神に供へる由加物の太刀に擬作したものと云。**【大中黑の矢】**矢羽の文樣で、上下白く中央部の黑いのを中黑、其中黑の部分の大きいのを大中黑と云。小中黑に對する名。**【瀧口の骨法】**瀧口たる本來の作法といふこと。禁祕御抄瀧口條云、召付若有レ試、藏人一人於二左近射場一、試二能射一例也。又布衣記云、齋藤の家には、上ざし四筋たりといへども、瀧口の時は、的矢一手さしそへたるによりて、上指共まゝで四筋に用也。瀧口おさなきによて、禁中にても君の御ゆるされ有て的を仕なり、依レ之的矢をさすなり、是瀧口のめいほう(面目)也云々。**【鷹の羽】**貞丈雜記云、矢の羽に鷹の羽と云は、くまたかの羽の事也。**【的矢】**的を射るに用ひる矢。尖に平題箭(いたつき)(木・角・鉄等で作つた先の平たく尖らない鏃)をつけたもの。**【一手】**道照愚草云、內むき外むき一手あるを云、不レ然候はゞ一二と云、矢一こしと云は此事たるべし。**【乘替】**乘替の馬、即ち副馬に、乘せた從者のこと。長門本云、木下丸には競乘り、葦毛の馬には乘替の童乘せ。**【舍人男】**馬の口取等を云。**【持楯】**手楯又平楯とも云。手に持つて行く楯。和名抄云、狹而長曰二步楯一(天太天)、步兵所レ持也。**【すは】**俄かの事に驚いて發する聲、**【手延】**油斷して手遲れになること。**【謀られぬるは】**『は』歎辭。**【矢續早の手きゝ】**矢を早く射つぐことに老練な者。**【音なせそ】**靜にして相手になるなの意。

只今しも三井寺には、渡邊黨寄合ひて、競が沙汰有りけり。「如何にもして此の競の瀧口をば、召し具せられ候はんずるものを」と、口々に申されければ、三位入道、競が心を能く知つて宣ひけるは、「無下に其の者捕へ搦められはせじ、入道に志深き者なれば、見よ只今參らうずるぞ」と宣ひも果てぬに、競つと參りたり。「さればこそ」とぞ宣ひける。競畏つて申しけるは、「伊豆の守殿の木の下が代に、六波羅の煖廷をこそ取つて參つて候へ。參らせ候はん」とて奉る。伊豆の守斜ならず悦び給ひて、軈て尾髮を切り、金燒をして、其の夜六波羅へ遣さる。夜半許りに門の內へ追ひ入れたりければ、厩に入りて、馬共と嚙合ひければ、其の時舍人驚きあひ、「煖廷が參つて候」と申す。宗盛の卿急ぎ出でて見給ふに、「昔は煖廷、今は平の宗盛入道」と云ふ、金燒をこそしたりけれ。大將、「惡い競めを、切つて捨つべかりける者を、手延にして謀られぬる事こそ安からね。今度三井寺へ寄せたらんずる人々は、如何にもして競めを生捕にせよ。鋸で頸切らん」と、躍り上り〳〵怒られけれ共、煖廷が尾髮も生ひず、鐵燒も又失せざりけり。

【沙汰】評判。【其の者】競。【平の宗盛入道】「入道」戲語。【鋸で頸切らん】武家の私刑。平治物語筑後守家貞が長田忠致を罵る語に云、あはれきやつを、二十の指を二十日に截り、首をば鋸にて引切りにし候はばや、相傳の主と正しき婿を殺して、過分の望申す。あまり惡く覺え候。後代のために承り沙汰し候はん。

山門への牒状

去程に三井寺には、貝鐘鳴らいて、大衆僉議す。「抑近日世上の體を案ずるに、佛法の衰微、王法の牢籠、正に此の時に當れり。今度入道の暴惡を戒めずば、何の日をか期す可き。宮爰に入御の御事、正八幡宮の衛護、新羅大明神の冥助に非ずや。天衆地類も影向を垂れ、佛力神力も降伏を加へまします事、などか無からん。就中北嶺は圓宗一味の學地、南都は夏臈得度の戒場也。牒奏の處になどか與せざるべき」と、一味同心に僉議して、山へも奈良へも牒狀をこそ遣しけれ。先づ山門への狀に云く、「園城寺牒す、延暦寺の衙。殊に合力を致して、當寺の破滅を助けられんと思ふ狀。右入道淨海、恣に佛法を破滅し、王法を亂らんと欲す。愁歎極りなき處に、今月十五日の夜、一院第二の王子、不慮の難を遁れんが爲に、竊に入寺せしめ給ふ。爰に院宣と號して、出だし奉る可き由、頻に責ありと雖も、出だし奉るに能はず。仍つて官軍を放ち遣すべき旨、其の聞えあり。當寺の破滅、正に此の時に當れり。諸衆何ぞ愁歎せざらん哉。就中延暦園城兩寺は、門跡二つに相分ると雖も、學する所は是圓頓一味の教門に同じ。喩へば鳥の左右の翅の如く、又車の二つの輪に似たり。一方闕けんに於いては、爭か

其の歎無からん哉。者ば、殊に合力を致して、當寺の破滅を助けられば、早く年來の遺恨を忘れ、住山の昔に復せん。衆徒の僉議此の如く、仍つて牒奏件の如し。治承四年五月十八日、大衆等」とぞ書いたりける。

【貝鐘鳴らいて】法螺貝を吹き、鐘を撞いて、大衆を喚び集めること。**【王法の牢籠】**法令が抑へられて行はれないこと。**【新羅大明神】**蕃神とも、素盞鳴尊とも云。天安二年僧圓珍唐國より歸朝の際、夢想を蒙り、此に祀ると云。三井寺鎭守の神の一。總門より西二丁餘、圓滿院の北に在る。**【天衆地類】**梵天帝釋等の天部と、地上の諸神とを云。長門本には天神地祇とある。**【影向を垂れ】**神佛の本體の應現すること。こゝは現はれて助勢せられること。**【降伏】**淸盛の降參服從を云。**【北嶺】**比叡山。京の北にあるより、南都に對して云。こゝは延暦寺を云。**【圓宗一味】**天台圓宗の法華一乘の教法の義。『一味』法華一乘の教理が唯一無二なることを、甘味に喩へて云。**【學地】**學習する地。**【夏臈得度の戒場】**夏安居修道もし、得度も與へる、貴い處の義。『戒場』戒を授ける貴い場處の意。**【牒奏】**一本牒送に作る。牒文を送ること。**【牒狀】**公文書の一種の形式。令義解牒式の條に、内外官人主典以上緣レ事申ニ牒諸司一式、移式の條に、内外諸司非ニ相管隷一者、皆爲レ移、又、其僧綱與ニ諸司一相報答、亦准ニ此式一以レ移代レ牒などとある。『牒』札の義。もと書狀を札に書いた故に云。**【衙】**吏員の集る役所。こゝは寺務を執る所を云。令義解に移の形式の一例を記し、刑部省移式部省、其事云々故移、年月日、錄位姓名、卿位姓とある。**【殊に合力を致して當寺の破滅を助けらむと思ふ狀】**牒狀の趣意を先づ掲げ

て題とした者。【一院第二の王子】後白河院第二皇子以仁王。【出し奉る可き由】園城寺より外に出し奉る様とのこと。【放ち遣す】派遣。【門跡】考證に門徒一跡と云義とある。門流門派を云。天安二年延暦寺の僧圓珍園城寺を修造して延暦寺の別院となり後分離した。故に『二つに相分る』と云。【圓頓一味の教法】天台宗のこと。【鳥の左右の翼・車の二つの輪】涅槃經聖行品云、猶如下車有二二輪一則能載用、鳥有二二翼一堪中忍飛行上【者ば】といへればの約。中古公文書慣用の語。【年來の遺恨】天元四年以來兩寺分離に關する紛爭のこと。【住山の昔】兩寺同一體であつた昔といふこと。『住山』僧侶の山に止住する義。【件】くだりの音便。くだりは文章の行のことで、前文通りといふ意。

南都への牒狀

山門の大衆、此の狀を披見して、「こは如何に、當山の末寺で有りながら、鳥の左右の翅の如く、又車の二つの輪に似たりと、押へて書く條、是以て奇怪なり」とて、返牒にも及ばず。其の上入道相國、天台座主明雲大僧正に、衆徒を靜めらる可き由宣ひければ、座主急ぎ登山して、大衆を靜め給ふ。かゝりし程に、宮の御方へは、不定の由をぞ申しける。又入道相國の謀に、近江米二萬石、北國の織延絹三千匹、往來の爲に山門へ寄せらる。是を谷々嶺々へ引かれけるに、俄の事にて有りければ、一人して數多取る大衆も有り、又手を空しうして一つも取らぬ衆徒も有り。何者の所爲にや有り

けん、落書(らくしょ)をぞしたりける。

山法師織延衣薄くして、耻をばえこそ隱さゞりけれ。

又絹にも當らぬ大衆の詠(よ)みたりけるにや。

織延を一きれも得ぬ我れ等さへ、薄恥をかく數に入る哉。

【押へて書く條】本山を末寺と同格の樣に、本山の位を下げて書いた事。【奇怪】不埒。【不定の由】御方をするか否か未定の旨。【北國の織延絹】長門本には、みのきぬ三千疋とある。『織延』絹の長さが普通の絹より長い義であらう。考證云、令を按に、美濃絁六尺五寸、八丁成レ疋、長五丈二尺と、他國の絹絁に方れば一尺を餘す、又今世の加賀幅廣絹など云ふ類なるべし。【往來の爲に】盛衰記に、事を往來に寄てとある。又考證に、往來は音信訪訊の義とある。音信の印として贈つたこと。【引かれ】引出物として分配したこと。【落書】匿名で、不平や諷刺の意を歌や句に作つて、道などに落しておいたことより起る名。諷刺の語句又歌。【山法師云々】織延絹の分配で醜態を暴露し、耻をかいたといふ意。『織延衣』織延絹で作つた衣の義。【織延を云々】同じ山法師であるから、貰はぬ者も耻をかいた仲間にはいつたと皮肉めいた歌。

又南部への狀に云く、「園城寺牒す、興福寺の衙。殊に合力を致して、當寺の破滅を助けられんと乞ふ狀。右佛法の殊勝なる事は、王法を守らんが爲、王法又長久なる事は、卽ち佛法に依る。爰に入道前の太政大臣平の朝臣清盛公、法名淨海、恣に國威を竊(ひそか)

にし、朝政を亂り、内に就け外に就け、恨を成し歎を成す間、今月十五日の夜、一院第二の皇子、不慮の難を遁れんが爲に、俄に入寺せしめ給ふ。爰に院宣と號して、出し奉るべき旨、頻に責め有りと雖も、衆徒一向惜み奉つて、出し奉るに能はず。仍つて彼の禪門、武士を當寺へ入れんと欲す。佛法と云ひ王法と云ひ、一時に正に破滅せんと欲す。昔唐の會昌天子、軍兵を以て佛法を滅さしめし時、清涼山の衆、合戰を致して之を防ぐ。王權猶此の如し。何に況んや謀叛八逆の輩に於てをや。誰の人か匡正す可きぞ乎。就中南京は例無くして、罪なき長者を配流せらる。此の時に非ずんば、何の日か會稽を遂げん。願くば衆徒、内には佛法の破滅を助け、外には惡逆の伴類を退けなば、同心の至、本懷に足んぬ可し。衆徒の僉議此の如く、仍つて牒奏件の如し。

治承四年五月十八日、大衆等」とぞ書いたりける。

【國威を竊かにし】長門本恣盗二國威一に作る。**【内】**佛法。**【外】**儒教。王法。**【唐の會昌天子】**唐武宗。『會昌』其年號。佛法を抑壓するに努めた天子。會昌五年七月詔して、天下の佛寺を毀ち、僧尼を還俗せしめ、破毀した寺四千六百餘、還俗さした僧尼二十六萬五百人に及んだと云。**【清涼山】**五臺山の別名。古來崇信深き大寺。但し武宗を防いだ事實は明でない。**【謀叛八逆の輩】**清盛を指して云。盛衰記、謀反八虐に作るのがよい。謀反等八虐の罪に當る者の意。『謀叛』謀反の訛。君を無みする心ある者に對する罪名。『八逆』八虐の訛。律

に謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不義を云。罪の極めて重い者。【長者】藤原氏の長者の義。藤原基房を云。公卿補任に、基房、永萬二年七月廿日、詔爲ニ攝政氏長者ーとある。興福寺は藤原氏の氏寺である關係上、特に同氏の氏長者の事を擧げて云。職原抄云、藤氏長者、蒙ニ攝政關白詔ー之人爲ニ其仁ー、仍列不レ及ニ宣下ー也。但宇治左大臣(頼長)非ニ攝關ー爲ニ長者ー、宣下之例初ニ於此ー乎。【何れの日か會稽を遂げん】此の機會を利用しなければ、又いつ恥を雪ぐことが出來ようといふ意。【同心の至・本懐に足んぬ可し】御同樣に喜ばしい事であり、又滿足此上もない事であるから、協力しようとの意。

南都返牒

南都の大衆此の狀を披見して、一味同心に僉議して、頓て返牒をこそ送りけれ。其の返牒に云く、「興福寺牒す、園城寺の衙。來牒一紙に載せられたり。右入道淨海が爲に、貴寺の佛法を滅さんと欲する由の事牒す。玉泉玉花兩家の宗義を立つと雖も、金章金句、同じう一代の教文より出でたり。南京北京共に以て如來の弟子たり。自寺他寺、互に調達が魔障を伏す可し。抑清盛入道は、平氏の糟糠、武家の塵芥也。祖父正盛藏人、五位の家に仕へて、諸國受領の鞭を執る。大藏の卿爲房加州刺史の古、檢非所に補し、修理の大夫顯季播磨の太守たりし昔、廐の別當職に任ず。然るを親父忠盛、昇殿を許さ

れし時、都鄙の老少、皆蓬戶の瑕瑾を惜み、內外の榮幸、尒馬臺の讖文に嗁く。忠盛靑雲の翅を刷ふと雖も、世の民猶白屋の種を輕ず。名を惜む靑侍、其の家を望む事無し。然れば則ち去んぬる平治元年十二月、太上天皇、一戰の功を感じて、不次の賞を授け給ひしより以來、高く相國に上つて、兼て兵仗を賜る。男子或は台階を辱うし、或は羽林に連り、女子或は中宮職に備り、或は准后の宣を蒙る。群弟庶子、皆棘路に步み、其の孫彼の甥、悉く竹符を割く。加之九州を統領し、百司を進退して、奴婢皆僕從とす。一毛心に違へば、王侯と雖も之を捕へ、片言耳に逆ふれば、公卿と雖も之を搦む。是に依つて或は一旦の身命を延べんが爲、或は片時の凌蹂を遁れんと思うて、萬乘の聖主、猶面諂の媚を作し、重代の家君、却つて膝行の禮を致す。代々相傳の家領を奪ふと雖も、上宰も恐れて舌を卷き、宮宮相承の庄園を取ると雖も、權威に憚つて言ふ事無し。勝つに乘る餘り、去年の冬十一月、太上皇の栖を追捕して、博陸公の身を推し流す。叛逆の甚しき事、誠に古今に絕えたり。其の時我等須く賊衆に行き向つて、其の罪を問ふべしと雖も、或は神慮に相憚り、或は綸言と稱するに依つて、鬱陶を抑へて、光陰を送る間、重ねて軍兵を起して、一院第二の親王宮を打ち圍む處に、八幡三所、春日大明神、竊に影向を垂れ、仙蹕を捧げ奉り、貴寺に送り付

けて、新羅の扉に預け奉る。王法盡きざる旨著けし。仍つて貴寺身命を捨てゝ、守護し奉る條、含識の類、誰か隨喜せざらん。此の時吾等遠域に在つて、其の情を感ずる處に、淸盛公、猶凶器を起して、貴寺に入らんと欲する由、風に傳へ承るに依つて、兼て用意を致す。十八日辰の一點に、大衆を發し、諸寺に牒奏し、末寺に下知して、軍士を得て後、案内を達せんと欲する處に、靑鳥飛び來つて、芳翰を投げたり。數日の鬱念一時に解散す。彼の唐家淸涼一山の苾蒭、猶武宗の官兵を返す。況んや和國南北兩門の衆徒、何ぞ謀臣の邪類を掃はざらん。克く梁園左右の陣を固めて、宜しく吾等が進發の告を待つべし。狀を察して疑貽を作すこと莫れ。以て牒す、件の如し。治承四年五月二十一日、大衆等」とぞ書いたりける。

【一味同心に僉議して】同意といふことに僉議をきめての意。**【來牒一紙云々】**「牒す」まで標題。來牒中に載せてある、淸盛が貴寺の佛法を滅すといふ事に就て、返事をするの意。**【玉泉】**荊州當陽縣玉泉寺に天台大師が居つたので、天台宗のことを云。こゝは園城寺。**【玉花】**玉花宮の略。法相宗始祖玄奘三藏、唐高宗の命に依り、此宮に於て大般若經六百卷を譯してから、法相宗のことを云。こゝは法相宗本山興福寺を云。**【金章金句】**貴重の章句の義。佛經の經文を云。**【一代の敎文】**釋迦一代の間に說いた諸經の文。**【自寺他寺】**我が寺も、貴寺もの意。**【調達の魔障】**調達の如き魔障といふ義。『調達』提婆達多の略。淨飯王の弟、斛飯王の子、

阿難の兄、釋迦の從弟に當る。惡虐無道、三逆五逆罪を作り、佛敵となり、無間地獄に墮ちたといはれる者。【武家の塵芥】武家中でも、塵や芥の如きつまらない者。【藏人五位の家】未詳。或は藤原爲房のことか。爲房延久五年従五位下、永保四年藏人、應德三年更に藏人となる。永保應德の間、藏人の現職を離れ、藏人の五位となつたことがあつたものかと思はれる。【鞭を執る】家僕となるの意。論語述而篇云、富而可レ求也、雖二執鞭之士一、吾亦爲レ之。朱注、執鞭賤者之事。【大藏卿爲房】藤原隆方の子。天永三年正月廿六日、大藏卿。【加州刺史】加賀守。寛治四年六月五日加賀守。『刺史』國守の唐名。【撿非所】撿非違使所の略。長門本には撿非違使とある。國司に隷屬し、糺察追捕を掌る諸國の撿非違使のこと。職掌は全く京師の撿非違使と同樣であつた。【修理大夫顯季播磨太守】顯季、寛治八年二月廿二日播磨守、同八年七月十三日修理大夫兼任。『太守』國守の唐名。【厩の別當職】國司の下にあつて馬の事を掌る職。【蓬戸】長門本八坂本等蓬壺に作るのがよい。拾遺記に、三壺海中三山也、一曰二方壺一則方丈也、二曰二蓬壺一則蓬萊也、三曰二瀛壺一則瀛洲也、形如二壺器一とあり、海中にある仙山の一。こゝは院のこと。【瑕瑾】瑕釁。過失を云。鳥羽上皇の失政としたといふ意。【内外の榮幸】長門本内外の英豪に作るのがよい。佛家儒家の識者の義。【馬臺の讖文に啼く】『馬臺』邪馬臺の略。我國の未來記の稱ある邪馬臺の詩を云。此詩は梁僧寶誌の作と稱せらるるも、恐らく我平安末期好事の僧徒の手に成る者。『讖文』未來記の豫言的文句。江談抄に、「寶志野馬台讖、天命在二三公一、百王流畢竭、猿犬稱二英雄一と見えたり、王法衰微、憲章不レ被レ行之徴也」とあるは、こゝにいふ文に當り、平家の榮華の爲めに、王法

衰微し、無才の者の賤層跳梁するやうになつたといふことで、學者邪馬臺の豫言の的中したのを悲むの意。【青雲の翅を刷ふ】高位高官に登り、宮中に參内するに至るを喩へる語。【白屋の種】出身の賤しいこと。『白屋』白茅で葺いた家の義。賤者の家。【其家を望む事無し】身分の卑い侍でも、名譽を重んずる者は、平家に仕る事を望まないとのこと。【太上天皇】後白河上皇。【不次の賞】順序に據らず。拔擢して高位高官を授けること。淸盛、永曆元年六月廿三日、正四位下より一躍從三位となり、八月十一日正三位參議、九月二日右衞門督となつたこと。【臺階】三臺の位階の義。大臣の位。【棘路】公卿の異稱。周の世、棘を植ゑて九卿の位とした故事に基く語。周禮秋官云、左ニ九棘、孤卿大夫位ス焉、群士在ニ其後ニ、右ニ九棘、公侯伯子男位ス焉、群吏在ニ其後ニ。【竹符を割く】國司となること。『竹符』竹使符の略。漢書應劭の注に、竹使符皆以ニ竹箭五枚ヲ、長五寸、鐫ニ刻篆書ス、第一ヨリ至ニ第五ニとある。其半を京師に止め、他の半を國司に與へたもので、それで割くと云。【九州】日本全國といふこと。支那の古代に、全國を荊・梁・雍・豫・徐・揚・靑・兗・冀の九州に分けたことに據て云。【一毛】少しでもの意。【王侯】皇室皇族を指して云。【凌蹂】苦しめ耻しめられること。【面諂の媚】まのあたり諂ひ媚びること。【重代の家君】父祖以來の主人。藤原氏を指す。【膝行の禮】貴人の面前に出る時の禮法。貞丈雜記云、貴人よりこなた迄立ちて行きて、跪坐し、つくばひ、手をつきて、膝にてはひ寄りはひ退く也、三手三足ばかり、はひ進む也。退く時も同じ。【上宰】上官。『宰』官吏。【宮々相承】皇族世襲の意。【勝に乘る餘り】人の遠慮するのをよいことにして、我儘勝手をする擧句の果はの意。【禍を追捕し】御所を押領したといふ義。【博陸公】關白の異稱。こゝは基房。漢宣帝の時、諸事を關白した霍光が、博陸侯と稱したのに基く稱。【絃樂】

平家。**【神慮に相憚り】**神の思召の程を思つて、遠慮して居たとのこと。**【欝悶】**不平の思。**【重ねて軍兵を起し】**平家が又も兵を起したといふこと。**【八幡三所】**應神天皇・比賣神・神功皇后の三座。**【仙蹕】**「仙」は美稱、「蹕」君の乘物。高倉宮の園城寺へ御出になつたことに云。**【新羅の扉】**新羅明神の許にの意。新羅明神は園城寺五社鎭守の一。**【含識の類】**心識を含有する者、卽ち有情の意。一般の人を云。**【遠域】**遠方。**【凶器】**兵。**【案內を達せん】**通知を發しやうとすること。**【靑鳥】**三足の鳥で、西王母といふ仙人の爲に食を取ることを務にしたといひ傳へる。こゝは使者の意。**【芳翰】**牒狀を指して云。**【唐家】**唐國。**【苾蒭】**梵語、比丘と同義。僧。**【和國南北兩門の衆徒】**我國南都北嶺の僧徒。**【梁園】**親王家。高倉宮を云。漢孝文帝の子梁孝王、東園方三百里を築て、竹を植ゑて修竹苑と稱した故事に據り、親王を竹園、竹の園生、梁園など云。**【疑貽】**正しくは疑殆。疑ひ恐れること。

大衆揃

寺には宮入らせ給ひて後、大關小關掘り切つて、大衆又僉議す。「抑山門は心替りしつ。南都は未だ參らず。此の事延びては惡しかりなん。いざや今夜六波羅に押寄せて夜討にせん。其の儀ならば、老少二手に相分つて、先づ老僧共は如意が嶺より搦手へ向ふべし。足輕共を先立てゝ、白川の在家に火を懸け燒き上げば、在京人六波羅の武士共、あはや事出で來たりとて、馳せ向はんずらん。其の時岩坂、櫻本の邊に、暫し支

へて防ぎ闘はん間に、大手は松坂より伊豆の守を大將軍として、若大衆惡僧共は、六波羅に押寄せ、風上に火をかけ燒き上げ、一揉揉うで攻めんに、などか太政入道燒き出いて、討たざる可き」とぞ、僉議したりける。爰に平家の祈しける、一如坊の阿闍梨眞海は、弟子同宿數十人引き具し、僉議の庭に進み出で、申しけるは、「加樣に申せば、平家の方人とや思し召され候ふらん、一向其の儀にては候はず。縱ひさ候共、いかゞ衆徒の義をも思ひ、我が寺の名をも惜までは候ふ可き。昔は源平左右に爭ひて、朝家の御固たりしか共、近來は源氏の運傾き、平家世を取つて二十餘年、天下に靡かぬ草木も候はず。されば内々の館の有樣も、小勢にては容易う叶ひ難し。能々謀を運し、勢を催し、後日に寄せらる可うもや候ふらん」と、程を延さんが爲に、長々とこそ僉議したりけれ。爰に乘圓坊の阿闍梨慶秀は、衣の下に萠黄匂の腹卷を著、大きなる打刀前垂に指しほらし、白柄の長刀杖につき、僉議の庭に進み出で、「證據を外に引く可からず、先づ我寺の本願、天武天皇未だ春宮の御時、大友の皇子に襲はれさせ給ひて、芳野の奧を出でさせ給ひて、大和の國宇多の郡を過ぎさせ給ふには、其の勢纔に十七騎、され共伊賀伊勢に打ち越え、美濃尾張の軍兵を以て、大友の皇子を亡して、終に位に卽かせ給ひき。窮鳥懷に入る、人倫是を哀むといふ本文有り。自餘は知らず、慶秀が門徒に於いては、

今夜六波羅に押寄せて、打死せよや」とぞ僉議しける。圓滿院の大輔源覺、進み出でゝ、「僉議端多し、只夜の更くるに、急げや進め」とぞ申しける。

【大關小關掘り切つて】防備の爲に、山を切り開いて、大小の關門を作り設けたこと。【搦手】軍の背面。平家の背後。【足輕】雜役に驅使せられる者。戰時には歩卒として用ひられる。【白川】賀茂川東山間、北白川村より南九條の末までの地の總稱。叡山に發源し、如意嶽の溪水を合せ、白川村に至り、後賀茂川に入る白川に因んだ地名。【在家】在鄕の家の義。民家。【燒き上げば】燒き立てること。【岩坂】大日本地名辭書云、如意嶽の中にて、近江路の一險ならん、今其所を失ふ。【櫻本】京の洛外神樂岡の東の原の名。今淨土寺町鹿谷町に亙る地。【大手】軍の正面。【松坂】粟田口日岡街道の地。【大將軍】一軍の總大將の義。【惡僧】勇猛の評判ある僧。【一揆】一戰を交へること。【平家の祈しける】平家方の依賴を受けて、祈禱をしてゐるとのこと。【同宿】同じ僧坊に起臥する者。【僉議の庭】僉議場。【內々の館の樣子】平家の各私邸の警固の程。【打刀】鍔刀とも云、柄を卷き鍔を入れた刀。【前垂に】前下りに。【我寺の本願】園城寺建立の願を立てた人の義。實は此寺は大友與多が父弘文天皇の遺旨を奉じて、天武天皇の勅許を得て勅願寺として建立したもの。【大友皇子に襲はれ】此事の事實相反することは、前述の如くである。【其の勢纔に十七騎】天武天皇紀、草壁皇子以下從者の名を記し、廿餘人、女孺十有餘人也、即日到菟田吾城とある。【窮鳥懷に入る人倫是を哀む】窮して救を請ふ者は、事情の如何に拘はらず、之を哀むのは人情であるの意。○人倫＝唯人といふこと。顏氏家訓省事篇云、窮鳥入懷、仁人所憫、況死士歸我、當棄之乎。【自餘は知らず】他人はいざ知らず。【圓滿院】園城寺門跡の一。【僉議

端多し」議論がまちまちに分れること。【只夜の更くるに】たゞ夜が更けて行くばかりなのにの意。

先づ搦手に向ふ老僧共の大將軍には、源三位入道頼政、乘圓坊の阿闍梨慶秀、律成坊の阿闍梨日胤、帥の法印禪智、禪智が弟子義寳、禪永を先として、都合其の勢一千人、手手に續松持つて、如意が峯へぞ向ひける。大手の大將軍には、嫡子伊豆の守仲綱、次男源大夫の判官兼綱、六條の藏人仲家、其の子藏人太郎仲光、大衆には、圓滿院の大輔源覺、律成坊の伊賀の公、法輪院の鬼佐渡、成喜院の荒土佐、是等は力の强さ、弓箭打物取つては、如何なる鬼にも神にも逢ふと云ふ、一人當千の兵也。平等院には、因幡の竪者荒大夫、角の六郎房、島の阿闍梨、筒井法師に、卿の阿闍梨、惡少納言、北の院には、金光院の六天狗、式部大輔、能登、加賀、佐渡、備後等也。松井の肥後、澄南院の筑後、賀屋の筑前、大矢の俊長、五智院の但馬、慶秀が房人、六十人の中、加賀光乘、刑部春秀、法師原には一來法師に如かざりき。堂衆には、筒井の淨妙明秀、小倉の尊月、尊永、慈慶、樂住、鐵拳の玄永、武士には、渡邊の省播磨の次郎、授薩摩の兵衛、長七唱、競の瀧口、與の右馬の允、續の源太、淸、勸を先として、都合其の勢一千五百餘人、三井寺をこそ打つ立ちけれ。寺には宮入らせ給ひて後、大關小關掘切り、搔楯かき、逆茂木引いたりければ、堀に橋渡し、逆茂木取り除けなどしける程に、時刻推移つて關路の鷄啼きあへり。伊豆の守

「爰にて鳥鳴いては、六波羅へは白晝にこそ寄せんずれ。如何せん」と宣へば、圓滿院の大輔源覺、又先の如くに進み出で、「昔秦の昭王、孟嘗君を召し禁められたりしに、后の御助に依つて、兵三千人を引き具して、逃げ免れけるが、程なく函谷關に至りぬ。異國の習ひに、鷄の啼かぬ限りは、關の戸を開く事なし。彼の孟嘗君が三千の客の中に、田甲といふ兵有り、鷄の鳴く眞似をゆゝしうしければ、鷄鳴とも云はれけり。彼の鷄鳴高き所に走り上り、鷄の鳴く眞似をゆゝしうしたりければ、關路の鷄聞き傳へて、皆鳴きあへり。其の時關守、鳥の虚音にばかされて、關の戸を開けてぞ通しける。されば是も敵の謀にや鳴かすらん、只寄せよや」とぞ申しける。かゝりし程に、五月の短夜なれば、ほの〲とぞ明けにける。伊豆守宣ひけるは、「夜討にこそさり共と思ひつれ、晝軍には如何にも叶ふまじ。あれ呼び返せや」とて、大手は松坂より取つて返し、搦手は如意が嶺より引返す。若大衆惡僧共、「是は一如房が長僉議にこそ、夜は明けたれ。其の坊切れ」とて、推寄せて坊を散々にきる。防ぐ所の弟子同宿、皆討たれにけり。我が身手負ひ、はう〲六波羅へ參つて、此の由訴へ申しけれ共、六波羅には軍兵數萬騎馳せ集つて、些とも騷ぐ氣色もし給はず。

【律成坊】長門本、東鑑、律靜房に作る。【帥の法印禪智】中納言太宰權帥藤原俊忠の子。父の官名に因んで云。

俊成の弟。【成喜院】盛衰記常喜院とある。【律成坊伊賀公】長門本に日胤の弟子とある。【平等院】三井寺中院中の寺。村上天皇皇子致平親王創建。【筒井法師】『筒井』南院三谷の一。【北院】三井寺三院の一。三院は中院北院・南院。【賀屋】伽耶の訛。【澄南院】澄、一本證に作る。【房人】房中に同宿する者。【刑部春秀】齋藤刑部丞俊通の子。父の官名に因んで云。【法師原には一來法師】法師といはれる仲間では、一來法師の武勇に及ぶものはなかつたとのこと。【省播磨次郎】源滿の子。播磨守の故に云。【授薩摩の兵衛】省の子。薩摩守兵衛尉となつた故に云。【與の右馬允】授の弟。『右馬允』右馬寮判官。【續の源太】敎の子。【淸】計の子。【勸】至の子。【搔楯】垣楯の義。垣根の如くに楯を立て並べること。その垣楯を作ることをかくと云。【逆茂木】刺のある木の枝、又は幹を逆に立て、栅に結んで道を塞ぎ、敵の侵入に備へるもの。この構をなすことを引くと云。【關路】關所のある路。【孟嘗君】齊の王族田文の稱。食客數千人、其名聲諸侯に聞え、秦昭王之を召し秦の相としたが、後囚へて殺さんとした。史記に見える故事。【后の御助け】昭王の幸姫に狐白裘を贈つて歡心を買ひ、其のとりなしに依つて釋放されたこと。【函谷關】秦國の東方の要衝、有名な山間の關所の名。【客】食客と稱し、他日の爲に平素養つて置く者。【ゆゝしう】非常に上手にの意。【鳥の虛音】鳴き眞似の聲。後拾遺集、雜、大納言行成物語などしけるに、内の御物忌にこもればとていそぎ歸りて、つとめて鳥の聲に催されてといひおこせて侍ければ、夜ふかゝりける鳥の聲は函谷關のことにやといひ遣はしたりけるを、たちかへり是は逢坂のせきに侍とあればよめる、淸少納言、夜をこめて鳥のそら音ははかるとも、世に逢坂の關はゆるさじ。【ばかされて】だまされて。【さりともと思ひつれ】下にどの字ある意。夜討ならば或は奇捷を得るこ

とも出來やうかと思つたがの意。【其の坊切れ】其の宿所に討入れとのこと。『坊』宿坊。

去程に宮は、山門は心變しつ、南都は未だ參らず、此の寺計りでは如何にも叶ふべからずとて、同廿三日の曉方に、三井寺を出でさせ給ひて、南都へ落ちさせおはします。此の宮は蟬折、小枝とて、漢竹の笛を二つ持ち給へり。中にも蟬折は、昔鳥羽の院の御時、宋朝の御門へ、砂金を多く參らつさせ給ひたりしかば、返報と思しくて、生きたる蟬の如くに、節の付きたる笛竹を、一節參らつさせ給ひけり。是程の重寶を、如何が左右なう彫らせらる可きとて、三井寺の大進の僧正覺宗に仰せ、壇上に立て、七日加持して彫らせ給へる御笛也。或時高松の中納言實平の卿參つて、此の笛を吹かれけるに、尋常の笛の樣に思ひ忘れて、膝より下に置かれたりければ、笛や尤めけん、其の時蟬折れにけり。さてこそ蟬折とは召されけれ。此の宮笛の御器量たるに依て、御相傳有りけるとかや。され共今を限とや思し召されけん、金堂の彌勒に籠め參らさせ給ひけり。龍華の曉、値遇の御爲かと思しくて、哀れなりし事共なり。去程に、宮は老僧共には皆暇賜うて、留めさせおはします。然る可き若大衆惡僧共は參りけり。三位入道の一類、渡邊黨、三井寺の大衆引き具して、其の勢一千五百餘人とぞ聞えし。乘圓房の阿闍梨慶秀は、鳩の杖にすがり、宮の御前に參り、雙眼より涙をはら／＼と流いて申し

けるは、「何迄も御供仕るべう候ひしか共、年既に八旬にたけて、行歩如何にも叶ひ難く候へば、弟子で候ふ刑部房俊秀を參らせ候はん、是は一年平治の合戰の時、故左馬の頭義朝が手に候うて、六條河原で討死仕り候ひし、相模の國の住人、山の內の須藤刑部の丞俊通が子にて候ひしを、聊緣候ふに依つて、跡懷にておほしたてゝ、心の底迄も能く知つて候へば、何迄も召し具せられ候へ」とて、淚を抑へて留りぬ。宮も哀れに思し召して、「何の好に角は申すらん」とて、御淚塞きあへさせ給はず。

【廿三日の曉方】玉葉山槐記は廿五日夜半、東鑑は廿六日曉の事とす。**【漢竹】**禾本科山竹屬の竹類。高さ五六尺乃至一丈に達し、徑五六分、枝梢に至るまで紫色を帶ぶるもの。**【蟬折】**樂家錄云、諸笛之中謂二蟬者一也、其製法、於二笛首竹節裏方一切レ之、横三分許、別用二唐木一塞レ之、而作二之竹節生レ枝之形一、(但少高作レ之、竹枝向二于尾方一厚二厘許) 其狀似二于蟬一故名レ之乎。按漢朝笛圖無二謂レ蟬者一、想是起二于蟬折之笛一乎。**【一節】**和名抄云、兩節間、俗云レ與。**【大進の僧正覺宗】**治部少輔藤原家基の子。少輔僧正の稱がある。大進僧正の名義未詳。長門本には三井寺の法輪院覺祐僧正とある。**【壇上】**盛衰記に護摩の壇上とある。**【高松の中納言實平】**實衡の訛。權大納言藤原仲實の子。保延六年三月廿七日權中納言、永治二年二月八日薨。**【尋常の笛の樣に】**長門本云、御遊はてゝ不通のやうに思て、膝の下に置て又取出してふかんとせられければ、笛とがめてや思ひけん、取はづして落して蟬をうち折りてけり。盛衰記云、すき聲のしけるを咳めんとて、普通樣に思つゝ、膝の下

に推かいて、又取上吹かんとしてける、笛告や思ひけん、取はつして落して、蟬を打折りけり。【笛や尤めけん】名笛の靈が無禮を怒つたといふ義。【蟬折とは召されけれ】それで蟬折と名づけられたの意。【器量】才器德量の意。轉じて特に勝ぐれて物の上手なこと。今いふ天才。【金堂の彌勒】園城寺金堂の本尊彌勒菩薩。此像、本、陳の南岳惠思大師禪室の本尊で、大師入寂後、百濟を經、用明天皇の時我國に入り、九朝を經て、天武天皇の世に至て、此寺の本尊とせられたと傳へる。【彌勒】菩薩の姓。名は阿逸多。南天竺の婆羅門の家に生れ、釋迦如來の佛位を紹ぐ補處(ふしよ)の菩薩。補處とは、前佛の旣に滅した後を繼で、成佛して其處を補ふの義と云。【龍華の曉】彌勒菩薩、佛に先て入滅し、兜率天の內院に生じ、彼の天の四千歲(人間の五十六億七千萬年)を經て、此土に出世し、華林園中の龍華樹の下で成道し、法會を開いて普く人天を度すると云。其時のこと。龍華樹は、彌勒大成佛經に、枝如二寶龍一吐二百寶華一とある。【値遇】希に逢ふこと。こゝは未來に彌勒にめぐりあふ爲の緣に、笛を籠め置かれるとの意。【鳩の杖】老人の持つ、頭に鳩の形を刻んで附けてある杖。後漢書禮樂志云、八十九十禮(シテ)有レ加二賜(スル)玉杖一長尺端以二鳩鳥一爲(スヲ)レ飾、鳩者不レ噎之鳥也、欲三老人如二(ナラシメント)鳩不一レ噎、噎は食物が喉につかへむせぶこと。【八句にたけて】八十歲を過ての義。【行步】步行。【手】手下。【山の內の須藤刑部丞俊通】刑部丞義通の子。『須藤』家號。『山の內』相模國鎌倉郡山の內で其住處。『刑部丞』刑部省判官、六位の侍を以て任じたもの。【跡懷にて】人の子を引取つて養育すること、養ひ子としての意。【いつの好に角は申すらん】盛衰記に假初のなじみに加樣に思ふらん事よとある。格別恩もかけたこともないのに、よく親切に言つてくれるの意。

橋合戰

去程に宮は、宇治と寺との間にて、六度迄御落馬有りけり。是は去んぬる夜、御寢成らざりし故なりとて、宇治橋三間引き弛し、平等院に入れ奉り、暫く御休息有りけり。六波羅には、「すはや宮こそ南都へ落ちさせ給ふなれ。追っ懸けて討ち奉れや」とて、大將軍には、左兵衞督知盛、頭の中將重衡、薩摩守忠度、侍大將には、上總守忠清、其の子上總太郎判官忠綱、飛驒守景家、其の子飛驒太郎判官景高、高橋判官長綱、河內判官秀國、武藏三郎左衞門有國、越中次郎兵衞盛續、上總五郎兵衞忠光、惡七兵衞景清を先として、都合其の勢二萬八千餘騎、木幡山打越えて、宇治橋の詰にぞ押寄せたる。敵平等院にと見てければ、鬨を作る事三箇度なり。宮の御方にも、同じう鬨の聲をぞ合せたる。先陣が、「橋を引いたるぞ、過すな、橋を引いたるぞ、謬すな」と、どよみけれ共、後陣は是を聞きつけず、我れ先にと進む程に、先陣二百餘騎押落され、水に溺れて失せにけり。去程に、橋の兩方の詰に打っ立ちて矢合す。宮の御方より、大矢俊長、五智院但馬、渡邊省、授、續源太が射ける矢ぞ、楯も堪らず、鎧もかけず通りけり。源三位入道賴政は、今日を最後とや思はれけん、長絹の

鎧直垂に、科皮威の鎧著て、態と甲をば著給はず。嫡子伊豆の守仲綱は、赤地の錦の直垂に、黒絲威の鎧也。弓を强う引かんが爲に、是も甲をば著ざりけり。爰に五智院の但馬、大長刀の鞘をはづいて、唯一人橋の上にぞ進んだる。平家の方には是を見て、唯「射取れや、射取れ」とて、差しつめ引きつめ散々に射けれ共、但馬少しも騷がず、揚がる矢をばつい潛り、降る矢をば跳り越え、向つて來るをば長刀にて切つて落す。敵も御方も見物す。其れよりしてこそ、矢切の但馬とは云はれけれ。

【宇治と寺との間】盛衰記云、宇治と寺との間、行程纔に三里許也。**【宇治橋】**大化二年僧道登創設。續日本紀僧道昭の造立とするは誤と、古京遺文に見える。山州名跡志云、古へ掛る所は、今の橋の上二町許にあり。**【三間引弛し】**橋の板を柱間三間程、引きはがしたこと。**【平等院】**山城國久世郡宇治町に在る。もと左大臣源融の別業。藤原道長之を得て其子頼通に傳へたが、頼通こゝに退隱し、永承七年三月之を捨て佛寺とした。**【大將軍には】**玉葉には重衡維盛とある。**【侍大將】**臨時に侍中より選拔し、直接一軍統率の責に任じ、軍を指揮する者。**【上總の守忠淸】**長門本上總介に作るのが正しい。**【上總の五郎兵衛忠光】**忠淸子、忠綱弟。**【惡七兵衛景淸】**忠淸子、忠光弟。**【木幡山】**山城國宇治郡宇治村字木幡にある山。宇治の北、伏見の東に當り、京より南都に通する本道で、古昔關を置かれたこともあり、一に關山とも云。**【詰】**橋のたもと。橋のきは。**【橋を引いたるぞ】**橋板がはがしてあるぞの意。**【矢合】**開戰に先ち、敵味方兩方より開戰通知の意味で、互に鏑矢を射出すこ

朶革威

と。【楯も堪らず】楯も支へきれない。【鎧もかけず】鎧もとめることが出來ずに。【長絹】絹の名。海人藻芥云、凡絹有ニ四種一、謂ニ長絹・平絹・細絹・蠶絹一是也。【科皮威】齒朶革威の訛。藍革に齒朶の葉の文様を白く染め出した革を細く切て威すこと。普通は齒朶の葉を二つづゝ弓なりに向ひ合はせた樣に威す。【態と甲をば着給はず】下文にある樣に、弓を強く引く時、眞庇などの障となる爲めの故である。【差しつめ引きつめ】『差し』矢を弓につがふこと、『引き』弓を引くこと。矢をつがひ弓を引くことを早く度々すること。【揚る矢をばつい潜り】上の方を指してくる矢は、ついと頭をかゞめて通すこと。【矢切】矢を切り拂ふことが上手なので云。

又堂衆の中に、筒井の淨妙明秀は、褐の直垂に、黑革威の鎧著て、五枚甲の緒をしめ、黑漆の太刀を帶き、二十四指いたる黑ほろの矢負ひ、塗籠籐の弓に、好む白柄の大長刀取り副へて、是も唯一人橋の上にぞ進んだる。大音聲を揚げて、「遠からん者は音にも聞け、近からん人は目にも見給へ。三井寺には隱れ無し、堂衆の中に筒井の淨妙明秀とて、一人當千の兵ぞや。我と思はん人々は、寄り合へや見參せん」とて、二十四指いたる矢を、差しつめ引きつめ散々に射る。矢庭に敵十二人射殺し、十一人に手負はせたれば、箙に一つぞ殘つたる。其の後弓をば、からと投げ捨てゝ、箙も解いて捨てゝげり。貫脫いで跣に成り、橋の行桁を、さらさらと走りける。人は恐れて渡らね共、淨妙房が心地には、一條二條の大路とこそ振舞うたれ。長刀にて向

ふ敵五人薙ぎふせ、六人に當る敵に逢うて、長刀中より打ち折れて捨てゝげり。其の後太刀を拔いて戰ふに、敵は大勢なり、蜘蛛手、かく繩、十文字、蜻蜓返り、水車、八方透さず切つたりけり。向ふ敵八人切りふせ、九人當る敵が甲の鉢に、餘に强う打ち當てて、目貫の元より丁と打れ、くつと拔けて、河へざつぶとぞ入りにける。賴む所は腰刀、死なんとのみぞ狂ひける。爰に乘圓坊の阿梨闍慶秀が召し使ひける一來法師と云ふ大力の剛の者、淨妙房が後に續いて戰ひけるが、行桁は狹し、側通るべき樣はなし。淨妙房が甲の錏に手を置いて、「惡しう候、淨妙房」とて、肩をづんと跳り越えてぞ戰ひける。一來法師討死してげり。淨妙房は這々歸つて、平等院の門の前なる芝の上に物具脫ぎ捨て、鎧に立つたる矢目を數へたれば六十三、裏かく矢五所。され共痛手ならねば、所々に灸治し、頭緘げ、淨衣著、弓切折り杖に突き、平履はき、阿彌陀佛申して、奈良の方へぞ罷りける。其の後は淨妙房が渡つたるを手本として、三井寺の大衆、三位入道の一類、渡邊黨、我先にと走り續き走り續き、橋の行桁をこそ渡りけれ。或は分取して歸る者も有り、或は痛手負うて、腹掻き切り川へ飛び入る者も有り。橋の上の戰、火出づる程にぞ見えたりける。

【褐の直垂】褐色の布の鎧直垂。『褐』かち又訛てかちんと云。もと藍を搗ちて染めるよりの名。藍を濃く染め

て黑くなる程にした色、勝色の義に取りなして、多く軍陣の用具に用ひる。【五枚甲】錣の五枚ある甲。【黑ほろの矢】黑色のほろ羽で矧いだ矢。『ほろ羽』雨覆の下に連つてゐる羽。【塗籠籐の弓】籐をすき間なく卷きつめ、其上を漆で塗り籠め、上下のかぶら籐と矢ずり籐とのみ、塗らずに白く殘してある弓。雨露を凌ぐ爲めに塗るので、軍陣に用ひる爲めの故である。【好む】自分の好みで用ふるといふ意。【我と思はん人々】我こそはと、自信のある者共の義。【より合へや見參せん】出て來い、お目にかゝらう。【からと】投げ捨てる音の形容。【貫】甲冑着用の時にはく毛沓。熊又は牛馬等の毛皮で作り、長さ一尺二寸、中に指かけの緒がある。口に緒があり、それを足首のところで左右打ち違へ、足の裏へ廻し、裏の中央にある長さ三寸位の皮の間へ通し、上にとつて甲の上で結ぶ、又左足からはくのを故實としてゐる。【行桁】縦の桁。盛衰記に、橋桁は僅に七八寸の廣さなり、河深うして底見えざれは、普通の者は渡るべきにあらされどもとある。【一條二條の大路】京の一條大路は路幅十二丈、二條大路は路幅十七丈、こゝは廣い大路を行くやうに、らくらくと渡つたといふ意。【蜘蛛手】蜘蛛の手の樣に、太刀を四方八方に振ふこと。【かく繩】かくのあわの轉訛。油で揚げた、紐を結んだ樣な形の菓子の名。その形のやうにぐるぐるねぢれた樣に斬つて廻はること。和名抄云、揚氏漢語抄云、結果、(形如レ結レ緒、此間亦有レ之、今案加久乃阿和。)【蜻蜓返り】蜻蜓が急に方向を轉して後方へ返へる樣に、身輕く敏捷に飛び廻ること。【水車】水車の廻轉するが如くに、圓形を描いて攻めかゝること。【八方すかさず】八方へ隙間のない樣に。【甲の鉢】甲の頂部を覆ふ部分の稱。【目貫】柄の拔けない爲に、刀の柄の上から刀身へかけて貫いてある金具の名。【丁と・くつと・ざつぶ】急に起つたことを擬音で表はした語。【腰刀】腰の刀、

又鞘卷とも云。【側通る可き樣はなし】脇を通ることが出來ない。【甲の錣】鉢の背部に附屬して後に垂れ、頸部を覆ひ保護する用を爲す者。其板三枚あるのを三枚甲、五枚あるのを五枚甲と云。【惡しう候】盛衰記には無禮に候とある。失禮致しますといふ意。【づんと】思ひ切つて飛ぶ樣。【這々】やうやつとの意。非常に弱つた樣。【矢目】矢の當つた處。矢疵。【裏かく矢】鎧の裏まで通つた矢。【痛手】重傷、「手」は疵。【灸治】傷口に灸をすゑて、出血を止める應急の療治。【頭結げ】頭髮を束ねること。【平履】日和下駄。高足駄に對する語。【分取】戰場で敵の物を掠奪すること。【火出づる程】火花の散る程激しいといふこと。

平家の方の侍大將上總の守忠清、大將軍の御前に參り、「あれ御覽候へ、橋の上の戰、手痛う候。今は川を渡す可きにて候ふが、折節五月雨の比、水まさつて候へば、渡さば馬人多く亡び候ひなん。淀、一口へや向ふ可き、又河内路へや廻るべき、如何せん」と申しければ、下野の國の住人、足利の又太郎忠綱、生年十七歲にて有りけるが、進み出で、申しけるは、「淀、一口、河内路へは、天竺・震旦の武士を召して向はれ候はんずるか。其れも我等こそ承つて向ひ候はんずれ。目に掛けたる敵を討たずして、宮を南都へ入れ參らせなば、吉野十津川の勢共馳せ集つて、彌御大事でこそ候はんずらめ。武藏と上野の境に、利根河と申す大河候。秩父、足利、中違うて、常は合戰を仕り候ひしに、大手は長井の渡、搦手は故我杉の渡より、寄せ候ひしに、爰に上野の國の住人、新

田の入道、足利に語らはれて、杉の渡より寄せんとて、設けたりける舟共を、秩父が方より皆破られて申しけるは、「唯今爰を渡さずば、長き弓箭の疵なるべし。水に溺れても死なば死ね、いざ渡さう」とて、馬筏を作つて渡せばこそ渡しけめ、坂東武者の習、敵を目にかけ、川を隔てたる軍に、淵瀬嫌ふ様やある。此の河の深さ早さ、利根河に幾程の劣り勝りはよも非じ、續けや殿原」とて、眞先にこそ打ち入れたれ。續く人々、大胡、大室、深須、山上、那波の太郎、佐貫の廣綱四郎大夫、小野寺の禪師太郎、邊屋子の四郎、郎等には宇夫方の次郎、切生の六郎、田中の宗田を始めとして、三百餘騎ぞ續きける。足利大音聲を揚げて、「弱き馬をば下手に立てよ。强き馬をば上手になせ。馬の足の及ばう程は、手綱をくれて歩ませよ。撥まば、かい繰つて泳がせよ。下らう者をば弓の弭に取り付かせよ。手に手を取り組み、肩を並べて渡す可し。馬の頭沈まば、引き揚げよ。痛う引いて引つ被くな。鞍壺に能く乘り定つて、鐙を强う踏め。水溜まば、三頭の上に乘り懸れ。河中にて弓引くな。敵射る共相引すな。常に錣を傾けよ。痛う傾けて天邊射さすな。馬には弱う、水には强う中るべし。かねに渡いて推落さるな。水にしなうて渡せや渡せ」と掟て、三百餘騎、一騎も流さず、向ひの岸へ颯とぞ打ちあげたる。

【手痛う】手ごはく見えるとのこと。【一口】山城國久世郡淀町の東南、御牧村の北に當る地。三方沼で一方入口なる故に一口と書く。東鑑には芋洗とある。淀方面の要地。【足利又太郎忠綱】藤原秀鄕の裔、足利太郎俊綱の子。先祖以來下野國足利郡足利庄に住み、足利氏を名乘つた。【天竺震旦の武士を召して】印度支那など、別に他國の兵を呼んで攻めさせるのでもないのにと、悠長なことを嘲けつた詞。【目に掛けたる敵】目前の敵の意。【吉野】大和國吉野郡吉野山中の者。【十津川】吉野郡の南部、十津川上流、天の川と紀伊國熊野との間の地。古來其住民の氣風、忠誠勇武を以て稱せられる。【利根河】關東第一の大河、坂東太郎の稱がある。義經記に此の河の水上は上野の國刀根の庄藤原といふ所より落ちて水上遠くとある。【秩父足利中違うて】東鑑治承五、閏二廿三に、小山與二足利一、雖レ有二一流之好一、依レ爲二一國之兩虎一、爭二權威一云々とあるが、小山はこゝにいふ秩父か。考證云、小山田は平氏にて秩父の一族なり、小山は藤原氏なり、然るに物語に誤て秩父といふものか。【長井の渡】舊蹟未詳。大日本地名辭書云、隅田川の西岸ならざるべからず。【故我杉の渡】舊蹟未詳。足利郡渡良瀨川沿岸の地か。【新田の入道】源義家の子義國、上野國新田郡を傳領して、初て新田氏と稱した。其子新田大炊助義重入道、或はこゝにいふ入道か。【長き弓箭の疵】武士道の汚れと、後世まで語り傳へられるといふこと。【馬筏】馬を隙間のない樣に並べ、ぴつたりより添つて川を渡ること。【渡せばこそ渡しけめ】渡して見たからこそ、渡れたのであらうといふ意。【坂東】足柄山以東の稱。相模・武藏・上總・下總・常陸・安房・上野・下野の諸國を坂東八箇國と云。【淵瀨嫌ふ樣や有る】水の深い淺いを言つてる暇はないといふ意。【大胡】上野國勢多郡赤城山南麓の地名。藤原秀鄕の裔足利成行の子重俊、こゝに住し大胡氏と名乘る。【大室】同國同郡荒

砥村に東大室西大室の地がある。或は其地の住人か。【深須】同國同郡粕川村大字深津の住人か。【山上】同國同郡赤城山の東南麓新里村大字山上に、足利成行の孫俊綱の弟五郎高綱居住し、山上を名乘つた。【那波の太郎】『那波』上野國の舊郡名。今佐波郡の一部。【佐貫の廣綱四郎大夫】盛衰記佐貫の四郎大夫弘綱に作る。足利成行の弟、行房六代の孫、上野國邑樂郡佐貫村居住。【小野寺の禪師太郎】一本小野寺前司太郎に作る。下野國下都賀郡小野寺村居住。【下手・上手】流れの上方下方。【足の及ばう程】足が底に屆く間はといふ意。【くれて】緩めて。【撥まば】馬の足が底に屆かなくなつて、飛びあがること。【かい繰つて】手綱を引きしめること。【下らう者】流れに押し流され、列よりはづれて後に下る者。【弭】弓の上下の末端。【引き揚げよ】手綱を引て馬の頭を揚げよとのこと。【痛う引いて引つ被くな】あんまり強く手綱を引き過ぎて、引き被くやうになるなの意。【鞍壺】鞍の前輪後輪の間に在る居木の處。乘手の尻の落ち着く處。【溜まば】淀つたら。【三頭】馬の臀部、尻のつけねより少し上の處。【絹引】敵に應じて、こちらも弓を引て射ること。【錣を傾けよ】頸部を射られない樣にする爲。【天邊】甲の頂上、八幡座などいふあたりの總稱。又そこにある穴のことをも云。こゝはその穴のこと。【かねに】眞直に、川の流れに直角にの意。【水にしなうて】水の流に順つて、はすにといふ意。【颯と】勢よく飛び上つた樣を形容した詞。

宮の御最後

足利が其の日の裝束には、朽葉(くちば)の綾の直垂に、赤革威の鎧著て、高角(たかづの)打つたる甲の

緒を縮め、金作の太刀を帯き、二十四指いたる切符の矢負ひ、滋籐の弓持つて、連錢葦毛なる馬に、柏木にみゝづく打つたる、金覆輪の鞍置いてぞ乘つたりける。鐙踏張り立ち揚り、大音聲を揚げて「昔朝敵將門を亡して、勸賞蒙つて、名を後代に擧げたりし、俵藤太秀郷に十代の後胤、下野の國の住人、足利の太郎俊綱が子、又太郎忠綱、生年十七歲に罷り成る。加樣に無官無位なる者の、宮に向ひ參らせて、弓を引き矢を放つ事は、天の恐れ少からず候へ共、但し弓も矢も冥加の程も、平家の御上にこそ留り候はめ。三位入道殿の御方に、我と思はん人々は、寄り合へや見參せん」とて、平等院の門の中へ、攻め入り〳〵戰ひけり。大將軍左兵衞の督知盛、是を見給ひて「渡せや渡せ」と下知し給へば、二萬八千餘騎、皆打ち入れて渡す。さばかり早き宇治川も、馬や人に塞かれて、水は上にぞ湛へたる。雜人原は、馬の下手に取り付き〳〵渡る程に、膝より上を濡さぬ者も多かりけり。自らはづるゝ水には、何も堪らず流れたり。爰に伊賀伊勢兩國の官兵等、馬筏押し破られて、六百餘騎こそ流れたれ。萠黃、緋威、赤威、色々の鎧の浮き沈みぬ淘れけるは、神南備山の紅葉葉の、峯の嵐に誘はれて、龍田河の秋の暮、井關に懸りて、流もあへぬに異ならず。其の中に緋威の鎧著たる武者三人、網代に流れ懸りて、浮きぬ沈みぬ淘れけるを、伊豆の守見給ひて、角ぞ

截生

詠じ給ひける。

伊勢武者は皆火威の鎧著て、宇治の網代に懸りぬる哉。

是等は皆伊勢の國の住人也。黑田の後平四郎、日野の十郎、乙部の彌七と云者也。中にも日野の十郎は、古兵にて有りければ、弓の弭、岩の狹間にねぢ立つて、掻き上り、二人の者どもをも引き上げて、助けけるとぞ聞えし。大勢皆渡つて、平等院の門の內へ、攻め入り〳〵戰ひけり。

【朽葉】黄に赤みを加へた色。俗にいふ黄がら茶色。【赤黄威】赤威とも云、茜草の根を煎じて染めた革で成すもので、其色緋色に比し、稍黑味を帶び光澤がないと云。【高角】前立物の一種。恐らく鍬形の原形で、前立物中最古の形式。高く角の樣に左右に突き出したまゝのもの。【打つたる】甲にとりつけてあること。【切符】切文の義。きりうと訓む。鷲の羽の、黑白の文樣卽ち斑の、切目がはつきりしてゐる矢羽。【連錢葦毛】馬の毛色。葦毛に圓い錢形の灰白色の斑文あるもの。【柏木にみゝづく打つたる】柏の木に木菟が止まつてゐる文樣を、金銀などで作つて、打ちつけてあること。【金覆輪】鞍の前輪後輪の山形の上に、細い薄金で金色に緣をとつてあること。【俵藤太秀鄕】帝王編年記田原藤太に作る。左大臣藤原魚名の裔、平貞盛と協力し平將門を誅して功あり、後鎭守府將軍となつた。【天の恐れ】臣下として無禮に當ることで、神に對し恐れ多く思ふとのこと。【弓も矢も冥加の程も平家の御上に】長門本には太政入道殿御使にて候へば、果報も冥加も入道殿に任

し奉り候とある。弓矢神の思召も、佛神の加護も、皆平家の上に加へられてゐることであるから、已むを得ないの意。**【宇治川】**琵琶湖より南方に流れ出る河。勢多に至て勢多川、宇治に及で宇治川と呼ばれ、伏見で淀川に合流する。**【馬の下手に取り付き】**馬の下流の側の方へ、ちよいちよい取り付いては飛んで行くこと。今昔物語安倍頼時行ニ胡國一空返語云、馬筏と云ふ事をして馬を游がして渡ける也けり、其れに歩人共をば、其の馬共に引き付けつゝ渡しけるを、歩渡と思ひける也けり。又云、歩なる者共をば、馬に乘りたる者共の側に引付け引付けつゝぞ渡ける。**【自らはづるゝ水】**何かの都合で、せきとめられた隙間からはづれて、流れ落る水のこと。**【何も堪らず】**どんな者でもくひ止めることが出來ずに、水の勢に押し流されること。**【神南備山】**三室山又三諸山とも云、大和國生駒郡龍田町大字神南にある山。古來紅葉の名所。**【龍田川】**生駒川の下流で、神南備山の東を繞つて流れ、大川に會し大和川となる。古今集、讀人知らず、立田川もみぢ葉流る神なびの、みむろの山に時雨ふるらむ。**【井關】**堰。灌漑等の爲に、水を塞き止めた處。**【流れもあへぬ】**流れかねてゐること。古今集、春道列樹、山川に風のかけたる柵は、流れもあへぬ紅葉なりけり。**【網代】**川の瀨に竹や木を多く編み列ね、その奧に簀をあてゝ網に代へて魚を捕ること。宇治川では、此法で氷魚を取ること古くから行はれ、宇治の網代と稱せられて、有名なことになつてゐる。**【流れ懸りて】**流れ來て引つ懸ること。**【火威】**緋威の借字。それに氷魚をかけて云。氷魚はひうをの略、鮊の異名。一寸許のもので、白魚に似て小さく、氷の樣に見えるので云。琵琶湖に多く產じ、年々宮中に獻上したものである。延喜式內膳職條云。山城國近江國氷魚網代各一處、其氷魚始ニ九月一迄ニ十二月卅日一貢レ之。**【古兵】**場數を踏んだ軍上手な士。

此の紛に、宮をば南都へ先立たせ參らせ、三位入道の一類、渡邊黨、三井寺の大衆、殘り留つて防矢射けり。源三位入道は、七十に餘つて軍して、弓手の膝口を射させ、痛手なれば、心靜に自害せんとて、平等院の門の內へ引き退く所に、敵襲ひ蒐れば、次男源大夫の判官兼綱は、紺地の錦の直垂に、唐綾威の鎧著て、白月毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて、乘り給ひたりけるが、父を延さんが爲に、返し合せ〱防ぎ戰ふ。上總の太郎判官が射ける矢に、源大夫の判官、內甲を射させて疼む處に、上總の守が童、次郎丸と云ふ大力の剛の者、萌黃匂の鎧著、三枚甲の緒をしめ、打物の鞘をはづいて、源大夫の判官に押し竝べて、無手と組んで、どうと落つ。源大夫の判官は、大力にておはしければ、次郎丸を取つて押へて頸を搔き、立ち上らんとする處に、平家の兵共十四五騎落ち重つて、終に兼綱を討ちてげり。伊豆の守仲綱も、散々に戰ひ、痛手數多負うて、平等院の釣殿にて自害してげり。其の頸をば下河邊の藤三郎清親取つて、大床の下へぞ投入れたる。六條の藏人仲家、其の子藏人太郞仲光も、散々に戰ひ、一所で討死してげり。此の仲家と申すは、故帶刀先生義方が嫡子也。然るを父討たれて後、孤にて有りしを、三位入道養子にして、不便にし給ひしかば、日來の契約を違へじとや、一所で死にけるこそ無慚なれ。三位入道、渡邊の長七唱を召して、「我頸討て」と宣へば、主の生頸討た

んずる事の悲しさに、「仕つ共存知候はず。御自害候はゞ、其の後こそ賜り候はめ」と申しければ、實にもとや思はれけん、西に向ひ手を合せ、高聲に十念唱へ給ひて、最後の詞ぞ哀れなる。

埋木の花咲く事も無かりしに、身のなる果ぞ悲しかりける。

是を最後の詞にて、太刀のさきを腹に突き立て、俯様に貫かつてぞ失せられける。其の時に歌詠むべうは無かりしか共、若うより強ちに好いたる道なれば、最後の時も忘れ給はず。其の頸をば長七唱が取つて、石に括り合せ、宇治川の深き所に沈めてげり。平家の侍共、如何にもして、競の瀧口をば生捕にせばやと窺ひけれ共、競も先に心得て、散々に戰ひ、痛手數多負ひ、腹掻切つて死ににける。圓滿院の大輔源覺は、今は宮も遙に延びさせ給ひぬらんとや思ひけん、大太刀大長刀左右に持つて、敵の中を破つて出で、宇治川へ飛んで入り、物具一つも捨てず、水の底を潜つて、向の岸にぞ著きにける。高き所に走り上り、大音聲を揚げて「如何に平家の君達、是までは御大事か、よう」と云ひ捨てゝ、三井寺へこそ歸りけれ。

【此の紛れに】この混亂中に。**【防矢】**後から襲ひかゝる敵を防ぐ爲めに弓射ること。**【弓手】**左方。弓を持つ手の方の義。**【唐綾威】**唐綾を革程の厚さにたゝんで威したもの。『唐綾』精巧な綾の義。**【白月毛】**馬の毛色。月

毛の白み勝のもの。月毛は桃花鳥の翅の色の義で、葦毛のやゝ赤みを帶びたものを云。**【延ばさんが爲】**落ち延びさせる爲。**【内甲】**甲の正面の内側。**【押並べて無手と組んでどうと落つ】**馬を並べて取組み、馬と馬との間へ落ち合ひ、互に押し合ひへし合ひして、力の勝れたものが敵の首を取るのが、當時組打の場合の當例であつた。こゝはそのこと。『無手と』力一杯にしつかり取組む樣の形容。『どうと』組合ながら、馬上から强く落ちる音の形容。**【頸を掻き】**腰刀で首をかき切ること。**【落ち重なつて】**馬上より飛び下り、其上に重なり合ふこと。**【釣殿】**寢殿造の東西廊の南端、池に臨んだ處に釣を垂れる等の爲に構へた屋。平等院の釣殿は、もと宇治川の河邊にあつたもので、山城名勝志には、釣殿、土人云、舊跡在二河邊一、爲二漁人栖一、今俗云二新島田一とある。今釣殿又は觀音堂と言つて、鳳凰堂の北、賴政自殺の處と傳へる扇の芝の傍にあるものは、後世こゝに移したもので、それも八百年前のことで、特別保護建造物に指定せられてゐる。**【日來の契約】**死なば諸共との約束を云。**【生頸討つ】**生きてゐる人の頸を切ること。**【仕つ共存知候はず】**御頸を討てさうにも思はれませんの意。**【賜はり候はめ】**御頸を打ちませうの意。**【十念】**十聲念佛の義。淨土敎では臨終に際し、十遍念佛すれば、如何なる極惡非道の者も、極樂に往生することが出來ると信ぜられた故に云。觀無量壽經第十八願文云、設我得レ佛、十方衆生、至心信樂、欲レ生二我國一、乃至十念、若不レ生者、不レ取二正覺一、唯除二五逆誹二謗正法一。善導往生禮讃云、若我成佛、十方衆生、稱二我名號一、下至二十聲一、若不レ生者、不レ取二正覺一。**【埋木の花咲く云々】**『埋木』木の幹などの水中又は土中に埋れて、化石の如くなつたもの。こゝは世に隱れて顯はれない身に譬へて云。『花咲く』世に顯はれること。『身のなる』實のなる事にかけて云。**【佛樣に**

貫かつて】下向になり刀に貫かれたこと。今釣殿の傍の芝生を扇の芝といひ、頼政自殺の處と稱し、一碑が立てゝある。【**强ちに好いたる**】むやみにすきであつたといふこと。【**先に心得て**】先へ生捕にしやうとする氣持を察してゐてといふこと。【**敵の中を破つて出で**】敵陣の中を突き破つて向うへ出たこと。【**是までは御大事か**】こゝまで攻めて來るのは御大儀か、とてもこられまいとの意。【**よう**】よの延音、嘲つて言つた音聲。

飛騨の守景家は、古兵にて有りければ、此の紛に宮は定めて南都へや落させ給ふらんとて、混甲四五百騎、鞭鐙を合せて追つ懸け奉る。案の如く、宮は三十騎計りで落ちさせ給ふ所を、光明山の鳥居の前にて、追つ付き奉り、雨の降る樣に射奉りければ、何れが矢とは知らね共、矢一つ來つて、宮の左の御側腹に立ちければ、御馬より落ちさせ給ひて、御頸取られさせ給ひけり。御伴申したる鬼佐渡、荒土佐、荒大夫、刑部俊秀も「命をば何の爲にか惜む可き」とて、散々に戰ひ、一所で討死してげり。其の中に乳母子の六條の亮の大夫宗信は、新野が池へ飛んで入り、浮草顔に取覆ひ、慄ひ居たれば、敵は前をぞ打ち通りぬ。良有つて敵四五百騎、ざゞめいて歸りける中に、淨衣著たる死人の頸も無きを、蔀の本よりかき出いたるを見れば、宮にてぞおはしましける。「我れ死なば御棺に入れよ」と仰せられし小枝と聞えし御笛をも、未だ御腰にぞ差せましましける。走り出でゝ取り付き奉らばやとは思へ共、怖しければ其れも

叶はず、敵皆通つて後、池より上り、濡れたる物共絞り著て、泣く〳〵都へ上つたりけるを、惡まぬ者こそ無かりけれ。去程に南都の大衆七千餘人、甲の緒をしめ、宮の御迎に參りけるが、先陣は木津に進み、後陣は未だ興福寺の南大門にぞゆらへたる。宮は早光明山の鳥居の前にて、討たれさせ給ひぬと聞えしかば、大衆力及ばず、涙を押へて留りぬ。今五十町計り待ち付けさせ給はで、討たれさせ給ひける、宮の御運の程こそうたてけれ。

【鞭鐙を合せて】鞭で打つのと、鐙のあたるのとを合せる義。全力を盡して馬を馳らせること。**【光明山の鳥居の前】**山州名跡志綴喜郡鳥居の條に、「云二鳥居一は、古光明山寺の鳥居此所に在る故なり。上古佛閣の前口に立二鳥居一例なり、今尙攝州四天王寺、同勝尾寺にあり」とある。『光明山寺』相樂郡綺田の東、光明山上にあつた眞言寺。今亡んで僅に其遺址を殘すのみと云。又同村字鳥居東に高倉宮社及び御墓を存ずると云。山槐記には加幡河原で討たれ給うたとある。**【命をば何の爲にか惜む可き】**宮薨去の上は、命を惜む必要はないの意。**【新野が池】**長門本二非の池、愚管抄にえ野の池。枕草紙、更科日記、蜻蛉日記にへ野の池に作る。贄野の池の轉か。山城名勝志に、山城國綴喜郡多賀と玉水町との間、東の山の麓にある地藏池を禁裏御領の池と稱してゐるが、贄の池の意であらうと見える。**【蔀の本より】**一本蔀のもとにかいて出で來りたるをとあり、長門本には、たゞしにのせてかきて通りけるをとある。本よりの意不明、或は誤脫あるか。意は蔀の上に載せて舁

いて行つたといふことであらう。**【木津】**山城國相樂郡木津町。奈良より京へ通ずる大和街道の一驛で、奈良を去る二里弱の地。**【南大門】**南方にある大門の義。總門。**【ゆらへたる】**出きらずに居ること。**【待ち付けさせ給はで】**御待になることが出來ないでの意。

若宮御出家

平家の人々、宮竝に三位入道の一類、渡邊黨、三井寺の大衆、都合五百餘人が頸切つて、太刀長刀のさきに貫き、高く指し揚げ、夕に及んで六波羅へ歸り入らる、兵共勇み罵る事夥し。中にも三位入道の頸をば、長七唱が、宇治川深き所に沈めてければ、見えざりけり。子共の頸をば、あそこ爰より、皆尋ね出だされたり。中にも宮の御頸をば、常に參り通ふ人も無かりしかば、誰見知り參らせたる人もなし。典藥の頭定成こそ、先年御療治の爲に召されしかば、其れぞ見知り參らせたるにこそとて召されけれ共、現所勞とて參らず。又六波羅より、常は宮の召され參らせける女房とて、尋ね出だされたり。御子數多產み參らせなどして、さしも御契淺からざりしかば、なじかは見損じ奉る可き。只一目見參らせて、袖を顏に推當てゝ、淚を流しけるにぞ、軈て宮の御頸とは知つてげる。

【五百餘人が頸】長門本には、源三位入道以下五十餘人が首、又、惣じて宮の御方にてうたるゝ者六十餘人、手負四十餘人也とあり、山槐記には、後聞被レ切レ頸輩として、十六人の名を記してあるだけである。【典藥の頭定成】一本貞成に作る。和氣左京亮貞相の子。愚管抄には御學問所の師定業とある。【現所勞】現在病氣であることの稱。

この宮は、腹々に御子の宮達數多おはしましけり。八條の女院に候はれける、伊豫の守盛教が娘、三位の局と申しける女房の腹に、七歳の若宮、五歳の姫宮おはしましけり。入道相國の弟、池の中納言頼盛の卿を以て、八條の女院へ申されけるは、「姫宮の御事は申すに及ばず、若宮をば、とう出だし參らさせ給へ」と申されたりければ、女院の御返事に、「かゝる聞えのありし曉、御乳人などが、心少なう具し奉つて失せにけるにや、全く此の御所には渡らせ給はず」とぞ仰せける。頼盛の卿歸り參つて、此の由角と申されければ、「何條其の御所ならでは、何くへか渡らせ給ふべかんなるぞ。其の儀ならば、武士共參りて、搜し奉れ」とぞ宣ひける。此の中納言は、女院の御乳母、宰相殿と申す女房に相具して、常は參り通はれければ、日來は懷かしうこそ思し召しつるに、此の宮の御事申しに參られたれば、何しか疎しうぞ思し召されける。若宮、女院に申させ給ひけるは、「是程の御大事に及び候ふ上、終には遁れ候ふまじ、早々出させおはしませ」と

申させ給ひければ、女院御涙を流させ給ひて、「人の七つ八つは、未だ何事をも聞分かぬ程ぞかし。其れに御身故、かゝる大事の出で來たるを片腹痛く覺して、加樣に仰せらるゝ事よ。由無かりける人を、此の六七年手馴して、今日はかゝる憂目を見るよ」とて、御涙せきあへさせ給はず。賴盛の卿、若宮の御事重ねて申しに參られたれば、女院力及ばせ給はず、終に出だし參らさせ給ひけり。御母三位の局、今を限りの御別なれば、さこそは御名殘惜しうも思し召されけめ。さてしも有る可き事成らねば、泣く〳〵御衣着せ參らせ、御髮搔撫でゝ、出だし參らさせ給ふも、只夢とのみぞ思はれける。女院を始め參らせて、局の女房・女の童に至る迄、涙を流し袖を濡さぬは無かりけり。賴盛の卿、若宮請取り參らせ、御車に乘せ奉りて、六波羅へ渡し奉る。前の右大將宗盛の卿、此の宮を見參らせて、父の禪門の御前におはして、「前世の事にや候ふらん。若宮を只一目見參らせて候へば、餘りに御痛はしう思ひ參らせ候。何か苦しう候ふべき。此の宮の御命をば、枉げて宗盛に賜び候へかし」と申されければ、入道いかが思はれけん、「さらばとう御出家をせさせ奉れ」とぞ宣ひける。宗盛の卿、八條の女院へ此の由申されたりければ、女院、「何の樣も有る可からず、只疾々」とて、御出家せさせ奉らる。釋氏に定らせ給ひしかば、法師に成し參らせて、仁和寺の御室の御弟子に、

成し參らさせ給ひけり。後には東寺の一の長者、安井の宮の大僧正道尊と申しゝは、此の宮の御事なり。奈良にも又御一所おはしけるを、御乳母讃岐の守重秀が、御出家せさせ奉り、具し奉りて北國へ落ち下りたりしを、木曾義仲上洛の時、主にし進らせんとて、還俗させさせ奉り、具足し奉つて、都へ上りたりければ、木曾が宮とも申し、又還俗の宮共申す。後には嵯峨の邊、野依にまし／＼ければ、野依の宮共申しき。

【腹々に】腹違ひにの意。**【宮達數多】**北陸宮・僧眞性・道尊・法圓・道性・仁譽等。**【八條の女院】**鳥羽院第三皇女暲子内親王。御所、八條北、東洞院西にあるに依て云。二條天皇即位の時の准母。應保元年十二月十六日女院號。皇后となられずに、院號を稱へられた最初の方。**【伊豫の守盛教】**盛章の訛。高階宗章の子。**【かゝる聞え】**以仁王子女逮捕の噂。**【御乳人】**乳母。**【心少う】**愚にも。逃げおほせもしないのにの意。**【其の儀ならば】**隱す心があるならといふこと。**【褐具して】**連れ添ふ意。戀愛關係のあること。**【片腹痛く思して】**氣の毒に思つて。**【由無かりける人】**そだて甲斐もない人の意。玉葉云、自二所生之時一女院被二養育一、即祇二候其宮中一。**【手馴して】**睦み親んだこと。**【何の樣も有る可からず】**何の異存があらう筈はないの意。**【釋氏】**晋道安以來、僧侶は釋迦の弟子の意で、釋氏と稱した。こゝは僧といふ意。增一阿含經云、是故諸比丘、諸有四姓、剃二除鬚髮一以二信堅固一出レ家學レ道者、彼當下滅二本名字一自稱中釋迦弟子上。**【仁和寺の御室】**守覺法親王。**【東寺一の長者】**東寺の寺務を總管する者を長者と云、四人あつて一の長者二の長者など云。**【安井の宮の大僧正道尊】**安井の宮」安井門跡の初祖なるより云。安井門跡は仁和寺の院家蓮華光院のことで、其の舊蹟山城國葛野郡太秦

村大字安井にある。道尊、承元元年七月五日東寺一長者、承久二年十二月廿九日病に依て辭任、同三年閏十月廿四日大僧正、十一月七日長者重補、安貞二年七月廿三日辭任、八月五日寂、年五十四。【御乳母讃岐の守重秀】玉葉重季に作る。「御乳母」傅の事で、傅育の任に當る者。【具足し】お連れして。【木曾が宮】玉葉に北陸宮・加賀宮ともある。【野依】山城名勝志云、野依、土人云在二嵯峨北山邊一。

昔通乘と云つし相人有り。宇治殿・二條殿をば、君三代の關白、共に御年八十と申したりしも違はず。帥の内の大臣を、流罪の相在すと申したりしも違はず。又聖德太子の崇峻天皇を、横死の相在すと申させ給ひたりしが、馬子の大臣に殺されさせ給ひぬ。必ず相人としもあらね共、上古には角こそ目出たかりしか。是は一向相少納言が不覺には非ずやとぞ人申しける。中比、兼明親王、具平親王と申しゝは、前中書王、後中書王とて、共に賢王聖主の皇子にて渡らせ給ひしか共、終に位には卽かせ給はず。され共何かは御謀叛起させ給ひたりき。又後三條の院第三の皇子、資仁の親王と申しゝは、御才覺勝れておはしましければ、白河の院未だ春宮の御時、「御位の後は、此の宮を位に卽け參らさせ給へ」と、後三條の院御遺詔有りしかども、白河の院如何思し召されけん、終に位には卽け參らさせ給はず。せめての御事にや、資仁の親王の御子の宮に、源氏の姓を授け參らさせ給ひて、無位より一度に三位に敍して、軈て中將に成し參らせて、三位の中將とぞ申

しける。一世の源氏、無位より三位する事は、嵯峨の皇帝の御子、陽成院の大納言定卿の外は、是始めとぞ承る。花園の左大臣有仁公の御事なり。されば今度の高倉の宮の御謀叛に依つて、調伏の法承つて行はれける高僧達に、勸賞共行はる。前の右大將宗盛の卿の子息侍從淸宗三位に敍して、三位の侍從とぞ申しける。今年十二歲、父の卿は、此の齡では僅兵衞の佐までこそ至られしか。忽に上達部に上り給ふ事、一の人の公達の外は、是始めとぞ承る。去程に源の茂仁竝に三位入道賴政父子、追討の賞とぞ聞書には有りける。正しい太上法皇の皇子を、射奉るだに有るに、剩へ凡人になし奉るぞあさましき。源の茂仁とは、此の高倉宮の御事也。

【通乘】古事談にある相人洞昭のこと。**【宇治殿】**宇治關白賴通。道長の子、薨年八十三。賴通が道長の宅で洞昭に相を見て貰つたことは、古事談に見えるが、本文の如きことは、何に據つた事か詳でない。**【二條殿】**大二條關白敎通。賴通の弟、薨年八十。**【君三代の關白】**賴通は後一條・後朱雀・後冷泉の三代の關白。敎通は後冷泉・後三條・白河の三代の關白。**【帥の內の大臣】**內大臣藤原伊周。花山法皇を射奉つた罪に依り、太宰權帥に貶せられて配流された。古事談云、一條院御時、伴別當と云相人ありけり、帥內大臣達行をも兼て相申たりけり。**【聖德太子の崇峻天皇を】**聖德太子傳曆崇峻天皇元年條云、天皇密召太子曰、人言、汝有神通之意、復能相人、汝相朕體、勿有形跡、太子奏曰、陛下玉體、實有仁君之相、然恐非命忽至、伏請

能守左右、勿容姦人、天皇問之、何以知之、太子曰、赤文貫瞳子、爲傷害之相、天皇引鏡而親之大驚之。**【馬子の大臣】**大臣蘇我稲目の子。崇峻紀云、五年十月癸酉朔丙子、有獻山猪、天皇指猪詔曰、何時如斷此猪之頸、斷朕所嫌之人、多設兵仗、有異於常、壬午、蘇我馬子宿禰聞天皇所詔、恐嫌於己、招聚儻者、謀弑天皇、十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰詐於群臣曰、今日進東國之調、乃使東漢直駒、弑于天皇。**【必ず相人としもあらね共】**必ずしも専門の相人でなくても、只の素人でもの意。**【目出たかりしか】**よく適中したのにの意。**【相少納言が不覺】**高倉宮の相を見た事の當らなかつたことを云。**【兼明親王】**醍醐天皇第九皇子、二品中務卿、永延元年九月六日薨、年七十四。**【前中書王・後中書王】**中務卿の唐名中書令、親王の故に中書王と云。兩親王共に中務卿で、共に博學能文を以て顯れたので、並べ稱して兼明親王を前中書王、具平親王を後中書王と云。**【資仁親王】**輔仁親王の誤。元永二年十一月廿八日薨、年四十七。今鏡云、この御子はざえおはして、詩などつくり給こと、昔の中務の宮などの樣におはしき。歌よみ給ふこともすぐれ給へりき。**【陽成院の大納言定】**「陽成院」陽院の誤。公卿補任云、貞觀五年正月三日薨、號四條大納言、陽院大納言、又賀陽院大納言。又天長九年條云、天長五年賜源朝臣姓、從三位、正月七日叙、元無位。**【花園の左大臣有仁】**仁和寺の花園に閑居を營んだので云。公卿補任云、元永二年八月十四日賜姓源氏列人臣、同日從三位任右中將、保延二年十二月九日左大臣、久安三年二月十三日薨、年四十五。**【調伏法】**密教修法四種中の一、五大明王等を念じ、護摩を修じ、怨敵を退散せしめる祈禱。こゝは高倉宮の亡滅を祈つたこと。**【侍從】**主上側近奉仕の職。令云、掌常侍規諫、拾遺補闕。**【三位の侍從】**侍從は從五位下相當、職

原抄には、四位以上任スルハ之別儀也とある。故に特に云。清宗、承安四年正月廿三日侍從、治承四年五月廿日從三位、猶元の如く侍從であつた。【兵衛の佐】宗盛、永暦元年四月三日右兵衛佐、時年十四。【一の人】攝政關白。官位の順序に拘はらず、上席に着座するより云。職原抄云、執柄必蒙ル二一座宣旨一、故稱ス二一ノ人ト一。又云二一所ト一。【源の茂仁】源以光の訛。玉葉治承四年五月十六日高倉宮土佐配流注文云、源以光（本御名以仁、忽賜ヒ姓改メ名云々）。【聞書】除目の理由を書いた文書。玉葉治承四、五、二十云、從三位平清宗（前右大將追ニ討源以光並頼政法師已下ノ賞）。【凡人】臣下。以仁王の名を改めて、源以光としたことを指して云。

鵼（ぬえ）

抑、此源三位入道頼政は、攝津の守頼光（らいくわう）に五代、參河の守頼綱が孫、兵庫の頭仲政が子なりけり。保元の合戰の時も、御方にて先を懸（かけ）たりしか共、させる賞にも預らず。又平治の逆亂（げきらん）にも、既に親類を捨てゝ參じたりしか共、恩賞是疎（おろそか）なりき。大内守護（だいだいしゆご）にて、年久しう有りしか共、昇殿をば許されず。年闌（た）け齢傾（よはひかたぶ）いて後、述懷の和歌一首詠みてこそ、昇殿をばしたりけれ。

人知れぬ大内山の山守（やまもり）は、木隱（こがくれ）てのみ月を見るかな。

是に依つて昇殿許され、正下（じやうげ）の四位にて暫く有りしが、猶三位を心にかけつゝ、

上るべき便無き身は木の下に、しゐを拾ひて世を渡るかな。

さてこそ三位はしたりけれ。聽て出家して、源三位入道賴政とて、今年は七十五にぞ成られける。此の人一期の高名と思しき事は、多きが中にも、殊には仁平の比ほひ、近衞の院御在位の御時、主上夜々劫えさせ給ふ事有りけり。有驗の高僧貴僧に仰せて、大法祕法を修せられけれ共、其の驗なし。御惱は丑の尅計りの事なるに、東三條の森の方より、黑雲一村立來つて、御殿の上に覆へば、必ず劫えさせ給ひけり。是に依つて、公卿僉議有りけり。去んぬる寛治の比ほひ、堀川の院御在位の御時、主上しかの如く、劫え魂ぎらせ給ひけり。其の時の將軍義家の朝臣、南殿の大床に候はれけるが、御惱の刻限に及んで、鳴絃する事三度の後、高聲に、「前の陸奧の國の守源の義家」と名乘つたりければ、聞く人身の毛竪つて、御惱必ず怠らせ給ひけり。然れば則ち先例に任せて、武士に仰せて警固有べしとて源平兩家の兵の中を、選ませられけるに、此の賴政をぞ選び出だされたりける。其の時は未だ兵庫の頭にて候はれけるが、申されけるは、「昔より朝家に武士を置かるる事は、逆反の者を退け、違勅の輩を亡さんが爲なり。目にも見えぬ變化の物仕れと仰せ下さるゝ事、未だ承り及ばず」と申しながら、勅宣なれば召に應じて參內す。

【頼光】六孫王經基孫、滿仲子。【五代】頼光・頼國・頼綱・仲政・頼政。【兵庫の頭】兵庫寮長官。兵庫寮は兵部省に屬し、兵器を納めた倉庫の出納修理等を掌る。【大内守護】禁中の守衞を掌る武家の職名。衞府の兵士等が、柔弱となつて役に立たなくなつたので、置かれたものと見える。源頼光任命以來、源氏の武士之に任ぜられた。【人知れぬ大内山の云々】地下の身で、表にも出らず隱れてのみ居るの意。千載集、雜に、「二條院の御時、年比大内守ることを承りて、みかきの内に侍ながら、昇殿はゆるされざりければ、行幸ありける夜、月のあかかりけるに、女房のもとに申侍ける」とあり、頼政家集には、丹後の内侍のもとへ遣した趣に見える。『人知れぬ』人に知られぬの義。『大内山の山守』大内守護をかけて云。【昇殿許され】公卿補任云、仁安元年十二月三十日聽二内昇殿一。【正下の四位にて暫く】承安元年十二月九日正四位下、治承二年十二月廿四日從三位、其間八年。【上るべき便り無き身は云々】一本上るべき便なければとある。推薦者のない身は、唯いつまでも四位で過してゐるの意。此歌家集には見えない。『しゐ』椎と四位をかけて云。【さてこそ三位】玉葉（治承二、十二、廿四）云、今夜頼政叙二三位一、第一之珍事也。是入道相國奏請云々、其狀云、源氏平氏者、我國之堅也。而於二平氏一者、朝恩已普二一族一、威勢殆滿二四海一、是依二勳功一也。源氏之勇士、多與二逆賊一、併當二殃罰一、頼政獨其性正直、勇名被レ世、未レ昇二三品一、已餘二七旬一、尤有二哀憐一、何況近日身沈二重病一云々、不レ赴二黄泉一之前、特授二紫綬之恩一者、依二此一言一、被レ叙二三品一云々、入道奏請之狀雖レ賢、時人莫下不レ驚二耳目一者上歟。【出家】治承三年十一月廿八日出家、法名眞蓮、一に六月十五日出家、法名頼圓。【今年は七十五】三位に叙せられた年が七十五で、治承四年には七十七。本書誤。【一期の高名と思しき事】一代の名譽といつてもよい話。【近衞の院御在位の時】長門

本鳥羽天皇、盛衰記二條天皇、十訓抄高倉天皇の時の事とあつて、いつれとも定めかねる。【劫え】夢におそはれて驚くこと。【御惱】病氣の敬語。こゝは御苦惱のこと。【東三條の森】東三條第の鎮守の神、角振隼兩社の森を云、【堀河の院御在位の御時】古事談宇治拾遺物語に、白河院御時、源義家の弓を一張取り寄せて御枕許に立られたが、爾來物におそはれ給ふことが止んだとある。これはその事に基いた說話。【しかの如く】そのやうにの義。近衞院の御惱と同樣に。【魂ぎらせ】非常にびつくりして、絕え入る樣におなりになること。【南殿】紫宸殿の別稱。【大床】庇。【鳴弦】弦打とも云。弓の弦を引張り、之を放つて音を立てること。魔物の耳を驚かし魂を奪ふといふ意で行はれる作法。主上の御湯沐、皇子御誕生の後御湯を召される時などにも行はれる。【其の時は未だ兵庫頭】賴政の兵庫頭に任ぜられたのは、久壽二年十月二十二日で、仁平年中より後の事である。【變化の物仕れ】妖魔を退治せよの意。

賴政憑み切つたる郎等、遠江の國の住人、猪の早太に、母衣の風切作だりける矢負はせて、唯一人ぞ具したりける。我身は二重の狩衣に、山鳥の尾を以て作だりける鋒矢二筋、滋籐の弓に取り添へて、南殿の大床に伺候す。賴政矢二つ手挾みける事は、雅賴の卿其の時は、未だ左少辨にておはしけるが、「變化の物仕らんずる仁は、賴政ぞ候ふらん」と選び申されたる間、一の矢にて變化の物射損ずる程ならば、二の矢には、雅賴の辨の、しや頸の骨を射んと也。案の如く日來人の申すに違はず、御惱の刻限に及んで、東三條

の森の方より、黒雲一村立來つて、御殿の上に靉いたり。頼政屹と見上げたれば、雲の中に恠しき物の姿あり。射損ずる程ならば、世に有る可しとも覺えず、さりながら矢取つて番ひ、「南無八幡大菩薩と心の中に祈念して、能つ引いて、ひやうど放つ。手答して、はたと中る。「得たりやをう」と、矢叫をこそしてんげれ。猪の早太つと寄り、落つる處を取つて押へ、柄も拳も透れ／＼と、續け樣に九刀ぞ刺いたりける。其の時上下手手に火を燃して、是を御覽じ見給ふに、頭は猿、軀は狸、尾は蛇、手足は虎の如くにて、鳴く聲鵺にぞ似たりける。怖しなども愚なり。主上御感の餘りに、獅子王と申す御劍を下さる。宇治の左大臣殿是を賜り次いで、頼政に賜ばんとて、御前の階を半ら計り下りさせ給ふ折節、比は卯月十日餘りの事なれば、雲井に郭公、二聲三聲音信て通ければ、左大臣殿、

　郭公名をも雲井にあぐるかな、

と仰せられかけたりければ、頼政右の膝をつき、左の袖を播げて、月を少し傍目にかけつゝ、

　弓はり月のいるにまかせて。

と仕り、御劍を賜りて罷り出づ。此の頼政の卿は、武藝にも限らず、歌道にも又勝れたり

とぞ、時の人々感じ合はれける。さて彼の變化(へんげ)の物をば、空舟(うつぼぶね)に入れて流されけるとぞ聞えし。

【憑み切つたる郎等】深く賴みにしてゐる家來。**【母衣の風切作だりける矢】**鳥の兩翼の下にある保呂羽の中の、風切(かざきり)といふ羽で矧いだ矢。平義器談に、これは何鳥の羽ともないが、眞羽卽ち鷲の羽のことであらうとある。**【二重の狩衣】**布衣記云、狩衣事、面裏同色をば二重と申、此色は紫萌木の間也。**【鋒り矢】**さきがとがり、横の張つてゐる鏃を付けた矢。**【未だ左少辨】**源雅賴の左少辨に任じたのは、久壽三年九月十七日で、是も仁平年中より後の事である。**【世に有る可しとも覺えず】**生きてゐる氣はないといふ意。**【能つ引いて】**能く弓を引いてといふ意の俗語。**【ひやうど】**矢の弦を放れる音の形容。**【手答】**射あてた時に、自分の手にこたへる感じのこと。**【得たりやをう】**うまくいつた時發する聲。し得たりといふ意。してやつたり、しめたなどといふと同意。**【矢叫】**矢の當つた時に、射手が揚げる聲。**【柄も拳も透れと】**深く、強く、突くこと。**【鵺】**和名抄云、鵺、沼江、怪鳥也。箋注云、按スルニ奴延見ニ古事記八千戈神歌ノ一ニ萬葉集、奴延鳥、奴要子鳥卽是、貝原氏篤信曰、今俗呼ニ鬼都具美一、漢名未詳、按關東俗呼ニ虎都具美一。**【獅子王と申す御劍】**盛衰記云、鳥羽院より御傳ありける師子王と申御劔に、御衣一重ぬぎそへて云々。**【宇治の左大臣殿】**賴長。十調抄には後德大寺左大臣實定とある。**【賜り次いで】**主上の賜るを取り次ぐこと。**【郭公云々】**「雲井」は空と朝廷とをかける。「名をあぐる」は郭公の名のりをすると、賴政の芳名を揚げるとにかけて云。**【右の膝をつき】**跪いて、袖をひろげて、拜舞した時のこと。**【傍目】**横目。**【弓張月の云々】**まぐれ當りに射當てたとの意。「弓はり月」は弓の弦を張つた形の月の

意。弦月とも云。陰暦で月初頃のを上の弓張、又上弦の月といひ、月末頃のを下の弓張、又下弦の月と云。「いる」月の入ると、弓を射るとをかけて云。【空舟】うつろの船の義。木を刳つて、中をうつろにした丸木舟のこと。

又應保の比ほひ、二條院御在位の御時、鵺といふ化鳥、禁中に鳴いて、屢宸襟を惱し奉る事有りけり。然れば先例に任せて、頼政をぞ召されける。比は五月二十日餘り、まだ宵の事なるに、鵺只一聲音信て、二聲共鳴かざりけり。目指すとも知らぬ闇では有り、姿形も見えざりければ、矢所を何く共定め難し。頼政が策に、先づ大鏑取つて番ひ、鵺の聲したりける内裏の上へぞ射上げたる。鵺鏑の音に驚いて、虚空に暫ぞひひめいたる。次に小鏑取つて番ひ、ひいふつと射切つて、鵺と竝べて前にぞ落したる。禁中さゞめき渡つて、頼政に御衣を被けさせおはします。今度は大炊の御門の右大臣公能公の賜りついで、頼政に被けさせ給ふとて、昔の養由は雲の外の雁を射き。今の頼政は雨の中の鵺を射たりとぞ、感ぜられける。

五月闇名をあらはせる今宵哉、

と仰せられかけたりければ、頼政、

たそがれ時も過ぎぬと思ふに。

と仕り、御衣を肩に懸けて罷り出づ。其の後伊豆の國賜り、子息仲綱受領になし、我身三位して、丹波の五箇の庄、若狹の東宮河を知行して、さておはすべかりし人の、由なき謀叛起いて、宮をも失ひ參らせ、我身も子孫も、亡びぬるこそうたてけれ。

【應保の比ほひ】以下の文、十訓抄では一つにまとめて記してあるが、恐らく二つの歌物語を書く爲に、一つの說話を二つに分けたものであらう。**【化鳥】**變化の鳥。**【音信れて】**鳴くこと。**【目指すとも知らぬ】**目指して見ても判りかねるといふこと。**【矢所】**矢の狙ひどこ。**【賴政が策に】**十訓抄には、唯聲を尋ねて矢を放つたら中つたとあつて、大小の鏑矢を射たことがない。其の方が少くとも自然のやうに思はれる。**【大鏑小鏑】**鏑の大小で區別して云。**【ひゝめいたる】**ひゝと聲を立て鳴いたこと。**【ひいふつと】**矢が弦を放れて飛んで行く聲の形容。**【射切つて】**思ひ切つて射る心を含んで云。**【鵼と並べて】**鵼と並んだ樣になつて矢が落ちたこと。つまり射當てたこと。**【被けさせ】**當時の風俗、肩に被けて賜はるより云。**【大炊御門右大臣公能】**十訓抄には、後德大寺左大臣（實定）、その時中納言にて、祿をかけられけるにとある。**【養由】**養由基。戰國時代楚國の人、射術の達人で、柳葉を百步離れた處より射て、百發百中したと傳へる。しかし、雲外の雁を射るの事實未詳。恐らくは雨中の鵼の對句として、假に作つたことであらう。**【五月闇云々】**暗中に名を著はしたの意。**【たそがれ時も云々】**夕方、誰とも見分のつかなくなる頃を、たそがれ時と云。その見分のつかない時も過ぎたのに、名を著はしたと讀く。**【仲綱受領になし】**仲綱を伊豆守にしたこと。公卿補任云、安元二、十一、五、罷所職、以男仲綱、申叙正五下、**【丹波の五箇の庄】**今船井郡五箇庄村。**【さておはすべかりし人】**そのまゝ無事

に過ごせば過ごせた人。

三井寺炎上

日來は山門の大衆こそ、發向の猥しき訴仕るに、今度は如何思ひけん、穩便を存じて音もせず。然るを南都・三井寺同心して、或は宮請取り參らせ、或は御迎に參る條、是以て朝敵也。然らば奈良をも寺をも攻めらる可しと聞えしが、先づ三井寺を攻めらる可しとて、同五月二十七日、大將軍には左兵衞督知盛、副將軍には薩摩守忠度、都合其の勢一萬餘騎、園城寺へ發向す。寺にも大衆一千人、甲の緒をしめ、搔楯搔き、逆茂木引いて、待ちかけたり。卯の刻より矢合して、一日戰ひ暮し、夜に入りければ、大衆以下法師原に至る迄、三百餘人討たれぬ。夜軍に成つて、暗さは闇し、官軍寺中に攻め入つて、火を放つ。燒くる所、本覺院、成喜院、眞如院、花園院、大寶院、淸瀧院、普賢堂、敎待和尙の本坊、竝に本尊等、八間四面の大講堂、鐘樓、經藏、灌頂堂、護法善神の社壇、新熊野の御寶殿、都て堂舍塔廟六百三十七宇、大津の在家一千八百五十三宇、竝に智證の渡し給へる一切經七千餘卷、佛像二千餘體、忽に烟と成るこそ悲しけれ。諸天五妙の樂みも、此の時長く盡き、龍神三熱の苦みも、彌盛んなるらん

とぞ見えし。

【是以て朝敵】三井寺の高倉宮を請け取り、興福寺の御迎に參るなど、宮に好意を示すのは、即ち朝家の敵であるとの意。【奈良】興福寺。【寺】三井寺。三井寺は一般に寺とのみ云。【五月廿七日】十二月十一日の誤。本書、五月廿一日以仁王を三井寺に攻めたことゝ、混同したものゝ如く見える。【法師原】法師共の義。衆徒の弟子などの、衆徒より一段低い者を云。【成喜院】常喜院の訛。【敎待和尙の本坊並に本尊】本坊には智證大師作敎待和尙の像を安置し、其本尊は彌勒菩薩と云。【八間四面】間口の柱間八つ、奥行の柱間四つあること。【大講堂】敎法を講說する處で、大日彌陀釋迦を安置してあつた。貞觀十七年建立。【灌頂堂】灌頂を行ふ堂で、いくつもあつたと云。【護法善神】三井寺五社鎭守の一。佛法擁護の神を祀る。【社壇】社殿。【新熊野】三井寺五社鎭守の一。聖護院門跡は三井寺の長吏、熊野三山の別當撿挍職を兼帶するよりこゝにも勸請したもの。【御寶殿】神殿。【塔廟】佛舍利を安置する處。『塔』梵語、卒塔婆の略。『廟』其の譯語。【一切經】大藏經とも云。經・律・論等一切佛經の蒐集を云。唐玄宗開元十年、沙門智昇開元釋敎目錄二十卷を著し、五千四十卷を採錄したのが、大藏定數の最初で、爾來漸次增加した。長門本には大師の渡し給へる唐本一切經五千餘卷とある。【諸天五妙の樂み云々】佛敎の衰滅を悲み歎く意を、譬を引て言つたもの。『諸天』天界に住する天部の總稱。『五妙の樂み』色・聲・香・味・觸の五境の妙なる樂みといふこと。往生要集十樂條云、第四、五妙境界樂者、四十八願莊㆓嚴淨土㆒、一切萬物窮㆑美極㆑妙、所㆑見悉是淨妙色、所㆑聞無㆑不㆓解脫聲㆒、香味觸境亦復如㆑是。【龍神三熱の苦】往生要集畜生道條に、諸龍衆受㆓三熱苦㆒、晝夜無㆑休とあり、又長阿含經に、此閻浮提所㆑有龍

王盡有二三患一とあつて、熱風熱沙を被り皮肉を燒かれる苦、龍宮に惡風暴に遭つて寶飾衣を失ひ龍身自ら現する苦、龍宮中で娯樂の時金翅大鳥入り來り眷屬を取り食はうとする時の苦とを擧げてゐる、

夫れ三井寺は、近江の義大領が私の寺たりしを、天武天皇に寄せ奉りて、御願となす。本佛も彼の御門の御本尊、然るを生身の彌勒と聞え給ひし、教待和尚百六十年行うて、大師に附囑し給へり。覩史多天上摩尼寶殿より天降り、遙に龍華下生の曉を、待たせ給ふとこそ聞つるに、こは如何にしつる事共ぞや。大師此の所を傳法灌頂の靈跡として、井花水の三つを結び給ひし故にこそ、三井寺とは名付たれ。かゝる目出度き聖跡なれ共、今は何ならず、顯密須臾に亡びて、伽藍更に跡もなし。三密道場も無ければ、鈴の聲も聞えず、一夏の花も無ければ、閼伽の音もせざりけり。宿老碩德の名師は、行學に怠り、受法相承の弟子は、又經教に別れんだり。寺の長吏圓慶法親王は、天王寺の別當をも、留められさせ給ふ。其の外僧綱十三人、闕官せられて、皆檢非違使に預けらる。堂衆は筒井の淨妙明秀に至るまで、三十餘人流されけり。かゝる天下の亂れ、國土の騷ぎ、只事とも覺えず、平家の世の、末になりぬる先表やらんとぞ、人申しける。

【義大領】擬大領の訛。盛衰記、近江國志賀郡擬大領大友夜須良麿呂に作る。元亨釋書に、園城寺創建者を弘文

天皇皇子大友與多とすると同人か。『義大領』大領は郡司長官。その闕員ある時、國司其候補者を選定上申し、郡司に擬する人を云。【寄せ】寄進。【本佛】長け三寸二分の彌勒菩薩。欽明天皇の世、百濟より傳來し、天武天皇の世、此寺に安置せられたものと傳へる。長門本云、本佛と申も、彼の帝の御本尊なりしを、生身の彌勒如來と聞給し教待和尚、百六十二年行て、その後智證大師に附囑し給ひたりける彌勒とぞ聞えし。【生身の彌勒】通力に依て一時肉身と化現することを生身と云。元亨釋書に、教待和尚が智證大師圓珍を見て身を隱したので、珍が新羅神に尋ねた時の新羅神の答を記して、神曰、彌勒菩薩之應化也。今已得レ師又何存乎とあり、又今昔物語に「此の老僧をは教代和尚となむ申す、人の夢には彌勒にてなむ見え給ふなる」とある。然るに八坂本に、「本佛は彼御門の御本尊生身の彌勒とぞ聞え給ひし、しかるを教待和尚百六十年行うて後、智證大師に附囑し奉る」とあり、園城寺傳記に金堂彌勒緣起を引て、南岳禪師坐禪の時に、彌勒菩薩が覩率天から影向し、初は一丈六尺の金銅身であつたが、後一尺八寸となり、又日本に渡る時に三寸になつたことを記し、被レ縮二御身一兩度也　故、生身彌勒無二疑貽一者也とあるを見れば、本尊も生身の彌勒と稱せられたものである。【行うて】勤行したこと。【大師】智證大師。圓珍。【附囑】教理經文其他を傳へること。こゝは彌勒菩薩の像を交付したこと。【覩史多天】兜率天とも云、その內院は彌勒菩薩の淨土。【摩尼寶殿】彌勒菩薩在住の宮殿。『摩尼』梵語、珠の總名。こゝは美稱。【龍華下生の曉】龍華の曉と同義。【井花水の三つを結び】井花水の水を掬びの訛。『井花水』早朝の水の靜に清淨なことを指して云。花は清淨の義。古今著聞集釋教、智證大師御起文に、予改二御井寺一成二三井寺一、其由何者、件井水三皇用給之上、此寺爲二傳法灌頂之庭一、可レ汲二井花水一

之事、令ㇾ繼ニ彌勒三會曉一、故成ニ三井寺一トとある。三皇は天智天武持統三帝の事で、世に三帝御産湯の水を汲まれたと傳へることを云。又この井花水を汲で、三部灌頂の閼伽としたと云ふのである。**【今は何ならず】**今は何の見る影もない。**【須臾に】**暫時の間に。**【三密道場】**密教修行の場處の意。『三密』身密・語密・意密。身に印契を結び、口に眞言を唱へ、意に本尊を觀して修行すること。**【一夏の花も云々】**一夏九十日の安居の間、佛前に供へて來た花も水も今はないの意。**【宿老碩德の名師云々】**老年高德の師僧さへ、修行も學問もしなくなつたの意。**【受法相承の弟子云々】**師僧から法を受け傳へるべき弟子も、經文教法と離れて、修行が出來ないとのこと。**【圓慶法親王】**『圓慶』圓惠の訛。その三井寺の長吏でなかつたことは前卷に述べた。その天王寺別當となつたのは、仁安二年四月廿二日より十三年間であつた。玉葉（治承四、六、廿二）云、又無品圓惠法親王、宜ㇾ令ㇾ停ニ止所帶天王寺撿挍職一。**【僧綱十三人闕官】**『僧綱』僧正・僧都・律師。僧中の綱維を司る義。玉葉（治承四、六、十九）云、僧綱廿七人、併ニ却見任一、沒ニ官所領一云々。**【先表】**前兆。

巻第五

都遷

治承四年六月三日の日、福原へ御幸なるべしと聞ゆ。此の日頃都遷有る可しと聞えしか共、忽に今明の程とは思はざりしものをとて、京中の上下騷ぎ合へり。三日と定められたりしかども、剩へ今一日引き上げられて、二日に成りぬ。二日の卯の尅に、行幸の御輿を寄せたりければ、主上は今年三歲、未だ幼うましましければ、何心もなうぞ召されける、主上少う渡らせ給ふ時の御同輿には、母后こそ參らせ給ふに、是は其の儀なし。御乳母帥の亮殿計りこそ、一つ御輿には參られけれ。中宮・一院・上皇も御幸なる。攝政殿を始め奉つて、太政大臣已下の卿相雲客、我も〳〵と供奉せらる。平家には太政の入道を始め參らせて、一門の人々皆參られけり。明くる三日の日、福原へ入らせ坐します。入道相國の弟池の中納言賴盛の卿の山莊、皇居になる。同四日の日、賴盛家の賞とて正二位し給ふ。九條殿の御子、右大將良通の卿、加階越えられさせ給ひけり。攝籙の臣の御子息、凡人の次男に加階越えられさせ給ふ事、是れ始とぞ承る。

入道相國漸思ひ直つて、法皇をば鳥羽の北殿を出し參らせて、都へ還御なし奉られたりしが、高倉の宮の御謀叛に依つて大に憤り、又福原へ御幸成し奉り、四面に端板して、口一つ開きたる内に、三間の板屋を作つて、押し籠め奉る。守護の武士には、原田の大夫種直計りぞ候ひける。容易う人の參り通ふべき樣も無ければ、童部などは、籠の御所とぞ申しける。聞くも忌々しうあさましかりし事共也。法皇今は世の政を知し召さばやとは、露も思し召しよらず、只山々寺々修行して、御心の儘に慰まばやとぞ仰せける。平家の惡行に於いては、悉く極りぬ。去んぬる安元より以來、多くの大臣公卿、或は流し或は失ひ、關白流し奉つて、我聟を關白になし、法皇を城南の離宮に押し籠め奉り、剩へ第二の皇子高倉の宮討ち奉つて、今殘る所の都遷なれば、加樣にし給ふにやとぞ人申しける。都遷は是先蹤なきに非ず。

【此の日頃】近日中。**【今明の程】**今日明日といふ程に急なことといふ意。**【今一日引き上げられ】**三日でも急で驚いたのに、其上更に一日早くされたとのこと。玉葉（治承四、五、卅）云、未刻、邦綱卿告送云、來月三日可レ有レ行二幸于福原一、上西門院同可レ渡御一之由有二其聞一、仰天之外無レ他云云、申刻大外記賴業同示二送此由一、又晚頭行隆示送云、三日行幸、忽被レ縮二二日一了云々、凡非二言語之所一レ及、（略）天狗之所レ為、實非二直事一、生二合亂世一見二如レ此之事一、可レ悲二宿業一也。**【主上】**安德天皇。**【何心もなうぞ召されける】**何の御辨へもなく、御輿に御乘りにな

つたといふこと。【御同輿には母后】幼帝の行幸には、母后が御同乘になるのが例であるの意。【帥の亮殿】平大納言時忠の北の方。【中宮】安德天皇御母建禮門院。【一院】後白河法皇。【上皇】高倉上皇。【攝政】藤原基通。この二月廿一日關白をやめて攝政となる。【太政大臣】此時闕官。【皇居】玉葉には、主上は初め賴盛の家、上皇は淸盛の別莊、法皇は敎盛の家に御着になり、四日の夜、主上賴盛の家より淸盛の別莊に御遷りになつた由に見える。【家の賞】山莊を皇居に捧げた賞。淸盛の家に遷御の日のことである。【九條殿】右大臣藤原兼實。【右大將良通】治承三年十一月廿日從二位右大將、時に年十三。【凡人の次男】賴盛を指して云。『凡人』こゝでは攝關以下のものの義。【思ひ直つて】怒の解けたこと。【端板】鰭板とも書く。板扉。貞丈雜記云、宅地の廻りの端に、板塀をする故にはた板と云ふなるべし。【口一つ開きたる】入口が一方だけあいてゐる。【三間の板屋】柱間三つ程の狹い板葺の家。【籠の御所】『籠』牢と同義。【悉く極はまりぬ】極點まで行はれたの意。【今殘る所の】勝手氣儘をし盡して、後に殘つたの意。【加樣にし給ふにや】それでこんな無理非道な事をするのであらうかの意。

神武天皇と申すは、地神五代の帝、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四の皇子、御母は玉依姫、海人の娘也。神の代十二代の跡を受け、人代百王の帝祖也。辛の酉の歳、日向の國宮崎の郡にして、皇王の寶祚を繼ぎ、五十九年と云ひし己の未の歳十月に東征して、豐葦原中津國に留まり、此の比大和の國と名付けたる畝傍の山を點じて、帝都を建て、橿原の地を切拂つて、宮室を作り給へり。是を橿原の宮と名付けたり。其れより以

來、代々の帝王、都を他國他所へ遷さるゝ事三十度に餘り、四十度に及べり。神武天皇より景行天皇迄十二代は、大和の國郡々に都を立て、他國へは終に遷されず。然るを成務天皇元年に、近江の國に遷つて、志賀の郡に都を立つ、仲哀天皇二年に、長門の國に遷つて、豐浦の郡に都を立つ、其の國彼の都にして、御門隱れさせ給ひしかば、后神功皇后御世を請取らせ給ひ、女帝として、鬼界・高麗・契丹迄攻め從へさせ給ひけり。異國の軍を靜めさせ給ひて、歸朝の後、筑前の國三笠の郡にして皇子御誕生、軈て其の所をば產の宮とぞ申しける。掛けまくも忝く、八幡の御事是なり。位に卽かせ給ひては、應神天皇とぞ申しける。其の後神功皇后は、大和の國に遷つて、磐余稚櫻の宮におはします。應神天皇は、同じき國輕島明の宮に栖ませ給ふ。仁德天皇元年に、攝津の國難波に遷つて、高津の宮におはします。履中天皇二年に、又大和の國に遷つて、十市の郡に都を立つ。反正天皇元年に、河內の國に遷つて、柴籬の宮に栖ませ給ふ。允恭天皇四十二年に、又大和の國に遷つて、飛鳥の飛鳥の宮におはします。雄略天皇廿一年に、同じき國泊瀨朝倉に宮居し給ふ。繼體天皇五年に、山城の國綴喜に遷つて十二年、其の後乙訓に宮居し給ふ。宣化天皇元年に、又大和の國に遷つて、檜隈の入野の宮に栖ませ給ふ。孝德天皇大化元年に、攝津の國長柄に遷つて、豐崎の宮におはします。齊明天皇二年に、又大和の國に遷

づて、岡本の宮に栖ませ給ふ。天智天皇六年に、近江の國に遷つて、大津の宮におはします。天武天皇元年に、猶大和の國に歸つて、岡本の南の宮に栖ませ給ふ。是を淨見原の御門と申しき。持統文武二代の聖朝は、藤原の宮におはします。元明天皇より光仁天皇迄七代は、奈良の都に栖ませ給ふ。

【地神五代】天照大神・天忍穗耳尊・瓊々杵尊・彦火火出見尊・鸕鷀草葺不合尊の五代を申す。『地神』この名稱は水鏡古今著聞集等鎌倉時代の書に初めて見える。古事記傳には、前三代は天神、後二代は皇孫と申すべきもので、地神の稱呼は古書に絶えて見えないことを、詳細に論證してゐる。【御母は玉依姫、海人の娘】『海人』諸本海神に作るのがよい。神武紀に、母曰二玉依姫一海童之小女也とある。海童は綿津見神で、海つ持の義、海を領する神即ち海神のこと。海神の國の所在に關し、傳説のまゝに海底とするもの、新羅琉球等の内地以外とするもの、又九州の一地方とするもの等諸説がある。【神の代十二代】天神七代、地神五代、併せて十二代。天神七代とは、國常立尊・國狹槌尊・豐斟渟尊（以上三代）、泥土煮尊・沙土煮尊（以下耦生神で二神一代）・大戸之道尊・大苫邊尊・面足尊・惶根尊・伊奘諾尊・伊奘册尊。【人代】神代に對し、神武天皇以降を云ふ。【百王】百代の王。『百』大數として擧げたまでのこと。【辛の酉の歳日向の國】日本書紀に、辛酉年春正月庚辰朔天皇即二帝位於橿原宮一、是歳爲二天皇元年一とあり、日向國で御即位といふは誤。【寶祚】寶位の義。天子の御位。【東征】書紀には、十五歳立太子、四十五歳東征に就て諸皇兄と議し給うたことを載せ、是年也太歳甲寅、其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥二諸皇子舟師一東征とある。【豐葦原中津國】我國の古稱。『豐』美稱。太古

海邊は多く葦原であつたので、その葦原の中に在る國の義。こゝは本洲のこととして記してある。【畝傍の山】大和國高市郡白橿村字畝傍に在る山。【點して】點檢して。【橿原の地】書紀己未三月條云、觀ニ夫畝傍山東南橿原地ー者、蓋國之墺區乎、可ㇾ治ㇾ之、是月卽命ニ有司ー經ニ始帝宅ー。【橿原の宮】古事記には畝火白梼原宮とある。【三十度に餘り四十度】三十度以上四十度までの意。遷都の實數は四十八度。【景行天皇まで十二代】綏靖天皇は葛城、安寧天皇は片鹽、懿德天皇は輕、孝昭天皇は掖上、孝安天皇は室、孝靈天皇は黑田、孝元天皇は輕、開化天皇は春日、崇神天皇は磯城、垂仁天皇は纏向、景行天皇は初め纏向、後近江國志賀高穴穗宮に居られた。【成務天皇】景行天皇皇子。古事記に坐ニ近淡海之志賀高穴穗宮ー治ニ天下ー也とあつて、景行天皇晩年の御坐處に都せられた。本文成務天皇に至て近江國に遷都せられた樣にあるのは、稍盡さない。【仲哀天皇】日本武尊の子、景行天皇御孫。書紀に、仲哀天皇二年九月興ニ宮室于穴門ニ而居、是謂ニ穴門豐浦宮ーとある。今長門國豐浦郡長府町。【其の國彼の都】長門國豐浦宮で崩御になつたといふのであるが、實は筑紫橿日宮で崩御になつて、豐浦宮で殯を行はれたのである。【神功皇后】仲哀天皇皇后。孝靈天皇曾孫、氣長宿禰王の女、氣長足姬尊の謚號。【女帝】仲哀天皇崩後、皇后男裝をなして、自ら主となつて新羅征伐をせられたことをいふので、女帝の位に卽かれたことはない。書紀に皇后を帝紀の列に記してあるが、應神天皇の皇太后として攝政せられた事を明記し、攝政何年と記してあるに止まる。【鬼界】薩摩以南の諸島。【高麗】朝鮮の西北方にあつた國の名。【契丹】高麗の西北方に居つた部族の名で、後支那の北邊十六州を奪つて國を遼と號したもの。此條新羅（朝鮮半島東方海岸）征伐の事を誇張して書いたもので、勿論事實ではない。唯遠く海外までもの意

として見るべきである。【産の宮】神功皇后紀に、生二譽田天皇於筑紫一、故時人號二其產處一曰二宇瀰一也とある。今筑前國粕屋郡宇美村字宇美に八幡宮がある。【八幡の御事】八幡宮の祭神。栗田寛氏の說に、八幡宮の祭神は彦火火出見尊で、應神天皇とするのは誤。淸和天皇貞觀元年大和大安寺の僧行敎が、宇佐八幡を石淸水に勸請してから、いつしか應神天皇を八幡神と認めることとなつたのであると云。【磐余稚櫻宮】神功皇后紀三年正月條に、立二譽田別皇子一爲二皇太子一、因以都二於磐余一（是謂二若櫻宮一）とあるが、古事記傳に、若櫻宮は履仲天皇の宮號で、此註は後人の加筆と斷じてある。『磐余』今大和國磯城郡安倍村を中心とした廣い地名。【輕島明の宮】今大和國高市郡白橿村大字大輕大內丘の輕寺。【高津の宮】今大坂城の地で、玉造石山の間にあつたものであらうといはれる。【十市郡に都】磐余稚櫻宮と云。もと大和國十市郡池田村、今の磯城郡安倍村大字池內に當る。【柴籬の宮】今河內國中河內郡松原村大字上田の東にある廣庭神社社域。【允恭天皇四十二年】書紀には此年正月朔日天皇崩御とある。又古事記には遠つ飛鳥の宮に坐して天の下を治しめすとある。遠つ飛鳥は、仁德天皇の時、河內の飛鳥を近つ飛鳥と稱したのに對し、大和の飛鳥を云。【飛鳥の飛鳥の宮】『飛鳥の』あすかに係る枕詞より轉して地名となつたもの、今大和國高市郡飛鳥村の地。【雄略天皇廿一年】雄略紀に、設二壇於泊瀨朝倉一、卽二天皇位一、遂定レ宮焉とのみあつて、此年の條には記載がない。【泊瀨の朝倉】今大和國磯城郡朝倉村大字黑崎と岩坂との間の地。【宮居し給ふ】皇居を御定めになること。【繼體天皇五年】繼體紀云、五年冬十月遷二都山背筒城一、十二年春三月丙辰朔甲子遷二都弟國一。【綴喜】筒城の訛。今山城國綴喜郡普賢村大字多多羅の西北都谷の地。【乙訓】弟國の訛。今山城國乙訓郡乙訓村大字今里の東明星野の地。

【檜隈の入野の宮】宣化紀云、元年春正月遷二都于檜隈廬入野一、因爲二宮號一也。今大和國高市郡坂合村大字檜前の地。【豐崎の宮】孝德紀云、大化元年冬十二月朔、天皇遷二都難波長柄豐崎一、今大阪市大阪城の邊。【岡本の宮】齊明紀二年九月の條に、後飛鳥岡本宮に遷るとある、舒明天皇のに對し、後の岡本の宮と云。今大和國高市郡高市村大字岡の龍蓋寺の邊。【大津の宮】今近江國滋賀郡大津市北方の地。【岡本の南の宮】岡本宮の南にある宮の義。飛鳥淨御原宮を云。今大和國高市郡高市村大字上居の地。【藤原の宮】今大和國高市郡鴨公村大字高殿の地。【元明天皇より光仁天皇まで七代】元明・元正・聖武・孝謙・淳仁・稱德・光仁の七代。元明天皇和銅三年三月平城奠都以來、聖武天皇が天平十二年十二月山背國相樂郡の恭仁の京に、十六年正月に難波の京に、淳仁天皇が天平寶字五年十月に近江國保良の宮に遷られた外は、大凡引續いてこゝに都せられた。【奈良の都】平城京。今大和國添上生駒兩郡に跨る地域で、條坊の跡、今に故徑に存するものが多い。今の奈良市は其左京郊外の東北角に過ぎない。

然るを桓武天皇の御宇、延暦三年十月三日の日、奈良の京春日の里より、山城の國長岡に遷つて、十年と云ひし正月に、大納言藤原の小黑丸、參議左大辨紀の古作美、大僧都玄慶等を遣はして、當國葛野の郡宇多の村を見せらるゝに、兩人共に奏して曰く、「此の地の體を見候ふに、左靑龍、右白虎、前朱雀、後玄武、四神相應の地なり。尤も帝都を定むるに足れり」と申す。是に依つて、愛宕の郡におはします賀茂の大明神に、此の由を告げ申させ給ひて、延暦十一年十一月廿一日、長岡の京より此の京へ遷されて、帝王

は三十二代、星霜は三百八十餘歳の春秋を送り迎ふ。其れより以來代々の御門、國々所々へ多くの都を遷されしか共、此の如きの勝地は無しと、桓武天皇特に執し思し召して、大臣公卿諸國の才人等に仰せて、長久なるべき相とて、土にて八尺の人形を作り、鐵の鎧甲を著せ、同じう鐵の弓矢を持たせて、末代と云ふ共、此の京を他國へ遷す事あらば、守護神とならんと誓ひつゝ、東山の峯に、西向きに立てゝぞ埋まれける。されば天下に事出で來んとては、此の塚必ず鳴動す。將軍が塚とて今に有り。就中此の京をば、平安城と名付けて、平ら安き城と書けり。尤平家の崇む可き都ぞかし。桓武天皇と申すは、平家の曩祖にておはします。先祖の君のさしも執し思し召しつる都を、させる故なうして、他國他所へ遷されけるこそあさましけれ。一年嵯峨の皇帝の御時、平城の先帝、尚侍の勸めに依つて、既に此の京を他國へ遷さんとせさせ給ひしか共、大臣公卿諸國の人民背き申ししかば、遷されずして止みにき。一天の君萬乘の主さへ遷し得給はぬ都を、入道相國、人臣の身として、遷されけるぞあさましき。舊都は哀れ目出たかりつる都ぞかし。王城守護の鎭守は、四方に光を和らげ、靈驗殊勝の寺々は、上下に甍を雙べたり。百姓萬民煩なく、五畿七道も便あり。されど今は辻々を堀り切つて、車などの容易う行きかふ事もなく、邂逅に行く人は、小車に乗り、道を經てこ

そ通りけれ。軒を爭ひし人の栖居、日を經つゝ荒れ行く。家々は加茂川桂河に毀ち入れ、筏に組み浮べ、資財雜具舟に積み、福原へとて運び下す。唯成りに花の都、田舍になるこそ悲しけれ。何者の所爲にや有りけん、舊き都の內裏の柱に、二首の歌をぞ書付けける。

百年を四回り迄に過ぎ來にし、愛宕の里の荒れや果てなん。

咲き出づる花の都を振り捨てゝ、風ふく原の末ぞあやふき。

【長岡に遷つて】續日本紀云、延曆三年十一月戊申天皇移幸長岡宮。**【春日の里】**今の奈良市。こゝは唯輕く添へていつたまでのこと。**【山城國長岡】**今乙訓郡向日町大字鷄冠井の地。**【十年と云ひし正月に】**日本紀略云、十二年正月甲午遣大納言藤原小黑麻呂、左大辨紀古佐美等、相山城國葛野郡宇太村之地、爲遷都也。**【玄慶】**賢憬の訛、元亨釋書云、釋賢憬、世姓荒田氏、尾州人也、妙年出家、受唯識于興福寺宣教、天平勝寶七年東大寺戒壇成、鑑眞行羯磨法、景爲受者、是本朝登壇受戒之始也。性耐苦勵、勤修不倦、剃皮然指、兼有才識、延曆十二年朝廷議遷都、勅憬見新都平安城地、是年十一月寂。壽八十九。**【兩人】**小黑麻呂、古佐美。**【地の體】**地形。**【左青龍・右白虎・前朱雀・後玄武】**青龍・白虎・朱雀・玄武は天の四方に在る星宿の名。四靈又四神と稱し、四方を正しくするものと云。禮記曲禮云、行前朱雀而後玄武、左青龍而右白虎。**【四神相應の地】**簠簋に、四神相應地、東有流水曰青龍、南有澤畔曰朱雀、西有大道

曰二白虎一、北有二高山一曰二玄武一、右此四物具足、則謂二四神相應地一、尤大吉也。若一闕則災禍方二其方一至とあり、宇太村の地勢、東賀茂河、北比叡山、南鳥羽の田地、西大道に當るより云ふ。**【賀茂大明神に此の由を】**日本紀略云、延暦十二年二月辛亥遣三參議治部卿壹志濃王等告二遷都於賀茂大神一。**【十一月二十二日】**日本紀略云、十月辛酉車駕遷二于新京一。**【三十二代】**桓武天皇より安徳天皇までを云。**【三百八十餘歳】**延暦十三年より治承四年まで三百八十七年。**【勝地】**形勝の地。**【執し】**執着の意。深く思はれること。**【才人】**才藝の勝れた學者。**【長久なるべき相】**此京の長く續く象徴。**【守護神】**此京を守つて他に遷させない樣にする神。盛衰記云、帝自ら土の人形に向ひ祈り申させ給ひけるは、必ず此の京の守護神となり給へ、若し未來にこの都を他所へ移すことあらば、堅く王城を守り其人を罰せよと、宣命を含められて云云。**【將軍が塚】**京都東山華頂山南峯頂上、長樂寺の東に當る地にある。**【平ら安き城】**日本紀略延暦十三年十一月丁丑遷都直後の勅に、又子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號曰二平安京一とある。こゝは平家安穩の意に曲解して說を爲したもの。**【曩祖】**先祖。**【平城の先帝】**平城上皇。**【尚侍】**藤原種繼の女藥子。平城上皇の寵を恃み、上皇の重祚、平城京遷都を御勸めして失敗した。世に之を藥子の亂と云。尚侍は內侍司の長官、常侍奏請宣傳を掌る女官。**【四方に光を和げ】**四方に鎭座し神靈いやちこなること。『光を和げ』和光同塵の條參照。**【上下に】**上京即ち北の方、下京即ち南の方、共にの意。**【甍】**瓦葺の屋根。**【五畿七道】**日本全國。『五畿』畿內の五國、山城・大和・河內・和泉・攝津『七道』東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道。**【便あり】**交通の便宜あること。**【辻々を掘り切つて】**道々を掘りこはすこと。**【道を經て】**廻り路すること。**【軒を爭ひ】**人家軒を並べ繁華なこと。方丈

記云、軒を爭ひし人のすまひ、日を經つゝあれ行く、家はこぼたれて淀川に浮び、地は日の前に畠となる。【桂川】大堰河の下流、葛野郡桂村を經てから桂川の名を得、下鳥羽に至つて淀川に合流する。【唯成りに】ひたすらに變ること。【百年を四回迄に云々】四百年も榮えた平安京も、是からは荒れ果てるであらうの意。奠都後治承四年迄三百八十七年であるが、大凡に四百年と言つのである。『愛宕の里』平安京は初は葛野郡の方を主としたが、西の京夙く廢れ、院政時代には東、白河六波羅の方面に發展し、愛宕郡に跨ることゝなつたので、京のことをから稱したものと見える。【咲き出つる花の都を云々】『咲き出つる』花の緣語。『風吹く原』福原をかける。花の樣なよい都を捨てゝ、風の吹く穩でない福原へ遷都をするとは、將來如何にも危いことであるの意。

新都

同六月九日の日、新都の事始有る可しとて、上卿には德大寺の左大將實定の卿、土御門の宰相の中將通親の卿、奉行の辨には前の左少辨行隆、多くの官人共召具して、當國和田の松原、西の野を點じて、九條の地を割られけるに、一條より下、五條までは其の所ありて、其れより下は無かりけり。行事官歸り參つて、此の由を奏聞す。さらば播磨の印南野か、猶攝津の國昆陽野かなんど、公卿僉議有りしか共、事行く可し共見えざりけ

り。舊都は既にうかれぬ。新都は未だ事行かず。有りとし有る人は、皆身を浮雲の思をなし、本此の所に栖む者は、地を失つて愁へ、今遷る人々は、土木の煩をのみ歎きあへり。都て只夢の樣なつし事共也。土御門の宰相の中將通親の卿の申されけるは、「異國には三條の廣路を開いて、十二の洞門を立つと見えたり。況んや五條迄有らん都に、などか內裏を立てざるべき、且々先づ里內裏を造らる可し」と、公卿僉議有つて、五條の大納言國綱の卿、臨時に周防の國を賜つて、造進せらるべき由、入道相國計ひ申されけり。此の國綱の卿と申すは、雙なき大福長者にておはしければ、內裏作り出だされん事、左右に及ばね共、如何んが國の費、民の煩無かるべき。誠に指し當つたる天下の大事、大嘗會などの行はる可きを閣いて、かゝる世の亂れに、遷都・造內裏、少しも相應せず。古の賢き御代には、則ち內裏に茨を葺き、軒をだにも調へず。煙の乏しきを見給ふ時には、限り有る御貢物をも許されき。是れ則ち民を惠み國を輔け給ふに依つて也。楚、章華の臺を立て、黎民索け、秦、阿房の殿を起いては天下亂ると云へり。茅茨剪らず、采椽削らず、舟車飾らず、衣服文無かりける世も有りけんものを。されば唐の太宗の、驪山宮を作つて、民の費をや憚らせ給ひけん、遂に臨幸なくして、瓦に松生ひ、垣に蔦茂つて、止みにけるには、相違かなとぞ、人申しける。

【新都の事始】新都造營の事務開始。**【土御門宰相中將通親】**源通親。治承四年正月廿八日參議左中將。土御門萬里小路の亭に居り土御門と稱した。**【奉行の辨】**命を奉じ實務を執行する辨官。長門本奉行には頭左中辨經房・藏人左少辨行隆とぞ聞えしとあり、百錬抄共他も經房を加へ行隆を現官としてゐる。**【和田の松原】**神戸市の南方、東に向つて突出する沙嘴の地。**【西の野】**攝津國武庫郡林田村大字長田の東。**【九條の地を割】**平城京平安京等の制に准し、市街を一條より九條までに區劃を立てること。**【其れより下は無かりけり】**五條以下は、土地が狹くて、割り當てる土地がないこと。百錬抄六、九云、點ニ定遷都地一、左京條理不レ足、又無ニ右京一。**【行事官】**新都造營の事務を取扱ふ官吏。**【印南野】**加古明石兩郡に跨り、南東明石川に起り、北西賀古川に至る方三里の原野。百錬抄六、十五云、以ニ輪田一難レ被レ用ニ帝都一、可レ爲ニ小屋野一之由被ニ改仰一、而又播磨印南野可レ宜之由、有ニ沙汰一、依レ無レ水難レ叶之者。**【昆陽野】**攝津國川邊郡稻野村大字昆陽、伊丹町の西。**【事行く】**實行されること。**【舊都は既にうかれぬ】**京ははや浮き立つて落着かぬにの意。方丈記云、故鄕は既にあれて、新都は未だ成らず、ありとしある人、皆浮雲の思ひをなせり、元より此處に居るものは、地を失ひて憂ひ、今移り住む人は、土木の煩ひある事を歎く。**【土木の煩ひ】**家屋道路等營造の困難。**【三條の廣路を開いて十二の洞門を立つ】**『洞門』長門本通門に作るのがよい。考證には、是は宮城の制で都城の制ではないとある。文選班孟堅西都賦云、披ニ三條之廣路一、立ニ十二之通門一、張銑注、三條三達之路、面三門四面十二門。**【且々】**外のことはさし置いても先づ第一にの意。**【里内裏】**大内裏に對する語。もと外戚の里第を皇居とせられたことより起つた稱呼。規模の小さい臨時の皇居を云。**【大福長者】**富家。**【左右に及ばね共】**容易の事ではあるがと

いふこと。**【大嘗會など】**玉葉云、中云、謂二大禮一、謂二遷都一、共是國家重事也。相並被レ行者國費多歟。暫遷二御舊都一被レ遂二大嘗會一之後、一向有二遷都沙汰一尤宜歟。**【古の賢き御代には云々】**仁徳紀四年二月の詔にある、高臺に登つて炊煙の上ることの少いのを見そなはされて、百姓の貧く炊く者の少いことを歎かれて、三年間徴税を免せられた故事を云。方丈記云、ほのかに傳へ聞くに、古の賢き御代には、憐みを以て國を治め給ふ。則ち御殿に茅をふきて、軒をだにとゝのへず、煙の乏しきを見給ふ時は、限ある貢き物をさへ許されき。これ民を惠み世を助け給ふに依りてなり。**【楚章華の臺を建て黎民索け】**支那戰國時代、楚靈王が章華臺といふ大建築を起した爲に、其民疲弊し、終に王に背叛した故事を云。『黎民』書經の語。黎は黒で、民の首は皆黒いとのことから、庶民の事を云。『索け』離散すること。**【秦阿房の殿を起いては天下亂る】**秦始皇帝が、阿房宮といふ東西五百歩南北五十丈の善美を極めた宮殿を作つてから、民心離叛し、天下大に亂れたといふ故事を云。**【茅茨剪らず云々】**墨子・韓非子・淮南子等に見え、堯帝の儉德を稱へた語。屋根に葺く茅の先を剪らずに葺き放しにし、椽(たるき)に山から採つたまゝで削らないものを用ひ、舟車衣服も飾のない簡素なものを用ひたこと。帝範崇儉篇云、茅茨不レ剪、采椽不レ斲、舟車不レ飾、衣服無レ文。**【驪山宮】**唐の都長安の西にあつた離宮。白氏文集樂府驪宮高云、翠華不レ來歳月久、牆有レ衣兮瓦有レ松、吾君在レ位已五載、何不二一幸於其中一、西去二都門一幾多地、吾君不レ遊有二深意一、一人出兮不二容易一、六宮從兮百司備、八十一車千萬騎、朝有二宴飫一暮有レ賜、中人之産數百家、未レ足レ充二君一日費一。**【瓦に松生ひ垣に蔦茂つて】**前詩の牆有レ衣兮瓦有レ松の句に基いた語。『瓦に松生ひ』屋根や塀の瓦の落ちる程に、松がのさばり生えてゐる事で、荒廢してゐる樣子。

月見

六月九日の日新都の事始、八月十日の日上棟、十一月十三日遷幸と定めらる。舊き都は荒れ行けど、今の都は繁昌す。あさましかりつる夏も暮れて、秋にも既に成りにけり。秋も漸半に成り行けば、福原の新都にましく〱ける人々、名所の月を見んとて、或は源氏の大將の、昔の跡を忍びつゝ、須磨より明石の浦傳ひ、淡路の瀨を押渡り、繪島が磯の月を見る。或は白浦・吹上・和歌の浦・住吉・難波・高砂・尾上の月の曙を、詠めて歸る人も有り。舊都に殘る人々は、伏見・廣澤の月を見る。中にも德大寺の左大將實定の卿は、舊き都の月を戀ひつゝ、八月十日餘りに、福原よりぞ上り給ふ。何事も皆換果てゝ、稀に殘る家は、門前草深くして、庭上露滋し。蓬が杣、淺茅が原、鳥の臥所と荒れ果てゝ、蟲の聲聲怨みつゝ、黃菊紫蘭の野邊とぞ成りにける。今故鄕の名殘とては、近衞河原の大宮計りぞましく〱ける。大將其の御所へ參り、先づ隨身を以て、惣門を扣かせらるれば、內より女の聲にて、「誰そや、蓬生の露打ち掃ふ人もなき所に」と咎むれば、「是は福原より大將殿の御上り候」と申す。「さ侍らはゞ、惣門は鎰のさゝれて侍ふぞ、東の小門より入らせ給へ」と申しければ、大將さらばとて、東の小門よ

りぞ參られける。大宮は御徒然に、昔をや思し召し出でさせ給ひけん。南面の御格子開けさせ、御琵琶遊ばされける所へ、大將つと參られたれば、暫く御琵琶を閣せ給ひて、「夢かや現か、是へ〳〵」とぞ仰せける。源氏の宇治の卷には、優婆塞の宮の御娘、秋の名殘を惜みつゝ、琵琶を調べて、終宵心を澄し給ひしに、有明の月の出でけるを、猶堪へずや思しけん、撥にて招き給ひけんも、今こそ思し召し知られけれ。

【上棟】新造內裏の上棟式。【十三日還幸】百錬抄云、十一月十一日遷二幸福原新造內裏一、入道大相國所二造進一也。【あさましかりつる夏】意外の事の多かつた夏の義。四五月は高倉宮の變、六月は福原遷都等のあつたことを指す。【名所の月】歌などに詠まれてゐる有名な所の月の意。【源氏の大將の昔の跡】源氏物語須磨明石兩卷に、光源氏の大將が都に住みかねて、一時須磨明石の地に侘住居をしたことが書いてあるので、其風情を偲び地理を探ること。【淡路の瀨】明石の瀨戶とも云。明石淡路間の海峽で、播摩灘の東口、瀨戶內海の一關門に當る。其の濶さ約二海里、北岸には須磨、南岸には繪島の磯など名所が多い。『灘』は海峽の義。【繪島】淡路國津名郡松尾岬の南、一海里半に在る岩崖の半島。土砂岩壁の色美はしく、繪の如くなるより、繪島が磯繪島の浦など歌に詠まれる。【白浦】白良の濱とも云、紀伊國西牟婁郡瀨戶村より湯崎村に至る海岸。砂の極めて白いので有名である。【吹上】紀伊國和歌山市の西南部より海草郡雜賀村に至る邊の古名。古來月の名所として名高かつたが、今は平野となつて昔の面影を存じない。【和歌の浦】紀伊國海草郡雜賀崎より毛見崎に至る海

岸の地。古來風光明媚を以て著はれ、神龜元年聖武天皇行幸の時、明光浦の名を賜はつた勝地。**【住吉】**攝津國東成郡住吉村海岸。**【高砂】**播磨國加古郡高砂町附近。加古川東畔にあつて、古くは尾上の地と連接してゐたので、高砂の尾上などと歌にも詠んである。**【尾上】**同加古郡尾上村。加古川東畔、海濱を去る十餘町の地。大字長田の住吉神社境內の尾上の松は、播州の一名勝と目せられる。**【伏見】**山城國紀伊郡伏見町。**【廣澤】**同葛野郡嵯峨村の東に在る池で、寛朝僧正の開鑿に係り、古來賞月の地。**【蓬が杣】**蓬草が生ひ茂つて、杣山の樣になつてゐること。「杣」樹を植ゑ付けて、材木を採る料とする山。**【故鄕の名殘】**京に殘つてゐる身內のものではの意。**【大宮】**太皇太后多子。實定と同胞。**【蓬生の露打ち掃ふ人もなき所に】**訪ねて來る人もない處に、何の御用でお出になつたかといふ意。**【御上り候】**遷都の日が淺いので、從來通りに舊京へ來ることを、上ると書いたのであらう。**【南面】**正面のこと。寢殿造では南向に家を建てるを原則とするより云。**【源氏の宇治の卷】**源氏物語宇治十帖最初の卷、橋姬の卷を云。宇治十帖は、物語中末尾の十帖が、光源氏の子薰大將と宇治の宮の姬君との戀を中心として描いたもので、宇治を背景としてゐるより云。**【優婆塞宮】**「優婆塞」梵語、俗人ながら戒を受け佛弟子となつた者。源氏物語に、桐壺の帝の第八子、光源氏の弟が、不遇の爲め宇治に蟄居してゐるのを宇治八の宮、又其佛門に入つた後を優婆塞の宮と記す。**【御娘】**宇治八宮の長女大姬君。**【撥にて】**橋姬卷云、一人(大姬)は柱に少し居隱れて、琵琶を前に置て、撥を手まさぐりにしつゝ居たるに、雲隱れたりつる月の、俄にいと明くさし出でたれば、扇ならでもこれしても月は招きつべかりけりとて、さしのぞきたる顏、いみじくらうたげに匂ひやかなるべし。**【今こそ思し召し知られけれ】**大宮が月に對して琵琶を彈ぜ

られてゐるのを見て、昔物語の心深い風情を察することが出來たの意。

待宵の小侍從と申す女房も、此の御所にぞ候はれける。抑此の女房を待宵と召されける事は、或時御前より「待宵、歸る朝、何れか哀れは勝れる」と仰せければ、彼の女房、

　待宵の更け行く鐘の聲聞けば、歸る朝の鳥はものかは。

と申したりける故にこそ、待宵とは召されけれ。大將此の女房を喚出でゝ、昔今の物語共し給ひて後、小夜も漸更け行けば、舊き都の荒れ行くを、今樣にこそ歌はれけれ、「舊き都を來て見れば、淺茅が原とぞ荒れにける、月の光は隈なくて、秋風のみぞ身には入む」と推返し推返し、三返うたひ澄されたりければ、大宮を始め奉つて、御所中の女房達、皆袖をぞ濡らされける。去程に夜も漸明け行けば、大將暇申しつゝ、福原へぞ歸られける。供に候ふ藏人を召して、「侍從が何と思ふやらん、餘りに名殘惜しげに見えつるに、汝歸つて兎も角も謂うて來よ」と宣へば、藏人走り歸り、畏まつて、「是は大將殿の申せと候」とて、

　物かはと君が云ひけん鳥の音の、今朝しもなどか悲しかるらん。

女房とりあへず、

待たばこそふけゆく鐘もつらからめ、歸る朝(あした)の鳥の音ぞうき。

藏人走り歸つて、此の由申したりければ、「さてこそ汝をば遣(つかは)したれ」とて、大將大に感ぜられけり。其れよりしてこそ、物かはの藏人(くらんど)とは召されけれ。

【小侍從】石淸水八幡の撿挍光淸の女。長門本云、せいのちいさかりければ、小侍從とぞ召されける。**【召されける事は】**かう名をつけて呼ばれた理由は。**【待つ宵・歸る朝】**戀人の來るのを待つ宵のつらさと、戀人が歸つて行くのを送り出す朝のつらさと。**【待つ宵の云々】**新古今集戀歌に、題しらす、小侍從とし、四句をあかぬ別れのとし、小侍從集には、初句を待つ宵にとある。待つ宵のつらさに比べると、惜しい別をいそがす鷄の音などは、何でもないの意。長門本には、此歌を實定が小侍從に忍んで通つた時のものとしてある。『物』とりたてゝいふ程の物といふこと。『かは』反語。**【限なくて】**暗いすみもない程照りわたるの意。**【藏人】**藤原經尹。皇后宮大進懷經の子。**【兎も角も謂うて來よ】**長門本に何事をもいひかけて歸れかしとある意。**【物かはと云々】**前の歌の終を承けて、あなたの物かはといつた鳥の音が、今朝はどうしてか非常に悲しい。人を待つより、朝の別れの方が悲しいやうだの意。新拾遺集、離別歌には「都うつりの比、後德大寺左大臣、太皇太后宮に參りて、女房の中にて夜もすがら月を見て物語などして曉歸りける時、小侍從送り出でゝ侍りけるに、ともにありて申しける」藤原經尹との詞書がある。『今朝しも』しもは强めた語で、今朝に限つてなどといふ意。**【待たばこそ云々】**待つて居ればこそ、更けゆく鐘の聲もつらいものであるが、普通なら朝の別れの方が悲しいにきまつてゐるの意。**【さてこそ】**そんな面白い贈答をするから、お前を遣つたのであると、賞めた意。**【物かはの藏

人」待宵の侍從に對する稱呼。盛衰記には、もと此藏人は歌をよみ、優しい人なので、時人の異名にやさ藏人と言つたが、此歌が世に弘まつてから、物かはの藏人と呼ばれたとある。

物怪

平家都を福原へ遷されて後は、夢見も惡しう、常は心噪ぎのみして、變化の者共多かりけり。或夜入道の臥し給ひたりける所に、一間にはゞかる程の者の面の出で來て、のぞき奉る。入道ちつ共騒がず、はつたと睨まへておはしければ、只消えに消え失せぬ。岡の御所と申すは、新しう作られたりければ、然る可き大木なんども無かりけるに、或夜大木の倒るゝ音して、人ならば二三千人が聲して、虚空に咄と笑ふ音しけり。如何樣にも、是は天狗の所爲といふ沙汰にて、晝五十人、夜百人の番衆を揃へ、蟇目の番と名付けて、蟇目を射させられけるに、天狗の有る方へ向つて射たると思しき時は、音もせず。又無い方へ向つて射たる時は、咄と笑ひなんどしけり。又或朝入道相國帳臺より出でゝ、妻戸を押開き、坪の內を見給へば、死人の髑髏共が、幾らと云ふ數を知らず、坪の內に滿ち／＼て、上なるは下に成り、下なるは上に成り、中なるは端へ轉び出で、端なるは中へ轉び入り、轉び合ひ轉び除き、からめき合へり。入道

相國一人や有る〳〵」と召されけれ共、折節人も參らず、角して多くの髑髏どもが、一つに固り合ひ、坪の內にはゞかる程に成つて、高さは十四五丈も有るらんと覺ゆる山の如くに成りにけり。彼の一つの大頭に、生きたる人の目の樣に、大の眼が千萬出で來て、入道相國を吃と睨まへ、暫しはまたゝきもせず。入道些とも騷がず、丁ど睨まへて立たれたりければ、露霜などの日に當つて消ゆる樣に、跡方もなく成りにけり。又入道相國、一の御厩に立てて、舍人數多付けて、朝夕撫で飼はれける馬の尾に、鼠一夜の中に巣をくひ子をぞ產んだりける。「是只事にあらず、御占有る可し」とて、神祇官にして御占あり。「重き御愼み」と占ひ申す。此の馬は相模の國の住人、大庭の三郎景親が、東八箇國一の馬とて、入道大相國に參らせたりけるとかや。黑き馬の額の少し白かりければ、名をば望月とぞ謂はれける。陰陽の頭安倍の泰親賜つてげり。昔天智天皇の御宇に、寮の御馬の尾に、鼠一夜の中に巣をくひ、子を產んだりけるには、異國の凶賊蜂起したりとぞ、日本紀には見えたりける。

【物怪】怪異。**【變化の者】**怪異の者。**【臥し給ひける所に】**長門本には、ある夜の夢に入道見給ひけるはとある。**【一間にはゞかる程の面】**柱と柱との間に入りかねる位の大きい顏のこと。長門本には、入間の所にはゞかるとある。**【はつたと睨まへ】**力を籠めて睨む樣。『睨まへ』は睨むの延音。**【只消えに消え】**そのまゝ自然に消え去つ

たこと。**【岡の御所】**卷七鶴原落條云、春は花見の岡御所。**【沙汰】**取り沙汰。評判。**【番衆】**交代宿直し警備の任に當る武士の稱。**【蟇目】**ひゞきめの略。めは穴。鏑矢の鏑に似た鏃の一種。朴又は桐の木で作り、中空にし、數個の孔をあけ、之を矢の尖きに付けて放つと、空氣が孔に入り高く鳴り響くより、惡魔を恐れしめるといはれるもの。**【帳臺】**寢殿の母屋に設ける構。臺の上に柱を立て横木をわたし、上より帳を垂れたもので、多く貴人の寢處に用ひるもの。**【枯髑髏】**され頭(かうべ)の轉。風雨に曝(さら)されて、骸骨ばかりになつた頭蓋骨のこと。**【からめき】**からからと音を立て轉び合ふこと。**【丁ど】**ぢつと、ひるまずに睨でゐる樣子を云。**【一の御厩】**今川大双紙云、一の厩とは、二間にもあれ、三間にもあれ、其の厩のつと入口の厩の事也。又本朝軍器考云、武家の厩の制、古は定れる法ぞありける、其中一ノ厩二ノ厩などいふなり、さし入る口のわきをば、一の厩といひ、奥のとまりを二の厩といふ、厩はしとおくとを上等とす。**【立てて】**下の『撫で飼はれける』へ係る語。馬を立ての義。**【東八箇國一の馬】**坂東八箇國第一の駿馬。**【望月】**十五夜の月。黑駒の額の白いのが、滿月の如くなので名付けたのであらう。**【異國の凶賊】**唐國新羅と力を合せて高麗百濟を伐ち、高麗百濟兩國救を我國に求めたので、唐新羅と交戰したことを云。**【蜂起】**蜂の群飛する樣に群がり起ること。**【日本紀】**日本書紀の略稱。同書天智天皇元年夏四月の條に、鼠産(コウム)ニ於馬尾ニ、釋道顯占(テク)曰、北國之人、將ニ附(カント)ニ南國ニ、蓋高麗破レテ而屬(カム)ニ日本ニ乎とあり、本文とは、稍其意を異にしてゐる。

又源中納言雅頼(がらい)卿の許に、召し使はれける青侍(せいじ)が見たりける夢も、怖しかりけり。喩へば、大内(だいだい)の神祇官(じんぎくわん)と思しき所に、束帯正しき上﨟の、數多寄り合ひ給ひて、議定(ぎぢやう)の

樣なる事の有りしに、末座なる上﨟の、平家の方人し給ふと思しきを、其の中よりして追つ立てらる。遙の座上に、氣高げなる御宿老のまし／＼けるが、「此の日來平家の預り奉る節刀をば召し返いて、伊豆の國の流人前の右兵衞の佐賴朝に賜ばうずるなり」と仰せければ、其の傍に猶御宿老のまし／＼けるが、「其の後は吾が孫にも賜び候へ」とぞ仰せける。青侍夢の中に、或老翁に次第に是を問ひ奉る。「末座なる上﨟の、平家の方人し給ふと思しきは、嚴島の大明神、節刀を賴朝に賜うと仰らるゝは、八幡大菩薩、その後吾が孫にも賜べと仰せけるは、春日の大明神、角申す翁は武内の明神」と答へ給ふと云ふ夢を見て、覺めて後人に是を語る程に、入道相國洩れ聞き給ひて、雅賴の卿の許へ使者を立てゝ、「其れに夢見の青侍の候ふなるを賜つて、委しう尋ね候はばや」と宣ひて、遣されたりければ、彼の夢見たりける青侍、惡しかりなんとや思ひけん、軈て逐電してげり、其の後雅賴の卿、入道相國の亭に行いて、「全くさる事候はず」と、陳じ申されたりければ、其の後は沙汰も無かりけり。其れに又何より不思議なりける事には、清盛未だ安藝の守たりし時、神拜の次に、靈夢を蒙つて、嚴島の大明神より、現に賜はられたりける、銀の蛭卷したる小長刀、常の枕を放たず立てられたりしが、或夜俄に失せにけるこそ不思議なれ。平家日比は朝家の御堅めにて、天下を守護せしか共、今は

勅命にも背きぬれば、節刀をも召し返さるるにや、心細くぞ聞えし。

【大内】大内裡の略。**【神祇官】**神祇官廳。**【束帶正しき上臈】**束帶姿に威儀を正した上官の人。**【議定】**會議。**【遙の座上に】**ずつと遠くに見える上席に。**【節刀】**出征將軍にしるしとして、天皇より親授し給ふ刀。軍防令云、凡大將出征、皆授二節刀一。義解云、凡節者以二髦牛尾一爲レ之、使者所レ擁也、今以二刀劍一代レ之、故曰二節刀一、雖二名實相異一其所レ用者一也。**【召し返いて】**節刀を取り上げること。朝敵討伐の權を奪はれるといふ意。**【嚴島大明神】**淸盛以下平家の尊崇する明神。**【八幡大菩薩】**源氏の氏神。**【春日大明神】**藤原氏の氏神。ここは平家の後に源氏起り、源氏の後に、北條氏が藤原氏を京より迎へて將軍としたことを、豫言的に書いたもので、菅茶山の隨筆筆のすさびには、此の條に據り、此物語著作年代を、鎌倉將軍藤氏二代の間であらうと推定した說を載せてゐる。**【武內の明神】**武內宿禰のことであらう。**【逐電】**出奔して跡を晦ますこと。もと追レ風逐レ電と熟して、馬の馳ることの早いことをいふ語。

大庭が早馬

中にも、高野におはしける宰相入道成頼、此の事共を傳へ聞いて、「あはや平家の世は、漸く末に成りぬるは。嚴島の大明神の、平家の方人し給ふと云ふも、其の謂れ有り。但此の嚴島の大明神は、沙羯羅龍王の第三の姬宮なれば、女神とこそ承れ。八幡大菩薩の

節刀を、頼朝に賜ふと仰せられつるも理なり。春日の大明神の、其の後は吾が孫にも賜び候へと仰せられけるこそ心得ね。其れも平家亡び源氏の世盡きなん後、大織冠の御末、執柄家の君達たちの、天下の將軍に成り給ふべきか」なんど宣ひける折節、或僧の來りけるが申しけるは、「夫れ神明は、和光垂跡の方便區々にましませば、或時は女神共成り、又或時は俗體とも現じ給へり。誠に此の嚴島の大明神は、三明六通の靈神にてましませば、俗體と現じ給はん事も、難かる可きに非ずや」とぞ申しける。浮世を厭ひ眞の道に入り給へば、偏に後世菩提の外は、又他事有るまじき事なれ共、善政を聞いては感じ、愁を聞いては歎く、是皆人間の習ひ也。

【大庭が早馬】大庭景親が關東の急を京に告げる使。『早馬』臨時に派遣する急使。**【此事共】**青侍の夢のこと。**【末になりぬるは】**『は』嘆辭。**【此の嚴島の大明神は云々】**長門本に、女體にてこそいますに、俗體に現じたまひける、不思議さよとある意。**【春日大明神の云々】**源平二氏が迭に興亡するのは、保元の亂以來の情勢で、大抵推測もつくが、春日大明神の語は、突飛のことで、推測も理解も出來かねるの意。**【執柄家】**藤原氏。攝政關白になる家柄といふ義。『執柄』攝政關白の唐名。**【神明は云々】**神が衆生救濟の爲に執る方法は、種々の形式に據るものであるからといふ意。**【方便】**道に導く爲に執る便宜の方法。**【區々】**いろいろ、時に依て違うこと。**【俗體】**俗人の姿。**【三明六通】**羅漢の具へてゐる德。『三明』明は智で、委く知ること。宿命明（宿世の生死

の相を知る智)、天眼明(未來世の生死の相を知る智)、漏盡明(一切の煩惱を斷する智)、[六通]通は知ること。天眼通(一切の形色を見る力)、天耳通(一切の音聲を聞く力)、知他心通(他人の心中に念ふ所を知る力)、宿命通(宿世の宿命を知る力)、身如意通(山海を飛行し神變を現ずる力)、漏盡通(一切の煩惱を斷盡する力)。

【眞の道】佛道。【他事あるまじき事】他の事は顧みない筈。【愁】悲しむべきこと。

去程に同九月二日の日、相模の國の住人、大庭の三郎景親、福原へ早馬を以て申しけるは、「去んぬる八月十七日、伊豆の國の流人前の右兵衞の佐頼朝、舅北條の四郎時政を語らうて、伊豆の國の目代和泉の判官兼高を、屋牧が館にて夜討に討ち候ひぬ。其の後土肥、土屋、岡崎を始として三百餘騎、石橋山に楯籠つて候ふ所を、景親、御方に志を存ずる者共、一千餘騎を引率して押寄せて、散々に攻め候へば、兵衞の佐纔七八騎に打ち成され、大童に戰ひ成つて、土肥の杉山へ逃げ籠り候ひぬ。畠山五百餘騎で、御方を仕る。三浦の大介が子共、三百餘騎で源氏方をして、由井・小坪の浦で攻め戰ふ。畠山軍に負けて、武藏の國へ引き退く。其の後畠山が一族、河越・稻毛・小山田・江戶・葛西、惣じて七黨の兵共悉く起り合ひ、都合其の勢二千餘騎、三浦衣笠の城に推寄せて、一日一夜攻め候ひし程に、大介討たれ候ひぬ。子どもは皆九里濱の浦より舟に乘つて、安房上總へ渡ぬとこそ、人申しけれ。

【大庭三郎景親】大庭太郎景忠の子。【北條四郎時政】源賴朝の妻政子の父。平直方五代の孫、伊豆介北條四郎大夫時家の子、伊豆國田方郡北條に在住し、北條と名乘る。【目代】人の耳目に代る意。國守が代理として私に置いたもの。【和泉の判官兼高】兼隆の訛。東鑑(治承四、八、四)云、散位平兼隆(前廷尉號二山木判官一)者、伊豆國流人也、依二父和泉守信兼之訴一、配二于當國山木郷一、漸歷二年序一之後、假二平相國禪閤之權一、輝二威於郡郷一、是本自依レ爲二平家一流氏族一也。【屋牧が館】八牧とも書く、今伊豆國田方郡韮山町山木、上之山に其遺址を存すと云。【土肥】土肥次郎實平。【土屋】土屋三郎宗遠。實平弟。【岡崎】岡崎四郎義實。平義繼の子。【石橋山】相模國足柄郡石橋村、早川の南に沿ふ山。其主峰聖嶽は標高五百六十米突。こゝでの戰は八月廿三日の事。【大童に戰ひ成つて】髮の結び目が解けて、大童の樣に亂髮になるまで、奮戰すること。【土肥の杉山】相模國足柄郡土肥の山谷の名。石橋山の南、西箱根山に連る。【畠山五百餘騎で御方を】『畠山』次郎重忠。重能の子。『御方』平家の御方。【三浦大介】義明。三浦庄司義次の子。岡崎四郎義實の兄。『大介』祖先以來其地に土着し、國内の雜事檢斷を掌る職。【由井】由比が濱。鎌倉の南方海岸の總名、殊には稻瀨川東、滑川西を云。【小坪が浦】今三浦郡田越村の一部。鎌倉材木座飯島崎の南の海岸を云。【河越】河越太郎重賴等。【稻毛】稻毛三郎重成等。【小山田】小山田五郎行平等。【江戶】江戶太郎重長等。【葛西】葛西三郎淸重等。【七黨】武藏七黨の事で、丹治・私市・兒玉・猪股・西野・橫山・村山の七族を云。『黨』地方の豪族で、族類多く一團の軍隊をなしてゐるもの。長門本には、黨の者どもには、金子・むら山・丹黨・よこ山・篠黨・兒玉黨・野與・綴喜黨を初めとしてとある。【三浦衣笠の城】三浦氏累代の居城。相模國三浦郡衣笠村大字衣笠、大善寺の後山は其遺址と云。【九里濱】久里濱、栗濱とも書く、

相模國三浦郡久里濱村。【人申しけれ】長門本等に人の字がないのがよい。〔淺[illegible]〕までが、早馬の使の口上と見るべきである。

朝敵揃

平家の人々、都遷の事も、早輿醒めぬ。若き公卿殿上人は、「哀れ疾くして、事の出で來よかし、我先に討手に向はう」など云ふぞはかなき。畠山の庄司重能、小山田の別當有重、宇都の宮の左衞門朝綱、是等は大番役にて、折節在京したりけるが、畠山申しけるは、「親しう成つて候ふなれば、北條は知り候はず。自餘の輩は、よも朝敵の方人は仕り候はじ。只今聞し召し直さんずるものを」と申しければ、「實にも」と申す人も有り、「いや〳〵只今御大事に及び候ひなんず」と、呫く人々も有りけるとかや。入道相國の忿られけるさま斜ならず。「抑々彼の頼朝は、去んぬる平治元年十二月、父義朝が謀叛に依つて、既に誅せらる可かりしを、故池の禪尼の強に歎き宣ふ間、流罪には宥められたんなり。然るに其の恩を忘れて、當家に向つて弓を引き、箭を放つにこそ有るなれ。其の儀ならば、神明も三寶も、爭でか赦し給ふ可き。只今天の責蒙らんずる頼朝かな」とぞ宣ひける。

【早興醒めぬ】まう興味がなくなつてしまつたの意。【哀れ】どうかしてと希ひ求める意。【疾くして事の出で來よかし】早く變つた事が起ればよい。【畠山庄司重能】秩父權守平重綱の孫、重弘の子。『庄司』庄園内の一切の事務を掌る役。莊園司の略か。【小山田別當有重】重能弟。『別當』庄園内の職名であらう。【宇都宮左衞門朝綱】宗綱の子。【大番役】地方より交番に京に出て、禁裡の警衞に勤務する武士。【親しう成て候ふなれば】北條氏は頼朝と緣を結んでゐるから、御方をするかも知れないがの意。【只今聞し召し直さん】今にも吉報が來て、今までの凶報に代るであらうの意。【池の禪尼】藤原宗兼の女、平忠盛の後妻、頼盛の母、淸盛には繼母に當る。忠盛歿後尼となり、六波羅の池殿に居るより云。『禪尼』尼僧のこと。【流罪には宥め】死罪一等を減じ、流罪とせられたこと。【三寶も】こゝでは佛もの意。【天の責】天罰。

抑々我が朝に朝敵の始まりける事は、昔日本磐余彦尊の御宇四年、紀州名草の郡高雄の村に、一つの蜘蛛有り。身短く手足長くして、力人に勝れたり。人民多く損害せしかば、官軍發向して、宣旨を讀みかけ、葛の網を結んで、終にこれを掩ひ殺す。其れより以來野心を挿んで、朝威を滅さんとする輩、大石の山丸・大山の皇子・山田の石河・守屋の大臣・蘇我の入鹿・大友の眞鳥・文屋の宮田・橘逸勢・氷上の河次・伊豫の親王・太宰の少貳藤原の廣嗣・惠美の押勝・早良の太子・井上の廣公・藤原の仲成・平の將門・藤原の純友・安倍の貞任・宗任・前の對馬の守源の義親・惡左府・惡衞門の督に至る迄、其の例既に二十餘人、されど共

一人として、素懐を遂ぐる者なし。皆骸を山野に曝し、首を獄門に懸けらる。此の世こそ王位も無下に輕けれ、昔は宣旨を向つて讀みければ、枯れたる草木も忽に花咲き實なり、飛ぶ鳥も隨ひき。近比の事ぞかし、延喜の御門神泉苑へ行幸成つて、池の汀に鷺の居たりけるを、六位を召して、「あの鷺捕つて參れ」と仰せければ、如何が取らる可きとは思へ共、綸言なれば歩み向ふ。鷺羽づくろひして立たんとす。「宣旨ぞ」と仰すれば、ひらんで飛び去らず。卽ち是を取つて參らせたりければ、「汝が宣旨に隨ひて參りたるこそ神妙なれ。軈て五位に成せ」とて、鷺を五位にぞ成されける。今日より後、鷺の中の王たるべしと云ふ御札を自ら遊ばいて、頸に付けてぞ放たせ給ふ。全く是は鷺の御料には非ず、只王威の程を知し召さんが爲也。

【日本磐余彦尊】神武天皇御諱。書紀等には神の字を冠してある。**【紀州名草郡高雄村】**天皇御卽位前の戊午の年に名草邑で名草戸畔を誅された事と、己未の年に高尾張邑の土蜘蛛誅伐の事とを混じた記事。高尾張は葛城の地で大和國中に在る。又『御宇四年』とあるも誤。**【蜘蛛】**土蜘蛛。土隱の義と云。我國上古居住の穴居の部族の名。神武紀云、高尾張邑有二土蜘蛛一、其爲レ人也身短而手足長、與二侏儒一相類、皇軍結二葛網一而掩襲殺レ之、因改號二其邑一曰二葛城一。**【野心】**粗野で、人に馴れ親まない心の義。轉じて謀叛の心を懷いてゐること。**【大石の山丸】**考證に文石小麿の事を誤れるかとある。文石小麿は播磨國御井隈の人、雄略天皇十三年八月条

虐を肆にして、交通を妨げ、商船を奪ひ、國法を背いて租税を輸さなかつたので、誅せられた。**【大山の皇子】**大山守皇子の事か。皇子は應神天皇の皇子、皇位を繼ぐを得ないことを怨んで、皇太子稚郞子を代ち奉らうとして、却て菟道河で河中に落ち溺れて死んだ。**【山田の石川】**蘇我倉山田石川麻呂の事。馬子の孫、倉麿の子。孝德天皇の代、右大臣となる。大化五年三月異母弟蘇我日向の爲に、皇太子弑害の意ありと讒せられ、自ら君王を怨む心のないことを誓つて、自經して死んだ。此人をこゝに數へるは、頗る妥當を缺いでゐる。**【守屋の大臣】**大連物部守屋。尾輿の子、蘇我馬子と相爭ひ、終に崇峻天皇二年七月廐戶皇子及馬子の爲に滅された。**【蘇我の入鹿】**馬子の孫、蝦夷の子。父蝦夷と與に橫暴を極め、動もすると天威を犯さんとしたので、皇極天皇四年六月三韓朝貢の日、大極殿に於て、中大兄皇子藤原鎌足の爲に誅せられた。**【大友の眞鳥】**大臣平群眞鳥の事か。仁賢天皇崩後、眞鳥國政を擅にし、事に觸れて驕慢で、臣節が無かつたが爲、終に大連大伴金村に誅せられた。**【文屋の宮田】**文室宮田麿。仁明天皇承和十年十二月叛を謀つて發覺し、死一等を減じて伊豆國に配流せられた。**【橘逸勢】**橘奈良麻呂の孫。仁明天皇承和九年七月春宮坊帶刀伴健岑と、皇太子を奉して東國へ奔り、亂を謀らうとして事發覺し、伊豆國に流された。**【氷上の河次】**氷上川繼。鹽燒王の子、桓武天皇延曆元年閏正月叛を謀つて事露はれ、死罪一等を減じ、伊豆國三島に流された。**【惠美の押勝】**藤原仲麿。孝謙天皇の寵を蒙り天皇より賜はつた名。武智麿の子、淳仁天皇天平寶字八年九月僧道鏡の寵幸の盛んなのを嫉で、叛を謀つて誅せられた。**【井上の廣公】**井上の皇后の訛。井上內親王の條參照。**【伊豫の親王】**桓武天皇皇子。三品中務卿、藤原宗成に謀叛を强ゐられ、拒んだにも拘らず讒せられ、平城天皇大同二年川原寺に幽せら

れ、毒を仰いで死んだ。**【藤原の廣嗣】**參議式部卿宇合の子。天平十年十二月太宰少貳、同十二年八月上表して、僧玄昉吉備眞備を除かんとして許されざるを憤り、終に叛し、大野東人の爲に肥前に殺された。**【藤原仲成】**參議宇合の曾孫、種繼の長子。嵯峨天皇弘仁元年九月仲成妹尙侍藥子と、平城上皇の重祚を謀り、事敗れて誅せられた。**【安倍の貞任・宗任】**陸奧の豪族賴時の二子。後冷泉天皇天喜年中亂を起し、源賴義の爲に貞任は誅せられ、宗任は降つた。この役を世に前九年の役と云ふ。**【惡左府】**保元の亂の張本人、左大臣藤原賴長。**【惡衞門督】**平治の亂の張本人、右衞門督藤原信賴。**【素懷を遂ぐる者】**本望を達した者。**【獄門に懸け】**獄舍の門前の棟の木に、斬罪人の首を懸け、晒し物にしたこと。**【此の世】**今の時代の意。**【枯れたる草木も】**卒都婆流の條に見える今樣の二句。こゝは『飛鳥も墮ひき』の句を導き出す爲に使つた句で、別に事實があるのではない。**【延喜の御門】**醍醐天皇。この事何に據るか未詳。恐らくは五位鷺の名に因んで作つた說話であらう。**【神泉苑】**二條南、大宮西、三條北、壬生東、東西二町、南北四町に亙る御苑。延暦遷都の際創設され、歷代天皇御遊覽の御苑。今京都御池通大宮西入る西北に、其遺址を存じてゐる。**【如何が取らるべきとは思へ共】**とても捕へることは出來ないとは思ふけれどもの意。**【ひらんで】**平みての音便。翼を平にして地上にひれ伏した樣。**【聽て五位に】**直ちに五位にせよの意。**【自ら遊いて】**天皇宸筆を染め給ふこと。**【御料には非ず】**長門本に御用なかりけれどもとあると同意。天皇の御入用の爲に鷺を捕へられたのではないとのこと。

咸陽宮

又異國に先蹤をとぶらふに、燕の太子丹、秦の始皇帝に囚はれて、戒を蒙る事十二年、或時燕丹涙を流いて「我れ故郷に老母有り、暇を賜つて今一度彼を見ん」とぞ歎きける。始皇帝あざ笑つて「汝に暇賜ばん事、馬に角生ひ、烏の頭の白く成らんを待つ可きなり」とぞ宣ひける。燕丹天に仰ぎ地に伏して「願くは馬に角生ひ、烏の頭白く成したべ、本國へ還つて、今一度母を見ん」とぞ祈りける。彼の妙音菩薩は、靈山淨土に詣して、不孝の輩を戒め、孔子顏回は、支那震旦に出でて、忠孝の道を始め給ふ。冥顯の三寶、孝行の志を憐み給ふ事なれば、馬に角生ひて宮中に來り、烏の頭白く成つて庭前の木に栖めりけり。始皇帝烏頭馬角の變に驚き、綸言返らざる事を深う信じて、太子丹を宥めつゝ、本國へこそ返されけれ。始皇猶悔しみ給ひて、秦の國と燕の國の境に、楚國と云ふ國有り。大なる河流れたり。彼の河に渡せる橋を、楚國の橋と云へり。始皇先に官軍を遣して、燕丹が渡らん時、河中の橋を蹈まば、落つる樣に認めて、渡されたりければ、何かは好かる可き、眞中にて落入りぬ。され共水には些とも溺れず、平地を行くが如くにて、向の岸にぞ著きにける。燕丹こは如何にと思ひて、後を

顧みたりければ、龜共が幾らといふ數を知らず、水の上に浮れ來て、甲を雙べて其の上をぞ通しける。是も孝行の志を、冥顯の憐み給ふに依つて也。

【燕の太子丹】燕王喜の太子。秦始皇帝二十五年燕を滅した時の事で、史記荊軻傳に出てゐる故事。【戒を禁むる】禁錮されてゐること。【故鄕に老母】史記荊軻傳註に、時燕王尙在、而丹稱レ孤者、或記者失レ辭とあり、聶政傳に、臣幸有二老母一とある。或は之を取り違へて書いたものか。【馬に角生ひ烏の頭の白く】事文類聚に出てゐる話。有り得ないことの譬に云。【妙音菩薩】東方淨光莊嚴國本住の菩薩。其行く時は、百千の天樂自然に鳴り妙音を發すと、法華經妙音菩薩品に出てゐる。【靈山淨土に詣し】「靈山」靈鷲山の略、耆闍崛山の譯語。釋迦常住の山と稱せられ、釋迦報身の淨土ともいはれる故に云。法華經妙音菩薩品に、同菩薩、此の娑婆世界の耆闍崛山に來詣のことが見える。【不孝の輩を戒め】法華經妙音菩薩品に、妙音菩薩が釋迦如來に問訊する語中に、無下不レ孝二父母一不レ敬二沙門一邪見不善心 不レ攝中五情上不とあるのを指したものか。【孔子顏回は支那震旦に】顏回は孔子十哲の一。支那震旦は重語。摩訶止觀に、我遣二三聖一化二彼眞丹一。止觀輔行に、淸淨法行經云、月光菩薩彼稱二顏回一、光淨菩薩彼稱二仲尼一、迦葉菩薩彼稱二老子一、天竺指二此震旦一爲レ彼とあるなどに依て、天竺より支那へ來て說かれたといふのであらう。長門本には、孔子老子は大唐震旦にあらはれて孝道章を立つとある。【冥顯】「冥」妙音菩薩等幽冥の境にある佛、「顯」孔子顏回等現世に顯はれ道を說く佛の意。【三寶】こゝは佛及聖人。【馬に角生ひて】史記荊軻傳贊注云、索隱曰、燕丹求レ歸、秦王曰、烏頭白、馬生レ角、乃許耳、丹乃仰レ天歎、烏頭白、馬亦生レ角。【木に栖めり】木の上に巣くつたこと。【楚

國】揚子江南の地。秦燕兩國間の地ではない。秦燕兩國間の國は趙と云。【認めて】支度をして置いたこと。

燕丹猶恨を含んで、始皇帝に隨はず。始皇官軍を遣はして、燕丹を滅さんとす。燕丹大きに恐れ慄いて、荊軻と云ふ兵を語らうて、大臣に成す。荊軻又田光先生と云ふ兵を語らふに、先生申しけるは、「君は此の身が若う壯なつし事を知し召して、角は憑み仰せらるゝか。騏驎は千里を飛ぶと云へ共、老いぬれば駑馬にも劣れり。此の身は年老いて、如何にも叶ひ候ふまじ。詮ずる所、好き兵を語らつてこそ參らせめ」と申しければ、荊軻、「穴賢、此の事披露すな」と云ふ。先生聞いて、「此の事漏れぬるものならば、我先づさきに疑はれなんず。人に疑はれぬるに過ぎたる恥こそ無けれ」とて、荊軻が門前なる李の木に頭を突き當てゝ、打ち碎いてぞ死にける。又樊於期と云ふ兵有り。是は秦の國の者なりしが、始皇の爲に、父伯叔兄弟亡されて、燕の國に逃げ籠りぬ。始皇四海に宣旨を成し下し、「燕の指圖並に樊於期が首を持つて參りたらんずる者には、五百斤の金を與へん」と披露せらる。荊軻、樊於期が許に行いて、「我聞く、汝が首五百斤の金に報ぜられたん也。汝が首我にかせ、取つて始皇帝に奉らん。悦んで叡覽を經られん時、劍を拔いて胸を刺さんは安かりなん」と云ひければ、樊於期跳り上り跳り

上り、大息ついて申しけるは、「我父伯叔兄弟を、始皇帝に亡されて、夜晝これを思ふに、骨髓に徹つて忍び難し。誠に始皇帝討つべからんに於ては、我が首與へん事、塵芥よりも安し」とて、自ら首を切つてぞ死にける。又秦舞陽と云ふ兵有り。是も秦の國の者なりしが、十三の年敵を討つて、燕の國へ逃げ籠りぬ。彼が笑むで向ふ時は、稚子も抱かれ、又嗔つて向ふ時は、大の男も絶入す。雙なき兵なり。荊軻彼を語つて、秦の都の案內者に具して行くに、或片山里に宿したりける夜、其の邊近き里に管絃をするを聞いて、調子を以て本意の事を占ふに、「敵の方は水也、我が方は火也。白虹日を貫いて通らず、我が本意遂げん事、有り難し」とぞ申しける。去程に天も明けぬ。され共歸る可き道にあらねば、秦の都咸陽宮に到りぬ。

【兵を語らうて】武士を賴み込んで。**【荊軻】**衞國の人、荊卿と稱す。太子丹の食客。**【田光】**燕國の人。史記には田光が荊軻をすゝめたことになつてゐる。**【騏驎】**騏驥の訛。一日千里を馳しるといふ駿馬。史記荊軻傳云、田光曰、臣聞、騏驥盛壯之時、一日而馳千里、至其衰老駑馬先之。**【駑馬】**足の遲い馬。**【荊軻又田光先生・荊軻穴賢】**この荊軻、史記には太子丹のこととしてある。**【穴賢】**あゝ恐しの意。愼んで祕密にしてくれの意を含めて云。**【樊於期】**もと秦將、罪を秦王に得て燕に來り太子丹の客となつてゐたもの。この話も史記荊軻傳中に見える。**【燕の指圖】**燕の督亢の地圖。「指圖」地圖。**【五百斤の金に報ぜられ】**金五百斤の懸賞にな

つたこと。【叡覽を經られん時】秦始皇帝が於期の首を御覽になる時。【骨髓に徹つて】『髓』骨の中の心。骨身にしみるの意。【秦舞陽】同じく史記荊軻傳中にある話。傳云、燕國有二勇士秦舞陽一、年十三殺レ人、人不二敢忤視一。【稚子も抱かれ】柔和に見えるといふこと。【絕入す】氣絕すること。【案內者に具して】案內者として連れて行くこと。【管絃をする】樂を奏すること。『管』笛類、『絃』琴琵琶の類。【調子】音の高低。【本意の事】皇帝弑殺のこと。【白虹日を貫いて通らず】『白虹』日の傍にある氣暈で、兵の象。『日』君主の象。君主を刺殺する時は、天文亂れて、白虹が日を貫くことがあると云。こゝは其反對で荊軻の此行成功おぼつかなきとのこと。【咸陽宮】秦の都城咸陽（今陝西省西安府咸陽縣）にあつた壯麗なる宮殿。

燕の指圖並びに樊於期が首持つて參りたる由を奏聞す。臣下を以て請取らんとし給へば、「全く人傳には參らせじ、直に奉らん」と奏する間、さらばとて、節會の儀を調へて、燕の使を召されけり。咸陽宮は、都の廻一萬八千三百八十里に積れり。內裏をば地より三里高く築上げて、其の上にぞ立られたる。長生殿有り、不老門有り、金を以て日を作り、銀を以て月を作れり。眞珠の砂、瑠璃の砂、金の砂を布き充てり。四方には鐵の築地を、高さ四十丈に築上げて、殿の上にも同じう鐵の綱をぞ張つたりける。是は冥途の使を入れじと也。秋は田の面の鴈、春は越路へ歸るにも、飛行自在の障有りとて、築地には鴈門と名付て、鐵の門を開けてぞ通されける。其の中に阿房殿とて、

始皇の常は行幸成つて、政道行はせ給ふ殿有り。東西へ九町、南北へ五町、高さは三十六丈也。上をば瑠璃の瓦を以て葺き、下には金銀を瑩けり。大床の下には、五丈の幢を立てたれども、猶及ばぬ程也。荊軻は燕の指圖を持ち、秦舞陽は樊於期が首を持つて、珠の階を半許り登り上りけるが、餘りに内裏の夥しきを見て、秦舞陽わな〳〵と振ひければ、臣下是を奇んで、「刑人をば君の傍に置かず、君子は刑人に近づかず、近づけば則ち死を輕んずる道也」と云へり。荊軻立歸つて、「舞陽全く謀叛の心なし。只田舍の陋しきにのみ習つて、かゝる皇居に馴れざるが故に、心迷惑す」と云ひければ、其の時臣下皆靜まりぬ。仍つて王に近付き奉り、燕の指圖並に樊於期が首を見參に入るゝ處に、指圖の入つたる櫃の底に、氷の樣なる劍の有りけるを、始皇帝御覽じて、軈て迯げんとし給へば、荊軻御袖を無手と控へ奉り、劍を胸に差し當てたり。今は角とぞ見えたりける。數萬の軍旅は、庭上に袖を聯ぬと云へ共、救はんとするに力なし。唯此の君逆臣に犯されさせ給はん事をのみ、歎き悲み合へりけり。始皇帝、「我に暫時の暇を得させよ。后の琴の音を、今一度聞かん」と宣へば、荊軻暫しは犯しも奉らず。始皇帝は三千人の后を持ち給へり。其の中に花陽夫人とて、雙なき琴の上手おはしき。凡此の后の琴の音を聞けば、猛き武士の怒れる心も柔ぎ、飛ぶ鳥も地に落ち、草木も

搖ぐ計りなり。況んや今を限りの叡聞に備へんと、泣く〳〵彈き給へば、さこそは面白かりけめ。荊軻首を低れ耳を側立てて、殆んど謀臣の心も緩みにけり。其の時后始めて更に一曲を奏す。「七尺の屏風は高く共、躍らばなどか越えざらん。一條の羅縠は勁く共、曳かばなどか絶えざらん」とぞ彈き給ふ。荊軻は是を聞知らず。始皇帝は聞き知りて、御袖を引斷つて、七尺の屏風を躍り越え、銅の柱の陰へ、逃げ隱れさせ給ひけり。其の時荊軻怒つて、劍を投げ懸け奉る。折節御前に番の醫師の候ひけるが、劍に藥の囊を投げ合はせたり。劍、藥の囊を懸けられながら、口六尺の銅の柱を、半迄こそ截つたりけれ。荊軻又劍も持たざれば、續いても投げず。王立歸つて、御劍を召し寄せて、荊軻を八裂にこそし給ひけれ。秦舞陽も討たれぬ。軈て官軍を遣はして、燕丹をも亡ぼさる。蒼天宥し給はねば、白虹日を貫いて通らず、秦の始皇は遁れて、燕丹終に亡びにけり。されば今の頼朝も、さこそは有らんずらめと、色代申す人々も有りけるとかや。

【節會】節日に群臣に宴を賜ふ儀式。こゝは宴席の如き華麗な儀式の意。**【積れり】**計算される。**【長生殿・不老門】**殿は唐驪山宮中にあり、門は漢の洛陽の宮門の名。こゝは唯其名を借り用ひて、殿舍宮門の宏大なるに喩へ云。**【金を以て云々】**裝飾の作り物を云。**【砂】**地上に敷いてある砂。その砂が七寶中の寶石であると、美しいことを形容した語。**【冥途の使】**「冥途」死者の靈魂の行く處。冥途から呼びに來る死の使の意。**【越路】**北方

の意。雁は秋來り春北に去るより云。我國北越地方に準へて、唯北方の意に用ひたもので、固より支那の南方越地方の意ではない。【飛行自在の障】雁の來往に、この高い鐵壁が邪魔となるとのこと。【雁門】陝西省北部に在る地名。こゝは借て宮門の意に用ひたに過ぎない。明一統志云、雁門山在二太原府代州北三十三里一、雁出二其門一故名、一名二雁門塞一。【幢】上に旗のついてゐる鉾。【猶及ばぬ程】宮殿の床が高くて、そこまで屆かないこと。【珠の階】美はしい階段。【夥しき】結構壯麗、警戒嚴重なこと。【刑人をば君の側に置かず】刑罰を受けた者は、君を怨んで危害を加へることとあるより云。禮記曲禮篇云、刑人不レ在二君側一。【君子は刑人に近づかず云々】公羊傳襄公二十九年條云。君子不レ近二刑人一、近二刑人一則輕レ死之道也。【迷惑す】驚き慌はてること。【見參に入る】御目にかけること。【今は角とぞ見えたりける】此上は殺すばかりであつたとの意。【軍旅】軍隊。『軍』萬二千五百人。『旅』五百人。【救はんとするに力なし】史記云、秦法群臣侍二殿上一者、不レ得レ持二尺寸之兵一、諸郎中執レ兵、皆陳二殿下一、非レ有二詔召一不レ得レ上。【后の琴の音】史記正義云、秦王曰、今日之事從二子計一耳、乞聽レ琴而死、召二姬人一鼓レ琴、琴聲曰、羅縠單衣可二裂而絕一、八尺屛風可二超而越一、鹿盧之劍可二負而拔一、王於レ是奪レ袖超二屛風一走之。【花陽夫人】標註云、花陽夫人と云、始皇の母后也、然るを本文にかくいへり、不審也。【今を限りの叡聞に備へん】御聞に入れる最後の演奏と思つて、力を籠めて演奏すること。【七尺の屛風云々】歌曲に事よせて、如何にもして逃げる樣にと暗示したこと。【一條の羅縠】一筋の薄物の義、但しこゝは一筋の織布の意。【聞き知らず】聞いても其意を悟らずにゐること。【番の醫師】當番として詰めてゐた醫師。史記に侍醫夏無且とある。【口六尺】口徑六尺。【八裂】ずたずたに切り裂くの義で、慘酷

な殺し方をすること。史記云、秦王復擊軻、軻被二八創一。【蒼天】天。天神の意。【さてこそ有らんずらめ】同じ結果に終つて、謀叛の本意は達せられまいといふ意。【色代】會釋の義より轉じて、追從の意。

文覺の强行

然るに彼の賴朝は、去んぬる平治元年十二月、父左馬の頭義朝が謀叛に依つて、既に誅せらる可かりしを、故池の禪尼の强に歎き宣ふに依て、生年十四歲と申しゝ永曆元年三月二十日の日、伊豆の北條蛭が小島へ流されて、二十餘年の春秋を送り迎ふ。年來も有ればこそ有りけめ、今年如何なる心にて、謀叛をば起されけるぞと云ふに、高雄の文覺上人の、勸め申されけるに依つて也。抑々此文覺と申すは、渡邊の遠藤左近の將監茂遠が子に、遠藤武者盛遠とて、上西門院の衆也。然るを十九の年、道心發し髻切り、修業に出でんとしけるが、修行と云ふは、いか程の大事やらん、ためいて見んとて、六月の日の草も颱がず照つたるに、或片山里の藪の中へはいり、裸に成り、仰のけに臥す。虻ぞ、蚊ぞ、蜂蟻など云ふ毒蟲共が、身にひしと取り付いて、刺し喰ひなどしけれ共、些身をも動かさず。七日迄は起きも上らず、八日と云ふに起き上つて、「修行と云ふは是程の大事やらん」と、人に問へば、「其れ程ならんには、爭でか命も生く可き」

と云ふ間、「さては安平ござんなれ」とて、聽て修行にこそ出でにけれ。熊野へ參り、那智籠せんとしけるが、先づ行の試みに、聞ゆる瀧に暫くうたれて見んとて、瀧本へこそ參りけれ。

【年來も有ればこそ有りけめ】長門本に年ごろ日ごろさてこそすぎつるにとある。長い間別に謀叛などの心もなく、過して來たのにの意。**【高雄】**高尾とも書く、高尾山神護寺を云。文覺こゝに住したる故に云。**【左近の將監】**左近衞府判官、**【茂遠】**元亨釋書持遠、盛衰記盛光に作る。**【武者】**院の武者所に勤める者の稱。武者所は院の御所警衞の武士の伺候する所を云。長門本に、上西門院の衆にて、後には武者所に參りたりければ、遠藤武者とぞいひしとある。女院には武者所がないから、後に武者所へ參つてからの稱と見える。**【上西門院】**諱統子、鳥羽天皇第二皇女、母は待賢門院、後白河天皇准母、保元三年二月三日皇后の尊號を上り、平治元年二月十三日門院號を上る。文治五年七月崩、御年六十四。**【衆】**所の衆の略。六位の侍の中から選拔し、殿上の雜役を勤仕する者。**【道心】**佛道に入り菩提を求める心。盛衰記には、常には母が難產して死にける事をいひて泣き、父が事を戀ひて悲しむ、生年十八歲にて、いとほしき女に後れて、髮を切り遁世しきとある。いとほしき女とは袈裟御前。**【修行】**修驗道の修行を指し、苦行練修すること。**【草もゆるがず】**少しも風のないこと。**【虻ぞ蚊ぞ】**虻やら蚊やらといふ語氣。**【ひしと】**隙間もなくぴつしりと。**【身をも動かさず】**體を動かさないで、我慢してゐること。**【是程の大事やらむ】**大變なことゝいふが、先づ是位な大變まであらうかといふ意。**【さては安平ござんなれ】**そんならお安いことだの意。**【那智籠】**那智神社に參籠すること。**【行の試み】**

修行の手始め。【聞ゆる瀧】評判な水力すさまじい瀧。【瀧本】瀧の下の處。

比は十二月十日餘りの事なれば、雪降り積り、つらゝゐて、谷の小川も音もせず。峯の嵐吹き凍り、瀧の白絲垂氷と成つて、皆白妙に押並て、四方の梢も見え分かず。然るに文覺瀧壺に下りひたり、頸際漬つて、慈救の咒を滿てけるが、二三日こそ有りけれ、四五日にも成りしかば、文覺堪へずして、浮き上りぬ。數千丈漲り落つる瀧なれば、何かは堪る可き、さつと推落され、刀の刄の如くに、さしも緊しき岩角の中を、浮きぬ沈みぬ、五六町こそ流れけれ。時に嚴しき童子一人來て、文覺が手を把つて引き上げ給ふ。人奇特の思を成して、火を燒き炒りなどしければ、定業ならぬ命では有り、文覺程なく息出でぬ。大の眼を見嗔かし、大音聲を揚て、「我此の瀧に三七日うたれて、慈救の三洛叉を滿てうと思ふ大願有り。今日は僅五日にこそなれ、未だ七日だにも過ぎざるに、何者が是まで把つて來れるぞ」と云ひければ、聞く人身の毛竪つて言はず、又瀧壺に歸り立つてぞ打たれける。第二日と申すに、八人の童子來て、文覺が左右の手を把つて、引き上げんとし給へば、散々に抓み合うて揚らず。第三日と申すに、終にはかなく成りぬ。時に瀧壺を穢さじとや、鬢結うたる天童二人、瀧の上より降下らせ給ひて、よに煖に香しき御手を以て、文覺が頂上より始めて、手足の爪

さき蹈に至る迄、撫下させ給へば、文覺夢の心地して息出でぬ。「抑々如何なる人にてましませば、角は憐み給ふやらん」と問ひ奉れば、童子答へて曰く、「我は是大聖不動明王の御使に、金迦羅、制多伽と云ふ二童子也。文覺無上の願を發し、勇猛の行を企つ、行いて力を併せよと、明王の勅に依つて、來れる也」とぞ答へ給ふ。文覺聲を嗔いて、「さて明王は何くにましますぞ」。「都率天に」と答へて、雲井遙に上り給ひぬ。文覺掌を合せて、「さては我が行をば、大聖不動明王迄も知し召されたるにこそ」と、彌々頼もしう思ひ、猶瀧壺に歸り立つてぞ打たれける。其の後は誠に目出度き瑞相共多かりければ、吹き來る風も身に入まず、落ち來る水も湯の如し。角て三七日の大願終に遂げしかば、那智に千日籠りけり。大峯三度、葛城二度、高野、粉川、金峯山、白山、立山、富士の嶽、伊豆、箱根、信濃の戸隱、出羽の羽黑、惣じて日本國殘る所なう行ひ廻り、流石猶故郷や戀しかりけん、都へ歸り上りたりければ、凡そ飛ぶ鳥をも祈り落す程の、双の驗者とぞ聞えし。

【つらら】氷。【ゐて】凍ること。**【峯の嵐吹き氷り】**山風の氷る程につめたく吹くこと。**【瀧の白絲垂氷と成つて】**瀧の白絲の様に落ちる水も、凍つて棒の如くになつて垂れ下つて居ること。「垂氷」つらら。**【白妙に押並て】**何もかも眞白になつて。**【四方の梢も見え分かず】**どこが木とも見分けのつかないこと。**【慈救の咒】**不動

明王の咒三種ある中の中咒。『咒』眞言卽ち陀羅尼のことで、之を持する者は、能く神通を發し災患を除くこと、世間の咒禁に似てゐるより云。【滿て】後文に見えるやうに、この咒を三億遍唱へる數を滿たすこと。【二三日こそありけれ】二三日はそのまゝ無事ですんだがの意。【刀の刃の如くに】凍つた爲に角だつてゐること。【嚴しき】端嚴の意。【人奇特の思を成し】見る人不思議の事と思つたこと。【定業ならぬ命では有り】まだ壽命の盡た譯でもないのごといふ意。【慈救の三洛叉を滿てうと思ふ大願】慈救咒三億遍の數を滿たしたいといふ念願。『洛叉』一億の數を云。淺深兩釋があつて、淺略の釋では三億遍陀羅尼を念誦することを云ひ、深祕の釋では、三洛叉は字と印と本尊との三平等の實相を見る義、又は身口意の三業に於て各瑞相を見る義と云。後文種々瑞相を見ることのあるのも、この末の意より云ふのであらう。【把つて來れるぞ】水の中より連れ出したことを告めて云。【堅つて】彌立で、恐ろしい時ぞつとすること。【八人の童子】不動明王の使者八大童子、慧光・慧喜・阿耨達多・指德・烏俱婆哦・淸淨比丘・矜羯羅・制多迦を云。又是等の童子皆手に金剛杵を持つより八大金剛童子とも云。【穢さじとや】死體で汚すまいといふのであらうかの意。【大聖】佛の尊號。【不動明王】五大明王の主尊。一切諸佛の敎令輪身として忿怒の形を示現し、一切の惡魔を降伏する威勢を有する尊體。【金迦羅】八大童子の第七位。不動明王の脇士で、其左側に立ち智德を司る。【制多伽】八大童子の第八位。不動明王の脇士で、其右側に立ち福德を司る。【都率天】覩史多天に同じい。【掌を合せて】流石勇猛な文覺も、感じ入つて明王を拜むだこと。【大峯】大和國吉野山中の高峰金峰山の南に連る釋迦岳彌山等の稱。此大峰より熊野那智に至る間、山岳重疊險路連續し、修驗道の行者が練行を試みる靈地で、吉野よりするを峰入、熊野よりする

を顧、吉野よりするを逆など云。世に役行者の創めた所と傳へる。【葛城山】大和國南葛城郡葛城山。大和國西界の峻嶺で、一名を金剛山と云。役小角この山中に修行して以來、同しく修驗道の靈場として世に知られてゐる。【金峰山】同國吉野郡吉野村東南に峙つ吉野山の高峰で、山下の金峰神社は吉野山鎮守の神と云。僧家之を南部に祭り金剛藏王權現と爲し、藏王堂金輪寺といひ、役小角開創と傳へ、同く修驗道の行場となる。【立山】越中國中新川郡立山。頂に立山權現を祭る。同しく修驗道の修練場。【富士が嶽】駿河國富士郡大宮町淺間神社は、もと富士山頂にあり、都良香の富士山記にも役小角の登攀を傳へ、夙に富士權現の稱がある。同しく修驗道修行の地。【伊豆】伊豆國賀茂郡伊豆山權現。【箱根】相模國足柄郡箱根權現。同く修驗道練行修法の靈場。【信濃の戸隱】信濃國水内郡戸隱山上の戸隱權現。中世以降修驗道者の信奉する處。【出羽の羽黑】羽前國東田川郡羽黑山權現。羽黑方と稱する一派の修驗道者の聚る靈場。【行ひ廻り】修行して廻國したこと。【刄の驗者】刄の樣に鋭く效驗を顯はす修驗者と云ふ意。

勸(くわん)進(じん)帳(ちやう)

其の後文覺は、高雄と云ふ山の奥に、行ひ澄(すま)してぞ居たりける。彼の高雄に神護寺と云ふ山寺有り。是は昔稱德天皇の御時、和氣の淸麿が建てたりし伽藍也。久しく修造(しゆざう)無かりしかば、春は霞に立籠めて、秋は霧に交(まじは)り、扉(とびら)は風に倒れて、落葉(らくえふ)の下に朽ち、

甍は雨露に侵されて、佛壇更に露也。住持の僧も無ければ、稀に差し入るものとては、唯月日の光計り也。文覺如何にもして、此の寺を修造せんと思ふ大願發し、勸進帳を捧げて、十方檀那を勸めありく程に、或時院の御所法住寺殿へぞ參じたる。御奉加有る可き由を奏聞す。御遊の折節にて、聞し召しも入れざりければ、文覺は本より不敵第一の荒聖では有り、御前の事なき樣をば知らずして、唯人の申し入れぬぞと心得て、是非なく御坪の内へ破り入り、大音聲を揚げて、「大慈大悲の君にてまします、是程の事などか聞し召し入れざる可き」とて、勸進帳を引きひろげて、高らかにこそ讀うだりけれ。

【神護寺】神護國祚眞言寺の略。初め和氣清麿が延暦年中に河内國に建てた神願寺を、天長元年清麿の子眞綱・仲世等が奏請して、高雄寺の舊地に移し、次で僧空海に勅して住持とならしめ、改稱して勅願に預つた寺。【稱德天皇の御時】清麿が命を奉じて宇佐八幡へ使した時、佛力の加護を得んことを冀ひ、佛寺創建の心願があつたのを、桓武天皇延暦年中に至つて初て之を果した。本文恐らくは誤。【和氣の清麿】備前國藤野郡の人。稱德天皇の世、僧道鏡が天位を覬覦した時、命を奉じて宇佐八幡に使し、神託を有りのまゝに奏したが爲に、大隅國に配流された。光仁天皇踐祚の後、本位に復され、延暦十八年薨じた。年六十七。後神に祭られ、孝明天皇嘉永四年三月護王大明神の號を賜つた。【春は霞に】以下堂舍の荒廢して、訪客の稀な樣子を敍したもの。

【佛壇更に露也】荒廢して堂中の佛壇も外からよく見える樣になつたこと。【住持の僧】一寺の主僧。【勸進帳】佛寺の建立修復等に關する寄附募集のことを勸進、其趣旨を明記し寄附者の姓名寄進の財物等を記入する帳簿を勸進帳と云。【十方】四方四維上下。【檀那】梵語、陀那鉢底の略、施主の義。財物を僧に施與する者の稱。【院の御所】後白河院の御所。神護寺舊記には、文覺の院の御所へ參つたことは、承安三年夏の頃の事としてある。【奉加】勸進の中へ加はり、財物を寄進すること。【御遊】管絃の御遊樂。【聞し召し入れざりければ】誰も申上げなかつたこと。【不敵第一の荒聖】大膽此上ない亂暴な法師。【御前の事なき樣】長門本御前のこつなきとは思はでとあるのがよい。こつなきは骨なきで、折角の御遊樂を妨げるのは、無風流な事と思つて申上げないことを知らないで、故意に上聞を妨げると思つたといふ意。【是非なく】無理無體に。【大慈大悲の君にてましますし】ましますにの意。【高らかに】聲高らかに。

「沙彌文覺敬つて白す。殊には貴賤道俗の助成を蒙つて、高雄山の靈地に一院を建立し、二世安樂の大利を勸行せんと請ふ勸進の狀。夫れ以れば、眞如廣大なり。生・佛の假名を立つと雖も、法性隨妄の雲厚く覆つて、十二因緣の峯に靉靆きしより以來、本有心蓮の月の光幽かにして、未だ三毒四曼の大虛に顯はれず。悲しい哉、佛日早く沒して、生死流轉の衢冥々たり。只色に耽り酒に耽る、誰か狂象跳猿の迷を謝せん。徒に人を謗じ法を謗ず、是豈閻羅獄卒の責を免れんや。爰に文覺適々俗塵を擺つて、

法衣を飾ると雖も、惡行猶心に逞しうして日夜に作り、善苗又耳に逆つて朝暮に廢る。痛ましい哉、再び三途の火坑に歸つて、長く四生の苦輪を廻らん事を。是の故に牟尼の顯章千萬軸、軸々に佛種の因を明し、隨緣至誠の法、一つとして菩提の彼岸に到らずと云ふこと無し。故に文覺無常の觀門に涙を落し、上下の眞俗を勸めて、上品蓮臺に緣を結び、等妙覺王の靈場を建てんと也。夫れ高雄は山堆うして、鷲峯山の梢を表し、谷閑にして商山洞の苔を鋪けり。岩泉咽んで布を引き、嶺猿叫んで枝に遊ぶ。人里遠くして囂塵無し。師跡好うして信心のみ有り。地形勝れたり、尤佛天を崇む可し。奉加少しきなり、誰か助成せざらん。風に聞く、聚沙爲佛塔、功德忽に佛因を感ず。況んや一紙半錢の寶財に於てをや。願くは建立成就して、禁闕鳳暦、御願圓滿、乃至都鄙遠近、里民緇素、堯舜無爲の化を歌ひ、椿葉再會の笑を披かん。特には又聖靈幽儀、前後大小、速に一佛眞門の臺に至り、必ず三身萬德の月を翫ばん。仍つて勸進修行の趣、蓋し以て斯くの如し。治承三年三月日、文覺」とこそ讀み上げたれ。

【道俗】出家在家共にの意。**【助成】**援助。**【二世】**現在世、未來世。**【安樂の大利を勸行せん】**身心安樂の大利益を得んが爲に、讀經等の行を修したいの意。**【以れば】**思ひ見ればの音便。**【眞如】**永久不變の眞理。其體凋り難い程なので廣大と云。成唯識論云、眞謂眞實、顯レ非ニ虛妄一、如謂如レ常、表レ無ニ變易一、謂此眞實於ニ

一切位ノニ常如ニシテ其性、故曰ニ眞如ト。【**生佛**】衆生と佛と。【**假名を立つと雖も**】『立ニ長門本等經』に作る方よい。本、衆生だの佛だのと差別がないもので、それで今その假の名をなくしてしまつてもの意。【**法性**】眞如の異名。【**隨妄**】妄緣に隨ふの義。妄緣は妄情を起す緣由。こゝはその眞如を汚すことを、雲の物を覆ひ隱すに譬へ云。【**十二因緣**】過去現在未來三世に亙つて、無始無終に生死輪廻する次第緣起で、無明・行・識・名色・六處・觸・受・愛・取・有・生・老死を云。【**本有心蓮の月**】『本有』本來具有してゐる淸淨な心。それを蓮華に喩へ、又月の光の闇なのに喩へ、曇つて力ないことに云。【**三毒**】長門本三德とするのがよい。涅槃經に、大涅槃に具はるべき法身德・般若德・解脫德を云ふとある。【**四曼**】四種曼荼羅の義、大曼荼羅・三昧耶曼荼羅・法曼荼羅・羯磨曼荼羅を云。眞言宗に之を四曼相大といつて、萬法の相狀を盡すものとすと云。【**大虛**】大空の義。譬喩の語。【**佛日早く沒して**】釋迦入滅後といふ意。佛は、衆生の痴闇を破するを以て日に喩へ云。【**生死流轉の衢**】人間界のこと。六道の間を循環往來して生死するより云。【**冥々**】佛日沒して暗い意、佛道の行はれないことを云。【**狂象跳猿の迷を謝せむ**】狂象跳猿の如き、とめどもない迷を覺ますことが出來やうの意。遺敎經云、狂象無ㇾ鈎、猿猴得ㇾ樹、騰躍跳躑、難ㇾ可ニ禁制ㇾ。【**人を謗し法を謗す**】祕藏寶鑰云、謗ㇾ人謗ㇾ法、定墮ニ阿鼻獄ㇾ、更無ニ出期ㇾ。【**閻羅**】梵語　閻摩羅の略。地獄に在つて、亡者生前の行爲に依りて賞罰する閻摩王のこと。【**獄卒**】閻摩王の廳にゐるといふ、牛頭馬頭の鬼を云。【**俗塵を擺て法衣を飾る**】うき世を捨てて法師の姿をしてゐても の意。【**善苗又耳に逆つて**】善根の種となるやうな言は、とかく聞き度くないとの意。【**三途の火坑**】『三途』三惡道のことで、火途（地獄道）刀途（餓鬼道）血途（畜生道）を云。『火坑』火の穴。三途の苦を地獄の火坑で代表さ

せて云。その苦みを受けること。**【四生】**胎生（人畜の如く母胎より生れる者）卵生（魚鳥類）濕生（昆蟲類）化生（天界の衆生）等、一切衆生出生の種別を云。一切の衆生はこの四生に依て出生し、迷界生死の苦を嘗め、輪廻轉生する、それを苦輪と云。**【牟尼の題章千萬軸】**釋迦牟尼佛の經文千萬卷といふことで、卽ち一切經のこと。『牟尼』釋迦に對する敬稱。**【軸々】**卷毎に。**【佛種】**佛果を生ずる種子。**【因】**佛種を生ずる根本の教理。**【隨緣至誠の法】**緣に隨つて眞實を示す法。**【菩提の彼岸】**佛道を覺ること。『彼岸』生死の境界を此岸として云。**【無常の觀門】**諸行無常の理を觀ずること。『觀門』教門に對する語。心中に明らかに眞理を觀察すること。門は道に入る門戸の義。**【上下】**貴賤。**【眞俗】**道俗と同じく出家及俗人の義。**【上品蓮臺】**極樂。極樂九品中最上位を上品と云。**【等妙覺王】**佛の尊稱。『等妙覺』等覺及妙覺のことで、佛の位を云。**【鷲峰山の梢を表し】**釋迦說法の地靈鷲山の趣を存ずるとの意。**【商山洞の苔を鋪けり】**漢四皓の隱れたといふ商山の如くに、靜かな意。**【岩泉咽んで布を引く】**岩間から出る淸水が幽かな音をたて、白布を引いた樣に流れるといふこと。**【囂塵】**やかましさとむさくるしさ。**【師跡好うして信心のみ有り】**『師跡』長門本咫尺に作る。咫は八寸で、附近の地の意。其地の附近の景色美はしく、信心勤行の外ないの意。**【佛天】**佛。佛を天の如く崇めるといふこと。**【奉加少しきなり】**寄進は少しでよいのであるとの意。**【聚沙爲佛塔の功德云々】**小兒の戲に沙で佛塔を造るが如き小善根でも、成佛の因緣となるといふこと。法華經方便品云、若於二曠野中一、積レ土成二佛廟一、乃至童子戲、聚レ沙爲二佛塔一、如レ是諸人等、皆已成二佛道一。**【禁闕】**御所。**【鳳曆】**御宇の間。『**御願圓滿**』國家の御祈願も滯りなく行はれること。**【緇素】**『緇』黑色。墨染の衣を着る僧のこと。『素』白色。白衣を着る俗人のこと。**【堯舜無爲の化】**

堯舜の世は手を下さないでもよく治り、民其德に化したこと。和漢朗詠集云、幸逢ニ堯舜無爲化一、作ニ義皇向上人一。【椿葉再會の笑みを披かん】『再會』再改の訛。太平が長く續くよい御世に逢つたのを喜ぶの意。『椿』莊子逍遙遊に、上古有ニ大椿者一、以ニ八千歳一爲レ春、以ニ八千歳一爲レ秋とある大椿のことで、其葉が二度も改るといふので、永く續くことを云。本朝文粹云、早春侍ニ內宴一賦ニ聖化萬年春一應製、大江朝綱、德是北辰、椿葉之影再改。【聖靈幽儀】死者の靈魂を云。前文此寺の建立に就て、生存者の受ける功德を擧げたのに對して、以下死者も亦功德を受けることを云。【前後大小】死の前後、身分の高下に拘はらぬといふこと。【一佛眞門の臺に至り】長門本遊ニ一佛菩提之臺一に作る。『一佛』一佛乘で法華經の經義を云。『眞門』眞實門で、方便の教道に對し、眞實の證道を云。この一佛眞門の力に依つて成佛し、寶蓮臺の上に座する身ともなれるであらうの意。【三身萬德の月を翫ばむ】『三身』佛の三面、法身・應身・報身を云。佛が三身に無量の大功德を積み集めてゐることを月に譬へ、之に渴仰歸依するであらうとのこと。【治承三年】百錬抄に承安三年四月廿九日、高尾上人文覺賜ニ檢非違使一、依ニ狂氣一也、五月十六日被レ流ニ伊豆國とあり、神護寺舊記にも同樣に見える。

文覺被レ流

折節御前には、妙音院の太政の大臣殿、御琵琶遊ばし、朗詠日出度うせさせおはします。按察の大納言資方の卿、和琴搔鳴し、子息右馬の頭資時、風俗催馬樂歌はる。四位

の侍從盛定、拍子とつて、今樣とり〳〵歌はれけり。院中ざゝめき渡つて、誠に面白かりければ、法皇も付歌せさせおはします。其れに文覺が大音聲出で來て、調子も違ひ、拍手も皆亂れにけり。「御遊の折節で有るに、何者ぞ、狼藉なり。そ頸突け」と仰せ下さるゝ程こそ有りけれ。院中の早男の者共、我先に我先にと進み出でける中に、資行判官と云ふ者進み出でて、「御遊の折節で有るに、何者ぞ、狼藉也。とう〳〵罷り出でよ」と云ひければ、文覺、「高雄の神護寺へ庄を一所寄せられざらん限りは、全く出づまじ」とて動らかず。寄つてそ頸を突かうとすれば、勸進帳を取直し、資行判官が烏帽子を、はたと打つて打落し、拳を强く握り、胸をはたと突いて、後へのけに突倒す。資行判官は、烏帽子打落されて、おめ〳〵と大床の上へぞ逃げ上る。其の後文覺懷より、馬の尾で柄卷いたりける刀の、氷の樣なるを拔き持つて、寄り來ん者を突かうとこそ待ち懸けたれ。左の手には勸進帳、右の手には刀を持つて馳せ廻る間、思ひも儲けぬ俄事では有り、左右の手に刀を持つたる樣にぞ見えたりける。公卿も殿上人も、こは如何にと騷がれて、御遊も既に荒れにけり。院中の騷動斜ならず。爰に信濃の國の住人、安藤武者右宗、其の時當職の武者所にて有りけるが、「何事ぞ」とて、太刀を拔いて走り出でたり。文覺悅んで飛んで懸る。安藤武者、斬つては惡しかりなんとや

思ひけん、太刀のむねを取直し、文覺が刀持つたる右の肘を健に打つ。撲たれて些と疼む處に、えたりや、をうと、太刀を捨ててぞ組んだりける。文覺下に臥しながら、安藤武者が右の肘を健に突く。突かれながらぞ締めたりける。互に劣らぬ大力、上に成り下に成り、轉び合ひける所を、上下寄つて、賢顔に、文覺が動所のぢやうを拷してげり。其の後門外へ引き出でて、廳の下部にたぶ。賜はつて引張る。引張られて立ちながら、御所の方を睨まへ、大音聲を揚げて「縱ひ奉加をこそし給はざらめ。剩へ文覺に是程まで辛き目を見せ給ひつれば、唯今思ひ知らせ申さんずるものを。三界は皆火宅也。王宮と云ふ共、爭でか其の難をば遁る可き。縱ひ十善の帝位に誇つたうと云ふ共、黄泉の旅に出でなん後は、牛頭馬頭の責をば、免れ給はじものを」と、躍り上り躍り上りぞ申しける。「此の法師奇怪なり、禁獄せよ」とて、禁獄せらる。資行判官は、烏帽子打落されたる恥がましさに、暫は出仕もせざりけり。安藤武者は、文覺組んだる勸賞に、一﨟を經ずして、當座に右馬の允にぞ成されける。其の比、美福門院隱れさせ給ひて、大赦有りしかば、文覺程なく赦されけり。暫くは何くにても行ふべかりしを、又勸進帳を捧げて、十方檀那を勸め歩きけるが、さらば只も無くして、「哀れ此の世の中は、唯今亂れて、君も臣も共に亡び失せんずるものを」など、加樣に怖ろしき事を

のみ申しありく間、「此の法師都に置いては叶ふまじ、遠流せよ」とて、伊豆の國へぞ流されける。

【朗詠】詩歌又は漢文の雅趣ある名句に節を付けて歌ふ一種の謡物。**【按察の大納言資方】**笛・和琴・歌・鞠の名人、後白河院郢曲の師。**【和琴】**あづま琴とも云、箏の形に似て短く、六絃、神樂雅樂に用ひる琴の一種。**【四位の侍從】**侍從は從五位下相當官、四位で此職に在るを特にかう云。**【盛定】**醍醐源氏盛家の子。**【拍子取つて】**笏拍子打つこと。**【ざゞめき渡つて】**賑かに聲の響きわたること。**【付歌せさせ】**人の歌ふ聲に、付け加へて歌ふこと。**【文覺が大音聲】**勸進帳を聲高に讀み上げたこと。**【そ頸突け】**首をつかんで門外へ突き出せといふこと。『そ首』罵つていふ語。**【仰せ下さるゝ程こそありけれ】**仰せ下されるとすぐに。**【早男】**血氣に勇む者。**【庄】**庄園。**【おめおめと】**恥も忘れて。**【馬の尾で柄巻いたりける刀】**柄を巻いたのは手のすべらぬため。『刀』腰刀。**【當職】**現在その職に在ること。**【武者所】**院中守護の武士の詰所、又詰める者。長門本には、當職の時武者所に候けるがとある。**【むね】**みねの轉。刀の背、刃の反對の側。**【賢顏に】**今更に得意になつた樣。**【動く所のぢやうを拷じてけり】**手足の動く所といふ所はどこもかも打つたの意。『ぢやう』長門本に定とある。**【三界は皆火宅】**三界は苦惱が多く、宛かも火の燃える家に居るやうであるの意。法華經譬喩品云、三界無レ安、猶如二火宅一、衆苦充滿、甚可二怖畏一、常有二生老病死憂患一、如レ是等火燃不レ見。**【誇つたう】**參考盛衰記に、平家諸本の文として、誇らうとある。**【黄泉の旅】**死ぬこと。『黄泉』地下。**【牛頭馬頭の責】**地獄の獄卒、人身牛

頭・人身馬頭の鬼が、罪ある者を責め糺す苦みのこと。**【一臈】**年功を積み一番上席に居る其職中第一古參人。**【美福門院隱れさせ給ひて】**此條不審。門院崩御は二條院永曆元年十一月廿三日の事で、十數年前の事に當る。盛衰記には上西門院の事としてあるが、その崩御は文治五年七月廿日の事で、是又十數年後の事に當る。玉海安元三年四月廿九日、文覺が院中で庄園の寄附を請ひ、暴言を吐いて檢非違使に交付されたことを載せ、よくこの條と附合するが、配流の事を傳へない。參考盛衰記にも配流の年月は確證がないとある。**【何くにても行ふべかりしを】**どこででも修行してゐたらよいのにの意。**【さらば只も無くして】**さればとて、默つてもゐずにの意。

源三位入道の嫡子、伊豆守仲綱、其の時の當職にて有る間、其の沙汰として、東海道より船にて下さるべしとて、伊豆國へ將て罷るに、放免兩三人をぞ付けられたる。是等が申しけるは、「廳の下部の習ひ、加樣の事に付いてこそ、自らの依怙も候へ。如何に聖の御房は、知人は持ち給はぬか。遠國へ流され給ふに、土産粮料如きの物をも乞ひ給へかし」と云ひければ、文覺は、「左樣の要事言ふ可き得意はなし。さりながら、東山の邊にこそ得意は有れ。いでさらば文を遣らう」と云ひければ、怪しかる紙を得させたり。文覺大に怒つて、「加樣の紙に物書くやうなし」とて、投返す。さらばとて、厚紙を尋ねて得させたり。文覺笑つて、「此の法師は、物をえ書かぬぞ、己等書け」とて書か

する様、「文覺こそ、高雄の神護寺造立供養の爲に、勸進帳を捧げて、十方檀那を勸めありきけるが、かゝる君の世にしも逢うて、奉加をこそし給はざらめ、剰へ遠流せられて、伊豆の國へ罷り候。遠路の間で候へば、土産粮料如きの物も大切に候。此の使にたべ」と云ふ。いふ儘に書いて、「さて誰殿へと書き候ふべきやらん。」「清水の觀音坊へと書け」と云ふ。「其れは廳の下部を、欺くにこそ」と云ひければ、「一向欺くには非ず。さりとては文覺は、清水の觀音をこそ、深う憑み奉つたれ。さらでは誰にかは用事をも云ふべき」とぞ申しける。去程に伊勢の國阿濃の津より、舟にて下りけるが、遠江の國天龍灘にて、俄に大風吹き大波立つて、既に此の舟を打返さんとす。水手梶取共、如何にもして助からんとしけれ共、叶ふ可しとも見えざりければ、或は觀音の名號を唱へ、或は最後の十念に及ぶ。され共文覺は些も騒がず、船底に高鼾かいてぞ臥したりける。既に角と見えし時、かつぱと起き上り、船舳に立つて、沖の方を睨まへ、大音聲を揚げて、「龍王やある龍王やある」とぞ喚うだりける。「何とて加様に、大願興したる聖が乘つたる船をば、過たうとはするぞ。唯今天の責蒙らんずる龍神共かな」とぞ云ひける。其の故にや、波風程なく靜まりて、伊豆の國にぞ著きにける。文覺京を出でける日よりして、心の中に祈誓する事ありけり。「我れ都に歸つて、高雄の神護寺造立供養す

べくんば、死ぬべからず。此の願空しかるべくんば、道にて死ぬ可し」とて、京より伊豆へ著きける迄、折節順風無かりければ、浦傳島傳して、三十一日が間は、一向斷食にてぞ有りける。され共氣力少しも劣へず、船底に行ひうちしてぞ居たりける。誠に唯人とも覺えぬ事共多かりけり。

【其の時の當職】當時伊豆守の現職に在るの義。**【放免】**撿非違使廳の下部。もと囚人の刑期を終つて放免されたものより、採用するより云。專ら罪人の逮捕流人の警固等に使用せられた。**【依怙】**贔負又は偏頗なことをするを云。盛衰記云、廳の下部の習、かゝる事に附てこそ、自ら酒をも一度飲事にて候へ、去はこそ又折々に芳心をも申事なれ。**【聖の御房】**御僧といふ程のこと。**【粮料】**食料。**【得意】**知り合ひ。**【怪しかる紙】**けしからぬ紙の意。つまらぬ紙。**【物をえ書かぬぞ】**字はかけない。**【奉加をこそし給はざらめ】**奉加はせられないまでも。**【清水の觀音房へと書け】**清水の觀音の宛名にしろといふこと。『房』僧にいふ敬語。**【天龍灘】**遠州灘とも云。志摩國大王崎より伊豆國石廊崎に至る遠江國近海の名。其間約百海里、俗に七十五里の險と云。**【最後の十念】**臨終の十念の義。臨終に十返念佛を唱へて死を待つこと。**【角と見えし時】**沈沒と思はれた時。**【かつぱ】**がばの轉。俄に起き上る樣。**【龍王】**海中に在り江海を守るものと云。**【大願興したる聖】**文覺自身を云。『大願』神護寺再興のこと。**【天の責】**天罰。**【此の願空しかるべくんば】**此願望が叶はないものならば。**【唯人】**なみの人間。

伊豆院宣

其の後文覺をば、當國の住人近藤四郎國高に仰せて、奈古屋が奥にぞ栖まはせける。去程に兵衞佐殿おはしける蛭小島も程近し。文覺常は參り、御物語ども申しけるとぞ聞えし。ある時文覺、兵衞佐殿に申しけるは、「平家には小松大臣殿こそ、心も剛に策も勝れておはせしか。平家の運命の末に成るやらん、去年の八月薨ぜられぬ。今は源平の中に、御邊程天下の將軍の相持ちたる人はなし。早々謀叛起させ給ひて、日本國隨へ給へ」と云ひければ、兵衞佐殿、「それ思ひも寄らず。我は故池禪尼に助けられ奉つたれば、其の恩を報ぜんが爲に、毎日法華經一部轉讀し奉るより外は、又他事なし」とぞ宣ひける。文覺重ねて、「天の與ふるを取らざれば、却つて其の咎を受く。時至りたるを行はざれば、却つて其の殃を受くと云ふ本文有り。加樣に申せば、御邊の御心をがなひかんとて申すとや思し召され候ふらん。其の儀では候はず。先づ御邊の爲に志の深い樣を見給へ」とて、懷より白い布にて裹んだる髑髏を一つ取り出す。兵衞佐殿、「あれは如何」にと宣へば、「是こそ御邊の父、故左馬頭殿の頭よ。平治の後は獄舍の前の苔の下に埋れて、後世弔ふ人も無かりしを、文覺存ずる旨有り

て、獄守に乞ひ頸に懸け、山々寺々修行して、此の二十餘年が間弔ひ奉つたれば、今は定めて一劫も浮び給ひぬらん。されば故頭の殿の御爲には、さしも奉公の者にて候ふぞかし」と申されければ、兵衞の佐殿、一定とは覺えね共、父の頭と聞く懷しさに、先づ涙をぞ流されける。良有つて兵衞の佐殿、涙を押へて宣ひけるは、「抑々賴朝勅勘を赦りずしては、爭でか謀叛をば起す可き」と宣へば、文覺、「其れ安い程の事也。聽て上つて申し宥し奉らん」。兵衞の佐殿あざ笑うて、「我が身も勅勘の身にて有りながら、人の事申さうと宣ふ。聖の御坊のあてがひ樣こそ、大きに誠しからね」と宣へば、文覺大きに怒つて、「吾が身の咎を赦りうと申さばこそ僻事ならめ。和殿の事申さうに、何かは僻事ならん。是より今の都福原の新都へ上らうに、三日に過ぐまじ。院宣伺ふに、一日の逗留ぞ有らんずらん。都合七日八日には過ぐまじ」とてつき出でぬ。

【近藤四郎國高】恐らく國澄の訛。盛衰記云、折節伊豆國住人近藤四郎國澄と云者、年貢運送の爲に南海道より舟に乘て上たりけるが、下りける戻舟に乘て、慥に國に著よと言傳らる。**【奈古屋】**伊豆國田方郡韮山村東北半里の山中にあつた奈古屋寺のこと。一に安養淨土院と云。長門本云、北條蛭が島の傍になごやが崎といふ所に、なごや寺とて觀音の靈地おはします。文覺彼所に行て、諸人をすゝめて草堂を一宇立てゝ、毘沙門の像を安置し奉て、平家を呪咀しけり。**【天下の將軍の相】**日本を統治する武將たるべき人相といふ義。「相」

人相。こゝでは器量といふ程の意。【轉讀】たゞ經を讀誦すること。『轉』轉法輪の轉と同義。【天の與ふるを取らざれば云々】機會の到來したのに、之を利用しないと、却て咎を被るといふ意。史記淮陰侯列傳云、天與不ㇾ取反受二其咎一、時至不ㇾ行受二其殃一。【御心をがな引ん】御氣でも引て見やう。【志の深い樣】どんなに深く思つてゐるかといふ意。【故左馬頭殿】源義朝。【獄舍の前の苔の下】獄門の木に晒され、そのまゝ左京獄舍前の地に埋れてあつたといふことは、當時專ら行はれた流說と見えて、平治物語・玉葉等にも見えてゐる。【獄守】牢屋の番人。【一劫も浮び給ひぬらん】『劫』非常に長い時間。まう恨も解けて、地獄の苦惱も輕くなり、一劫位は樂におなりになつたことであらうの意。【さしも奉公の者】こんなにまで御盡ししてゐる者。【一定】確かに其通りで、間違ひないこと。【我が身も勅勘の身】文覺自身も流罪の身であること。【人の事申さう】頼朝の赦免を請はうとの意。【あてがひ樣】豫想すること。【和殿】あなた。『和』親んでいふ語。【一日の逗留ぞあらんずらん】あらんずらんはあらんとすらんの約。一日は滯在することになるであらう。【つき出でぬ】ついと出ること。急に出て行つたこと。

聖奈古屋に歸りて、弟子共には、人に忍うで、伊豆の御山に七日參籠の志有りとて出でにけり。實にも三日と云ふには、福原の新都に上り著いて、前の右兵衞の督光能の卿の許に、聊か緣有りければ、其れに尋ね行いて、「伊豆の國の流人、前の右兵衞の佐頼朝、勅勘を赦されて、院宣をだに蒙り候はゞ、八箇國の家人ども催し集めて、平家を亡ぼし、天下を謐めんとこそ申し候へ」。光能の卿、「いさとよ。我が身も當時は三官共に停

められて、心苦しき折節なり。法皇も押し籠められて渡らせ給へば、如何有らんずらん。さりながらも伺うてこそ見め」とて、此の由竊かに奏聞せられたりければ、法皇大いに御感有つて、軈て院宣をぞ下されける。文覺悦んで頸にかけ、又三日と云ふには、伊豆の國へ下り著く。兵衞の佐殿、聖の御坊の、慭なること申し出して、頼朝又如何なる憂き目に逢はんずらんと、思はじ事なう、案じ續けておはしける、八日と云ふ午の刻に下り著いて、「くは院宣よ」とて奉る。兵衞の佐殿、院宣と聞く忝さに、新しき烏帽子淨衣を著、手水嗽をして、院宣を三度拜して披かれけり。「頃の年より以降、平氏王化を蔑如して、政道に憚る事無し。佛法を破滅し王法を亂らんと欲す。夫れ我が國は神國也。宗廟相竝んで、神德惟れ新なり。故に朝廷開基の後、數千餘歳の間、帝位を傾け國家を危ぶめんと欲する者、皆以て敗北せずと云ふ事無し。然れば則ち且は神道の冥助に任せ、且は勅宣の旨趣を守つて、早く平氏の一類を亡ぼして、朝家の怨敵を退けよ。譜代相傳の兵略を繼ぎ、累祖奉公の忠勤を抽んでて、身を立て家を興す可し。者ば院宣此くの如く、仍つて執達件の如し。治承四年七月十四日、前の右兵衞の督光能奉つて。謹上、前の右兵衞の佐殿へ」とぞ書かれたる。此の院宣をば錦の袋に入れて、石橋山の合戰の時も、兵衞の佐殿頸にかけられけるとぞ聞えし。

【伊豆の御山】伊豆山權現。【縁有りければ】盛衰記云、院の近習者に前兵衞督光能と云人は、文覺には外戚に附てゆかり也。【八箇國】關東八箇國。箱根以東の國、相摸・武藏・安房・上總・下總・上野・下野・常陸を云。後常陸を省いて伊豆を加へて云。【いさとよ】いやいやといふ樣な意。それは出來ないとの意を含めて云。【三官】長門本云、我も參議・右兵衞督・皇太后宮權大夫三官皆平家にやめられて。治承三年十一月のこと。【惡なること】しないでもよいこと。【くは】そりやといつたやうに、强くいふ詞。【頃の年】近年。【王化を廢如し】王威をないがしろにする意。【宗廟相並て】伊勢大神宮石淸水八幡宮相並んでの意。拾芥抄云、兼豐注進云、宗廟事、太神宮石淸水御事也、皇帝祖神號ニ宗廟一。【神德惟れ新なり】神德の盛んなこと。『新』あらたか。【朝廷開基の後】建國以降。【敗北】『北』敗れ逃げること。【朝家の怨敵】平家。【譜代相傳】代々傳へること。【執達件の如し】院宣の旨を取次ぎ言ひ渡すこと、以上の通りといふこと。當時公用文書慣用の語。【奉つて】院宣を奉じて執達するの意。この院宣奏下の事、東鑑文治元、十二、六、に、賴朝が右大臣九條兼實に送つた書中に、賴朝爲ニ伊豆國流人一。雖レ不レ蒙ニ指セル御定ヲ一、忽チ廻シニ籌策ヲ一、可レ追ニ討御敵一之由、令ニ結構一候之間、御運令レ然之上ハ、勳功不レ空、始終已ニ討平ヲ、伏スニ敵ヲ於誅ニ一、奉ニ世ヲ於君ニ一、日來之本意相叶と見えて、容易に信じ難い點がある。【院宣をば錦の袋に】東鑑治承四、八、廿三、に、以仁王の令旨を旗の横上に付け、中四郎惟重が持つたとあるのを、誤つたものか。

富士川

去程に、右兵衛の佐殿謀叛の由頻に風聞有りしかば、福原には公卿僉議有つて、今一日も勢の付かぬ先に、急ぎ討手を下さる可しとて、大將軍には小松の權の亮少將維盛、副將軍には薩摩の守忠度、侍大將には上總の守忠淸を先として、都合其の勢三萬餘騎、九月十八日に新都を立つて、明くる十九日には舊都に著き、軈て同じき廿日の日、東國へこそ赴かれけれ。大將軍小松の權の亮少將維盛は、生年二十三、容儀帶佩繪に畫くとも筆も及び難し。重代の著背唐皮と云ふ鎧をば、唐櫃に入れて舁かせらる。路中には赤地の錦の直垂に、萌黄匂の鎧著て、連錢蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍を置いて乘り給へり。副將軍薩摩の守忠度は、紺地の錦の直垂に、黑絲威の鎧著て、黑き馬の太う逞しきに鑄懸地の鞍を置いて乘り給へり。馬鞍・鎧甲・弓箭・太刀・刀に至る迄、光り耀く程に出立れたれば、珍しかりし見物也。中にも副將軍薩摩の守忠度は、或宮腹の女房の許へ通はれけるが、或夜おはしたりけるに、此の女房の局に、止事なき女房客人來て、小夜も漸更け行く迄歸り給はず。忠度軒端に彳んで、扇を荒く使はれければ、彼の女房、「野もせに集く蟲の音よ」と、優に口占み給へば、扇を軈て使ひ止みてぞ歸られける。其の後おはしたる夜、「何ぞや、何とて扇をば使ひ止みしぞや」と問はれければ、「いさ、姦しなど聞え侍りし程に、さてこそ扇をば使ひ止みては候ひしか」とぞ

申されける。其の後此の女房、薩摩守の許へ、小袖を一重遣すとて、千里の名殘の惜しさに、一首の歌を書添へてぞ送られける。

東路の草葉をわけん袖よりも、たゝぬ袂の露ぞこぼるゝ。

薩摩守の返事に、

別路を何か歎かん越えて行く、關もむかしの跡と思へば。

關も昔の跡と詠める事は、先祖平將軍貞盛・俵藤太秀鄕、將門追討の爲に、吾妻へ下向したりし事を、今思ひ出でて詠みたりけるにや、最優しうぞ聞えし。昔は朝敵を平げに、外土へ向ふ將軍は、先づ參內して節刀を賜はる。宸儀、南殿に出御して、近衞、階下に陣を引き、內辨・外辨の公卿參列して、中儀の節會を行はる。大將軍副將軍各々禮儀を正しうして、是を賜はる。承平・天慶の蹤跡も、年久しう成つて准へ難しとて、今度は讃岐守平正盛が、前對馬守源義親追討の爲に、出雲國へ下向せし例とて、鈴計り賜はつて、皮の袋に入れて、雜色が頸に懸けさせてぞ下られける。古へ朝敵を平げんとて都を出づる將軍は、三つの存知有り。節刀を賜はる日家を忘れ、家を出づるとて妻子を忘れ、戰場にして敵に鬪ふ時身を忘る。されば今の平氏の大將軍維盛・忠度も、定めて左樣の事共をば存知せられたりけん、哀れ成りし事共也。

【謀叛の由頻に風聞】玉葉治承四、九、廿六、云、傳聞、東國事、追ヲ日其勢及ニ數萬ニ、當時七八ヶ國掠領ス。【今一日も】只の一日でも早くといふ意。【討手を下さるべし】九月五日東國追討使の宣旨出で、右近衞權少將平維盛、薩摩守平忠度、參河守平知度を任ぜられた。【權の亮】春宮權亮。治承二年十二月十五日春宮權亮、同四年二月廿一日、讓位の爲に罷めた。故に明月記玉葉等には唯右近少將とのみある。【九月十八日に新都を立て】山槐記玉葉東鑑等は、廿二日福原出立、廿三日入洛、廿九日關東へ出發の旨に見える。【重代の着背】代々平家に傳へる鎧。大鎧は構造上、着用者の肥瘦いづれにも適應することが出來るので、先代の鎧を着用することもあつたものである。【唐皮といふ鎧】長門本盛衰記等に據ると、櫨匂の威で、蝶の裾金物を打ち、裏を返して見ると、札の間々に虎の毛があつて、もと虎の皮で威したものであることが知られるので云。この鎧、桓武天皇の御伯父慶圓(長門本云、御甥香圓法師)が紫宸殿前に祈つて得たもので、六代朝廷に傳はり、後平貞盛に下賜せられ、爾來平家の重寶として嫡流に傳へること九代、維盛に及んだものと云。『唐皮』虎の毛皮の稱。布韋等に虎紋を描けるに對して、眞の革の意。【唐櫃】前後に二本左右に一本づゝ脚のある長方形の櫃。【沃懸地の鞍】漆塗の上へ金粉を隙間もなくふりかけ、梨子地塗にした鞍。『沃懸』そゝぎかけること。【見物】祭の行列の如く、見てめざましく思はれる程のこと。【女房客人來て】一本云、女房客人に來て。【野もせに集く蟲の音よ】新撰朗詠集、堀川右大臣賴宗、かしがまし野もせにすだく蟲の音よ我だに物をいはでこそ思へ。物思ひの多い私すら默つて物を思ふだけなのに、よく鳴く蟲の音であるの意。その第二第三の句にことよせて、局の音のかしがましいのを諷したこと。この話は今物語、十訓抄、古今著聞集等にも見える。【優に口占み】や

さしげに何となくいふこと。**【いさ】**さあといふ位のこと。**【千里の名殘】**東國の遠地へ行く離別の惜しまれること。**【東路の草葉を分けむ云々】**東國に行く人より、後に殘るこの身の方が悲しいといふ意。『草葉』は『露』に其に緣語。『たゝぬ』立たぬと裁たぬとをかけて云。拾遺集、女藏人參河、東路の草葉を分けむ人よりも後るゝ袖ぞまづは露けき。**【別れ路を云々】**關東へ行くのは、先祖の吉例もあることであるから、歎いてくれるなの意。**【將門追討の爲に東へ下向】**常陸椽平貞盛下野押領使藤原秀鄕は其任國より進發し、京より向つたものは、藤原忠文及弟忠舒が征東大將軍及副將軍として赴いただけで、本文稍事實と相違してゐる。**【最優しうぞ聞えし】**甚だ殊勝な事と思はれたの意。盛衰記云、女房の歌は名殘にてさることなれども、忠度の歌は軍の門出いまいましき事かなとぞ申しける。**【外土】**京外の地。**【宸儀】**天皇を稱し奉る語。**【陣を引き】**所定の位置に整列すること。**【內辨】**公事節會の日に於ける奉行の大臣の稱。承明門內の諸事を辨する第一の大臣を云。**【外辨】**同じく同日奉行の大臣の稱。承明門外の諸事を辨する第二の大臣を云。**【中儀の節會】**節會に大中小儀の別があり、大儀は初位以上の預る卽位・朝賀等。中儀は六位以上の預る白馬・端午・豐明等の節會、小儀は五位以上の預る元日・踏歌等の節會を云。將軍に節刀を賜はる儀は、延喜式左近衞府小儀の中に見え。中儀ではない。**【出雲の國へ下向せし例】**考證に、鈴ばかりを給ふの故實、正盛の例にてはあるまじ、節刀を賜はらざるの例なるべしとある。百錬抄、(治承四、十二、二、)云、東國追討使左兵衞督知盛已下發向、不レ給ニ驛鈴節刀一。**【鈴】**驛鈴。沿道諸驛で人夫馬匹徵發の際、之を鳴らして證としたもの。**【三つの存知】**三つの心得。尉繚子云、將受レ命之日忘ニ其家一、張レ軍宿レ野忘ニ其親一、援レ枹而鼓忘ニ其身一。

各々九重の都を立つて、千里の東海へ赴かれける。平かに歸り上らん事も、誠に危き有樣共にて、或は野原の露に宿を借り、或は高峯の苔に旅寢をし、山を越え河を重ね、日數經れば、十月十六日には、駿河の國清見が關にぞ著き給ふ。都をば三萬餘騎で出でたれ共、路次の兵附副ひて、七萬餘騎とぞ聞えし。前陣は蒲原・富士川に進み、後陣は未だ手越・宇津の谷に支へたり。大將軍權の亮少將維盛、侍大將上總の守忠清を召して、「維盛が存知には、足柄の山打越え、廣みへ出でて軍をせん」と、早られけれ共、上總の守申しけるは、「福原を御立ち候ひし時、入道殿の仰には、軍をば忠清に任せさせ給へとこそ仰せ候ひつれ。伊豆駿河の勢の參る可きだに、未だ一騎も見え候はず。御方の御勢七萬餘騎とは申せ共、國々の駈武者、馬も人も皆疲れ果てて候。東國は草も木も皆兵衞の佐に隨ひ付きて候ふなれば、何十萬騎か候ふらん。唯富士川を前に當てて、御方の御勢を待たせ給ふべうもや候ふらん」と申しければ、力及ばで淘たり。去程に、兵衞の佐賴朝鎌倉を立つて、足柄の山打越え、黃瀨川にこそ著き給へ。甲斐信濃の源氏共、馳せ來つて一つになる。駿河の國浮島が原にて勢揃あり。都合其の勢廿萬騎とぞ註いたる。常陸源氏佐竹の四郎が雜色の、文持つて京へ上りけるを、平家の侍大將上總の守忠清、此の文を奪ひ取つて見るに、女房の許への文也。苦しかるまじ

とて取らせてげり。「さて源氏が勢は如何程有るぞ」と問ひければ、「下﨟は四五百千迄こそ、物の數をば知つて候へ。其より上をば知り參らせぬ候。多いやらう、少いやらう、凡そ七日八日が間は、はたと續いて、野も山も海も河も、皆武者で候。昨日黄瀬川にて、人の申し候ひつるは、源氏の御勢二十萬騎とこそ申し候ひつれ」と申しければ、上總の守、「あな心憂や、大將軍の御心の延びさせ給ひたる程、口惜しかりける事はなし。今一日も先に、討手を下させ給ひたらば、大庭兄弟、畠山が一族、などか參らで候べき。是等だに參り候はば、伊豆駿河の勢は皆隨ひ附くべかりつるものを」と、後悔すれ共甲斐ぞなき。大將軍權の亮少將維盛、東國の案內者とて、長井の齋藤別當實盛を召して、「汝程の强弓精兵、八箇國には如何程有るぞ」と問ひ給へば、齋藤別當あざ笑つて、「さ候へば、君は實盛を大箭と思し召され候ふにこそ。僅十三束をこそ仕り候へ。實盛程射候ふ者は、八箇國には幾らも候。大箭と申すぢやうの者の、十五束に劣つて引くは候はず。弓の强さも、健かなる者の、五六人して張り候。加樣の精兵共が射候へば、鎧の二三領は容易うかけず射徹し候。大名と申すぢやうの者の、五百騎に劣つて持つは候はず。馬に乘つて落つる道を知らず。惡所を馳すれど、馬を倒さず。軍は又親も討たれよ、子も討たれよ、死ぬれば乘越ゑ乘越ゑ戰ふ候。西國の軍と申すは、惣て其の儀

候はず。親討たれぬれば引き退き、佛事孝養し、忌明けて寄せ、子討たれぬれば、其の愁へ歎きとて、寄せ候はず。兵粮米盡きぬれば、春は田作り、秋は刈り收めて寄せ、夏は熱しと厭ひ、冬は寒しと嫌ひ候。東國の軍と申すは、惣て其の儀候はず。其の上甲斐・信濃の源氏等、案內は知つたり、富士の裾より、搦手にや廻り候はんずらん。加樣に申せば、大將軍の御心を、臆せさせ參らせんとて、申すとや思し召し候ふらん。其の儀では候はず。但し軍は勢の多少にはより候はず、大將軍の策に依るとこそ、申し傳へて候へ」と申しければ、是を聞く兵共、皆振ひ慄き合へりけり。

【九重の都】禁中を九重といふより、轉して都の枕詞に用ひる。**【野原の露に宿を借り】**野宿すること。**【淸見關】**駿河國庵原郡興津町淸見寺の東、其址と云。**【路次の兵】**途中より參加する兵。**【蒲原】**駿河國庵原郡蒲原町。**【富士河】**甲斐に發源し、富士山西方峽谷の水流を集め、蒲原の東より海に入る、延長四十里。急流を以て世に鳴る。**【手越】**駿河國安倍郡長田村大字手越、舊海道の一驛、安倍川西岸にあり、手越河原の名がある。**【宇津谷】**同郡宇津谷峠。**【存知】**考へ。**【足柄山】**駿河相模兩國の境にあり、古來東海第一の險要として、關所を置かれた所。坂東の名も足柄坂より起る。**【廣み】**廣い場處。**【早られ】**氣をいらだてあせること。**【驅武者】**驅り集めた武士。**【草も木も】**誰も彼もといふことを强くいふ當時の慣用語。玉葉治承四、十一、八、云、凡遠江以東十五ケ國與力、至二于草木一莫レ不レ靡。**【力及ばて淘へたり】**其言に逆ひかね、躊躇して進まなかつたの意。**【黃瀨

川】黄瀬川の東岸、箱根三島間の通路に當る古驛。駿河國駿東郡清水村大字長澤附近と云ふ。**【浮島ケ原】**足高山の裾、富士沼一名浮島沼に沿ひ、富士川より黄瀬川に至る東西五里の原野。**【勢揃】**軍勢を全部集めて點撿すること。**【註いたる】**着到をつけた帳面に記したとのこと。**【下臈】**卑賤の者。雑色が自分を指していふ語。**【多いやらう】**『やらう』やらんの音便。**【心憂や】**こまつたことであるの意。**【御心の延びさせ】**悠長なこと。それが爲に好機を失つたと歎すること。**【今一日も前に】**まう一日でも前に。**【大庭兄弟】**大庭三郎景親、弟俣野五郎景尙。**【東國の案内者】**關東の事情に通じてゐる者の義。**【長井の齋藤別當實盛】**『長井』武藏國長井庄。『別當』庄園に關する役名。東鑑（治承四、十二、廿二）に實盛、關東が頼朝に屬したのを見て、平家に約諾ありとて上洛した由の記事があるに基いて、參考盛衰記には實盛の東征軍從軍の事を疑つてゐる。**【强弓精兵】**强い弓を引く剛力な、軍上手の兵。**【さ候へば】**さうおつしやるなら。**【大箭】**矢束の人なみはづれて長い矢。又それを引き得る者。こゝは後の義。**【十三束】**矢の長さは二尺七寸五分のきまりで、其所有者の手の大指人差指を廣げたのを五寸、人差指の中兩節の間を一寸、其半分を五分として計る。其長さは大抵其人の手で握ると十二束あるのを一般とする。こゝは實盛の手で十二束のが、常人が計ると十三束あつて、常人のより一束長いといふこと。**【ぢやう】**定。こゝでは大箭を引くと評判のある程の者といふ意。**【五六人して張り候】**長門本弓は二人張三人張をのみ持て候とある。高忠聞書に「一張を四人五人してはる事、あるまじき事なり。されば二人張三人張とはいふべし、四人張五人張といふ事あるべからず」とあり、伊勢貞丈も此說に從ひ、「五人張の名、古き軍談書に見えたれども、それは文章の餝詞なるべし」とある。**【領】**鎧を數へる時にいふ語。**【大名】**名田を

多く領してゐる地方の豪族。名田とは開墾者の名を冠する私田。**【落る道を知らず】**乘馬が上手で、なかなか落馬しないことを面白く言つたもの。**【惡所】**險惡な通路。**【親も討たれよ子も討たれよ】**親が討たれたにせよ、子が討たれたにせよといふ語氣。**【孝養】**亡き親の爲に、懇に後世の菩提を弔ふこと。**【案内は知つたり】**地理はよく知つてゐるし。**【臆せさせ】**氣おくれさせること。

去程に、同じき廿四日の卯の刻に、富士川にて源平の矢合とぞ定めける。廿三日の夜に入て、平家の兵共、源氏の陣を見渡せば、伊豆駿河の人民百姓等が、軍に恐れて、或は野に入り山に隱れ、或は舟に取乘つて、海河に浮びたるが、營の火の見えけるを、「あな夥しの源氏の陣の遠火の多さよ。實にも野も山も海も河も、皆武者で有りけり。如何せん」とぞあきれける。其の夜の夜半許り、富士の沼に幾らも有りける水鳥共が、何にかは驚きたりけん、一度にばつと立ちける羽音の、雷大風などの樣に聞えければ、平家の兵共、「あはや源氏の大勢の向うたるは。昨日齋藤別當が申しつる樣に、甲斐信濃の源氏等、富士の裾より、搦手へも廻り候ふらん。敵何十萬騎か有るらん。取籠められては叶ふまじ。爰をば落ちて、尾張河・洲俣を防げや」とて、取る物も取敢へず、我先に／＼とぞ落ち行きける。餘りに周章噪いで、弓取る者は矢を知らず、箭取る者は弓を知らず、我が馬には人乘り、人の馬には我乘り、繫いだる馬に騎つて馳すれば、

株を續る事限りなし。其の邊近き宿々より、遊君遊女共召しあつめ、遊び酒もりけるが、或は頭蹴破られ、或は腰蹈折られて、喚き叫ぶ事夥し。同じき二十四日の卯の刻に、源氏廿萬騎、富士川に押寄せて、天も響き大地も搖ぐ許りに、鬨をぞ三箇度作りける。平家の方には、靜まり返つて音もせず。人を入れて見せければ、「皆落ちて候」と申す。或は敵の忘れたる鎧取つて參る者もあり、或は平家の捨て置いたる大幕取つて歸る者も有り。「凡そ平家の陣には、蠅だにも翔り候はず」と申す。兵衛の佐、急ぎ馬より降り、甲を脱ぎ、手水嗽をして、王城の方を伏し拜み、「是は全く頼朝が私の高名には非ず、偏に八幡大菩薩の御計ひ也」とぞ宣ひける。軈て打取る所なればとて、駿河の國をば一條の次郎忠頼、遠江の國をば安田の三郎義定に預けらる。猶も續いて攻むべかりしか共、後も流石覺束なしとて、駿河の國より鎌倉へぞ歸られける。海道宿々の遊君遊女ども、「あな忌々しの打手の大將軍や。軍には見逃をだにあさましき事にするに、平家の人々は、聞逃し給へり」とぞ笑ひける。さる程に落書共多かりけり。都の大將軍をば宗盛と云ひ、討手の大將をば權の亮と云ふ間、平家をひら屋に詠みなして、

　ひらやなるむねもり如何に噪ぐらん、柱と憑むすけを落して。

富士河の瀬々の岩こす水よりも、早くも落つるいせ平氏かな。

又上總の守忠淸が、富士河に鎧捨てたりけるをも詠めり。

富士河に鎧は捨てつ墨染の、衣たゞきよ後の世のため。

たゞきよはにげの馬にぞ乘りてげる、上總鞦(しりがい)かけてかひなし。

【營の火】炊事など生活の營みをする火。【遠火】遠くに見える火。陣屋の火と見違へて想像すること。【實にも】成る程。佐竹の雜色の語を承けて云。【其の夜の夜半計り】東鑑(治承四、十、二十、)云、及二半更一、武田太郎信義廻二兵略一、潜襲二件陣後面一之處、所レ集二于富士沼一之水鳥等群立、其羽音偏成二軍勢之粧一、依レ之平氏等驚騒、爰次將上總介忠淸等相談云、東國士卒悉屬二前武衞一(賴朝)、吾等憖出二洛陽一、於二中途一已難レ遁レ圍、速令二歸洛一可レ構二謀於外一云云、羽林已下任二其詞一、不レ待二天曙一俄以歸洛畢。【富士の沼】浮島沼とも云。足高山の南麓、駿河國駿東郡浮島村にある。【何にかは】かはは、かと同じ。反語ではない。【あはや】驚いた時に發する感動詞。【取り籠められては】圍まれては。【落ちて】逃げて。【尾張川】木曾川の古名。【洲俣】墨俣とも書く。木曾川の濃尾の界を流れる時の沿岸の地で、東海東山兩道の要路に當る。【取る物も取りあへず】非常にあわてた樣。【株】馬を繫いであつた株。【遊君】遊女。【鬨】戰の初に合圖に擧げる聲。大將が大聲でえいえいと掛聲をかけると、一同があうと應じたもので、三度聲を擧げるのが普通であつたと云。【大幕】陣屋の外側に張つてあつたものか。【翔り】飛ぶこと。【王城の方】京の方角。【高名】武功。【八幡大菩薩の御計】源氏の氏神である故に云。【聽て打取る所】すぐに討つて領地とする處の意。【預けらる】守護とすること。【後も流石覺束なし】常陸

の佐竹太郎義政同冠者秀義等が、まだ頼朝に從はないことを云。【忌々しの】卑怯な。【討手】討伐軍。【見迯】敵の多勢なのを見ただけで、恐れて逃げること。【あさましき事】あきれた事。【聞迯】敵の來る音を聞いただけで、恐れて逃げたこと。【都の大將軍】京に在て軍事を總轄するより云。【ひらやなる云々】維盛の敗北に、宗盛の驚き騷ぐを諷した歌。『ひらや』平家と平屋とをかける。『むねもり』宗盛と棟の雨漏とをかける。『すけ』支柱と權の亮とをかける。【富士河の瀨々の云々】急流で名高い富士川の水が、瀨々の岩を越えて飛ぶ樣に流れる、それよりも平家の逃げ方が早いと、平家の逃足の早かつたことを嘲けつた歌。【富士川に云々】侍大將が鎧を捨てゝ逃げる位なら、後世菩提を祈る爲に衣を着るがよいの意。『墨染の衣』僧衣。『たゞきよ』唯着よと忠淸とかける。『後の世の爲』後世菩提の爲。【たゞきよは云々】『にげの馬』逃ける意と、二毛（白黑二毛で鼠色）とにかける。『上總鞦』上總産出の美はしい鞦と上總守とをかける。逃げるなら鞦は入らないの意。この落書につき、長門本には、當時奈良法師こそ平家をば怨を結びたりしかば、其所行にやありけむとある。又忠淸につき、玉葉（治承四、十一、五、）に、依レ不レ可レ及ニ敵對一、竊ニテ以引退ス、是則忠淸之謀略也とある。

五節の沙汰

同じき十一月八日の日、大將軍權の亮少將維盛、福原へ歸り上り給ふ。入道相國大きに怒りて、「維盛をば鬼界が島へ流すべし、忠淸をば死罪に行ふ可し」とぞ宣ひける。

是に依て同じき九日の日、平家の侍、老少數百人參會して、忠清が死罪の事、いかゞ有るべからんと評定す。主馬の判官盛國進み出でて、「此の忠清を日來不覺人とは存候はず。あれが十八の歳と覺え候。鳥羽殿の寶藏に、五畿內一の惡盜二人逃げ籠りたりしを、寄せて搦めうと申す者、一人も候はざりしに、此の忠清只一人、白晝に築地を越え、はね入つて、一人をば討取り、一人をば搦め取つて、名を後代に揚げたりし者ぞかし。今度の不覺は、只事共覺え候はず。是に付けても、能く〳〵兵亂の御愼み候ふべし」とぞ申しける。同じき十日の日、除目行はれて、權の亮少將維盛、右近衞の中將に上り給ふ。「今度坂東へ討手に向はれたりとは申せ共、させるし出だしたる事も候はず。是はされば何の勸賞ぞや」とぞ、人々呟き合はれける。昔平將軍貞盛・俵藤太秀鄕、將門を追討の爲に、東へ下向したりしか共、朝敵容易う亡び難かりしかば、重ねて討手を下さるべしと、公卿僉議有つて、宇治の民部卿忠文、清原の重藤、軍監といふ司を賜りて下る程に、駿河の國清見が關に宿したりける夜、彼の重藤、漫々たる海上を遠見して、「漁舟の火の影は寒うして浪を燒き、驛路の鈴の聲は夜山を過ぐ」と云ふ唐歌を高らかに口遊み給へば、忠文優に覺えて、感涙をぞ流されける。去程に將門をば、貞盛秀鄕が終に討ち取つて、其頭を持たせて上る程に、駿河の國清見が關にて行き逢う

たり。其れより前後の大將軍打ち連れて上洛す。貞盛秀郷に勸賞行はれけり。時に忠文重藤にも勸賞有る可きかと、公卿僉議有りしかば、九條の右丞相師輔公、「今度坂東へ討手向うたりと云へ共、朝敵容易う亡び難かりし處に、此の人々勅定を承りて、關の東へ赴きし時、朝敵既に亡びたり。されば忠文重藤にも、などか勸賞無かるべき」と申させ給へ共、其の時の執柄小野の宮殿、「疑はしきをば成す事なかれと禮記の文に候へば」とて、終になさせ給はず。忠文是を口惜しき事に思うて、「小野の宮殿の御末をば、奴に見なさん、九條殿の御末は、何の世迄も守護神と成らん」と誓ひつゝ、終に干死にこそは死ににけれ。去れば九條殿の御末は、目出度う榮えさせ給へ共、小野の宮殿の御末には、然る可き人もましまさず、今は絶え果て給ひけるにこそ。同じき十一日、入道相國の四男、頭の中將重衡、左近衞の權中將に上り給ふ。

【福原へ歸り】玉葉治承四、十一、五、云、傳聞、追討使等、今日及ビ二晩景ニ一入ルレ京ニ、知度先入、僅ニ廿餘騎、維盛追入、又不レ過ニ二十騎ニ一云々。**【不覺人】**卑怯者。**【寶藏】**寶物藏。**【今度の不覺】**今度の失策。富士川より戰を交へず逃げ歸つたことを云。**【兵亂の御愼み】**兵亂鎭定の爲の祈禱。『愼み』齋戒の義。神佛に祈請すること。**【除目】**玉葉公卿補任には、維盛中將昇任は治承五年六月十日のこととしてある。**【させるし出したる事も候はず】**これと目立つた事もしないのに。**【宇治の民部卿忠文】**藤原枝良三男。山城國宇治郡富家に別業を有したので宇治と云。天

慶三年正月十九日參議、右衞門督を兼ね、征夷大將軍に任ぜられた。こゝに忠文の將軍となつたことのないのは、脱したものか。その民部卿となつたのは同四年十二月十八日で、こゝは追記。**【淸原の重藤】**十訓抄藤原滋藤に作る。考證云、若くは忠文の子備後守滋望を誤れる歟。**【軍監】**將軍の下に在つて軍事に參する職。軍防令云、凡將帥出レ征、兵滿二一萬人一以上、將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、錄事四人、五千人以上、減二副將軍軍監各一人錄事二人一。**【漁舟の火の影云々】**漁舟で魚を捕る爲に燃やす篝火が、水にうつゝて浪を燒くやうだの意。**【驛路の鈴の聲は夜山を過ぐ】**驛路を行く馬につけた鈴の音が、鳴りながら夜山を越えて行くの意。**【唐歌】**詩。和漢朗詠集に、唐杜荀鶴、秋夜宿二臨江驛一、漁舟火影寒燒レ浪、驛路鈴聲夜過レ山とあり、全唐詩には寒燒レ浪を寒歸レ浦に作る。**【前後の大將軍】**前は貞盛、後は忠文。**【貞盛秀鄕に勸賞】**貞盛は從五位右馬助、秀鄕は從四位下下野武藏兩國守兼任、別に功田を賜り永く子孫に傳へしめられた。**【九條の右丞相師輔】**當時權中納言。追記。**【執柄小野の宮殿】**師輔の兄實賴。當時大納言、是も追記。**【疑はしきをば成す事なかれ】**禮記曲禮云、疑事勿レ質。**【禮記】**五經の一。支那上代の古禮を記した者で、孔子の門人及後儒の追加編纂した書。**【御末】**子孫。**【奴】**奴僕。**【干死】**絶食して死ぬこと。忠文將門亂後數年を經、天曆元年六月二十六日七十五歲で死去の事を思へば、此事の眞否が疑はれる。**【九條殿の御末】**伊尹兼通兼家道隆道兼道長賴通敎通等、攝政關白となつて榮えた。**【小野宮殿の御末】**次男賴忠の關白太政大臣、孫實資の右大臣となつた外には、納言參議位で終り、大に顯はれる者がなかつた。**【頭中將重衡】**『頭中將』は藏人頭を近衞中將で兼ねるを云。重衡治承三年正月十九日左近衞權中將、同十二月十四日辭任、同四年正月廿八日藏人頭、同五年

五月廿六日左近衞中將還任。本文蓋し誤。

同じき十三日福原には、内裏造り出されて、主上御遷幸有りけり。大嘗會行はるべかりしか共、大嘗會は十月の末、東河に行幸して、御禊有り。大内の北の野に齋場所を作りて、神服神具を調ふ。大極殿の前、龍尾堂の壇下に、廻立殿を建てて、御湯をめす。同じき壇の竝に、大嘗宮を作つて、神膳を備ふ。宸宴有り、御遊有り、大極殿にて大禮有り、清暑堂にて御神樂有り、豐樂院にて宴會あり。然るを此の福原の新都には、大極殿も無ければ、大禮行はる可きやうもなく、清暑堂も無ければ、御神樂奏す可き所もなし。豐樂院も無ければ、宴會も行はれず。今年は唯新嘗會五節計りで有る可きよし、公卿僉議有りて、猶新嘗の祭をば、舊都の神祇官にてぞ遂げられける。五節は是淨見原の當時、吉野の宮にして、月白く冴え嵐烈しかりし夜、御心を澄して、琴を彈給ひしかば、神女天降りて、五度袖を飜す。是ぞ五節の始めなる。

【主上御遷幸】百錬抄に十一日とある。**【東河】**賀茂河のこと。内裏の東に當るより云。**【大内の北の野】**今北野の地。**【齋場所】**大嘗祭に要する供御・神服・神具等を造る爲に潔齋してある場所。延喜式云、凡在京齋場者、預分設二兩處一、悠紀在レ左、主基在レ右、二兩國所レ進拔穗稻、到レ京卽先鎭二祭其地一。**【神服】**神に奉る服。參河國より奉るを和妙の神服、阿波國より奉るを麁妙の御衣と云。こゝは參河國のことを指したもので、延喜式に

は、神服の使參河國に赴いて、織女・工手等を定め、京の齋場に連れ歸り、先づ織屋を祭り、然る後に始めて織らしめられる。其の神服殿は悠紀主基兩國各一宇と見えてゐる。**【神具】**由加物と稱し、大嘗祭の神前に供へる雜器。甕、比良加、盤、坏、絁、倭等の類。延喜式に據れば、宮内省の官吏等其國に到り監督して作らしめ、後京の齋場に送つたものである。**【龍尾堂】**龍尾壇の訛。壇は大極殿の前庭で、殿の南十七丈の處で壇になつて居る。壇の南端中央二十間許り朱欄があり、其左右にある階段を東西龍尾道と云。江家次第頭書云、唐含元殿、有二龍尾道一、結曲七轉、宛如二龍尾一、是唐含元殿之制、而國朝朝堂院龍尾道假二其名一耳、其制即不レ同。**【廻立殿】**主上が大嘗宮に渡御ある前に、御湯を召し御祭服に御召替になる處。尚主上が悠紀殿の御神事御結了後、再び此殿に御歸りになり、更に御湯沐の上、主基殿の方へ廻はられるより云。延喜式云、凡木工寮、大嘗院以北造二廻立宮正殿一宇一、（長四丈廣一丈六尺、棟當二東西一、其西三間、以レ席蔀レ之、東南開レ戸）構以二黒木一、以レ苫葺レ之、席爲二承塵一。**【大嘗宮】**大嘗祭を行はせられる神殿。東西廿一丈四尺、南北十五丈、二院に分れ、東を悠紀殿といひ天神を祭り給ふ處、西を主基殿といひ地祇を祭り給ふ處とする。延喜式に悠紀殿所レ造正殿一宇、（長四丈廣一丈六尺、棟當二南北一、以二北三間一爲レ室、以二南二間一爲レ堂、南開二一戸一、蔀席爲レ扉、甍置二堅魚木八枝一、着二高搏風一）構以二黒木一、葺以二青草一、以二檜竿一爲二天井一、席以二承塵一、壁蔀以レ草、表裏以レ席とあり、主基殿も之に准じ、共に建築の大樣神代の面影の偲ばれるものである。祭に先づ七日起工し、五日内に造り畢り、事畢れは十一月辰日に壞たれた。もと大極殿南庭に建てられたが、高倉天皇治承元年大極殿燒失後は、紫宸殿南庭太政官廳内等に建てられた。**【神膳を供ふ】**卯日悠紀主基兩殿で、天皇親し

く御即位後始めての新穀を以て、天照大神及天神地祇を祭らせ給ふ御事。事の詳細は江家次第、大嘗會儀式具釋等に見える。【宸宴】長門本に清暑堂にして神宴あり、御遊ありとして、下文の『清暑堂にて御神樂有り』の句のないのがよい。清暑堂は豐樂院の中にある堂で、已の日の節會の後こゝで御神樂を行はせられる。その御神樂の事を神宴と云。三代實錄（貞觀元、元慶八等）に琴歌神宴、終夜歡樂とある。中務內侍日記（弘安十、十一、廿三）云、清暑堂の御神樂は御代の始の御祈なれば、殊に君も臣も御神樂にてもてはやしたまふことなれば、所作の人兼てより其人々と定められて皆參りぬ。御神樂の裝束はてゝ出御ありて始まりぬ。物の音すみのぼりて、玄上の御撥音ことに響きのぼりて、和琴の調べも、本末の拍子に合せてかきならす。面白くやさしきに、古めかしなど申すもおろかなり。【御遊】催馬樂を歌ふこと。代始和抄云、神樂の後御遊あり、神樂の曲には云々、御遊には安名尊、伊勢海など常の如し。【豐樂院にて宴會】午日豐樂院の正殿豐樂殿に、悠紀主基兩國司及び群臣を會し宴を賜ふ事。『豐樂院』大極殿西方の一郭。【新嘗會】每年十一月卯の日、其年の新穀を以て神を祭らせ給ひ、天皇も親しく聞し召す御儀。古くは大嘗新嘗の別はなかつたが、天武天皇の世、每年行はせられるのを新嘗會、一代一度行はせられるのを大嘗會と定められ、後大寶令の規定ともなつて、永く一定の稱呼となつた。本來神嘉殿で行はれたが、事情ある時は神祇官で行はれた。百錬抄（治承四、十一、十七）云、五節於二新都一被レ行レ之、但於二新嘗祭一者、於二古京神祇官一被レ行レ之。【淨見原の當時】天武天皇の御代のこと。年中行事秘抄に引く本朝月令に、五節舞姬者、淨御原天皇之所レ製也、相傳云、天皇御二吉野宮一日暮彈レ琴有レ興、試樂之間、前岫之下、雲氣忽起、疑如二高唐神女一、髣髴應レ曲而舞、獨入二天瞻一、他人無レ見、擧レ袖五變、故謂二之五節一云々、

其歌曰、乎度綿度茂、遠度綿左備須茂、可良多萬乎、多茂度邇麻岐底、乎度綿左備須茂とある。この説話は、
古事記にある、雄略天皇が吉野川の邊で御琴を彈き給うて童女に舞はせられた話に、基いたものと思はれる。

都還

今度の都遷をば、君も臣も斜ならず御歎き有りけり。山・奈良を始めて、諸寺諸社に至る迄、然る可からざる由訴へ申したりければ、さしも横紙を破られし太政の入道殿、「さらば都還有る可し」とて、同十二月二日の日、俄かに都還有りけり。新都は北は山々聳えて高く、南は海近くして下れり。波の音常に喧しく、鹽風烈しき所也。されば新院何となく、御惱のみ滋かりければ、是に依つて急ぎ福原を出でさせおはします。中宮・一院・上皇も御幸なる。攝政殿を始め奉りて、太政大臣以下の卿相雲客、我も我もと供奉せらる。平家には太政の入道を始め奉りて、一門の人々皆上られけり。さしも心憂かりつる新都に、誰か片時も殘るべき。我先に我先にとぞ上られける。去んぬる六月より、屋共少々壞ち下し、形の如く取り立てられたりしか共、今又物狂はしう、俄かに都還有りければ、何の沙汰にも及ばず、皆打ち捨て打ち捨て上られけり。兩院は六波羅・池殿へ御幸なる。行幸は五條内裏とぞ聞えし。各々の宿所も無ければ、八

幡・賀茂・嵯峨・太秦・西山・東山の片邊に著いて、或は御堂の廻廊、或は社の寶殿などに、然る可き人も立ち宿つてましましける。抑々今度の都遷の本意を如何にと云ふに、舊都は山・奈良近くして、聊かの事にも、日吉の神輿、春日の神木など云つて猥りがはし。新都は山隔たり江重つて、程も流石遠ければ、左樣の事も容易かるまじとて、入道相國計らひ申されけるとかや。同二十三日、近江源氏の背きしを攻めんとて、大將軍には左兵衛の督知盛・薩摩の守忠度、都合其の勢三萬餘騎、近江の國へ發向す。山本・柏木・錦織など云ふ溢れ源氏共攻め落し、其れより軈て美濃・尾張へぞ越えられける。

【君も臣も斜ならず御歎き有】玉葉（治承四、六、二）云、凡異議紛紜、巷説縱横、緇素貴賤、以ニ仰天一爲レ事、只天魔滅ニ朝家一、可レ悲可レ悲。又（六、十五）云、但愚心案スルニ之、不レ如レ無ニ遷都一、女房等語云、遷都萬人莫レ不ニ歎息一、或有ニ流レ涙之族一云々、上皇不レ被レ仰ニ是非一云々。**【山】**叡山延暦寺。玉葉（治承四、廿、廿）云、傳聞、延暦寺衆徒、熾盛蜂起、以ニ奏狀一付ニ職事ニ了、是可レ止ニ遷都一之由也。若無ニ裁許一者、可レ押ニ領山城近江兩國一之由、成ニ支度一之由云々。**【十二月二日の日俄に都還】**玉葉（治承四、十一、十九）に、傳聞、還都、來廿六日御出門、來月二日可レ有ニ御入洛一之由被レ仰とあるが、後變更せられ、十一月廿三日福原御出門、二十四日寺江、二十五日木津殿、二十六日御入洛になつた。**【新都は云々】**方丈記云、攝津國今の京（略）北は山にそひて高く、南は海に近くて下れり、波の音常にかまびすしくて、鹽風殊に烈しく。**【屋】**家屋。**【形の如く取り立て】**前と同じ樣に、家を組み立てたこと。**【物狂**

はしう】急に騷ぎ立てることを指して云。【何の沙汰にも及ばず】別に異論もなくの意。【兩院は六波羅・池殿】法皇は六波羅泉殿、新院は池殿。【各】諸臣。【太秦】京の西郊、葛野郡太秦村。もと秦氏の居住地の故に太秦と云。聖德太子開基といふ廣隆寺のある地。【然る可き人】身分の高い人。【春日の神木】春日神社の神體と稱し、奈良興福寺の僧徒が朝廷に嗷訴する時に捧げて來る神木。其入洛中は朝廷の節會公事は停められ、歸座ある時は奉幣使を派遣せられる例になつてゐた。神木は古來榊と稱せられたが、實はナギの木と云。百錬抄久安六、八、五、云、興福寺衆徒蜂起數千人、春日神民二百餘人、捧二椊神木一入洛、(件神木付二鏡數枚一、稱二春日大明神御正體一、是先例也) 吹二法螺一、其聲充二滿洛中一。【猥りがはし】煩はしいこと。【江重りて】河川多く來惡いこと。【程】道の程。【左樣の事】神輿神木を振つて嗷訴する事。【二十三日】玉葉山槐記等十二月二日の事とする。【溢れ源氏】『溢れ』手にあまるあばれ者の意。

奈良炎上

都には又南都・三井寺同心して、或は宮請取り參らせ、或は御迎に參る條、是以て朝敵なり。然らば奈良をも攻めらる可しと聞えしかば、大衆大に蜂起す。關白殿より、「存の旨有らば、幾度も奏聞にこそ及ばめ」とて、有官の別當忠成を下されたりけるを、大衆起つて、「乘物より取つて引落せ、髻切れ」と鬨く間、忠成色を失ひて逃げ上

る。次に右衛門督親雅を下されたりけれ共、是をも髻切れと聞きければ、取る物も取敢へず、急ぎ都へ上られけり。其の時は勸學院の雜色二人が髻切られてけり。南都には又大なる毬杖の玉を作りて、是こそ入道大相國の頭と名付けて、「打て、蹈め」などぞ申しける。詞の漏し易きは、殃を招く媒也。詞の愼まざるは、破を取る道なりと云へり。掛まくも忝く、此の入道相國は、當今の外祖にておはします。其れを加樣に申しける南都の大衆、凡は天魔の所爲とぞ見えし。入道相國、且々先づ南都の狼藉を靜めんとて、瀨尾太郎兼康を大和國の檢非所に補せらる。兼康五百餘騎で馳せ向ふ。「相構へて、衆徒は狼藉を致す共、汝等は致す可からず、物具なせそ、弓箭な帶せそ」とて、遣されたりけるを、南都の大衆、かゝる內議をば知らずして、兼康が餘勢六十餘人搦め取つて、一々に頸を斬つて、猿澤池の端にぞ懸け雙べたりける。入道相國大に怒りて、「さらば南都をも攻めよや」とて、大將軍には、頭中將重衡、中宮亮通盛、都合其の勢四萬餘騎、南都へ發向す。南都にも老少嫌らはず七千餘人、甲の緒をしめ、奈良坂、般若寺二箇所の路を掘り切つて、掻楯かき、逆木引いて待ちかけたり。

【存の旨云々】意見があるなら、何度でも得心の行くまで奏上するがよい、兵を起すことだけは止めよの意。

【有官の別當】勸學院の長官を、藤原氏出身の辨官が兼ねるのを云。辨官以外の官人が兼ねるを無官別當と云。

【起つて】群り集ること。【鬨く】押し合ひ騒ぐこと。【右衞門督親雅】右衞門督は右衞門權佐の訛。參議親隆三男、安元三年正月廿八日右衞門權佐。【勸學院】三條北、壬生西、大學寮の南に當るより南曹とも云。弘仁十二年十二月藤原冬嗣が一族の子弟教養の爲に設けた私立の學問所。藤原氏の氏長者之を管領し、同氏出身の辨官、別當として一切の事務に當つた。【毬杖】打毬樂の玉を打つを眞似て起つた一種の遊戲。騎馬又は徒歩で、長二尺八寸の杖を持ち、徑三寸六七分の毬を打つて勝負を爭ふこと。【詞の漏し易きは云々】言語を愼まないと意外の結果を生ずるの意。長門本にはことの愼まざる云々とある。臣軌愼密章云、言易ㇾ洩者召ㇾ禍之媒也、事不ㇾ愼者取ㇾ敗之道也。【當今】今上天皇。【且々】先づ第一に。【相構へて】決して。以下清盛兼康に命する語。【物具なせそ】武裝するな。【內議】內々の相談。【猿澤の池】興福寺の南、崖下に在る池。【南都に發向】十二月廿五日重衡出發、宇治に一泊、廿七日奈良に向ふ。【奈良坂】大和國添上郡木津町市坂より十八町に在る坂。高座坂拷問坂等の名がある。南般若坂を經て今の奈良市に通ずる。【般若寺】奈良坂の南。

平家四萬餘騎を二手に分つて、奈良坂、般若寺二箇所の城郭に押し寄せて、鬨を咄とぞ作りける。大衆は步立打物なり。官軍は馬にて懸け廻し懸け廻し攻めければ、大衆數を盡して討たれにけり。卯の剋より矢合して、一日戰ひ暮し、夜に入りければ、奈良坂、般若寺二箇所の城郭共に破れぬ。落ち行く衆徒の中に、坂四郎永覺と云ふ惡僧あり。是は力の强さ、弓箭打物取つては、七大寺十五大寺にも勝れたり。萌黃威の鎧

に、黑絲威の腹卷二領重ねてぞ著たりける。帽子甲に五枚甲の緒をしめ、茅の葉の如くに反つたる白柄の大長刀、黑漆の大太刀、左右の手に持つまゝに、同宿十餘人、前後左右にたて、手蓋の門より打つて出でたり。是ぞ暫く支へたる。多くの官兵等、馬の足薙がれて多く亡びにけり。され共官軍は大勢にて、入れ替へ入れ替へ攻めければ、永覺が防ぐ所の同宿皆討れにけり。永覺心は猛う思へ共、後あばらに成りしかば、力及ばず、唯一人南を指してぞ落行きける。夜軍に成つて、大將軍頭の中將重衡、般若寺の門の前に打立つて、「暗さは暗し、火を出せ」と宣へば、播磨の國の住人、福井の庄の下司、次郎大夫友方と云ふ者、楯を破り續松にして、在家に火をぞ懸けたりける。比は十二月二十八日の夜の戌の刻計りの事なれば、折節風は烈しゝ、炎本は一つなりけれ共、吹き迷ふ風に、多くの伽藍に吹きかけたり。凡そ恥をも思ひ、名をも惜む程の者は、奈良坂にて討死し、般若寺にして討たれにけり。行歩に叶へる者は、吉野十津川の方へぞ落ち行きける。歩みも得ぬ老僧や、尋常なる修學者、兒ども、女童部は、若しや助かると、大佛殿の二階の上、山階寺の內へ、我先にとぞ逃入りける。大佛殿の二階の上には、千餘人上り揚り、敵の續くを登せじとて、階を引きてげり。猛火は正う押懸たり。喚き叫ぶ聲、焦熱、大焦熱、無間、阿鼻、焔の底の罪人も、是には過

ぎじとぞ見えし。

【**歩立打物**】徒歩で太刀を持つてゐること。【**十五大寺**】延喜式云、東大寺・興福寺・元興寺・大安寺・藥師寺・西大寺・法隆寺・新藥師寺・本元興寺・招提寺・西寺・四天王寺・崇福寺・弘福寺・東寺。【**鎧に腹巻二領重ねて**】腹巻はもと袖なく、鎧の下に着たものである故に云。後腹巻のみ上に着ることゝなつて袖等を生じたのである。【**帽子甲**】平義器談に「詳ならず、飛騨守惟久が後三年合戰繪、土佐光信が一谷合戰繪などに、甲の體丸く打延たるやうに見えて星も筋もなきに、鐵にてしころを作りたる冑を着たる體見えたり。其しころ和らかにて帽子の如くなれば、此物必ず帽子甲といひしにや」とある。五枚甲は其上に重ねて着たのであらう。【**茅の葉の如くに**】ちがやの葉の樣に細長く反つてゐること。【**同宿**】同じ宿房に起臥する人。【**手蓋門**】轆轤門の訛。東大寺大佛殿の西北にある門の名。佐保路門とも云。坊目考に引く尋尊七大寺巡禮記に、天平之制、瑪瑙轆轤在二東大寺食堂厨屋一、是高麗國所レ貢也、謂二其西門一曰二轆轤一とある。又建久六年大佛供養の際、惡七兵衛景清、此門に隱れ賴朝を狙ひ擊たんとして、却て捕はれたと傳へ、一に景清門の稱がある。【**薙がれて**】横に斬り拂はれること。【**後あばらに**】後がすいて、續いて來る者のないこと。【**暗さは暗し**】非常に暗い意。【**火を出せ**】火をかけよの意、一本火を出せとのたまふ程こそありけれとある。【**福井の庄**】播磨國揖保郡旭陽村大字福井。【**下司**】莊司。莊園の庶務を總理する預所を上司といふに對する語か。【**行歩に叶へる者**】歩行に堪へる者。足の達者な者。【**尋常なる修學者**】一人前にならない少年の佛道修行者。【**兒**】寺に召し使はれる少

年。【大佛殿】東大寺本尊の大佛を安置するより云。往時の建築は、現在のものより遙に大きく、二重十一間、高十五丈六尺、東西長二十九丈、廣十七丈と云。【山階寺】興福寺の舊稱。此寺もと齊明天皇三年山城國宇治郡山階鄕に建立され山階寺と稱し、後元明天皇和銅三年奈良遷都の際、奈良に移り興福寺と改稱したもので、往々舊稱を以て呼ばれることもあつた。【階を引】階段を取り除けたこと。【正しう】案の如くといつた意。【焦熱・大焦熱・無間・阿鼻】八熱地獄中の名。八熱地獄とは、等活・黑繩・衆合・叫喚・大叫喚・焦熱・大焦熱・無間を云。『阿鼻』梵語、譯無間。『無間阿鼻』梵漢の重語。

興福寺は淡海公の御願、藤氏累代の寺なり。東金堂におはします佛法最初の釋迦の像、西金堂におはします自然湧出の觀世音、瑠璃を雙べし四面の廊、朱丹を交へし二階の樓、九輪空に輝きし二基の塔、忽に煙となるこそ悲しけれ。東大寺は常在不滅、實報寂光の、生身の御佛と思し召し准へて、聖武皇帝、手づから自ら瑩き立て給ひし金銅十六丈の盧遮那佛、烏瑟高く顯れて、半天の雲にかくれ、白毫新に拜まれさせ給へる滿月の尊容も、御頭は燒け落ちて大地に有り、御身は鎔き會ひて山の如し。八萬四千の相好は、秋の月早く五重の雲に隱れ、四十一地の瓔珞は、夜の星空しう十惡の風に漾ひ、煙は中天に滿ち〳〵て、炎は虛空に隙もなし。親り見奉る者は、更に眼を當ず、幽かに傳へ聞く人は、肝魂を失へり。法相三論の法門聖教、總て一卷も殘ら

ず。我が朝は申すに及ばず、天竺震旦にも、是程の法滅有る可しとも覺えず。優塡大王の紫磨金を瑩き、毘須羯磨が赤栴檀を刻みしも、纔に等身の御佛なり。況や是は南閻浮提の中には、唯一無雙の御佛、長く朽損の期あるべし共思はざりしに、今毒燄の塵に交つて、久しく悲みを殘し給へり。梵釋四王、龍神八部、冥官冥衆も、驚き噪ぎ給ふらんとぞ見えし。法相擁護の春日大明神、如何なる事をか思しけん。されば春日野の露も色變り、三笠山の嵐の音も恨むる樣にぞ聞えける。燄の中にて燒け死ぬる人・數を數へたれば、大佛殿の二階の上には一千七百餘人、山階寺には八百餘人、或御堂には五百餘人、或御堂には三百餘人、具に記いたりければ、三千五百餘人なり。戰場にして討たるゝ大衆千餘人、少々は般若寺の門に切りかけさせ、少々は頸共持ちて都へ上られけり。

【淡海公】藤原不比等の諡號。【藤氏累代の寺】藤原氏代々、氏寺として尊崇するを云。【佛法最初の釋迦の像】水鏡(敏達天皇八年)云、新羅國より釋迦像をわたし來りしかば、御門喜給て供養し奉給き。今山科寺の東金堂の後戸に御座す佛是なりとぞ、申傳へたる。【自然湧出の觀世音】自然に地中より出現した觀音といふ義。西金堂安置の十一面觀音像を云。壽廣已講といふ僧、夜間奈良附近通行中、突然田の中より己の名を呼ぶので驚いて見たところが、十一面觀音が、地中から頸だけ出してゐたので、之を掘出し、背負つてこゝに運び、安置

したと、源平盛衰記諸寺緣起集等に見える。【瑠璃を雙べし四面の廊】『瑠璃』七寶の一、美しい寶石。こゝは唯美麗に裝飾してある意。七大寺巡禮記云、四面廻廊、件廻廊者、金堂・北圓堂・東金堂、此三堂ニ各在レ之。【朱丹を交へし二階の樓】朱色のところと赤色のところとある二階の堂の義。たゞ美しく赤色に塗つて、二階になつてゐる御堂のこと。七大寺巡禮記云、二階堂、件堂者號ニ喜多院之二階堂一、本尊阿彌陀三尊、修正行レ之、爲ニ二階堂宇一故號ニ二階堂一。【九輪】正しくは露盤と云。塔の頂上にある裝飾で、九重の金輪を云。【二基の塔】一基は五重の塔で東金堂の塔と云。天平二年四月光明皇后御建立。一基は三重の塔で、南圓堂西南方に在る。康治二年十二月待賢門院御建立。『基』塔を數へるにいふ語。【常在不滅】不生不滅の意。【實報寂光の生身の御佛】實報寂光兩土に通ずる佛が、一時化現し肉身となつて現はれた御佛といふ義。『實報寂光』天臺宗で立てる四佛土中の實報無障礙土、常寂光土。實報土は他受用報身の土、寂光土は自受用報身の土と云。盧遮那佛は他受用自受用兩土に通ずる報身の意で、こゝに重ね云。【聖武皇帝手づから自ら瑩き】朝野群載東大寺大佛殿前板文の中に、天皇專以ニ御袖一入レ土持運、加ニ於御座一とあるなどを指して云か。【金銅十六丈の盧遮那佛】俗にいふ奈良の大佛。東大寺續要錄元亨釋書等十六丈とある。義不明。扶桑略記には、結跏趺坐、高五丈三尺五寸とある。『盧遮那』梵語、毘盧遮那の略。光明遍照の義、大日如來と譯す。台密では大日如來と釋迦如來とを同一佛とし、法身を大日如來、應身を釋迦如來とする。【烏瑟】梵語、烏瑟膩沙の略。佛頂と譯す。如來三十二相の一、頂上の肉が隆起し髻の形をなすを云。往生要集云、烏瑟高顯、晴天翠濃、白毫右旋、秋月光滿。【半天の雲に隱れ】高くて見えない形容。【白毫】如來三十二相の一。佛の眉間に在て、白色淸淨柔軟、

右に旋轉し、常に光を放つて居るもの。【新に】あらたかと同意、莊嚴に拜まれること。【滿月の尊容】佛體の尊いことを云。滿月尊は佛の德號をいふ語。【鎔き會ひて】とろけ崩れたこと。【八萬四千の相好は秋の月】佛身が美妙な相を備へることを、秋の月に譬へ云。好は相より細いことに云。觀無量壽經云、無量壽佛有二八萬四千相一、一一相各有二八萬四千隨形好一。又本朝文粹云、菅相公、八萬四千之相、秋月滿而高懸。【五重】次の十惡に對する語、五逆重罪の義。こゝは月が雲に隱れるのに准へ、佛の美妙の姿が此世から泯びた意に云。【四十一地の瓔珞】『四十一地』四十一位。十住・十行・十廻向・十地及等覺の菩薩の位を云。『瓔』頭部の裝飾。『珞』身體の裝飾。共に佛身裝飾の具。其德を以て身を莊嚴するに譬へ、又星の輝くに譬へたのである。【十惡の風に漂ひ】夜の星が風に吹かれて明滅する樣に、佛身の裝飾具も燒け落ちて亡びたといふこと。【虛空に隙もなし】空中に一杯になること。【眼を當てず】恐しさに、正視することが出來ないこと。【法相三論の法門聖教】法相三論二宗の經典の義。法相宗は興福寺の一乘大乘南院に傳はり、三論宗は東大寺の東南院に傳はるより云。【法滅】佛法滅盡の義。佛教の災厄のこと。【優塡大王の紫磨金を瑩き云々】優塡大王の赤栴檀を刻み、毘須羯磨が紫磨金を瑩きの訛。『優塡』中天竺拘睒彌國王、『毘須羯磨』もと帝釋の臣で工巧を爲す天神。後天竺の工匠多く之を祭り佛工の意に用ひられる。釋迦が一夏九旬、忉利天に昇り母の爲に說法された時、優塡波斯匿の二王、佛を慕ふの餘り、優塡王は栴檀の香木を以て、波斯匿王は紫磨金を以て佛像を作つたが、其時毘首羯磨人に化し王の爲に佛像を造つたことが、增一阿含經止觀輔行等に見える。和漢朗詠集云、仁康上人奉レ造二丈六釋迦一願文、江匡衡、昔忉利天之安居九十日、刻二赤栴檀一而模二尊容一、今跋提河之滅度二

千年、瑩二紫磨金一而禮二兩足一。【赤栴檀】香木の名。赤は紫磨金の紫に對し冠したに過ぎない。【紫磨金】紫磨黄金とも云。精妙の黄金を云。『紫』紫色。『磨』垢濁のない意。【等身の御佛】五尺の佛像。優塡王波斯匿王の佛像共に五尺と經に見える。【南閻浮提】閻浮提のこと、須彌山の南に當るより云。此の世界のこと。【朽損の期】亡失の時。【毒焰の塵に交つて】兵火に燒けて土芥となること。【悲みを殘し】人に悲ませる種となること。【梵釋四王】梵天帝釋及び帝釋の外將持國增長廣目多聞の四天王。【龍神八部】龍神等八部の意。天衆・龍衆・夜叉・乾闥婆・阿修羅・迦樓羅・緊那羅・摩睺羅伽。【冥官冥衆】閻摩王廳の官人及其眷屬。【法相擁護の春日大明神】春日明神は藤原氏の氏神の故に、同じ藤原氏の氏寺興福寺の法相宗をも擁護するといふ意。【春日野】春日神社附近の野。【三笠山】笠を伏せたるが如き形なるより云。大和國添上郡春日鄕、卽ち奈良市の東に峙ち、春日山とも云。【門に切り懸け】首を切り門に懸けて晒すこと。

明くる二十九日、頭の中將重衡、南都亡して北京へ歸り入らる。凡そは入道相國計りこそ、憤晴れて喜ばれけれ、中宮・一院・上皇は、「縱ひ惡僧をこそ亡さめ、多くの伽藍を破滅す可きやは」とぞ御歎き有りける。日來は、「衆徒の頸大路を渡いて、獄門の木にかけらるべし」と、公卿僉議有りしか共、東大寺興福寺の亡びぬるあさましさに、何の沙汰にも及ばず。爰やかしこの溝や堀にぞ捨て置きてける。聖武皇帝の宸筆の御記文にも、「我が寺興福せば、天下も興福すべし、我が寺衰微せば、天下も衰微すべし」

とぞ遊ばされたる。されば天下の衰微せん事、疑なしとぞ見えたりける。あさましかりつる年も暮れて、治承も五年に成にけり。

【大路を渡いて】市街を引廻し、衆人の目に晒し耻辱を與へること。「渡いて」は渡しての音便。**【何の沙汰にも及ばず】**別段の指圖もないこと。**【聖武皇帝宸筆の御記文】**天皇が法名勝滿の御名を以て、天平勝寶元年、東大寺に封五千戸、田一萬町施入の銅板詔書のことを云。原物は今正倉院御物中に存じ、其文は東大寺要錄古京遺文等に見える。文に云、若我寺興復、天下興復、我寺衰弊、天下衰弊。**【あさましかりつる年】**高倉宮謀叛、福原遷都、興福東大兩寺燒滅、關東兵亂等の不祥事續出の故に云。

巻第六

新院崩御

治承五年正月一日の日、内裏には、東國の兵革・南都の火災に依つて、朝拜留められて、主上出御もなし。物の音も吹鳴さず、舞樂も奏せず、吉野の國栖も參らず、藤氏の公卿一人も參ぜられず。是は氏寺燒失に依つて也。二日の日殿上の宴醉もなく、男女打潛めて、禁中忌々しうぞ見えし。並びに佛法王法ともに盡きぬる事ぞあさましき。法皇仰なりけるは、「四代の帝王、思へば子也孫也。如何なれば萬機の政務を停められて、空しう年月を送るらん」とぞ御歎有りける。同じき五日の日、南都の僧綱等、闕官せられて、公請を停止し、所職を沒收せらる。されば形の樣にても、御齋會は有る可きものをと、僧名の沙汰有るに、南都の僧綱等は皆闕官せられぬ、北京の僧綱を以て行はる可きかと、公卿僉議ありしか共、さればとて今更南都をも捨て果させ給ふ可きならねば、三論宗の學匠、成法已講が忍びつゝ、勸修寺に隱れ居たりけるを召し出でゝ、御齋會形の如く遂げ行はる。衆徒は皆老いたるも若きも、或は射殺され、或は斬り

殺されて、煙の中を出でず、炎に咽んで亡びにしかば、纔に殘る輩は、山林に交つて、跡を留むる者一人もなし。中にも興福寺の別當花林院の僧正永圓は、佛像經卷の煙と立ち上らせ給ふを見進らせ、あなあさましとて、心打ち噪がれけるより病付きて、遂に失せ給ひぬ。此の永圓は、優に艶しき人にておはしけり。或る時郭公の鳴くを聞いて、

　聞く度に珍しければ郭公いつも初音の心地こそすれ。

といふ歌を詠でこそ、初音の僧正とは云はれ給ひけれ。

【朝拜】元旦、天皇大極殿に於て群臣百官の拜賀を受けさせ給ふ儀式。一條天皇正暦以降、大極殿燒失の爲め、小朝拜之に代つた。こゝは小朝拜とあるべきところ。小朝拜は正月元日皇太子以下公卿殿上人が清涼殿東庭に於て天皇を拜し歲首を賀し奉る儀式。百錬抄云、正月一日無二小朝拜一、所々拜禮一、節會無二出御一、止二舞樂國栖奏一、依二南都火事一也。**【物の音も吹鳴らさず】**元日節會に吉野の國栖が奏する歌笛もないとのこと。此次に『吉野の國栖も參らず』とあるべきを誤つたものか。**【舞樂も奏せず】**同じく元日節會に奏する、春庭樂・萬歲樂・地久樂等の舞樂もないとのこと。**【吉野の國栖も參らず】**應神天皇以來の故事で、元日節會に大和吉野郡國栖の人が、祝賀の爲朝廷に參て、歌笛を奏し御贄を獻する例になつてゐる。それも來ないのとのこと。**【氏寺】**同氏族の歸依淺からざる寺。こゝは藤原氏の氏寺興福寺。**【殿上の宴醉】**正月の二日又は三日に、清

涼殿殿上間で行はれる酒宴。『宴醉』淵醉の訛。深く醉ふ義。藏人頭以下殿上人臺盤に着いて、朗詠今樣などを歌ひ、勸盃亂舞して歡を盡す。この時主上半蔀より之を御覽になる例である。又此事は五節の時にも行はれる。**【打潛めて】**聲を潛めることで、うちしめつてゐる樣。**【佛法王法共に盡きぬる事】**政治も行はれず、佛寺も燒失したとのこと。**【四代の帝王】**二條高倉兩天皇は皇子、六條安德兩天皇は皇孫。**【南都の僧綱等闕官】**『僧綱』僧官の最高の者、僧正・僧都・律師。百鍊抄云、正月四日東大興福兩寺門徒僧綱已下、可下解二却見任一沒中收所領上之由宣下、同八日、八省御齋會以下、南京僧被レ止二公請一。**【形の樣にても】**形式だけでも。**【御齋會】**毎年正月八日より十四日に至る七日間、大極殿で鎭護國家の爲に金光明最勝王經を講說せしめられる法會。**【僧名の沙汰】**齋會の四日前に、講師讀師の名を錄し、治部省を經て太政官へ申出ること。**【成法已講】**長門本成賢已講とあるのがよい。成賢は參議藤原惟方の子。『已講』南京では御齋會、興福寺の維摩會、藥師寺の最勝會、北京では法勝寺の大乘會、圓宗寺の法花會最勝會等の講師を勤めたことのある者に對する稱號。**【衆徒】**奈良の衆徒。**【山林に交つて跡を留むる者一人もなし】**山中に逃げ込んで、人中に居る者は一人もないとのこと。**【花林院の僧正永圓】**『永圓』永緣の訛、式部丞藤原永相の子、權僧正、興福寺中の花林院に住し、保安二年六月廿七日興福寺別當、天治二年四月十五日寂、年七十八。本文と年代が合はない。**【心打噪がれけるより】**驚嘆の餘りといふ意。**【聞く度に云々】**金葉集、夏、ほとゝぎすを詠める、權僧正永緣として此歌を載せてある。餘り聲がよいので、聞く度に初めて聞く氣がするといふ意。

上皇は、去去年(をとゝし)法皇の鳥羽殿に押し籠められて渡らせ給ひし御事、去年(こぞ)高倉の宮の討

たれさせ給ひし御有樣、さしも容易からぬ天下の大事、都遷など申す事に、御惱付かせ給ひて、御煩しう聞えさせ給ひしが、今又東大寺興福寺の亡びぬる由聞し召して、御惱いとゞ重らせおはします。法皇斜ならず御歎有りし程に、同十四日六波羅池殿にて、新院遂に崩御成りぬ。御宇十二年、德政千萬端、詩書仁義の廢れぬる道を興し、理世安樂の絶えたる跡を繼ぎ給ふ。三明六通の羅漢も免かれ給はず、幻術變化の權者も遁れぬ道なれば、有爲無常の習とは云ひながら、理過ぎてぞ覺えける。軈て其の夜東山の麓、淸閑寺へ遷し奉り、夕の煙にたぐへつゝ、春の霞と上らせ給ひぬ。澄憲法印御葬送に參り會はんとて、急ぎ山より下られけるが、早道にて煙と立ち上らせ給ふを見進らせて、泣く〳〵かくぞ詠じ給ひける。

　常に見し君が御幸を今日問へば、歸らぬ旅と聞くぞ悲しき。

又或女房の、御門隱れさせ給ひぬと承つて、泣く〳〵思ひ續けゝり。

　雲の上に行末遠く見し月の、光消えぬと聞くぞかなしき。

御年二十一。內には十戒を保つて慈悲を先とし、外には五常を濫らせ給はず、禮義を正しうせさせおはします。末代の賢王にておはしければ、世の惜み奉る事、月日の光を失へるが如し。加様に人の願も叶はず、民の果報も拙き、只人間の境こそ悲しけれ。

【御煩しう聞えさせ給】御重態であるとのこと。「聞えさせ」あるの敬語。【德政千萬端】仁德の政治の數多きこと。【詩書仁義の廢れぬる道】詩經書經に見える道德仁義の道の行はれないこと。【理世安樂の絶えたる跡を繼ぎ】世を理め民を安樂にする政治を再興されたこと。【羅漢】梵語、阿羅漢の略。覺者の義。一切の煩惱を斷ち盡くした者。小乘敎の修行者が到達する最終の地位。【幻術變化の權者】佛菩薩の神變不思議の法術に依て、此世に權に現れた者の義。【有爲】造作あるものの義。爲は造作の義。因緣和合して作爲された諸事象、卽ち宇宙萬物。【理過ぎて】普通の道理以上に悲しいといふ意。【淸閑寺】京都東山淸水寺の東南、淸閑寺町字歌の中山に在る。高倉天皇御陵は同寺本堂の北に在て、淸閑寺法華堂陵と申上る。【夕の煙にたぐへつゝ云々】長門本に春の霞にたぐひ暮の烟と上らせ給ふとある。春霞の中にまぎれ、夕暮一片の烟となつて天に昇り給ふたと、御火葬の模樣を形容し、悲痛の意を籠めた句。【常に見し云々】御幸はいつも拜したのであるが、今日の御幸は再び御還りのない御幸と承るのは、悲しいことであるの意。此歌、千載集、哀傷歌に、「二條院かくれさせ給ひて御わざの夜よみ侍ける、法印澄憲」とあり、八坂本長門本等も亦二條天皇崩御の際の事としてある。【雲の上に云々】新續古今集、哀傷歌に、「高倉院かくれさせ給ひぬと聞て、年比みなれ奉りける事など、かずかず思ひ出て、建禮門院右京大夫」とある。末永く榮えましまさんことを御祈したのに、中空で御隱れになつて悲しいとの意。『雲の上』『月』『光』共に緣語。【內】佛道。【外】儒道。【人の願】天皇の長く榮えまさんと祈る萬人の願。【民の果報も拙き】仁慈の君を早く失ふことは、民の仕合のないことであるの意。【人間の境】思ふことのかなはぬ人間の境界。

紅葉

高倉の院御在位の御時、人の順ひ付き奉る事は、恐くは延喜天暦の帝と申す共、是には爭で勝らせ給ふ可きとぞ、人申しける。大方は賢王の名を揚げ、仁德の行を施させおはします事も、君御成人の後、清濁を分たせ給ひての上の御事でこそあるに、無下に此の君は、未だ幼主の御時より、性を柔和に受けさせおはします。去んぬる承安の比ほひは、御年十歳計りにや成らせおはしましけん、餘りに紅葉を愛せさせ給ひて、北の陣に小山を築かせ、櫨鷄冠木の、誠に色うつくしう紅葉たるを植ゑさせ、紅葉の山と名付けて、終日に叡覽有るに、猶飽き足らせ給はず。然るを或夜野分はしたなう吹いて、紅葉皆吹散らし、落葉頗る狼藉なり。殿守の伴のみやつこ、朝淨めすとて、是を悉く掃捨てゝげり。殘れる枝、散れる木の葉をば、掻き聚めて、風寒じかりける朝なれば、縫殿の陣にて、酒煖めてたべける薪にこそしてげれ。奉行の藏人、行幸より先にと、急ぎ行て見るに跡形なし。如何にと問へば、しか〳〵と答ふ。「あなあさまし。さしも君の執し思し召されつる紅葉を、加樣にしつる事よ。知らず、汝等禁獄流罪にも及び、我身も如何なる逆鱗にか預らんずらん」と、思はじ事なう案じ續けて居たりける處に、

主上いとゞしく、夜の御殿を出させも敢へず、彼へ行幸成りて、紅葉を叡覽有るに、無かりければ、「如何に」と御尋有りけり。藏人何と奏す可き旨もなし。有りの儘に奏聞す。天氣殊に御快氣に打笑ませ給ひて、「林間に酒を煖めて紅葉を燒くと云ふ詩の心をば、されば其等には誰が敎へけるぞや、優しうも仕つたるもの哉」とて、却つて叡感に預つし上は、敢て勅勘無かりけり。

【延喜天暦の帝】醍醐村上兩天皇。延喜天暦は其の年號。大鏡云、世の中のかしこき帝王の御ためしには、唐土には堯の帝舜の帝と申す、この國には延喜天暦とこそは申めれ。**【淸濁を分たせ】**物の分別判斷の出來ること。**【承安】**元年は帝の御年十一歲に當る。**【北の陣】**内裏外郭門の一、朔平門。警護の近衞の陣あり、北正面の門の故に云。又縫殿寮に近きより縫殿の陣とも云。**【櫨】**はぜの木。秋早く紅葉する樹。**【紅葉たる】**もみぢの變化。紅葉すること。**【叡覽】**「叡」聰敏の義。天皇に關することにつけていふ敬語。**【野分】**秋の末に吹く疾風。**【はしたなう】**强烈に。**【殿守の伴のみやつこ】**主殿寮の下司殿部。禁庭の掃除をする役。延喜式主殿寮云、毎日早朝頭率二僚下一掃二治御前及宮掖所々一。拾遺集、雜春、延喜の御時南殿にちりつみて侍りける花を見て、源公忠朝臣、とのもりのとものみやつこ心あらばこの春ばかり朝淨めすな。**【朝淨】**朝の掃除。**【縫殿の陣】**北の陣の別名。**【たべける】**飲むこと。**【奉行の藏人】**當番の六位藏人。職原鈔云、六位藏人奉二行禁中細々公事、朝夕御膳等事一、稱二之日下臘一也、四人分二日令二奉行一故也。**【さしも君の執し思召されつる】**あれ程

御熱心に御思になつて御出になつたの意。**【知らず】**下の「預らんずらん」までに係る。きつと汝等は獄に入れられるか流罪かになり、我身もどんな御叱を蒙むるかも判らないの意。**【いとゞしく】**夜風の烈しかつたので一層早くの意。**【出させも敢へず】**御出になるとすぐにの意。**【天氣】**天皇の御機嫌。**【林間に酒を煖めて紅葉を燒くといふ詩】**和漢朗詠集云、白居易、題二仙遊寺一、林間煖レ酒燒二紅葉一、石上題レ詩掃二綠苔一。

又安元の比ほひ、御方違の行幸の有りしに、さらでだに雞人曉を唱ふ聲、明王の眠を驚かす程にも成りしかば、何も御寢覺がちにて、つや〳〵御寢も成らざりけり。況んや冱る霜夜の烈しきには、延喜の聖代、國土の民共が、如何に寒かるらんとて、夜の御殿にして、御衣を脱がせ給ひける事など迄も、思し召し出でゝ、吾が帝德の至らぬ事をぞ、御歎き有りける。良深更に及んで、程遠く人の叫ぶ聲しけり。供奉の人々は聞きも付けられず、主上は聞し召して、「只今叫ぶは何者ぞ、あれ見て參れ」と仰せければ、上臥したる殿上人、上日の者に仰せて尋ぬれば、或辻に怪しの女の童の、長持の蓋提たるが、泣くにてぞ有りける。「如何に」と問へば、「主の女房の、院の御所に侍らはせ給ふが、此の程漸くにして仕立られたりつる、衣を持つて參る程に、只今男の二三人詣で來て、奪ひ取つて罷りぬるぞや。今は御裝束が有らばこそ、御所にも侍はせ給はめ。又はか〴〵しう立ち宿らせ給ふ可き、親しき御方もましまさず。是を思ひ

續くるに、泣く也」とぞ云ひける。さて彼の女の童を具して參り、此の由奏聞したりければ、主上聞し召して、「あな無慚、何者のしわざにてか有るらん」とて、龍顔より御涙を流させ給ふぞ忝き。「堯の代の民は、堯の心の直なるを以て、心とする故に皆直也。今の代の民は、朕が心を以て心とする故に、奸き者朝に在て罪を犯す。是吾が恥に非ずや」とぞ仰せける。「さるにても取られつらん衣は、何色ぞ」と仰せければ、「しか〴〵の色」と奏す。建禮門院、其の時は未だ中宮にて渡らせ給ふ時なり。其の御方へ、「左樣の色したる御衣や候」と、御尋有りければ、先のより遙に色嚴しきが參りたるを、件の女の童にぞ給はせける。「未だ夜深し。又さる目にもぞ逢ふ」とて、上日の者を數多付けて、主の女房の局まで、送らせましましけるぞ忝き。されば怪しの賤の男賤の女に至る迄、只此の君千秋萬歲の寶算をぞ祈り奉る。

【方違】陰陽道の信仰より起り、當時一般に行れた習俗。天一神の居る方角を忌て、之を避ける爲に、他の方角に一宿して方角を引き違へてから、目的の地に行くこと。こゝは內裏より小さい家に行幸あつた時のこと。**【鷄人曉を唱ふ聲云々】**夜廻りの役人の聲に、御目覺になること。『鷄人』夜廻りの官人。『明王』明は美稱。本朝文粹、都良香封册漏刻云、鷄人曉唱聲、驚二明王之眠一。**【御衣を脫がせ給】**大鏡續古事談に見える故事。十訓抄には一條院の御事とある。**【深更】**夜更けのこと。『更』一夜を五分した時を云ふ。**【程遠く】**道の程遠く。**【上**

臥】御殿に宿直すること。日中行事云、うへぶし承る藏人は、鬼の間にたたみをしきて侍る也、【上日の者】當番で出仕の者。盛衰記には本所の衆とある。【怪しの女童】下賤な少女の召使。【長持】衣類等を納れ擔ひ運ぶに用ひる長方形の櫃。【主の女房】主として仕へてゐる女房。【漸にして仕立られつる衣】樣々工面してやつと出來た衣服。【御裝束のあらばこそ】此裝束があれば院への御奉公も出來やうが、なくては夫れも出來まいの意。【立ち宿らせ給ふ可き】長門本には立ち寄らせ給ふべきとある。たよりになるべきの意。【堯の代の民】劉向說苑云、禹出見二罪人一、下レ車問而泣之、左右曰、夫罪人不レ順レ道、故使レ然焉、君王何爲痛之至二於此一也、禹曰、堯舜之人、皆以二堯舜之心一爲レ心、今寡人爲レ君也、百姓各自以二其心一爲レ心、是以痛レ之也。【姧しき者】心のねぢけた者。【朝】市朝の意、市は朝開くよりいふ。市中のこと。考證云、朝字當レ作レ市。【朕】天子自稱の語。支那古代に於ては、上下通用の語。後、秦始皇帝以後天子の自稱の語となる。史記始皇本紀云、天子自稱曰レ朕。【建禮門院】承安二年二月十日中宮、養和元年十一月廿五日院號。【參りたるを】中宮の方より天皇の方に御遷りになつたこと。【さる目にもぞ逢ふ】同じ樣な目に逢ふかも知れないからの意。【千秋萬歲の御寶算】末遠く幾久しい御壽命といふ義。『寶算』天皇の御年齡を指していふ敬稱。

葵の前

其れに何よりも又哀れ成りし事には、中宮の御方に候はれける、女房の召し使ひける

上童、思はざる外、龍顔に咫尺する事有りけり。只尋常白地にても無くして、まめやかに御志深かりければ、主の女房も召し使はず、却つて主の如くにぞ、いつき持て成しける。當時謠詠に云へる事あり。「男を生んでも喜歡すること勿れ、女を生んでも悲酸すること勿れ、男は是侯にだも封ぜられず、女は妃たりとて后に立つ」と云へり。目出たかりける幸ひ哉。此の人女御后共持て成され、國母仙院とも仰がれなんずとて、其の名を葵の前と申しければ、内々は葵の女御などぞ呼き合はれける。

【中宮】建禮門院。**【上童】**宮中貴族門跡等に召使はれる少男少女の稱。**【思はざる外】**意外にも。**【咫尺する】**君側に侍し御寵愛を蒙むること。周の制、咫は八寸、尺は十寸、短距離の義。**【尋常白地】**世によくあるかりそめのこと。**【まめやかに】**眞實に。**【主の女房も召使はず】**上童の仕へてゐた主人の女房も、此上童を召使ふどころではないの意。**【いつき持て成し】**大切に取扱ふこと。**【謠詠云々】**白氏文集長恨歌傳云、當時有レ云（別本當時謠詠有レ云）生レ女勿二悲酸一、生レ男勿二喜歡一。又云、男不レ封レ侯、女作レ妃。**【國母仙院】**皇太后の別稱。「仙院」仙洞と同じく太上天皇の別稱。こゝは皇太后の意として云。

主上は、是を聞し召して、其の後は召さゞりけり。是は御志の盡きぬるには非ず、唯世の謗を憚らせ給ふに依つて也。されば御詠めがちにて、つや／＼供御も聞し召さず、御惱とて常は夜の御殿にのみ入らせおはします。其の時の關白松殿、此の山を承

つて、主上御心の盡きぬる事こそおはすなれ、申し慰め進らせんとて、急ぎ御參内有つて「左樣に叡慮に懸からせましまさんに於ては、何條事か候ふべき、件の女房召され進らすべしと覺え候。品尋ねらるゝに及ばず、基房聽て猶子に仕り候はん」と、奏せさせ給へば、主上仰なりけるは「いさとよ、足下に計ひ申すもさる事なれ共、位をすべつて後は、間さる樣も有るなり。正しう在位の時、左樣の事は後代の謗成る可し」とて、聞し召しも入れざりければ、關白殿力及ばせ給はず、御涙を押へて御退出有りけり。其の後主上綠の薄樣の、匂殊に深かりけるに、古き言なれ共、思し召し出でゝ、角ぞ遊ばされける。

忍ぶれど色に出にけり我が戀は、物や思ふと人の問ふまで。

冷泉の少將隆房是を賜り續で、件の葵の前に賜ばせたれば、是を取つて懷に入れ、顏打ち赤め「例ならぬ心地出で來たり」とて、里へ歸り、打ち臥す事五六日して、遂にはかなく成りにけり。君が一日の恩の爲に、妾が百年の身を誤つとも、加樣の事をや申す可き。昔唐の太宗の、鄭仁基が女を、元觀殿に入れんとせさせ給ひしを、魏徵、彼の娘既に陸氏に約せりと、諫め申したりければ、殿に入れらるゝ事を止められたりしには、少しも違はせ給はぬ、今の君の御心操かなとぞ、人申しける。

【御志の盡ぬるには非ず】御寵愛の衰へたのではない。**【御眺めがち】**ともすると物思に沈んで、ぢつと見つめてゐるでになること。『がち』多い意。**【御心の盡ぬる事】**御思案に餘ること。**【何條事か候べき】**何にも御遠慮にも及ばないことであるの意。**【品】**家格。**【足下】**基房に對して宜ふ對稱の代名詞。**【計ひ申すもさる事なれ共】**養女にするなど取計つてくれるのは、至極結構ではあるがの意。**【位をすべつて】**讓位して。**【薄樣】**鳥の子紙の薄手のもの。**【匂殊に深かりけるに】**色合の特に綺麗なのに。**【古き言】**古歌。**【角ぞ遊ばされける】**次の様にお書きになつた。**【忍ぶれと云々】**祕密にしてゐた戀も、いつか氣色に現はれ、人から問かれる迄になつてしまつたの意。此歌拾遺集戀歌の部に、平兼盛の歌とあり、兼盛集天德四年歌合等にも收めてある。**【冷泉少將隆房】**高倉天皇近習の臣。**【賜り續いで】**御取次をすること。**【例ならぬ心地】**病氣。**【里】**自宅。宮中に對して云。**【君が一日の恩の爲に云々】**短い恩寵に感じ一生を捧げるの意。白氏文集井底引二銀瓶一詩云、爲二君一日恩一、誤二妾百年身一、寄二言癡小人家女一、愼勿三將レ身輕許二レ人。**【元觀殿】**盛衰記元花殿、延慶本充華殿に作る。是は唐太宗が、聘して充華としたのを誤つたもの。充華は唐の女官の號で、九嬪の一である。貞觀政要直諫篇云。貞觀二年隋通事舍人鄭仁基女、年十六七、容色絶殊、當時莫レ及、(略)太宗乃聘爲二充華一、詔書已出、(略)魏徵聞三其已許二嫁陸氏一、方遽進而言曰、陛下爲二人之父母一撫二愛百姓一、(略)則欲三民有二室家之歡一、(略)乃令三女還二舊夫一。**【君の御心操】**天皇の御心情。

小督

主上は戀慕の御涙に思し召し沈ませ給ひたるを、申し慰め進らせんとて、中宮の御方より小督の殿と申す女房を進らせらる。そも此の女房と申すは、櫻町の中納言重教の卿の御娘、禁中一の美人、雙びなき琴の上手にてぞまし〳〵ける。冷泉の大納言隆房の卿、未だ少將なりし時、見初めたりし女房なり。始は歌を詠み文をば盡されけれども、玉章の數のみ積つて、靡く氣色も無かりしが、流石情に弱る心にや、遂には靡き給ひけり。され共今は君へ召され參らせて、爲ん方もなく悲しくて、飽かぬ別の涙にや、袖しほたれて干し敢へず。少將、如何にもして、小督の殿を今一度見奉る事もやと、其の事となく、常は參內せられけり。小督の殿のおはしける局の邊、彼方此方へ、たゝずみ歩き給ひけれ共、小督の殿、「吾れ君へ召され進らせぬる上は、少將いかに申す共、詞をも通す可からず」とて、傳の情をだにも懸けられず。少將若しやと、一首の歌を詠うで、小督の殿のましましける局の御簾の中へぞ投げ入れける。

思ひ兼ね心は空に陸奥の、ちかの鹽釜近きかひなし。

小督の殿、軈て返事もせまほしうは思はれけれ共、君の御爲御　窘　しとや思はれけん、手

にだに取りても見給はず。聽て上童に取らせて、坪の中へぞ投げ出ださる。少將、情なう恨めしけれ共、さすが人もこそ見れと、空恐ろしくて、急ぎ取つて懷に引き入れて、出でられけるが、猶立ち歸り、

　玉章を今は手にだに取らじとや、さこそ心に思ひ捨つとも。

今は此の世にて相見ん事も難ければ、生きて居て、兎に角に人を戀しと思はんより、唯死なんとのみぞ願はれける。入道相國此の由を傳へ聞き給ひて、「中宮と申すも御女、冷泉の少將も又聟也。小督の殿に二人の聟を取られては、世の中好かるまじ。如何にもして、小督の殿を召し出いて失はん」とぞ宣ひける。小督の殿此の由を聞き給ひて、我が身の上は兎にも角にも成りなん。君の御爲御心苦しと思されければ、或夜內裡をば紛れ出でゝ、行方も知らずぞ失せられける。

【小督の殿】からはかみの轉。考證云、父重範左兵衛督たり、因て小督と稱するか。**【未だ少將】**隆房、仁安元年六月六日右少將、治承三年十一月十七日右中將。**【見初め】**初て戀したこと。**【文をば盡され】**數多くの手紙を書き贈つたこと。**【情に弱る心】**餘り熱心な情にほだされて、氣強くもしてゐられないこと。**【飽かぬ別れの涙】**飽きもしないのに、別れるのがつらくて悲む涙といふこと。**【しほたれて】**濡れて。**【見奉る事もや】**宮中の人となつたので、敬語を用ゐて云。**【其事となく】**何氣ない樣子で。**【彳み歩き】**うろつきあるくこと。

【傳の情】人傳に意を通ずること。【若しやと】若しや返歌を得られるかとの意。【思ひ兼ね云々】慕ふ心は空に充つる程でも、近くに居りながら通ずることが出來ないのが悲しいの意。陸奧の名所、千賀浦の鹽竈を詠みこんで、空に充ちると陸奧のみち、千賀と近いをかける。鹽竈は陸前國宮城郡鹽釜町鹽釜神社のある地。續後撰集云、讀人しらず、陸奧の千賀の鹽竈ちかながらからきは人にあはぬなりけり。【窘し】氣がゝりになること。小督が隆房と和歌の贈答をすると、主上が御不快に思し召されることを豫想して云。【取らせて】持たせて。【さすが人もこそ見れ】それでも人に見られてはとの意。【立ち歸り】また歸つて來て次の歌を口ずさんだこと。【玉章を云々】今は手紙を手にさへ取らないといふのであるか、そんなに思切つて捨てられても、私にはまだ思ひあきらめられないの意。【兎に角に】いろいろと。【冷泉の少將も又聟】隆房の北の方は淸盛第四女。【世の中好かるまじ】外聞がよくあるまいの意。【召し出いて失はむ】宮中より呼び出し放逐してしまはうの意。【兎にも角にも成りなん】どうなつても差支はないがの意。【君の御爲御心苦し】君に御心配をおかけするのが、御氣の毒であるとの意。【紛れ出で】忍んで逃げ出したこと。

主上、御歎斜(なのめ)ならず、晝は夜の殿(おとゞ)にのみ入らせ給ひて、御涙に沈ませおはします。夜は南殿に出御成つて、月の光を御覽じてぞ慰ませましまし〳〵ける。入道相國此の由を承つて、「さては君は、小督故に思し召し沈ませ給ひたん也。さらんに取つては」とて、御介錯(かいしやく)の女房達をも參らせられず、參內し給ふ人々も猜(そね)まれければ、入道の權威に憚

つて、參り通ふ臣下もなし。男女打潛めて、禁中忌々しうぞ見えし。此は八月十日餘りの事なれば、さしも隈なき空なれ共、主上は御涙に曇らせ給ひて、月の光も朧にぞ御覽ぜられける。良深更に及んで、「人や有る、人や有る」と召されけれ共、御いらへ申す者もなし。良有つて彈正の大弼仲國、其の夜しも御宿直に參つて、遙に遠う候ひけるが、「仲國」と御いらへ申す。「汝近う參れ、仰下さる可き旨有り」と仰せければ、何事やらんと思ひ、御前近うぞ參じたる。「汝若し小督が行方や知りたる」と仰せければ、「爭か知り進らせ候ふ可き」と申す。「誠や、小督は、嵯峨の邊、片折戸とかやしたる内に、有りと申す者の有るぞとよ。主が名をば知らず共、尋ねて參らせてんや」と仰せければ、仲國、「主が名を知り候はでは、爭か尋ね逢ひ進らせ候ふ可き」と申しければ、主上、實にもとて、御涙せき敢へさせましまさず。仲國つくづく物を案ずるに、誠や小督の殿は琴引き給ひしぞかし。此の月の明さに、君の御事思ひ出で參らせて、琴引き給はぬ事はよも非じ。內裏にて琴引き給ひし時、仲國笛の役に召され參らせしかば、其の琴の音は、何くにても聞き知らんずるものを、嵯峨の在家幾程かあらん、打ち廻つて尋ねんに、などか聞き出ださで有る可きと思ひ、「左候はゞ、主が名は知らず候ふとも、尋ね參らせ候ふ可し。縱ひ尋ね逢ひ參らせて候ふ共、御書など候はずば、浮の

空とや思し召され候はんずらん。御書を給はつて參り候はん」と申しければ、主上實にもとて、軈て御書遊ばいてぞ下されける。「寮の御馬に乘りて行け」と仰せければ、仲國寮の御馬給はつて、明月に鞭を揚げ、西を指してぞ歩ませける。

【晝は夜御殿に】晝は御寢處、夜は正殿に御出になり、人目を避け物思ひに沈ませ給ふ樣。**【さらんに取つては】**さういふことなら、別に考がある の意。**【參內し給ふ人々も猜まれ】**『も』をもの義。參內する人までも惡んだとのこと。**【介錯】**世話する者。御側に在つて雜用を勤める者。**【月の光も朧にて】**涙の爲に月の光も曇つて霞むで見えること。**【彈正の大弼仲國】**源光遠の子。『彈正の大弼』彈正臺次官。彈正臺は警察事務を掌る官署。撿非違使廳設置後、其實權彼に移つて、此頃では彈正臺は有名無實の者に過ぎなかつた。**【遙に遠う候ひ】**ずつと下手に控へてゐたこと。**【誠や】**こんな事も聞くがと、思ひ出した樣にいふ時に用ひる語。**【片折戶】**片扉の門で、民家の粗末な戶といふこと。**【つくづく】**よくよく。**【笛の役に召され】**管絃の席に笛の役として召出されたこと。**【御書】**御書狀。**【浮の空】**あてにならないこと。**【西を指して】**嵯峨は京の西郊なるより云。

魚鱗鶴翼の陣形

小鹿鳴く此の山里と詠じけん、嵯峨の邊の秋の比、さこそは哀れにも覺えけめ。片折戶したる屋を見付けては、此の內にもやおはすらんと、扣々聞きけれども、琴引く所は無かりけり。御堂などへも參り給へる事もやと、釋迦堂を始めて、堂々見廻れ共、小

督の殿に似たる女房だにも無かりけり。空しう歸り參りたらんは、參らざらんより、中々惡しかるべし。是より何地へも迷ひ行かばやとは思へ共、何くか王地成らぬ、身を藏す可き宿もなし。如何がせんと案じ煩ふ。誠や、法輪は程近ければ、月の光に誘はれて、參り給へる事もやと、其方へ向いてぞあくがれける。龜山の傍近く、松の一村有る方に、幽に琴ぞ聞えける。峰の嵐か松風か、尋ぬる人の琴の音か、覺束無くは思へ共、駒を早めて行く程に、片折戸したる內に、琴をぞ彈き澄されたる。扣へて是を聞きければ、少しも紛ふべうもなく、小督の殿の爪音也。樂は何ぞと聞きければ、夫を想うて戀ふと詠む、想夫戀と云ふ樂なりけり。仲國、さればこそ、君の御事思ひ出で參らせて、樂こそ多けれ、此の樂を彈き給ふ事の優しさよと思ひ、腰よりやうでう拔き出だし、ちつと鳴らいて、門をほと〳〵と敲けば、琴をば聽て彈き止み給ひぬ。「是は內裏より仲國が御使に參りて候、開けさせ給へ」とて、敲けども敲けども、咎むる者も無かりけり。良有りて、內より人の出づる音しけり。嬉う思ひて待つ處に、鎖をはづし、門を細目に開け、幼氣したる小女房の、顏計り指し出いて、「是は左樣に內裏より、御使など賜はるべき所でも侍らはず。若し門違にてぞ侍ふらん」と云ひければ、仲國、返事せば、門立てられ鎖指されなんずとや思ひけん、是非なく押開けてぞ入りにける。妻

戸の際なる縁に居て、「何とて加様の所に御渡り候ふやらん、君は御故に思し召し沈ませ給ひて、御命も既に危くこそ見えさせまし〱候へ。加様に申さば、浮の空とや思し召され候ふらん。御書を賜つて參りて候」とて、取り出いて奉る。ありつる女房取り次いで、小督の殿にぞ進らせける。是を開けて見給ふに、誠に君の御書にてぞ有りける。軈て御返事書いて引き結び、女房の裝束一重添へてぞ出されたる。仲國、「御返事の上は、兎角申すに及び候はね共、別の御使にても候はゞこそ、直の御返事承らでは、爭か歸り參り候ふべき」と申しければ、小督の殿、實にもとや思はれけん、自ら返事し給ひけり。「足下にも聞き給ひつらん樣に、入道餘りに怖しき事をのみ申すと聞きしがあさましさに、或夜竊に忍びつゝ、內裏をば紛れ出でて、今はかゝる所の栖居なれば、琴引く事も無かりしが、明日より大原の奧へ思ひ立つ事の侍へば、主の女房、今夜ばかりの名殘を惜み、今は夜も更けぬ、立ち聞く人も非じなど進むる間、さぞな昔の名殘も流石床しくて、手馴れし琴を彈く程に、易うも聞き出だされけりな」とて、御涙せき敢へ給はねば、仲國も坐に袖をぞ絞りける。良有つて、仲國涙を押へて申しけるは、「明日より大原の奧へ、思し召し立つ事と候ふは、定めて御樣なども替させ給ひ候はんずらん。然るべうも候はず。さて君をば何とかし參らせ給ふべき。努々叶ひ候ふ

まじ。相構へて此の女房出し參らすな」とて、供に召し具したる馬部黃仕丁など留め置き、其の屋を守護せさせ、我が身は寮の御馬に打騎つて、內裏へ歸り參つたれば、夜はほのぼのとぞ明けにける。仲國、やがて寮の御馬繫がせ、女房の裝束をば、はね馬の障子に打ち掛けて、今は定めて御寢も成りつらん、誰してか申す可きと思ひ、南殿を指して參る程に、主上は未だ夜邊の御座にぞましましける。南に翔り北に嚮ふ、寒溫を秋の雁に付け難し。東に出で西に流る、唯瞻望を曉の月に寄すと、御心細げに打ち詠めさせ給ふ處に、仲國つと參りつつ、小督殿の御返事をこそ進らせけれ。主上斜ならずに御感有つて「さらば汝軈て夕去り具して參れ」とぞ仰せける。仲國、入道相國の還り聞き給はん所は怖しけれ共、是又勅定なれば、人に車借つて、嵯峨へ行き向ふ。小督殿參るまじき由宣へども、樣々に拵へ奉りて、車に乘せ奉りて、內裏へ參りたりければ、幽なる所に忍ばせて、夜な〳〵召され參らせける程に、姬宮御一所出で來させ給ひけり。坊門の女院とは、此の宮の御事なり。

【小鹿鳴く此山里】藤原基俊家集、をじか鳴くこの山里のさがなれば悲しかりける秋の夕暮。「さが」習はしの意。それを嵯峨にかけて云。**【扣へ扣へ】**馬を引止め引止めすること。**【御堂】**佛寺。**【釋迦堂】**葛野郡嵯峨村大澤池の西にある淸凉寺の俗稱。本堂安置の本尊は、僧奝然入宋の際齎し來つた三國傳來の靈佛と稱せられ、

高五尺二寸五分、傳毘首羯磨作白栴檀の釋迦佛立像なる故に云。**【空しう歸り參り】**尋ね當てずに宮中に歸つたらの意。**【中々惡しかる可し】**尋ねに行かないより、却て惡いであらうの意。**【何くか王地ならぬ】**天皇の御支配地でない處はないの意。詩經小雅北山篇云、普天之下莫レ非二王土一。**【法輪】**葛野郡松尾村、嵐山の東部渡月橋南の智福山法輪寺。**【龜山】**同郡嵯峨村天龍寺の上、小倉山の東南の尾に在る山。其の形龜の甲に似るより云。又一に龜尾山とも云。**【峯の嵐か松風か】**琴の音を形容した語。拾遺集、雜、野宮に齋宮の庚申し侍りけるに、松風入二夜琴一といふ題をよみ侍ける。齋宮女御。琴の音に峰の松風かよふらしいづれのをよりしらべそめけん。**【爪音】**琴の引方。**【樂】**樂曲。**【想夫戀】**もと相府蓮と書いて、晋王儉が大臣として家に蓮を植ゑて愛したことの樂、後白樂天に至てかく書き變へたものと云。徒然草云、想夫戀といふ樂は、女、男を戀ふる故の名にはあらず。**【樂こそ多けれ】**曲もいろいろあるのに。**【優しさよ】**いぢらしいの意。**【やうでう】**横笛の音を訛つて云。横笛の音王敵に通するを忌む爲めとも云。**【ちつと鳴いて】**少し吹くこと。**【ほとほと】**輕く叩く音。**【咎むる者】**誰かと聞とがめる者。**【幼氣したる小女房】**いたいたしい程かはゆい年のいかない女房。**【門違】**家を間違へたこと。**【鎖指ゝれなんず】**錠をしめられるであらう。**【是非なく押し開け】**無理に押しあけること。**【御渡り】**居るの敬語。**【御】**御前の略。貴夫人に對する敬稱。本朝文粹註云、俗謂二貴女一爲レ御、蓋取二夫人女御之義一也。**【有りつる女房】**先の小女房を云。**【書いて引き結び】**結び文のこと。玉葉（建八二六、四、十六）云、親國持二來御書於宮御方一（薄樣立文也）御返事薄樣結文、其上又以二一重一裹レ之、手取レ之給二御使一是定例也。**【女房の裝束一重】**唐衣・裳・濃袴を云。使者に女の裝束を被け物として與へるは、當時一般に行はれた習俗。

結文

【兎角申すに及び候はね共】別に申上ることはないがの意。**【別の御使にても候はゞこそ】**他人が使に來たのなら、御返事だけでよいがの意。**【直の御返事】**口上の御返事。**【大原の奥】**山城國愛宕郡大原村の尼寺寂光院を指すか。**【思ひ立つ事】**考へがあつて行くといふ意。**【さぞな】**ほんとにさうであるなの意。**【昔の名殘も流石ゆかしくて】**昔宮中で月夜に琴を彈したことをなつかしく思つたこと。**【手馴れた琴】**平素彈き馴らした好きな琴。**【聞出されけりな】**『な』歎辭。**【御樣なども變へさせ】**尼となること。**【努々叶ひ候ふまじ】**決して御出家なさつてはなりませんの意。**【此の女房出し參らすな】**小督を外に出さない樣にせよの意。**【馬部】**左右馬寮の下衆。**【黄仕丁】**吉上の訛。六衛府の下官。**【女房の裝束】**被け物として貰つたもの。**【はね馬の障子】**馬形障子とも云。淸涼殿渡殿の南邊、殿上間の入口下の戸に向つて立ててある衝立障子。表には馬、裏には打毬の圖を描いてある。禁祕抄云、向二下戸一横女官戸より路を通て、立二馬形障子一、號二波爾馬一也。侍中群要云、御書使事…參二殿上口一、自取二御返事一、并持レ祿懸レ肱昇了、祿落二置巴爾馬障子北方一、自二大盤所一令二通見一云々、卽參二御前一獻二御返事一了、退去。**【南殿】**前に、夜は南殿に出御、月の光を御覽じになるとあるに照應する。**【南に翔り北に嚮ふ云々】**雁は秋は南に春は北にと行くが、之に托して寒暖の音信を傳へ難いが、月は東から西へ行くので、其影を仰ぎ望んで、吾が思ひを寄せるといふ意。和漢朗詠集云、後江相公、報二呉越王一書、南翔北嚮、難レ付二寒温於秋鴻一、東出西流、只寄二瞻望於曉月一。**【樣々に拵へ】**いろいろにすかすこと。**【幽なる所に忍ばせ】**人の知らない所に隱したこと。**【召され參らせける程に】**御逢ひになつてゐる中に。**【坊門の女院】**範子内親王、治承元年御誕生、同二年六月廿七日内親王、土御門天皇准母として建久六年九月三日皇后、

建永元年九月二日女院號。

入道相國、「小督が失せたりと云ふは、跡形もなき空事也。如何にもして失はん」と宣ひけるが、何としてかは謀り出されたりけん。小督の殿を捕へつゝ、尼に成してぞ追放たる。歳二十三。出家は元より望なりけれ共、心成らず尼に成され、濃き墨染に窶れ果て、嵯峨の奥にぞ栖まれける。無下にうたてき事ども也。主上は加樣の事共に、御惱付かせ給ひて、遂に隱れさせ給ひけるとかや。法皇打ち續き御歎のみぞ滋かりける。去んぬる永萬には、第一の御子、二條の院崩御成りぬ。安元二年の七月には、御孫六條の院隱れさせ給ひぬ。天に栖まば比翼の鳥、地に有らば連理の枝と成らんと、天の河の星を指して、さしも御契淺からざりし建春門院、秋の霧に侵されて、朝の露と消えさせ給ひぬ。年月は隔たれ共、昨日今日の御別の樣に思し召して、御涙も未だ盡きせざるに、治承四年の五月には、第二の皇子高倉の宮討たれさせ給ひぬ。現世後生賴み思し召されつる新院さへ先立たせ給ひぬれば、兎に角に、かこつ方なき御涙のみぞ滋かりける。悲の至つて悲しきは、老いて後子に後れたるよりも悲しきはなし。恨の至つて恨めしきは、若うして親に先立つよりも恨めしきはなしと。彼の朝綱の相公の、子息澄明に後れて、書きたりける筆の跡、今こそ思し召し知られけれ。彼の一乘妙典の御讀誦も、

怠らせ給はず、三密行法の御薫修も、功積らせおはします。天下諒闇に成りしかば、大宮人もおしなべて、花の袂や窶れけん。

【追つ放たる】追ひ放たるの約。**【何としてかは謀り出されたりけむ】**どんな手段で、宮中から連れ出したのであるか分らないがの意。**【御惱付かせ給ひて】**御發病になつて。**【心成らず】**强ゐてといふこと。**【無下にうたてき事】**あまりに情ない事。**【永萬】**元年七月二十八日。**【比翼の鳥】**二句白樂天長恨歌。七月七日長生殿、夜半無レ人私語時、在レ天願爲二比翼鳥一、在レ地願爲二連理枝一とあるに據る。爾雅云、南方有二比翼鳥一焉、不レ比不レ飛、注、似レ鳧青赤色、一目一翼、相得乃飛。**【連理の枝】**摯虞文云、槐樹二枝、連理而生、二幹一心、以著二根本一。**【天の河の星を指して】**長恨歌に、此誓を七夕の事とするより云。**【建春門院】**高倉院御生母平滋子、安元二年七月八日崩御、御年三十五。**【現世後生頼み思し召されつる】**此世は勿論、死後追善の事にも、たより に思召したの意。**【かこつ方なき御涙】**恨みを言ひに行く所もない御悲み。**【悲みの至りて悲きは云々】**本朝文粹云、後江相公、爲二亡息澄明四十九日一願文、悲之又悲莫レ悲二於老後レ子、恨而更恨莫レ恨二於少先レ親、雖レ知二老少之不定一、猶迷二前後之相違一。**【朝綱】**參議大江音人の孫、玉淵の男、天暦七年九月廿五日參議、大江音人を江相公と稱するに對し、後江相公と云。**【相公】**宰相公の略。參議の別稱。**【一乘妙典】**法華經のこと。「妙典」よい書の意。經。**【三密行法】**眞言密教の行事作法。**【薫修】**香の薫する如くに自然に感化を受け、行法を修すること。**【天下諒闇】**新院崩御の爲め。**【花の袂や窶れけむ】**平素の華麗の衣を脱ぎすてゝ、はえない鈍色の喪服を着たことであらうといふこと。

廻文

入道相國、加樣に痛く情なう當り奉られたりける事を、流石空怖しうや思はれけん。法皇慰め參らせんとて、安藝の嚴島の、内侍が腹の姬君の、生年十八に成り給ふをぞ、法皇へは參らせらる。當家他家の公卿多く供奉して、偏に女御參の如くにてぞありける。上皇隱れさせ給ひて、僅に七日だに過ぎざるに、然る可からずとぞ人々呟き合はれける。去程に其の比信濃の國に、木曾の次郎義仲と云ふ源氏有りと聞えけり。彼は故帶刀先生義方が次男なり。然るを父義方は、去んぬる久壽二年八月十二日、鎌倉の惡源太義平が爲に誅せられぬ。其の時は未だ二歲なりしを、母抱へて泣々信濃へ下り、木曾の仲三兼遠が許に行きて、「是如何にもして育てゝ、人に成して我に見せよ」と云ひければ、兼遠甲斐甲斐しう請け取つて養育す。漸々長大する儘に、容儀帶佩人に勝れ、心も雙びなく剛なりけり。力の强さ、弓箭打物取つては、都て上古の田村、利仁、餘五將軍、致賴、保昌、先祖賴光、義家の朝臣と云共、是には爭か勝る可きとぞ人申しける。十三で元服したりしにも、先づ八幡へ參り通夜して、我が四代の祖父義家の朝臣は、此の御神の御子と成して、名をば八幡太郎義家と號しき。且は其の跡を追ふ可し

とて、御寶前にて髻取り上げ、木曾の次郎義仲とこそ付けたりけれ。常は乳母の仲三に具せられて、都へ上り、平家の振舞有樣共をも、能々見窺ひけり。木曾、或時乳母兼遠を喚うで、「抑兵衛の佐頼朝は、東八箇國を討ち隨へて、東海道より攻め上り、平家を追ひ落さんとすなり。義仲も東山北陸兩道を隨へて、今一日も先に平家を亡して、喩へば日本國に二人の將軍と仰がれんと思ふは如何に」と宣へば、兼遠大に畏り悦んで、「其の料にこそ、君をば此の二十餘年迄、養育し奉りて候へ。加樣に仰せらるゝこそ、八幡殿の御末共覺えさせましませ」とて、軈て謀叛を企つ。先づ廻文候ふべしとて、信濃國には、根の井の小彌太、滋野の行親を語らふに、背く事なし。是を始めて信濃一國の兵共、皆隨ひ附きにけり。上野の國には、田子の郡の兵共、父義方が好に依つて、これも隨ひ附にけり。平家の末に成りぬる節を得て、源氏年來の素懷を遂げんとす。

【痛く情なう當り】甚だ苛酷なしむけをしたこと。**【内侍が腹の姫君】**玉葉(治承五、正、二十)云、傳聞、禪門小女、(世號ニ御子姫君ト、巫女腹云々)納ル法皇宮ニ云々、凡非ズ思慮之所ニ及、彈指シテ而有レ餘、實心浮世也、今日故院初七日也云々。**【當家他家】**平家及び其他の家々。**【女御參】**女御入内の式。**【上皇】**高倉院。**【木曾の次郎義仲】**盛衰記云、信濃國安曇郡に木曾と云山里あり、彼所の住人に木曾冠者義仲。**【惡源太義平】**源義朝の子。頼朝の兄。源

太は源氏の太郎卽ち長男の義。叔父義賢を武藏國大藏館に討ち殺したので、世に惡源太と稱した。**【未だ二歲】**東鑑三歲とあるが、同書元曆元年義仲歿年を三十一とすれば、逆算すると久壽二年は正に二歲に當る。**【仲三兼遠】**仲は中の訛、中原氏の故に云、東鑑云、乳母夫中三權守兼遠。**【人に成して我に見せよ】**人並の人に育てゝくれの意。**【甲斐甲斐しう】**賴んだ甲斐のあるやうにの意。忠實に。**【長大する】**生長する。**【田村】**坂上田村麻呂。苅田麻呂の子、桓武天皇の世、征夷大將軍に任じ、陸奧の蝦夷を討つて大功を樹てた。**【利仁】**藤原時長の子。醍醐天皇の世、鎭守府將軍に任じ、下野國高座山の賊を誅滅した。**【餘五將軍】**上總介平兼忠の子維茂。鎭守府將軍に拜し、剛勇を以て著はれた。曾祖伯父平貞盛、多く甥等を養子とした中に、維茂も其養子となり、十五郎に當つたので、字を餘五君と呼ばれた。三條天皇前後の人。**【致賴】**下總介平良正の子。勇武を以て顯はれ、平維衡、源賴信、藤原保昌と與に四天王の稱があつた。一條天皇長保元年、私鬪の罪に依り隱岐に流された。**【保昌】**右京大夫藤原致忠の子。右馬頭となり、丹後・攝津・大和等の國守に歷任し、夙に武勇の名高く、巨盜袴垂を屈服せしめた話は世に膾炙してゐる。後一條天皇長元九年歿。年七十九。**【八幡】**石淸水八幡。**【八幡太郎】**尊卑分脈に、義家の父賴義八幡の靈夢を被り、其月に其妻懷胎し義家を生んだことを載せ、仍七歲春於二祖神社壇一、依レ加二首服一、號二八幡太郎一とある。**【且は】**一方ではと云ふ義。こゝは一方では義家の例に倣つて元服し、一方では其武勳にあやかりたいの意。**【御寶前】**神佛の前を敬していふ語。**【髻取り上げ】**稚子姿の髮を、成人の如く髻に結ぶこと。元服の作法。こゝは元服をしたといふこと。**【乳母】**傅育する守役。**【今一日も先に】**たゞの一日でも先に。**【喩へば】**いはゞ、まあ言つて見ればなどの意。**【二人**

の将軍】頼朝と並んで將軍と呼ばれること。【其の料にこそ】さういふことの爲めばかりにの意。【加樣に仰せらるゝこそ】平家を滅し將軍となるなど、大志を抱かれるのでこその意。【廻文】廻狀とも云。同一の文章を多數に廻覽する書狀。【田子の郡】多胡郡の訛。明治廿九年多野郡と改稱。

飛脚到來

木曾と云ふ所は、信濃に取つても南の端、美濃境なれば、都も無下に程近し。平家の人々、東國の背くだに有るに、北國さへこは如何にとて、大きに恐れ騷がれけり。入道相國宣ひけるは、「縱ひ信濃一國の者共こそ、木曾に隨ひ附くと云ふ共、越後の國には、餘五將軍の末葉、城の太郎助長、同四郎助茂、是等は兄弟共に多勢の者也。仰せ下したらんに、易う討つて進らせてんず」と宣へば、實にもと申す人も有り。いや〳〵只今御大事に及びなんずと、吁く人々も有りけるとかや。二月一日の日、除目行はれて、越後の國の住人、城の太郎助長、越後の守に任ず。是は木曾追討せらるべき謀とぞ聞えし。同じき七日の日、大臣公卿家々にして、尊勝陀羅尼並に不動明王書供養せらる。是は兵亂愼みの爲とぞ聞えし。同じき九日の日、河内の國の石川の郡に居住しける武藏の權の守入道義基、子息石川の判官代義兼、是も平家に背いて、頼朝に心を通はして、東國へ

落ち下るべしなど聞えしかば、平家聽て討手を遣す。大將軍には源大夫の判官季貞、攝津の判官盛澄、都合其の勢三千餘騎で、河內の國へ發向す。城の內には義基法師を始めとして、僅か百騎計りには過ぎざりけり。卯の尅より矢合して、一日戰ひ暮らし、夜に入りければ、義基法師討死す。子息石川の判官代義兼は、痛手負うて生捕にこそせられけれ。同じき十一日、義基法師が首、都へ入つて大路を渡さる。諒闇に賊首を渡さるゝ事、堀河の院崩御の時、前の對馬の守源の義親が首を渡されし、其の例とぞ聞えし。

【北國さへ】下に背くはとあるべきを略して云。【末葉】子孫。【助長・助茂】玉葉助永、東鑑資永永用とある。城資國の子。【御大事に及びなんず】大事件に發展するであらうの意。【越後の守】助長越後守に任じたこと。玉葉には治承五年八月十四日の事としてある。【家々にして】各自の自宅での意。【尊勝陀羅尼】釋尊が帝釋天善住天子の一切の惡道を淨め、一切生死の苦惱を除かんが爲に說いた陀羅尼。息災・增益・除病・滅罪に修する尊勝法は、此陀羅尼を本軌とするより云。『陀羅尼』佛菩薩の說いた長句の梵文の咒。短句の梵文を眞言又咒といふに對し大咒と云。【書供養】佛像經文を書寫して供養すること。百錬抄（養和元、二、六、）云、神社佛寺諸家、及五畿七道諸國、顯二不動明王像一、寫二尊勝陀羅尼一可二供養一之由、被二宣下一。【兵亂愼みの爲】兵亂鎭定の祈の爲。【石川の郡】今南河內郡。【諒闇に賊首を】中右記（天仁元、正、廿九、）但馬守平正盛、源義親以下の首を携へ入洛の條に云、凡諒闇之中、雖二犯人首一、入洛事、頗可レ有二議定一歟。

明くる十二日、鎮西より飛脚到來、宇佐の大宮司公通が申しけるは、鎮西の者共、緒方の三郎維義を始めとして、臼杵、戸次、松浦黨に至る迄、一向平家を背いて、源氏に同心の由申したりければ、平家の人々、「東國北國の背くだに有るに、西國さへこは如何に」とて、手を打つてあざみ合はれけり。同十六日、伊豫の國より飛脚到來、去年の冬の比より、伊豫の國の住人、河野の四郎通清、一向平家を背いて、源氏に同心の間、備後の國の住人、額の入道西寂は、平家に志深かりければ、其の勢三千餘騎で、伊豫の國へ押し渡り、道前道後の境なる、高直の城に推寄せて、散々に攻めければ、河野の四郎通清討死す。子息河野の四郎通信は、安藝の國の住人奴田の次郎は母方の伯父なりければ、其れへ越えて有り合はず、父を討たせて安からず思ひけるが、如何にもして西寂を討取らんとぞ窺ひける。額の入道西寂は、四國の狼藉を鎮めて、今年正月十五日、備後の鞆へ推渡り、遊君遊女共召し集めて、遊び戯れ酒もりける所へ、河野の四郎通信、思ひ切つたる者共、百餘人相語らつて、ばつと推寄す。西寂が方にも三百餘人有りけれ共、俄事にて有りければ、思ひ儲けず、周章てふためきけるが、立ち逢ふ者を射伏せ切り伏せ、先づ西寂を生捕つて、伊豫の國へ推渡り、父が討たれたる高直の城迄提げ持て行き、鋸にて頸を切つたり共聞え、又磔にしたり共聞えけり。其の後は四國の者共、

河野の四郎に隨ひ附く。又紀伊の國の住人、熊野の別當湛增(たんぞう)は、平家重恩の身なりしが、忽に心替りして、源氏に同心の由聞えしかば、平家の人々、東國北國の背くだに有るに、南海西海斯くの如し。夷狄の蜂起耳を驚かし、逆亂の先表頻に奏す。四夷忽に起れり、世已に失せなんとする事は、必ず平家の一門にあらね共、心有る人々の、歎き悲まぬは無かりけり。

【到來】來着。**【宇佐の大宮司】**豐前國宇佐郡宇佐町宇佐八幡宮の神主。熱田阿蘇兩宮司と併稱して三大宮司の稱があつた。**【緒方三郎維義】**豐後國大野郡緒方庄居住。**【臼杵】**豐後國海部郡臼杵庄居住の臼杵二郎惟隆等。**【戸次】**同大分郡戸次村附近在住の一族。**【松浦黨】**肥前國松浦郡在住の一族。鎭西九黨の一。安倍宗任の子孫と云。**【一向】**下の『同心』に係る。**【同心】**御方すること。**【手を打つて】**驚く樣。**【あざみ合はれけり】**意外の事に互にあきれてゐたとのこと。**【道前道後】**伊豫を東中西の三部に分ち、東豫を道前、中豫を道後と云。道の口道の尻といふと同義。西豫は宇和と云。**【高直城】**高繩城のこと。伊豫國溫泉越智兩郡境上高繩山中にある河野氏累代の居城。**【其れへ越えて有り合はず】**其の方へ行つてゐて、この戰に會ふことが出來なかつたこと。**【四國の狼藉】**四國の兵亂の意。**【鞆】**備後國沼隈郡鞆町。瀨戸内海の大驛として、古來有名な海港。**【思ひ切つたる者】**死を覺悟した者。**【相語らつて】**御方に引き入れ。**【ばつと】**俄な樣。**【立ち逢ふ者】**反抗する者。**【提げ持て行き】**手荒く連れて行つたことを誇張した語。**【磔】**木に手足を張り付け、釘で留め置いて殺すこと。**【熊野別當湛增】**百錬抄(治承四、十、六、)云、熊野前別當湛增謀反、仰セテ彼山常住等ニ、可ニ追討一之由宣下。**【平家重恩の身】**平

家より重恩を蒙つてゐる身。【南海】四國。【西海】九州。【先表】前兆。【夷狄】支那の域外、文化の及ばない邊境の蠻民。こゝは地方の暴民の意。【四夷】四方の夷狄の義。東夷北狄西戎南蠻を云。こゝは東國北國西海南海の源氏方を云。【必ず平家の一門にあらね共】直接利害を受ける平家の一族でなくともの意。

入道逝去

同じき廿三日、院の殿上にて、俄に公卿僉議あり。前の右大將宗盛の卿の申されけるは、「今度坂東（ばんとう）へ討手は向うたりと云へども、させるし出したる事もなし。今度は宗盛大將軍を承つて、東國北國の凶徒等を追討す可き由」申されければ、諸卿色代（しきだい）して、「宗盛卿の申し狀、ゆゝしう候ひなんず」とぞ申されける。法皇大に御感有りけり。公卿殿上人も、武官に備り、少しも弓箭に携はらん程の人々は、宗盛を大將軍として、東國北國の凶徒等を追討す可き由仰せ下さる。同じき廿七日門出して、既に打立たんとし給ひける夜半計りより、入道相國違例の心地とて、留（とど）まり給ひぬ。

【坂東へ討手】治承四年十二月知盛忠度等が近江源氏を討ち美濃尾張に至つたが、翌五年二月十二日知盛の病の爲め上洛したことを云。【させるし出したること】これといふ功績。【宗盛大將軍を承つて】玉葉（治承五、二、廿六）云、傳聞關東徒黨、其勢及二數萬一、官兵尫弱、仍俄前將軍宗盛以下一族武士、大略可二下向一、來月六七日之比云々。

したこと。【ゆゝしう候ひなんず】天晴れのことごあるの意。【違例】平素と違ふ義。病氣。【留り給ひぬ】宗盛征討を中止

明くる廿八日重病を請け給へりと聞えしかば、京中六波羅閧きあへり。「すは仕つるは。左見つる事よ」とぞ呼きける。入道相國病付き給へる日よりして、湯水も咽へ入れられず、身の内の熱き事は、火を燒くが如し。臥し給へる所、四五間が内へ入る者は、熱さ堪へ難し。只宣ふ事とては、あたゝゝと計り也。誠に只事共見え給はず。餘りの堪へ難さにや、比叡山より千手井の水を汲み下し、石の船に湛へ、其れに下りて寒え給へば、水夥しう湧上つて、程なく湯にぞ成りにける。若しやと筧の水を任すれば、石や鐵などの燒けたる樣に、水迸つて寄り付かず。自ら中る水は、焔と成つて燃えければ、黒烟殿中に充滿て、炎渦卷いて揚りける。是や昔法藏僧都と云ひし人、閻王の請に赴いて、母の生所を尋ねしに、閻王憐み給ひて、獄卒を相副へて、焦熱地獄へ遣さる。鐵の門の內へ指し入つて見れば、流星などの如くに、炎空に打ち上り、多百由旬に及びけんも、是には過ぎじとぞ覺えける。又入道相國の北の方、八條二位殿の夢に、見給ひける事こそ恐しけれ。喩へば、猛火の夥しう燃えたる車の、主もなきを門の內へ遣り入れたるを見れば、車の前後に立ちたる者は、或は牛の面の樣な

る者も有り、或は馬の樣なる者も有り。車の前には、無といふ文字許り顯れたる、鐵の札をぞ打つたりける。二位殿夢の内に、「是は何くより何地へ」と問ひ給へば、「平家太政の入道の惡行超過し給へるに依つて、閻魔王宮より御迎の御車也」と申す。「さてあの札は如何に」と問ひ給へば、「南閻浮提金銅十六丈の盧遮那佛燒き亡し給へる罪に依つて、無間の底に沈め給ふ可き由、閻魔の廳にて御沙汰有りしが、無間の無をば書かれたれ共、未だ間の字をば書かれぬ也」とぞ申しける。二位殿夢覺めて後、汗水に成りつゝ、是を人に語り給へば、聞く人皆身の毛竪ちけり。靈佛靈社へ金銀七寶を投げ、馬・鞍・鎧・甲・弓箭・太刀・刀に至る迄、取り出で運び出して祈り申されけれ共、叶ふ可しとも見え給はず。只男女の君達、跡枕に指し湊ひて、歎き悲み給ひけり。

【すは仕つるは・左見つる事よ】そりやこそ病氣になつたぞ、大方そんな事だらうと思つたの意。『すは』俄のことに驚いて發する語。『は』『よ』共に歎辭。**【あたあた】**熱の苦しさに言ふ片言。**【千手井】**東塔西谷行光坊の下に在る辨慶水。山王院千手觀音の閼伽の井の故に云。**【石の船】**石造の浴槽、『船』湯船。**【下りて寒え給へば】**這入つて冷やすこと。**【若しやと】**若しや少しでも堪え易くなるかといふ意。**【筧】**地上に懸け渡して水を通す樋。**【任す】**水を引て流しかけること。**【迸りて寄付かず】**飛び散つて體にかゝらないこと。**【自ら中る水】**たまに體にかゝる水。**【法藏僧都】**康保二年二月十四日第四十六代東大寺別當、安和元年三月十一日少

僧都、同二年二月三日寂。其閻摩王の廳に母を尋ねた話、元亨釋書法藏傳に見える。【請】招待。【焦熱地獄】八大地獄の一。熱火の責苦を受ける地獄。【流星】空中を非常なる速力で飛行する光體。其光長く尾を引くもの。【多百由旬】非常に遠い距離。『多百』多數。『由旬』印度で里程を計る單位。六丁一里で四十里と云。【八條の二位殿】時子。西八條第に住し從二位なるより云。【遣り入れる】車を引入れること。【牛の面の樣なる者】牛頭の鬼。【馬の樣なる者】馬頭の鬼。【惡行超過】惡行の夥いこと。【南閻浮提金銅十六丈の廬遮那佛】東大寺の大佛。【無間】無間地獄の略。苛責の絶える間が無いので云。【汗水に成りつゝ】汗びつしよりになること。【靈佛靈社】靈驗があるといふ寺社。【金銀七寶を投げ】貴重の品々を布施として祈ること。【叶ふ】願が叶ふこと。【跡枕】病人の足許から枕許までの意。『跡』足もと。

閏二月二日の日、二位殿熱さ堪へ難けれ共、入道相國の御枕に依つて、「御有樣見奉るに、日に副へて賴少うこそ見えさせおはしませ。物の少しも覺えさせ給ふ時、思し召す事あらば、仰せ置かれよ」とぞ宣ひける。入道相國、日來はさしもゆゝしうおはせしか共、今はの時にも成りしかば、世にも苦しげにて、息の下にて宣ひけるは、「當家は保元平治より以來、度々の朝敵を平げ、勸賞身に餘り、忝くも一天の君の御外戚として、丞相の位に至り、榮花既に子孫に殘す。今生の望は、一事も思ひ置く事なし。只思ひ置く事とては、兵衞佐賴朝が首を見ざりつる事こそ、何よりも又本意無けれ。

吾如何にも成りなん後、佛事孝養をもすべからず、堂塔をも立つ可からず。急ぎ討手を下し、頼朝が首を刎ねて、我が墓の前に懸くべし。其れぞ今生後生の孝養にて有らんずるぞ」と宣ひけるこそ、いとゞ罪深うは聞えし。若しや助かると、板に水を置いて、臥し轉び給へ共、助かる心地もし給はず。同じき四日の日、悶絶躄地して、遂にあつち死にぞし給ひける。馬車の馳せ違ふ音は、天も響き大地も搖ぐ計り也。一天の君萬乘の主の、如何なる御事まします共、是には爭か勝る可き。今年は六十四にぞ成られける。老死と云ふ可きにはあらぬ共、宿運忽に盡きぬれば、大法祕法の効驗もなく、神明佛陀の威光も消え、諸天も擁護し給はず、況んや凡慮に於てをや。身に替り命に代らんと、忠を存ぜし數萬の軍旅は、堂上堂下に並み居たれ共、是は目にも見えず力にも拘らぬ無常の殺鬼をば、暫時も戰ひ返さず。又歸り來ぬ死出の山、三瀨川、黄泉中有の旅の空に、唯一所こそ赴かれけれ。され共日來作り置かれし罪業計りこそ、獄卒と成つて迎にも來りけめ。哀れなりし事共也。さてしも有るべき事ならねば、同じき七日の日、愛宕にて烟になし奉り、骨をば圓實法眼頸にかけ、攝津の國へ下り、經の島にぞ納めける。さしも日本一州に名を揚げ威を振ひし人なれ共、身は一時の烟と成つて、都の空へ立ち上り、骸は暫し徘徊て、濱の眞砂に戲れつゝ、空しき土とぞ

成り給ふ。

【日に副へて】日に增し。**【賴少う】**全快の望がないこと。**【物の少しも覺えさせ給ふ時】**正氣のたしかな時。**【さしもゆゝしう】**あれ程剛氣でといふ意。**【今はの時】**今は限りの時の義。臨終の際。**【息の下にて】**絲くかすかな聲のこと。**【一天の君】**一天下の君の義。天皇。**【如何にもなりなん後】**死後。**【佛事孝養】**法事供養のこと。東鑑(治承五、閏二、四、)云、遺言云、三日以後可ㇾ有二葬之儀一。每二七日一可ㇾ修二如ㇾ形佛事一、每日不ㇾ可ㇾ修ㇾ之、亦於二京都一不ㇾ可ㇾ成二追善一、子孫偏可ㇾ營二東國歸往之計一者。**【堂塔を立つ】**死者の冥福を祈る爲に立てる風があつた故に云。**【懸く】**墓前の樹などに引つかけること。**【いとゞ罪深う】**死後まで怨念を果さうと願ふを云。**【悶絕躄地】**法華經信解品に見える語。悶え死で地に倒れること。明月記云、臨終動熱悶之由巷說。**【あつち死】**不明。悶死のことか。長門本あつさ死、盛衰記周章死とある。百錬抄(養和元、閏二、四、)云、入道太政大臣(淸盛公法名淨海)薨(年六十四)、天下走騷、日來有二所惱一、身熱如ㇾ火、世以爲下燒二東大興福一之現報上。**【馬車】**弔問客の馬及び牛車。**【如何なる御事ましまます共】**御崩御の事を指す。**【老死】**年たけ老い朽て死ぬこと。**【宿運】**前世より定まつた運命。壽命。**【諸天】**諸佛衆生を護る神である諸の天部。**【況や凡慮に於ておや】**神佛の見放したものを、まして普通の人間の考では、どうすることも出來ないの意。**【力にも拘らぬ】**腕力ではどうすることも出來ないといふ意。**【無常の殺鬼】**いつ襲ひ來るとも知れぬ死のこと。『殺鬼』人を殺す鬼の義。死を擬人化した語。**【死出の山】**死天の山とも書く、もと死を山に譬へ、轉じて冥途にある山の名となる、死後必ず越ゆべき嶮岨な山と云。十王經云、閻魔王國境、死天山南門、亡人重過、兩莖相逼、破ㇾ膚割ㇾ肉、折ㇾ骨漏ㇾ髓、死天重

レ死、故言ニ死天一。**【三瀨河】**三途河とも云。もと地獄・餓鬼・畜生の三惡道を川に譬へ、轉じて冥途に在て亡者の必ず渡る三つの瀨のある河の名となる。十王經云、所レ渡有レ三、一山水瀨、二江深瀨、三有橋瀨。**【中有】**中陰とも云。死後次の生の定まらぬ間の、中途にある時期を云。大藏法數云、中有亦名ニ中陰一、謂諸衆生、此身死後、識未レ託レ胎、現在所レ作、善惡業因、必取ニ當來善惡諸趣之果一、因果不レ亡、故名ニ中有一。**【只一所】**只一人。**【獄卒となつて迎にも】**誰れも送る者はなかつたが、迎へには罪業が牛頭馬頭の獄卒となつて、迎へに來てくれた位のものであらうの意。**【さてしも有るべき事ならねば】**亡くなつては仕方がないのでの意。**【愛宕】**平安遷都以來の火葬地、今建仁寺南方、愛宕念佛寺、一名六道珍皇寺の地域と云。**【圓實法眼】**左大臣藤原實能の子。**【經の島】**攝津國武庫郡兵庫北濱の地。**【骸は暫し徘徊ひて】**遺骨は此土に留つてといふこと。**【濱の眞砂に戲れつゝ】**海岸の砂にまじつての意。

經の島

葬送の夜不思議の事有りけり。玉を延べ金銀を鏤めて作られたりける西八條殿、其の夜俄に燒けにけり。人の家の燒くる事は、常の習ひなれ共、何者の所爲にや有りけん、放火とぞ聞えし。又六波羅の南に當つて、人ならば二三十人計りが聲して、「嬉しや水、鳴るは瀧の水」と云ふ拍子を出いて、舞ひ躍り、咄と笑ふ聲しけり。去んぬる正

月には、上皇隱れさせ給ひて、天下諒闇に成りぬ。纔か一兩月を隔てゝ、入道相國薨ぜられぬ。心なき怪しの者も、如何か憂へざるべき。如何樣是は天狗の所爲といふ沙汰にて、平家のやはり男の兵共百餘人、笑ふ聲に付て是を尋ぬるに、院の御所法住寺殿には、此三箇年は院も渡らせ給はず、御所預備前前司基宗と云ふ者有り。彼の基宗が相知つたる者共、酒を持つて來り集り飲みけるが、「かゝる折節に音なせそ」とて飲みけるが、次第に飲み醉ひて、加樣には舞ひ躍りける也。六波羅の兵共是を聞き付け、ばつと推寄せ、酒に醉ひたる者共二三十人搦め捕つて、六波羅へ將て參り、坪の内に引つ居ゑさせ、前右大將宗盛卿、大床に立つて、事の子細を尋ね聞き給ひて、「實にも左樣に飲み醉ひたらんずる者を、左右なう斬る可き樣なし」とて、皆歸されけり。上下人の失せぬる跡には、朝夕に鐘打鳴し、例時懺法する事は、常の習なれ共、此の禪門薨ぜられて後は、聊供佛施僧の營と云ふ事もなし。朝夕只軍合戰の營の外は、又他事なしとぞ見えし。

【西八條殿其夜俄に燒】長門本に、さしも執し作り磨かれし八條殿も去る六日に燒けぬとあるのが正しい。葬送の前々夜の事。**【人ならば二三十人計りが聲】**何か分からないが、人ならばの意。百錬抄に云、八日葬禮、寄レ車之間、東方有二今樣亂舞聲一（卅人許聲）、以レ人令レ見レ之、聞二最勝光院中一云々。**【嬉しや水、鳴るは瀧

の水】延年舞の歌詞。【拍子を出いて】歌の拍子を取ての意。【咄と】笑ひ崩れる樣の形容。【心なき怪しの者】理解のない下賤の者。【如何樣】いかにも。つまらぬ者さへ悲んでゐるのに、大聲あげて笑ふのは、普通の者ではあるまいから、いかにも變化の所爲であらうとのこと。【聲に付きて】聲をたよりに。【御所預】御所の取締をする役。【かゝる折節に音なせそ】天下諒闇の上に、淸盛薨去の際であるから、靜にせよの意。【ばつと】急に。【左右なう】容易に。【上下人の失せぬる跡】貴賤に拘はらず、人の死後は。【例時】例時の作法の義。一定の時刻に行ふ作法。【懺法】罪障懺悔の爲に修する法。天台宗では、夕例時朝懺法と稱し夕刻の例時に、阿彌陀經を誦し、引聲念佛（聲明法で長く聲を引く念佛）を唱へ、朝は法華懺法といふ經文を悲しい聲で諷誦する。慈覺大師渡唐の際將來の勤行と云。【供佛施僧】佛に供養し僧に布施する義。法事法會のこと。

凡そは最後の所勞の有樣共こそうたてけれ共、誠には只人共覺えぬ事共多かりけり。日吉の社へ參り給ひしにも、當家他家の公卿多く供奉して、攝籙の臣の春日の御參詣、氏入など申す共、是には爭か勝る可きとぞ人申しける。何よりも又福原の經の島築いて、上下往來の船の、今の世に至る迄、煩ひなきこそ目出たけれ。彼の島は去ぬる應保元年二月上旬に、築き始められたりけるが、同じき八月二日の日、俄に大風吹き大浪立ちて、皆淘り失ひてき。同じき三年三月下旬に、阿波の民部重能を奉行にて、築かれけるに、人柱立てらる可きなんど、公卿僉議有りしか共、其れは中々罪業成る可しとて、

石の面に一切經を書いて、築かれたりける故にこそ、經の島とは名付けけれ。

【最後の所勞】臨終。【うたて】見苦しい。【氏入】一本宇治入とある。藤原氏の關白新任後、始て宇治平等院へ參入する儀式。【福原の經の島】福原の輪田崎に築いたが故に云。【上下往來の船】難波へ上り、西海へ下る船。【煩なきこそ】山槐記（治承四、二、廿）云、太政官符云、輪田崎者、上下諸人、經過無レ絶、公私諸船、往還有レ數、而東南之大風、常扇ニ朝暮之逆浪一難レ凌、是則無レ泊之所レ致也云々。任ニ延喜例一、被レ修ニ築彼石椋一者、海無ニ行路之怖畏一、不レ聞ニ官物私財之損失一、永絶者云々。長門本云、彼海はとまりのなくて、風と波とのたち合ぬれば、通へる船を覆し、乘る人の死すること昔より絶えず。【應保元年】長門本承保三年とあるのが正しい。【阿波の民部重能】玉葉重良、東鑑成良に作る。【人柱】昔、埋立等の際、土臺の立たぬ時に、生きながら人を水中に埋めて、河神の牲としたと傳へる。そのこと。【中々罪業成るべし】人の爲にせんとして、人を殺しては、却て罪深いことになるの意。【石の面に】長門本云、石の面に一切經を書て船に入れて、いくらといふこともなく沈められけり。

慈心坊

或る人の申しけるは、「清盛公は只人には非ず、慈慧僧正の化身也。其の故は、攝津の國清澄寺の聖、慈心房尊惠と申しゝは、本は叡山の學侶、多年法華の持者也。然るを道

心發し離山して、此の寺に住みけるを、人皆歸依しけり。去んぬる承安二年十二月廿二日の夜に入つて、尊惠常住の佛前に至り、脇息によりかゝつて、法華經讀み奉りける處に、夢共なく現共なく、淨衣に立烏帽子著て、藁鞋脛巾したる男二人、立文を持て來たり。尊惠夢の中に、「あれは何よりぞ」と問ひ給へば、「閻魔王宮より宣旨の候」とて、尊惠に渡す。尊惠是を開いて見るに、「南閻浮提大日本國攝津の國淸澄寺の聖慈心房尊惠、來廿六日、閻魔羅城大極殿にして、十萬部の法華經有り。十萬國より十萬人の僧を供養し、法華轉讀せらるべき也。尊惠も其の人數たる上、急ぎ參勤せらるべし。閻王宣仍つて屈請件の如し。承安二年十二月廿二日、閻魔の廳」とぞ書かれたる。尊惠いなみ申すに及ばねば、聽て領 承の請文を奉ると覺えて、夢覺めぬ。是を院主の光影房に語りたりければ、聞く人身の毛竪ちけり。其の後は偏に死去の思を成して、口には佛名を唱へ、心に引接の悲願を念ず。同じき廿五日の夜に入つて、又常住の佛前に參り、例の如く念誦讀經す。子の尅計り眠り切なるが故に、住房に歸つて打臥す。丑の尅計り、又先の如くに男二人來て、疾々と勸むる間、尊惠參詣致さんとすれば、衣鉢更になし。閻王宣を辭せんとすれば、甚だ其の恐有り。此の思をなす處に、法衣自然に身に纏つて肩に懸り、天より金の鉢下る。二人の從僧、二人の童子、十人の下

脇息
立文

僧、七寶の大車、寺坊の前に現ず。尊惠喜んで車に乘り、西北に向つて空を翔けると覺えて、程なく閻魔王宮に至りぬ。

【慈慧僧正】天台座主良源。近江國淺井郡の人。慈慧は其諡、永觀三年寂、年七十四。古今著聞集釋敎云、太政入道淸盛は慈惠僧正の化身也。【化身】もと佛菩薩が衆生濟度の爲に、種々の形に示現するを云。轉じて前代の人が形を變へて示現することに云。俗にいふ生れがはり。【淸澄寺】攝津國河邊郡小濱村大字米谷にあつた寺。古今著聞集云村人きよし寺とぞ申し侍る。【慈心房尊惠】諸門跡譜云、尊惠權僧正、一條大相國公經公男、早世。【法華の持者】一心に法華經を受持し讀誦する者。【離山】叡山を出たこと。【常住の佛前】いつも讀經する佛前。【脇息】座側に置て臂をかけもたせる具。【脛巾】脛にはく脚絆の類。【立文】正式の書狀の樣式。竪のまゝに上包みに包んであるより云。又其の上包を捻ねるより捻り文とも云。貞丈雜記に、式の立文と云は、先書狀を書て其上を別の白紙にて卷く、これを禮紙と云。扨禮紙の上を又白紙にて包て、包紙の上下を其狀より餘る分をすぢかひに左へ折り、又右へ折て扨裏の方へ折る也。【宣旨の候】宣旨であるの義。閻魔王といふより宣旨と云。【閻魔羅】閻魔羅社の略。閻魔は更に此語を略したもの。【大極殿】王宮正殿の意。【閻王宣】閻王の宣旨の義。【屈請】無理に招くの意。尊長僧侶等を招く時に使用する語。【閻魔の廳】閻魔王に從屬する役所の義。この文書發行の役所として署名したもの。【領承】承諾。【請文】うけ書。【院主】住持。【死去の思を成し】死んだ氣になつてゐること。【佛名を唱へ】念佛すること。【引接の悲願を念ず】佛の來迎して淨

土へ導いて下さる佛の願力を祈り願ふこと。『悲願』大慈悲心より立てられた衆生濟度の願の故に云。【住房】平素居住の室。【衣鉢】『衣』三衣、三種の袈裟。『鉢』飯器。共に僧の所持品として必要缺ぐ可らざる者。【此の思】衣鉢のない事を案じてゐること。【下僧】身分の卑い僧。【七寶の大車】七寶で裝飾してある大車。法華經譬喩品云、我有二如レ是七寶大車一、其數無量。【現ず】忽然として出現すること。

王宮の體を見るに、外郭曠々として、其の內渺々たり。其の中に七寶所成の大極殿あり。高廣金色にして、更に凡夫の眼に及び難し。其の日の法會畢つて後、餘僧等皆歸り去んぬ。尊惠は大極殿の南方の中門に立つて、遙の大極殿を見渡せば、冥官冥衆、皆閻魔法王の御前に畏る、有り難き參詣也。此の次に後生の罪障を尋ね申さんと思つて、歩み向ふ。其の間に二人の從僧箱を持ち、二人の童子蓋をさし、十人の下僧列を引いて、漸々歩み近づく時、閻魔法王、冥官冥衆悉く下り迎ふ。藥王菩薩・勇施菩薩、二人の從僧に變じ、多聞・持國、二人の童子に現ず。十羅刹女、十人の下僧に變じて、隨逐給仕し給へり。閻王問うて曰く、「餘僧等皆歸り去んぬ、御房一人來る事如何」。尊惠答へ申されけるは、「我れ幼少より法華轉讀每日怠らずと云へども、後生の罪障を未だ知らず、尋ね申さんが爲也」。閻王仰せけるは、「往生不往生は、人の信不信に有りと云々。夫れ法華は、三世の諸佛の出世の本懷、衆生成佛の直道也。一念信解の功德は、

五波羅密の行にも越え、五重展轉の隨喜の功德は、八十箇年の布施にも勝れたり。されば汝彼の功力に依つて、都率の內院に生ずべし」とぞ仰せける。閻王又冥官に勅して仰せけるは「此の人の一期の行、作善の文箱にあり。取出いて、化他の碑文見せ奉れ」と仰せければ、冥官畏り承つて、南方の寶藏に行いて、彼の一の文箱を取つて參り、卽ち蓋を開いて讀み聞かす。一期が間、思ひと思ひ、爲しと爲し事の、一つとして顯れずと云ふ事なし。尊惠悲歎啼泣して「唯願くは出離生死の方法を敎へ、證大菩提の直道を示し給へ」と、泣々申されければ、閻王哀愍敎化して、種々の偈を誦す。

妻子王位財眷屬、　死去無一來相親、
常隨業鬼繫縛我、　受苦叫喚無邊際。

此の偈を誦し終つて、尊惠に附囑す。尊惠斜ならずに悅び「南閻浮提大日本國に、平大相國と申す人こそ、攝津の國和田の御崎を點じて、四面十餘町に屋を建て、今日の十萬僧會の如く、多くの持經者を屈請して、坊々に一面に座につけ、念誦讀經、丁寧に勤行致され候」と申す。閻王隨喜感歎し給ひて「件の入道は、只人には非ず、誠には慈慧僧正の化身也。其の故は天台の佛法護持の爲に、假に日本に再誕する故に、我れ彼の人を日々に三度禮する文あり。件の入道に得さすべし」とて、

敬禮慈慧大僧正、　天台佛法擁護者、
示現最初將軍身、　惡業衆生同利益。

此の文を讀み終つて、尊惠に又附囑す。尊惠悦びの涙を流いて、南方の中門を出る時、十餘人の從僧等、車の前後を守護し、東南に向つて空を翔り、程なく歸り來るかと覺えて、夢の心地して息出でぬ。

【曠々】廣大なこと。【渺々】果のない程廣いこと。【七寶所成の大極殿】起世經地獄品云、當ニ閻浮洲南ニ鐵圍山外一、有ニ閻魔王宮殿住處一、縱廣正等ニシテ六千由旬ナリ、七重牆壁、七重欄楯、七重鈴綱アリ、其外ニ七重多羅行樹アリテ周帀圍繞ス、雜色可レ觀、七寶所成ナリ、所謂金・銀・琉璃・頗梨・赤珠・車渠・瑪瑙等之所ニ成就スル。【高廣金色】高く廣く黃金色に耀いてゐること。【凡夫の眼に及び難し】人間界では見られない程立派であるとのこと。『凡夫』他界の人間の義。【餘僧】尊惠以外の僧。【有り難き參詣】又とないよい時に來たといふこと。【後生の罪障】死後往生の障となる罪業。【蓋】僧の用ひる傘。こゝはさしかけること。【列を引いて】長く列を作つて行くこと。【下り迎ふ】階を下つて迎へること。【藥王・勇施・多聞・持國・十羅刹女】法華經陀羅尼品に、以上の諸菩薩等、法華經の讀誦受持者を擁護する爲に陀羅尼を唱へる事が見える。尊惠が法華の持者なので、是等の菩薩等が來て從者となり擁護したといふこと。【多聞持國】四天王中の二天。【十羅刹女】鬼女十名の義。藍婆・毘藍婆・曲齒・華齒・黒齒・多髮・无厭足・持瓔珞・皐諦・奪一切衆生精氣を云。『羅刹』惡鬼の總名。【隨逐給仕】つき從ひ仕

へること。**【御房】**僧に對する敬稱。**【往生不往生は人の信不信】**死後極樂に生れるか否かは、生前彌陀の本願を信ずるか否かに據るの意。**【出世の本懷】**諸佛が世に出で法を說かれる本意。**【衆生成佛の直道】**人間が悟を開いて佛となる近道。**【一念信解の功德】**一心專念に佛法を信じ之を理解する功果。法華經分別功德品云、其有衆生、聞佛壽命長遠如是、乃至能生一念信解、所得功德、無有限量、若有善男子善女人、爲阿耨多羅三藐三菩提故、於八十萬億那由他劫、行五波羅蜜、…以是功德、比前功德、百分千百分千萬億分不及其一。**【五波羅蜜】**六波羅蜜中般若波羅蜜を缺ぐもので、檀波羅蜜・尸羅波羅蜜・羼提波羅蜜・毘梨耶波羅蜜・禪波羅蜜を云。『波羅蜜』梵語、波羅蜜多の略。到彼岸と譯す。菩薩此行法を修じ、自利利他の大行を究竟し、涅槃の彼岸に到達するより云。**【五重展轉の隨喜の功德】**『五重』五十の訛。法華經の功德を傳へ傳へて第五十人目の人が心から喜ぶ功德の意。法華經隨喜功德品云、聞是經隨喜已、從法會出至於餘處、若在僧坊、若空閑地、若城邑巷陌、聚落田里、如其所聞、爲父母宗親善友智識、隨力演說、是諸人等、聞已隨喜、復行轉敎、餘人聞已、亦隨喜轉敎、如是展轉至第五十。又云。如是第五十人展轉聞法華經隨喜功德、尙無量阿僧祇。**【八十個年の布施】**同經隨喜功德品云、是大施主如是布施、滿八十年云々。**【彼の功力】**法華經の持者たる功德の力。**【都率の內院】**兜率院の內院、彌勒の淨土を云。法華經普賢菩薩勸發品云、若有人受持讀誦、解其(法華經)義趣、是人命終、爲千佛授手令不恐怖不墮惡趣、卽往兜率天上彌勒菩薩所。**【作善の文箱】**善根を書き留めた文を納れてある箱の義か。**【化他の碑文】**『碑』祕の訛か、他人を敎化したことを記す祕文の意か。**【出離生死の方法】**生死の界であるこの娑婆世界を離れて、再び生れて

來ない方法。【證大菩提】大菩提、即ち佛の正覺を證得すること。【哀愍教化】哀れみを垂れ教訓化導することと。【偈】梵語、伽陀の略。經文中にある韻文で、三言乃至七言等一定してゐないが、必ず四句を要するもの。此偈は死後の淒慘を述べて、浮世の榮華の恃むに足らないことを諭したもの。【財】財寶。【眷屬】親屬。【死去無一來相親】死ねば以上の者が一つも來てくれるものはないとのこと。【常隨業鬼繫縛我】唯ついてくるものは罪業の鬼のみで、我を繫ぎ縛して苦めるばかりとのこと。【受苦叫喚無邊際】其苦しさに、永遠に泣き叫ぶの外はないの意。【點じて】選定したこと。【四面十餘町】十餘町四方。【十萬僧會】多數の僧を招請し法會を開くこと。古今著聞集に承安二年三月十五日の事とある。山家集云、六波羅太政入道、持經者千人あつめて、津の國和田と申す所にて供養侍りける。やがて其ついでに萬燈會しけり、夜更くるまゝに、灯の消えけるをおのおのともしつぎけるを見て。消えぬべき法の光の燈火を挑ぐる和田のみさきなりけり。【坊々に一面に座につけ】どの僧坊にも總體に座せしめたこと。【彼の人】清盛のこと。【最初將軍身】一本最勝將軍、又再生將軍に作る。清盛。【惡業衆生同利益】清盛に生れ變つて惡業を積んでも、それに依て世に惡業の恐るべきことを知らせて、大僧正として世を益したと同樣に、衆生に利益があるの意。

其の後都へ上り、入道相國の西八條の亭に行いて、此の由申したりければ、入道相國斜ならずに悅び、樣々に持て成し、樣々の引出物給で、其の時の勸賞には、律師に成されけるとぞ聞えし。其れよりしてこそ、清盛公をば、慈慧僧正の化身とは、人皆知りてげり。持經上人は、弘法大師の再誕、白河の院は又持經上人の化身也。此の君は功

德の林をなし、善根の德を重ねさせおはします。末代にも、淸盛公、慈慧僧正の化身にて、惡業も善根も共に功を積んで、世の爲人の爲に、自他の利益を成すと見えたり。彼の達多と釋尊の、同衆生の利益に異ならず。

【持經上人】未詳。【功德の林】功德の盛なことの喩。和漢朗詠集云、佛事、白樂天、贈ㇾ僧五首、百千萬劫菩提種、八十三年功德林。【自他の利益】自分にも他人にも利益になること。【達多】提婆達多の略。釋尊の從兄弟で、惡業甚しく、釋尊を害せんとし、生きながら地獄に墮ちたといはれる者。【同衆生の利益】惡人の達多の最後を見て、衆生が菩提心を起したことと、釋尊が衆生濟度に盡したこととが、同じく衆生の利益となつたとの意。

祇園女御

又故い人の申しけるは、「淸盛公は直人には非ず、誠には白河の院の御子也。其の故は去んぬる永久の比ほひ、祇園女御とて、幸人おはしき。件の女房の栖居所は、東山の麓祇園の邊りにてぞ有りける。白河の院常は彼へ御幸なる。或時殿上人一兩人、北面少々召具して、忍の御幸有りしに、比は五月二十日餘り、まだ宵の事なるに、五月雨さへ搔暮れて、萬物いぶせかりける折節、件の女房の宿所近う御堂あり、御堂の傍邊

より光物こそ出で來たれ。頭は銀の針を磨き立てたる樣にきらめき、片手には槌の樣なる物を持ち、片手には光る物をぞ持つたりける。是ぞ誠の鬼と覺ゆる。手に持てる物は、聞ゆる打出の小槌なるべし。如何せんとて、君も臣も大に噪がせおはします。其の時忠盛北面の下臈にて供奉せられたりけるを、御前へ召して、「此の中には汝ぞ有るらん、あの者射も殺し、斬りも留めなんや」と仰せければ、畏り承つて歩み向ふ。忠盛內々思ひけるは、此の者さして猛き者とは見えず、思ふに狐狸の所爲にてぞ有るらん。是を射も殺し、斬りも留めたらんは、無下に念なからまし、同じくは生捕にせんと思うて、歩み向ふ。と計り有つては颯とは光り、と計り有つては颯とは光り、二三度しけるを、忠盛走り寄つて、無手と組む。組まれてこは如何にと噪ぐ。變化の者にては無かりけり。人にてぞ候ひける。其の時上下手手に火を燃いて、是を御覽じ見給ふに、六十計りの法師也。喩へば御堂の承仕法師にて有りけるが、佛に御明を參らせんとて、片手には手瓶と云ふ物に油を入れて持ち、片手には土器に火を入れてぞ持ちたりける。雨はゐにゐて降る、濡れじとて、小麥の藁を引き結んで被いたりけるが、土器の火に耀いて、偏に銀の針の如くには見えける也。事の體一々次第に顯れぬ。「是を射も殺し斬りも留めたらんは、如何に念無からまし。忠盛が振舞こそ誠に思慮

深けれ。弓矢取は優しかりけるもの哉」とて、さしも御最愛と聞えし祇園女御を、忠盛にこそ下されけれ。

【故い人】古老。**【祇園の女御】**白河院の寵姫白河殿。仁和寺諸堂記云、白河院御寵人東御方、俗稱祇園女御、今鏡云、その白川殿あさましき御宿世おはしける人なるべし。宣旨などは下されざりけれども、世の人は祇園の女御とぞ申すめりし。もとよりかの院のうちの局わたりにおはしけるを、はつかに御覽じつけさせ給ひて、三千の寵愛一人のみなりけり。**【幸人】**寵愛を恣にしてゐる人。**【祇園】**盛衰記に、祇園社の巽に當つて御所を造つて据ゑられたりとある。今京都四條通祇園の東、八坂神社邊。**【掻暮れて】**雨さへ降つて暗いこと。**【物いぶせかりける】**鬱陶敷無氣味なこと。**【御堂】**考證に蓮華寺かとある。今祇園社東南に蓮華寺址祇園女御塚等がある。**【光り物】**光を放つ物。**【聞ゆる】**世の人のよくいふ。**【打出の小槌】**種々の財寶を思の儘に打ち出す槌。鬼の寶物と稱せられる。保元物語に源爲朝が鬼ケ島に至て其寶物を尋ねた中に、隱蓑・隱笠・浮履・劍の名見え、參考本に引く一本には、隱蓑・隱笠・うちての履・しつむ履がある。後世は專ら大黑天の持物に云。**【北面の下臈】**下北面。**【此の中には汝ぞ有るらむ】**この中では汝が一番の剛の者であらうの意。**【無下に念なからまし】**全く考がなさすぎることであらうの意。**【と許り有つては】**暫くしては。**【颯とは】**急に明るくなる形容の語。**【無手と】**力強くの意。**【變化の者】**怪異の者。**【喩へば】**いはゞ。**【承仕法師】**佛前に燈火花香等を供へ、佛具に關する雜事を掌る僧の稱。**【手瓶】**把手のある瓶。**【土器】**素燒の燒物。**【ゐにゐて降る】**しきりなく降ること。**【被いたり】**頭の上からかぶること。**【事の體】**事の眞相。**【優し】**思ひやりの深いこと。

此の女御胎み給へり。「產めらん子、女子ならば朕が子にせん、男子ならば忠盛取つて、弓矢取に仕立てよ」とぞ仰せける。卽ち男を產めり。事に觸ては、披露せざりけれ共、內々は持て成しけり。此の事如何にもして、奏せばやと思はれけれ共、然る可き便宜も無かりけるが、或時白河の院、熊野へ御幸なる。紀伊の國絲鹿坂と云ふ所に、御輿かき居ゑさせ、暫く御休息有りけり。其の時忠盛、藪に幾らも有りける零餘子を、袖にもり入れ、御前へ參り、畏つて、

いもが子は這ふ程にこそ成りにけれ、

と申されたりければ、院軈て御心得有つて、

たゞもり取りてやしなひにせよ。

とぞ付けさせまし〳〵ける。さてこそ吾が子とは持て成されけれ。此の若君餘りに夜啼をし給ひしかば、院聞し召して、一首の御詠を遊ばいてぞ下されける。

夜啼すと忠盛立てよ末の代に、淸く盛ふる事もこそあれ。

其れよりしてこそ、淸盛とは名乘られけれ。十二の歲元服して兵衞の佐に成り、十八の歲四品して、四位の兵衞の佐と申せしを、子細存知せぬ人は、華族の人こそ角はと申されければ、鳥羽の院は知し召して、「淸盛が華族は、人に劣らじ」とこそ仰せけれ。昔も天

智天皇、胎み給へる女御を大織冠に給ふとて、「此の女御の產めらん子、女子ならば朕が子にせん、男子ならば臣が子にせよ」と仰せけるに、則ち男を產めり。多武の峯の本願、定慧和尙是也。上代にもかゝる樣有りければ、末代にも淸盛公、誠には白河の院の皇子として、さしも容易からぬ天下の大事、都遷など云ふ事をも、思ひ立れけるにこそ。

【事に觸れては披露せさりけれ共】取り立て公表はしなかつたがの意。**【內內は持て成しけり】**內々では大事に思つて鄭重に取扱つてゐたの意。**【此事】**男子出生の事。**【然るべき便宜】**丁度よい機會。**【紀伊國絲鹿坂】**萬葉集絲鹿の山、東鑑絲我とある。有田郡絲我村の南嶺で、熊野街道の道筋に當つてゐた。**【零餘子】**むかごの異名。薯蕷の子（珠芽）を云。**【もり入れ】**一杯入れること。**【いもが子は云々】**『いも』芋と妹とをかける。妹は男女對した時女を指していふ詞。こゝは女御を指す。『這ふ』蔓と嬰兒との這ふをかけて云。此事今物語には八幡別當光淸と小大進との事としてある。**【聽て御心得有つて】**すぐ御分りになつて。**【たゞもり云々】**唯盛りと忠盛、養ひの物と養育とをかけて云。**【付けさせ】**下句を附けさせ給うたこと。**【夜啼すと云々】**夜啼するともの意。忠盛立に、唯守り立よとかけて云。此歌長門本には女御夢中の御歌とし、盛衰記には忠盛が熊野山に祈つた時の熊野權現の歌としてある。**【四位の兵衞の佐】**公卿補任云、大治四、正、廿四日左兵衞佐、長承四、八、廿一從四下（父忠盛召二捕海賊一賞、兵衞佐如レ元、十八）。**【子細存知せぬ人】**院の落胤の事情を知らない

人。【華族の人こそ角は】長門本に花族の人などこそかくあれとあると同意。『華族』攝家に次ぐ家柄で、大臣大將を兼ね太政大臣にも昇る家柄のこと。昇進が早いので華族でもないのにと疑ふ意。【清盛が華族は】清盛の血統家格はといふ意。【天智天皇云々】此事多武峰略記、元亨釋書は孝德天皇の事とし、大鏡今昔物語は天智天皇の事とし、大鏡はその女御の御生みになつたのを不比等としてある。いつれも荒唐の俗說で信を採るに足らない。【多武峯の本願】大和國磯城郡多武峰の妙樂寺の開基のこと。多武峰は談山ともいひ、今談山神社のある地。天武天皇の時、定慧和尙、右大臣藤原不比等に勸めて、攝津國嶋下郡阿威山にあつた父鎌足の墓をこゝに移し、十三重の塔を起し、遺骨を塔底に納め、其南に妙樂寺を建てたと云。『本願』其人の立願で佛寺を創建すること。

洲の股合戰

同じき二十日の日、五條の大納言國綱の卿も失せ給ひぬ。入道相國とさしも契深うおはせしが、同日に病付きて、同じ月失せ給ひけるこそ不思議なれ。同じき廿二日、前の右大將宗盛の卿、院參して、院の御所を法住寺殿へ、御幸なし奉る可き由奏せらる。彼の御所は、去んぬる應保元年四月十五日に造り出だされて、新日吉、新熊野、間近う勸請し奉り、山水木立に至る迄、思し召す儘成りしが、平家の惡行に依つて、此の二三

箇年は、院も渡らせ給はず、御所の破壞したるを修理して、御幸成し參らす可き由、奏聞せられたりければ、法皇「何の樣も有る可からず、只とう〳〵」とて御幸成る。先づ故建春門院のおはしける御方を御覽ずれば、岸の松、汀の柳、年經にけりと思しくて、木高くなれり。太液の芙蓉、未央の柳、是に向ふに如何んが涙進まざらん。彼の南内西宮の昔の跡、今こそ思し召し知られけれ。三月一日の日、南都の僧綱等、皆赦されて本官に復す。末寺莊園一所も相違有る可からざる由仰せ下さる。同じき三日の日、大佛殿事始あり。事始の奉行には、前の左少辨行隆ぞ參られける。此の行隆、先年八幡へ參り、通夜せられたりける夢に、御寶殿の御戸推開き、鬢結うたる天童の出でゝ、「是は大菩薩の御使なり。大佛殿事始の奉行の時は、是を持つ可し」とて、笏を賜はると云ふ夢を見て、覺めて後見給へば、現に枕上にぞ候ひける。あな不思議、當時何事有つてか、大佛殿事始の奉行には參る可きと思はれけれ共、御靈夢なれば、懷中して宿所に歸り、深う納めて置かれけるが、平家の惡行に依つて、南都炎上の間、多くの辨の中に、此の行隆選び出だされて、大佛殿事始の奉行に參られける、宿緣の程こそ目出たけれ。

【同じき廿日】長門本に廿三日とあるのが正しい。【契深う】仲の善いこと。【廿二日】廿五日の誤。【院の御所

を】一本法皇は院の御所法住寺殿へとある。【應保元年】長門本に四月十三日御わたましありてとあるのがよい。山槐記〔四、十三〕云、今日院有三御移二徙于法住寺一。【新日吉】永暦元年十月十六日近江より勸請。京都大佛瓦町南日吉坂邊の地。後轉々し明治三十年阿彌陀峰上口南に移した。【何の樣も有る可らず】何の用意も修理にも及ばない、唯早くとのこと。【太液の芙蓉、未央の柳】『太液』漢宮の池の名、『未央』漢の宮殿の名。『芙蓉』はちすの花。白樂天長恨歌云、歸來池苑皆依レ舊、太液芙蓉未央柳、芙蓉如レ面柳如レ眉、對レ此如何不二涙垂一。【南内西宮の跡】是も長恨歌に、西宮南苑（一本南内に作る）秋草多とあるに基いて、唐玄宗皇帝が南内西宮に宴遊した昔時を思つて悲歎した事を、院も今になつて深く思ひ知られたとのこと。『西宮』西内とも云。皇城のこと。唐書地理志關内道西京註云、皇城謂二之西内一、大明宮在二禁苑東南一、西接二宮城之東北隅一、曰二東内一、興慶宮在二皇城之東南一、開元初置、至二十四年一又增二廣之一、謂二之南内一。【一所も相違有る可からざる由】全部從前通に領有してよいとの意。【大佛殿事始】大佛殿建築の起工式。南都僧綱復官、大佛殿事始、共に實錄に見えない。唯一代要記に、養和元年八月十日東大寺大佛事始の事が見える。【事始の奉行】玉葉〔治承五、六、廿五、〕云、此日東大寺行事官除目云々、造佛造寺等長官共行二隆也云々。【笏】文官束帶の時手に持つ具。長一尺二寸・廣二寸・厚二分餘の板。古くは五位以上牙笏、六位以下木笏の制であつたが、平安中期以降、上下通じて木笏となり、禮服の時のみ牙笏を用ひる事となつた。しやくの音は、笏の音骨に通するを忌んで云ふとも、その長さ凡そ尺なるよりとも云。もと君前で用事を記し置く備忘の具より、儀禮上の具に轉じたものと云。

同じき十日の日、美濃の國の目代（もくだい）、早馬を以て都へ申しけるは、源氏既に尾張の國迄

攻上り、道を塞いで人を一向通さぬ由申したりければ、平家聽て討手を差向けらる。大將軍には、左兵衛の督知盛、左中將淸經、同少將有盛、丹後の侍從忠房、侍大將には、越中の次郎兵衛盛續、上總の五郎兵衛忠光、惡七兵衛景淸を先として、都合其の勢三萬餘騎、尾張の國へ發向す。入道相國薨ぜられて、纔に五旬をだに滿たざるに、さこそ亂れたる世と云ひながら、あさましかりし事共也。源氏の方には、十郎藏人行家、兵衛の佐の弟卿の公義圓、都合其の勢六千餘騎、尾張川を隔てゝ、源平兩方に陣をとる。同じき十六日の夜に入つて、源氏六千餘騎河を渡いて、平家三萬餘騎が勢の中へ懸入り、寅の尅より矢合して、夜の明くる迄戰ふに、平家の方には些とも騷がず。「敵は河を渡いたれば、馬物具も皆濡れたるぞ、其れをしるしに討てや」とて、源氏を中に取り籠て、我れ討取らんとぞ進みける。兵衛の佐の弟卿の公義圓、深入して討たれにけり。十郎藏人行家、散々に戰ひ、家の子郎等多く射させ、力及ばで、河より東へ引き退く。平家聽て河を渡いて、落ち行く源氏を追物射に射て行くに、あそこゝにて返し合せて、防ぎ戰ふと云へ共、多勢に無勢、叶ふ可し共見えざりけり。水驛を後にする事無かれとこそ云ふに、今度の源氏の謀は、疎なりとぞ人申しける。十郎藏人行家は引退き、參河の國に打ち越えて、矢矧川の橋を引き、搔楯搔いて待ち懸けたり。平家やが

て續いて攻め給へば、そこをも遂に攻め落されぬ。猶も續いて攻め給はど、參河遠河の勢は、容易う附くべかりしを、大將軍左兵衞の督知盛、勞有りとて、參河の國より都へ歸り上られけり。今度も僅に一陣をこそ破られたれ共、殘黨を攻めざれば、差せるし出だしたる事無きが如し。平家は、去々年小松の大臣薨ぜられぬ。今年又入道相國失せ給ひぬ。運命の末に成る事、顯なりしかば、年來恩顧の輩の外は、隨ひ附く者無かりけり。東國は草も木も皆源氏にぞ靡きける。

【左兵衞督知盛】玉葉(治承五閏二、十五、)に今日追討使藏人平重衡朝臣、相ニ具廳御下文一所ニ發向一也とあつて、知盛の名がない。**【淸經】**資盛弟。**【有盛】**淸經弟。**【五旬】**五十日。七七日迄は中陰と稱して謹愼する例であるのに、是はさる事もないとのこと。**【さこそ亂れたる世とは云ひながら】**如何に亂世でもの意。**【卿公義圓】**義經の同母兄、幼名乙若、初の名圓成(平治物語圓濟、長門本圓全)、後義圓と改め、卿公と號した。**【尾張河】**木曾川の古名。尾張國西北界を流れるより云。もと美濃國安八郡墨俣を經てから墨俣川の稱があり、其濃尾兩國の界をなすより尾張墨俣川とも呼はれた。墨俣又洲股に作る。**【深入】**敵陣中に深く入り過ぎたこと。**【追物射】**逃げる敵を後より追ひながら射ること。貞丈雜記云、おんもの射に射ると云事、おん物は追物也。馬に乘て地を走る獸を追ひて身をさがりて射る事を云也。牛追物犬追物もおん物也。**【水驛を後にすること無かれ】**「水驛」水澤の訛。史記淮陰侯傳云、諸問レ信(韓信)曰、兵法右ニ倍山陵一、前ニ左水澤一、今將軍令ニ臣等反背レ水陣一。**【矢刮**

川】三河國三大河の一。同國北部に發源し、西南擧母岡崎附近を流れ、大濱平坂間に至り海に注ぐ。長さ凡二十八里。【知盛勞有て】『勞』病氣。此事は此戰より前の事で、知盛近江美濃の源氏を討伐し、二月十二日病の爲上京したこと、東鑑玉葉等に見える。【一陣】第一陣。【殘黨】打洩した殘餘の者。【顯なり】明白になったこと。

喘涸聲

去程に越後の國の住人、城の太郎助長、越後の守に任ぜらる、朝恩の忝さに、木曾追討の爲にとて、其の勢三萬餘騎で、信濃の國へ發向す。六月十五日に門出して、既に打立たんとしける夜半計り、俄に空掻曇り、雷夥しう鳴つて、大雨下り、天晴れて後、虛空に喘涸れたる聲を以て、「南閻浮提金銅十六丈の盧遮那佛燒亡し奉つたる、平家の方人する者爰に有り、依つて召取れや」と、三聲叫んでぞ通りける。城の太郎を始として、是を聞く兵共、皆身の毛竪ちけり。郎等共、「是程怖しき天の御告の候ふに、只理を枉げて留まらせ給へ」と云ひけれ共、「弓矢取る身の、其れに依る可からず」とて、城を出でゝ、僅廿餘町ぞ行きたりける。又黑雲一村立ち來つて、助長が上に覆ふと見えしが、忽に身すくみ心ほれて、落馬してげり。輿に舁かれて館へ歸り、打ち臥す事三

時計り有りて、遂に死ににけり。飛脚を以て、都へ此の由を申したりければ、平家の人々、大に恐れ騒がれけり。

【木曾追討の爲】東鑑（養和元、八、十三）云、平資長可レ追ニ討木曾次郎義仲一之由宣下、是平氏之依ニ申行一也。又（九、三）云、越後守資長任ニ勅命一赴ニ催當國軍士等一、擬レ攻ニ木曾冠者義仲一之處、今朝頓滅、是蒙ニ天譴一歟。【打立たんとしける夜半計り】出發の前夜の夜半頃。【虚空】空中。【方人】御方すること。【遥りける】聲が通り過ぎる樣に消えること。【理を狂げても】無理にも。【弓矢取る身】武士たる者。【其れに依る可らず】そんなこと位では中止はできないの意。【心ほれて】恍惚として物の判らなくなること。

同じき七月十四日改元ありて、養和と號す。其の日除目行はれて、筑後の守貞能、肥後の守に成つて、筑前肥後兩國を賜つて、鎮西の謀叛平げに、其の勢三千餘騎で、鎮西へ發向す。又其の日非常の赦行はれて、去んぬる治承三年に流され給ひし人々、皆都へ召し返さる。入道松殿殿下、備前の國より上らせ給ふ。妙音院太政の大臣殿、尾張の國より御上洛。按察の大納言資方の卿は、信濃の國より歸洛とぞ聞えし。同じき廿八日、妙音院殿御院參。去んぬる長寛の歸洛には、御前の簀子にして、賀王恩、還城樂を彈き給ひしが、養和の今の歸京には、仙洞にして秋風樂をぞ遊ばされける。何れも何れも風情折を思し召しよらせ給ひける、御心操こそ目出たけれ。按察の大納言資方の

卿も、其の日同じう院參せらる。法皇叡覽有つて、「如何にや如何に、此の比は習はぬ鄙の住居して、郢曲なども、今は定めて跡方あらじとこそ思し召せ共、先づ今様一つ有れかし」と仰せければ、大納言拍子取つて、「信濃に有んなる木曾路川」と云ふ今様を、是は正しう見聞かれたりしかば、「信濃に有りし木曾路川」と、歌はれけるこそ、時に取つての高名なれ。

【改元】百錬抄には、依二代初一也とあるが、公卿補任には、大嘗會以前改元、其例雖レ希、依二東國亂幷天下飢饉天變地搖事等一也。とある。**【長寛の歸洛】**妙音院師長が父頼長が保元の亂を起した罪に連座して土佐に流され、長寛二年六月に召返されて上洛した時のこと。**【簀子】**廂の外側の椽を云ふ。小板敷の間が、竹の簀の如くに間を少しづつ透かしてあるより云ふ。**【賀王恩】**唐樂太食調二十四曲の一。一に感皇恩に作る。唐太宗が秦王の時父高祖の美德を稱贊する爲に作つた曲。**【秋風樂】**盤渉調廿二曲中の一。もと唐樂で一帖であつたのを、嵯峨天皇常世の乙魚に勅し、換歌を作らしめて三帖としたものと云ふ。**【風情折を思し召しよらせ】**前の歸京に王恩を賀する樂、京に還る樂を奏し、今、秋の季節に秋風の樂を奏したことを云ふ。**【郢曲】**催馬樂・風俗・朗詠・今様等の總稱。當世風の歌ひ物の義。『楚國の都、郢に、下里巴人等の俗曲に和する者多く、高尙な陽春白雪の曲には和する者が少かつたと云ふ故事より出た語。**【跡方あらじ】**すつかり忘れたらうの意。**【今様一つあれかし】**今様を一つでも歌つて見よの意。**【信濃に有んなる木曾路川】**「有んなる」は「有るなる」の訛。躰源

抄云、信濃に有んなる木曾路川、君に思ひの深ければ、みぎはに袖をぬらしつゝ、あらぬ瀬をこそすゝぎつれ。【是は正しう見聞かれ】斉賢は、現に信濃で見聞して來たのでの意。【信濃に有りし】あるといふのを、あつたと變へて歌つたのが面白いとのこと。【時に取っての高名】場當りのうまいやり方といふ意。『高名』功名でお手柄といふ程のこと。

横田河原合戰

八月七日の日、官の廳にして、大仁王會行はる。是は將門追討の例とぞ聞えし。九月一日の日、純友追討の例とて、伊勢太神宮へ鐵の鎧甲を進らせらる。勅使は祭主神祇の權の大副大中臣の定高、都を立つて、近江の國甲賀の驛より病付いて、同じき三日の日、伊勢の離宮にして、遂に死にぬ。又調伏の爲に、五壇の法承つて行ひける降三世の大阿闍梨、大行事の彼岸所にして、寢死に死にぬ。神明も三寶も、御納受なしと云ふ事揭焉し。又大元の法承つて行ひける安祥寺の實玄阿闍梨が、御卷數を進らせたるを、披見せられければ、平氏調伏の由を注進しけるこそ怖しけれ。「こは如何に」と仰せければ、「朝敵調伏せよと仰下さる。つら〳〵當世の體を見候ふに、平家專ら朝敵と見えたり。仍つて彼を調伏す。何の咎や候ふべき」とぞ申しける。此の法師奇怪也。

死罪か流罪かと沙汰有りしか共、大小事の怱劇に打紛れて、何の沙汰にも及ばず。平家亡び源氏の代に成つて、鎌倉へ下り、此の由角と申しければ、鎌倉殿感じ給ひて、其の勸賞に、僧正に成されけるとぞ聞えし。同じき十二月廿四日、中宮院號蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申しける。主上未だ幼主の御時、母后の院號是始とぞ承る。

【官の廳】太政官廳。太政官の正廳。**【大仁王會】**每年三月及び七月に仁王護國般若經を講じ、朝家の安泰を祈られる法會を仁王會、其御一代一度行はせられるを大仁王會と云。こゝは臨時の仁王會。吉記 養和元、八、十六、云、於二内敎法一、自二去夕一以二十口僧一、被レ行二仁王經御讀經一、出納周貞奉向二彼所一奉二行之一云々。**【將門追討の例】**日本紀略 天慶三、二、廿五、云、今日修二仁王會一、祈下征二夷賊一事上也。**【伊勢大神宮へ鐵の鎧甲】**百錬抄 治承五、九、十三、云、金銅鎧被レ進二大神宮一、依二天慶例一也。**【祭主】**伊勢大神宮神職の長官。此年祭主は神祇大副大中臣親隆で、實に定隆の父に當る。**【神祇の權大副大中臣の定高】**定隆の訛。百錬抄等神祇少副とあり玉葉のみ大副とある。共に神祇省次官。**【近江の國甲賀郡の驛】**今の甲賀郡水口の東の大野村。今も市場、頓宮の字がある。頓宮は伊勢齋王の行在に因んだ稱かといはれる。**【伊勢の離宮】**離宮院とも云。齋内親王御參向の時の御宿舍の料に設けられた處。初、度會郡沼木鄕高川原にあり、延暦十六年湯田鄕宇羽西村に移された。院址、今上地の北小俣の南に在ると云。東鑑 治承五、十、廿、云、神祇少副定隆於二伊勢國一志驛家一頓滅。**【降三世の大阿闍梨】**降三世明王受持の阿闍梨の意。百錬抄 養和元、十、廿七、云、法印覺算於二東坂下一頓死、自二去廿一日一爲レ調二伏東賊一、於二日吉社一被レ行二五壇

法ハ、降三世阿闍梨也、修中有ニ此事ハ以爲ス奇歟。【大行事】大行事權現。山王二十一社中の七社の一。【彼岸所】春秋の彼岸會を修行する所。二十一社の各社にあるもの。【寢死】寢て、そのまゝ死ぬこと。【御納受なし】祈禱祈願を神佛の聞入れられないこと。【安祥寺】山城國宇治郡山科村にある文德天皇御勅願寺。【實玄】實嚴の訛。【卷數】修法結願の時、讀經の部數、念誦の回數等を記し、施主に送る目錄。【注進】注し進める義。報告すること。【當世の體】現代の有樣。【專ら】全く。【沙汰】評定。【大小事の忽劇】大事小事とりまぜて多忙なこと。【鎌倉殿】賴朝。【院號】吉記（養和元、十一、廿五）云、今日院號定也、止ニ中宮職ハ可ゝ奉ゝ稱ニ建禮門院ハ

去程に今年も暮れて、養和も二年に成りにけり。節會已下常の如し。二月廿一日、太白昴星を侵す。天文要錄に曰く「太白昴星を侵せば、四夷起る」と云へり。又「將軍勅命を承つて、國の境を出づ」共見えたり。三月十日の日、除目行はれて、平家の人々大略加階し給ふ。四月十五日、前の權少僧都顯眞、日吉の社にして、如法に法華經一萬部轉讀致さるゝ事有りけり。御結緣の爲にとて、法皇も御幸なる。何者の申し出だしたりけるやらん「一院山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべし」と聞えしかば、軍兵內裏へ參じて、四方の陣頭を警固す。平氏の一類、皆六波羅へ馳せ集る。本三位の中將重衡の卿、其の勢三千餘騎で、日吉の社へ參向す。山門に又聞えけるは、「平家山攻めんとて、登山す」と聞えしかば、大衆東坂本へ降り下つて、こは如何にと僉議す。

法皇も叡慮を驚かさせおはします。公卿殿上人も色を失ひ、北面の輩共の中には、餘に周章て噪いで、黄水吐く者多かりけり。山上洛中の騷動斜ならず。去程に重衡の卿、穴太の邊にて、法皇迎へ取り進らせて、都へ還御なし奉る。一院山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべしと云ふ事も、平家又山攻めんと云ふ事も、跡形なき空事也。只天魔の能く荒れたるにこそとぞ人申しける。法皇仰せなりけるは、「角のみ有らんには、此の後は御物詣など申す御事も、御心には任すまじき事やらん」とぞ仰せける。同じき二十日の日、廿二社へ官幣使を立てらる。是は饑饉疾疫に依つて也。

【節會已下常の如し】元日節會を初として、正月恒例の儀式が、例年と變らずに行れたこと。盛衰記には、養和二年正月一日、あらたまの年の始の御祝なれども、諒闇に依て節會もなしとある。**【太白昴星を侵す】**『太白』金星。『昴星』和名すばる、七星の集つたもので七曜星とも云。玉葉養和二、二、廿三、云、泰親朝臣來、去比火星犯ニ歳星一、近日又金星犯ニ同星一、共常變也、但火星之變、治承三年大亂之時變也云々、又云、此間金星欲レ犯ニ昴星宿一、若如レ存犯レ之者、殊勝大事之變也、仍兼所レ申也。占文不レ快。**【天文要錄】**著者未詳。帝王編年紀三、云、天文要錄云、太白犯ニ昴星ヲ一、四夷亂競、兵革不レ絶、大將軍去ニ國境一。**【四夷】**四方の蠻夷。**【國の境を出づ】**外征に出ること。**【四月十五日】**三月十五日より三七日間、如法經の轉讀、十四日結願、此日日吉社で供養があつたのである。玉葉云、其所レ願之意趣、廣爲レ利ニ群生一也。殊又爲レ直ニ天下之亂一、又爲レ消ニ戰場終命之輩怨

靈一也。其外廻向可レ任ニ各意趣一云々。【**如法に法華經**】如法經轉讀のこと。如法經とは如法に經文を書寫する意。天長年中慈覺大師が叡山の横川で三年間六根懺悔を爲す暇に、石墨草筆で法華經を書寫したことから起り、爾後諸種の作法を定め、多人數を式場に集めて書寫することを云。百錬抄云、前權少僧都顯眞、勸ニ進貴賤上下一、一心精進、轉ニ讀如法經一、法皇令レ列ニ人數一給。【**結緣**】佛果を得る緣を結ぶ意、その爲に相寄つて法華經を書寫するを結緣經など云、【**黃水吐く**】膽汁を吐くこと。【**穴太**】近江國滋賀郡坂本村大字穴太。南坂本とも云、日吉社の南十二町、無動寺東麓の地。【**天魔のよく荒れたるにこそ**】惡魔の荒れたのに過ぎないの意。【**かくのみ有らんには**】こんなに一擧一動に風說が起る樣ではの意。【**二十二社**】朝廷より奉幣の便宜上定められた二十二の神社。伊勢大神宮、石淸水八幡宮、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴布禰。【**飢饉疾疫**】歷代皇紀ニ養和二一云、去今兩年、天下飢饉、云ニ兵亂一、云ニ旱魃一、諸人餓死、就レ中二年春夏比、上下多以餓死、然又疫癘同競發、存者十人之中、終四五人也、今年體過ニ上古一云々。

同じき五月二十四日に改元有りて、壽永と號す。其の日除目行はれて、越後の國の住人、城の四郎助茂、越後の守に任ず。兄助長逝去の間、不吉なりとて頻に辭し申しけれ共、勅命なれば力及ばず。是に依つて、助茂を長茂と改名す。去程に、九月二日の日、越後の國の住人、城の四郎長茂、木曾追討の爲にとて、越後、出羽、會津四郡の兵

共を引率して、都合其の勢四萬餘騎、信濃の國へ發向す。同じき九日の日、當國横田河原に陣をとる。木曾は依田の城に有りけるが、三千餘騎で城を出でて馳せ向ふ。爰に信濃源氏、井の上の九郎光盛が謀に、三千餘騎を七手に分ち、俄に赤旗七旒作つて、手手に指し揚げ、あそこの峯爰の洞より寄せければ、越後の勢共是を見て、「あはや此の國にも御方の有りけるは。力付きぬ」とて勇み悅ぶ處に、次第に近う成りければ、相圖を定めて、七手が一つに成り、赤旗共切り捨てさせ、兼て用意したりける白旗を、さつと差し揚げて、鬨を咄と作りければ、越後の勢共、是を見て「こは謀れにけり、敵何十萬騎かあるらん、取り籠められては叶ふまじ」とて、周章ふためきけるが、或は河へ追つぱめられ、或は惡所へ追ひ落されて、助かる者は少なう、討るゝ者ぞ多かりける。城の四郎が宗と賴み切つたる越後の山の太郎、會津の乘丹房など云ふ一人當千の兵共、そこにて皆討取られぬ。城の四郎我が身手負ひ、辛き命を生きつゝ、河に附いて越後の國に引退く。飛脚を以て都へ此の由を申したりけれ共、平家の人々是を事共し給はず。同じき十六日前の右大將宗盛の卿、大納言に還著して、十月三日の日、內大臣に成り給ふ。同じき七日悅申の有りしに、公卿には花山の院中納言を始め奉つて、十二人扈從して、遣り續けらる。藏人の頭親宗以下、殿上人十六人前驅す。中納言四人、

三位の中將も三人迄おはしき。東國北國の源氏等、蜂の如くに起り合ひ、只今都へ亂れ入る由聞えしか共、平家の人々は、風の吹くやらん、波の立つやらんをも知り給はず。加樣に花やか成りし事共、中々云ふ甲斐なうぞ見えし。

【五月二十四日に改元】二十七日の誤。百錬抄云、壽永、養和二、五、廿七改元、依ニ飢饉、兵革、病事三合一也。**【不吉】**助長越後守に任ずる後、直に頓死した故に云。**【會津四郡】**會津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡。もと皆會津郡より分れたもので、此四郡、四方山を以て圍まれ自ら一區劃を爲すと云。**【九日】**東鑑十月九日とす。**【横田河原】**信濃國更科郡榮村大字横田。千曲川左岸の地。**【依田の城】**同國小縣郡依田村。今上田市南方二里の地。**【赤旗七旒】**『赤旗』平家の旗幟。『旒』旗等の數量を示す語。本朝軍器考云、平家の赤旗、いかなるいはれありとも、其の事の由しるせるもの、いまだ所見あらず。**【あはや】**驚いた時に發する語。**【御方のありけるは】**「は」は「嘆辭。赤旗を見て平家の御方と推測して云。**【力付きぬ】**氣強くなること。**【七手が一手に成り】**七陣に別れてゐたのが、合して一陣となること。**【白旗】**源氏の旗幟。其由來未詳。**【宗と頼み切つたる】**主に頼みにしきつてゐること。**【辛き命を生きつつ】**危ぶなかつた所を助つての意。**【河に附いて】**河に沿つて行くこと。**【是を事ともし給はず】**敗軍の事を氣に懸けず、何とも思つてゐないといふこと。**【還着】**舊職に復任すること。玉葉壽永元、九、四、云、此日臨時有ニ除書一、前大納言兼右大將平宗盛還ニ任大納言一、可レ任ニ大臣一之料云々。**【同七日悅申】**玉葉十、十三云、此日內大臣拜賀、內大臣扈從、公卿十二人、殿上人十五人。**【風の吹くやらん云々】**

長門本に浪の立、風の吹やらんも知らずとある。身に迫る騒ぎを、どこを吹く風かと、平氣でゐること。**【中々云ふ甲斐なうぞ見えし】**却て氣の毒に思はれるとの意。

去程に今年も暮れて、壽永も二年に成りにけり。節會以下常の如し。正月五日の日、朝覲の行幸有りけり。是は鳥羽の院六歳にて、朝覲の行幸有りし、其の例とぞ聞えし。二月廿一日、宗盛公從一位し給ふ。軈て其の日内大臣をば上表せらる。是は兵亂愼みの爲とぞ聞えし。南都北嶺の大衆、熊野金峯山の僧徒、伊勢太神宮の祭主神官に至る迄、一向平家を背いて、源氏に心を通はしけり。四海に宣旨を成し下し、諸國へ院宣を遣せ共、院宣宣旨をも、皆平家の下知とのみ心得て、隨ひ附く者無かりけり。

【朝覲行幸】二月廿一日の事。玉葉(壽永二、二、廿一)云、此日今上始テ朝覲行幸也。正月依二御忌月一無二此禮一、後冷、後三、鳥羽院等例也。吉記云、春秋六歳、度々吉例也。天仁(鳥羽)初度十二月也、後々毎年被レ用二二月一。**【宗盛公從一位】**公卿補任云、正月廿一日從一位。**【上表】**辭表を上ること。公卿補任二月廿七日とある。

卷第七

北國下向

壽永二年三月上旬に、木曾の冠者義仲、兵衞の佐賴朝、不快の事有りと聞えけり。去程に鎌倉の前の兵衞の佐賴朝、木曾追討の爲にとて、其の勢十萬餘騎で、信濃の國へ發向す。木曾は其の比依田の城に有りけるが、其の勢三千餘騎で、城を出でゝ、信濃と越後の境なる熊坂山に陣を取る。兵衞の佐も同じき國の內、善光寺にこそ著き給へ。木曾、乳母子の今井の四郎兼平を使者にて、兵衞の佐の許へ遣す。「抑御邊は東八箇國を打隨へて、東海道より攻め上り、平家を追ひ落さんとはし給ふ也。義仲も東山北陸兩道を打隨へて、北陸道より攻め上り、今一日も先に平家を亡さんとする事でこそ有るに、如何なる子細有つてか、御邊と義仲中を違うて、平家に笑はれんとは思ふ可き。但し叔父の十郞藏人殿こそ、御邊を恨み奉る事有りとて、義仲が許へおはしつるを、義仲さへすげなう應答ひ持て成し申さん事、如何ぞや候へば、是までは打連れ申したり。義仲に於ては、全く意趣思ひ奉らず」と、宣ひ遣されたりければ、兵衞の佐の返事に、「今

こそ左樣に宣へ共、正しう賴朝討つ可き由の謀叛の企有りと、告げ知らする者あり。但し其れには依る可からず」とて、土肥・梶原を先として、數萬騎の軍兵を指し向けらるゝ由聞えしかば、木曾眞實意趣なき由を顯さんが爲に、嫡子に淸水の冠者義重とて、生年十一歲に成りける小冠者に、海野・望月・諏訪・藤澤など云ふ一人當千の兵を相副へて、兵衞の佐の許へ遣す。兵衞の佐、「此上は誠に意趣無かりけり。賴朝未だ成人の子を持たず、よし／＼さらば子にし申さん」とて、淸水の冠者を相具して、鎌倉へこそ歸られけれ。

【冠者】元服して間もない若者の稱。【不快】仲の惡いこと。【熊坂山】越後國中頸城郡、荒川の上流關川の南岸、信濃國上水內郡信濃尻村大字熊坂にある山。【善光寺】善光寺の所在地、今の長野市。【乳母子今井の四郎兼平】傅中原兼遠の子、樋口次郎兼光弟。【中を違うて】中違ひをして。【義仲さへすげなう】義仲までも冷淡な取扱をするのは、氣の毒なのでの意。【全く意趣思ひ奉らず】全然惡意は持つてゐないの意。【其れには依る可らず】人の告げ口を信ずるだけではない。外にも理由はあるの意。【淸水冠者義重】東鑑志水冠者義高、尊卑分脈義基に作る。【小冠者】年のいかない冠者の義。【成人の子】元服して一人前になつた子。

去程に、木曾義仲は、東山北陸兩道を打隨へて、既に都へ亂れ入る由聞えけり。平家は去年の冬の比より、明年は馬の草飼に付きて、軍有る可しと披露せられたりけれ

ば、山陰山陽南海西海の兵共、雲霞の如くに馳せ集る。東山道は近江美濃飛騨の兵は參りたれ共、東海道は遠江より東の兵は一人も參らず、西は皆參りたり。北陸道は若狹より北の兵は一人も參らず。平家の人々先づ木曾義仲を討つて後、兵衞の佐賴朝を討つ可き由の公卿僉議有りて、北國へ討手を差向けらる。大將軍には、小松の三位の中將維盛、越前の三位通盛、副將軍には、薩摩の守忠度、皇后宮の亮經正、淡路の守清房、參河の守知度、侍大將には、越中の次郎兵衞盛續、上總の大夫判官忠綱、飛騨の大夫判官景高、河内の判官秀國、高橋の判官長綱、武藏の三郎左衞門有國を先として、以上大將軍六人、然る可き侍三百四十餘人、都合其の勢十萬餘騎、四月十七日の辰の一點に都を立つて、北國へこそ赴かれけれ。片道を賜つてげれば、相坂の關より始めて、路次に持つて逢ふ權門勢家の正税官物をも恐れず、一々に皆奪ひ取る。志賀・唐崎・三川尻・眞野・高島・鹽津・貝津の道の邊を、次第に追捕して通りければ、人民こらへずして、山野に皆逃散す。

【亂れ入る】勢込んで進入する意。**【馬の草飼に】**馬に青草を食はせる頃、卽ち四月頃にといふこと。延喜式左馬寮云、毎年四月十一日始飼二青草一。**【皇后宮の亮經正】**經盛子。敦盛兄。**【淡路の守清房】**知度弟。**【參河守知度】**清盛弟。**【片道を賜つて】**片道の征討費を賜ふ意。沿道諸國の租税調貢の徵發を許可されること。令義解

に、凡官人乘ニ傳馬一出レ使者、所レ至之處、皆用ニ官物一准レ位供給とあると同義。【相坂の關】近江國大津町の南、逢坂山に設置せられた關。其起源は古いが、史書に明記がない。大化二年畿内の北限を此に定められた時に始まるか。延暦十四年一時廢止せられ、天安元年又置かれた。三關の一。【路次に持て逢ふ】行く先々の路筋で、持つて通るのに出逢ふこと。【正稅】田租中、官倉に納め經常の國用に充るもの。【官物】田租又は調庸を云。【三川尻】叡山山麓下坂本の濱の古名を三津と云、そこに注ぐ小川の河口の意か。【眞野】近江國滋賀郡眞野村大字眞野。【高島】同高島郡高島村大字高島。【鹽津】琵琶湖北岸、同伊香郡鹽津村。【貝津】同高島郡海津村。湖北の要港。以上は琵琶湖西岸の諸驛で、北國に通する要路に當る。【追捕】徵發沒收。

竹生島詣

大將軍維盛・通盛は進み給へ共、副將軍忠度・經正・淸房・知度などは、未だ近江の國鹽津貝津に扣へ給へり。中にも皇后宮の亮經正は、幼少の時より、詩歌管絃の道に長じ給へる人にておはしければ、かゝる亂の中にも、心を澄し、或朝湖の端に打ち出でゝ、遙の澳なる島を見渡いて、伴に候ふ藤兵衞の尉有敎を召して、「あれは如何なる島ぞ」と問ひ給へば、「あれこそ聞え候竹生島にて候へ」と申しければ、經正、「さる事あり、いざや參らん」とて、藤兵衞の尉有敎、安右衞門の尉守敎以下、侍六人召具して、小船に

乘り、竹生島へぞ參られける。此は卯月中の八日の事なれば、緑に見ゆる梢には、春の情を殘すかと疑はれ、澗谷の鶯舌の聲老いて、初音ゆかしき郭公、折知り顏に告げ渡り、松に藤浪咲き懸つて、誠に面白かりければ、經正急ぎ舟より降り、岸に揚つて、此の島の景色を見給ふに、心も言も及ばれず。彼の秦皇漢武、或は童男丱女を遣はし、或は方士をして不死の藥を求めしめ、蓬萊を見ずば、竟や還らじと云ひて、徒に船の中にて老い、天水茫々として、求むる事を得ざりけん、蓬萊洞の有樣も、是には過ぎじとぞ見えし。或經の文に云く、閻浮提の內に湖有り、其の中に金輪際より生ひ出でたる水精輪の山有り、天女栖む所と云へり。則ち此の島の御事也とて、經正、明神の御前につい居給へり。「夫れ大辨功德天は、往古の如來、法身の大士なり。妙音辨才二天の名は、各別なりとは申せ共、本地一體にして、衆生を濟度し給へり。一度參詣の輩は、所願成就圓滿すと承れば、賴もしうこそ候へ」とて、靜に法施參らせて居給へば、漸々日暮れ、居待の月指し出でゝ、海上も照り渡り、社壇も彌輝いて、誠に面白かりければ、常住の僧「これは聞ゆる御事なり」とて、御琵琶を奉る。經正是を取つて彈き給ふに、上玄石上の祕曲には、宮の中も澄み渡り、誠に面白かりければ、明神も感應に堪へずや思しけん。經正の袖の上に、白龍現じて見え給へり。經正餘りの忝

さに、暫く御琵琶を指し置かせ給ひて、角ぞ思ひ續けらる。

千早振神に祈りの叶へばや、しるくも色の顯はれにけり。

目の前にて朝の怨敵を平げ、凶徒を退けん事疑ひなしと悦んで、又船に乗り、竹生島をぞ出でられける。有り難かりし事共也。

【竹生島】琵琶湖北半里許に在る島。拾芥抄に本朝五奇異の一に數へてある。**【さる事あり】**それなら聞いた事があるといふこと。**【卯月中の八日】**四月十八日。**【春の情】**春の情趣。**【澗谷の鶯舌の聲老て】**谷間の鶯の聲が末になつてさびのあること。**【初音ゆかしき郭公】**鳴き初めたばかりのよい聲する郭公。**【折知り顏】**季節に似合はしくの意。**【松に藤浪】**松にからまる藤の花が風に吹かれてゆれるのを、浪の立つに擬していふ語。**【秦皇漢武】**秦始皇帝、漢孝武帝。以下白樂天新樂府に依つて文を成す。白氏文集新樂府云、海漫々、直下無レ底傍無レ邊、雲濤煙浪最深處、人傳中有ニ三神山一、山上多生ニ不死藥一、服レ之羽化爲ニ天仙一、秦皇漢武信ニ此語一、方士年々采レ藥去、蓬萊今古但聞レ名、煙水茫々無ニ覓處一、海漫々、風浩々、眼穿不レ見ニ蓬萊島一、不レ見ニ蓬萊一不ニ敢歸一、童男丱女舟中老。**【丱女】**『丱』丱角。あげまきといふ髪に結んだ幼童のこと。徐福が始皇帝の命を奉じ、不老不死の藥を求めに行つた時、童男童女千人を率ゐて行つたことを云。**【方士】**道士。漢武帝が遣した文成のこと。**【蓬萊】**支那の傳説にいふ、海中に在る神仙居住の山島。**【竟や還らじ】**決して還るまいといふ意。**【天水茫々】**天と水と連るだけで、何も見當らないこと。**【蓬萊洞】**『洞』こゝでは山といふ程のこと。**【或**

經の文】本文未詳。竹生島縁起云、古老口傳云、此島出二華嚴經說一、故自二金輪際一出生。【金輪際】佛經に、地層の最底で、金輪の在る所といひ、水面下八萬由旬、厚さ三億二萬由旬、徑十二億三千四百五十由旬と云。【水精輪の山】水精の山の義。『水精』水晶等の鑛物の名。【明神】竹生島明神。竹生島縁起に、明神は淺井姫命を祀るとし、今是大神者、辯才天女釋迦如來應跡とある。【大辯功德天】大辯才天の異稱。又妙音天、美音天とも云。聰明・能辯・美音等の故に云。【法身の大士】二種菩薩の一、法身菩薩。一分の煩惱を斷じ、一分の法性を顯現する菩薩を云。【本地一體】妙音、辯才、二天と名は分れても、本身は一であるの意。【居待ちの月】陰曆十八夜の月。少し遲く出るので、座つて待つて居るといふ意。十七夜を立待、十九夜を臥待、又は寢待といふに對して云。【常住の僧】そこにいつも居住する僧。【これは聞ゆる御事】かねて琵琶の名手と承るからと、一曲所望する意。【上玄石上】共に秘曲の名。【秘曲】秘して妄に世に傳へない名曲。【感應】妙音に感動すること。【白龍】竹生島縁起に、愛海龍變二大鯰一、廻レ島七匝蟠繞、首尾相咋、毎二其一匝一二神顯坐、住二於八方一、今之大神及七所神子是也とあり、辯才天と龍と關係あるより云。【現じて】神佛が此世の物の形となつて現れることを云。【かうぞ思ひ續けける】次の歌を詠んだの意。【千早振云々】『千早振』神の枕詞。『しるく』著しいこと。盛衰記白くに作るは、別に白龍の白をかけたもの。神に祈る心が通したと見えて、其しるしが現じたの意。【目の前にて】速に。【有り難かりし事共】珍らしい事共。

火燧合戰

去程に木曾義仲は、自らは信濃に有りながら、越前の國火燧が城をぞ構へける。彼の城郭に籠る勢、平泉寺の長吏齋明威儀師、富樫の入道佛誓、稻津の新介、齋藤太、林の六郞光明、石黑、宮崎、土田、武部、入善、佐美を始として、六千餘騎こそ籠りけれ。所本より究竟の城郭、盤石峙ち回つて、四方に峯を連ねたり。山を後にし、山を前にあつ。城郭の前には、能美河、新道河とて流れたり。彼の二つの河の落合に、大石を重ね上げ、大木を伐つて逆木に引き、柵を夥しう搔上げたれば、東西の山の根に、水塞きこうで、湖に向へるが如し。影南山を浸し、靑うして滉漾たり。浪西日を沈めて、紅にして隱淪たり。彼の無熱池の底には、金銀の砂を敷き、昆明池の渚には、德政の船を浮べたり。我が朝の火燧が城の築池は、堤をつき、水を濁して、人の心を誑す。船なくしては容易う渡す可き樣無かりければ、平家の大勢、向ひの山に宿して、徒に日數をぞ送りける。彼の城郭に籠つたる平泉寺の長吏齋明威儀師、平家に志深かりければ、山の根を廻り、消息を書き、蟇目に入れ、平氏の陣へぞ射入れたる。兵共是を取つて、大將軍の御前に參り、開いて見るに、「此の川と申すは、往古の淵に非ず。

一旦山川を塞留め、水を濁して、人の心を誑す。夜に入つて足輕共を遣して、柵を切落させられなば、水は程なく落つべし。急ぎ渡させ給へ。爰は馬の足立好き所にて候。後矢をば仕らん。角申す者は、平泉寺の長吏齋明威儀師が申狀」とぞ書いたりける。平家斜ならずに悅び、夜に入り足輕どもを遣して、柵を切落させられたりければ、誠の山河では有り、水は程なく落ちにけり。平家暫の遲々にも及ばず、颯と渡す。城の内にも六千餘騎、防ぎ戰ふと云へ共、多勢に無勢、叶ふ可し共見えざりけり。平泉寺の長吏齋明威儀師は、平家に附いて忠をいたす。富樫の入道佛誓、稻津の新介、齋藤太、林の六郎光明、叶はじとや思ひけん、加賀の國へ引き退き、白山河內に陣を取る。平家聽て加賀の國に打ち越え、富樫林が城郭二箇所燒拂ふ。何面を向ふべし共見えざりけり。國々宿々より飛脚を以て此の由都へ申したりければ、大臣殿を始め奉りて、一門の人々、勇み悅びあはれけり。

【火燧が城】越前國南條郡湯尾村大字燧にあつた山城。【構へ】造り守ること。【平泉寺の長吏齋明】藤原實信の子。『長吏』寺務統轄者の稱。【威儀師】法會の時、威儀作法等を整へる僧の稱。【究竟の城郭】城郭として最もあつらへ向きな場處といふ義。【磐石峙ち回つて】大きな岩石で取り圍んでゐること。【能美河】今の板取川。【新道河】今の歸河。日野山の西を流れ、能美川と合して、日野河と爲り、後九頭龍川に入る。【落合】二川合

流の處。【搔上げ】作ること。長門本云、大きなる巖を重ねて柵にかきて、水をせき留めたり。【山の根に水塞きこうで】山麓に塞かれて行て、水がそこに湛える樣になつたこと。【影南山を浸して云々】山の影が映つてゐる時は水青く廣々と見え、夕日が映ると波が眞赤になるといふこと。白氏文集新樂府云、昆明春、昆明春、春池岸古春流新、影浸二南山一青滉瀁、浪沈二西日一紅奫淪。【滉瀁】水の廣々として果てのない形容。【隱淪】奫淪の訛。波紋の立つ樣子。【無熱池】印度大雪山の北に在る周廻八百里の池。大唐西域記云、金銀瑠璃頗胝飾二其岸一焉、金沙彌漫、淸波皎鏡。【昆明池】漢武帝が南夷の昆明國討伐の爲に、水戰練習用として、首都長安の西二十里に作つた方四十里程ある池。【德政の船】不明。考證云、開中記云、堯時理水訖、停二船此地一云々、是の故事を云か。【人の心を誑す】池でないのに、池の如くにして詐ること。【志深かり】御方する氣のあること。【消息】手紙。【蟇目に入れ】蟇目の孔の中へ、手紙を入れること。【往古の淵に非ず】以前からの池ではないとの意。【一旦】一時的に。【程なく落つ可し】間もなく水が引いてしまうであらう。【馬の足立】馬の足場。【後矢】御方の後方から矢を射る義。敵に內應することに云。【申狀】申上る書狀といふ義。【山河】山間の溪流。【暫の遲々にも及ばず】暫時の猶豫もせず。【平家に隨いて忠をいたす】平家の御方となつて、平家に忠義立すること。【河內】加賀國能美郡河內村。【何面を向ふ可し共】何者でも抵抗が出來さうにも思へないとの意。

同じき五月八日の日、平家は加賀の國篠原に著いて、大手搦手二手に分つ。大手の大將軍には、小松の三位の中將維盛、越前の三位通盛、侍大將には、越中の次郎兵衞盛續を

始めとして、都合其の勢七萬餘騎、加賀越中の境なる砥浪山へぞ向はれける。搦手の大將軍には、薩摩の守忠度、皇后宮の亮經正、淡路の守清房、參河の守知度、侍大將には、武藏の三郎左衞門有國を先として、都合其の勢三萬餘騎、能登越中の境なる、志保の山へぞ向はれける。木曾は其の比越後の國府に有りけるが、是を聞いて、五萬餘騎で國府を立つて、砥浪山へ馳せ向ふ。義仲が軍の吉例なればとて、五萬餘騎を七手に分つ。先づ叔父の十郎藏人行家、一萬餘騎で志保の山へぞ向ひける。樋口の次郎兼光、落合の五郎兼行、七千餘騎で北黑坂へ差し遣す。仁科、高梨、山田の次郎、七千餘騎南黑坂へ遣しけり。一萬餘騎は砥浪山のすそ、松長の柳原、茱萸の木林に引隱す。今井の四郎兼平、六千餘騎鷲瀨を打渡り、日の宮林に陣を取る。木曾我が身一萬餘騎で、小野部の渡りをして、砥浪山の北のはづれ、羽丹生に陣をぞ取つたりける。

【篠原】加賀國江沼郡篠原村。【砥浪山】加賀越中兩國々境數里に亙る山。北陸道の要隘。【志保の山】能登國羽咋郡志雄村に在る山。能登加賀越中三國の國境に當る。【越後の國府】中頸城郡直江津町の南方、大字[illegible]谷[illegible]田の地。【吉例】目出度い先例。かうすれば常に勝つより云。【北黑阪】越中國西礪波郡埴生村より直に倶利迦羅へ踰える山路。【南黑阪】同國同郡北蟹谷村大字松尾より加賀國河北郡倶利迦羅村大字藤又へ越える山路中の地名。【すそ】山麓。【松長の柳原】盛衰記松長邊柳原とある。『松長』越中國礪波郡北蟹谷村大字松永。『柳原』

松永に屬する地。【茱萸の木林】松永の矢立山を下る山路の南を云。【鷲瀨】射水川の支流、小矢部川の瀨の名。【日の宮林】西礪波郡埴生村大字蓮沼の產土神の社地。【小野部の渡をして】同郡石動町の東、小矢部磧を渡つたこと。【羽丹生】同郡埴生村大字埴生、倶利伽羅へ越える坂路。

木曾の願書

木曾殿宣ひけるは、「平家は大勢で有んなれば、軍は定めて懸合(かけあひ)の軍にてぞ有らんずらん。懸合の軍と云ふは、勢の多少による事なれば、大勢かさに懸けて、取籠められては叶ふ可からず。先づ謀に白旗三十旒(ながれ)先立てゝ、黑坂の上に打立てたらば、平家是を見て、あはや源氏の先陣の向うたるは、何十萬騎か有るらん。取籠められては叶ふまじ。此の山は四方岩石なれば、搦手よも廻らじ。暫く下(お)り居て、馬休めんとて、砥浪山にぞ下り居んずらん。其の時義仲暫く應答(あひしら)ふ體(てい)に持て成して、日を待ち暮し夜に入つて、平家の大勢、後(うしろ)の倶利伽羅(くりから)が谷へ追ひ落さん」とて、先づ白旗三十旒(ながれ)、黑坂の上に打立てたれば、案の如く平家是を見て、「あはや源氏の大勢の向うたるは。取籠められては叶ふまじ。爰は馬の草飼水便(くさかひすゐびん)共に好(よ)げ也。暫く降(お)り居て馬休めん」とて、砥浪山の山中(やまなか)、猿の馬場と云ふ所にぞ下(お)り居たる。木曾は羽丹生(はにふ)に陣取つて、

四方を屹と見廻せば、夏山の峯の緑の木の間より、朱の玉垣ほの見えて、片そぎ作りの社有り。前には鳥居ぞ立つたりける。木曾殿、國の案内者を召して「あれをば何くと申すぞ、如何なる神を崇め奉つたるぞ」と宣へば「あれこそ八幡にて渡らせ給ひ候へ。所も聽て八幡の御領で候」と申す。木曾殿斜ならずに悦び、手書に具せられたりける、大夫房覺明を召して「義仲こそ何となう寄すると思ひたれば、幸に新八幡の御寶前に近付き奉つて、合戰を既に遂げんとすれ。さらんにとつては、且は後代の爲、且は當時の祈禱の爲に、願書を一筆書いて進らせうと思ふは如何に」と宣へば、覺明、「此の儀尤然るべう候」とて、馬より下りて書かんとす。覺明が其の日の爲體、褐の直垂に黑絲威の鎧著て、黑漆の太刀を帶き、二十四差いたる黑縨の矢負ひ、塗籠籐の弓脇に挾み、甲をば脫いで高紐に懸け、箙の方立より小硯疊紙取出し、木曾殿の御前に畏つて願書を書く。哀れ文武二道の達者哉とぞ見えたりける。此の覺明と申すは、本は儒家の者也。藏人道廣とて、勸學院にぞ候ひける。出家の後は、最乘坊信救とぞ名乘りける。常は南都へも通ひけり。一年高倉の宮園城寺へ入御の時、山奈良へ牒狀を遣されけるに、南都の大衆如何思ひけん、其の返牒をば此の信救にぞ書かせける。抑清盛入道は、平氏の糟糠、武家の塵芥とぞ書いたりける。入道大に怒つて「何條其の信

救めが、淨海程の者を、平氏の糠糟武家の塵芥と書く可き樣こそ奇怪なれ。急ぎ其の法師搦め捕つて、死罪に行へ」と宣ふ間、是に依つて、南都には堪へずして、北國へ落ち下り、木曾殿の手書して、大夫坊覺明と名乘る。

【懸合の軍】馳け合の軍の義。雙方より攻めかゝる戰。**【かさに懸けて】**優勢を恃んで攻めかゝること。**【取り籠められては叶ふ可からず】**取り圍まれては敗れるとのこと。**【向うたるは】**向つて來たぞの意。『は』は嘆辭。**【搦手よも廻らじ】**後陣へは、まさかに廻はつては來まい。**【應答體】**應戰する樣子をすること。**【日を待暮し】**日の暮れるのを待つて。**【倶利伽羅が谷】**砺浪山中の峠で、加賀國河北郡津幡町の東二里、越中國石動に至る山を云。盛衰記云、倶利伽羅山と云は、加賀と越中との境也。嶺に一字の伽藍あり、昔越大德諸國修行し給しに、倶利伽羅明王を行給たりしかは、其よりして北山を倶利伽羅嶽共申とかや、越中國礪並郡の内なれば、礪並共申したり。谷深して山高、險難にして道細し、馬も人も行違ふ事輙からず。『倶利伽羅』梵語、黑龍の義。此龍が劍を纏ふ形を以て、不動明王の三昧耶形とし、その不動明王安置の堂あるより、山名となると云。**【馬の草飼】**秣を得ること。**【水便】**水を得る便宜。**【ほの見えて】**ほのかに見えること。**【片そぎ作りの社】**千木の端を片方へ削いである神社。千木は氷木とも言つて、神社の屋根の兩端に、二本宛高く筋違に突き出てゐる木。**【國の案内者】**國内地理の案内者。**【所も聽て八幡の御領】**土地も丁度石淸水八幡の神領である の意。**【手書】**書記の役。右筆。**【大夫房覺明】**東鑑建八、六、十、十三、に、元南都の僧で、義仲沒落後信救得業と稱し、筥根山に住

したことが見える。【何となう寄すると思ひたれば】自分では何の氣なしに攻め寄せて見ればの意。【新八幡】『新』新に勸請した意。本社に對し分社をいふ時に添へる語。礪波郡埴生村護國八幡を云。【さらんにとつては】さあらんにとつてはの義。夫れ故にの意。【爲體】體たるの延語。いでたちの義。黒裝束といふ姿で、何もかも黒色で揃へ調和を取てゐる。【箙の方立】箙の下部に在る箱の部分の名。其箱の後方へ小硯疊紙等を入れて置いたものと見える。【儒家】儒學を講究する者。【堪へずして】居たたまれなくなつてといふこと。

其の願書に云く、「歸命頂禮八幡大菩薩、日域朝廷の本主、累世明君の曩祖也。寶祚を守らんが爲、蒼生を利せんが爲に、三身の金容を顯し、三所の權扉を排き給へり。爰に頃の年より以來、平相國と云ふ者有りて、四海を管領し萬民を惱亂せしむ。是既に佛法の怨、王法の敵也。義仲苟くも弓馬の家に生れて、纔に箕裘の塵を繼ぐ。彼の暴惡を案ずるに、思慮を顧るに能はず。運を天道に任せて、身を國家に投ぐ。試に義兵を起して兇器を退けんと欲す。然るに鬪戰兩家の陣を合すと雖も、士卒未だ一致の勇を得ざる間、區々の心を怕れたる處に、今一陣旗を擧く。戰場にして忽に三所和光の社壇を拜す。機感の純熟明か也。凶徒誅戮疑無し。歡喜涙翻れて、渇仰肝に染む。就中曾祖父前の陸奥の守義家の朝臣、身を宗廟の氏族に歸附して、名を八幡太郎義家と號せしより以來、其の門葉たる者、歸敬せずといふ事無し。義仲其の後胤として、首を傾けて年

久し。今此の大功を起す事、譬へば嬰兒の蠡を以て巨海を測り、蟷螂が斧を怒らかいて隆車に向ふが如し。然りと雖も、國の爲君の爲にして之を起す、全く身の爲家の爲にして之を起さず。志の至、神感空に在り、憑もしき哉、悅ばしき哉。伏して願くは冥顯威を加へ、靈神力を勠せて、勝つことを一時に決し、怨を四方へ退け給へ。然ればば則ち丹祈冥慮に叶ひ、玄鑒加護を成す可くば、先づ一の瑞相を見せしめ給へ。壽永二年五月十一日、源の義仲敬みて曰す」と書いて、我が身を始めて、十三騎が上矢の鏑を拔き、願書に取り副へて、大菩薩の御寶殿にぞ納めける。憑もしき哉、八幡大菩薩、眞實の志二つなきをや遙に照覽し給ひけん、雲の中より山鳩三つ飛び來つて、源氏の白旗の上に翩翻す。昔神功皇后新羅を攻めさせ給ひし時、御方の戰弱く、異國の軍強くして、既に角と見えし時、皇后天に御祈誓ありしかば、雲の中より靈鳩三つ飛び來つて、御方の楯の面に顯れて、異國の軍破れにけり。又此の人々の先祖、賴義の朝臣、奧州の夷貞任宗任を攻め給ひし時、御方の戰弱く、凶賊の軍強くして、既に角と見えしかば、賴義の朝臣、敵の陣に向つて、「是は全く私の火に非ず、神火なり」とて火を放つ。風忽に夷賊の方へ吹き覆ひ、厨河の城燒け落ちぬ。其の時軍破れて貞任宗任亡びにけり。木曾殿加樣の先蹤を思ひ出でて、急ぎ馬より降り、甲を脫ぎ、手水嗽をして、今此の

靈鳩を拜し給ひける、心の中こそ憑(たの)もしけれ。

【日域】日本の異稱。【本主】守護神の意。【累世明君の曩祖】歷代天皇の御先祖の義。八幡の祭神を應神天皇となすより云。【蒼生】人民。『蒼』草木の蒼々としてゐる如く衆い意。【三身】八幡三所の本地は、彌陀の三尊又は釋迦の三尊といふ說あるに依り、三尊のことを云。【金容】壯麗な容姿。【三所】八幡の祭神。應神天皇、神功皇后、比咩大神を云。【權扉】假の御殿の意。『扉』とびら、其一部を擧げて云。本地の三尊が垂跡し三所と化現し給ふたの意。【箕裘の塵を繼ぐ】家業を繼ぐこと、こゝは武士を職とすることを云。禮記學記云、良冶之子必學レ爲(ツクルヲ)レ裘、良弓之子必學(ハ)レ爲レ箕。【彼の暴惡】平家の惡行。【思慮を顧みるに能はず】自分の利害などを考へて居ることは出來ない。【凶器を退けんと欲す】『凶器』凶賊の謂か、又兵を凶器といへは、單に世を鎭靜にする意か。【兩家】源平兩氏。【區々の心】各人の心が一致しないこと。【一陣】第一陣の意。【三所和光の社壇】八幡社殿。應神天皇以下三所の神々、德の光を和らげ、神として示現し給ふ社殿の義。【機感の純熟】衆生の根機と佛神の感應とが適合宜しきを得たといふ義。戰場に祖神が鎭座せられてゐて、神助を得るに違ひないといふこと。【渴仰】渴する者が水を欲する如くに、仰ぎ慕ふこと。【曾祖父】義家、義親、爲義、義賢、義仲の順で、義家は義仲五世の祖に當るが、爲義、祖父義家の養子となつた故に、四世の祖卽ち曾祖父と云。【宗廟の氏族に歸附し】氏神である石淸水八幡の名稱を取つて、八幡太郎と名乘つたことを云。【門葉】一門の末葉。【歸敬】歸依敬禮。【首を傾け】信仰すること。【此の大功】平家追討の大功業。【嬰兒の蠡を以て巨海を測り】幼兒が小さい貝を以て大海の水を測るといふこと。とても成就しない事の譬。漢書東方朔傳

云、語曰以管窺天、以蠡測海、以莛撞鐘、豈能通其條貫、注、蠡瓠瓢、一說螺。**【蟷螂が斧を怒らかいて隆車に向ふ】**かまきりが斧を振上げた樣に前の兩足を擧げて大車に向ふといふことで、自分の力量を知らずに妄に大敵に向ふ喩。莊子人間世云、蘧伯玉謂顏闔曰、汝不知夫螳螂乎、怒其臂以當車轍、不知其不勝任也。又文選陳琳爲袁紹檄州郡文云、欲以螳螂之斧禦隆車之隧、「蟷螂」かまきり蟲。「隆車」大車。**【志の至神感空に在り】**至誠の心底は、天上の神の御照覽ある通であるの意。**【冥顯】**長門本冥慮に作る。佛の御心の意。下の「靈神」と對する語。**【丹祈】**丹誠を籠めて祈禱すること。**【玄鑑】**玄妙な照鑑の義。神の思召といふこと。淮南子云、執玄鑑於知心、照物明白。**【上矢の鏑】**上差の鏑矢。箙の正面、征矢の前に指し添へる二本の鏑矢を云。**【志二つなき】**僞なきこと。**【山鳩】**八幡宮の使はしめと稱せられるより云。**【翩翻す】**飛び回ること。**【異國】**こゝは新羅。**【角と見えし時】**今は敗軍と思はれた時。**【靈鳩三つ】**八幡愚童訓僧行教出發の條に「金色の鳩、檣の上に居る、其影彌陀の三尊にて、和尙の衫にうつり玉へり」とある。こゝに三つとあるも、三尊と義が相通するのであらう。**【私の火に非ず】**自分が放つ火と思ふな、神の思召で放つ火であるの意。此時も鳩が飛んで來たとの傳が、今昔物語にも見える。陸奥話記云、伏乞八幡三所、出風吹火燒彼柵、則自把火稱神火投之、是時有鳩、翔軍陣上、將軍再拜、暴風忽起、煙焰如飛。**【厨川の城】**安倍貞任等の根據地。今陸中國磐手郡厨川村大字厨川。東北上川に臨み、斷崖數丈、世に安倍館と云。

矢配りの圖

倶利伽羅落

去程に源平兩方陣を合す。陣のあはひ纔三町計りに寄せ合せたり。源氏も進まず、平家も進まず。良有りて、源氏の方より、精兵を勝つて、十五騎楯の面に進ませ、十五騎が上矢の鏑を、只一度に平氏の陣へぞ射入れたる。平家も十五騎を出いて、十五の鏑を射返さす。源氏三十騎を出いて、三十の鏑を射さすれば、平家も三十騎を出いて、三十の鏑を射返さす。源氏五十騎を出せば、平家も亦五十騎を出し、百騎を出せば、百騎を出す。兩方百騎づつ陣の面に進ませ、互に勝負をせんと早りけるを、源氏の方より制して、態と勝負をばせさせず。加様に應答ひ、日を待暮し、夜に入つて、平家の大勢を、後の倶利伽羅が谷へ追ひ落さんと謀りけるを、平家是をば夢にも知らず、共に應答ひ日を待暮すこそはかなけれ。

〔陣のあはひ〕源平兩陣の間隔。**〔精兵を勝つて〕**すぐれた兵を選擇して。**〔楯の面〕**陣の前に並べてある楯の前へといふこと。**〔十五の鏑〕**十五本の鏑矢の義。こゝは開戰に先ち行ふ慣例である矢合のことを記したもの。**〔早り〕**あせり勇む樣。**〔制し〕**強ゐて止めてゐること。

去程に北南より廻る搦手の勢一萬餘騎、倶利伽羅の堂の邊に廻り合ひ、箙の方立打

ち敲き、鬨を咄とぞ作りける。各後を顧み給へば、白旗雲の如くに差上げたり。此の山は四方岩石で有るなれば、搦手よも廻らじとこそ思ひつるに、こは如何にとぞ噪がれける。去程に大手より木曾殿一萬餘騎、鬨を合せ給ふ。砺浪山のすそ、松長の柳原、茱萸の木林に引き隱したりける一萬餘騎、日の宮林に扣へたる今井の四郎六千餘騎も、同じう鬨をぞ合せける。前後四萬餘騎が喚く聲に、山も河も只一度に崩るゝとこそ聞えけれ。去程に次第に闇うはなる、前後より敵は攻め來る。「きたなしや返せや返せ」と云ふ族多かりけれ共、大勢の傾き立つたるは、左右なう取つて返す事の難ければ、平家の大勢後の倶利伽羅が谷へ、我れ先にとぞ落ち行きける。先に落したる者の見えねば、此の谷の底にも道の有るにこそとて、親落せば子も落し、兄が落せば弟も落し、主落せば家の子郎等も續きけり。馬には人、人には馬、落ち重り落ち重り、さばかり深き谷一つを、平家の勢七萬餘騎でぞ埋めたりける。巖泉血を流し、死骸岡を成せり。されば此の谷の邊には、矢の穴刀の疵殘つて、今に有りとぞ承る。平家の方の侍大將、上總の大夫判官忠綱、飛驒の大夫判官景高、河內の判官秀國も、此の谷の底に埋れてぞ失せにける。又備中の國の住人瀨尾の太郎兼康は、聞ゆる兵にて有りけれ共、運や盡きにけん、加賀の國の住人倉光の次郎成澄が手に懸つて、生捕にこそせられけれ。又越前の國

火燧が城にて、返忠したりける平泉寺の長吏齋明威儀師も囚はれて出で來る。木曾殿、「其の法師は餘りに憎きに、先づ斬れ」とて切らせらる。大將軍維盛通盛、希有にして加賀の國へ引退く。七萬餘騎が中より、僅二千餘騎こそ遁れたれ。同じき十二日奥の秀衡が許より、木曾殿へ龍蹄二匹奉る。一匹は白月毛、一匹は連錢葦毛なり。軈て此の馬に鏡鞍置いて、白山の社へ神馬に立てらる。

【倶利伽羅の堂】倶利伽羅不動明王を安置してある小堂。今も同峠の古道に沿うた手向神社境内にあると云。**【各】**平家方の大將の人々を云。**【大手より木曾殿】**盛衰記云、木曾は追手に寄せけるが、牛四五百匹取集て、續松結附て夜の深るをぞ待ける。(略)木曾すはや搦手は廻しける、時を合せよとて、四五百頭の牛の角に松明を燃して、平家へ追入。**【喚く】**叫ぶ。**【きたなしや】**見苦しい。卑怯だ。**【大勢の傾き立つたる】**大部分が逃ける方に傾いては。**【先に落したる者の見えねば】**前に落ちて行つた人の姿が見えないのでの意。**【巖泉血を流し】**岩間の溪流も血になつて流れたとのこと。**【今に】**此書を書いた當時。**【希有にして】**不思議にも。**【僅二千餘騎】**玉葉壽永二、五、十六、云、官軍敗績過半死了、又四萬騎之勢、帶ニ甲冑一之武士、僅四五騎許、其外過半死傷、其殘皆悉棄ニ物具一交ニ山林一、大略爭ニ其鋒一甲兵等、併以被ニ伐取一了云々。**【奥の秀衡】**奥州平泉に居住した東北第一の豪族藤原秀衡。基衡の子で秀鄕の裔と稱した。**【龍蹄】**龍馬の義。駿馬。**【鏡鞍】**鞍の前輪後輪の表面を金銀若くは赤銅等の薄い延べ金で張り包み、山形の端に覆輪をかけたものを云。**【神馬に立てらる】**神馬とし

て奉納したこと。

木曾殿今は思ふ事なしとておはしけるが、「但し伯父の十郎藏人殿の、志保の戰こそ覺束なけれ。いざや行いて見ん」とて、四萬餘騎が中より、馬や人を勝つて、二萬餘騎で馳せ向ふ。爰に氷見の湊を渡らんとし給ひけるが、折節汐滿ちて深さ淺さを知らざりければ、木曾殿先づ策に、鞍置馬十匹計り追ひ入れられたりければ、鞍爪ひたる程にて、相違なく向ひの岸にぞ著きにける。木曾殿是を見給ひて、「淺かりけるぞ、渡せや」とて、二萬餘騎さつと渡いて見給へば、案の如く十郎藏人殿は、散々に懸け成され引退き、人馬の息休むる處に、新手の源氏二萬餘騎、平家三萬餘騎が中へ駈け入り、揉みに揉うで、火出づる程にぞ攻めたりける。大將軍參河の守知度討たれ給ひぬ。是は入道相國の末子也。其の外兵多く亡びにけり。平家其をも追ひ落されて、加賀國へ引退く。木曾殿は志保の山打ち越えて、能登の小田中、新王の塚の前にぞ陣をとる。

【氷見湊】越中國氷見郡。布勢湖と富山灣との間にある沙嘴。**【鞍置馬】**鞍を置いた馬。人が乘らずに行かせるより特に云。**【鞍爪】**鞍の前輪後輪の下部尖端を云。**【ひたる程】**浸たる程。やつとぬれる位。**【相違なく】**無事に。**【懸け成され】**驅け散らされること。**【揉みに揉うで】**押し合ひへし合ひしての意。**【火出づる程】**刀の尖端

から火の出る程の義。激戰の形容。【小田中】能登國鹿島郡御祖村大字小田中。【新王塚】親王塚の訛。巣神天皇皇子大入杵命の塚と傳へる。

篠原合戰

木曾殿、軈てそこにて諸社へ神領を寄せらる。多田の八幡へは蝶屋の庄、菅生の社へは能美の庄、氣比の社へは飯原の庄、白山の社へは横江宮丸二箇所の庄を寄進す。平泉寺へは藤島七郷をぞ寄せられける。去んぬる治承四年八月石橋山の合戰の時、兵衛の佐殿射奉りし武士共、皆逃げ上つて、平家の御方にぞ候ひける。宗徒の人々には、長井の齋藤別當實盛、浮巣の三郎重親、俣野の五郎景久、伊藤の九郎助氏、眞下の四郎重直也。是等は皆軍の有らん程、暫く休まんとて、日毎に寄り合ひ寄り合ひ、巡酒をしてぞ慰みける。先づ長井の齋藤別當が許に寄り合ひたりける日、實盛申しけるは、「倩當世の體を見候ふに、源氏の方は彌強く、平家の御方は、負色に見えさせ給ひて候。いざ各木曾殿へ參らう」と云ひければ、皆、「さんなう」とぞ同じける。次の日又浮巣の三郎が許に寄合ひたりける時、齋藤別當、「さても昨日實盛が申しゝ事は、如何に各」と云ひければ、其の中に俣野の五郎景久、進み出でゝ申しけるは、「流石我れ等は、東國で

は人に知られて、名ある者でこそあれ。吉に附いて、彼方へ參り此方へ參らん事は、見苦しかるべし。人人の御心共をば知り參らせぬ候。景久に於いては、今度平家の御方で、討死せんと思ひ切つて候ふぞ」と云ひければ、齋藤別當嘲笑つて、「誠には各の御心共をがなひかんとてこそ申したれ。實盛も今度北國にて討死せんと思ひ切つて候へば、二度命生きて都へは歸るまじき由、大臣殿へも申し上げ、人々にも其の樣を申し置き候」と云ひければ、皆又此の議にぞ同じける。其の約束を違へじとや、當座に有りける二十餘人の侍共も、今度北國にて一所に死にけるこそ無慚なれ。

【多田の八幡】加賀國能美郡小松町上本折にある式内の多太神社。**【蝶屋の庄】**同國石川郡蝶屋村。**【菅生の社】**同國大聖寺町北郊、江沼郡福田村大字敷地にある國幣小社菅生石部神社。**【能美の庄】**同國能美郡千針村大字能美。**【氣比の社】**越前國敦賀郡敦賀町の氣比神宮。**【飯原の庄】**板原、榛原とも書く、同國同郡東郷村大字葉原。**【白山の社】**加賀國石川郡白山比咩神社。**【横江】**同國同郡郷村。もと松任町と野々市村との間を横江郷と云。**【宮丸】**同國同郡一木村大字宮丸。**【藤島】**越前國吉田郡藤島庄。北庄の北の諸村、東藤島村、中藤島村、西藤島村等を云。**【軍の有らん程】**軍の始るまで。**【巡酒】**順々に各自の家を巡つて酒宴をすること。**【さんなう】**然なりの訛。さうだと同意したこと。**【如何に各】**如何に各方よと呼ひかける詞。**【名ある者】**評判ある者。**【吉に附いて】**勢のよい方に御方すること。**【人々の御心共をば知り參らせぬ候】**あなた方の眞意は知らないが

の意。【思ひ切つて候ぞ】覺悟をきめてしまつたの意。【御心をがなひかん】心を引て見やうとしただけといふ意。【大臣殿】宗盛。【人々にも其の樣を申し置き候】外の人々にも討死の覺悟の事を言ひ置いたとのこと。【此の議に同じける】平家の御方で討死といふ相談に同意したこと。【當座にありける】其折の酒宴の座に連つてゐたこと。

平家は加賀の國篠原に引退いて、人馬の息をぞ休めける。同じき五月二十日の日、木曾殿五萬餘騎、篠原へぞ向はれける。木曾殿の方より、今井の四郎兼平、先づ五百餘騎にて馳せ向ふ。平家の方には、畠山の庄司重能、小山田の別當有重、宇都の宮の左衞門朝綱、是等は大番役にて、折節在京したりけるを、大臣殿、「汝等は故い者也。軍の樣をも掟よ」とて、今度北國へ向けられたり。彼等兄弟三百餘騎で打ち向ふ。畠山今井、始は五餘十騎づゝ出合ひて、勝負をせさせけるが、後には兩方亂れ逢うてぞ戰ひける。同じき二十一日の午の尅、草も靡がず照らす日に、源平の兵共、我れ劣らじと戰へば、遍身より汗出でゝ、水を流すに異ならず。今井が方にも、兵多く亡びにけり。畠山家の子郎等多く討たせ、力及ばで引退く。次に平家の方より、高橋の判官長綱、五百餘騎で馳せ向ふ。木曾殿の方より、樋口の次郎兼光、落合の五郎兼行、三百餘騎で打向ふ。源平の兵共、暫し支へて防ぎ戰ふ。され共高橋が方の勢は、國々の驅武者なりければ、

一騎も落合はず、我れ先にとぞ落行きける。高橋心は猛う思へ共、後あばらに成ければ、力及ばず、只一騎南を指してぞ落行きける。爰に越中の國の住人入善の小太郎行重、よい敵と目を懸け、鞭鐙を合せて馳せ來り、押し並べて無手と組む。高橋入善を摑うで、鞍の前輪に推付け、ちつ共動かさず、「さてわ君は何者ぞ、名乘れ、聞かう」と云ひければ、「越中の國の住人入善の小太郎行重、生年十八歳」とぞ名乘つたる。高橋涙をはら／＼と流いて、「あな無慚、去年おくれたる長綱が子もあらば、今年は十八歳ぞかし。わ君ねぢ切つて捨つべけれ共、さらば助けん」とて赦しけり。高橋の判官は御方の勢待たんとて、馬より下りて息續ぎ居たり。入善も休み居たりけるが、哀れよき敵、我をば助けたれ共、如何にもして討たばやと思ひ居たる所に、高橋是をば夢にも知らず、打ち解けて物語をぞし居たる。入善は聞ゆる早わざの男にて有りければ、高橋が見ぬ隙に、刀を拔き立ち上り、高橋の判官が内甲を健にさす。刺されて疼む所に、入善が郎等、おくればせに三騎馳せ來つて落合ひたり。高橋心は猛う思へ共、敵はあまた有り、手は負うつ、運や盡きにけん、そこにて遂に討たれぬ。次に平家の方より、武藏の三郎左衞門有國、三百餘騎で喚いてかく。木曾殿の方より、仁科・高梨・山田の次郎五百餘騎で打ち向ふ。是も暫し支へて防ぎ戰ふ。され共有國は、餘りに深入して戰ひける

が、馬をも射させ歩立になり、甲をも打落され、大童に成つて、矢種皆盡きければ、打物拔いて戰ひけるが、矢七つ八つ射立てられ、敵の方睨へ、立死にこそ死にけれ。大將加樣になる上は、其の勢皆落ちぞゆく。

【故い者】老巧な武者。【軍の樣をも掟よ】軍の仕方を定め取計への意。【遍身】全身。【落ち合はず】助けに來ないこと。【後あばらに】續く兵がなくて後ががらあきになつたこと。【わ君】「わ」親むで云。【おくれたる】自分が死後れた意。先へ死んだことを云。【ねぢ切て】首を。【息を續ぎ】息をつくこと。休むこと。【打解けて】安心して。【早わざ】刀を拔くなど、武技を手早くすること。【健に】ひどく。十分に。【疲む】弱る。【立死】立つたまゝに死ぬこと。

實盛最後

落行く勢の中に、武藏の國の住人、長井の齋藤別當實盛は、存ずる旨有りければ、赤地の錦の直垂に、萠黃威の鎧著て、鍬形打つたる甲の緒をしめ、金作の太刀を帶き、二十四差いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓持つて、連錢葦毛なる馬に金覆輪の鞍を置いて乘つたりけるが、御方の勢は落ち行け共、只一騎返し合せ〳〵防ぎ戰ふ。木曾殿の方より、手塚の太郎進み出でて、「あなやさし、如何なる人にて渡らせ給へば、御方の御勢

は皆落行き候ふに、只一騎殘らせ給ひたるこそ優に覺え候へ。名乘らせ給へ」と、詞をかけければ、「先づ角云ふ和殿は誰ぞ」。「信濃の國の住人手塚の太郎金刺の光盛」とこそ名乘つたれ。齋藤別當「さては互によき敵、但し和殿を下ぐるには非ず、存ずる旨があれば、名乘る事は有るまじいぞ。寄れ、組まう、手塚」とて、馳せ雙ぶる處に、手塚が郎等、主を討たせじと、中に隔たり、齋藤別當に押し雙べて無手と組む。齋藤別當「哀れ己れは、日本一の剛の者と組んでうずよ、なうれ」とて、我が乘つたりける鞍の前輪に押付けて、些とも動かさず、頸搔切つて捨ててげる。手塚の太郎、郎等が討たるゝを見て、弓手に廻り合ひ、鎧の草摺引上げて、二刀刺し、弱る所を組んでふす。齋藤別當心は猛う思へ共、軍にはし羸れぬ。手は負つ、其の上老武者では有り、手塚が下にぞ成りにける。

【存ずる旨】考へること。**【鍬形】**甲の前立物の一種。多く銅の鍍金したものを眉庇の上に、左右に角の如くに立て、威容を示す爲の裝飾で、多く大將等名ある武士の用ひた者。大小長短種々ある。こゝは實盛が特に大將軍の裝束をしたこととして書いたもの。本朝軍器考には、澤瀉の葉の未だ開かない形を象つたものとし、貞丈雜記には、慈姑形の略とあるが、鍬の刄の形に似るよりの名とする說がよいと思はれる。**【金作りの太刀】**柄鞘等の金具が總て黃金で飾つてある太刀。**【手塚の太郎】**信濃國諏訪郡諏訪神社下社の祝部金刺氏

鍬形打つたる甲

の一族と云。故に下文金刺光盛と云。**【あなやさし】**あゝけなげであるといふ意。**【優に覺え候】**同じくけなげといふ意。**【互によき敵】**相手にして恥かしくない同士の意。**【下ぐるに非ず】**見下げて名乘らないのではないの意。當時互に名乘り合ふのは禮儀とされてゐるより云。**【組んでうずよ、なうれ】**不明。「平家物語の語法」には、組んでうずよ、組みてんず、組んでんずの轉訛、よなは感動詞、うれ、已れの轉訛で、汝の意を表す對稱代名詞とし、組打をしやうとするのであるな、さういふ汝はけなげなものであるの意とし、夏山雜談には、組むといふのかの意とし、なうれは越前地方で語尾につける一種の訛りとしてある。**【草摺引上げ】**草摺の下には、別に武裝して居らぬよりのこと。**【し羸れぬ】**あんまり軍をして疲勞したこと。

手塚の太郎馳せ來る郎等に頸取らせ、木曾殿の御前に參り、畏つて、「光盛こそ奇異の曲者と組んで、討つて參つて候へ。侍かと見候へば、錦の直垂を著て候。又大將軍かと見候へば、續く勢も候はず。名乘れ〳〵と責め候ひつれ共、遂に名乘り候はず。聲は坂東聲にて候ひつる」と申しければ、木曾殿、「哀れ是は齋藤別當にて有るござんなれ。其れならんには、義仲が上野へ越えたりし時、稚目に見しかば、白髮の糟尾なつしぞかし。今は早七十にも餘り、白髮にこそ成りぬらんに、鬢鬚の黑いこそ奇しけれ。樋口の次郎兼光は、年來馴れ遊んで、見知りたるらん。樋口召せ」とて召されけり。樋口の次郎只一日見て、「あな無慚、齋藤別當にて候ひけり」とて、涙を流す。木曾殿、

「其れならんには、早七十にも餘り、白髮にこそ成りぬらんに、鬢鬚の黑いは如何に」と宣へば、良有つて、樋口の次郞淚を押へて申しけるは、「左候へば、其の樣を申上げんと仕り候ふが、餘りに哀れに覺え候ひて、先づ不覺の淚のこぼれ候ひけるぞや。されば弓矢取は、聊の所にても、思出の言をば、兼て使ひ置く可き事にて候ひけるぞや。齋藤別當、常は兼光に逢うて、物語し候ひしは、六十に餘りて、軍の陣へ向はん時は、鬢鬚を黑う染めて、若やがうと思ふ也。其の故は、若殿原に爭うて、先を懸けんも長げなし。又老武者とて、人の慢らんも口惜しかる可しと申し候ひしが、誠に染めて候ひけるぞや。洗はせて御覽候へ」と申しければ、木曾殿、「さも有るらん」とて、洗はせて御覽ずれば、白髮にこそ成りにけれ。又齋藤別當、錦の直垂を著ける事も、最後の暇申に、大臣殿へ參つて、「角申せば、實盛が身一つにては候はね共、先年坂東へ罷り下り候ひし時、水鳥の羽音に驚き、矢一つをだに射ずして、駿河の蒲原より逃げ上つて候ひし事、老の後の恥辱、只此の事に候。今度北國へ罷り下り候はゞ、定めて討死仕り候ふ可し。實盛元は越前の國の者にて候ひしが、近年御領に附けられて、武藏の國長井に居住仕り候ひき。事の譬の候ふぞかし。故鄉へは錦を著て歸ると申す事の候へは、何か苦しう候ふ可き。錦の直垂を御免候へかし」と申しければ、大臣殿、「優しうも申したりけるも

の哉」とて、錦の直垂を御免ありけるとぞ聞えし。昔の朱買臣は、錦の袂を會稽山に翻へし、今の齋藤別當實盛は、其の名を北國の巷に揚ぐとかや。朽ちもせぬ空しき名のみ留め置て、骸は越路の末の塵と成るこそ哀れなれ。

【奇異の曲者】異樣な變り者。**【侍】**尋常の武士。**【錦の直垂】**鎧直垂。錦は大將の着料と認められて居た故に云。**【續く勢】**後に從ふ家來。**【責め候ひつれ共】**無理に尋ねて見たがの意。**【坂東聲】**關東訛り。**【哀れ是れは齋藤別當實盛】**盛衰記には、義仲二歳の時、父義賢が源義平の爲に殺され、畠山重能の慈悲で齋藤別當の許に七日程ゐて木曾へ遣られたことを述べ、實盛も義仲が爲には七箇日の養父、危き敵の中を計ひ出しける其志、爭でか忘る可きとある。**【稚目】**子供の時分に見たこと。**【糟尾】**糟生。白髮雜りの髮。**【なつし】**なりしの訛。**【其の樣】**其の子細。**【不覺の涙】**未練な涙の義。我知らず泣けてくること。**【聊かの所にても】**長門本、聊かの事にてもとある。**【思出の言】**記念になる詞。**【兼ねて使ひ置く可き事】**武士はいつ死ぬとも分らないから、どんな場合にも言ひ置く可き事は言つて置くものだの意。**【若やがう】**若い樣に見えること。**【若殿原に爭うて】**若い人達と競つての意。**【先を懸けんも長げなし】**先駈を爭ふのも氣がきかない。**【身一つにては候はね共】**自分一人だけの事でもなかつたがの意。**【坂東へ】**富士川の戰の事を指す。**【御領に附けられて】**考證に、武藏國長井莊は宗盛の莊園なるべし、實盛をして私莊の別當ならしむるなりとある。長門本には所領に付きてとある。これなれば領地を賜はつたこととなる。**【事の譬】**世の諺といふと同義。下文のことを云。**【故鄕へは錦を着て歸る】**史記項羽本紀、項羽が秦の宮室を燒いて後東歸せんとした時の語に、富貴不レ歸ニ故鄕一、如ニ

衣レ繡夜行一、誰知レ之者とある。又漢書朱買臣傳にも同樣の語がある。こゝは朱買臣の語に准據して書いたのであらう。【何か苦しう候ふべき】他意があるのではないから、御心配なく御許し下さいの意。一本此句のないのがある。【朱買臣は錦の袂を會稽山に】漢の朱買臣、家貧しく束薪を擔ひながら書を讀んで居たので、妻前途を悲觀して他に走つたが、後、買臣武帝に仕へ故鄕の會稽太守に任せられ、先妻は恥ぢて自殺したと云ふ故事。漢書朱買臣傳云、上拜二買臣會稽太守一、上謂二買臣一曰、富貴不レ歸二故鄕一、如二衣レ繡夜行一。【北國の巻】北國の地といふ位のこと。【朽ちもせぬ空しき名のみ留め置て】新古今集、哀傷歌、西行法師、朽ちもせぬ其名計をとゞめ置て枯野の薄形見とぞ見る。【越路の末の塵】北越の土。

去んぬる四月十七日、平家十萬餘騎にて、都を出でし事柄は、何面を向ふ可じ共見えざりしに、今五月下旬に都へ歸り上るには、其の勢纔に二萬餘騎、流を盡して漁る時は、多くの魚を得ると云へ共、明年に魚なし。林を燒いて獵る時は、多くの獸を得ると云へ共、明年に獸なし。後を存じて、少々は殘さるべかりけるものをと、申す人も有りけるとかや。

【事柄】事の樣。【流を盡して漁る時云々】何事も一度にし盡さないで、少し殘して置くべきとの譬。呂氏春秋義賞編云、竭レ澤而漁、豈不レ獲得一、而明年無レ魚、焚レ藪而田、豈不レ獲得一、而明年無レ獸。【後を存じて少々殘さるべかりける】平家も後の事を考へて、軍勢を全部出さず、少しは殘して置けばよかつたにの

意。

玄昉

上總の守忠淸、飛驒の守景家は、去々年入道相國薨せられし時、二人共に出家して有りけるが、今度北國にて、子共皆討たれぬと聞いて、其の思の積りにや、遂に歎死にぞ死にける。是を始めて、親は子に後れ、妻は夫に別れて、歎き悲む事限りなし。凡そ京中には、家々に門戶を閉ぢて、朝夕鐘打鳴らし、聲々に念佛申し、喚き叫ぶ事夥し。又遠國近國も此の如し。六月一日の日、祭主神祇の權の大副大中臣の親俊を、殿上の下口へ召されて、今度兵革靜まらば、伊勢太神宮へ行幸有る可き由仰せ下さる。太神宮は昔高天の原より天降らせ給ひて、垂仁天皇の御宇、廿五年三月、大和の國笠縫の里より、伊勢の國度會の郡五十鈴の河上、下津磐根に大宮柱を廣敷立てゝ、崇め初め奉つしより以來、日本六十餘州、三千七百五十餘社の、大小の神祇冥道の中には無雙也。され共代々の御門、遂に臨幸は無かりしに、奈良の帝の御時、左大臣不比等の孫、參議式部卿宇合の子、右近衞の少將兼太宰の少貳藤原の廣嗣と云人有りけり。天平十五年十月に、肥前の國松浦の郡にして、數萬の軍兵を率して、國家を既に危めんとす。其の時

大野の東人(あづまうど)を大將軍として、廣嗣追討せられし時、帝(みかど)御祈の爲に、伊勢太神宮へ始めて行幸有りし其の例とぞ聞えし。彼の廣嗣は肥前の松浦より、都へ一日に降り上る馬をぞ持ちたりける。されば追討せられし時、御方の兵共、落失せ討たれしかば、件の馬に打乘り、只一騎海中へ馳せ入りけるとぞ聞えし。其の亡靈(ばうれい)あれて、常は怖しき事共多かりけり。

【歎死】悲歎の餘り病を得て死ぬこと。**【祭主神祇權大副大中臣親俊】**親康の子、養和元年十一月廿八日皇太后宮權大進兼神祇權大副、壽永二年十二月六日祭主。こゝに祭主とあるは追記。**【殿上の下口】**殿上間の下の戸の口の義。殿上間の西、渡殿との間の口を云。**【笠縫の里】**未詳、或は大和國磯城郡織田村大字茅原の地と云。崇神紀六年云、先レ是天照大神・倭大國魂二神、並祭ニ於天皇大殿之内一、然畏ニ其神勢一、共住不安、故以ニ天照大神一託ニ豐鍬入姫命一、祭ニ於倭笠縫邑一。**【五十鈴の河】**一名御裳濯川、俗に大川と云。伊勢志摩兩國の境にある逢阪山より發し、皇太神宮々域を流れ、別に神路山より出た流れ及び朝熊川を容れ、後二流に分れて海に注ぐ、長さ大約四里。垂仁紀廿五年三月云、離ニ天照大神於豐耜入姫命一、託ニ倭姫命一、爰倭姫命求下鎮ニ坐大神一之處上、(略)入ニ近江國一、東廻ニ美濃國一、到ニ伊勢國一、(略)故隨ニ大神教一、其祠立ニ於伊勢國一、因興ニ齋宮于五十鈴川上一、是謂ニ磯宮一、則天照太神始自レ天降之處也。**【下津磐根に大宮柱を廣敷き立てて】**地下の岩の根もとまで掘つて、宮の柱をいかめしく立てるの意。宮殿建築の堅固なことを讃稱する上代の慣用語。『大(ふと)廣』共

に讃美の詞。延喜式祝詞六月月次祭云、度會乃宇治乃五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立弖。【三千七百五十餘社】延喜式神名云、天神地祇總三千一百卅二座。【神祇】天神地祇。【冥道】佛語。幽冥界の諸神。【奈良の帝】聖武天皇。【天平十五年】續日本紀には、天平十二年九月、廣嗣、僧玄昉吉備眞備を除くを名として兵を擧け、十月三日大野東人の爲に肥前國松浦郡値嘉島長野村に捕へられ、十一月朔日に斬られたとある。【伊勢大神宮へ始めて行幸】大神宮行幸の明文はない。續日本紀云、天皇天平十二年十月壬午行ニ幸伊勢國一、十一月丙戌遣ニ少納言從五位下大井王并中臣忌部等一奉ニ幣於大神宮一、車駕停ニ御關宮伊勢國壹志郡河口頓宮一十箇日。【都へ一日に降り上る馬】一日の間に京松浦間を往復する駿馬といふこと。古今著聞集卷二十、廣嗣が太宰府で駿馬を得たことを記し、「それに乘りて、午の刻より上には、都府の政にしたがひ、午の時より後には朝家の公事ぞつとめける、一千五百里の道を時のまに通ひける」とあるに據つて書くか。

天平十八年六月十八日、筑前の國御笠の郡太宰府の觀世音寺供養せられし導師には、玄昉僧正とぞ聞えし。高座に登り鐘打鳴す時、俄に空掻曇り、雷夥しう鳴つて、彼の僧正の上に落ち懸り、其の首を取つて雲の中へぞ入りにける。是は廣嗣調伏せられし其の故とぞ聞えし。此の僧正は吉備の大臣入唐の時、相伴ひて渡り、法相宗渡したりし人也。唐人が玄昉と云ふ名を笑つて、玄昉とは還亡といふ音あり、如何樣にも、此の人歸朝の後、難に逢ふ可き人也と、相したりけるとかや。同じき十九年六月十八日、

枯髑髏に玄昉と云ふ銘を書いて、興福寺の庭に落し、人ならば二三百人計りが聲して、虛空に咄と笑ふ音しけり。興福寺は法相宗の寺たるに依て也。其の弟子共是を取つて塚につき、其の內に納めて、頭墓と名づけて今に有り。是に依つて廣嗣が亡靈を崇められて、肥前の國松浦の、今の鏡の宮と號す。嵯峨の皇帝の御時、平城の先帝、尙侍の勸めに依て、既に世を亂らんとせさせ給ひし時、帝御祈の爲に、第三の皇女祐智內親王を、賀茂の齋院に立て進らさせ給ふ。是ぞ齋院の始めなる。朱雀院の御時も、純友追討の例とて、八幡にて臨時の御神樂あり。今度も其の例たるべしとて、樣々の御祈共有りけり。

【觀世音寺】筑前國筑紫郡水城村太宰府址の東二町許の地にある。天智天皇が齊明天皇の爲に建立せられた寺で、元明元正兩天皇の時も造營の事があり、此に至て全く功成り供養せられたものと見える。續日本紀云、天平十七年十一月乙卯遣下玄昉法師一造中筑紫觀世音寺上。【玄昉僧正】俗姓阿刀氏、興福寺義淵僧正の弟子。靈龜二年入唐、天平七年歸朝、同九年八月僧正、一代の高僧として榮寵を恣にした。【彼の僧正の上に落ち懸り】一代要記には龍王降臨して僧正を取つて天に昇るとあり、元亨釋書には空中に昉を捉らへ提げ去つたものがあるとし、いづれも廣嗣の靈の所爲とある。【吉備大臣】吉備眞備。天平神護二年十月廿日右大臣。【法相宗渡されし人】玄昉、唐の智周大師に就て法相宗の深旨を學び、之を我國に傳へた。道昭・智通・智鳳の傳

と併せて法相宗の四傳と稱せられ、道昭智通を南寺の傳といふに對し、智鳳玄昉を北寺の傳と云。【還亡といふ音】玄昉と還亡とを同音と見て云、壒嚢抄にも此事を載せてある。考證云、韻書を按に、玄還音通ぜず、昉と亡とも音異なり、世俗の謬傳なるべし。【相し】占つたといふ位のこと。【頭墓】南都七大寺巡禮記に、興福寺の東南五町許の地に、玄昉の頭を埋めた墓があつて、頭塔といふ旨が記してある。【松浦の今の鏡の宮】肥前國東松浦郡鏡村大字鏡の板櫃神社。廣嗣を祭る。廣嗣敗死の後、其靈祟を爲し災異頻に起つたので、天平十七年朝廷より社を造つて祭らしめられた。もと鏡宮は松浦宮とも稱して、神功皇后を祀り奉つた宮であるが、中古以來世人兩社を混同し、板櫃神社をも鏡の宮と稱した。【尚侍】藤原藥子、弘仁年中兄仲成と謀つて、平城上皇を奉し上皇の再祚を企てゝ失敗し、上皇は御落飾、藥子は藥を仰で自殺し、仲成は誅に伏した。【第三の皇女祐智内親王】第九皇女有智子内親王の誤。【賀茂の齋院】伊勢齋宮に准じ、賀茂神社に奉仕せしめられた皇女の稱。一代要記云、賀茂有智子内親王、帝第九女、弘仁元年卜定、齋院始也、是與ニ平城一有ν隙御祈也。【八幡にて臨時の御神樂】石淸水臨時祭の訛。大鏡朱雀院天皇條に、八幡の臨時の祭はこの御時よりあるぞかし。(略)將門が亂れ出で來て御願にてとぞ聞え侍りし。江家次第に、臨時祭ハ起ニ天慶五年四月廿七日一、石淸水臨時祭平將門亂逆報賽也とある。こゝに純友追討とあるは、同時の事なので誤つたのであらう。

木曾山門牒狀

去程に木曾義仲は、越前の國府に著いて、家の子郎等召し集めて評定す。「抑義仲近江の國を經てこそ、都へは上るべきに、例の山僧共の防ぐ事もや有らんずらん。懸け破つて通らん事は安けれども、當時は平家こそ、佛法共云はず、寺を亡し僧を失ひ、惡行をば致すなれ。其れを守護の爲に、上洛せんずる義仲が、平家と一つなればとて、山門の衆徒に向つて合戰せん事、少しも違はぬ二の舞なるべし。是こそ流石安大事よ。如何せん」と宣へば、手書に具せられたりける、大夫坊覺明進み出で、申しけるは、「山門の大衆は三千人候ふなるが、必ず一味同心なる事は候はず。或は平家に同心せんと申す衆徒も候ふらん、或は源氏に附かんと申す大衆も候ふらん。詮ずる所、牒狀を遣して御覽候へ。返牒にこそ其の樣は見え候はんずらん」と申しければ、木曾殿、「此の儀尤然る可し。さらば書け」とて、覺明に牒狀を書かせて、山門へ送らる。

【越前の國府】今南條郡武生町。**【例の山僧共】**あの亂暴な叡山の法師共といふこと。**【佛法共云はず】**佛法でも構はずにの意。**【其れを守護の爲】**佛法を守護の爲にの意。**【平家と一つなればとて】**平家と心を合せて一體であるといふとも。**【少しも違はぬ】**佛法を撃つことになつて、平家從來の行動と違はないとのこと。**【二の**

【舞】舞樂案摩の番ひ舞で、醉狂の態を爲す滑稽のもの、轉じて人のしたあとで眞似することに云。【安大事】容易の様に見えて實は大事なこと。【一味同心】一致してゐること。【其様は】一致不一致の様子。

其の狀に云く、「義仲倩平家の惡逆を見るに、保元平治より以來、長く人臣の禮を失ふ。然りと雖も、貴賤手を束ね、緇素足を戴く。恣に帝位を進退し、飽くまで國郡を虜領す。道理非理を論ぜず、權門勢家を追捕し、有財無財を道はず、卿相侍臣を損亡す。其の資財を奪ひ取つて、悉く郎從に與へ、彼の庄園を沒收して、濫く子孫に省く。就レ中去んぬる治承三年十一月、法皇を城南の離宮に遷し奉り、博陸を海西の絕域に流し奉る。衆庶言はず、道路目を以てす、加之同じき四年五月、二の宮の朱閣を圍み奉り、九重の垢塵を驚かさしむ。爰に帝子非分の害を逃れんが爲に、竊に園城寺へ入御の時、義仲先日に令旨を賜はるに依つて、鞭を擧げんと欲する處に、怨敵巷に滿ちて、豫參道を失ふ。近境の源氏猶參候せず、況んや遠境に於てをや。然るに園城は分限無きに依つて、南都へ赴かしめ給ふ間、宇治橋にして合戰す。大將三位入道賴政父子、命を輕じ義を重じて、一戰の功を勵ますと雖も、多勢の攻を兔かれず。形骸を古岸の苔に暴し、姓名を長河の波に流す。令旨の趣肝に銘じ、同類の悲み魂を消す。之に依つて東國北國の源氏等、各參洛を企て、平家を滅さんと欲す。義仲去年の

秋、宿意を遂せんが爲に、旗を揚げ劍を把つて、信州を出でし日、越後の國の住人、城の四郎長茂、數萬の軍兵を率して發向せしむる間、當國横田河原にして合戰す。義仲纔に三千餘騎を以て、彼の數萬の兵を破り了んぬ。風聞廣きに及んで、平氏の大將十萬の軍士を率して北陸に發向す。越州・加州・砺浪・黑坂・鹽坂・篠原以下の城郭にして、數箇度合戰す。策を帷幄の中に運らして、勝つことを咫尺の下に得たり。然るに擊てば必ず服し、攻むれば必ず降る。秋の風の芭蕉を破るに異ならず。冬の霜の薰蕕を枯らすに相同じ。是偏に神明佛陀の助也。更に義仲が武略に非ず、平氏敗北の上は、參洛を企つる也。今叡岳の麓を過ぎて、洛陽の衢に入る可し。此の時に當つて、竊に疑貽有り。抑天台の衆徒は、平家に同心か、源氏に與力か。若し彼の惡徒を助けらる可くは、衆徒に向つて合戰す可し。若し合戰を致さば、叡岳の滅亡踵を旋らす可からず。悲しき哉、平氏宸襟を惱まし佛法を滅す間、惡逆を靜めんが爲に、義兵を起す處に、忽に三千の衆徒に向つて、不慮の合戰を致さんことを。痛しき哉、醫王山王に憚り奉つて、行程に遲留せしめば、朝廷緩怠の臣として、長く武略瑕瑾の謗を遺さんことを。進退に迷つて、兼て案内を啓する所也。庶幾はくは天台の衆徒、神の爲佛の爲國の爲君の爲に、源氏に同心して凶徒を誅し、鴻化に浴せん。懇丹の至に堪へず。義仲恐惶謹んで言

す。壽永二年六月十日の日、源の義仲進上、慧光坊の律師の御坊へ」とぞ書かれたる。

【人臣の禮を失ふ】君に對し無禮な行爲あること。**【手を束ね】**默つて傍觀してゐること。**【緇素足を戴く】**僧俗共に足下に伏し、恐れ尊ぶこと、『緇』黒色。僧衣。『素』白色。俗人の服。**【恣に帝位を進退し】**高倉天皇讓位、安德天皇卽位の際のことを指す。**【虜領す】**長門本虜掠に作る。莊園倂有の事を云。**【損亡】**配流に處し、斬殺したこと。**【子孫に省く】**『省く』一本はぐくむに作る。子孫に配分し扶養の料とすること。**【博陸】**關白松殿基房を指す。**【海西】**西海と同じで太宰府のこと。基房出家の爲め備前に止つたが、太宰府に流されたものなる故に云。**【衆庶言はず道路目を以てす】**平家の暴狀を恐れ、人々沈默して途上目くばせして意を通ずるばかりとのこと。國語云、國人莫二敢言一、道路以レ目。**【二の宮の朱閣】**後白河法皇第二皇子以仁王の御所のこと。『朱閣』朱塗の美しい御殿といふ義。**【九重の垢塵を驚かさしむ】**『九重』京。京中を騷すといふこと。**【帝子】**皇子。以仁王。**【非分の害】**無法な危害。**【先日に】**其前に。**【令旨】**以仁王の平家追討の令旨。**【鞭を擧げん】**出兵すること。**【豫參道を失ふ】**義仲の許に參加せんとする者共、途中に敵が多く居て集まれなかつたこと。長門本には怨敵滿二國中一、郎從無二相從一とある。『豫參』參加する者。**【分限なきに依て】**境內が狹隘で立て籠ることの出來ないといふこと。『分限』範圍といふ程の義。**【形骸を古岸の苔に云々】**其身體は宇治川沿岸で死んだが、英名は長く河名と共に後世に殘つたの意。**【同類の悲み魂を消す】**同族の悲運を悲むの情に堪へないの意。**【宿意】**平家追討のこと。**【風聞廣きに及て】**評判が京迄聞えて。**【策を帷幄の中に云々】**陣中で立てた策に依つて、すぐ近くで容易に勝つを得たの意。史記高祖本紀云、高祖曰、夫運二籌策帷幄之中一、決二勝於千里

之外一、吾不ㇾ如ニ子房ニ」『帷幄』幕を張つた陣營。『咫尺』近距離。【薫蕕】『薫』香のよい草。『蕕』香の惡い草。いろ／＼の草といふ義。【叡岳】叡山。【洛陽の衢】京の市街といふこと。漢の都洛陽に准して云。【疑貽】疑ひ危ぶむこと。『貽』殆に通ずる。【踵を旋す可からず】踵を廻す暇もない程、早いの意。【醫王山王に憚り奉つて】根本中堂の藥師如來や日吉神社に遠慮しての義。叡山を撃たずにといふこと。【行程に遲留せしめば】途中で手間取れば。【朝廷緩怠の臣】朝廷へ對して怠慢の臣となるとのこと。【武略瑕瑾の謗】武士の道にきずを付けたといふ非難。【進退に迷つて】處置に苦んで。【案内】文案卽ち文書の內容の意、轉じて心中・事情などいふこと。【啓す】申す。【鴻化に浴せん】朝廷の善政の恩澤を受け大なる德化を蒙むる樣になりたいの意。『鴻』大の意。【懇丹】懇ろに誠を盡し御願するといふ意。『丹』丹誠。

山門返牒

山門の大衆、此の狀を披見して、案の如く或は平家に同心せんと云ふ衆徒も有り、或は源氏に附かんと云ふ大衆も有り、思々心々、異議區々也。老僧共の僉議しけるは、我等專ら金輪聖主天長地久と祈り奉る中にも、平家は當代の御外戚、山門に於いて殊に歸敬を致す。然りと雖も、惡行法に過ぎて、萬人是を背き、國々へ討手を遣すと云へ共、却つて異賊の爲に亡さる。源氏は近年より以來、度々の軍に打勝つて、運命既に開け

んとす。何ぞ當山獨り宿運盡きぬる平家に同心して、運命開くる源氏を背かんや。須らく平氏値遇の義を翻して、源氏合力の旨に任ずべき由、三千一同に僉議して、返牒をこそ送りけれ。木曾殿、又家の子郎等召集めて、覺明に此の返牒を開かせらる。

【金輪聖王】拾芥抄に天皇の唐名とある。倶舍論云、金輪王王ニ四洲界一。【天長地久】天地と同く長久に御榮になる樣にと祈る語。古事談云、昔爲ニ公家御祈一被レ行ニ八講一けるに、退凡下乘の卒都婆、銘いかゞ書たると問たりければ、金輪聖王、天長地久、御願圓滿とこそ書たれと答けり。【山門に於いて殊に歸敬を致す】平家は叡山を特に歸依敬重してゐるとのこと。【法に過ぎて】度を過ぎてひどいこと。【異賊】叛徒。【宿運盡ぬる平氏】前世から定まつてゐる運命も盡きて、衰亡せんとする平氏の意。【値遇の義を翻して】恩惠を受けた義理を捨ててといふこと。【源氏合力の旨に任す】源氏の御方になることにすること。

「六月十日の牒狀、同じき十六日到來、披閱の處に、數日の鬱念一時に解散す。凡そ平家の惡逆累年に及びて、朝廷の騷動止む事なし。事人口に在り、遺失するに能はず。夫れ叡岳に到つては、帝都東北の仁祠として、國家靜謐の精祈を致す。然りと雖も一天久しく彼の夭逆に犯されて、四海鎭に其の安全を得ず。顯密の法輪無きが如し。擁護の神威屢廢る。爰に貴家適累代武備の家に生れて、幸に當時精選の仁たり。豫め奇謀を運らして義兵を起し、忽に萬死の命を忘れて、一戰の功を樹つ。其の勞未だ兩年

を過ぎざるに、其の名旣に四海に流る。我が山の衆徒且以て承悅す。國家の爲累家の爲、武功を感じ武略を感ず。此の如くならば山上の精祈空しからざる事を悅び、海內の衞護怠り無き事を知んぬ。自寺他寺常住の佛法、本社末社祭奠の神明、再び敎法の榮えんことを喜び、崇敬の舊きに復せんことを隨喜し給ふらん。衆徒等が心中唯賢察を垂れよ。然れば則ち冥には十二神將、忝く醫王善逝の使者として、凶徒追討の勇士に相加り、顯には又三千の衆徒、暫く修學鑽仰の勤節を止めて、惡侶治罰の官軍を助けしめん。止觀十乘の梵風は、奸侶を和朝の外に拂ひ、瑜伽三密の法雨は、時俗を堯年の昔に囘さん。衆徒僉議此くの如し。倩之を察せよ。壽永二年七月二日の日、大衆等」とぞ書いたりける。

【披閱の處に】披いて讀んで見ると。**【欝念】**不快な思。**【事人口に在り】**人の噂に上り誰も知つてゐること。**【違失するに能はず】**打ち消すことの出來ないこと。**【仁祠】**寺。**【精祈】**心を籠めて祈ること。**【天逆】**『天』災。平家の暴逆を云。**【顯密の法輪無きが如し】**佛敎はあれどもなきが如き狀態とのこと。『顯密』佛敎の二大別、顯敎密敎。こゝは佛敎の總名の意。『法輪』惡を摧破し、展轉して人に傳はる等の義より、佛敎を車輪に譬へて云。**【擁護の神威】**佛法を守護する神の威光といふこと。**【貫家】**義仲。**【精選の仁】**えりぬきの人物。**【萬死の命を忘れて一戰の功を樹つ】**命がけで功を立てたの意。**【且以て承悅す】**先づ以て承り悅んでゐる。

【累家】代々武功を以て聞える源家といふ意。【山上の精祈空しからざること】叡山で平家滅亡を祈つた甲斐があつての意。【海内の衛護怠なきこと】義仲が國内守護の實あること。【自寺他寺常住の佛法】當寺や他の寺にいつも變らず行はれてゐる佛法。【本社末社祭奠の神明】日吉神社の本社末社に祭つてある神々。【敎法】佛敎。【崇敬】神社を尊信すること。【賢察を垂れよ】推察せよの敬語。【冥】幽冥。【顯】現世。【修學鑽仰の勤節を止め】佛法の講說を中止しての意。『勤節』一本勤說に作る。『鑽仰』論語子罕篇に顏淵喟然歎曰、仰レ之彌高、鑽レ之彌堅とあるより出た語。もと孔子の德を讚歎した語であるが、こゝは敎を貴び道を講ずるに云。
【惡侶治罰】惡人退治の義。平家追討のことを云。【止觀十乘の梵風】天台宗で止觀門の十境を對象として立てた觀法。その觀法の迷妄を除去すること、風の塵を拂ふが如き意で風に譬へ云。止觀云、法性寂然名レ止、寂而常照名レ觀。『十乘』觀不思議境・眞正發菩提心・善巧安心止觀・破法遍・識通塞・道品調適・對治助開・知次位・能安忍・無法愛。『乘』車乘の義、行者を運載して果地に到らしめること。『梵』佛敎に關することに冠する語、淨いといふ義。【奸侶】惡人共。【和朝】我國。【瑜伽三密の法雨】佛の三密と行者の三密と相應することを雨に譬へて云。『瑜伽』梵語、相應の義。『三密』身口意の三業。【堯年の昔】堯時代の淳風良俗。

平家山門への連署

平家是をば夢にも知り給はず。與福園城兩寺は、鬱憤を含める折節なれば、語らふ

共よも靡かじ。當家は山門に於て、未だ怨を結ばず。山門又當家の爲に、不忠を存ぜず。詮ずる所、山王大師に祈誓申して、三千の衆徒を語らはゞやとて、一門の公卿十人、同心連署の願書を書いて、山門へ送らる。其の願書に云く、「敬つて白す。延暦寺を以て氏寺に准じ、日吉の社を以て氏社として、一向天台の佛法を仰ぐ可き事。右當家一族の輩、殊に祈誓する事有り。旨趣如何となれば、叡山は是桓武天皇の御宇、傳教大師入唐歸朝の後、圓頓の教法を此の所に弘め、遮那の大戒を其の内に傳へてより以來、專ら佛法繁昌の靈窟として、久しく鎭護國家の道場に備ふ。方に今伊豆の國の流人源の頼朝、身の咎を悔いず、還つて朝憲を嘲る。加之奸謀に與して同心を致す源氏等、義仲行家以下、黨を結んで數あり。隣境遠境數國を掠領し、土宜土貢萬物を押領す。之に因つて或は累代勳功の跡を追ひ、或は當時弓馬の藝に任せて、速に賊徒を誅し凶黨を降伏す可き由、苟くも勅命を含んで、頻に征伐を企つ。爰に魚鱗鶴翼の陣、官軍利を得ず、星旄電戟の威、逆類勝に乘るに似たり。若し神明佛陀の加被に非ずば、爭か反逆の凶亂を鎭めん。何に況んや、臣等が曩祖、思へば忝く本願の餘裔と謂つつ可し。彌崇重す可し、彌恭敬す可し。自今以後、山門に悦び有らば一門の悦びとし、社家に憤有らば一家の憤として、各子孫に傳へて永く失墮せじ。藤氏は春日の社興福

寺を以て氏社氏寺として、久しく法相大乘の宗に歸す。平氏は日吉の社延曆寺を以て氏社氏寺として、親り圓實頓悟の敎に値遇せん。彼は昔の遺跡也、家の爲め榮幸を思ふ。此は今の精祈也、君の爲め追罰を請ふ。仰ぎ願くは、山王七社、王子眷屬、護法聖衆、東西滿山、十二乘願、醫王善逝、日光月光、無二の丹誠を照して、唯一の玄應を垂れ給へ。然れば則ち邪謀逆心の賊、各手を軍門に束ね、反逆殘害の輩、首を京土に傳へん。仍つて一門の公卿等、異口同音に禮を作して、祈誓件の如し。從三位行兼越前の守平の朝臣通盛、從三位行兼右近衞の中將平の朝臣資盛、正三位行右近衞の中將兼伊豫の守平の朝臣維盛、正三位行左近衞の權の中將兼播磨の守平の朝臣重衡、正三位行右衞門の督兼近江遠江の守平の朝臣淸宗、參議正三位皇太后宮の權の大夫兼修理の大夫加賀越中の守平の朝臣經盛、從二位行中納言征夷大將軍兼左兵衞の督平の朝臣知盛、從二位行權中納言兼肥前の守平の朝臣敎盛、正二位行權大納言兼陸奧出羽按察使平の朝臣賴盛、從一位前の內大臣平の朝臣宗盛、壽永二年七月五日の日、敬つて白す」とぞ書かれたる。貫首是を憐み給ひて、左右なう衆徒に披露もし給はず。十禪師權現の社壇に籠め、三日加持して、其の後衆徒に披露せらる。始めは有り共見えざりける願書の上卷に、歌こそ一首出來たれ。

平(たひら)かに花咲く宿も年ふれば、西へ傾(かたぶ)く月とこそ見れ。

山王大師是を憐み給ひて、三千の衆徒(しゆと)力を合せよと也。されども年來日來の振舞、神慮にも違ひ、人望にも背きぬれば、祈れ共叶はず、語らへ共靡かざりけり。大衆も誠にさこそはと、事の體(てい)をば憐れみけれ共、源氏合力(かふりよく)の返牒を送りぬる上は、今又輕々しく其の義を翻すに及ばねば、是を許容する衆徒もなし。

【是をば】叡山義仲通謀のこと。**【欝憤】**心中に深く憤つて居ること。**【氏寺】**各氏族の祖先追福の爲めに建てた寺。又は特に其氏族の尊信する寺。**【氏社】**各氏族の祖神を祭る神社。又は特に其氏族の崇敬する神社。**【日吉の社を以て氏社】**二十二社註式平野神社條に、第二久度神、仲哀天皇、平家氏神。今鏡平家繁榮を叙する條に、平野はあまたの家の氏神にておはすなれど、御名もとりわきてこの神垣の榮え給ふ時なるべしとあり、平家の氏社は平野神社であるのを、一時の便宜にかく云。吉記(壽永二、七、十二、)云、蒙二平野社一、用二氏社一、神慮有レ恐事歟。**【旨趣】**理由。**【遮那の大戒】**毘盧遮那佛所説の大戒の義。こゝは密教の意。傳教大師止觀遮那兩業を叡山の學生に學習せしめた故に云。**【靈窟】**神聖な地の意。**【身の咎を悔いず】**自分の罪を顧みずに。**【朝憲を嘲る】**朝廷の法を輕んずるの義。反亂を起したことを云。**【土宜】**土地の産物。**【土貢】**土地より上納する年貢。**【當時弓馬の藝に任せ】**『當時』累代に對して云。現在武力の强いのを恃んでの意。**【魚鱗鶴翼の陣】**共に陣形の名。いろいろの陣形を整へ手を盡して戰つたがの意。『魚鱗』魚麗とも書く、縱陣で、魚の鱗を並べた

如くに、兵力を中部に多くし前後に少くしたもの。『鶴翼』横陣で、鶴の翼を廣げた如くに、敵を覆ひ囲む様なのを云。源平盛衰記云、畠山は軍構ぞしたりけむ、鶴翼の軍とて、鶴の羽をひろげたるか如くに、勢をあらはに立廣て、小勢を中に取籠る支度也、樋口は魚鱗の戰とて、先細に中太に、魚の鱗を並べたる樣に、馬の鼻を立並ぶ。**【星旄電戟の威】**星の如くに列る旗、電光の如くに閃く矛の威力での意、一本聖謀天戟の威に作る。『旄』旗。『戟』矛。**【逆類勝に乘る】**叛徒が勝つたにつけ入て進んで來るの意。平家敗走の事を巧に言つたもの。**【本願の後裔】**護國緣起云、此延暦寺者桓武天皇御願也。『本願』桓武天皇の御事。『後裔』平氏は桓武天皇より出づるより云。**【法相大乘の宗】**法相宗。大乘教に屬するより云。**【圓實頓悟の敎】**天台宗。圓滿眞實頓速開悟の敎の義。**【値遇】**逢ひ難きものに逢ふこと。こゝは親しく天台の法門に歸依しやうとのこと。**【彼】**藤原氏と興福寺春日神社との事。**【此】**平家叡山。**【君の爲追罰を請ふ】**天皇の爲に叛徒追討を願ふ意。藤原氏が一家の繁榮を祈るとは、公私自ら異るといふこと。**【山王七社王子眷屬】**山王七社を始めとして、攝社末社に廿一社、百八座等の名あるを指して云。**【護法聖衆東西滿山】**長門本に東西滿山護法聖衆とあるのがよい。東塔西塔をはじめ全山の佛法擁護の佛菩薩達の義。**【十二乘願醫王善逝】**根本中堂の藥師如來のことを云。『十二乘願』長門本乘を上に作るがよい。藥師如來が東方淨瑠璃國敎主として、衆生の病源を救ひ、無明の痼疾を癒さんが爲に發した十二誓願のこと。**【日光月光】**藥師如來夾侍の二菩薩の名。『日光』日光遍照の略。『月光』月光遍照の略。**【無二の丹誠を照らして】**二心なき眞心の程を御照覽になつて。**【唯一の玄應】**唯一つの尊い感應。**【手を軍門に束ね】**降參すること。**【京土】**京。**【異口同音】**聲を揃へて云ふこと。**【從三位行兼越前守平朝臣通盛】**長

門本に行兼越前守の五字がないのがよい。通盛養和元年八月十五日越前守辭任。【行】位署の法、官位相當の時は、官を上に位を下に、官高く位卑い時は、位を上に、中に守の字を入れ、下に官を、又位高く官卑い時は、守字の代りに行の字を書く規定になつてゐる。【重衡】長門本に播磨守を但馬守とあるのがよい。【清宗】近江遠江守の兼官はない。盛衰記に侍從とあるのがよい。【經盛】加賀越中守は備中權守の誤。【教盛】長門本に肥前守の兼官のないのがよい。【七月五日】百錬抄には八日に此書を送る旨に見える。【上卷】上に卷いてある紙。【平かに花咲く云々】榮えた平家も時がくれば衰へることゝなつたの意。【語らへ共】誘つて見ても。【事の體】その事情。

主上の都落

同じき七月十四日、肥後の守貞能、鎮西の謀叛平げて、菊地・原田・松浦黨三千餘騎を召具して上洛す。鎮西の謀叛をば、纔に平げたれ共、東國北國の軍は、如何にも靜まらず。同じき二十二日の夜半計り、六波羅の邊夥しう騷動す。馬に鞍置き腹帶しめ、物共東西南北へ運び隱す。只今敵の討ち入つたる樣なりけり。明けて後聞えしは、美濃源氏に、佐渡の衛門の尉重貞と云ふ者有り。去んぬる保元の合戰の時、鎮西の八郎爲朝が方の軍に負けて、落人と成つたりしを、搦めて出したりし勸賞に、本は兵衛の尉た

りしが、其の時右衛門の尉に成りぬ。是に依つて一門には怨まれて、此の比平家を諂ひけるが、其の夜六波羅に馳せ參り、木曾既に北國より五萬餘騎で攻め上り、天台山東坂本に充ち滿ちて候。郎等に楯の六郎親忠、手書に大夫坊覺明、六千餘騎天台山に競ひ登り、三千の衆徒同心して、只今都へ亂れ入る由申しければ、平家の人々大に騒いで、方々へ討手を差し向けらる。大將軍には、新中納言知盛の卿、本三位の中將重衡の卿、三千餘騎で、先づ山階に宿せらる。越前の三位通盛、能登の守教經、二千餘騎で宇治橋を堅めらる。左馬の頭行盛、薩摩の守忠度、一千餘騎で淀路を守護せられけり。源氏の方には十郎藏人行家、數千騎で宇治橋を渡つて都へ入る。陸奥の新判官義康が子、矢田の判官代義淸、大江山を經て上洛す共申し合へり。又攝津の國河内の源氏等同心して、同じう都へ亂れ入る由申しければ、平家の人々、此の上は力及ばず、「只一所で如何にも成り給へ」とて、方々へ向はれたりける討手共、皆都へ呼び返されけり。

【肥後守貞能】筑後守平家貞の子。吉記(壽永二、六、十八、)云、肥後守貞能今日入洛、軍兵纔千餘騎云々、日來及二數萬一之由風聞、洛中人頗失レ色。**【如何にも靜まらず】**どうしても鎭定しない。**【物共】**家財道具等の類。**【佐渡の衛門の尉重貞】**佐渡源太重貞三男。**【方の軍に】**『方』上に院の字を脱するか。崇德院方の意か。**【一門】**源氏の一族。**【天台山】**比叡山。支那天台山に准へて云。**【山階】**山城國宇治郡山科村。**【淀路】**淀方面。**【陸奥の新判官義康】**

源義家の孫義國の子、檢非違使左衛門尉陸奥守等に任ぜられた。下野國足利に住む、足利氏の祖。**【矢田の判官代義清】**義康二男、上西門院八條院等の判官代となる。**【只一所で如何にも成り給へ】**ともかく集って進退を共にしやうの意。

帝都名利の地、鷄鳴いて安き事なし。治れる世だにも此くの如し。況んや亂れたる世に於てをや。吉野山の奥の奥へも入りなばやとは思し召されけれ共、諸國七道悉く背きぬ。何の浦か穩しかるべき。三界無安猶如火宅とて、如來の金言一乘の妙文なれば、何かは少しも違ふべき。同じき廿四日の小夜更方に、前の内大臣宗盛公、建禮門院の渡らせ給ふ、六波羅池殿に參つて申されけるは、「木曾既に北國より五萬餘騎で攻め上り、比叡山東坂本に充ち滿ちて候。郎等に楯の六郎親忠、手書に大夫坊覺明、六千餘騎天台山へ競ひ上り、三千の衆徒引具して、只今都へ亂れ入る由聞え候。人々は只都の内にて、如何にも成らんと申し合されけれ共、親り女院二位殿に、憂目を見せ進らせん事の口惜しく候へば、院をも内をも取り奉つて、西國の方へ御幸行幸をも成し進らせばやと、思ひ成つてこそ候へ」と申されければ、女院、「今は只兎も角も、足下の計でこそ有らんずらめ」とて、御衣の御袂に餘る御涙、塞きあへさせ給はねば、大臣殿も直衣の袖絞る計にぞ見えられける。去程に法皇をば、平家取り奉つて、西國の方へ落

ち行くべしなど申す事を、内々聞し召す旨もや有りけん、其の夜の夜半計り、按察使大納言資方の卿の子息、右馬の頭資時計りを御供にて、竊に御所を出でさせ給ひて、御行方も知らずぞ御幸なる。人是を知らざりけり。平家の侍に橘内左衛門の尉季康と云ふ者有り。さか〳〵しき男にて、院にも召し使はれけるが、其の夜しも御宿直に參つて、遙に遠う候ひけるが、常の御所の御方樣、世に物騷がしう、女房達忍び音に泣きなどし給へり。何事なるらんと聞きければ、「俄に法皇の見えさせましまさぬは、何方への御幸やらん」と申す聲に聞く程に、あなあさましとて、急ぎ六波羅へ馳せ參り、此の由申したりければ、大臣殿、「定めて僻事でぞ有らん」とは宣ひながら、急ぎ參つて見進らせ給ふに、現にも法皇渡らせましまさず。御前に候はせ給ふ女房達、二位殿丹後殿以下、一人も動き給はず。「如何にや」と問ひ參らさせ給へ共、我こそ法皇の御行方知り參らせたりと申さるゝ女房達、一人もおはせざりければ、大臣殿も力及ばせ給はず、泣々六波羅へぞ歸られける。去程に、法皇都の中に渡らせ給はずと申す程こそ有りけれ、京中の騷動斜ならず。況んや平家の人々の周章て噪がれける有樣は、家々に敵の打ち入つたり共、限りあれば是には過ぎじとぞ見えし。

【帝都名利の地】帝都は名譽利益を得んが爲に競ふ處で心が安まらないといふこと。白氏文集、常樂里閑居偈

題云、帝都名利場、鷄鳴無レ安レ居。【吉野山の奧の奧へも】平家の人々の思ふこと。古今集、雜下、讀人不知、み吉野の山のあなたに宿もがな世のうき時の隱がにせむ。【金言】語。釋迦の金口より出つる意で云。【一乘の妙文】法華經中の經文。【思ひ成つて】漸く思ひきめたの意。【足下の計てこそ】あなたの意見に從ふ外ない。【御行方へも知らずぞ御幸】鞍馬の方より廻て橫川に御登山、東塔圓融房に着御。百錬抄壽永二、七、廿四、云、夜半、上皇密々出二御法住寺殿一、臨二幸叡山一、院中男女不レ知レ之失レ度。【さかさかしき男】ぬけめのない人。【常の御所の御方樣】平常御出になる方の方向。【大臣殿】宗盛。【僻事】何かの間違ひといふ意。【御前に候はせ給ふ女房達】いつも法皇の御側に居る女房達。【二位殿丹後殿】盛衰記に、淨土寺の二位殿と申す女房、其時は丹後殿とて夜も晝も御身近く候はせ給ひけると、一人としてあるのが正しい。【動き給はず】泣き崩れて動かないこと。【渡らせ給はずと申す程こそありけれ】御出がないと噂が立つや否やといふこと。【限りあれは是には過ぎじ】敵の打入つたといつても、大抵限度のあるもので、是程の騷ぎではあるまいの意。

平家日來は院をも內をも取り奉つて、西國の方へ御幸行幸をも成し進らせんと支度せられたりしか共、かく打捨てさせ給ひぬれば、賴む木の本に雨のたまらぬ心地ぞせられける。せめては行幸計りをも成し進らせよやとて、明くる卯の刻に行幸の御輿を寄せたりければ、主上は今年六歲、未だ幼うまし〱ければ、何心なくぞ召されける。御同輿には、御母儀建禮門院參らせ給ふ。神璽、寶劒、內侍所、印鑰、時の札、

玄上、鈴鹿などをも取り具せよと、平大納言時忠の卿下知せられたりけれ共、餘りに周章て噪いで、取り落す物ぞ多かりける。晝の御座の御劒などをも、取り忘れさせ給ひけり。聽て此の時忠の卿、內藏の頭信基、讃岐の中將時實父子三人、衣冠にて供奉せらる。近衞司、御綱の佐、甲冑弓箭を帶して、行幸の御供仕る。七條を西へ朱雀を南へ行幸なる。明くれば七月廿五日也。漢天既に啓けて、雲東嶺に靉き、明方の月白くさえて、鷄鳴又忙がはし。夢にだにか〻る事は見ず、一年都遷りとて、俄にあわたゞしかりしは、か〻るべかりける先表共、今こそ思ひ知られけれ。攝政殿も行幸に供奉して、御出有りけるが、七條大宮にて、鬟結うたる童子の、御車の前をつと走り通るを御覽ずれば、彼の童子の左の袂に、春の日と云ふ文字ぞ顯はれたる。春の日と書いては、春日と讀めば、法相擁護の春日大明神、大織冠の御末を守り給ふにこそと、賴もしう思召す處に、件の童子の聲とおぼしくて、

　如何にせん藤の末葉の枯れ行くを、只春の日に任せたらなん。

供に候ふ進藤左衞門の尉高直を召して、「此の世の中の有樣を御覽ずるに、行幸はなれ共御幸は成らず、行末賴もしからず思し召すは如何に」と仰せければ、御牛飼に目を吃と見合せたり。聽て心得て、御車を遣りかへし、大宮を上りに、飛ぶが如くに仕り、

北山の邊、知足院へぞ入らせ給ひける。

【かく打捨てさせ】法皇が、平氏を。【賴む木の本に雨のたまらぬ心地】賴みにした雨宿りの木の枝から雨が漏る樣に、豫期のはづれたたよりない氣持。兼盛集云、天の原曇れば悲し人知れず賴む木の下雨ふりしより。【明くる卯の刻】壽永二年七月廿五日の曉。【印】天子の內印。方三寸、天皇御璽の文がある。令義解云、天子神璽、內印、五位以上ノ位記及下ニス諸國ニ一公文則印ス。【鎰】節刀の鑰。禁秘抄云、節刀鑰、天曆帝付ニ寶劍ケ帶取ノ一、不レ離ニ御身一云云、誠我國至極ノ寶物ニ者也。【時の札】時刻を書いた簡。淸涼殿の小庭に在り、內豎が漏刻（水時計）の時を計つて立てた者。【玄上】琵琶の名器。朝家累代の御寶物として、淸涼殿の御厨子に置かれた。撥面に唐人打毬の樣を畫くと云。名稱は黒象の繪があるより玄象の義とも、藤原玄上（はるかみ）が醍醐天皇に獻上した故とも云。【鈴鹿】和琴の名器。同じく朝家累代の御寶物。伊勢國鈴鹿の橋板で造る故に云ふとの說がある。【晝の御座の劍】淸涼殿晝御座の間、御茵の南に安置された御劍。【內藏の頭信基】平信範の子。〔內藏頭〕內藏寮長官。職員令云、內藏寮、頭一人、掌ニ金銀珠玉、寶器錦綾、雜綵氈褥、諸蕃貢獻奇瑋之物、年料供進御服、及別勅用物ノ事一。【讃岐中將時實】平時忠の子。嘉應二年七月讃岐守、壽永二年四月近衞中將。【衣冠】束帶の略裝。表袴の代りに指貫、笏の代りに檜扇を用ひ、下襲石帶を用ひない。公事以外尋常參內の時に着用したもの。【近衞司】近衞府諸官。大將以下行幸供奉を任とする者。【御綱の佐】鳳輦の御綱の末に候する近衞次將（中少將）。西宮記に、左右少將各一人候ニ御綱ノ末一、行ニ警蹕行列之事一とある。近衞府のすけは次將で、枕草紙にも御綱の佐中少將とある。安齋隨筆に、これを鳳輦の御綱を張る大舍人の助のことゝしてあるが、今採らな

い。**【弓箭を帶して】**次將裝束抄行幸條云、弓薛綸、平胡籙、相ニ具弓箭ニ參內、召仰訖帶ㇾ之、若兼日有ニ召仰ー之時、參內直帶ニ弓箭ー。**【七條を西へ】**前日の廿四日に法住寺殿に行幸あり、それで七條大路を西へ、朱雀大路を南へ、淀路へ向はせられたのである。**【漢天】**天の河の見える空。その天の河の光が既に消えたとのこと。詩經云、維天有ㇾ漢。『漢』天の河。**【東嶺】**東山。**【攝政殿】**藤原基通。**【七條大宮】**七條大路の大宮大路と交叉する處。**【如何にせん藤の末葉の云々】**藤原氏の衰へ行くは自然の勢で、如何とも出來ないが、唯春日明神の思召のまゝに京に留まれとの意。**【御幸はならず】**後白河法皇が御一緒に御出にならないこと。**【目を屹と見合せ】**高直が攝政の意中を察し、牛飼童に目で行幸の列外に出ることを知らせたこと。**【遣りかへし】**車を後へ引き返したこと。**【大宮を上りに】**大宮大路を北へ上つて行つたこと。**【飛ぶが如くに仕り】**早く車を走らせたこと。**【北山】**京北方の山地。**【知足院】**山城國愛宕郡舟岡山の南に在つた寺。

維盛の都落

越中の次郎兵衞、太刀腋挾み、攝政殿の御留有るを、押し留め進らせんと、頻に進みけれ共、人々に制せられて、力及ばで留まりぬ。中にも小松の三位の中將維盛の卿は、日來より思ひ設け給へる事なれ共、差し當つては悲しかりけり。此の北方と申すは、故中の御門の新大納言成親の卿の娘、父にも母にも後れ給ひて、孤にておはせしか共、桃

顔露に綻び、紅粉眼に媚をなし、柳髪風に亂るゝ粧、又人有るべし共見え給はず。六代御前とて、生年十に成り給ふ若君、其の妹八歳の姫君おはしけり。此の人々も面々に後れじと慕ひ給へば、三位の中將宣ひけるは、「我れは日來申しゝ樣に、一門に具せられて、西國の方へ落ち行く也。何く迄も具足し奉るべけれ共、道にも敵待つなれば、心安く通らん事有り難し。縱ひ吾れ討たれたりと聞き給ふ共、樣など替へ給ふ事は、努々ある可からず。其の故は、如何ならん人にも見もし見えて、あの少き者共をも育み給へ。情を懸くべき人も、などか無くて候ふ可き」と、漸に慰め宣へ共、北の方兎角の返事をもし給はず、引き被いてぞ伏し給ふ。中將既に打立たんとし給へば、北の方袂にすがり「都には父もなし母もなし、捨てられ奉つて後、又誰にかは見ゆ可きに、如何ならん人にも見えよなど承るこそ恨めしけれ。前世の契有りければ、人こそ憐み給ふ共、又人毎にしもや情を懸く可き。何く迄も伴ひ奉り、同じ野原の露共消え、一つ底の水屑共成らんとこそ契りしに、されば小夜の寢覺の密語は、皆僞に成りにけり。せめては身一つならば如何せん、捨てられ奉る身の憂さを、思ひ知つても留りなん。少き者共をば、誰に見讓り、如何にせよとか思し召す。恨めしうも留め給ふ者哉」とて、且は恨み且は慕ひ給へば、三位の中將、「誠に人は十三、我れは十五より、見初め

奉つたれば、火の中水の底へも、共に入り共に沈み、限ある別路迄も、後れ先立たじとこそ思ひしか。今日はかく物憂き有様共にて、軍の陣へ赴けば、具足し奉つて、行末も知らぬ旅の空にて、憂目を見せ進らせんも、我が身ながらうたてかる可し。其の上今度は用意も候はず、何くの浦にも心安う落ち著きたらば、其れより迎に人をこそ進らせめ」とて、思ひ切つてぞ立たれける。

【越中の次郎兵衛】平家の侍盛嗣。**【進みけれ共】**進んで行かうとしたが。**【桃顔露に綻び】**顔の美はしいこと。桃の花が露にぬれながら、咲き初めたやうであるとのこと。**【紅粉眼に媚をなし】**紅白粉に見た所の愛らしいこと。**【柳髪】**柳の枝が春風に靡く様に、ふさふさした美しい髪といふこと。**【又人あるべしとも】**外に又こんな美人があるともの意。**【六代御前】**維盛長男高清。六代は通稱。正盛より六代の意か。『御前』敬稱。**【此の人々】**北の方や若君姫君。**【面々に後れじと】**我後れじとついて行たがること。**【一門に具せられ】**一族の人達に伴はれて。**【具足し】**連れて行くこと。**【心安く】**無事に。**【見もし見えられて】**人に見られたり又見たりしての意。夫婦の縁を結ぶことに云。**【人こそ憐み給ふとも】**『人』維盛。あなたこそ愛して下さつたがの意。**【人毎にしもや情を懸くべき】**誰でも愛してくれるものではないの意。**【同じ野原の露とも消え】**野原で死んでも一緒に死ぬならよいの意。**【一つ底の水屑共成らむ】**同じ海に身を投げてもよいの意。**【密語】**睦まじく話し合つたこと。生死を共にするといふ約束を云。**【せめては身一つならば如何せん】**せめて自分一人だけならば仕方が

ないことで、何とかしやうの意。**【身のうさを思ひ知つても留りなん】**自分の身の不運と思ひあきらめても後に殘りませうの意。**【見讓り】**依賴して代りに世話させること。**【人は十三】**三人は北方。**【限りある別路】**死。**【後れ先だたじ】**一緒に死ぬこと。**【物憂き有樣】**憐れな落人の身の上。**【我が身なからうたてかる可し】**覺悟してゐる自分でもつらい事であらうの意。**【用意】**同道の支度。

中門の廊に出で、鎧取つて著、馬引寄せさせ、既に乘らんとし給へば、若君姫君走出で、父の鎧の袖、草摺に取り附き、「是はされば何地へとて、渡らせ給ひ候ふやらん。吾も參らん、我も行かん」と慕ひ泣き給へば、憂世の紲と覺えて、三位の中將、いとゞ爲ん方なげにぞ見えられける。御弟新三位の中將資盛、左中將清經、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、備中の守師盛、兄弟五騎馬に乘りながら、門の中へ打ち入れ、庭に扣へ、大音聲を揚げて、「行幸は遙に延びさせ給ひぬらんに、如何にや今迄の遲參候」と、聲々に申されければ、三位の中將馬に打乘つて出られけるが、又引き返し、緣の際に打寄せ、弓の弭にて御簾をさつと搔上げて、「是御覽候へ、少き者共が餘りに慕ひ候を、兎かう拵へ置かんと仕る程に、存の外の遲參候」と宣ひもあへず、はら〳〵と泣き給へば、庭に扣へ給へる人々も、皆鎧の袖をぞ濡らされける。爰に三位の中將の年比の侍に、齋藤五、齋藤六とて、兄は十九弟は十七に成る侍あり。三位の中將の御馬の

左右の水つきに取り附いて、「何く迄も御供仕り候はん」と申しければ、三位の中將宣ひけるは、「汝等が父長井の齋藤別當實盛が、北國へ下りし時、供せうと云ひしを、存ずる旨が有るぞとて、汝等を留め置き、終に北國にて討死したりしは、故き者にて、かゝるべかりける事を、兼て悟つたりけるにこそ。あの六代を留めて行くに、心安う扶持すべき者のなきぞ。只理を枉げて留まれかし」と宣へば、二人の者共力及ばず、涙を押へて留りぬ。北の方は、「年來日來、かく情なき人とこそ、かけては思はざりしか」とて、引き被いてぞ臥し給ふ。若君姫君女房達は、御簾の外まで轉び出で、聲を計に喚き叫び給ひけり。其の聲々耳の底に留つて、されば西海の立つ波の上、吹く風の音迄も、聞く樣にこそ思はれけれ。平家都を落行くに、六波羅・池殿・小松殿・八條・西八條以下、人々の家々廿餘箇所、其の外次々の輩の宿所々々、京白川四五萬軒が在家に火をかけて、一度に皆燒き拂ふ。

【是はされば】あわてて止める樣。**【憂き世の紲】**離れ難ない恩愛の情。**【丹後侍從忠房】**師盛の弟。**【延びさせ】**遠く御進みになつたこと。**【如何にや今迄遲參候】**こんなに遲れるとは如何した譯かの意。**【打寄せ】**馬を。**【兎角拵へ】**あれこれとすかしなだめること。**【齋藤五齋藤六】**長門本に齋藤五宗貞、齋藤六宗光とある。**【水つき】**轡の手綱を結び付ける部分の名。和名抄、云、承鞚、美豆岐、俗云三都々岐。**【故き者】**古つはもの、老功

の武士。【かゝるべかりける事】こんな大事の起るべき事。【留めて行くに】後に殘して出て行くのにの意。【心安う扶持すべき者】しつかりと保護してくれる者。【かけては】少しもの意。【聲を計りに】聲の出る限りに。【聞く樣に】その別離の際の聲を聞く樣にの意。【次々の輩】それより以下の身分の人々、卽ち平家の家子郎黨等を云。

聖主臨幸

或は聖主臨幸の地也。鳳闕空しく礎を殘し、鸞輿徒跡を留む。或は后妃遊宴の砌也。椒房の嵐聲悲み、掖庭の露色愁ふ。粧鏡翠帳の基、弋林釣渚の舘、槐棘の座、燕鸞の栖、多日の經營を空しうして、片時の灰燼と成り果てぬ。況んや郎從の蓬蓽に於てをや。況んや雜人の屋舍に於てをや。餘焔の及ぶ所、在々所々數十町也。强呉忽に亡びて、姑蘇臺の露荊棘に移り、暴秦既に衰へて、咸陽宮の烟睥睨を隱しけんも、かくやとぞ覺えける。日來は函谷二崤の嶮しきを固うせしか共、北狄の爲に是を破られ、今は洪河涇渭の深きを憑みしか共、東夷の爲に是を取られたり。豈圖りきや、忽に禮儀の鄕を攻め出だされて、泣々無知の境に身を寄せんと。昨日は雲の上にて雨を降す神龍たりき、今日は肆の邊に水を失ふ枯魚の如し。禍福道を同じうし、盛衰

掌を反す、今目の前にあり。誰か是を悲まざらん。保元の昔は春の花と榮えしか共、壽永の今は又秋の楓と落ち果てぬ。

【或は】これはあれはと、二つ以上の事を並べ言ふ時に用ひる漢文調の語法。以下六波羅等の燒跡の模樣。**【聖主臨幸の地】**天皇の行幸せられた地。**【鳳闕】**天子の宮殿。闕は支那宮門外の兩側にある高樓。漢代宮城の闕に銅製の鳳凰を安置せるより鳳闕の稱起る。**【空しく礎を殘し】**唯礎だけが殘つてゐること。**【鸞輿】**天子乘御の輿の稱。鸞は鳥の名。其聲に和する鈴が付けてあるといふことから起ると云。**【徒跡を留む】**御輿は燒失し唯其置てあつた跡だけが殘つてゐるの意。**【砌】**軒下の石だゝみ。轉じて庭又場所の義。こゝは後の意。**【椒房】**皇后の御所。漢官儀云、皇后稱ニ椒房一、取ニ其實蔓延盈レ升、以レ椒塗レ室、取ニ溫暖除ニ惡氣一也。**【掖庭】**後宮。文選西都賦呂尙註云、掖庭宮名、在ニ天子左右一、如ニ肘腋一。**【嵐聲悲み・露色愁ふ】**嵐が吹きすさび、草の露が滋く、荒涼たる有樣を云。**【粧鏡翠帳の基】**化粧の鏡翠色の几帳のあつた御座所の義。『茸』家のこと。文選鮑昭蕪城賦云、藻扃黼帳歌堂舞閣之基、璇淵碧樹弋林釣渚之館。**【弋林釣渚の館】**鳥を狩する林、釣を垂れる池のある御殿。**【槐棘の座】**大臣公卿の邸宅。『槐』三槐又は槐門の義。大臣の唐名。『棘』棘路又は九棘の義。公卿の唐名。**【燕鸞】**殿上人の唐名。**【多日の經營を空しうして】**多年かゝつて造り上げた骨折を無にしての意。**【蓬蓽】**蓬戶蓽門の略。蓬を編んだ戶、竹で造つた門の義。粗末な家。**【餘燄の及ぶ所】**類燒すること。**【在々所々】**在所在所の義。あちらこちらといふこと。**【强呉忽ちに亡びて云々】**戰國の時强大を誇つた呉國も、越の爲に滅され、呉王夫差の建てた高さ三百尺の姑蘇臺も荒廢して、雜草生ひ繁つて露深く、戰國を統

一して他國を壓迫し、強暴と稱せられた秦國も、楚の項羽の爲に破られ、秦始皇帝の建てた大宮殿、咸陽宮も燒かれ、其火三ケ月も消えなかつたと云ふ故事に據る句。和漢朗詠集云、源順、河原院賦、強吳滅兮有ニ荊棘一、姑蘇臺之露瀼々、暴秦衰兮無ニ虎狼一、咸陽宮之烟片々。**【睥睨】**城上の垣。ひめ垣のこと。垣の孔より睥睨する意と云。**【函谷二淆】**『函谷』函谷關の設けてある谷。『二淆』東淆山西淆山。共に中原より秦國に入る門戸。こゝは東海北陸より京に入る途上の諸山に准へ云。文選云、班固西都賦、左據ニ函谷二淆之阻一。**【北狄】**北方の蠻人。義仲を指す。**【洪河涇渭】**『洪河』大河の義。黄河。『涇渭』涇水渭水。共に秦國内を流れる川の名。こゝは宇治川勢多川等に准へて云。**【東夷】**東方の蠻人。頼朝を指す。**【豈に圖りきや】**ちつとも思ひがけないことであつたの意。『身を寄せんと』までに係る。**【禮儀の郷】**京のこと。文選云、李陵答ニ蘇武一書、如何身出ニ禮義之郷一、而入ニ無知之俗一、違ニ棄君親之恩一、長爲ニ蠻夷之域一。**【無智の境】**地方の邊鄙な地。**【雨を降す神龍】**雨を降らす能力あるすぐれた龍。天下に號令した大執政者の喩。**【肆の邊に水を失ふ枯魚】**市屋に並べてある魚の干物。政權に離れた野人といふ喩。莊子外物編云、鮒魚忿然作レ色曰、吾失ニ我常與一、我無レ所レ處、吾得ニ斗斤之水一、然活耳、君乃言レ此、曾不レ如三早索ニ我於枯魚之肆一。**【禍福道を同うし】**禍も福も同じ道から來るといふこと。淮南子に、禍之來也、人自生レ之、福來也、人自成レ之、禍與レ福同レ門、利與レ害爲レ鄰といふと同意。**【盛衰掌を反す】**變化の急激なこと。**【目の前にあり】**以上の事が目前に事實として現はれたとのこと。**【秋の楓と】**秋の楓の如くにの意。

畠山の庄司重能、小山田の別當有重、宇都の宮の左衛門朝綱、是等は去んぬる治承より

壽永迄、召し籠められて有りしが、其の時既に斬らるべかりしを、新中納言知盛の卿の異見に申されけるは、「彼等百人千人が頸を斬らせ給ひて候ふ共、御運盡きさせ給ひなば、御世を保たせ給はん事有り難し。故郷に候ふ妻子所從等、いか計り歎き悲み候ふらん、唯理を枉げて下させ給へ。若し運命啓けて、都へ歸り上らせ給ふ事も候はゞ、有り難き御情でこそ候はんずれ」と申されければ、大臣殿、「さらばとう下れ」とこそ宣ひけれ。此れ等首を傾け掌を合せて、「何く迄も御供仕り候はん」と申しければ、大臣殿、「汝等が魂は、皆東國にこそ有る可きに、脱計り西國へ召具すべき樣なし。只とう下れ」とこそ宣ひけれ。是等も廿餘年の主なりければ、別れの涙押へ難し。

【召し籠められ】拘禁されて居たこと。篠原合戰の條には、是等三人折節大番役で在京したのを北國へ向け遣したことが見える。長門本には、日頃召置たりつる東國の者ども、宇都宮左衞門尉朝綱、畠山庄司重能、小山田別當有重在京してありけるが、子息所從等皆兵衞佐に屬しにければ、是等は召籠られて有しを、西國へ具し下て斬るべしとさた有りけるをとある。**【其の時】**平家都落の時。**【異見】**意見。**【御運盡させ】**運命が是で終つたものならの意。**【御世を保たせ】**天下の政治をする事。**【妻子所從】**畠山等三人の妻子家來。**【下させ】**關東へ放ち遣す事。**【運命啓けて】**平家の運命がよくなつてといふこと。**【有り難き御情】**今許すことは比ひない情けであるの意。**【大臣殿】**宗盛。**【首を傾け掌を合せ】**合掌禮拜したこと。**【脫】**魂のない體。**【召具すべき要

なし】連れて行く必要がない。**【二十餘年の主】**保元以來二十餘年平家に仕へて居つた故に云。

忠度の都落

薩摩の守忠度は、何く(いづ)よりか歸られたりけん、侍五騎童一人、我が身共に混甲(ひたかぶと)七騎取つて返し、五條の三位俊成(しゆんぜい)の卿の許におはして見給へば、門戶を閉ぢて開かず。忠度と名乘り給へば、落人(おちうど)還り來れりとて、其の內騷ぎあへり。薩摩の守急ぎ馬より飛んで下り、自ら高らかに申されけるは、「是は三位殿に申す可き事有つて、忠度が參つて候。縱ひ門をば開(あ)けられず共、此の際迄(きは)立寄り給へ。申す可き事の候」と申されたりければ、俊成の卿、「其の人ならば苦しかるまじ、開けて入れ申せ」とて、門を開けて對面有りけり。事の體(てい)何となう物あはれなり。薩摩の守申されけるは、「先年申し承つてより後は、努々(ゆめ〳〵)疎略を存ぜずとは申しながら、此の二三箇年は、京都の噪ぎ、國々の亂れ出で來、剰へ(あまつさ)當家の身の上に罷り成つて候へば、常に參り寄る事も候はず。君既に帝都を出でさせ給ひぬ。一門の運命今日早盡き果て候。其れに就き候ひては、撰集(せんじふ)の御沙汰有る可き由承つて候ひし程に、生涯の面目(めんぼく)に、一首成り共、御恩を蒙らうと存じ候ひつるに、かゝる世の亂れ出で來て、其の沙汰なく候ふ條、只一身の歎と存ずる候。此の

後世靜まつて、撰集の御沙汰候はゞ、是に候ふ卷物の中に、さりぬべき歌候はゞ、一首成り共御恩を蒙つて、草の陰にても嬉しと存じ候はゞ、遠き御守とこそ成り進らせ候はんずれ」とて、日來詠み置かれたる歌共の中に、秀歌と思しきを、百餘首書き集められたりける卷物を、今はとて打立たれける時、是を取つて持たれたりけるを、鎧の引合より取り出でゝ、俊成の卿に奉らる。三位是れを開いて見給ひて、「かゝる忘れ形見共を賜り候ふ上は、努々疎略を存ずまじう候。さても只今の御渡こそ、情も深う哀も殊に勝れて、感涙押へ難うこそ候へ」と宣へば、薩摩の守、「骸を野山に曝さば曝らせ、憂き名を西海の波に流さば流がせ、今は憂き世に思ひ置く事なし。さらば暇申して」とて、馬に打ち乘り甲の緒をしめて、西を指してぞ歩ませ給ふ。三位後を遙に見送つて立たれたれば、忠度の聲と思しくて、「前途程遠し、思を雁山の夕の雲に馳す」と、高らかに口占み給へば、俊成の卿も、いとゞ哀に覺えて、涙を押へて入り給ひぬ。

其の後世靜まつて、千載集を撰ぜられけるに、忠度のありし有樣、云ひ置し言の葉、今更思ひ出でゝ哀れなりけり。件の卷物の中に、さりぬべき歌幾らも有りけれ共、其の身勅勘の人なれば、名字をば顯はされず、故鄕の花と云ふ題にて、詠まれたりける歌一首ぞ、讀み人しらずと入れられたる。

さゞ浪や志賀の都はあれにしを、昔ながらの山櫻かな。

其の身朝敵と成りぬる上は、子細に及ばずと云ひながら、恨めしかりし事共なり。

【何くよりか歸られたりけん】長門本には西塚邊より、盛衰記には淀の河尻まで下つて、それより歸り上つた樣に見える。**【五條三位俊成卿】**二條權中納言俊忠の子。長門本に五條京極の宿所とある。又公卿補任、安元二年正三位六十三、皇太后宮大夫、九月二十八日依病出家とあり、此年六十九歲に當る。定家の父で、和歌の大家として世に重んぜられた。**【門戸を閉ぢて】**盛衰記云、亂の世なる上、いぶせき夜半の事なれば、敲けども、（略）開けざりけり。**【其の內】**門內。**【此際】**この門ぎは。**【其の人ならば苦しかるまじ】**忠度なら差支ない。**【事の體】**兩人對面の樣。**【申し承つて】**敎示を承けてから。**【疎略を存せず】**なほざりには思つてゐない。**【常に參り寄る事】**平常御伺に出ること。**【君】**主上。**【撰集の御沙汰】**勅撰和歌集撰定の思召。壽永二年二月、三位中將平資盛、後白河法皇の院宣を俊成に傳へたと云。**【生涯の面目】**一生の榮譽。**【御恩を蒙らう】**俊成の斡旋に依て、撰集に入れて貰うこと。**【其沙汰はなく候條】**撰集中止の事。**【一身の歎】**自分の不幸。**【さりぬべき歌】**相應の歌。**【草の陰にても】**死後でも。**【遠き御守】**末長く、彼の世より俊成を守護するとのこと。**【秀歌】**秀逸の歌。**【今はと打立たれける時】**今は限りと、京を出立した時。**【鎧の引合】**鎧の右脇、脇楯の上に引合せた所を云。こゝより懷中の物を出し入れする。**【只今の御渡】**こんな危急の場合に和歌の爲めに來たといふこと。**【哀れも殊に勝れて】**興趣も一段深いとの意。**【憂き名を西海の波に流さば流せ】**西海に死んでも恨はな

いの意。**【前途程遠し云々】**此對句に再會期し難き旨のあるより云。盛衰記には後の對句をも吟じ後會期遙を後會期無と詠じて、再會を期してゐない決意を示したことになつてゐる。『雁山』陝西省の北胡地に出る處にある山の名。和漢朗詠集云、後江相公、於鴻臚館餞北客序、前途程遠、馳思於雁山之暮雲、後會期遙、霑纓於鴻臚之曉涙。**【千載集】**第七次勅撰集千載和歌集のこと。序には文治三年九月二十日奏進、明月記には翌四年四月二十二日奏進の趣に見える。恐らく三年に一度奏覽に供し、更に改刪清書の上、翌年上進したものであらう。**【ありし有樣】**都落の途中より引返し訪ねて來たこと。**【勅勘の人なれば名字を顯はされず】**八雲御抄云、千載、平家依爲勅勘者、不書名歟。**【さゞ浪や云々】**『さゞ浪や』志賀の枕詞。『ながら』長良山にかけて云。志賀の舊都は荒廢したが、唯長等の山櫻のみは、昔の繁榮を物語顔に咲き誇つてゐるの意。集には、故鄉花といへる心をよみ侍けると題してある。長門本には、忍戀、いかにせんみかぎが原につむ芹のねのみなけども知る人のなき、も忠度の歌である趣に記してある。**【子細に及ばず】**已むを得ないといふこと。姓名を明記されないことを指して云。

經正の都落

修理大夫經盛の嫡子、皇后宮亮經正は、幼少の時より、仁和寺の御室の御所に、童形にて候はれしかば、かゝる怱劇の中にも、君の御名殘惜しと思ひ出で進らせ、侍五

六騎召具して、仁和寺殿へ馳せ參り、急ぎ馬より飛んで下り、門を敲かせ申し入れられけるは、「君既に帝都を出でさせ給ひ候ひぬ。一門の運命今日既に盡きはて候ひぬ。浮世に思ひ置く事とては、只君の御名殘計り也。八歲の年此の御所へ參り始め候ひて、十三で元服仕り候ひし迄は、聊相勞る事の候はんより外は、白地に御前を立ち去る事も候はず。今日既に西海千里の波路に赴き候へば、又何れの日何れの時、必ず立ち歸るべし共覺えぬ事こそ口惜しう候へ。今一度御前へ參つて、君をも見參らせたう存じ候へ共、甲冑を鎧ひ弓箭を帶して、あらぬ樣なる粧に罷り成つて候へば、憚り存じ候」と申されければ、御室哀れに思し召して、「只其の姿を改めずして參れ」とこそ仰せけれ。經正其の日は、紫地の錦の直垂に、萠黃匂の鎧著て、長覆輪の太刀を帶き、二十四差いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓脇に挾み、甲をば脫いで高紐にかけ、御前の御坪に畏る

【皇后宮の亮】皇太后宮の亮の誤。**【仁和寺の御室】**長門本には仁和寺守覺法親王のことゝしてあるが、同法親王の書かれた左記に、經正但馬守者、故御所御時祗候之童也とあるから、こゝも同法親王の前代、鳥羽院第五皇子入道覺性法親王を指すものと見える。守覺法親王は後白河天皇第二皇子。**【童形】**稚兒姿をしてゐたこと。驢驢嘶餘に「御童子は素襖袴にて髮をさげ眉をつくる」とあり、猶白粉をつけ鐵漿をつけたものと云。

【忽劇】あわただしいこと。【侍五六騎】盛衰記には有教朝重といふ侍と三騎としてある。【相勞る事】病氣。【白地に】かりそめにも、【あらぬ樣なる緣】異樣な參の義。僧家に對し、自分の武裝して居ることを云。【長覆輪の太刀】鞘の峰より石突、石突より鞘の方まで、金物で長く覆輪をとつた太刀。

御室聽て御出有つて、御簾高く捲させ、「是へ〳〵」と召されければ、經正大床へこそ參られけれ。供に候ふ藤兵衞の尉有教を召す。赤地の錦の袋に入れたりける御琵琶を持て參りたり。經正是を取次て、御前に指し置き申されけるは、「先年下し預つて候ひし青山持たせて參つて候。名殘は盡きず存じ候へ共、さしもの我が朝の重寶を、田舍の塵に成さん事の口惜しう候へば、參らせ置く候。若し不思議に運命啓けて、都へ立ち歸る事も候はば、其の時こそ重ねて下し預り候はめ」と、申されたりければ、御室哀れに思し召して、一首の御詠をあそばいてぞ下されける。

　あかずして別るゝ君が名殘をば、後の形見に裹みてぞおく。

經正御硯下されて、

　呉竹の筧の水は替はれ共、猶すみあかぬ宮の內かな。

さて經正御前を罷り出でられけるに、數輩の童形、出世者、坊官、侍僧に至る迄、經

正の名殘を惜み、袂にすがり、涙を流し、袖を濡さぬは無かりけり。中にも幼少の時、小師でおはせし大納言の法印行慶と申しゝば、葉室の大納言光頼の卿の御子也。餘りに名殘を惜み參らせて、桂川の端迄打送り、其れより暇請うて歸られけるが、法印泣々角ぞ思ひ續け給ふ。

哀れなり老木若木も山櫻、おくれ先だち花は殘らじ。

經正の返事に、

旅衣よな〱袖をかたしきて、思へば我れは遠くゆきなん。

さて卷いて持たせられたりける赤旗、さつと指し揚げたれば、あそこ爰に、扣へ〱待ち奉る侍共、あはやとて馳せ集り、其の勢百騎計り鞭をあげ、駒を早めて、程なく行幸に追付き奉らる。

【下し預つて候ひし】頂戴してゐたこと。**【青山】**琵琶の銘。**【名殘は盡きず】**この琵琶と別れるのはつらいの意。**【田舍の塵になさむ事】**邊鄙の地に持つて行つて、世に埋れること。**【參らせ置く候】**御返しして置くとのこと。**【不思議に運命啓けて】**幸に運が向いて來て。**【あかずして云々】**心ならずも別れる悲を、この記念の琵琶につゝみこんでおくの意。古今集、離別歌、讀人不知、あかずして別るゝ袖の白玉は君が形見とつゝみてぞゆく。**【呉竹の云々】**長門本呉竹のもとの筧はかはらねどに作る。『呉竹の』筧の枕詞。『すみ』水の澄むと住む

との兩義。住み飽かぬ御所と、別れ兼ねる意を含めて云。【出世者】清僧で、持佛堂の法事を勤め、權大僧都法印までなれる者。海人藻芥云、出世者自二大臣息一至二殿上人子一稱レ之。【坊官】妻帶し、御門主に奉公する者。海人藻芥云、坊官自二大臣息一至二殿上人子一稱レ之。【侍僧】妻帶の僧。【小師】不明。小法師の意か。【大納言の法印行慶】光賴の子といふこと物に見えない。長門本侍從律師行經とあつて、光賴の子といふことを記さない。抄、考證には養子としてゐる。【哀れなり云々】山櫻の散るにかけて、平家の老若共に都落することを悲んで云。長門本初句を皆散りぬ、末句を花も殘らずに作る。【旅衣云々】是より苦勞を重ねることであらうの意。【あはや】それと急いでくること。

青山の沙汰

此の經正十七の年、宇佐の勅使を承つて下られけるに、其の時青山を賜つて、宇佐へ參り、御殿に向ひ奉つて、秘曲を引き給ひしかば、供の宮人推並て、綠衣の袖をぞ絞りける。心なき奴迄も、いつ聞き馴れたる事は無けれ共、村雨とは紛じな。目出たかりし事ども也。彼の青山と申す御琵琶は、昔仁明天皇の御宇、嘉祥三年三月に、掃部の頭貞敏渡唐の時、大唐の琵琶の博士廉妾夫に逢ひ、三曲を傳へて歸朝せしに、其の時玄象、獅子丸、青山、三面の琵琶を相傳して渡りけるが、龍神や惜み給ひけん、浪風あら

く立ちければ、獅子丸をば海底に沈めぬ。今二面の琵琶を渡いて、吾が朝の御門の御寶とす。村上の聖代應和の比ほひ、三五夜中の新月の色白くさえ、涼風颯々たりし夜半に、帝清涼殿にして、玄象をぞ遊ばされける。時に影の如くなる者、御前に參じて、優に氣高き聲を以て、唱歌を目出度う仕る。帝暫く御琵琶を閣かせ給ひて、「抑汝は如何なる者ぞ。何より來れるぞ」と仰せければ、答へ申して云く、「是は昔貞敏に三曲を傳へ候ひし、大唐の琵琶の博士廉妾夫と申す者にて候ふが、三曲の中に、秘曲を一曲殘せる罪に依つて、魔道に沈淪仕る。今君の御撥音妙に聞え侍る間、參入仕る處也。願くは此の曲を君に授け參らせて、佛果菩提を證ずべき由」申して、御前に立てられたりける青山を取り、轉手をねぢて、此の曲を君に授け奉る。三曲の中に上玄・石上是也。其の後は君も臣も恐れさせ給ひて、遊ばし彈く事も、せさせ給はざりしを、仁和寺の御室の御所へ參らさせ給ひたりしを、此の經正最愛の童形たるに依つて、下し賜はられたりけるとかや。甲は紫藤の甲、夏山の嶺の綠の木の間より、有明の月の出でけるを、撥面に書かれたりける故にこそ、青山とは名付けけれ。玄象にも相劣らぬ希代の名物也。

【宇佐の勅使】宇佐使とも云。宇佐八幡宮に遣はされる勅使。一代一度の即位の由を告げしめられ、後三年に

一度五位殿上人を差遣する例であつた。【秘曲】長門本海青樂、盛衰記青海波の曲に作る。【緑衣】六位以下の袍の色目。こゝは神主の下級の者の着衣を云。【心なき奴】理解のない卑賤の者。【いつ聞き馴れたる事は無けれ共】あまり聞いた事はないのであつたがの意。【村雨とは紛はじな】驟雨の降る音とは思ひ違へることはなかつたらうの意。面白い律調のある音樂と思つたらうといふこと。【掃部頭貞敏】藤原繼彦の子。少時より音樂を愛し、中にも琵琶を善く彈じ、承和二年遣唐使准判官となり、五年唐に到り、琵琶の名手劉二郎に就て妙典を學び、譜數十卷を贈られ、後其聟となつて、妻より新聲數曲を學び、六年歸朝の際には、紫檀紫藤の琵琶各一面を贈られたと三代實錄に見える。十訓抄には劉次郎廉承武に學ぶとある。【三曲】十訓抄云、琵琶の秘曲には上玄石上、流泉白子、揚眞藻啄木也、これを名付けて胡渭州三曲とはいふ也。【玄象】玄上とも書く。禁秘御抄云、累代寶物也。置二中殿御厨子一、根源樣人不レ知レ之、掃部頭貞敏渡唐之時、所レ渡琵琶二面、其一歟。紫檀直甲也、太宋人云、紫檀者大樣不レ可レ過二六七寸一、直甲之條不レ信云々、但此甲非二只物一紫檀也。【獅子丸】拾芥抄寧の條に、師子形、本名獅子丸、小野宮殿改レ之とあるのは、何かの關係があるかも知れない。【龍神や惜み給ひけむ】海中の王たる龍神が、日本へ渡るのを惜んで浪風を立てたので、其怒を宥める爲に海底に沈めたとのこと。【三五夜中の新月の色】十五夜の明月のこと。白氏文集云、八月十五夜禁中獨直、對レ月思二元九一、三五夜中新月色、二千里外故人心。【颯々】風の聲の形容。【影の如くなる者】形のない者といふこと。禁秘御抄云、凡此琵琶云レ體云レ聲不レ可レ說未曾有物也。爲二靈物一人爲レ跡レ之時、有二貴人一如何跡ニハスルゾト云テ入二人夢一、皆着二直衣一人也。【一曲殘せる】傳へ殘したことを云。【魔道】邪鬼天魔の境界。

【沈淪】落ち沈むこと。【佛果】成佛すること。佛は萬行の所成であるから佛果と云。【轉手】琵琶の頭部を貫き、絃を卷くもので、四つある。【ねぢて】轉手を轉廻して調子を整へること。【甲】槽とも云。下部の圓盤のこと。【柴藤】木の名、盛衰記紫檀に作る。【夏山の云々】繪の圖樣。【撥面】撥の當る處で、撥革の貼つてある部分の名。【希代の名物】世にも珍らしい、名高い器物。

一門の都落

池の大納言賴盛の卿も、池殿に火懸けて出でられたるが、鳥羽の南の門にて、忘れたる事有りとて、鎧に附けたる赤印共撥り捨てさせ、其の勢三百餘騎、都へ歸り上られけり。越中の次郎兵衛盛續、弓脇挾み、大臣殿の御前に馳せ參り、急ぎ馬より飛んで下り、畏つて、「あれ御覽候へ、池殿御留に依つて、多くの侍共留り候ふが、奇怪に覺え候。池殿迄は其の恐れも候へば、侍共に矢一つ射懸け候はばや」と申しければ、大臣殿、「今是程の有樣共を、見果てぬ程の不當人は、さなく共有りなん」と宣へば、力及ばで射ざりけり。「さて小松殿の君達は如何に」と宣へば、「未だ御一所も見えさせ給ひ候はず」と申す。大臣殿、「都を出でて、今一日だに過ぎざるに、早人々の心共の替り行くうたてさよ」とぞ宣ひける。新中納言知盛の卿、「行末とても賴しからず、只都の

内にて如何にも成らせ給へと、さしも申しつるものを」とて、大臣殿の御方を、世にも恨めしげにぞ見給ひける。抑池殿の御留を如何にと云ふに、兵衞の佐頼朝、常は情をかけ奉つて、「全く御方をば疎に思ひ奉らず、偏に故池殿の御渡とこそ存じ候へ。八幡大菩薩も御照罰候へ」など、度々誓狀を以て申されけり。平家追討の討手の使の上るごとに、「相構へて、池殿の侍に向つて弓引くな」なんど、事に觸れて芳心せられたりければ、一門の平家は運盡きて都を落ちぬ、今は兵衞の佐にこそ助けられんずれとて、落ち留られたりけるとぞ聞えし。八條の女院は、都をば軍に恐れさせ給ひて、仁和寺の常磐殿に忍うてまし／＼ける所へ參り籠られけり。此の賴盛の卿と申すは、女院の御乳母宰相殿と申す女房に、相具せられたりけるに依つてなり。「自然の事も候はば、賴盛助けさせおはしませ」と申されければ、女院、「今は世が世で有らばこそ」と、よに賴しげもなうぞ仰せける。凡そは兵衞の佐計りこそ、芳心を存ずと云へ共、自餘の源氏等は、如何有んずらん、憖に一門には引き別れて落ち留りぬ。浪にも磯にも附かぬ心地ぞせられける。去程に小松殿の君達兄弟六人、都合其の勢一千餘騎、淀の六田河原にて、行幸に追つ付き奉らる。大臣殿斜ならず嬉しげにて、「如何にや今迄の遲參候」と宣へば、三位の中將、「少き者共が餘りに慕ひ候ふを、兎角こしらへ置かんと仕る程に、

の袖印

存の外の遲參」と申されければ、大臣殿、「など六代殿をば召し具せられ候はぬぞ。心强くも留め給ふもの哉」と宣へば、三位中將、「行末とても賴もしうも候はず」とて、問ふにつらさの涙を流されけるこそ悲しけれ。

【鳥羽の南の門】長門本には、鳥羽の南の赤井河原より引返したことになつてゐる。**【赤印】**鎧の袖に布類で御方の目印につけた袖印のこと。赤は平家の色。**【撥り】**引きちぎること。**【大臣殿】**宗盛。**【御留り】**後へ殘ること。**【其の恐れも候へば】**あんまり失禮に當るからの意。**【是程の有樣を見果てぬ】**こんな危急な場合を最後まで見屆けずに、途中で捨てて行くやうなといふ意。**【不當人】**不人情者。**【さなく共有りなむ】**捨てゝ置けとのこと。**【御一所も】**御一方も。**【うたてさよ】**情けないことだの意。**【行末とても賴しからず】**今ばかりではない、是から先でも賴もしい譯でもないの意。**【如何にも成らせ給へ】**最後の決心をせよとの意。**【さしも申しつるものを】**あれ程に言つたのに御聞入れにならないからこんなことになつたといふ意。**【御方をば】**賴盛をさして云。**【故池殿の御渡】**賴朝の恩人故池の禪尼の御出になると同樣に思つてゐるの意。**【御照罰】**一本御照覽に作る。**【事に觸れて芳心】**何かにつけて好意を示すこと。**【常盤殿】**山城國葛野郡太秦村常盤谷の北、鳴瀧川の西に在つた山莊。**【參り籠られ】**賴盛が。**【相具せられ】**戀愛關係のあつたこと。**【自然の事も候はゞ】**討手でも來ることがあつたら。**【世が世であらばこそ】**自分の力では及ばないことであるとのこと。**【憖に】**よせばよいのにの意。**【涙にも礙にも附かぬ心地】**どつち附かずの落ちつかない氣持。**【六田河原】**山城國久世郡の

地。所在未詳。【問ふにつらさの涙】問ひ慰められて却て悲を新にすること。續古今集、入道前右大臣、吹く風もとふにつらさのまさるかな慰めかぬる秋の山里。

落ち行く平家は誰々ぞ。前の內大臣宗盛公、平大納言時忠、平中納言教盛、新中納言知盛、修理の大夫經盛、右衞門の督清宗、本三位の中將重衡、小松三位の中將維盛、同じき新三位の中將資盛、越前の三位通盛、殿上人には、內藏の頭信基、讃岐の中將時實、左中將清經、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、皇后宮の亮經正、左馬の頭行盛、薩摩の守忠度、武藏の守知章、能登の守教經、備中の守師盛、尾張の守清定、淡路の守清房、若狹の守經俊、藏人の大夫業盛、經盛の乙子大夫敦盛、兵部の少輔正明、僧には二位の僧都專親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師仲快、經誦坊の阿闍梨祐圓、武士には受領、檢非違使、衞府、諸司の尉百六十人、都合其勢七千餘騎、是は此の三箇年が間、東國北國度々の軍に討ち洩らされて、纔に殘る所也。平大納言時忠の卿、山崎の關戶の院に玉の御輿を舁き居ゑさせ、男山の方伏し拜み、「南無歸命頂禮八幡大菩薩、願くは君を始め進らせて、我れ等を今一度故鄕へ歸し入れさせ給へ」と、祈られけるこそ悲しけれ。各後を顧み給へば、霞める空の心地して、煙のみ心細うぞ立ち登る。平中納言教盛、

はかなしな主(ぬし)は雲井に隔つれば、宿は煙りと立ち上るかな。

修理の大夫經盛、

故郷を燒野が原とかへりみて、末も煙の浪路をぞ行く。

誠に故郷をば一片の烟塵(えんぢん)に隔てつゝ、前途萬里の雲路(うんろ)に赴かれけん、心の中推し量られて哀也。

【武藏の守知章】知盛の子。**【尾張守淸定】**中原師元の子、淸盛養子。**【若狹の守經俊】**經盛の子。**【藏人の大夫業盛】**敎盛の子。**【乙子】**末子。**【大夫敎盛】**『大夫』五位の稱。**【二位の僧都專親】**全眞の訛。藤原親隆子、治承三年正月權少僧都。『二位』淸盛の室二位の尼の養子の故に云。**【法勝寺の執行能圓】**藤原顯憲子、二位の尼の異父兄、治承三年四月任。**【中納言律師仲快】**敎盛の子。父の官に因んで中納言と云。養和元年十一月權律師。**【經誦坊の阿闍梨祐圓】**經盛弟。**【山崎關戸の院】**山城國乙訓郡大山崎村關戸町にある。もと山城攝津兩國の界で、關を設けられた時の官舍の名。『關戸』關外とも書く、關所の義。**【玉の御輿】**天皇乘御の輿の敬稱。**【煙】**京の家の燒ける煙。**【はかなしな云々】**主は遠國に、住居は烟となつてしまつて、誠にはかないとの意。**【故郷を云々】**住み馴れた地は燒野が原となり、行手も遠く煙ぶる波路で心細いとの意。

肥後の守貞能は、川尻に源氏待つと聞いて、蹴散さんとて、其の勢五百餘騎で發向したりけるが、僻事(ひがこと)なればとて取つて返して上る程に、宇度野(うど)の邊にて行幸に參り會ひ、

急ぎ馬より飛んで下り、大臣殿の御前に參り畏まつて、「あな心憂や、こは何地へとて渡らせ給ひ候ふやらん、西國へ下らせ給ひたらば、落人とて、あそこ爰にて討ち漏されて、憂き名を流させさせましまさん事、口惜しう候ふべし。只都の內にて、如何にも成らせ給ふべうもや候ふらん」と申しければ、大臣殿、「貞能は未だ知らぬか。木曾既に北國より五萬餘騎で攻め上り、比叡山東坂本に滿々たり。法皇も過ぎし夜半に失せさせ給ひぬ。人々は都の中にて如何にも成らんと申し合はれけれ共、目の當り女院二位殿に、憂目を見せ進せんも、我が身ながら口惜しければ、せめては行幸計りをも成し奉り、各をも引具して、西國の方へ落ち下り、一先づもと思ふぞかし」と宣へば、「左候はゞ貞能は身の暇を賜つて、都の中にて如何にも成り候はん」とて、召具したりける五百餘騎の勢をば、小松殿の君達たちに附け進らせ、手勢三十騎計り都へ取つて返す。平家の餘黨の都に殘り留つたるを討たんとて、貞能が歸り入る由聞えしかば、池の大納言は、賴盛が身の上でぞ有らんずらんと、大に恐れ噪がれけり。されども貞能は、西八條の燒跡に大幕ひかせ、一夜宿したりけれ共、歸り入らせ給ふ平家の君達一人もおはせざりければ、流石世の形勢心細くや思ひけん、源氏の駒の蹄に懸けさせじとて、小松殿の御墓掘らせ、御骨に向ひ奉つて、泣々申しけるは、「あなあさまし、御一門の御

果御覽候へ。生ある者は必ず滅す、樂み盡きて悲み來ると云ふ事をば、昔より書き置いたる事にて候へ共、親かゝる憂き事候はず。君はかゝるべかりける事を、兼て悟らせ給ひて、佛神三寶に御祈誓有つて、御世を早うせさせまし〳〵ける事こそ有り難う候へ。如何にもして其の時、貞能も後世の御供仕るべう候ひしものを、甲斐なき命存へて、今日はかゝる憂目に逢ひ候ふ事こそ口惜しう候へ。死期の時は、必ず一佛土へ迎へさせ給へ」と、泣々遂に搔き口說き、骨をば高野へ送り、傍りの土をば賀茂川へ流させ、行末賴もしからずや思ひけん、主と後合に、東國の方へぞ落ち行ける。貞能は先年宇都ノ宮を申し預つて、其の時情有りしかば、今度も又宇都ノ宮を賴うで下つたりければ、其の好にや、芳心しけるとぞ聞えし。

【肥後守貞能】鎭西を鎭定して上京の途上宇治に宿り、川尻の狼藉を聞てこゝに向つたのである。**【川尻】**淀川の川口。**【宇度野】**攝津國三島郡五領村大字鵜殿。東淀川に臨む地。**【一先づも】**一先づ逃げて見やうとの意。**【身の暇を賜つて】**君臣の緣を絕つて自由の身となること。**【手勢】**自分の手許に連れてゐる軍勢。**【大幕引かせ】**大きい幕を張り廻はすこと。**【駒の蹄に懸けさせじ】**踏み躙らせまいの義。汚がさせまいとのこと。**【生ある者は必ず滅す】**後江相公の語。前出。**【かゝるべかりける事】**平家衰亡の事を云。**【後生の御供】**殉死。**【死期の時】**臨終の時。**【一佛土】**あなたと同じ極樂への意。**【傍の土】**墓側の土。盛衰記云、墓掘起し、水に流すべ

きをば賀茂川に入、持すべきをば持たせて。【主と後合】宗盛と反對に。【宇都の宮】宇都宮左衛門尉朝綱。
長門本には、貞能が請うて宇都の宮及び畠山重能等を許し、歸國せしめたことになつてゐる。

平家は小松の三位の中將維盛の卿の外は、大臣殿以下妻子を具せられけれ共、次樣の人々は、さのみ引き攦ふにも及ばねば、後會其の期を知らず、皆打ち捨てゝぞ落ち行きける。人は何れの日何れの時、必ず立ち還るべしと、其の期を定め置くだにも、別は悲しき習ぞかし。況んや是は今日を最後、只今限りの事なれば、行くも留るも、互に袖をぞ絞りける。相傳譜代の好み、年來日來の重恩、爭か忘る可きなれば、老いたるも若きも、皆跡をのみ顧みて、前へは進みもやらざりけり。或は礒邊の波枕、八重の汐路に日を暮し、或は遠きを分け、嶮しきを凌いで、駒に鞭つ人もあり、船に棹す者もあり、思々心々にぞ落ち行きける。

【次樣の人々】夫れ以下の身分の者共。【引攦ふ】引き連れること。【後會其の期を知らず】いつ會へるか判らないこと。【其の期】其の期限。【相傳譜代の好み】父祖以來代々君臣となつて來た恩義。『譜代』代々。【爭てか忘る可きなれば】忘れる事が出來るものでないのでの意。【礒邊の波枕】海岸に寢ること。【八重の潮路】遠い海上の義。『八重』波の多く立つこと。【嶮しきを凌いで】嶮岨な山路を登つて行くこと。

福原落

平家は福原の舊里に著いて、大臣殿、然る可き侍老少數百人召して宣ひけるは、「積善の餘慶家に盡き、積惡の餘殃身に及ぶが故に、神明にも放たれ奉り、君にも捨てられ進らせて、帝都を出でゝ旅泊に漾ふ上は、何の賴か有る可きなれ共、一樹の陰に宿るも、先世の契淺からず、同じ流を掬ぶも、他生の緣猶深し。況んや汝等は一旦隨ひ附く門客に非ず、累祖相傳の家人也。或は近親の好み他に異なるも有り、或は重代芳恩是深きも有り。家門繁昌の古へは、其の恩波に依つて私を顧みき。何ぞ今其の芳恩を酬いざらんや。然れば十善帝王、三種の神器を帶して渡らせ給へば、如何ならん野の末、山の奥迄も、行幸の御供申して、如何にも成りなんとは思はずや」と宣へば、老少皆淚を押へて、「奇の鳥獸も恩を報じ德を酬ふ心は候ふなり。況んや人倫の身として、爭か其の理を存じ仕らでは候ふべき。就中弓箭馬上に携はる習ひ、二心あるを以て恥とす。其の上此の二十餘年が間、妻子を育み、所從を顧み候ふ事も、併ながら君の御恩ならずと云ふ事なし。然れば日本の外、新羅、百濟、高麗、契丹、雲の終海の終迄も、行幸の御供仕り、如何にも成り候はん」と、異口同音に申したりければ、人

々皆頼もしげにぞ見給ひける。

【積善の餘慶云々】善い事は忘れられ、悪い事ばかり取沙汰されるとの意。【君にも】後白河法皇にも。【門客】一時的に其家に出入する人。【近親の好み他に異る】血屬關係があり特別な縁故ある者。【恩波】恩澤。【私を顧みき】自分一家の家計を立てゝきたこと。【奇しの鳥獸】物心もない禽獸。【人倫】人間。【弓箭馬上に携はる習ひ】武士の慣習として。【所從を顧み候ふ事】家來を養育し來つたこと。【併ながら】さながら。悉く皆。【奚丹】朝鮮西北地方に居つた民族。こゝは唯國外遠隔の地といふ意。

去程に平家は福原の舊里にして、一夜をぞ明されける。折節秋の月は下の弦なり。深更空夜閑にして、旅寢の床の草枕、露も涙に爭ひて、只物のみぞ悲しき。何歸るべし共覺えねば、故入道相國の作り置き給へる、福原の所々を見給ふに、春は花見の岡の御所、秋は月見の濱の御所、泉殿、松陰殿、馬場殿、二階の棧敷殿、雪見の御所、萱の御所、人々の館ども、五條の大納言國綱の卿の承つて造進せられし里內裏、鴛鴦の瓦玉の甃、何れも〳〵三年が程に荒れはて、舊苔道を塞ぎ、秋の草門を閉づ、瓦に松生ひ、垣に蔦茂れり。臺傾いて苔むせり。松風のみや通ふらん、簾絶え閨露也。月影のみぞ差し入りける。明けぬれば福原の內裏に火を懸けて、主上を始め進らせて、人々皆御船に召す。都を出でし程こそは無けれ共、是も名殘は惜しかりけり。海士の燒く藻の夕

煙、尾上の鹿の曉の聲、渚々に寄する波の音、袖に宿かる月の影、千草にすだく蟋蟀のきり／＼す、總て目に見耳に觸る丶事の、一として哀れを催し心を傷ましめずと云ふ事なし。昨日は東關の麓に轡を雙べて十萬餘騎、今日は西海の浪の上に纜を解いて七千餘人、雲海沈々として青天既に暮れなんとす。孤島に夕霧隔て丶、月海上に浮べり。極浦の浪を分け、潮に引かれて行く船は、半天の雲に遡る。日數經れば、都は山川程を隔て丶、雲井の餘所にぞ成りにける。遙々來ぬと思へども、只盡せぬものは涙なり。波の上に白き鳥の簇れ居るを見給ひては、彼ならん、在原のなにがしの、隅田川にて言問ひけん、名も睦しき都鳥かなと哀れ也。壽永二年七月二十五日に、平家都を落ち果てぬ。

【下の弦】月の下部が弦の如く光ること。二十日過の月に云。**【空夜】**靜かな何事もない夜。**【草枕】**枕のこと。上古旅行に草を結んで枕としたといふことより云。**【露も涙に爭ひて】**露も涙と同じ樣に繁く、遣る瀨がないこと。**【只物のみぞ悲しき】**見る物聞く物唯悲しみの種でないものはないの意。**【岡の御所】**所在未詳。**【雪見の御所】**兵庫名所記云、街道より山の手湊山すそに有。**【萱の御所】**同記云、眞光寺南東の方迹のこれり。**【鴛鴦の瓦】**華麗な瓦の意。もと鴛鴦の模樣を造つたものか。白氏文集長恨歌云、鴛鴦瓦冷霜華重。**【玉の甃】**立派な石を敷いてあること。白氏文集新樂府驪宮高云、遲々春日玉甃暖兮溫泉溢。**【舊苔道を塞ぎ】**以前からの苔が

道のなくなる程蔓つてはえてゐること。【秋の草門を閉づ】草が茂つて門のあけられない程になつてゐること。【簾絶え閨露し】簾もなくなり奥の部屋がよく見えること。【海士の燒く藻の夕煙】漁師が鹽を取る爲に海藻を燒く煙の夕方に見えること。【尾上】山頂。【袖に宿かる】袖に映る意。【すだく】集る。【蟋蟀のきりぎりす】漢語の音訓を並べいふは古い慣習。きりぎりす、こほろぎは昔は今と反對に呼んだもので、こゝはこほろぎのこと。【昨日は東關の麓云々】長門本昨日は東海の東に轡を並べ、今日は纜を西海の西に解くとある。『東關の麓』逢坂の關の麓の意か、東海の東は富士川の戰を指すか。【雲海沈々】雲と海と物靜かにの意。【極浦】遠いはての海の意。【潮に引かれて】潮の引くまゝに。【半天の雲に遡る】水天渺茫として中天にのぼる思ひのすること。【山川程を隔てゝ】山や川が間を隔てるとのことで、遠く來たこと。【遙々來ぬと】伊勢物語六、唐衣着つつなれにし妻しあれば遙々來ぬる旅をしぞ思ふ。【在原のなにがし云々】在原業平が武藏國と下總國との國境隅田川で、白い鳥の飛ぶのを見て、渡守に其名を聞きたゞし、都鳥といふことを聞て、名にしおはゞいざことはん都鳥、わが思ふ人はありやなしやとの一首を口ずさんだと、伊勢物語に見える故事を云。【言問ひ】尋ね問ふこと。【名も睦じき都鳥】名も懐かしい都が思ひ出されると、鳥の名へかけて云。【七月廿五日】主上京御發輦の日。更に繰り返して平家都落の時日を明記し、いよいよ落ちてしまつたと强く讀者の注意を惹いた筆法。

巻第八

山門御幸

壽永二年七月廿四日の夜半計り、法皇は按察使大納言資方の卿の子息、右馬の頭資時計りを御供にて、竊に御所を出でさせ給ひて、鞍馬の奥へ御幸なる。寺僧ども、「是は猶都近うて惡しう候ひなん」と申しければ、さらばとて、篠の峯、藥王坂など云ふ峻き嶮難を凌がせ給ひて、横川の解脱谷寂場坊へ入らせおはします。大衆起つて、「東塔へこそ御幸は成るべけれ」と申しければ、東塔の南谷圓融房御所になる。かゝりしかば、衆徒も武士も、皆圓融房を守護し奉る。法皇は仙洞を出でゝ天台山へ、主上は鳳闕を避つて西海へ、攝政殿は芳野の奥とかや。女院宮々は、八幡、賀茂、嵯峨、太秦、西山、東山の片邊に付いて、逃げ隱れさせ給ひけり。平家は落ちぬれど、源氏は未だ入り替らず、既に此の京は主なき里とぞ成りにける。開闢より以來、かゝる事有る可し共覺えず。聖德太子の未來記にも、今日の事こそゆかしけれ。其程に法皇天台山に渡らせ給ふと聞えしかば、御迎に馳せ參らせ給ふ人々、其の比の入道殿とは、前の關白松殿、

當殿とは近衞殿、太政大臣、左右の大臣、內大臣、大納言、中納言、宰相、三位四位五位の殿上人、すべて世に人と數へられ、官加階に望をかけ、所帶所職を帶する程の人の、一人も漏るゝは無かりけり。圓融房には餘りに人多く參りつどひて、堂上堂下、門外門內、隙はざまもなうぞ充ち滿ちたる。山門繁昌門跡の面目とこそ見えたりけれ。

【篠の峯】横川に在る嶺の名。【藥王坂】鞍馬寺の東。此寺より大原や横川へ出る路に當る。【解脫谷】横川六谷の一。【寂場坊】鐘樓の東北に在つた僧坊。【東塔】三塔の一。根本中堂の在る處。【圓融坊】玉葉云、法皇御所圓融房、是座主房也。【聖德太子未來記】攝津國天王寺にあつたと傳へる記錄。古事談卷五に、天喜二年聖德太子御廟附近の地中より長一尺五寸許、廣七寸計りの石の筥を掘出し、天王寺より其事由を奏した事が見えるが、其筥の中の文に、吾入滅以後及ニ千四百卅餘歲一ニ此記文出現哉、爾時國王大臣發ニ起寺塔一、願求ニ佛法一とあるに基いて、假託したものか。太平記にも、楠正成が天王寺で此未來記を披見したことが見える。【今日の事こそゆかしけれ】今日の場合は何と書いてあるか、見たいものであるの意。【當殿】現職の關白。【近衞殿】前內大臣基通。【太政大臣】當時闕官。或は前太政大臣忠雅をいふか。【左右大臣】左大臣經宗、右大臣兼實。【內大臣】藤原實定。【世に人と數へられ】世間から重きを置かれてゐる者。【門跡】こゝは天台の宗門。

同じき廿八日、法皇都へ還御なる。木曾五萬餘騎で守護し奉る。近江源氏山本の冠者

義高、白旗さいて先陣に供奉す。此の二十餘年見ざりつる白旗の、今日始めて都へ入る、珍らしかりし見物なり。十郎藏人行家、數千騎で宇治橋を渡いて都へ入る。陸奥の新判官義康が子、矢田の判官代義清、大江山を經て上洛す。又攝津の國河内の源氏等同心して、同じう都へ亂れ入る。凡そ京中には源氏の勢充滿たり。勘解由小路の中納言經房の卿、檢非違使の別當左衞門の督實家兩人、院の殿上の簀に候ひて、義仲行家を召す。木曾其の日の裝束には、赤地の錦の直垂に、唐綾威の鎧著て、いか物作りの太刀を帶き、二十四差いる截生の矢負ひ、滋籐の弓脇に挾み、甲をば脫いで高紐にかけ、跪いてぞ候ひける。十郎藏人行家は、紺地の錦の直垂に、黑絲威の鎧著て、黑漆の太刀を帶き、二十四差いたる大中黑の矢負ひ、塗籠籐の弓脇に挾み、是も甲を脫いで高紐にかけ、畏つてぞ候ひける。前の內大臣宗盛公を始めとして、平家の一族皆追討すべき由仰下さる。兩人庭上に畏り承つて罷り出づ。各宿所なき由を奏聞す。木曾は大膳の大夫成忠が宿所、六條西の洞院を下さる。十郎藏人行家は、法住寺殿の南殿と申す萱の御所をぞ賜りける。

【廿八日法皇都へ還御】玉葉云、二十七日今日還御、法皇依二歸忌日一還二御蓮花王院一。**【山本の冠者】**長門本錦織冠者とあるのが正しい。**【宇治橋を渡いて】**玉葉云、二十八日天晴、今日義仲行家等自二南北一（義仲北・行家

南）入レ京。**【攝津國河内源氏】**攝津源氏は賴光の後。河内源氏は義家の孫義基の後。**【勸解由小路中納言經房】**右中辨光房の子、元曆元年九月十八日權中納言、此時はまだ參議左大辨であつた。其家勸解由小路南、萬里小路東にあつて、勸解由小路と稱した。**【撿非違使別當左衞門督實家】**藤原公能の子。養和元年九月二十五日右衞門督別當兼任、壽永二年正月二十二日左兵衞督轉任。**【大膳大夫成忠】**業忠の訛、信業の子、業忠大膳大夫となるは文治四年十月十四日、こゝは追記。長門本大膳大夫信業とある。信業は治承三年十一月十七日解官、信業とすれば前大膳大夫とあるべき所。**【六條西の洞院】**六條大路北、西洞院大路西。**【法住寺殿の南殿】**百錬抄仁安二、正、十九、云、上皇御ニ移徙法住寺南殿ノ一、件御所元壊テ渡ニ故信頼卿中御門屋ノ一、被レ立レ之ヲ、而依ニ狭少一周防守季盛所ニ造進一也。新熊野社の東に其遺址を存ずと云。**【萱の御所】**賀陽の御所を云。

主上は外戚の平家に囚はれさせ給ひて、西海の波の上に漂(たゞよ)はせ給ふ事を、法皇斜ならず御歎有つて、主上竝に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉る可き由、西國へ仰せ下されけれ共、平家用ひ奉らず。高倉の院の皇子は、主上の外三所おはしましき。中にも二の宮をば、儲(まうけ)の君にし奉らんとて、平家取り奉つて、西國へ落ち下りぬ。三四は都にましくけり。八月五日、法皇此の宮達、迎へ寄せ進らさせ給ひて、先づ三の宮の五歲に成らせましくけるを、法皇、「あれは如何に」と仰せければ、法皇を見進らさせ給ひて、大にむつがらせ給ふ間、とうくとて出し參らさせ給ひけり。其の後四の宮

の四歳に成らせましましけるを、法皇、「あれは如何に」と仰せければ、聽て法皇の御膝の上に參らさせ給ひて、斜ならず懷氣にてぞまし〳〵ける。法皇御涙を流させ給ひて、「現にも坐ならん者の、此の老法師を見て、如何でか懷氣には思ふべき。是ぞ誠の我が御孫にておはします。故院の少生に少しも違はせ給はぬ者哉。是程の忘れ形見を、今迄御覽ぜられざりつる事よ」とて、御涙塞き敢へさせ給はず。淨土寺の二位殿、其の時は未だ丹後殿とて御前に候はれけるが、「さて御位は此の宮にてこそ渡らせ給ひ侍はめなう」と申されたりければ、法皇、「子細にや」とぞ仰せける。內々御卜の有りしにも、四の宮位に卽かせ給はゞ、百王迄も日本國の御主たるべしとぞ勘へ申しける。御母儀は七條の修理の大夫信隆の卿の御娘なり。中宮の御方に宮仕給ひしを、主上常は召され進らせける程に、宮あまた出で來進らさせ給ひけり。此の信隆の卿は、御娘多くおはしましければ、何れにても女御后に立て進らせたく思はれけるが、人の家に白い鷄を千飼ひつれば、其の家に必ず后の出で來ると云ふ事の有ればとて、鷄の白きを千汰へて飼はれたりける故にや、此の御娘皇子數多生み進らさせ給ひけり。信隆の卿も內々嬉しく思はれけれ共、或は平家にも恐れを成し、或は中宮を憚り奉つて、持て成し奉る事も無かりしを、入道相國の北の方、八條の二位殿、「よし〳〵苦しかるまじ、我れ育

て進らせて、儲君にし奉らん」とて、御乳母あまた附けて、持て成し進らさせ給ひけり。中にも四の宮は、二位殿の御兄法勝寺の執行能圓法印の養君にてぞまし〳〵ける。然るを法印平家に具せられて、宮をも女房をも京都に捨ておき、西國へ落ち下られたりけるが、法印西國より人を上せ、「宮誘引進らせて、急ぎ下り給へ」と申し上げられたりければ、北の方斜ならずに悦び、宮誘引進らせて、西の七條まで出でられたりけるを、女房の兄紀伊の守教光、「是は物の付いて狂ひ給ふか。此の宮の御運は、只今啓けさせ給はんずるものを」とて、取り留め奉りたりける次の日ぞ、法皇より御迎の御車は參りたりけるとかや。何事も然る可き事とは申しながら、紀伊の守教光は、四の宮の御爲には、さしも奉公の人とぞ見えし。され共其の忠をも思し召し寄らざりけるにや、空しう年月を送りけるが、或時教光若しやと二首の歌を詠みて、禁中に落書をぞしたりける。

一聲は思ひ出てなけ郭公、老その森の夜半の昔を。

籠の内も猶うらやまし山がらの、身のほど藏す夕顏の宿。

主上此の由聞し召して、「是程の事を今迄思し召し寄らざりけるこそ、返す〳〵も愚なれ」とて、軈て朝恩蒙つて、正三位に敍せられけるとぞ聞えし。

【事故なう】障りなく。【平家用ひ奉らず】法皇の思召に從ひまつらぬこと。【二宮】守貞親王。後高倉院と諡し奉る方。【三四】三宮惟明親王。四宮尊成親王、即ち後鳥羽天皇。【あれは如何に】御前はどうぢや、と輕く御呼びかけになること。【むつがらせ】御泣になること【坐ならん者】何の緣のない者。【此の老法師】法皇御自身の事を宣ふ語。【故院の少生】高倉院御幼時の面影。【淨土寺の二位殿】僧章尋の女、高階榮子。初め相模守平業房の妻、後白河院に仕へ丹後局と稱し寵を蒙る。建久二年六月從二位、鹿谷の淨土寺に在住の故に云。こゝは追記。【なう】感歎の助詞なの延語。【子細にや】子細にや及ぶべきの略。言ふまでもないとのこと。【內々御卜】玉葉壽永二、八、十八、云、此事先始以二高倉院兩宮一被レ卜之處、官寮共以二兄宮一爲レ吉之由占二申之一、其後奏二法皇一、仍乖二卜筮一可レ奉レ立二四宮一之樣思食云々、然間義仲推二擧北陸宮一、（略）仍折中被レ行二御占一之處、女房丹波（御愛物遊君、今號二六條殿一）夢想云、弟宮（四位信隆卿外孫也）有二行幸一、持二松枝一行之由見レ之、今度第一四宮（依二夢想事一也）、第二三宮、第三北陸宮、官寮共申二第一最吉之由一、第二半吉、第三始終不快。【百王】百代の王。【御母儀】七條院殖子。【中宮の御方に宮仕】長門本云、建禮門院の中宮と申せし時、中納言內侍とて上﨟女房にてありける。【白い鷄】盛衰記云、白雞を千羽飼ぬれば必其家に王孫出來おはしますと云ふ事を聞て、白雞を千羽と志して飼給ひける程に、後には子を生孫を儲て、四五千羽も有けり。夥しなどは云計なし。鳥羽田井西京田などに行て稻を損し麥を失ふ。かゝりければ信隆の雞とて人もてあつかへり。此後にして打殺けれ共、生子は多し、七條八條に充滿て盡べき樣も見えざりけり。誠に其驗にや有けん、四宮位に即き給。【平家にも恐れを成し】建禮門院が平家の御出身であるので、平家に對し遠慮したこと。【持て成し奉

る事も無かりし】御女が皇子をあまり懇切に取扱はなかつたこと。【よしよし苦しかるまじ】何もそんなにまで遠慮するには及ぶまいの意。【能圓】淸盛の妻二位尼の異父兄。【北の方】能圓の妻藤原範子。刑部卿範兼女。【紀伊の守範光】範光の誂。能圓の北方範子の兄。【物の付いて】物の怪が取り憑いてといふこと。【何事も然る可き事】何事も此世の事は前世の宿緣であるとのこと。【さしも奉公の人】隨分力を盡した人。【空しう】其功を賞せられずにの意。【苦しや】かうしたら或は上聞に達し望も達せられるかの意。【一聲は云々】思ひ出でてなけとあるに依て、昔の功勞を思ひ出して貰ひたいの意があるものとして、こゝに揭げたのであらう。もと此歌、新古今集夏部に、百首歌奉りし時、夏歌の中に、民部卿範光とし、上句を郭公なほ一聲は思ひ出でてよとある。これは後拾遺集、大江公資、東路の思ひ出にせむ時鳥、老いその森の夜半の一聲を本歌とし、老いその森に老を歎ずる意を含めたもので、別に怨恨の意のあるものではない。『老その森』近江國蒲生郡老蘇村大字東老蘇西老蘇の邊と云。【籠の內云々】此歌、玉葉集雜に、後京極攝政良經家に百首歌よみ侍りけるに、寂蓮、夫木和歌抄に、山陵鳥、寂蓮法師とあつて、範光の作ではない。山雀の夕顏の陰に隱れ住む樣な身の上では、假令自由の身でも世に現はれることもなくつまらない、寧ろ籠の中に居つても、榮華を得る方が羨しい位であるとの意。『山がら』頭黃に赤味を帶び、背灰赤色で、腹の淡赤色な、嘴翼尾の黑い小鳥の名。【是程の事】是程に思つて居る事。【正三位に敍せられ】公卿補任云、建仁二年十一月十九日、敍正三位。

那　都　羅

同じき十日の日、木曾左馬の頭に成つて、越後の國を賜はる。其の上朝日の將軍と云ふ院宣をぞ下されける。十郎藏人備後の守になりて、備後の國を賜はる。木曾越後を嫌へば、伊豫をたぶ。十郎藏人備後を嫌へば、備前を賜はる。其の外源氏十餘人、受領、檢非違使、靱負の尉、兵衛の尉にぞ成されける。同じき十六日、前の內大臣宗盛公以下、平家の一族百六十人が官職を停めて、殿上の御札を削らる。其の中に平大納言時忠の卿、內藏の頭信基、讃岐の中將時實、父子三人をば削られず。其の故は主上竝に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉れと、時忠の卿の許へ度々仰せ下されけるに依つて也。明くる十七日、平家は筑前の國三笠の郡太宰府にこそ著き給へ。菊池の次郎高直は、都より平家の御供に候ひけるが、大津山の關開けて參らせんとて、肥後の國に打ち越え、己が城に引き籠つて、召せ共々々參らず。其の外九州二島の者ども、皆參る可き由の御領承をば申しながら、一人も參らず。當時は岩戸の諸卿大藏の種直計りぞ候ひける。同じき十八日平家安樂寺に參り、終夜歌詠み連歌して、宮仕へ給ひしに、中にも本三位の中將重衡の卿、

住み馴れし故き都の戀しさは、神も昔に思ひ知るらん。

人々實に哀に覺えて、皆袖をぞ濡されける。

【木曾左馬の頭に成つて】百錬抄（壽永二、八、十）云、於二院殿上一被レ行二除目一、義仲任二左馬頭兼越後守一、行家任二備後守一、踐祚以前除目、人々傾二申之一。【朝日の將軍】翌元暦元年正月十一日義仲征夷大將軍に補せられたが、朝日將軍の稱は實錄に見えない。大日本史云、朝日將軍、蓋義仲自稱也。【伊豫をたぶ】百錬抄（壽永二、八、十六）云、於レ院被レ行二除目一、義仲遷二伊豫守一、行家遷二備前守一。『たぶ』賜ふ。【十六日前内大臣宗盛公】玉葉（壽永二、八、九）云、傳聞、去六日有二解官二百餘人一云々。時忠卿不レ入二其中一、是被レ申下可レ有二還御一之由上之故也云々。【内藏頭信基】時忠從弟。時忠の養子か。【菊池の次郎高直】東鑑隆直に作る。藤原隆家の裔、四代の祖則隆以來、肥後國菊池郡を領し、菊池氏を稱した。【大津山の關】肥後の北境、玉名郡大津山にあつた關。今南關町の地。【己れが城】高直居城の意。今肥後國菊池郡隈府町の地。【二島】壹岐對馬。【御領承】御受けをすること。【岩戸】今筑前國筑紫郡の地。昔戸安德二村に分れ、種直館址は安德村迹驚(トヾロキ)の岡の上方に在ると云。【諸卿】少卿の訛。少卿は太宰少貳の唐名。東鑑云少貳種直。【安樂寺】今筑前國筑紫郡太宰府村太宰府神社のこと。菅原道眞の廟の在る所。延喜五年八月十九日神殿を設け天滿大自在天神と稱したが、明治初年安樂寺の寺號を撤し純然たる神社とした。【連歌】和歌の上下の二句を二人で應答の形に詠み、しかも歌として一首の形を備ふるやうにすること。此頃はまだ各人一句づつ詠み捨てたもので、後鳥羽院の頃より長く五十韻百韻とつゞけることになつた。【住み馴れし云々】玉葉集、都を住みうかれて後、安樂寺へ參りて讀侍ける、前左近中將重衡。長門本修理大夫經盛詠として、戀しさを神も昔を思ひ出づらめとある。『神も昔に』菅原道眞も配流中京を慕つた事を云。

同じき二十の日、都には法皇の宣命(せんみやう)にて、四の宮閑院殿にて位に卽かせ給ふ。攝政は本

の攝政、近衛殿替らせ給はず、頭や藏人成し置いて、人々皆退出せられけり。三の宮の御乳母泣き悲み後悔すれ共甲斐ぞなき。天に二つの日なし、國に二人の王なしとは申せ共、平家の惡行に依つてこそ、京田舍に二人の王はまし〳〵けれ。昔文德天皇、天安二年八月廿三日隱れさせ給ひぬ。御子の宮達あまた御位に望を懸けてまし〳〵ければ、内々御祈ども有りけり。一の御子惟喬の親王をば、木原の皇子共申しき。王者の才量を御心に懸け、四海の安危は掌の中に照し、百王の理亂は御心にかけ給へり。されば賢聖の名をも取らせまし〳〵ぬべき君なりと見え給へり。二の宮惟仁の親王は、其の比の執柄忠仁公の御娘、染殿の后の御腹也。一門の公卿列して持て成し奉らせ給ひしかば、是も又閣き難き御事なり。彼は守文繼體の器量有り、是は萬機補佐の臣相有り。彼も是も痛はしくて、何れも思し召し煩はれき。一の御子惟喬の親王家の御祈には、柹本の紀僧正眞濟とて、東寺の一の長者、弘法大師の御弟子也。二の宮惟仁の親王家の御祈には、外祖忠仁公の御持僧、比叡山の惠亮和尚ぞ承られける。何も劣らぬ高僧達也。頓に事行き難うや有らんずらんと、人々内々呟き合はれけり。案の如く、帝隱れさせ給ひしかば、公卿僉議有りけり。「抑臣等が慮を以て、選んで位に卽け奉らん事、用捨私有るに似たり。萬人唇を返す可し。知らず、競馬相撲の節を遂げ、其の運を知り、雌雄に依

つて、寶祚授け奉るべし」と、議定畢んぬ。去程に同じき九月二日の日、二人の宮達、右近の馬場へ行啓有りけり。爰に王公卿相、玉の鑣を雙べ、花の袂を粧ひ、雲の如くに重り、星の如くに列り給へり。是稀代の勝事、天下の壯觀、日來心を寄せ奉りし月卿雲客、兩方に引き分つて、手を握り心を摧き給へり。御祈の高僧達、何れか疎略あらんや。眞濟僧正は東寺に壇を立て、惠亮和尚は大内の眞言院に壇を立てゝ、祈られけるが、惠亮は失せたりと云ふ披露をなさば、眞濟僧正少し緩む心もやおはすらんとて、惠亮は失せたりと云ふ披露を成して、肝膽を碎いて祈られけり。既に十番の競馬始まる。始め四番は一の御子惟喬の親王家勝せ給ふ。後六番は二の宮惟仁の親王家勝せ給ふ。軈て相撲の節有る可しとて、一の御子惟喬の親王家よりは、那都羅の右兵衛の督とて、凡そ六十人が力現したるゆゝしき人を出されたり。二の宮惟仁の親王家よりは、善雄の少將とて、背小う妙にして、片手に合ふ可しとも見えぬ人、御夢想の御告有りとて、申し請けてぞ出でられける。去程に那都羅善雄寄り合ひて、ひし〳〵と爪取して退きにけり。暫く有つて那都羅つとより、善雄を取てさゝげ、二丈計りぞ投げ揚げたる。只直つて倒れず。善雄又つと寄り、那都羅を取つて伏せんとす。され共那都羅は大の男、かさに回る。善雄猶危なう見えければ、御母儀染殿の后より、御使櫛の齒の如くに、しげう走り

重つて、「御方既に負色に見ゆ。如何せん」と仰せければ、恵亮和尚は、大威德の法を行はれけるが、「こは心憂き事なり」とて、獨鈷を以て頭を突き破り、腦を碎き、乳に和して、護摩に燒き、黑煙を立て、一揉み揉まれたりければ、善雄相撲に勝ちにけり。二の宮位に卽かせ給ふ。清和の御門是なり。後には水尾の天皇とも申しき。其れよりして山門には、聊の事にも、恵亮腦を碎けば、二帝位に卽き、尊意智劍を振つしかば、菅相納受し給ふ共傳へたり。是のみや法力にても有りけん、其の外は皆天照太神の御計ひなりとぞ見えたりける。

【四宮】後鳥羽天皇。【閑院殿】高倉天皇御所。里內裏の一。今京都市上京區二條西洞院の西、東西一町南北二町の地。【頭や藏人成し置いて】藏人及び藏人頭は代替りの度每に任命ある規定の故に云。【天に二つの日なし國に二人の王なし】禮記曾子問篇云、孔子曰、天無二二日一、土無二二王一。【天安二年八月廿三日隱れさせ】二十七日の誤。參考盛衰記云、蓋名虎之卒、實嘉祥元年也、淸和帝之誕在二嘉祥三年一、妄謬可レ知焉、蓋依二世人口碑一所レ記、釋書亦因循傳レ誤耳。【惟喬親王】御母從四位下紀靜子。紀名虎女。【木原皇子】一本小原の皇子に作る。皇子出家の後、小野に閑居し小野宮と稱せられた。『木原』小原、或は小野の所在地大原の訛か。【王者の才量を御心に懸け】帝王たる才藝德量の養成に心がけて居られたこと。【四海の安危は云々】國內の安きか危いかは其手の中を照らす程に知り、古今帝王の治亂の跡は心中によく理解して居られるとのこと。「理亂」治

亂。和漢朗詠集云、白樂天、百錬鏡、四海ノ安危ハ照ニ掌ノ内ヲ一、百王ノ理亂ハ懸タリ心ノ中ニ一【賢聖の名】賢王聖主の名。【二の宮】四の宮の誤。【染殿の后】文德天皇の皇后藤原明子。『染殿』正親町南、富小路東にある父良房の第の名。【一門の公卿】藤原氏一門の公卿。【彼は】惟喬親王。【守文】始祖武を以て國を興すに對し、繼承の君は文道を以てを守るより云。【繼體】繼承の君の義。文選註云、謂ニ後主一也。【是は】惟仁親王。【臣相】大臣宰相。【彼も是も痛はしく】御二方共御可愛ゆく御思ひになること。【柿本紀僧正眞濟】左京の人紀御園の子。齋衡三年十月僧正、貞觀二年二月二十六日卒、年六十一。寺務十三年。【惠亮】信濃國水内郡の人。圓澄の弟子、兼ねて慈覺大師に學んだ。【事行き難う】解決の出來にくいこと。【用捨】取捨と同義、いづれにきめてもの意。【私あるに似たり】依怙贔負の疑があること。【唇を返す】嘲り笑ふこと。【相撲の節】毎年七月二十八日宮中で相撲を御覽になる節日。こゝは借つて唯相撲のことに云。【雌雄】勝負。【玉の鏤花の袂】馬具や裝束の美しいこと。【雲の如く星の如く】數多い譬喩。【希代の勝事】世にも希な晴れやかな事。【心を寄せ】それぞれ御方となること。【月卿雲客】公卿殿上人の異稱。『月』『雲』宮中を雲上に比するより准へ云。【手を握り心を摧き】一心になつて御方の勝を望む樣。【大内の眞言院】宮中の道場。承和元年大僧正空海の乞に依り、唐の内道場に准へて、勘解由廳を改めて置かれた。【失せたりと披露】死んだと世にいひふらすこと。【緩む心】敵方の祈禱僧の死を聞て、油斷する氣の起ること。【肝膽を碎いて】一心不亂に骨折ること。【十番】十組。【那都羅】名虎。中納言紀梶長の次男、左兵衞督右兵衞佐など諸說一定しない。【六十人が力】六十人力。【善雄の少將】一書作善男に作る。が、善男の少將となつたことは物に見えない。【妙】容貌のよいこと。【片手にあふべしとも見えぬ人】

片手にあふとも思へない位よわよわしい人。**【御夢想の御告】**神佛などが夢の中に現れて御告げになること。**【申し請けて】**申し出て引受けたこと。**【爪取】**不明、つめよることを云ふか。**【只直つて】**すぐ向き直つたこと。**【大の男】**體格の大きい男。**【かさに回る】**體をかさに押しかぶさること。**【櫛の齒の如く】**櫛の齒を挽く如くに、間斷なく續くこと。**【負色】**負けさうな模樣。**【大威德の法】**五大尊の一、大威德明王を本尊として修する調伏の祈禱。**【獨鈷】**金剛杵とも云。眞鍮又は銅で作り、兩端尖銳のもの。本は印度の武器、後密教で煩惱摧破の表章として持つ法具。其兩端の單獨なるを獨鈷、三つ又五つに分れて居るを三鈷又五鈷と云。**【腦】**和名抄云、說文云、腦、奈都岐、頭中髓也。**【乳】**乳木の略。護摩木の中に、乳汁ある木を選んで供養物の一種とすること。**【護摩】**不淨を燒き淨める意で、護摩木を燒く修法。**【一揉み揉まれ】**今一度力を籠めて祈ること。**【水尾の天皇】**山陵の所在地、山城國葛野郡嵯峨村大字水尾に因んで云。**【惠亮腦を碎けば云々】**保元物語云、我聞惠亮碎二頭腦一、備二清和帝祚一、尊意振二智劍一ヲ加二刑罰將門一。**【二帝】**次弟の訛で、淸和天皇の事を指すか。**【尊意】**姓丹生氏、叡山の僧、延長三年夏旱した時、佛頂尊勝法を修し、四日にして雨を降らし、修練を以て世に稱せられた。**【智劍】**智力を劍に譬へ云。清淨の智慧を以て煩惱の絆を絕つ意。**【菅相】**菅丞相の略。菅原道眞を云。延長八年六月淸涼殿の落雷は道眞の祟との噂があつたので、尊意醍醐天皇に召され、聖躬加持の事をなし聖體恙なきを得たことを云。**【是のみや法力にてもありけん】**相撲の勝負だけは祈禱の力であつたらうが、やはりの意。**【其の外】**總體を指して云。皆皇祖神天照大神の御取計ひであつて、固より人力法力の如何ともすることの出來ないものであるの意。

宇佐行幸

平家は筑紫にて此の由を傳へ聞き給ひて、「あはれ三の宮をも四の宮をも具し奉りて、落ち下る可きものを」と申し合はれければ、平大納言時忠の卿、「さらんには高倉の宮の御子の宮を、御乳母讃岐の守重秀が、御出家せさせ奉り、具し奉つて北國へ落ち下つたりしを、木曾義仲上洛の時、主にし進らせんとて、還俗せさせ奉り、具し奉りて、都へ上りたるをぞ、位には卽け進らせんずらん」と宣へば、人々、「爭か還俗の宮をば、位に卽け奉る可き」と申されければ、時忠の卿、「さもさうず、還俗の國王の樣、異國には其の例もや有るらん。我が朝には先づ天武天皇未だ春宮の御時、大友の皇子に襲はれさせ給ひて、鬢髮を剃り、芳野の奥へ逃げ籠らせ給ひたりしが、大友の皇子を亡して、終に位に卽かせ給ひき。又孝謙天皇と申しゝも、大菩提心を發させ給ひて、御飾を下し、御名を法喜尼と申しゝかども、二度位に卽かせ給ひて、稱德天皇と申しゝぞかし。況んや木曾が主にし進らせたる還俗の宮なれば、子細に及ぶ可き」とぞ宣ひける。同じき九月三日の日、伊勢へ公卿の勅使を立てらる。勅使は參議長敎とぞ聞えし。太上法皇伊勢へ公卿の勅使を立てらるゝ事は、朱雀、白河、鳥羽三代の蹤跡有りとは申せども、是

は皆御出家以前なり。御出家以後の例、是初とぞ承る。

【此の由】後鳥羽天皇御即位の事。【さらんには】さあらんにはの略。三宮四宮を御連れ申したらの意。【高倉の宮の御子】北陸宮・木曾宮・還俗宮など云。【主にし進らせん】天皇の御位に御即けしやうといふこと。【さもさうず】然も候はずといふ意の俗語。【天武天皇未だ春宮の時】天智天皇御臨終の時、天武天皇に御讓位があつたのを、自ら固辭し、吉野山に入り落飾せられ、一旦大友皇子を推薦し、後兵を發して大友皇子を襲はれたので、本文の事實攻守顚倒してゐる。【大菩提心を起させ】佛道御歸依の事。【御飾を下し】御剃髮。扶桑略記天平寶字六、六云、先帝高野姫、落二花簪一入二佛道一、法諱稱二法基尼一、三十五。【伊勢へ公卿の勅使】百錬抄二云、太上法皇後二遣伊勢公卿勅使一（參議修範卿）寬治天承例也、御出家已後雖レ無二此例一、有レ議被レ立レ之、【蹤跡】先例。朱雀帝天慶三年二月御在位中、白河上皇は寬治六年十月九日、鳥羽院は天承二年四月十日、勅使差遣の事を云。

平家は筑紫に都を定め、內裏造らる可しと、公卿僉議ありしかども、都も未だ定らず、主上は其の比、岩戸の諸卿大藏の種直が宿所にぞまし〳〵ける。人々の家々は、野中田中なりければ、麻の衣は打たね共、十市の里とも謂ひつべし。內裏は山の中なれば、彼の木の丸殿も角や有りけんと、中々優なる方も有りけり。先づ宇佐の宮へ行幸なる。大宮司公通が宿所皇居になる。社頭は月卿雲客の居所に成る。廻廊は五位六位の

官人、庭上には四國鎭西の兵ども、甲冑弓箭を帶して、雲霞の如くに並み居たり。故りにし丹の玉垣、再びかざるとぞ見えし。七日參籠の曉、大臣殿の御爲に、夢想の告ぞ有りける。御寶殿の御戸推開き、ゆゝしう氣高げなる御聲にて、

世の中のうさには神もなきものを、何祈るらん心づくしに。

大臣殿打ち驚き、胸打ち騷ぎあさましさに、

さりともと思ふ心も蟲の音も、弱り果てぬる秋のくれかな。

といふ古歌を、心細げにぞ口占み給ひける。さて太宰府へ還幸なる。去程に九月も十日餘りに成りぬ。荻の葉むけの夕嵐、獨丸寢の床の上、片布く袖もしをれつゝ、更け行く秋の哀れさは、何くもとは云ひながら、旅の空こそ忍び難けれ。九月十三夜は、名を得たる月なれ共、其の夜は都を思出づる涙に、我れから曇りてさやかならず。九重の雲の上、久堅の月に思ひを述べし夕も、今の樣に覺えて、薩摩の守忠度、

月を見し去年の今宵の友のみや、都に我を思ひ出づらん。

修理の大夫經盛、

戀しとよ去年の今宵の終夜、契りし人の思ひ出られて。

皇后宮の亮經正、

分きて來し野邊の露とも消えずして、思はぬ里の月を見る哉。

【野中田中】野や田の中。【十市の里】大和國十市郡、今の磯城郡耳成村、こゝは唯田舍の意。新古今集、秋下、百首歌奉りし時、式子内親王、ふけにけり山の端近く月冴えて十市の里に衣うつ聲。【内裏は山の中なれば云々】方丈記福原遷都條云、内裏は山の中なれば、かの木の丸殿もかくやと、なかなかやうかはりて、優なる方も侍りき。【木の丸殿】荒削の丸木で作つた假御殿の意。齊明天皇筑前國朝倉宮に御滯在の節、皇太子中大兄皇子の御歌に、朝倉や木の丸殿に我居れば名のりをしつゝゆくは誰が子ぞとあるに據る。【中々優なる方】こんな無造作の中にも、却て優雅な點もあるの意。【宇佐宮】豐前國宇佐郡宇佐村官幣大社宇佐八幡宮。【社頭】こゝは社殿の意。【再びかざる】昔時の盛んな時にかへつたとのこと。【世の中のうさ云々】こんな亂離の世には神も何もないのに、何の爲に心を籠めて祈るのか、折角であるがその願は聞く力はないとの意。『うさ』憂さ、宇佐にかける。『心づくしに』心盡し、筑紫をかける。【さりともと云々】折角振ひ起した思ひも蟲の音と同じに、弱りきつてしまつたの意。此の歌、千載集秋に、保延のころほひ身をうらむる百首の歌よみ侍ける時、蟲の歌とてよめる、皇太后宮大夫俊成とある。【荻の葉むけの夕嵐】荻の葉を吹返す夕風。新古今集、秋上、後德大寺左大臣、ゆふされば荻の葉むけを吹く風にことぞともなく涙おちけり。【丸寢】帶も解かずに著のみ著のまゝに寢ること。【片布く袖もしをれつゝ】獨り淋しく泣く意。『片布く袖』古は男女互に袖を敷きかはして寢るのを習ひとしたので、一人寢るを云、【何くもとは云ひながら】後拾遺集、秋上、題しらず、良暹法師、寂しさに宿を立ち出で眺むればいづくも同じ秋の夕暮。【名を得たる月】明月と名を得たといふ

意。中右記長承四、九、十三云、今夜雲淨月明、是寛平法皇、今夜明月無雙之由被ニ仰出ー云云、仍我朝以ニ九月十三夜ー爲ニ明月之夜ー也。〔淚から曇りて〕自分の眼が涙に曇つて、明月もはつきり見えないの意。〔九重の雲の上〕京の内裡にてといふこと。〔久堅の月に思を述べし〕月夜に歌を作つたこと。「久堅」は月の枕詞。〔今の樣に〕つい此間のことの樣にといふこと。〔月を見し云々〕去年の今夜一緒に月を見た人だけは、きつと都で此の世から捨てられた私達の事を思ひ出してゐてくれるであらうの意。〔戀しとよ云々〕第四句、長門本月見し友のとある。去年の今夜、一夜中いろ／＼言ひかはした人が思ひ出されて戀しいの意。〔分きて來し云々〕野を分けつらい思ひをしながらも、まだ死なずに、思ひがけない片田舍で月を見る事になつてしまつて悲しいの意。

緒環

豐後の國は刑部卿三位賴資の卿の國也けり。子息賴經の朝臣を代官に置かれたりけるが、京より賴經の許へ使者をたてゝ、平家は已に神明にも放たれ奉り、君にも捨てられ進らせて、帝都を出でゝ、波の上に漂ふ落人となれり。然るを九州二島の者共が請け取つて、もてあつかふらん事こそ然るべからね。當國に於ては、一向隨ふ可らず。東北國と一味同心して、九國の中を追ひ出し奉る可き由、宣ひ遣されたりければ、是を緒方の三郎惟義に下知す。彼の惟義と申すは、怖しき者の末にてぞ候ひける。喩へば

昔豐後の國或片山里に女有りき。或人の獨娘、夫も無かりけるが許へ、男夜々通ふ程に、年月も隔たれば、身も直ならず成りぬ。母是を怪んで、「汝が許へ通ふ者は、如何なる者ぞ」と問ひければ、「來るをば見れ共、歸るを知らず」とぞ云ひける。「さらば朝歸せん時、しるしを附けて繋いで見よ」とぞ敎へける。娘母の敎に隨ひて、朝歸しける男の、水色の狩衣を著たりける頸上に針を刺し、賤の緒環と云ふ物を附けて、經て行く方を繋いで見れば、豐後の國に取つても日向の境、姥が嶽といふ嶽の下、大なる岩屋の內へぞ繋ぎ入れたる。女岩屋の口に彳んで聞きければ、大なる聲して喚びけり。女申しけるは、「御姿を見進らせんが爲に、わらはこそ是まで參つて侍へ」と云ひければ、岩屋の內より答へて云く、「我は是人の姿には非ず、汝我が姿を見ては、肝魂も身に添ふまじきぞ。胎める處の子は、男子なるべし。弓矢打物取つては、九州二島に肩を雙ぶる者有るまじきぞ」とぞ敎へける。女重ねて、「縦ひ如何なる姿にても有らばあれ、日來の好爭か忘る可きなれば、互の姿を今一度見もし見えられん」と云ひければ、さらばとて岩屋の內より臥長は五六尺、跡枕邊は十四五丈も有るらんと覺ゆる大蛇にて、動搖してぞ這ひ出でたる。女肝魂も身に添はず、召し具したる十餘人の所從共、喚き叫んで逃げ去りぬ。頸上に刺すと思ひし針は、大蛇の喉笛にぞ立つたりける。女歸つ

て程なく産をしたりければ、男子にてぞ有りける。母方の祖父育て見んとて育たれば、未だ十歳にも滿たざるに、背大きう顔長かりけり。七歳にて元服せさせ、母方の祖父を大太夫といふ間、これをば大太とこそ附けたりけれ。夏も冬も手足に隙なく胝破れたりければ、胝大太とも云はれけり。彼の惟義は、件の大太には五代の孫也。かゝる怖しき者の末なればにや、國司の仰を院宣と號して、九州二島に廻文をしたりければ、然る可き者共も、惟義に皆隨ひ附く。件の大蛇は、日向の國に崇められさせ給ふ、高知尾の明神の神體なりとぞ承はる。

【刑部卿三位頼資卿】頼輔の訛。權大納言藤原忠教の子。嘉應二年十二月三十日刑部卿、壽永元年四月十三日從三位。頼輔、永萬二年二月豐後守辭任。壽永年中其孫宗長豐後守として在任。本文、事實と相違してゐる。**【代官】**國守の代官の義。**【京より】**頼輔の許より。**【請け取つてもてあつかふ】**引き受けて世話すること。**【當國】**豐後國。**【東北國】**東國北國の意。頼朝義仲を云。**【九國】**九州。**【怖しき者の末】**下文にある如く大蛇の後裔といふこと。緒方氏の本姓大神氏なるを以て、記紀の崇神天皇の條に見える、其祖神大物主神に關する三輪山傳說に因んで此文を爲すと見える。緒方氏は豐後國大野郡緒方庄に住するよりの稱。**【喩へば】**まあこゝになどといふ發語の辭。**【年月も隔たれば】**年月の重るに隨つての意。**【身も直ならず成りぬ】**姙娠したこと。**【歸るを知らず】**どつちへ歸つて行くとも判らないこと。**【朝歸り】**泊つてあけの朝歸つて行くこと。**【し**

るしを附けて繋いで】目印をつけそれに絲を繋げとのこと。【水色】薄青色。【頭上】裝束の頭の周圍に圓く仕立てゝある襟の稱。【賤の緒環】倭文布といふ上古の織布を織る爲に用ひる緒環の義。こゝは唯緒環のこと。麻を續いで圓く束ねた綜麻のことを云。其形外圓く內虛しく環の如くなるより云。和名抄織機具云、巻子、閇蘇、績レ麻圓卷名也。又古事記云、以二閇蘇紡麻一、貫レ針刺二其衣襴一。【經て行く方を繋いで】歸つて行く方へと絲を繋いで行つて見るとの意。【豐後の國に取つても】豐後の國の中でも。【姥が嶽】祖母嶽又嫗嶽に作る。豐後日向兩國に跨る九州第一の高峰。【喚び】うめく。うなる。【肝魂も身に添ふまじきぞ】非常に恐ろしく思ふであらうの意。【有らばあれ】あるならあつてもよいからといふ意。【臥長】渦卷いて臥してゐる長さ。【跡枕邊】首から尾までの長さ。【喉笛】咽喉の氣管の通する處。【胝】あかぎれ。【國司】頼輔。【高知尾の明神】日向國臼杵郡高千穗村大字三田井の南、槵觸山鎭座、高智保皇神社。又二上神社と云。祭神天孫瓊々杵尊、姥が嶽の南方に當つて、天孫降臨の地といふ高千穗が在る。『高知尾』中古高千穗を指して言つた訛稱。

太宰府落

去程に平家は筑紫に都を定め、內裏造らる可しと、公卿僉議有りしか共、惟義が謀叛に依つて、其れも叶はず。新中納言知盛の卿の異見に申されけるは、「彼の緒方の三郎は、小松殿の御家人也。然れば君達御一所向はせ給ひて、こしらへて御覽ぜらるべうもや

候ふらん」と申されければ、「此の儀尤も然る可し」とて、新三位の中將資盛、其の勢五百餘騎、豐後の國に打ち越え、樣々にこしらへ宣へ共、惟義隨ひ奉らず。剩へ君達をも、「是にて取り籠め進らすべう候へ共、大事の中の小事なしとて、取り籠め進らせずば、何程の事か候ふべき。只太宰府へ歸らせ給ひて、御一所で如何にも成らせ給へ」とて、追つ返し奉る。其の後惟義が次男、野尻の次郎惟村を使者にて、太宰府へ申しけるは、「平家こそ重恩の君にてまし〳〵候へば、甲を脱ぎ弓の弦を弛いて、降人に參る可く候へ共、一院の仰には、速に九國の内を追ひ出だし奉る可き由候」と、申し送つたりければ、平大納言時忠の卿、緋緒括の袴、絲葛の直垂、立烏帽子にて、惟村に出で向ひて宣ひけるは、「夫れ我が君は天孫四十九世の正統、神武天皇より人皇八十一代に當らせ給ふ。されば天照太神正八幡宮も、吾が君をこそ守り進らさせ給ふらめ。就中當家は、保元平治より以來、度々の逆亂を謐めて、九州の者共をば、皆內樣へこそ召されしか。然るに其の恩を忘れて、東國北國の凶徒等、賴朝義仲等に語らはれて、しおほせたらば國を預けん、庄をたばんと申すを、實と思ひて、其の鼻豐後が下知に隨ふらん事こそ、然るべからね」とぞ宣ひける。豐後の國司刑部卿三位賴資の卿は、極めて鼻の大き成りければ、加樣には宣ひけるなれ。惟村歸つて父に此の由告げたりければ、「こは如何に、

昔は昔、今は今、其の儀ならば、九國の內を追ひ出だし奉れや」とて勢汰(せいぞろふ)ると聞えしかば、源大夫の判官季貞(すゑさだ)、攝津の判官守澄(もりずみ)、「向後傍輩(きやうこうはうばい)のために奇怪に候、召し捕り候はん」とて、其の勢三千餘騎で、筑後の國に打ち越え、高野(たかの)の本庄に發向して、一日一夜攻め戰ふ。され共惟義が方の勢、雲霞の如くに重(かさな)れば、力及ばで引退く。平家は緒方の三郎惟義が三萬餘騎の勢にて、既に寄すと聞えしかば、取る物も取りあへず、太宰府をこそ落ち給へ。

【君達御一所】小松殿の君達御一人の意。**【こしらへ】**慰諭。**【大事の中の小事なし】**一本大事の中の小事なれとある。長門本此下に、取り籠め參らせず候、又とり籠め參らせ候とも如何ばかりの御事が候べきとある。**【取り籠め參らせずば】**下にとてとある意。**【御一所で】**他の方々と一緒になつての意。**【一院】**後白河法皇。**【緋緒括の袴・絲葛の直垂】**長門本にひをくゝりの直垂に絲蘭の袴とあるのがよい。五武器談云、くゝりとはくゝり染なるべし、宇治川に氷魚と云魚あり、ちいさく細なる魚なり。其魚の形の如く細くちいさくくゝり染をしたるをいふ歟。又考證云、緋緒結の直垂か、裝束抄に緒は打紐なり、前にて結びてさぐると云云。絲葛の袴とは葛布で縫つた指貫。括のところは絹を縫ひつぎて括緒を通すと云。**【內樣へこそ召されしか】**朝廷方の役人として召し使はれたこと。平家の斡旋に因る意を含めて云。**【しおほせたらば】**平家を九州より追ひ出すことをの意。**【國を預けん庄をたばん】**國司ともしやう莊園をも與へやうの意。**【鼻豐後】**下文にある如く大鼻の

故の惡口。【源大夫の判官季貞】一本この上に、平家の侍とある。【向後】今後。【侍輩の爲奇怪に候】仲間の爲に不屆である。惟義が主家の平家に對抗するのを、このまゝ許して置てはの意。【高野本庄】筑後國浮羽郡竹野村の地。和名抄に竹野郡を多加乃とある。八坂本には豊後と筑後の境なる高野本城に押寄せとある。

さしも頼もしかりつる天滿天神の注連の傍を、心細くも立ち別れ、駕輿丁も無ければ、葱花鳳輦は只名をのみ聞いて、主上腰輿に召されけり。國母を始め進らせて、止事なき女房達は、袴の裾を高く取り、大臣殿以下の卿相雲客は、指貫のそばを高く挟み、歩跣で水幾の戸を出て、我れ先に〳〵と、箱崎の津へこそ落ち給へ。折節降る雨車軸の如し。吹く風砂を揚ぐとかや。落つる涙降る雨、分きて何れも見えざりけり。住吉、箱崎、香椎、宗像伏拜み、主上只舊都の還幸とのみぞ祈られける。垂水山、鶉濱など云ふ峻しき嶮難を凌がせ給ひて、渺々たる平沙へぞ赴かれける。何習はしの御事なれば、御足より出づる血は、沙を染め、紅の袴は色をまし、白き袴は裾紅にぞ成りにける。彼の玄弉三藏の、流沙葱嶺を凌がれたりけん悲も、是には爭か勝る可き。其れは求法の爲なれば、自他の利益も有りけん、是は鬪戰の道なれば、來世の苦み、且つ思ふこそ悲しけれ。原田の大夫種直は、二千餘騎で、京より平家の御供に參る。山賀の兵藤次秀遠數千騎で、平家の御迎に參りけるが、種直、秀遠、以の外に不和成りければ、

種直は悪しかりなんとて、路より引返す。其れより蘆屋の津と云ふ所を過ぎさせ給ふにも、是は都より我等が福原へ通ひし時、朝夕見馴れし里の名なればとて、何れの里よりも懐かしく、今更哀れをぞ催されける。新羅、百濟、高麗、契丹、雲の終海の終迄も、落ち行かばやとは思はれけれ共、波風向うて叶はねば、力及ばず、兵藤次秀遠に具せられて、山賀の城にぞ籠り給ふ。山賀へも又敵寄すと聞えしかば、取る物も取り敢へず、平家小舟共に取り乘つて、終夜豊前の國柳が浦へぞ渡られける。爰に都を定めて、内裏造らる可しと、公卿僉議有りしか共、分限無ければ其れも叶はず。又長門より源氏寄すと聞えしかば、取る物も取り敢へず、海士小船に召して、海にぞ浮び給ひける。神無月の比ほひ、小松殿の三男、左の中將清經は、何事も深う思ひ入れ給へる人にておはしけるが、或る月の夜、舷に立ち出でて、やうでう音取朗詠して遊ばれけるが、「都をば源氏の爲に攻め落され、鎭西をば惟義が爲に追ひ出だされ、網に懸れる魚の如し。何地へ行かば遁るべきかは、存へ果つべき身にも非ず」とて、閑に經讀み念佛して、海にぞ沈み給ひる。男女泣き悲め共甲斐ぞなき。

【さしも頼しかりつる】あれ程に頼もしく思つたの意。【注連の傍】社頭といふこと。神前には注連が張つてあるより云。【駕輿丁】御輿を舁ぐ者。延喜式云、駕輿丁百一人、（二人隊正、十人火長、一人直丁、八十八人

丁。)【葱花】葱花輦の略。天子乘用の輿の名。頂上に、金色の丸く上の尖つた葱の花の形の載せてある輿、諸社行幸等の神事に用ひられた。【鳳輦】同く天子乘用の輿の名。頂上に、金色の鳳の形を載せてあるもので、朝覲行幸等、晴の時に用ひられた。【只名のみを聞て】唯文飾にかく書いただけのこと。【國母】建禮門院。【袴の裾を高く取り】袴の裾を高くからげたこと。【そば】袴のもゝだち。【水城の戸】水城の關の戸の意。水城は天智天皇三年外人の來襲に備へる爲に、筑前國筑紫郡水城村に堤を築いて、水を貯へられたのを云。筑前續風土記云、水城跡、今東の堤百五十六間、西の堤三百二十三間、東西の間絶えて堤なき處一町斗り、堤高さ五間、根盤二十七間、何れの時にや有けん、堤の内は田となりて水をたくはへず、東西の間堤なき所より北の方に流る。誠に世に類ひ少き大堤なるべし。其東の大路の筋に、門跡にや大なる礎尙殘れり。水城の關といへるも、此所なるべし。【箱崎の津】筑前國粕屋郡箱崎町。福岡灣に臨み、西南博多と相距ること半里、相對して西海の名津と稱せられる。【車軸の如し】雨が大粒で車軸の如く大きいとの意。激雨の形容。阿含經云、漸降(ス)二大雨(ヲ)一滴如二車軸一。【砂を揚ぐ】烈風の形容。【落る涙降る雨分きて何れも見えざりけり】長門本、雨も泪もいつれとも見えわかずとあると同意。【住吉】筑前の一宮。筑紫郡住吉村住吉神社。【箱崎】同粕屋郡箱崎町千代松原にある官幣大社箱崎宮。八幡神の別宮。【香椎】同郡香椎村官幣大社香椎宮。祭神神功皇后。【宗像】同宗像郡田島村官幣大社宗像神社。天照大神の三女神、市杵島姫命、田心姫命、多岐都姫命を祀る。【垂水山】宗像の田島より内海へ出る坂路。古の官道に當り蘆屋の西三里に在る。【鶉濱】垂水山東麓、『鶉(うつら)』内浦の轉、昔入海なりしより云。【渺々たる平沙】内浦濱より蘆屋に至る三里の海岸を云。【何つ習はしの御事】いつとて御慣れになる

事のないことであるの意。【紅の袴は色をまし】血に染つて紅袴が一層色濃くなると誇張して云。【褐紅】下へゆく程紅の度をます色目。こゝは下は血の色が濃く染まり、上はにぢんでゐること。【玄奘三藏】姓は陳名は褘。唐太宗の世、西域を經て印度に赴き、居る事十餘年、百餘國を遍歴し、貞觀十九年歸國し、經論七十五部一千三百三十五卷の佛典の翻譯を成就した名僧。其旅行記大唐西域記は世に重せらる。『三藏』經、律、論の三藏、又之に通ずるの意に取り、學僧の稱號となる。こゝは稱號。【流沙葱嶺】支那の西境中央亞細亞に出で南印度へ入る通路に當る難路。『流沙』支那土耳其斯坦の沙漠、『葱嶺』パミール高原。大唐西域記云、玄奘踰ニ葱嶺之危一、渉ニ越沙磧之險路一。續高僧傳云、葱嶺冬夏積雪氷巖、崖隥過レ半、已下多田ニ山葱一、故因名焉。【求法】佛法を求めに行くこと。【自他の利益】自分の修行にもなり、他人の爲にもなること。【山賀】筑前國遠賀郡山鹿村の地。遠賀川を隔てて蘆屋村に對してゐる。【惡しかりなん】具合が惡いといふこと。【蘆屋の津】筑前國遠賀郡蘆屋村遠賀川口の港。攝津國武庫郡精道村の蘆屋を連想して追懷したこと。【波風向うて叶はねば】逆風で航行困難のこと。【柳が浦】豐前國企救郡大里町。大里は内裡の意。【分限なければ】境域が狹くて内裡を建てる餘地のないこと。【海士小船】漁師の乘る小舟。【思ひ入れ給へる人】思ひ込む性質の人。【看取】奏樂の初に試奏し調子を調べること。【存らへ果つべき身】無事に生き通せる身。

長門の國は新中納言知盛の卿の國なりけり。目代は紀伊の刑部の大夫通資(みちすけ)と云ふ者也。平家海士小船に召したる由承つて、大船百餘艘點じて進らせたりければ、平家是に乘り移り、四國へぞ渡られける。阿波の民部重能が沙汰として、讃岐の國八島の磯に、形(かた)の

樣なる板屋の內裏や、御所をぞ造らせける。其の程は恠しの民屋を皇居とするに及ばねば、船を御所とぞ定めける。大臣殿以下の卿相雲客は、海士の苫屋に日を暮し、舟の中にて夜を明す。龍頭鷁首を海中に浮べ、浪の上の行宮は、靜なる時なし。月を浸せる潮の深き愁に沈み、霜を掩へる葦の葉の、脆き命を危む。洲崎に騷ぐ千鳥の聲は、曉恨みをまし、磯間にかゝる楫の音は、夜半に心を傷ましむ。白鷺の遠松に簇居るを見ては、源氏の旗を揚ぐるかと疑はる。野雁の遼海に鳴くを聞いては、兵共の終夜舟を漕ぐかと驚かる。晴嵐膚を侵して、翠黛紅顏の色漸う衰へ、蒼波眼を穿ちて、外土望鄉の淚押へ難し。翠帳紅閨に替れるは、埴生の小屋の葦簾、薰爐の煙に異なる海士の藻鹽火燒く賤しきに付けても、女房達は盡きせぬ物思に、紅の淚塞き敢へ給はねば、綠の黛亂れつゝ、其の人共見え給はず。

【長門の國云々】知盛の長門守たること、公卿補任に見えない。或は京を出て後に、補せられたものか。**【紀伊の刑部の大夫通資】**長門本紀伊民部大夫通助に作る。七省の丞中、式部民部二省のみ特に五位に叙せられることがある、之を大夫と云。こゝも恐らくは民部大夫の誤。**【點じて】**調へての意。**【八島】**長門本屋島に作る。讚岐國木田郡古高松村の北牟禮に對し、一條の干潟を隔てた西方の海島。長徑五十町許。島形菱の實狀を爲し、山島屋宇の狀を爲してゐる。天智天皇六年紀に、讚吉國山田郡屋島城を築く事が見え、古來瀨戶內海の要地。

【形の樣なる板屋の內裡】かたばかりの板葺の皇居。**【御所】**皇族の住居の意。**【其の程】**御造營の出來上るまでの間。**【怪しの民屋】**つまらぬ民家。**【皇居とするに及ばねば】**長門木皇居とするにたらざればに作る。**【苫屋】**苫で葺いた粗末な家。『苫』菅や茅を菰に編んだ者。**【龍頭鷁首】**龍の頭鷁の首を刻み彩色したものを船首に附けて飾とした船、公卿其他貴人遊戲の際乘用の船。こゝは天皇御座船を指して云。『鷁』想像上の水鳥の名。**【行宮】**假宮。こゝは船。**【靜なることなし】**海の上で落ち着きのないこと。**【月を浸せる云々】**以下海邊の風物を借り零落悲歎の情を描く。**【潮の深き愁】**海水の深きと愁の深きとをかけて云。**【霜を掩へる葦の葉の脆き命】**霜に掩はれた葦の葉の脆きと、人の命の脆きとをかけて云。**【曉恨みをまし】**曉の淋しい思ひを一層淋しく思はせること。**【磯間にかゝる楫の音】**海岸を漕いで行く楫の音。**【源氏の旗を揚くるか】**恐怖の餘り白鷺の群集を、源氏の白旗と見違へるとのこと。**【遼海】**遙な海。**【船を漕ぐか】**これも恐怖の餘り雁の鳴く音と船を漕ぐ音と聞違へるとのこと。**【晴嵐膚を侵して云々】**潮風に吹かれて容色の衰へること。**【蒼波眼を穿ちて云々】**海上を見渡して故鄕を思ふ涙にくれること。**【翠帳紅閨】**色美はしく彩られた几帳や室。『閨』寢屋の義。居室。**【埴生の小屋】**土の上に直に坐する樣な小家の義。陋屋。**【葦簾】**葦を編んだ粗末な簾。**【薫爐】**よい香のする薫き物を燒く香爐**【藻鹽火】**藻鹽を燒く火。『藻鹽』藻を燒いて水に溶し、其上澄を釜で煮つめて作る鹽。**【紅の涙】**唯涙といふこと。『紅』女房の故に云。**【綠の黛】**『綠』色のよいと云ふ意。『黛』眉を黛で美く書くこと。**【其の人共】**以前の容色美はしかつた人ともの意。

征夷將軍の院宣

去程に鎌倉の前の右兵衞の佐頼朝、武勇の名譽長じ給へるに依つて、居ながら征夷將軍の院宣を下さる。御使は左史生中原の泰定とぞ聞えし。十月四日の日關東へ下著。兵衞の佐殿宣ひけるは、「抑頼朝武勇の名譽長ぜるに依つて、居ながら征夷將軍の院宣を蒙る。されば私にては、爭か請け取り奉るべき。若宮の拜殿にして、請け取り奉る可し」とて、若宮へこそ參り向はれけれ。八幡は鶴岡に立たせ給ふ。地形石清水に違はず、廻廊有り、樓門有り、作道十餘町を見下したり。抑院宣をば、誰してか請取り奉る可きと評定有り。三浦の介義澄して、請取り奉る可し。其の故は、八箇國に聞えたる弓矢取、三浦の平太郎爲嗣が末葉也。父大介も君の爲に命を捨てし兵なれば、彼の義明が黄泉の迷暗を照さんが爲とぞ聞えし。院宣の御使泰定は、家の子二人郎等十人具したり。三浦の介も家の子二人郎等十人具したりけり。二人の家の子は、和田の三郎宗實、比企の藤四郎能員なり。郎等十人をば、大名十人して、一人づゝ俄に仕立てられたり。三浦の介、その日は褐の直垂に、黑絲威の鎧著て、黑漆の太刀をはき、廿四差いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓脇に挾み、甲をば脱いで高紐にかけ、腰を曲めて院宣を請取り奉らん

とす。左史生申しけるは、「只今院宣請取り奉らんとするは誰人ぞ、名乘り給へ」と云ひければ、兵衞の佐の佐の字にや恐れけん、三浦の介とは名乘らずして、本名三浦の荒次郎義澄とこそ名乘つたれ。院宣をば蘭箱に入れられたり。兵衞の佐殿に奉る。良有つて蘭箱をば返されけり。重かりければ、泰定是を拔いて見るに、砂金百兩入れられたり。若宮の拜殿にして、泰定に酒を進めらる。齋院の次官陪膳す。五位一人役送を勤む。馬三匹引かる。一匹に鞍置いたり。宮の侍狩野の工藤一郎祐經是を引く。古き萱屋を飾うて、泰定を入れらる。厚綿の衣二領、小袖十重、長持に入れて設けたり。紺藍摺白布千端を積めり。杯盤豐にして美麗なり。

【居ながら】鎌倉に居ながらの義。京にも上らないとのこと。**【征夷大將軍】**奈良時代以來、東北の蝦夷征討の爲に置かれた臨時の軍職。賴朝以降政治兵馬の權を左右する重職となる。賴朝の任命は建久三年七月十二日で、こゝに壽永二年の條下に記すは誤。**【院宣】**東鑑には除書とある。**【御使は左史生中原の泰定】**東鑑、勅使廳官肥後介中原景良同康定等とある。**【私にては】**自宅ではの意。**【若宮】**鶴岡の若宮八幡宮。本社の東、石階の下にある下宮を云。古來仁德天皇を祀ると稱してゐる。**【鶴岡】**若宮大路の東北端、八幡宮社域を云。**【石淸水】**石淸水八幡宮。**【作道十餘町】**養和二年三月十五日、賴朝の素願と夫人政子懷孕の祈願の爲とに依り、八幡社前より由比が濱に通ずる直道を開き、中央を一段高く築いて、兩側を石を以て疊み參詣に便した旨東

鑑に見える、其道の事。今段葛（だんかづら）といふものは其遺蹟と云。三の鳥居より一の鳥居までの距離十一町と云。【見下し】八幡宮域より下に見えること。【三浦介義澄】三浦大介義明の子。【三浦平太郎爲嗣】平良文の後、義澄の曾祖父。【黄泉の迷暗を照らさん】迷暗一本冥闇に作る。地下の闇路を照らす義。亡魂を慰めるといふ意。【和田三郎宗實】和田太郎義盛弟。【仕立られ】裝束調度類を調へて出すこと。【腰を曲めて】敬意を表する様。【佐の字にや恐れけん】佐と介と同音なのを憚つて遠慮したこと。東鑑には、介除書未レ到之間、三浦次郎之由名謁畢とあつて、僭稱の故に遠慮したものとしてある。【蘭箱】覽箱の訛。覽箱は御覽箱の略、貴人の觀覽に供する文書を納れ置く箱。長門本にはつゞらの箱、盛衰記には累葛箱とある。籐葛で編み蓋のあるもの。【砂金】自然に河床に砂と雜つて發見される砂狀の黃金。一包十兩で、代二千匹、錢二十貫に當る。【齋院の次官】賀茂齋院司の次官。四五位の殿上人、若くは諸大夫之に任ぜられる。中原親能。【陪膳】膳部の給仕をする役。【役送】膳部を陪膳に取次ぐ役。【引かる】引出物として贈ること。馬を引いて贈る事が本義で、轉じては他の物を贈るにも云。【宮の侍狩野の工藤一郎祐經】祐繼の子。長門本には、大宮の侍の一﨟にて候し工藤左衛門祐經とある。大宮は近衛河原の太皇太后を申すか。侍の一﨟は侍中上席者の義。「一郎」一﨟の訛。「狩野」伊豆狩野居住の故に云、「工藤」祖爲憲が木工助に任じたるより云。【古き萱屋を飾ひて】古びた萱葺の家を修覆しての義。【設けたり】豫め贈物として用意したこと。【紺藍摺】白布に紺や藍で文樣を摺り付けた者。【杯盤】盃や皿の義。饗應のこと。

次の日兵衛の佐の舘（たち）へ向ふ。内外（と）に侍（さぶらひ）あり、共に十六間（けん）迄有りけり。外（と）侍（さぶらひ）には家の子郎

等、肩を雙べ膝を組んで列み居たり。內侍には一門の源氏上座して、末座には八箇國の大名小名居流れたり。源氏の上座には泰定を居ゑらる。良有つて寢殿に向ふ。上には高麗緣の疊を敷き、廣廂には紫緣の疊を敷いて、泰定を居ゑらる。御簾高く捲き上げさせて、兵衞の佐殿出でられたり。其の日は布衣に立烏帽子也。顏大きにして背短かりけり。容貌優美にして言語分明也。先づ子細を一事述べたり。抑平家賴朝が威勢に恐れて、都を落つ。其の跡に木曾義仲、十郎藏人等が打ち入つて、我が高名顏に、官加階を思ふ樣に仕り、剩へ國を嫌ひ申す條奇怪也。又奧の秀衡が陸奧の守になり、佐竹の冠者が常陸の守に成て、是も賴朝が下知に隨はず。彼等をも急ぎ追討す可き由の院宣賜はるべき由を申さる。泰定聽て、「是にて名簿をも進らせたうは候へ共、當時は御使の身で候へば、罷り上つて軈て認めてこそ進らせめ。弟で候ふ史の大夫重能も、此の儀を申し候」と申しければ、兵衞の佐殿あざ笑うて、「當時賴朝が身として、各の名簿思ひもよらず、さりながらも致されば、さこそ存ぜめ」とぞ宣ひける。泰定聽て今日上洛の由を申す。今日計りは逗留ある可きとて留めらる。次の日又兵衞の佐の館へ向ふ。萌黃絲威の腹卷一領、白う作つたる太刀一振、滋籐の弓に野矢副へてたぶ。馬十三匹引かる。三匹に鞍置いたり。十二人の家の子郎等共にも、直垂小袖大口馬物具に及べ

り。馬だにも三百匹迄有りけり。鎌倉出の宿よりも、近江の國鏡の宿に至るまで、宿々に十石づゝの米(よね)を置かれたりければ、澤山なるに依つて、施行(せぎやう)に引けるとぞ聞えし。

【内外に侍】内侍外侍の義。内侍は東西の廊の内に設け、外侍は遠侍ともいひ、本家と別棟に設け、戸や建具なく、板敷で、詰めて居る武士の物具等を飾つて置く。『侍』武士の詰めて居る部屋。【十六間】柱間十六。【大名小名】『名』名田の義。これを多く有するを大名、少し有するを小名と云。【居流れ】居並ぶこと。【寢殿】本殿。『寢』正寢の義。【高麗縁の疊】雲形菊花等の文を黒く織り出した白地の綾で兩縁を取つた薄縁(うすべり)様の者。海人藻芥云、大紋高麗をば親王大臣用レ之、以下更不レ可レ用、大臣以下公卿小紋の高麗端(べり)也。【廣廂】廂。【紫縁の疊】紫絹を兩縁にした薄縁(うすべり)。海人藻芥云、四位五位雲客用二紫端一也。【子細を一事】次の樣な一條を細々と申立てたといふこと。【高名顏】手柄顏。【思ふ樣】勝手氣儘に、【國を嫌ひ】任國のえり好みをすること、那都羅の條に、木曾越後を嫌ひ伊豫を賜はり、行家備後を嫌ひ備前を賜はつたと見えることを指して云。【奥の秀衡】百錬抄(養和元、八、十五)云、以二藤原秀衡一任二陸奥守一、以二平助職一任二越後守一、爲レ追二討頼朝一也。【佐竹の冠者が常陸守】長門本隆義が常陸介になりて候とて、賴朝の命に從はず候とある。隆義は源義光五代の孫、佐竹昌義の子、常陸介となる。【下知】命令。【賜はるべき由】頂きたいとのこと。【名簿】名札の義、名づきとも云。官位姓名年月日等を記した書付のことで、之を人に差出すことは、其人に家人の禮を取る意になる。之を名簿を奉る、又二字を奉ると云。【御使の身】勅使の任務を有する此身。個人的の事は致し兼ねるの意を含めて云。【史大夫】太政官の大史は正六位上相當官。若し從五位下で勤める時、史の大夫又大夫の史と云。【あざ笑つ

て】泰定の追從を嘲り笑つたこと。【致されればこそ存ぜめ】朝臣から受けるべきではないが、名簿を出されるなら、決して疎かには思はないとのこと。【今日計は】今日一日だけは。【白う作つたる太刀】裝飾の金具が、銀で作つてある太刀。【野矢】鹿狩に用ひる矢。羽は何羽でもあるに任せ、白箆丸根鏃の粗末な矢。【大口】大口袴。直垂水干等の下に着るもの。【鎌倉出の宿】鎌倉を出はづれる宿驛の義。鎌倉四境の一に固瀬といふのは、今の片瀬で、鎌倉の西口に當る。この地か。【鏡の宿】近江國蒲生郡鏡村鏡山北麓。【施行に引き】貧窮者に賑給したこと。

猫間

泰定都へ上り、院參して、御坪の內に畏つて、關東の樣を具に奏聞申したりければ、法皇大きに御感有りけり。公卿も殿上人もゑつぼに入らせおはしまし、如何なれば兵衞の佐は、角こそゆゝしうおはせしか。當時都の守護して候はれける木曾義仲は、似も似ず惡しかりけり。色白う眉目は好い男にて有りけれ共、立居の振舞の無骨さ、言たる詞續の頑なる事限なし。理哉、二歲より三十に餘る迄、信濃の國木曾といふ片山里に住み馴れておはしければ、何かはよかるべき。其の比猫間の中納言光高の卿と云ふ人有りけり。木曾に宣ひ合すべき事有りておはしたりけるを、郎等共、「猫間殿の

入らせ給ひて候」と云ひければ、木曾大きに笑うて、「猫は人に對面するか」とぞ云ひける。「是は猫間の中納言殿とて、公卿にて渡らせ給ひ候」と云ひければ、「さらば」とて對面す。木曾、猫間殿とはえいはで、「猫殿の、食時にまればれわいたに、物よそへ」とぞ云ひける。中納言殿、「爭か只今さる御事のおはすべき」と宣へ共、木曾、何をも新しき物をば、無鹽と云ふぞと心得て、「無鹽の平茸爰に有り、疾う〳〵」と急がす。根井の小彌太陪膳す。田舍合子の極めて大きにくぼかりけるに、飯堆うよそひ、御菜三種して、平茸の汁にて參らせたり。木曾が前にも同じ體にてすゑたりけり。木曾箸取つて食す。中納言は餘りに合子のいぶせさに、召さざりければ、木曾、「きたなうな思ひ給ひそ。其れは義仲が精進合子で候うぞ。とうとう」と進むる間、中納言殿、召さでも流石惡しかりなんとや思はれけん、箸取つて召す由して、指し置かれたりければ、木曾大きに笑つて、「猫殿は小食にておはすよ。聞ゆる猫おろしし給ひたり。掻い給へ〳〵や」とぞ責めたりける。中納言殿は、加樣の事に萬づ興醒めて、宣ひ合はすべきこと共、一言も言ひ出さず、急ぎ歸られけり。

【ゑつぼに入らせ】笑ひ興ずること。こゝは大に頼もしく思つて喜んだこと。**【ゆゝしう】**優雅の意。**【都の守護】**吉記壽永二、七、廿八云、「京中守護義仲奉二院宣一支二配之一」。**【似も似ず】**うつてかはつて。**【眉目は好い男】**目鼻立の揃

つた男。**【無骨】**無作法。**【詞續の頑なる事】**言語の續け具合の、田舍臭くて野卑なこと。**【何かはよかるべき】**
よい筈はないの意。**【猫間の中納言光高】**光隆の訛。仁安二年八月一日權中納言、同三年正月十一日辭任、前
來前中納言。堤中納言兼輔の裔、父權中納言清隆以來猫間と稱した。盛衰記云、七條坊城壬生の邊をば、北
猫間、南猫間と申す、これは北猫間に坐すほどに、在所に附いて猫間殿と申す也。**【宣ひ合すべき事】**相談す
べき事。**【猫は】**猫間を聞きはつつて云。**【えいはで】**いへないので、猫間殿を猫殿といつたとのこと。**【食時】**
食事の時の意。**【まればれわいたに】**長門本まれまれわしたるに、八坂本等たまたまわいたにとある。わ
すは來るの俗語、たまに來たのにの意。**【物よそへ】**八坂本よそはであるべき、長門本物參らせではあるべ
きとある。よそふは飯等を食器に盛ることで、饗應の用意をせよの意。**【爭か只今さる御事のおはすべき】**長
門本只今何も所望なしとあると同意。唯今食事は頂くに及ばないと辭退したこと。**【無鹽】**干物鹽物に對して
生魚を云ふ語。それを間違へて野菜の新鮮なものに言つたとのこと。**【平茸】**本朝食鑑云、平茸狀如レ開ニ人之
十指一、易レ摧易レ折、其色外黃、式有ニ淡紫皮一、味淡甘最佳、可レ爲ニ上饌一、木曾山中多有レ之。**【田舍合子】**田舍
風の椀。『合子』身と蓋と合ふ義。蓋のある椀。**【いぶせさ】**きたなさ。**【召さざりければ】**食べないので。**【精
進合子】**精進の時に使ふ合子の義。清潔な合子の意。長門本には、義仲が觀音講に每月にすふる精進合子に
て候ふぞとある。**【召す由して】**食べた風をして。**【指し置かれ】**食べさしてやめたこと。**【小食】**食事の量の少
いこと。**【猫おろし】**あなたは人のいふ猫おろしをなさつたの意。『おろし』食ひあましのこと。猫が食殘しを
する癖があるより云。**【掻い給へや】**掻き給へやの轉。掻き込んで食べよの意。

其の後義仲院參しけるが、官加階したる者の、直垂にて出仕せん事有るべうもなしとて、俄に布衣とり、裝束、冠ぎは、袖のかゝり、指貫の輪に至る迄、頑なる事限なし。鎧取つて著、矢掻き負ひ、弓押し張り、甲の緒をしめ、馬に打ち乘つたるには、似も似ず惡しかりけり。され共、車にゆがみ乘んぬ。牛飼は八島の大臣殿の牛飼也。牛車もそなりけり。逸物なる牛の居ゑ飼うたるを、門出づるとて、一楉當たらうに、何かはよかるべき。牛は飛んで出づれば、木曾は車の內にて、あふのきに倒れぬ。蝶の羽を播げたる樣に、左右の袖をひろげ手をあがいて、起きん〳〵としけれ共、何かは起きらる可き。木曾、牛飼とはえ云はで、「やれ小牛健兒よ、やれ小牛健兒よ」と云ひければ、車をやれと云ふぞと心得て、五六町こそあがかせけれ。今井の四郎、鞭鐙を合せて追つ付き、「何とて御車をば加樣には仕るぞ」と云ひければ、「餘りに御牛の鼻が强う候うて」とぞ演たりける。牛飼、木曾に中直せんとや思ひけん、「其れに候ふ手形と申す者に取付かせ給へ」と云ひければ、木曾、手形に無手と攫み附いて、「哀れ支度や、牛健兒が計ひか、殿の樣か」とぞ問ひたりける。さて院の御所へ參り、門前にて車かけはづさせ、後より下りんとしければ、京の者の雜色に召し使はれけるが、「車には、召され候ふ時こそ、後よりは召され候らへ。下りさせ給ふ時は、前よりこそ下りさせ給

ふべけれ」と云ひければ、木曾、「爭か車ならんからに、何條す通りをばすべき」とて、終に後よりぞ下りてげる。其の外をかしき事共多かりけれ共、恐れて是を申さず。牛飼は終に斬られにけり。

【冠ぎは】考證の說の如く、冠は烏帽子の誤であらう。烏帽子をかぶつた恰好。**【袖のかゝり】**袖の括の紐などの恰好。**【頭なること】**不恰好なこと。**【ゆがみ乘んぬ】**體をゆがめてやつと乘つたこと。**【八島の大臣殿】**宗盛。讃岐八島に在るより云。**【そなりけり】**それであるとのこと。牛車も同く宗盛の乘用のものであつたこと。**【居ゑ飼うたる】**使はずに飼つて置いたもの、力のあり餘つてゐるを云。**【一楉】**一鞭の意。『楉』枝又は幹の細長く直いもので、それを鞭に用ひるより云。**【當たらうに】**當たらんにの音便。力の張り切つた牛に、一鞭當てたからたまらないの意。**【あがいて】**起き樣としてもがくこと。**【やれ】**呼ひかける詞。**【小牛健兒】**年のいかない牛飼の義。『健兒』こでいは、こんでいの略。もと地方軍團の兵士の稱。轉じて雜役を爲す仲間小者の類を云、**【あがかせけれ】**義仲をもがゝかせたの義。車を早く飛ばしたこと。**【鼻強う】**勢のいいこと。**【中直】**もとの如く中よくなること。**【手形】**榜立(牛車の前後の口の左右にある木)にある孔。昇降の際、中に手を入れて手がかりとするもの。**【褒れ支度や】**うまいしかけだ。**【牛健兒の計ひか殿の樣か】**牛飼の考案か、宗盛の特に作らせたのかの意。『樣』仕方。**【車かけはづさせ】**牛を車よりはづすこと。**【後】**牛車の背後。**【召され候ふ時】**御乘りになる時。**【車ならんからに】**車であるからとて。**【す通り】**通り拔けること。**【恐れて】**義仲の怒を。

水島合戰

去程に平家は讃岐の八島に有りながら、山陽道八箇國、南海道六箇國、都合十四箇國をぞ討取りける。木曾安からぬ事也とて、軈て討手を向けらる。大將軍には陸奥の新判官義康が子、矢田の判官代義淸、侍大將には、信濃の國の住人海野の彌平四郎行廣を先として、都合其の勢七千餘騎山陽道へ發向す。備中の國水島の渡に舟を浮べて、八島へ既に寄せんとす。閏十月一日の日、水島が渡に小船一艘出で來たり。海士舟釣舟かと見る處に、さはなくして、平家の方よりの牒の使の船也けり。源氏の方の兵共是を見て、干上たりける五百餘艘の船どもを、皆我先に〳〵とぞ下しける。平家は千餘艘でぞ寄せたりける。大將軍には新中納言知盛の卿、副將軍には能登の守教經也けり。能登殿大音聲を上げて、「如何に四國の者共、北國の奴原に生捕にせられんをば、心憂しとは思はずや、御方の船をば組めや」とて、千餘艘の纜舳綱を組み合せ、中にもやひを入れ、歩の板をひき渡し〳〵渡いたれば、船の中は平々たり。鬨作り矢合して、遠きをば射て落し、近きをば太刀で切る。或は熊手に懸けて引き落さるゝ者もあり、或は引つ組み刺し違へて、海へ飛び入る者も有り。何れ隙有り共見えざりけり。源氏の方の侍

大將海野の彌平四郎行廣討たれぬ。是を見て矢田の判官代義淸、安からぬ事也とて、主從七人小舟に乘り、眞前に進んで戰ひけるが、船蹈み沈めて失せにけり。平家は舟に馬を立てたりければ、船共乘り傾け〳〵、馬共追ひ下し〳〵、船に引き付け〳〵游がす。馬の足立鞍爪浸る程にも成りしかば、ひたひたと打乘つて、能登殿五百餘騎、喚いて先を懸け給へば、源氏の方には、大將軍は討たれぬ、我先にとぞ落行きける。平家は今度水島の軍に勝ちてこそ、會稽の恥をば雪めけれ。

【山陽道八箇國】播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門。【南海道六箇國】紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐。【安からぬ事】捨て置けない事。【水島の渡】長門本水島の途に作る。備中國淺口郡柏島村の地で、天の眞井と云ふ名水あるより云。今は玉島港西方の陸岸であるが、昔は淺水に圍まれた低洲であつたと見える。【海士舟】漁舟。【牒の使】牒狀卽ち廻狀を以て兵を募る使。【干上たりける】陸に引上げ乾してあつたこと。【北國の奴原】木曾方の勢を罵つて云。『原』複數を示す語。【組めや】繋ぎ合はせよの意。【艫】艫（船の後部）についてゐる綱。舟を繫ぎ留める用をなすもの。【舳綱】舳（船の前方）に置く綱。【もやひ】船と船とを繋ぎ合はすこと。舳艫綱を組み合せ、又其間を結び合せて一層離れぬやうにしたこと。【歩みの板】船より岸に渡し往來の用にする板。其板を船と船との間に渡し續けたこと。【平々】平たく樂に通行の出來る樣。【熊手】敵の身體に引懸けて倒す武器。長い柄の端に銕製の熊の手の如きものを付けるより云。【隙あり共】聯絡がよ

くてつけ入る隙がない位とのこと。【馬共追ひ下し】海中へ入れたこと。【足立】足の立ちど。【ひたひた】ぴしやぴしやといふと同く、水が馬の腹を打つ音の形容。【會稽の恥をば雪め】是迄敗軍つゞきであつた恥をそゝいだの意。

瀬尾最後

木曾左馬頭此の由を聞いて安からぬ事也とて、其の勢一萬餘騎で、備中國へ馳せ下る。爰に平家の御方に候ひける、備中國の住人、瀬尾太郎兼康は、聞ゆる兵にて有りけれ共、去んぬる五月北國の戰の時、運や盡きにけん、加賀國の住人、倉光次郎成澄が手に懸つて、生捕にこそせられけれ。其の時旣に斬らるべかりしを、木曾殿「あつたら男を左右なう斬る可きに非ず」とて、弟三郎成氏に預けられてぞ候ひける。人あひ心樣誠に優なりければ、倉光も懇に持て成しけり。蘇子卿が胡國に囚はれ、李少卿が漢朝へ歸らざりしが如し。遠く異國につける事も、昔の人の悲めりしが處也と云へり。韋の韝毳の幕、以て風雨を禦ぎ、羶き肉、酪の漿、以て饑渴に充つ。夜は寢ぬる事なく、晝は終日に仕へて、木を伐り草を刈らずと云ふ計りに隨ひつゝ、如何にもして敵を窺ひ討つて、今一度舊主を見ばやと、思ひ立ちける兼康が、心の中こそ怖しけれ。

或る時瀬尾の太郎、倉光の三郎に云ひけるは、「去んぬる五月より、甲斐なき命を助けられ参らせて候へば、誰を誰とか思ひ進らせ候ふ可き。今度御合戰候はゞ、命をば先づ木曾殿に奉らん。其れに就き候ひては、先年兼康が知行し候ひし備中の瀬尾と云ふ所は、馬の草飼好き處にて候。御邊申して賜はらせ給へ、案内者せん」と云ひければ、倉光の三郎、木曾殿にこの由を申す。木曾殿、「さては不便の事をも申すござんなれ、誠には汝先づ下つて、馬の草などをも構へさせよ」とぞ宣ひける。倉光の三郎畏り承つて、手勢三十騎計り、瀬尾の太郎を相具して、備中の國へ馳せ下る。瀬尾が嫡子小太郎宗康は、平家の御方に候ひけるが、父が木曾殿より暇賜つて下ると聞いて、年來の郎等共催し集めて、其の勢百騎計りで、父が迎に上りけるが、播磨の國府で行きあうたり。其れより打ち連れ下る程に、備前の國三石の宿に留つたりける夜、瀬尾が相知つたる者共、酒を持たせて來り集り、終夜酒盛しけるが、倉光が勢三十騎計りを強ひ伏せて、起しも立てず、倉光の三郎を始めとして、一々に皆刺し殺してげる。備前の國は十郎藏人の國也けり。其の代官の國府に有りけるをも、聽て推寄せて討ちてげり。瀬尾の太郎申しけるは、兼康こそ木曾殿より暇賜つて、是迄罷り下つたれ。平家に御志思ひ進らせん人々は、今度木曾殿の下り給ふに、矢一つ射懸け奉れや」と披露したりければ、備前備中備後三箇國

の兵共、然る可き馬、物具、所從などをば、平家の御方へ進らせて、休み居たりける老者共、瀬尾に催されて、或は柿の直垂につめ紐し、或は布の小袖に東折し、破れ腹卷綴り著、山靱竹箙に矢共少々さし、搔き負ひ／＼都合其の勢二千餘人、瀬尾が館へ馳せ集る。備前の國福隆寺繩手、篠のせまりを城郭に構へて、口二丈深さ二丈に堀を掘り、搔楯かき、高櫓し、逆木引いて待懸けたり。十郎藏人の代官、瀬尾に討たれて、其の下人の逃げて京へ上るが、播磨と備前の境なる船坂山にて、木曾殿に行き逢ひ奉り、此の由角と申しければ、木曾殿、「惡からん瀬尾めを、斬つて捨つべかりつるものを、手延にして謀られぬる事こそ安からね」と、後悔せられければ、今井の四郎申しけるは、「奴が頰魂、たゞ者とは見え候はず、千度斬らうと申し候ひしも、爰候ぞかし。さりながら何程の事か候ふ可き。兼平先づ罷り向つて見候はん」とて、其の勢三千餘騎で、備前の國へ馳せ下る。

【備中の国へ馳せ下る】玉葉壽永二、九、廿一、云、院手取ニ御劍ヲ給レ之、義仲取レ之退出、昨日俄下向云云。**【聞ゆる兵】**武勇の聞え高い武士。**【あつたら男】**惜しい男。**【人あひ】**人品**【心樣】**性質。**【蘇子卿】**漢の蘇武。子卿は字。**【李少卿】**李陵。少卿は字。**【遠く異國につける事】**兼康が他國に預けられる身となつたこと。文選、李陵答ニ蘇武ニ書云、遠託ニ異國ニ、昔人所レ悲。**【韋の韝云々】**異境に在り種々の艱苦を甞めること。文選、李陵答ニ蘇武ニ書云、韋韝毳

幕以禦二風雨一、羶肉酪漿以充二飢渴一。【韋の韝】なめし皮で作つた固い臂あて。【毳の幕】毛を擣つて作つた荒々しい蓆で張つた天幕。【羶き肉】生の肉。【酪の漿】牛又は羊の乳から作つた汁。【木を伐り草を刈らずと云ふ計に隨ひ】木こり草刈をしないだけで、外の事はどんな賤役をも厭はずして仕へたといふこと。【誰を誰とか】あなた以外に、誰も大事な人とは思はないの意。【馬の草飼好き處】秣の多い處。兵事上重要な地の意。【案内者せん】土地の案内者とならうとのこと。【不便】可憐。【馬の草などをも構へさせよ】秣の準備をさせよの義。其莊を領せよといふと同義。【手勢三十騎許り】下ににてとある意。【播磨の國府】飾磨郡市殿村大字市之鄕の地、姫路市の東偏。【備前國三石の宿】和氣郡三石村。播磨備前兩國々境にある舟坂山麓の山驛。【强ひ伏せて】酒を強ひて飲ませ、起き上ることの出來ないやうにしたこと。【十郎藏人】源行家。【休み居たりける老者共】戰に出ずに休養してゐた老武者共。【柿の直垂】柿澁を引いた布直垂。賤者着用の者。【つめ紐】胸紐をつめて固く結んだこと。【東折】あづまからげとも云。裾をからげ帶に挾むこと。【山靱竹箙】山狩に使ふ靭、竹製の箙、共に製作粗惡な矢壺。【掻き負ひ】あわてて背負つてくる樣。【福隆寺縄手】御津郡伊島村大字津島より二十餘町の間。【篠のせまり】盛衰記佐々が迫に作る。津島の字西坂にある島山を云。【口】口幅。【船坂山】播磨國赤穂郡船坂村大字梨原の西にある山。三石の東北に當る。【手延】手おくれ。【今井の四郎】兼平。【憂候ぞかし】からいふことがあるからであるの意。

備前の國福隆寺縄手は、端張弓杖一杖計りにて、遠さは西國道の一里也。左右は深田にて、馬の足も及ばねば、三千餘騎が心は先に進め共、力及ばず、馬次第にぞ歩ませけ

る。今井の四郎推寄せて見ければ、瀬尾の太郎は、急ぎ高櫓に走り上り、大音聲を揚げて「去んぬる五月より、かひなき命を助けられ進らせて候ふ、各の芳志には、是をこそ用意仕て候へ」とて、廿四指いたる矢を、指しつめ引きつめ散々に射る。今井の四郎、宮崎三郎、海野、望月、諏訪、藤澤など云ふ、一人當千の兵共、是を事共せず、甲の錣を傾け、射殺さるゝ人馬をば、取り入れ引き入れ堀を埋め、或は左右の深田に打ち入れて、馬の草脇鞅盡し、太腹に立つ處をも事ともせず、簇めかいて推し寄せ、或は谷ふけをも嫌はず、懸け入り懸け入り喚き叫んで攻め入りければ、瀬尾が方の兵共、助かる者は少く、討たるゝ者ぞ多かりける。夜に入つて、瀬尾が賴み切つたる篠の迫りの城郭を破られて、叶はじとや思ひけん、引退く。備中の國板倉川の端に、掻楯かいて待ち懸けたり。今井の四郎やがて續いて攻めければ、瀬尾が方の兵共、山靱竹箙に、矢種の有る程こそ防ぎけれ、矢種皆盡きければ、力及ばず、我先にとぞ落ち行きける。瀬尾の太郎只主從三騎に打ちなされ、板倉川の端に著いて、緑山の方へ落ちぞ行く。去んぬる五月北國にて、瀬尾生捕にしたりける倉光の次郎成澄は、弟の三郎成氏を討たせて、安からずや思ひけん、今度も又瀬尾めに於いては、虜にせんとて、只一騎群に拔けて追うて行く。交ひ一町計りに追つ付き、「あれは如何に、瀬尾とこそ見れ。正なうも敵に後

を見する者哉。 返せや返せ」と詞を懸けければ、 瀬尾の太郎は板倉川を西へ渡すが、川中に扣へて待ちかけたり。 倉光の次郎鞭鐙を合せて追つ付き、 押し竝べ無手と組んでどうと落つ。 互に劣らぬ大力ではあり、 上に成り下に成り、 轉び合ひけるが、 河岸に淵の有りけるに轉び入りぬ。 倉光は無水練、 瀬尾は究竟の水練にて有りければ、 水の底にて倉光が腰の刀を拔き、 鎧の草摺引き上げて、 柄も拳も透れ〳〵と三刀刺いて頸を取る。 瀬尾の太郎我が馬をば乗り損じたりければ、 倉光が馬に打ち乗つて落ちて行く。

【端張】幅。道の幅のこと。【弓杖一杖計】弓一張の長さ。弓の長さは七尺五寸を規定とする。【西國道の一里】長門本盛衰記共に、曖の遠さ二十町許りとある。【馬の足も及ばねば】馬では行けないこと。【馬次第】馬の歩くまゝといふこと。【是をこそ用意仕つて候へ】御禮にはこんな支度をしたの意。【甲の錣を傾け】矢を防ぐ爲にすること。【草脇】和名類聚抄云、馬草和岐、指㆘胷前可㆑排㆓野草㆒之處㆖。【鞅盡し】鞅の胸に當る處。【簇めかいて】群めかしての音便。群集してといふこと。【谷ふけ】谷の深い處。【板倉川】細谷川足守川とも云。賀陽郡板倉宿を經由するより云。【矢種】箙の中にある矢のこと。【群に拔けて】仲間よりはづれて先へ拔けがけてゆくこと。【正なうも】正なくもの音便。卑怯にも。【西へ渡すが】西へ渡りかけてゐたがの意。【淵】水の深い處。【無水練】水泳の心がけのないこと。【究竟の水練】すぐれて水練の達者なこと。【乗り損じ】餘り強く乗つていためたこと。

嫡子の小太郎宗康は、年は二十に成けれ共、餘りに太つて、一町共え走らず。是を見捨てゝ、瀨尾は廿餘町ぞ延びたりける。瀨尾の太郎、郎等に云ひけるは、「日來は千萬の敵に逢うて軍するには、四方晴れて覺ゆるが、今日は小太郎宗康を捨て行けばにやあらん、一向先が暗うて見えぬなり。今度の軍に命生きて、二度平家の御方へ參つたり共、兼康は六十に餘つて、幾程生かうと思うて、只一人ある子を捨てゝ、是迄逃れ參りたるらんなど、同隷共に云はれん事こそ口惜しけれ」と云ひければ、郎等、「左候へばこそ、只御一所で如何にも成らせ給へと申しつるは、爰候ふぞかし。返させ給へ」とて、又取つて返す。案の如く小太郎宗康は、足かん計りに腫れて、臥せり居たる所へ、瀨尾の太郎取つて返し、急ぎ馬より飛んで下り、小太郎が手を取つて、汝と一所で如何にもならんと思ふ爲に、是迄歸りたるは如何に」と云ひければ、小太郎淚をはらはらと流いて、「縱ひ此の身こそ無器量に候へば、爰にて自害を仕り候共、我故御命をさへ失ひ進らせん事、五逆罪にや候はんずらん。只とうとう延びさせ給へ」と云ひけれ共、「思ひ切りてん上は」とて、休み居たりける處に、又荒手の源氏五十騎計で出で來る。瀨尾の太郎射殘したる八筋の矢を、差しつめ引きつめ散々に射る。死生は知らず、矢場に敵八騎射落し、其の後太刀を拔いて、先づ小太郎が頸ふつと討落し、敵の

中へ懸け入り、竪樣横樣蜘蛛手十文字に懸け廻り、散々に戰ひ、敵あまた討ち取つて、其にて打死してげり。郎等も主に些とも劣らず戰ひけるが、痛手負うて生捕にこそせられけれ。中一日有つて聽て死ににけり。彼等主從三人が頸をば、備中の國鷺が森にぞ懸けたりける。木曾殿、「哀れ剛の者や、是等が命を助けて見て」とぞ宣ひける。

【小太郎】太郎の子に付ける稱。**【延びたりける】**逃げのびたこと。**【四方晴れて】**どつちを向いても晴々した氣持のすること**【かん計りに】**一本かばかりとある。非常にの意。**【不器量】**器量がない、未熟の身の上などの意。**【思ひ切てん上】**覺悟をきめた以上。**【是等が命を助けて見て】**一本見でとあるのがよい。こんな剛の者の命を助けて見たら、定めてよく働いたらうにと、むざむざと殺したことを惜む意。

室山合戰

去程に、木曾は備中の國萬壽の庄にて勢汰して、八島へ既に寄せんとす。其の間都の留守に置かれたりける樋口の次郎兼光、西國へ使者を奉つて、「殿の渡らせ給はぬ間に、十郎藏人殿こそ、院のきり人して、樣々に讒奏せられ候ふなれ。西國の軍をば暫く指し置かせ給ひて、急ぎ上らせ給へ」と云ひければ、木曾さらばとて、夜を日に續いで馳せ上る。十郎藏人行家は、木曾に中違うて惡しかりなんとや思はれけん、其の勢五百

餘騎で、丹波路に懸つて播磨の國へ落ち下る。木曾は攝津の國を經て都へ入る。平家は木曾討たんとて、大將軍には、新中納言知盛の卿、本三位の中將重衡の卿、侍大將には、越中の次郎兵衞盛續、上總の五郎兵衞忠光、惡七兵衞景淸、伊賀の平內左衞門家長を先として、都合其の勢二萬餘騎、播磨の國に押し渡り、室山に陣をぞ取つたりける。

【萬壽の庄】倉敷町の東北、窪屋郡萬壽村。【殿の渡らせ給はぬ間に】義仲の京に居らぬ間に。【きり人して】切人となつての意。『切人』君寵を恃んで萬事を切つてまはす者。【中違うて惡しかりなん】不和になつては都合が惡い。【丹波路】大江坂を越え龜山を經て播磨へ入る路のこと。義仲は攝津を經て入京するのに道を替へて、行き違う樣にしたこと。【伊賀平內左衞門家長】筑後守平家貞の子。『平內左衞門』平家の一族で、內舍人となり左衞門尉となる故に云。【室山】播磨國揖保郡室津港の背に連接する山。

十郎藏人行家は、平家と軍して、木曾に中直せんとや思ひけん、其の勢五百餘騎、室山へこそ懸けられけれ。平家は陣を五つに張る。先づ伊賀の平內左衞門家長、二千餘騎で一陣を堅む。越中の次郎兵衞盛續、二千餘騎で二陣を固む。上總の五郎兵衞忠光、惡七兵衞景淸、三千餘騎で三陣を堅む。本三位の中將重衡の卿、三千餘騎で四陣を堅め給ふ。新中納言知盛の卿、一萬餘騎で五陣に扣へ給へり。先づ一陣伊賀の平內左衞門家長、暫く應答體に持て成して、中を開けてぞ通しける。二陣越中の次郎兵衞、是も開けてぞ

通しける。三陣上總の五郎兵衛、惡七兵衛、共に開けてぞ通しける。四陣本三位の中將重衡の卿も、同じう開けてぞ入られける。先陣より後陣迄、兼て約束したりければ、源氏を中に取り籠めて、我討取らんとぞ進みける。十郎藏人行家、こは謀られにけりとや思はれけん。面も振らず、命も惜まず、爰を最後と攻め戰ふ。新中納言の宗と賴まれたりける紀七衛門、紀八衛門、紀九郎など云ふ一人當千の兵共、皆そこにて十郎藏人に討取られぬ。角して五百餘騎の勢共、僅三十騎許りに討ち成され、雲霞の如くなる敵の中を破つて出づれ共、我が身は手も負はず、廿七騎大略手負ひ、播磨の國高砂より船に乘つて、和泉の國吹飯の浦へ押渡り、其れより河內の國長野の城に立て籠る。平家は室山水島二箇度の軍に勝つてこそ、彌勢は附きにけれ。

【平家と軍して】百錬抄云、十一月八日備前守行家爲レ追二討平氏一、下二向於播磨國一合戰、行家兵敗云々。【應答體】應戰する樣子。【中を開けて】わざと軍陣の中をあけたこと。【面も振らず】脇目もせず、一心不亂にといふこと。【吹飯の浦】和泉國泉南郡深日村海岸。【長野の城】河內國南河內郡長野村の地。

鼓判官

凡そ京中には源氏の勢滿ち滿ちて、在々所々に入取多し。賀茂八幡の御領共云はず、

青田を刈つて秣にし、人の藏を打開けて物を取り、路次に持つて逢ふ物を奪ひ取る。平家の都におはせし程は、六波羅殿とて、只大方怖しかりし計り也。衣裳を剝ぎ取る迄は無かりしものを、平家に源氏替へ劣りしたりとぞ人申しける。法皇より木曾の左馬の頭のもとへ、「狼藉靜めよ」と仰せ下さる。御使は壹岐の守朝親が子に、壹岐の判官朝泰と云ふ者也。天下に聞えたる鼓の上手にて有りければ、時の人鼓判官とぞ申しける。木曾對面して、先づ院の御返事をば申さで、「抑和殿を鼓判官と云ふは、萬の人に打たれたうたか、張られたうたか」とぞ問うたりはる。朝泰返事に及ばず、急ぎ歸り參つて、「義仲嗚呼の者にて候。早く追討せさせ給へ。只今朝敵と成り候ひなんず」と申しければ、法皇聽て思し召し立たせ給ひけり。

【**入取**】人家に侵入し家財を掠取すること。玉葉壽永二八、三、云、京中片山及二神社佛寺一、人屋在家、悉以追捕、同五日京中物取、今一重倍增。【**賀茂八幡の御領共云はず**】賀茂明神石淸水八幡の神領でも遠慮せず、まして其他の領地はいふまでもないとのこと。玉葉四十、云、謀臣之輩、不レ立二神社之領一、不レ顧二佛寺之領一、押領之間云々。【**替へ劣**】代つて却て前より惡くなつたこと。【**壹岐守朝親**】玉葉壹岐守平知親に作る。【**壹岐判官朝泰**】玉葉左衞門尉平知康大夫尉に作る。【**たうたか**】給まうたかの訛。【**張られ**】手のひらで打つこと。【**嗚呼の者**】非道不臣の者。【**思し召し立たせ**】守護兵徵集の事。

さらば然る可き武士にも仰せ付けられずして、山の座主、寺の長吏に仰せられて、山、三井寺の惡僧共をぞ召されける。公卿殿上人の召されける勢と云ふは、向ひ礫、印地、云ふ甲斐なき辻冠者原、さては乞食法師原也。又信濃源氏村上の三郎判官代、是も木曾を背いて法皇へぞ參りける。木曾の左馬の頭、院の御氣色惡しうなると聞えしかば、始めは木曾に隨うたる五畿內の者共、皆木曾を背いて院方へ參る。今井の四郎申しけるは、「是こそ以の外の御大事にて候へ。さればとて十善の君に向ひ進らせて、如何で御合戰候ふべき。只甲を脫ぎ弓の弦を弛いて、降人に參らせ給ふべうもや候ふらん」と申しければ、木曾大に怒つて、「我れ信濃を出でしより、小見、合田の合戰より始めて、北國にては、砥浪、黑坂、鹽坂、篠原、西國にては、福隆寺繩手、篠の迫り、板倉が城を攻めしかども、一度も敵に後を見せず。縱ひ十善の君にて渡らせ給ふ共、甲を脫ぎ弓の弦を弛いて、降人にはえこそ參るまじけれ。

【向ひ礫】石を投げ合ふ遊戲。それを好む者共。**【印地】**印地打のこと、石打の轉で、石を打ち合ふ遊戲。それを好む者共。**【辻冠者】**主人もなく道路にうろつく浮浪の若者。**【院の御氣色惡うなると】**義仲が院の御氣に入らなくなつたと噂が立つこと。**【是こそ】**院の寵を失ふこと。**【小見合田】**信濃國東筑摩郡麻績村會田村を云か。

法住寺合戰

喩へば都の守護して有らんずる者が、馬一匹づゝ飼うて乘らざる可きか。幾らも有る田共刈らせて秣にせんを、强に法皇の咎め給ふ可き樣や有る。兵粮米盡きぬれば、冠者原共が、西山東山の片邊に付きて、時々入取せんは、何かは苦しかるべき。大臣以下宮々の御所へも參らばこそ、僻事ならめ。如何樣是は鼓判官が凶害と覺ゆるぞ。其の鼓め打破つて捨てよ。今度は義仲が最後の軍にて有らんずるぞ。且は兵衞の佐賴朝が還り聞かんずる所も有り、軍ようせよ者共」とて、打出でけり。北國の者共、始めは五萬餘騎と聞えしが、皆落ち下りて、纔六七千騎ぞ有りける。義仲が軍の吉例なればとて、七手に分ち、先づ樋口の次郎兼光二千餘騎で、新熊野の方より、搦手に差し遣す。殘る六手は、各が居たらんずる條里小路より皆打立つて、六條河原で一つになれと、相圖を定めて打立ちけり。御方の笠印には、松の葉をぞ付けたりける。軍は十一月十九日の朝也。院の御所法住寺殿にも、軍兵二萬餘人參り籠りたる由聞えけり。木曾、法住寺殿の西の門へ推寄せて見ければ、鼓判官朝泰は、軍の行事承つて、御所の西の築垣の上へ上り擧つて立つたりけるが、赤地の錦の直垂に、甲計りぞ著たりける。

甲には四天を書いてぞ押したりける。片手には鉾を持ち、片手には金剛鈴を持つて、打ち振り〳〵、時々は舞ふ折も有りけり。公卿殿上人は、風情なし、朝泰には天狗ついたりとぞ笑はれける。朝泰大音聲を揚げて、「昔は宣旨を向つて讀みければ、枯れたる草木も忽に、花咲き實なり、飛ぶ鳥も地に落ち、惡鬼惡神も隨ひき。末代澆季なればとて、如何でか十善の君に向ひ進らせて、弓を引き矢をば放つ可き。放たん矢は、却つて汝等が身に立つべし。拔かん太刀は、却つて身を斬る可し」など罵つたりければ、木骨、「さな謂はせそ」とて、鬨を咄と作りける。去程に樋口の次郎兼光、二千餘騎新熊野の方より、同じう鬨をぞ合せける。今井の四郎兼平、鏑の中に火を入れて、法住寺殿の御所の棟に、射立てたりければ、折節風は烈しし、猛火は天に燃え上つて、焔は虚空に充ち滿てり。黑煙押懸りければ、軍の行事朝泰は、人より先に落ちにけり。行事が落つる上はとて、二萬餘人の兵共、吾れ先にとぞ落行きける。餘りに周章噪いで、弓取る者は矢を知らず、矢取る者は弓を知らず。或は長刀倒に突いて、我が足突き貫く者も有り、或は弓の弭物に懸けて、えはづさで捨てゝ逃ぐる者も有り。七條が末をば、攝津の國の源氏の堅めたりけるが、院の御所より、落人あらば、用意して皆打ち殺せと、下知せられたりければ、在地の者共、屋根に楯を突き雙べ、おそひの石を取り聚めて、

待ち居たる處に、攝津の國の源氏の落ちけるを、あはや落人とて、石を拾ひ懸け、散々に打ちければ、「院方で有るぞ、過すな」と云ひけれ共、「さな云はせそ、院宣で有るに、只打ち殺せ〳〵」とて打つ程に、或は頭打破られ、或は腰打折られて、馬より落ち、這ふ〳〵迯ぐる者も有り、或は打ち殺さるゝ者も多かりけり。八條が末をば、山僧共の堅めたりけるが、恥有る者は討死し、强顏者は落ちて行く。爰に主水の正親業は、薄靑の狩衣の下に、萠黃威の腹卷を著、白月毛成る馬に乘つて、河原を上りに落ちけるを、今井の四郎兼平追つかゝり、能つ引いて、しや頸の骨をひやうつぱと射て、馬より倒に射落す。淸大外記賴業が子也けり。明經道の博士、甲冑を鎧ふ事是始めとぞ承る。近江の中將爲淸、越前の少將信行、伯耆の守光綱、子息伯耆の判官光經も、射落されて頸捕られぬ。又木曾を背いて、院へ參りたる信濃源氏、村上の三郎判官代も討たれぬ。按察の大納言資方の卿の孫右少將雅方も、鎧立烏帽子で、軍の陣へ出でられたりけるが、樋口の次郎兼光が手に懸つて、虜にこそせられけれ。天台座主明雲大僧正、寺の長吏圓慶法親王も、御所に參り籠らせ給ひたりけるが、黑煙既に押し懸りければ、御馬に召して、急ぎ出でさせ給ひけるを、武士共散々に射奉る。明雲大僧正、圓慶法親王も、御馬より射落されて、御頸取られさせ給ひけり。

【飼うて乘らざるべきか】飼つて乘るのが惡いか、乘るのは普通であるの意。【幾らもある】數の多いこと。【冠者原共】若い者共。【凶害】いたづら。讒言。【還り聞かんずる所】あとで人から傳へ聞くこともあるしするからの意。【落ち下りて】地方に逃げ散つて。【義仲が軍の吉例】火燧合戰條參照。【條里】市街の區劃の稱呼。宿所の町筋のこと。拾芥抄云、一條之內有二四坊一、一坊之內有二十六町一又云、五家爲レ隣、五隣爲レ里、二十五家。【笠印】布帛等へ御方の印の紋章等を描いて、甲の後の鐶に付るを云。轉じて鎧の袖に付ける袖印等、諸種の印の總名となる。【軍の行事】軍事一切の指揮役。【甲計り】鎧は着ないといふこと。【四天を書いてぞ押し】長門本には四天王の像を繪に書て甲にはをしとある。『四天』四天王。增長天、廣目天、持國天、多聞天。『押し』貼り付ること。【鉾】鎗に似た柄の長い武器。【金剛鈴】金剛杵の一端へ鈴を付けた者。獨鈷條參照。【風情なし】盛衰記には、別の風情なしとある。其狂還は天狗が憑いたといふより外の樣子ではないと下句に係る。【向つて讀み】其のものに對して讀むこと。【枯たる草木も】朝敵揃條參照。【さないはせそ】そんな廣言を謂せるなの義。何を言ふ、そんな事は聞く耳持たぬなどいふと同意。【鏑の中に】鏑の孔の中。【押懸り】靡ひて來ること。【物に懸けて】何かに引つかけて。【攝津の國の源氏】長門本には、七條末は攝津國源氏多田藏人、豐島冠者、左田太郎固めたれ共とある。【用意して】支度をよくして。【在地の者】附近の在住者。【屋根】やねいは、やねの延音。【おそひの石】襲ひの石の義。敵を襲ふ爲の石。【院方であるぞ】攝津源氏の者共が僞つて言ふこと。【さな云はせそ】逃口上を言ふなの意。【達々】辛うじて。【强顏者】恥知らずの者。【主水の正親業】百錬抄玉葉近業に作る。『主水の正』主水司の長官、水漿・饘粥・氷室等の事

を掌る。【ひやうつぼ】矢の弦を離れて飛び行く音の形容。【清大外記】「清」は清原の略。【明經道の博士】大學寮で經書を教授する教授の稱。清原中原兩氏世襲の職。【近江の中將爲清】玉葉近江守高階爲清に作る。【越前の少將信行】藤原信輔の子。百錬抄に越前守信行とある。【伯耆守光綱】一本光長に作る。長門本に出羽判官光長は伯耆守に成とある。【伯耆判官光經】長門本には子息左衞門尉光經は檢非違使に成たりけりとある。【資方】資賢の誤。【右少將雅賢】「右少將」は右中將の誤、養和二年三月八日右近中將。【明雲大僧正・圓慶法親王】玉葉壽永二、十一、廿二、云、座主明雲合戰之日、於二其場一被二切殺一了、又八條圓慶法親王於二華山寺邊一被二伐取一了。

法皇は御輿に召して、他所へ御幸なる。武士共散々に射奉る。豐後の少將宗長、木蘭地の直垂に、折烏帽子で、供奉せられたりけるが、「是は院にて渡らせ給ふぞ、過仕るな」と申されたりければ、武士共皆馬より下りて畏る。「何者ぞ」と御尋有りければ、「信濃の國の住人、矢島の四郎行重」と名乘り申す。軈て御輿に手かけ進らせて、五條內裏へ入れ奉つて、緊しう守護し奉る。豐後の國司刑部卿三位賴資の卿も、御所に參り籠られたりけるが、黑煙既に推懸りければ、急ぎ河原へ逃げ出でられけるが、武士の下部共に、衣裳皆剝ぎ取られて、眞裸にて立たれたり。比は十一月十九日の朝なれば、河原の風、さこそは烈しかりけめ。三位の兄越前の法橋性意が中間法師の有りけるが、軍見んとて出でたりけるが、三位の裸にて立たれたるを見付けて、「あなあさまし」とて、急ぎ走

り寄る。此の法師は、白き小袖二つに衣をぞ著たりける。さらば小袖をも脱いで著せ奉れかし。衣を脱ぎて投げ懸けたり。短き衣虚にかぶつて、帯もせず、後の體、さこそは見苦しかりけめ。さらば急ぎも歩みも給はで、白衣なる法師を供に具しておはしけるが、あそこ爰に立ち徘徊、「あれなるは誰が家ぞ、爰なるは何者の宿所」なんど問ひ給へば、見る人手を敲いて笑ひ合へりけり。主上は御舟に召して、池に浮ばせ給ひたりけるに、武士共頻に矢進らせければ、七條の侍從信清、紀伊の守教光、御船に候はれけるが、「是は内にて渡らせ給ふぞや、過仕るな」と申されければ、武士共皆馬より下りて畏る。軈て閑院殿へ行幸なし奉る。行幸の儀式のあさましさ、申すも中々愚也。

【他所へ御幸】百錬抄云、法皇駕レ輿出ニ御北門一、渡ニ御新日吉一、上皇於ニ河原一駕レ車、渡ニ御攝政五條第一。玉葉云、奉レ渡ニ法皇於五條東洞院攝政亭一。**【豐後少將宗長】**豐後守藤原頼經の子。**【御輿に手かけ進らせ】**御輿を舁きまゐらせたこと。**【法橋】**法橋上人位の略。僧官律師に相當する僧位。**【中間法師】**雜用に使役される下級の法師。**【さらば小袖をも脱いで著せ奉れかし】**二枚も着てゐるなら、せめて小袖一枚脱いで御着せ申せばよいにの意。**【虚にかぶつて】**長門本に、うつにほうかぶりてとある、うつぼ、うつ、共にうつろの義。衣をすつぼり頭の上までかぶつて着てゐること。盛衰記には、黒の衣の中より顔ばかり指出て、腰あらはなりとある。**【後の體】**後姿。**【さらば急ぎも歩みも給はで】**さらばとて急いであるいたらよからうに、さうもしないでの意。**【白**

【衣】法衣を着ずに、白小袖だけ着てゐること。【笑ひ合へり】其妙な姿を笑ひ合つたこと。【主上】後鳥羽天皇。
【池】法住寺殿庭中の池。【七條の侍從信淸】藤原信隆の子。承安元年四月七日、七條坊城の亭に住み七條と云。
【内】天皇。

源藏人仲兼は、其の勢五十騎計で、法住寺殿の西の門を堅めて防ぐ處に、近江源氏山本の冠者義高、鞭鐙を合せて馳せ來り、「如何に各は誰をかばはんとて軍をばし給ふぞ。御幸も行幸も、他所へ成りぬとこそ承れ」と云ひければ、さらばとて大勢の中へ懸け入り、散々に戰へば、主從八騎に討ちなさる。八騎が中に、河内の日下黨に、加賀房と云ふ法師武者有り。月毛なる馬の口の强にぞ乘つたりける。「此の馬は餘りに口が强うて、乘り堪る可し共存じ候はず」と云ひければ、源藏人、「さらば此の馬に乘り替へよ」とて、栗毛なる馬の下尾白いに乘り替へて、根井の小彌太が二百餘騎計りで控へたる、河原坂の勢の中へ懸け入り、散々に戰ひ、其にて八騎が五騎討たれぬ。加賀房は我が馬のひあい也とて、主の馬に乘り替へたりけれ共、運や盡きにけん、其にて終に討たれにけり。爰に源藏人の家の子に、次郎藏人仲賴と云ふ者有り。栗毛なる馬の下尾白いが懸け出でたるを見付けて、下人を呼び、「爰なる馬は源藏人の馬と見るは僻事か。」「さん候」と申す。「さてどの陣へや蒐け入りたると見つる。」「河原坂の勢の中へこそ入らせ

給ひつるなれ。御馬も軈てあの勢の中より出で來て候」と申しければ、次郎藏人涙をはら〳〵と流いて、「あな無慙、早討たれ給ひたり。幼少竹馬の昔より、死なば一所で死なんとこそ契りしに、今は所々に臥さん事こそ悲しけれ」とて、妻子の許へ最後の形勢云ひ遣し、只一騎河原坂の勢の中へ懸け入り、鐙踏ん張り立ち揚り、大音聲を揚げて、「敦躬の親王に八代の後胤、信濃の守仲重が子に、次郎藏人仲頼とて、生年廿七に罷り成る。我と思はん人々は、寄り合へや見參せん」とて、縱樣橫樣蜘蛛手十文字に懸け破り懸け廻り戰ひけるが、敵あまた討取つて、終に討死してげり。源藏人是をば知り給はず。兄の河内の守仲信打具して、主從三騎南を指して落ち行きけるが、攝政殿の、都をば軍に恐れさせ給ひて、宇治へ御出有りけるに、木幡山にて追付奉り、馬より下りて畏る。「何者ぞ」と御尋有りければ、「仲信、仲兼」と名乘り申す。東國北國の凶徒等かなんど思し召したればとて、御感有り。軈て「汝等も御供に候へ」と仰せければ、承つて宇治の富家殿迄送り進らせて、其れより此の人々は、河内の國へぞ落ち行きける。明くる廿日の日、木曾の左馬の頭義仲、六條河原に打ち立つて、昨日斬る所の頸共、皆懸け雙べて註いたれば、六百三十餘人也。其の中に天台座主明雲大僧正、寺の長吏圓慶法親王の御頸も懸らせ給ひたり。是を見る人涙を流さずと云ふ事なし。

木曾の左馬の頭都合其の勢七千餘騎、馬の頭一面に東むけて、天も響き大地も動ぐ計りに、鬨をぞ三箇度作りける。京中又騷ぎあへり。但し是は悅びの鬨とぞ聞えし。

【源の藏人仲兼】長門本に河内守光資弟とある。**【かばはん】**守護すること。**【日下黨】**河內國中河內郡日根市村大字日下地方に住した者か。古くより河内國には日下氏日下部氏が居住してゐた。**【口の强き】**馬の强く制馭し難い者をいふ稱。**【乘り堪るべし共】**乘りこなし得る共の意。**【栗毛】**赤褐色。**【下尾】**尾のさきの方。**【ひあい】**危險の樣子。**【さん候】**さに候の音便、左樣であるといふことを鄭寧に云ふ語。**【竹馬の昔】**幼時の親友を竹馬の友といふより云。晉書殷浩傳云、桓温語レ人曰、少時吾與レ浩共騎ニ竹馬一。**【所々に臥さむ事】**わかれわかれに死ぬこと。**【敦躬の親王】**敦實親王の誤。宇多天皇皇子、康保四年三月二日薨、年七十五。親王―雅信―時方―仲信―仲賴。**【東國北國の兇徒】**賴朝方義仲方の將士。**【富家殿】**もと藤原忠實の別業。**【六百卅餘人】**百錬抄云、院中獲首百十一懸ニ五條河原一、義仲監臨、軍呼三度。**【悅びの鬨】**勝利を喜んで揚げた鬨の聲。戰を開く前の鬨ではなかつたことを云。

去程に故少納言入道信西の子息宰相長敎、法皇の渡せ給ふ五條內裏へ參つて、門より入らんとすれば、守護の武士共赦さず。案內は知つたり、ある小屋に立ち入り、俄に髮剃り下し、墨染の衣袴著て、「此の上は何か苦しかる可き、開けて入れよ」と宣へば、其の時赦し奉る。泣く泣く御前へ參つて、今度討たれ給ふ人々の事、一々に申したり

ければ、法皇、「明雲は非業の死すべき者と、露も思し召し寄らざりしものを、今度はたゞ我が如何にも成るべかりつる御命に代りたるにこそ」とて、御涙塞きあへさせ給はず。同じき廿三日、三條の中納言朝方の卿以下、四十九人が官職を留めて、追ひ籠め奉る。平家の時は四十三人をこそ停められしか。是は既に四十九人なれば、平家の惡行には猶超過せり。松殿の姫君取り奉つて、關白殿の聟に推成る。其の日又木曾の左馬の頭、家の子郎等召し集めて、評定す。抑義仲一天の君に向ひ進らせて、軍には打ち勝ちぬ。主上にや成らまし、法皇にや成る可き。法皇に成らうと思へ共、法師に成らんもをかしかるべし。主上に成らうと思へ共、童に成らんも然る可からず。よし／＼さらば關白に成らうと云ひければ、手書に具せられたりける大夫房覺明進み出で丶、「關白には大織冠の御末、執柄家の君達たちこそ成らせ給へ。殿は源氏にて渡らせ給へば、其れこそ叶ひ候ふまじ」とぞ申しける。さらばとて、院の御厩の別當に推成つて、丹波の國をぞ知行しける。院の御出家有れば法皇と申し、主上の未だ御元服なき程は、御童形にてまし／＼けるを、知らざりけるこそうたてけれ。

【長教】脩範の誤。**【此の上は何か苦しかるべき】**出家奏の上は差支あるまいとのこと。**【非業の死】**徒然草云、明雲座主相者にあひ給ひて、をのれもし兵仗の難や有と尋給ひければ、相人まことに其相おはしますと申。

【如何にもなるべかりける御命】御危くあらせられた御命。【聟に搖成る】無理になること。【童】童形。【院の御厩の別當】職原抄には西園寺・正親町・三條家等より補する例とある。【知らざりけるこそうたてけれ】院を法師、主上を童形とのみ思つてゐた、無智の程は笑止であるの意。

去程に鎌倉の前の右兵衞の佐賴朝、木曾が狼藉靜めんとて、範賴義經に六萬餘騎を相副へて、差し上せられけるが、都には軍出で來て、御所內裏皆燒き拂ひ、天下暗闇と成りたる由聞えしかば、左右なう上つて軍す可き樣もなしとて、尾張の國熱田の邊なる所にぞましまし〳〵ける。北面に候ひける宮內判官公朝、藤內判官時成、此の事訴へんとて、尾張の國へ馳せ下り、此の由角と申しければ、範賴義經、「これは公朝の關東へ下らる可きで候ふぞ。其の故は、子細を存ぜぬ使は、返して問はるゝ時、不審の殘るに」とぞ宣ひける。今度の軍に所從皆落ち失せ討たれにしかば、子息宮內所公茂とて、生年十五歲に成りけるを相具してぞ下りける。夜を日に續いで鎌倉へ馳せ下り、此の由訴へ申されければ、鎌倉殿、「是は鼓判官が不思議の事申し出でゝ、君をも惱し奉り、多くの高僧貴僧をも失ひける事こそ、返す〴〵も奇怪なれ。是等を召し使はせ給はゞ、此の後も天下の騷動絕ゆまじう候」と申されければ、朝泰此の事陳ぜんとて、夜を日に續いで鎌倉へ馳せ下り、梶原平三景時に附いて、樣々に陳じ申しけれ共、鎌倉殿、「しやつ

に日な懸けそ、應答なせそ」と宣へば、日毎に兵衛の佐の館へ向ふ。終に面目なくして、又都へ歸り上り、辛き命生きつゝ、稻荷の邊なる所に、幽なる體にて栖けるとぞ聞えし。

【天下暗闇】秩序のすつかり紊亂したこと。【左右なう上つて軍すべき樣なし】うつかり上京しても軍の仕樣もないとのこと。【此の事訴へんとて】義仲の暴狀を賴朝に訴へに行くこと。【子細を存ぜぬ使は】よく事情を知らない、別の人が使となつたのではの意。【返して問はるゝ時】問ひ返される時。【不審の殘るに】十分の返事が出來ず、不明の點があとに殘るの意。【不思議の事】いらぬ事といふ意。【是等】鼓判官等の一輩。【陳ぜん】辯解しやう。【しやつに目な懸そ】あんなものに相手になるなの意。【稻荷】山城國紀伊郡深草村稻荷。【幽なる體】哀れな樣子。

木曾西國へ使者を立て、「急ぎ上らせ給へ、一つに成つて關東へ馳せ下り、兵衛の佐討つ可き由」云ひ遣はしたりければ、大臣殿を始め奉つて、一門の人々は皆悅ばれけれ共、新中納言知盛の卿の異見に申されけるは、「縱ひ世末に成つて候へばとて、木曾なんどに語らはれて、爭か都へ上らせ給ふ可き。十善の帝王三種の神器を帶して渡らせ給へば、甲を脫ぎ弓の弦を弛いて、是へ降人に參れと、申させ給ふべうもや候ふらん」と申されければ、大臣殿其の樣を御返事有りしか共、木曾用ひ奉らず。入道の松殿殿下、

木曾を召して「清盛公は惡行人たりしかども、希代の善根をし置いたればにや、世をば穩しう二十餘年迄保ちたんなり。惡行計りにて世を治むる事はなきものを、させる故なうて押し籠め奉つたる人々の官途共、皆赦す可き由」仰せければ、一向荒夷の樣なれ共、隨ひ奉つて、押し籠め奉りたる人々の官途共、皆赦し奉る。松殿の御子師家公、其の時は未だ從三位の中納言にてまし〳〵けるを、木曾が計らひにて、大臣攝政に成し奉る。折節大臣あかざりければ、德大寺殿其の比は、內大臣の左大將にてましましけるを、借り奉つて、大臣攝政に成し奉る。何しか人の口なれば、新攝政殿をば、借の大臣とぞ申しける。同じき十二月十日の日、法皇をば五條內裏を出だし奉つて、大膳の大夫成忠が宿所、六條西の洞院へ御幸成し奉る。同じき十三日歲末の御修法始めらる。其の日除目行はれて、木曾が計らひにて、人々の官加階、思ふ樣に成し置きてげり。平家は西國に、兵衞の佐は東國に、木曾は都に張り行ふ。前漢後漢の間、王莽が世を討取つて、十八年治めたりしが如し。四方の關々皆閉ぢたれば、公の御貢物をも奉らず、私の年貢も上らねば、京中の上下、只少水の魚に異ならず。危ながらに年暮れて、壽永も三年に成りにけり。

【西國へ使者を立て】讃岐の平家へ使を通したこと。**【一つに成りて】**義仲平家力を併せて。**【大臣殿】**宗盛。【希

代の善根】長門本には、神明をもあがめ奉り、佛法にも歸依し、希代の大善をもあまた修したりしかばこそとある。【惡行計りにて世を】惡行計りしてゐては、世を治める事は出來ないものであるから、善根を積めの意。【官途】こゝは官職の意。【荒夷】人情もない荒くれ武士。【德大寺殿】實定。【借り奉つて】德大寺内大臣の内大臣を暫く借りたといふこと。玉葉十一、廿三云、内大臣非ニ解官一、借用借官始レ之。【人の口なれば】うるさい人の口であるから。【歳末の御修法】御佛名會。諸佛の名號を唱へ罪障を懺悔する法會。毎年十二月十五日より三夜宮中で行はれ、後十九日より三夜となり、終には一夜ともなつた。【張り行ふ】おしはつて行ふ義。勢力を張つて居るを云。【王莽】前漢に代つて帝と稱し、後漢に亡ぼされるまで十八年、こゝは平家を前漢に、賴朝を後漢に、義仲を王莽に擬して云。【四方の關々皆閉ぢ】兵亂の爲め交通杜絕したこと。【私の年貢】莊園等私領より年々に納める物。【少水の魚】水が少くて死にかけてゐる魚のこと。佛經に死の目前に迫るに譬へ言ふ語。こゝは生活困難の爲苦むことに云。法句經云、是日已過、命則隨減、如ニ少水之魚一、斯有ニ何樂一。【危ながらに】不安の氣持の中に。

卷第九

小朝拜

壽永三年正月一日の日、院の御所は大膳の大夫成忠が宿所、六條西の洞院なりければ、御所の體然る可からずとて、院の拜禮も行はれず。院の拜禮無かりければ、內裏の小朝拜も行はれず。平家は讃岐の國八島の磯に送り迎へて、年の始めなれ共、元日元三の儀式事宜しからず。主上渡らせ給へ共、節會も行はれず、四方拜もなし。腹赤も奏せず。吉野の國栖も參らず。世亂れたりしか共、都にては流石角は無かりしものをとぞ、各宣ひ合はれける。靑陽の春も來り、浦吹く風も和かに、日影も長閑に成り行けど、只平家の人々は、何も氷に閉ぢ籠められたる心地して、寒苦鳥に異ならず。東岸西岸の柳、遲速を交へ、南枝北枝の梅、開落已に異にして、花の朝月の夜、詩歌、管絃、鞠、小弓、扇合、繪合、草盡、蟲盡、樣々興有りし事ども思ひ出で、語り續けて、長き日を暮し兼給ふぞ哀れなる。

【六條西の洞院】六條北、西洞院西、六條殿と云。【御所の體然る可からず】盛衰記云、彼の家、板葺の門、主

間の寢殿、階隱なかりければ、禮儀行はれ難うして拜禮も止められたり。玉葉(壽永三、正、一)云、四方拜如レ常、今日無二院拜禮一、(院御所不レ及レ改二舗設一云々)。【院の拜禮】小朝拜前に仙洞御所に參り拜禮すること。【小朝拜】元日王卿以下殿上人清涼殿東庭に列立し、天子に拜賀する儀式。　天皇大極殿に御し百官の賀を受けさせ給ふを朝拜といふに對し、小朝拜と云。玉葉云、又無二小朝拜一、爲二代始一而依二日次不一レ宜也。【送迎へて】年を。【節會】元日紫宸殿に於て群臣百官に酒宴を賜はる元日節會。【四方拜】元旦に主上が清涼殿東庭に於て天地四方屬星山陵を拜し、年中の災厄を攘ひ、寶祚の長久を祈り給ふ御儀式。【腹赤も奏せず】百錬抄(壽永三、正、一)云、節會不レ進二腹赤贄一。【角は無かりしものを】正月の祝賀の式のないといふ事はなかつたのにの意。【青陽】春の異稱。【氷に閉ぢ籠められたる心地】悲く氣の晴れない樣。【寒苦鳥】雪山鳥とも云。印度雪山中に住み、夜は寒苦に泣き夜明けば巢を作らうと鳴くが、夜が明け日が出ると夜の苦みを忘れるといふ鳥。佛經に衆生が目前の事に囚はれて、眞の安心を求めるを忘れることに譬へ云。こゝは平家の悲歎をこの鳥の夜寒に泣くに擬して云。【東岸西岸の柳云々】春は東より來るより、柳の萠え出るのに東岸西岸で遲速があり、南は早く陽氣を受けるので南枝北枝に依て花の開落に差があるといふ意、こゝは古句を借て春の來たことを敍したに過ぎない。和漢朗詠集云、慶保胤、春生逐二地形一序、東岸西岸之柳、遲速不レ同、南枝北枝之梅、開落已異。【鞠】蹴鞠。【小弓】小弓合のこと。楊弓の類で、左右に分かれ競ひ射る遊戲。【扇合繪合】左右に分れ、互に扇又は繪を出して合せ、判者を定めて優劣を鑑別し、勝負を決する遊戲。【草盡蟲盡】是も互に草類蟲類を出して優劣勝負を爭ふ遊戲。

宇治川

同じき正月十一日、木曾の左馬の頭義仲院參して、平家追討の爲に、西國へ發向す可き由を奏聞す。同じき十三日、既に首途すと聞えしかば、鎌倉の前の右兵衛の佐賴朝、木曾が狼藉靜めんとて、範賴義經を先として、數萬騎の軍兵を差し上せられけるが、既に美濃の國伊勢の國にも著くと聞えしかば、木曾大きに驚き、宇治勢田の橋を引いて、軍兵共を分ち遣す。折節勢こそ無かりけれ。先づ勢田の橋へは、大手なればとて、今井の四郎兼平、八百餘騎にて指し遣す。宇治橋へは、仁科、高梨、山田の次郎、五百餘騎で遣しけり。一口へは、伯父の信太の三郎先生義敎、三百餘騎で向ひけり。去程に東國より攻め上る大手の大將軍には、蒲の御曹司範賴、搦手の大將軍には、九郎御曹司義經、宗徒の大名三十餘人、都合其の勢六萬餘騎とぞ聞えし。

【平家追討の爲に】百錬抄八、一、云、世間風聞ニ云、坂東武士令レ越ニ來美濃伊勢等國一、義仲爲ニ相禦一差ニ遣軍兵等一、西國武士平氏又超ニ來福原邊一云々。又十一、云、以ニ伊豫守義仲一可レ爲ニ征夷大將軍一之由、被レ下ニ宣旨一。玉葉十三、一、云、今日自ニ拂曉一至ニ未刻一、義仲下ニ向東國一事、有無之間、變々七八度、遂以不ニ下向一。【勢田の橋】近江國栗太郡瀬田村大字橋本の西に架けてある古來有名な橋。古は遙に南方に在て東國通路の要衝に當って居た。【折

【節勢こそ無かりけれ】丁度其時手許に軍勢が少なかつたが夫でもの意。**【蒲の御曹司範頼】**源義朝の子。母は遠江國池田驛の妓、遠江國濱名郡蒲の御厨(今の蒲村)に生れ、蒲の冠者と稱した。玉葉には加羽冠者とある。『曹司』部屋の義　轉じて貴公子の部屋住みの者の稱。**【九郎御曹司義經】**源義朝第九子。母は常盤、幼名牛若。**【宗徒】**宗とあるものの義、主として賴みとするに足る者。

其の比鎌倉殿には、生食、磨墨とて、聞ゆる名馬有りけり。生食をば梶原源太景季頻に所望申しけれ共、「是は自然の事の有らん時、賴朝が物具して乘る可き馬なり。是も劣らぬ名馬ぞ」とて、梶原には磨墨をこそ賜びてげれ。其の後近江の國の住人、佐々木四郎の御暇申に參られたるに、鎌倉殿如何んが思し召されけん、「所望の者は幾らも有りけれ共、其の旨存知せよ」とて、生食をば佐々木に賜ぶ。佐々木畏つて申しけるは、「今度此の御馬にて、宇治川の眞先渡し候ふべし。若し死にたりと聞し召され候はゞ、人に先をせられてげりと、思し召され候ふべし。未だ生きたりと聞し召され候はゞ、定めて先陣をば、高綱ぞしつらんものをと、思し召され候へ」とて、御前を罷り立つ。參會したる大名小名、「哀れ荒涼の申し樣哉」とぞ、人々呟き合はれける。各鎌倉を立つて、足柄を經て行くもあり、箱根に懸る勢もあり。思ひ〳〵に上る程に、駿河の國浮島が原にて、梶原源太景季、高き所に打ち上り、暫く扣へて多くの馬どもを見ける

に、思ひ〱の鞍置かせ、色々の鞦かけ、或は乘口に引かせ、或は諸口に牽かせ、幾千萬と云ふ數を知らず、引き通し引き通ししける中にも、景季が賜つたる磨墨に勝る馬こそ無かりけれと、嬉しう思ひて見る處に、爰に生食と覺しき馬こそ一騎出で來たれ。金覆輪の鞍置かせ、小總の鞦懸け、白轡はげ、白沫かませて、舍人あまた付けたりけれ共、猶引きもためず、躍らせてこそ出で來たれ。梶原打寄つて、「是は誰が御馬ぞ」。「佐々木殿の御馬候」と申す。「佐々木は三郎殿か、四郎殿か」。「四郎殿の御馬候」とて引き通す。梶原「安からぬ事なり。同じ樣に召し使はるゝ景季を、佐々木に思し召し替へられける事こそ遺恨の次第なれ。今度都へ上り、木曾殿の御內に四天王と聞ゆる、今井、樋口、楯、根井と組んで死ぬるか。然らずば西國へ向つて、一人當千と聞ゆる平家の侍共と軍して、死なんとこそ思ひしに、此の御氣色では、其れも詮なし。詮ずる所爰にて佐々木を待ち受け、引き組み刺し違へ、好き侍二人死にて、鎌倉殿に損とらせ奉らん」と、つぶやいてこそ待懸けたれ。佐々木何心もなう歩ませて出で來たり。梶原、推並べてや組む、向ふ樣に當や落すべきと思ひけるが、先づ詞をぞ懸けける。「如何に佐々木殿は、生食賜らせ給ひて、上らせ給ふな」と云ひければ、佐々木、哀れ此の仁も、內々所望申しつるを聞きしものをと思ひ、「さ候へば、今度此の御大事に罷り上

り候ふが、定めて宇治勢田の橋をや引きたるらん。乘つて河を渡す可き馬はなし。生食を申さばやとは存じつれ共、御邊の申させ給ふだに、御赦されなきと承つて、況して高綱などが申すとも、よも賜はらじと思ひ、後日に如何なる御勘當も有らばあれと存じつゝ、曉立たんとての夜、舍人に心を合せて、さしも御祕藏の生食を盜みすまして、上りさうは如何に梶原殿」と云ひければ、梶原、此の詞に腹がゐて、「ねつたい、さらば景季も盜むべかりけるものを」とて、咄と笑うてぞ退きにける。佐々木四郎の賜られたりける御馬は、黑栗毛なる馬の、極めて太う逞しきが、馬をも人をも傍りを拂つて食ひければ、生食とは付けられたり。八寸の馬とぞ聞えし。梶原が賜つたりける御馬も、極めて太う逞しきが、誠に黑かりければ、磨墨とは付けられたり。何れも劣らぬ名馬なり。

【梶原源太景季】景時嫡子。時に二十三歲。**【自然の事】**萬一の事。**【佐々木四郎】**高綱。三郎秀義の子、時に二十五歲。**【其の旨存知せよ】**誰にも與へないのを與へるのであるから、其のつもりで居よの意。**【荒凉】**景色の荒れて淋しい義。轉じてばつとしてしまりのないこと。こゝは思ひ切つた廣言の意。**【箱根】**足柄山南方の連山。足柄山を越えるものは梅澤より沼津へ、箱根山を越えるものは小田原より三島へ出で、共に浮島が原で街道に出たのである。**【扣へ】**手綱をひかへ立ち止つてといふこと。**【乘口に引かせ】**片方の差繩を引て行くこ

と。**【諸口に壷かせ】**兩口を取て引て行くこと。**【小總の鞦】**總の小さく短い鞦。**【白鑞】**銀磨きの轡。**【はけ】**はめること。**【白沫かませて】**白い沫をふかせること。**【舍人】**馬の口取。**【引きもためず】**馬が強くて引き留める事の出來ないこと。**【三郎殿】**高綱の兄、三郎盛綱。**【安からぬ事】**腹の立つた事。**【四天王】**帝釋天の外臣に持國增長廣目多聞の四天あるに擬し、勇武な家來四人を擧げて云ふ稱呼。**【今井】**兼平。**【樋口】**兼光。**【楯】**親忠。**【根井】**幸親。[illegible]**【此の御氣色】**こんな水くさい君の氣持。**【好き侍二人】**景季高綱。**【向う樣に當てや落すべき】**眞正面から衝き當てゝ馬から落さうか。**【仁】**人。**【御勘當もあらばあれ】**御叱を受けたら受けたでよいの意。**【曉立たむとての夜】**翌朝出立といふ前晚。**【盜みすまし】**うまく盜んで。**【上りさうは】**『さう』さぶらふの訛。**【腹がゐて】**腹の立つたのが直ること。腹が立つに對し腹が居る意とも、ゐてはいてで癒える意とも云。**【ねつたい】**ねたしの音便。うまい事をして妬しいと輕く言ふ語。**【傍りを拂つて】**あたりのもの皆の意。**【八寸】**馬の長さ四尺八寸あること。四尺を標準とし、それ以上のみを數へ一寸、二寸と云。

去程に東國より攻め上る大手搦手の軍兵、尾張の國より二手に分つて攻め上る。大手の大將軍には、蒲の御曹司範賴、相伴ふ人々、武田の太郎、加賀見の次郎、一條の次郎、板垣の三郎、稻毛の三郎、榛谷の四郎、熊谷の次郎、猪俣の小平六を先として、都合其勢三萬五千餘騎、近江の國野路篠原にぞ陣を取る。搦手の大將軍には、九郎御曹司義經、同じく伴ふ人々、安田の三郎、大內の太郎、畠山の庄司次郎、梶原源太、佐々木四郎、糟屋の藤

太、澁谷の右馬の允、平山の武者所を先として、都合其勢二萬五千餘騎、伊賀の國を經て、宇治橋の詰にぞ押寄せたる。宇治も勢田も橋を引き、水の底には亂杭打つて大綱張り、逆木つないで流し懸けたり。比は睦月二十日餘りの事なれば、比良の高根、志賀の山、昔長柄の雪も消え、谷々の氷打ち解けて、水は折節増りたり。白浪夥しう漲り落ち、瀨枕大きに瀧鳴つて、逆卷く水も早かりけり。夜は旣にほの〴〵と明け行けど、河霧深く立籠めて、馬の毛も、鎧の毛も、さだかならず。大將軍九郎御曹司、河の端に打出で、水の面を見渡いて、人々の心を見んとや思はれけん、「淀一口へや向ふ可き、又河内路へや廻るべき、水の落足をや待つべき、如何せん」と宣ふ處に、爰に武藏の國の住人、畠山の庄司次郎重忠、生年廿一に成りけるが、進み出で、「此の河の御沙汰は、鎌倉にても能々候ひしぞかし。兼ても知し召されぬ海河の、俄に出で來ても候はゞこそ、近江の湖の末なれば、待つとも〳〵水旱まじ。橋をば又誰か渡いて參らす可き。去んぬる治承の合戰に、足利の又太郎忠綱が、生年十七歲にて渡しけるも、鬼神にてはよもあらじ、重忠先づ瀨踏仕らん」とて、丹の黨を宗として、五百餘騎ひし〳〵と轡を竝ぶる處に、爰に平等院の艮、橘の小島が崎より、武者二騎引つかけ〳〵出で來たり。一騎は梶原源太景季、一騎は佐々木の四郎高綱也。人目には何共見えざりけ

れ共、内々先に心を懸けたるらん。梶原は佐々木に一段計りぞ進んだる。佐々木、「如何に梶原殿、此の河は西國一の大河ぞや。腹帶の延びて見えさうぞ、締め給へ」と云ひければ、梶原さも有るらんとや思ひけん。手綱を馬のゆがみに捨て、左右の鐙を踏み透し、腹帶を解いてぞ縮めたりける。佐々木其の間に、そこをつと馳せ拔いて、河へ颯とぞ打ち入れたる。梶原謀られぬやと思ひけん、續いて打入れたり。梶原、「いかに佐々木殿、高名せうとて不覺し給ふな。水の底には大綱あるらん、心得給へ」と云ひければ、佐々木さも有るらんとや思ひけん、太刀を拔いて、馬の足に懸りける大綱共を、ふつ〳〵と打ち切り〳〵、宇治川早しと云へ共、生食と云ふ世一の馬には乘つたりけり。一文字に颯と渡いて、向の岸にぞ打上げたる。梶原が乘つたりける磨墨は、川中より篦撓形に押流され、遙の下より打上げたり。其の後佐々木鐙踏張立ち上り、大音聲を揚げて、「宇多の天皇に九代の後胤、近江の國の住人、佐々木三郎秀義が四男、佐々木四郎高綱、宇治川の先陣ぞや」とぞ名乘つたる。

【武田太郎】信義。【加賀美次郎】遠光。【一條次郎】忠頼。【板垣三郎】兼信。【稻毛三郎】重成。【榛谷四郎】重朝。稻毛重成弟。【熊谷次郎】直實。【猪俣小平六】則綱。【野路】近江國栗太郡老上村。【篠原】近江國野洲郡篠原村。【安田三郎】義定。【大内太郎】惟義。【畠山庄司次郎】重忠。【糟屋の藤太】南都本有季。伊藤本遠景。

【澁谷の右馬の允】重助。【平山の武者所】季重。【詰】橋のきは。【亂杭】不規則に繁く打つてある杭。【流しかけたり】流れのまゝに靡くやうにしてあること。【比良の高根】近江國滋賀郡木戸小松二村に連亙し、叡山の北に峙つ高峰。雪降ること早く、夏猶消えずと稱せられる。『高根』高嶺の義。【志賀の山】滋賀郡滋賀村附近、北は叡山に接し南は長等逢阪の諸山に至る山の總稱。【昔長柄の雲】附近の長等山の山名を取り込んで云。【瀬枕】川瀬の浪が激して水面より一段高くなつてゐる樣が枕の樣に見えるより云。【瀧鳴つて】瀧のやうに音を立てゝ流れること。【逆卷く水】流れに逆らつて湧き返る水。【鐙の毛】『毛』威毛の略、鎧の札を綴る糸又は革のこと。鳥獸の羽毛に似るよりの名。こゝは其色目のこと。【人々の心を見んと】人々の氣を引て見やうとの意。【水の落ち足】水の引き初める時。【御沙汰】どうして通過するかの相談のこと。【俄に出て來て候はゞこそ】突然出來た川なら考へて見る必要もあるが、既に手段はきまつてゐる筈だの意。【近江の湖の末】琵琶湖より出た川。【足利又太郎忠綱】橋合戰條參照。【瀬蹈み】水の深淺を實地に調べること。【丹の黨】武藏七黨の一。丹治（たぢひ）黨。【橘の小島が崎】宇治橋の西、今尙小島の字を存ずと云。【引つかけ】引き續き。【人目には何とも】外からは何の異狀があるとも見えなかつたがの意。【内々先きに心を】心の中では先を爭ふ心があつたのであらうの意。【段】六間。和爾雅云、日本六尺五寸爲二一間一、六間爲二一段一。【西國一】關東よりして西國と云。近畿地方第一の意。【腹帶の延びて】馬の腹帶の緩んでゐるとのこと。【見えさうぞ】『さうぞ』さぶらふぞの略。【ゆがみ】結ひ髮の略。馬の鬣を束ねて結んだこと。【捨て】置くこと。【鐙を踏み透し】踏張つて鐙と馬との間をあくやうにしたこと。【高名せうとて不覺し給ふな】手柄を立てるばかりにあせつて、却てしくじ

らない樣にせよの意。【世一の馬】天下第一の馬。【一文字に】一の字形の義。一直線に。【箆撓形】箆を撓め直す形の義、斜なこと。箆は箭の竹の部分の稱。箆の曲つたのを撓め直す爲に、木に斜に溝を付けた中に入れて撓め直すより云。

畠山五百餘騎打入れて渡す。向ひの岸より、山田の次郎が放つ矢に、畠山馬の額を箆深に射させ、はぬれば、弓杖を突いて下り立つたり。岩波甲の手先へ颯と押し懸けれども、畠山是を事共せず、水の底を潜つて、向の岸にぞ著きにける。打上らんとする處に、後より物こそ無手と扣へたれ。「誰そ」と問へば、「重親」と答ふ。「大串か」。「さん候」。大串の次郎は、畠山が爲には烏帽子子にてぞ候ひける。「餘りに水が早うて、馬をば川中より押し流され候ひぬ。力及ばで是まで著き參つて候」と云ひければ、畠山、「いつも和殿原が樣なる者は、重忠にこそ助けられんずれ」と云ふ儘、大串を摑んで岸の上へぞ投げ上げたる。投げ上げられて、たゞ直り、太刀を拔いて額にあて、大音聲を揚げて、「武藏の國の住人、大串の次郎重親、宇治川の歩立の先陣ぞや」とぞ名乘つたる。敵も御方も是を聞いて、一度に咄とぞ笑ひける。其の後畠山乘替に乘つて、喚いてかく。爰に魚陵の直垂に、緋威の鎧著て、連錢蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍を置いて、乘つたりける武者一騎、眞先に進んだるを、畠山、「爰に懸くるは如何なる者ぞ、

名乘れや」と云ひければ、「是は木曾殿の家の子に、長瀨の判官代重綱」と名乘る。畠山、「今日の軍神祝はん」とて、押し雙べて無手と組んで引き落し、我が乘つたりける鞍の前輪に押し付け、些とも動かさず、頸ねぢ切つて、本田の次郎が鞍のとつ附にこそ付けさせけれ。是を始めて、宇治橋堅めたりける兵ども、暫し支へて防ぎ戰ふと云へ共、東國の大勢皆渡いて攻めければ、力及ばず、木幡山伏見を指してぞ落行きける。勢田をば稻毛の三郎重成が計らひにて、田上の供御の瀨をこそ渡しけれ。

【箆深】箆は勿論、箆卽ち矢竹まで深く入るといふ意。矢が深く立つこと。**【はぬれば】**馬のはねること。**【岩波】**岩に激する波。**【手先】**物の端の義。鎧の端、卽吹返しの端に近いあたりの稱。**【烏帽子子】**武士の元服の時、烏帽子を被せ名乘を附ける人を烏帽子親、烏帽子を被せられ名乘を付けて貰ふ人を烏帽子子と云。互に親子の關係があるとせられたもの。**【たゞ直り】**すぐに形を正したこと。**【歩立の先陣】**徒步で川を渡した人の中では、先陣であるとの意。**【魚綾】**魚綾、魚龍とも書く。諸說あつて一定しないが、平治物語に練色の魚綾の直垂とあつて、織物の一種の如く見える。しかし如何なる織物とも判然しない。**【軍神祝はむ】**軍神を祭るには俗に血祭といつて、敵を斬り血を以て祭ると云。こゝも血祭に斬らうの意。『軍神』北斗七星中の破軍星。**【鞍のとつ付】**鞍の前輪後輪の左右に附いてゐて鞦韆をとめる紐。しほでとも云。**【田上】**鄕の名。勢田川左岸山谷の總名。**【供御の瀨】**勢田川徒涉の地點で、近江國栗太郡下田上村より滋賀郡石山村南鄕へ渡るを云。

古くこゝより網代で捕つた氷魚を供御として朝廷へ献したことがあるより云。

河原合戰

軍破れにければ、九郎御曹司義經、飛脚を以て、鎌倉殿へ合戰の次第を委しう註いて申されけり。鎌倉殿、先づ御使に、「佐々木はいかに」と御尋有りければ、「宇治川の眞先候」と申す。さて日記を披いて見給へば、宇治川の先陣、佐々木四郎高綱、二陣梶原源太景季とぞ書かれたる。宇治勢田破れぬと聞えしかば、木曾は最後の暇申さんとて、院の御所六條殿へ馳せ參る。木曾門前迄參りたりしか共、さして奏す可き旨もなくして、取つて返し、六條高倉なる所に、初て見そめたりける女房の有りければ、そこに打ち寄つて、最後の名殘惜まんとて、とみに出でもやらざりけり。爰に今參りしたりける、越後の中太家光と云ふ者有り。「御敵既に河原迄攻め入つて候ふに、何とて左樣に打解けては渡らせ給ひ候ふやらん、只今犬死せさせ給ひ候ひなんず。とう〳〵御出で候へ」と申しけれ共、猶出でもやらざりければ、「左候はゞ、家光は先づ先立ち進らせて、死出の山にてこそ待ち進らせ候はめ」とて、腹搔き切つてぞ死ににける。木曾、「是は我を進むる自害にこそ」とて、軈て打立ち給ひけり。爰に上野の國の

住人、那波の太郎廣純を先として、其の勢百騎計りには過ぎざりけり。六條河原に打ち出で、見れば、東國の勢と覺しくて、先づ三十騎計りで出で來る。其の中より武者二騎先に進んだり。一騎は鹽屋の五郎惟廣、一騎は勅使河原の五三郎有直也。鹽屋が申しけるは、「後陣の勢をや待つ可き」。勅使河原が申しけるは、「一陣破れぬれば殘黨全からず、只懸けよや」とて、喚いて駈く。木曾は今日を最後と戰へば、東國の大勢木曾を中に取り籠めて、我れ討取らんとぞ進みける。

【ヨ記】戰場の日記。【初めて見そめたりける女房】長門本に、ある宮腹の女房とある。【今參】新しく家來となつた者。【打ち解け】心を許して。【犬死】益にも立たない死に方。【其の勢百騎計】義仲の軍勢。【一陣破れぬれば云々】先陣が破れると後陣は支へられないこと。こゝは義仲の先陣が破れてゐるから、之に乘じて討つべしとのこと。

大將軍九郎御曹司義經、軍をば軍兵共にせさせ、我が身は院の御所の覺束なきに、守護し奉らんとて、混甲五六騎、院の御所六條殿へ馳せ參る。御所には、大膳の大夫成忠、御所の東の築墻の上に登り揚つて、慄なく〳〵見渡せば、武士五六騎除甲に戰ひ成つて、射向の袖春風に吹き靡かさせ、白旗颯と差し擧げ、黑煙蹴立て、馳せ參る。成忠、「あなあさまし、木曾が又參り候」と申しければ、院中の公卿殿上人、傍の女房達に至

る迄、今度ぞ世の失せはてとて、手を握り立てぬ願もましまさず。成忠重ねて奏聞しけるは「今日始めて都へ入る、東國の武士と覺え候、如何樣にも皆笠印が替つて候」と、申しも果てぬに、大將軍九郎御曹司義經、門前にて馬より下り、門を敲かせ、大音聲を揚げて「鎌倉の前の右兵衞の佐賴朝が弟、九郎義經こそ、宇治の手を攻め破つて、此の御所守護の爲に馳せ參て候へ。開けて入れさせ給へ」と申されたりければ、成忠餘りの嬉しさに、急ぎ築墻の上より躍り下る、とて、腰を衝き損じたりけれ共、痛さは嬉しさに紛れて覺えず、這々御所へ參つて、此の由奏聞したりければ、法皇大きに御感有つて、門を開けさせてぞ入れられける。義經其の日の裝束には、赤地の錦の直垂に、紫下濃の鎧著て、鍬形打つたる甲の緒を縮め、金作の太刀を帶き、廿四指いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓の鳥打の本を、紙を廣さ一寸計りに切つて、左卷に卷きたる。是ぞ今日の大將軍の印とは見えし。法皇中門の連子より叡覽有つて、「ゆゝしげなる者共哉、皆名乘らせよ」と仰せければ、先づ大將軍九郎義經、次に安田の三郎義定、畠山の庄司次郎重忠、梶原源太景季、佐々木四郎高綱、澁谷の右馬の允重資とぞ名乘つたる。義經具して武士は六人、鎧は色々替つたりけれ共、頰魂事柄、何れも劣らず、成忠仰せ承つて、義經を大床の際へ召して、合戰の次第を委しう御尋あり。義經

畏つて申されけるは、「鎌倉の前の右兵衛の佐頼朝、木曾が狼藉靜めんとて、範頼義經を先として、都合六萬餘騎を差し上せ候ふが、範頼は勢田より參り候へ共、未だ一騎も見え候はず。義經は宇治の手を攻め破つて、此の御所守護の爲に馳せ參じて候へ。木曾は河原を上りに落ち候ひつるを、軍兵共を以て追はせ候ひつるが、今は定めて討取り候ひなんず」と、最事もなげにぞ申されける。法皇大に御感有つて、「又木曾が餘黨など參つて、狼藉もぞ仕る。汝は此の御所能々守護仕れ」と仰せければ、畏り承つて、四方の門を堅めて待つ程に、兵共馳せ集つて、程なく一萬餘騎計りに成りにけり。

【除甲】甲の緒が緩んで阿彌陀かぶりになつてゐること。激戰の樣を云ふ。**【世の失せはて】**此世の破滅。**【手を握り】**自分で手を握りしめる義。一心になること。**【立てぬ願もましまさず】**あらゆる祈願を神佛に立てること。**【申しも果てぬに】**言ひ終りきらない中に。**【宇治の手】**宇治方面の軍。**【腰を衝損じ】**腰を突いて痛めたこと。**【痛さは嬉しさに紛れ】**嬉しい餘りに、痛いのも忘れて感じないとのこと。**【紫下濃】**威毛の色目。上は白く、次々に紫を加へて、下に至る程濃くし、一番下を紫とするもの。**【鳥打】**弓の上弭より一尺二三寸位下、上弭と握り束との中間に當る處。その下を紙で卷いて當日の大將軍の印としたこと。**【中門の連子】**中門の近に在る窓の連子。『連子』は欞子と書く。木又は竹を竪に並べた格子。**【ゆゝしげなる者共】**勇ましげな者共。**【義經具して武士は六人】**義經まで入れて武士六人。**【色々替つたりけれ共】**威毛の絲革色目等に差違あるこ

と。【類䫉事柄】容貌風采。【未だ一騎も見え候はず】未だ到着しないこと。【事もなげに】何でもない様に。無造作に。【猥籍もぞ仕る】亂暴をするかも知れない。

木曾は自然の事あらば、法皇取り奉つて、西國へ落ち下り、平家と一つに成らんとて、力者廿人汰へて持つたりけれ共、御所には又九郎義經參つて、緊しう守護し奉ると聞いて、今は叶はじとや思ひけん、河原を上りに落行きけるが、六條河原と三條河原の間にて、既に討つ取られんとする事度々に及ぶ。木曾涙を流いて「かく有る可しとも期したりせば、今井を勢多へは遣らざらまし。幼少竹馬の昔より、死なば一所で死なんとこそ契りしか。今は所々で討たれん事こそ悲しけれ。さりながら今一度今井が行方を聞かんとて、河原を上りに懸かる程に、六條河原と三條河原の間にて、敵襲ひ懸かれば、取つて返し取つて返し、木曾纔なる小勢にて、雲霞の如くなる敵の大勢を、五六度迄追ひ返し、賀茂河さつと打ち渡り、粟田口松坂にも懸かりけり。去年信濃を出でしには、五萬餘騎と聞えしが、今日四の宮河原を過ぐるには、主從七騎になりにけり。況して中有の旅の空、思ひやられて哀れなり。

【期したりせば】若し豫期してゐたら。【粟田口松坂】洛東三條の末より東國に出る東國街道の要衝。「松坂」粟田口から日岡に登る坂路。【四宮河原】山城國宇治郡山科村大字四宮。仁明天皇第四皇子人康親王の舊址と

云。【中有の旅の空】中有の旅の如くに、京を出て行先も定らない旅ではの意。

木曾の最後

木曾は信濃を出でしより、巴、款冬とて、二人の美女を具せられたり。款冬は勞有つて、都に留りぬ。中にも巴は色白う髮長く、容顏誠に美麗也。究竟の荒馬乘の、惡所落し、弓矢打物取つては、如何なる鬼にも神にも逢ふと云ふ、一人當千の兵也。されば軍と云ふ時は、札よき鎧著せ、强弓大太刀持たせて、一方の大將に向けられけるに、度々の高名肩を雙ぶる者なし。されば今度も多くの者落ち失せ討たれける中に、七騎が中までも、巴は討たれざりけり。木曾は長坂を經て、丹波路へとも聞ゆ。龍華越に懸かつて、又北國へ共聞えけり。かゝりしか共、今井が行末の覺束なさに、取つて返して、勢多の方へぞ落行き給ふ。今井の四郎兼平も、八百餘騎にて勢田を堅めたりけるが、五十騎計りに打なされ、旗をば卷かせて持たせつゝ、主の行方の覺束なさに、都の方へ上る程に、大津の打出の濱にて、木曾殿に行き合ひ奉る。中一町計りより、互に其れと見知つて、主從駒を早めて寄り合ひたり。木曾殿今井が手を把つて宣ひけるは、「義仲六條河原にて、如何にも成るべかりしか共、汝が行方の覺束なさに、多くの敵に

後を見せて、是迄遁れたるは如何に」と宣へば、今井の四郎、「御諚誠に忝う候。兼平も勢田にて討死仕るべう候ひしか共、御行方の覺束なさに、是迄遁れ參つて候」と申しければ、木曾殿、「さては契は未だ朽ちせざりけり。義仲が勢山林に馳せ散つて、此の邊にも扣へたるらんぞ。汝が旗揚げさせよ」と宣へば、巻いて持たせたる今井が旗差し上げたり。是を見付けて、京より落つる勢共なく、又勢田より參る者共なく、馳せ集つて、程なく三百騎計りに成り給ひぬ。

【巴款冬】盛衰記には巴葵とある。『巴』木曾義仲乳母中三權頭兼遠の女、年、盛衰記は二十八、長門本は三十二とある。**【勞り】**病氣。**【究竟の荒馬乘の惡所落し】**荒馬を乘りこなすことも、足場の惡い所を驅け下りることも、非常に上手といふこと。**【如何なる鬼にも神にも逢ふと云】**どんなに強いものにもまけないといふ義。『逢ふ』出逢ふ、抵抗するの義。**【札よき鎧】**堅固な札で作つてある鎧の義。『札』鐵又は革の小さい縦長の板で、之を鱗の如くに數多く重ね、絲又は革で綴ぢ鎧の主要部を組立てる者。類聚名物考云、菓蓏の核をも實と云ふ故に、借りて實ともいふなるべし。**【長坂】**山城國愛宕郡鷹峰村西北にある半里許の坂路。丹波國への通路。**【龍華越】**同國同郡大原村より近江國滋賀郡龍華村へ通する山路。北陸街道の道筋。**【かゝりしかども】**丹波又は北國へ遁げたとの噂はあつたがの意。**【行末の覺束なさに】**行衛が氣にかゝるのでの意。**【旗をは巻かせ】**敗軍の爲軍容をひそめて行く樣。**【主】**義仲。**【扣へたるらんぞ】**殘り留つてゐるであらうの意。

木曾殿斜ならずに悦びて、「此の勢にては最後の軍、一軍などかせざるべき。あれにしぐろうて見ゆるは、誰が手やらん」。「甲斐の一條の次郎殿の御手とこそ承つて候へ」。「勢は如何程有るらん」。「六千餘騎と聞え候」。「さては互によい敵、同じう死ぬる共、大勢の中へ懸け入り、よい敵に逢うてこそ、討死をもせめ」とて、眞先にぞ進み給ふ。木曾殿其の日の裝束には、赤地の錦の直垂に、唐綾威の鎧著て、いか物作りの太刀を帶き、鍬形打つたる甲の緒をしめ、二十四指いたる石打の矢の、其の日の軍に射て、少々殘つたるを、頭高に負ひなし、滋籐の弓の眞中取つて、聞ゆる木曾の鬼蘆毛と云ふ馬に、金覆輪の鞍を置いて乘つたりけるが、鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げて、「日來は聞きけんものを、木曾の冠者、今は見るらん、左馬の頭兼伊豫の守朝日の將軍源の義仲ぞや。甲斐の一條の次郎とこそ聞け。義仲討つて兵衞の佐に見せよや」とて、喚いて懸く。一條の次郎是を聞いて、「只今名乘るは、大將軍ぞや。餘すな者共、洩らすな若黨、討てや」とて、大勢の中に取り籠て、我討取らんとぞ進みける。木曾三百餘騎、六千餘騎が中へ懸入り、竪樣、横樣、蜘蛛手、十文字に懸け破つて、後へつと出でたれば、五十騎計りに成りにけり。そこを破つて行く程に、土肥の次郎實平、二千餘騎で支へたり。そこをも破つて行く程に、あそこにては四五百騎、爰にては二三百騎、百四五十

騎、百騎計りが中を、懸け破り〳〵行く程に、主從五騎にぞ成りにける。五騎が中迄も、巴は討たれざりけり。木曾殿巴を召して、「己れは女なれば、是より疾う〳〵何地へも落行け。義仲は討死をせんずる也。若し人手に懸らずば、自害をせんずれば、義仲が最後の軍に、女を具したりなど云はれん事、口惜しかる可し」と宣へ共、猶落ちも行かざりけるが、餘りに强う云はれ奉つて、「哀れ好からう敵の出で來よかし、木曾殿に最後の軍して見せ奉らん」とて、扣へて敵をまつ處に、爰に武藏の國の住人、御田の八郎師重と云ふ大力の剛の者、三十騎計りで出で來る。巴其の中へ破つて入り、先づ御田の八郎に押しならべ、無手と組んで引き落し、我が乘つたりける鞍の前輪に推しつけて、些とも動かさず、頸ねぢ切つて捨てんげり。其の後物具脫ぎ棄てゝ、東國の方へぞ落行きける。手塚の太郎討死す。手塚の別當落ちにけり。

【しぐろうて】不明。雨のしぐれなどと同義で、軍勢の密集した樣を云ふか。**【甲斐の一條次郎】**甲斐源氏武田太郎信義の子忠頼。**【唐綾威の鎧着て】**長門本には薄金と云ふ唐綾の鎧とある。但源家相傳の鎧の薄金は赤威といへば、こゝにいふとは異るか。**【石打の矢】**鷲の尾の羽の一番下に重る羽を石打といひ、其羽で矧いである征矢。大將軍の使料。伊勢貞丈云、石打といふ名は敵をいしく打つといふ事にとりなして、其名詮を稱美するなり、いしくとはうまくといふことなり。**【頭高に】**頭の上に高く出る樣に負ふこと。拔き易い爲めと成

容を添へる爲か。【餘すな洩すな】鏖殺せよの意。【己れは】汝は。【よからう敵】よからむ敵の訛。【御田の八郎師重】八阪本恩田八郎爲重、盛衰記遠江國住人内田三郎家吉に作る。【東國の方へ】長門本云、後に聞えけるは越後國友椙といふ所に落留りて、尼になりてけるとかや。【手塚の太郎】長門本云、手塚別當、同甥手塚太郎。

木曾殿今井の四郎只主從二騎に成て宣ひけるは、「日來は何共覺えぬ鎧が、今日は重う成つたるぞや」と宣へば、今井の四郎申しけるは、「御身も未だ羸(つか)れさせ給ひ候はず、御馬も弱り候はず、何に依つて一領の御著背(きせなが)を、俄に重うは思し召され候ふべき。其は御方に續く勢が候はねば、臆病(おくびやう)でこそ、さは思し召し候ふらめ。兼平一騎をば、餘の武者千騎と思し召し候ふべし。爰に射殘したる矢七つ八つ候へば、暫く防矢(ふせぎや)仕り候はん。あれに見え候は、粟津の松原と申し候。君はあの松の中へ入らせ給ひて、靜に御自害候へ」とて、打つて行く程に、又荒手の武者五十騎計りで出で來る。兼平は、「此の御敵暫く防ぎ進らせ候ふべし、君はあの松の中へ入らせ給へ」と申しければ、義仲、「六條河原にて、如何にも成るべかりしか共、汝と一所で如何にも成らん爲にこそ、多くの敵に後を見せて、是迄遁れたんなり。所々で討たれんより、一所でこそ討死をもせめ」とて、馬の鼻を雙べて、既に懸けんとし給へば、今井の四郎急ぎ馬より飛で

下り、主の馬の水づきに取り付き、涙をはら〳〵と流いて、「弓矢取は、年來日來如何なる高名候へ共、最後に不覺しぬれば、永き瑕にて候ふ也。御身も羸れさせ給ひ候ひぬ。御馬も弱つて候。云ふ甲斐なき人の郎等に組み落されて、討たれさせ給ひ候ひなば、さしも日本國に鬼神と聞えさせ給ひつる木曾殿をば、何某が郎等の手に懸けて、討ち奉つたりなんど申されん事、口惜しかるべし。唯理を枉げて、あの松の中へ入らせ給へ」と申しければ、木曾殿、「さらば」とて、只一騎粟津の松原へぞかけ給ふ。今井の四郎取つて返し、五十騎計りが勢の中へかけ入り、鐙踏張立ち上り、大音聲を揚げて、「遠からん者は音にも聞け、近からん人は目にも見給へ、木曾殿の乳母子に、今井の四郎兼平とて、生年三十三に罷り成る。さる者有りとは、鎌倉殿迄も知し召されたるらんぞ。兼平討つて兵衛の佐殿の御見參に入れよや」とて、射殘したる八筋の矢を、差しつめ引きつめ散々に射る。死生は知らず、矢庭に敵八騎射落し、其の後太刀を拔いて、斬つて廻るに、面を合する者ぞなき。只射取れや射取れとて、差しつめ引きつめ散々に射けれども、鎧好ければ裏かゝず、開間を射ねば手も負はず、

【何共覺えぬ鎧】重いとも何とも思はぬ鎧。**【臆病】**氣おくれといふ程の意。**【打て行く】**馬を歩ませ行くこと。
【荒手の武者】まだ戰はないで疲れてゐない武士。**【年來日來】**平素。**【最後に不覺しぬれば】**死ぎはに失敗して

は。【御身も疲れさせ給ひぬ云々】前には無理に勢をつける爲に強く言ひ、こゝには運命の迫るを說く爲に事實をいつたもの。【云ふ甲斐なき人の郎等】『云ふ甲斐なき』下の郎等へ係る。言ふにも足らぬ、人に使はれる家來。【さる者有りとは】さういふ者が居ると。【死生は知らず】射落した人が死んだかどうかは分らないがの意、【面を合する者】對抗する者。【鎧よければ裏かゝず】鎧の製作が堅固なので裏まで通らぬとのこと。【開間】鎧のすき間。鎧の各部が連接する間に矢の通る間があるので云。

木曾殿は只一騎、粟津の松原へ懸け給ふ。比は正月廿一日、入相計りの事なるに、薄氷は張つたりけり。深田有りとも知らずして、馬を颯と打ち入れたれば、馬の首も見えざりけり。あふれ共〳〵、打て共〳〵動かず。かゝりしかども、今井が行方の覺束なさに、振り仰き給ふ所を、相模の國の住人、三浦の石田の次郎爲久追つ懸り、能つ引てひようど放つ。木曾殿内甲を射させ、痛手なれば、甲の眞甲を馬の首に押し當てゝ俯し給ふ所を、石田が郎等二人落合ひて、旣に御頸をば賜りけり。やがて頭をば太刀の鋒に貫き、高く指上げ、大音聲を揚げて、「此の日來日本國に鬼神と聞えさせ給ひつる木曾殿をば、三浦の石田の次郎爲久が討ち奉るぞや」と名乘りければ、今井の四郎は軍しけるが、是を聞いて、「今は誰をかばゝんとて、軍をばすべき。是見給へ、東國の殿原、日本一の剛の者の、自害する手本よ」とて、太刀の鋒を口に含み、馬より倒に

飛び落ち、貫(つらぬ)かつてぞ失せにける。

【正月廿一日】玉葉愚管抄共に正月二十日とす。【入相】日の山の端に入る頃。【深田有りとも知らず】夕方の上に、薄氷がはつて居たので、深田とも知らずにの意。【馬の首も見えざりけり】馬の首が泥濘に沒して見えないと誇張して云。【あふれ共】鐙で鞍の下に垂れてゐる障泥を打つ事。【打て共】鞭で打て共。【動かず】動かぬこと、【内甲を射させ】内甲を射られたこと。【御頸を賜りけり】首を斬り取つたことを鄭寧にいふ詞。

樋口の被レ斬

今井が兄の樋口の次郎兼光は、十郎藏人討たんとて、其の勢五百餘騎で、河内の國長野の城(じやう)へ越えたりけるが、其(そこ)にては討ち漏しぬ。紀伊の國名草(なぐさ)に有りと聞いて、軈て續いて寄せたりけるが、都に軍有りと聞て、取つて返して上る程に、淀の大渡(おほわたり)の橋にて、今井が下人に行き合うたり。「是はされば、何地(いづち)へとて渡らせ給ひ候ふやらん、都には軍出で來て、君は討たれさせ給ひ候ひぬ、今井殿も御自害候」と云ひければ、樋口の次郎涙をはら〳〵と流いて、「是聞き給へ殿原、君に御志思ひ進らせん人々は、是よりとう〳〵何地(いづち)へも落行き、如何ならん乞食頭陀(こつじきづだ)の行(ぎやう)をもして、君の御菩提を弔ひ進らさせ給へ。兼光は都へ上り討死して、冥途(めいど)にても君の御見參(げんざん)に入り、今井をも今一度見ば

やと思ふ爲也」とて、打つて行く程に、五百餘騎の勢共、あそこ爰に扣へ〳〵落行く程に、鳥羽の南の門を過ぐるには、其の勢纔に二十餘騎にぞ成りにける。樋口の次郎今日既に都へ入ると聞えしかば、黨も高家も、七條、朱雀、作道、四塚へ馳せ向ふ。樋口が手に、茅野の太郎光廣と云ふ者有り。四塚に幾らも有りける勢の中へ懸け入り、鐙踏張立ち揚り、大音聲を揚げ、「此の勢の中に甲斐の一條の次郎殿の、御手の人やましま す」と問ひければ、「一條の次郎が手でないは、軍をばせぬか、誰にも合へかし」とて、嘲と笑ふ。笑はれて名乘りけるは、「角申す者は、信濃の國諏訪の上の宮の住人、茅野の大夫光家が子に、茅野の太郎光廣と云ふ者也。必ず一條の次郎殿の、御手の人を尋ぬるには非ず。弟の七郎それにあり。子共二人信濃の國に置いたるが、哀れ我が父は、好うてや死んだるらん、惡しうてや死んだるらんと歎かんずる處に、弟の七郎が前にて討死して、子共に慥に聞かせんと思ふ爲也。敵をば嫌ふまじ」とて、あれに馳せ會ひ、是に馳せ合ひ、武者三騎切つて落し、四人に當る敵に押し雙べ、無手と組んでどうと落ち、刺し違へてぞ死にける。樋口の次郎は兒玉黨に結ぼほれたりければ、兒玉の人共寄合ひて、抑弓矢取の、我も人も廣中へ入ると云ふは、自然の時一先づの息をも續ぎ、暫しの命をも生かうと思ふ爲也。されば樋口が我等に結ぼゝれけんも、さこそ有りけめ。命計

りを助けんとて、樋口が許へ使者を立てゝ、「木曾殿の御内に、今井、樋口、楯、根井と聞えさせ給ひて候へ共、木曾殿討たれさせ給ひ候ひぬ。今井殿も御自害候ふ上は、何か苦しう候ふべき。我等が中へ降人に成り給へ、今度の勳功の賞に申し替へて、御命許りをば、助け奉らん」と云ひ送りたりければ、樋口の次郎は聞ゆる兵なりしか共、運や盡きにけん、おめ〳〵と兒玉黨の中へ、降人にこそ成りにけれ。大將軍範賴義經に此の由を申す。院へ伺ひ申されたりければ、院中の公卿殿上人、局の女房、女の童に至る迄、「木曾が法住寺殿へ寄せて、御所に火を懸け燒き亡し、多くの高僧貴僧を失ひたりしには、あそこにも爰にも、今井樋口と云ふ聲のみこそ有りしか。是等を助けられんは、無下に口惜しかる可し」と、口々に申されたりければ、叶はずして又死罪にぞ定められける。同じき廿二日新攝政殿停められさせ給ひて、本の攝政還著し給ふ。纔六十日の內に替へられさせ給ひぬれば、未だ見果てぬ夢の如し。昔粟田の關白は、悅申の後只七箇日だに有りしぞかし。是は六十日と申せども、其の間に節會も除目も行はれぬれば、思出なきに非ず。同じき廿四日、木曾の左馬の頭、餘黨五人が頸、都へ入れて、大路を渡さる。樋口の次郎は降人たりしが、頻に頸の供せんと申しければ、さらばとて、藍摺の直垂立烏帽子にてぞ渡されける。明くる廿五日、樋口の次郎終に斬ら

れにけり。範頼義經様々に申されけれ共、今井、樋口、楯、根井とて、木曾が四天王の其の一つなれば、是等を助けられんは、養虎の憂ある可しと、殊に沙汰有つて、斬られけるとぞ聞えし。傳に聞く、虎狼の國衰へて、諸侯蜂の如くに起つし時、沛公先に咸陽宮へ入ると云へ共、項羽が後に來らん事を恐れて、妻は美人をも犯さず、金銀珠玉をも掠めず、徒に函谷の關を守つて、漸々に敵を亡して、天下を治する事を得たりき。されば今の木曾の左馬の頭も、先づ都へ入ると云へ共、頼朝の朝臣の命に順はましかば、彼の沛公が謀には劣らざらまし。

【長野の城】河内國南河内郡長野村の地か。**【紀伊の国名草】**郡名。明治二十九年廢して海草郡に入る。**【淀の大渡】**山城國久世郡淀町の南、桂川を合せた宇治川と木津川と落ち合ふ、其末の渡口。一口、封戸と合せて三渡口の稱がある。**【頭陀】**梵語、衣食住の執著を去る行法。その十二種の行法ある中に、多く乞食の行に就て言ふを普通とする。乞食は行く行く食を乞ひ、修行しつゝ旅行すること。**【高家】**黨中稍家系の優れた者。**【作道】**朱雀大路の末、九條より鳥羽に至る大路。**【四塚】**山城國葛野郡大内村字八條、もと九條朱雀の地で羅生門のあつた處。其南八町にして上鳥羽の北端に到る、西國街道の衢に當る。**【茅野の太郎光廣】**長門本、樋口が甥信濃國の武者千野太郎光弘に作る。**【手でないは】**手でなくばの訛。**【誰にも合へかし】**誰とでも相手になつて戰への意。**【諏訪の上の宮】**諏訪郡諏訪神社、下社に對して云。茅野は其神主神家の一族。**【弟の七郎**

それにあり】 一條次郎の手に居るとのこと。『七郎』盛衰記茅野七郎光重とある。**【好うてや・惡しうてや】** 立派に死んだか、見苦しい死方をしたかとのこと。**【四人に當る敵】** 四人目の敵。**【兒玉黨】** 藤原伊周の子伊行の支流五十餘族の總稱。其武藏國兒玉郡兒玉庄に居住したるが故に云。**【結ぼほれたりければ】** 緣者であることゝ。長門本に樋口は兒玉黨が聟とある。**【廣中へ入る】** 廣く人と交ること。盛衰記に廣き中に入て聟に成るはとある。**【何か苦しう候ふべき】** 何の遠慮も入らないの意。**【おめおめと】** 恥をも思はず。**【一先づの息をも續ぎ】** 暫時身を休めること。**【女の童】** 殿上驅使の用をなす童女。**【新攝政殿】** 師家。時に十三歳。**【本の攝政】** 基通。二十五歳。**【纔六十日】** 師家壽永二年十一月二十一日攝政、翌年正月二十二日止職。**【見果てぬ夢】** 半途でさめた夢。短いと云ふこと。**【粟田關白】** 藤原道兼二男道兼。長德元年五月二日關白宣旨、同八日薨去、世に七日關白と云。『粟田』京の東郊。道兼山莊のあつた地の故に云。**【餘黨五人が頭】** 長門本には首四あり、伊豫守義仲、郎等には高梨六郎忠直、根井小彌太幸親、今井四郎兼平也とある。本書恐らくは誤。**【藍摺の直垂】** 藍の葉で摺つた布直垂。**【養虎の憂】** 害を爲す者を捨て置くと、後の禍となるといふこと。史記項羽本紀云、今釋弗擊、此所謂養虎自遺患者也。**【傳】** いひつたへの義。**【虎狼の國】** 虎狼の如く貪婪厭くなき國の義。秦國。**【沛公】** 漢の高祖劉邦。沛の豐邑中陽里の人なる故に云。**【蜂の如くに】** 蜂の群飛する如くに、群雄競ひ起ること。**【妻は美人も犯さず云々】** 史記に財物無所取、婦女無所幸とある意。**【徒に函谷の關を守つて】** 函谷關を守るだけで、亂暴をしなかつたこと。**【沛公の謀】** 初め得る所がないやうでも、後に大に得る事があつたこと。

去程に平家は去年の冬の比より、讃岐の國八島の磯を出でゝ、攝津の國難波潟押し渡り、西は一の谷を城郭に構へ、東は生田の森を大手の木戸口とぞ定めける。其の間福原、兵庫、板宿、須磨に籠る勢、山陽道八箇國、南海道六箇國、都合十四箇國を討ち隨へて、召さるゝ所の軍兵、十萬餘騎とぞ聞えし。一の谷は北は山、南は海、口は狹くて奥廣し。岸高くして屛風を立てたるに異ならず。北の山際より、南の海の遠淺迄、大石を重ね上げ、大木を伐つて逆木にひき、深き所には大舟共を側て、掻楯にかき、城の面の高櫓には、四國鎭西の兵ども、甲冑弓箭を帶して、雲霞の如くに列み居たり。櫓の前には、鞍置馬共、十重廿重に引つ立てたり。常に大鼓を打つて亂聲す。一張の弓の勢ひは、半月胸の前に懸り、三尺の劍の光は、秋の霜腰の間に横へたり。高き所には赤旗多く打立てたれば、春風に吹かれて、天に飜へるは、只火炎の燃え上るに異ならず。

【去年】壽永二年。**【難波潟】**難波附近の海。**【一の谷】**攝津國武庫郡須磨村の西部、山と海との間の狹隘の地で、鐵拐鉢伏の諸山其後方に峙ち、淺溪三ケ所あつて、一の谷、二の谷、三の谷と稱せられる。一の谷と二の谷との間、二町四十間餘、二の谷と三の谷との間二町、一の谷は長四町餘横二十間、谷口より波打際迄、凡一町餘と云。**【生田の森】**神戸市東部の生田神社附近の森。**【木戸口】**城戸口の意。城の門の入口。**【兵庫】**古

く務古水門、輪田泊と言つた地。今神戸市の一部。【板宿】攝津國武庫郡須磨村の大字、長田の西、須磨の東北方に特起する鷹取山の南。【鞍置馬】鞍を置ていつでも使用される様にしてある馬。【亂聲す】もと音樂にいふ語。こゝは勢をつける爲に囃し立てること。【一張の弓の勢は云々】胸の前に弓を張つた様は月の如く、腰に横へた刀劍は霜の如く鋭いといふ意。軍容の盛なことを云。和漢朗詠集云、陸翬贈二李都使一、三尺ノ劍ノ光ハ氷在レ天、一張ノ弓ノ勢ハ月當レ心ニ。

六箇度合戰

去程に平家一の谷へ渡り給ひて後は、四國の者共一向隨ひ奉らず。中にも阿波讃岐の在廳等、皆平家を背いて、源氏に心を通はしけるが、流石昨日今日迄、平家に隨ひ奉つたる身の、今日始めて源氏へ參りたり共、よも用ひ給はじ。平家に矢一つ射懸け奉つて、其れを表にして參らんとて、門脇の平中納言教盛、越前の三位通盛、能登の守教經、父子三人、備前の國下津井に在すと聞いて、兵船十餘艘でぞ寄せたりける。能登殿大きに怒つて「昨日今日迄、我等が馬の草剪つたる奴原が、何しか契を變ずるにこそ有んなれ。其の儀ならば、一人も洩さず討てや」とて、小船共押し浮べて追はれければ、四國の者共、人目計りに矢一つ射て、退かんとこそ思ひしに、能登殿に餘りに手

痛う攻められ奉つて、叶はじとや思ひけん、遠負にして引き退き、淡路の國福良の泊に著きにけり。其の國に源氏二人有りと聞えけり。故六條の判官爲義が末子、賀茂の冠者義嗣、淡路の冠者義久と聞えしを、大將に賴んで、城郭を構へて待つ處に、能登殿押し寄せて散々に攻め給へば、賀茂の冠者討死す。淡路の冠者は痛手負うて、虜にこそせられけれ。殘り留つて防矢射ける者共、二百三十餘人が頸斬り懸けさせ、討手の交名記いて、福原へこそ進らせられけれ。其れより門脇殿は、一の谷へぞ參られける。子息達は伊豫の河野の四郎が召せ共參らぬを責めんとて、四國へぞ渡られける。兄越前の三位通盛の卿は、阿波の國花園の城にぞ著き給ふ。弟能登の守敎經は、讃岐の八島に著き給ふ由聞えしかば、伊豫の國の住人、河野の四郎通信は、安藝の國の住人、沼田の次郎は、母方の伯父也ければ、一つに成らんとて、安藝の國へ推し渡る。能登殿此の由を聞き給ひて、八島を立つて追はれけるが、其の日は備後の國簑島と云ふ所に著きて、次の日沼田の城へぞ寄せられける。沼田の次郎・河野の四郎一つに成つて、城郭を構へて待つ處に、能登殿聽て押し寄せて、散々に攻め給へば、沼田の次郎叶はじとや思ひけん、甲を脫ぎ弓の弦を外いて、降人に參る。河野は猶も順はず。其の勢五百餘騎有りけるが、五十騎計りに討成され、城を落ちて行く處に、爰に能登殿の侍に、平八兵衛爲員と云

ふ者、二百騎計が中に取籠められ、主從七騎に討ち成され、助舟に乘らんとて、細道に懸つて汀の方へ落行く處を、平八兵衞が子息、讃岐の七郎義範、究竟の弓の上手なりければ、追つ懸り能つ引いて、七騎を五騎射落す、主從二騎にぞ成りにける。河野が身に替へて思ひける郎等に、讃岐の七郎押雙べ無手と組んでどうと落ち、取つて押へて頸を搔かんとする所に、河野の四郎取つて返し、我が郎等の上なる讃岐の七郎が頸搔き切つて深田へ投げ入れ、大音聲を揚げて、「伊豫の國の住人、河野の四郎越智の通信、生年二十一、軍をば角こそすれ。吾れと思はん人々は、寄つて留めよや」と名乘り捨て、郎等を肩に引つ懸け、其をばなつく逃げ延び、伊豫の國へ押渡る。能登殿河野をば討ち漏されたりけれ共、沼田の次郎が降人たるを召し具して、一の谷へぞ參られける。

【表にして】面目として。**【備前の國下津井】**兒島郡下津井町、備讃海峽の一要港。**【馬の草剪つたる奴原】**秣を切つて奉公した者共と罵つていふ語。**【契】**主從の契。**【人目計りに】**ほんの人目につくだけに。**【遠負】**近づかないで遠くから負けたとすること。**【淡路國福良泊】**三島郡福良町、淡路島の西南、鳴門海峽の南口東岸にある港。**【故六條の判官爲義が子】**長門本云、彼國に掃部冠者、淡路冠者とて源氏二人あり、是は六條判官爲義が孫也、掃部冠者は掃部介賴仲が子也、淡路冠者は四郎左衞門賴方が子なり。**【斬り懸けさせ】**斬つて物に懸け晒し物としたこと。**【討手】**討つて行つた方、即ち平家方。**【交名】**多數人名を連記してある書付。**【子息

達】 教經達。**【花園の城】** 其址阿波國名東郡南井上村大字花園に存ずと云。**【蓑島】** 薦田川河口の方十八町許の島。今沼隈郡水呑村に屬してゐる。**【沼田の城】**盛衰記に沼田尻の城とある。沼田川の下流にあつたものと見える。豐田郡下北方村の高木山其址かといはれる。**【身に替へて思ひける郎等】** 非常に大事に思つてゐる家來。**【越智】**河野氏の本姓。伊豫國風早郡河野鄕に據つてより河野氏を稱すと云。**【軍をば角こそすれ】**軍はこんな風にするものだと廣言したこと。**【なつく】**不明、一本つとに作る。

又阿波の國の住人、安摩(あま)の六郎忠景、是も平家を背いて、源氏に心を通はしけるが、大船二艘に兵粮米積み、物具入れ、都を指して上りけるを、能登殿福原にて、此の由を聞き給ひて、小舟共押し浮べて追はれければ、西の宮の沖にて返し合せて防ぎ戰ふ。能登殿、「餘すな洩すな」とて、散々に攻め給へば、安摩の六郎叶はじとや思ひけん、和泉の國吹飯(ふけひ)の浦に楯(たて)籠る。又紀伊の國の住人、園邊の兵衞忠康、是も平家に快からざりけるが、安摩の六郎が能登殿に手痛う攻められ奉つて、和泉の國吹飯の浦に有りと聞いて、其の勢百騎許りで、和泉の國へ打ち越えて、安摩の六郎園邊の兵衞一つに成つて、城郭を構へて待つ所に、能登殿聽て推寄せて、散々に攻め給へば、安摩の六郎園邊の兵衞、叶はじとや思ひけん、身がらは逃げて京へ上る。殘り留つて防矢射ける兵共、百三十餘人が頸切つて、福原へこそ參られけれ。又豐後の國の住人、臼杵(うすき)の次郎惟隆、緒方の三郎

惟義、伊豫の國の住人、河野の四郎通信一つに成つて、都合其の勢二千餘人、小船共に取り乘つて、備前の國へ押し渡り、今木の城に楯籠る。能登殿福原にて、此の由を聞き給ひて、安からぬ事也とて、其の勢三千餘騎で、備前の國に馳せ下り、今木の城を攻め給ふ。能登殿、「奴原は強い御敵で候。重ねて勢を給はる可き由」申されたりければ、福原より數萬騎の軍兵を、指し向けらるる由聞えしかば、城の內の兵共、手の際戰ひ、分捕高名し窮めて、敵は多勢也、味方は小勢也ければ、取り籠められては叶ふまじ。爰をば落ちて、暫しの息を續げやとて、臼杵の次郎惟隆、緒方の三郎惟義は、豐後の國へ押し渡り、河野は伊豫へぞ渡りける。能登殿今は攻む可き敵なしとて、福原へこそ參られけれ。大臣殿以下の月卿雲客、寄り合ひ給ひて、能登殿の每度の高名をぞ感じ合はれける。

【西の宮】攝津國武庫郡西宮町海岸。【身がら】自分の身。【今木の城】邑久郡今城村字向山に其城址を存すと云。【安からぬ事】腹の立つ事。【強い御敵】手ごはい敵。【重ねて勢を賜はる可き由】更に兵を增加せられたいとのこと。【手の際戰ひ】手の及ぶだけ戰ふこと。【分捕高名窮めて】十分に分捕高名をしての意。雍州府志云、敵之所レ隨レ身物、或冑或刀等ノ物ヲ、添レ首取レ之來ルヲ、謂ニ分捕高名一。

三草勢汰

同じき正月廿九日、範頼義經院參して、平家追討の爲に、西國へ發向す可き由を奏聞す。本朝には神代より傳はれる御寶三つあり、神璽、寶劍、內侍所是也。事故なう都へ返し入れ奉るべき由仰せ下さる。兩人庭上に畏り承つて罷り出づ。二月四日の日、福原には故入道相國の忌日とて、佛事形の如く遂げ行はる。朝夕の軍立に、過ぎ行く月日は知らね共、去年は今年に廻り來て、憂かりし春にも成りにけり。世の世にて有らましかば、如何なる起立塔婆の企、供佛施僧の營も、有るべかりしか共、只男女の君達たち指し湊ひて、歎き悲み合はれけり。福原には、此の次に除目行はれて、僧も俗も皆司なされけり。中にも門脇の平中納言敎盛の卿をば、正二位大納言に上り給ふ可き由、大臣殿より宣ひ遣はされたりければ、敎盛の卿、

今日迄も有れば有るかの我が身かは、夢の中にも夢を見るかな。

と御返事申させ給ひて、終に大納言には成り給はず。大外記中原の師直が子、周防の介師純、大外記になる。兵部の少輔正明、五位の藏人になされて、藏人の少輔とぞ召されけ

る。昔將門東八箇國を打ち隨へて、下總の國相馬の郡に都を立て、我が身を平親王と稱して、百官を成したりしには、暦の博士ぞ無かりける。是は其れには似る可からず。主上舊都をこそ出でさせ給ふと云へ共、三種の神器を帶して、萬乘の位に備り給へば、敍位除目行はれんも、僻事には非ず。平家既に福原迄、攻め上つたる由聞えしかば、故鄕に殘り留り給ふ人々、皆勇み悅び合はれけり。中にも二位の僧都專親は、梶井の宮の年來の御同宿にておはしければ、風の便にも申されけり。宮よりも又御文有り。「旅の空の粧ひ、御心苦しけれ共、都も未だ靜まらず」など、細々とあそばいて、奥に一首の歌ぞ有りける。

人知れず其方を忍ぶ心をば、傾く月にたぐへてぞやる。

僧都是を顏に押し當てゝ、悲の淚塞きあへず。去程に小松の三位の中將維盛の卿は、年隔り日重るに隨つて、故鄕に留め置き給へる北の方少き人々の事をのみ歎き悲み給ひけり。商人の便に、文などの通ふにも、北の方の都の御棲居、心苦しう聞き給ひて、さらば是へ迎へ進らせて、一所でいかにも成らばやとは思はれけれ共、我が身こそ有らめ、御爲痛はしくてなど、思し召し沈んで、明し暮し給ふにぞ、せめての御志の深さの程は顯はれにける。

【忌日】一周忌。【形の如く】慣例通りに。【軍立】軍。【憂かりし春】清盛の死んで悲しかつたその春。【起立塔婆の企】死者の冥福を祈る爲の寺塔建立の計劃。『塔婆』卒塔婆の略、塔。【此の次】一周忌の法事の序に。【司なされ】官位を賜はること。【今日までも云々】今日までも生きてゐる甲斐があるとも思へない身で、唯夢の中に夢を見てゐる樣なはかない思ひでゐるから、官加階の事などは思ひも寄らぬの意。【師純】師澄の訛。【正明】尹明の訛。【百官を成したりしに】百官を任命したこと。【暦の博士】陰陽寮に在て、暦を造り暦生を教習する者。古事談云、大臣以下文武百官皆以點定、但所ゝ闕者暦博士計也。【故郷に殘り留り給ふ人々】京に殘つてゐる平家方の人々。【專親】全眞の訛。【梶井の宮】後白河院第七皇子天臺座主承仁法親王。【御同宿】同じ寺に一緒に御暮ししたこと。【風の便】たまさかに音信を通ずること。【旅の空の詫云々】旅の空での有樣は氣の毒に思ふが、さりとて都の中も未だ落着かないとのこと、宮よりの御手紙中の詞。長門本には、旅の空の有樣、思ひやるこそ心苦しけれとある。【人知れず云々】内々に慕ふ心を西に傾く月に副へて遣つてゐるが、知つて居るかの意。西に居るより傾く月にかけて云。新古今集、雜に、此歌を載せ、詞書に、「前大僧都全眞西國の方に侍りけるに遣しける、承仁法親王」とある。【我身こそあらめ】下にどとある意。自身のつらいのは仕方がないが、北の方の爲に氣の毒に思はれるとのこと。【せめての御志の深さ】御志の非常に深いこと。

二月四日の日、源氏福原を攻むべかりしか共、故入道相國の忌日と聞いて、佛事遂げさせんが爲に、其の日は寄せず。五日は西塞り、六日は道虚日、七日の卯の刻に、

一の谷の東西の木戸口にて、源平矢合とぞ定めける。されども四日は吉日なればとて、大手搦手の軍兵、二手に分けて攻め下る。大手の大將軍には、蒲の御曹司範頼、相伴ふ人々、武田の太郎信義、加賀美の次郎遠光、同じき小次郎長清、山名の次郎教義、同じき三郎義行、侍大將には、梶原平三景時、嫡子の源太景季、次男平次景高、同じき三郎景家、稻毛の三郎重成、榛谷の四郎重朝、同じき五郎行重、小山の小四郎朝政、中沼の五郎宗政、結城の七郎朝光、左貫の四郎大夫廣綱、小野寺の禪師太郎道綱、曾我の太郎資信、中村の太郎時經、江戸の四郎重春、玉井の四郎資景、大河津の太郎廣行、庄の三郎忠家、同じき四郎高家、勝大の八郎行平、久下の次郎重光、河原の太郎高直、同じき次郎盛直、藤田の三郎大夫行泰を先として、都合其の勢五萬餘騎。二月四日の日の辰の一點に、都を立つて、其の日の申酉の刻には、攝津の國昆陽野に陣をぞ取つたりける。
搦手の大將軍には、九郎御曹司義經、同じう伴ふ人々、安田の三郎義貞、大内の太郎惟義、村上の判官代康國、田代の冠者信綱、侍大將には土肥の次郎實平、子息の彌太郎遠平、三浦の介義澄、子息の平六義村、畠山の庄司次郎重忠、同じき長野の三郎重清、佐原の十郎義連、和田の小太郎義盛、同じき次郎義茂、三郎宗實、佐々木四郎高綱、同じき五郎義清、熊谷の次郎直實、子息の小次郎直家、平山の武者所季重、天野の次郎直經、

小河の次郎資能、原の三郎清益、多々羅の五郎義春、其の子の太郎光義、渡柳の彌五郎清忠、別府の小太郎清重、金子の十郎家忠、同じき與一親範、源八廣綱、片岡太郎經春、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎嗣信、同じき四郎忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶、是等を先として、都合其の勢一萬餘騎、同じ日の同じ時に、都を立つて丹波路に懸かり、二日路を一日に打つて、丹波路と播磨の境なる、三草の山の東の山口、小野原に陣をぞ取つたりける。

【五日は西塞り】簠簋内傳に、日之塞方之事、五西とし、右此方者日之大將軍也、深因レ之とある。大將軍は金星の精で殺伐を掌るが故に、之を犯すと、三年内に死ぬと云。**【六日は道虛日】**簠簋内傳云、道虛日之事、一日六日十二日十八日二十四日晦日、右者出行深因也。**【一の谷の東西の木戸口】**『一の谷』地名。東の木戸口は大手で生田の森、西の木戸口は搦手で一の谷の城。**【山名次郎教義】**三郎義範の訛。新田義重の子。**【三郎景家】**景茂の訛。**【中沼五郎宗政】**小山朝政の弟。『中沼』長沼の訛。**【結城七郎朝光】**宗政弟。**【玉井四郎資景】**資重の訛。**【大河津】**大川戸の訛。**【庄の三郎忠家】**兒玉庄太夫家弘の子。武藏國兒玉郡本庄の人。**【四郎高家】**忠家弟。**【勝大八郎行平】**武藏國比企郡小代郷の人。『勝大』小代の訛。**【久下の次郎重光】**小山朝政の弟。**【五萬餘騎】**東鑑に五萬六千餘騎とある。**【村上判官代康國】**基國の訛。**【長野の三郎重淸】**畠山重忠弟。武藏國北埼玉郡長野村住人。**【佐原の十郎義連】**三浦義明の子。**【和田小太郎義盛】**三浦義明孫。**【義茂宗實】**共に

義盛弟。【五郎義清】高綱弟。【小河の次郎資義】東鑑小次郎祐義に作る。【多多羅の五郎義春】長門本多多良五郎義治に作る。三浦義明の子、安房國平群郡多々良の住人。【渡柳彌五郎清忠】武藏國埼玉郡渡柳村住人。【別府の小太郎淸重】武藏國幡羅郡別府の住人。【與一親範】東鑑余一近則に作る。家忠弟。【源八廣綱】東鑑、源兵衞尉弘綱に作る。【佐藤三郎嗣信】東鑑繼信に作る。【四郎忠信】嗣信弟。【一萬餘騎】東鑑に二萬餘騎とある。【三草山】播磨國賀茂郡上福田村の東北、丹波攝津兩國々境に連接する高原地。長さ凡五里。【小野原】播磨國賀茂郡東條谷の奥、今田(こんだ)村の地。

三草合戰

平家の方の大將軍には、小松の新三位の中將資盛、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、備中の守師盛、侍大將には、伊賀の平內兵衞淸家、海老(えみ)の次郎盛方を先として、其の勢三千餘騎で、三草の山の西の山口に押し寄せて陣を取る。其の夜の戌の刻計に、大將軍九郎御曹司義經、侍大將土肥の次郎實平を召して、平家は是より三里隔てて、三草の山の西の山口に、大勢で扣へたり。「夜討にやすべき、又明日の軍か」と宣へば、田代(たしろ)の冠者進み出で「平家の勢は三千餘騎、御方の御勢は一萬餘騎、遙の利に候。明日の軍と延べられ候ひなば、平家に勢附き候ひなんず。夜討好(よ)かんぬと覺え候」と申されけれ

ば、土肥の次郎、「いしうも申させ給ふ田代殿哉、誰も角こそ申し度う候ひつれ。夜討よかんぬと覺え候」と申しければ、兵共、暗さは闇し、如何せんと、口々に申しければ、御曹司、「例の大續松は如何に」と宣へば、土肥の次郎、「去る事候」とて、小野原の在家に火をぞ懸けたりける。是を初めて、野にも山にも草にも木にも火を懸けたれば、晝には些とも劣らずして、三里の山をぞ越え行きける。此の田代の冠者と申すは、父は伊豆の國の前の國司、中納言爲綱の末葉也。母は狩野の介茂光が娘を思うて設けたりしを、母方の祖父に預けて、弓矢取には仕立たんなり。俗姓を尋ぬれば、後三條の院の第三の皇子、輔仁の親王に五代の孫也。俗姓も能き上、弓矢を取つても好かりけり。平家の方には、其の夜、夜討にせんずるをば、夢にも知らず、「軍は定めて明日の軍にてぞ有らんずらん。軍にも睡たいは大事の物ぞ、能く寢て軍せよ者共」とて、先陣は自ら用心しけれ共、後陣の兵共は、或は甲を枕にし、或は鎧の袖箙などを枕として、前後も知らずぞ臥したりける。其の夜の夜半計り、源氏一萬餘騎、三草の山の西の山口に押し寄せて、鬨を咄とぞ作りける。平家の方には、餘りに周章て噪いで、弓取る者は矢を知らず、矢を取る者は弓を知らず、あわてふためきけるが、馬に當てられじとや思ひけん、皆中を開けてぞ通しける。源氏は落ち行く平家を、あそこに追つ懸

け、爰に追つつめ、散々に攻めければ、矢場に五百餘人討たれぬ。手負ふ者共多かりけり。大將軍新三位の中將資盛、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、三草の手を破られて、面目なうや思はれけん、播磨の高砂より舟に乗つて、讃岐の八島へ渡り給ひぬ。備中の守師盛計りこそ、何としてかは漏れさせ給ひたりけん、平内兵衛海老の次郎を召し具して、一の谷へぞ參られける。

【海老次郎盛方】長門本江見太郎清平に作る。**【三里隔て】**東鑑云、隔二三里行程一、源平在二東西一。**【夜討好かんぬ】**夜討がよいに違ひないの義。『好かんぬ』好かりぬの音便。**【いしうも】**いしくもの轉。けなげにも。**【例の大續松】**かねて計劃の大續松の義。民家に放火し道路を照らすことを暗示して云。**【去る事候】**さうでもあつたと、ふと氣の付いたといふ語氣。**【娘を思うて設けたりしを】**娘を慕うて其間に生れた子といふ意。**【俗姓】**出家の本姓を云ふ時の語。こゝは素生といふ意。**【弓矢を取つても好かりけり】**武藝も勝れてゐたとのこと。**【睡たいは大事なものぞ】**睡眠は必要との事。『ねぶたい』ねぶたきの音便。**【馬に當てられじ】**源氏方の馬に蹴られまい。

老馬

大臣殿、安藝の右馬の助能行を使者にて、人々の許へ宣ひ遣されけるは、「九郎義經こ

そ、三草の手を攻め破つて、既に亂れ入る由聞え候。山の手が大事で候へば、各向はれ候ひなんや」と宣ひ遣はされたりければ、皆辭し申されけり。能登殿の許へも「度々の事では候へ共、今度も又御邊向はれ候ひなんや」と、宣ひ遣されたりければ、能登殿の返事に、「軍は左様に獵漁などの様に、足立の好からう方へは向はう、惡しからん方へは向はじなど候はんには、軍に勝つ事はよも候はじ。幾度でも候へ、強からん方へは教經承つて、罷り向ひ候ふべし。一方打ち破つて進らせ候はん、御心安う思し召され候ふべし」と申されたりければ、大臣殿斜ならずに悦び給ひて、越中の前司盛俊を先として、一萬餘騎能登殿にぞ附けられける。兄越前の三位通盛の卿を相具して、山の手へぞ向はれける。此の山の手と申すは、一の谷の後鵯越の麓也。通盛の卿、能登殿の假屋へ、北の方迎ひ寄せ給ひて、最後の名殘惜まれけり。能登殿大きに怒つて、「此の手は大事の方とて、教經向けられ候ふが、誠に強う候ふ也。只今も上の山より、敵落す程ならば、取る物も取りあへ候ふまじ。縱ひ弓をば持つたり共、矢を番ずば惡しかるべし。縱ひ矢をば番たり共、引かずば猶も惡しかる可し。况して左様に打ち解けて渡らせ給ひては、何の用に合はせ給ふ可き」と諫められて、通盛の卿實にもやと思はれけん、急ぎ物具して、人をば返し給ひけり。五日の日の暮方に、源氏昆陽野を

立つて、漸う生田の森へ攻め近づく。雀の松原、御影の松、昆陽野の方を見渡せば、源氏手手に陣を取つて、遠火を焼く。更け行くまゝに詠むれば、山の端出づる月の如し。平家も遠火焼けやとて、生田の森にも形の如くぞ焼いたりける。明け行く儘に見渡せば、晴れたる空の星の如し。是や昔河邊の螢と詠じ給ひけんも、今こそ思ひ知られけれ。加樣に源氏は、あそこに陣取つては馬休め、爰に陣取つては馬飼ひなどしける程に急がず。平家の方には今や寄す、今や寄すると相待つて、安い心もせざりけり。

【山の手】一の谷背後の鵯越方面を云。【大事で候へば】危險であるから。【各向はれ候ひなむや】皆々向つてくれるか否かと意志を聞いたこと。【足立の好からう方】足場のよい方。戰でいへば勝目のある方を云。【强からん方】手强い方面。【鵯越】兵庫福原方面より播磨へ越える山路。今神戸市夢野より西北方山田村を經て、播磨國美嚢郡三木町等に至る山路。【取るものも取りあへ候ふまじ】取る物も取りおほせる暇もあるまいの意。【番ずば】『はぐ』矢を弓につがうこと、【打ち解けて】氣を許して。【人をば】北の方を云。【雀の松原】攝津國武庫郡魚崎村東方海岸。【御影】同御影町、住吉の西南五町許の海岸を御影濱と云。【形の如くに】普通する通りに。【河邊の螢】伊勢物語云、晴るゝ夜の星か川邊の螢かもわが住む方のあまのたく火か。

同じき六日の日の曙に、大將軍九郎御曹司義經、一萬餘騎を二手に分けて、土肥の次郎實平に、七千餘騎を差し副へて、一の谷の西の木戸口へ指し遣す。我が身は三千餘

騎で、一の谷の後鵯越を落さんとて、丹波路より搦手へこそ向はれけれ。兵共、「是は聞ゆる悪所にて有るなり。同じう死ぬる共、敵に逢うてこそ死にたけれ。悪所に落ちては死にたからず。哀れ此の山の案内者やある」と口々に申しければ、爰に武藏の國の住人、平山の武者所進み出でて、「季重こそ此の山の案内能く存知仕て候へ」と申しければ、御曹司、「和殿は東國育ちの者の、今日始めて見る西國の山の案内者、大きに誠しからず」と宣へば、季重重ねて申しけるは、「こは御諚共覺え候はぬ物哉。吉野泊瀬の花をば、見ね共歌人が知り、敵の籠つたる城の後の案内をば、剛の武者が知り候」とぞ申しける。是又傍若無人にぞ聞えし。又武藏の國の住人、別府の小太郎清重とて、生年十八歳に成りけるが、進み出でゝ申しけるは、「父にて候ひし義重法師が教へ候ひしは、喩へば山越の狩をせよ、又は敵にも襲はれよ、深山に迷ひたらんずる時は、老馬に手綱結んで打ち懸け、先に追つ立て行け、必ず道へ出でうずるぞとこそ教へ候ひしか」と申しければ、御曹司、「優しうも申したる者哉。雪は野原を埋め共、老いたる馬ぞ道は知ると云ふ様有り」とて、白葦毛なる老馬に、鏡鞍置き、白轡番げ、手綱結んで打ち懸け、先に追つ立て、未だ知らぬ深山へこそ入り給へ。比は二月初の事なれば、峰の雪村消えて、花かと見ゆる所も有り、谷の鶯音信れて、霞に迷ふ所も有

り。登れば白雪皓々として聳え、下れば青山峨々として岸高し。松の雪だに消えやらで、苔の細道幽なり。嵐にたぐふ折々は、梅花とも又疑はれ、東西に鞭を揚げ、駒を早めて行く程に、山路に日暮れぬれば、皆下り居て陣を取る。爰に武藏坊辨慶、或る老翁一人具して參りたり。御曹司、「あれは如何に」と宣へば、「是は此の山の獵師で候」と申しければ、「さては案內能く知つたるらん」。「爭でか存知仕らでは候ふべき」。御曹司、「さぞ有るらん。是より平家の城郭一の谷へ落さうと思ふは如何に」。「努々叶ひ候ふまじ。凡そ三十丈の谷、十五丈の岩崎などをば、容易う人の通ふ可き樣も候はず。其の上城の內には、落穴をも掘り、菱をも植ゑて待ち進らせ候ふらん。況して御馬などは思ひも寄り候はず」と申しければ、御曹司、「さて左樣の所は、鹿は通ふか」。「鹿は通ひ候。世間だに暖に成り候へば、草の深きに臥さんとて、播磨の鹿は丹波へ越え、世間だに寒う成り候へば、雪のあさりに食まんとて、丹波の鹿は播磨の印南美野へ越え候」とぞ申ける。御曹司、「さては馬場ござんなれ、鹿の通はんずる所を、馬の通はざるべき樣や有る。さらば聽て汝案內者せよ」と宣へば、「此の身は年老いて、如何にも叶ひ候ふまじ」と申す。「さて汝に子は無いか」。「候」とて、熊王とて生年十八歲に成りける小冠者を奉る。御曹司聽て髻取り上げさせ給ひて、父をば鷲尾の庄司

武久と云ふ間、是をば鷲尾の三郎義久と名乘らせて、一の谷の先打せさせ、案内者にこそ具せられけれ。平家亡び、源氏の代に成つて後、鎌倉殿と中違うて、奥州へ下り討たれ給ひし時、鷲尾の三郎義久と名乘つて、一所で死にける兵也。

【六日の曙に】東鑑云、二月七日寅刻、源九郎先引二合殊勇士七十餘騎一、著二于一谷後山一（號二鵯越一）。**【平山の武者所】**季重。**【惡所】**險阻な處。**【大に誠しからず】**案内が出來るとは甚信ぜられないとのこと。**【泊瀨】**大和國磯城郡初瀨町大字初瀨。櫻花の名所。**【花をば見ねども歌人が知り】**歌人は居ながらにして名所を知るといふ諺と同意。**【剛の武士】**剛勇の武士。**【喩へば山越の狩をせよ、又は敵にも襲はれよ】**いはゞ山又山を越えて狩をするにせよ、又は敵に襲はれたにせよの意。**【道へ出でうずるぞ】**道へ出でんとするぞの音便。道へ出るものであるの意。**【優しうも】**神妙にも。**【老いたる馬ぞ道は知る】**韓非子說林上云、管仲隰朋、從二於桓公一伐二孤竹一、春往冬返、迷惑失レ道、管仲曰、老馬之智可レ用也、仍放二老馬一而隨レ之、遂得レ道。**【村消えて】**斑に消えること。**【霞に迷ふ所】**霞が立ち籠めて道に迷ふ處もあるとのこと。**【皓々】**白い形容。**【峨々】**山のけはしく聳つ樣の形容。**【松の雪だに消えやらで】**古今集、春上、讀人不知、深山には松の雪だに消えなくに都は野邊の若菜つみけり。**【嵐にたぐふ折々は云々】**嵐につれて松の雪の散つてくる時は、梅の花の散るかとも思はれるの意、**【東西に鞭を揚げ】**縱横に山路を騎馬で行く樣。**【下り居て】**馬より下りて。**【さぞ有るらん】**さうであらう。**【落さう】**下りて行かうの意。**【岩崎】**岩の突き出た處。**【鹿は通ひ候】**東鑑云、此山猪鹿兎狐之外不レ通

險阻也。【世間だに暖に】氣候さへ暖になると。【草の深きに臥さんとて】草が深くて寢心地のよい處にねたいと思つての意。【雪のあさりに】一本雪のあさみにとある。雪の淺い處にの意。【さては馬場ござんなれ】そんなら馬の通ることは出來る、しめたといふ語氣。【鷲尾の三郎義久】盛衰記云、御曹司は、名乘は我片名に、父が片名を取て經春と附べし。【鎌倉殿と中違うて】義經が後に賴朝と不和になつた時のこと。

一二の懸

六日の夜半計り迄は、熊谷平山搦手にぞ候ひける。熊谷子息の小次郎を呼うで云ひけるは、「此の手は惡所で有んなれば、誰先と云ふ事も有るまじきぞ。いざうれ土肥が承つて向うたる、西の手へ寄せて、一の谷の眞先懸けう」と云ひければ、小次郎、「此の儀尤も然るべう候。誰も角こそ申し度う候ひつれ。さらばとう寄せさせ給へ」と申す。熊谷、「誠や平山も、此の手に有るぞかし。打込の軍好まぬ者なれば、平山が樣見て參れ」とて、下人を見せに遣す。案の如く平山は、熊谷より先に出で立つて、「人をば知る可からず、季重に於いては、一引も引くまじい者を、引くまじい者を」と、獨言をぞし居たる。下人が馬を飼ふとて、「憎い馬の長食哉」とて、鞭ちければ、平山、「さうなせそ。其の馬の名殘も、今夜計りぞ」とて打立ちけり。下人走り歸つて、主に此の山告

げければ、「さればこそ」とて、是も驅て打立ちけり。熊谷が其の夜の裝束には、褐の直垂に、赤革威の鎧著て、紅の母衣を懸け、權太栗毛と云ふ、聞ゆる名馬にぞ乘つたりける。子息の小次郎直家は、澤瀉を一入摺つたる直垂に、節繩目の鎧著て、西樓と云ふ白月毛なる馬にぞ乘つたりける。旗指は黃塵の直垂に、小櫻を黃にかへいたる鎧著て、黃河原毛なる馬にぞ乘つたりける。主從三騎打ちつれ、落さんずる谷をば弓手になし、馬手へ歩ませ行く程に、年來人も通はぬ田井の畑と云ふ古道を經て、一の谷の波打際へぞ打ち出でける。一の谷近う鹽屋と云ふ所有り。未だ夜深かりければ、土肥の次郎實平、七千餘騎で扣へたり。熊谷夜に紛れて、波打際よりそこをばつと馳せ通り、一の谷の西の木戸口にぞ押し寄せたる。其の時も未だ夜深かりければ、城の内には靜まり返つて音もせず。熊谷子息の小次郎に云ひけるは、「此の手は惡所で有んなれば、我れも〳〵と先に心を懸けたる者共多かるらん。既に寄せたれ共、夜の明くるを相待つて、此の邊にも扣へたるらんぞ、心狹う直實一人と思ふ可からず。いざ名乘らん」とて、搔楯の際に歩ませ寄り、鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げて、「武藏の國の住人、熊谷の次郎直實、子息の小次郎直家、一の谷の先陣ぞや」とぞ名乘つたる。城の内には是を聞いて、「よし〳〵音なせそ、敵の馬の足疲らかさせよ、矢種を射盡させよ」

とて、應答ふ者こそ無かりけれ。良有つて後より武者こそ二騎續いたれ。「誰そ」と問へば、「季重」と答ふ。「問ふは誰そ」。「直實ぞかし」。「如何に熊谷殿は、何よりぞ」。「宵より」とこそ答へけれ。「季重も聽て續いて寄すべかりつるを、成田五郎に謀られて、今迄は遲々したりつる也。成田が死なば一所で死なんと契りし間、打ち連れて寄せつれば、痛う平山殿先懸早りなし給ひそ。軍の先をかくると云ふは、御方の勢を後に置いて、先をかけたればこそ、高名不覺をも人に知らるれ。あの大勢の中へ只一騎かけ入つて討たれたらんは、何の詮にか合ふ可きと云ふ間、實にもと思ひ、小坂の有りつるを打ち登せ、下り樣に馬の首を引き立て、御方の勢を待つ處に、成田も續いて出で來り、打ち竝べて軍の樣をも云ひ合せんずるかと思ひたれば、さはなくして、季重が方をば、すげなげに見成しつゝ、傍をつと馳せ通る間、哀れ此の者季重謀つて、先懸くるよと思ひ、五六段計り進んだるを、あれが馬は我が馬より弱げなるものをと目をかけ、一鞭打つて追つ付き、如何に成田殿は、正なうも季重程の者を、謀り給ふ物哉と云ひかけ、打ち捨てゝ寄せつれば、今は遙に下りぬらん、よも後影をば見たらじ」とこそ語りけれ。

【誰先と云ふ事】誰が先陣と目立つ事。**【いざうれ】**當時通用の俗語。さあこいと言ふ樣な時にいふ語。「平家物

母衣

節繩目

語の語法」に、いざおのれ の訛とある。【誰もかくこそ申し度う候ひつれ】私もさう思つて居たとの意。【打込の軍】大勢一緒に打懸る軍。一騎打の反對。【平山が樣】平山方の樣子。【人をば知る可からず】他人は知らず。【一引も引くまじいものを】一歩も退くまいものを。【長食】秣を長々と食ふことで、氣がせいて叱る樣。【さうなせそ】そんなに無慈悲にいふなの意。【其の馬の名殘】其の馬との別れ。【母衣】矢を防ぐ爲に背に負ふもの。生絹又は布で作り、長さ五尺八寸、五幅に縫ひ、左右に五重づつの襞を取り、上下に組緒を附け、上の緒は鎧に、下の緒は腰に結び付ける。色は白、紅、薄紅等。【澤瀉を一入摺つたる直垂】澤瀉の紋を藍色に薄く摺つた鎧直垂。『一入』染汁に一回入れ浸すことで、色の薄いことに云。【節繩目の鎧】鎧の手繩が白、淺葱、紺の布を綯へ合せてある如く、繩目を伏せた意で、白、淺葱、紺の三色の筋ある染革を細く截て威した鎧。なほ甲組類鑑には、更に黑革紫革等を含め、本朝軍器考補正には、五倍子に鐵汁を加へて染めると、黑く赤みのある色となることを擧げ、「後三年合戰の繪卷物に、黑き赤き間色なるものの、薄と濃とに白きを並べて繩目に彩れる鎧あり、是摺繩目の威なるべし」などとの異說もある。【旗差】大將の旗を持つ騎馬の侍。【黃塵の直垂】麹塵の直垂の訛。【黃河原毛】白に黃赤の交つた毛色を河原毛と云。その黃の勝つたもの。【落さんずる谷】これから下らうとする谷、卽ち鵯越。【田井の畑】攝津國武庫郡須磨村大字多井畑、鐵枴鉢伏の陰、後山の西に當る。源氏の軍こゝにて二つに分れ、一は逆落しの方、一は鹽屋の方へ進んだもの。【鹽屋】播磨國明石郡垂水村大字鹽屋、鐵枴山麓の地。【搔楯の際】平家側で並べてゐる搔楯のそばを云。【矢種を射盡させよ】所持の矢を悉く射させてしまへの意。【應答ふ者】應戰する者。【何の詮にか合ふべき】何の詮議に

あふことが出來やうの義。長門本に誰か證人にも立つべきとあると同意。【下り様に】少し下りかけながらの意。【軍の様をも云ひ合せんずるか】軍の手管でも相談するかの意。【すげなげに】無愛想にして。【目を懸け】口をつけ、思ひついてなどの意。【正なうも】無禮にも、よくも。【打捨て寄せつれば】そのまゝ後へ殘して敵の方へ進んで來たとのこと。【後影をば見たらじ】私の後影も見えない位、ずつと後れてゐるであらうの意。

去程に篠目漸う明け行けば、熊谷平山彼是五騎でぞ扣へたる。熊谷は先に名乘つたりけれ共、平山が聞く前にて、又名乘らんとや思ひけん、搔楯の際へ歩ませ寄り、鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げて「抑以前名乘つる、武藏の國の住人、熊谷の次郎直實、子息の小次郎直家、一の谷の先陣ぞや」とぞ名乘つたる。城の内には是を聞いて、「いざ終夜名乘る、熊谷父子を提げて來ん」とて、進む平家の侍誰々ぞ。越中の次郎兵衞盛續、上總の五郎兵衞忠光、惡七兵衞景清、後藤内定經を先として、宗徒の兵廿餘騎、木戸を開いて懸け出でたり。爰に平山は滋目結の直垂に、緋威の鎧著て、二引兩の母衣をかけ、目糟毛と云ふ聞ゆる名馬にぞ乘つたりける。旗指は黑革威の鎧に、甲猪頸に著なしつゝ、宿月毛なる馬にぞ乘つたりける。保元平治二箇度の軍に、先懸けて高名したる、武藏の國の住人、平山の武者所季重と名乘つて、喚いてかく。熊谷蒐くれば平山續き、平山蒐くれば熊谷續き、互に我れ劣らじと、入れ替へ／＼名乘り替へ／＼、

揉みに揉うで、火出づる程にぞ攻めたりける。平家の侍共、熊谷平山に、餘りに手痛う攻められて、叶はじとや思ひけん、城の内へ颯と引いて、敵を外樣に成して ぞ防ぎける。熊谷は馬の太腹射させ、はぬれば、弓杖突いて下り立つたり。子息の小次郎直家も、生年十六歳と名乘つて、眞先蒐けて戰ひけるが、弓手の肘を射させ、是も馬より下り、父と雙んでぞ立つたりける。熊谷、「如何に小次郎は手負ふたるか」。「さん候。」「鎧築を常にせよ、裏掻かすな、錣を傾けよ、内甲射さすな」とこそ敎へけれ。熊谷は鎧に立つたる矢共撥り捨て、城の內を睨へ、大音聲を揚げて、「去年の冬鎌倉を立ちしより以來、命をば兵衞の佐殿に奉り、骸を一の谷の汀に曝さんと、思ひ切つたる直實ぞかし。去んぬる室山水島二箇度の軍に打ち勝つて、高名したりと名乘るなる、越中の次郞兵衞、上總の五郞兵衞、惡七兵衞はないか。能登殿はおはせぬか。高名も敵に依つてこそすれ。人每にはえせじものを。只熊谷父子に落ち合へや、組めや組め」とぞ罵つたる。城の內には是を聞いて、越中の次郞兵衞盛續、好む裝束なれば、小村濃の直垂に、赤威の鎧著て、鍬形打つたる甲の緒を締め、金作の太刀を帶き、廿四差いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓脇に挾み、連錢蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍を置いて乘つたりけるが、熊谷父子を目に懸けて、步ませ寄る。熊谷父子も中を破られ

じと、交も透さず立ち竝び、太刀を拔いて額に當て、後へは一引も引かず、彌前へぞ進んだる。越中の次郎兵衛是を見て、叶はじとや思ひけん、取つて返す。熊谷、「あれは如何に、越中の次郎兵衛とこそ見れ。敵にはどこを嫌はふぞ、押し雙べて組めや組め」と云ひけれども、次郎兵衛、「さもさうず」とて引き返す。上總の惡七兵衛是を見て、「きたない殿原の振舞哉、しや組まんずる物を、落ち合はぬ事はよも有らじ」とて、既に蒐け出で組まんとしければ、次郎兵衛、惡七兵衛が鎧の袖を扣へて、「君の御大事是に限る可からず。有るべうもなし」と制せられて、力及ばで組まざりけり。其の後熊谷は乘替に乘つて喚いてかく。平山も熊谷父子が戰ふ間に、馬の息休め、是も同じう續いたり。平家の方には是を見て、只射取れや射取れとて、差しつめ引きつめ散々に射けれ共、敵は小勢なり、御方は大勢也ければ、勢に紛れて矢にも當らず。只押し雙べて組めや組めと、下知しけれ共、平家の方の馬は、飼ふは稀なり、乘りしげし。舟に久しう立てたりければ、皆彫りきつたる樣なりけり。熊谷平山が乘つたる馬は、飼ひに飼うたる大の馬共なり。一當當てば皆蹴倒されぬべき間、流石押し雙べて組む武者一騎も無かりけり。爰に平山は、身に替へて思ひける、旗指を討たせて、安からずや思ひけん、城の中へ蒐け入り、軈て其の敵が首取つてぞ出でたりける。熊谷父子も、

分捕あまたしてげり。熊谷は先に寄せたれ共、木戸を開かねば蒐け入らず。平山は後に寄せたれ共、木戸を開(あ)けたれば懸け入りぬ。さてこそ熊谷平山が、一二の懸(か)けをば爭ひけれ。

【篠目】もと明くなどの枕詞。夜明けのこと。**【終夜名乘る】**宵にも名乘つたので疊つて言ふ。**【滋目結の直垂】**細かい絞り染の鎧直垂。布をつまみ、絲で結で染め、後絲を解くと、結んだ所が白く目の樣になるを目結、その目の細かく多くあるのを滋目結と云。**【二つ引兩】**横に二線の貫く模樣。**【目糟毛】**延慶本云、目糟毛と名くる事は、左の目の程にかゝりて白き星の有ける故也。**【甲猪頸に着なし】**甲を仰のけに被ること。敵を恐れぬ樣を示すこと。**【宿月毛】**月毛の赤褐色を帶びたもの。**【外樣に】**城の外側に。**【鎧築き】**鎧の各部各部の間に隙間のない樣にする爲に、鎧をゆり上げること。**【裏かゝすな】**矢を鎧の裏まで射通させない樣にせよ。**【能登殿】**能登守教經。**【高名不覺も敵に依つてこそすれ】**勝負は敵の如何に依てあるもので、誰でも勝つとはきまつてゐない、この熊谷は室山水島の時の相手とは違ふとの意。**【好む裝束】**自分の好みの出で立ち。**【小村濃】**紺斑濃の意。地の色を薄くし、所々濃く群雲の如くに端をぼかして染めることを村濃と云。こゝは紺色の村濃を云。**【赤威】**赤革威。**【目に懸けて】**目がけて。**【中を破られじと】**二人の間を隔てられない樣にとの意。**【交も透さず】**間をあけずに。**【敵にはどこを嫌はうぞ】**相手とするにどこに不足があるの意。**【さもさうず】**さも候ふぞの轉。それもさうであるの意。**【きたない】**卑怯な。**【しや組まんずるものを】**馬上で取組まう

ものをの意。「しや」罵つて言ふ詞。【落ち合はぬ事はよも有らじ】御方の者が來合はせて助けることもないとは限らないの意、「落合ふ」來合はせると。【あるべうもなし】あるべくもなしの音便、とんでもないことだと制止すること。【勢に紛れて】勢の多い爲にの意。【飼ふは稀】食を與へることが少いこと。【乘りしげし】使ふことが多いこと。【彫りきつたる】彫刻した様に動かないこと。【一當當てば】一鞭でも當れば、それこそといふ意。【一二の懸をば爭ひけれ】先がけの一番二番に就て爭を生じたとのこと。

二度の懸

去程に成田五郎も出で來る。土肥の次郎實平七千餘騎、色々の旗指し上げ、喚き叫んで攻め戰ふ。大手生田の森をば、源氏五萬餘騎で堅めたりけるが、其の勢の中に、武藏の國の住人、河原太郎河原次郎とて兄弟有り。河原太郎、弟の次郎を呼うで云ひけるは、「大名は我と手を下さね共、家人の高名を以て名譽す。我等は自ら手を下さでは叶ひ難し。敵を前に置きながら、矢一つをだに射ずして待ち居たれば、餘りに心元なきに、高直は城の中へ紛れ入つて、一矢射んと思ふ也。されば千萬が一つも、生きて歸らん事有りがたし。汝は殘り留つて、後の證人に立て」と云ひければ、弟の次郎涙をはら〳〵と流いて、「只兄弟二人有る者が、兄を討たせて、弟があとに殘り留つたれば

とて、幾程の榮花をか保つべき。所々で討たれんより、一所でこそ討死をもせめ」とて、下人共呼び寄せ、妻子の許へ、最後の有樣云ひ遣し、馬には乘らで、芥下をはき、弓杖を突いて、生田の森の逆木を上り越えて、城の中へぞ入つたりける。星明に鎧の毛さだかならず。河原太郎大音聲を揚げて「武藏の國の住人、河原太郎私の高直、同じき次郎盛直、生田の森の先陣ぞや」とぞ名乘つたる。城の內には是を聞いて、「哀れ東國の武士程怖しかりける者はなし。此の大勢の中へ、只兄弟二人懸け入つたらば、何程の事をかし出すべき、唯置いて愛せよや」とて、討たんと云ふ者こそ無かりけれ。河原兄弟究竟の弓の上手なりければ、差しつめ引きつめ散々に射る。城の中には是を見て「今は此の者愛し惡し、討てや」と云ふ程こそ有りけめ、西國に聞えたる强弓精兵、備中の國の住人、眞名邊の四郎、眞名邊の五郎とて兄弟有り。兄の四郎をば一の谷に置かれたり。弟の五郎は生田の森に有りけるが、是を見て能つ引き暫し保つて兵ど射る。河原太郎が鎧の胸板を、後へつと射拔かれて、弓杖に縋り疼む所を、弟の次郎走り寄り、兄を肩に引つ懸けて、生田の森の逆木登り越えんとする處を、眞名邊が二の矢に、弟の次郎が鎧の草摺のはづれを射させて、同じ枕に臥しにけり。眞名邊が下人落ち合せて、河原兄弟が頸を取る。大將軍新中納言知盛の卿の御見參に入れたりければ、「哀

れ剛の者や、是等をこそ一人當千の、好き兵共とも云ふべけれ。可惜(あったら)者共が命を助けて見て」とぞ宣ひける。

【我と手を下さね共】自分では直接働かないがの意。【名譽す】一本名譽とすとある。【餘に心元なきに】餘り待ち遠であるからの意。【芥下】盛衰記藁下々とある。藺又は藁で作った粗末な一種の草履。【星明に鑓の毛さだかならず】薄暗くて威の色目か判然しないから書かないの意。【私】河原氏の本姓、私黨の一族で、武藏國熊谷庄附近の私市(きさいち)庄の人なる故に云。【愛せよや】可愛がつてやれと云ふ位の意。【今は此者愛し惡くし】まう此上は可愛がつて捨て置く事は出來ないの意。【暫し保つて】暫く引いたまゝにしてねらひをよく定めたこと。【疼む】屈んで立ち兼ねること。【同じ枕に臥し】一所に倒れ死んだこと。【命をば助けて見て】見ては見ての訛。生かして見たらさぞ働いたらうに、終に殺して惜しいことをしたと歎息したこと。

其の後河原が下人走り散つて、「河原殿兄弟こそ、只今城の中へ眞先懸(まっさきか)けて、討たれさせ給ひぬるは」と、呼(よば)はつたりければ、梶原平三是を聞いて、「是は私(し)の黨の殿原の不覺でこそ、河原兄弟をば討たせたれ。時能く成りぬるぞ、寄せよや」とて、梶原五百餘騎、生田の森の逆木(さかもぎ)をとり除けさせて、城の内へ喚いてかく。次男平次餘りに先を蒐けうと進む間、父平三使者を立てゝ、「後陣の勢の續かざらんに、先懸けたらん者には、勸賞有るまじき由、大將軍よりの仰ぞ」と云ひ送りたりければ、平次暫く扣へて、

武士の取り傳へたる梓弓、引いては人のかへすものかは。

と申させ給へやとて、喚いてかく。梶原是を見て、「平次討たすな者共、景高討たすな續けや」とて、父の平三、兄の源太、同じき三郎續いたり。梶原五百餘騎の大勢の中へ蒐け入り、竪様横様、蜘蛛手、十文字に懸け破つて、颯と引いて出でたれば、嫡子の源太は見えざりけり。梶原、郎等共に、「源太は如何に」と問ひければ、「餘りに深入して討たれさせ給ひて候ふやらん。遙に見えさせ給ひ候はず」と申しければ、梶原涙をはらはらと流いて、「軍の先を懸けうと思ふも、子共がため、源太討たせて、景時命生きても、何にかはせんなれば、返せや」とて又取つて返す。其の後梶原鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げて、「昔八幡殿の後三年の御戰に、出羽の國千福金澤の城を攻め給ひし時、生年十六歲と名乘つて、眞先懸け、弓手の眼を甲の鉢付の板に射付けられながら、其の矢を拔かで、當の矢を射返し、敵射落し、勸賞蒙り、名を後代に上げたりし、鎌倉の權五郎景正に、五代の末葉、梶原平三景時とて、東國に聞えたる、一人當千の兵ぞや。我れと思はん人々は、寄り合へや見參せん」とて、喚いてかく。城の內には是を聞いて、「只今名乘るは東國に聞えたる兵ぞや、餘すな、漏すな、討てや」とて、梶原を中に取り籠めて、我れ討取らんとぞ進みける。梶原先づ我が身の上をば知らずして、

源太は何くに有るやらんと、蒐け破り蒐け廻り尋ぬる程に、案の如く、源太は馬をも射させ歩立になり、甲をも打ち落され、大童に戰ひなつて、二丈計り有りける岸を後に當て、郞等二人左右に立て、打物拔いて敵五人が中に取り籠められて、而も振らず命も惜まず、爰を最後と攻め戰ふ。梶原是を見て、源太は未だ討たれざりけりと嬉しう思ひ、急ぎ馬より飛んで下り、「如何に源太、景時爰に有り、同じう死ぬる共、敵に後を見すな」とて、父子して五人の敵を三人討ち捕り、二人に手負はせて、「弓矢取は懸くるも引くも、折にこそよれ、いざうれ源太」とて、かい具してぞ出でたりける。梶原が二度の懸とは是也。

【走り散つて】走り廻つて。**【私の黨】**私市の黨の義。武藏國私市庄附近在住の者で黨を組む者。**【時能くなりぬるぞ】**時分がよくなつたの意。戰の氣分が強く起つたこと。**【武士の云々】**上の句は下の引いてはの序詞。武士が祖先以來相傳した梓弓を一度引きしぼつたと同じに、もとへ返す事は出來ないの意。父の勸告を聞入れずに斷る意。『梓弓』梓の木で作つた丸木弓。『かは』反語。**【景高】**平次の名。**【平三】**景時。**【源太】**景季。**【三郎】**景家。**【遙に見えさせ給ひ候はず】**ずつと前から御見えにならないの意。**【千福】**雄勝、平鹿、山本三郡の汎稱。山北の訛。後山本郡を山北、又仙北に改めた。**【金澤城】**羽後國仙北郡金澤町に其址を存ずと云。陸奧守源義家が淸原武衡同家衡を討滅した處。**【鉢付の板】**甲の鉢に附いてゐる錣の第一枚目の板。**【當の矢】**審

の矢の意。返しに射た矢。【蒐け破り】軍兵の隊を爲してゐる中を馬でわつて通ること。【岸】がけ。【敵に後を見すな】逃げるな。【懸くるも引くも折にこそよれ】進退共に適宜にすべきものとの意。【かい具し】引き連れてといふこと。『かい』かきの音便。【二度の懸】一度の戰に、單騎で二度も攻め入つたこと。

坂落

是を始めて、三浦、鎌倉、秩父、足利黨には、猪俣、兒玉、野井與、横山、西黨、綴喜黨、總じて私の黨の兵共、源平互に亂れあひ、喚き叫ぶ聲は山を響し、馳せ違ふる馬の音は雷の如く、射違ふる矢は雨の降るに異ならず。或は薄手負うて戰ふ者も有り、或は引つ組み刺し違へて死ぬるも有り。或は取つて押へて首を掻くもあり、掻かるゝもあり、何れ隙有り共見えざりけり。かゝりしか共、源氏大手計りでは、如何にも叶ふべし共見えざりしに、七日の日の曙に、大將軍九郎御曹司義經、其の勢三千餘騎、鵯越に打ち上つて、人馬の息休めておはしけるが、其の勢にや驚きたりけん、牡鹿二つ牝鹿一つ、平家の城郭一の谷へぞ落ちたりける。平家の方の兵共是を見て、縦ひ里近からん鹿だにも、我等に恐れて山深うこそ入る可きに、只今の鹿の落樣こそ怪しけれ。如何樣にも、是は上の山より敵落すにこそとて、大きに噪ぐ處に、爰に伊豫の國

の住人、武智の武者所清教進み出で、「縦ひ何者にても有らばあれ、敵の方より出で來たらんずる者を、通す可き様なし」とて、牡鹿二つ射留めて、牝鹿をば射いでぞ通しける。越中の前司是を見て、「詮ない殿原の鹿の射様哉。只今の矢一筋では、敵十人をば防がんずる物を、罪作りに矢だうなに」とぞ制しける。去程に大將軍九郎御曹司義經、平家の城郭遙に見下しておはしけるが、馬共落いて見んとて、少々落されけり。或は中にて轉んで落ち、或は足打ち折つて死ぬるも有り。され共其の中に、鞍置馬三匹、相違なく落ち着いて、越中の前司が屋形の前に、身振してこそ立つたりけれ。御曹司、「馬は主々が心得て落さんには、痛うは損ずまじかりけるぞ。くは落せ、義經を手本にせよ」とて、先づ三十騎計り、眞先懸けて落されければ、三千餘騎の兵共、皆續いて落す。其しも小石交りの砂なりければ、流れ落しに二町計り颯と落いて、壇なる所に扣へたり。其れより下を見下せば、大磐石の苔むしたるが、釣瓶下に、十四五丈ぞ下つたる。其れより先へは進む可き共見えず、又後へ取つて返す可き様も無かりしかば、兵共爰ぞ最後と申して、あきれて扣へたる所に、三浦の佐原の十郎義連、進み出で申しけるは、「我等が方では、鳥一つ立ちてだにも、朝夕加様の所をば馳せありけ、是は三浦の方の馬場ぞ」とて、眞先懸けて落しければ、大勢皆續いて落す。後陣に落す者

の鐙の鼻は、先陣の鎧甲に障る程なり。餘りのいぶせさに、目を塞いで落しける。えい〳〵聲を忍びにして、馬に力を付けて落す。大方人の所爲とは見えず、只鬼神の所爲とぞ見えし。落しも果てぬに、鬨を咄つとぞ作りける。三千餘騎が聲なれ共、山彥答へて十萬餘騎とぞ聞えける。村上の判官代康國が手より火を出だいて、平家の屋形假屋を、片時の烟と燒き拂ふ。黑烟既に押し懸けければ、平家の兵共、若しや助かると、前なる海へぞ多く走り入りける。渚には助舟共いくらも有りけれ共、船一艘には鎧うたる者共が、四五百人千人計り込み乘つたらうに、何かは好かる可き。渚より三町計り漕ぎ出でゝ、目の前にて大舟三艘沈みにけり。其の後は好き武者をば乘する共、雜人原をば乘す可からずとて、太刀長刀にて打ち拂ひけり。角する事とは知りながら、敵に逢うては死なずして、乘せじとする舟に取り付き摑み付き、或は臂打斬られ、或は肘打落されて、一の谷の汀に、朱に成つてぞ列み臥したる。去程に、大手にも濱の手にも、武藏相模の若殿原、面も振らず命も惜まず、爰を最後と攻め戰ふ。能登殿は度々の軍に、一度も不覺し給はぬ人の、今度は如何思はれけん、薄墨と云ふ馬に打ち乘つて、西を指してぞ落ち給ふ。播磨の高砂より御船に召して、讃岐の八島へ渡り給ひぬ。

【猪俣、兒玉、野井與、横山、西黨、私黨】武藏七黨中の者。『野井與』野與の訛。【總じて】此語一本にない。【何れ隙有り共】敵も御方も乘すべき隙もない位であつたの意。【其の勢にや驚きけむ】其軍勢に驚いたのであらう。【里近からむ鹿だにも】人里近く住んでる鹿でさへ。【縱ひ何者にても】たとひ人間でなくてもの意。【射いでぞ】射での音便。射ないでといふこと。【詮ない】無益な。【罪作りに】無益の殺生して、佛教でいふ罪を作ることであるにの意。【矢だうなに】無益に矢の費えるのにの意。【中にて】虚空での意。【越中の前司】盛俊。【主々】馬の各自の主。【其しも】そこはといふを强めて云。落ち初める處。【流れ落しに】すべり落ること。【壇なる所】途中で平く壇になつてゐる處。【大磐石】大きな平たい石。【釣瓶下しに】釣瓶をおろす様に垂直にといふこと。【我等が方】自分等の國許といふこと。【鳥一つ立ちてだにも】鳥が一匹飛び立つたといふ位の時でさへの意。【三浦の方の馬場】三浦地方の馬場も同樣であきれるには及ばないの意。【鐙の鼻】鐙の端
【餘りのいぶせさ】非常にあぶなくて氣が落ち着かないこと。【えいえい聲】勢をつける爲にえいえいと聲を出していふこと。【忍にして】小聲でいふこと。【大方人の所爲とは見えず】大體人間わざとは思はれない位のことであつたとのこと。【山彦】反響。もと山の神の名、眞似して答へるといふことより轉して云。【込み乘つたらうに】群り乘つてはといふこと。【かくする事】船につかまれば斬り拂はれるとは知りながらもの意。【朱になつて】血だらけに成つて。

盛俊最後

新中納言知盛の卿は、生田の森の大將軍にておはしけるが、東に向つて戰ひ給ふ處に、山のそばより寄せける兒玉黨の中より、使者を立て、「君は一年武藏の國司にて渡らせ給へば、其の好を以て、兒玉の者共が中より申し候。未だ御後をば御覽ぜられ候はぬやらん」と申しければ、新中納言以下の人々、後を顧み給へば、黑烟推し懸けたり。「あはや西の手は破れにけるは」と云ふ程こそありけれ、取物も取り敢へず、我先にとぞ落ち行きける。越中の前司盛俊は、山の手の侍大將にてまし〳〵けるが、今は落つ共叶はじとや思ひけん、扣へて敵を待つ所に、猪俣の小平六則綱、好き敵と目を懸け、鞭鐙を合せて馳せ來り、押し雙べて無手と組んでどうど落つ。猪俣は八箇國に聞えたる健者也。鹿の角の一二の草かりをば、輙く引き裂きけるとぞ聞えし。越中の前司も、人目には二三十人が力顯すと云へども、内々は六七十人して上げ下す舟を、只一人して推し上げ推し下す程の大力也。されば猪俣を取つて押へて、動かさず、猪俣、下に臥しながら、刀を拔かうとすれ共、指の股はだかつて、刀の柄を握るにも及ばず。物を云はうとすれ共、餘りに强う推さへられて聲も出でず。されども猪俣は、大剛の者にて

ありければ、暫しの息を休めて、「敵の首を捕ると云ふは、我も名乗つて聞かせ、敵にも名乗らせて、首取つたればこそ大切なれ。名も知らぬ頸取つて、何にかはし給ふ可き」と云ひければ、越中の前司實もとや思ひけん、「本は平家の一門たりしが、身不肖なるに依つて、當時は侍になされたる、越中の前司盛俊と云ふ者也。和君は何者ぞ、名乗れ、聞かう」と云ひければ、「武藏の國の住人、猪俣の小平六則綱と云ふ者也。只今我が命助けさせおはしませ、さだにも候はゞ、御邊の一門、何十人もおはせよ、今度の勳功の賞に申し替へて、御命許りをば助け奉らん」と云ひければ、越中の前司大に怒つて、「盛俊身不肖なれ共、流石平家の一門也。盛俊源氏を憑まう共思ひもよらず、源氏又盛俊に憑まれう共、よも思ひ給はじ。惡い君が申樣哉」とて、既に頸を掻かんとしければ、「正なう候、降人の頸掻く樣や有る」と云ひければ、さらば助けんとて赦しけり。

【そば】嶮岨な處。がけ。**【君】**知盛。**【西の手】**一の谷口。**【取る物も取りあへず】**あわてた樣。**【山の手】**生田の森口。**【今は落つ共叶はじ】**この上は逃げても逃げおほせまいとのこと。**【八箇國】**關東八箇國。**【健者】**剛勇我慢の者。**【一二の草かり】**角の枝に分れてゐる部分を草かり、その根本より上へ數へて一、二と云ひ、太くて引き割き難い角の根元をも容易に引き割く程、力が强かつたの意。**【内々は】**實際は。**【はだかつて】**廣がつて。

【さだにも候はゞ】さうさへして下されば、命を助けてくれたらの意。

前は堅田の畠の樣なるが、後は水田のごみ深かりける畔の上に、二人ながら腰打ち懸けて、息續ぎ居たり。良あつて、緋威の鎧著て、月毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて乘つたりける武者一騎、鞭鐙を合せて馳せ來る。越中の前司怪氣に見ければ、「あれは猪俣に親しう候、人見の四郎で候ふが、則綱が有るを見て、詣で來ると覺え候。苦しうも候はぬ」と云ひながら、あれが近付く程ならば、しや組まんずるものを、落ち合はぬ事はよも有らじと思ひて待つ處に、交一段計りに馳せ來る。越中の前司、初めは兩人の敵を一目づゝ見けるが、次第に近付く敵を、はたと守つて、則綱を見ぬ隙に、猪俣力足を踏んで立ち上り、拳を強く握り、越中の前司が鎧の胸板を、はたと突いて、後へのけに突き倒す。起き上らんとする處を、猪俣上に乘り懸かり、越中の前司が腰の刀を拔き、鎧の草摺引き上げて、柄も拳も通れ〳〵と三刀刺いて、首を取る。去程に人見の四郎も出で來たり。加樣の時は論ずる事も有りとて、軈て頸をば太刀の鋒に貫き、高く指し揚げ、大音聲を揚げて、「此の日來平家の御方に、鬼神と聞えつる、越中の前司盛俊をば、武藏の國の住人、猪俣の小平六則綱が、討つたるぞや」と名乘つて、其の日の高名の一の筆にぞ附きにける。

【堅田】水の干た田。【ごみ】泥。【畔】あぜ。【悴氣に見ければ】油斷せず氣を付けて見ること。【苦しうも候はぬ】御氣遣には及ばない。【しや組まんずるものを】盛俊と組まうといふ意。【落ち合はぬ事はよも有らじ】人見も助けてくれるであらうの意。【はたと守つて】ぢつと見まもること。【力足を踏んで】足に力を入れて地を踏むこと、體に勢を付ける爲にすること。【のけに】仰のけ。【加樣の時は論する事も有りとて】一人に二人落ち合ふ時は、功名爭ひが起り勝であるとのこと。【高名の一の筆】當日武功の名を書いた中の筆頭。

忠度最後

薩摩の守忠度は、西の手の大將軍にておはしけるが、其の日の裝束には、紺地の錦の直垂に、黑絲威の鎧著て、黑き馬の太う逞しきに、沃懸地の鞍置いて、乘り給ひたりけるが、其の勢百騎計りが中に打ち圍まれて、最と騷がず、扣へ〳〵落ち給ふ所に、爰に武藏の國の住人、岡部の六彌太忠純、好き敵と目を懸け、鞭鐙を合せて追つ蒐け奉り、「あれは如何に、好き大將軍とこそ見進らせて候へ、正なうも敵に後を見せ給ふ物哉、返させ給へ」と詞を懸けゝれば、「是は御方ぞ」とて、振り仰き給ふ内甲を見入れたれば、かね黑也。哀れ御方にかね付けたる者はなき物を、如何樣にも是は平家の公達にてこそおはすらめとて、押し雙べて無手と組む。是を見て百騎計りの兵共、皆國々

の驅り武者也ければ、一騎も落ち合はず、我先にとぞ落ち行きける。薩摩の守は聞ゆる熊野育ちの大力、究竟の早業にておはしければ、六彌太を攫うで、「惡い奴が、御方ぞと云はゞ云はせよかし」とて、六彌太を捕つて引き寄せ、馬の上にて二刀、落ち付く所で一刀、三刀迄こそ突かれけれ。二刀は鎧の上なれば通らず。一刀は内甲へ突き入れられたりけれ共、薄手なれば死なざりけるを、取つて押へて頸を掻かんとし給ふ處に、六彌太が童、後れ馳せに馳せ來て、急ぎ馬より飛んで下り、討刀を拔いて、薩摩の守の右の肘を、臂の本よりふつと打ち落す。薩摩の守今は角とや思はれけん、「暫し退け、最後の十念唱へん」とて、六彌太を攫うで、弓長許りぞ投げ退けらる。其の後西に向ひ、「光明遍照十方世界、念佛衆生攝取不捨」と宣ひも果てねば、六彌太後より寄り、薩摩の守の頸を取る。好い首討ち奉つたりとは思へ共、名をば誰共知らざりけるが、箙に結び付けられたる文を取つて見ければ、旅宿の花と云ふ題にて、歌をぞ一首讀まれたる。

　行き暮れて木の下影を宿とせば、花や今宵の主ならまし。

忠度と書かれたりける故にこそ、薩摩の守とは知りてげれ。軈て頸をば太刀の鋒に貫き、高く差し上げ、大音聲を揚げて、「此の日來日本國に、鬼神と聞えさせ給ひたる、

薩摩の守殿をば、武藏の國の住人、岡部の六彌太忠純が討ち奉つたるぞや」と名乘つたりければ、敵も御方も是を聞いて、「あないとほし、武藝にも歌道にも勝れて、好き大將軍にておはしつる人を」とて、皆鎧の袖をぞ濡らしける。

【西の手】一の谷方面。【岡部六彌太忠純】東鑑岡部六野太忠澄とある。【是は御方ぞ】我は源氏方だと詐つたこと。【かね黑】鐵漿で齒を黑く染めて居ること。鳥羽天皇以降、朝廷の公卿等儀容を整へ眉を拔き齒を染める風起り、平家の公達も其眞似をしてゐたので、源氏との區別が一見してすぐついたのである。【一騎も落合はず】一人も助けに來會はすものがなかつたこと。【熊野育ち】紀伊熊野山中で荒々しく育つたの意。【究竟の早業】人並はづれて武藝のわざを手早くする人。【惡い奴が】惡い奴めと同意。一本惡い奴かなとある。【云はゞ云はせよかし】言つたらそのまゝに言はせて置いてくれゝばよいのにの意。【落付く所】馬上で組み合ひ下に落ちた其處でといふこと。【後れ馳に馳せ來て】後れながらも馳せ付けたこと。【西に向ひ】極樂淨土は西方十萬億土に在ると云ふよりのこと。【光明遍照云々】觀無量壽經眞身觀の文で、念佛の後に唱へる迴向文。極樂淨土の主阿彌陀如來の光明遍く十方の世界を照らし、念佛する行者は、淨土におさめ取て捨ておかないの意。『十方』東西南北四維上下。【行暮れて云々】旅で日を暮らし宿のない時、木の下を宿としてねればゝ、花が其夜の主人であるの意。

重衡虜

本三位中將重衡の卿は、生田の森の副將軍にておはしけるが、その日の裝束には、褐に白う黄なる絲を以て、岩に村千鳥縫うたる直垂に、紫下濃の鎧著て、鍬形打つたる甲の緒をしめ、金作りの太刀を帶き、廿四差いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓持つて、童子鹿毛と云ふ、聞ゆる名馬に、金覆輪の鞍置いて騎り給へり。乳母子の後藤兵衞盛長は、滋目結の直垂に、緋威の鎧著て、三位の中將のさしも秘藏せられたる、夜目無し月毛にぞ乘せられたる。主從二騎助船に乘らんとて、渚の方へ落ち給ふ處に、庄の四郎高家、梶原源太景季、好き敵と目を懸け、鞭鐙を合せて追つ懸け奉る。渚には助舟共多かりけれ共、後より敵は追つ懸けたり。乘る可き隙も無かりければ、湊河刈藻河をも打ち渡り、蓮の池を馬手に見て、駒の林を弓手になし、板宿須磨をも打ち過ぎて、西を指してぞ落ち給ふ。三位の中將は、童子鹿毛と云ふ、聞ゆる名馬に乘り給へり。もり伏せたる馬共、容易う追つ付くべし共見えざりければ、梶原若しやと遠矢に、能つ引いて兵ど放つ。三位の中將の馬の三頭を、篦深に射させて弱る處に、乳母子の後藤兵衞盛長、吾が馬召されなんとや思ひけん、鞭を打つてぞ逃げたりける。三位の中將、「如

何に盛長、我れをば捨てゝ何くへ行くぞ、日來は、さは契らざりしものを」と宣へ共、空聞かずして、鐙に付けたる赤印共撥り捨て、只北げにこそ北げたりけれ。三位の中將馬は弱る、海へ颯と打ち入れ給ふ。身を投げんとし給へ共、其しも遠淺にて、沈む可き樣も無かりければ、腹を切らんとし給ふ處に、庄の四郎高家、鞭鐙を合せて馳せ來り、急ぎ馬より飛んで下り、「正なう候、何く迄も御供仕り候はんずるものを」とて、我が乘つたりける馬に掻き乘せ奉り、鞍の前輪にしめ付け奉つて、「我が身は乘替に乘つて、御方の陣へぞ入りにける。乳母子の盛長は、其をば、なつく逃げ延びて、後には熊野法師に、尾中の法橋を憑うで、居たりけるが、法橋死にての後、後家の尼公の訴訟の爲に、都へ上るに伴して上りたりければ、三位の中將の乳母子にて、上下多くは見知られたり。「あな憎や、後藤兵衞盛長が、三位の中將のさしも不便にし給ひつるに、一所で如何にも成らずして、思ひも寄らぬ後家尼公の供して、上りたるよ」とて、皆爪彈をぞしける。盛長も流石恥しうや思はれけん、扇を顔にかざしけるとぞ聞えし。

【かちに白う黄なる絲を以て岩に村千鳥繍うたる直垂】褐色の綾などに、白絲黄絲で岩間に千鳥の群がる樣を刺繡した鎧直垂。『かち』紺の濃い色。『村千鳥』群千鳥。**【湊川】**攝津國武庫郡を流れ、神戸市を經、兵庫の北より海に入る。長さ二里餘。**【苅藻川】**鵯越より出で鷹取山麓を繞り、南流し尻池より海に入る。長さ四十町

許りの細道で、長田の南に當る。【蓮の池】長田西、街道北側。【駒の林】苅藻川西岸。【もり伏せたる馬共】一本もみ伏せたる馬共とあると同意。揉みに揉んで弱りはてた馬共。【吾が馬召されなん】自分の乗せられてゐる馬を乗替へに取られるかと思つたとのこと。【さは契らざりしものを】生死を共にしやうと約束したのにの意。【空聞かずして】わざと聞かない振をして。【馬は弱る】此上に、一本敵は近づくとある。馬は弱るし、仕方がないのでの意。【何く迄も御供仕り候】何處までもついて行くといふ意で、取り遺しはしないといふことを婉曲に述べた語。【しめ付け】抑へつけて動かさないこと。【憑うて】たよつて寄寓してゐること。【さしも不便に】あれ程寵愛されたのにの意。【爪弾】指の爪を親指の内側にかけて弾くこと。賤み、嫌ふ等の感情を示す時にする俗習。【扇を顏にかざし】人に見られるのが恥かしくて、扇で顏を隱したこと。

敦盛

去程に一の谷の軍破れにしかば、武藏の國の住人、熊谷の次郎直實、平家の公達の助舟に乗らんとて、汀の方へや落ち行き給ふらん。哀れ好き大將軍に組まばやと思ひ、細道に懸かつて渚の方へ歩まする處に、爰に練緯に鶴繡うたる直垂に、萠黄匂の鎧著て、鍬形打つたる甲の緒をしめ、金作の太刀を帶き、二十四差いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓持ち、連錢蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて、乗つたりける者一騎、沖なる船を目

に懸け、海へ颯と打ち入れ、五六段許ぞ游がせける。熊谷、「あれは如何に、好き大將軍とこそ見進らせて候へ。まさなうも敵に後を見せ給ふ物哉、返させ給へ〳〵」と、扇を擧げて招きければ、招かれて取つて返し、渚に打ち上らんとし給ふ所に、熊谷浪打際にて、押し雙べ無手と組んでどうと落ち、取つて押へて頸を掻かんとて、甲を押し仰けて見たりければ、薄化粧してかね黑也。我が子の小次郎が齡程して、十六七計なるが、容顏誠に美麗なり。「抑如何なる人にて渡らせ給ひ候ふやらん、名乘らせ給へ、助け進らせん」と申しければ、「先づかう云ふ和殿は誰ぞ」。「物其の數にては候はね共、武藏の國の住人、熊谷の次郎直實」と名乘り申す。「さては汝が爲には好い敵ぞ、名乘らず共頸を取つて人に問へ、見知らうずるぞ」とぞ宣ひける。熊谷、「哀れ大將軍や。此の人一人討ち奉つたり共、負く可き軍に勝つ可き樣なし。又助け奉つたり共、勝つ軍に負くる事もよも有らじ。今朝一の谷にて、我が子の小次郎が薄手負うたるをだにも、直實は心苦しく思ふに、此の殿討たれ給ひぬと聞き給ひて、さこそは歎き悲み給はんずらめ。助け進らせん」とて、後を顧みたりければ、土肥梶原五十騎計りで出で來る。熊谷涙をはら〳〵と流いて、「あれ御覽候へ、如何にもして助け進らせんとは存じ候へども、御方の軍兵雲霞の如くに滿ち滿ちて、よも逃し進らせ候はじ。哀れ同

じうは、直實が手に懸け奉つて、後の御孝養をも仕り候はん」と申しければ、「只何樣にも、疾う〳〵頸を取れ」とぞ宣ひける。熊谷餘りにいとほしくて、何くに刀を立つ可し共覺えず。目も昏れ心も消え果てゝ、前後不覺に覺えけれ共、さてしも有る可き事ならねば、泣く泣く頸をぞ掻いてげる。「哀れ弓矢取る身程口惜しかりける事はなし。武藝の家に生れずば、何しに只今かゝる憂目をば見るべき。情なうも討ち奉つたる物哉」と、袖を顏に押し當て、さめ〳〵とぞ泣き居たる。頸を裹まんとて、鎧直垂を解いて見ければ、錦の袋に入れられたりける笛をぞ腰に指されたる。「あないとほし、此の曉城の內にて、管絃し給ひつるは、此の人々にておはしけり。當時御方に東國の勢、何萬騎か有るらめども、軍の陣に笛持つ人はよも有らじ。上﨟は猶も優しかりける物を」とて、是を取つて大將軍の御見參に入れたりければ、見る人淚を流しけり。後に聞けば、修理の大夫經盛の乙子、大夫敦盛とて、生年十七にぞ成られける。其れよりしてこそ、熊谷が發心の心は出で來にけれ。件の笛は祖父忠盛、笛の上手にて、鳥羽の院より下し賜られたりしを、經盛相傳せられたりしを、敦盛笛の器量たるに依つて、持たれたりけるとかや、名をば小枝とぞ申しける。狂言綺語の理と云ひながら、遂に讃佛乘の因となるこそ哀れ也。

【細道に懸かつて】細い道傳ひに。【練緯】生絲を經(たて)、練絲を緯(ぬき)にして織つた絹。【鶴縫うたる】鶴の模樣を刺繍にしたこと。【薄化粧】淡くお白いをつけてゐること。【齢程して】同じ位の年恰好で。【十六七計なるが】「ばかん」ばかりの訛。【物其の數にては候はねど】數の中へはゐる程のものではないがの意。【見知らうずるぞ】見知らんずるぞの轉、知つてゐるであらうの意。【此の殿討たれ給ひぬと聞き給ひて】一本此殿の父の討れぬと聞きてとある。【後の御孝養】死後の追善供養。【何樣にも】どうでもよいからといふこと。【前後不覺】前後を辨へぬ意、喪心した樣になること。【上﨟】貴人。【猶も】やはり。【發心】發菩提心の意、出家の心を起すこと。直實の出家に就ては、東鑑(建久三、十一、廿五)に、久下權守直光と莊地境界の諍論より、御前の裁決を仰いだが、事直實に不利となり、憤怒の餘りに、除髮逐電とある。【小枝】盛衰記云、彼笛と申は、父經盛笛の上手にておはしけるが、砂金百兩、宋朝に渡されて、よき漢竹を一枝取寄、殊によき兩節間を一よ取、天台座主前明雲僧正に仰せられて、秘密瑜伽壇に立て、七日加持して秘藏して彫られし笛也。子息達の中には敦盛器量の仁なりとて、七歲の時より傳へて持たれたりけり。夜深る儘にさえければ、さえだと名附けられける也。【狂言綺語の理云々】小說めいたはかないことではあるが、佛經を讃稱し成佛の原因となるのは貴いことであるの意。

濱(はま)軍(いくさ)

門脇殿の末子(ばつし)、藏人の大夫業盛(なりもり)は、常陸の國の住人、土屋の五郎重行と組んで討たれ給

ひぬ。皇后宮の亮經正は、武藏の國の住人、河越の小太郎重房が手に取り籠め奉つて、遂に討ち奉る。尾張の守清定、淡路の守清房、若狹の守經俊、三騎つれて敵の中へ破つて入り、散々に戰ひ、分捕あまたして、一所で討死してげり。新中納言知盛の卿は生田の森の大將軍にておはしけるが、其の勢皆落ち失せ討たれにしかば、御子武藏の守知章、侍に監物太郎頼方、主從三騎汀の方へ落ち給ふ處に、爰に兒玉黨と覺しくて、團扇の旗差したる者共が、十騎計り轡を合せて、押し懸け奉る。監物太郎は、究竟の弓の上手なりければ、取つて返し、先づ眞先に進んだる、旗差が頸の骨を、兵つばと射て、馬より倒に射落す、其の中の大將と覺しき者、新中納言に組み奉らんとて馳せ雙ぶる處に、御子武藏の守知章、父を討たせじと、中に隔たり、押し雙べて無手と組んで、どうと落ち、取つて押へて頸を掻き、立ち上らんとし給ふ處に、敵が童落ち合せて、武藏の守の頸を取る。監物太郎落ち重り、武藏の守討ち奉りたりける、敵の童をも討ちてげり。其の後矢種の有る程射盡し、打物拔いて戰ひけるが、弓手の膝口を健に射させ、立ちも上らで居ながら討死してげり。此の紛れに新中納言知盛の卿は、其をつと逃げ延びて、究竟の息長き名馬には乘り給ひぬ。海の面二十餘町泳がせて、大臣殿の御舟へぞ參られける。

【門脇殿】教盛。【取り籠め】取り圍んで。【團扇の旗】軍配團扇の旗。兒玉黨の家紋。【敵が童落ち合せて】兒玉方の大將の侍童が助けに來たこと。【究竟の息長き名馬には乘り給ひぬ】非常に息の長くつゞく名馬には乘つては居られたりするのでといふ意。

舟には人多く取り乘つて、馬立つ可き樣も無かりければ、馬をば渚へ追つ廻さる。阿波の民部重能、「御馬敵の物に成り候ひなんず、射殺し候はん」とて、片手矢番げて出でければ、新中納言、「縱ひ何の者にも成らばなれ。只今我が命助けたらんずる者を、有るべうもなし」と宣へば、力及ばで射ざりけり。此の馬、主の別を惜みつゝ、暫しは船を離れもやらず、沖の方へ泳ぎけるが、次第に遠く成りければ、空しき渚へ泳ぎ廻り、足立つ程にも成りしかば、猶船の方を顧みて、二三度迄こそ嘶きけれ。其の後陸に上つて、休み居たりけるを、河越の小太郎重房、取つて院へ進らせたり。本も此の馬、院の御祕藏にて、一の御廐に立てられたりしを、一年宗盛公內大臣に成つて、悅中の有りし時、下し賜はられたりしを、弟中納言に預けられたりしかば、餘りに祕藏して、此の馬の祈の爲にとて、每月朔日毎に、泰山府君をぞ祭られける。其の故にや馬の息も長う、主の命をも助けけるこそ目出たけれ。此の馬本は信濃の國井上だちにて有りければ、井上黑とぞ召されける。今度は河越が取つて院へ進らせたりけれ

ば、河越黑とぞ召されける。其の後新中納言知盛ノ卿、大臣殿の御前におはして、涙を流いて申されけるは、「武藏ノ守にも後れ候ひぬ。監物太郎をも討たせ候ひぬ。今は心細うこそ罷り成つて候へ。されば子は有つて父を討たせじと、敵に組むを見ながら、いかなる父(おや)なれば、子の討たるゝを助けずして、是迄遁れ參つて候ふやらん。哀れ人の上ならば、いか計りもどかしう候ふべきに、我が身の上に成り候へば、よう命は惜しいものにて候ひけりと、今こそ思ひ知られて候へ。人々の思し召さん御心の中共こそ、愧しう候へ」とて、鎧の袖を顏に押し當て、さめ〴〵と泣かれければ、大臣殿「誠に武藏ノ守の父の命に代られけるこそ、有り難けれ。手も利(き)き心も剛(がう)にして、好き大將軍にておはしつる人を、あの淸宗と同年にて、今年は十六な」とて、御子右衞門ノ督のおはしける方を見給ひて、涙ぐみ給へば、其の座に幾らも並(な)み居給へる人々、心有るも心なきも、皆鎧の袖をぞ濡らされける。

【片手矢】一筋の矢。内むき外むき二筋の矢を一手といふに對する語。**【何のものにも】**何人のものにもといふ意。**【有るべうもなし】**殺すなどとはとんでもないといふ意。**【空しき渚】**主人が居ない海岸といふこと。**【院】**後白河院。**【一年】**先年。**【弟中納言】**知盛。**【泰山府君】**もと支那泰山の神で道家の祭るもの、我國では專ら陰陽師之を祭り、長壽延命の神と傳へる。**【井上】**信濃國上高井郡井上村大字井上。長門本云、中納言武藏

國務の時、河越といふ所より、信濃の井上小次郎といふ者が奉りたりければ、河越黒とつけられたり、又井上とも申しけり。【だち】そだちの意か。【子は有つて】子があつての意。長門本只一人持た子のとある。【もどかしう】非難したい氣持のこと。【よう】よくの音便。よくよくの意。【手も利き】武藝も達者であつたとのこと。【十六な】十六なりしよなの意。【右衛門督】淸宗。

落足

小松殿の末子備中の守師盛は、主從七人小舟に乘り落ち給ふ處に、爰に新中納言知盛の卿の侍に、淸衛門公長と云ふ者、鞭鐙を合せて馳せ來り、「あれは如何に、備中の守の殿の、御舟とこそ見進らせて候へ。參り候はん」と申しければ、船を渚へ棹し寄せたり。大の男の鎧著ながら、馬より船へがばと飛び乘らうに、何かは好かる可き、船は小さし、くるりと踏み返してげり。備中の守浮きぬ沈みぬし給ふ處に、畠山が郎等、本田次郎親經、主從十四五騎鞭鐙を合せて馳せ來たり、急ぎ馬より飛んで下り、備中の守を熊手に懸けて引き上げ奉り、遂に御頸をぞ搔いてげる。生年十四歲とぞ聞えし。越前の三位通盛の卿は、山の手の大將軍にておはしけるが、其の勢皆落ち失せ討たれ、大勢に押し隔てられて、弟能登の守には後れ給ひぬ。心靜に自害せんとて、

東に向ひて落ち行き給ふ處に、近江の國の住人、佐々木の木村の三郎成綱、武藏の國の住人、玉井の四郎資景、彼是七騎が中に取り籠め進らせて、遂に討ち奉つてげり。其の時迄は、侍一人付き奉つたりけれ共、是も最後の時は落ち合はず。

【がば】重い人がどすんと飛び込んだ音の形容。【飛び乘らうに】飛び乘つたらばの意。「乘らう」＝乘らむの音便。【くるりと】わけなく引つくり返つた形容。【浮きぬ沈みぬ】浮いたり沈んだりすること。

凡そ東西の木戸口時移る程にも成りしかば、源平數を盡して討たれにけり。櫓の前逆木の下には、人馬の肉山の如し。一の谷の小篠原、緑の色を引き替へて、薄紅にぞ成りにける。一の谷、生田の森、山の傍、海の汀に、射られ斬られて死ぬるは知らず。源氏の方に斬り懸けらるゝ頸共、二千餘人也。今度一の谷にて討たれさせ給へる、宗徒の人々には、先づ越前の三位通盛、弟藏人の大夫業盛、薩摩の守忠度、武藏の守知章、備中の守師盛、尾張の守清定、淡路の守清房、經盛の嫡子、皇后宮の亮經正、弟若狹の守經俊、其の弟大夫敦盛、以上十人とぞ聞えし。軍破れにければ、主上を始め進らせて、人々皆御船に召して、出でさせ給ふこそ悲しけれ。汐に引かれ風に隨ひて、紀伊路へ赴く船も有り。蘆屋の沖に漕ぎ出でゝ、浪に淘るゝ舟もあり、或は須磨より明石の浦傳ひ、泊定めぬ梶枕、片敷く袖もしをれつゝ、朧に霞む春の月、心を摧かぬ人ぞなき。或は淡路

の瀬戸を押し渡り、繪島が磯に漾へば、波路遙に鳴き渡り、友迷はせる小夜千鳥、是も我が身の類ひ哉。行末未だ何くとも、思ひ定めぬかと覺しくて、一の谷の沖に徘徊ふ舟も有り。加樣に浦々島々に漾へば、互の死生も知り難し。國を隨ふる事も十四箇國、勢のつく事も十萬餘騎、都へ近付く事も纔に一日の道なれば、今度はさり共と憑もしうこそ思はれつるに、一の谷をも攻め落されて、いとゞ心細うぞなられける。

【東西の木戸口】一の谷の東西の木戸口。東は生田の森、西は一の谷の城。**【時移る程】**戰鬪の時間も大分經過したこと。**【小篠原】**小篠の生ひ茂る原。**【薄紅にぞ】**血に染つて變色したこと。**【山の傍】**山のがけ。**【死ぬるは知らず】**死者の數はどの位とも判らないとのこと。**【汐に引かれ】**干潮の引くまゝに。**【蘆屋の沖】**攝津國武庫郡精道村蘆屋の海上。**【泊定めぬ楫枕】**あてもなく漂ふ船上。楫を枕にする意で楫枕と云。舟に寢ること。**【片敷く袖もしをれつゝ】**獨寢の袖も身の浮沈の涙にぬれるとのこと。**【小夜千鳥】**夜中鳴きながら飛ぶ千鳥。**【今度はさり共と】**不運續きの中に、それでも今度こそはと望をかけたこと。

小宰相

越前の三位通盛の卿の侍に、見田瀧口時員と云ふ者有り。急ぎ北の方の御船に參つて申しけるは、「君は今朝湊河の下にて、敵七騎が中に取り籠め進らせて、終に討たれさせ

給ひて候ひぬ。中にも殊に手を下して、討ち奉つたりしは、近江の國の住人、佐々木の木村の三郎成綱、武藏の國の住人、玉井の四郎資景とぞ、名乘り進らせて候ひつれ。時員も一所で討死仕り、最後の御供仕るべう候ひつれども、兼てより仰せ候ひしは、通盛如何に成るとも、汝は命を捨つ可からず。如何にもして存へて御行方をも尋ね進らせよと、仰せ候ひし程に、甲斐なき命計り生きて、强顔うこそ是迄參つて候へ」と申しければ、北の方兎角の返事にも及び給はず、引き被いてぞ臥し給ふ。一定討たれ給ひぬとは聞き給へども、若し僻事にてもや有るらん、生きて歸らるゝ事もやと、二三日は白地に出でたる人を、待つ心地しておはしけるが、四五日も過ぎしかば、若しやの賴も弱り果てゝ、いとゞ心細くぞ成られける。只一人付き奉つたりける、乳母の女房も、同じ枕に臥し沈みにけり。角と聞き給ひし七日の日の暮程より、十三日の夜迄は、起きも上り給はず。明くれば十四日、八島へ押し渡る。

【見田瀧口時員】長門本に宮太瀧口時員とある。**【北の方】**通盛の北の方小宰相の局。**【佐々木の木村の三郎成綱】**盛衰記には佐々木の一黨木村源三成綱とある。**【御行方】**北の方の行く先のこと。**【甲斐なき命】**生きてゐても甲斐もない命の義。**【强顔うこそ】**心强くも。**【白地に出でたる人】**假初に外出した人。**【同じ枕に臥し沈み】**同じ樣に泣き臥して起出ないこと。

宵打ち過ぐる迄は、臥し給ひたりけるが、更け行く儘に、船の中靜まりければ、乳母の女房に宣ひけるは、「今朝までは、三位討たれにしとは聞きしか共、實共思はで有りつるが、此の暮程より、實にさも有らんと思ひ定めて有るぞとよ。其の故は皆人每に、湊河とやらんにて、三位討たれにしとは云ひしか共、其の後生きてあうたりと云ふ者一人もなし。明日打ち出でんとての夜、白地なる所にて、行き合ひたりしかば、何よりも心細げに打ち歎いて、明日の軍には必ず討たれんと覺ゆるはとよ。我れ如何にも成りなん後、人は如何はし給ふ可きなど云ひしか共、軍は何もの事なれば、一定さるべし共思はで、有りつる事こそ悲しけれ。其れを限とだに思はましかば、など後の世と契らざりけんと、思ふさへこそ悲しけれ。直ならず成りたる事をも、日來は隱して謂はざりしか共、餘りに心深う思はれじとて、云ひ出だしたりしかば、斜ならず嬉しげにて、通盛三十に成る迄、子と云ふ者も無かりつるに、哀れ同じうは男子にても有れかし、浮世の忘形見にもと、思ひ置く計り也。さて幾月にか成るらん、心地は如何有るらん、何となき波の上、船の中の栖居なれば、閑に身々と成らん時、如何はし給ふ可きなど云ひしは、はかなかりける兼言哉。誠やらん女は、左樣の時十に九は、必ず死ぬるなれば、愧ぢがましうたてき目を見て、空しう成らんも心憂し。靜に身々と成

つて後、少き者を育てゝ、亡き人の形見にも見ばやとは思へ共、其れを見ん度毎には、昔の人のみ戀しくて、思の數は增る共、慰む事はよもあらじ。終には遁れまじき道也。若し不思議に此の世を忍び過す共、心に任せぬ世の慣ひは、思はぬ外の不思議も有るぞとよ。其れも思へば心憂し。目睡めば夢に見え、醒むれば面影に立つぞとよ。生きて居て兎に角に、人を戀しと思はんより、水の底へも入らばやと思ひ定めて有るぞとよ。足下に一人留つて、歎かんずる事こそ心苦しけれ共、妾が裝束の有るをば取つて、如何ならん僧にも奉り、亡き人の御菩提をも弔ひ進らせ、妾が後生をも助け給へ。書き置いたる文をば、都へ傳へてたべ」など、細々と宣へば、乳母の女房涙を押へて、「幼き子をも振り捨てゝ、老いたる親をも留め置き、遙々と是迄附き進らせて侍ふ志をば、いか計りとか思し召され侍ふらん。今度一の谷にて討たれさせ給ふ、御一家の公達たちの、北の方の御歎、何れか疎に思し召され侍ふべき。必ず一つ蓮へと思し召されさせ給ふとも、生れ替らせ給ひなん後、六道四生の間にて、何れの道へか赴かせ給はんずらん。行き逢せ給はん事も不定なれば、御身を投げても由なき御事なり。静に身々と成らせ給ひて、如何ならん岩木の狹間にても、少き人を育て進らせ、御樣を替へ、佛の御名を唱へて、亡き人の御菩提を弔ひ進らせ給へかし。其の上都の御事を

ば、誰見續ぎ進らせよとて、加樣には仰せられ侍ふやらん。恨めしうも承り侍ふ物哉」とて、さめ〴〵と搔き口說きければ、北の方此の事惡しうも知らせなんとや思はれけん、「是は心に代つても推し量り給ふべし。大方の世の恨めしさ、人の別れの悲しさにも、身を投げんなど云ふは、常の習ひなり。去れ共、左樣の事は、有り難き樣ぞかし。誠に思ひ立つ事有らば、足下に知らせずしては、有るまじきぞ。今は夜も更けぬ、いざや寢ん」と宣へば、乳母の女房、此の四五日は湯水をだに、はか〴〵しう御覽じ入れさせ給はぬ人の、加樣に細々と仰せらるゝは、誠に思し召し立つ事もやと、悲しうて「凡そは都の御事も、さる御事にて侍へ共、實に思し召し立つ事ならば、妾をも千尋の底迄も、引こそ具せさせ給はめ。後れ進らせなん後、更に片時存らふべし共覺えぬ者哉」と申して、御傍に在りながら、些と打ち目睡みたりける隙に、北の方やはら舷へ起き出で給ひて、漫々たる海上なれば、何地を西とは知らね共、月の入るさの山の端を、其方の空とや覺しけん、閑に念佛し給へば、沖の白洲に鳴く千鳥、天の戶渡る楫の音、折から哀や勝りけん、忍び聲に念佛百返計り唱へさせ給ひつゝ、「南無西方極樂世界の敎主、彌陀如來、本願誤たず、飽かで別れし妹背のなからひ、必ず一つ蓮に」と、泣く〴〵遙に搔き口說き、南無と唱ふる聲共に、海にぞ沈み給ひける。

【明日打出でんとての夜】合戰に出て行く前夜。**【白地なる所】**意外な處。**【人は如何は】**「人」北の方を指して云。**【一定さるべし共】**必ず戰死するであらう共。**【後の世と契らざりけむ】**後の世も一緒に暮さうと約束するのであつたのにの意。**【直ならず成りたる事】**懷妊の事。**【餘りに心深う】**あんまり打ちあけないこと。**【幾月】**妊娠後何箇月の意。**【何となき】**いつまでときまりのない。**【身々とならむ時】**身二つになる時。分娩の時のこと。**【兼言】**かねて言ひ殘して置た詞。**【左樣の時】**分娩の際。**【愧がましうたてき目】**難産で苦むことを云。**【空しうならんも】**死ぬのも。**【昔の人】**亡夫。**【終には遁れまじき道】**死ぬこと。**【若し不思議に此の世を忍び過す共】**若し幸に世に隱れて過すとも。**【思はぬ外の不思議】**意外な人から戀せられたりすること。**【夢に見え】**夫の姿が。**【足下】**乳母をさして云。**【いか許りとか】**並み大抵の事ではないの意。**【生れ替らせ給ひなん後】**生れ代つても、いろいろの場處があつて、必ず逢へるといふ譯でもないから、死を急ぐにも及ばないの意。**【如何ならん岩木の狹間にても】**どんな邊鄙な田舍でもの意。**【都の御事】**都においでの方々の意。**【見續ぎ】**扶養。**【惡しうも知らせなんとや】**知らしては惡い事になるであらうとでもの意。**【心に代つても】**私の心になり代つても。**【大方の世の恨めしさ云々】**普通に腹の立つたり悲しい時に、身を投げて死ぬといふのは、一般の習ひで、私のも深い心があつての事ではないと云ひ紛らすこと。**【有り難き樣】**實際に身を投げる者のないのが普通とのこと。**【はかはかしう御覽じ入れさせ給はぬ人】**あんまり御あがりにならない人。**【さる御事にて侍へ共】**大事な事ではあるが、それはそれとしてもの意。**【千尋の底】**深い海の底までもの意。「尋」兩手を擴げた程の距離。古事記傳には一廣げ二廣げの意であらうと見える。**【後れ進らせん後】**あとに一人殘つ

た後。【やはら】徐ろに。長門本やをらとある。【月の入るさ】月の入る方。【其方の空】西方淨土の方の空。【天の戸】廣い海上の事なので天の門と海の門卽ち瀨戸とをかけて云。【南無西方極樂世界の敎主云々】彌陀佛の衆生濟度の本願のまゝに淨土に生れしめ給への意。往生講式云、南無西方極樂化主阿彌陀佛、本願不レ誤、必垂二引接一【妹背の中らひ】夫婦の中の意。男女を並べ言ふ時、いもは女、せは男を指し、初は兄弟にも言つたが、後世は夫婦のみに云。

一の谷より八島へ押し渡らんとての、夜半許りの事也ければ、舟の中靜まつて、人是を知らざりけり。其の中に楫取の一人寢ざりけるが、此の由を見奉つて、「あれは如何に、あの御舟より、女房の海へ入らせ給ひぬるは」と呼はつたりければ、乳母の女房打驚き、傍を搜れ共おはせざりければ、唯あれよあれとぞあきれける。人數多下りて、取り揚げ奉らんとしけれ共、さらぬだに、春の夜は、習ひに霞むものなれば、四方の村雲浮れ來て、被け共〳〵、月朧にて見え給はず。遙に程經て後、取り上げ奉りたりけれども、早此の世になき人と成り給ひぬ。白き袴に練貫の二つ衣を著給へり。髮も袴も、しほたれて、取り上げけれ共、甲斐ぞなき。乳母の女房手に手を取り組み、顏に顏を押し當てゝ、「などや是程に思し召し立つ事ならば、妾をも千尋の底迄も、引きこそ具せさせ給ふべけれ。恨めしうも、只一人留めさせ給ふもの哉。さるにても今一

度物仰せられて、妾に聞かさせ給へ」とて、悶え焦れけれ共、早此の世に無き人と成り給ひぬる上は、一言の返事にも及び給はず、纔に通ひつる息も、はや絶え果てぬ。去程に春の夜の月も、雲井に傾き、霞める空も明け行けば、名殘は盡きせず思へ共、さてしも有る可き事ならねば、浮きもや上り給ふと、故三位殿の着背の一領殘つたるを、引き纏ひ奉り、終に海にぞ沈めける。乳母の女房、今度は後れ奉らじと、續いて海に入らんとしけるを、人々取り留めければ、力及ばず。責めての心の有られずさにや、手づから髮をはさみ下し、故三位殿の御弟、中納言の律師忠快に剃らせ奉り、泣く／＼戒を保つて、主の後世をぞ弔ひける。昔より男に後るゝ類多しと云へ共、樣を替ふるは常の習、身を投ぐる迄は有り難き樣也。されば忠臣は二君に仕へず、貞女は二夫に見えず共、加樣の事をや申すべき。

【下りて】海中へ入ること。**【習に霞むものなれば】**霞むのが常での意。**【四方の村雲浮かれ來て】**四方から雲のかたまりがかゝつて來て。**【被け共】**水にくぐつても。**【白き袴】**考證云、夫の喪に處する服なるべし。**【二つ衣】**衣を二枚重ねて着てゐること。**【しほたれて】**濡れること。**【手に手を】**北の方の手に乳母の手を。**【責めての心の有られずさにや】**切ない思ひにたえかね、そのまゝにも居れなかつたからでもあらうかの意。**【樣を替ふるは】**髮を剃つて尼となること。**【忠臣は二君に仕へず】**史記田單傳云、王蠋曰、忠臣不ㇾ事二二君一貞女不

レ更二二夫。

此の女房と申すは、頭の刑部卿範方の女、禁中一の美人、名をば小宰相殿とぞ申しける。上西門院の女房也。此の女房十六と申しゝ、安元の春の比、女院法勝寺へ花見の御幸の有りしに、通盛の卿、其の比は未だ中宮の亮にて、供奉せられたりけるが、見初めたりし女房也。始めは歌を詠み、文を盡されけれ共、玉章の數のみ積つて、取り入れ給ふ事もなし。既に三年に成りしかば、通盛の卿今を限りの文を書いて、小宰相殿の許へ遣す。剰へ取り傳へける女房にだに逢はずして、使空しう歸りける道にて、折節小宰相殿は、里より御所へぞ參られける。使空しう歸り參らん事の本意なさに、傍をつと走り通る樣にて、小宰相殿の乘り給へる車の簾の中へ、通盛の卿の文をぞ投げ入れたる。供の者共に問ひ給へば、知らずと申す。さて彼の文を開けて見給へば、通盛の卿の文也けり。車に置く可き樣もなし、大路に捨てんも流石にて、袴の腰に挾みつゝ、御所へぞ參り給ひける。さて宮仕へ給ひし程に、所しもこそ多けれ、御前に文を落されたり。女院これを取らせおはしまし、急ぎ御衣の袂に引き藏させ給ひて、「珍しき物をこそ求めたれ、此の主は誰なるらん」と仰せければ、御所中の女房達、萬の神佛に懸けて、知らずとのみぞ申しける。其の中に、小宰相殿計り、顔打ち赤めて、つや〳〵

物も申されず。女院も内々通盛の卿の申すとは、知し召されたりければ、さて此の文を披けて御覽ずれば、綺爐の烟の匂殊に深きに、筆の立ども尋常ならず。「餘りに人の心强きも、今は中々嬉しくて」など、細々と書いて、奥に一首の歌ぞ有りける。

我が戀は細谷川のまろき橋、ふみ返されてぬるゝ袖かな。

女院「是は逢はぬを恨みたる文や。餘り人の心强きも、中々今は怨となん成るものを。」中比小野の小町とて、眉目容嚴しう、情の道有り難かりしかば、見る人聞く者、肝魂を傷ましめずと云ふ事なし。され共心强き名をや取りたりけん、終には人の思ひの積とて、風を防ぐ便りもなく、雨を漏さぬ業もなし。宿に曇らぬ月星は、涙に浮び、野邊の若菜、澤の根芹を摘みてこそ、露の命をば過しけれ。女院「是は如何にも返事有る可き事ぞ」とて、御硯召し寄せて、忝くも自ら御返事遊ばされけり。

只賴め細谷川のまろ木橋、ふみ返しては落ちざらめやは。

胸の中の思は、富士の烟に顯はれ、袖の上の涙は、淸見が關の浪なれや。眉目は幸の花なれば、三位此の女房を賜つて、互の志淺からず。されば西海の浪の上、舟の中迄も引き具して、終に同じ道へぞ赴かれける。門脇の中納言は、嫡子越前の三位の末子、業盛にも後れ給ひぬ。今賴み給へる人とては、能登の守敎經、僧には中納言の律師忠快

計り也。故三位殿の信共、此の女房をこそ見給ふべきに、其れさへ加様に成り給へば、いとゞ心細うぞ成られける。

【頭の刑部卿範方】憲方の訛。永暦元年四月三日刑部卿藏人頭兼任。同年五月四日卒。**【小宰相】**考證に祖父の官に依て小宰相と稱するかとある。祖父爲隆參議たる故に云。**【安元】**高倉天皇の年號。**【文を盡され】**文の數を盡す意。非常に度々艶書を送つたこと。**【取り入れ給ふ事もなし】**小宰相通盛の文を受けつけないこと。**【今を限りの文】**今度限りといふ文。**【剰へ】**文を見ないのは勿論、其上にの意。**【取り傳へける女房】**文の取りつぎをした女房。**【里】**御所に對し自宅を云。**【供の者共に問ひ給へば】**文を投げ入れた事を聞いたこと。**【流石にて】**さすがに不都合な事なのでの意。**【袴の腰】**袴の紐のこと。**【宮仕】**女院の御用を勤めてゐること。**【所しもこそ多けれ】**場處も多いのに。**【萬づの神佛に懸けて】**どんな神にも佛にも誓つてといふこと。決してといふことを強く強く言つたこと。**【綺爐の烟】**妓爐の烟の訛。妓女の香爐に薫物をする其烟といふことで、よい香氣のすること。和漢朗詠集云、橘正通、繞レ簷梅正開序、濃香芬郁、妓爐之煙讓レ薫。**【筆の立ど】**筆の立處の義。書き方のこと。**【今は中々嬉しくて】**今では却て嬉しく思はれるとのこと。**【我が戀は云々】**我が戀は細谷川にかゝる丸木橋の如きもので、文を返されて唯泣くのみであるの意。『ふみ返す』踏み返すと文を返すとをかけて云。**【中々今は怨と】**却てぢきにつまらない結果になつてしまうものであるの意。**【中比】**中昔。以下女院の御詞中の引例を地の文の如くに書いたもの。**【小野小町】**參議小野篁の孫、出羽守良眞の女と云。古今集中の有名な歌人、容姿艶麗を以て世に知られる。**【情の道有り難かりしかば】**愛嬌も比類ない程であつ

たこと。【**肝魂を傷ましめずと云ふ事なし**】心をかけ氣をひかれない人はなかつたこと。【**風を防ぐ便もなく**】零落して住む家も荒れ果てゝゐたこと。【**宿に曇らぬ月星は涙に浮び**】荒れた宿で、家の中から見上げる空の月星の影が、涙に映るといふ悽れな樣で、一人泣て暮したことを云。【**只賴め云々**】文の返しをするからは靡びかずにはおれまいから、夫れを賴みにせよの意、『落さざらめやは』靡かずには居れないの意。【**富士の烟・淸見が關**】胸の思ひの絶える間のないことは、富士山の烟の如く、袖の涙のはてしないことは、淸見が關の浪の如くにの意。深く戀ひ慕つた中であるからといふこと。詞花集、戀上、題しらず、平祐擧、胸は富士袖は淸見の關なれや烟も波も立たぬ日ぞなき。【**眉目は幸の花**】當時慣用の語か、容姿の美は幸福の基の意。【**同じ道**】死。

卷第十

頸渡

壽永三年二月七日の日、攝津の國一の谷にて討たれ給ひし平氏の頸ども、十二日に都へ入る。平家に結ぼれたりし人々は、今度我が方樣に、如何なる憂き事をか聞き、如何なる憂き目をか見んずらんと、歎きあひ悲みあはれけり。中にも大覺寺に隱れ居給へる、小松の三位の中將維盛の卿の北の方は、いとど覺束なう思はれけるに、今度一の谷にて、一門の人々殘り少なに討ちなされ、今は三位の中將と云ふ公卿一人、生捕にせられて上るなりと聞き給ひて、此の人離れ給はじものをとて、悶え焦れ給ひけり。或る女房の大覺寺に參つて申しけるは、「三位の中將殿とは、是の御事にては侍はず、本三位の中將殿の御事也」と申しければ、さては頸共の中にこそ有るらめとて、猶心安うも思ひ給はず。同じき十三日大夫の判官仲賴已下の檢非違使共、六條河原に出で向つて、平氏の頸共請取り、東の洞院を北へ渡いて、獄門の木に懸けらる可き由、範賴義經奏聞す。法皇此の事如何有らんずらんと思召し煩はせ給ひて、太政大臣、左右の大臣、內

大臣、堀河の大納言忠親の卿に仰せ合せらる。五人の公卿申されけるは、「昔より卿相の位に至る人の頸、大路を渡さるゝ事先例なし。中にも此の輩は、先帝の御時より、戚里の臣として、久しく朝家に仕うまつる。範頼義經が申狀、あながちに御許容有るべからず」と申されければ、渡さるまじきに定められたりしかども、範頼義經重ねて奏聞しけるは、「保元の昔を思へば、祖父爲義が讐、平治の古を按ずるに、父義朝が敵也。されば君の御憤を休め奉り、父の恥を雪めんが爲に、命を捨てゝ朝敵を亡す。今度平氏の頸、大路を渡されざらんに於ては、自今以後何のいさみ有つてか、凶徒を退けんや」と、頻に訴へ申されければ、法皇力及ばせ給はず、遂に渡されけり。見る人幾千萬と云ふ數を知らず。帝闕に袖を連ねし古は、怖ぢ恐るゝ輩多かりき。巷に頭を渡さるゝ今は、又憐み悲まずと云ふ事なし。

【結ぼれたりし人々】緣故のあつた人々。**【我が方樣に】**自分の親類の中に。**【大覺寺】**山城國葛野郡嵯峨村大澤の池の西にある寺。もと嵯峨天皇の離宮であつたのを、皇女淳和天皇の皇后の請に因り、佛寺とせられたものと云。**【此の人離れ給はじものを】**維盛に違ひはあるまいの意。**【是の御事】**こちらのこと。維盛。**【本三位中將殿】**重衡。**【猶心安うも思ひ給はず】**それでもまだ落着くことは出來なかつたこと。**【頸共請取り】**將軍凱旋の時、檢非違使出でて首級を請け取るは先例のあること。**【東洞院を北へ】**考證に、東洞院は西洞院なるべ

きかとある。左獄は近衛南、西洞院西。【太政大臣】當時闕官。恐らくは攝政基通。東鑑には博陸三公とある。【左右の大臣】左大臣藤原經宗。右大臣藤原兼實。【内大臣】藤原實定。【堀河大納言忠親】藤原氏。壽永二年正月二十二日權大納言。其家三條堀河に在るより云。【戚里の臣】外戚の臣。『戚里』漢の都長安城中の地。史記萬石君傳云、索隱曰、小顏云、於レ上有ニ姻戚一者皆居レ之、故名ニ其里一爲ニ戚里一。【保元の昔・平治の古】保元の亂、平治の亂の當時。【いさみ】勇みになること。氣を引立てること。

中にも大覺寺に隱れ居給へる、小松の三位の中將維盛の卿の若君、六代御前に附き奉つたりける齋藤五、齋藤六、あまりの覺束なさに、樣を窶して見ければ、御頸どもは皆見知り奉りたれども、三位の中將殿の御頸は見え給はず。されども餘りの悲しさに、裹むに堪へぬ涙のみ繁かりければ、餘所の人目も怖しくて、急ぎ大覺寺へぞ歸り參りける。北の方、「さて如何にや如何に」と問ひ給へば、「人々の御頸どもは、皆見知り奉つたれども、三位の中將殿の御頸は、見えさせ給ひ候はず。御兄弟の御中には、備中の守の殿の御頸計りこそ、見えさせ給ひ候ひつれ。其の外はそんぢやう其の頸其の御頸」と申しければ、北の方、「其れも人の上とは覺えず」とて、引かづいてぞ臥し給ふ。良有つて、齋藤五涙を押へて申しけるは、「此の一兩年は隱れ居候ひて、人にも痛う見知られ候はねば、今暫く候ひて見參らせたう存じ候ひつれ共、よに案内委しう知つたる者の申し候

ひしは、今度の合戰に、小松殿の公達たちは、合はせ給はず。其の故は播磨と丹波の境なる、三草の手を堅めさせ給ひ候ひけるが、九郎義經に破られて、新三位の中將殿、同じき少將殿、丹後の侍從殿は、播磨の高砂より御船に召して、讃岐の八島へ渡らせ給ひ候ひぬ。何とかしてかは離れさせ給ひて候ひけるやらん。其の中に備中の守の殿計りこそ、今度一の谷にて討たれさせ給ひて候へ」と語り申し候ひし程に、「さて三位の中將殿の御事は、如何に」と問ひ候ひつれば、「其れは軍以前より、大事の御勞りとて、讃岐の八島へ渡らせ給ひて、此の度は向はせ給はずと、申す者にこそ逢うて候ひつれ」と、細々と語り申したりければ、北の方、「其れも我れ等が事を心苦しう思ひ給ひて、朝夕歎かせ給ふが、病と成りたるにこそ。風の吹く日は、今日もや舟に乗り給ふらんと肝を消し、軍と云ふ時は、只今もや討たれ給ひぬらんと心を盡す。況して左樣の御勞りなんどをば、誰か心安うあつかひ奉るべき。其れを委しう聞かばや」と宣へば、若君姫君も、「など何の御勞りとは、問はざりけるぞ」と、宣ひけるこそ哀れなれ。

【樣を窶して】姿を卑しげに替へて。**【裹むに堪えぬ涙】**おさへきれない涙。**【餘所の人目も怖く】**人に見つかるのがこはくて。**【備中守殿】**師盛。**【人の上とは覺えず】**いつ自分の身の上のことゝなるか知れないとの意。**【世に案內委しう知つたる者】**格別事情に通じて居る者。**【新三位の中將殿】**資盛。**【少將殿】**資盛弟有盛。【丹

後の侍從殿】有盛弟忠房。【大事の御勞り】重い病氣。【誰か心安うあつかひ奉るべき】誰が快く看病してあげるであらうか、恐らく誰も居るまいの意。【何の勞り】どういふ病氣。

三位の中將も、通ふ心なれば、さても都には如何に心元なう思ふらん。縦ひ頸共の中にこそ無くとも、矢に當つても死に、水に溺れて失せぬらん。今まで此の世に有る者とは、よも思ひ給はじ。露の命の消えやらで、未だ浮世に存へたるを、知らせ奉らんとて、使を一人したてゝ、上せられけるが、三つの文をぞ書かれける。先づ北の方への御文には、「都には敵滿ち滿ちて、御身一つの置所だにあらじに、幼き者共引き具して、如何に悲しうおはすらん。是へ迎へ參らせて、一つ所にて如何にも成らばやとは思へ共、我が身こそあらめ、御爲痛はしくて」なんど、細々と書いて、奥には一首の歌ぞありける。

何くとも知らぬあふせの藻鹽草、かきおく跡を信とも見よ。

さて稚き人々の御許へは、「つれ〴〵をば何としてかは慰むらん。軈て是へ迎へ取らうずるぞ」と、言葉も替らず書きて上せらる。使都へ上り、北の方に御文取り出だいて奉る。是を開けて見給ひて、いとゞ思ひや增さられけん、引きかづいてぞ臥し給ふ。かくて四五日も過ぎしかば、使、「御返事賜はつて、歸り參り候はん」と申しければ、北の

方泣々御返事書き給ふ。若君姫君も面々に筆を染めて、「さて父御前への御返事をば、何と書き申す可きやらん」と問ひ給へば、北の方、「只兎も角も、わごせ達が思はうずる樣を申す可し」とぞ宣ひける。「などや今迄は迎へさせ給ひ候はぬぞ。餘りに御戀しう思ひ參らせ候ふに、疾く迎へさせ給へ」と、同じ言葉にぞ書かれたる。使御文賜つて、八島へ歸り參つて、三位の中將殿に御返事取り出だいて奉る。先づ稚き人々の御返事を見給ひて、いとゞ爲ん方なげにぞ見えられける。「抑是より穢土を厭ふに勇みなし、閻浮愛執の綱强ければ、淨土を願はんも懶し。只是より山傳に都へ上り、戀しき者共をも今一度見もし見えて後、自害をせんには如かじ」とぞ、泣々語り給ひける。

【通ふ心なれば】人の心は離れて居ても通ふものであるからの意。【露の命の消えやらで】はかない命ながらも死なずに。【したてゝ】さし立てること。【我が身こそあらめ】自分はどうなつてもよいがの意。【御爲痛はして】あなたの爲に氣の毒で夫も出來ないの意。【何くとも云々】いつ逢ふとも判らぬつらさを書き殘して置く筆の跡を、記念とも思つて見てくれとの意。「あふせ」逢ふ時。「藻鹽草」鹽を採る料の海藻で、掻き集めることを、書くことにかけて云。【言葉も替らず】同じ文句で書いたこと。【面々】銘々。【爲ん方なげに】戀しさに堪へられない樣。【穢土を厭ふに勇なし】妻子どもの愛着の念にひかされて、現世を厭ひ離れる氣がしないとのこと。「穢土」淨土に對する語、現世のこと。【閻浮愛執の綱】現世に於ける父子夫婦の愛欲の執着が綱の如

くに纏ひ付いて離れられないこと。『閻浮』閻浮提の略。現世。

内裏女房

同じき十四日、生捕本三位の中將重衡の卿、都へ入つて、大路を渡さる。小八葉の車の前後の簾を揚げ、左右の物見を開く。土肥の次郎實平は、木蘭地の直垂に、小具足計りして、隨兵三十餘騎引き具して、車の前後を打ち圍んで守護し奉る。京中の上下是を見て「あないとほし、幾らもまします君達の中に、此の人一人加樣に成り給ふ事よ。院へ參らせ給ひしにも、老いたるも若きも、所を置きて持て成し奉らせ給ひしぞかし。今又加樣に成り給ふ事は、如何樣にも奈良を燒き給へる、伽藍の罸」と謂ひあへり。六條を東へ河原迄渡いて、其れより歸つて、故中の御門の藤中納言家成の卿の御堂、八條堀川なる所に居ゑ奉つて、緊しう守護し奉る。院の御所より御使有り。藏人の左衞門の權の佐定長、八條堀川へぞ向ひける。赤衣に劒笏をぞ帶したりける。三位の中將は、紺村濃の直垂に、折烏帽子引き立てゝおはします。日來は何共思はれざりし定長を、今は冥

途にて罪人共が、冥官に逢へる心地ぞせられける。仰せ下されけるは、「八島へ歸りたくば、一門の方へ云ひ送つて、三種の神器を都へ返し入れ奉れ。然らば八島へ歸さる可し」との御氣色也。三位の中將申されけるは、「さしもに我が朝の重寶三種の神器を、重衡一人に替へ參らせんとは、內府以下一門の者共が、よも申し候はじ。女性で候へば、若し母儀の二品なんどもや、さも申し候はんずらん。さりながらも、居ながら院宣を返し奉らん事は、其の恐れも候へば、速に申し送つてこそ、見候はめ」とぞ申されける。院宣の御使は御坪の召次花方、三位の中將の使は、平三左衞門重國と云ふ者也。大臣殿平大納言へは、院宣の趣を申さる、二位殿へは御文細々と書いて參らせらる。私の文をば容されなければ、人々の許へは詞にて言傳らる。北の方大納言の佐殿へも、詞にて申されけり。「旅の空にても、人は我に慰み、我は人に慰みしものを、引き別れて後、如何に悲しうおはすらん。契は朽ちせぬものと申せば、後の世には必ず生れ逢ひ奉るべし」と、泣々言傳て給へば、重國も誠に哀に覺えて、淚を抑へて立ちにけり。

【同じき十四日】玉葉云、二月九日、今日三位中將重衡入京。【小八葉の車】網代車の一種。青地の箱に黃の八曜の紋があるもので、其紋の大小に依つて大八葉小八葉と云。海人藻芥云、大八葉車は俗中大臣以下公卿、僧中は僧正以下僧綱用ㇾ之、小八葉は四位、五位、雲客、僧中有職非職等用ㇾ之。【物見】車の左右兩側にある

小八葉車

窓。【小具足】鎧に附屬する小具足の義。籠手臑當に脇楯着けたるを小具足出立と云。【入道殿】父清盛。【二位殿】母二位尼。【寵の御子】格別鍾愛の子。【所を置いて】席を讓ること。轉じて、憚る、遠慮するなどの意。【伽藍の罰】東大寺を燒いた佛罰。【八條堀河なる所】八條南、堀河東。【藏人の左衞門の權の佐定長】長門本右衞門權佐に作るのがよい。衞門佐は檢非違使佐を兼ねる。唐名延尉。養和元年十一月二十八日藏人、壽永元年十二月七日右衞門權佐、院の宣旨を蒙る。【赤衣】飾抄に、袍、延尉佐、大夫、外記史、大夫尉等着二赤色一裝束雜事抄に朱紱、赤衣事也、色紅に黃あり、綾しじら文不レ同、裏平絹、延尉彈正は黃裏、五位外記史は蘇芳裏とある。尙裝束色彙には、飾抄の如くなれば五位の中にても、延尉外記史等は蘇芳を用ゆるなるべしとある。【劒笏を帶し】公式に威儀を正したといふ意。次將裝束抄云、束帶之時帶劒者必持レ笏、如二夜御幸一可レ取二松明一之時、依二略儀一、雖レ帶二劒一不レ持レ笏無レ難。【折烏帽子引き立てゝ】烏帽子の柔かいのを折つて着てゐたのを引き立て着たこと。【御氣色】院の御思召。【内府】内大臣宗盛。【女性】婦人。【母儀の二品】母の二位。【居ながら院宣を返し奉らむは】何の取計ひもせずに思召に從はないのはの意。【御坪の召次】御庭に伺候し御用を勤める者。『御坪』御庭の義。『召次』院中の雜事を勤むる役。【花方】南都本花方重俊に作る。【平大納言】時忠。【私の文】私用の書狀。【大納言佐殿】重衡の北方。藤原邦綱の女。【人は我に】「人」は北の方。【契は朽せぬもの】夫婦の緣は切つても切れないといふからとのこと。

爰に三位の中將の年來の侍に、木工右馬の允知時と云ふ者あり。八條の女院に兼參の者にて候ひけるが、土肥の次郎實平が許に行いて、「是は年來三位の中將殿に召し使はれ候ひ

し某と申す者にて候ふが、今日大路で見參らせ候へば、目も當られず、餘りに御痛はしう思ひ參らせ候。何か苦しう候ふ可き、知時計りは御免されを蒙つて、今一度近付き參つて、はかなき昔語をも申して、慰め奉らばやと存じ候。弓矢を取る身にても候はねば、軍合戰の御供仕つたる事も候はず、朝夕只御前に伺候せし計りで候ひき。其れも猶覺束なう思し召され候はゞ、腰の刀を召し置かれて、枉げて御容されを蒙り候はゞや」と申しければ、土肥の次郎情ある者にて、「誠に御一身は何か苦しう候ふ可き。さりながらも」とて、腰の刀を乞ひ取つてぞ入れてげる。右馬の允斜ならず悦び、急ぎ參つて御有樣を見奉るに、誠に深う思ひ入れ給へると覺しくて、御姿もいたくしをれ返つて、おはしけるを見參らするに、知時涙も更に押へ難し。中將も夢に夢見る心地して、兎角の事をも宣はず。良有つて、昔今の物語共し給ひて後、「さても汝して物云ひし人は、未だ內裏にとや聞く」。「さこそ承り候へ」。中將、「我れ西國へ下りし時、文をも遣らず、云ひ置く事も無かりしかば、世々の契は、皆僞に成りにけるよと思ふらんこそ恥かしけれ。文を遣らばやと思ふは如何に、尋ねて行きてんや」と宣へば、知時、「安い程の御事候」と申す。中將斜ならず悅び、軈て書いてぞたうでげる。知時是を賜つて、罷り出でんとしければ、守護の武士共、「如何なる御文にてか候ふらん、見參らせ候は

ん」と申しければ、中將、「見せよ」と宣へば、見せてげり。「苦しかるまじ」とて、取らせてげり。知時是を取つて、急ぎ内裏へ參り、晝は人目のしげければ、其の邊近き小屋に立ち寄り、日を待ち暮し、黄昏時に紛れ入つて、件の女房の局の下口邊に彳んで聞きければ、此の女房の聲と覺しくて、「あないとほし。幾らもまします君達の中に、此の人一人加樣に成り給ふ事よ。人は皆奈良を燒きたる伽藍の罰と云ひあへり。中將もさぞ云ひし。我が心に起つては燒かね共、惡黨多かりしかば、手ん手に火を放つて、多くの堂塔を燒き亡す。末の露本の雫の樣有れば、我が身一つの罪業にこそ成らんずらめと云ひしが。實にさと覺ゆるぞや」とて、泣かれければ、知時是にもかく歎き給ふ事のいとほしさよと思ひ「物申さう」と云へば、「何事」と答ふ。「是に本三位中將殿よりの御文の候」と申したりければ、日比は恥ぢて見え給はぬ人の、「いづらやいづら」とて、走り出で、手づから此の文を取つて見給ふに、西國にて生捕にせられたりし有樣、今日明日をも知らぬ身の行方など、細々と書いて、奧には一首の歌ぞ有りける。

涙川浮名を流す身なり共、今一度のあふせともがな。

女房此の文を顏に押し當てゝ、兎角の事をも宣はず、引きかづいてぞ臥し給ふ。角て

時刻遥に押し移りければ、知時、「御返事賜つて、歸り參り候はん」と申しければ、女房泣々御返事書き給へり。心苦しういぶせくて、此の二年（ふたとせ）を送つたりし有樣、細々と書いて、

君ゆゑに我もうき名を流す共、底のみくづと共に成りなん。

知時是を賜つて、歸り參りたりければ、守護の武士共、「又如何なる御文にてか候ふらん、見參らせん」と申しければ、見せてげり。「苦しう候ふまじ」とて奉る。中將是を見給ひて、いとゞ御物思や增さられけん、良（やゝ）有つて土肥の次郎實平を召して宣ひけるは、「さても此の程各の情深う芳心せられつるこそ、有り難う嬉しけれ。今一度芳恩蒙りたき事あり。吾れは一人の子なければ、浮世に思ひ置く事なし。年來契つたりし女房に、今一度對面して、後生の事をも云ひ置かばやと思ふは、如何に」と宣へば、土肥の次郎情ある者にて、「誠に女房などの御事は、何か苦しう候ふ可き。疾う／＼」とて容（ゆる）し奉る。中將斜ならず悅び、人に車借つて遣されたりければ、女房取りあへず、急ぎ乘つてぞおはしける。緣（えん）に車やり寄せ、此の由かくと申したりければ、中將車寄（くるまよせ）迄いで向ひ、「武士共の見參らせ候ふに、下りさせ給ふべからず」とて、車の簾を打ちかづき、手に手を取り組み、顏に顏を押し當てゝ、暫（しばし）は兎角（とかう）の事をも宣はず、只泣くより

外の事ぞなき。良有つて中將泪を押へて宣ひけるは、「西國へ下り候ひし時も、今一度御見參に入りたかりしか共、大方の世の物騷しさ、申し送るべき便りもなくして、罷り下り候ひき。其の後御文をも奉り、御返事をも見參らせたう候ひつれども、旅の空の物憂さ、朝夕の軍立に隙なくて、空しう罷り過ぎ候ひき。今度一の谷にて如何にも成るべかりし身の、生きながら囚はれて、二度都へ罷り上り候ふも、御見參に入るべきとの、事にて候ふぞや」とて、又泪を押へて臥し給ふ。互の心の中推し量られて哀れ也。かくて小夜もやう／＼更け行けば、守護の武士共、「此の程は大路の狼藉もぞ候ふに、疾う／＼」と申しければ、中將力及び給はず、軈て返し給ふ。車やり出だせば、中將女房の袖をひかへて、

あふ事も露の命も諸共に、今宵許りやかぎり成るらん。

女房取りあへず、

かぎりとて立ち別るれば露の身の、君より先に消えぬべきかは

さて女房は內裏へ參り給ひぬ。其の後は守護の武士共宥さねば、時々只御文許りぞ通ひける。此の女房と申すは、民部卿入道親範の女也。眉目形世に勝れ、情深き人なれば、中將南都へ渡されて、斬られ給ひぬと聞えしかば、軈て樣を替へ、濃き墨染に窶

れ果て、かの後世菩提を弔ひ給ふぞ哀れなる。

【木工右馬允知時】木工允右馬允兼任の故に云。**【兼参】**兼て見参した事のある者。**【目も當られず】**見るに忍びないこと。**【何か苦しう候ふべき】**別に御心配に及ぶ者ではないとのこと。**【御免れを蒙つて】**御許可を受けて。**【其れも覺束なう思召され候はゞ】**それでも不安に思はれるなら。**【御一身は】**あなた御一人は。**【深う思ひ入り給へる】**深く思ひに沈んでゐること。**【汝して物云ひし人】**汝を媒として情を通じた人。**【局の下口】**部屋の下手の入口。**【此人一人加樣に】**重衡だけが生捕になつたことを歎くこと。**【さぞ云ひし】**さう言つてゐた。**【我が心に起つては】**自分が思ひついては。**【末の露本の雫の樣】**葉末の露が集つて幹の本の大い雫となる如くに、多數の部下の過失が大將軍の罪に歸するといふこと。新古今集、哀傷歌、僧正遍昭、末の露本の雫や世の中のおくれ先立つためしなるらんの歌句を轉用して云。**【是にも】**この女房の方でも。**【恥ぢて見え給はぬ人】**恥かしがつて人に會はない人。**【いづら】**いづれ、いづこと同じ。**【涙川云々】**よくない名を立てられる悲い身分にはなつたが、まう一度逢ひ度いものであるの意。『涙川』涙の多く流れる意より云。『流す』『あふせ』共にその緣語。**【心苦しういぶせくて】**心配をし悲しい思をしての意。**【君ゆゑに云々】**重衡との關係の爲に世間から何と言はれるとも同じ樣に苦しい思ひをしませうの意。『流す』『底』『水屑』共に緣語。**【芳心せられつる】**親切にしてくれたこと。**【車寄せ】**殿舍の入口。車に昇降する處。**【簾を打ちかづき】**簾をくゞつて中へ入ること。**【空しう罷り過ぎ】**音信もしないでそのまゝ過したとのこと。**【大路の狼藉もぞ候】**往來で亂暴するものもあるかも知れないといふ意。**【御見參に入るべきとの事】**御日にかゝるべき緣があつての事であ

らうとのこと。【あふ事も云々】逢ふ事も、はかない此身も、今夜限りの事であらうの意。【かぎりとて云々】長門本かはを、かなに作る。それに依れば、これを最後としてお別れして、私も果敢ない身で、或はあなたより先へ死ぬことでせうの意。『露』『消え』縁語。

八島院宣

日數經れば、院宣の御使、御坪の召次花方、同じき廿八日讃岐の國八島の磯に下り著いて、院宣を取り出だいて奉る。大臣殿以下の卿相雲客寄り合ひ給ひて、此の院宣を披かれけり。「一人聖體、北闕の九禁を出でて諸州に幸し、三種の神器、南海四國に埋もれて數年を經、尤も朝家の歎、亡國の基也。抑彼の重衡の卿は、東大寺燒失の逆臣也。須からく頼朝の朝臣申し請くる旨に任せて、死罪に行はる可しと雖も、獨り親族に別れて、已に生捕と成る。籠鳥雲を戀ふる思、遙に千里の南海に浮び、歸雁友を失ふ心、定めて九重の中途に通ぜんか。然れば則ち三種の神器都へ返し入れ奉らんに於ては、彼の卿を寛宥せらる可き也。者院宣此くの如く、仍つて執達件の如し。壽永三年二月十四日、大膳の大夫成忠が承り、謹上、前の平大納言殿へ」とぞ書かれたる。

【一人聖體】共に天皇の御事。同義重語。【北闕の九禁】皇居。下文南海四國に對する句。「九禁」九重の禁中。

【籠鳥雲を戀ふる思云々】以下四句重衡の心情を叙する語。籠の鳥が雲を慕ふが如くに八島にある平家を思ふとのこと。本朝文粹。平兼盛申ニ遠江駿河守等一状云、只有ニ籠鳥戀レ雲之思一、未レ免ニ轍魚近レ肆之悲一。【歸雁友を失ふ心云々】歸雁が途中で友を見失つたと同じ氣持で、八島の宮中を思つてゐるであらうとの意。【仍つて執達件の如し】院宣の旨を執り傳へること以上の如くであるの意。當時の公文書慣用の語。

請文

大臣殿平大納言の許へ、院宣の趣を申されけり。二位殿、中將の文を開けて見給ふに、「重衡を今生で今一度御覽ぜんと思し召され候はゞ、三種の神器の御事を、能き樣に申させ給ひて、都へ返し入れさせ給へ。さらずば御目に懸かる可し共存じ候はず」とぞ書かれたる。二位殿此の文を顏に押し當てゝ、人々のおはしける後の障子を引き開けて、大臣殿の御前に倒れ臥し、暫しは物をも宣はず。良有つて起き上り、淚を押へて宣ひけるは、「是見給へ宗盛、京より中將が云ひおこしつる事の無慚さよ。實にも心の中に如何計りの事をか思ふらん。只我に思ひ宥して、三種の神器の御事を、能き樣に申して、都へ返し入れ奉らせ給へ」と宣へば、大臣殿申させ給ひけるは、「宗盛もさこそは存じ候へども、さしもに我が朝の重寶、三種の神器を重衡一人に替へ參らせん事、且は

世の爲然る可からず、且は頼朝が返り聞かんずる所も、云ふ甲斐なう候。其の上帝王の御世を保たせ給ふ御事も、偏に此の內侍所の渡らせ給ふ御故也。さて餘の子共親しき人々をば、中將一人に思し召し替へさせ給ふ可きか、子の悲いと云ふ事も、事にこそ依り候へ。努々叶ひ候ふまじ」と宣へば、二位殿世にも本意なげにて、重ねて宣ひけるは、「我れ故入道相國に後れて後は、一日片時命生きて、世に有るべしとは思はざりしかども、主上のいつとなく、西海の浪の上に漂はせ給ふ御心苦しさ、二度代にあらせ奉らんが爲に、憂きながら今日迄も存へたれ。中將一の谷にて生捕にせられぬと聞きし後は、いとゞ胸せきて、湯水も喉へ入れられず。中將此の世になき者と聞かば、我れも同じ道に赴かんと思ふなり。二度物を思はせぬ先に、只我れを失へや」とて、喚き叫び給へば、誠にさこそはと痛はしくて、皆伏目にぞなられける。新中納言知盛の卿の異見に申されけるは、「さしもに我が朝の重寶、三種の神器を都へ返し入れ奉つたり共、重衡返し給はらん事有り難し。只其の樣を恐なく、御請文に申させ給ふべうもや候ふらん」と申されければ、此の儀尤も然る可しとて、大臣殿御請文を申さる。二位殿は涙にくれて、筆の立所も覺え給はね共、志をしるべに、泣々御返事書き給へり。北の方大納言の佐殿は、兎角の事をも宣はず、引きかづいてぞ臥し給ふ。其の後平

大納言時忠の卿、院宣の御使御坪の召次花方を召して、「汝法皇の御使として、多くの浪路を凌いで、遙々と是迄下つたる驗に、汝が一期が間の思出一つ有る可し」とて、花方が面に、浪方と云ふ燒印をぞせられける。都へ歸り上りたりければ、法皇叡覽有つて、「汝は花方か」。「さん候」。「よし〳〵さらば浪方共召せかし」とて、笑はせおはします。其の後請文をぞ抜かれける。

【二位殿】重衡の母二位尼。【人々のおはしける】宗盛以下の人々が集つて評議をしてゐた室のことと見える。【餘の子共親しき人々】重衡以外の子及び親族の人々。【子の悲しいといふ事】子をかはゆいといふことも。【憂きながら】つらい思ひをしながらも。【胸せきて】胸がこみあげて。【同じ道】死ぬこと。【二度物を思はせぬ先に】重衡の死を聞いて又も心を惱ますより前にの意。【我れを失へや】我を殺せ。【誠にさこそは】親としては、眞にさう思ふのも無理はないの意。【伏し目】哀れさに同情して、うつ向きになつたこと。【恐れなく】忌憚なく。【御請文に】御返事の書面に。【志をしるべに】子を思ふ一心に。【燒印】金屬製の印を火に燒いて顔面に捺したこと。山槐記（元暦元、七、六）云、左大辨被ニ示送一日、所レ遣ニ鎭西一之院召使、平家被レ著ニ印於面一云々。

「今月十四日の院宣、同じき二十八日讃岐の國八島の磯に到來、謹んで以て承る處件の如し。但し此れに就て彼を按ずるに、通盛の卿以下、當家數輩攝州一の谷にて既に誅せられ了んぬ。何ぞ重衡一人が寛宥を悦ぶ可きや。夫れ吾が君は故高倉の院の御讓を受けさ

せ給ひて、御在位既に四箇年、政堯舜の古風を訪らふ處に、東夷北狄黨を結び群を成して入洛の間、且は幼帝母后の御歎尤も深く、且は外戚近臣の憤淺からざるに依つて、暫く九國に幸す。還幸無からんに於ては、三種の神器爭か玉體を離ち奉る可きや。其れ臣は君を以て心と爲し、君は臣を以て體と爲す。君安ければ則ち臣安く、臣安ければ則ち國安し。君上に憂ふれば、臣下に樂まず。心中に愁あれば、體外に悅無し。曩祖平將軍貞盛、相馬の小次郎將門を追討せしより以來、東八箇國を靜めて、子々孫々に傳へ、朝敵の暴臣を誅罰して、代々世々に至るまで、朝家の聖運を守り奉る。然れば則ち故亡父太政大臣、保元平治兩度の逆亂の時、勅命を重じて私の命を輕ず。是れ偏に君の爲にして、全く身の爲にせず。就中彼の賴朝は、去んぬる平治元年十二月、父左馬の頭義朝が謀叛に依つて、既に誅罰せらる可き由、頻に仰せ下さるゝと雖も、故入道大相國、慈悲の餘り申し宥められし所也。然るに昔の洪恩を忘れて、芳意を存ぜず、忽に狼羸の身を以て、猥に蜂起の亂を成す、至愚の甚しきこと申すに餘り有り。早く神明の天罰を招き、密に敗績の損滅を期する者か。夫れ日月は一物の爲に其の明かなる事を暗うせず。明王は一人が爲に其の法を枉げず、一惡を以て其の善を捨てず、小瑕を以て其の功を覆ふこと莫れ。且は當家數代の奉公、且は亡父數度の忠節、

思し召し忘れずば、君辱くも四國の御幸有る可きか。時に臣等院宣を承つて、二たび舊都に還つて、會稽の恥を雪めん。若し然らずば、鬼界高麗天竺震旦に到る可し。悲しき哉、人皇八十一代の御宇に當つて、我が朝神代の靈寶、遂に空しく異國の寶と作さんか。宜しく是等の趣を以て、然る可き樣に洩し奏聞せしめ給へ。宗盛頓首謹んで言す。壽永三年二月廿八日、從一位前の內大臣平の朝臣宗盛が請文」とこそ書かれたれ。

【此れに就て彼を案ずるに】「此れ」院宣『彼れ』重衡の事。【吾が君】安德天皇。【堯舜の古風を訪ふ處に】堯舜の如く仁政を施して居られたのに。【幼帝】安德天皇。【母后】建禮門院。【臣は君を以て心と爲す云々】禮記臣軌同體章云、臣以レ君爲レ心、君以レ臣爲レ體、心安則體安、君泰則臣泰、未レ有下心瘁二於中一、而體悅二於外一、君憂二於上一、而臣樂中於下上。【相馬の小次郞】平將門の通稱。【東八箇國】關東八箇國。【洪恩】大恩。【芳意を存ぜず】有り難く思はないこと。【狼羸の身】「狼」は浪の誤で、流浪羸弱の身と云ふ義か。長門本流人の身に作る。【日月は一物の爲に云々】公平無私、一物一人の爲に偏頗の事がないといふこと。轉用して小事の故を以て大體を忘れるのはよくないといふ意に云。孝經三才章、孔安國註云、天地不下爲二一物一枉中其時上、日月不下爲二一物一晦中其明上、明王不下爲二一人一枉中其法上。【小瑕を以て其功を覆ふ事莫れ】少しの疵があるが爲めに其全體の功勞を無にしてはならない。【君辱くも四國の御幸】法皇こそ八島御幸あらせらるべきかの意。【時に】其時こそ

は。【人皇八十一代】安德天皇。【漏し奏聞せしめ給へ】折を見て奏上して下さる樣にとの意。

戒文

三位の中將此の由を聞き給ひて、「さこそは有らんずれ。如何に一門の人々の惡う思はれけん」と、後悔せられけれ共甲斐ぞなき。實にも重衡一人を惜みて、さしもに我が朝の重寶、三種の神器を返し給らんとも覺えねば、此の御請文の趣は、兼てより思ひ儲けられたりしか共、未だ左右を申されざりつる程は、何となう心元なう思はれけるに、請文既に到來して、關東へ下さる可きに定りしかば、三位の中將、都の名殘も今更惜しうや思はれけん、土肥の次郎實平を召して、「出家せばやと思ふは如何に」と宣へば、此の由を九郎御曹司へ申す。院の御所へ奏聞せられたりければ、法皇、「賴朝に見せて後こそ、兎も角も計らはめ。只今は爭か宥すべき」と仰せければ、此の由を中將殿に申す。「さらば年來契つたる聖に、今一度對面して、後生の事をも申し談ぜばやと思ふは如何に」と宣へば、土肥の次郎、「聖をば誰と申し候ふやらん。」「黑谷の法然房と云ふ人也。」「さては苦しう候ふまじ、とう〱」とて宥し奉る。三位の中將斜ならずに悅び、軈て聖を請じ奉つて、泣々申されけるは、「今度西國にて如何にも成るべか

りし身の、生きながら捕はれて、罷り上り候ふは、二度上人の御見參に入るべきにて候ひけり。さても重衡が後生如何仕り候ふべき。身の身にて候ひし程は、出仕に紛れ、政務にほだされ、憍慢の心のみ深うして、當來の昇沈を顧みず。況んや運盡き世亂れて、都を出でし後は、此に鬪ひ彼に爭ひ、人を亡し身を助からんと思ふ惡心のみ遮つて、善心は曾て發らず。就中南都炎上の事は、王命と申し、武命と云ひ、君に仕へ、世に隨ふ法遁れ難うして、衆徒の惡行を靜めんが爲に、罷り向つて候へば、不慮に伽藍の滅亡に及びぬる事は、力及ばざる次第也。されども時の大將軍にて候ひし間、責一人に歸すとかや申し候ふなれば、重衡一人が罪業にこそ成り候ひぬらめと覺え候。今又彼是恥を曝すも、併其の報とのみこそ思ひ知られて候へ。今は頭を剃り乞食頭陀の行をもして、偏に佛道修行し度く候へ共、かゝる身に罷り成つて候へば、心に心をも任せ候はず。如何なる行を修じても、一業助かるべし共、覺えぬ事こそ口惜しう候へ。つら〳〵一生の化行を按ずるに、罪業は須彌よりも高く、善根は微塵計りも蓄なし。かくて命空しう終り候ひなば、火穴湯の苦果、敢て疑なし。願くば上人、慈悲を起し、憐を垂れ給ひて、かゝる惡人の助りぬべき方法候はゞ、示し給へ」と申されければ、上人、涙に咽び俯伏て、暫は兎角の事も宣はず。

【さこそは有らんずれ】拒絶したのは無理もないの意。【未だ左右を申されざりつる程】まだ何とも言つてこなかつた間は。【年来契つたる聖】長年師弟の契を結んだ高僧。【黒谷】比叡山西塔北谷の元黒谷。【法然房】源空、淨土宗の開祖。美作國久米押領使漆間時國の子。初め台教を學び、後黒谷の睿空に從つて濟乘大乘律を受け、黒谷に住した。建暦二年正月廿五日寂。年八十。【御見参に入るべきにて候ひけり】御目にかゝるべき宿縁であつたのであるとのこと。【身の身にて候ひし程】身の榮華を極はめて居た時分。【當來の昇沈を顧みず】未來世の幸不幸を考へる暇がなかつたの意。【武命】武將の命。長門本に、父の命とある。【責一人に歸す】責任は其首長に歸すとの意。論語堯曰篇に、百姓有レ過、在二予一人一といふと同意。【一生の化行】長門本盛衰記等、一生の所行とある。【微塵】極小の量。【火穴湯】火血刀の訛。火は地獄、血は畜生、刀は餓鬼。【苦果】三惡道に墜ちるといふ苦い果報を受けること。

良有つて上人宣ひけるは、「誠に受け難き人身を受けながら、空しく三途に歸りましまさん事、悲んでも猶餘りあり。然るに今穢土を厭ひ、淨土を願はんと思し召さば、惡心を捨てゝ善心を發しましまさんに於ては、三世の諸佛も定めて隨喜し給ふらん。其れ出離の道區々也とは申せ共、末法濁亂の機には、稱名を以て勝れたりとす。志を九品に分ち、行を六字に縮めて、如何なる愚癡闇鈍の者も、唱ふるに便あり。罪深ければとて、卑下し給ふ可からず。十惡五逆廻心すれば往生を遂ぐ。功徳少ければと

て、望を絕つべからず。一念十念の心を致せば、來迎す。專稱名號至西方と釋して、專ら名號を稱ずれば、西方に至り、念々稱名常懺悔と宣ひて、念々に彌陀を唱ふれば、懺悔する也とぞ敎へける。利劍卽是彌陀號を賴めば、魔緣近かず。一聲稱念罪皆除と念ずれば、罪皆除けりと見えたり。淨土宗の至極は、各略を存じて、大略是を肝心とす。但し往生の得否は、信心の有無に依るべし。只此の敎を深く信じて、行住座臥、時處所緣を嫌はず、三業四威儀に於て、心念口稱を忘れ給はずば、畢命を期として、此の苦域の界を出で丶、彼の極樂淨土の不退の土に往生し給はん事、何の疑か有らんや」と敎化し給へば、三位ヶ中將斜ならず悅び、「願くは此の次に戒を保たばやとは存じ候へ共、出家仕らでは叶ひ候ふまじや」と申されたりければ、上人、「出家せぬ人も、戒を保つ事は常の習也」とて、額に剃刀をあて、そる眞似をして、十戒を授けらる。中將隨喜の淚を流いて、是を受け保ち給ふ。上人も萬づ物哀れに覺えて、かきくらす心地して、泣く泣く戒をぞ說かれける。御布施と覺しくて、日來おはして遊ばれける侍の許に預け置かれたりける御硯を、知時して召し寄せて、上人に奉り、「是をば人に賜び候はで、常に御目の懸からんずる所に置かれ候ひて、某が物ぞかしと御覽ぜられん度每には、御念佛候ふべし。又御隙には經をも一卷御廻向候はゞ、然るべう候」と

申されければ、上人兎角の返事にも及び給はず、是を取つて懷(ふところ)に入れ、墨染の袖を顏に押し當てゝ、泣く／＼黑谷へぞ歸られける。件の硯は親父入道相國、宋朝の御門へ、砂金を多く參らさせ給ひたりしかば、返報(へんぽう)と覺しくて、日本和田の平大相國の許へとて、送られたりけるとかや。名をば松蔭(まつかげ)とぞ申しける。

【受け難き人身】佛教に人の身に生れくることはなかなか出來難いことゝ說くより云。涅槃經云、人身難レ得、如二優曇華一。**【三途に歸り】**火途血途刀途の三惡道に行き生れること。**【出離の道】**生死を出離し迷の境界を離れること。**【末法濁亂の機】**末法時代の濁り亂れて居る時に生れ合はせた人間の心。『機』敎法の爲に激發されて活動する心の働きを云。**【稱名】**佛の名を稱へる義。念佛すること。**【志を九品に分ち】**九品の淨土を志すこと。**【行を六字に縮め】**一切の勤行を南無阿彌陀佛の六字の中に含ませて、唯稱名念佛のみすること。**【唱ふるに便あり】**稱名を唱へる事が出來るとのこと。**【十惡五逆廻心すれば往生を遂ぐ】**假令十惡五逆の罪業ある身でも、心を廻して佛緣を結べば、極樂往生が出來るとの意。法事讚云、以二佛願力一ヲ、五逆之與二十惡一、罪滅得レ生、謗法闡提、廻心スレハ皆往ク。**【一念十念の心を致せば來迎す】**一返の念佛十返の念佛でも稱へれば、極樂往生の因となり、臨終の際阿彌陀佛が淨土より迎へに來るとのこと。**【專稱名號至西方】**往生禮讚日中偈の句。**【釋して】**經文の妙意を解釋してといふこと。**【名號】**南無阿彌陀佛の事。**【西方】**西方淨土。**【念々稱名常懺悔】**善導大師作般舟讚の句。**【利劍卽是彌陀佛】**同く般舟讚の句。念佛の功德は甚大で、恰も利劍の如く斬らざる

ものなしとの意。故に魔緣も近づかないと云ふのである。**【一聲稱念罪皆除】**同く般舟讃の句。一聲でも念佛をすると、一切の罪が皆除かれるとの意。**【各略を存じて大略是れを肝心とす】**各事簡略を主とし、大略卽ち大要を知るのが肝要であるの意。**【往生の得否】**極樂往生が出來るか出來ぬかといふこと。**【行住座臥時處諸緣を嫌はず】**いかなる場合でもの意。『時處諸緣』時と處と諸種の因緣との義。**【三業四威儀】**一切所行の總稱。『三業』身業・口業・意業。『四威儀』行・住・座・臥。**【心念口稱】**心に名號を念じ口に名號を唱へること。**【畢命を期として】**臨終の時を境として。**【苦域の界】**現世。**【不退の土】**淨土。更に穢土卽ち現世に退轉することのない處といふ義。**【廻向】**自分の修した功徳を廻らして他の人の方に向はしめる義。讀經の功徳に依り死者の惠みを受くる樣にすることを云。**【和田】**福原京を和田の地に開いた故に云。

海道下

去程に本三位の中將重衡の卿をば、鎌倉の前の右兵衛の佐賴朝、頻に申されければ、さらば下さる可しとて、土肥の次郎實平が手より、九郎御曹司の宿所へ渡し奉る。同じき三月十日の日、梶原平三景時に具せられて、關東へこそ下られけれ。西國にて如何にも成るべかりし人の、生きながら捕はれて、都へ上り給ふだに口惜しきに、今更又關の東へ赴かれけん心の中、推し量られて哀れ也。四宮河原に成りぬれば、爰は

昔延喜第四の皇子、蟬丸の、關の嵐に心を澄し、琵琶を引き給ひしに、博雅の三位といつし人、風の吹く日も吹かぬ日も、雨の降る夜も降らぬ夜も、三年が間歩を運び立ち聞きて、彼の三曲を傳へけん、藁屋の床の古も、想像れて哀也。相坂山打越えて、勢多の唐橋駒も轟と踏みならし、雲雀上れる野路の里、志賀の浦浪春かけて、霞に曇る鏡山、比良の高根を北にして、伊吹の嶽も近付きぬ。心を留むとしなけれども、荒れて中々やさしきは、不破の關屋の板庇、如何に鳴海の汐干潟、涙に袖はしをれつゝ、彼の在原のなにがしの、唐衣きつゝなれにしと詠めけん、參河の國の八橋にも成りぬれば、蜘蛛手に物をと哀れ也。濱名の橋を渡り給へば、松の梢に風さえて、入江に噪ぐ波の音、さらでも旅は物憂きに、心を盡す夕間暮、池田の宿にも著き給ひぬ。彼の宿の長者熊野が女、侍從が許に、其の夜は三位宿せられけり。侍從、三位の中將殿を見奉つて、「日來は傳にだに、思し召し寄り給はぬ人の、今日はかゝる所へ入らせ給ふ事の不思議さよとて、一首の歌を奉る。

　旅の空赤土の小屋のいぶせさに、故鄉いかに戀しかるらん。

中將の返事に、

　故鄉も戀しくもなし旅の空、都も終の栖かならねば。

良有つて、中將、梶原を召して、「さても只今の歌の主は、如何なる者ぞ。やさしうも仕つたる者哉」と宣へば、景時畏つて申しけるは、「君は未だ知し召され候はずや。あれこそ八島の大臣殿の、未だ當國の守にて渡らせ給ひし時、召され參らせて、御最愛候ひしに、老母を是に留め置き、常は暇を申しゝかども、賜らざりければ、比は彌生の始めにてもや候ひけん、

　如何にせん都の春も惜しけれど、馴れし吾妻の花や散るらん。

といふ名歌仕り、暇を賜つて罷り下り候ひし、海道一の名人にて候」とぞ申しける。

【延喜】延喜の御門。醍醐天皇。**【蟬丸】**今昔物語に宇多天皇第八皇子敦實親王の雜色と見えて、皇子ではない。この條仁明天皇第四皇子人康親王が山科に出家退隱せられた爲に、四宮河原の稱呼の起つた事と、蟬丸博雅の事蹟とを誤り混同したものか、或は誤脫があるかであらう。**【關の嵐に心を澄し】**續古今集、雜、題しらず、蟬丸、逢阪の關の嵐のはげしきにしひてぞゐたる世を過すとて。**【博雅の三位】**醍醐天皇皇子兵部卿克明親王の子、源博雅。天延二年十一月十八日從三位、琴笛琵琶箏篥の名手、天元三年九月薨、逢阪の蟬丸の居を叩いた事は今昔物語に見える。**【三曲】**樂家錄云、琵琶秘曲、流泉・啄木・揚眞藻已上三曲、人皇五十四代仁明御宇、遣唐使掃部頭貞敏自ニ廉承武一傳レ之。**【藁屋の床】**新古今集、雜、題しらず、蟬丸、世の中はとてもかくても同じごと、宮もわら屋もはてしなければ。今昔物語には蟬丸が京に出ることを勸められたのを斷は

る時の歌とし、三句過してむとある。**【勢多の唐橋】**勢多の長橋とも云。其結構韓國様である故に唐橋の名があると云。**【轟】**馬蹄で踏み鳴らす音の形容。**【雲雀上れる】**野路の地名に因んで云。**【霞に曇る】**鏡山の鏡の緣語。**【伊吹の嶽】**伊吹山。近江と美濃との境に聳つ山、海拔四千三百尺。**【荒れて中々やさしきは】**荒れた爲に却て優雅な趣のあるはの意。**【不破の關屋】**不破の關所の舘の義。この關は令に伊勢の鈴鹿越前の愛發と併せて三關と稱せられたもので、其址美濃國不破郡關原村大字松尾の大木戸坂に在る。桓武天皇延暦八年七月廢せられ、爾來其廢墟を歌に詠したものが多い。新古今集、雜、關路秋風、攝政太政大臣良經、人住まぬ不破の關屋の板廂あれにし後は唯秋の風とあるに據て云。**【如何に鳴海】**いかに成る身とかけて云。美濃より尾張の下津熱田を經てこゝに至る順路。**【在原のなにがし】**業平。伊勢物語云、三河の國八つ橋といふ所に至りぬ。その澤にかきつばたいと面白く咲たり、それを見て或人の曰く、かきつばたといふ五文字を句の上にすゑて、旅の心をよめといひければよめる、唐衣きつゝなれにしつましあればはるばるきぬる旅をしぞ思ふとよめりければ云々。**【三河の國の八つ橋】**今碧海郡知立町の西の逢妻川其遺址と云。八橋の名は、知立町の東の村名に殘つて居たが、後牛田村と合せ牛橋村と云。**【蜘蛛手に物を】**續古今集、戀、題しらず、讀人知らず、戀せよとなれるみかはの八橋の蜘蛛手に物を思ふ頃かなとあるに據り、物思ひの多いことゝ書き續けたのである。『蜘蛛手』蜘蛛の手の樣に幾筋にもの意。伊勢物語云、そこをやつ橋といふ事は、水のくもでに流れ分れて、木八つわたせるによりてなん、八つ橋とはいへる。**【濱名の橋】**濱名川の架橋。此川は濱名湖の落ち口で幅五六十丈、橋本（遠江國濱名郡新居町大字濱名）の東に在つたが、明應の變以來埋まつて田とな

り、更に東方三十町の地に今切を開通したものと云。【心を盡す】松風波の音にひとしく心を悩ますの意。【池田の宿】遠江天龍川の西岸の宿驛、後川の瀬變更して東岸と爲る。今磐田郡池田村の地。【長者】遊君遊女の長者の義。遊君遊女の頭の意か。中古街道の宿驛に、遊女を置いて貴人の宿をした者。【傳にだに思し召し寄り給はぬ人】人づてにでも思つても下さらない程貴い方といふこと。【旅の空云々】旅の宿りが賤く穢いのでさぞ京の事が戀しく思はれるであらうの意。【故鄕も云々】故鄕の京も永住の出來ない地であるから、別に戀しくもないの意。【八島の大臣殿の未だ當國の守】宗盛、平治元年十二月廿七日遠江守、時に年十三歳、翌永曆元年正月廿一日淡路守。考證云、當國の守たること僅に二十餘日なり、物語の說信じ難し。【如何にせん云々】『馴れし吾妻の花』老母をかけて云。【海道一の名人】東海道第一の歌の上手。

都を出でゝ日數經れば、彌生も半過ぎ、春も既に暮れなんとす。遠山の花は殘んの雪かと見えて、浦々島々霞み渡り、越し方行末の事共を思ひ續け給ふにも、「こはされば如何なる宿業のうたてさぞ」と宣ひて、只盡きせぬものは涙也。御子の一人もおはせぬ事を、母の二位殿も歎き、北の方大納言の佐殿も、本意なき事にし給ひて、萬の神佛に懸けて祈り申されけれども、其の驗なし。「賢うぞ無かりける、子だにも有らましかば、如何計り思ふ事あらじ」と宣ひけるこそせめての事なれ。佐夜の中山にかゝり給ふにも、又越ゆべし共覺えねば、いとど哀の數添ひて、袂ぞ痛く濡れ増さる。宇津の山邊

の蔦の道、心細くも打ち越えて、手越を過ぎて行けば、北に遠ざかつて、雪白き山あり。問へば甲斐の白根といふ。其の時三位の中將落つる涙を押へつゝ、

　惜しからぬ命なれ共今日迄に、强顏き甲斐の白根をも見つ。

清見が關打ち越えて、富士の裾野に成りぬれば、北には靑山峩々として、松吹く風索々たり。南には蒼海漫々として、岸打つ浪も茫々たり。戀せば瘦せぬべし、戀せずも有りけりと、明神の歌ひ始め給ひけん、足柄の山打ち越えて、こゆるぎの森、鞠子河、小磯、大磯の浦々、やつまと、砥上が原、御輿が崎をも打ち過ぎて、急がぬ旅とは思へ共、日數やう〳〵重れば、鎌倉へこそ入り給へ。

【覺うぞ無かりける】よくも無かつた、無くてよかつたなどといふ意。**【如何計り思ふ事あらじ】**一本いかばかり思ふ事あらん、又、如何に心苦しかるらんとある。『あらじ』あらましの誤か。**【せめての事なれ】**せめての慰めであつたの意。**【佐夜の中山】**遠江國小笠郡日阪より榛原郡菊川に至る阪路。『佐夜』狹谷で、其道兩山の間に夾まり狹いより云。さやをさよと呼ぶのは後世の轉訛。『中山』其中間の山の意。**【又越ゆべし共】**新古今集、羇旅、あづまの方にまかりけるによみ侍りける、西行法師、年たけて又越ゆべしと思ひきや命なりけり小夜の中山。**【宇津の山】**駿河國安倍郡長田村にある山。伊勢物語云、うつの山に至りて、わがいらんとする道はいと暗う細きに、蔦かづらは茂りて物心細く、すゞろなる目を見ることゝ思ふに。**【甲斐の白根】**白根

山。南巨摩郡に在り、大井川の水源地で、三峯並立し、北嶽最も高く、一萬二百尺と云。此條源光行海道記に、手越を立て野邊をはるはると過。(略)北に遠ざかりて雪白き山あり、とへば甲斐の白峰といふ。年頃聞きし處命あれは見つ。(略)おしからぬ命なれどもけふはあればいきたる甲斐の白根をも見つ、とあるに據つて、文を成すものと見える。**【惜しからぬ云々】**「强顏き甲斐」變りもなく生きて來たかひといふにかけて云。**【富士の裾野】**富士野とも云。富士山麓の原野で、駿河國富士郡駿東郡甲斐國南都留郡等の諸村に分屬してゐる。**【戀せば瘦せぬべし】**本據詳でない。林羅山著本朝神社考云、足柄明神、昔赴レ唐ニ、其妻神獨留守三歲、明神歸朝、妻神色白肥美、明神曰、思慕之情、待レ歸之心、必可ニ瘦衰(アラハ)一、今何肥而麗哉、不レ思レ我也ト、遂去ニ妻神一ツ。**【こゆるぎの森】**長門本にこよろぎの磯とあるのがよい。こよろぎ、又こゆるぎとも云。相模國中郡、東小磯大磯より西國府津に至る海岸。**【鞠子河】**酒匂川の古名。富士山東麓に發源し、小田原の北東三十町の地で海に入る。長さ凡十二里。**【小磯】**大磯の西、今共に併せて相模國中郡大磯町に入る。**【やつまと】**海道記に入つ松とある。茅ヶ崎の東、相模國高座郡明治村大字辻堂邊の名。**【砥上が原】**相模國高座郡鵠沼村藤澤町の邊、片瀨川の西畔の地。**【御輿が崎】**同國鎌倉郡稻村ヶ崎の古名かと云。

千(せん)手(じゅ)

去程に兵衛の佐殿、三位の中將殿に對面有て申されけるは、「抑賴朝、君の御憤(いきどほり)を休

め奉り、父の恥を雪めんと思ひ立ちし上は、平家を亡さん事、案の内に存ぜしか共、正しう加樣に御目に懸かる可しとは、かけては存じ候はず。此の定では八島の大臣殿の見參にも、入りぬべしと覺え候。さても南都炎上の事は、故入道相國の御成敗にて候ひけるか。又時に取つての御計らひか。以の外の罪業でこそ候ふめれ」と申されければ、三位の中將宣ひけるは「先づ南都炎上の事は、故入道相國の成敗にも非ず、又重衡が私の發起にても候はず。衆徒の惡行を靜めんが爲に、罷り向つて候ひし程に、不慮の伽藍の滅亡に及び候ひぬる事は、力及ばざる次第也。事新らしき申事にて候へども、昔は源平左右に爭ひて、朝家の御堅たりしか共、近比は源氏の運傾きたりし事、人皆存知の旨也。就中當家は保元平治より以來、度々の朝敵を平げ、勸賞身に餘り、忝くも一天の君の御外戚として、帝祖太政大臣に至り、一族の昇進六十餘人、廿餘年が以來は、官加階天下に肩を雙ぶる者も候はず。其れに付き候ては、帝王の御敵討つたる者は、七代迄朝恩盡きずと申す事は、極めたる僻事にてぞ候ひける。其の故は親故入道相國は、君の御爲に命を失はんとする事度々に及ぶ。されども其の身一代の幸にて、子孫加樣に成る可きやは。運盡き世亂れて、都を出でし後は、骸を山野に曝し、憂き名を西海の波に流さばやとこそ存ぜしに、生きながら囚はれて、是迄下るべしと

は、努々存じ候はず、只先世の宿業こそ口惜しう候へ。但し殷湯は夏臺に囚はれ、文王は羑里に囚はると云ふ文有り。上古猶此の如し。況んや末代に於てをや。弓箭取る身の、敵の手に渡つて命を失はん事、全く恥にて恥ならず。只芳恩には、疾く疾く首を刎ねらる可し」とて、其の後は物をも宣はず。梶原是を承つて、「哀れ大將軍や」とて涙を流す。侍共も皆袖をぞ濡らしける。兵衞の佐殿も誠に哀れに思はれければ、「抑平家を賴朝が私の敵とは努々思ひ奉らず。只帝王の仰こそ重う候へ。さりながらも南都を亡されたる伽藍の敵なれば、大衆定めて申す旨もや有らんずらん」とて、伊豆の國の住人、狩野の介宗茂にぞ預けられける。其の體、冥途にて娑婆世界の罪人を、七日々々に十王の手へ渡さるらんも、角やと覺えて哀也。

【三位の中將殿に對面】東鑑（壽永三、三、廿七）云、三品羽林着二伊豆國府境一節、武衞令レ坐二北條一給之間、景時以二專使一伺二子細一、早相具可レ參二當所一之由被レ仰、仍伴參、但明旦可レ遂二面謁一之由、被レ仰二羽林一。**【案の內】**手の中といふ如く、計畫通りといふこと。**【かけては存じ候はず】**少しも思つてゐなかつたの意。**【此の定】**この模樣。**【帝祖】**天皇の外祖父。**【極めたる僻事】**非常に間違つた事。**【殷湯】**史記夏本紀云、帝桀之時、自二孔甲一以來而諸侯多畔、夏桀不レ務レ德、而武二傷百姓一、百姓弗レ堪、廼召レ湯而囚二之夏臺一。**【夏臺】**獄の名。**【文王】**史記殷本紀云、九侯有二好女一、入二之紂一、九侯女不レ憙レ淫、紂怒殺レ之、而醢二九侯一、鄂侯爭レ之、彊辨レ之疾、并脯二鄂侯一、

西伯昌聞レ之竊嘆、崇侯虎知レ之以告レ紂、紂囚ニ西伯羑里一。【羑里】河府南省彰徳府湯陰縣の地。【私の敵】個人的の讎敵。【大衆】南都の法師を指して云。【冥途】地獄。【十王】秦廣王、初江王、宋帝王、伍官王、閻羅王、變成王、泰山王、平等王、都市王、轉輪王、七日毎に秦廣王より順次に請け取り、七七日に泰山王の手に渡り、平等王は百箇日、都市王は一年忌、轉輪王は三回忌を掌ると云。

されども狩野の介は、情ある者にて、痛う緊しうも當り奉らず。様々に勞はり參らせ、剰へ湯殿飾ひなんどして、御湯引かせ奉る。中將道すがらの汗いぶせかりければ、身を清めて失はれんにこそと思ひて、待ち給ふ所に、良有つて年の齡二十計りなる女房の、色白う清げにて、髮のかゝり誠に美しきが、目結の帷に、染付の湯卷して、湯殿の戸推しあけて參りたり。其の跡に十四五計りなる女の童の、髮は袙長なりけるが、小村濃の帷著て、楾盥に櫛入れて持つて參りたり。此の女房介錯にて、良久しく御湯ひかせ奉り、髮洗ひなんどして、暇申して出でけるが、「男なんどは異うもぞ思し召す。女は中々苦しかるまじとて、鎌倉殿より參らせられて侍ふ。何事も思し召す事あらば、承つて申せとこそ兵衞の佐殿は仰せ侍ひつれ」。中將、「今はかゝる身と成つて、何事をか思ふ可き、只思ふ事とては、出家ぞしたき」と宣へば、彼の女房歸り參つて、兵衞の佐殿に此の由を申す。兵衞の佐殿、「其れ思ひも寄らず、私の敵ならばこそ、朝敵

として預り奉つたれば、叶ふまじ」とぞ宣ひける。彼の女參つて、三位の中將殿に此の由を申し、暇申して出でければ、中將、守護の武士に宣ひけるは、「さても只今の女房は、優なりつる者哉。名をば何と云ふやらん」と問ひ給へば、狩野の介申しけるは、「あれは手越の長者が娘で候ふが、眉目姿心様優に、わりなき者とて、此の二三箇年は佐殿に召し置かれて候。名をば千手の前と申し候」とぞ申しける。其の夕雨少し降つて、萬づ物閑しげなる折節、件の女房、琵琶琴持たせて參りたり。狩野の介も、家の子郎等十餘人引き具して、中將殿の御前近う候ひけるが、酒を勸め奉る。千手の前酌をとる。中將少しうけて、最興なげにておはしければ、狩野の介申しけるは、「且つ聞し召されてもや候ふらん。宗茂は、本伊豆の國の者にて候へば、鎌倉では旅にて候へ共、心の及ばん程は、奉公仕り候ふべし。何事も思し召す事あらば、承つて申せと、兵衛の佐殿仰せ候。其れ何事にても申して、酒を勸め奉り給へ」と云ひければ、千手の前酌を指し置き、羅綺の重衣たるは、情なき事を機婦に妬むと云ふ朗詠を、一兩反したりければ、三位の中將、「此の朗詠をせん人をば、北野の天神毎日三度翔つて守らんと誓はせ給ふとなり。され共重衡は、今生にては早捨てられ奉つたる身なれば、助音しても何かせん。但し罪障輕みぬべき事ならば、隨ふ可し」と宣へば、千手の前聽て、十惡と雖も

猶引攝すと云ふ朗詠をして、極樂願はん人は皆、彌陀の名號を唱ふべしと云ふ、今樣を四五反うたひ澄したりければ、其の時中將盃を傾けらる。千手の前賜つて狩野の介にさす。宗茂が飲む時に、琴をぞ引きすましたる。三位の中將、「普通には此の樂をば五常樂といへ共、今重衡が爲には、後生樂とこそ觀ずべけれ。軈て往生の急を引かん」と戯れ、琵琶を取り、點手をねぢて、皇麞の急をぞ引かれける。角て夜も漸う更け、萬づ心のすむ儘に、「あな思はずや、吾妻にもかゝる優なる人の有りけるよ。其れ何事にても今一聲」と宣へば、千手の前重ねて、一樹の蔭に宿り逢ひ、同じ流を掬ぶも、皆是先世の契と云ふ白拍子を、誠に面白うかぞへたりければ、三位の中將も、燈闇うして數行虞氏が涙と云ふ朗詠をぞせられける。喩へば此の朗詠の心は、昔唐に、漢の高祖と楚の項羽と位を爭ひ、合戰する事七十二度、戰每に項羽勝ちぬ。され共終には、項羽戰負けて亡びし時、騅といふ馬の一日に千里を飛ぶに乘つて、虞氏と云ふ后と共に、逃げ去らんとし給へば、馬如何思ひけん、足を調へて動らかず。項羽涙を流して、我が威勢既にすたれたり。敵の襲ふは事の數ならず、只此の后に別れん事をのみ歎き悲み給ひけり。燈闇う成りしかば、虞氏心細さに涙を流す。更け行く儘には、軍兵四面に鬨を作る。此の心を橘相公の詩に作れるを、三位の中將今思ひ出でゝ口遊び給ふにや、

最優（いとやさ）しうぞ聞えし。

【御湯引かせ】湯あみをさせること。【道すがらの汗いぶせかりければ】道中の汗にぬれて氣持が惡るかつたので。【髪のかゝり】垂髪の恰好。【目結の雑】絞りの單。【染附】模様を染め出してあること。【湯巻】いまきともいつて、今木、今支とも書く。貴人湯沐の時、御湯に奉仕する女房が常の服の上に掩ひかけて着る衣。白の生絹で作るのを普通とする。【袙長】袙の丈け程あるの意。『袙』童女の上着で腰の邊まである衣の名。【楾盥】手水盥。長門本にかなもの打たる盥とある。【介錯】世話をすること。【異うもぞ思し召す】長門本こつなく思召されん事も候とある。興がない様にお思ひであらうの意。【女は中々苦しかるまじ】女の方が却てよいであらうの意。【わりなき者】すぐれてよいこと。【琵琶琴持たせて】人に持たせての意。【且つ聞し召されてや候ふらん】少しは御聞きにもなつたであらうがの意。【其れ何事にても申して】宗茂が千手の前に何か歌でも歌へと催がす詞。【羅綺の重衣たるは云々】薄い衣を重いと言つて之を織つた機織の女を惡むといふ義。美人の力のない優婉な様を形容した語。『羅』薄物、『綺』綾の絹。共に輕く薄いもの。和漢朗詠集云、菅公、春娃無二氣力一序、羅綺之爲二重衣一妬二無レ情於機婦一、管絃之在二長曲一怒二不レ闋於伶人一。【翔つて】空中を飛行すること。神靈、靈魂等に云。【助音】咏者を助けて、一緒に歌ふこと。【罪障輕みぬべき事ならば隨ふべし】罪が輕くなる様な歌なら助音をしやうとのこと。【十惡と雖も猶引攝す】假令十惡の者でも、彌陀の願力に依て引きおさめて、淨土へ往生せしめられるとのこと。和漢朗詠集云、西方極樂讃、後中書王、雖二十惡一兮猶引攝、甚三於疾風披二雲霧一、雖二一念一兮必感應、喩三之巨海納二涓露一。【極樂願はん人は云々】盛衰記云、極樂欣ばん人

は持彌陀の名號唱ふべし、阿彌陀佛阿彌陀佛南無阿彌陀佛、阿彌陀佛阿彌陀佛大悲阿彌陀佛と云々様。【後生樂】五常樂の音をもぢつて、殺される身には、後生を願ふ樂と思はれると戯れて云。【往生の急】皇麞の急といふ樂曲の名をもぢつて、死の迫る身の上に引きくらべ戯れて云。皇麞は唐樂平調曲の一、「急」序破急の急で樂の調子。【今一聲】まう一曲と催促する語。【一樹の蔭に云々】全文未詳、こゝはその內容だけを擧げたものと見える。【白拍子】歌ひ方の一種。何度か歌ふことを數へると云。【燈闇うして數行虞氏の涙】和漢朗詠集云、賦二項羽一、橘相公、燈暗數行虞氏涙、夜深四面楚歌聲。【橘相公】參議橘廣相、『相公』參議の唐名宰相に公を加へて宰相公とし、更に漢風にせんが爲に略して云。

去程に夜も明けければ、狩野の介暇申して罷り出づ。千手の前も歸りけり。其の朝(あした)兵衞の佐殿は、持佛堂に法華經讀うでおはしける處へ、千手の前歸り參りたり。兵衞の佐殿打ち笑み給ひて、「さても夕べ中人(ちうじん)をば、面白うもしつる物哉」と宣へば、齋院(さいゐん)の次官親義、御前に物書いて候ひけるが、「何事にて候ふやらん」と申しければ、佐殿(すけどの)宣ひけるは、「平家の人々は、此の二三箇年は、軍合戰の營みの外は、又他事有るまじきとこそ思ひしに、さても三位の中將の琵琶の撥音(ばちおと)、朗詠(らうえい)の口遊(ずさ)び、終夜(よもすがら)立ち聞きつるに、優に艶(やさし)き人にておはしけり」と宣へば、親義申しけるは、「誰も夕(ゆうべ)承り度く候ひしか共、折節相勞(いたは)る事の候ひて、承らず候。此の後は常に立ち聞き候ふべし。平家は代々歌人才

人達にて渡らせ給ひ候。先年あの人々を、花に喩へて候ひしには、此の三位の中將殿をば、牡丹の花に喩へて候ひしか」とぞ申しける。三位の中將の琵琶の撥音、朗詠の口遊、兵衛の佐殿、後迄も有り難き事にぞ宣ひける。其の後中將南都へ渡されて、斬られ給ひぬと聞えしかば、千手の前は中々物思の種とや成りにけん。軈て樣をかへ、濃き墨染に窶れ果てゝ、信濃の國善光寺に行ひ澄して、彼の後世菩提を、弔らひけるぞ哀なる。

【中人】中に立っていろいろ取持つこと。中だち。**【中々物思の種】**重衡を知つたが爲に、却て物思ひの種となつたの意。東鑑（文治四、四廿二）云、入レ夜御臺所御方女房（號二千手前一）於二御前一絕入則蘇生、日來無二指病一云云、及レ曉依レ仰出二里亭一云々。又（廿五）云、今曉千手前卒去（年廿四）、其性太穩便、人々所レ惜也、前左三位中將重衡參向之時、不慮相馴、彼上洛之後戀二慕之一、朝夕不レ休、憶念之所レ積、若爲二發病之因一歟之由人疑レ之云々。

横笛

去程に小松の三位の中將維盛の卿は、身がらは八島にありながら、心は都へ通はれけり。故鄕に留め置き給ひし、北の方稚き人々の面影のみ、身にひしと立ち添ひて、忘るゝ隙も無かりければ、有るに甲斐なき我が身かはとて、壽永三年三月十五日の曉、忍び

つゝ八島の館をば紛れ出で、與三兵衛重景、石童丸と云ふ童、船に心得たればとて、武里と云ふ舍人、是れ三人を召し具して、阿波の國結城の浦より船に乘り、鳴戸の沖を漕ぎ過ぎて、紀伊の路へ赴き給ひけり。和歌、吹上、衣通姬の神と顯れ給へる、玉津島の明神、日前國懸の御前を過ぎて、紀伊の湊にこそ著き給へ。それより山傳ひに都へ上り、戀しき者共をも、今一度見もし見えばやとは思はれけれ共、叔父本三位の中將殿の生捕にせられて、京鎌倉恥をさらさせ給ふだにも口惜しきに、此の身さへ囚はれて、父の骸に血をあやさん事も心憂しとて、千度心は進め共、心に心をからかひて、高野の御山へ參り給ふ。

【身がら】身體。**【有るに甲斐なき我が身かは】**一本かはをかなとあるのがよい。生きてゐるかひもない我が身であるの意。**【舍人】**牛飼、馬の口取等の身分の卑い者。**【結城の浦】**長門本雪の浦に作る。今阿波國海部郡三岐田村、由岐の浦を云。**【鳴戸】**阿波の東北部と淡路島の西南部との間の隘門。潮流矢の如く渦を卷いて流れ、險難無比の航路と稱せられる。**【紀伊の路】**紀伊國方面。**【和歌】**和歌の浦。**【衣通姬】**允恭天皇妃。艷色衣の外に通るより起つた御名と云。**【玉津島の明神】**紀伊國海草郡和歌村鎭座、祭神稚日女尊。中世より衣通姬を祭ると云ひ傳へる。古今著聞集云、和歌の浦に玉津島明神と申、此衣通姬也、昔彼浦の風景を執に思食し故に、跡を垂れおはしますなり。**【日前國懸の御前】**紀伊國海草郡宮村大字秋月鎭座、官幣大社日前國懸宮。

雨社一境に在り、日前は左に在つて天照大神初度御鑄造の矛、卽ち天照大神の前の御靈日矛を祭り、國懸は右に在つて同く大神の前の御靈日鏡を祭る。古來朝廷の御崇敬特に深厚なる神社。【紀の湊】海草郡湊村大字湊。紀之川の川口。【父の骸に血をあやさん事】亡父の名を耻かしめるの意。『あやす』注ぐこと。【心に心をからかひて】京へ行かうか行くまいかと煩悶したこと。

高野に年比知り給へる聖あり。三條の齋藤左衞門茂頼が子に、齋藤瀧口時頼とて、本は小松殿の侍たりしが、十三の年本所へ參つたり。建禮門院の雜司横笛と云ふ女あり。瀧口是に最愛す。父此の由を傳へ聞て、世に有らん者の婿子にもなし、出仕なんどをも、心安うせさせんと思ひ居たれば、由なき者を思ひ初めてなど、强ちに諫めければ、瀧口申しけるは、「西王母と謂つし人も、昔は有つて今はなし、東方朔と聞きし者も、名をのみ聞て目には見ず。老少不定の境は、只石火の光に異ならず。縱ひ人長命といへ共、七十八十をば過ぎず。其の中に身の盛なる事は、纔に二十餘年也。夢幻の世の中に、醜き者を片時も見て何かせん。思はしき者を見んとすれば、父の命を背くに似たり。是れ善知識也。如かじ浮世を厭ひ、實の道に入りなん」とて、十九の年髻切つて、嵯峨の往生院に、行ひ澄してぞ居たりける。横笛此の由を傳へ聞いて、我れをこそ捨てめ、樣をさへ換へけん事の恨めしさよ。縱ひ世をば背く共、などかは

角と知らせざらん。人こそ心强く共、尋ねて恨みんと思ひつゝ、或る暮れ方に都を出でゝ、嵯峨の方へぞあくがれける。比は二月十日餘りの事なれば、梅津の里の春風に、餘所の匂ひもなつかしく、大井川の月影も、霞にこめて朧也。一方ならぬ哀さも、誰故とこそ思ひけめ。往生院とは聞きつれ共、さだかに何れの坊共知らざれば、爰に徘徊ひ彼に彳み、尋ね兼るぞ無慚なる。住み荒したる僧坊に、念誦の聲しけるを、瀧口入道が聲と聞き澄して、「御様の換りておはすらんをも見もし見え參らせんが爲に、妾こそ是迄參つて侍へ」と、具したる女に謂はせければ、瀧口入道胸打ち噪ぎ、あさましさに障子の隙より覗いて見れば、裾は露、袖は涙に打ちしをれつゝ、少し面瘦せたる顏ばせ、誠に尋ね兼たる有様、如何なる大道心者も、心弱う成りぬべし。瀧口入道、人を出だいて「全く是にはさる人なし。若し門違にてもや候ふらん」と謂せたりければ、横笛情なう恨めしけれ共、力及ばず、涙を押へて歸りけり。其の後瀧口入道、同宿の僧に語りけるは、「是も世に閑にて、念佛の障碍は候はね共、飽かで別れし女に、此の栖居を見えて候へば、縱ひ一度は心强く共、又も慕ふ事あらば、心も動らき候ひなんず。暇申す」とて、嵯峨をば出でゝ、高野へ上り、淸淨心院に行ひ澄してぞ居たりける。横笛も聽て様を替ぬる由聞えしかば、瀧口入道一首の歌をぞ送りける。

そる迄は恨みしか共梓弓、眞の道に入るぞ嬉しき。

横笛が返事に、

そるとても何か恨みん梓弓、引きとゞむべき心ならねば。

其の後横笛は、奈良の法華寺に有りけるが、其の思の積りにや、幾程なくて、終にはかなく成りにけり。瀧口入道、此の由を傳へ聞いて、彌深う行ひ澄して居たりければ、父も不孝を宥しけり。親しき者共も皆用ひて、高野の聖とぞ申しける。

【本所】瀧口の陣屋。**【雜司】**雜仕女。女中の身分卑い者。**【横笛】**長門本云、横笛が先跡を尋ぬれば、神崎の君の長者の侍從が娘也。（略）入道福原より上洛有しに、都へと相具し、内へ參らせらる。**【世に有らん者】**世に名前の知れてゐる人。**【出仕なんどをも心安うせさせん】**緣組先の力を借りて仕官も思ひ通りにさせたいとの意。**【由なき者】**つまらぬ者。身分卑しいことを指して云。**【强ちに諫め】**むやみに叱つたこと。**【西王母】**支那の仙女。長壽を以て世に聞えた者。**【石火の光】**石を擊つと出る火の光の義。一瞬間のことに云。**【片時も見て何かせん】**少しの間でも連れ添ふ氣がしないとのこと。**【思はしき者を見ん】**氣にあつた者に連れ添はうとの義。横笛を指して云。**【善智識】**横笛に添はれない事が佛道に入る機緣となるより云。**【實の道】**佛道。**【嵯峨の往生院】**清凉寺の西。**【我をこそ捨てめ】**我を捨てるのはよいとしても、何も出家するまでの事はあるまいの意。**【世をば背く共】**出家するにしても。**【人こそ心强く共】**時賴は氣强くつれなくするとも。**【あくがれ

ける】あこがれること。思ひつめて行くこと。【餘所の匂】あたりの花の匂。【誰故とこそ】時頼の爲めで、外の人の爲めではないの意。【具したる女】伴に連れた女。【人を出して】他人に挨拶させたこと。【是も世に閑にて】往生院も閑寂ではあるがの意。【淸淨心院】高野山大塔より十六町北の谷に在る寺。喜多坊又北之坊と云。開基弘法大師。【そるまでは云々】横笛が剃髮する迄は我が事を怨んだが、今愛着の思ひを絶て、佛道に入ると聞て嬉しく思ふの意か。長門本には瀧口が出家の事を知らせた歌とし、上の句をそるまでもたのみしものを梓弓とあり。盛衰記には横笛の瀧口への返歌とし、上の句を白眞弓そるを恨と思ひしにとある。『梓弓』『入る（射る）』緣語。【そるとても云々】自分の剃髮を恨みとは思はない、あなたの決心はとても引止める事の出來ない程であることを知つたからの意。『梓弓』『引く』緣語。【幾程なくて】長門本には、時頼が逢はないので、生年十七で桂川邊に身を投げ、瀧口入道高野山に埋骨したとある。【不孝】勘當。【用ひて】尊信したこと。

三位の中將此の聖に尋ね逢ひて見給ふに、都に有りし時は、布衣に立烏帽子、衣紋を繕ひ、鬢を撫で、花やかなりし男也。出家の後は、今日初めて見給ふに、未だ三十にもならざるが、老僧姿に瘦せ衰へ、濃き墨染に同じ袈裟、香の烟に入みかをり、賢しげに思ひ入つたる道心者、羨しうや思はれけん。彼の晉の七賢、漢の四皓が栖みけん、商山竹林の有樣も、是には過ぎじとぞ見えし。

【衣紋を繕ひ】着衣の折目を、正しくつけることを、衣紋をかくと云。折目正しく裝束を着ること。【鬢を撫で】鬢の恰好を氣にして撫でるの意。容姿を作ること。【花やかなりし男】派手ずきな男。【賢しげに思ひ入ったる道心者】勿體さうに考へ込んでゐる修行者。【七賢】竹林の七賢。竹林に優遊し世に驕った人。嵆康・阮籍・阮咸・山濤・劉伶・王戎・向秀を云。【四皓】商山に隱遁し世を忘れた四賢人、東園公、綺里季、夏黃公、甪里先生を云。

高野の卷

瀧口入道、三位の中將を見奉り、「こは現共覺え候はぬ者哉。さても八島をば、何としてかは遁れさせ給ひて候ふやらん」と申しければ、三位の中將、「さればとよ、都をば人なみ／＼に出でゝ、西國へ落ち下りたりしか共、故鄕に留め置きたりし、少き者共が面影のみ、身に犇と立ち添ひて、忘るゝ隙も無かりしかば、其の物思ふ心や、謂はぬにしるくや見えけん、大臣殿も二位殿も、此の人は池の大納言の樣に、賴朝に心を通はして、二心ありなんと思ひ隔て給ふ間、いとゞ心も留らで、是迄あくがれ出でたん也。是にて出家して、火の中水の底へも、入りなばやとは思へ共、但し熊野へ參りたき宿願有り」と宣へば、瀧口入道申しけるは、「夢幻の世の中は、兎ても角ても候ひなん

ず、只長き世の闇こそ心憂かるべう候へ」とぞ申しける。軈て此の瀧口入道を先達にて、堂塔順禮して、奥の院へぞ參られける。高野山は帝城を去つて二百里、郷里を離れて無人聲、晴嵐梢を鳴らしては、夕日の影閑也。八葉の峯、八つの谷、誠に心も澄ぬべし。花の色は林霧の底に綻び、鈴の音は尾上の雲に響けり。瓦に松生ひ、垣に苔むして、星霜久しく覺えたり。昔延喜の御門の御時、御夢想の御告有つて、檜皮色の御衣を參らさせ給ふに、勅使中納言資澄の卿、般若寺の僧正觀賢を相具して、此の御山に登り、御廟の扉を押し開き、御衣を著せ奉らんとしけるに、霧厚う隔つて、大師拜まれさせ給はず。時に觀賢深く愁涙して、我れ悲母の胎内を出でゝ、師匠の室に入つしより以來、未だ禁戒を犯ぜず。さればなどか拜み奉らざるべきとて、五體を地に投げ、發露涕泣し給へば、漸く霧晴れて、月の出づるが如くに、大師拜まれさせ給ひけり。其の時觀賢隨喜の涙を流して、御衣を著せ奉り、御髮の長う生ひ延びさせ給ひたるをも、剃り奉るぞ有り難き。勅使と僧正は拜み給へ共、僧正の御弟子石山の內供淳祐、其の時は未だ童形にて供奉せられたりしが、大師を拜み奉らずして、深う歎き沈んでおはしけるを、僧正手を把つて、大師の御膝に押し當てられたりければ、其の手一期が間、香しかりけるとかや。其の移香は、石山の聖教に殘つて、今に有りとぞ承はる。

大師、御門の御返事に申させ給ひけるは、「我れ昔薩埵に値ひて、面悉く印明を傳ふ。無比の誓願を發して、邊里の異域に陪り、晝夜に萬民を憐んて、普賢の悲願に住せり。肉身に三昧を證じて、慈氏の下生を待つ」とぞ申させ給ひける。彼の摩訶迦葉の鷄足の洞に籠つて、氏頭の春の風を期し給ふらんも、角やとぞ覺えける。御入定は承和二年三月廿一日、寅の一點の事なれば、過ぎにし方は三百餘歳、行末も猶五十六億七千萬歳の後、慈尊の出世、三會の曉を待たせ給ふらんこそ久しけれ。

【謂はぬにしるくや見えけん】口に出して言はなくても、よそ目にはつきり判つたと見えての意。**【池の大納言】**賴盛。**【いとゞ心も留まらで】**益落ち着いて居る氣もしないのでの意。**【入りなばや】**入つて死にたいの意。**【夢幻の世の中は】**假の此世の事はどうでもよいがの意。**【長き世の闇こそ】**死後地獄に落ち長く苦むのは、悲しいことであるとのこと。**【鄕里】**人里。**【無人聲】**人聲のしない寂寞の地といふ意。**【八葉の峰】**高野山上四地の四隅にある八峯のこと。その大塔の四隅に繞り望まれるのを內八葉、檀場奧院の四外を圍むのを外八葉と云。胎藏曼陀羅の八葉九尊に擬して云。**【林霧の底】**林中霧深い中。**【鈴の音】**法師の鳴らす振鈴の音。**【星霜久しく覺えたり】**年月の久しくたつてゐることが感ぜられること。**【御夢想の御告】**弘法大師が醍醐天皇の御夢に現はれて申上げたこと。元亨釋書云、延喜二十一年、上夢、弘法大師奏曰、我衣弊朽、願忝ニ宸恵一、覺後勅擇ニ法之徒尤者一、送ニ紫衣一襲於野山一、賢中レ選入レ山、啓ニ定扉一。**【檜皮色】**蘇芳に黑みのかゝつた色。**【般若

寺】山城國葛野郡鳴瀧の北にある寺。開基觀賢。【僧正觀賢】秦氏、讃岐の人、此事大師御行狀集記高野春秋元亨釋書等に見える。【御廟】弘法大師入定の廟。高野山奥院に在る。【大師】弘法大師。承和二年三月廿一日結跏趺座毘盧の印を作り、そのまゝ入定したと傳へる。【悲母の胎内を出て】此世に生れての意。『悲母』慈父に對する語。悲を垂る母の義。【師匠の室に入】弟子となること。眞言宗で灌頂室に入り受法灌頂するを入室の弟子と云。【發露】罪を隱さず發き露はし懺悔すること。觀普賢經云、汝今應當於二諸佛前一發二露先罪一至誠懺悔。【内供】内供奉の略。大内の道場に供奉する僧。【石山の聖敎に】古事談云、追記云、石山聖敎は于レ今薫香甚也云云、是淳祐之手を觸之故也云云、『聖敎』佛經。【我昔薩埵に値ひて】『薩埵』眞言付法の第二祖金剛薩埵。高野山記云、大師御詞二、我昔遇二薩埵一親悉傳二印明一宜。【印明】『印』印相、指の先で種々の形を爲し法德の標幟とすること。『明』陀羅尼。【邊里の異域】大師は天笠の龍樹菩薩の化身と稱するより、我國高野山の事をかく云。【普賢】普賢菩薩。即ち金剛薩埵を云。【悲願】慈悲心より起つた願の義。普賢の十大願を云。【任す】其事を守つて移らないこと。【肉身に三昧を證し】肉身のまゝ入定したこと。『三昧』梵語、定の義。【慈氏の化生を待つ】彌勒が釋尊入滅後五十六億七千萬年後に此世に化現するのを待つの意。『慈氏』彌勒の譯。【摩訶迦葉】釋迦十大弟子の一、釋迦より袈裟を受け、鷄足山の洞窟に入定して、彌勒の出世を待つて之を傳へんと期すと傳へる。鷄足山は摩揭陀國内の山。『摩訶』梵語、大の義。【氏頭の春の風を期し】彌勒の出世を待つといふこと。『氏頭』翅頭。彌勒が出世の時、覩史多天より來つて、三會の說法をするといふ都城の名。【入定】禪定に入る義。心を一處に定めて身口意の三業を止息すること。大師行狀集記云、御弟子等唱二

彌勒寶號一、至ニ時尅一、止ニ言語一、結跏趺座、住ニ大日定印一、奄然入定、時年承和二年乙卯三月廿一日丙寅寅時也、雖ニ閉目一、自餘宛如ニ生身一。**【過にし方は三百餘歲】**承和二年以降壽永三年迄三百五十年。**【慈尊】**慈氏菩薩の義。彌勒。**【三會の曉】**彌勒出世の時、華林園中龍華樹下で、三度法會を開き一切衆生を度する時のこと。又龍華三會とも云。

維盛の出家

維盛が身のいつとなく、雪山の鳥の鳴くらんやうに、今日よ明日よと思ふ事をとて、涙ぐみ給ふぞ哀れなる。潮風に黒み、盡きせぬ物思ひに痩せ衰へて、其の人とは見え給はね共、猶世の人には勝れ給へり。其の夜は瀧口入道が庵室に歸つて、昔今の物語共し給ひけり。更け行く儘に、聖が行儀を見給へば、至極甚深の床の上には、眞理の玉を瑩くらんと見えて、後夜晨朝の鐘の聲には、生死の眠を覺すらん共覺えたり。遁れぬべくば、角てもあらまほしうや思はれけん。明ければ、東禪院の知覺上人と申す聖を請じ奉つて、出家せんとし給ひけるが、與三兵衞重景・石童丸を召して宣ひけるは、「維盛こそ人しれぬ思を身に添へながら、道狹う遁れ難き身なれば、如何にも成ると云ふ共、汝等は命を捨つ可からず。此の比は世に有る人こそ多けれ。我れ如何にも成りな

ん後、急ぎ都へ上つて、各が身をも助け、且は妻子をも育くみ、且は維盛が後世をも弔へかし」と宣へば、二人の者共、涙に咽び俯ぶして、暫しは兎角の御返事にも及ばず。良有つて、重景涙を押へて申しけるは、「重景が父與三左衛門景康は、平治の逆亂の時、故殿の御供に候ひて、二條堀河の邊にて、鎌田兵衞と組んで、惡源太に討たれ候ひぬ。重景もなじかは劣り候ふ可きなれ共、其の時は未だ二歳に成り候へば、少しも覺え候はず。母には七歳にて後れ候ひぬ。情を懸くべき親しき者、一人も候はざりしに、故大臣殿、御憐み候ひて、あれは我が命に替りたりし者の子なればとて、朝夕御前にて、養育てられ參らせて、生年九つと申しゝ時、君の御元服候ひし夜、忝くも頭を取り上げられ參らせて、盛の字は家の字なれば、五代につく。重の字をば松王にと仰せられて、重景とは召され參らせけるなり。其の上童名を松王と申しける事も、生れて忌五十日と申すに、父が抱いて參つたりしかば、此の家を小松といへば、祝うて付くるなりと仰せられて、松王とは付けられ參らせて候ひける也。父かやうで死にけるも、我が身の冥加と覺え候。隨分同隷共にも、芳心せられてこそ罷り過ぎ候ひしか。されば御臨終の御時も、此の世の中の事をば、思し召し捨てゝ、一事も仰せられざりしに、重景を御前へ召して、あな無慚、汝は重盛を父が形見と思ひ、重盛は汝を

景康が形見と、思ひてこそ過しつれ。今度の除目に靫負の尉になして、父景康を呼びし樣に、召さばやとこそ思し召しつるに、空しう成ることそ悲しけれ。相構へて少將殿の御心にばし、違ひ參らすなとこそ仰せ候ひしか。日來は自然の事も候はゞ、先づ眞先に命を奉らうとこそ存じ候ひしに、見捨て參らせて落つ可き者と思し召され候ふ、御心の中こそ恥しう候へ。此の比は世に有る人こそ多けれと、仰を蒙り候ふは、當時の如くんば、皆源氏の郞等共こそ候ふらめ。君の神にも佛にも成らせ給ひなん後、樂み榮え候ふ共、千年の齡を歷べきか。縱ひ萬年を保ち候ふ共、竟には終の無かるべきかは。是に過ぎたる善智識何事か候ふべき」とて、手づから髻切つて、瀧口入道にぞ剃らせける。石童丸も是を見て、元結際より髮を切る。是も八つより附き參らせて、重景にも劣らず、不便にし給ひしかば、同じう瀧口入道にぞ剃られける。是等が先立つて加樣に成るを見給ふに付けても、いとゞ心細うぞ成られける。「哀れ如何にもして、替らぬ姿を今一度戀しき者共に見えて後、角ならば思ふ事有らじ」と宣ひけるこそせめての事なれ。さてしも有る可き事ならねば、流轉三界中、恩愛不能斷、棄恩入無爲、眞實報恩者と三反唱へ給ひて、終に剃り下させ給ひてげり。三位の中將と與三兵衞は、同年にて今年は廿七歲也。石童丸は十八にぞ成りにける。

【其の人とは見えね共】昔美男と謳はれた、あの維盛其の人とは見えないがの意。【聖が行儀】瀧口入道の行事作法。【至極甚深の床の上云々】深く佛法を信じ篤く眞理を攻究するといふこと。【後夜晨朝の鐘の聲】夜明けに勤行する鐘の聲。念佛誦經は晝（晨朝・日中・黃昏）夜（初夜・半夜・後夜）六時に行ふのを本式とするが、半夜後夜を略し、晨朝を早めて、後夜とも、晨朝とも、又後夜晨朝と重ねても云。【生死の眠】生死の一大事に無關心であることを譬へて云。【遁れぬべくばかくても有らまほしう】長門本には、遁れぬべくばかくてこそあらまほしくは思はれども かひなしとある。世を遁れて出家するなら、かうして過したいと思はれたらうの意。【東禪院】高野山南谷にある寺。【智覺上人】盛衰記には、理覺坊の心蓮上人とある。【世にある人】榮えてゐる人。【各々が身をも助け】各自の身の營をすること。【故殿】維盛の父重盛。【鎌田兵衞】政家。【惡源太】源義平。【故大臣殿】内大臣重盛。【頭を取り上げられ】髻を結ぶ義。元服して貰つたこと。【家の字】家の通り名。【五代につく】維盛の子を六代御前と稱することから推すと、維盛の幼名でもあるか。盛衰記には御代とある。【忌五十日】忌は産の忌の義。五十日の祝とて祝ふ日なので、下文祝うつてつくるとある。【冥加】冥々の中に神佛より加被する利益の意。轉じて仕合せの義。【靱負の尉】衞門府の判官の別稱。衞門府の官人は禁中の守護行幸の供奉をなす爲に、常に靱を負ひ弓を持つより靱負と云。【父景康を呼びし樣に】景康を左衞門と呼んだやうにの意。【空しう成ることそ】思つた事が行はれすにすんでしまうことを云。【少將殿】維盛。【御心にばし】『ばし』强めた語。【自然の事も候はゞ】萬一危急の事でもあつたら。【落つ可き者】逃げ行く者。【恥しう候へ】そんなに水臭く思つてお出になるのかと考へると、

こちらが恥かしく思はれるとのこと。【是に過ぎたる善智識】維盛が都へ上つて安樂に暮せよと言つた一言が、何より佛道に入るよい手引だとの事。【元結際】髻の根元。【不便にし給】目をかけて使ふこと。【流轉三界中云々】三界中に流轉するのは親子の恩愛を斷ち兼ねるからであるが、今この恩愛の羈を棄てゝ無爲の眞の道に入り一切衆生を濟度することともなれば、是眞實に父母に恩を報ずる者との意。此偈は淸信士度人經にあつて、出家得度の時、戒師の必ず授ける文と云。『無爲』眞理のことで、涅槃、法相等の異名。【今年は廿七歲】維盛は廿五歲。

良有つて舍人武里を召して、「あなかしこ、汝は是より都へは上る可からず。其の故は終には隱れ有るまじけれ共、正しう此の有樣を聞いては、軈て樣をも替へんずらんと覺ゆるぞ。只是より八島へ參つて、人々に申さんずる事はよな。且つ御覽じ候ひし樣に、大方の世間も物憂く、あぢきなさも萬づ數添ひて覺えし程に、人々に角共知らせ參らせずして、加樣に罷り成り候ひぬる事は、西國にて左の中將失せ候ひぬ、一の谷にて備中の守討たれ候ひぬ。維盛さへ加樣に成り候へば、如何に各の便なう思し召され候はんずらんと、其れのみこそ心苦しう候へ。抑唐皮と云ふ鎧、小烏と云ふ太刀は、平將軍貞盛より以來、當家に傳へて維盛迄は、嫡々九代に相當る。此の後若し運命開けて、都へ歸り上らせ給ふ事も候はゞ、六代に賜ぶべしと申す可し」とぞ宣ひける。武

里涙に咽び俯して、暫しは兎角の御返事にも及ばず。良有つて涙を押へて申しけるは「何く迄も御供申し、最後の御有樣をも見參らせて後こそ、八島へも參らめ」と申しければ、さらばとて召し具せらる。善智識の爲にとて、瀧口入道をも具せられけり。高野をば山伏修行者の樣に出で立つて、同じき國の內山東へこそ出でられけれ。藤代の王子を始め奉つて、王子々々を伏し拜み、參り給ふ候に、千里の濱の北、岩代の王子の御前にて、狩裝束なる者、七八騎が程行き逢ひ奉る。既に搦捕らんずるにこそ、腹を切らんと、各腰の刀に手をかけ給ふ處に、さはなくして馬より下り近づき奉つたりけれ共、少しも過つべき氣色もなく、深う畏つて通りぬ。此の邊にも見知り參らせたる者のあるにこそ、誰なるらんと恥しくて、いとゞ足早にぞ差し給ふ。是は當國の住人、湯淺の權の守宗重が子、湯淺の七郎兵衞宗光と云ふ者也。郎等共、「あれは如何に」と問ひければ、「あれこそ小松の大臣殿の御嫡子三位の中將殿よ。抑八島をば、何としてかは遁れさせ給ひたりけるやらん。早御樣替へさせ給ひたり。與三兵衞、石童丸も、同じう出家して、御供にぞ參りける。近付き參つて、御見參にも入りたかりつれ共、御憚もぞ思し召すとて通りぬ。あな哀なりける御事哉」とて、袖を顏に押し當てゝ、さめ〴〵と泣きければ、郎等共も、皆狩衣の袖をぞ濡らしける。

【麗て樣をも替んずらん】維盛の北の方がといふこと。**【左の中將】**弟左近衛中將淸經。**【備中守】**弟師盛。**【山臥修行者】**修驗者のこと。『山臥』山野に露宿し修行するより云。頭に頭巾を戴き、身に篠掛袈裟を着け、腰に太刀法螺をかけ、金剛杖をついて往來した。**【山東】**紀伊國海草郡の山村。今東西山東の二村となる。**【藤代の王子】**藤白若一王子社。藤白は紀伊國海草郡内海村の内にある地名で、熊野參道中著名な王子祠。**【千里の濱】**紀伊國日高郡岩代の海岸、磐白の濱を云。**【岩代の王子】**同郡岩代にある王子祠。切目山の東。**【狩裝束】**狩衣姿。**【過つべき氣色】**傷害を加へやうとする樣子。**【差し給ふ】**目指して行くこと。**【御見參にも入たかりつれ共】**名のつて御目にかゝりたくはあつたがといふこと。

熊野參詣

漸差し給ふ程に、岩田河にも著き給ひぬ。此の川の流れを一度も渡る者は、惡業煩惱無始の罪障、消ゆなるものをと、憑もしうぞ思し召す。本宮證誠殿の御前にて、靜に法施參らせて、終夜御山の體を詠め給ふに、心も言も及ばれず。大悲擁護の霞は、熊野山に靉き、靈驗無雙の神明は、音無河に跡を垂る。一乘修行の岸には、感應の月隈もなく、六根懺悔の庭には、妄想の露も結ばず、何れも〳〵憑もしからずと云ふ事なし。夜更け人しづまつて後、啓白し給ひけるは、「父の大臣の、此の御前にて、命を召

して後世を助けさせ給へと、祈り申させ給ひし御事など迄も、思し召し出でゝ哀れ也。中にも當山權現は、本地阿彌陀如來にておはします。攝取不捨の本願誤たず、淨土へ導き給へ」と祈り申されける。中にも故郷に留め置き給ひし妻子安穩にと、祈られけるこそ悲しけれ。浮世を厭ひ實の道に入り給へ共、妄執は猶盡きずと覺えて、哀れなりし事共也。明けければ、本宮より舟に乘り、新宮へぞ參られける。神の座を拜み給ふに、巖松高く聳えて、嵐妄想の夢を破り、流水淸く流れて、浪塵埃の垢を滌ぐらん共覺えたり。飛鳥の社伏し拜み、佐野の松原さし過ぎて、那智の御山に參り給ふ。三重に漲り落つる瀧の水、數千丈迄攀ぢ上り、觀音の靈像は、岩の上に顯はれて、補陀落山共謂つべし。霞の底には法華讀誦の聲聞ゆ、靈鷲山共申しつべし。抑權現當山に跡を垂れさせまし〳〵てより以來、我が朝の貴賤上下、歩を運び、首を傾け、掌を合せて、利生に預らずと云ふ事なし。僧侶されば甍を雙べ、道俗袖を聯ねたり。寛和の夏の比、花山の法皇、十善の帝位をすべらせ給ひて、九品の淨刹を行はせ給ひけん、御庵室の舊跡には、昔を忍ぶと覺しくて、老木の櫻ぞ開きにける。いくらも列み居たりける那智籠の僧共の中に、此の三位の中將殿を、都にて能く見知り參らせたると覺しくて、同行の僧に語りけるは、「是なる修行者を誰やらんと思ひ居たれば、あな事も愚や、小松の

大臣殿の御嫡子、三位の中將殿にてまします也。あの殿の未だ四位の少將なりし安元の春の比、院の御所法住寺殿で五十の御賀の有りしに、父小松殿は、內大臣の左大將にておはします。叔父宗盛の卿は大納言の右大將にて、階下に著座せられき。其の外三位の中將知盛、頭の中將重衡以下、一門の公卿殿上人、今日を晴と時めき、垣代に立ち給ひし中より、此の三位の中將殿、櫻の花を挿頭いて、青海波を舞うて出られたりしかば、露に媚びたる花の御姿、風に飜る舞の袖、地を照し天も耀く計り也。女院より關白殿を御使にて、御衣をかけられしかば、父の大臣座を立ち、是を賜つて、右の肩にかけ、院を拜し奉り給ふ。面目類少うぞ見えし。傍への殿上人も、如何計り羨しうや思はれけん。內裏の女房達の中には、深山木の中の楊梅とこそ覺ゆれなんど謂はれ給ひし人ぞかし。只今大臣の大將を待ちかけ給へる人とこそ見奉りしに、今日はかく窶れ果て給へる御有樣、兼ては思ひよらざりしをや。移れば換る世の習とは云ひながら、哀也ける御事哉」とて、袖を顏に押し當てゝ、さめ〴〵と泣きければ、那智籠の僧共も、皆打衣の袖をぞ絞りける。

【無始の罪障】始めの知れない程遠い前世よりの罪業。罪業は善果を得る障となるより罪障と云。**【大悲擁護】**大慈悲を垂れ一切衆生を擁護すること。**【音無河】**紀伊國東牟婁郡三里村に發源し、本宮村に至り熊野川に注

ぐ。【跡を垂る】本地の佛が神と化現して止り給ふといふこと。【一乘】法華經の教義。【岸】音無川の緣語。
【感應の月】神明の感應の著いことを月に准へて云。【六根懺悔の庭】六根より生じた罪障を懺悔する庭の義。
『六根』眼耳鼻舌身意の六官、諸種の惑を生する根原の意で根と云。【妄想】妄に分別する想の義。迷ひ。【妄執】虛妄の執着の義。こゝは妻子を思ふ執着。【本宮より船に乘り】本宮南門前より新宮に至る、航程九里八町と云。【神の座】新宮の南七町許にある神の倉山。熊野速玉大神の新宮遷座前の舊座所の故に云。又神武天皇御東征の際、武甕雷神韴靈の寶劍を下し給ふたといふ高倉下命の庫の址と傳へ、其故に神の倉と云ふと云。【飛鳥の社】新宮の攝社。新宮町を距る十町餘、字上熊野の地に鎭座。【佐野の松原】新宮の南一里、三輪崎村海岸に沿ふ松原。【三重に漲り落つる瀧の水】那智の瀧に一ノ瀧二ノ瀧三ノ瀧あるより云。一ノ瀧は高八十四丈、幅三間、二ノ瀧は四町半許奥にあつて、高三十間、三ノ瀧は更に五町の奥にあつて、高さ十間餘と云。
【觀音の靈像】瀧本千手堂の觀音のこと。【補陀落山】佛經に印度南海にある山で、觀世音菩薩の住處と云。
【靈鷲山】略して靈山とも云。中天竺摩揭陀國王舍城東北十里にあつて、釋迦の說法した地。【步みを運び頭を傾け掌を合せ】參詣禮拜すること。【僧侶されば】されば僧侶の義か。一本さればの語がない。【すべらせ】御退位のこと。【九品の淨刹を行はせ】九品の淨土へ赴く爲の行をなさつたこと。元亨釋書云、修ニ密法一王畿靈區、多ㇾ所ニ遊歷一。又云、入ニ紀州那智山一、不ㇾ出三歲、其勵苦精修、苦行之者皆取ㇾ法。『刹』梵語刹多羅の略。土の義。【御庵室の舊跡】一ノ瀧の上にあると云。山家集云、花山院の御庵室のあとの侍りける前に櫻の木の侍りけるを見て、木の下を栖家とすればおのづから花みる人になりぬべきかなとよませ給ひけん事思

ひ出られて、木のもとに住けん跡を見つるかな那智の高根の花をたづねて。【同行】同じ心で道を行する者の義。修行仲間。【安元の春】安元二年三月四日、後白河院五十の御年賀。【垣代】青海波の舞の時、樂屋の外に立ち並び笛を吹き拍子をとる樂人。近衞官人院の北面瀧口所衆などのする役。【青海波】舞樂の名。樂家錄に、舞人二人至二於甲及袴、下襲、半臂、袍一彩紋常異、太刀垂二平緒一とある。安元御賀記云、權亮少將維盛出で落蹲入綾を舞ふ、青色の表の衣、蘇芳の上の袴に、はへたる顏の色、おももち、けしき、あたり匂ひみち、見る人たゞならず、心にくゝなつかしき樣は、かざしの櫻にぞことならぬ。舞終りてかへり入時、院の御前より殿上人を御使にて召て、今日の舞のおもては、更に更に是にたぐふあるまじく見えつるをとて、女院の織物のかず、御ぞに紅の御袴ぐして、關白御使へたまはするに、父の大將座を立て參りて、御衣を取りて右のかたにかけて、院を拜し奉り給程のめいぼく、其の時にとりては比なくぞ見えし、かたへの人々もいかに美しうおぼえけん。【露に媚びたる花の御姿】艷麗の姿を露を含んだ花に喩へて云。【女院】建春門院。【關白】基房。【深山木の中の楊梅】周圍の人より勝れて美しいことの喩。【只今大臣の大將を待ちかけ給へる人】ぢきに大臣大將の榮職にもなるべき人。【打衣】長門本苔の袖、盛衰記袖の衣とある。海人藻芥云、打衣者、南山籠之時、可レ然門主以下用レ之。

維盛の入水（じゅすゐ）

三つの御山（おやま）の參詣事故なう遂げ給ひしかば、濱ノ宮と申し奉る王子の御前より、一葉の

船に棹さして、萬里の蒼海に浮び給ふ。遙の沖に山なりの島と云ふ所ありき。中將其れに船漕ぎ寄せさせ、岸に上り、大なる松の木を削つて、泣く〳〵名籍をぞ書き付けられける。「祖父太政大臣平の朝臣清盛公法名淨海、親父小松の內大臣の左大將重盛公法名淨蓮、三位の中將維盛法名淨圓、年二十七歲、壽永三年三月廿八日、那智の沖にて入水す」と書き付けて、又舟に乘り、沖へぞ漕ぎ出で給ひける。思ひ切りぬる道なれ共、今はの時にも成りぬれば、流石心細う悲しからずと云ふ事なし。比は三月廿八日の事なれば、海路遙に霞み渡り、哀を催す類ひ哉。只大方の春だにも、暮れ行く空は物憂きに、況んや是は今日を最後、只今限りの事なれば、さこそは心細かりけめ。沖の釣船の浪に消え入る樣に覺ゆるが、流石沈みも果てぬを見給ふに付けても、御身の上とや思はれけん、己が一行引き連れて、今はと歸る雁の、越路を指して鳴き行くも、故鄕へ言傳せまほしく、蘇武が胡國の恨迄、思ひ殘せる隈もなし。こはされば何事ぞや、猶妄執の盡きぬにこそと思ひ返し、西に向ひ手を合せ、念佛し給ふ心の中にも、さても都には今を限とは爭か知るべきなれば、風の便の音信をも、今や今やとこそ待たんずらめと思はれければ、合掌を亂り念佛を留め、聖に向つて宣ひけるは、「哀れ人の身に、妻子と云ふ者をば、持つまじかりける者哉。今生にて物を思はするのみならず、

後世菩提の妨と成りぬる事こそ口惜しけれ。只今も思ひ出でたるぞや。加様の事を心中に殘せば、餘りに罪深かんなる間、懺悔するなり」とぞ宣ひける。

【三つの御山】熊野三山、即ち本宮新宮那智の三所權現。**【濱の宮】**紀伊國東牟婁郡那智村大字濱之宮にある王子權現。其地那智川の海に注ぐ所で那智浦の中心に當つてゐる。**【一葉の船】**一艘の小船の義。**【萬里の蒼海】**那智浦の沖合を云。**【山なりの島】**盛衰記に金島とある。**【名籍】**姓名年齡等を書き列ねた者。**【思ひ切りぬる道】**決心したことの義。死ぬことを云。**【今はの時】**今は限りの時の義、いよいよとなるといふこと。**【哀を催す類ひ哉】**海の霞んでゐるのも哀感をそゝる種であるの意。**【大方の春だにも】**物思ひのない普通の時の春でさへ。**【御身の上とや思はれけん】**維盛が今の身の上も、やはり同じ事であると思はれたのであらうの意。**【己が一行】**自分の眷屬一隊。**【風の便の音信】**いさゝかばかりの音信。**【合掌を亂り】**手を合せたのをやめたこと。**【聖】**瀧口入道。

聖も哀れに思ひけれ共、我れさへ心弱うては叶はじとや思ひけん、涙押し拭ひ、さらぬ體にもてなし、「哀れ高きも賤しきも、恩愛の道は思ひ切られぬ事にて候へば、誠にさこそは覺し召され候ふらめ。中にも夫妻は、一夜の枕を雙ぶるも、五百生の宿縁と承れば、先世の契淺からず候。生者必滅、會者定離は浮世の習にて候ふ也。末の露本の雫の樣あれば、縱ひ遲速の不同有りと云ふ共、後れ先立つ御別れ、終に無くてしもや

候ふべき。彼の驪山宮の秋の夕の契も、終には心を摧く端となり、甘泉殿の生前の恩も、終なきにしも非ず。松子梅生生涯の恨あり。等覺十地猶生死の掟に隨ふ。縱ひ君長生の樂に誇り給ふ共、此の御恨は終になくてしもや候ふべき。縱ひ又百年の齡を保せ給ふ共、此の御別は何も唯同じ事と思し召さるべし。第六天の魔王と云ふ外道は、欲界の六天を皆我が物と領して、中にも此の界の衆生の生死に離るゝ事を惜み、或は妻となり、或は夫と成つて、是を妨げんとするに、三世の諸佛は、一切衆生を一子の如くに思し召して、彼の極樂淨土の不退の土に勸め入れんとし給ふに、妻子は無始曠劫より以來、生死に輪廻する紲なるが故に、佛は重う戒め給ふ也。さればとて御心弱う思し召す可からず。源氏の先祖、伊豫の入道賴義は、勅命に依つて、奥州の夷安倍の貞任宗任を攻め給ひし時、十二年が間に人の頸を斬る事、一萬六千餘人也。其の外山野の獸、江河の鱗、其の命を絶つ事、幾千萬と云ふ數を知らず。され共終焉の時、一念の菩提心を發せしに依つて、往生の素懷を遂げたりとこそ承れ。就中御出家の功德莫大なれば、先世の罪障は皆亡び給ひぬらん。若し人有つて七寶の塔を立てん事、高さ三十三天に至ると云ふ共、一日の出家の功德には及ぶ可からず。又人有つて百千歲が間、百羅漢を供養したらんずるよりも、一日の出家の功德には及ばずとこそ說かれた

れ。罪深かりし頼義も、心猛きが故に、往生を遂げ申し候はんや。君はさせる御罪業もましまさざらんに、などか淨土へ參らせ給はでは候ふ可き。其の上當山權現は、本地阿彌陀如來にておはします。始め無三惡趣の願より、終り得三法忍の願に至る迄、一々の誓願、衆生化度の願ならずと云ふ事なし。中にも第十八の願に、設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺と說かれたれば、一念十念の賴み有り。只此の敎を深く信じて、努々疑を成す可からず。無二の懇念を致して、若しは一遍も、若しは十遍も唱へ給ふものならば、彌陀如來、六十萬億那由多恆河沙の御身を縮め、丈六八尺の御形にて、觀音勢至、無數の聖衆、化佛菩薩、百重千重に圍遶し、妓樂歌詠して、只今極樂の東門を出て、來迎し給はんずれば、御身こそ蒼海の底に沈むと思し召さる共、紫雲の上に上り給ふべし。成佛得脫して、悟を開き給ひなば、娑婆の故郷に立ち歸つて、妻子を導き給はん事、還來穢國度人天、少しも過ち給ふべからず」とて、頻に鐘打ち鳴らし、念佛を進め奉れば、中將も然る可き善知識と思し召し、忽に妄念を飜し、西に向ひ手を合せ、高聲に念佛百返計り唱へ給ひて、南無と唱ふる聲共に、海にぞ飛び入り給ひける。與三兵衞・石童丸も、同じう御名を唱へつゝ、續いて海にぞ沈みける。

【我さへ心弱うては】自分だけでも氣強く思はなければの意。【さらぬ體】平氣な風。【五百生の緣】五百も生を變へた前からの緣の義。非常に深い緣といふこと。【生者必滅會者定離】大涅槃經の句。生命ある者は必ず滅び、會ふ者は必ず離るといふ義。【末の露本の雫の樣】梢の露も幹の雫も、遲速はあつても共に同じく消えるものといふ義。新古今集、哀傷、僧正遍昭、末の露本の雫や世の中のおくれ先だつためしなるらむ。【驪山宮の秋の夕の契】唐玄宗皇帝が驪山宮で楊貴妃と、七月七日の夕に比翼連理の誓を爲した故事。夫さへ契を全うしないで悲しいことになつたの意。【甘泉殿の生前の恩】白氏文集、新樂府李夫人云、漢武帝初喪ニ李夫人一、夫人病時不レ肯レ別、死後留ニ得生前恩一、君恩不レ盡念未レ已、甘泉殿裏令レ寫レ眞、丹青寫出竟何益、不レ言不レ笑愁ニ殺人一。【松子梅生生涯の恨あり】長門本松子梅生生涯限在とある。仙人の松子梅生でも、一定の限度があつて、無限に生きるものではないとのこと。『松子』赤松子。漢書張良傳顏師古注云、赤松子仙人號也、神農時爲ニ雨師一服ニ水玉一、教ニ神農一能入レ火自燒、至ニ崑山上一、常止ニ西王母石室一、隨ニ風雨一上下、炎帝少女追レ之、亦得レ仙俱去。『梅生』梅福、字は子眞、漢の九江壽春の人。漢書梅福傳云、福居レ家常以ニ讀書養一レ性爲レ事、至ニ元始中一、王莽顓レ政、福一朝棄ニ妻子一去ニ九江一、至レ今傳以爲レ仙、其後人有下見ニ福於會稽一者上、變ニ名姓一爲ニ吳市門卒一云。【等覺】佛の異稱。【十地】佛に次ぐ位。聲聞緣覺菩薩を云。【第六天】三界の一。欲界にある六重の天中第六位の天。他化自在天と云。【魔王】佛道の障礙を爲す者。【外道】佛道外に道を立つる者の義。邪道の者。【欲界の六天】欲界の六重の天。四王天、忉利天、夜摩天、兜率天、樂變化天、他化自在天を云。『欲界』婬欲と食欲とを有する有情の住所。【此の界】欲界。卽ち吾人の居る世界。【生死に離る事】佛道に

入り、生死の道を悟り解脫すること。【一子】一人子。南本涅槃經云、如來等視二一切衆生一猶如二一子一。【無始曠劫】いつからと始の別らない程悠久の時の意。【生死に輪廻する絏】生死の境に浮沈し六道に旋轉する妄執となる者。『絏』絶ち難い恩愛の執着を指して云。【江河の鱗】川の魚類。【終焉】臨終の時。古事談云、伊豫入道賴義者、自二壯年時一無二慚愧心一、以二殺生一爲レ業、況十二年征戰之間、殺レ人罪不レ可二勝計一、因果之所レ答不レ可レ免二地獄之業一人也、（略）雖レ然出家遁世後建レ堂造レ佛、滅罪生前志猛利柄焉也、（略）臨終正念遂二往生一畢、見二于傳一云々。【若し人有りて云々】賢愚經云、假使有レ人起二七寶塔一、高至二三十三天一、所レ得功德不レ如二出家一、何以故、七寶塔者、貪惡愚人能壞破故、出家之法無レ有二毀壞一、欲レ求二善法一、除二佛法一、已更無レ勝故。【七寶の塔】金、銀、瑠璃、玻璃、珊瑚、瑪瑙、硨磲の七種の寶玉で飾り立てた塔。【三十三天】忉利天を云。欲界の第二天で須彌山頂に在る。中央を帝釋天とし、四方に各八天あつて、合せて三十三天となる。【又人有りて云々】摩訶僧祇律云、若人百千歲供二養百羅漢一、不レ如二一夜中出家修二梵行一、【百羅漢】百人の羅漢。【心猛ぎが故に云々】心が猛勇な爲に立派な往生を遂げたのではない、臨終の時に菩提心を起したからであるの意。【無三惡趣の願】阿彌陀佛四十八願中の第一、地獄餓鬼畜生の三惡趣をなくさうといふ願。大無量壽經云、設我得レ佛、國有二地獄餓鬼畜生一者不レ取二正覺一。【得三法忍の願】阿彌陀佛四十八願中の第四十八。十方の諸菩薩をして三種の法忍を得せしめやうといふ願。『法忍』證悟の異名。法は所證の理、忍は心の法に安すること。三法忍は音響忍、柔順忍、無生法忍。大無量壽經云、設我得レ佛、他方國土諸菩薩衆、聞二我名字一、不二即得一至二第一第二第三法忍一、於二諸佛法一、不レ能三即得二不退轉一者、不レ取二正覺一。【一々の誓願】般舟讚云、四十八、

願因茲發、一々誓願爲衆生。【化度】敎化濟度。【第十八の願】阿彌陀佛四十八願中の第十八番の願。念佛往生の願とも云。【設我得佛云々】たとひ我佛たるを得るも、十方の衆生が眞實の心を以て如來の誓願を信じ喜んで、淨土に生れんと欲し、十度の稱名念佛をし、若し夫でも淨土に生れないなら、自分は佛にならないの意。『設』假設の義。たとひと讀む。『正覺』如來の實智。正覺をとるとは、佛と成ること。【一念十念の賴み】大無量壽經第十八願成就文の條に、諸有衆生、聞其名號、信心歡喜、乃至一念、至心廻向、願生彼國、即得往生住不退轉とあると、前揭第十八願の文と倂せ、一遍の念佛でも十遍の念佛でも極樂往生の賴みになるの意。【無二の懇念を致し】此上なき懇切な念願を捧げて。【彌陀如來云々】『那由多』千萬億、『恆河沙』恆河の沙の如く多數といふこと。共に極めて大なる數を云。觀無量壽經云、佛身高六十萬億那由他恆河沙由旬、又云、阿彌陀佛、神通如意、於十方國變現自在、或現大身滿虛空中、或現小身丈六八尺。【丈六八尺】常人の身長を周尺の八尺とし、佛の身量は之を倍して一丈六尺とし、略して丈六と云、經に之を丈六八尺と云。【觀音勢至】阿彌陀如來の脇士。觀音は左、勢至は右に在て、其敎化を贊くる菩薩の名。以下阿彌陀佛來迎の狀を叙する者。觀無量壽經云、阿彌陀如來、與觀世音大勢至、無數化佛、百千比丘、聲聞大衆、無數諸天、七寶宮殿、觀世音菩薩執金剛臺、與大勢至菩薩至行者前、阿彌陀佛放大光明照行者身、與諸菩薩授手迎接、觀世音大勢至與無數菩薩、讚歎行者、勸進其心、行者見已、歡喜踊躍、自見其身、乘金剛臺、隨從佛後、如彈指頃、往生彼國。【聖衆】衆くの聖者の義。聲聞緣覺菩薩等を云。【化佛菩薩】佛菩薩等が神通力を以て化現せる佛形を云。【圍遶し】阿彌陀佛を取り圍むこと。【妓樂歌詠】進上奏樂詠歎す

ること。『妓』伎の訛。【極樂の東門】極樂は西方に在るといふより、この娑婆に來るには東門よりするといふこと。【來迎】阿彌陀佛が行者を迎へに來り極樂へ伴ひ行くこと。【紫雲の上】極樂。紫雲は目出度い時に云。【成佛得脫】死んで佛果を得、この三界の苦惱を脫するを得ること。【還來穢國度人天】成佛の後、此娑婆世界に還り、人間天人を濟度すること。維盛の執着の念を慰めて、一旦成佛の上は更に此土に歸來して敎化するを忘れるなと說き諭すこと。法事讃云、誓到二彌陀安養界一、還二來穢國一度二人天一。

三日平氏

舍人武里も、續いて海に入らんとしけるを、聖取り留め、泣く〳〵敎訓しけるは、「如何にうたてくも、君の御遺言をば、違へ參らせんとはするぞ。下臈こそ猶もうたてけれ。今は如何にもして存らへて、御菩提を弔ひ參らせよ」と云ひければ、「後れ奉つたる悲しさに、後の御孝養の事も覺えず」とて、船底に倒れ伏し、喚き叫びし有樣は、昔悉達太子の檀特山へ入らせ給ひし時、車匿舍人が金泥駒を賜つて、王宮に還りし悲びも、是には過ぎじとぞ見えし。浮きもや上り給ふと、暫しは船を推し廻して見けれ共、三人共に深く沈んで見え給はず。いつしか經讀み念佛して、廻向しけるこそ哀れなれ。去程に夕陽西に傾いて、海上も闇く成りければ、名殘は盡きせず思へ共、さ

ても有る可き事ならねば、空しき船を漕ぎ歸へる。と渡る船の櫂の雫、手が袖より傳ふ涙、わきて何も見えざりけり。聖は高野へ歸り上り、武里は泣く〳〵八島へ參りけり。御弟新三位の中將殿に、御文取り出だいて奉る。是を開けて見給ひて、「あな心憂や、我が思ひ奉る程、人は思ひ給はざりける事よ。さらば引き具して、一所にも沈み果て給はで、所々に臥さん事こそ悲しけれ。大臣殿も二位殿も、賴朝に心を通はして、都へこそおはしたるらめとて、我れ等にも心を置き給ひしに、さては那智の沖にて、御身を投げてまし〳〵けるござんなれ。さて御詞にて仰せられし事はなきか」と宣へば、「御詞で申せと仰せ候ひしは、且つ御覽じ候ひし樣に、大方の世間も物憂く、あぢきなさも萬數添ひて覺えさせまし〳〵候ふ程に、人々にも知らせ參らせずして、加樣に成らせ給ふ御事は、西國にて左の中將殿失せさせ給ひ候ひぬ。一の谷にて備中の守の殿の討たれさせまし〳〵候ひぬ。御身さへ加樣に成らせまし〳〵候へば、如何に各の便なう思し召され候ふらんと、只是のみこそ御心苦しう、仰せられ候ひつれ。唐皮小烏の事迄も、『細々』と語り申したりければ、新三位の中將殿、「今は我が身とても、存ふべし共覺えぬものを」とて、袖を顏に押し當てゝ、さめざめとぞ泣かれける。故三位殿に痛く似參らさせ給ひたりしかば、是を見る侍共も、差し湊ひて袖をぞ濡しけ

る。大臣殿も二位殿も、此の人は池の大納言の樣に、賴朝に心を通はして、都へこそおはしたるらめなど思ひ居たれば、さはおはせざりしかとて、今更又悶え焦れ給ひけり。

【うたてくも】なさけなくも。【下臈こそ猶もうたてけれ】下賤の者はやはり理解がなくて困つた者であるの意。【悉達太子】釋迦出家以前、淨飯王の太子であつた時の名。【檀特山】北印度健駄羅國にある山。悉達太子十九歲の時、出家剃髮し菩薩行を修した處。【車匿舍人】悉達太子の僕。太子が城を出で山に入られた時、馬の口を取り、山麓にて馬のみ引き連れ歸つた者。【金泥】犍陟の訛。太子出城の時乘つて行つた馬の名。【空しき船】主人のなくなつたので云。【と渡る櫂の雫】伊勢物語云、わが上に露ぞおくなる天の川と渡る船の櫂の雫か。「と」は「戸」。瀨戸の意。【わきて何れも】いづれとも區別がつかない程。擧の非常に泣いたことを云。【新三位の中將殿】資盛。【人は思ひ給はざりける事よ】「人」とは維盛。自分一人死んで行つたことを歎息する意。【所々に臥さん事】別々に死ぬこと。【心を置き】二心を疑つて、わけ隔をすること。【左の中將】左近衞中將淸經。【備中守】師盛。【故三位殿に痛く似參らせ】資盛が維盛に非常によく似て居ること。

四月一日の日、改元有つて、元曆と號す。其の日除目行はれて、鎌倉の前の右兵衞の佐賴朝正下の四位し給ふ。本は從下の五位にておはせしが、忽に五階を越え給ふこそ目出たけれ。同じき三日の日、崇德院を神と崇め奉らるべしとて、昔御合戰有りし、大炊の御

門が末に、社を立てて宮移しあり。是は院の御沙汰にて、内裏には知し召されずとぞ聞えし。五月四日の日、池の大納言頼盛の卿關東へ下向、兵衞の佐殿常は情を懸け奉つて、「御方をば全く疎に思ひ奉らず、偏に故尼御前の渡らせ給ふとこそ存じ候へ。八幡大菩薩も御賞罰候へ」なんど、度々誓狀を以て申されたり。凡そは兵衞の佐計こそ、角は思はれけれ共、自餘の源氏等は、如何あらんずらんと、覺束なう思はれけるに、鎌倉より使者を奉つて、「急ぎ下り給へ、故尼御前を見奉ると存じて、疾く見參に入り候はん」と申されたりければ、大納言下り給ひけり。爰に彌平兵衞宗清と云ふ侍あり。相傳專一の者なりしが、相具しても下らず。さて如何にやと宣へば、「君こそ角て渡らせ給ひ候へ共、御一家の公達たちの、西海の波の上に漾はせ給ふ御事が、心苦しく候ひて、未だ安堵しても覺え候はねば、心少し落し居ゑて、追つ樣にこそ參り候はめ」とぞ申しける。大納言恥かしう傍腹痛く思し召して、「誠に一門に引き別れて、落ち留つし事をば、我が身ながらいみじとは思はね共、流石命も惜しう、身も捨て難ければ、慭に留りにき。此の上は下らざるべきにも非ず、遙の旅に赴くに、爭か見送らざるべき。請けず思はど、落ち留つし時、などさは謂はざりしぞ。大小事一向汝にこそ云ひ合せしか」と宣へば、宗清居直り畏つて申しけるは、「あはれ高きも賤しきも、人の身に命程惜

しいものやは候。されば世をば捨つれ共、身をば捨てずとこそ申し傳へて候なれ。御留りを惡しとには存じ候はず。兵衞の佐も、甲斐なき命を助けられ參らせて候へばこそ、今日はかゝる幸にも逢ひ候へ。流罪せられ候ひし時、故尼御前の仰にて、近江の國篠原の宿迄、打ち送りたりし事など、今に忘れずと候ふなれば、御供に罷り下つて候はゞ、定めて引出物饗應などし候はんずらん。其れに付けても、西海の波の上に、漾はせ給ふ御一家の公達たち、又同隷共の歸り聞かんずる處も、云ふ甲斐なう覺え候。遙の旅に赴かせ給ふ御事は、誠に覺束なう思ひ參らせ候へ共、敵をも攻めに御下り候はゞ、先づ一陣にこそ候ふべけれ共、是は參らず共、更に御事闕け候ふまじ。兵衞の佐殿尋ね申され候はゞ、折節相勞る事有りと仰せられ候ふべし」とて、涙を抑へて留りぬ。是を聞く侍共、皆袖をぞ濡らしける。大納言苦々しう片腹痛く思はれけれ共、此の上は下らざるべきにも非ずとて、軈て立ち給ひぬ。同じき十六日、池の大納言賴盛の卿、關東へ下著。兵衞の佐殿急ぎ對面し給ひて、先づ宗淸は如何にと問はれければ、「折節相勞る事有りて」と宣へば、「如何に何を煩はり候ふやらん、猶意趣を存じ候ふにてこそ。先年あの宗淸が許に預け置かれ候ひし時、事に觸れて情深う候ひしかば、哀れ御供に罷り下り候へかし。疾く見參に入らんと戀しう存じて候へば、恨めしうも下り

候はぬ者哉」とて、知行すべき莊園狀共、數多成し設け、樣々の引出物をたばんと、用意せられたりければ、東國の大名小名、我れも〳〵と引出物を用意して待つ所に、下らざりければ、上下本意なき事共にてぞ有りける。六月九日の日、池の大納言賴盛の卿、都へ歸り上り給ふ。兵衞の佐殿、「今暫くは角てもおはせよかし」と宣へ共、大納言、都に覺束なう思ふらんとて、聽て立ち給ひぬ。知行し給ふべき莊園私領、一所も相違有るべからず、竝に大納言に成し返さるべき由、法皇へ申さる。鞍置馬三十匹、裸馬三十匹、長持三十枝に、金、卷絹、染物風情の物を入れて奉らる。兵衞の佐殿加樣にし給ふ上は、東國の大名小名、我れも〳〵と引出物を奉らる。馬だにも三百匹迄有りけり。池の大納言賴盛の卿は、命生き給ふのみならず、旁徳ついて、都へ歸り上られけり。

【四月一日の日改元】百錬抄云、元暦、壽永三年四月十六日改元、依二代初一也。**【正下の四位】**正四位下。百錬抄云、三月二十七日源賴朝叙二正四位下一(本從五位下)、天慶秀郷自二六位一叙二四位一之例也。**【五階】**從五位上、正五位上下、從四位上下。**【崇德院を神】**百錬抄云、四月十五日賀茂祭也、崇德院竝宇治左府廟遷宮也、件事公家不レ知食一、院中沙汰也、仍不レ被レ憚二神事日一也。**【御合戰ありし大炊御門が末】**保元物語崇德院の御所の條云、白河殿より北、河原より東、春日の末にありければ、北殿とぞ申しける。南の大炊御門の南に、東西に

門二つあり。**【宮移し】**御影社といつて、綾小路河原にあつたのを、大炊御門の末春日河原に遷宮せられたこと。**【賴盛の卿關東下向】**百鍊抄云、五月三日、前大納言賴盛卿下ニ向關東一、依ニ恩免一也。**【御方】**賴盛に對していふ敬稱。**【故尼御前】**賴朝の爲に命乞ひをした賴盛の生母池禪尼を云。その尼御前と同じに思ふとのこと。**【八幡大菩薩も御賞罰候へ】**誓詞中の語、若し詐があつたら八幡大菩薩の罰でも御受けすると强くいふこと。**【彌平兵衞宗淸】**東鑑元暦元、六、一、云、彌平左衞門宗淸、左衞門尉季宗男、此宗淸者、池禪尼侍也。**【相傳專一の者】**父子代々仕へる臣中第一の者。**【相具しても下らず】**賴盛に附添うて關東へも行かないとのこと。**【安堵】**安心して住むこと。『堵』墻、墻の中に安んじて居ること。**【落し居ゑて】**落ちつけて。**【追つ樣】**追ひ樣で、後から追つてといふこと。**【下らざるべきにも非ず】**下らない譯にも行かない。**【請けず思はゞ】**よくないと思つたら。『請けず』首肯が出來ないの意。**【流罪せられ候ひし時】**平治物語には、宗淸が賴朝を關原で生捕り、その命乞に盡力したことは見えるが、遠流の時見送つたことはない。**【還り聞かんずる所】**あとで傳へ聞いて思ふこと。**【云ふ甲斐なう覺え候】**つらく思ふとのこと。**【一陣】**先陣。**【御寡闕け候ふまじ】**御差支はあるまいの意。**【いかに何を煩り候やらん】**病氣といふのを疑がつた語。**【猶意趣を存じ候ふにこそ】**やはり意氣地を立てての事に違ひないの意。**【恨めしうも下り候はぬ者哉】**下つてくれぬとは遺憾な事であるの意。**【知行すべき庄園狀】**所領とすべき庄園下附の書狀。**【六月九日】**東鑑には六月五日。**【私領】**庄園までもない地。**【一所も相違あるべからず】**舊領地一ケ所も相違なく所領あるべきこと。**【大納言に成し返さるべき由】**平家の官位褫奪の時一旦奪つた大納言を復すること。公卿補任に壽永三年五月賴盛關東より上洛し、六月五日還任の由に見

える。【三十枝】三十筒。『枝』柱、笠の柄、長刀等細長い物を數へるにいふ語。【金】東鑑云、砂金一裹。【卷絹】軸に卷いてある絹。【染物風情の物】染物の類。【德ついて】利得を得た意。

同じき十八日肥後の守定能が伯父、平田の入道定次を先として、伊賀伊勢兩國の官兵等、近江の國へ打つて出でたりければ、源氏の末葉等發向して、合戰を致す。同じき二十日の日、伊賀伊勢兩國の官兵等、暫しもたまらず攻め落さる。平家相傳の家人にて、昔の好を忘れぬ事は哀れなれ共、思ひ立ちこそおほけなけれ。三日平氏とは是也。

【平田入道定次】玉葉東鑑には家繼、百錬抄山槐記には貞能兄とある。【官兵】平家方の兵。【おほけなけれ】分に過て、大膽なといふ意。【三日平氏】早く攻め落されたことを嘲つた語。

藤戸

去程に小松の三位の中將維盛の卿の北の方は、風の便の音信も、絶えて久しく成りければ、月に一度なんどは、必ず音信るものをと思ひて待たれけれ共、春過ぎ夏にも成りぬ。三位の中將今は八島にも、御坐せぬ者をなんど申す者有りと聞き給ひて、北の方餘りの覺束なさに、兎角して使を一人仕立てゝ、八島へ遣されたりけれ共、使驅て立ちも歸らず。夏闌け秋にもなりぬ。七月の末に彼の使歸り參りたり。北の方、「さて如何にや」と問ひ

給へば、「過ぎ候ひし三月十五日の曉、與三兵衞重景・石童丸計り御供にて、讃岐の八島の館をば御出有りて、高野の御山へ參らせ給ひて、御出家せさせおはしまし、其の後熊野へ參らせ給ひて、那智の沖にて、御身を投げてまし／＼候ふとこそ、御供申したりし舍人武里は、申し候ひつれ」と申しければ、北の方、「さればこそ怪しと思ひたれば」とて、引き被いてぞ伏し給ふ。若君姫君も、聲々に喚き叫び給ひけり。若君の乳人の女房、涙を押へて申しけるは、「是は今更歎かせ給ふ可からず。本三位の中將殿の樣に、生きながら囚はれて、京鎌倉恥を曝させ給ひなば、如何計り心憂う侍ふべきに、是は高野の御山へ參らせ給ひて、御出家せさせおはしまし、其の後熊野へ參らせ給ひて、後世の御事能く／＼申させ給ひて、那智の沖とかやにて、御身を投げまし／＼侍ふ事こそ、歎の中の御悅にては侍らへ。今は如何にもして、御樣をかへ、佛の御名を唱へさせ給ひて、無き人の御菩提を弔ひ參らさせ給ひかし」と申しければ、北の方頓て樣を替へ、彼の後世菩提を弔ひ給ふぞ哀なる。鎌倉殿此の由を傳へ聞き給ひて、「哀れ隔てなう打向ひてもおはしたらば、さり共命計りをば、助け奉つてまし。其の故は故池の禪尼の使として、賴朝流罪に宥められける事は、偏に彼の內府の芳恩也。其の名殘にておはすれば、子息達をも全く疎に思ひ奉らず。況して左樣に出家などせられなん上は、子

細にや及ぶべき」とぞ宣ひける。

【悵しと思ひたれば】長門本あやしかりつるものをとある。不思議と思はれたとの意。【隔なう打ち向ひてもおはしたれば】遠慮なく訪ねて來て下さつたらばの意。【内府】維盛の父内大臣重盛。【其の名殘】遺子。【子細にや及ぶべき】差支はないのに。

去程に平家讃岐の八島へ渡り給ひて後は、東國より荒手の軍兵、數萬騎都に著いて、攻め下る共聞ゆ。又鎭西より臼杵・戶次・松浦黨同心して、押し渡る共聞えけり。彼を聞き是を聞くにも、只耳を驚かし、肝魂を消すより外の事ぞなき。女院、北の政所、二位殿以下の女房達寄り合ひ給ひて、今度我が方樣に、如何なる憂き事をか聞き、如何なる憂目をか見んずらんと、歎きあひ悲びあはれけり。今度一の谷にて、一門の公卿殿上人、大略討たれ、宗徒の侍、半過ぎて亡びにしかば、今は力盡き果て、阿波の民部重能が兄弟、四國の者共語らつて、さり共と申しけるをぞ、高き山深き海共賴み給ひける。去程に七月二十五日にも成りぬ。女房達は指し湊ひて、去年の今日は都を出でしぞかし。程なく廻り來にけりとて、俄にあわたゞしうあさましかりし事共宣ひ出でゝ、泣きぬ笑ひぬぞし給ひける。同じき二十八日、都には新帝の御卽位有りけり。神璽、寶劍、内侍所も無くして御卽位の例、人皇八十二代、是始めとぞ承る。同じき八月六日

の日、除目行はれて、大將軍蒲の冠者範頼、參河の守に成る。九郎冠者義經、左衞門の尉に成る。則ち使の宣旨(せんじ)を蒙つて、九郎判官とぞ申しける。去程に荻の上風もやうやう身に入み、萩の下露も彌繁く(いよ／＼しげ)、恨むる蟲の聲々、稻葉打ちそよぎ、木の葉かつ散る氣色(けしき)、物思はざらんだに、更け行く秋の旅の空は、悲しかるべし。況して平家の人々の心の中、推し量られて哀れ也。昔は九重の雲の上にて、春の花を翫び、今は八島の浦にして、秋の月に悲ぶ。凡そ晶(さやけ)き月を詠じても、都の今夜如何なるらんと思ひ遣り、涙を流し心を澄(すま)してぞ、明し暮させ給ひける。左馬の頭行盛、

君すめば爰も雲井の月なれど、猶戀しきは都なりけり。

【臼杵戸次松浦黨】九州の豪族、鎭西九黨中の者。**【同心して】**協同して。**【女院】**建禮門院。**【北の政所】**六條基實の北の方。高倉天皇御母代、平淸盛の女盛子。**【我が方樣】**自分の緣者。**【さり共と申しけるを】**それでも又勝つ事もあらうと言つたこと。**【高き山深き海とも頼み】**非常に頼みとしたこと。**【程なく廻り來にけり】**間もない中に一年經つたと驚き悲しく思ふこと。**【泣きぬ笑ひぬ】**泣いつたり笑つたり。**【新帝の御卽位】**後鳥羽天皇の御卽位。玉葉云、七月二十八日、此日有二卽位事一、依二治暦四年例一、於二太政官正廳一被レ行レ之、抑相二待劔璽歸來一可レ被レ遂二行卽位一哉否、豫被レ問二人々一、依二攝政及左大臣等一、申下不レ備二劔璽一踐二天子之位一、異域雖レ有レ例、我朝曾無上蹤、然而依下叡慮竝議者等議奏不レ知二天意一不上レ測二神慮一、所レ被レ行、只以レ口耳。**【蒲の冠

者範頼參河守」東鑑五日の小除日で任ぜられたとある。【使の宣旨を蒙て」檢非違使の別當が宣旨に依つて補せられるに因み、佐以下が官符に依て補せられるに拘はらず、慣例上、使の宣旨を蒙ると稱した。【九郎判官」衞門尉が檢非違使の尉を兼ねるを特に判官と云。【荻の上風もやうやう身に入」千載集、秋上、大藏卿行宗、物毎に秋のけしきはしるけれど先づ身にしむは荻の上風。【木葉かつ散る氣色」一方では木の葉も散る樣。【凡そ」假初に。【君すめば云々」主上ゐませばこゝこそ宮中であり都であるが、やはり京の事が戀しく思はれるの意。『君』主上。『雲井の月』雲上の月と宮中の月とをかけて云。

去程に同じき九月十二日、大將軍參河の守範頼、平家追討の爲にとて、西國へ發向す。相伴ふ人々、足利の藏人義兼、北條の小四郎義時、齋院の次官親義、侍大將には、土肥の次郎實平、子息の彌太郎遠平、三浦の介義澄、子息の平六義村、畠山の庄司次郎重忠、同じき長野の三郎重淸、佐原の十郎義連、和田の小太郎義盛、佐々木三郎盛綱、土屋の三郎宗遠、天野の藤内遠景、比企の藤内朝宗、同じき藤四郎義員、八田の四郎武者朝家、安西の三郎秋益、大胡の三郎實秀、中條の藤次家長、一品房章玄、土佐坊正俊、是等を先として都合其の勢三萬餘騎、都を立つて播磨の室にぞ著きにける。平家の方の大將軍には、小松の新三位の中將資盛、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、侍大將には、越中の次郎兵衞盛續、上總の五郎兵衞忠光、惡七兵衞景淸を先として、五百餘艘の兵船に乘

り連れて漕ぎ來り、備前の兒島に著くと聞えしかば、源氏聽て室を立つて、是も備前の國西河尻、藤戸に陣をぞ取つたりける。去程に源平兩方陣を合はす。陣のあはひ、海の面、纔二十五町計りをぞ隔てたる。源氏心は猛う思へども、舟無かりければ力及ばず、徒に日數をぞ送りける。同じき二十五日の辰の刻計りに、平家の方の早雄の兵共、小舟に乘つて漕ぎ出だし、扇を上げて、「源氏爰を渡せや」とぞ招ぎける。源氏の方の兵共、如何せんと云ふ處に、近江の國の住人、佐々木三郎盛綱、二十五日の夜に入つて、浦の男を一人語らひ、直垂小袖大口白鞘卷なんどを取らせ、賺し仰せて、「此の海に馬にて渡しぬべき所や有る」と問ひければ、男申しけるは、「浦の者共幾らも候へ共、案内知つたるは稀に候。知らぬ者こそ多う候へ。此の男は案内よく存じて候。縱へば川の瀨の樣なる所の候ふが、月頭には東に候、月末には西に候。件の瀨のあはひ、海の面、十町計りも候ふらん。是は御馬などにては、容易う渡させ給ふべし」と申しければ、佐々木、「いざさらば、渡いて見ん」とて、彼の男と二人紛れ出で、裸になり、件の川の瀨の樣なる所を渡つて見るに、實にも痛う深うは無かりけり。膝、腰、肩に立つ所も有り、鬢の濡るゝ所も有り、深き所を游いで、淺き所に游ぎつく。男申しけるは、「是より南は、北より遙に淺う候。敵矢先を揃へて、待ち參らせ候ふ處に、

裸にては如何にも叶はせ給ひ候ふまじ。只是より歸らせ給へ」と云ひければ、佐々木實にもとて歸りけるが、下藹はどこともなき者にて、又人にも語らはれて、案內もや教へんずらん、我計りこそ知らめとて、彼の男を差し殺し、頸搔き切つてぞ捨てゝげる。明くる二十六日の辰の刻計り、又平家の方の早雄の兵共、小船に乘つて漕ぎ出し、扇を揚げて爰を渡せとぞ招いたる。爰に近江の國の住人、佐々木三郎盛綱、兼て案內は知つたり、滋目結の直垂に、緋威の鎧著て、連錢蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍を置いて、乘つたりけるが、家の子郎等共に七騎打ち入れて渡す。大將軍參河の守範賴是を見給ひて「あれ制せよ、留めよ」と宣へば、土肥の次郎實平、鞭鐙を合せて追つ着き、「如何に佐々木殿は、物の付いて狂ひ給ふか。大將軍よりの御宥されもなきに、留り給へ」と云ひけれども、佐々木耳にも聞き入れず、渡しければ、土肥の次郎も制し兼て、ともに連れてぞ渡しける。馬の草脇、鞅盡し、太腹に立つ所も有り、鞍壺越す處も有り、深き處を泳がせて、淺き所に打ちあがる。大將軍是を見給ひて「佐々木に謀れぬるは。淺かりけるぞ、渡せや渡せ」と下知し給へば、三萬餘騎の兵共、皆打ち入れて渡す。平家の方には是を見て、船共押し浮べ〳〵、矢先を揃へて、指しつめ引きつめ散々に射けれ共、源氏の方の兵共、是を事共せず、甲の錣を傾け、熊手薙鎌を

以て、敵の舟を引き寄せ〳〵、喚き叫んで戰ふ。一日戰ひ暮らし、夜に入りければ、平家の舟は沖に浮び、源氏は兒島の地に打ち上つて、人馬の息をぞ休めける。明ければ、平家は讃岐の八島へ漕ぎ退く。源氏心は猛う思へ共、舟無かりければ、軈て續いても攻めず。昔より馬にて河を渡す兵多しといへ共、馬にて海を渡す事、天竺震旦は知らず、我が朝には希代の樣なりとて、備前の兒島を佐々木にたぶ。鎌倉殿の御教書にも載せられたり。

【範頼平家追討の爲に】百錬抄云、九月二日參河守範頼爲二追討使一下二向西國一。**【土屋の三郎宗遠】**土肥の次郎實平弟。**【八田の四郎武者朝家】**一に知家に作る。源義朝の庶子、後白河院武者所に候したので武者と云。**【一品房章玄】**昌寛の誤。**【室】**播磨國揖保郡室津村の港。**【兒島】**備前國御野上道兩郡の南方にある島の名。近世島の西北藤戸の峽江閉塞して、備中國窪屋郡の地と連接してしまつた。**【備前の國西河尻】**長門本に備前備中兩國の境、西阿智河尻藤戸の渡りとあるのがよい。西阿智河は備中の河部川のことで、水脉藤戸と相通じてゐた。**【藤戸】**兒島郡兒島灣の西、水島灘に通じた狭水道で、後世埋つて航道全く閉塞し、今村名となる。**【陣を合す】**對陣すること。**【海の面纔二十五町計】**一本海の面五町ばかり、盛衰記海上四五町には過ざりけりとある。**【早雄の兵共】**血氣に逸る兵共。**【賺し仰せて】**すつかり機嫌を取つてといふ位のこと。**【此の男】**浦の男が自分のことをいふ語。**【川の瀬の樣なる所】**長門本云、浦人申けるは、此渡りに瀬は二候なり。

月がしらには東が瀬になり候、是をば大根川と申す、月の末には西が瀬になり候、是をば藤戸の渡りと申候、當時は西が瀬になり候ぞ、東西二の瀬の間、とほき中二町ばかり候、瀬のはたばり二反ばかり候、其うち馬の足たゝぬ所二三反にはよも過ぎ候はじ。【月頭】一と月の初頃。【紛れ出て】ひそかに拔け出ること。【矢先を揃へ】並んで矢を射かけること。【下臈はどこともなき者】下賤の者は信義の念がないといふこと。【又人にも語らはれて】又他人に賴まれること。【家の子郎等共に七騎】東鑑云、所レ相共之郎從六騎也。所謂志賀九郎、熊谷四郎、高山三郎、與野太郎、橘三、橘五等也。【打ち入れて渡す】馬を海中へ乘入れ渡ること。【物の付いて】憑き物でもして、氣が狂ってなどの意。【薙鎌】なぎがまの音便、草苅鎌の形をした武器で、長い柄を付け人馬の脚を薙き拂ふ爲に用ひるもの。【御教書】院、攝關、將軍の下文の稱。こゝは賴朝の下文。東鑑十二、廿六云、今日以二御教書一蒙二御感之仰一、其詞曰、自レ昔雖レ有下渡二河水一類上、未レ聞下以レ馬凌二海浪一之例上、盛綱振舞希代勝事也云々。

大嘗會(だいじやうゑ)の沙汰

同じき二十八日、都には又除目行はれて、九郎判官義經、五位の尉に成されて、九郎大夫の判官とぞ申しける。去程に十月にも成りぬ。八島には浦吹く風も烈しく、磯打つ波も高かりければ、兵も攻め來らず。商客の行通も稀にして、都の傳(つて)も聞かまほし

く、空かき曇り、霰打ち散り、いとゞ消え入る心地ぞせられける。都には大嘗會有る可しとて、十月三日の日、新帝の御禊の行幸有りけり。內辨をば德大寺殿勤めらる。去々年先帝の御禊の行幸には、平家の內大臣宗盛公勤めらる。節下の幄屋について、前に龍の旗立てゝ居給ひたりし氣色、冠際、袖のかゝり、表の袴の裾迄も、殊に勝れて見え給へり。其の外三位の中將知盛、頭の中將重衡以下、近衞司、御綱に候はれしには、又立ち雙ぶ方も無かりしぞかし。今日は九郎大夫の判官義經、先陣に供奉す。是は木曾などには似ず、以の外に京馴れたりしか共、平家の中の選り屑よりも猶劣れり。同じき十八日、大嘗會形の如く遂げ行はる。去んぬる治承養和の比よりして、諸國七道の人民百姓等、或は平家の爲に惱され、或は源氏の爲に亡さる。家竈を捨てゝ山林に交り、春は東作の思を忘れ、秋は西收の營にも及ばず。如何にして加樣の大禮など行はるべきなれ共、さてしも有る可き事ならねば、形の如くぞ遂げられける。大將軍參河の守範頼、軈て續いて攻め給はゞ、平家は容易う亡ぶべかりしに、室・高砂に徘徊ひ、遊君遊女共召し聚め、遊び戲れてのみ、月日を送り給ひけり。東國の大名小名多しといへ共、大將軍の下知に隨ふ事なれば、力及ばず、只國の費民の煩ひのみ有りて、今年も既に暮れにけり。

【二十八日】十八日の誤。【五位の尉】左衛門尉は六位相當官なのに、特に五位に叙せられたのを五位の尉、又大夫判官と云。【商客】商人。【御禊】百錬抄には二十五日。【節下の幄屋】大嘗會御禊の時、節旗の下に在つて事を執り行ふ大臣を節下の大臣、その大臣の着座する爲に作つた幄舍を節下の幄屋と云。『節』纛又おほがしらと云。竿の頭に馬の尾又は墨染の苧を束ね垂らした旗。『幄屋』臨時に庭上に設けた假屋で、屋根も周圍も幕を張り廻したもの。【龍の旗】龍の模様あるより云。即ち節旗。【冠際】冠の着様。【袖のかゝり】袖の恰好。【御綱に】鳳輦の御綱の下に供奉すること。七卷御綱の佐參照。【以の外に】非常に。【選り屑】よりのこり。一番つまらない者。【形の如く】規定通り。【東作・西收】春の耕作・秋の收穫。四時中方角に配當すると、春は東、秋は西に當る。書經堯典云、寅賓㆓出日㆒、平㆓秩東作㆒、寅餞㆓納日㆒、平㆓秩西成㆒。【加樣の大禮】大嘗會。【行はるべきなれ共】行はれる筈ではないがの意。【さてしも有る可き事ならねば】行はれない譯にも行かないのでの意。

巻第十一

逆櫓

元暦二年正月十日の日、九郎大夫の判官義經院參して、大藏の卿泰經朝臣を以て、奏聞せられけるは、平家は神明にも放たれ奉り、君にも捨てられ參らせて、帝都を出でゝ波の上に漾ふ落人となれり。然るを此の三箇年が間、攻め落さずして、多くの國々を塞げられぬる事こそ口惜しう候へ。今度義經に於ては、鬼界高麗契丹、雲のはて、海のはて迄も、平家を亡さゞらん限は、王城へ歸るべからざる由、奏聞せられたりければ、法皇大に御感有つて、相構へて夜を日に續いで、勝負を決す可き由仰せ下さる。判官宿所に歸つて、東國の侍共に向ひて宣ひけるは、「今度義經こそ院宣を承り、鎌倉殿の御代官として、平家追討の爲に、西國へ發向すなれ。陸は駒の蹄の通はんを限り、海は櫓櫂の立たん所迄、攻め行くべし。其れに少しも子細を存ぜん人々は、是より疾う〳〵鎌倉へ下る可し」とぞ宣ひける。去程に八島には、隙行く駒の足早くして、正月も立ち、二月にも成りぬ。春の草暮れて、秋の風に驚き、秋の風止んで、又

春の草にもなれり。送り迎へて、既に三年に成りにけり。平家讃岐の八島へ渡り給ひて後も、東國より荒手の軍兵、數萬騎都に著いて攻め下る共聞ゆ。又鎮西より臼杵、戸次、松浦黨、同心して押し渡る共聞えけり。彼を聞き是を聞くにも、只耳を驚かし、肝魂を消すより外の事ぞなき。女院、北の政所、二位殿以下の女房達差し湊ひ給ひて、今度我が方様に、如何なる憂き事を聞き、如何なる憂き目をか見んずらんと、歎き合ひ悲み合はれけり。中にも新中納言知盛の卿の宣ひけるは、「東國北國の凶徒等も、隨分重恩を蒙つたりしか共、忽に恩を忘れ、契を變じて、賴朝義仲等に隨ひき。況して西國とても、さこそは有らんずらめと思ひしかば、只都の內にて、如何にも成らせ給へと、さしも申しつるものを、我が身一つの事ならねば、心弱う憧れ出で丶、今日はか丶る憂き目を見る口惜しさよ」とぞ宣ひける。誠に理と覺えて哀れなり。

【正月十日】義經、八日院參、十日西國發向。**【大藏卿泰經】**若狹守高階泰重の子。治承二年十一月二十四日大藏卿、同三年十二月十七日解却、養和二年三月八日大藏卿、壽永二年十一月二十八日解官、同三年三月二十七日還任、文治元年十二月二十七日解官。**【塞げられぬる事】**交通朝貢の途を塞がれたこと。**【子細を存ぜん人】**異論のある人。**【隙行く駒の足早く】**歲月の經過の早いといふこと。漢書張良傳云、人生一世間、如白駒之過隙耳。**【春の草暮れて】**春暮れて草の老ゆること。長門本には、春の草かれて秋風に衰へとある。**【我**

が身一つの事ならねば」平家一族に關する事であるから、忍んでこゝまで來たとの意。

去程に二月三日の日、九郎大夫の判官義經、都を立つて、攝津の國渡邊福島兩所にて舟揃へし、八島へ既に寄せんとす。兄の參河の守範賴も、同日に都を立つて、是も攝津の國神崎にて、兵船汰へて、山陽道へ赴かんとす。同じき十日の日、伊勢石淸水へ官幣使を立てらる。主上並に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由、神祇官の官人、諸の社司、本宮本社にて、祈誓申す可き旨仰せ下さる。同じき十六日、渡邊福島兩所にて、汰へたりける船共の、纜既に解かんとす。折節北風木を折つて、烈しう吹いたりければ、船共皆打ち損ぜられて、出だすに及ばず。修理の爲に、其の日は留りぬ。去程に渡邊には東國の大名小名寄り合ひて、抑我等船軍の樣は未だ調練せず、如何せんと評定す。梶原進み出で「今度の船には、逆櫓を立て候はゞや」と申す。判官「逆櫓とは何ぞ」。梶原「馬は懸けんと思へば懸け、引かんと思へば引き、弓手へも馬手へも廻し安う候ふが、船は左樣の時、急度推し廻すが大事で候へば、艫舳に櫓を立て違へ、脇楫を入れて、どなたへも廻し易い樣に、し候はゞや」と申しければ、判官「先づ門出の惡しさよ。軍には一引も引かじと思ふだに、合ひ惡しければ引くは常の習ひなり。況して左樣に逃げ儲けせんに、なじかは能かる可き。殿原の船には、逆櫓をも、返樣

櫓をも、百丁千丁も立て給へ。義經は只元の櫓で候はん」と宣へば、梶原重ねて、「好き大將軍と申すは、懸く可き所をも懸け、引く可き所をも引き、身を全うして敵を亡すを以て、好き大將とはしたる候。左樣に片趣なるをば、猪武者とて、好きにはせず」と申す。判官「猪鹿は知らず、軍は唯平攻に攻めて、勝ちたるぞ心地はよき」と宣へば、東國の大名小名、梶原に恐れて、高くは笑はね共、目引き鼻引き、さゝめきあへり。其の日判官と梶原と、已に同士軍せんとす。され共軍は無かりけり。判官「船共の修理して、新しう成りたるに、各一種一瓶して、祝ひ給へ殿原」とて、營む體にもてなし、船に兵粮米積み、物具入れ、馬共立てさせ「船とう仕れ」と宣へば、水主梶取共「是は順風にては候へ共、普通には少し過ぎて候。沖はさぞ吹いて候ふらん」と申しければ、判官大に怒つて「海上に出で浮うだる時、風强ければとて留る可きか。野山の末にて死に、海河に溺れて失するも、是先世の宿業也。向風に渡らんと謂はゞこそ、義經が僻事ならめ、順風なるが、普通に少し過ぎたればとて、是程の御大事に、舟仕らじとは爭か申すぞ。船とう仕れ。仕らずば、しやつ原一々に射殺せ、者共」とぞ下知し給ひける。「承つて候」とて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎兵衞嗣信、同じき四郎兵衞忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶など云ふ、一人當千

の兵共、「御諚であるぞ、舟とう仕れ。仕らずば、おのれ原一々に射殺さん」とて、片手矢はげて、馳せ廻る間、水主楫取共、「爰にて射殺されんも同じ事、風強くば、沖にて馳死にも、死ねや者共」とて、二百餘艘が中よりも、只五艘出でゝぞ走りける。五艘の船と申すは、先づ判官の船、次に田代の冠者の船、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀の江内忠俊とて、舟奉行の乗つたる船なりけり。殘の船は、梶原に恐るゝか、風に怖るかして、出でざりけり。判官、「人の出でねばとて、留るべきに非ず。常の時は敵も恐れて用心すらん。かゝる大風大波に、思ひも寄らぬ所へ寄せてこそ、思ふ敵をば討たんずれ」とぞ宣ひける。判官、「各の船に篝な燭いそ。火數多う見えば、敵も恐れて用心してんずぞ。義經が船を本船として、艫舳の篝を守れ」とて、終夜渡る程に、三日に渡る所を、只三時計りにぞ走りける。二月十六日の丑の刻に、攝津の國渡邊福島を出でゝ、明くる卯の刻には、阿波の地へこそ吹き着けけれ。

【渡邊】難波江渡口の地。今大阪市天滿川筋の地。**【福島】**攝津國西成郡上福島村、安治川木津川兩河口の間の地。**【範頼も同日に】**範頼は前年九月一日既に西國に發向し、此頃周防豐後の間に在る。此條誤。**【神崎】**攝津國川邊郡小田村の地。平安時代以來有名の水驛、江口等と與に遊女が多いので世に著はれた處。**【本宮本社】**それ等社司の奉仕する神社。**【出すに及ばず】**出す事が出來ないこと。**【調練】**練習。**【急度推し廻すが大事で**

候】思ひ通りに動かすことが困難であるの意。**【艫舳に】**普通艫にある櫓を舳にもつけて進退に便したいとのこと。『艫』船尾。『舳』船首。**【脇楫】**側面の船ばたに設ける楫。**【門出の惡しさよ】**軍の門出に不吉な話を聞て面白くないとのこと。**【合ひ】**都合。**【逃げ儲け】**逃げる時の支度。**【返樣櫓】**さかさま櫓のこと。逆櫓を罵りいふ語。**【片趣】**一方だけしか考へないこと。融通のきかないことを云。**【猪武者】**猪が進むだけであることにかけて、進むを知て退くを知らないのを罵つた詞。**【平攻】**ひた押しに一氣に攻めること。**【目引き鼻引き】**目鼻で知らせ合ふこと。**【同士軍】**御方同士で爭ふこと。**【一種一瓶】**一種の肴、一瓶の酒。**【營む體】**酒宴の支度をする風をすること。**【馬共立てさせ】**馬を船へ乘せること。**【船とう仕れ】**船を早く出せ。**【水主】**船頭。**【楫取】**揖取る水夫。**【しやつ原】**船頭等を罵る語。『しやつ』そやつの訛。『原』複數を示す語。**【者共】**皆の者共の義。將士に呼びかけ命する詞。**【御諚】**主君の御命令。**【馳死】**漕ぎつゞけて死ぬこと。**【田代の冠者】**信綱。**【後藤兵衛父子】**實基、基清。**【金子兄弟】**十郎家忠、與一親範。**【舟奉行】**兵船の指揮監督をなす職。**【思ひも寄らぬ所へ】**敵の守備を怠る所への意。**【篝】**和名類聚抄云、漢書陳勝傳云、夜篝レ火、師說云、比乎加加利通須、今案、漁者以レ鐵作レ籠、盛レ火照レ水者名レ之、此類乎。

勝浦合戰

明けければ、渚（なぎさ）には赤旗少々颺（ひらめ）いたり。判官、「すは我れ等が設けをば、したりけるぞ。

渚近う成つて、馬共追ひ下さんとせば、敵の的に成つて射られなんず。渚近う成らぬ先に、船共乗り傾け〳〵、馬共追ひ下し〳〵、船に引き付け引き付け游がせよ。馬の足立、鞍爪ひたる程にも成らば、混々と打ち乘つて、懸けよ者共」とぞ下知し給ひける。五艘の船には、兵粮米積み、物具入れたりければ、馬數五十餘匹ぞ立つたりける。案の如く渚近うなりしかば、船共乗り傾け〳〵、馬共追ひ下し〳〵、船に引き付け〳〵游がす。馬の足立鞍爪ひたる程にも成りしかば、混々と打ち乘つて、判官五十餘騎、喚いて先を懸け給へば、渚に控へたりける百騎計りの兵共、暫しもたまらず二町計り颯と引いて控へたり。判官渚に上り、人馬の息休めておはしけるが、伊勢の三郎義盛を召して「あの勢の中に、さりぬべき者あらば、一人具して參れ、尋ぬ可き事あり」と宣へば、義盛畏り承つて、百騎計りの勢の中へ、只一騎懸け入つて、何とかいひたりけん、年の齡四十計りなる男の、黑皮威の鎧著たるを、甲を脱がせ、弓の弦弛させ、降人に具して參りたり。判官、「あれは何者ぞ」と宣へば、當國の住人、坂西の近藤六親家と名乘り申す。判官「縦ひ何家にてもあらばあれ、しやつに目放すな。物具な脱がせそ。軈て八島への案內者に具せんずるぞ。逃げて行かば射殺せ、者共」とぞ下知し給ひける。判官親家を召して「爰をば何處と云ふぞ」と問ひ給へば、「勝浦と

申し候」。判官笑つて、「色代な」と宣へば、「一定勝浦候。下﨟の申し安き儘に、かつらとは申せども、文字には勝浦と書いて候」と申しければ、判官斜ならずに悦び給ひて、「あれ聞き給へ殿原、軍しに向ふ義經が、勝浦に著く目出度さよ。若し此邊に、平家の後矢、射つべき仁は誰か有る」と宣へば、「阿波の民部重能が弟、櫻間の介能遠とて候」と申す。いざさらば蹴散らして通らんとて、近藤六が勢の百騎計りが中より、馬や人を勝つて、三十騎計り、我勢にこそ具せられけれ。能遠が城に押し寄せて見給へば、三方は沼、一方は堀也。堀の方より押し寄せて、鬨を咄とぞ作りける。城の内の兵共、只射取れや射取れとて、指しつめ引きつめ散々に射けれ共、源氏の兵共、是を事ともせず、堀を越え、甲の錣を傾けて、喚き叫んで攻めければ、能遠叶はじとや思ひけん、家の子郎等共に防矢射させ、我が身は究竟の馬を持つたりければ、其れに打ち乘り、希有にして落ちにけり。殘り留つて防矢射ける兵共、二十餘人が頸斬り懸けさせ、軍神に祭り、悦びの鬨を作り、門出よしとぞ悦ばれける。

【我等が設】源氏に對する防禦の用意。**【馬共追ひ下さん】**船より下すこと。**【敵の的】**敵の矢の目當。**【鞍爪ひたる程】**鞍の端が水に浸る位。**【混々と】**さつさと。すばやく。**【あの勢】**平家方の勢。**【何とかいひたりけん】**どう說きつけたものかといふ意。**【降人に具して】**降人として連れて來たこと。**【何家にてもあらばあれ】**親家

ごも何家でも差支ないがの意。【勝浦】今阿波國勝浦郡勝占村。【色代】是は御挨拶であるの意。源氏の勝を祝つて勝浦といつたとして、いゝ加限な御世辭御追従であると言つたこと。【一定】全く、確かになどの意。追従ではないとのこと。【櫻間の介能遠】東鑑櫻庭介良遠に作る。【希有にして】不思議に。

大阪越

判官又坂西の近藤六親家を召して、「八島には平家の勢如何程有るぞ」と問ひ給へば、「千騎にはよも過ぎ候はじ」と申す。判官、「など少いぞ」。「加樣に四國の浦々島々に、五十騎百騎づゝ指し置かれて候。其の上、阿波の民部重能が嫡子、田内左衛門敎能は、伊豫の河野の四郎が、召せ共參らぬを攻めんとて、三千餘騎で伊豫へ越えて候」と申す。判官、「さてはよき隙ござんなれ。是より八島へは、いか程あるぞ」と宣へば、「二日路で候」と申す。いざさらば敵の聞かぬ先に寄せんとて、馳せつ控へつ翔けつ歩ませつ、阿波と讃岐の境なる、大坂越と云ふ山を、終夜こそ越えられけれ。其の夜の夜半計りに、立文持つたる男一人、判官に行き連れたり。夜の事ではあり、敵とは夢にも知らず、御方の兵共の八島へ參るとや思ひけん、打ち解けて物語をぞしける。判官、「我れも八島へ參るが、案内を知らぬぞ、尋所せよ」と宣へば、「此の男は度々參つて、

案內よく存じて候」と申す。判官、「さて其の文は、何くより何方へ參らせらるゝぞ」と宣へば、「是は京より女房の、八島の大臣殿へ參らせられ候」。「さて何事にや」と問ひ給へば、「別の子細では、よも候はじ。源氏既に淀河尻に出で浮かうで候へば、定めて其れをこそ告げ申され候ふらめ」と申しければ、判官、「實にさぞ有るらん。其の文奪へ」とて、持つたる文を奪ひ取らせ、「しやつ搦めよ。罪作りに頸な斬つそ」とて、山中の木に縛り付けさせてこそ通られけれ。判官、さて彼の文を開けて見給へば、誠に女房の文と思しくて、「九郞は進疾男なれば、如何なる大風大波をも、嫌ひ侍らはで、寄せ侍ふらんと覺え侍ふ。相構へて御勢共散らさせ給はで、能く能く用心せさせ給へ」とぞ書かれたる。判官、「是は義經に、天の與へ給ふ文や。鎌倉殿に見せ申さん」とて、深う收めてぞ置かれける。明くる十八日の寅の刻に、讃岐の國引田といふ所に落ち付いて、人馬の息をぞ休めける。其れより白鳥、丹生屋、打ち過ぎ〳〵、八島の城へぞ寄せ給ふ。判官又親家を召して、「是より八島への館は、如何樣なるぞ」と問ひ給へば、「知し召されねばこそ。無下に淺間に候。潮の干て候ふ時は、陸と島との間は、馬の太腹も漬り候はず」と申す。「敵の聞かぬ先に、さらばとう寄せよや」とて、高松の在家に火を懸けて、八島の城へぞ寄せられける。

【加樣に】親家が勝浦に居ると同くの意。【よき隙】よい機會。【大阪越】阿波國板野郡板西村の北に聳えるを大阪山又中山と云。その山のこと。古來阿波讃岐兩國間の通路。【尋所】尋承の義。案内すること。【八島の大臣殿】宗盛。【罪作りに】罪を作ることになるからの意。【散らさせ給はで】軍勢を分けずに。【引田】讃岐國大川郡引田村。大坂山の西北の麓。【白鳥】同郡白鳥村。引田の西。【丹生屋】同郡丹生村、白鳥の西。【如何樣なるぞ】八島へ渡る海の具合を聞いたこと。【知し召されねばこそ】御存知ないからであらうが、御聞になるまでもない非常に淺いといふ語氣。【淺間】淺い處。【敵の聞かぬ先に】源氏方の迫つたことを聞き出さない先に。【高松】木田郡古高松村。香川郡の高松は近世起つたもので、相去ること一里半と云。八島は高松の北傍に干潟を隔てた島である。

去程に八島には、阿波の民部重能が嫡子、田内(でんない)左衛門教能は、伊豫の河野の四郎が、召せ共參らぬを攻めんとて、三千餘騎で伊豫へ越えたりしが、河野をば討ち漏しぬ。家の子郎等百五十人が頸きつて、八島の內裏へまゐらせたるを、內裏にて賊首(しゅ)の實檢然る可からずとて、大臣(おほい)殿の御宿所にて、頸共の實檢しておはしける處に、者共、「高松の在家より火出で來たり」とて、鬨(ひしめ)きけり。「晝で候へば、手過(てあやまち)にてはよも候はじ。如何樣にも、敵の寄せて火を懸けたると覺え候。定めて大勢でぞ候ふらん。取り籠められては叶ひ候ふまじ。疾う〳〵召さる可く候」とて、惣門の前の汀に、幾らも付け雙べたる舟

共に、我も〳〵と周章て乘り給ふ。御所の御船には、女院・北の政所・二位殿以下の女房達召されけり。大臣殿父子は、一つ船にぞ乘り給ふ。其の外の人々は、思ひ〳〵に取乘つて、或は一町計、或は七八段五六段など、漕ぎ出だしたる處に、源氏の兵共、混甲七八十騎、惣門の前の渚に、つゝとぞ打ち出でたる。潮干潟の折節、潮干る盛なりければ、馬の烏頭、鞅盡し、太腹に立つ所もあり。其れより淺き所も有り。蹴上ぐる潮の霞と共に、しぐらうたる中より、白旗颯と指し揚げたれば、平家は運盡きて、大勢とこそ見てげれ。判官、敵に小勢と見えじとて、五六騎七八騎十騎計り、打ち群れ〳〵出で來たり。判官其の日の裝束には、赤地の錦の直垂に、紫下濃の鎧著て、鍬形打つたる甲の緒をしめ、金作の太刀を帶き、二十四差いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓の眞中取り、沖の方を睨まへ、大音聲を揚げて、一院の御使、檢非違使從五位の尉源の義經と名乘る。次に名乘るは、伊豆の國の住人、田代の冠者信綱、續いて名乘るは、武藏の國の住人、金子の十郎家忠、同じき與一親範、伊勢の三郎義盛とぞ名乘つたる。續いて名乘るは、後藤兵衞實基、子息新兵衞の尉基清、奥州の佐藤三郎兵衞嗣信、同じき四郎兵衞忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶など云ふ一人當千の兵共、聲々に名乘つて馳せ來る。平家の方には、是を見て、「あれ射取れや射取れ」とて、或は遠矢に射る船も有り。

或は差矢に射る船も有り。源氏の方の兵共、是を事共せず、弓手になしては射て通り、馬手になしては射て通る。上げ置いたる船共の陰を、馬休所として、喚き叫んで攻め戰ふ。

【手過】過失。【御所の御船】主上御座の船。【つつとぞ】急に現はれた樣子。【烏頭】馬の後足の外側へ面した節。【しぐらうたる】しぐれる意で、空暗く雨降るに似るを云。馬蹄で蹴上げる潮けぶりと霞とで、あたり一面朦朧として薄暗く、見えないこと。【運盡て大勢とこそ見てげれ】運がなく大勢と見違へたの意。東鑑元暦二、四、廿一、梶原景時書狀云、又攻二落屋島一戰場之時、御方軍兵不レ幾、而數萬勢、マボロシニ出現シテ敵人ニ見云々。【一院】後白河院。【差矢】矢つぎ早に矢數を多く射ること。【弓手になしては云々】敵の左方に出たり右方に出たりして、敵に矢を射させてはそこを通るとのことで、自由自在に敵地を通過すること。【上げ置いたる船共】淺瀬に引き上げて置いた船共。

嗣信最後

中にも後藤兵衛實基は、古兵にて有りければ、磯の軍をばせず。先づ内裏へ亂れ入り、手々に火を放つて、片時の煙と燒き拂ふ。大臣殿、侍共に、「源氏が勢は如何程有るぞ」と問ひ給へば、「七八十騎にはよも過ぎ候はじ」。「あな心憂や、髮の筋を一筋づ

ゝ分けて取る共、此の勢には足るまじかりつるものを、中にも取り籠めて討たずして、周章て船に乘つて、內裏を燒かせぬる事こそ口惜しけれ。能登殿はおはせぬか、陸に上つて一軍し給へかし」と宣へば、「承り候」とて、越中の次郞兵衞盛續を先として、都合五百餘人小船に乘り、燒き拂ひたる惣門の前の汀に押し寄せて、陣を取る。判官も八十餘騎、矢比に寄せて控へたり。平家の方より、越中の次郞兵衞、船の屋形に進み出で、大音聲を揚げて、「抑以前名乘り給ひつるとは聞きつれ共、海上遙に隔たつて、其の假名實名分明ならず。今日の源氏の大將軍は、誰人にてましますぞ。名乘り給へ」と云ひければ、伊勢の三郞進み出でゝ、「あな事も愚や、淸和天皇に十代の後胤、鎌倉殿の御弟、大夫の判官殿ぞかし。」盛續聞いて、「さる事あり、去んぬる平治の合戰に、父討たれて孤にて有りしが、鞍馬の兒して、後には金商人の所從となり、粮料背負うて、奧の方へ落ち下りし、其の小冠者めが事か」とぞ云ひける。義盛步ませ寄つて、「舌の柔なる儘に、君の御事な申しそ。さ云ふわ人共こそ、北國砥浪山の軍に打ち負け、辛き命生きつゝ、北陸道に吟ひ、乞食して上つたりし其の人か」とぞ云ひける。盛續重ねて、「君の御恩に飽き滿ちて、何の不足有つてか、乞食をばすべき。さ云ふわ人共こそ、伊勢の國鈴鹿山にて山だちし、妻子をも育くみ、我が身も所從も、過ぎけると

「は聞きしか」と云ひければ、金子の十郎進み出で、「詮ない殿原の雜言かな。我も人も虚言云ひ付け雜言せんに、誰かは劣るべき。去年の春、攝津の國一の谷にて、武藏相模の若殿原の、手なみの程をば見てしものを」と云ふ所に、弟の與一傍に有りけるが、謂はせも果てず、十二束三伏取つて番ひ、能つ引いてひやうと放つ。次郎兵衞が鎧の胸板に、裏搔く程にぞ立つたりける。さてこそ互の詞戰は止みにけれ。

【手手に】兵士が各自に。**【髮の筋を一筋づつ】**一人が髮の毛一本づゝ取つても、まだ御方の軍勢の方が多い位の小勢であつたのにの意。**【能登殿】**能登守教經。**【矢比】**矢を射るに程よい距離。**【船の屋形】**船の上に家の形を作つたもの。**【假名】**呼び名。通稱。**【實名】**名乘。**【害も愚や】**いふまでもない事であるがの意。**【十代】**清和天皇—貞純親王—經基—滿仲—頼信—頼義—義家—爲義—義朝—義經。**【さる事有り】**そんな事があつたといふ意。**【鞍馬】**鞍馬寺。**【稚兒して】**稚兒としてゐたこと。『稚兒』僧に召し使はれる少童。**【金商人】**砂金等を賣買する者。平治物語には奥州の金商人吉次とある。**【所從】**家來。**【粮料】**食料。**【小冠者め】**罵る辭。**【歩ませ寄つて】**馬を歩ませ近寄ること。**【舌の柔かなる儘に】**いくら舌が柔かく使ひよいからとての意。**【わ人】**お前といふ程のこと。**【上つたりし】**上京したこと。**【鈴鹿山】**伊勢國鈴鹿郡と近江との境に聳つ山。**【山だち】**山賊。鈴鹿山に山賊の住んだことは多くの物語に見える。**【詮ない】**益にもたたない。**【雜言】**惡口。**【十二束三伏】**矢の長さ、射手の手で計つて十二束あるものを、普通の人の手で計ると、十二束と三伏あるといふこと

『伏』指一本の幅。【裏搔く】裏まで通る程。【詞戰】互に惡口をいひ合ふこと。

能登殿船軍はやう有る物ぞとて、鎧直垂をば著給はず、唐巻染の小袖に、唐綾威の鎧著て、いか物作りの太刀を帯き、二十四差いたる、たかうすべうの矢負ひ、滋籐の弓を持ち給へり。王城一の强弓精兵なりければ、能登殿の矢先に廻る者、一人も射落されずと云ふ事なし。中にも源氏の大將軍九郎義經を、只一矢に射落さんと、ねらはれけれ共、源氏の方にも心得て、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎兵衞嗣信、同じき四郎兵衞忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶など云ふ一人當千の兵共、馬の頭を一面に立て雙べて、大將軍の矢面に馳せ塞りければ、能登殿も力及び給はず。能登殿「其のき候へ、矢面の雜人原」とて、差しつめ引きつめ散々に射給へば、矢場に鎧武者十騎計り射落さる。中にも眞前に進んだる奥州の佐藤三郎兵衞嗣信は、弓手の肩より馬手の脇へ、つと射抜かれて、暫しも忍らず、馬より倒にどうと落つ。能登殿の童に、菊王丸と云ふ大力の剛の者、萠黄威の腹巻に、三枚甲の緒をしめ、打物の鞘を外いて、嗣信が頸を取らんと、飛んで懸かるを、忠信傍に有りけるが、兄が頸を取らせじと、能つ引いてひやうと放つ。菊王丸が草摺のはづれを、其方へつと射抜かれて、犬居に倒れぬ。能登殿是を見給ひて、左の手には弓を持ちながら、右の手にて菊王丸を摑ん

で、船へからりと投げ入れ給ふ。敵に頸は取られね共、痛手なれば死ににけり。此の童と申すは、元は越前の三位通盛の卿の童なり。然るを三位討たれ給ひて後、弟能登殿にぞ使はれける。生年十八歳とぞ聞えし。能登殿此の童を討たせて、餘りに哀れに思はれければ、其の後は軍をもし給はず。判官は嗣信を陣の後へ舁き入れさせ、急ぎ馬より飛んで下り、手を取つて「如何覺ゆる、三郎兵衞」と宣へば、「今は角にこそ候へ。此の世に思ひ置く事は無きか」と宣へば、「別に何事をか思ひ置き候ふべき。左は候へども、君の御世に渡らせ給ふを、見參らせずして、死に候ふこそ心に懸かり候へ。左候はでは、弓箭取は敵の矢に當つて死ぬる事、元より期する所でこそ候へ。就中源平の御合戰に、奥州の佐藤三郎兵衞嗣信と云ひけん者、讃岐の國八島の磯にて、主の御命に代りて討たれたりなど、末代迄の物語に申されんこそ、今生の面目、冥途の思出にて候へ」とて、只弱りにぞ弱りける。判官は猛き武士なれ共、餘りに哀れに思ひ給ひて、鎧の袖を顔に押し當てゝ、さめざめとぞ泣かれける。若し此の邊に尊き僧やあるとて、尋ね出させ、「手負の只今死に候ふに、一日經書いて弔ひ給へ」とて、黑き馬の太う逞しきに、好い鞍置いて、彼の僧にぞ賜びにける。此の馬は判官五位の尉になられし時、是をも五位になして、大夫黑と呼ばれし馬也。一の谷の後鵯越をも、此の馬にてぞ落さ

れける。弟忠信を始めとして、是を見る侍共、皆涙を流して、「此の君の御爲に、命を失はん事は、全く露塵程も惜しからじ」とぞ申しける。

【やう有る物ぞ】一種の仕方があるもののこと。【唐卷染】卷染。絲で卷いて置て染る義で、絞り染のこと。『唐卷』からめ卷く意。【たかうすべうの矢】鷲の羽の上下薄黒く、其の眞中に一所薄黒く、くま鷹の羽の文の如き文のある、矢羽のついてゐる矢。『うすべう』おすめふの轉訛。おすめ鳥の羽に似て、上下に薄黒い文のある故に云。盛衰記には護田鳥尾の字が當てある。【王城一】都で一番の義。日本一、平家で一番といふ意。【大將軍の矢面】義經を射る矢先の義。義經の前面。【雜人原】雜兵共。【三枚甲】三枚綴の甲。【犬居】一本左右の手を土につきて犬居に居てとある。膝まづいて兩手を地につくこと。【今は角にこそ候へ】まう駄目である、とても助からないの意。【君の御世に渡らせ給ふ】義經の天下になること。【さ候はでは】其の事さへなければ。【只弱りにぞ弱り】ずんずん弱つて行つたこと。【一日經】多人數集つて、一日中に、法華經一部を書寫し供養すること。頓寫とも云。【大夫黑】大夫は五位の稱。東鑑（元暦二、六、二十九）云、以ニ秘藏名馬一、（號ニ大夫黑一、元院御厩御馬也、行幸供奉時、自ニ仙洞一給レ之、毎レ向ニ戰場一駕レ之）賜ニ件僧一、是撫ニ戰士一之計也、莫レ不ニ美談一云々。【露塵程も】聊かも。

那須の與一

去程に阿波讃岐に平家を背いて、源氏を待ちける兵共、あそこの嶺爰の洞より、十四五騎廿騎、打ち連れ〳〵馳せ來る程に、判官程なく三百餘騎に成り給ひぬ。今日は日暮れぬ、勝負を決す可からずとて、源平互に引き退く處に、沖より尋常に飾つたる小船一艘、汀へ向つて漕ぎ寄せ、渚より七八段計りにも成りしかば、船を横樣になす。あれは如何にと見る處に、船の中より、年の齡十八九計りなる女房の、柳の五衣に、紅の袴著たるが、皆紅の扇の、日出だしたるを、船のせがひに挾み立て、陸へ向いてぞ招きける。判官後藤兵衞實基を召して、「あれは如何に」と宣へば、「射よとにこそ候ふらめ。但し大將軍の矢面に進んで、傾城を御覽ぜられん處を、手垂にねらうて、射落せとの謀とこそ存じ候へ。さりながら扇をば、射させらるべうもや候ふらん」と申しければ、判官、「御方に射つべき仁は、誰か有る」と問ひ給へば、「手垂共多う候ふ中に、下野の國の住人、那須の太郎資高が子に、與一宗高こそ、小兵では候へ共、手はきいて候」と申す。判官、「證據があるか」。「さん候、懸け鳥などを爭うて、三つに二つは、必ず射落し候」と申しければ、判官、「さらば、與一呼べ」とて召されけり。與一其の比は、未だ二十計りの男也。褐に赤地の錦を以て、衽端袖いろへたる直垂に、萠黃威の鎧著て、足白の太刀を帶き、二十四差いたる截生の矢負ひ、うすきりふに鷹の羽割

り合せて、作だりける、ぬための鏑をぞ指し添へたる。滋籐の弓脇に挾み、甲をば脱いで高紐に懸け、判官の御前に畏る。判官、「如何に與一、あの扇の眞中射て、敵に見物せさせよかし」と宣へば、與一、「仕つ共存じ候はず。是を射損ずる物ならば、長き御方の御弓箭の疵にて候ふべし。一定仕らうずる仁に仰せ付けらるべうもや候ふらん」と申しければ、判官大に怒つて、「今度鎌倉を立つて、西國へ向はんずる者共は、皆義經が下知を背く可からず。其れに少しも子細を存ぜん人々は、是より疾う／＼鎌倉へ歸らる可し」とぞ宣ひける。與一重ねて辭せば、惡しかりなんとや思ひけん、「左候はゞ、はづれんをば存じ候はず。御諚で候へば、仕つてこそ見候はめ」とて、御前を罷り立ち、黑き馬の太う逞しきに、まろほやすつたる金覆輪の鞍置いて乘つたりけるが、弓取り直し、手綱かい繰つて、汀へ向いてぞ歩ませける。御方の兵共、與一が後を遙に見送つて、「此の若者一定仕らうずると覺え候」と申しければ、判官も賴もし氣にぞ見給ひける。

【尋常に】勝れて、立派に。**【横様】**岸に並行した方向を云。**【柳】**襲の色目。表白裏青。冬より春にかけて着る色目。**【五つ衣】**表着の下に同じ衣を五枚重ねて着ること。下に紅單を着る。**【皆紅の扇の日出したる】**全部を紅色にぬりつぶし、眞中に金箔などで圓く日輪を書いてある扇。**【せがひ】**舟棚とも云。舷に沿うて、棚の様

に板を渡してある處。**【挾み立て】**扇を竿の端につけたものを、せがひと舷との間に挾み立てたこと。長門本には、紅の扇をくしにはさみて船の舳さきにさし上げてとある。**【傾城】**美人といふこと。**【手垂】**ものに熟練してゐること。手きゝ、腕きゝといふと同意。**【小兵】**體格の小柄なこと。**【懸け鳥】**翔け鳥の義。空を飛で行く鳥。**【袵】**おくみ。**【端袖】**袖一幅半の中、袖口の方の半幅の部分。**【いろへたる】**彩る義。褐色の布直垂の袵と端袖とに赤地の錦をつけて色を取り合せたこと。**【足白の太刀】**惣體の金具は金又は赤銅で唯足金のみが銀で造つてある太刀。『足』帶取を通す料。鞘についてゐる金具を足金と云。**【うすきりふに鷹の羽】**切斑の黑色模樣の薄いのを二枚と、鷹の羽二枚とを交ぜ合せて、互ひ違ひに矧いであること。**【ぬための鏑】**鹿の角で作つた鏑。本朝軍器考云、奴多米鏑といふは、鹿の角にて作れり、三方にぬたを殘す、目は二つを本とすと云。『ぬため』ぬたはだのことで、鹿の角の膚に浪の如き文のあるのを云、和名抄云、觘(沼多波多)、角上浪皮也。**【ながき御方の御弓箭の瑕】**いつまでも源氏方の武藝の名折れとして世に傳へられるであらうとのこと。**【一定仕らうずる仁】**必ず的中することの出來る人。**【まろほや摺つたる】**ほやを丸く文樣化して、青貝で鞍の前輪後輪に摺つてあること。『ほや』檸、樸、榎等に寄生する常綠植物。和名抄云、寄生、本草云、寄生一名寓木、夜度利岐、一云保夜。

矢比少し遠かりければ、海の中一段計り打ち入れたりけれ共、猶扇の交は、七段計りも有るらんとこそ見えたりけれ。比は二月十八日酉の刻計りの事なるに、折節北風烈しう吹きければ、磯打つ浪も高かりけり。船は淘り上げ淘り居ゑたゞよへば、扇も串

に定らず、ひらめいたり。澳には平家船を一面に雙べて見物す。陸には源氏轡を竝べて是を見る。何れも何れも晴ならずと云ふ事なし。與一目を塞いで、「南無八幡大菩薩、別しては我が國の神明日光の權現、宇都の宮、那須の湯泉大明神、願くは、あの扇の眞中射させて、たばせ給へ。是を射損ずる物ならば、弓切り折り自害して、人に二度面を向ふべからず。今一度本國へ歸さんと思し召さば、此の矢はづさせ給ふな」と、心の中に祈念して、目を見開いたれば、風も少し吹き弱つて、扇も射よげにこそ成つたりけれ。與一鏑を取つてつがひ、能つ引いてひやうと放つ。小兵といふぢやう、十二束三伏、弓は强し、鏑は浦響く程に長鳴して、過たず扇の要際、一寸計り置いて、ひいふつとぞ射切つたる。鏑は海へ入りければ、扇は空へぞ揚がりける。春風に一揉み二揉みもまれて、海へさつとぞ散つたりける。皆紅の扇の、夕日のかゞやくに、白波の上に漾ひ、浮きぬ沈みぬゆられけるを、澳には平家舷を扣いて感じたり。陸には源氏箙を扣いて、どよめきけり。

【淘り上げ淘り居ゑ】船が上下に動く樣。**【串】**扇の挾んである竿。**【晴】**表立つて晴がましいこと。**【我が國の神明】**與一の生國下野國の神々。**【日光の權現】**日光の二荒山三所神社。**【宇都の宮】**宇都宮市中の國幣中社二荒山神社。下野國の一宮。**【那須湯泉大明神】**那須郡湯本村温泉神社の俗稱。ゆぜんは、恐らくはうんぜんの

訛。【射させてたばせ給へ】射させ賜はせ給への義。射させて下さるやうに。【小兵といふぢやう】小兵とはいふものの。【扇際一寸許り置いて】扇の要から一寸位離れて。【ひいふつと】矢の風を切る音の形容。

弓流

餘りの面白さに、感に堪へずや思ひけん、船の中より年の齢五十許りなる男の、黒革威の鎧著たるが、白柄の長刀杖につき、扇立たる所に立つて舞ひ澄したり。伊勢の三郎義盛、與一が後に歩ませ寄つて、「御諚であるぞ。是をも又仕れ」と云ひければ、與一今度は中差取つてつがひ、よつぴいて兵と放つ。舞ひすましたる男の眞たゞ中を、ひやうつばと射て、船底へ眞倒に射倒す。あゝ射たりと云ふ者も有り、いや〱情なしと云ふ者も多かりけり。平家の方には、靜り返つて音もせず。源氏は又箙を扣いて、どよめきけり。平家是を本意なしとや思ひけん、弓持つて一人、楯ついて一人、長刀持つて一人、武者三人渚にあがり、源氏爰を寄せよやとぞ招きける。判官「安からぬ事也。馬强ならん若黨共、馳せ寄せて蹴散らせ」と宣へば、武藏の國の住人、美尾の屋の十郎、同じき四郎、同じき藤七、上野の國の住人、丹生の四郎、信濃の國の住人、木曾の

中次、五騎連れて、喚いてかく。先づ楯のかげより、塗箆に黑ほろ作だる大の矢を持つて眞先に進んだる、美尾の屋の十郎が、馬の左の鞅盡しを、筈の隱るゝ程にぞ射籠うだる。屛風を返す樣に、馬はどうと倒るれば、主は弓手の足を越え、馬手の方へ下り立つて、軈て太刀をぞ拔いたりける。又楯の陰より、大長刀打ち振つて懸かりければ、美尾の屋の十郎、小太刀大長刀に叶はじとや思ひけん、貝吹て逃げければ、軈て續いて追つ懸けたり。長刀にて薙がんずるかと見る處に、さはなくして、長刀をば弓手の脇にかい挾み、馬手の手を差し延べて、美尾の屋の十郎が甲の錣を摑まうとす。摑まれじと逃る。三度摑みはづいて、四度の度、無手と摑む。暫ぞ堪つて見えし。鉢付の板より、ふつと引き切つてぞ逃げたりける。殘り四騎は、馬を惜しうで懸けず、見物してぞ居たりける。美尾の屋の十郎は、御方の馬の陰に逃げ入つて、息續ぎ居たり。敵は追うても來ず。其の後甲の錣をば、長刀の先に貫き、高く差し上げ、大音聲を揚げて、「遠からん者は音にも聞け、近くば目にも見給へ。是こそ京童の喚ぶなる、上總の惡七兵衞景清よ」と名乘り捨てゝ、御方の楯の陰へぞ退きにける。平家是に少し心地をなほいて、「惡七兵衞討たすな者共、景清討たすな續けや」とて、二百餘人渚に上り、楯を雌羽につき雙べ、「源氏爰を寄せよや」とぞ招いたる。判官安からぬ事也とて、田

代の冠者を前に立て、後藤兵衛父子、金子兄弟を弓手馬手になし、伊勢の三郎を後とし て、判官八十餘騎、喚いて先を懸け給へば、平家の方には、馬に乘つたる勢は少し、大略歩武者なりければ、馬に當てられじとや思ひけん、暫も忍らず引き退き、皆舟にぞ乘りにける。楯は算を散らしたる樣に、散々に蹴散らさる。

【餘りの面白さに】與一の射術の餘りにあざやかであつたことを云。【五十計りなる男】盛衰記には、平家の侍に伊賀平内左衛門尉が弟に十郎兵衛尉家員と云者とある。【舞ひ澄したり】しきりに舞うたこと。【歩ませ寄つて】馬を。【是をも又仕れ】此の舞ふ士をも射よ。【中差】箙の上差の鏑矢の次にさす尖り矢。四卷鴉、尖り矢、七卷木曾の願書、上矢の鏑、參照。【あゝ射たり】あゝよく射たものだと、感嘆すること。【いやいや情なし】否否餘り無情な仕方だ。【塗箆】漆で茶褐色に塗つてある箆。【大の矢】大形の矢。【筈】矢の弦を受ける所。その隱れるまでとは、矢をすつかり射込んだ程といふこと。【弓手の足を越え】左足を馬の背を越えさせたことで、自然右へ下り立つたこと。【小太刀大長刀に】自分は小太刀で、敵の大長刀にはかなはないとでも思つたのであらうとのこと。【貝吹いて】長門本にかいふして逃げけりとある、搔き伏しての音便。下向になつて逃げたこと。【堰まつて】支へて。【馬を惜しうで】馬の力を徒に費すのを惜しく思つたこと。【雌馬羽】物を少しづゝ重り合ふ樣に並列すること。雌鳥は左翼を以て右翼を掩ふ性質があるといふより起つた語と云。【算を散し】卜筮に用ひる長方形の小木片を算木と云、夫れを亂したやうに散亂したといふこと。

源氏勝に乘つて、馬の太腹つかる程に、打ち入れ〳〵攻め戰ふ。舟の中より、熊手薙鎌を以て、判官の甲の錣に、からり〳〵と打ち懸け打ち懸け、二三度しけれ共、御方の兵共、太刀長刀の鋒にて打ち拂ひ打ち拂ひ攻め戰ふ。されども如何はし給ひたりけん、判官弓を取り落されぬ。うつぶし、鞭を以て掻き寄せ、取らん〳〵とし給へば、御方の兵共、只捨てさせ給へ捨てさせ給へと申しけれ共、終に取つて、笑つてぞ歸られける。おとな共は、皆爪彈をして、「縱千疋萬疋に、代へさせ給ふ可き御たらしなりと申す共、爭か御命には代へさせ給ふべきか」と申しければ、判官、「弓の惜しさにも取らばこそ、義經が弓といはゞ、二人しても張り、若しは三人しても張り、叔父爲朝などが弓の樣ならば、態とも落いて取らすべし。尫弱たる弓を、敵の取り持つて、是こそ源氏の大將軍、九郎義經が弓よなど、嘲哢せられんが口惜しさに、命に代へて取りたるぞかし」と宣へば、皆又是をぞ感じける。一日戰ひ暮し、夜に入りければ、平家の船は澳に浮び、源氏は陸に打ち上つて、群・高松の中なる野山に、陣をぞ取つたりける。源氏の兵共は、此の三日が間は寢ざりけり。一昨日攝津の國渡邊福島を出づるとて、大風大波に淘られて、まどろまず。昨日阿波の國勝浦に著いて軍し、終夜中山越え、今日又一日戰ひ暮したりければ、人も馬も皆疲れはてゝ、或は甲を枕

にし、或は鎧の袖、箙などを枕として、前後も知らずぞ臥しにける。され共其の中に、判官と伊勢の三郎は寝ざりけり。判官は高き所に打ち上つて、敵や寄すと遠見し給ふ。伊勢の三郎は、くぼき所に隠れ居て、敵寄せば、先づ馬の太腹射んとて待ち懸けたり。平家の方には、能登殿を大將軍として、其の夜夜討にせんと、支度せられたりけれ共、越中の次郎兵衞と海老の次郎が、先陣を爭ふ程に、其の夜も空しく明けにけり。寄せたりせば、源氏なじかは忍る可き。寄せざりけるこそ、せめての運の極めなれ。

【おとな】老武者。【千足萬足】大金といふこと。『足』錢廿五文。【御たらし】御執らしの轉、手に執る者といふ義、弓を尊んで云。佩く物の故に、刀劍を尊んで、御佩しといふと同義。【尪弱】『尪』弱。こゝは弓の張りの弱いこと。【群】牟禮。讃岐國木田郡牟禮村の西部、西八島に對し高松に接する地。【中山越】前に大阪越とあると同じこと。『中山』大阪山の別稱。【せめての運の極めなれ】よくよく平家の運の盡きたのであるといふ意。

志渡合戰

明けければ、平家は當國志渡の浦へ漕ぎ退く。判官八十餘騎、志渡へ追うてぞ懸から

れける。平家是を見て、「源氏は小勢成りけるぞ、中に取り籠めて討てや」とて、千餘人渚に上り、源氏を中に取り籠めて、我れ討つ取らんとぞ進みける。去程に八島に殘り留つたる二百餘騎の勢共、後れ馳せに馳せ來たる。平家是を見て、「あはや源氏の大勢の續いたるは、何十萬騎か有るらん、取り籠められては叶ふ可からず」とて引き退き、皆船にぞ乘りにける。潮に引かれ、風に任せて、何地を指す共なく、淘られ行くこそ悲しけれ。四國をば九郎大夫の判官攻め落されぬ、九國へは入れられず、只中有の衆生とぞ見えし。

【志渡の浦】讃岐國大川郡志度町。北、海に接すること方二海里、其形嚢の如くであると云。【九國へは入れられず】九州は土地の豪族に拒まれて入ることが出來ないとの意。【中有の衆生】平家が四國九州を追はれて、落ち付く地を得ない樣子は、人が死んでまだ次生に到るを得ないで、中有に迷つてゐる衆生の如くであるとの意。

判官は志渡の浦に下り居て、頸共の實檢しておはしけるが、伊勢の三郎義盛を召して、「阿波の民部重能が嫡子、田内左衞門敎能、伊豫の河野の四郎が、召せ共參らぬを攻めんとて、其の勢三千餘騎で、伊豫へ越えたりけるが、河野をば討ちもらしぬ。家の子郎等百五十人が頸斬つて、八島の內裏へ參らせたるが、今日是へ著くと聞く。汝行き向

つて、こしらへて見よ」と宣へば、義盛畏り承つて、白旗一流れ賜つてさす儘に、手勢十六騎、皆白裝束に出で立つて、馳せ向ふ。去程に伊勢の三郎、田内左衛門行き逢うたり。交一町計りを隔てゝ、互に赤旗白旗打つ立てたり。義盛、敎能が許へ使者を立てゝ、「且つ聞し召されてもや候ふらん。鎌倉殿の御弟、九郎大夫の判官殿こそ、平家追討の院宣を承つて、西國へ向はせ給ひて候。其の御内に、伊勢の三郎義盛と申す者にて候ふが、軍合戰の料で候はねば、物具をもし候はず、弓箭をも帶し候はず、大將に申す可き事有つて、是迄罷り向つて候ふぞ。あけて入れさせ給へ」と、云ひ送つたりければ、三千餘騎の兵共、皆中を開けてぞ通しける。伊勢の三郎、田内左衛門に打ち雙べて云ひけるは、「且つ聞き給ひても候ふらん、鎌倉殿の御弟、九郎大夫の判官殿こそ、平家追討の爲に、是まで向はせ給ひて候ふが、一昨日阿波の國勝浦に著いて、御邊の伯父櫻間の介殿討つ取り、昨日八島に著いて軍し、御所内裏皆燒き拂ひ、主上は海へ入らせ給ひぬ。大臣殿父子をば、虜にし參らせて候。能登殿も御自害、其の外の人々は、或は御自害、或は海へ入らせ給ふ。餘黨の少々殘つたるをば、今朝志渡の浦にて皆討つ取り候ひぬ。御邊の父阿波の民部殿は、降人に參らせ給ひて候ふを、義盛が預り奉つて候ふが、あなむざん、田内左衛門敎能が、是をば夢にも知らずして、明日は

軍して討たれんずる事の無慚さよと、終夜歎き給ふが痛はしさに、告げ知らせ參らせんが爲に、是まで罷り向つて候ふぞ。今は軍して討たれ給はん共、又甲を脱ぎ、弓の弦を弛し、降人に參つて、父を今一度見給はん共、兎も角も御邊の御はからひぞ」と云ひければ、田内左衞門、且つ聞く事に少しも違はずとて、甲を脱ぎ弓の弦を弛して、降人に參る。大將加樣になる上は、三千餘騎の兵共も、皆此の如し。義盛が纔十六騎に具せられて、おめ／＼と降人にこそ成りにけれ。義盛、田内左衞門を相具して、判官の御前に畏つて、此の由かくと申しければ、「義盛が策、今に始めぬ事なれ共、神妙にも仕つたる者哉」とて、軈て田内左衞門をば、物具召されて、伊勢の三郎に預けらる。「さてあの兵共は如何に」と宣へば、「遠國の者共は、誰を誰とか思參らせ候ふべき。只世の亂を鎭めて、國を知し召されんを、主にし參らせん」と申しければ、判官、「此の儀尤も然る可し」とて、三千餘騎の兵共を、皆我が勢にぞ具せられける。去程に渡邊福島兩所に殘り留つたりける二百餘艘の船共、梶原を先として、同じく廿二日の辰の一點に、八島の礒にぞ著きにける。四國をば九郎判官攻め落されぬ。今は何の用にか逢ふ可き。六日の菖蒲、會に逢はぬ華、鬪果てゝの、ちぎりき哉とぞ笑はれける。

【こしらへて見よ】一本ともかくもこしらへて具して參れかしとある。教能を諭して連れて來いとのこと。

【白裝束】白帷白小袖白袷など重ね着たこと。【且つ聞し召されて】かねて御承知のことであらうの意。【軍合戰の料】『料』爲めの意。【あけて入れさせ】陣の中をあけての意。【打ち雙べて】馬を雙べて。【大臣殿父子】宗盛父子。【今に始めぬ事】いつもながらの事であるが。【物具召されて】武具甲冑を取り上げて。【遠國の者共は誰を誰とか】遠國からかり集められた者共は、誰を主人としなければならないといふ考があるのではないとのこと。【六日の菖蒲】五月五日の節日に必要な菖蒲を、六日に持參したことで、間に合はないといふ喩。【會に逢はぬ華】法會の供養の花が間に合はなかつたこと。【鬪果てのちぎりき】喧嘩が終つてから棒を持つて來たことで、是も間に合はないことの喩。『鬪』喧嘩。『ちぎりき』棒ちぎり木のこと。兩端を少し太く中を少し細く削つた棒で、人を打つ具。機を織るに經糸を卷く板の兩端が出てゐるのに准へて云。

判官、八島へ渡り給ひて後、住吉の神主津守の長盛、都へ上り院參して、「去んぬる十六日の丑の刻計り、當社第三の神殿より、鏑矢の聲出でて、西を指して罷り候ひぬ」と、奏聞せられたりければ、法皇大に御感有つて、御劍以下種々の神寶を、長盛して住吉大明神へ參らせらる。昔神功皇后、新羅を攻めさせ給ひし時、伊勢太神宮より、二神荒御前を差し副へさせ給ひけり。二神御舟の艫舳に立つて、新羅を安う攻め順へさせ給ひけり。異國の軍をしづめさせ給ひて、歸朝の後、一神は攝津の國住吉の郡に留らせおはします。住吉大明神是也。今一神は信濃の國諏訪の郡に跡を垂る。諏訪の大明神

の御事なり。昔の征伐の事を思し召し忘れさせ給はで、今も朝の怨敵を、亡し給ふべきにやと、君も臣も頼しうぞ思し召されける。

【住吉】攝津國東成郡住吉村鎭座の住吉神社。東鑑(元暦二、二、十九、)云、住吉神主津守長盛參洛經ニ奏聞一、去十六日當社行ニ恒例御神樂一之間、及ニ子刻一鳴鏑出レ自ニ第三神殿一、指ニ西方一行云云、此間奉ニ仕追討御祈一、靈驗揭焉者歟云々。【伊勢太神宮より】古事記に、建内宿禰に新羅征伐を託宣し給ふた神のことを、是天照大神之御心者、亦底筒男、中筒男、上筒男三柱大神者也とある。【二神荒御前】この語不審。紀記には、住吉の神(底筒男中筒男上筒男の三柱の大神を祭る)の荒御魂、和御魂を征伐に伴はしめられたことになつてゐるから、この二神はこの荒御魂和御魂を指すか。書紀云、和魂服ニ王身一而守ニ壽命一、荒魂爲ニ先鋒一而導ニ師船一。『荒御前』荒御魂の語の訛か。【住吉大明神】書紀に、荒御魂は長門國豐浦郡に、和御魂は攝津國住吉に祭られたとある。【諏訪の大明神】信濃國諏訪郡中洲村鎭座の大社、同國一の宮、祭神建御名方命。類聚既驗抄云、昔神功皇后責ニ新羅一之時、二神船のともへに立給て奉ニ守護一云々、其内一神をば信乃國諏訪郡に奉レ崇レ之、爲レ鎭ニ護東國一也、此號ニ諏訪大明神一也。一神を攝津國住吉郡奉レ崇レ之、爲レ降ニ伏異國一之神社、奉レ向ニ異國一也。

壇の浦合戰

去程に判官八島の軍に打ち勝つて、周防の地へ押し渡り、兄の參河の守と一つに成る。

平家は長門の國引島に著くと聞えしかば、源氏も同じ國の內、追津に著くこそ不思議なれ。爰に紀伊の國の住人、熊野の別當湛增は、平家重恩の身なりしが、忽に心替りして、平家へや參らん、源氏へや參らんと思ひけるが、先づ田邊の新熊野に七日參籠し、御神樂を奏して、權現へ祈誓申しければ、只白旗に付けとの御託宣有りしか共、猶疑をなし參らせて、白き雞七つ、赤き雞七つ、是を以て權現の御前にて、勝負をせさせけるに、赤き雞一つも勝たず、皆負けてぞ逃げにける。さてこそ源氏へ參らんとは思ひ定めけれ。去程に一門の者共相催し、都合其の勢二千餘人、二百餘艘の兵船に取り乘り、若王子の御正體を船に乘せ參らせ、旗の橫上には、金剛童子を書き奉つて、壇の浦へ寄するを見て、源氏も平家も共に拜し奉る。され共此の船源氏の方へ附きければ、平家興覺めてぞ見えられける。又伊豫の國の住人、河野の四郎通信も、百五十艘の大船に乘り連れて漕ぎ來り、是も同じう源氏の方へ附きければ、平家いとゞ興覺めてぞ思はれける。源氏の勢は重れば、平家の勢は落ちぞ行く。源氏の船は三千餘艘、平家の船は千餘艘、唐船少々相交れり。元暦二年三月廿四日の卯の刻に、豐前の國田の浦門司が關、長門の國壇の浦赤間が關にて、源平の矢合とぞ定めける。

【引島】 彥島とも云。下關港の西を蔽ふ島で、南方北約二海里、東西約一海里半、豐浦郡に屬してゐる。**【追**

津】東鑑奥津に作る。豐浦郡長府町の沖にある滿珠島の別名。【不思議】引く平家は引島に、追ふ源氏は追津に著いたのが、不思議だとのこと。【田邊の新熊野】紀伊國西牟婁郡田邊町東南湊村の鳥合宮の王子の社。熊野別當等熊野三所權現を勸請し、新熊野權現と稱したのである。【白旗に附け】源氏は白旗なので、源氏へ附けの意。【赤き雞】平氏は赤旗の故に云。【一門の者共】熊野黨の者共。【若王子】長門本若宮王子、盛衰記若一王子とある。若宮一王子の略稱。熊野十二所の一、新熊野權現の御神體を云。熊野三山の主神三所を除いて、其攝社諸王子中第一位に居るを以て云。祭神未詳、或は天照大神と云。【御正體】御神體。【横上】細長い旗の上端、旗の幅を張る爲に附ける横木。【金剛童子】手に金剛杵を執る忿怒の童子形。寶冠を戴き、三目六臂、一足は山を踏み、一足は海を踏んで、忿怒の相を表す、所望息災調伏等の時本尊として修ぜられる者。【いとゞ興覺めて】湛增のみならず、通信も敵方に加つたので、一層、不快に思つたとのこと。【源氏の勢は重なれば】源氏の御方が加はれば、自然平家の御方が減つて行くとのこと。【源氏の船は三千餘艘】東鑑元暦二、四、十一、云、此間西海飛脚參、申平氏討滅之由、廷尉進一卷記、是去月廿四日於長門國赤間關海上、浮八百四十餘艘兵船、平氏又艤向五百餘艘合戰。【唐船】唐風の船の義。主上御座船等の大きな屋形船を指して言ふか。【田の浦】豐前國企救郡文字關村の港。門司半島北岸、檀浦と相對して海峽の東口をなしてゐる。【門司が關】門司半島西北岸、今の門司市の地。赤間が關と相對し關門海峽の西口となつてゐる。上古此地に關を置いて、長門の津往來の人馬船舶を檢視せるより云。【壇の浦】長門國豐浦郡長府町より下關市に至る沿岸一帶の地。【赤間が關】海峽北岸、今の下關市の地。上古臨海館を置て、外蕃接待の門戶であつた故に關と

云。

其の日判官と梶原と、既に同士軍せんとす。梶原進み出で丶、「今日の先陣をば、景時にたび候へかし」判官、「義經が無くばこそ」と宣へば、梶原、「まさなう候。殿は大將軍にてまし〳〵候ふものを」と申しければ、判官、「其れ思ひも寄らず、鎌倉殿こそ大將軍よ。義經は軍奉行を承つたる身なれば、只わ殿原と同じ事よ」とぞ宣ひける。梶原、先陣を所望し兼て、「天性此の殿は、侍の主には成り難し」とぞつぶやきける。判官、「わ殿は日本一の嗚呼の者哉」とて、太刀の柄に手を懸け給へば、梶原、「こは如何に、鎌倉殿より外、別に主をば持ち奉らぬ者を」とて、是も同じう太刀の柄に手をぞ懸ける。父が氣色を見て、嫡子の源太景季、次男平次景高、同じき三郎景家、親子主從十四五人、打物の鞘をはづいて、父と一所に寄り合うたり。判官の氣色を見奉つて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶など云ふ、一人當千の兵共、梶原を中に取り籠めて、我れ討つ取らんとぞ進みける。されど共、判官には、三浦の介取り付き奉り、梶原には、土肥の次郎掴み付いて、兩人手を摩つて申しけるは、「是程の御大事を前に抱へながら、同士軍し給ひなば、平家に勢付き候ひなんず。且は鎌倉殿の返り聞し召されんずる處も、穩便ならず」と申しければ、

判官靜り給ひぬ。梶原進むに及ばず、其れよりして、梶原、判官を惡み初め奉つて、讒言して終に失ひ奉つたりとぞ、後には聞えし。去程に源平兩方陣を合す。陣の交、海の面纔に卅餘町をぞ隔てたる。門司・赤間・壇の浦は、漲つて落つる潮なれば、平家の舟は心ならず潮に向つて押し落さる。源氏の船は自ら潮に追うてぞ出で來る。澳は潮の早ければ、汀に付て、梶原敵の船の行き違ふを、熊手に懸けて引き寄せ、乘り移り乘り移り、親子主從十四五人、打物の鞘をはづいて、艫舳に散々に薙いで廻り、分捕數多して、其の日の高名の、一の筆にぞ付にける。

【義經が無くばこそ】義經が居なければともかく、居る以上は自分が先陣をするとのこと。**【まさなう候】**それは間違つてゐる。大將軍ともあるものがそんな事をするものではないの意。**【軍奉行】**軍中指揮の任務の意。**【三浦の介】**職名ではない。**【わ殿原と同じ事よ】**同輩であるから先陣を爭ふとのこと。**【侍の主】**武士の棟梁。**【土肥次郎】**實平。**【手を摩つて】**宥める樣子。**【源平兩方陣を合す】**玉葉元暦二、四、四、云、光雅仰云、院宣云、追討大將軍義經、去夜進二飛脚一申云、去三月廿四日午刻、於二長門國團一（於二海上一合戰云々）、自二午正一至二晡時一。**【漲つて落る潮】**逆卷いて外洋に流れゆく潮水の義。**【潮に向つて押し落さる】**潮流に逆らつて進むので、自然下手の方に押し流されてゆくこと。

遠矢

去程に源平兩方陣を合せて鬨を作る。上は梵天迄も聞え、下は堅牢地神も驚き給ふらんとぞ覺えたる。鬨も靜まりしかば、新中納言知盛の卿、船の屋形に進み出で、大音聲を揚げて、「天竺震旦にも、日本我が朝にも、雙なき名將勇士と云へ共、運命盡きぬれば力及ばず。され共名こそ惜しけれ。東國の者共に弱氣見すな。何の爲にか命をば惜む可き。軍能うせよ者共、只是のみぞ思ふ事よ」と宣へば、飛騨の三郎左衞門景經、御前に候ひけるが、「是承れ侍共」とぞ下知しける。上總の惡七兵衞進み出で、「其れ坂東武者は、馬の上にてこそ口はきゝ候ふ共、船軍をば何調練し候ふべき。譬へば魚の木に上つたるでこそ候はんずらめ。一々に取つて、海につけなん物を」とぞ申しける。越中の次郎兵衞進み出で、「同じうは大將の源九郎と組み給へ。九郎は背の小さき男の、色の白かんなるが、當門齒の少し差し出で、殊にしるかんなるぞ。但し鎧直垂を常にきかふなれば、きつと見分け難かんなり」とぞ申しける。惡七兵衞重ねて、「何條其の小冠者め、縦ひ心こそ猛く共、何程の事か有る可き。しや片腋に挾んで、海に入れなん物を」とぞ申しける。新中納言知盛の卿は、加樣に下知し給ひて後、小船に

乘り、大臣殿の御前におはして申されけるは、「御方の兵共、今日はよう見え候。但し阿波の民部重能計りこそ、心替りしたると覺え候へ。頭を刎ね候はゞや」と申されければ、大臣殿、「さしも奉公の者であるに、見えたる事もなくして、爭か頭をば刎ねらる可き。重能召せ」とて召されけり。重能其の日の裝束には、木蘭地の直垂に、洗皮の鎧著て、御前に畏つてぞ候ひける。大臣殿、「如何に重能は、心替りしたるか、今日は惡う見ゆるぞ。四國の者共に、軍能うせよと下知せよ。臆したんな」と宣へば、「何條臆し候ふ可き」とて、御前を罷り立つ。新中納言は、太刀の柄碎けよと握るまゝに、「あつぱれ重能めが、頸打ち落さばや」と、大臣殿の御方を、頻に見參らせ給へ共、御赦され無ければ、力及び給はず。

【是承れ侍共】知盛の下知を受けて、此仰せをよく承れと侍に傳へること。【口はきゝ候へ共】高言は吐くがの意。【魚の木に上つたる】何も出來ないといふこと。孟子梁惠王篇云、猶緣木求魚也。【海につけなむ】海に沈めること。『つけ』『漬け』。【白かんなる】白くあるなるの轉。【當門齒】前齒の上部。【しるかんなる】しるくあるなるの轉。目に立ちわかりやすいこと。【何條其の小冠者め】何がやれよう、そんな小柄の者にの意。【大臣殿】宗盛。【今日はよう見え候】今日は士氣旺盛であるとのこと。【見えたる事】明白に顯はれた罪狀。【洗皮】咸の革の名。伊勢貞丈は、緋色の革を洗ひはがした義で、薄紅に染めた革とし。春田永年は、水に浸し

て作る義で、あらかはと訓み、延喜式武雜記等に據つて、白滑革のことゝし、其色純白より稍黃ばんだものであると斷定してゐる。【今日は蒸う見ゆるぞ】今日は元氣がない樣だの意。【太刀の柄碎けよ】非常に力を籠めて握つてゐる形容。怒つた樣子。

去程に平家は千餘艘を三手に作る。先づ山賀の兵藤次秀遠、五百餘艘で先陣に漕ぎ向ふ。松浦黨三百餘艘で二陣に續く。平家の君達たち、二百餘艘で三陣に續き給へり。中にも山賀の兵藤次秀遠は、九國一の强弓精兵なりければ、我程こそなけれ共、普通さまの精兵五百人勝つて、船々の艫舳に立て、肩を一面に雙べて、五百の矢を一度に放つ。源氏の方にも三千餘艘の船なりければ、勢の數、さこそは多かりけめ共、あそこ爰より射ける程に、何くに精兵有りとも見えざりけり。中にも大將軍源九郎義經は、眞先に進んで戰ひけるが、楯も鎧も堪へずして、散々に射しらまさる。平家御方勝ちぬとて、頻に攻鼓を打つて、喚き叫んで攻め戰ふ。源氏の方には、和田の小太郎義盛、船には乘らず、馬に打ち乘り、鐙の鼻踏み反し、平家の勢の中を、差しつめ引きつめ散々に射る。元より精兵の手きゝにて有りければ、三町が内の者をば外さず、强う射けり。中にも殊に遠う射たると覺しき矢を、其の矢給はらんとぞ招きける。新中納言知盛の卿、此の矢を拔かせて見給へば、白箆に鶴の本白、鴻の羽割り合せて作だる矢の、

十三束三伏有りけるに、くつまきより一束計り置いて、和田の小太郎平の義盛と、漆にてぞ書き付けたる。平家の方にも精兵多しといへ共、さすが遠矢射る仁や無かりけん。良有つて、伊豫の國の住人、仁井の紀四郎親淸、此の矢を給つて射返す。是も三町餘を、つと射渡いて、和田が後一段計りに控へたる、三浦の石左近の太郎が、弓手の肘に健にこそ立つたりけれ。三浦の人共寄り合ひて、「あな惡くや、和田の小太郎が、我程の精兵なしと心得て、恥かきぬるをかしさよ」と笑ひければ、義盛安からぬ事なりとて、今度は小舟に乘つて漕ぎ出だし、平家の勢の中を、差しつめ引きつめ散々に射ければ、者共多く手負ひ射殺さる。良有つて澳の方より、判官の乘り給ひたる船に、白篦の大矢を一つ射立て、是も和田が樣に、其の矢給はらんと招きけり。判官此の矢を拔かせて見給へば、白篦に山鳥の尾を以て作だる矢の、十四束三伏有りけるに、くつまきより一束計り置いて、伊豫の國の住人、仁井の紀四郎親淸と、漆にてぞ書付けたる。判官、「後藤兵衞實基を召して、御方に此の箭射つべき仁は、誰か有る」と宣へば、「甲斐源氏に、淺利の與一殿こそ、精兵の手きゝにて候へ」と申しければ、判官、「さらば與一呼べ」とて召されけり。淺利の與一出で來たり。判官、「如何に與一、此の矢只今澳より射て候ふが、其の矢賜らんと招き候。御邊射られ候ひなんや」と宣へば、「賜つ

て見候はん」とて、取つて搖つて、「是は篦が弱う候、矢束も少し短う候へば、同じうは義成が具足にて仕り候はん」とて、塗篦に黒ほろ作だる大の矢の、我が大手に押し拳つて、十五束三伏有りけるを、塗籠籐の弓の、九尺計り有りけるに、取つて番ひ、能つ引いて兵と放つ。是も四町餘を、つと射渡いて、大船の舳に立つたる、仁井の紀四郎親清が眞只中を、ひやうつぱと射て、船底へ眞倒に射落す。本より此の淺利の與一は、精兵の手きゝにて、二町が中を走る鹿をば外さず、強う射けるとぞ聞えし。其の後は源平の兵共、互に面も振らず、命も惜まず攻め戰ふ。され共平家の御方には、十善帝王三種の神器を帶して渡らせ給へば、源氏如何有らんずらんと、危う思ふ處に、暫しは白雲かと覺しくて、虛空に漾ひけるが、雲にては無かりけり。主もなき白旗一流れ舞ひ下つて、源氏の船の舳に、棹付の緒の、さはる程にぞ見えたりける。

【我れ程こそなけれ共】自分程ではないが。【普通さまの精兵】世間並に精兵といふ位の武士。【勝つて】選抜して。【肩を一面に雙べ】一列に並ぶこと。【射しらまさる】射すくめられること。【攻皷】攻め大鼓。【鐙の鼻蹈み反し】鐙の端を上に反る程、強く踏みしめること。【其の矢賜らんとぞ招きける】遠く射た矢を頂きたいと言つてさし招くこと。【白篦】焦しも塗りもしてない矢竹。【鶴の本白】鶴の羽の下部が白く、他の部分は黒いもの。【鴻の羽割り合せて】鶴の本白の羽に鴻の羽を交ぜ合せて矧いであること。「鴻の羽」伊勢貞丈の說に鴻

の黒保呂であらうとある【くつまき】口巻の轉。箆と鏃と接する處の口を絲で巻くより云。【一束】持主の手で一握りする程の間隔。【安からぬ事】腹の立つこと。【賜はつて見候はん】頂いてどんな矢かよく見たいとのこと。【搖つて】矢を左手の指先に載せ右手の指先で廻しながら箆等を撿すること。【矢束】矢の長さ。【義成】與一の實名。【具足】所持品。所持の矢のこと。【九尺計】弓の長さは普通七尺五寸で、其測定の法は矢束と同じに、持主の手で大指と人さし指とを伸べた間を五寸と見て計ることになつてゐる。それが常人の手で計ると九尺あるといふので、並みより非常に長いといふこと。【外さず】はづれることなく。【面も振らず】脇見もしないで熱心にの意。【白旗一流れ】東鑑四、廿一、云、載ニ梶原景時書ニ云、西海御合戰間、吉瑞多之、（略）、次周防國合戰之時、白旗一流、出ニ現于中虚ニ、暫見ニ御方軍士眼前ニ、終收ニ雲膚ニ畢云々。【棹付の緒】旗竿に結び付くる爲めの緒。

先帝の御入水

判官、是は八幡大菩薩の現じ給へるにこそと悦んで、甲を脱ぎ、手水嗽して、是を拜し奉り給ふ。兵共も皆此の如し。又澳より鯀と云ふ魚、一二千はうて、平家の船の方へぞ向ひける。大臣殿小博士晴信を召して、「鯀は常に多けれ共、未だ加樣の事なし。急度勘へ申せ」と宣へば、「此の鯀はみ歸り候はゞ、源氏亡び候ひなんず。はみ通り候

はゞ、御方の御軍危う覺え候」と、申しも果てぬに、平家の舟下を、直にはうてぞ通りける。世の中は今は角とぞ見えし。阿波ッ民部重能は、此の三箇年が間、平家に付いて忠を致したりしか共、子息田內左衞門敎能を生捕にせられて、今は叶はじやと思ひけん、忽に心替りして、源氏と一つに成りにけり。新中納言知盛ッ卿、「あつぱれ重能めを、斬つて捨つべかりつる物を」と、後悔せられけれ共甲斐ぞなき。平家の方の謀には、好き武者をば兵船に乘せ、雜人原をば唐船に乘せて、源氏心憎さに唐船を攻めば、中に取り籠めて討たんと、支度せられたりしか共、重能が返忠の上は、唐船には目も懸けず、大將軍の窶し乘り給へる、兵船をぞ攻めたりける。其の後は四國鎭西の兵共、皆平家を背いて、源氏に付く。今まで隨ひ附きたりしか共、君に向つて弓を引き、主に對して太刀を拔く。彼の岸に付かんとすれば、波高うして叶ひ難し。此の汀に寄らんとすれば、敵箭鋒を汰へて待ち懸けたり。源平の國諍、今日を限とぞ見えたりける。去程に源氏の兵共、平家の舟に乘り移りければ、水主梶共、或は射殺され、或は斬り殺されて、船を直すに及ばず、船底に皆倒れ臥しにけり。新中納言知盛ッ卿、小船に乘つて、急ぎ御所の御舟へ參らせ給ひて「世の中は今は角と覺え候。見苦しき者をば、皆海へ入れて、船の掃除召され候へ」とて、掃いたり、拭うたり、塵拾ひ、

艫舳に走り廻つて、手づから掃除し給ひけり。女房達、「やゝ中納言殿、軍の様は如何にや如何に」と問ひ給へば、「只今珍しき吾妻男をこそ、御覧ぜられ候はんずらめ」とて、からからと笑はれければ、「何條只今の戯れぞや」とて、聲々に喚き叫び給ひけり。

【是は】白旗のこと。**【現じ給へるにこそ】**此世に御姿を現はされたのに違ひないとの意。**【兵士共も皆此の如し】**義經と同じく手水嗽ひしたこと。**【鯆】**哺乳動物遊水類、吻尖りて突出し恰も嘴の如く、體色脊部は藍黒色黒色等の類がある。體長二間餘に達する者もあり、常に群を成して海洋を遊泳するものと云。長門本には鯨とある。又東鑑（元暦二、四、廿一）云、去去年長門國合戰之時、大龜一出來、始浮二海上一、後ニハ昇レ陸、仍海人恠レ之、參河守殿御前ニ持參、以二六人力一猶持煩之程也。**【小博士晴信】**陰陽家安倍晴明六代の孫。『小博士』明經博士を大博士といふのに對して、陰陽博士を稱したものか。**【急度勘へ申せ】**確に古記錄に勘へ合せて申せ。**【はみ歸り】**食み歸りの義。呼吸をしながらもとの方角へ歸ること。**【今は角とぞ見えし】**まう是までで運命はきまつたと思つたこと。**【心憎さに】**大將が乘つてゐるかと、おくゆかしく思つてといふこと。**【窶し乘り給へる兵船】**大將が姿を變へて乘つてゐる軍船。**【國諍】**天下を取るか否かの爭。**【やゝ】**輕く呼びかける詞。**【何條只今の戯れぞや】**此危急の場合にとんでもない冗談を言はれると、たしなめた詞。

二位殿は日來より思ひ設け給へる事なれば、鈍色の二つ衣打ち被き、練袴の傍高く取り、神璽を脇に挾み、寶劍を腰にさし、主上を抱き參らせて、「我れは女なり共、敵の手に

は掛るまじ。主上の御供に參る也。御志思ひ給はん人々は、急ぎ續き給へや」とて、靜々と舷へぞ歩み出でられける。主上今年は八歳にぞ成らせおはします。御年の程より、遙にねびさせ給ひて、御形嚴う、傍も照り耀く計りなり。御髮黑うゆら〳〵と、御背過ぎさせ給ひけり。主上あきれたる御有樣にて、「抑尼前、我れをば何地へ具して、行かんとはするぞ」と仰せければ、二位殿幼き君に向ひ參らせ、淚をはら〳〵と流いて、「君は未だ知し召され侍はずや。先世の十善戒行の御力に依つて、今萬乘の主とは生れさせ給へ共、惡緣に引かれて、御運旣に盡きさせ給ひ侍ひぬ。先づ東に向はせ給ひて、伊勢太神宮に御暇申させおはしまし、其の後西に向はせ給ひて、西方淨土の來迎に預らんと、誓はせおはしまして、御念佛侍ふべし。此の國は粟散邊土と申して、物憂き境にて侍ふ。あの波の下にこそ、極樂淨土とて、目出度き都の侍ふ。其れへ具し參らせ侍ふぞ」と、樣々に慰め參らせしかば、山鳩色の御衣に、鬢結はせ給ひて、御淚に溺れ、些う美くしき御手を合せ、先づ東に向はせ給ひて、伊勢太神宮、正八幡宮に、御暇申させおはしまし、其の後西に向はせ給ひて、御念佛有りしかば、二位殿軈て抱き參らせて、「波の底にも、都の侍ふぞ」と、慰め參らせて、千尋の底にぞ沈み給ふ。悲しき哉無常の春の風、忽に華の御姿を散らし、痛ましき哉分段の

荒き波、玉體を沈め奉る。殿をば長生と名付けて、長き栖と定め、門をば不老と號して、老いせぬ關とは書きたれ共、未だ十歳の内にして、底の水屑と成らせおはします、十善帝位の御果報、申すも中々愚なり。雲上の龍降つて、海底の魚となり給ふ。大梵高臺の閣の上、釋提喜見の宮の內、古へは槐門棘路の間に、九族を靡かし、今は舟の中波の下にて、御身を一時に亡し給ふこそ悲しけれ。

【二位殿】二位尼德子。【思ひ設け給へる】豫ねて覺悟し給へるといふ意。【鈍色】青鈍色のこと。縹色に青氣を加へたもので、尼の着る色。【打被き】面を人に見られぬ爲に頭に御かぶりになつて御出になつたものか。長門本は、鈍色の二衣に袴のそばとりてはさみ、盛衰記は、練色の二衣引纒白袴のそば高く挾でとあるのみである。【練袴】練絹の袴。盛衰記白袴とある。【傍高く取り】股立を高く取られたこと。【ねびさせ給ひて】御發育がよく、御年の割合に大人らしく御見えになること。【麗しう】端嚴にましますこと。【惡緣に引かれて】惡い因緣に誘はれましての義。平家の緣につながつて御出になることを云。【山鳩色の御衣】麴塵の御袍。主上褻の御裝束。『山鳩色』胡曹抄に魚綾衣、山鳩色、與二青白橡一一物とあつて、萌黄色のやゝ黄味がゝつたものと云。【二位殿て抱き參らせ】東鑑に、二品禪尼持二寶劍一、按察局奉レ抱二先帝一、共以沒二海底一とあるが、諸書の記載と合はず、頗る疑はしい。【波の底にも都の侍ふぞ】盛衰記云、今ぞ知る御裳濯川の流には波の下にも都ありとはと宜ひも果てず、海に入給ひ云々。【分段の荒き波】佛經で六道に輪廻する凡夫の生死を分段生死と云。其業因に隨つて壽命に分限があり、形體に段別がある義と云。こゝはその分段死と波浪とをかけて云

ひ、死の荒い波といふ意。【殿をば長生、門をば不老】大藏省長殿を長生殿、豐樂院北面の門を不老門といふ事にかける說もあるが、こゝは寧ろ漢の不老門唐の長生殿の名を借つて文を成し、長生不老と對句としたに過ぎない。【申すも中々愚なり】御痛はしいこと、口に出して申しては、却て不十分な位で、實に言ひ樣もない事であるとの意。【雲上の龍】主上の御事を喩へ云。【大梵高臺の閣の上】初禪天の天主大梵天の居處、高臺閣の上といふ義、內裏に准へ云。俱舍論云、於二梵輔天處一、有二高臺閣一、名二大梵天一、一主所レ居、非レ有二別地一。【釋提喜見の宮の內】忉利天主帝釋天の居城喜見城の宮中といふ義。是も內裏に准へて云。『釋提』釋提桓因の略、帝釋は天帝と釋提桓因との初の字を併せたもので、梵漢兼稱。【槐門棘路の間に】大臣公卿として。【九族】父族四、母族三、妻族二、こゝは廣く平家一門のことを云。

能登殿最後

女院は此の有樣を見參らせ給ひて、今は角(かう)とや思し召されけん。御硯御燒石(やきいし)、左右(さう)の御懷(ふところ)に入れて海に入らせ給ふを、渡邊の源五右馬の允眤(むつる)、小舟をつと漕ぎ寄せて、御髮(かみ)を熊手に懸けて、引き上げ奉る。大納言の佐の局、「あなあさまし、其れは女院にて渡らせ給ふぞ、過仕(あやまち)るな」と申されたりければ、判官に申して、急ぎ御所の御舟へ遷し奉る。さて大納言の佐の局は、內侍所の御唐櫃(おんからうど)を取つて、海に入らんとし給ひけるが、

袴の裾を舷に射付けられて、蹴纏ひ倒れ給ひけるを、武士共取り留め奉る。其の後御唐櫃の鎖を捩ぢ截つて、御蓋を既に開かんとす。忽に目くれ衄たる。平大納言時忠の卿は、生捕にせられておはしけるが、「あれは如何に、内侍所にて渡らせ給ふぞ。凡夫は見奉らぬ事ぞ」と宣へば、兵共舌を振つて恐れ怖く。其の後判官、時忠の卿に申し合せて、元の如く緘げ納め奉る。去程に門脇の平中納言教盛、修理の大夫經盛、兄弟手に手を取り組み、鎧の上に碇を負うて、海にぞ沈み給ひける。小松新三位の中將資盛、同じき少將有盛、從弟の左馬の頭行盛も、手に手を取り組み、是も鎧の上に碇を負うて、一所に海にぞ入り給ふ。人々は加樣にし給へども、大臣殿父子は、さもし給はず、舷に立ち、四方見廻しておはしければ、平家の侍共、餘りの心憂さに、傍をつと走り通る樣にて、先づ大臣殿を海へがばと突き入れ奉る。是を見て、右衞門の督軈て續いて飛び入り給ひぬ。人々は鎧の上に、重き物を負うたり抱いたりして、入ればこそ沈め。此の人親子は、さもし給はず、憖に水練の上手にておはしければ、大臣殿は、右衞門の督沈まば、我も沈まん、助からば、我も共に助からんと思ひ、互に目を見通して、彼方此方へ泳ぎありき給ひけるを、伊勢の三郎義盛、小船をつと漕ぎ寄せて、先づ右衞門の督を、熊手に懸けて引き上げ奉る。大臣殿、いとゞ沈みもやり給

はざりしを、一所に取り上げ奉つてげり。乳母子の飛驒の三郎左衛門景經、此の山を見奉つて、「我が君取り奉るは何者ぞ」とて、小舟に乗り、義盛が船に押し雙べて乗り移り、太刀を拔いて打つてかゝる。義盛あぶなう見えける所に、義盛が童、主を討たせじと中に隔たり、三郎左衛門に打つてかゝる。三郎左衛門が打つ太刀に、義盛が童、甲の眞向打ち破られて、二の太刀に頸打落さる。義盛猶あぶなう見えけるを、隣の船より、堀の彌太郎親經、能つ引いてひやうど放つ。三郎左衛門、內甲を射させて疼む處に、堀の彌太郎、義盛が船に乗り遷り、三郎左衛門に組んで臥す。堀が郎等聽いて續いて乗り移り、三郎左衛門が腰の刀を拔き。鎧の草摺引き上げて、柄も拳も通れ〳〵と三刀刺いて、頸を取る。大臣殿は、乳母子が目の前にて、加樣に成るを見給ひて、いか許りの事をか思はれけん。

【焼石】温石とも云。焼いて綿等に包んで懷中し、暖を採る者。硯焼石等を懷中して御身を重くし、再び浮き上らぬ爲めの御用意。【御所の御船】主上乗御の御船。【內侍所の御唐櫃】神鏡を收め奉つてある唐櫃。【蹴纏ひ】蹴そこなつての意。【忽に目くれ衄たる】東鑑(元暦二、三、廿四、)云、或者欲レ奉レ開二賢所一、于レ時兩眼忽暗、而神心惘然(タリ)。平大納言(時忠)加二制止一之間、彼等退去訖(シヌ)。是尊神別體(ノ)、朝家(ノ)惣持也、(略)澆季之今、猶顯(ス)二神變一、可レ仰可レ恃焉。【凡夫】臣下。【絓げ納め奉る】紐を結び中へ收めまつつたこと。【右衛門の督】宗盛の子清宗。【大臣

殿いとど沈みもやり給はざりしを」宗盛は清宗より一層沈みかねてゐたとの意。【飛騨の三郎左衛門景經】宗盛の乳母子。東鑑飛騨左衛門尉經景とし、生虜人々の中に入れてある。【二の太刀】二度目に斬り付けた時のこと。【いかばかりの事をか思はれけん】どんなにつらい思ひをなさつたであらうの意。

凡そ能登殿の矢先に廻る者こそ無かりけれ。教經は今日を最後とや思はれけん、赤地の錦の直垂に、唐綾威の鎧著て、鍬形打つたる甲の緒を縮め、いか物作の太刀を帯き、二十四差いたる截生の矢負ひ、滋籐の弓持つて、指しつめ引つめ散々に射給へば、者共多く手負ひ射殺さる。矢種皆盡きければ、黒漆の大太刀、白柄の大長刀、左右に持つて、散々に薙いで廻り給ふ。新中納言知盛卿、能登殿の許へ使者を立て、「痛う罪な作り給ひそ。さりとては好き敵かは」と宣へば、能登殿、「さては大將に組めござんなれ」とて、打物莖短に取り、艫舳に散々に薙ぎ廻り給ふ。され共判官を見知り給はねば、物具のよき武者をば、判官かと目を懸けて、飛んで懸る。判官も內々面に立つ樣にはじ給へ共、兎角違へて、能登殿には組まれず。され共如何はし給ひたりけん、判官のの船に乗りあたり、あはやと目を懸けて飛んでかゝる。判官叶はじとや思はれけん、長刀をば弓手の脇にかい挾み、御方の舟の二丈計り退きたりけるに、漪と飛び乗り給ひぬ。能登殿早業や劣られたりけん、續いても飛び給はず。能登殿今は角とや思はれけ

ん、太刀長刀をも海へ投げ入れ、甲も脱いで捨てられけり。鎧の袖草摺をも撥り捨て、胴計り著て大童に成り、大手を播げて、舟の屋形に立ち出で、大音聲を揚げて、「源氏の方に我と思はん者有らば、寄つて教經組んで生捕にせよ。鎌倉へ下り、兵衞の佐に物一詞謂はんと思ふ也。寄れや寄れ」と宣へ共、寄る者一人も無かりけり。爰に土佐の國の住人、安藝の鄕を知行しける、安藝の大領實康が子に、安藝の太郎實光とて、凡そ二三十人が力顯はしたる大力の剛の者、我に些共劣らぬ郎等一人具したりけり。弟の次郎も、普通には勝れたる兵也。彼等三人寄り合ひて、「縱ひ能登殿、心こそ剛におはす共、何程の事か有るべき。長十丈の鬼成り共、我等三人がつかみ付きたらんに、などか順へざるべき」とて、小舟に乘り、能登殿の船に押し雙べて乘り移り、太刀の鋒を調へて、一面に打つて懸かる。能登殿是を見給ひて、先づ眞先に進んだる安藝の太郎が郎等に、裾を合せて、海へどうと蹴入れ給ふ。續いてかゝる安藝の太郎をば、弓手の脇にかい挾み、弟の次郎をば、馬手の脇に取つて挾み、一締締めて、「いざうれ己れ等、死出の山の供せよ」とて、生年廿六にて、海へつゝとぞ入り給ふ。

【者共】敵兵共。【痛う罪な作り給ひそ】あんまりつまらぬ殺生をするなの意。【さりとては好き敵かは】さればといつてよい敵でもないのに。【物具のよき武者】武具甲冑の立派な武士。【面に立つ樣】前面に出て戰ふ樣。

【兎角違へて】彼此行き違ふ樣にして。【淘】輕々と飛ぶ樣子。【安藝の大領實康】世々土佐國安藝郡の大領となり安藝を苗字とする者。「大領」郡司の長官。【一面に】並んで一緒に。【裾を合せて】傍に寄り並んで立つこと。【海へつつとぞ入り給ふ】東鑑玉海等に、二月十三日一谷で戰死した平家の公達の首を渡された中に敎經の首もある。若し然れば敎經の壇の浦の活劇は一場の小說に過ぎないことゝなる。

內侍所の都入

新中納言知盛の卿は、見る可き程の事をば見つ、今は只自害をせんとて、乳母子の伊賀の平內左衞門家長を召して、「日來の契約をば違へまじきか」と宣へば、「去る事候」とて、中納言殿にも鎧二領著せ奉り、我が身も二領著て、手に手を取り組み、一所に海にぞ入り給ふ。是を見て、當座に有りける廿餘人の侍共、續いて海にぞ沈みける。されども其の中に、越中の次郎兵衞、上總の五郎兵衞、惡七兵衞、飛驒の四郎兵衞などは、何としてかは遁れたりけん、そこをも終に落ちにけり。海上には赤旗赤印共切り捨て攙り捨てたりければ、立田河の紅葉葉を、嵐の吹き散らしたるに異ならず。汀に寄する白波は、薄紅にぞ成りにける。主もなき空しき船共は、潮に引かれ風に隨ひて、何地を指す共なく、淘れ行くこそ悲しけれ。生捕には、前の內大臣宗盛公、平大納言時忠、右衞

門の督清宗、内藏の頭信基、讃岐の中將時實、大臣殿の八歳の若君、兵部の少輔雅明、僧には二位の僧都專親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師忠快、經誦坊の阿闍梨融圓、侍には源大夫の判官季貞、攝津の判官盛澄、藤内左衞門の尉信康、橘内左衞門の尉季康、阿波の民部重能父子、以上三十八人也。菊池の次郎高直、原田の大夫種直は、軍以前より甲を脱ぎ、弓の弦を弛いて、降人に參る。女房達には、女院、北の政所、﨟の御方、大納言の佐殿、帥の佐殿、治部卿の局以下、以上四十三人とぞ聞えし。元暦二年の春の暮、如何なる年月にて、一人海底に沈み、百官波上に浮ぶらん。國母官女は、東夷西戎の手に隨ひ、臣下卿相は、數萬の軍旅に擒はれて、舊里へ歸り給ひしに、或は朱買臣が錦を著ざる事を歎き、或は王昭君が胡國に赴きし恨も、是には過ぎじとぞ見えし。

【見る可き程の事】平家一門最後の事。**【日來の契約】**生死を與にするとの約束。**【さる事候】**左樣で御座いますと、死なば諸共との契約は忘れないといふ意。**【當座に有りける】**其の場に居合せた。**【立田河】**大和國生駒郡を流れる川。其沿岸は有名な紅葉の名所。**【時實】**時忠の子。**【大臣殿の八歳の若君】**副將。東鑑六、内府子息六歳、童形、字副將。**【﨟の御方】**花山院兼雅家上﨟女房、平清盛女。**【帥の佐殿】**時忠の北の方、先帝御乳母。**【一人】**主上。**【國母】**建禮門院。**【東夷西戎】**關東關西の武士といふ意。**【朱買臣が錦を著ざる事を歎き】**朱買臣と反對に、故鄕へ耻を曝すことを云、卷七實盛最後參照。**【王昭君が胡國に】**漢元帝の宮女王昭君字何奴

に聘せられて行つた故事。官女が荒くれ武士の中に引立てられて行くのに准へて云。『胡』支那北境の蠻夷。

四月三日の日、九郎大夫の判官義經、源八廣綱を以て、院の御所へ奏聞せられけるは、去んぬる三月廿四日の卯の刻に、豐前の國田の浦・門司が關、長門の國壇の浦・赤馬が關にて、平家を悉く攻め亡し、內侍所、璽の御箱、事故なう都へ返し入れ奉るべき由、奏聞せられたりければ、法皇大に御感有つて、廣綱を御坪の內へ召して、合戰の次第を委しう御尋有つて、御感の餘りに、廣綱を當座に左兵衞にぞ成されける。同じき五日の日、北面に候ふ藤判官信盛を召して、「內侍所、しるしの御箱、一定返り入らせ給ふか、見て參れ」とて、西國へ遣さる。信盛聽て院の御馬賜つて、宿所へも歸らず、鞭を揚げ、西を差してぞ馳せ下る。去程に九郎大夫の判官義經、平氏男女の生捕共、相具して上られけるが、同じき十四日、播磨の國明石の浦にぞ著かれける。名を得たる浦なれば、更け行く儘に月すみ上り、秋の空にも劣らず。女房達は差し湊ひて、一年是を通りしには、かゝる可しとは思はざりしものをとて、忍び音に泣きぞ合れける。帥の佐殿つくづく月を詠め給ひて、いと思ひ殘せる事もおはせざりければ、涙に床も浮く計りにて、角ぞ思ひ續けらる。

ながむればぬるゝ袂に宿りけり、月よ雲井の物語せよ。

治部卿の局、

雲の上に見しにかはらぬ月影の、すむに付けても物ぞ悲しき。

大納言の佐の局、

我が身こそ明石の浦に旅ねせめ、同じ波にも宿る月哉。

判官は猛き武士なれ共、さこそ各の昔戀しう、物悲しうもやおはすらんと、身に入みて哀れにぞ思はれける。同じき二十五日、内侍所、しるしの御箱、鳥羽に著かせ給ふと聞えしかば、内裏より御迎に參らせ給ふ人々、勘解由の小路の中納言經房の卿、檢非違使の別當左衛門の督實家、高倉の宰相中將泰通、權の右中辨兼忠、榎並の中將公時、但馬の少將敎能、武士には伊豆の藏人の大夫賴兼、石河の判官代能兼、左衛門の尉有綱とぞ聞えし。其の夜の子の刻に、内侍所、しるしの御箱、太政官の廳に入らせおはします。寶劍は失せにけり。神璽は海上に浮びたるを、片岡の太郎經春が、取り上げ奉りたりけるとかや。

【源八廣綱】東艦源兵衛尉弘綱に作る。**【しるしの御箱】**三種の神器の一、八坂瓊曲玉を納めてある御箱。『しるし』印の字の義。曲玉を支那の傳國璽に准へて神璽と云ひ、璽に印の義あるより云。**【秋の空にも劣らず】**春でも秋の月の眺にも劣らないとのこと。**【一年是を通りしには】**先年此地を通つた時に、囚はれの身となつて

上洛しようとは思ひもかけなかつたの意。**【思ひ殘せる事もおはせざりしかば】**何から何まで思ひ出して考へて見たこと。**【涙に床も浮く計】**非常に泣いたことを誇張した語。**【ながむれば云々】**月を眺めて居ると涙にぬれた袂に昔ながらの月影が宿るが、この月よ昔の禁中の思出の話をして慰めよの意。**【雲の上に云々】**其の昔禁中で見た月と同じに月の光は澄むでゐるのに、外の事は何もかも變つた事が悲しいとの意。『雲の上』禁中にかけて云。**【我が身こそ云々】**我が身は明石の浦に旅寢する身と變つたが、月は昔ながらに同じ波に宿つて變らないと、月の變らないのに自分の身の變つたことを歎するの意。

一門大路被ㇾ渡

去程に二の宮歸り入らせ給ふと聞えしかば、法皇より御迎の御車を參らせらる。御心ならず、外戚の平家に擒(とら)はれさせ給ひて、西海の波の上に漾(たゞよ)はせ給ふ御事を、御母儀(おんぼぎ)も御乳母持明院の宰相も、斜ならず御歎有りしに、今待ち受け參らせ給ひて、いか計りらうたく思し召されけん。同じき二十六日、平氏の虜(いけどり)共、鳥羽に著いて、軈て其の日都へ入つて、大路(おほぢ)を渡さる。小八葉の車の、前後の簾(すだれ)を捲(あ)げ、左右(さう)の物見を開く。大臣殿は淨衣(じやうえ)を著給へり。日來はさしも色白う淸げにおはせしか共、潮風に瘦せ黑みて、其の人共見え給はず。され共四方を見廻(みめぐ)らして、最(いと)思ひ入れ給へる氣色もおはせざ

りけり。御子右衛門督清宗は、白き直垂にて、父の御車の尻にぞ參られける。涙に咽び俯臥て、目も見あげ給はず、誠に深う思ひ入れ給へる氣色なり。平大納言時忠の卿の車も、同じう遣り續けられたり。讃岐の中將時實も、同車に渡さるべかりしか共、現所勞とて渡されず。內藏の頭信基は、疵を蒙つたりしかば、閑道より入りにけり。是を見んとて、遠國近國山々寺々、京中の上下、老いたるも若きも、多く來り集つて、鳥羽の南の門、作道、四塚迄、はたと續いて、幾千萬と云ふ數を知らず。人は顧る事を得ず、車は輪を廻らす事能はず。去んぬる治承養和の飢饉、東國西國の軍に、人種多く亡び失せたりといへ共、猶ほ殘りは多かりけりとぞ見えし。都を出で丶中一年、無下に間近き程なれば、目出度かりし事も忘られず。さしも恐れ慴きし人の、今日の有樣、夢現共分き兼たり。心なき恠しの賤男賤女に至るまで、皆涙を流し、袖を濡さぬは無かりけり。況して馴れ近付きたりし人々の心の中、推し量られて哀れなり。年來重恩を蒙つて、父祖の時より伺候せし輩の、流石身の捨て難さに、多くは源氏に付きたりしか共、昔の好忽に忘る可きにもあらねば、さこそは悲しうも思ひけめ。皆袖を顏に押し當て丶、目を見あげぬ者も多かりけり。

【二の宮】高倉院第二皇子守貞親王。**【外戚の平家】**朝家の外戚の意。守貞親王の外戚ではない。**【御母儀】**御

母。七條院殖子、贈左大臣藤原信隆女。【御乳母持明院の宰相】一本局の字がある。參考本云、未ㇾ詳ㇾ爲ㇾ誰。【思ひ入れ給へる氣色】感慨に沈む樣子。【閑道】裏道。【はたと】ぴつしり。【人に顧みる事を得ず云々】人は後ろを見る事も出來ず、車も向きを變へる事も出來ないの意。群衆雜遝の形容。【養和の飢饉】百錬抄養和元、六、二八云、近日天下飢饉、餓死者不ㇾ知二其數一。【人種】人間といふ位のこと。【目出度かりし事】平家繁榮の事。【萬現共分き兼たり】まるで夢の樣だとのこと。【身の捨て難さに】生きていかなければならないのでの意。

大臣殿の牛飼は、木曾が院參の時、車遣り損じて斬られたりし次郎丸が弟、三郎丸にてぞ有りける。西國にては、かり男に成りたりけるが、鳥羽にて判官に申しけるは、「舍人牛飼など申す者は、賤しき下﨟の果にて、心有る可きでは候はね共、年來召し使はれ參らせ候ひし御志淺からず候。何か苦しう候ふべき。御赦されを蒙つて、大臣殿の御最後の御車を今一度仕り候はゞや」と申しければ、判官情有る人にて、「尤もさるべし、とう〳〵」とて赦されけり。三郎丸斜ならずに悦び、尋常に裝束著、懷より遣繩取り出だして付け替へ、涙に暮れて行先は見えね共、牛の行くに任せつゝ、泣く〳〵遣つてぞ罷りける。法皇は六條東の洞院に御車を立てゝ叡覽あり。供奉の公卿殿上人の車共も、同じう立て雙べられたり。さしも御身近う召し使はせ給ひしかば、法皇も御心弱う、今更哀にぞ思し召されける。日比は如何なる人も、あの人々の目にも見え、

詞の末にも懸からばやとこそ思ひしに、今日加樣に見なすべしとは、誰か思ひ寄りしぞやとて、上下袖をぞ濡らされける。一年宗盛公内大臣に成つて、悦申の有りし時、公卿には花山の院中納言兼雅の卿を始め奉つて、十二人扈從して遣り續けらる。藏人の頭親宗以下の殿上人十六人前驅す。中納言四人、三位の中將も三人迄おはしき。公卿も殿上人も、今日を晴と時めき給へり。其の時此の時忠の卿御前へ召され參らせて、樣々にもてなされ、種々の引出物賜つて出でられ給ひしは、目出度かりし儀式ぞかし。今日は月卿雲客一人も隨はず、同じう壇の浦にて虜にせられたりし二十餘人の侍共も、皆白き直垂にて、鞍の前輪に縮め付けてぞ渡されける。六條を東へ河原まで渡いて、其れより歸つて、判官の宿所、六條堀河なる所に居ゑ奉つて、緊しう守護し奉る。大臣殿は御物參らせけれ共、胸せき塞つて、御箸をだにも立てられず。夜になれ共、裝束をだにもくつろげ給はず。袖片敷いて臥し給ひたりけるが、御子右衞門の督に、御淨衣の袖を打ち著せ給へるを、守護の武士共見奉つて、「哀れ高きも賤しきも、恩愛の道程悲しかりける事はなし。御淨衣の袖を打ち著せ給ひたればとて、何程の事かおはすべき。せめての御志の深さ哉」とて、皆鎧の袖をぞ濡らしける。

【かり男】牛飼童が童形姿を、一時元服して一人前の男の姿になつたこと。陣中で牛飼の必要がない爲にした

ことか。【何か苦しう候ふべき】何も別に深い心があるのではないがの意。【尋常に裝束着】立派に裝束を着飾つて。【遣繩】牛を進退する繩。白布に粉を付け二つよりにしたもので、端を牛の鼻に結び付けて置くもの。【御身近う召し使はせ】大路を渡されて行く人々の事を指して云。【目にも見え詞の末にも懸らばや】目にもとまり詞の端にも話題として貰ひ度いと願つたこと。【加樣に見なす】こんなに往來で見物するやうな事になろうとはの意。【悅申のありし時】壽永元年十月三日宗盛内大臣、同十三日拜賀。【扈從して遣り續け】隨行の車を續けて行つたこと。【縮めつけて】縛り付けて。【判官の宿所六條堀河】六條北、堀河東、油小路西、邸中に池があり、後世判官池と呼んだと傳へる。【御物】食膳。【くつろげ給はず】裝束の紐を解かず、樂にせられないこと。【恩愛の道】親子の愛情。【何程の事かおはすべき】何の甲斐もあるまいのにの意。【せめての御志の深さ】せめてからでもしたらと御思ひになるのでも、子を思はれる御志の深さが判るとのこと。

平大納言の文の沙汰

平大納言時忠の卿父子も、判官の宿所近うぞおはしける。世の中は角成る上は、兎ても角てもとこそ思はるべきに、大納言命惜しうや思はれけん。子息讃岐の中將時實を招いて、「散らすまじき文共一合、判官に取られてあるぞとよ。是を鎌倉の源二位に見せなば、人も多く亡び、我が身も命助るまじ、如何せん」と宣へば、中將申されける

は、「九郎は猛き武士なれ共、女房などの訴へ歎く事をば、如何なる大事をも、もてはなれずとこそ承つて候へ。姫君達數多ましまし候へば、何れにても御一所見せさせおはしまし、親しうならせ給ひて後、仰せ出ださるべうもや候ふらん」と、申されたりければ、其の時大納言涙をはらはらと流いて、「さり共我れ世に有りし時は、娘共をば女御后に立てんとこそ思ひしか。並々の人に見せんとは、露も思はざりし者を」とて、泣かれければ、中將、「今は左樣の事、努々思し召し寄らせ給ふ可からず。當腹の姫君の、生年十七に成り給ふを」と申されけれ共、大納言其れをば猶いとほしき事に覺して、先の腹の姫君の、生年廿一に成り給ふをぞ、判官には見せられける。是は年こそ少し長しけれ共、眉目姿世に勝れ、心ざま優におはしければ、判官も世に有り難き事に思ひ給ひて、先の上の河越の太郎重房が娘も有りけれ共、其れをば別の所へ移し奉つて、座敷飾うてぞ置かれける。さて女房彼の文の事を宣ひ出だされたりければ、判官剩へ封をだに解かずして、急ぎ大納言の許へ遣さる。斜ならず悅んで、軈て焚いてぞ捨てられける。如何なる文共にてか有りけん、覺束なうぞ見えし。平家亡び、何しか國々謐つて、人の通も煩ひなく、都も穩しかりければ、世には只判官程の人ぞなき。鎌倉の源二位、何事をかし出だしたる。世は一向判官の儘にてあらばやなんど云ふ事

を、源二位漏れ聞き給ひて、「こは如何に、頼朝が能く計ひて、兵共を指し上せたればこそ、平家は容易う亡びたれ。九郎計りしては、爭か世をば靜むべき。人のかく云ふに奢つて、何しか世を我儘にする事でこそ有れ。人こそ多けれ、平大納言の聟に押成つて、大納言持ちあつかふらんも受けられず。又世にも憚らず、大納言の聟取謂はれ無し。定めて是へ下つても、過分の振舞をせんずらん」とぞ宣ひける。

【死ても角ても】此上は生きても死んでも甲斐のない事は同じなのにの意。【散らすまじき文】他人に知らせられない秘密の文書。【一合】蓋のある箱一つといふこと。こゝは文書の入つてゐる箱のこと。長門本には皮籠を一合とある。【源二位】頼朝。【もてはなれずとこそ承つて候へ】聞き捨てにせず、之を聞入れるとのこと。【御一所見せさせ】御一人めあはせて。【當腹の姫君】長門本には當時の北方帥典侍殿の御腹とある。【先の腹】先の北方の生んだといふこと。【長し】年の多いこと。【先の上】前からの北方、卽ち本妻の方。【河越の太郎重房】長門本河越太郎重頼とあるのが正しい。【女房】時忠の女。【彼の文】前文の秘密文書のこと。【剰へ】返した上に封さへ解かなかつたといふ意。【覺束なう】見たいものであるの意。【人の通ひも煩なく】諸國への往來も差障なくの意。【何事をかし出したる】別に功勞のあつたことはないの意。【能く計ひて】十分に計劃を立てゝ。【人こそ多けれ】人もあらうに敵の有力者と緣を結ふとは意外との意。【持ちあつかふ】大切に取扱ふこと。【受けられず】受け取れないことであるの意。【大納言の聟取】捕虜の身として不謹愼であるを責めて云。【是へ下つても】鎌倉へ下向しても。【過分の振舞】專橫な所行。

副將被レ斬

元暦二年五月六日の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子具足し奉つて、關東へ下らるべきに定りしかば、大臣殿判官の許へ使者を立て、「明日關東へ下向の由、其の聞え候。其れに付き候ひては、生捕の中に、八歳の童と付けられ參らせて候ふは、未だ憂き世に候ふやらん。賜はつて今一度見候はゞや」と宣ひ遣されたりければ、判官の返事に、「誰とても恩愛の道は思ひ切られぬ事にて候へば、誠にさこそは思し召され候ふらめ」とて、河越の小太郎重房が許に、預け置き奉つたりける若君を、急ぎ大臣殿の許へ具足し奉るべき由、宣ひ遣されたりければ、河越、人に車借つて乘せ奉る。二人の女房共も共に乘つてぞ出でにける。若君は父を遙に見參らせ給はねば、世にも懷氣にてぞおはしける。大臣殿、若君を見給ひて、「如何に副將是へ」と宣へば、急ぎ父の御膝の上へぞ參られける。大臣殿若君の髮掻き撫で、涙をはら／＼と流いて、「是聞き給へ各、此の子は母も無き者にて有るぞとよ。此の子が母は、是を生むとて、産をば平らかにしたりしかども、軈て打ち臥し惱みしが、終にはかなく成るぞとよ。此の後如何なる人の腹に、公達を儲け給ふ共、是をば思し召し捨てずして、妾が形見に御覽ぜよ。差

し放つて乳母などの許へも遣すなと云ひし事の不便さよ。朝敵を平げん時、あの右衞門の督には、大將軍をせさせ、是には副將軍をせさせんずればとて、名を副將と付けたりしかば、斜ならず嬉しげにて、今を限りの時迄も、名を呼びなとして愛せしが、七日と云ふに、終にはかなく成りて有るぞとよ。此の子を見る度每には、其の事が忘れ難く覺ゆるぞや」とて泣かれければ、守護の武士共も、皆鎧の袖をぞ濡らしける。右衞門の督も泣き給へば、乳母も袖をぞ絞りける。良有つて大臣殿「如何に副將、早疾う歸れ」と宣へ共、若君歸り給はず。右衞門の督是を見給ひて、餘りに哀れに思はれければ、「副將、今宵はとう歸れ、只今客人の來うずるに、朝は急ぎ參れ」と宣へ共、父の御淨衣の袖にひしと取り付いて、「いなや歸らじ」とこそ泣かれけれ。角て遙に程經れば、日も漸暮れかゝりぬ。さてしも有る可き事ならねば、乳母の女房、抱き取つて、終に車に乘せ奉る。二人の女房共も共に乘つてぞ出でにける。大臣殿、若君の御後を遙に御覽じ送つて、日來の戀しさは、事の數ならずとぞ悲み給ひける。此の子は母の遺言の無慚さに、指し放つて乳母などの許へも遣さず、朝夕御前にて育て給ふ。三歲で初冠して、義宗とぞ名乘らせける。やうやう生ひ立ち給ふ程に、眉目姿世に勝れ、心樣優におはしければ、大臣殿もいとほしう嬉しき事に覺して、されば西海の

波の上、船の中迄も引き具して、片時も離れ給はず。然るを軍破れて後は、今日ぞ互に見給ひける。

【具足し奉りて】引連れて。【其聞え候】噂がある。【八歳の童】東鑑には六歳、童形とある。【付けられ】記錄に書き付けてある人の意。【未だ憂き世に候ふやらん】まだ殺されずに生存しておるであらうかの意。【賜はつて】申受けて。【二人の女房】盛衰記に、介錯に少納言殿、乳母に冷泉殿とて二人の女房つき來るとある。【遙に】久しく。【此の後】以下副將の母の語。【差し放つて】手放して。【只今客人の來うずるに】丁度今御客が來る筈であるのにの意。【日來の戀しさは事の數ならず】逢つた後の戀しさに比べると、今迄戀しいと思つた位は何でもない事であるとの意。【初冠して】初て冠を着る意。元服をしたこと。【義宗】長門本等能宗に作る。

重房、判官に申しけるは、「抑若君をば何と御計らひ候ふやらん」と申しければ、「鎌倉迄具足し奉るに及ばず。汝是にて兎も角も相計らへ」と宣へば、重房宿所に歸つて、二人の女房共に云ひけるは、「大臣殿は明日關東へ下向候。重房も御供に罷り下り候ふ間、若君をば京都に留め置き、緒方の三郎維義が手へ渡し參らせ候ふべし。疾う／＼召され候へ」とて、御車を寄せたりければ、若君は又先の樣に、父の御許へかと、嬉し氣に覺したるこそいとほしけれ。二人の女房も、一つ車に乘つてぞ出でにける。六條を東へ河原迄遣つて行く。乳母の女房、哀れ是は恠しき者哉と、肝魂を消して思ふ處に、

良有つて兵共五六十騎が程、河原中へ打つて出でたり。軈て車を遣り留め、「若君下りさせ給へ」とて、敷皮敷いて居ゑ奉る。若君あきれたる御有様にて「抑我をば何地へ具して行かんとはするぞ」と宣へば、二人の女房共、兎角の御返事にも及ばず、聲をはかりに喚き叫ぶ。重房が郎等、太刀を引側め、左の方より若君の御後に立ち廻り、既に斬り奉らんとしけるを、若君見付け給ひて、幾程遁るべき事の様に、急いで乳母の懐の内へぞ逃げ入らせ給ひける。二人の女房共、若君を抱き奉つて、「只我々を失ひ給へ」とて、天に仰ぎ地に臥して、泣き悲め共甲斐ぞなき。良有つて重房、涙を押へて申しけるは、「今は如何にも叶はせ給ふ可からず」とて、急ぎ乳母の懐の中より、若君引き出だし參らせ、腰の刀にて押し臥せて、終に頸をぞ掻いてげる。頸をば判官に見せんとて取つて行く。二人の女房共、歩跣にて追ひ付き、「何か苦しう侍ふべき、御頸をば給はつて御孝養し參らせ侍らはん」と申しければ、判官情ある人にて、「尤もさるべし、疾う〳〵」とてたびにけり。二人の女房共、斜ならずに悦び、是を取つて懐に引き入れて、泣々京の方へ歸るとぞ見えし。其の後五六日して、桂川に女房二人身を投げたりと云ふ事有りけり。一人少き人の頸を懐に入れて沈みたりしは、此の若君の乳母の女房にてぞ有りける。今一人軀を抱いて沈みたりしは、介錯の女房なり。乳

母が思ひきるは、せめて如何せん、介錯の女房さへ、身を投げけるこそ哀なれ。

【是にて兎も角も相計へ】京で頸を打てとのこと。**【遣りて行く】**車を遣ること。**【怖しき者哉】**道筋が違ふので變に思つたこと。**【敷皮】**地上へ座る時に敷く毛皮の敷物。長さ三尺二寸、廣さ二尺五寸位、何にても裏をつける。多くは鹿の皮を用ひる。**【聲をはかりに】**聲を限りに。**【引側め】**太刀を拔かんとして體に太刀を引き付けたこと。**【幾程遁るべき事の樣に】**どれ程か遁れる事が出來るかの樣に。とても遁げられないのにの意。**【今は如何にも叶はせ給ふべからず】**まうどうしても許して置く事は出來ないとのこと。**【軀】**死骸。**【思ひきる】**死を決すること。**【せめて如何せん】**せめての事で已むを得ないことであるの意。

腰越

元曆二年五月七日の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子具足し奉つて、既に都を立ち給ふ。粟田口にも懸かり給へば、大内山は雲井の餘所に隔たりぬ。關の清水を見給ひて、大臣殿泣々詠じ給ひけり。

　都をば今日を限りの關水に、又あふ坂の影やうつさん。

道すがらも心細げにおはしければ、判官情ある人にて、樣々に慰め奉り給ふ。大臣殿、「哀れ如何にもして、今度の命を助けてたべ」とぞ宣ひける。判官、「左候へばとて、御

命失ひ奉る迄はよも候はじ。縦ひ左候ふとも、義經角て候へば、今度の勳功の賞に申し替へて、御命計りをば助け奉らん。さりながらも遠き國遙の島へも移しぞ、遣り參らせんずらん」と申されたりければ、大臣殿、「縦ひ蝦夷が千島なり共、命だにあらば」と宣ひけるこそ口惜しけれ。日數經れば、同じき二十三日、判官鎌倉へ下り著き給ふべき由聞えしかば、梶原平三景時、判官に先立つて、鎌倉殿へ申しけるは、「今は日本國殘る所もなう、隨ひ付き奉つて候。左は候へ共、御弟九郎大夫の判官殿こそ、終の御敵とは見えさせ給ひて候へ。其の故は一を以て萬を察すとて、一の谷を上の山より落さずば、東西の木戸口破れ難し。されば生捕をも死捕をも、先づ義經にこそ見すべきに、物の用にも合ひ給はぬ蒲殿の見參に入るべき樣やある。本三位の中將殿を急ぎ是へたび候へ。たばずば義經參つて賜はらんとて、既に事出で來んとし候ひしをも、景時が能く計らひて、土肥に心を合せて、本三位の中將殿を土肥の次郎實平が許に預け置き奉つて、後こそ代は靜まつて候へ」と申しければ、鎌倉殿大に打ちうなづいて「九郎が今日是へ入るなる、各用意し給へ」と宣へば、大名小名馳せ集つて、鎌倉殿は程なく數千騎にこそ成り給へ。鎌倉殿は軍兵七重八重に居ゑ置き、我が身はその中におはしながら、「九郎は進疾男なれば、此の疊の下よりも這ひ出でんずる者也。され共頼朝は

せらるまじ」とぞ宣ひける。金洗澤(かねあらひさは)に關居(す)ゑて、大臣殿(おほい)父子請け取り奉つて、其れより判官をば腰越へ追ひ返さる。

【關の淸水】逢坂關附近、關寺の西二三町、道より北に湧き出てゐた淸水の名。今大津市淸水町附近の地と云。【都をば云々】復た逢ふと逢阪關とかけ、今一度此淸水に影をうつし、再び京に歸りたいの意。【さ候へばとて】鎌倉でどんなにつらくあたつたにしてもの意。【蝦夷が千島】北海道千島。非常に遠隔の地といふ意。【口惜けれ】卑怯未練であるとのこと。【二十三日】東鑑には五月十六日とある。【終の御敵】最後の敵。【一を以て萬を察す】一事で萬事が類推されるの意。荀子非相篇云、以レ近知レ遠、以レ一知レ萬、以レ微知レ明。【一の谷を山の上より】以下義經の語氣を寫し、其專横傲慢な事を譏すること。【死捕】生捕に對する語。首級を指して云。【蒲殿】範頼。【たばずば】給はずばの轉、御渡しなくば義經自身行つて受け取らうの意。【事出で來んとし候】紛爭が起らうとしたとのこと。【鎌倉殿】頼朝の邸宅の義。【頼朝はせらるまじ】この頼朝はさうはせられまいとの意。【金洗澤】七里濱、行合川の西の邊。【大臣殿父子請け取】東鑑元暦二、五、十五、云、今夜欲レ着二酒匂驛一、明日可レ入二鎌倉一之由申レ之、北條殿爲二御使一、令レ向二酒匂宿一給、是爲レ迎二取内府一也。【腰越】相模國鎌倉郡腰越津村。片瀬の東南、西より鎌倉に入る門戸。

判官、「こはされば何事ぞや。去年(こぞ)の春木曾義仲を追討せしより以來(このかた)、今年の春平家を悉く亡し果てゝ、内侍所、璽(しるし)の御箱、事故なう都へ返し入れ奉り、剰へ大將軍大臣殿父子

生捕にして、是迄下りたらんには、縦ひ如何なる不思議あり共、一度はなどか對面無からん。凡そ九國の總追捕使にも補せられ、山陰山陽南海道、何れなり共預けられ、一方の御堅にも成されんずるかとこそ思ひたれば、左は無くして、纔に伊豫の國計り知行すべき由宣ひて、鎌倉中へだに入れられずして、腰越へ追ひ上せられし事は如何に。凡そ日本國中を靜むる事は、義仲義經が所爲に非ずや。喩へば同じ父が子にて、先に生るゝを兄とし、後に生るゝを弟とする計りなり。天下を知らんに、誰かは知らざらん。謝する所を知らず」と、つぶやかれけれ共甲斐ぞなき。判官泣々一通の狀を書いて、廣元の許へ遣さる。其の狀に云く、「源の義經恐れ乍ら言し上げ候。意趣は、御代官の其の一に選ばれ、勅宣の御使として、朝敵を平げ、會稽の恥辱を雪ぐ。勳賞を行はる可き處に、思の外に虎口の讒言に依つて、莫大の勳功を默せられ、義經犯す事無うして科を蒙る。功あつて謬無しと雖も、御勘氣を蒙るの間、空しく紅涙に沈む。讒者の實否を正されず、鎌倉中へだに入れられざる間、素意を述ぶるに能はず、徒に數日を送る。此の時に當つて、永く恩顏を拜し奉らず。骨肉同胞の義已に絶え、宿運極めて空しきに似たるか、將た亦先世の業因を感ずるか。悲しき哉。此の條、故亡父尊靈再誕し給はずんば、誰の人か愚意の悲歎を申し披かん。何れの人か哀憐を垂れんや。事新しき

申狀、述懷に似たりと雖も、義經身體髮膚を父母に受け、幾の時節を經ずして、故頭の殿御他界の間、孤となつて、母の懷の中に抱かれて、大和の國宇陀の郡に赴きしより以來、未だ一日片時安堵の思に住せず、甲斐無き命を存ずと雖も、京都の經廻難治の間、身を在々所々に隱し、邊土遠國を栖として、土民百姓等に服仕せらる。然れども交契忽に純熟して、平家の一族追討の爲に、上洛せしむる手合に、先づ木曾義仲を誅戮の後、平家を攻め傾けんが爲に、或る時は峨々たる巖石に、駿馬に鞭打つて、敵の爲に命を亡さんことを顧みず、或る時は漫々たる大海に、風波の難を淩ぎ、身を海底に沈めんことを痛まずして、骸を鯨鯢の鰓に懸く。加之甲冑を枕とし、弓箭を業とする本意、併亡魂の憤を休め奉り、年來の宿望を遂げんと欲する外は他事無し。剩へ義經五位の尉に補任の條、當家の重職何事か是に如かん。然りと雖も今憂深く歎切也。佛神の御助に非るより外は、爭か愁訴を達せん。之に依つて諸寺諸社の牛王寶印の裏を以て、全く野心を挿まざる旨、日本國中の大小の神祇冥道を請じ驚かし奉つて、數通の起請文を書き進ずと雖も、猶以て御宥免無し。夫れ吾が國は神國也。神は非禮を享け給ふ可からず。憑む所他に非ず、偏に貴殿廣大の慈悲を仰ぎ、便宜を窺ひ、高聞に達せしめ、祕計を廻らして、誤無き旨を宥せられ、放免に預らば、積善の餘慶家門に及

び、榮華永く子孫に傳へ、仍つて年來の愁眉を開き、一期の安寧を得ん。書紙に盡さず。併(しかしながら)省略せしめ候ひ畢んぬ。義經恐惶謹んで言(まを)す。元暦二年六月五日の日、源ノ義經、進上、因幡ノ守(かう)ノ殿へ」とぞ書かれたる。

【如何なる不思議】どんな不都合。【九國の總追捕使】九州全般に亙る追捕使の義。『追捕使』盜賊其他暴徒追捕の職。【追ひ上せられ】京の方へ行くを上ると云。【喩へば同じ父が子にて】いはゞ同じ父の子で、さして差別のある譯はないとのこと。【天下を知らんに】兄でなければ必ず治められないといふ譯もあるまいの意。『知る』治めること。【謝する所を知らず】あやまる譯はないの意。【廣元】大江廣元。權中納言大江匡房曾孫、式部大輔維光の子。頼朝元暦元年十月公文所を開くに當て、聘せられて其別當となり、政務を總べた鎌倉幕府の要臣。嘉祿元年六月十日歿。年七十八。【意趣は】その趣旨はの意。【御代官】頼朝代理の役。【虎口】危險の意に喩へ云。【戮せられ】戮殺され、捨て置かれること。【御勘氣】勘當と同義。御咎めを蒙ること。【紅涙に沈む】血の涙を流してゐるといふ意。【素意】本心。【骨肉同胞の義】骨肉も同胞も兄弟といふこと。兄弟としてのよしみ。【宿運】兄弟と生れた前世よりの因縁。【先世の業因】前世で犯した罪業が因となつてこの悲みを受けるとのこと。【此の條】此度の事。【再誕】も一度此世に生れること。【述懷】意見を述べ辯解すること。【身體髮膚を父母に受け】古文孝經開宗明誼章云、身體髮膚受二之父母一、不二敢毀傷一孝之始也。【頭の殿】父左馬頭義朝を云。【御他界】他の世界へ行く義。死去。【母の懷の中に】『母』常盤。義經時に二歳。【宇陀の郡】長

門本には宇陀郡龍門の牧とある。今吉野郡龍門村。義經幼時此地に伯父を賴み隱れてゐたこと、平治物語に見える。**【經廻難治の間】**遍歷することが出來ないので。**【服仕】**服從して仕へたこと。**【交契忽に純熟】**兄弟の契を盡すことの機緣が來たこと。又長門本東鑑共に幸慶忽順熟とある。幸慶は幸福、幸福が廻り來る機緣が熟す意か。**【骸を鯨鯢の鰓に懸く】**魚の餌になるつもりで働いたこと。『鯨鯢』鯨は雄、鯢は雌のくぢら、こゝでは唯大魚の意。『鰓』魚の頰。**【亡魂の憤を休め奉り云々】**亡祖亡父の無念を晴し、年來の希望である平家追討の外には、何の野心もないの意。**【當家の重職】**長門本に、當家之面目、希代之重職、何事如是哉とあり、東鑑にも同樣に見える。本文恐らくは脫字があるか。源家の名譽であり又此上なき重職であるから、他に何の求める所もないの意。**【牛王寶印】**神社佛寺より出す符印の一種。中古以降誓文起請文等を其裏に書くの風を生じた。故に牛王寶印の裏を以てとは起請文又は誓文を以てといふと同意。『牛王』名義未詳。生土の訛と云ひ、佛の異名とも云。『寶印』佛の種子梵字を刻し印するより云。**【野心】**もと山野を思つて人に馴れない心の義。轉じて法外の希望あることを云。こゝは天下を取らうといふ心を云。左傳云狼子野心。**【神祇】**天神地祇。**【冥道】**佛。**【請じ】**勸請。呼びかけて誓ふこと。**【驚し】**神佛の靜寂を破る意。誓文起請文の末尾に大小諸道の神佛の名を多く書き連ねて、之に誓ふ習慣あるより云。**【起請文】**もと事を發起し、異見を一つ書にし、其の採用を主君に請ふ書狀。轉じて神佛に誓を立てて、誓約する文書。貞丈雜記云、誓詞を書きのべたる起請文も、神佛へ對し神罰佛罰を請ひ奉る文也。**【神は非禮を享け給ふ可からず】**この上神に御願するのは禮に適はないし、神は禮にはづれた事は御受けにならないから、それであなたに依賴する外ないとのこと。論語集

解義疏云、苞氏曰、神不ㇾ享ニ非禮ㇾ。【憑む所他に非ず】賴みにする人はあなたの外にはないの意。【貴殿】廣元。【高聞】賴朝の御耳へ入れること。【秘計を廻し】御骨折に依つてといふ意。【積善の餘慶云々】廣元の家門の繁昌すること。【年來の愁眉】義經の從來の悲歎といふ意。【一期の安寧】一生の安穩。【書紙に盡さず】述べ度い事は多いが書き切れないとのこと。【併】強めて言ふ語、總べて、皆などの意。【因幡守】大江廣元。長門本大膳大夫殿、東鑑進上因幡前司殿とある。

大臣殿誅罰

去程に、鎌倉殿、大臣殿に對面有り。坐しける所、庭を一つ隔てゝ、向ひなる屋に居ゑ奉り、簾の中より見出だし給ひて、比企の藤四郎義員を以て申されけるは、「抑平家を賴朝が私の敵とは努々思ひ奉らず。其の故は故入道相國の御赦され候はずば、賴朝爭か助かるべき。さてこそ廿餘年迄罷り過ぎ候ひしか。され共朝敵とならせ給ひて後は、急ぎ追討す可き由の院宣を賜つて候へば、さのみ王地に孕れて、詔命を背く可きにもあらねば、是へ迎へ奉つたり。さりながらも、加樣に御見參に入り候ひぬる事こそ、返々も本意に候へ」とぞ申されける。義員此の事申さんとて、大臣殿の御前へ參つたりければ、居直り跪り給ふぞ口惜しき。諸國の大名小名多う竝み居たりける中

に、京の者幾らも有り、又平家の家人たつし者も有り、皆爪弾をして、「あないとほし、あの御心でこそ、かゝる御目にも合せ給へ。居直り畏り給ひたればとて、今更御命の助かり給ふべきか。西國にて如何にも成り給ふべき人の、生きながら擒はれて、是まで下り給ふも理哉」と云ひければ、實にもと申す人も有り、又涙を流す者も多かりけり。其の中に或る人の申しけるは、「猛虎深山に在る時は、則ち百獸震ひ怖づ、檻穽の中に在る時は、尾を搖つて食を索むとて、猛き虎の深山に在る時は、百の獸怖ぢ恐るといへ共、取つて檻の中に籠められて後は、尾を掉つて人に向ふらん樣に、如何に猛き大將軍も、運盡き、かく成つて後は、心替る習ひなれば、此の大臣殿もさこそ坐すにや」と、申す人々も有りけるとかや。判官樣々に陳じ申されけれ共、景時が讒言の上は、鎌倉殿更に用ひ給はず。大臣殿父子具し奉つて、急ぎ上り給ふべき由宣ふ間、六月九日の日、又大臣殿父子請け取り奉つて、都へ歸り上られけり。大臣殿は加樣に一日も日數の延ぶる事を、嬉しき事に覺しけるこそいとほしけれ。道すがらも、爰にてや爰にてやと思はれけれ共、國々宿々打ち過ぎ〳〵通りぬ。尾張の國内海と云ふ所あり。是は一年故左馬の頭義朝が誅せられし所なれば、爰にてぞ一定斬られんずらんと思はれけれ共、そこをも終に過ぎしかば、さては我が命の助らんずるにこそと、覺しけるこそは

かなけれ。右衛門の督は、さは思ひ給はず。加様に熱き比なれば、頸の損ぜぬ様に計ひて、都近う成りてこそ斬られんずらめと思はれけれ共、父の餘りに歎き給ふが痛はしさに、さは申されず。偏に念佛をのみぞ勸め申されける。

【坐しける所】一本、おはしける所に、長門本、二位殿のおはしましける處の庭を隔ててとある。頼朝の御座所。【簾の中より】東鑑云、可ニ面謁一歟之由、被レ仰ニ合因幡前司一、(略)廣元申云、(略)君者鎭ニ海内濫刑一、其品已敍ニ二品一給、彼者過爲ニ朝敵一、無位囚人也、御對面之條、還可レ招ニ輕骨之謗一云々、仍被レ止ニ其儀一、於ニ簾中一覽ニ其體。【さてこそ廿餘年迄】お助けを得たからこそ、爾來廿餘年の今日迄過すことが出來たの意。【居直り畏り給ふぞロ惜しき】居ずまひを直し敬意を表する態度が卑屈なことを嘲り云。東鑑云、能員蹲ニ踞内府之前一、述ニ子細一之處、内府動レ座、頗有ニ諂諛之氣一。【猛虎深山に在る時云々】文選、司馬遷報ニ任安一書云、猛虎在ニ深山一、百獸震恐、及レ在ニ檻穽之中一、搖レ尾而求レ食、積ニ威約一之漸也。【尾張の國内海】知多郡内海町。【頸の損ぜぬ様】斬った頸が京へ送られる途中で腐敗せぬ様にといふこと。

同じき二十三日、近江の國篠原の宿に著き給ふ。昨日迄は父子一つ所に坐せしか共、今朝より引き別つて、別の所に居ゑ奉る。判官情ある人にて、三日路より人を先立てゝ、善知識の爲にとて、大原の本性房湛豪と申す聖を請じ下されたり。大臣殿、善知識の聖に向つて宣ひけるは、「さても右衛門の督は何くに候ふやらん。縦ひ首をこそ刎

ねらるゝ共、軀は一つ席に臥さんとこそ思ひしに、生きながら別れぬる事こそ悲しけれ。此の十七年が間一日片時も離れず、今度西國にて如何にも成るべかりし身の、生きながら囚はれて、京鎌倉恥を曝すも、偏にあの右衛門督故也」とて泣かれければ、聖も哀に思はれけれ共、我れさへ心弱うては叶はじとや思はれけん、涙押し拭ひ、さらぬ體にもてなし、「哀れ高きも賤しきも、恩愛の道は、思ひ切られぬ事にて候へば、誠にさこそは思し召され候ふらめ。生を受けさせ給ひてより以來、樂み榮え昔も類ひ候はず。一天の君の御外戚として、丞相の位に至らせ給へば、今生の御榮花、一事も殘る所ましまさず。今又かゝる御目に逢ひ給ふ御事も、先世の宿業なれば、世をも人をも神をも佛をも、恨み思し召す可からず。大梵王宮の深禪定の樂、思へば程なし。況んや電光朝露の下界の命に於てをや。忉利天の億千歳、只夢の如し。三十九年を過ぎさせ給ひけんも、纔に一時の間なり。誰か嘗めたりし、不老不死の藥。誰か保ちたりけん、東父西母が命。秦の始皇の奢を極め給ひしも、終には驪山の墓に埋もれ、漢の武帝の命を惜み給ひけんも、空しく杜陵の苔に朽ちにき。生ある者は必ず滅す、釋尊未だ栴檀の烟を免れ給はず。樂盡きて悲來る、天人猶五衰の日に逢へりとこそ承れ。されば佛は、我心自空、罪福無主、觀心無心、法不住法とて、善も惡も空なりと觀ずる

が、正しう佛の御心に相叶ふ事にて候ふ也。如何なれば、彌陀如來は、五劫が間思惟して、發し難き願を發しましますに、如何なる我れ等なれば、億々萬劫が間、生死に輪廻して、寶の山に入つて手を空しうせん事、恨の中の恨、愚なるが中の口惜しき事にては候はずや。今は努々餘念を思し召す可からず」とて、戒保たせ奉り、頻に念佛を勸め奉れば、大臣殿も然る可き善知識と思し召し、忽に妄念を飜し、西に向ひ手を合せ、高聲に念佛し給ふ處に、橘右馬の允公長、太刀を引き側め、左の方より大臣殿の御後に立ち廻り、既に斬り奉らんとしければ、大臣殿念佛を留めて、「右衞門の督も既にか」と宣ひけるこそ哀なれ。公長後へ寄るかと見えしかば、頸は前へぞ落ちにける。善知識の聖も、涙に咽び、猛き武士共も、皆袖をぞ濡らしける。此の公長と申すは、平家相傳の家人にて、就中新中納言知盛の卿の許に、朝夕伺候の侍也。さてこそ世を諂ふ習とは云ひながら、無下に情なかりける者哉とぞ、人皆慚愧しける。右衞門の督にも、又先の如く戒保たせ奉り、念佛勸め申されけり。右衞門の督、善知識の聖に向つて宣ひけるは、「さても父の御最後は、如何まし〳〵候ひつるやらん」と宣へば、「目出たうまし〳〵候ひつる。御心安く思し召され候へ」と申されければ、右衞門の督、「今は憂き世に思ひ置く事なし。さらば斬れ」とて、頸を延べてぞ斬らせける。今度は堀の彌

太郎親經斬つてげり。軀をば公長が沙汰として、父子一つ穴にぞ埋みける。是は大臣殿の餘りに罪深う宣ひけるに依つて也。同じき二十四日、大臣殿父子の首、都へ入る。檢非違使共、三條河原に出で向つて、是を請け取り、三條を西へ、東の洞院を北へ渡して、獄門の左の樗の木にぞ懸けられける。昔より三位以上の人の頸、大路を渡さるゝ事、異國には其の例もやあるらん、我が朝には未だ先蹤を聞かず。平治にも信賴の卿は、さばかりの惡行人たりしかば、首をば刎ねられたれ共、大路をば渡されず。平家に取つてぞ渡されける。西國より上つては、生きて六條を東へ渡され、東國より歸つては、死にて三條を西へ渡さる。生きての恥、死にての辱、何れも劣らざりけり。

【三日路より】 三日行程位の前からの意。**【善知識の爲にとて】** 臨終の際安心を得る導師としてといふこと。**【大原の本性房湛豪】** 東鑑、大原本性上人、長門本、篠原といふ所より聖を召されけり、今性房湛幸とぞ聞えし、盛衰記、其邊相尋て金性房湛豪と云僧請じ奉とある。**【軀は一つ席に臥さん】** 同處で死にたいとのこと。**【さらぬ體】** さあらぬ體。平氣を裝うこと。**【生を受けさせ】** 此世に生れ出たこと。**【大梵王宮の深禪定の樂】** 大梵天が王宮で甚深微妙な禪定に入て樂んで居ること。『禪定』靜慮三昧の義。禪は一心に物を考へること、定は一境に念を靜めること。往生要集云、忉利天上億千歲樂、大梵王宮深禪定樂、此等諸樂未レ足レ爲レ樂。**【思へば程なし】** 思ふにそれさへ長く續かない事であるの意。**【電光朝露の下界の命】** 果敢ない人生といふ意。『下

界』天上界に對して人間界の事を云。**【忉利天】**欲界六天中の第二、此天に在る者は非常に長壽で、人間の百年を一晝夜として、三億六千餘歳に當ると云。**【三十九年】**時に宗盛三十九歳。**【東父西母が命】**仙人東王父西王母の如き長壽といふこと。玉造小町子壯衰書云、東王父之仙桂、西王母之神桃。**【驪山】**史記には酈山とある、始皇帝埋葬の地。**【杜陵】**一本茂陵。漢書武帝紀に後元二年三月甲申葬茂陵とある。長安の西北八十里の地。**【生ある者は必ず滅す云々】**本朝文粹、後江相公作、重明親王爲室家四十九日願文云、生者必滅、釋尊未免栴檀之煙、樂盡哀來、天人猶逢五衰日。**【栴檀の煙】**釋迦入滅の時、栴檀沈木等の香木を以て薪として、佛身を荼毘に付した故事に據て云。こゝは釋尊すら死を免れないとの意。**【我心自空云々】**心の本體は空で、空より生ずる罪福共に空である、故に罪や福や、心や法やに心を留めるべきでないの意。觀普賢經云、何者是罪、何者是福、我心自空、罪福無主、一切諸法、皆亦如是、無住不壞、如是懺悔、觀心無心、法不住法中、諸法解脫、滅諦寂靜、如是想者名大懺悔。**【彌陀如來は五劫が間云々】**無量壽經云、時彼比丘聞佛所說嚴淨國土、皆悉覩見、超發無上殊勝之願、其心寂靜、志無所著、一切世間、無能及者、具足五劫、思惟攝取莊嚴佛國淸淨之行。**【五劫】**測定の出來ない位な長い期間。**【思惟】**考へること。**【發し難き願】**無上殊勝の願。衆生濟度の願を云。**【億々萬劫】**非常に非常に長い時といふこと。**【寶の山に入りて手を空しうせん事】**折角人間と生れながら尊き佛敎に逢はない事を惜んで云。摩訶止觀云、徒生徒死、無一可獲、如入寶山空手而歸、深可傷歎。**【餘念】**念佛往生以外の事を思ふこと、**【妄念】**愛欲の念。**【既に斬られたか】**既に斬られたかの意。**【さこそ世を諂ふ習とは云ひながら】**いくら權威に諂ひ從ふのが當世の風とはいへ

といふ意。【慚愧】公長の心を恥づかしく思ふこと。【公長が沙汰】公長の取計らひ。【罪深う】執着の心の去り難く思つたことで、父子一所にと頻りに言はれたことを云。【廿四日】一本、百錬抄、玉葉、廿三日とす。【樗の木】正しくは楝、せんだんの木を云。又安齋隨筆に引く一説に、獄屋の門の屋根の端に突き出た木をあふちといひ、夫に頸をかけることとある。平治物語繪卷の繪に其樣が見えてゐる。【平家に取つてぞ】平家に至つて初めての意。

巻第十二

重衡被レ斬

去程に本三位の中將重衡の卿をば、狩野の介宗茂に預けられて、去年より伊豆の國におはしけるが、南都の大衆頻りに申しければ、さらば遣さる可しとて、源三位入道の孫、伊豆の藏人の大夫頼兼に仰せて、終に奈良へぞ渡されける。今度は都の中へは入れられず、大津より山科通に、醍醐路を經て行けば、日野は近かりけり。此の北の方と申すは、鳥飼の中納言惟實の女、五條の大納言國綱の養子、先帝の御乳母、大納言の佐の局とぞ申しける。中將一の谷にて生捕にせられ給ひて後は、先帝に附き參らせてましましけるが、壇の浦にて海に沈み給ひしかば、武士の荒氣なきに囚はれて、舊里に歸り、姉の大夫三位に同宿して、日野と云ふ所にぞまし〳〵ける。三位の中將の露の命、草葉の末に懸つて、未だ消えやり給はぬと聞き給ひて、哀れ如何にもして、替らぬ姿を、今一度見もし見えばやとは思はれけれ共、其れも叶はねば、只泣くより外の慰みなくて、明し暮し給ひけり。三位の中將、守護の武士どもに宣ひけるは、「さても此の程、各の情深う

芳心せられける事こそ、有りがたう嬉しけれ。同じうは最後に今一度、芳恩蒙りたき事有り。我は一人の子なければ、浮世に思ひ置く事なし。年來契つたりし女房の、日野と云ふ所に有りと聞く。今一度對面して、後生の事をも云ひ置かばやと思ふは如何に」と宣へば、武士共も岩木ならねば、皆涙を流いて、「誠に女房などの御事は、何か苦しう候ふべき。とう〳〵」とて宥し奉る。三位の中將斜ならず悦び、「是に大納言の佐の局の御渡り候ふか。本三位の中將殿の、只今奈良へ御通り候ふが、立ち乍ら御見參に入らんと候」と、人を入れて謂はせられたりければ、北の方、「いづらやいづら」とて、走り出でゝ見給へば、藍摺の直垂に、折烏帽子著たる男の、痩せ黑みたるが、緣に寄り居たるぞ、そなりける。北の方御簾のきは近く出でて、「如何にや如何に、夢かや現か、是へ入らせ給へ」と宣ひける御聲を、聞き給ふに付けても、只先立つものは涙也。大納言の佐殿は、目も昏れ心も消え果てゝ、しばしは物も宣はず。三位の中將、御簾打被き、泣々宣ひけるは、「去年の春攝津の國一の谷にて、如何にも成るべかりし身の、せめての罪の報いにや、生きながら囚はれて、京鎌倉恥を曝すのみならず、果ては南都の大衆の手へ渡されて、斬らる可しとて罷り候。哀れ如何にもして、替らぬ姿を今一度見もし見え奉らばやとこそ思ひつるに、今は浮世に思ひ置く事なし。是にて

頭を剃り、形見に髪を參らせ度う候へ共、かゝる身に罷り成て候へば、心に心をも任せず」とて、額の髪を搔き分け、口の及ぶ所を少し囓ひ切つて、「是を信に御覽ぜよ」とて奉り給へば、北の方、日來覺束なう覺しけるより、今一入思の色や增さられけん、引き被いてぞ臥し給ふ。良有つて北の方淚を押へて宣ひけるは、「二位殿、越前の三位の上の様に、水の底にも沈むべかりしか共、正しう此の世におはせぬ人共聞かざりしかば、替らぬ姿を今一度見もし見えばやと思うてこそ、憂きながら今日迄も存へたれ。今迄存へつるは、若しやと思ふ賴みも有りつる物を、さては今日を限にておはすらん事よ」とて、昔今の事共宣ひかはすに付けても、只盡きせぬ物は淚也。北の方、「餘りに御姿のしをれて侍ふに、奉り替へよ」とて、袷の小袖に淨衣を添へて出されたり。中將是を著かへつゝ、元著給ひたる裝束をば、「是をも信に御覽ぜよ」とて、奉り給へば、北の方、「其れもさる御事にては侍へ共、はかなき筆の跡こそ、後の世迄の形見にて侍へ」とて、御硯を出されたり。中將泣々一首の歌をぞ書き給ふ。

　せき兼て淚のかゝるから衣、後の形見に脫ぎぞ替ぬる。

北の方の返事に、

　ぬぎかふる衣も今は何かせん、今日を限りの形見と思へば。

「契あらば、後の世には必ず生れあひ奉る可し。一つ蓮にと祈り給へ。日もたけぬ。奈良へも遠う候へば、武士共の待つらんも心なし」とて、出でられければ、北の方中將の袂にすがり「如何にや暫し」とて、引き留め給へば、中將、「心の中をば只推し量り給ふべし。され共終には存らへ果つべき身にも非ず」とて、思ひ切つてぞ立たれける。誠に此の世にて逢見ん事も、是ぞ限りと思はれければ、今一度立ち歸り度は思はれけれ共、心弱うては叶はじとて、思ひ切つてぞ出でられける。北の方は御簾の外迄まろび出で、喚き叫び給ひける御聲の、門の外迄遙に聞えければ、中將淚にくれて、行先も見えねば、駒をも更に早め給はず、中々なりける見參哉と、今は悔しうぞ思はれける。北の方軈て走りも出で、おはしぬべうは思はれけれ共、其れも流石成ればとて、引き被いてぞ臥し給ふ。

【源三位入道の孫】長門本に源三位入道の子息とあるのが正しい。○『源三位入道』頼政。**【終に奈良へ】**元暦二年六月九日鎌倉出發、同廿二日東大寺衆徒へ渡された。**【大津より山科通に醍醐路】**近江國大津より山城國宇治郡山科村へ東國街道を上り、更に紀伊郡伏見へ通ずる路を通つて醍醐へ出たこと。『醍醐』宇治郡醍醐村。**【日野】**醍醐村南方。重衡の北の方の居住した地。**【此の北の方】**重衡の北の方。**【鳥飼中納言惟實】**伊實の訛。藤原伊通の子。長門本には、皇后宮亮經正の北の方は左大臣伊通の御孫、鳥飼中納言の御娘、重衡の北方は五

條大納言邦綱卿の御娘とある。本文此二者を混同して云か。【先帝】安德天皇。【舊里】京。【大夫三位】大納言典侍成子。藤原成頼妻。六條院御乳母。【泣くより外の慰みなく】後拾遺集、題しらず、左京大夫道雅、涙やは又も逢ふべきつまならむ泣くより外の慰めぞなき。【後生の事】死後も契を變へぬ事。【岩木ならねば】人情も解しない譯でもないので。白氏文集云、人非二木石一皆有レ情。【御渡り候か】御出になるか。【立ち乍ら】家の外に立つたまゝといふことで、ほんの少しの間の意。【人を入れて】伴の者を中へ入れて案内を請はしめること。【そなりける】それなりけるの略。【せめての罪の報にや】罪を犯した、せめてもの報でもあるのかの意。【口の及ぶ所】口で届く所。【二位殿】二位の尼。【越前の三位の上】越前三位通盛の北の方、小宰相。【奉り替へよ】侍女にでも命した詞。【其れもさる御事】裝束を形見と見るのはいふまでもないがの意。【はかなき筆の跡】かりそめの筆蹟。【せき兼ねて云々】留めても留まらぬ涙にぬれたこの衣を形見として脱ぎ替へて置くの意。『から衣』唯衣の義。『兼て』『かゝる』『から衣』『形見に』『替る』か音の語を重ねて音調を取る。【ぬぎかふる衣も云々】ぬぎ替へた衣も何とも致し方のないものである。是も唯今日限りの形見に過ぎないからとの意。盛衰記には重衡の歌としてある。【行先も見えねば】涙に目が曇つて見えないこと。【中々なりける見參】却て逢はない方がよかつた位に、思ひが以前より增して來たとのこと。【其れも流石】それもあんまりであらうと走り出ることを止めたとこと。

去程に南都の大衆、三位の中將請け取り奉つて、如何すべきと僉議す。抑此の重衡の卿は、大犯(だいぼん)の惡人たる上、三千五刑の中にも洩れ、修因感果(しゆいんかんくわ)の道理極成(ごくじやう)せり。佛敵法敵(ほつてき)

の逆臣なれば、須く東大寺興福寺兩寺の大垣を廻らして、堀頸にやすべき。又鋸にてや斬る可きと僉議す。老僧共の僉議しけるは、「其れも僧徒の法には穩便ならず。只武士にたうで、木津の邊にて斬らすべし」とて、終に武士の手へぞ返されける。武士是を請け取つて、木津河の端にて、既に斬り奉らんとしけるに、數千人の大衆、守護の武士、見る人幾千萬と言ふ數を知らず。爰に三位の中將の年來の侍に、木工右馬の允知時と云ふ者あり。八條の女院に兼參にて候ひけるが、御最後を見奉らんとて、鞭を打つてぞ馳せたりける。既に斬り奉らんとしける處に馳せ著いて、急ぎ馬より飛んで下り、千萬人の立ち圍うだる中を押し分け／＼、三位の中將の御傍近う參つて、「知時こそ御最後を見奉らんとて、參つて候へ」と申しければ、中將、「志の程誠に神妙なり。如何に知時餘りに罪深う覺ゆるに、最後に佛を拜み奉つて、斬らればやと思ふは如何に」と宣へば、知時、「安い程の御事候」とて、守護の武士に申し合せて、其の邊近き里より、佛を一體迎へ奉つて參りたり。幸に阿彌陀にてぞまし／＼ける。河原の砂の上に居ゑ奉り、知時が狩衣の袖の括りを解いて、佛の御手にかけ、中將に控へさせ奉る。中將是を控へつゝ、佛に向ひ奉つて申されけるは、「傳へ聞く調達が三逆を作り、八萬藏の聖教を燒き亡し奉つたりしも、終には天王如來の記別に預り、所作の罪業誠に深し

といへ共、聖教に値遇せし逆緣朽ちずして、還つて得道の因となる。今重衡が逆罪を犯す事、全く愚意の發起に非ず、只世の理を存ずる計り也。生を受くる者誰か王命を蔑如せん、命を保つ者誰か父の命を背かん。彼と申し是と云ひ、辭するに所なし。理非佛陀の照覽にあり。されば罪報立所に報い、運命既に只今を限りとす。後悔千萬悲んでも猶餘り有り。但し三寶の境界は、慈悲心を以て心とする故に、濟度の良緣區々也。唯圓敎意、逆卽是順、此の文肝に銘ず。一念彌陀佛、卽滅無量罪、願くは逆緣を以て順緣とし、只今の最後の念佛に依つて、九品托生を遂ぐべし」とて、頸を延べてぞ討たせらる。日來の惡行はさる事なれ共、只今の御有樣を見奉るに、數千人の大衆も、守護の武士共も、皆鎧の袖をぞ濡しける。頸をば般若寺の門の前に釘付にこそしたりけれ。是は去んぬる治承の合戰の時、爰に打ち立つて、伽藍を燒き亡し給ひたりし故とぞ聞えし。

【三千五刑の中にも洩れ】書經に五刑の屬三千とある中にもない程の大罪人といふ意。「五刑」墨刑、劓刑、剕刑、宮刑及び大辟。尙書呂刑篇云、墨罰之屬千、劓罰之屬千、剕罰之屬五百、宮罰之屬三百、大辟之罰其屬二百、五刑之屬三千。**【修因感果の道理】**因あれば果あるの道理。**【極成】**至極成就の義。重衡に惡因があるから惡果の來るのも是非がないといふこと。**【法敵】**敎法の敵。**【大垣】**外圍の大きな垣。**【堀頸】**生きながら體を

地中に埋め置てその首を斬る刑。【たうで】賜びての音便。【木津川】一名泉河、古くは山背河と云。伊賀より山城に入り、木津に至て木津川となり、綴喜郡八幡に至つて淀河に注ぐ。【袖の括】袖の端に通してある紐。【佛の御手に懸け】括の紐を佛像の手に懸け、其端を重衡の手にかけたこと。當時臨終者にさせる一種の風習で、阿彌陀佛が引接して極樂に導いて行かれることを象徴したもの。【調達】調婆達多の略。又提婆と云。釋迦の從弟でありながら釋迦を恨み佛法の敵となつた者。【三逆】殺二阿羅漢一、出二佛身血一、破二和合僧一の三逆罪、涅槃經云、如來有二從弟提婆達多一、破二壞衆僧一、出二佛身血一、害二蓮花比丘尼一、作二三逆罪一。【八萬藏】八萬四千の法藏の義。八萬四千は大數で佛一代所說の敎法が多義を含むを云。釋迦一代の說法を包括する聖敎全部といふこと。【天王如來の記別】提婆達多が未來世に天王如來となることを釋迦の證言せられたこと。『記別』別は分別の義、佛が弟子の成佛することを認めて、悉しく劫數・國土・佛名・壽命等を分別するを云。法華經提婆達多品云、告二諸四衆一、提婆達多却後過二無量劫一當レ得二成佛一、號曰二天王如來應供正徧知明行足善逝世間解無上士調御丈夫天人師佛世尊一、世界名二天道一。【聖敎に値遇せし逆緣】佛敎を信ずるに至つた緣。『逆緣』惡事が佛道に入る緣となること。【王命】天皇の命。【蔑如】ないがしろにすること。【理非佛陀の照覽にあり】事の善惡は佛の目より御覽になれば判る事であるの意。【三寶の境界】佛の世界。【濟度の良緣區々】衆生救濟の緣を結ぶには種々の機會方法があること。【唯圓敎意、逆卽是順】圓滿圓融で不偏を以て見ると、逆も畢竟順と同じの意。『圓敎』圓滿圓融の義で天台宗の敎義を云。法華文句記云、理順卽圓敎、事逆卽三敎（藏、通、別の三敎）、唯圓敎意、逆卽是順、自餘三敎、逆順定故。【此の文肝に銘す】上の語意は深く信じて忘れないと

のこと。【一念彌陀佛卽滅無量罪】勸進往生論の句。一たび彌陀佛を念すれば、量られない程深い罪でも卽座に消滅するとのこと。【逆緣を以て順緣とし】佛寺を燒いた逆緣を轉じて往生の順緣としたいとのこと。【九品托生】九品の淨土に生れること。「托生」母の胎内に宿ること、極樂の蓮華の上に生れることを云。【般若寺の門の前】玉葉 文治元、六廿一 云、傳聞、重衡首於二泉木津一切レ之、令レ懸二奈良坂一。

北の方此の由を聞き給ひて、縱ひ首をこそ刎ねらるゝ共、軀は定めて捨て置いてぞ有るらん。取り寄せて孝養せんとて、輿を迎に遣されたりければ、實にも軀は河原に捨て置いてぞ有りける。是を取つて輿に入れ、日野へ舁いてぞ歸りける。昨日迄はさしもゆゝしげにおはせしかども、加樣に熱き比なれば、いつしかあらぬ樣にぞ成られける。是を待ち請けて見給ひける、北の方の心の中、推し量られて哀れ也。頸をば大佛の聖俊乘坊に角と宣へば、大衆に乞ひ請けて、軈て日野へぞ送られける。さてしも有る可き事ならねば、其の邊近き法界寺と云ふ山寺に入れ奉り、頸も軀も烟りになし、骨をば高野へ送り、墓をば日野にぞせられける。北の方軈て樣をかへ、濃き墨染に窶れ果てゝ、彼の後世菩提を弔ひ給ふぞ哀れなる。

【ゆゝしげに】相好の崩れずにゐたこと。【あらぬ樣】腐爛したこと。【大佛の聖俊乘坊】重源。初め醍醐寺に寄敎を學び、後黑谷の法然に從ふ。仁安二年入宋、治承四年東大寺兵燹に係るに及で、東大寺大勸進の職に補せ

られ、朝命を奉じて再建に力を盡すこと十餘歳にして完成した。故に大佛の聖と云。【法界寺】日野の名刹。日野三位資業の創建、其北五町許の茶園に重衡の塔があり、土人今に其地を武士田と稱すと、雍州府志に見える。

大地震

去程に平家亡び、源氏の代に成つて後、國は國司に順ひ、莊は領家の儘なりけり。上下安堵して覺えし程に、同じき七月九日の日の午の刻計り、大地夥しう動いて良久し。赤縣の內白河の邊り、六勝寺皆破れ崩る。九重の塔も、上六重振り落し、得長壽院の三十三間の御堂も、十七間迄淘り倒す。皇居を始めて、在々所々の神社佛閣、恠しの民屋、さながら皆破れ崩る。崩るゝ音は雷の如く、上る塵は烟の如し。天暗うして、日の光も見えず。老少共に魂を失ひ、朝衆悉く心を盡す。又遠國近國も此の如し。山崩れて河を埋み、海漾ひて濱を浸す。渚漕ぐ舟は波に淘られ、陸行く駒は足のたてどを失へり。大地裂けて水湧き出で、磐石破れて谷へ轉ぶ。洪水漲り來らば、岡に昇つてもなどか助からざらん、猛火燃え來らば、川を隔てゝも暫しは避けぬべし。鳥にあらざれば空をも翔けり難く、龍にあらざれば雲にも又上り難し。只悲しかりしは大

地震也。白河六波羅京中に打ち埋れて、死ぬる者幾等と云ふ數を知らず。四大種の中に、水火風雨は常に害をなせ共、大地に於て異なる變をなさず。今度ぞ世の失せ果とて、上下遣戸障子をたてゝ、天の鳴り地の動く度毎には、聲々に念佛申し、喚き叫ぶ事夥し。六七十、八九十の者共、世の滅するなど云ふ事は、常の習なれ共、流石昨日今日とは思はざりし者をと云ひければ、童部どもは是を聞いて、泣き悲む事限りなし。法皇は新熊野へ御幸成りて、御華まゐらさせ給ふ折節、かゝる大地震有つて、觸穢出で來にければ、急ぎ御輿に召して、六條殿へ還御なる。供奉の公卿殿上人、道すがら、いか許りの心をか碎かれけん。法皇は南庭に幄屋を立てゝぞおはします。主上は鳳輦に召して、池の汀へ行幸なる。中宮宮々は、或は御輿に召し、或は御車に奉つて、他所へ行啓有りけり。天文博士急ぎ內裏へ馳せ參つて、夕さり亥子の刻には、大地必ず打ち返すべき由申しければ、怖しなども疎也。昔文德天皇の御宇、齋衡三年三月八日の大地震には、東大寺の佛の御頭を、ゆり落したりけるとかや。又天慶二年四月二日の大地震には、主上御殿を去つて、常寧殿の前に五丈の幄屋を立て、おはしけるとぞ承る。其れは上代なれば如何有りけん。此の後はかゝる事有る可し共覺えず。十善帝王、帝都を出でさせ給ひて、御身を海底に沈め、大臣公卿擒はれて舊里

に歸り、或は頭を刎ねて大路を渡され、或は妻子に別れて遠流せらる。平家の怨靈に依つて、世の失すべき由申しければ、心有る人の歎き悲まぬは無かりけり。

【國は國司に】世一統に歸し、政治が歸着する所へ歸着したこと。**【領家】**領主とも云、莊園及其住民を支配し、租稅の徵集、管内の司法警察を掌る。**【赤縣】**支那で畿内の縣をいふ稱。こゝは皇城の地の意。京中。**【九重の塔】**白川法勝寺の塔。玉葉元曆二、七、九、云、法勝寺九重塔、心柱雖レ不レ倒、瓦以下皆震剝。**【十七間】**柱間を云。**【皇居を始めて】**百錬抄云、宮城瓦垣、並京中民屋、或破損、或顚倒、一所不レ全、就中大内日花門閑院西邊廊顚倒。**【さながら】**悉く。**【朝衆】**一本鳥獸に作る。長門本禽獸悉く心を迷はすとある。**【山崩れて河を埋み】**以下方丈記の文と大同小異。**【四大種】**地水火風。佛敎では一切の有形有質の物は、悉くこの四種の所造ならざるなしとする、故に大と云。**【世の失せ果て】**此世の破滅の時。**【遣戶】**橫に引く戶。**【障子】**襖。**【觸穢】**穢に觸れること、死傷出產病氣等に關係したものを穢に觸れたものとして、日を限つて物忌をし、神事等に關はらざる慣例であつた。こゝは死傷者の、附近に出來た事を云。**【池の汀】**山槐記云、主上先駕ニ腰輿一、御ニ庭中一、次駕ニ鳳輦一、御ニ中島一、次依ニ攝政一被ニ申云一、呼ニ帳於庭中一、供ニ大床子一、終日御座、于時皇居閑院也。**【天文博士】**陰陽寮に屬し、天文を觀察し、異變ある時は密封奏聞し、又天文生を敎授するを掌る。**【夕さり】**夕方。**【亥】**今の午後十時前後。**【子】**今の午後十二時頃。**【齊衡三年】**文德實錄齊衡二年五月條云、庚午東大寺奏言、毘盧舍那大佛頭自落在レ地。**【天慶二年四月二日の日大地震】**一本四月五日に作る。山槐記元曆二、七、九、に天慶二年四月十五日十八日、八月三日六日の地震の事を記し、粧ニ御座於常寧殿前地一、天皇乘

レ與還御とある。【御殿】清涼殿。【上代なれば如何有りけん】昔の事でその理由は判らないが、今後はこんな大變は二度とあるまいと思はれるの意。

紺掻の沙汰

同じき八月廿二日、高雄の文覺上人、故左馬頭義朝のうるはしき頭とて、尋ね出だして頸にかけ、鎌田兵衛が頸をば、弟子が頸にかけさせ、關東へぞ下られける。去んぬる治承四年七月に、謀叛を勸め申さんが爲に、聖そゞろなる髑髏を一つ取り出だし、白い布に裹んで、是こそ故左馬頭義朝の首よとて、奉られたりければ、軈て謀叛を起し、程なく世を討ち取つて、一向父の首と信ぜられける處に、今又尋ね出だしてぞ下られける。是は義朝の年來不便にして召し使はれける紺掻の男、平治の後は、獄舍の前なる苔の下に埋もれて、後世弔ふ人も無かりしを、時の大理に付けて申し請け、兵衛佐殿は、今こそ流人でおはす共、末賴もしき人なり。又世に出で尋ね給ふ事もやと、東山圓覺寺と云ふ所に、深う藏めて置いたりしを、文覺尋ね出して頸に懸け、彼の紺掻の男共に、相具してぞ下られける。聖今日既に鎌倉へ入ると聞えしかば、源二位、片瀨河の端迄迎にぞ出で給ふ。其れより色の姿に出で立ちて、鎌倉へ歸り入ら

る。聖をば大床に立て、我が身は庭に立つて、泣々父の首を請け取り給ふぞ哀れなる。是を見奉る大名小名、皆袖をぞ濡されける。石巖のさがしきを伐り掃つて、新なる道場を造り、一向父の御爲と供養して、勝長壽院と號せらる。公家にも加樣の事共を聞し召して、故左馬の頭義朝の墓へ、内大臣正二位を贈らる。勅使は左少辨兼忠とぞ聞えし。賴朝の卿、武勇の名譽長じ給へるに依つて、身を立て家を興すのみならず、亡父尊靈迄、贈官贈位に及びぬるこそ有り難けれ。

【うるはしき頭】間違なく正しい頭蓋骨。**【頭にかけ】**東鑑（文治元、八、三十、）云、二品御素意、偏以孝爲本之處、未盡水菽之禮、而平治有事、嚴閣夭亡給之後、以每日轉讀法華經、被備沒後追福、而令極榮貴給之今、被企一伽藍作事、可安先考御廟於其地之由存念御之間、潜被伺奏此由、法皇亦叡感勳功之餘、去十二日仰判官、於東獄門邊、被尋出故左典廐首、相副正淸（號鎌田二郎兵衛尉）首、江判官公朝爲勅使被下之、今日公朝下着、仍二品爲令奉迎之、參向固瀨河邊給、御遺骨者文學上人門弟僧等奉懸頸、二品自奉請取之、還向。**【鎌田兵衛】**義朝の乳母子。初め正淸。兵衛尉となり政家と改名。義朝と同じく尾張國内海に於て殺され、其首を京師に傳へられた。**【そゞろなる】**誰のとも判らぬの意。**【紺掻】**藍染業者。考證云、今も藍染の工は刑所の役に從ふ、故に義朝の首をも收拾して、圓覺寺に埋藏せるなるべし。**【苔の下に埋もれ】**義朝の首のこと。**【大理に付けて】**一本大理に逢ひ奉りとある。『大理』撿非違使別當の唐名。

【圓覺寺】上京區岡崎町南、廣道の西に圓覺寺の字が残つてゐると云、粟田口町の北、平安神宮の南に當る。保元物語には、義朝の父爲義、同弟乙若龜若鶴若天王等もこゝに合葬するとある。【片瀨川】境川の一名。鎌倉の入口、片瀨より海に入るより名づける。【色】素服。東鑑云、于レ時改二以前御裝束一(練色水干)、着二素服一給。【道場】佛道修行所の意。寺。【勝長壽院】南御堂、大御堂など云。其址鎌倉の賴朝屋敷の南向ひ、文覺屋敷の東隣阿彌陀山にあると云。東關紀行云、大御堂ときこゆるは、石巖のきびしきを切つて、道場のあらたなるを開きしより、禪僧庵を並ぶ。【内大臣正二位を贈らる】大日本史に、本書及び盛衰記に太政大臣と爲すことを擧げ、無二他確據一とある。

平大納言の被レ流

九月廿三日、平家の餘黨の、都の內に殘り留りたるを、皆國々へ遣さる可き由、鎌倉より公家へ申されたりければ、さらば遣さる可しとて、平大納言時忠の卿能登の國、內藏の頭信基佐渡の國、讃岐の中將時實安藝の國、兵部の少輔正明隱岐の國、二位の僧都全眞阿波の國、法勝寺の執行能圓上總の國、經誦坊の阿闍梨融圓備後の國、中納言の律師忠快は武藏の國とぞ聞えし。或は西海の波の上、或は東關の雲の果、先途いづくを期せず、後會其の期を辨へず、別の涙を押へつゝ、面々に赴かれけん心の中、推し量られて哀れな

り。中にも平大納言時忠の卿は、建禮門院の渡らせ給ふ吉田に參つて申されけるは、「御暇申さんが爲に、官人共に暫の暇乞うて參つて候。時忠こそ責重うして、今日既に配所へ赴き候へ。同じ都の中に候ひて、御傍の御事共をも承らまほしう存じ候ひしに、かゝる身に罷り成つて候へば、今より後、又如何なる御有樣共にてか、渡らせ給ひ候はんずらんと、思ひ置き參らせ候ふにこそ、更に行くべき空も覺えまじう候へ」と、泣泣申されければ、女院、「げにも昔の名殘とては、足下計りこそおはしつるに、今は情を懸け問ひ訪ふ人も、誰か有る可き」とて、御涙せきあへさせ給はず。抑此の時忠の卿と申すは、出羽の前司具信が孫、贈左大臣時信公の子也けり。故建春門院の御兄、高倉の上皇の御外戚、又入道相國の北の方八條の二位殿も、姉にておはしければ、兼官兼職、思ひの如く心の儘也。されば正二位の大納言にも、程なく經上つて、檢非違使の別當にも三箇度迄成り給へり。此の人の廳務の時は、諸國の竊盜强盜山賊海賊などをば、やうもなく搦め取つて、一々に肘の本より、ふつ〳〵と打ち切り打ち切り追つ放たる。されば人、惡別當とぞ申しける。主上竝に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由の院宣の御使、御坪の召次花方が顏に、浪形と云ふ燒印をせられけるも、偏に此の時忠の卿の所爲也。故建春門院の御名殘にておはしければ、法皇も御形見に御覽ぜまほ

しうは思し召されけれ共、加様の悪行に依つて、御憤淺からず。判官も又親しう成られたりければ、様々に申されけれ共叶はずして、終に流され給ひけり。子息の侍從時家とて、生年十六に成り給ふは、是は流罪には漏れて、叔父の宰相時光の卿の許におはしけるが、昨日より大納言の宿所におはして、母上帥の佐殿共に、大納言の袂にすがり、今を限りの名殘をぞ惜まれける。大納言「終にすまじき別かは」と、心强うは宣へ共、さこそは心細かりけめ。年闌け齡傾いて、さしも睦じかりける妻子にも、皆別れ果てゝ、住み馴れし都をば、雲井の餘所に顧みて、古は名にのみ聞きし越路の旅に赴いて、遙々と下り給ふに、彼は志賀唐崎、是は眞野の入江、堅田の浦と申しければ、大納言泣々詠じ給ひけり。

　歸りこん事は堅田に引く網の、目にもたまらぬ我が涙かな。

昨日は西海の波の上に漾ひて、怨憎會苦の恨を扁舟の中に積み、今日は北國の雪の下に埋もれて、愛別離苦の悲を故郷の雲に重ねたり。

【國々へ遣はさるべき由】諸國へ配流の事。**【公家】**朝廷。**【信基佐渡の國】**長門本内藏頭信基をば、章貞承りて備後國へ遣はす、東鑑前内藏頭信基(備後)。**【時實安藝の國】**長門本公朝承りて周防國へ遣はす、東鑑初めは周防國、後上總國へ配流の旨に見える。**【正明隱岐の國】**東鑑云、前兵部權少輔尹明(出雲)。**【全眞阿波の國】**

長門本經廣承りて安藝國へ遣す、東鑑權少僧都全眞（安藝）。**【能圓上總の國】**長門本經廣同じく承りて阿波國へ遣す、東鑑法眼能圓（備中）。**【忠快は武藏の國】**長門本は陸奧國、東鑑は伊豆。**【東關の雲の果】**關東の遠地といふ義。**【先途いづくを期せず云々】**行く先も再會の時期も分らないとのこと。二句、卷七忠度の都落、和漢朗詠集の句參照。**【面々に】**それぞれに。**【吉田】**京都市吉田町、神樂岡西。灌頂卷女院御出家參照。**【責重う】**罪重く。東鑑（文治二、五、十六、）云、於二時忠事一者、可レ被レ寛二死罪一等一之由、是內侍所無爲御歸坐者、依二彼卿功一之故云々。**【行くべき空も覺えまじう候へ】**行く氣になれないとのこと。**【昔の名殘とては足下計り】**昔の知り合は汝のみであるとのこと。**【今は】**今後は。**【出羽の前司具信】**長門本知信に作る。**【正二位の大納言】**治承三年正月七日正二位、壽永二年正月廿二日權大納言。**【廳務】**別當として撿非違使廳の事務を執ること。**【やうもなく】**當座の理由もないのにの意。**【一々に肘の本より】**百錬抄（治承三、五、十九、）云、別當時忠卿切二强盜十二人右手一、懸二獄門一希代事也、經成卿廳務之時有二此例一云々。**【惡別當】**「惡」は嚴急の意。當時峻嚴、亂暴、强剛の者に對して呼ぶ通用語。**【故建春門院の御名殘】**御兄の故に云。**【判官も又親しう】**義經を聟とした故に云。**【叔父の宰相時光】**時忠の北の方帥の佐の異母兄。**【終にすまじき別かは】**いつかは別れずには居れない此世といふ意。後拾遺集、雜二、讀人不知、歎かじな終にすまじき別かは是はある世にと思ふ計りを。**【年闌け】**時忠時に年五十六。**【眞野の入江】**近江國滋賀郡眞野村眞野川の末、湖畔を云。**【堅田の浦】**同郡堅田村湖畔。**【歸りこん云々】**再度歸京の難いと堅田、網の目と目とをかけ、再度の歸京はむつかしいので泣くより外ないの意。「たまらぬ」とまらぬこと。**【怨憎會苦】**怨み憎む人にも物にも會はずに居られない苦。人間界八苦の一。**【愛別離苦】**

土佐房被レ斬

去程に判官には、鎌倉殿より大名十人付けられたりけるが、内々御不審を蒙り給ふと聞えしかば、心を合せて一人づゝ皆下り果てにけり。兄弟なる上、殊に父子の契りをして、一の谷壇の浦に至るまで、平家を攻め亡し、内侍所、璽の御箱、事故なう都へ還し入れ奉り、一天を鎮め四海を澄す。勲賞行はる可き所に、何の子細有つてか、かゝる聞えの有りけんと、上一人より下萬民に至る迄、人皆不審をなす。其の故は、此の春攝津の國渡邊にて、逆櫓立てう立てじの論をして、大に嘲かれし事を、梶原遺恨に思ひ、常は讒言して、終に失ひけるとぞ、後には聞えし。鎌倉殿、判官に勢の付かぬ間に、今一日も先に討手を上せたうは、思はれけれ共、大名共差し上せば、宇治勢田の橋をも引き、京都の騒共成つて、中々悪しかりなんず、如何せんと思はれけるが、爰に土佐房昌俊を召して、「和僧上て物詣する樣で、謀つて討て」と宣へば、土佐房畏り承つて、宿所へも歸らず、直に京へぞ上りける。九月廿九日に土佐房都へ上つたりけれ共、次の日迄判官殿へは參せず。判官、土佐房が上つたる由を聞し召して、武藏房辨慶を以て召され

ければ、聽てつれてぞ參つたる。判官、「如何に土佐房、鎌倉殿より御文はなきか」と宣へば、「別の御事も候はぬ間、御文をば參らせられず候。御詞で申せと仰せ候ひつるは、當時都に別の子細の候はぬは、さて渡らせ給ふ御故なり。相構へて能く〳〵守護せさせ給へと申せとこそ仰せ候ひつれ」と、申しければ、判官、「よもさはあらじ、義經討ちに上つたる御使なり。大名共指し上せば、宇治勢田の橋をも引き、京都の喿共成つて、中々惡しかりなんず。和僧上つて物詣する樣で、謀つて討てと仰せ付けられたんな」と宣へば、土佐房大に驚き、「何に依つてか、只今去る御事の候ふべき。是は聊宿願の子細候ひて、熊野參詣の爲に、罷り上つて候」と申しければ、其の時判官、「景時が讒言に依つて、鎌倉中へだに入れられずして、追ひ上せられし事は如何に」。土佐房、「其の御事は如何まし〳〵候ふやらん、知り參らせぬ候。昌俊に於ては、全く御腹黑思ひ奉らぬ候。一向不忠なき由の起請文を書き進ずべき由」を申す。判官、「兎ても角ても、鎌倉殿によしと思はれ奉つたる身ならばこそ」とて、以の外に氣色あしげに見え給へば、土佐房一旦の害を遁れんが爲に、居ながら七枚の起請を書き、或は燒いて飮み、或は社の寶殿に籠めなどして、ゆりて歸り、大番衆の者共催し聚めて、其の夜聽て寄せんとす。

【御不審を蒙り】頼朝より嫌疑を受けてゐること。【一人づゝ皆下り果】十人が順次に鎌倉へ逃げ下つたこと。【父子の契】頼朝が義經の擧兵に來り加はつたのを悦んだ事を、長門本に、故殿生き返り給へるかと覺えて賴母敷覺え候とあるなどをいふか。【上一人より】上は天皇よりの意。【嘖かれ】罵られたこと。【物詣する樣で】物詣するふりをしての意。『で』にての轉。【別の子細の候はぬは】何事も起らず無事なのは。【さて渡らせ給ふ御故なり】かうして義經が御出になるからの事であるの意。【御腹黑思ひ奉らず候】義經を惡くは思つて居らぬとのこと。一本全く御後ぐらう候はずとある。【鎌倉殿によしと思はれ奉つたる身ならばこそ】頼朝によく思はれてゐる身なら、起請文を貫つてもよいが、いづれにしてもつまりは惡まれてゐるのであるから、どうでもよいといふ意。【一旦の害を遁がれんが爲に】その場逃れに。【居ながら】其場での意。【ゆりて】義經に許されての意。

判官は磯の禪師と云ふ白拍子が娘、靜と云ふ女を寵愛せられけり。靜傍を片時も立ち去る事なし。靜申しけるは、「大路は皆武者で侍ふなる。御内より催の無からんに、是程迄、大番衆の者共が、噪ぐ可き事や侍ふべき。如何樣にも是は、晝の起請法師が所爲と覺え侍ふ。人を遣して見せ侍はゞや」とて、六波羅の故入道相國の召し使はれける禿童を三四人召し使はれけるを、二人見せに遣す。程經る迄歸らず。女は中々苦しかるまじとて、はした者を一人見せに遣す。軈て走り歸つて、「禿童と覺しき者は、兩人な

がら土佐房が門の前に切り臥せられて侍ふ。門の前には、鞍置馬共、引つ立て〳〵、大幕の內には、者共鎧著、甲の緒を縮め、矢掻き負ひ、弓押し張り、只今寄せんと出で立ち侍ふ。少しも物詣の氣色とは見え侍はず」と申しければ、判官さればこそとて、太刀取つて出で給へば、靜著背取つて投げ懸け奉る。高紐計りして出で給へば、馬に鞍置いて、中門の口に引つ立てたり。判官是に打ち乘り、「門あけよ」とて、開けさせ、今や〳〵と待ち給ふ處に、夜半計りに、土佐房混甲四五十騎、總門の前に推し寄せて、鬨を咄とぞ作りける。判官鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げて、「夜討にも又晝軍にも、義經容易う討つ可き者は、日本國には覺えぬ物を」とて、馳せ廻り給へば、馬に當られじとや思ひけん、皆中を開てぞ通しける。去程に伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶など云ふ一人當千の兵共、御內に夜討入つたりとて、あそこの宿所、爰の屋形より馳せ來る程に、判官程なく六七十騎に成り給ひぬ。土佐房、心は猛う寄せたれ共、助かる者は少う、討たるゝぞ多かりける。土佐房叶はじとや思ひけん、希有にして鞍馬の奥へ引き退く。鞍馬は判官の故山なりければ、彼の師搦め取つて、次の日判官殿へ遣す。僧正が谷といふ所に、隱れ居たりけるとかや。土佐房其の日の裝束には、褐の直垂に、黑革威の鎧著て、出張頭巾を

ぞ著たりける。判官縁に立つて、土佐房を大庭に引き居ゑさせ、「如何に土佐房、起請には、早くも、うてたるぞかし」と宣へば、「さん候、ある事に書いて候へば、うてて候」と申す。判官涙をはら〳〵と流いて、「主君の命を重じて、私の命を輕んず、志の程誠に神妙也。和僧命惜しくば、助けて鎌倉へ返し遣さんは如何に」と宣へば、土佐房居直り畏つて、「こは口惜しき事をも宣ふ者哉。助からうと申さは、殿は助け給ふべきか。鎌倉殿の、法師なれ共己れぞねらはんずる者をと、仰を蒙つしより以來、命をば兵衛の佐殿に奉りぬ。何かは二度取り返し奉るべき。只芳恩には、疾う〳〵首を刎ねられ候へ」と申しければ、さらばとて、軈て六條河原へ引き出だいてぞ斬つてげる。譽めぬ人こそ無かりけれ。

【靜】徒然草云、多の久資が申しけるは、通憲入道、舞の手の中に興ある事どもを選びて、磯の禪師と云ひける女に敎へて、舞はせけり。白き水干に鞘卷をさゝせ、烏帽子を引き入れたりければ、男舞とぞいひける。禪師が女靜といひける、この藝を繼げり。是れ白拍子の根元なり。佛神の本緣を謠ふ。【御內】居館を指していふ敬語、轉じて其人。こゝは義經。【催し】命令。【起請法師】昌俊を嘲つていふ語。【中々苦しかるまじ】却て都合がよからうの意。【はした者】召使の女の稱。【大幕の中】大幕を張り廻した陣屋の中。【矢掻き負ひ弓押し張り】「掻き」「押し」共に强めていふ語。【高紐計して】鳩尾板栴檀板なども付けず、無造作の體。【日本國には

【覺えぬものを】國內にはそんなものはあると思へないのにの意。**【屋形】**假の宿所。**【希有にして】**やつと、不思議に。**【故山】**故鄕の義。義經が育つた所なので云。**【僧正が谷】**鞍馬寺の西北十町、壹演僧正の修禪の別所の故に云。岩石樹林尋常ならざる故を以て、鞍馬天狗太郎坊の栖む處とも稱せられる。**【出張頭巾】**首丁頭巾とも書く、紺布で作り頂を括り端の尖つてゐる頭巾。力者等法師姿のものの被るもの。**【うてたる】**うたれたるの轉。罰を受ける意か。**【ある事に書いて】**無い事を有る事の樣に書いたから、神佛の罰を受けるといふ意。**【己れぞねらはんずる者】**汝なら義經を狙ふ事が出來る者。**【二度取り返し】**一旦賴朝に差出した命であるから、又自分のものと取り返すべきではないの意。

判官の都落

爰に足立の新三郎と云ふ雜色有り。「奴は下﨟なれ共、さか／＼しき者にて候。召し使はれ候へ」とて、鎌倉殿より判官に付けられたりけるとかや。是は內々九郎が振舞を見て、我に知らせよと也。土佐房が斬らるゝを見て、夜を日に續で馳せ下り、此の由角と申しければ、鎌倉殿大に驚き、舍弟參河の守範賴に、討手に上り給ふべき由宣へば、頻りに辭し申されけれ共、如何にも叶ふまじき由を重ねて宣ふ間、力及ばず、急ぎ物具して、御暇申に參られたりければ、鎌倉殿、「わ殿も又九郎が振舞し給ふなよ」と、

宣ひける御詞に恐れて、宿所に歸り、急ぎ物具脱ぎ置き、京上りをば思ひ留り給ひぬ。全く不忠なき由の起請文を、一日に十枚づゝ晝は書き、夜は御坪の內にて讀み揚げ〱、百日に千枚の起請を書いて參らせたりけれども、叶はずして、範賴終に討たれ給ひけり。次に北條の四郎時政に、六萬餘騎を差し副へて、討手に上せらるゝ由聞えしかば、判官宇治勢田の橋をも引き、防がばやと思はれけるが、爰に緒方の三郎惟義は、平家を九國の中へも入れずして、追ひ出だす程の多勢の者也。「我に憑まれよ」と宣へば、「左候はゞ、御內に候ふ菊池の次郎高直は、年來の敵で候ふ間、賜つて斬つて後、賴まれ奉らん」と申しければ、判官左右なう賜うでげり。聽て六條河原へ引き出いてぞ斬つてげる。其の後惟義領狀す。同じき十一月二日の日、九郎大夫の判官院參して、大藏卿泰經の朝臣を以て、奏聞せられけるは、「賴朝、郎等共が讒言に依つて、義經討たんと仕り候。宇治勢田の橋をも引き防がばやとは存じ候へども、京都の噪共成つて、中々惡しう候ひなんず。一先づ鎭西の方へも、落ち行かばやと存じ候。哀れ院の廳の御下文を賜つて、罷り下り候はゞや」と申されたりければ、法皇此の事如何有らんずらんと、思し召し煩はせ給ひて、諸卿に仰せ合せらる。諸卿申されけるは、「義經都に候ひなば、東國の大勢亂れ入つて、京都の騷動絕えまじう候。暫く鎭西の方へも落ち行

き候はゞ、其の恐有るまじう候」と申されたりければ、さらばとて、鎮西の者ども、緒方の三郎惟義を始めとして、臼杵、戸次、松浦黨に至る迄、皆義經が下知に隨ふべき由の、院の廳の御下文を給はつて、明くる三日の卯の刻に、都に聊の煩ひも成さず、波風をも立てずして、其の勢五百餘騎でぞ下られける。

【足立の新三郎】平治物語に足立新三郎清恒とし、平治の亂に頼朝を隱した近江淺井の北郡の老翁の子とある。又長門本に安達新三郎淸經とある。**【範頼終に討たれ】**東鑑（建久四、八、一八）に、範頼叛逆を企てたとの事を頼朝から尋問され、起請文を書いた事が見え、同十七日に伊豆國修禪寺に幽せられ後殺されたとある。此條は恐らく誤。**【我に憑まれよ】**義經の加勢をしてくれといふこと。**【御内に候ふ】**義經の手下の意。**【左右なう賜うてけり】**容易く渡したこと。**【領狀】**一本領承とある。承知したこと。**【中々惡しう候ひなんず】**却てよくないことにならうの意。**【院の廳の下文】**院の思召を奉じて院の廳の官人等が連署して下す文書。首に院廳下とあるを例とする。玉葉には院宣とある。**【波風をも立てず】**穏にの意。玉葉（文治二、十一、三）云、自二去夜一洛中貴賤多以逃隱、今曉九郎等下向之間、爲レ疑二狼籍一也、辰刻前備前守源行家伊與守兼左衛門尉同義經等、各申二身暇一赴二西海一訖。

爰に攝津の國源氏、太田の太郎頼基、此の由を聞いて、鎌倉殿と中違うて下り給ふ人を、左右なう我が門の前を通しなば、鎌倉殿の返り聞し召されんずる処もあり、矢一

つ射懸け奉らんとて、手勢六十餘騎、河原津と云ふ所に追つ付いて攻め戰ふ。判官、「其の儀ならば、一人も漏さず討てや」とて、五百餘騎取つて返し、太田の太郎六十餘騎を中に取り籠めて、我れ討つ取らんとぞ進みける。太田の太郎頼基、家の子郎等多く討たせ、我が身手負ひ、馬の太腹射させ、力及ばで引き退く。殘り留つて防ぎ矢射ける兵共、二十餘人が頸斬り懸けさせ、軍神に祭り、悅の鬨を作り、門出よしとぞ悅ばれける。其の日は攝津の國の大物の浦にぞ著き給ふ。明くる四日の日、大物の浦より船にて下られけるが、折節西の風烈しう吹きければ、判官の乘り給へる船は、住吉の浦へ打ち上げられて、其れより吉野山へぞ籠られける。吉野法師に攻められて、奈良へ落つ。奈良法師に攻められて、又都へ歸り上り、北國に懸つて、終に奥へぞ下られける。判官の都より具せられたりける、十餘人の女房達をば、皆住吉の浦に捨て置かれたりければ、此や彼の松の下、砂の上に倒臥し、或は袴踏みしだき、或は袖片敷いて、泣き居たりけるを、住吉の神官是を憐んで、乘物共を仕立て、皆京へぞ送りける。判官の宗と憑まれたりける、緒方の三郎惟義、信太の三郎先生義敎、備前の守行家等が乘つたる舟共も、此彼の浦々島々に打ち上げられて、互に其の行方をも知らざりけり。西の風忽に烈しう吹きけるは、平家の怨靈とぞ聞えし。同じき七日の日、北條の四郎時政、

六萬餘騎を相具して上洛す。明くる八日の日、院參して、「伊豫の守源義經、並に備前の守行家、信太の三郎先生義敎、皆追討すべき由の院宣賜るべき由、賴朝申し候」と申しければ、法皇聽て院宣をぞ下されける。去んぬる二日の日は、義經申し請くる旨に任せて、賴朝背くべき由の院の廳の御下文を成され、同じき八日の日は、賴朝の卿の申狀に依つて、義經討つべき由の、院宣を下さる。朝に替り夕に變ず。只世間の不定こそ悲しけれ。

【河原津】玉葉東鑑等に河尻の邊とある。恐らく攝津國川邊郡大河尻邊の地名。【大物の浦】大河尻の停泊處。今尼崎の東の大字に大物の名殘ると云。【住吉の浦へ打上】東鑑文治元、十一、六、云、相ニ從豫州一之輩纔四人、所謂伊豆右衛門尉、堀彌太郎、武藏坊辨慶、幷妾女(字靜)一人也、今夜一宿ニ于天王寺一、自ニ此所一逐電云々。【奧】奥州。【踏みしだき】袴をふみ亂すこと。うろうろしてゐる體。【袖片敷いて】片袖を敷いて倒れてゐること。【同じき七日】玉葉十一月廿四日、東鑑廿五日に作る。【法皇聽て院宣】十一月十一日の事。【申し請くる旨に任せ】請ひ申すまゝに。【申狀】申上ること。【世間の不定】政權が確立しない爲に政令が朝令暮改の樣であること。玉葉文治元、十一、十三、云、件兩將、昨日蒙下可レ討ニ賴朝一之宣旨上、今日又預ニ此院宣一、世間之轉變、朝務之輕忽、以レ之可レ察、可ニ彈指一云々。

吉田大納言の沙汰

去程に鎌倉の前の右兵衛の佐頼朝、日本國の總追捕使を賜つて、段別に兵粮米宛て行ふべき由、公家へ申されたりければ、法皇仰せなりけるは、「昔より朝敵を平げたる者には、半國を賜ると云ふ事、無量義經に見えたり。され共左樣の事は有り難き樣也。是は頼朝が過分の申狀哉」とて、諸卿に仰せ合せられたりければ、公卿僉議有つて、頼朝の卿の申さるゝ處、道理半なりと、諸卿一同に申されたりければ、法皇も力及ばせ給はず、聽て御宥され有りけり。諸國に守護を置き替へ、莊園に地頭を補せらる。かゝりしかば、一毛許りも隱るべき樣ぞ無かりける。鎌倉殿加樣の事をば、公家にも人多しと云へ共、吉田の大納言經房の卿を以て申されけり。此の大納言は、うるはしき人と聞え給へり。其の故は平家に結ぼゝれたりし人々も、源氏の世の强かりし後、或は文を遣し、或は使者を立てゝ、樣々に諂はれたりけれ共、此の大納言は、さもし給はず。されば平家の時、法皇を城南の離宮に押し籠め奉つて、後院の別當を置かれけるにも、八條の中納言長方の卿、此の大納言、二人をぞ補せられける。權の右中辨光房の朝臣の子也けり。然るを十二の年父の朝臣失せ給ひしかば、孤にておはせしか共、次第の昇進

滯らず。三事の顯要を兼帶して、夕郎の貫首を經、參議・大辨・太宰帥・中納言・大納言に經上つて、人をば越え給へ共、人には越えられ給はず。されば人の善惡は、錐袋を通すとて隱れ無し。有り難かりし大納言也。

【總追補使】追捕使とのみも言ふ、謀叛人盜賊等追捕の職。賴朝政權を得て以來、奏請して之を諸國に置き、後守護とした。賴朝は總追捕使の統轄者たるを以て、日本國の總追捕使と稱したもので、固より一定の職名ではない。【段別に兵粮米宛行ふ】田一段に付き兵粮米五升を割り當て徵發すること。玉葉云、又聞、件北條丸(時政)以下郎從等相分賜二五畿山陰山陽南海西海諸國一、不レ論二庄公一、可レ宛二催兵粮一(段別五升)、非二啻兵粮之催一、惣以可レ知二行田地一云々。【無量義經】法華經の開經、一卷、蕭齊曇摩訶陀耶舍譯。十功德品云、譬如下健人爲レ王除レ怨、怨既滅已、王大歡喜、賞二賜半國之封一皆悉與上レ之。【過分の申狀】身分不相應な勝手な申出。【道理半なり】いくらか道理もあるといふこと。【守護】國司の外に、幕府の家人を任じ、大番の催促謀叛殺害人盜賊の追捕を掌らしめた者。長門本諸國に守護を置きとのみある方がよい。【地頭】土地の頭人の義。兵粮米收納の外、京都大番役等の諸役を勤め、部内の盜賊等を追捕し、守護に交付する事を掌る。【一毛計も】少しも。【吉田の大納言經房】建久九年十一月十四日權大納言、こゝは追記。其第吉田神樂岡の麓にあるより吉田と云。東鑑文治元、九、十八、云、新藤中納言(經房卿)者廉直貞臣也。仍二品常令レ通二子細一給、於レ今者吉田ニ被二示合一。【うるはしき人】端嚴な正しい人。【後院】天皇御在位中に、御讓位後の御座所に充んが爲に、豫め定め置き給ふ處。別當は其長官で、公卿一人若くは二人、四五位の中一人を補する規定である。治承三年十月廿

日、後白河院城南離宮渡御の後、後院を置かれた。百錬抄十二十四、云、後院廳始也、上皇御坐之時、先例不レ置二後院一。又公卿補任云、十二月七日經房後院別當。**【三事の顯要を兼帶】**五位藏人・衞門佐・辨官の三要職兼務の事。職原抄云、自二廷尉佐一、補二藏人一兼二辨官一、此爲二至極之朝奬一、所謂三事兼帶、顚選中之選也。**【夕郎】**藏人の唐名。**【貫首】**藏人頭の別稱。殿上人中首座の人の意。**【錐嚢を通す】**隱さうとしても自然に其尖が出て世に顯れるとの喩。史記平原君傳云、平原君曰、夫賢士之處レ世也、譬若三錐之處二嚢中一、其末立見。(略)毛遂曰、臣乃今日請處二嚢中一耳、使二遂蚤得レ處二嚢中一、乃穎脫而出、非二特其末見而已一。

六代

去程に北條の四郎時政は、鎌倉殿の御代官に、都の守護して候はれけるが、「平家の子孫と云はん人、男子に於て一人も漏さず、尋ね出したらん輩には、所望は請ふに依るべし」と披露せらる。京中の上下、案内は知つたり、勸賞蒙らんとて、尋ね求むるこそうたてけれ。かゝりしかば、幾等も尋ね出だされたり。下﨟の子なれ共、色白う眉目能きをば、あれは何の中將殿の若君、彼の少將殿の君達など云ふ間。父母歎き悲め共、あれは乳母が申し候、是は介錯の女房がなんど申して、無下に少きをば、水に入れ、土に埋み、少し長しきをば、押し殺し、刺し殺す。母の悲乳母が歎、喩へん方ぞ無か

りける。北條も子孫さすが廣ければ、是をいみじとは思はね共、世に隨ふ習なれば、力及ばず。中にも小松の三位の中將維盛の卿の若君、六代御前とて、年も少し長しうましますす。其の上平家の嫡々にておはしければ、如何にもして取り奉つて失はんとて、手を分けて尋ねけれ共、求め兼て、既に空しう下らんとしける所に、或女房の六波羅に參つて申しけるは、「是より西、遍照寺の奧、大覺寺と申す山寺の北、菖蒲谷と申す所にこそ、小松の三位の中將維盛の卿の北の方、若君、姫君、忍うでましますなれ」と云ひければ、北條嬉しき事をも聞きぬと思ひ、彼へ人を遣して、其の邊を伺はせける程に、或る坊に女房達數多、少き人々、ゆゝしう忍うだる體にて栖はれたり。籬の隙よりのぞいて見れば、白い狗猧の、庭へ走り出でたるを取らんとて。世に嚴しき若君の、續いて出で給ひけるを、乳母の女房と覺しくて、「あなあさまし、人もこそ見參らせ侍らへ」とて、急ぎ引き入れ奉る。是ぞ一定そにてましますらんと思ひ、急ぎ走り歸つて、此の由申しければ、次の日北條、菖蒲谷を打ち圍み、人を入れて申されけるは、「小松の三位の中將維盛の卿の若君、六代御前の是にましますと承つて、鎌倉殿の御代官として、北條の四郎時政が、御迎に參つて候。疾う〳〵出し參らせ給へ」と申されければ、母上夢の心地して、つやつや物をも覺え給はず。齋藤五、齋藤六、其の邊を走り廻つて窺

ひけれ共、武士共四方を打ち圍んで、何方より出し參らすべし共覺えず。母上は若君を抱へ奉つて、「只我を失へや」とて、喚き叫び給ひけり。乳母の女房も、御前に倒れ臥し、聲も惜しまず喚き叫ぶ。日來は物をだに高く云はず、忍びつゝ隱れ居たりしか共、今は家の内に有りと有る者の、聲を揃へて泣き悲しむ。北條も岩木ならねば、流石哀れげに覺えて、涙を押へ、つく／＼とぞ待たれける。良有つて、又人を入れて申されけるは、「世も未だ靜り候はねば、しどけなき御事もぞ候はんずらん。時政が御迎に參つて候。別の子細は候ふまじ。とう／＼出し參らさせ給へ」と申されければ、若君、母上に申させ給ひけるは、「終に遁るまじう候ふ上、早々出させおはしませ。武士共の打ち入つて捜す程ならば、中々うたて氣なる御有樣共を、見えさせ給ひ候はんずらん。縱ひ罷りて候ふ共、暫しも有らば、北條とかやに暇請うて、歸り參り候はん。痛うな歎かせ給ひ候ひそ」と、慰め給ふこそいとほしけれ。さてしも、有る可き事ならねば、母上は若君に泣々御物著せ參らせ、御髮掻き撫で、既に出し參らせんとし給ひけるが、黑木の數珠の、些う嚴しきを取り出いて、「相構へて、是にて如何にも成らん迄、念佛申して極樂へ參れよ」とてぞ奉らる。若君是を取らせ給ひて、「母上には、今日既に別れ參らせ候ひぬ。今は如何にもして、父のまします所へこそ參り度けれ」と宣へ

ば、妹の姫君の、生年十に成り給ひけるが、我も參らんとて、續いて出で給ひけるを、乳母の女房取り留め奉る。六代御前、今年は十二に成り給へ共、餘の人の十四五よりも長しく、眉目姿嚴しう、心樣優におはしければ、敵に弱げを見えじとて、押ふる袖の隙よりも、餘りて涙ぞこぼれける。さて御輿に召され給ふ。武士共打ち圍んで出でにけり。齋藤五、齋藤六も、御輿の左右に附いてぞ參りける。北條乘替共を降いて、馬に乘れと云へ共乘らず、大覺寺より六波羅迄、歩跣でぞ參りたる。

【鎌倉殿の御代官】賴朝の代理。**【所望は請ふに依るべし】**褒美は望み次第といふこと。**【案内は知つたり】**土地の事情は知つてゐるし。**【うたてけれ】**あさましい。**【乳母が申し候・介錯の女房がなんど】**乳母や世話をやいてゐた女房が言つたから本人に間違ひないなどいふ意。**【長しき】**年長の者。**【子孫さすが廣ければ】**眷屬もさすがに多いから。**【是をいみじとは】**人情も解してゐるので。こんな慘酷な事をよいとは思つてゐないがの意。**【嫡々】**嫡流。**【空しう下らん】**手を空しくして鎌倉へ下向しやうとの事。**【六波羅】**時政止宿の屋敷のあつた地。**【遍照寺】**山城國葛野郡嵯峨村廣澤池の西北、大覺寺の東にあつた寺。**【菖蒲谷】**東鑑には菖蒲澤とある。大覺寺の奥、北嵯峨の地。**【人もこそ見參らせ候へ】**世間の人に見つけられるでせうのにの意。**【一定そにて】**きつとそれに違ひない、即ち六代であらうの意。**【つやつや物をも覺え給はず】**驚いて狼狽の餘りのこと。**【窺ひけれ共】**樣子を見て逃げ道を探したがの意。**【只我を失へや】**此子を取るなら先づこの母を殺せと

のこと。【しどけなき事】理不盡な、慘酷な事。【別の子細は候ふまじ】この時政が來た以上、あんまりひどいことはしないとのこと。【中々うたてげなる御有樣共】却て悲慘な場面を御覽に入れることになるかも知れないの意。【罷りて候共】向ふへ行つても。【御物着せ】裝束を着せ代へたこと。【黑木の數珠】黑檀の數珠。【相構へて】必ず。『念佛申し』にかゝる。【如何にも成らん迄】殺される迄の意。【父のましまず所】冥途。【我も參らん】父の居る所へ行くといふので、私も連れて行つてくれといふこと。【乘替共を降いて】乘替の馬に乘せてある從者を馬より降すこと。

母上、乳母の女房、天に仰ぎ地に俯して、悶え焦れ給ひけり。母上、乳母の女房に宣ひけるは、「此の日來平家の子共取り聚めて、水に入れ、土に埋み、或は押し殺し、刺し殺し、樣々にして失ふ由聞ゆなれば、我が子をば、何としてか失はんずらん。年も少し長しければ、定めて頸をこそ斬らんずらめ。人の子は乳母なんどの許に遣して、時々見る事も有り。其れだにも恩愛の道は、悲しき習ぞかし。況んや是は生み落してより以來、一日片時も身を放たず、人も持たぬ子を持ちたる樣に思ひ、朝夕兩人の中にて育てし者を、賴を懸けし人に、あかで別れて後は、兩人をうらうへに置いてこそ慰みしに、今は早や一人はあれ共、一人はなし。今日より後は如何せん。此の三年が間、夜晝肝魂を消して、思ひ設けたる事なれ共、流石昨日今日とは思ひも寄らず。日

來は長谷の觀音を、さり共とこそ頼み奉りしに、終に捕られぬる事の悲しさよ。只今もや失ひつらん」と搔き口說き、袖を顏に押し當てゝ、さめ〴〵とぞ泣かれける。夜に成れ共、胸せきあぐる心地して、露も目睡み給はざりしが、良有つて乳母の女房に宣ひけるは、「只今些と打ち目睡みたりつる夢に、此の子が白い馬に乘つて來りつるが、餘りに御戀しう思ひ參らせ候ふ程に、暫しの暇請うて參つて候とて、傍につい居て、何とやらん世に恨めしげにて有りつるが、幾程なくて打ち驚かされ、傍をさぐれ共人もなし。夢だにも暫しもあらで、やがて覺めぬる事の悲しさよ」とぞ、泣々語り給ひける。去程に長き夜をいとゞ明し兼ね、涙に床も浮く計りなり。限りあれば鷄人曉を唱へて、夜も明けぬ。齋藤六歸り參りたり。母上、「さて如何にや」と問ひ給へば、「今迄は別の御事も候はず。是に御文の候」とて、取り出いて奉る。是を開けて見給ふに、「今迄は別の子細も候はず。さこそ御心もとなう思し召され候ふらん。いつしか誰々も御戀しうこそ思ひ參らせ候へ」と、長しやかに書き給へり。母上是を顏に押し當てゝ、兎角の事も宣はず、引き被いてぞ臥し給ふ。角て時刻遙に推し移りければ、齋藤六、「時の程も覺束なう候。御返事給つて、歸り參り候はん」と申しければ、母上泣々御返事書いてぞ賜うでげる。齋藤六暇申して出でにけり。乳母の女房、せめての

心のあられずさにや、大覺寺をば紛れ出で、其の邊を足に任せて泣きあるく程に、或の人の申しけるは、「是より奥、高雄と云ふ山寺の聖、文覺坊と申す人こそ、鎌倉殿のゆゝしき大事の人に思はれ參らせてまし〳〵けるが、上﨟の子を弟子にせんとて、ほしがらるゝなれ」と云ひければ、乳母の女房、嬉しき事をも聞きぬと思ひ、直に高雄へ尋ね入り、聖に向ひ參らせて、泣々申しけるは、「血の中より抱き揚げ奉り、おほしたて參らせて、今年は十二に成り給ひつる若君を、昨日武士に捕られて侍ふ也。御命をこひ請けて、御弟子にせさせ給ひなんや」とて、聖の御前に倒れ臥し、聲も惜まず喚き叫ぶ。誠に爲方なげにぞ見えたりける。聖も無慚に思ひて、事の子細を問ひ給ふ。良有つて起き上り、涙を押へて申しけるは、「小松の三位の中將維盛の卿の北の方に、御親しうましますの人の若君を、養ひ參らせて侍ひつるを、若し中將殿の公達とや、人の申して侍ふらん、昨日武士に取られて侍ふ也」とぞ語りける。聖、「さて其の武士をば、誰と云ふやらん」。「北條の四郎時政とこそ名乘り申し侍ひつれ」。聖、「いでさらば尋ねて見ん」とて、つき出でぬ。乳母の女房、此の言を頼む可きにはあらね共、昨日武士に取られてより以來、餘りに思ふ計りも無かりつるに、聖の角宣へば、少し心を取り延べて、急ぎ大覺寺へぞ參りける。母上、「さてわごぜは、身を投げに出でぬるやらん、

我れも如何なる淵河へも、身を投げばやなど思ひたれば」とて、事の子細を問ひ給ふ。乳母の女房、聖の申されつる様を、細々（こまぐ）と語り申したりければ、「哀れ其の聖の御坊の、此の子を乞ひ請けて、今一度我に見せよかし」とて、嬉しさにも、只盡きせぬものは涙なり。

【人の子は】大方世間では其子をの意。貴族が子を乳母に托し養育せしめるは古來よりの慣習。【人も持たぬ子】勝れてよい子。【兩人の中】夫維盛と兩人。【賴を懸けし人】夫維盛。【兩人をうらうへ】『兩人』男女の二人の子。『うらうへ』表裏・上下・左右等相反するを云、こゝは左右に置いたこと。【思ひ設けたる事】いつかは探し出されやうと豫期はしてゐたがの意。【長谷の觀音】大和國磯城郡初瀬町長谷寺の十一面觀音。【さり共とこそ】それでも御利益があるかとの意。【只今もや失ひつらん】丁度今頃は殺されたであらう。【つい居て】ひよいと來て畏つて居ること。【打驚され】目がさめること。【夢だにも暫もあらで】夢さへもすぐさめてとのこと。【鷄人曉を唱へて】火の番の聲にの意。巻四嚴島御幸條參照。【誰々も】母、乳母、妹など誰も誰もの意。【時の程も覺束なう候】少しの間でも不安である、いつ斬られるかもしれないとの意。【せめての心のあられずさにや】切ない心のやり場に困つたからでもあらうの意。【血の中より】御產の時よりの意。【おほしたて】生長させたこと。【御親しうまします人】乳母が憚つて詐て云ふこと。【つき出ぬ】ついと急に出て行くこと。【餘りに思ふ計もなかりつるに】あんまりなことで物を考へる分別もなく、忙然としてゐたがの意。【心を取り延べて】心が落ち着いたこと。【此の子を乞ひ請けて】六代御前を北條より貰ひ受けてといふこと。

其の後聖六波羅に出でて、事の子細を問ひ給ふ。北條申されけるは、「鎌倉殿の仰には、平家の子孫と云はん人、男子に於て、一人も漏らさず尋ね出して失ふべし。中にも小松の三位の中將維盛の卿の子息、六代御前とて、年も少し長しうまします、其の上平家の嫡々なり、故中の御門新大納言成親の卿の娘の腹にありと聞く。如何にもして取り奉つて、失ひ參らせんと、仰を蒙つし間、末々の君達たちをば、少々取り奉つては候へ共、此の若君の在所を、何く共知り參らせずして、既に空しう下らんと仕る處に、思はざる外、一昨日聞き出し參らせて、昨日是迄迎へ奉つて候へ共、餘りに嚴しうまし〳〵候ふ程に、未だ兎も角もし奉らで置き奉つて候」と申されければ、聖、「いでさらば見參せん」とて、若君の渡らせ給ふ處に參つて見給へば、二重織物の直垂に、黑木の數珠手にぬき入れておはします。髮のかゝり、姿ことがら、誠にあてに嚴しく、此の世の人共見え給はず。今夜打ち解けて、目睡み給はぬかと覺しくて、少し面瘦せ給ふを見參らするに付けても、いとゞらうたくぞ思はれける。若君聖を見給ひて、如何覺しけん、涙ぐみ給へば、聖もすゞろに墨染の袖をぞ濡されける。末の世には如何なる怨敵と成り給ふと云ふ共、是をば爭か失ひ奉るべきと思はれければ、北條に向つて宣ひけるは、「先世の事にや候ふらん、此の若君を見參らせ候へば、餘りにいとほ

しう思ひ參らせ候。何か苦しう候ふべき。二十日の命を延べてたべ。鎌倉へ下つて申し宥いて奉らん。其の故は、聖、鎌倉殿を世にあらせ奉らんとて、院宣伺ひに京へ上るが、案內も知らぬ富士川のすそに夜渡り懸つて、既に押し流されんとしたりし事、又高市山にて引剝に逢ひ、辛き命計り生きつゝ、福原の籠の御所に參つて、院宣申し出いて、奉つし時の御約束には、縱ひ如何なる大事をも申せ。聖が申さんずる事共をば、賴朝一期が間は、叶へんとこそ宣ひしか。其の外度々の奉公をば、且つ見給ひし事ぞかし。事新しう始めて申すべきに非ず。契を重んじて命を輕んず。鎌倉殿に受領神付き給はずば、よも忘れ給はじ」とて、軈て其の曉ぞ立たれける。齋藤五、齋藤六、聖を生身の佛の如くに思うて、手を合せて淚を流す。

【末々の君達たち】平家末流の若君達。【思はざる外】意外にも。【兎も角もし奉らで】殺しもせずにといふ意。【二重織物】地文のある上に別の絲で刺繡を施した華美な織物。【ことがら】一本骨柄に作る。人品といふこと。【此の世の人共見え給はず】餘り美しく天人の樣であるとのこと。【末の世には如何なる怨敵と成り給ふと云ふ共】後の時代に至て源氏に取つてたとひどんなに恐ろしい敵となるにしてもの意。【先世の事】前世の宿緣。【高市山】高志山又高師山とも書く。參河遠江兩國境の山。參河國渥美郡大川町大岩山邊の古道。【引剝】追ひ剝。【辛き命計り生きつゝ】命からがらで逃げたこと。【且つ見給ひし事ぞかし】彼是御存知の事で

あるの意。【事新しう始めて申すべきに非ず】今更改めて申すまでもない事であるとのこと。【受領神付き給はずば】受領氣分が強くなつて、尊大振つて昔の事を忘れたらともかく、さうでないならといふ意。臆病神が付くと云ふと同樣の語氣。恐らく當時慣用の俗語。【生身の佛】生きた佛。

是等又大覺寺に參つて、此の由申しければ、母上、如何計りか嬉しう思はれけん。去れ共鎌倉の計ひなれば、如何有らんずらんと思はれけれ共、廿日の命の延び給ふにぞ、母上乳母の女房、少し心を取り延べて、偏に長谷の觀音の御助なればにやと、賴もしう思はれける。角して明かし暮させ給ふ程に、廿日の過ぐるは夢なれや。聖も未だ見え給はず。是はされば何としつる事共ぞやと、中々心苦しくて、今更又悶え焦れ給ひけり。北條も聖の廿日と申されし約束の日數も過ぎぬ。今は鎌倉殿御宥されなきにこそ有んなれ。さのみ在京して、年を暮すべきに非ず、今は下らんとて、閙きけり。齋藤五、齋藤六も、手を握り、肝魂を消して思へ共、聖も未だ見え給はず、使者をだにも上せねば、思ふ計りぞ無かりける。是等又大覺寺に參り「聖も未だ見え給はず、北條も曉下向仕り候」とて、涙をはら〳〵と流しければ、母上、聖のさしも賴もし氣に申して下りぬる後は、母上乳母の女房、少し心も取り延べて、偏に觀音の御助なりと、憑もしう思はれつるに、此の曉にも成りしかば、母上乳母の女房の心の中、さこそは

便り無かりけめ。母上、乳母の女房に宣ひけるは、「哀れ長しやか成らんずる者が、道にて聖に行き逢はん所迄、此の子を具せよと云へかし。若し乞ひ請けて上らんに、先に斬られたらんずる心憂さをば、如何せん。さて聽て失ひげなりつるか」と問ひ給へば、「此の曉の程とこそ見えさせまし〳〵候へ。其の故は此の程御宿直仕り候ひつる、北條の家の子郎等共も、世に名殘惜し氣にて、或は念佛申す者も候、或は涙を流す者も候」と申す。母上、「さて此の子が有様は、何と有るぞ」と問ひ給へば、「人の見參らせ候ふ時は、さらぬ體にもてないて、御數珠を繰らせまし〳〵候。又人の見參らせ候はぬ時は、側に向はせ給ひて、御袖を御顔に押し當てゝ、涙に咽ばせ給ひ候」と申す。母上、「さぞ有るらめ。年こそ稚なけれ共、心少し長しやかなる者なり。暫しも有らば北條とかやに暇乞うて、歸り參らんとは云ひつれ共、今日既に廿日に餘るに、あれへも行かず、是へも見えず。又何れの日何れの時、必ず逢ひ見るべし共覺えず。今夜限りの命と思ひて、さこそは心細かりけめ。さて汝等は如何は計ふやらん」と宣へば、「是は何く迄も御供仕り、如何にも成らせましまさば、御骨を取り奉り、高野の御山に納め奉り、出家入道仕り、御菩提を弔ひ參らせんとこそ存じ候へ」とて、涙に咽せ沈んでぞ臥しにける。角て時刻遙に押し移りければ、母上、「時の程も覺束なし。さ

らばとう歸れ」と宣へば、二人の者共、泣々暇申して罷り出づ。去程に同じき十二月十七日の曉、北條の四郎時政、若君具し奉つて、既に都を立ちにけり。齋藤五、齋藤六も、御輿の左右に付いてぞ參りける。北條乘替共降いて、「馬に乘れ」と云へ共乘らず。「最後の御供で候へば、苦しうも候はず」とて、血の涙を流いて、歩跣でぞ下りける。若君はさしも離れ難う覺しける母上乳母の女房にも別れ果てゝ、住み馴れし都をば、雲井の餘所に顧みて、今日を限りの東路に赴いて、遙々と下られけん心の中、推し量られて哀れなり。駒を早むる武士あれば、我が頸斬らんかと肝を消し、物云ひかはす者あれば、すは今やと心を盡す。四の宮河原と思へ共、關山をも打ち過ぎて、大津の浦にも成りにけり。粟津の原かと伺へば、今日もはや暮れにけり。國々宿々打ち過ぎ打ち過ぎ下り給ふ程に、駿河の國にも成りしかば、若君の露の御命、今日を限とぞ見えし。

【是等】齋藤五、齋藤六。**【中々心苦く】**文覺救命の事がなかつた時より却て心配だとの意。**【開き】**出立の用意の爲ざわめくこと。**【手を握る】**手に汗を握ると云ふと同じく、一生懸命思ひ詰めること。**【思ふ計りぞなかりける】**思案も盡きてしまつたといふ意。**【長しやかならむずる者】**老巧の者。**【乞ひ請けて上らんに】**文覺が賴朝に命乞を許されて上るのにの意。**【聽て失ひげなりつるか】**すぐにも殺すけはひでもあつたかと、齋藤五齋藤六に

尋ねる語。【御數珠を繰らせ】數珠を爪繰ること。【あれへも】六代の方へも。【是へも見えず】こちらへも六代が來ないとのこと。【如何は計ふやらん】どうするつもりであるかとの意。【是は】私共は。【若君具し奉つて】參考盛衰記云、按ニ東鑑一、文治元年十二月時政猶在レ洛、今云拉ニ六代一歸ニ鎌倉一非也。【すは今やと心を盡す】そら今斬られるのかと心配すること。【四の宮河原と思へ共】四の宮河原で斬られるのかと思つたがの意。

【關山】逢阪山の事。關があつた故に云。

千本の松原と云ふ所に、御輿舁き居ゑさせ、「若君下させ給へ」とて、敷皮しいて居ゑ奉る。北條急ぎ馬より飛んで下り、若君の御傍近う參つて申されけるは、「若し道にて聖にや行き逢ひ候と、是迄具足し奉つて候へ共、山のあなた迄は、鎌倉殿の御心中も計り難う候へば、近江國にて失ひ參らせたる由、披露仕り候はん。一業所感の御身なれば、誰申す共、よも叶はせ給ひ候はじ」と申されければ、若君兎角の返事にも及び給はず。齋藤五、齋藤六を召して宣ひけるは、「あなかしこ、汝等都へ上り、我れ道にて斬られたりなど申す可からず。其の故は終には隱れ有るまじけれ共、正しう此の有樣を聞き給ひて、歎き悲み給はゞ、後世の障り共成らんずるぞ。鎌倉まで送り付けて上つたる由申すべし」と宣へば、二人の者共、涙をはら／＼と流す。良有つて齋藤五涙を押へて申しけるは、「君の神にも佛にも成らせ給ひなん後、命生きて二度都へ歸り上るべし共存

じ候はず」とて、又涙を押へて臥しにけり。若君今は角と見えし時、御髪の肩に懸りけるを、小う嚴しき御手を以て、前へ掻き越させ給ふを、守護の武士共見參らせて、「あないとほし、未だ御心のましますぞや」とて、皆鎧の袖をぞ濡しける。其の後若君西に向つて手を合せ、高聲に十念唱へさせ給ひつゝ、頸を延べてぞ待たれける。狩野の工藤三親俊、切手に擇まれ、太刀を引き側め、左の方より若君の御後に立廻り、既に斬らんとしけるが、目もくれ心も消え果てゝ、何くに刀を打ち付くべし共覺えず、前後不覺に覺えければ「仕つ共存じ候はず、他人に仰せ付けられ候へ」とて、太刀を捨てゝぞのきにける。さらばあれ斬れ、是れ斬れとて、切手を擇ぶ處に、爰に墨染の衣著たりける僧一人、月毛なる馬に乘つて、鞭を打つてぞ馳せたりける。其の邊の者共「あないとほし、あの松原の中にて、世に嚴しき若君を、北條殿の只今切り奉らるぞや」とて、者共ひし／＼と走り集りければ、此の僧心元なさに、鞭を揚げて招きけるが、猶も覺束なさに、著たる笠を脱いて、指し上げてぞ招ぎける。北條子細有りとて待つ處に、此の僧程なく馳せ來り、急ぎ馬より飛んで下り、「若君乞ひ請け奉つたり。鎌倉殿の御敎書是に有り」とて取り出だす。北條是を開いて見るに、「誠や、小松の三位の中將維盛の卿の子息、六代御前尋ね出だされて候。然るを高雄の聖文覺坊の、暫し

乞ひ請けうと候、疑をなさず預けらる可し。北條の四郎殿へ、頼朝」と遊いて、御判あり。北條推し返し〳〵二三遍讀うて、「神妙々々」とて指し置かれければ、齋藤五、齋藤六は云ふに及ばず、北條の家の子郎等共も、皆悦びの涙をぞ流しける。

【千本松原】駿河國駿東郡沼津町と原宿との間の海岸の名。【山のあなた迄は】足柄山の向ふ側まで連れて行つては、頼朝もよくは思ふまいとのこと。【近江の國にて】表面は近江の地で殺したことにするとのこと。【一業所感の御身】多くの人が同一の業で同一の果を感ずる身の上といふ義。平家の業因を同樣に受ける六代の身の上では、文覺程の者が願つても免かれまいとの意。【終には隱れ有るまじけれ共】しまひにはわかる事ではあるがの意。【後世の障】死んで行く自分の後世の妨になるとのこと。【神にも佛にもならせ】死ぬことを云。【命生きて二度都へ】殉死か出家かするとのこと。【今は角】いよいよ最後。【未だ御心のましますぞや】まだ此世を去り難い御心があるとのこと。【前後不覺】悲しさに忙然としてゐること。【仕つ共存じ候はず】とても切れないとの意。【子細ありとて】何かわけのあることかとて。【遊いて】御書きになつて。【御判】花押を書いてあること。

泊瀬六代

去程に文覺坊も出で來たり。若君乞ひ請け奉つたりとて、氣色誠にゆゝし氣なり。「此

の若君の父三位の中將殿は、度々の軍の大將軍にておはしければ、誰申す共、如何にも叶ふまじき由宣ふ間、聖が心を破らせ給ひては、爭か冥加の程もおはすべきなんど、樣々惡口申しつれ共、猶も叶ふまじき由宣ひて、那須野の狩に出で給ひし間、剩へ文覺も狩場の供して、樣々に申して乞ひ請け奉つたり。如何に遲うおはしつらんな」と宣へば、北條申されけるは、「聖の廿日と仰せられし、約束の日數も過ぎぬ。今は鎌倉殿御宥されもなきぞと心得て、具し奉つて下り候ふ程に、賢うぞ、只今爰にて誤ち仕るらんに」とて、鞍置いて引かせられたりける乘替共に、齋藤五、齋藤六を乘せて上せらる。「我が身も遙に打ち送り、今暫くも御供申すべう候へ共、是は鎌倉に指して披露仕るべき大事共數多候」とて、其れより打ち別れてぞ下られける。誠に情深かりけり。去程に高雄の文覺聖人、若君請け取り奉つて、夜を日に續いで上る程に、尾張の國熱田の邊にて、今年も既に暮れぬ。明くる正月五日の夜に入つて、都へ上り、二條猪熊なる所に、文覺坊の宿所の有りけるに、先づ其れに落付いて、若君暫く休め奉り、夜半計りに大覺寺へ入れ奉り、門を扣け共、人なければ音もせず。若君の飼ひ給ひたりける白き狗猧の、築地の崩れより走り出で丶、尾を振つて向ひけるに、若君、「母上は何くにましますぞ」と宣ひけるこそいとほしけれ。齋藤五、齋藤六、案内は知

つたり、築地を越え、門を開けて入れ奉る。近う人の栖んだる所とも見えず。若君人目も恥ぢず、「命の惜しう候ふも、母上を今一度見ばやと思ふ爲なり。今は生きても何にかはせん」とて、悶え焦れ給ひけり。其の夜はそこにて待ち明かし、明けて後、近里の人に尋ぬれば「年の内は大佛詣と聞えさせ給ひし、正月の程は、長谷寺に御籠とこそ承り候へ」と申しければ、齋藤六、急ぎ長谷へ下り、母上に此の由角と申しければ、母上取る物も取りあへず、急ぎ都へ上り、大覺寺へぞおはしたる。母上若君を只一目見給ひて「如何に六代御前、是は夢かや現か、早々出家し給へ」と宣へ共、文覺惜み奉つて、御出家をばせさせ奉らず。直に高雄へ迎へ取つて、幽なる母上をも育みけるとぞ聞えし。觀音の大慈大悲は、罪有るをも罪無きをも、助け給ふ事なれば、上代には、かゝる様もや有るらん。有り難かりし事共也。

【ゆゝしげ】得意な様。**【聖が心を破らせ給ひては】**この文覺の意見に逆らはれるとといふこと。**【爭てか冥加の程もおはすべき】**どうして神佛の加護もあらうの意。**【那須野】**下野國那須郡那須野が原。賴朝の那須野狩は建久二年四月二日の事。**【如何に遲うおはしつらん】**どんなにか待ち遠であつたらうの意。**【賢うぞ今爰にて誤仕るらんに】**よくも斬らなかつた、まうすこしで斬つたところであつたにの意。**【上せらる】**上京させること。**【指して披露仕るべき大事】**これと指して特に申上るべき大事。**【近う人の栖んだる所共見えず】**近頃に人

の住んでゐた所とも思へない、それ程荒れてゐること。【近里の人】附近の里人。【育み】養ふこと。【觀音】長谷觀音に祈請した御利益とのこと。【有り難かりし事共】後の世にはの意。

六代被レ斬

去程に六代御前、漸やう生ひ立ち給ふ程に、十四五にも成り給へば、いとゞ眉目形嚴しく、傍りも照り曜く計りなり。母上、是を見給ひて「世の世にて有らましかば、當時は近衞司にて有らんずる者を」と、宣ひけるこそ餘りの事なれ。鎌倉殿便宜毎に、高雄の聖の許へ、「さても預け奉つし、小松の三位の中將維盛の卿の子息、六代御前は、如何樣の人にて候ふやらん。昔頼朝を相し給ひし樣に、朝の怨敵をも平げ、父の恥をも雪むべき程の仁やらん」と申されければ、文覺房の返事に「是は一向底もなき、不覺仁にて候ふぞ。御心安く思し召され候へ」と申されけれ共、鎌倉殿猶も心ゆかず氣にて「謀叛起さば、軈て方人すべき聖の御坊也。さりながらも頼朝一期が間は、誰か傾く可き。子孫の末は知らず」と宣ひけるこそ怖しけれ。母上此の由を聞き給ひて「如何にや六代御前、早々出家し給へ」と有りしかば、生年十六と申しゝ文治五年の春の比、さしも嚴しき御髮を、肩の廻りに挾み落し、柿の衣、柿の袴、笈など用意して、

聽て修行にこそ出でられけれ。齋藤五、齋藤六も、同じ樣に出で立つて、御供にぞ參りける。先づ高野へ上り、善知識し給ひける、瀧口入道に尋ね逢ひ、御出家の樣、御臨終の有樣、委しう尋ね問ひ、且は其の跡も懷かしとて、熊野へこそ參られけれ。濱の宮と申し奉る王子の御前より、父の渡り給ひたりし山鳴の島見渡いて、渡らまほしくは思はれけれ共、波風向ひて叶はねば、力及び給はず。詠めやり給ふに、我が父は何くにか沈み給ひけんと、澳より寄する白波にも、問はまほしうぞ思はれける。濱の眞砂も、父の御骨やらんと懷しくて、涙に袖はしをれつゝ、潮汲む海士の衣ならねど、乾く間無くぞ見えられける。渚に一夜逗留し、終夜經讀み念佛して、指の先にて濱の眞砂に佛の姿を書き顯はし、明けければ、僧を請じ、作善の功德さながら聖靈にと廻向して、都へ歸り上られけん心の中、推し量られて哀れ也。

【近衞司】近衞中少將等を云。父維盛は、十一歲の時右近權少將、廿一歲權中將に轉した。**【餘りの事なれ】**思ひ餘つての事であるの意。**【便宜毎に】**序のある每に。**【如何樣の人】**どんな人物かといふこと。**【相し給ひし樣に】**賴朝に天下の大將軍たる人相があると言つた樣に。**【一向底もなき不覺仁】**全く深味のないつまらない人。**【心ゆかず氣に】**納得のゆかない風で。**【方人】**御方。**【聖の御坊】**聖を更に敬つて謂ふ語。**【子孫の末は知らず】**自分一代は大丈夫であるが、子孫の代までは判らないの意。**【肩の廻りに挾み落し】**肩のあたりの所で

切ること。**【柿の衣】**柿色に染めた衣。山伏の着衣。**【修行】**山伏姿をして修驗道の修行に出ること。**【波風向ふて叶はねば】**向ひ風で渡れないこと。**【潮汲む海士の衣】**鹽を取る爲に潮水を汲む漁師の衣のこと。其袖が常に水に濡れて乾かないことにかけて云。**【指の先】**法華經方便品云、乃至童子戲、若艸木及筆、或以二指爪甲一而畫作二佛像一、如レ是諸人等、漸々積二功德一、具二足大慈悲心一、皆已成二佛道一。**【作善の功德】**善根を修して得られる功果の義。こゝは讀經其他佛事供養を營むに依つて得られる善果を云。**【さながら聖靈に】**皆父の亡靈に捧げるといふ意。

其の比の主上は後鳥羽の院にてましましけるが、御遊をのみ宗とせさせおはします。政道は一向卿の局の儘なりければ、人の愁へ歎きも止まず。呉王劒客を好みしかば、天下に疵を蒙むる輩斷えず。楚王細腰を愛せしかば、宮中に飢えて死する女多かりき。上の好む事に、下は隨ふ習なれば、世の危き有樣を見ては、心有る人の歎き悲まぬは無かりけり。中にも二の宮と申すは、政道を專とせさせ給ひて、御學問擲らせ給はねば、文覺は怖しき聖にて、綺ふまじき事をのみ綺ひ給へり。如何にもして、此の君を位に即け奉らばやと思はれけれ共、賴朝の卿のおはしける程は、思ひも立たれず。角て建久十年正月十三日、賴朝の卿年五十三にて失せ給ひしかば、文覺聽て謀叛を起されけるが、忽に洩れ聞えて、文覺房の宿所、二條猪熊なる所に、官人共數多付けられて、八

十に餘つて搦め捕られて、終に隱岐の國へぞ流されける。文覺京を出づるとて、「是程に老の波に立つて、今日明日を知らぬ身を、縦ひ勅勘なればとて、都の片邊にも置かずして、遙々と隱岐の國まで流されける、毬杖冠者こそ安からね。如何樣にも我が流さるゝ國へ迎へ取らんずる物を」と、跳り上り〳〵ぞ申しける。此の君は餘に毬杖の玉を愛させさせ給ふ間、文覺加樣には惡口申しける也。其の後承久に御謀叛起させ給ひて、國こそ多けれ、遙々と隱岐の國迄、遷されさせまし〳〵ける、宿緣の程こそ不思議なれ。其の國にて文覺が亡靈荒れて、怖しき事共多かりけり。常は御前へも參り、御物語ども申しけるとぞ聞えし。

【御遊】管絃の樂を奏せしめて慰み給ふこと。【卿の局】藤原範子、刑部卿範兼の女なる故に云。初め能圓法印妻、後内大臣源通親の室、後鳥羽天皇御乳母、天皇の后承明門院御母、三位に叙せられ刑部卿三位とも云。【呉王劍客云々】上の人劍を弄する者を愛すれば、下之につれて劍を弄する者多く、上の人腰の細き美女を愛すれば、下之につれて食を減じて痩せることを願ひ、餓死するに至るとの意。後漢書馬廖傳云、傳曰、呉王好二劍客一、百姓多二創瘢一、楚王好二細腰一、宮中多二餓死一。【二の宮】高倉天皇第二皇子、守貞親王。後鳥羽天皇御兄、建暦二年薙髮、後堀河天皇御卽位の後、御生父の故を以て太上法皇の尊號を上らる。貞應二年五月崩御、寶算四十五、後高倉院と申上る。【綺ふまじき事】かゝりあふまじき事。二の宮を位に卽け奉らんとする

事を云。【官人共】撿非違使廳の役人。【隱岐の國へ】百錬抄建保六十、三、十九云、文覺上人配二流佐渡國一。【老の波】老年のこと。面の皺のよるを浪のよせるのに譬へ云。【此の君】後鳥羽天皇。【承久に御謀叛】承久三年、後鳥羽上皇、順德上皇と鎌倉幕府御討伐の事を云。『謀叛』臣下の君に背き兵を起す義。轉じて爲政者に對抗する意に用ひる俗語。【隱岐の國迄】承久三年七月十三日、後鳥羽上皇隱岐國御遷幸。【常は】常にの義。【御前へも】文覺の亡靈が常に後鳥羽上皇の御前に參つたとのこと。

去程に六代御前は、三位の禪師とて、高雄の奥に行ひ澄しておはしけるを、鎌倉殿、「さる人の子也、さる者の弟子也、縱ひ頭をば剃り給ふ共、心をばよも剃り給はじ」とて、召し捕つて失ふ可き由、鎌倉殿より公家へ奏聞申されたりければ、廳て安判官資兼に仰せて召し捕つて、關東へぞ下されける。駿河の國の住人、岡部の權の守泰綱に仰せて、相模の國田越河の端にて、終に斬られにけり。十二の年より、三十に餘る迄保ちけるは、偏に長谷の觀音の御利生とぞ聞えし。三位の禪師斬られて後、平家の子孫は長く絶えにけり。

【三位の禪師】父維盛の三位中將であつたのに因んで云ふか。東鑑には六代禪師とある。【さる人の子、さる人の弟子】平家の嫡流で文覺の弟子、いづれから見ても油斷のならない人とのこと。【安判官資兼】長門本安左衛門大夫資兼とある。『安』安藤の略。【田越川】相模國三浦郡田越村を流れ、逗子附近で海に注ぐ川。【三十

に餘る迄〕六代の歿年、長門本廿六歳、八坂本南都本廿九歳。參考盛衰記云、按爾宴氏家譜云、建仁三年十一月廿七日、六代於二關東田越川一見レ誅、年三十、法名良潮云々、餘本不レ曰二年月一、而六代齡算亦各不レ同、共無二實錄可一レ徵。

灌頂巻

女院御出家

建禮門院は、東山の麓、吉田の邊なる所にぞ、立ち入らせ給ひける。中納言の法印慶慧と申す、奈良法師の坊なりけり。住み荒して年久しう成りければ、庭には草深く、軒には荵茂れり。簾絶え閨露にて、雨風堪るべうもなし。花は色々薫へ共、主と頼む人もなく、月は夜々差し入れ共、詠めて明す主もなし。昔は玉の臺を瑩き、錦の帳に纒はれて、明かし暮させ給ひしが、今は有りとし有る人にも、皆別れ果てゝ、あさましげなる朽坊に、入らせ給ひけん御心の中、推し量られて哀れなり。魚の陸に上れるが如く、鳥の巣を離れたるが如し。さる儘には、憂かりし波の上、船の中の御栖居も、今は戀しうぞ思し召されける。蒼波路遠し、思を西海千里の雲に寄す。白屋苔深うして、涙東山一庭の月に落つ。悲し共云ふ計りなし。角て女院は文治元年五月一日の日御髪落させ給ひけり。御戒の師には、長樂寺の阿證坊の上人印誓とぞ聞えし。御布施には、先帝の御直衣なり。既に今はの時迄も、召されたりければ、其の御移り香も未

だ失せず。御形見に御覽ぜんとて、西國より遙々と都迄、持たせ給ひたりしかば、如何ならん世迄も、御身を放たじとこそ思し召されけれ共、御布施に成りぬべき物のなき上、且は彼の御菩提の爲にもとて、泣々取り出ださせおはします。上人是を賜つて、何と奏す可き旨もなくして、墨染の袖を顏に押し當て、泣々御所をぞ罷り出でられける。件の御衣をば、幡に縫うて、長樂寺の佛前に懸けられけるとぞ聞えし。

【灌頂卷】琵琶法師が平曲傳授上の名目で、以下の諸章を秘曲とし、眞言宗の密法傳授の灌頂に准へて重んじたるよりの名。**【東山の麓】**玉葉に建禮門院の御所に就て、其御所京中歟、城外歟、將又不ニ知食一、只可レ爲ニ武士之家一歟との御下問に、申云、被レ付ニ武士一事、一切不レ可レ候、古來女房之罪科不レ聞事也、可レ然片山里邊可レ被レ座歟とある。**【中納言の法印慶慧】**長門本法橋慶惠、東鑑律師寶憲とある。**【玉の臺を瑩き】**宮殿の華麗なること。**【錦の帳に纏はれて】**豪奢な几帳中に過されたこと。**【有りとし有る人】**當時御關係のあつた人々は皆。**【あさましげなる朽坊】**見るかげもない朽廢した僧房。**【魚の陸に上れる如く云々】**せん方ないことの喩。**【さる儘には】**夫れ故にの意。船住居のものうさも、今は却て戀しく思はれるとのこと。**【蒼波路遠し云々】**遠く西海の波路の事を思ひ遣つて悲む意。和漢朗詠集云、石山作、橘直幹、蒼波路遠雲千里、白霧山深鳥一聲。**【白屋】**白茅で葺いた粗末な小屋。その小屋も古くなつて苔の深くむしてゐるとのこと。**【涙東山一庭の月に落つ】**東山々麓の小庭一杯に照り渡る月の光を見て泣くとのこと。長門本には、落ニ涙於東山一亭之月一とあ

る。【長樂寺】京都洛東圓山公園東南山上に在る寺。【印誓】長門本印西上人、吉記戒師大原本成房とある。【今はの時】御最後の時。【彼の御菩提の爲】安德天皇の後生を祈り奉る爲。【幡に縫うて】考證云、今に御衣の幡、長樂寺にあり、然れども直衣にあらず、黄櫨染の御袍なり。

女院は十五にて、女御の宣旨を蒙り、十六にて后妃の位に備り、君王の傍に候はせ給ひて、朝には朝政を進め、夜は夜を專にし給へり。廿二にて皇子御誕生有りて、皇太子に立ち、位に卽かせ給ひしかば、院號蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申しける。入道相國の御娘なる上、天子の國母にてましませば、世の重うし奉る事斜ならず、今年は二十九にぞ成らせまし／＼ける。桃李の御裝猶濃かに、芙蓉の御形も未だ衰へさせ給はね共、翡翠の御簪付けても、何にかはせさせ給ふべきなれば、遂に御樣を替へさせ給ひてげり。浮世を厭ひ、實の道に入らせ給へども、御歎は更に盡せず。人々今は角とて海に沈みし有樣、先帝二位殿の御面影、ひしと御身に添ひて、如何ならん世に、忘るべしとも思し召さねば、露の御命の、何しに今迄存へて、かゝる憂き目を見るらんとて、御涙せきあへさせ給はず。五月の短夜なれ共、明し兼させ給ひつゝ、自ら打ち目睡ませ給はねば、昔の事をば夢にだにも、御覽ぜず。壁に背ける殘の燈の影幽に、終夜窓打つ暗き雨の音ぞ、冷しかりける。上陽人が上陽宮に閉ぢられたりけん悲

も、是には過ぎじとぞ見えし。昔を忍ぶ妻となれとてや、故の主の移し植ゑ置きたりけん、盧橘の風なつかしく、軒近くかをりけるに、山時鳥の二聲三聲音信て通りければ、女院故き事なれ共、思し召し出でて、御硯の蓋に角ぞ遊ばされける。

　郭公花たちばなの香を留て、鳴くは昔の人ぞ戀しき。

女房達は、二位殿越前の三位の上の樣に、さのみ猛う水の底にも沈み給はねば、武士の荒けなきに捕はれて、舊里に歸り、老いたるも若きも、或は樣を替へ、或は形を窶し、有るにも有らぬ有樣共にて、思ひもかけぬ谷の底、岩のはざまにてぞ、明し暮させ給ひける。住ひし宿は皆烟と立ち上りにしかば、空しき跡のみ殘つて、滋き野邊と成りつゝ、見馴れし人の問ひ來るもなし。仙家より歸て、七世の孫に逢ひけんも、角やと覺えて哀れ也。

【女御の宣旨】承安元年十二月廿六日。**【后妃】**同二年二月十日中宮。**【朝には朝政を進め】**白樂天の長恨歌の句、春宵苦ㇾ短日高起、從ㇾ此君王不二早朝一を轉用して云。卷一二代の后參照。**【夜は夜を專にし】**同じく長恨歌の句、春從二春遊一夜專ㇾ夜に據つて云。御側に侍し御寵愛の深かつたこと。**【皇子御誕生】**治承二年十一月十二日安德天皇御降誕。**【院號】**養和元年十一月廿五日。**【桃李の御粧】**御容貌のうるはしい形容。**【猶濃かに】**依然として御美しいこと。**【芙蓉】**蓮花。御姿の美しい喩。**【翡翠の御簪】**翡翠の羽で飾つてある簪の義。長恨歌

にも翠翹金雀玉搔頭とあり、美しい簪を云。『翡翠』かはせみ。**【ひしと御身に添ひ】**ぴつたり御身に添ひ、御忘れになる暇がないこと。**【壁に背ける殘の燈の影幽に】**夜明け前の光の弱い燈の光が壁に添うて光つてゐること。白樂天の新樂府上陽白髮人の句、耿々殘燈背レ壁影、蕭々暗雨打レ窓聲に據る。**【暗き雨】**暗夜の雨の義。**【上陽人】**唐の玄宗皇帝、楊貴妃寵愛の餘りに、他の宮女を上陽宮に幽し、空しく老いしめたといふ故事に據つて、其幽せられた宮女をかく云。**【昔を忍ぶつま】**花橘は昔を思はせるものとされてゐるより云。伊勢物語云、さ月待つ花橘の香をかげば、昔の人の袖の香ぞする。『つま』たより、はしの意。**【音信れて】**鳴いて行くこと。**【故き事】**古歌。**【郭公云々】**新古今集、夏、讀人知らず、とある歌。五句ぞを、やとしてある。ぞでは意味をなさない。時鳥が花橘の香を尋ねて鳴くのは、故人を戀しいと思ふからであらうか、私も同じ思ひに戀しく思ふとのこと。『香を留めて』香を尋ねての意。**【女房達】**女院に御仕した女房。**【有るにも有らぬ有樣共】**生きてゐる甲斐もない樣な見すぼらしい有樣。**【煙と立上り】**兵火に罹つて燒け亡せたこと。**【仙家より歸つて七世の孫に逢】**漢明帝永平五年、剡縣の劉晨阮肇の二人、天台山に迷ひ入り二仙女と會し、居ること半年、舊里に歸ると、親舊零落、一人の知人なく、纔に七世の孫に逢ふことが出來たといふ故事に基いて云。和漢朗詠集云、二條院宴、落花亂ニ舞衣一序、後江相公、謬テ入ニ仙家一雖レ爲ニ半日之客一、恐ハ歸ニ舊里一纔逢ンニ七世之孫ニ一。

小原への入御

去んぬる七月九日の日の大地震に、築地も崩れ、荒れたる御所も傾き破れて、いとど住ませ給ふべき御便りも無し。綠衣の監使、宮門を守るだにもなし。心の儘に荒れたる籬は、滋き野邊よりも露けく、折知りがほに、何しか蟲の聲々恨むるも哀れ也。さるまゝには、夜も漸長く成れば、いとど御寢覺がちにて、明し兼させ給ひけり。盡きせぬ御物思に、秋の哀れさへ打ち添ひて、いとゞ忍び難うぞ思し召されける。何ごとも皆替り果てぬる浮世なれば、自から情を懸け奉るべき、昔の草の緣りも皆枯れ果て、誰育くみ奉る可し共覺えず。され共冷泉の大納言隆房の卿の北の方、七條の修理の大夫信隆の卿の北の方より、忍びつゝ、常は言問ひ申されけり。女院其の昔、あの人共の育みにて有る可しとは、露も思し召し寄らざりし物をとて、御淚を流させ給ひければ、附き參らせたる女房達も、皆袖をぞ濡らされける。此の御栖居も、猶都近くて、玉鉾の道行き人の、人目も滋ければ、露の御命の風を待たん程、憂き事聞かぬ深き山の、奥の奥へも入りなばやとは思し召されけれ共、さるべき便りもましまさず。或る女房

の吉田に參つて申しけるは、「是より北、小原(をはら)山の奥、寂光(じやくくわう)院と申す所こそ、閑(しづか)に侍へ」とぞ申しける。女院、「山里は、物の冷(さび)しき事こそ有んなれ共、世の憂きよりは住みよかんなる物を」とて、思し召し立たせ給ひけり。御輿などをば、信隆、隆房の北の方より、御沙汰有りけるとかや。

【いとゞ住ませ給ふべき御便りも無し】荒れ朽ちた處が一層御住み悪くゝなつたこと。**【緑位の監使宮門を守るだになし】**門番も居ないこと。白樂天、新樂府、上陽白髪人云、緑衣監使守宮門。**【心の儘に荒れたる籬】**破れ放題の垣根。**【滋き】**露の滋きこと。**【折知りがほ】**時を知つてゐると言はん許りに。**【昔の草の縁も皆枯れ果て】**昔の縁故ある人もみんな無くなつたとの事。『草』『枯れ』共に前文叙景に伴ふ縁語。**【隆房卿の北の方、信隆卿の北の方】**共に女院の御妹。**【常は言問ひ】**常に支給せられること。**【玉鉾】**道の枕詞。**【道行き人】**往來を行く人。**【露の御命の風を待たむ程】**御命のある限りといふ程の意。『露』果敢ない意。『風』無常の風の意を含めて云。**【憂き事聞かぬ深き山】**新古今集、雜、題知らず、西行法師、しをりせで猶山深く分け入らむ憂き事聞かぬ所ありやと。**【さるべき便】**適當な御便宜。**【小原山】**山城國愛宕郡八瀬村以北の山村の山。**【寂光院】**山城國愛宕郡大原村の谿谷、宇草生(くさふ)に在る寺。延暦寺別所と云。**【山里は物の冷しき事こそ】**古今集、雜、讀人知らず、山里は物のさびしき事こそあれ世の憂きよりは住みよかりけり。**【御沙汰】**御用意。

文治元年長月の末に、かの寂光院へ入らせおはします。道すがらも、四方の梢の色々

成るを、御覽じ過ぎさせ給ふ程に、山陰なればにや、日も漸暮れかゝりぬ。野寺の鐘の入相の音すごく、分くる草葉の露茂み、いとゞ御袖濡れまさり、嵐烈しく木の葉猥りがはし。空搔き曇り、何しか打ち時雨つゝ、鹿の音幽かに音信て、蟲の恨も絕々なり。兎に角に取り聚めたる御心細さ、喩へ遣るべき方もなし。浦傳ひ島傳ひせしか共、さすが角は無かりし物をと、思し召すこそ悲しけれ。岩に苔むして、冷たる所なれば、栖ままほしくぞ思し召す。露結ぶ庭の荻原霜枯れて、籬の菊のかれ〴〵に、うつろふ色を御覽じても、御身の上とや覺しけん。佛の御前へ參らせ給ひて「天子聖靈成等正覺、一門亡魂頓證菩提」と祈り申させ給ひけり。何の世にも忘れ難きは、先帝の御面影、ひしと御身に添ひて、如何ならん世にも、忘る可し共思し召さず。さて寂光院の傍に、方丈なる御庵室を結んで、一間をば佛所に定め、一間をば御寢所に飾ひ、晝夜朝夕の御勤、長時不斷の御念佛、懈る事なくして、月日を送らせ給ひけり。角て神無月中の五日の暮方に、庭に散り布く楢の葉を、物踏み鳴して聞えければ、女院「世を厭ふ所に、何者の問ひ來るやらん。あれ見よや、忍ぶ可き者ならば、急ぎ忍ばん」とて、見せらるゝに、小鹿の通るにてぞ有りける。女院「さて如何にや〳〵」と仰せければ、大納言の佐の局涙を押へて、

岩根ふみ誰かは問はん楢の葉の、そよぐは鹿の渡るなりけり。

女院此の歌餘りに哀れに思し召して、窓の小障子に遊ばし留めさせおはします。かゝる御徒然の中にも、思し召し准ふ事共は、つらき中にも數多あり。軒に並べる植樹をば、七重寶樹とかたどれり、岩間に積る水をば、八功德水と思し召す。無常は春の花、風に隨つて散り安く、有涯は秋の月、雲に伴て隱れ安し。承陽殿に花を翫んじ朝には、風來て薰を散らし、長秋宮に月を詠ぜし夕には、雲覆うて光を隱す。昔は玉樓金殿に、錦の茵蓐を敷き、妙なりし御住居なりしか共、今は柴引き結ぶ草の庵、餘所の袂もしをれけり。

【四方の梢の色々】山中の紅葉が薄く濃く色樣々なこと。**【山陰なればにや】**日が早く暮れかゝることを云。**【入相の鐘すごく】**夕方に撞き出す鐘の音のさびしく響くこと。**【分くる草葉の露茂み】**草を分けて行く、その草葉の露が深いので。**【打ち時雨つゝ】**時雨の降つて來ること。**【蟲の恨も絶々】**恨む樣な蟲の聲もとぎれとぎれに聞えること。**【取聚めたる御心細さ】**目に見耳に聞き給ふもの、皆重つて御心細く思はせ申すこと。**【浦傳ひ島傳ひ】**關西の海岸や海上を轉々せられたこと。**【冷びたる所】**幽邃閑雅の地。**【露結ぶ】**風に吹かれたりして、露が玉の如く凝結するを云。**【うつろふ色】**衰へて變つて行く色。**【御身の上とや覺しけん】**草木の霜枯れ菊の移ろふ色の生氣がないのを、御自身の上に引き比べて悲しく御思ひになること。**【天子聖靈】**安德天皇

の御尊靈。【成等正覺】成佛と同義。安德天皇の聖靈の御成佛遊ばされる樣にの意。『等正覺』遍正知の義。佛十號の一。【一門亡魂】平家一門の亡靈。【頓證菩提】速に菩提を證得すること。平家一門の亡魂も早く心の闇を破て佛果を得る樣にと御祈になること。『頓』速の義。【佛所】佛像安置の場所。【長時不斷の御念佛】長く間斷なく念佛を御唱へになる行。【物踏み鳴らして】音を立てゝあるく物があること。【世を厭ふ所に】世間と離れて居る所に。【忍ぶべきものならば】隱れなければならないものなら。【さて如何にや如何に】御驚きになつた樣。是はどうしたことかと怪しまれること。【岩根ふみ云々】こんな山の中へ訪ねて來る人はない、たまたま楢の葉の動いたのは鹿の通つたのであつたと、淋しい山間の樣を詠じたもの。【遊ばし留めさせ】此歌を書て後まで殘させて置かれたこと。【七重寶樹】七寶樹又七重行樹とも云。七重に行列し極樂の四方を圍繞する寶樹。阿彌陀經云、極樂國土ニハ、七重欄楯ノ、七重羅網ノ、七重行樹アリ、皆是四寶、周帀圍繞ニシテ。【八功德水】極樂にある八種の功德を備へた水。阿彌陀經云、極樂國土ニハ、有ニ七寶池一、八功德水充ニ滿セリ其中ニ一、池底純以ニ金沙ヲ一布ク無量壽經云、八功德水、湛然盈滿、淸淨香潔、味如ニ甘露一。稱讚淨土攝受經云、何等名爲ニ八功德水一、一者澄淨、二者淸冷、三者甘美、四者輕輭、五者潤澤、六者安和、七者飮時除ニ飢渴等無量過患一、八者飮已テ能長ニ養諸根一四大增益。【無常】諸行無常のこと。春の花の風に散り易きに准へ云。【有涯】涯際ある義。人の一生のこと。秋の月の雲に隱れるに准へ、人生の過ぎ易きを云、莊子養生篇云、吾生也有レ涯而知也無レ涯。【承陽殿・長秋宮】承陽一本昭陽に作る。昭陽殿は唐代、長秋宮は漢代、後宮殿舍の名。こゝは唯後宮の意。拾芥抄に共に中宮の唐名としてゐる。華麗な後宮に在つた時も、花や月に無常の理を見せつけられたのに、何の氣もなく見

過し、今になつてしみじみ感じさせられるの意。【柴引き結ぶ草の庵】柴を蔓草で結んで作つた粗末な家に、起臥遊ばされるとのことゝ。【餘所の袂も】關係のない他人の見る目にも御氣の毒で、泣くより外はないとのこと。

小原御幸

かゝりし程に法皇は、文治二年の春の比、建禮門院の小原の閑居の御栖居、御覽ぜまほしう思し召されけれ共、二月彌生(きさらぎやよひ)の程は、嵐烈しう餘寒も未だ盡きず、峯の白雪消えやらで、谷のつらゝも打解けず。かくて春過ぎ夏來つて、北祭も過ぎしかば、法皇夜をこめて、小原の奥へ御幸なる。忍(しのび)の御幸なりけれ共、供奉の人々には、徳大寺、花山の院、土御門以下、公卿六人、殿上人八人、北面少々候ひけり。鞍馬通りの御幸也ければ、彼の清原の深養父(ふかやぶ)が補陀樂寺(ふだらくじ)、小野の皇太后宮の舊跡、叡覽有りて、其れより御輿にぞ召されける。遠山(とほやま)に懸る白雲は、散りにし花の形見なり。青葉に見ゆる梢には、春の名殘ぞ惜まるゝ。比は卯月廿日餘りの事なれば、夏草の茂みが末を別き入らせ給ふに、始めたる御幸なれば、御覽じ馴れたる方もなく、人跡絶えたる程も思し召し知られて哀れなり。西の山の麓に、一宇の御堂有り。即ち寂光院是なり。舊(ふる)う造

りなせる泉水木立、由有る樣の所なり。甍破れては霧不斷の香を燒き、扉落ちては月常住の燭を挑ぐとも、加樣の所をや申す可き。庭の若草茂り合ひ、青柳絲を亂りつゝ、池の浮草浪に漾ひ、錦を曝すかと謬たる。中島の松に懸れる藤波の、裏紫に開ける色、青葉交りの遲櫻、初花よりも珍しく、岸の山吹咲き亂れ、八重立つ雲の絶間より、山郭公の一聲も、君の御幸を待ち顏也。法皇是を叡覽有つて、角ぞ遊ばされける。

池水に汀の櫻散り布きて、浪の花こそ盛なりけれ。

舊りにける岩の絶間より、落ち來る水の音さへ、故び由ある所なり。綠蘿の垣、翠黛の山、繪に書く共筆も及び難し。さて女院の御庵室を叡覽あるに、軒には蔦朝顏這ひかゝり、葱交の萱草、瓢簞屢空し、草顏淵が巷に滋し、藜藋深く鎖せり、雨原憲が樞を濕すとも謂ひつ可し。杉の葺目もまばらにて、時雨も霜も置く露も、洩る月影に爭ひて、堪まる可し共見えざりけり。後は山、前は野邊、いざゝ小篠に風噪ぎ、世に立ぬ身の習ひとて、憂き節滋き竹柱、都の方の言傳は、間遠に結へるませ垣や、僅に言問ふ物とては、嶺に木傳ふ猿の聲、賤が爪木の斧の音、是等が音信成らでは、葎の葛青葛、來る人稀なる所なり。

【法皇】後白河法皇。**【北祭】**四月中酉日に行はれる賀茂祭の別稱。石清水臨時祭を南祭といふに對して云。**【夜をこめて】**夜の明けない中から。**【德大寺】**内大臣實定。**【花山の院】**前權大納言兼雅。其北の方は建禮門院御姉君。**【土御門】**權中納言源通親。**【清原深養父】**元輔祖父、有名な歌人。**【補陀樂寺】**天德三年四月清原深養父建立、本願延昌僧正、其遺址大原村江文明神と靜原との間に在ると云。**【小野の皇太后宮】**後冷泉天皇中宮歡子。藤原教通三女、永承二年入内、關白賴通の女皇后となるに及で宮を出でられ、兄の僧靜圓の小野の山房に寓し、深く佛に歸依せられ、後皇太后となり落飾し、宮を以て寺とし常壽院と稱せられた。康和四年八月崩御、御年八十二、其舊跡愛宕郡靜市野村市原と云。**【散りにし花の形見】**遠山にかゝる白雲が丁度散つた花の名殘の樣に白く見えるとのこと。**【茂みが末を分け入らせ】**繁つてゐる葉末を押分けて入らせられること。**【舊う造りなせる泉水木立】**古めかしく造り設けてある池や森。**【甍】**屋根の瓦。**【霧不斷の香を燒き】**破れた瓦屋根に霧のかゝつてゐる樣は、常住斷えずたく香の煙の立迷ふに似るの意。**【扉落ちては月常住の燭を挑ぐ】**扉が朽ち月光が中に照る樣は、いつまでも消えない燈明の火の輝く樣であるとのこと。以上二句朗詠と思はれるが、出處未詳。**【青柳絲を亂りつゝ】**青柳の芽の萠え出た長い枝が絲の如くなのに、それが風に吹かれて入れ交り動くこと。**【中島】**池の中の島。**【藤波】**藤の花が風に靡き動くを波に准へて云。**【裏紫】**紫と同じ、『裏』末の義。**【靑葉交りの遲櫻】**金葉集、夏歌、藤原盛方、夏山の青葉まじりの遲櫻初花よりもめづらしきかな。**【八重立つ雲の絶え間より】**雲の重なり合つてゐる其とぎれ目より聞えること。**【池水に云々】**池の水に岸の櫻の花が一杯散つて居て、浪の花の方が盛りであるの意。千載集、春に此歌を載せ、詞書に、みこにおは

しましける時、鳥羽殿に渡らせ給へりける比、池上の花といへる心を讀ませ給うける、院御製とある。『浪の花』波の白沫のことをもいふのでかけて云。**【故び】**故ありさうなの意。趣のあること。**【綠蘿の垣】**靑々とした蔦葛の茂つてゐる垣。**【翠黛の山】**翠色の黛のやうに、山又山の間に見える山。**【忍】**軒に生へる苔の類。**【萱草】**百合科、高二三尺に達する多年生草本、葉細長く尖り黄色の花をつけ山地に自生する。**【瓢簞屢空し云々】**草がむさくろしく繁り、戸も朽ちてゐるといふこと。和漢朗詠集中の句、串文、橘直幹、瓢簞屢空、草滋㆓顔淵之巷㆒、藜藿深鏁、雨濕㆓原憲之樞㆒。顔淵原憲共に孔子の門弟で道を樂み淸貧に安んじた人。『瓢簞屢空し』論語雍也篇云、子曰賢哉回也（回は顔淵の名）、一簞食、一瓢飲、在㆓陋巷㆒、人不㆑堪㆓其憂㆒、回也不㆑改㆓其樂㆒、賢哉回也。又先進篇云、子曰、回也其庶乎屢空。『藜藿』共にあかざといふ草。史記仲尼弟子列傳に、孔子卒、原憲亡在㆓草澤中㆒、子貢相㆑衞、而結㆑駟連㆑騎、排㆓藜藿㆒入㆓窮閻㆒、過謝㆓原憲㆒とあるより出た語。『樞』戸の開閉する爲めのくるるのこと。其雨に濕ふことは莊子に、原憲居㆑魯、環堵之室、茨以㆓生草㆒、蓬戸不㆑完、桑以爲㆑樞、而甕牖二室、褐以爲㆑塞、上漏下濕、匡坐而絃とあるに基く。**【杉の葺目もまばら】**屋根を葺いてある杉皮も、ところところなくなつて、間のすいてゐること。**【月影と爭ひて】**雨も霜も露も月の光と同じ樣に漏れて來て、とても之を防ぐ用はしまいと思はれるとのこと。**【いさゝ小篠】**いさゝも細小の義。さゝやかな篠原。**【世に立ぬ身の習ひとて】**浮世の中に出て生活しない身の常で、困難が多いと、次の句へかゝる。**【憂き節滋き竹柱】**憂き節と竹の節とかける。粗末な竹柱の家の意。**【間遠に結へるませ垣】**都のおとづれの間遠いことと、垣の間のまばらなことをかけて云。『ませ垣』丈けの低い、竹又は木で

日を荒く作つた垣。【言問ふ】訪ねる。【爪木】爪先で折つた木の義、薪のこと。樵夫の薪を伐る斧の音がするとのこと。【葎の葛寄葛】共に蔓草の名。葛は絲の如きより、繰るといひ、來る人へかけて云。

法皇、「人や有る、人や有る」と召されけれ共、御いらへ申す者もなし。良有つて老い衰へたる尼一人參りたり。「女院は何くへ御幸成りぬるぞ」と仰せければ、「此の上の山へ花摘みに、入らせ給ひて侍ふ」と申す。「さこそ世を厭ふ御習と云ひながら、左樣の事に仕へ奉るべき人も無きにや、御痛はしうこそ」と仰せければ、此の尼申しけるは、「五戒十善の御果報盡きさせ給ふに依つて、今かゝる御目を御覽ぜられ侍ふにこそ。捨身の行に、何かは御身を惜ませ給ひ侍ふべき。因果經には、欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因と說かれたり。過去未來の因果を、兼て悟らせ給ひなば、つや〳〵御歎有る可からず。昔悉達太子は、十九にて伽耶城を出で、檀特山の麓にて、木の葉を聯ねて膚を隱し、嶺に上つて薪を取り、谷に下りて水を掬び、難行苦行の功に依つてこそ、遂に成等正覺し給ひき」とぞ申しける。此の尼の有樣を御覽ずれば、身には絹布の分きも見えぬ物を、結び聚めてぞ著たりける。あの有樣にても、加樣の事申す不思議さよと思し召して、「抑汝は如何なる者ぞ」と仰せければ、此の尼さめ〴〵と泣いて、暫しは御返事にも及ばず。良有つて涙を抑へて、「申すに附けて憚り覺え

侍へ共、故少納言入道信西(しんぜい)が女、阿波の內侍と申す者にて侍ふ也。母は紀伊の二位、さしも御いとほしみ深うこそ侍ひしに、御覽じ忘れさせ給ふに付けても、身の衰へぬる程、思ひ知られて、今更爲方(せんかた)なうこそ侍へ」とて、袖を顏に押し當てゝ、忍びあへぬ樣、目も當てられず。法皇「實にも汝は阿波の內侍にて有るござんなれ。御覽じ忘れさせ給ふぞかし。何事に付けても、只夢とのみこそ思し召せ」とて、御涙せきあへさせ給はねば、供奉の公卿殿上人も、不思議の事申す尼哉と思ひたれば、理(ことわり)にて申しけりとぞ、各感じ合はれける。

【人や有る】誰か居ないかといふこと。**【さこそ世を厭ふ御習とは云ひながら】**いくら世を捨てた方としては常の事とは申せの意。**【左樣の事】**花摘みのこと。**【五戒十善の御果報】**五戒の果報で人間に生れ、十善の果報に依り人中に王となると云。こゝは王者たる御果報の意。**【捨身の行】**肉身を捨ててする難行苦行。**【因果經】**過去現在因果經の略。四卷、宋求那跋陀羅譯。**【欲知過去因云々】**過去世の因は現在世の果を見れば判り、未來世の果は現在世の因に依つて察せられるの意。諸經要集法苑珠林共に唯「經曰」又「經云」として摘出してあるのみで、何經の文とも判然しない。或は心地觀經の文といひ、或は因果經の文といふ、未詳。**【伽耶城】**迦維羅衞國の都城。釋迦出生の地。**【絹布の分きも見えぬ物】**やれて絹とも布とも見分けのつかない程の物。**【加樣の事】**佛教上の教理などを云。**【申すに附けては憚り覺え】**申上げるのは畏れ多いことゝ思はれるが。

【阿波內侍】長門本盛衰記に、少納言入道信西が子、辨入道定憲の娘、紀伊の二位の孫とある。【理にて申しけり】それなら言ふのも尤であるの意。

さて彼方此方を叡覽有るに、庭の千草露重く、籬に倒れ懸りつゝ、外面の小田も水越えて、鴫立つ隙も見え分かず。さて女院の御庵室へ入らせおはしまし、障子を引き開けて叡覽有るに、一間には來迎の三尊おはします。中尊の御手には、五色の絲を懸けられたり。左に普賢の繪像、右に善導和尚、竝に先帝の御影をかけ、八軸の妙文、九帖の御書も置かれたり。蘭麝の薫に引き替へて、香の烟ぞ立ち上る。彼の淨名居士の方丈の室の中に、三萬二千の床を竝べ、十方の諸佛を請じ給ひけんも、かくやとぞ覺えける。障子には諸經の要文共、色紙に書いて所々に押されたり。其の中に大江の定基法師が、清涼山にして詠じたりけん、笙歌遙に聞ゆ孤雲の上、聖衆來迎す落日の前とも書かれたり。少し引のけて、女院の御製と覺しくて、

思ひきや深山の奥に栖居して、雲井の月を餘所に見んとは。

さて傍を叡覽有るに、御寢所と覺しくて、竹の御竿に、麻の御衣、紙の衾なんど懸けられたり。さしも本朝漢土の妙なる類ひ數を盡し、綾羅錦繡の粧ひも、さながら夢にぞ成りにける。法皇御涙を流させ給へば、供奉の公卿殿上人も、親り見奉りし事共、今

の様に覺えて、皆袖をぞ絞られける。良有りて上の山より、濃き墨染の衣著たりける尼二人、岩の懸路を傳ひつゝ、下り煩ひたる樣なりけり。法皇、「あれは如何なる者ぞ」と仰せければ、老尼涙を押へて、「花筐臂にかけ、岩躑躅取り具して、持たせ給ひて侍ふは、女院にて渡らせ給ひ侍ふ。爪木に蕨折り添へて持ちたるは、鳥飼の中納言維實が女、五條の大納言國綱の養子、先帝の御乳母、大納言の佐の局」と申しもあへず泣きけり。法皇御涙を流させ給へば、供奉の公卿殿上人も、皆袖をぞ濡らされける。女院は世を厭ふ御習と云ひながら、今かゝる有樣を見え參らせんずらん慚しさよ、消えも失せばやと思し召せ共甲斐ぞなき。宵々毎の閼伽の水、掬ぶ袂もしをるゝに、曉起の袖の上、山路の露も滋くして、絞りや兼させ給ひけん、山へも歸らせ給はず、又御庵室へも入らせおはしまさず、あきれて立たせまし〳〵たる所に、內侍の尼參つゝ、花筐をば賜はりけり。

【外面の小田も水越えて云々】籬の外の田にも水が溢れ、立つてゐる鴫と水との間もすれすれな位とのこと。
【來迎の三尊】阿彌陀佛、觀音菩薩、勢至菩薩。**【中尊】**三尊の中央なる阿彌陀佛の像。**【五色の絲】**當時、青黃赤白黑の五色の絲を合せて繩の如くしたのを佛像の手にかけ、之を臨終の人に握らせて、引接の事に擬する風習があつたが、こゝは其の爲の用意として作つてあつたこと。**【普賢】**理德を主り、六牙の白象に乘り、文

珠菩薩の釋迦佛の左方に侍するに對し、其右方に侍する菩薩の名。**【善導和尚】**唐の光明寺の僧。淨土眞宗七祖中の第五祖。**【先帝の御影】**安德天皇の御繪像。**【八軸の妙文】**法華經。一部八卷の故に云。**【九帖の御書】**盛衰記には、淨土の御疏九帖とある。善導和尚撰述の觀無量壽經疏四卷、淨土法事讃二卷、觀念法門一卷、往生禮讃一卷、般舟讃一卷、都て五部九卷を云。**【蘭麝】**貴婦人の衣裳に付けるよき香料。『蘭』其花に芳香があるより添へて云。『麝』麝といふ動物の臍のあたりより取る香と云。**【淨名居士】**維摩詰。天竺毘耶離國の長者、釋迦在世中其敎化を助けた人。釋迦が諸比丘菩薩をして其病床で說法せしめたのを維摩經と云。『淨名』維摩詰の譯名。『居士』在家で佛道に志す者の稱。**【方丈】**維摩居士の石室方一丈の故に云。後世住持の居室及び寺主を方丈と稱するは、之に據る。**【三萬二千の床を並べ云々】**維摩經不思議品云、於レ是長者維摩詰現ニ神通力一、卽時彼佛遣ニ三萬二千師子座一、高廣嚴淨、來ニ入維摩詰室一、諸菩薩大弟子釋梵四天王等、昔所レ未レ見、其室廣博、悉苞ニ容三萬二千師子之座一、無レ所ニ妨閡一。**【要文】**肝要な法文。**【色紙】**諸種の染紙。**【押され】**貼り附けること。**【大江定基】**參議齊光の子、三河守、出家して寂昭と云。長保年中入宋、眞宗より特に圓通大師の號を受け、長元七年杭州淸涼山々麓にて遷化。**【笙歌遙に聞ゆ云々】**雲上に樂聲が聞え日の落ちんとする頃に、聖衆の諸菩薩が佛を圍繞して來迎せられる景情を詠じたもの。十訓抄云、淸涼山の麓にて往生を遂げける時、詩を作れりける、笙歌遙聽孤雲上、聖衆來迎落日前、但し此の詩保胤作れりと云ふ。『笙歌』笙を吹き歌をうたふこと。菩薩の吹奏するを云。**【思ひきや云々】**昔ては宮中で眺めた月を、こんな淋しい山奥で見やうとは、思ひもかけなかつたことで悲しいの意。**【紙の衾】**紙で作つた布團。**【妙なる類ひ】**精良な織物で作つた衣類。**【岩の懸**

路】岩石の多い嶮岨な路。【花筐】花を入れる籠。【見え參らせんずらん耻かしさよ】お目にかけて恥かしいの意。【絞りや兼させ給ひけん】悲しさの餘りに涙にかきくれておしまひになつたことを云。【花筐を賜はりけり】花籠を御受け取したとのこと。

六道

「世を厭ふ御習ひ、何か苦しう侍ふべき。早々御見參有つて、還御成し參らさせ侍へ」と申しければ、女院御涙を押へて、御庵室に入らせおはします。「一念の窓の前には、攝取の光明を期し、十念の柴の樞には、聖衆の來迎をこそ待ちつるに、思の外の御幸哉」とて、御見參有りけり。法皇此の御有樣を叡覽有つて、仰せなりけるは、「悲想の八萬劫、猶必滅の憂に逢ひ、欲界の六天、未だ五衰の悲を免れず。喜見城の勝妙の樂、中間禪の高臺の閣、夢の裏の果報、又幻の間の樂、既に流轉無窮也。車輪の廻るが如し。天人の五衰の悲み、人間にも候ひける者哉。去るにても誰か言問ひ參らせ、何事に付けても、さこそ古へをのみこそ、思し召し出づらめ」と仰せければ、女院、「何方よりも、音信る事も侍はず。信隆・隆房の卿の北の方より、絶々申し送る事こそ侍らへ。其の昔、あの人共の育みにて有る可しとは、露も思し召しよらざりし者を」とて、御涙を

流させ給へば、付き參らせたる女房達も、皆袖をぞ濡らされける。良有つて、女院涙を抑へて申させ給ひけるは、「今かゝる身に成り侍ふ事は、一旦の歎申すに及び侍はね共、後生菩提の爲には、悦と覺え侍ふ也。忽に釋迦の遺弟に連り、忝くも彌陀の本願に乘じて、五障三從の苦みを遁れ、三時に六根を淸めて、一筋に九品の淨刹を願ひ、專ら一門の菩提を祈り、常には聖衆の來迎を期す。何の世にも忘れ難きは、先帝の御面影、忘れんとすれ共忘られず、忍ばんとすれ共忍ばれず、只恩愛の道程、悲しかりける事はなし。されば彼の御菩提の爲に、朝夕の勤め怠る事侍はず。是も然る可き善知識と覺え侍ふ」と申させ給へば、法皇仰せなりけるは、「夫れ吾が國は粟散邊土なりと云へ共、忝くも十善の餘薰に答へ、萬乘の主となり、隨分一つとして心に叶はずと云ふ事なし。就中佛法流布の世に生れて、佛道修行の志あれば、後生善所、疑有るまじき事なれば、人間の化なる習ひ、今更驚く可きには候はね共、御有樣見參らせ候ふに、爲ん方なうこそ候へ」とて、御涙せきあへさせ給はず。

【世を厭ふ御習ひ】内侍の尼が女院に申上げる詞。御出家の常であるからやつれた御姿でも御差支はないとのこと。【還御なし參らさせ侍へ】法皇の御還りになる樣にさせ給への意。【一念の窓の前には】一度念佛を申しては、遍く衆生を攝め取り給ふ彌陀の光明に接することを豫期すること。【十念の柴の樞には】十度念佛を申

しては、諸菩薩の來迎を待つの意。唯往生のみを願つてゐた所に意外の御幸と驚かされたこと。『柴の樞』『窓の前』對句、輕い意。【非想の八萬劫云々】六道講式云、次天道者、非想八萬劫、倚遭二必滅之憂一、欲界六天、未レ免二五衰之悲一、喜見城之勝妙之樂、中間禪高臺閣、亦是夢中果報、幻間之快樂也。苦哉三界火宅恒住所、四生衰變非二希事一也。流轉無窮、如二車廻一レ庭、昇沈不定、似二鳥遊一レ林矣。【非想】非想非非想天の略。無色界の第四天、そこの定命は八萬劫で、夫れさへ滅びる時があると云。【喜見城】忉利天主帝釋天の居城。忉利天のものは世間の百年を一日一夜として、壽を保つ一千歲と云、之を億千歲の樂など云、こゝに勝妙の樂と云ふはその長壽のこと。【中間禪】四禪中、初禪天と二禪天との中間にあるより云。其の主は大梵天で、其居處を高臺の閣と云。大梵王宮深禪定の樂などと言つて、長く樂を極める意に取つて云。【夢の中の果報】喜見城中間禪の二つも畢竟一時の果敢ない樂に過ぎないとのこと。【絕々申送る事】折々たづねてくれること。【遺弟】死後の弟子。【五障三從の苦を遁れ】戒を受けて、女人の身に伴ふ五障三從の煩ひを免れたとの意。『三從』智度論云、女人之體、幼則從二父母一、少則從レ夫、老則從レ子。又儀禮云、婦人有二三從之義一、無二專用之道一、故未レ嫁從レ父、既嫁從レ夫、夫死從レ子。【三時】晨朝、日中、黄昏。【朝夕の勤】朝夕の勤行。讀經等の事。【是も然る可き善知識】先帝の御菩提を祈る事も、女院を佛道へ結緣するよい導きであるとの意。【十善の餘薰に答へ】前世の十善の功德の餘光に依ての意。【人間の化なる習ひ】人生の果敢ない事は常のことであるの意。【爲ん方なうこそ候へ】何とも言ひ樣のない事で、誠に悲しいの意。

女院重ねて申させ給ひけるは、「我が身平相國の女として、天子の國母と成りしかば、

一天四海は皆掌の儘なりき。されば拜禮の春の始めより、色々の更衣、佛名の年の暮、攝籙以下の大臣公卿に、持て成されし有樣は、六欲四禪の雲の上にて、八萬の諸天に圍遶せられ侍ふらん樣に、百官悉く仰がぬ者や侍ひし。淸涼紫宸の床の上、玉の簾の內にもてなされ、春は南殿の櫻に心を留めて日を暮し、九夏三伏の熱き日は、泉を掬んで心を慰み、秋は雲の上の月を、獨見ん事を宥されず、玄冬素雪の寒き夜は、衾を重ねて暖にす。長生不老の術を願ひ、蓬萊不死の藥を尋ねても、只久しからん事を思へり。明けても暮れても、樂み榮え侍ひし事、天上の果報も、是には過ぎじとこそ覺え侍ひしか、さても壽永の秋の始め、木曾義仲とかやに恐れて、一門の人々、住み馴れし都をば、雲井の餘所に顧みて、故鄕を燒野が原と打ち詠め、古へは名をのみ聞きし、須磨より明石の浦傳ひ、さすが哀れに覺えて、晝は漫々たる大海に浪路を分けて袖を濡らし、夜は洲崎の千鳥と共に泣き明す。浦々島々よし有る所を見しか共、故鄕の事は忘られず。角て寄る方無かりしは、五衰必滅の悲とこそ覺え侍ひしか。凡そ人間の事は、愛別離苦、怨憎會苦、四苦八苦共に、一つとして我が身に知られて、殘る所も侍はず。さても筑前の國太宰府とかやに著いて、少し心を延べしかば、維義とかやに九國の內をも追ひ出だされ、山野廣しと云へ共、立ち寄り休むべき所もな

し。同じ秋の暮にも成りしかば、昔は九重の雲の上にて見し月を、八重の潮路に詠めつつ、明かし暮し侍ひし程に、神無月の比ほひ、清經の中將が、都をば源氏が爲に攻め落され、鎭西をば維義が爲に追ひ出ださる。網にかゝれる魚の如し、何くへ行かば遁る可きかは、存らへ果つべき身にも非ずとて、海に沈み侍ひし。是ぞ憂き事の始めにては侍ひしか。波の上にて日を暮らし、船の中にて夜を明す。貢物もなければ、供御を備ふることもなく、適供御を備へんとすれ共、水無ければ參らず。大海に浮むといへ共、潮なれば飲む事なし。是又餓鬼道の苦とこそ覺え侍ひしか。角て室山水島二箇度の軍に勝ちしかば、一門の人々少し色なほつて見え侍ひしかば、攝津の國一の谷とかやに城郭を構へ、各直衣束帶を引き替へて、鐵をのべて身に纏ひ、明けても暮れても、軍よばひの聲の、絕ゆる事も無かりしは、修羅の鬪諍、帝釋の諍も、是には過ぎじとこそ覺え侍ひしか。一の谷を攻め落されて後、親は子に後れ、妻は夫に別る。澳に釣する船をば、敵の船かと肝を消し、遠き松に、白き鷺の群れ居るを見ては、源氏の旗かと心を盡す。角て門司・赤間・壇の浦の軍、既に今日を限りと見えしかば、二位の尼泣々申し侍ひしは、此の世の中の有樣、今は角と覺ゆる也。今度の軍に、男の命の生き殘らん事は、千萬が一も有り難し。縱ひ又遠き緣は、自ら生き殘る事有りと云ふ共、

妾が後生弔はん事も有り難し。昔より女は殺さぬ習ひなれば、如何にもして存へて、主上の御菩提を弔ひ、我等が後生をも助け給へと申し侍ひしを、夢の心地して覺え侍ひし程に、風忽に吹き、浮雲厚く靉き、兵共の心を迷し、天運盡きて、人の力にも及び難し。既に右と見えしかば、二位の尼先帝を抱き參らせて、舷に出でし時、あきれたる御有樣にて、抑尼前、我をば何地へ具して行かんとするぞと仰せければ、二位の尼、涙をはら〳〵と流いて、稚き君に向ひ參らせて、君は未だ知し召され侍はずや。先世の十善戒行の御力に依つて、今萬乘の主とは生れさせ給へ共、惡緣に引かれて、御運既に盡きさせ給ひ侍ひぬ。先づ東に向はせ給ひて、伊勢太神宮伏し拜ませおはしまし、其の後西方淨土の來迎に預らんと、誓はせおはしまして、御念佛侍ふべし。此の國は粟散邊土と申して、心憂き界にて侍ふ。あの波の底にこそ、極樂淨土と申して、目出度き都の侍ふ。其れへ具し參らせ侍ふぞと、樣々に慰め參らせしかば、山鳩色の御衣に、鬢結はせ給ひて、御涙に溺れ、些う嚴しき御手を合せ、先づ東に向はせ給ひて、伊勢太神宮に御暇申させ給ひ、其の後西に向はせ給ひて、御念佛有りしかば、二位の尼先帝を抱き參らせて、海に沈みし有樣、目もくれ心も消え果てゝ、忘れんとすれ共忘られず、忍ばんとすれ共忍ばれず。角て生き殘りたる者共の、喚き叫びし有樣は、叫喚大叫喚、

無間阿鼻、焔の底の罪人も、是には過ぎじとこそ覺え侍ひしか。さて武士共も荒けなきに捕はれて、上り侍ひし程に、播磨の國明石の浦とかやに著いて、些と目睡みたりし夢に、昔の內裏には遙に勝りたる所に、先帝を始め參らせて、一門の月卿雲客、各ゆゝしげなる禮儀共にて並み居たり。都を出でゝ後、未だかゝる所を見ず。爰をば何くと云ふぞと問ひ侍ひしかば、二位の尼答へ申し侍ひしは、龍宮城と申す所なり。さては目出度き所かな。此の國に苦はなきやらんと問ひ侍ひつれば、龍畜經に見えて侍ふ、後世能く〳〵弔はせ給へと申すと、覺えて夢覺めぬ。其の後は彌經讀み念佛して、かの御菩提を弔ひ奉る。是偏に六道に違はじとこそ覺え侍らへ」と申させ給へば、法皇仰せなりけるは、「異國の玄奘三藏は、悟の前に六道を見き。我が朝の日藏上人は、藏王權現の御力に依つて、六道見たりとこそ承はれ。親り御覽ぜられけるこそ、有り難う候へ」とぞ仰せける。

【拜禮】朝賀。【色々の更衣】四月一日十月一日に夏冬の衣更すること。【佛名】佛名會。毎年十二月十九日より廿一日に至る三日間、淸涼殿に於て過去未來現在の三千佛の名を唱へ、年內の罪障を懺悔消滅する爲めの法會。【六欲】六欲天。欲界に於ける六重の天、四王天・忉利天・夜摩天・兜率天・樂變化天・他化自在天。【四禪】欲界の煩惱を離れて禪定に住する色界の十八天を、禪定の淺深麁妙に由つて四級に分つもの、初禪・二禪・三

禪・四禪。【八萬の諸天】數多き天部。【南殿の櫻】紫宸殿前の左近の櫻。『南殿』紫宸殿の別稱。【九夏】夏則九十日の稱。【三伏】夏の土用。夏至の後第三庚を初伏、第四庚を中伏、立秋後の初庚を末伏とし、之を三伏と云。夏は火、庚は金、金は火を畏れ、庚の日に伏す故と云。『伏』金氣伏藏の日の意。【獨見ん事を宥されず】君寵厚くて、宴を張り樂んだことを云。【玄冬】『玄』黑色。四季の色を言ふ時、冬は黑に當るより云。【素雪】白雪。【裙を重ねて】衾を重ねること。【四苦】生苦、老苦、病苦、死苦。【八苦】四苦に愛別離苦、怨憎會苦、求不得苦、五陰盛苦を加へて云。求不得苦は求めて得られない苦。五陰盛苦は色、受、想、行、識の五陰の爲に衆苦の盛な苦。【我が身に知られて】御體驗になつたとのこと。【鐵をのべて】甲冑を云。【軍よばひ】鬨の聲。【修羅の鬪諍、帝釋の諍】修羅は美女あつて好食がなく、忉利天の帝釋は、好食あつて美女がなく、夫れが爲めに、互に憎嫉して鬪爭の絶え間がないと佛經に說かれてゐるより云。『修羅』阿修羅の略。【遠き緣】遠い緣の人。【風忽に吹き云々】敗戰亂鬪の樣を輕く描いたところ。【叫喚大叫喚無間阿鼻】八熱地獄中の地獄の名。『阿鼻』梵語、『無間』其の譯語、間斷なく苦を受ける意。こゝは同義重語。【龍畜經】此經名大藏經中に見えないとの事である。長門本には、此所には苦なきかと問へは、爭でか苦なかるべきと答て夢さめぬ、夢現異なりといへとも、是則畜生道也とある。龍は畜生道の物で龍畜とも云。こゝは龍宮城にも苦のあることは龍畜經にも見えてゐるの意。【六道に違はじ】六道を經廻つて行くと違はないの意。『六道』地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人間、天上、衆生が輪廻してゆく道の意で六道と云。【玄奘三藏は悟の前に六道を】玄奘經典を求めに天竺に赴く途中艱苦に遭遇せし際の事か。大慈恩寺三藏法師傳に、至二沙河間一、逢二諸惡鬼一、奇狀異類、遶二人、

前後ハ雖レ念ニ觀音ニ不レ得ニ全去ハ と見え、猶今昔物語玄奘三藏天竺傳法歸來語にも誇張して記してある。【日藏上人】初名道賢、三善清行の弟、延喜十六年金峰山椿山寺に入り薙髪、後室生の龍門寺に移る。寛和元年寂、一百餘歳。十訓抄、云みたけの日藏上人、承平四年四月十六日より、笙の窟に籠りて行ひけるほどに、八月一日午の刻ばかりに頓死し給ひて、同じき十三日にぞよみがへりたりける。其間夢にもあらず、現にもあらずして、金剛藏王の善巧方便にて、三界六道見ぬ所なく、經めぐりける程に云々。【藏王權現】吉野金峰山藏王堂本尊、金剛藏王權現。

御往生

去程に寂光院の鐘の聲、今日も暮れぬと打ち知られ、夕陽西に傾けば、御名殘は盡せず思し召されけ共、御涙を抑へて、還御ならせ給ひけり。女院は何(いつ)しか昔をや思し召し出ださせ給ひけん、忍びあへぬ御涙に、袖のしがらみ塞(せき)あへさせ給はず。御後(うしろ)を遙に御覽じ送つて、還御も漸う延びさせ給へば、御庵室に入らせ給ひて、佛の御前に向はせ給ひて、「天子聖靈成等正覺、一門亡魂頓證菩提」と、祈り申させ給ひけり。昔は先づ東に向はせ給ひて、伊勢太神宮、正八幡宮、伏し拜ませおはしまし、天子寶算千秋萬歲(ばんぜい)とこそ、祈り申させ給ひしに、今は引き替へて、西に向はせ給ひて、「過去聖靈(くわこしやうりやう)、

必ず一佛土へ」と、祈らせ給ふこそ悲しけれ。女院は何しか昔戀しうもや思し召され
けん、御庵室の御障子に、角ぞ遊ばされける。

此の比は何習ひてか我が心、大宮人の戀ひしかるらん。

古へも夢に成りにし事なれば、柴の編戸も久しからじな。

又御幸の御供に候はれける、德大寺の左大將實定公、御庵室の柱に、書き附けられけるとかや。

古へは月に喩へし君なれど、其の光なき深山邊の里。

女院は來し方行末の、嬉しう、つらかりし事共、思し召し續けて、御涙に咽ばせ給ふ折節、山時鳥の二聲三聲音信て通りければ、女院、

いざさらば涙くらべん郭公、我れも憂き世に音をのみぞ鳴く。

【今日も暮れぬと】拾遺集、卷二十、哀傷、題知らず、讀人知らず、山寺の入相の鐘の聲毎に今日も暮れぬと聞くぞ悲しき。**【しがらみ】**杙を打ち横に竹や木をわたし水を塞き止めるものを云。こゝは袖で涙をせき止めるより云。**【延びさせ】**法皇還御の御行列がだんだん遠くになつて見えなくなつたこと。**【天子寶算千秋萬歳】**天皇の御齡の千代萬世までも續かせ給ふ樣にの意。『寶算』天皇の御年齡をいふ敬稱。**【過去聖靈必一佛土】**一族一門の御靈が必ず同一の佛土へ生れ給ふ樣にと祈ること。**【此の比は云々】**佛道に志してから宮中の昔の榮華

の跡などは忘れて居たのに、此の頃はいつともなく宮中の人達が頻りに戀しく思はれるとの意。**【古へも云々】**前日の榮華も夢となつたことであるから、此の柴を編んだ戸の下に、果敢ない日を送ることも、さう久しいことでもあるまい、やがて夢となるであらうの意。**【古へは云々】**曾ては月にも喩へた全盛の女院も、今はその月の光に准ふる光もなく、山邊の里に籠つておいでになるのは、何とも悲しいことであるとの意。**【いざさらば云々】**時鳥も悲しげに鳴くが、私の悲さは遙に時鳥よりも勝つてゐるとの意。

抑壇の浦にて生捕にせられたりける、廿餘人の人々、或は首を刎ねて大路を渡され、或は妻子に別れて遠流せらる。池の大納言の外は、一人も命を生けて都に置かず。四十餘人の女房達の御事は、何の沙汰にも及ばず。親類に隨ひ所縁に付いてぞましましける。忍ぶ思は盡きせねども、さてこそ歎きながらも過されけれ。上は玉の簾の中までも、風閑なる家もなく、下は賤が伏屋の內迄も、塵治まれる宿もなし。枕を雙べし妹背も、雲井の餘所にぞ成り果つる。養ひ立てし親子も、行方知らず別れけり。是は入道相國、上は一人をも恐れず、下は萬民をも顧みず、死罪流刑、解官停任、思ふ樣に常に行はれしが致す處なり。されば父祖の善惡は必ず子孫に及ぶと云ふ事は、疑なしとぞ見えける。かくて女院は、空しう年月を送らせ給ふ程に、例ならぬ御心地出で來させ給ひて、打ち臥させ給ひしが、日來より思し召し設けたる御事なれば、佛の御手

に懸けられたりける、五色の絲を控へつゝ、「南無西方極樂世界の敎主、彌陀如來、本願過ち給はずば、必ず引接し給へ」とて、御念佛有りしかば、大納言ノ佐ノ局、阿波ノ內侍、左右に侍ひて、今を限りの御名殘の惜しさに、聲々に喚き叫び給ひけり。御念佛の御聲、漸う弱らせましましければ、西に紫雲靉き、異香室に滿ちて、音樂空に聞ゆ。限ある御事なれば、建久二年二月中旬に、一期終に終らせ給ひけり。二人の女房達は、后の宮の御位より附き參らせて、片時も離れ參らせずして候はれしかば、別路の御時も、遣る方なくぞ思はれける。此の女房達は、昔の草の緣も、皆枯れ果てて、寄る方もなき身なれ共、折々の御佛事、營み給ふぞ哀れなる。此の人人も、終には龍女が正覺の跡を追ひ、韋提希夫人の如くに、皆往生の素懷を遂げけるとぞ聞えし。

【忍ぶ思は盡きせねども】昔を慕ふ心は盡きないが。**【玉の簾の中】**貴人。**【妹背】**夫婦。**【例ならぬ御心地】**御病氣。**【南無西方極樂世界の敎主云々】**往生講式云、南無西方極樂化主阿彌陀佛、本願不ㇾ誤必垂ニ引接一、「本願過ち給はずば」衆生濟度の本願に間違がなくばの意。**【西に紫雲靉き云々】**來迎の景情。**【建久二年】**建禮門院崩御の年次實算等、諸說一定しない。長門本貞應二年春六十一歲、盛衰記貞應三年春六十八歲とす。參考本云、按建禮門院崩、本書諸本各異、未ㇾ知ニ適從一、亦鮮下實錄可ニ確據一者上、唯歷代皇紀云、建保元年十二月十三日崩、年五十七、餘無ㇾ所ㇾ考。**【別路の御時】**御臨終の御時。**【草の緣も皆枯れ果て】**いさゝかの緣ある人もな

くなつたこと。『草』『枯れ』縁語。**【龍女の正覺の跡を追ひ】**法華經提婆品に、龍女八歳にして說敎を聽て悟を開き、女人の身ながら佛果を得たとある其の例に倣ふの意。『龍女』龍宮の娑竭羅龍王の女。『正覺』成佛すること。**【韋提希夫人】**摩揭陀國頻婆娑羅王の后妃。阿闍世太子の爲に牢獄に投せられてから、世を厭ひ法を求める心篤く、釋迦の說敎を聽いて、廓然大悟したといふ人。

索引

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

ク

コ

サ

シ

ソ

タ

チ

ツ

テ

ト

ナ

二

ヌ

ネ

ノ

ハ

ヒ

フ

ム

ユ

ヨ

ラ

リ

ル

レ

ロ

索引終

附録

弦袋つけたる太刀
13頁

殿上小庭圖
13頁

鞘卷
11頁

輦車
25頁

牛車
25頁

鏑矢
117頁

小櫻威
128頁

殿上の乘合　參照圖
86頁

蛭卷したる小長刀
191頁

菱
213頁

鈴
279頁

錫杖
297頁

釘貫
301頁

築地
303頁

袈代
359頁

女房装束（壺装束）
396頁

市女笠
396頁

衛府の太刀
398頁

大中黒の矢
410頁

いか物作りの太刀
410頁

歯朶革威
433頁

五枚甲
435頁

かく縄
435頁

結文
586頁

截生
441頁

魚鱗鶴翼の陣形
582頁

脇息
608頁

立文 608頁

笏 621頁

矢配りの圖 652頁

鍬形打つたる甲 662頁

鎧の袖印 712頁

熊手 765頁

母衣 844頁

笠印 781頁

節縄目 844頁

小八葉車 894頁

京及一の谷附近
丹波
摂津
播磨
三草山
篠山
明石
多井畑
鵯越
塩屋
一ノ谷
須磨
神戸（福原）
生田
西宮
大阪
河内
大和
和泉
淡路島
京
三井寺
琵琶湖
勢田
近江
伏見
宇治
山城
木津川
伊賀
奈良
範頼軍
義経軍

屋島附近
男木島
兜島
大島
稻木島
女木島
五劍山
八島內裏
高松
古高松
牟禮
志度
播磨
備前
攝津
大物浦
河內
和泉
淡路島
紀伊
讃岐
八島
志度
古高松
中山
阿波
勝浦

壇浦附近
長門
豊浦
串崎
干珠島
満珠島
壇浦
下関
早鞆瀬戸
田ノ浦
門司
彦島
豊前
義經根據地
平家根據地
源軍進路
平軍進路

昭和六年十一月三日印刷
昭和六年十一月七日發行
昭和六年十一月十五日再版發行

改正定價金參圓也

新註平家物語
定價金貳圓八拾錢

著作者 石村貞吉
發行者 鈴木政雄
東京市神田區表神保町二番地
發行者 鈴木常松
大阪市東區博勞町五ノ五六
印刷者 白井赫太郎
東京市神田區榮町三ノ一七

發行所 東京市神田區表神保町二
振替口座東京二六四四番
東京修文館

發行所 大阪市東區博勞町五丁目
振替口座大阪四七壹番
大阪修文館

(精興社印刷)

昭和十七年
昭和廿九年八月廿七日求